皇紀二千六百年記念刊

上田市史

下

上田市史目次（下）

第二紀　第二篇藩政時代（續）……三
第十五章　産物改所……三
第一節　産物改所設置の目的……三
第二節　産物改所の設置……四
第三節　改判料の制定……一〇
第四節　改判料の額……一三
第十六章　産物會所の設立……一七
第一節　藩公の内意……一七
第二節　産物會所設立……一八
第三節　産物會所の規定……一九
第四節　産物會所功勞者……二三
第五節　會所の機織事業……二八
第六節　産物會所の收入冥加銀……二六
第十七章　上田の工業……二七
第一節　常田の鑄物工業……二七
第二節　鍛冶町の鍛冶工業……二九

第三節　紺屋町の染物工業……三六
第十八章　諸職人に關する制令……三七
第一節　諸職人世話役……三七
第二節　諸職人への申渡……四三
第三節　紺屋職への申渡……四七
第四節　黒　鍬……五〇
第五節　髪　結　職……五一
第六節　嘉永の職人制度書……五三
第十九章　災　厄……五五
第一節　降　水　害……五五
第二節　氣象變調及落雷……七八
第三節　火　災……八〇
第四節　凶　作……八三
第五節　地異　地震火山……一〇七
第六節　疫疾及盜難……一三五
第二十章　騷　動……一三五
第一節　寶曆騷動……一三五
第二節　天保稻荷山騷動……一八二
第三節　明治二年の騷動……一八四

第廿一章　上田町の町勢……二二七
第一節　上田城下町の成立……二二七
第二節　城下圍の在分……二二八
第三節　眞田時代の町勢資料……二三一
第四節　仙石松平時代の戸口の狀勢……二三三
第五節　町勢維持の施設……二四三
第六節　町勢回復の徴……二四九
第七節　町分の家數增加……二五一
第八節　町勢生活狀態考察資料……二五四
第九節　家中屋敷……二五五
第十節　杉並木……二六一
第廿二章　風俗……二六四
第一節　座頭の我儘……二六四
第二節　伊勢參りの風……二六六
第三節　雨乞……二六七
第四節　水祝、石打……二七〇
第五節　元祿風……二七三
第六節　曲馬、勸進角力等……二七四
第七節　博奕の制禁難し、取除無盡……二七五

第八節　田沼時代の世相一斑……二七七
第九節　迷信……二八三
第十節　寛政以後安政の比に至る風俗……二八四
第廿三章　平民の侍分格式待遇……二九七
附　支配階級と被支配階級
第廿四章　教育……三〇七
第一節　藩の文武教育……三〇七
㈠、文教　㈡、武教
第二節　寺小屋……三一九
第廿五章　學者　史料蒐輯、修史……三二四
第一節　學者……三二四
第二節　史書、史料蒐輯、修史、上田藩士の著書……三四一
第廿六章　藩事雜載……三五三
第一節　天皇御即位献上品……三五三
第二節　將軍家への献上品……三五三
第三節　藩の年中行事……三五八
第四節　藩公逝去當時の上田……三六九
第五節　在城祝……三七一
第六節　藩主の狩獵……三七五

第七節　藩公別墅……三七七
第八節　繪圖の作製……三七八
第三篇　自明治維新當時至廢藩置縣迄……三八三
第一章　明治維新當時の上田……三八三
第一節　藩主の動行……三八三
第二節　在所上田の狀況……三八八
第三節　上田藩の動向一變……三八九
第四節　上田藩と上ノ山藩……三九七
第五節　幕末に於ける特殊行動の人々……三九九
第六節　合力及寄附……四一八
第七節　官軍先鋒總導隊の通過宿泊……四二一
第八節　維新當時の世相一斑……四三四
第二章　藩治職制……四三六
第三章　版籍奉還……四五四
第一節　版籍奉還の先唱者……四五四
第二節　上田の版籍奉還……四五六
第四章　版籍奉還後の上田藩……四六〇
第一節　上田藩廳……四六〇
第二節　明治三年の藩治職制改革……四六五

第三節　士族卒の歸農奬勵……四七八
第四節　上田藩領内の戸口……四八一
第三紀　自廢藩置縣至上田市制施行迄……四八三
第一篇　廢藩置縣……四八五
第一章　廢藩當時の上田……四八五
第二章　廢藩置縣の當時……四八九
第一節　信州の諸藩……四八九
第二節　伊那縣及中野縣……四九〇
第三節　諸縣の置廢……四九一
第四節　幕末に於ける信濃及小縣郡内の支配別……四九二
第五節　士族の家祿奉還……四九四
第六節　上田藩知事松平忠禮の留學……四九五
第二篇　上田町……四九七
第一章　上田町所屬の行政區の變遷……四九七
第一節　區制期……四九七
第二節　大小區制期……五一五
第三節　郡の復活……五一六
第二章　明治天皇北陸東海御巡幸……五一九
第一節　明治天皇の重なる御巡幸……五一九

第二節　御巡幸仰出と諸般の準備……五三
第三節　御發輦……五三七
第四節　上田御宿泊……五四四
第五節　長野御駐蹕……五五三
第六節　御還幸……五五四
第七節　進獻詩歌、奏上書所載の孝子節婦……五五五
第八節　御下賜品目錄……五五七
第九節　御巡幸御道筋變更願……五五九
第十節　御巡幸記念式……五六一
第三章　上田町の區圍擴張……五六三
第一節　町村制施行以前……五六三
第二節　町村制施行當時……五六三
第四章　初期の町會、聯合町村……五六九
第一節　郡治復活當時の町會……五六九
第二節　聯合町村……五七七
第五章　町村制施行後町政機關の成立……五七八
第一節　町會議員の選舉……五七八
第二節　町長助役の選舉……五七九
第三節　上田町行政區設置……五八〇

第六章　諸般規程の制定……五八二
第一節　上田町公文式條例……五八二
第二節　上田町町會議細則……五八三
第三節　上田町吏員諸給與規則……五八五
第四節　吏員優遇法……五八九
第五節　吏員身元保證金規則……五九〇
第六節　諸證明手數料規則……五九一
第七節　學務委員選舉規定……五九二
第八節　町稅徵收方法及收入金督促手數料……五九三

第三篇　上田町勢の發展……五九五

第一章　戸口の狀勢　町費收支狀態……五九五
第一節　戸口……五九五
第二節　町費收支狀態の一班……五九六

第二章　交通、運輸……六〇〇
第一節　道路……六〇〇
第二節　鐵道……六〇三
第三節　車輛……六〇七

第三章　通信……六一〇
第一節　上田郵便局の沿革……六一〇

第二節　郵便區域の變遷……六二五
第三節　電信配達區域の變遷……六二六
第四節　電　　話……六二七
第五節　長距離電話の發展……六二八
第六節　各種事務取扱の開始年月……六三〇
第七節　局の事業成績……六三一
第四章　諸　官　衙……六三七
第一節　東京鎭臺第二上田分營……六三七
第二節　上田警察署……六三二
第三節　上田監獄上田刑務所……六三五
第四節　上田區裁判所……六三八
第五節　小縣郡役所……六四〇
第六節　上田稅務署……六四一
第七節　蠶業試驗場……六四五
第八節　上田小林區署……六四七
第九節　蠶業取締所……六四九
第十節　染織講習所……六五三
第五章　教　　育……六五六
第一節　初等教育　一、鄉學校　二、小學校　三、幼稚園……六五六

第二節　中等教育　一、長野師範上田支校　二、上田中學校　三、小縣蠶業學校　四、上田高等女學校　五、私立學校、女子技藝學校、大原簿記學校……六八三
第三節　高等專門學校……六九三
上田蠶絲專門學校……六九四
第六章　上田商工會議所……七〇一
第一節　沿革……七〇一
第二節　事業……七〇三
第七章　銀行及諸會社……七一〇
第一節　銀行……七一〇
第二節　諸會社……七一七
第八章　工場……七二一
第一節　製絲工場……七二一
第二節　機織工場……七二三
第三節　印刷工場……七二四
第九章　新聞……七二八
第十章　土木……七二九
第一節　道路、橋梁……七二九
第二節　治水工事……七三四
第十一章　市街の發展……七三五

第一節　松尾町……七三五
第二節　天神町、三好町……七三六
第三節　蠶影町、榮町……七三六
第十二章　基督教會……七三七
第一節　上田日本基督教會……七三七
第二節　天主教公會……七三七
第三節　日本メソヂスト上田教會、上田ホーリネス教會……七三九
第十三章　兵事……七四〇
第一節　西南戰役……七四〇
第二節　日清戰役……七四一
第三節　日露戰役……七四四
第十四章　諸將軍の來田……七四八
第一節　海軍三將軍の來田……七四八
第二節　乃木將軍の來田……七五一
第十五章　衞生……七五三
第一節　藩政時代の衞生……七五三
第二節　廢藩後の衞生……七六三
第十六章　消防……七七六
第一節　藩政時代の消防……七七七

第二節　廢藩後の消防……七八五
第四紀　上田市制施行後　上田市時代……七九三
第一篇　上田町上田市と成る……七九五
第一章　市制施行……七九五
第一節　市制申請……七九五
第二節　市制認可……七九五
第二章　市諸機關……七九六
第一節　市役所……七九六
第二節　市會議員の選舉……七九六
第三節　市長の選舉……七九九
第四節　上田市行政區設置……八〇〇
第五節　上田市有給吏員の定數及徽章……八〇三
第三章　諸規程及條例の制定……八〇四
第一節　上田市會議事細則及傍聽人規則……八〇四
第二節　公告式條例、公報發行規程、祝祭日規程、表彰規程……八〇八
第三節　市役所處務規程抄錄、諸給與條例、吏員身元保證規程……八一〇
第四節　吏員優遇法……八一六
(一)吏員退隱料退職給與金死亡給與金遺族扶助料條例　(二)吏員雇員慰勞休暇　(三)名譽職員費用辨償額報酬額支給方法條例

第五節　手數料改正條例……八二〇
第六節　奬勵規程……八二一
第七節　市役所給仕及使丁服務規程……八二五
第二篇　市勢の發展……八二九
第一章　市域の擴張　新市街の發達……八二九
第一節　城下村の合併……八二九
第二節　新市街の發達……八三〇
第二章　戸口の狀勢及經費……八三三
第一節　戸口……八三三
第二節　經費……八三三
第三章　交通……八三四
第一節　道路……八三四
第二節　橋梁……八三七
第三節　電車其他の交通機關……八四一
第四章　土木……八四三
第一節　治水事業……八四三
第二節　土木に關する諸規程……八四六
第五章　教育……八五三
第一節　小學校……八五三

第二節　上田實科高等女學校……八五七
第三節　上田市青年學校……八六〇
第四節　上田盲學校……八六六
第五節　私立學校……八六九
第六節　上田市圖書館……八七〇
第六章　衞生……八七七
第一節　上水道……八七七
第二節　下水道……九一四
第三節　汚物掃除……九一四
第四節　屠場……九一七
第七章　軍事的設備……九一九
第一節　上田飛行場……九一九
第二節　上田射的場……九二三
第八章　運動場　公園……九二四
第一節　市營運動場……九二四
第二節　公園及徵古館……九二九
第三節　市公會堂及各區公會場……九四〇
第九章　菅平開發……九四八
第一節　菅平スキー場……九四八

第二節　諸般の施設……九五一
第十章　殖　産……九五三
第一節　林　業……九五三
第二節　農　會……九六一
第十一章　諸　團　体……九六三
第一節　在鄉軍人會上田市聯合分會……九六三
第二節　上田女子青年團……九七三
第三節　信濃海外協會上田支部……九七三
第四節　氏子總代會……九七四
第五節　上田史談會……九七五
第十二章　社會事業……九七七
第一節　上田明照會……九七七
第二節　上縣佛教會……九八〇
第三節　市營住宅……九八一
第四節　上田市職業紹介所……九八三
第五節　上田市方面委員會及方面事業助成會……九八八
第六節　夜間診療所……九九九
第七節　信濃同仁會……一〇〇一
第十三章　諸　組　合……一〇〇三

第一節　松尾購買組合……一〇〇三
第二節　上田信用組合……一〇〇四
第三節　城下信用販賣購買組合……一〇〇七
第四節　上田市共同質庫信用組合……一〇〇九
第五節　上田家畜禽販賣講買利用組合……一〇一〇
第六節　上田織物同業組合……一〇一一
第十四章　工　場……一〇一一
第一節　水野玩具工場……一〇一三
第二節　飯島飴工場……一〇一四
第三節　小島鐵工場　寺田鐵工場　中村犁製作所……一〇一五
第四節　鐘紡工場……一〇一六
第十五章　娯　樂　場……一〇二一
第一節　上田演藝館……一〇二一
第二節　上田劇場……一〇二一
第三節　上田電氣館……一〇二三
第十六章　皇族方の御來田……一〇二三
第十七章　昭和七年日支事件及日本赤十字社長野支部上田市委員部……一〇二五
第一節　昭和七年日支事變……一〇二五
第二節　日赤長野支部上田委員部……一〇二八

第十八章　諸會式祭の擧行……一〇二九
(一)水道落成祝賀式　(二)市制施行十週年祝賀式　(三)明治天皇御巡幸五十年紀念講演及展覽會
(四)上田築城三百五十年祭　(五)上田飛行場献納式
社寺古蹟及人物誌……一〇四一
第一篇　社　寺……一〇四三
第一章　神　社……一〇四三
第一節　縣　社……一〇四四
第二節　村　社……一〇五五
第三節　無格社……一〇六四
第四節　上田城祭……一〇七七
第五節　常田房山獅子躍……一〇八八
第二章　寺　院……一〇九九
第一節　眞言宗……一一〇〇
第二節　禪　宗……一一〇三
第三節　淨土宗及眞宗……一一〇九
第四節　法華宗……一一二六
第三章　社寺の勸化、制令及注意……一一三三
第一節　社寺の滯御免勸化……一一三三
第二節　社寺に關する制令注意……一一四三

第二篇　古蹟附碑文、發掘古錢……一一五七
第一章　古　蹟……一一五七
第一節　古城阯……一一五七
第二節　史　蹟……一一六七
第三節　發掘古錢……一一八七
人　物　篇……一一九一
上田市史略年表……一三〇七

第二紀　自上田築城至廢藩置縣（續）

第二篇　藩政時代

第十五章　産物改所

第一節　産物改所の設置の目的

産物改所設置の目的

上田藩に於ては、近來絹紬の産物額が追々多くなり、諸方に送り出さるゝに至りしが、粗製濫造の品も次第に增加し、且反物尺幅等が、規定に缺くる者も出るやうになつた。故に其弊風を除き、領分内産物の品質を、粗惡に陷らしむることなく、其名聲を維持せんが爲めに、其等の品物を檢査し、檢査印押捺の上販賣せしむる制を立て、同時に又檢査印料を徵收して、領内不時の災厄に由る、究乏救濟費の一部とも爲さんとの考の下に、絹紬等の改所設置の意があつた。此事は文政八年の頃より、追々計劃を進めて居たが、先づ町方に於て、いか程位の絹紬が取引され居るかを調査して、參考に資せんとし、文政十三年十月三日、上田惣町に於て絹紬の仕入高・一ケ年何程なるかを調査して、差出すべきを問屋に命じた。町役人は、其等品物の商賣を業とせる、綿屋喜三郎、萬屋金兵衛、齋藤曾右衛門等に其を調べさせた。綿屋等は調査の後、文政十一、十二兩年の平均數を取り、絹紬の價格は凡二萬三千兩程の金額

文政十一、十二年頃の上田町絹紬仕入高

で、其品物は

覺

一白紬　一萬一千疋程
一縞紬　五萬八百反程
一白絹　二千五百疋程
一絹縞　三千疋程
　此分不レ残反ニ直し三萬八千八百反

右一ケ年惣町仕入高凡そ積に御座候　以上

（天保元年）寅十月

柳澤太郎兵衛
瀧澤助右衛門

産物改所設置に就き町方の意見を問ふ

天保二年の冬に至り、藩は絹紬改所の設置に就いて、町方の意見を徴した。町方では翌三年の正月に不賛成と上申した。

第二節　産物改所設置

産物改所設置

然るに藩に於ては、此年十月愈絹紬改所設置に決し、十八日兩問屋を會所に招き、町奉行、郡奉所、勘定奉行等列席の上、御領分産物取締手段書といふを渡し、同時に兩問屋ニ産物改所頭取を申付けた。

御領分産物取締手段書

産物取締手段書

一産物改所の儀、兩問屋非番之方に立候事

一改所取締方之儀、兩問屋へ申付、取扱方之儀ハ、兩町ニ而可レ然者見立、兩三人ツヽ、申付、右之内非番之方より月番之方に一兩人宛助合候事

但此度ハ絹、紬、絲等專取締被二仰付一候ニ付、其心得を以て取扱人相選可ニ申出一候

一月ニ寄り絹、紬等出方多少も可レ有レ之事ニ付、年分諸勘定の儀片寄無レ之爲、双方揉み込みニ致候方可レ然事

一絹紬幷絲賣買之者、惣而改處へ持出し、改印請候上取引勝手次第致可レ申、勿論無印の品賣買停止之事

一御城下店々ニ而仕入方之儀、鑑札相渡し置候上ハ、無印の品買取候儀不レ苦、勿論役所ニて改印請候上賣捌可レ申事

一判錢之儀ハ、改所諸雜費等の入用ニ充候上は、渡世之者迷惑筋ニ不ニ相成一候樣程能相定、追々持出しの品數相增判錢有餘り出來候ハヾ、改所積金ニ致し、何等之節手當ニ爲レ致候心得を以て取扱候事

一是迄有來候仲買之者、組合限制度相立、夫々鑑札相渡右鑑札無レ之者絲機渡世致候者より、改印無レ之品買取候ハヾ、仲買共相互ニ致可レ申候、勿論買取候品改所に差出、改印請候上賣買可レ申事

但仲買の者買請候品、御城下仕入店に差出可レ申、他所商人等へ荷物賣渡候義致間敷候事

一絹、紬、絲共前金借渡候て、都合宜敷筋も候ハヾ、仕入店の者へ金子取替、夫より仲買の者へ貸渡し、絲機渡世致候者に爲ニ貸出一、又ハ仕入店より直に絲機渡世の者に貸し候樣致候事

辰十月

他商人に賣渡すべからず

然るに同年十一月二日、兩問屋は町方熟議の結果、絹紬改所は此處一兩年、設置延期せられたき旨、口上書を以て出願した、其口上書は次の如くで

口上書

兩問屋の反對意見

産物絹紬絲御取締ニ付改方委細申上候樣私共に被ニ仰付一候所、右ハ容易ならざる儀ニ付、只々心配仕罷在、殊ニ當時差支之義御座候ニ付存念左ニ申上候

一絹紬之義改所御建被レ成候事、文政八酉年并去卯年御内意御座候ニ付、書付差上候通改印等致候てハ、銘々手都合も悪く、其上少々ニても判錢等出し候樣罷成候てハ、彌以迷惑致し、御當所へ出候品、相減し可レ申哉ニ存候處、去卯九月松代表ニて、絹紬新市相始候ニ付、猶以御當處不都合ニ相成候ハヾ、松代に出候樣ニ可ニ相成一存候ニ付、御取締無ニ御座一樣追々申上置候義ニ候

一松代表絹紬之義、御領分ニて出來候分、不レ殘松代に持參候樣、被ニ仰付一候由ニ御座候、新規之義ニ付、賣先差支可レ申、左候ハヾ取締も崩れ可レ申哉ニ存、是迄上田へ仕入ニ參り候者に、買次の者より相願、去年中御當處ニて仕入致候ニ付、買次の者も格別ニ相働き候へ共、品拂底ニて仕入方不足仕候間、當年ハ勘辨可レ致候得共、又候來年もケ樣ニてハ、松代に參り買候より外無レ之赴申候由尤去年中ハ松代御領より、少々宛ハ參り候間、乍ニ不足一大底にハ間に合候所、當正月中仲買の者に鑑札相渡し、嚴敷取締付候赴ニ付、當年の所猶更無ニ心元一、買次の者兩三人上州藤岡迄罷越、いづれニも間欠無レ之樣可レ致候間、松代へは參り吳不レ申樣相賴、上田ニ而仕入爲レ致候ニ付、外々より注文等申越候分一切遣し不レ申樣致候ても、松代取締嚴敷ニ付、猶以て、當年ハ不足仕、殊に松代御領の品出不レ申候故、中物無ニ御座一旁以て仕入ニ參候者、彼是申困り候得共、一人ニても松代へ遣し候得ば、引續皆々罷越、忽松代に市相引可レ申と、一同心配仕只管相賴候て、留置候趣ニ御座候

一松代表新市相始候得共、仕入人も參り不レ申賣捌方差支候ニ付、松代市ハ程無く相止ミ可レ申杯と、上田にて風聞申候由、御聞込有レ之候赴ニて、別し而お上にて御世話被レ成、絹紬等上田に持參候者

又ハ在中にて他領之仲間へ賣候者杯、此節手鑓等夫々御咎有レ之候由、右様嚴敷御取締等御座候様ニてハ、彌上田に出候品少々ニ相成、諸國より松代に仕入罷越候様可ニ相成一哉難レ計奉存候、然る處御取締等被ニ仰出一、其後ニ至り松代へ仕入ニ參候様ニてハ、松代之御取締故とは不レ存、上田ニ而御取締付候故と存可レ申、左候へば別して種々の風説も相立可レ申哉、殊には品不足の所、松代へも不レ爲レ遣同所の絹紬も調不レ申様無理成儀相頼置候ニ付、御取締承候ハヾ幸の事に致し、當所頼も不レ聞松代へ罷越可レ申哉と奉存候、既に天明年中藤岡改所之義ハ、公儀より御觸も御座候處、諸國店方不承知ニて、仕入ニ參り不レ申候故、騒動致改所相止候と承候得ば、御取締の儀ハ不ニ容易一事と奉レ存候間、可ニ相成一儀ニ御座候ハヾ、御用捨被ニ成下一度奉ニ願上一候。乍レ去是迄再應御侘申上候ても、被ニ仰出一候程の義ニ付、御流ニも不ニ相成一事ニ御座候ハヾ、松代市彌相立候歟、又ハ相止ミ候歟、兩三年の内ニハ相片付可レ申哉ニ奉レ存候間、何れなりとも篤と相定候迄ハ、御延引被ニ成下一度、此段口上書を以申上候　以上

（天保三年）辰十一月

同屋　柳澤太郎兵衛
同　瀧澤助右衛門

改所設置決定

兩問屋に頭取を命ず

右の如く兩問屋より延期の願ひ出ありしも、遂に於ては斷然絹紬等改所を設くるに決し、天保四年二月六日を以て「此度御領分の産物取締として、絹紬等改所を設け、海野町、原町兩問屋へ頭取申付け、右兩町にて月替りニ改所を致し、來三月一日より、改を開始するを以て、一同左様心得へよ」と申渡し、同時に左の件々をも達示した。

産物改規則

一絹紬幷糸賣買之者、惣而改所へ差出し、改印請候上取引可レ致、無印の品賣買堅く停止之事

但判錢之儀ハ追而可ニ申付一候間、兼て左様心得居可レ申候

一御領分仲買の者へ夫々鑑札可ニ相渡一候間、組合を立制度相定可レ申候、勿論買請候品改所に差出改印請候上賣捌可レ申候
若又鑑札無レ之者、糸機渡世ニ致候者より、改印無レ之品買取候様之儀有レ之候ハヾ、相糺早々可ニ申出一候
一御城下店々にて、仕入方致候者へ鑑札可ニ相渡置一候間、無印の品勝手次第ニ買取可レ申、勿論改所ニて改印請候上賣捌可レ申候
一鑑札申受けたき者ハ、夫々其筋に願出可レ申候
一大阪表に差出候絹紬類ハ、彼地取締として、同所南本町山田屋彦次郎方ニて、一手ニ引請取扱候筈にて、其段町御奉行所へも、御斷り相濟居候間、其旨相心得可レ申候、勿論右之分增印を加へ差出、右增印無レ之荷物ハ、彼地ニて取引不ニ相成一候間、絹紬等同處へ差出候者ハ、改所にて增印申受候上、右彦次郎方へ差送り候様可レ致候。若又增印無レ之荷物ニても、手都合により彼地へ差出度節ハ彦次郎方にて增印請候上取引可レ致候

大阪表絹紬一手引請人

此は町分のみならず在中へも觸れ渡したのである。十二日に問屋推舉の者伊藤武助、金井万兵衛、内藤九郎右衛門、宗左衛門の四人、産物取扱人に申付けられ、十七日には産物會所頭取を命ぜられし兩問屋は、各年分給米として、二人扶持を與へられることゝなつた。又産物改會所改方を命ぜられし、伊藤武助原町　金井万兵衛原町　内藤九郎右衛門原町　半兵衛海野町　嘉吉海野町　茂吉海野町　の六人は、年分給米貳拾俵ヅヽ、與へられ、同時に改に臨む際は、一刀を帶し出勤すへきを申渡した。

産物取扱人

改所頭取及び改方

川中島分は、稻荷山の問屋松木俊司改方頭取ニ、其他改方四人命ぜられ、其地より産出の品には、川中島口と云ふ增印を、押すことゝした。

川中島改方頭取

川中島口

天保四年三月、四月二ヶ月分の改反物

天保四年改員數

一絹紬　惣〆　九百五疋　八百三十一反
一糸　七百七十三提

同年五月より八月に至る迄改員數

一絹紬　惣〆　二千四百八十九疋　貳百貳拾參反
一糸　千八百六十四提
一帶　六本

改料

改料の事は、追て申付くる旨申渡しありしが、天保五年二月ニ至り、此四月朔より左の規定ニ依て、改料を徴收すると申渡した。

一絹紬　一疋　糸一提ニ付改料銀三分
一帶地二筋ニ付改料壹分五リン

向後帶地も産物の儀ハ、同様ニ付改を請くべし。

同時に又左の條々を申渡した。

一右の品々無印の者、他處商人に賣渡、或ハ不正の取扱も有レ之赴、略名前相聞居不埒之至に候得共、先ツ是迄の儀ハ格別の宥免を以て、糺の沙汰ニ不レ及、以來右樣之義有レ之ニ於てハ、糺之上嚴重に咎申付候間、心得違無レ之樣相守可レ申、依て猶又委細左之通申聞かせ候

無改印の品賣買堅く禁止

一絹、紬、糸、帶地、太織等賣買之者、都而改所へ差出、改印請候上取引可レ致、無印之品賣買堅く停止候

仲買の者仲間制度相定むべし

但判錢之儀ハ夫々差出改受可レ申候

一御領分仲買の者へ鑑札相渡候間、組合を立て制度相定可レ申、勿論買請候品買取候樣の義有レ之候ハヾ、相糺早々改所に可ニ申出一候

附糸織渡世の者、御領分鑑札所持の仲買の外、親戚懇意隣家の者たり共、鑑札無レ之者に賣渡候義堅く停止ニ候

若し相背候者有レ之候ハヾ、早々改所に可ニ申出一候

一御城下店々にて仕入方致候者も、鑑札相渡置候間、無印の品勝手次第買取可レ申、勿論改所に差出改印請候上賣捌可レ申候

但店々にて仲買持來候無印の者、買取候義ハ勿論、直段等談致候義も、堅く停止ニ候。若相背候者有レ之ニ於てハ吟味の上急度咎可ニ申付一候

仲買の者無印の品賣渡すべからず

一御領分仲買之者、注文の品たりとも、無印の品御城下店々幷在中懇意之者へも、賣渡し候儀ハ勿論直段取組候義も、堅く停止ニ候。若し相背ニ於ては、吟味之上無ニ宥免一急度咎可ニ申付一候

近領の品と雖も改印を受くべし

一御近領之品ニても、上田産物ニ同じき品買取候ハヾ、紛敷候ニ付、改所に差出改印受候上賣捌可レ申若無印ニて取扱候者有レ之ニ於てハ、急度咎可ニ申付一候

一鑑札申請度者ハ夫々役元に可ニ願出一候

右條々急度可ニ相守一候様、一統末々迄不レ洩様篤と可ニ申聞一候

天保五年五月木綿物をも改むる故、改所掛札を、産物絹紬糸改所と爲し置くは適當ならずという事で、産物改所と書き直す事に成つた。

掛札書き改

産物改所の所在

産物改所は、海野町原町兩町の肝煎屋敷を以て之に宛て、屋賃として金五兩ヅヽ與へた。後大手前に新築し天保十五年五月二十七日此所に移轉した。

第三節　改判料の制定及び判料の使途

在分にも産物取締方を置く

天保十五年五月、産物改方頭取問屋の給料を廢し、同時に洗馬組割番久保清左衞門、浦野組割番林藤四郎弘化三年小泉組割番の兩人、新に産物取締方を命ぜられた。而して助右衞門、清左衞門、藤四郎三名ニ命じ、町方より三人、在方より三人の改方申付るに由り、實躰の者推擧すべき旨を達し、此時改めて左の條々を申渡した。

定

絹紬等華麗手薄の品製造を禁ず

御領産絹紬近年迄も、實用の品專製造致候處、時勢に從ひ候歟、中ニハ華麗高料ニ而、却而手薄の品を製造いたし、御領産の本意を取失ひ候間、此度製度申付候ニ付、古來之通直安實用の品製作可レ致候事

改料規定

一惣而絲反物類幷木綿太織等、尺幅不足無レ之樣致し、産物改所へ差出し、改印受候上賣捌可レ申事

但判料之儀ハ、絹紬類一疋、幷糸一提ニ付、銀三分ヅヽ、帶地弐筋ニ付、一匁五分ヅヽ、横太織一反ニ付、銀一分ヅヽ、木綿一反ニ付、銀五リン差出可レ申事

改判料の使途

一右判料之儀ハ、圍救被ニ仰付一非常の節御領民手當ニ致し候事。附救圍方ハ可レ成丈費立不レ申候樣、改方取締の者取調可ニ申出一候事

絹紬木綿太織等尺幅規定

一絹紬一疋六丈巾九寸五分

但一反ニ付不足一尺迄ハ、用捨之事

一木綿横太織一反弐丈八尺巾同上

但一反ニ付不足五寸迄ハ、是又用捨之事

眞正の口之印

右之通尺巾相改眞正の口之印押可レ申、不足の者ハ不足口の印押可レ申事

右改の儀ハ、日々朝五時より夕七ツ時半迄、相改可レ申候事

一御領産仲買致候者へ、鑑札相渡置可レ申候事

一無印の品取扱候儀、決して不二相成一候事
右之條々永々無二違失一可二相守一、若相背者於レ有レ之ハ可レ爲二曲事一者也
五月

改判料を以て、町村に圍籾を爲す

次に一般に向て、五月廿七日以後、産物改會所の名を、産物改所と改唱すること、及び新に建られし追手の會所にて、事務を取扱ふ旨を達し、又産物改判料を以て、領分町村に圍籾する事に定め、其事務は兩問屋、及洗馬組割番久保清左衛門、浦野組割番林藤四郎の四人に取締を命ずるを申渡し、又從來の改方は之を免し、新に町方三人在方三人を、改方に命じたる旨を達した。

此時産物改所改方に擇ばれた人々は、町方海野町柳澤嘉吉、小林左七、原町伊藤武助、笹屋源次郎。在方浦野組村松鄕嘉右衛門、同馬越村万右衛門。洗馬組横澤村清助、同勘兵衛の各四人宛であつた。三人と定まりし所、四人を置いたので、給金は年分一人七兩、其三人分を四人に分與したのである。又二人扶持宛行を停止された、取締役の者は、年分給金二歩宛、川中島の方は一歩、給與することゝ成つた。

産物改所吟味方心得

此時産物改所に關係する者に對し、其心得方を左の如く申渡した。

産物改所吟味方心得

一條目之通嚴重相心得万端不正之義相正可レ申事
一一同無二伏藏一萬事申談、晝夜一人宛罷出番可レ仕事
附日記幷鑑札等相認可レ申事
一惣而下より申出候儀は、三奉行月番へ可二申出一事
一籾圍方辨利取調万事費無レ之樣吟味可レ致事
一産物改印之義は、預置候間押遣候都度、相渡可レ申事

一判料之義は、郡方ニて月々入念勘定爲レ致、相改受取置可レ申事

産物改取締の心得

之と同時に産物改取締の者へも

一條目之通嚴重相心得、産物改方不正は急度相糺、吟味方に可ニ申出一事

一盆暮勘定、圍籾出入之節、罷出可レ申事

産物改方の心得

と達し又産物改方の者には

一晝の內兩人。泊り一人宛申談相勤可レ申事

一御領産改之義は、吟味方出席の上、在分より持參之品は、町方之者員數相改、町方より持參之品は在方之者員數相改可レ申事

一判料は月々勘定致、吟味方へ差出し可レ申事

第四節　改判料の額

改判料額

此産物改所を新設して、何程位の改料を徵收し得たるか、又其反物員數は何程位取扱しか、左ニ天保十四年より十五年の間のものを記す。

覺

卯十二月朔より辰天保十五六月晦日迄

一貳千五百九拾七疋　〆高

七萬三千三百四拾七反

千三百三筋

千三百六十九提半

內譯

貳千五百九拾七疋　絹紬類
改料　七百七十九匁一分
貳萬五千百七十八匁　横太織
改料　貳〆五百十七匁八分
四萬八千百六十九反　木綿
改料　貳〆四百八匁四分五り
一千三百三筋　帶地
改料　九十七匁七分二り五毛
千三百六十九提半　絲
改料　四百十匁八分五り
〆銀六貫貳百拾三匁九分二り五毛
此金百參兩貳分ト銀三匁九分二り五毛

天保十五年半年改料

天保十五年十二月朔日より弘化元年六月晦日迄の改料

一、絹紬　三千六百七十二疋
改料　壹貫百壹匁六分
一、横太織　二萬五千七百三十四反
改料　貳〆五百七十三匁四分
一、木綿　四萬二千五百七十五反
改料　二〆百二十八匁七分五り
一、帶地　千七百十筋

改料　百二十八匁二分五り

一、絲　千六百八十九提

改料　五百六匁七分

〆六貫四百參拾八匁七分

此金百七兩一分ト銀三匁七分

嘉永七年半年改料

嘉永七年七月より十一月迄の改料

一、一萬二千三百四十一疋　絹紬

改料　三貫七百二匁三分

一、貳百八拾七疋　生絹

改料　八十五匁八分

一、六千三百二十五反　横太織

改料　六百九十二匁五分

一、一萬二千二百三反　木綿

改料　六百拾匁一分五り

一、三千九百三十二筋　帶地

改料　貳百九十四匁九分

一、八千三百一提　絲

改料　二貫四百九十匁三分

〆銀七貫八百七十五匁九分五り

爲金百參拾一兩一分ト九分五り

安政四年半年改料

安政三年十二月朔日より巳四年六月晦日ニ至る迄の改料

錢百〇一文

一、八千四十三疋半　絹紬
　改料　二貫四百十三匁五分
一、貳十七疋半　生絹
　改料　八匁二分五毛
一、二萬千九百七十九反　横太織
　改料　二貫百九十七匁九分
一、三萬二千六十一反　木綿
　改料　一貫六百三匁五分
一、六千八百五十一筋　帶地
　改料　五百十三匁八分二り五毛
一、二千九百九十七提半　絲
　改料　八百九十九匁二分五毛
〆銀七貫六百三十五匁二分五り
　爲金百二十七兩一分ト銀三匁二分五毛

生絲改料の增額

横濱開港以來、白絲の賣買日に盛にして、輸出絲多くなり、其影響は織物の減少と成つた。隨て改料の高も減少し、一方白絲に在ては其値段ハ高くなり、賣行も良好であつたので、多分の利益を得るに至つた。依て、文久三年正月廿日産物改所にては、今迄生絲一提改料三分の處、本亥年だけ三分增、卽ち從來の二倍徵收する事とした。

改判料の増徴

翌文久四年正月に至り

産物改料の義は、籾を圍ひ置き、鰥寡孤獨の究民を救助する趣意で徴收したのであるが、近年次第に米値段は高くなり、救助を要する人員も增加し、救助の手も届き兼ぬるに至るかと心痛して居る。既に生絲は改料を昨年中迄增徴して、來たのであるから、他の諸品の判錢も、當子年から當分の間

一絹紬一疋ニ付是迄銀三分、當子年より一分五厘增
一木綿一反ニ付　同　五厘　　同　　五毛增
一横太織一反ニ付同　一分　　同　　五厘增
一帶地一筋ニ付　同　一分五厘　同　　七厘五毛增

の規定に従つて、上納すべく申渡し、各增額を決行した。

（原町問屋日記）

第十六章　産物會所の設立

第一節　産物會所設立の内意

産物會所設立の内意

上田藩主松平忠優領内の殖産興業に意を留め、曩に産物改所を設立し、領内産物の品質改善を圖りしが、公の生家播州姫路藩ニ於て、産物取扱所を設けて、領内産物の輸出を圖り、其成績甚だ良好なりしを聞き、上田藩に於ても之に倣ひ、領内産物他地方輸出を計劃し、以て領内の殖産振興、富力增進を圖らんと欲し安政三年此旨を家老岡部九郎兵衛ニ傳へ、然るべく取計ふことを命じた。依て岡部は直ち　上田表より、島田參助、土屋仁輔の兩名を江戸に招致し

此度兩人に出府を命じたのは、姫路藩が計劃實施せる、領内産物の世話は、よく行届いて居り其爲めに産物も段々增加するに至り、隨て藩の經濟に潤を及ぼすこと、尠く無いといふことである。故に上田に於ても、此方法に倣ひ、當時追々他處への輸出多くなるに至りし産物を世話する所を設けて産業の奬勵、産物の賣捌等の事を、取扱ひたいと思ふ。此事は藩公既に先年より考慮されて居りしも、好い時節が到來せず殘念に思召されて居る。故に此度兩人の者に産物會所取建の事を申付くるから、充分骨を折つて、工夫盡力して貰ひたい。其事に就いては、如何なる事にても、遠慮腹藏無く申立つるやう、又産物會所を取建る趣意ハ、姫路藩の産物取扱に倣つて、少し宛冥加金を差出させ、産物會所にて追々取廻し、積立永續するやうにしたい、そして其積立金は貯へ置き、領分内に不慮の事起りし時、其非常手當に充てんとの、御考へであると申聞かせた。

第二節　産物會所の設立

産物會所設立

領分内産物惣取締役。産物掛

産物會所の位置

原町産物會所の設置を望む

翌安政四年四月九日、上田海野町に産物會所が開設され、島田參助、土屋仁輔の兩人は、御領分産物惣取締役を命ぜられ、五月廿一日には、上田町兩問屋及び各組々割番筆頭の者に、産物掛を命ぜられた。

上田原町の者は、原町にも産物會所の設置を望み、其旨を請願して内諾を得、七月二十一日左の一札を出し

奉差上一札之事

御産物會所御取建に付、私共衆て内願之通當町へ被仰付難有奉存候。就ては御用地献上仕、御普請御入用等は内實上上納仕、御時節柄御苦勞相成不申樣可仕候。依之一札差上候處如件

巳七月　　町年寄　宮下兵右衞門

問屋　瀧澤助右衛門

御産物掛

御奉行申様

産物會所建設用地、及び工事費寄附の件を申出た。かくて原町産物會所は、十二月に竣工し、同月六日普請奉行より、原町に引渡した。而して翌安政五年四月、建築費として、金參百兩原町より献納した。

第三節　産物會所規定

産物會所に就ての申觸れ

五月廿一日藩より産物會所に就て、左の如く申渡した。

一追手外、産物會所へ、町在より出産物又ハ諸店々より爰元店元に、注文申來、買次ニ至ル迄、不レ殘會所に爲ニ積入一、夫より出荷可レ致事

一産物會所へ荷物差出之儀ハ、荷主より遠近より持運、入費相掛り候ニ付、一駄ニ相定候駄賃相添、會所に申出、會所ニ於て、駄數、駄賃、駄賃帳へ改印致賃錢共才領に相渡候間、荷主の宅より出荷不レ苦候事

但賃錢ハ荷主より會所へ差出可レ申事

端荷の分ハ、不レ殘會所へ差出可レ申事

一産物出荷致し候節、是迄町才領共に、賃銀申談候得共、此度は會所ニて取扱候上ハ、會所にて賃銀相定置候間相心得可レ申事

江戸表出荷の金融通

一産物江戸表に差出候節、會所ニ於て、融通相附次第、代金高半數、利足を以て貸渡候様可レ致事

一産物江戸表に相廻送候節、先方直段書相添、差出可レ申事

江戸産物會所

一是迄取引の店々に出荷之分、江戸産物會所に着次第、送り狀之通夫々取計ゝ申候事

但小駄賃之義ハ、先方より受取可ゝ申事

出火損失は落辨償

一自然出火之節、江戸會所ニ於て、燒失致候品ハ於ニ會所一辨金可ゝ致候事

一江戸會所に差出候品、直段高直ニて捌兼候節ハ、品物其儘會所ニ預り置、荷主方へ懸合の上取計可ゝ申事

但不正之品差出候ハヾ、急度可ニ申付一候事

産物代金

一産物賣捌仕切金の儀ハ、六十日限相定候事

他所才領に荷物渡すべからず

一産物代金の儀ハ、江戸會處より、改印ニて封金いたし、爰許會處へ相廻し候事

一他處産物、當所に買取、出荷致候ハヾ、是又御領産同樣ニ取計可ゝ申事

一他所才領に、荷物相渡候義不ニ相成一候事

一是迄銘々勝手ニ産物出荷致候故、道中筋ニ於て、不正之儀も有ゝ之外聞も不ゝ宜趣相聞候ニ付、此度取締會所被ゝ置候上ハ、江戸表道中筋に差出候品ニ至る迄、惣て會所へ差出會所より出荷可ゝ致事

定便り會所辨償

一會所ニ於て定便り相定置候間、小包并書狀等ニ至る迄會所に差出可申事

一道中ニ於て荷物濡れ、又ハ紛失致候節ハ、荷主方に會所に於て辨金致遣事

一於ニ道中一才領共不取締の儀有ゝ之、又ハ荷物心得違の取計致候者有ゝ之節は、用捨無ゝ之急度咎可ニ申付一候事

江戸會所止宿勝手

一御領分之者、江戸表より爰元に差送り度品ハ、江戸會所へ差出可ゝ申候事

一御領分の者、商用之儀ニて出府致候節、旅宿ニてハ雜費等相掛候ニ付、江戸會所へ相届、止宿勝手次第可ゝ致候事

但萬一變災の儀有ゝ之候節ハ、會處ニ於て取扱遣可ゝ申事

冥加金の割合は金高の二分

一江戸産物會所へ差出、賣捌ニ相成候金高ニ應じ、武分の割合を以て冥加可ニ差出一候事

一諸國へ差出候産物、又地賣宿屋等に出賣等致候産物之品中ニハ、格別の掛直等致、不正の品商いたし候族も有レ之趣相聞外聞も不レ宜、産物御取建の差支ニも相成候ニ付以來右様之儀有レ之候ハヾ、急度咎可ニ申付一事

産物何にても江戸表へ差出すべし

一産物之品、他所より出候品にても、産物ニ相拘り候品渡世候者、産物會處に早々書出可レ申事

一産物ニ相成候と存附候品ハ、物品ニ不レ依何にても産物會處に申出産物ニ仕立、江戸表に差出候様心懸け可レ申事

地所産も領産に仕立差出すべし

一他所より出候品ニても、成丈御領産に仕立ニ差出一候様精々心懸候儀專用の事ニ候

一産物會所に出荷日限の儀ハ追而可レ及ニ沙汰一候

右之趣小前末々迄不洩様申聞國益ニ相成候様引立取扱可レ申候

五月二十日

藩掛り役人

四年四月九日藩は産物會所取建取調用掛を命じた。其人々は

産物會所取建ニ付取調御用掛

大野木勘左衛門　郡奉行

木村七郎右衛門　同上勘定奉行兼

山村淺右衛門　町奉行

相馬與右衛門　勘定奉行

大平多喜治　郡奉行

河内山市郎右衛門　勘定奉行

産物會所御取建ニ付御用掛

松本左衛門

産物惣取締役　御領分産物惣取締役

土屋仁輔　海野町　白木屋

島田繁琢　原町　綿屋

産物會所ニ就ての注意

新規事業は何事でも、其創始の際には、其事業ニ就て兎角の批評非難は免れ難いものなるが、此産物會所も亦彼是批議する者も多かつたと見え、同年六月二十九日、藩より心得違の批判等致すまじき事ニ付、申觸れる所があつた。

此度御領分爲ニ繁榮一厚以ニ思召一、産物會處御取建被レ成、夫々御世話被ニ成下一候趣ハ、先達て委細相觸れ置候處、中ニハ心得違之者も有レ之、厚思召をも顧みず、一旦の私慾ニ迷ひ、故障ケ間敷儀申觸らし、又ハ御近領杯の者に申合、不ニ相濟一風聞も相聞、不埒之事ニ候、萬一右躰之義於レ有レ之ハ、吟味之上急度咎可ニ申付一候

一産物會所御取建の御趣意、不ニ相辨一者又ハ何等御趣意の儀ニ付、不筋の儀と心付候者有レ之候ハヾ、無ニ遠慮一産物會所へ罷出、世話役に申談、永續致候樣心懸可レ申、萬一無ニ其儀一表裏の所業於レ有レ之ハ、急度咎可ニ申付一尤夫々聞繕の者申付置候間、其旨心得可レ申事

と申觸れた。

定日便を立て産物出荷に便す

定日便

五月二十日上田江戸間の定便りを開始し、上田表より江戸表に向け、領産を送り出す利便を、圖かる旨申觸れたが、九月二十八日ニ至り左の通定日便を定め

一上田より江戸迄　毎月四日　十五日　二十二日　定日便

一江戸より上田迄　毎月廿六日　定日便

同時に差出方に就て、左の如く申渡す所があつた。

右之定日便に、荷物幷小包等差出度候ハヾ前日迄ニ差出可レ申、尤小包書狀差掛差出度候ハヾ、前日朝五ツ時限、差出可レ申事

一小包等に至ル迄、他才領に相渡候義、一切不ニ相成一候段兼て被ニ仰出一候義ニ付、定日便の外不時便差出辨利可レ致候間、定日ニ不レ拘小包書狀等兼て差出置可レ申候事

一江戸より爰元へ、荷物幷小包物引取度候ハヾ、南新堀會所に差出可レ申候、辨利可ニ致遣一候事

但船積の荷物の義ハ、兼而申達置候處、小網町一丁目上州屋吉兵衛方に差出可レ申候事

一江戸より爰元に爲レ登荷物運賃ハ、江戸會所ニ於て都而取替相渡候筈ニ付、荷物着次第送り狀持參運賃早速相納可レ申事

九月　　産物會所

兩町の會所の事務取扱日

兩町の事務　海野町産物改所の月當番の時は、原町産物荷品取扱を爲し、原町産物改所月番の時、海野町にて荷品取扱と取り極めた。

第四節　産物會所の功勞者

産物會所功勞者

安政五年産物會所の計劃も順調に進み、成績も良好なるべしとの見込みがついた。依て十一月屋形に於て、家老岡部志津馬より、左の如く賞與があつた。

御産物會處御取達以來骨折候ニ付

御給米貳十俵ヅヽ、被ニ下置一候

內拾五俵ハ當分上納

右同斷十五俵ヅヽ

土屋仁助

島田繁琢

伊藤林之助

內十一俵ハ當分上納

瀧澤利兵衛
柳澤太郎兵衛
瀧澤助右衛門
町田吉五郎
荒井甚左衛門
沓掛半兵衛

又同日會ニて問屋年寄立會の上、左之通り申渡さる

産物會所御取建以來格別骨折精勤致候ニ付
爲レ賞問屋格上席申付候

町田吉五郎

右同斷ニ付問屋格申付候

荒井甚右衛門

産物世話役無レ滯相勤候ニ付差免

長谷川紋藏

右同斷ニ付爲レ賞御城內外帶刀御免町年寄格

沓掛半平

右同斷

此他土屋半右衛門、上原新七、村林政吉、八作、染屋村源之助の五人、米五俵或ハ二俵賞與された。

第五節　産物會所の機織事業

機織奬勵

上田藩は、安政四年四月産物會所を設置すると同時に、大ニ領內の機織業を盛ならしめんとし、同年六月齋藤佐治右衛門に向ひ、郡奉行兼勘定奉行木村七郎右衛門より、此度其方を御領分機屋取締役ニ命ずる、依て領分內の機數の增加に盡力致すやうにと申渡した。十二月に至り、織屋取締役を四人とし、兩町問屋及鎌原村關常右衛門等が之に命ぜられた。又同時に機屋世話役頭取を置き、海野町の小野澤庄右衛門、原町矢島宗兵衛、新町丸山宗次郎の三人之に命ぜられた。此時織屋世話役は、五加村喜代松、

織屋世話役頭取

小泉村卯作、染屋村源之助、房山村友次郎、鍛冶町治右衞門の五人であつた。

機織計劃

此時高機具之儀是迄手重ニ相心得候處、地機具同樣織立候儀不レ苦候。乍レ去、織人抱或ハ出し織弟子取渡世致候者は鑑札受可レ申候事。以來産物會所ニ於て取扱候間、其旨相心得可レ申候。仲買織屋職之者、萬一賣捌兼候節は産物會所へ差出し候ハヾ、御趣意之通取扱遣し可レ申と達した。

機織事業の挫折と其理由

機屋世話役染屋村の源之助、織屋職之山口村善兵衞兩人が、機織業擴張の考を以て、桐生より師匠織工を聘する爲め、桐生ニ赴く前江戸に出府し、安政四年藩主忠固公、再び幕府老中の要職に就きし其御歡として、殿樣御召しの直垂上下熨斗目地を織つて、献上致したいと願出た處、産物弘めに就て配慮する由を賞揚された上、直ちに其願は聞濟となり、御紋の見本まで與へられた。源之助、善兵衞兩人は、其より桐生へ廻り優秀な織工を傭つて歸田した。藩に於ても此企を大層歡んで齋藤佐治右衞門、小野澤庄右衞門の兩人に命じ、大に出精して新製機に關し、盡力斡旋するやう、申渡す所があり、且其れニ就き入用の資金は、産物改料より支出する事と爲すべしと申添へた。其後間も無く、機織場は横町願行寺の隱居屋を借り受けることゝし、道具類も追々に整ひ、其後撚屋の建設も竣功して、翌安政五年二月末には新しく藤の紋の廣帶地が織初められた。

二月晦日に、町奉行及産物掛の役人等、機織場を見分して、其位置不便利なりとし、横町裏の齋藤會右衞門長屋地所の内に、機織場を新に建設することとした。新建の機織場が出來上りし折、桐生より曩きに傭入れて來た職工の一人が、不始末の事が有つて、桐生に歸つた。依て會て上田に於て機屋業を營みしも、寃罪に由り高井郡中野町に引移り、其所で專らお召縮緬など織出して居た、政兵衞と云ふを呼び戻して支配人とした。政兵衞は中野から機道具、織女工等を持參引連れて上田に歸り、支配役となり機織の仕事に專念し、見事な廣帶地、御召縮緬等を織出すやうに成つた。

折角此所まで事業が進陟したのに、時恰も外國貿易に、生絲が盛に輸出されるやうに成り、爲めに生絲

の値段は俄に暴騰し、生絲の割合に手數を掛けた織物が、引合ふ樣に賣行かぬ事、及藩から入用の資金は産物改料の内より、必要に應じ支出する約束なりしも、其も約束通りに給與されなかつた事などより、機織場の經營は非常に困難に陷つた。齋藤佐治右衞門は此事業ニ就て非常に盡力する所があり、其上此事業の入費借金の自辨まで爲した程なるに、慶應元年丑八月、藩より何等の沙汰無しに、機場を宗叶寺裏へ引越したので、佐治右衞門は心平かならず、機場の跡荒地となり難澁の旨を口上書を以て訴へたが、産物會所よりは終に何の沙汰も無かつた。

機場變更

先レ是文久三年には、齋藤佐治右衞門は機方世話役頭取を免ぜられた。齋藤の日記の終りに、口上書差上候も産物會所よりは、終に何の御沙汰も無ニ御座一候。機屋引潰候ニハ町御奉行所へ御届も可レ仕候處、右故其儘に相成候處暮に至り蒙ニ御叱一迷惑仕候、とある。之に依て見る時ハ齋藤の憤甚強かりしを察することが出來る。

第六節　産物會所の冥加銀、附産物改所

産物會所江戸輸出品冥加銀收入高

安政四年五月二十一日に申渡し中、産物會所規定の中なる、江戸産物會所に差出した品物が賣捌かれた時には、其賣上金高に應じて二分の割合を以て冥加銀を、差出すべしとの條項に據り、徵收した冥加銀は、安政五年八月より慶應二年六月に至る迄に金四千四百九十一兩二分一朱であつた。

産物會所の名を産物改所と改む

此産物會所は明治二年六月に其名を産物改所と改めた。此時産物改所に於て改印の時間は朝五ツ時半より夕は七ツ時迄なりしを、改めて五ツ時より夕はタツ時迄とし、若し時間過に急に改印を請くる必要ある物は、其事情を申出で夜五ツ時迄改印を請ける事を許す事とした。

常田の鑄物工業

寶永三年差出帳所載常田の鍋屋三人

小島弘文父子姥捨山の香爐を內裏に献上す

第十七章　上田の工業

第一節　常田の鑄物工業

上田の工業中で其創業も古く明治の初年頃まで傳はつて來た著名の工業に、常田の鑄物工業がある。今日の常田小島大次郎氏の工場は、其繼續せるものの一つで、名譽の世業である。

常田村に於て盛に鑄物を造つたのは、小島久兵衞、小島大次郎、半田八郎右衞門の三家で、寶永三年常田町差出帳に、鍋屋三人、久兵衞、大二郎、八郎次と載つて居る。八郎次といふは後の八郎右衞門の半田氏である　香爐記小島國都氏所藏に據ると、小島久兵衞氏の家祖は、寛政の頃より遡ること二百六十餘年前、即ち天文弘治の戰國時代に於て、野州佐野の邑から、信州小縣郡上田に遷居したとある。他の小島、半田の二家も多分此頃同じく移住したのかと考へられる。

鑄造の香爐を內裏に献上す。

常田の半田兩小島家は、上田常田村ニ於て長い年月の間、鑄物工業ニ從て居た事は疑無い處であるが久しい以前の事は、史料を欠いて知るを得ない。松平氏領主の時代、鑄物工業者として、名譽の光榮に浴したのは、小島久兵衞弘文及其子國一である。弘文は曾て其二子弘恭、國一と共に、銅を以て信州名所姥捨山の形を模して、一の香炉を鑄、鑄物師が其作品を、內裏に献上した先例あるに依り、其香炉を、內裏に献上し奉らんと欲し、上洛して其旨を願ひ出た。然るに時の有司が、今上天皇はいまだ、御幼年に在します故此所少しく年を延べ、後に献上するが宜しからうと諭された。時の光格天皇は御即位の時寳算十歲

奉りて持ち歸り、鄭重に保藏して時の至るを待つた。十餘年の後寛政九申寅の年冬十月、弘文の子國一此香炉を携へて上京し、献納し奉つた。其香炉は手工精巧を極めたもので、聖上には御嘉納の上、女房奉書を下して、此を褒稱し給ふた。近世鑄物師の中で其手造品を京都に獻上した者は、唯三人を數へるばかりであるが、其三人は、天正年中の播州野里の某氏、野州佐野大川氏及び此小島久兵衛弘文である。

鑄物内裏献上は天下に三人弘文は其内の一人

梵鐘の鑄造

寶永三年の差出帳に鍋屋三人とある以上此三家は日常用の鍋釜等の鑄造は無論の事、此外に大きな仕事、卽ち寺院の梵鐘や、大砲の鑄立なども爲した此等は鑄物中の大仕事なるが故に、此際には特に藩よりは徒士目付を遣はして、之に臨ませたものである。

小島久兵衛の家

小島久兵衛弘文、國一父子の鑄造した梵鐘に、寛政五年別所常樂寺、文化三年和田の信定寺のものがある久兵衛弘能は元文三年小島大治郎弘宗と共ニ、上田市願行寺の梵鐘を、天保二、三年ニ久兵衛國吉は上田市金窓寺、長窪古町の西蓮寺の梵鐘を鑄造した。

小島大次郎の家

小島大次郎の家では、元祿十六年大次郎盈貞は、眞田郷信綱寺の梵鐘を寶永二年大次郎紀弘貞は、小島久兵衛紀良廣と共に、上田町宗叶寺の梵鐘を鑄造して居る。此他明和二年に鹽尻村正福寺、同三年に上田市呈蓮寺、同四年に上田市妙光寺、享保元年には、西鹽田村無量寺、寛政七年には神科村の陽泰寺同十一年に武石村信廣寺、天保十四年には西鹽田村龍光院の梵鐘を鑄造して居る。

半田八郎右衞門の家

半田八郎右衞門の家では、八郎右衞門藤原信珍應吉藤原信將父子が、寛政四年に浦里村大法寺、同九年にハ信濃國分寺、文政四年には西鹽田村の中禪寺、同六年に中鹽田村の林法院の梵鐘を鑄造して居る。

前記の梵鐘鑄造の事は、資料を上田市、小縣郡の小區域に採蒐したもので、玆には常田の鑄物業は、梵鐘鑄造といふやうな大きな仕事も盛に爲たことの一證に資する爲めに記したのである。若し廣く資料を

蒐集したならば、常田鑄造の梵鐘等、猶數多くあると信ずる。

大砲鑄造

常田にて大砲を鑄造す

嘉永六年亜米利加船渡來に依て、永い間の泰平の夢を破られてから、國内の諸侯相競ふて、武備に注意を拂ふに至つた。此頃我上田藩主松平忠優閣老の職に在りて、能く形勢の重大なるを知悉せしかば、軍備に就ては其關心の度深く、自分領内に於て大砲を鑄立てしめた。其時藩命を奉じて大砲鑄造の重任に當つたのは、常田村の半田八郎右衛門で、嘉永六年十二月には唐銅六貫目玉筒四挺、同一貫目玉筒一挺、同七百目玉筒五挺を鑄造し、翌七年閏七月には、三貫目玉の短筒一挺を鑄造した。此事は松平家日乘に載つて居る。

（米艦渡來當時の上田參照）

唐銅參貫目玉短筒一挺、拙者領分信州上田常田村八郎右衛門方にて鑄立申候に付、此段御届申達候以上

閏七月十六日　　松平伊賀守

此半田八郎右衛門は、兄の鍋屋七兵衛と弘化二年九月藩命を以て、鐵砲筒鑄方御用を申付けられし時、兄と共に當時砲術の事に就ては、上田藩の第一人者であつた八木剛助より、鐵正合（性合か）目方分量等其他の指圖を受け、西洋流の大砲大、中、小三挺を、鑄立てた事の經驗ある人である。國家非常の時に當り、他の力を藉らずして、領分内に於て有力な兵器を製造し得たことは上田藩の誇であり。隨て又常田鑄物工業師の功績を認めなければならぬ。尚上田市の工場參照されたい。

鍛冶町の鍛冶工業

第二節　鍛冶町の鍛冶工業

鍛冶町

松平氏が上田入部後、間もなく、寶永五年十二月、上田鍛冶町より、在分で鍬を作ることを、禁じて

貰ひたいと願ひ出た。其時の口上書に據ると、鍛冶町は昔時、眞田伊豆守（安房守の誤なるべし）止田城を普請した際に鍛冶の用を申付けられた。其時分には鍛冶共は元海野に居住して居つたが、上田へ移住を命ぜられ、殘らず引越して鍛冶の用をつとめた。元和元年の八月、町の地割をして鍛冶の者共へ、銘々屋敷を願け與へられ、其上鍛冶一人ニ付籾三俵宛給與された、其時から鍛冶町が出來たものであると述べて居る。

鍛冶の者海野より上田に移り、鍛冶町成立す

鍛冶町鍛冶の特權

其頃から鍛冶町鍛冶の外、上田領内在々にては、鍛冶共は鍬を拵える細工は一切しない事。及び鍛冶町から他所へ移住した鍛冶達は、其行先地に於て鍬細工は爲ない事。此二ヶ條を領主に願出て、鍬細工の特權を鍛冶町の鍛冶が許與された。故に若し、鍛冶町鍛冶の中で、他に移住して其地で鍬細工を爲る時は鍛冶町より領主に訴へ出で、其者に以後決して鍬は作らない、といふ證文を指し出させたのである。次に佐久の高野町、臼田村、松本領穗高村などに、移住した鍛冶町鍛冶、及び鍛冶町以外の地に移住した鍛冶が、此特權規約を犯せし者の侘證文、及び此規定に背かざるを誓ひし證文を、左に揭げて置く。

鍛冶町鍛冶の特權鍬の製作

一札之事

一此度清七儀鍛冶町の例法を破り、松本御領へ參り、鍬作リ候ヲ御聞及び早速穿儀被レ成、御公儀様へ可レ被レ爲ニ仰上一候處、御用捨御赦免被ニ成下一、重々忝仕合奉レ存候。然上は、自今已後、身上潰し、又は御追放ニ被レ爲ニ仰付一、何處へ相越候共、毛頭鍬作らせ申間敷候。若相背鍬少々なりとも作り候を御聞被レ成候ハバ、私共へ可レ被ニ仰付一候。拙者共相止めさせ可レ申候。其上私共細工御取上可レ被レ成候。少も違儀申間敷候。爲ニ後日一證文仍如レ件

寶永元年申ノ十月廿七日

清七加判　彌五兵衛
同　小兵衛
同　四郎兵衛

同　甚右衛門
同　安右衛門

平　彌殿
卯　兵衛殿
千　助殿
善　次殿
町衆中

進上申一札之事

一私儀於二臼田町一、上田鍛冶町仲間中法度の鍬少々作り申候ニ付、兩三人の衆中、去年五月より只今迄細工止められ候段、私共何共迷惑仕候。就レ夫取出村兵右衛門、大澤村喜兵衛、跡部村五兵衛三人の鍛冶衆頼入、御訴訟申上候此已後御仲間中御法度之鍬、一切作り申間敷候。若相背、已後鍬作り申候ハバ、請人方へ御かかり可レ被レ成候。思召次第ニ、藤四郎急度相渡し、其上何分ニも御相談にも違申間敷候爲ニ後日一仍如レ件

寶永貳年丙正月六日

臼田町　藤　四　郎
取出村請人　兵　右　衛　門
大澤村請人　喜　兵　衛
跡部村請人　五　兵　衛

上田鍛冶町　平　兵　衛殿
同　戸　兵　衛殿
同　佐之吉殿

一札之事

一鍛冶町九郎七義、常田町鍋之助方へ借屋罷越申候ニ付、町中相寄、品々鍬細工の儀御領内は不レ及レ申、他處へ參り候ても、毛頭仕間敷候若鍬細工仕候由御聞候はば、加判之者迄、如何樣ニも可レ被ニ仰付一候。少も違背仕間敷候。爲ニ後日一仍如レ件

寶永七年寅六月十九日　　九郎七
　　加判介彌
　　同平之丞

與五兵衛殿
安兵衛殿
町中

一札之事

一私儀鎌原村ニ此度引越申候。就レ夫御仲間法樣鍬細工之義は不レ及レ申、惣而何にても、少しも破り申間敷候。萬一相背申候はば、右加判之者罷出埒明可レ申及ニ違亂一候ハバ、談之通、道具御取上可レ被レ成候。其節私共一言の義申間敷候。爲ニ後日一仍如レ件

享保元年申ノ十一月　　本人利左衛門
　　加判楮右衛門

與五兵衛殿
町衆中

一札之事

一私儀紺屋町へ借宅は引越申候。就レ夫御當所法樣之鍬細工仕間敷候。紺屋町に罷在候內は不レ及レ申

何方へ參候ても、鍬作り申間敷候。萬一隱し鍬作り候を御聞候はば、右加判之者迄、如何樣にも可レ被二仰付一候。少も違亂申間敷候爲二後日一仍如レ件

戌ノ二月四日

清七
加判金次郎
同新三郎

與五兵衞殿
町衆中

上田海野の鍬

鍛冶町の製品

鍛冶町で作つた鍬は、仙石氏の末、松平氏の初頃には「上田海野の鍬」と呼ばれ、其評判甚だ宜しく信州では木曾、松本、諏方、高遠、伊那、川中島、山中、越後境まで、他國は上州までも送り出して、盛に賣れたものである。

鍛冶町の鍛冶屋數

此時分鍛冶町には、鍛冶屋が四拾七軒もあり上田の土地には不相應に、其數が多かつたが、前の如く廣く他處まで賣り出す鍬を作つた故、仕事が多く、生活に困難するなどの事は無かつたと云ふ。猶此町で細工した者は鍬の外に鎌鉋丁等、日用の刃物も作つたのである。

鍛冶町一同申合の覺書所載の各地の鍬目方

元祿三年十月廿五日、鍛冶町一同の者が申合せた、覺書の中に

一松本鍬　出來目　拾枚ニ付　四貫三百目
一關東鍬　同　同　三貫目
一沼田鍬　同　同　四貫五百目
一我妻鍬　同　同　三貫五百目
一諏訪鍬　同　同　三貫目

一川中島鍬　　同　　おもめ之義ハ四貫三百目
にて應じ可レ申事

とある。是に由て見ると其地方地方で、地質の相違、從來使用の慣習等ニ依て、鍬の重さも相違し、其れに應じて其需要地に適するやう、製作して送り出したと見える。元祿三年の頃には、北信川中島邊は勿論、南信松本、諏訪より上州吾妻、沼田、其他關東地方まで、上田製作の鍬が送り出された事を知ることが出來る。

尙此元祿三年の申合覺書中に、一、大細工小細工共に、年々明六ツより暮六ツ迄に可レ仕候。夜中より仕候へば、火の用心惡敷御座候。尤鍬細工、鎌、鉋丁其外何細工に不レ依念を入、先々にて重寶と申樣に可レ致候事。一、鐵之義町中に御座候内は、外より調申間敷候。尤直段之義は致ニ相談一候て、町中にて遣可レ申事。と云ふ條項がある、細工に念を入れ先々にて重寶と云はるゝ樣に、又町中に鐵のある內は、外より買求むる事をせず、町中にて都合しあふ、なぞは面白い所と思はれる。

寶永三年の差出帳に據れば、鍛冶町の家數は四十九軒其中三十二軒は鍛冶屋であつて、いかにも鍛冶町の名に、背かなかつたのである。然るに其後何時しか衰へ行き、明治三十三、四年頃には、纔かに彼方此方の家に鞴の火が見え、金槌の音が聞へて、鍛冶町の名殘を存するのみとなり、現今にては殆んど其姿は、見られない狀態と成つた。

鍛冶町、常田鍬細工紛爭

鍛冶町、常田鍬細工紛爭

寶永五、六年の頃、常田村鍛冶と、鍛冶町鍛冶との間に爭議が起つた。其は常田村の鍛冶が鍬を作つたのを、鍛冶町鍛冶等は、古來鍛冶町以外の鍛冶は、決して鍬を製造しない、と云ふ規定に反し所替以後、猥りに鍬を作るのは、不都合なりとし、鍛冶頭與兵衞は、常田村の鍛冶に向ひ鍬を作らぬやうにと申斷つたが、常田鍛冶は此を聞かなかつたので、藩役所に右停止の事を出願した。之に對し常田鍛冶よ

りは、常田鍛冶は仙石兵部少輔上田城普請の當時、中屋敷に詰めて鍛冶の用を勤めたので、前々より鍬を作て居る故に、在分鍛冶は、皆もやい錢を出すが、常田鍛冶のみは、之を出さないのであると申立てた。之に對して鍛冶町方の申分は御城普請の際、鍛冶御用を勤たのは、領分内の鍛冶は皆勤めたもので獨り常田村のみでは無い。又以前より、鍬を作つたと云ふも其は僞で在分の鍛冶で眞田仙石の時代、鍬を作つた事は曾て無い唯一ッ山口村分の鍛冶戸平、佐之吉、平兵衛の三人のみが、作つて居るばかりである。然し此三人の先祖は、鍛冶町の者共と一緒に、本海野より當地に、引越し來たもの故、古來より鍬を作て居るのである又もやい錢を出さないのは元祿頃までは、御上より御用を命ぜらるゝ時は、領内の鍛冶共を皆呼び集め、鍛冶頭善次の所で、鍛冶細工の手傳を爲せた此時在分鍛冶は、上田に詰めて仕事するのは、迷惑と云ふ者多かつたので鍛冶一人に付、三百文づゝのもやい錢を指し出させ在分の鍛冶を呼び立てずに、鍛冶町で手操をして、御上御用を勤めることにした。此時常田鍛冶も、もやい錢を出したいと申出たが、常田鍛冶は、鍬の八重付先がけを爲て居る故鍛冶頭善次より、もやい錢を免し、御上御用の鍬製造の時に、鍛冶町にて打立てた鍬を常田鍛冶に渡し、八重付を爲せる事にしたので常田鍛冶は催合錢を出さぬのである。又在分鍛冶には、鍬は作らせぬと云ふ、仙石領主頃の申渡は無いと云ふも、之は前に度々申上げた通り、定つて居る。そして鍛冶町鍛冶は、其子供弟子に至るまで、鍛冶町以外に出ては、鍬一枚も作らせぬ事に成つて居る事も、前に申上げた通である。

一體鍛冶町には、鍛冶が四十七軒もあるが此家々で製作した鍬を、上田海野鍬と稱し、遠國まで賣出し、其に依て渡世して居る。若し此度常田鍛冶共が、古來在分に於ては、鍬作ること無し、と云ふ規定を破るならば、鍛冶町の者は業を失ひ、一町悉く退轉沒落に至ると思ふ此を諒察の上、從前の如く申付けられたいと申述べた。

此後常田鍛冶の内四人、鍬細工をした者があり、鍛冶町鍛冶共より、迷惑の旨訴へ出でし時、町奉行

梅戸仁左衛門開届け、四人の者に手錠申付けたるに、哀願に依りて手錠を免し、以後鍛冶町の法度を守るべきを、命じた所より考へると、此争議は鍛冶町申條が、通つたものと思はれる。

染物工業

紺屋町

染物頭

第三節　染物工業

紺屋頭の事ニ關し「代々奉行所御留書日記」の内に、源右衛門先祖金澤勘右衛門と申者、信玄公御代之節本海野村に罷在候、上州沼田迄、紺屋頭支配罷在候尤甕役被」下候、其以後眞田安房守様御代、紺屋町へ引越申候、右勘右衛門跡、依田又八紺屋頭役相勤申候（原町問屋日記）とある。之に依て紺屋町の染物工業に従事して居た者は、本海野から眞田昌幸の時に引き移り、紺屋町が出來たものと見て、差支無からうと思ふ。此の如くならば、紺屋町の染物工業は鍛冶町の鍛冶工業と共に上田町に早く始まつたものと見るべきである。

後には追々在分ニ於ても、此染物を業とする者出て來りしが、總て紺屋を始める時分には、必ず紺屋町の紺屋頭に届け出て、其差圖を受けねばならぬ事となり、若し猥りに新に紺屋を始める時は、取潰ぶされることに定つて居た（原町問屋日記）。早くから城下町の内に在て、染物を業として居つたので紺屋町の内より染物頭が申付けられ、又一種の特權を有つて居たのであるが、紺屋町の染物が、他處の其れに比して優秀なりしや否やは分らない。然し昔時の上田縞が、地が強く染色が永く變色しないのによつて、名高かつた其頃の染色は、概ね紺屋町の染屋の手で、染められたのである事を思ふ時、其技に於て一種の長所を有し、且其職ニ忠實な責任感を有つて、事に從つたと思はれる。

紺屋職役人

安政四年六月、紺屋職役人を上田分にて申付けられた者は

紺屋職頭取　金澤吉郎兵衛　同　十左衛門

世話役　横町　田口平八　紺屋町　金澤兩助

鹽尻組　山口村　藤右衛門　常田村　青島格三郎
國分寺組　國分寺村　土屋右衛門
田中組　大屋村　耕作
洗馬組　下原村　豊吉
小泉組　染地村　倉澤淺平　小牧村　源太郎
浦野組　仁古田村　仁右衛門
武石村　下武石　酒田條右衛門
塩田組　小島村　嘉作　新町村　新左衛門

紺屋株

天保五年五月二十二日、藩よりの紺屋共に申渡しの内に

一、是迄紺屋株賣買貸借之儀不レ爲レ致事ニ候得共、休株多く候てハ、紺屋軒數減候て、世上の爲不レ宜候ニ付、以來紺屋株賣買貸借勝手次第ニ可レ爲レ致、尤頭取ニ申談可ニ取計一候

とあれば、紺屋にも株があつた事が分る。

紺屋町の紺屋數

寶永三年の差出帳に據ると、紺屋町家數四十六軒、内紺屋十軒と載つて居り、此頃既に、鍛冶町の其名の如くなりしと異り、割合は多く無かつたのである。現今に至つては紺屋町の名残も認得られない。

第十八章　諸職人に關する制令

第一節　諸職人世話役設置

諸職人世話役

領分内の諸職人保護の爲めに、領内職人共の願出ニ依て、他所職人の入込むのを禁じたが、文政三年の十二月、領内ニ於て家作などする時、諸職人不足して差支あるニ付、他處職人を入れたいと、願出たが許可せずして、以後は諸職人世話役を設置し、若し家作修繕等の節は、職人必要の理由を其世話役に申出づるに於ては、所要の職人を滯なく、差遣はすことに取極めた、其は文政四年一月の事で、其時世話役に命ぜられた者は、左の如くであつた。

大工世話役　常田村只八　房山源六
木挽世話役　眞田村加平次　仁古田村爲藏
左官世話役　常田村武右衛門　常田新町覺右衛門
疊師世話役　柳町與右衛門　横町瀧兵衛
桶師世話役　海野町仁右衛門　同町政四郎
石工世話役　藤澤幸次郎　房山政五郎
瓦師世話役　染屋五郎次　左吉
屋根師世話役　西新町　定七　同町代次郎

大工職は弟子入修業すべし

文政五午年正月、大工職其外諸職人と成る者は、皆夫々其職の師匠に就きて修業し、相應の仕事出來るに至れば、水役を勤むべき筈なるに、近來弟子入修業も爲ない者、出づるに至りしかば、左の觸を出して之を戒しめた。

大工其外諸職人に相成候儀は、其職の師匠を取、弟子に相成り、相應の職分相勤候樣に相成候はゞ、水役可ニ相願一儀は勿論に候處、近頃聢と弟子入も不レ致、木挽職同樣之稼致候樣之心得違の者も、有レ之哉に粗相聞不ニ相濟一事に候。以後其職世話役の者へ、右樣の隱職致候もの有レ之候はゞ、及ニ見聞一次第、其名前早々申出候樣、其筋より申付置候義ニ付、申出次第吟味之上、咎可ニ申付一條、其始末に

より村役人迄も、不念難レ遁義に付、以來心得違無レ之様、小前之者へ得と申聞置、村役人共儀も、平日心付猥之義無レ之様制度可レ致事

他處職人取扱心得

天保三年二月町役人に達したる、他處職人取扱方心得は、次の如くである。

他處職人取扱方心得覺

一町々へ落着候職人、御普請御用之節は、棟梁共より其町々の役元に、差紙を以て申遣候はゞ、早速可二申付一事

一職人連年打續き參居候者は、鑑札渡切之事

一冥加銀三月納は、正月より六月迄、十月納は、七月より十二月迄之分、兩月共定の日限に取集め、晦日限り御作事に相納候事

但し何月罷越候とも、其翌月より月割を以て、相納三月以後罷越候者は、十月一度に相納可レ申候尤不時に歸國致度申候ハヾ、月割を以て過納之分相戻候間、其旨作事へ可二申出一候

一職人罷越、渡世いたし度段役元に願出、鑑札相渡候節は、町役人にて、制度書讀み聞かせ可レ申事

一御領分者の内諸職共、職分相始め度旨願出候ハヾ、差支之有無相糺し、差支無レ之ニ於ては、願書差出可レ申事

但し自職の分は、諸職肝煎申付有レ之萬端取扱候間、兼て其旨相心得可二罷在一事

右他處職人之分ハ、制度書の趣を以て取扱、作業并職人共差支不レ申都て非分之取計方無レ之様可二心掛一候

二月

他所職人制度書

他所職人入込み許可

此度御領分に、他處職人入込差免候上は、御領分職人共和融いたし、相勵可申事

一御城内出入之儀は、鑑札諸番所に見せ往來可レ致候事
一御普請御用之節ハ、自他の差別なく可レ被二仰付一候間、難澁申間敷事
一御家中ニて相雇候共、是又同様相心得可レ申事
一作料之次第は、師匠頭分にて細工の勝劣を糺し取極、其處の役元に申出、役元より其職々の棟梁に願出候ハヾ、承屆鑑札へ作料の位認相渡可レ申候間、作料無二非分一請取可レ申事
一職法相背候者有レ之候ハヾ、師匠頭分の者にて、穩便ニ取扱可レ申候。若難決之儀も候ハヾ、其筋に可二申出一候事
一職々の者、師匠頭分にて引纏め罷越候ハヾ、止宿場處之儀は勝手次第、相對を以て相極め、早速國郡村名年齢作料の次第何職と申儀、其所の役元に申出、役所より御作事に願出候ハヾ、鑑札相渡可レ申事
一鑑札之儀本國に罷歸候節は、師匠頭分にて取集め、役元に相納可レ申事
一職場參着之儀ハ、五時前罷越五時より始め、夕は手元限り迄、相働可レ申事
一不時に御領分に參着の者、鑑札相渡候翌日より、月割勘定に而冥加銀相納可レ申事
一本國に不時に罷歸候者は、鑑札相納候前日迄の分、月割勘定ニ而冥加銀相納可レ申候、尤日數過不足の分、拾五日以下は算當相除、十五日以上は一ケ月の割合を以て、相納可レ申事
一御近領に罷在候諸職人、通ひ渡世致度者は、當御領分最寄の町役所に申出候はば、役元より身元相糺し、差支無レ之者には鑑札相渡可レ申事
　但冥加銀之儀は、月割勘定を以て、役元に相納可レ申事
一大工作料十日一歩の者、冥加銀一人年に銀十六匁宛相納、作料一日上り銀一匁六分增一日下り銀一匁六分減の積を以て、冥加銀相納可レ申事

朝五ツ時より夕手元限迄働く他所職人冥加銀

諸職人作料

一木挽疊師作料、十日に一歩之者、冥加銀一人年に銀十四匁宛相納、作料一日上り銀一匁四分増一日下り銀一匁四分減の積を以て、冥加銀可レ納事

一左官屋根師桶師作料、十日一歩之者、冥加銀一人年ニ銀十二匁宛相納、作料一日上り銀一匁二分増一日下り銀一匁二分減の積を以て、冥加銀相納可レ申事

一瓦師作料、十日一歩之者、冥加銀一人年に銀十匁宛相納め、作料一日上り銀一匁増一日下り銀一匁減の積を以て、冥加銀相納可レ申事

一石工作料、十日一歩の者、冥加銀一人年ニ銀八匁五分宛相納め、作料一日上り銀八分五り増一日下り銀八分五り減の積を以て、冥加銀相納可レ申事

一鑑札幷冥加銀其外萬事、其處々々の役元に、申出づべき事

但村送り狀、寺送り狀と、鑑札引替可レ申候

一冥加銀納の義、毎年三月十五日より廿日迄、十月十五日より廿日迄之内、師匠頭分にて取集め、其處々々の役元に無レ滯差出可レ申事

一諸職共弟子の内、前髪不レ執分は、冥加銀令ニ用捨一候事

一諸職御用私用に拘らず、職場に於て怪我致職業數日相休候歟、又は片輪ニ相成候者有レ之候ハバ、御救銀可レ被レ下候事

一扶持米の儀、諸職一統遠近の差別無レ之、一日一人に付玄米一升三合宛可ニ申請一事

一諸職共相渡候鑑札、紛失致候節ハ、其當人過怠として過料錢申付候間、兼て其旨相心得、大切に取扱可レ申事

但本文の通り札紛失の節は、增印を加へ相渡候間、御作事に差出可レ申候

右制度之趣聊無ニ相違一相守可レ申候、若相背候者歟又は不埒之者於レ有レ之者師匠頭分之者迄も、御領

冥加銀の納期

前髪弟子冥加銀用捨

扶持米一日玄米一升三合鑑札紛失は過怠として過料を徴す

分引拂申付候間、其旨兼て相心得可ニ罷在一候事

天保三辰年二月　　御作事

諸職人心得

諸職人心得

大御所時代には、上田町に於ても、世上の好景氣につれ、家作普請等も頻りに企てらるるに至り、同時に諸職人の需要多くなり、諸職人何れも、彼處此所と招き雇はれて、仕事の口が多くなるにつれ、自然と我儘勝手を言ふやうに成り、頼み主は辭を卑くして頼み入れ、仕事中は氣兼して、酒肴など振舞へば却て増長し、亂酒雜談に時を移し、造作は更に進捗せず、無益の入費のみ多く、頼み主はほと〳〵困じ果つる事が、尠くなかつた。此の如き情況で、迷惑する者甚多かつたので、天保二卯年三月、藩普請奉行より諸職人に、嚴重取締を申渡し、且諸職人共々自發的に規定書を作り此を藩に願ひ出でさせた。藩は其規定書一覽の上、承届ける事に成り、これに尚斟酌すべき所を添加して寺社在町一般に申觸れた。

諸職人我儘

自發的規定書

大工職

一御作事より御用細工被ニ仰付一候儀、仲間隔番に五日宛相勤候様仕度右に付札御渡被ニ成下一番順相立置、何時御用被ニ仰付一候とも、無ニ遲滯一嚴重に罷出様候仕度奉レ存候

一御家中御屋細工之義工高多分之御普請御座候節は、御好之職人御普請棟梁に御定被ニ成下一、寄職之義は御作事並五日宛御遣被ニ成下一候様仕度奉レ存候。右に付ては、寄職の者御觸出之義は、五六日以前に被ニ仰付一被ニ下置一候様仕度奉レ存候。若し札番に何等差支等御座候節は、仲間ニて如何様ニも操廻し御間缺無ニ御座一様可レ仕候。且少々之御普請にて、御好職人無レ之場合には、札番にて御間缺無レ之様仕度奉レ存候

一在町とも普請之儀、間缺無レ之様右札番の外、二十餘人の惣代の者立置、作事の間に合兼候儀御座候節は、作事より町棟梁へ申越し次第、惣代之内早々差遣し、如何様とも間に合はせ、差支無レ之

仲間倶吟味

仕事朝五ツ時より始む　十月より二月迄大工手透多し

二月より九月迄二人上げ

屋根師職

屋根職五人組合

屋根職休多く酒食に増長す

様可レ仕候。右間缺仕候職人の義ハ、御作事へ申上御吟味之上、如何様の御咎も被二仰付一被二下置一候様仕度奉レ存候。且又作亭にて、職人に氣を兼酒食等與へ候共決して斷りに及び、亂酒雜話に時を費し、惡風の者御座候節は、仲間倶吟味仕御届申上、職分御取上にも被二成下一候様、可レ奉二願上一候。向後職仲間相互に被レ愼被二仰渡一之趣急度相守、作亭の世話に不二相成一候様可レ仕候。依レ之何卒飯米受取に仕、內飯にて御家中並在町共五ツ時より相始め格別出精相働候様仕度奉レ存候

一二月より九月迄は、職人共至て世話しく、難澁仕候程に御座候、十月より正月迄は、手透職人數多御座候故、作亭へ掛合、來春の建地等も、年內に相始置申度相談仕候得共、任二其意一兎不レ申勝にて、二月時分より急に數多の普請に相成候体にて御座候二付、職人方には、年中無レ透立用仕度候得共、作亭時分好候故、迷惑至極仕候。依レ之二月より九月迄長日にも御座候て、働方も格別出精仕普請も果敢取候儀二御座候間、二月より九月迄、二人上げ十月より正月迄三人下げ、被二成下一置候様仕度奉レ存候。御勘辨の上奉二願上一候通被二仰付一被二下置一候ハバ、一同規定相固前申上候通り、作亭間缺無レ之様可レ仕奉レ存候。願之通被レ爲二仰付一被二下置一候ハバ、猶又規定申談仕候通御聞濟被二成下一候ハバ、職方の義相極申度奉レ存候。此以後差支之義願出候はゞ、世話役幷惣代之者に被二仰付一被二下置一候ハバ、其趣意により間欠二不二相成一候様、執斗可レ申候。他處職素人職幷仲間申談相破候者は、御届可二申上一候間御糺之上如何様にも御咎被二仰付一可レ被レ下候　以上

屋根師職

一是迄作亭と申談、請負候儀も有レ之、中にも職法相破り、手抜に入札いたし、直段引下け請負仕候故間欠にも相成候と奉レ存候。是より切替五人の組合を建て、友吟味仕嚴しく積致し請負候ハバ、間缺仕義は有レ之間敷と奉レ存候

一屋根職之儀は、朝夕休多く、酒食に增長仕候趣、一同奉二恐入一候二付、申談じ切替、長休不レ仕幷

作事に罷越候節、猥成義無レ之様仲間一統規定仕候

一平屋根棟取直し、新規葺替、指萱、大破小破葺草に應じ、坪割合又は駄數の割合、諸色引合厚葺薄葺之高。下積一同申談、作料賃請負共に手抜無レ之様ニ可レ仕候。若し申談相破り、手抜仕候者ハ、仲間倶吟味仕度奉ニ願上候

一五人の組合にて請負候ハヾ、作事差支と申儀は有レ之間敷と奉レ存候。此末間欠等之義、作事より願出候ハヾ、世話役幷に惣代之者に、被ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ、差支無レ之様執斗可レ申候

一御用細工幷御家中御屋之節、工數相掛り候御普請は、五日以前相成候ハヾ十日以前に、被ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ在町共に差支無レ之様に出精仕度奉レ存候。在町三十工以上相掛り候普請被ニ相頼一候ハヾ其段御届可ニ申上一之間、作事よりも棟梁方に願出候様、被ニ仰付一可レ被レ下候

一他處職素人職相雇候者幷屋根職ニて規定破候者ハ、御糺之上御咎被ニ仰付一可レ被レ下候

桶職

桶職請持の場處を止む

一是迄御領分村々請持の場處、有レ之候者も御座候へば二季共に廻り歩、差支の儀にも相成候と奉レ存候に付此度規定申談、引受の細工場處と申義相止め、仲間一同平均仕是より五人の組合を立て置、村々割合五人の組合之者にて申談二季無ニ遅滞一相廻り候ハヾ、村々作事の間缺差支と申儀ハ有レ之間敷と奉レ存候。是迄穀取集めの村々は、賃錢輸替に被ニ仰付一被ニ下置一候様奉ニ願上候

一新調之儀ハ、是迄直段付の内、羅拔直入下ケ等の儀有レ之、差支之儀にも相成候と奉レ存候ニ付、友吟味仕直段付之通、手拔無レ之念入可レ申様申談仕候、幷輪替の義も磨輪又は錆輪共に、直段書付之通掛替念入候様申談候

木挽職

木挽職

一御領分之内、持林拂山伐出之儀、入札羅落し請負仕、作事幷山師の差支にも、相成儀と奉レ存候ニ付

此度申談仕積工數入下ケ等不レ仕候様、一同規定相極め申度奉ニ願上一候ニ付、職法切替五人組合と申義相始、是より請負被ニ相頼一候義は、五人覆蔵なく申合、受負仕候ハヾ山師幷ニ在町の差支と申儀ハ、有レ之間敷と奉レ存候

三十工以上の普請は届け出つ

一三十工以上相掛候普請被ニ相頼一候はヾ、其段御届可ニ申上一候間、作亭より棟梁方に願出候様、被ニ仰付一可レ被レ下候。其上差支之義願出候ハヾ、世話役幷惣代の者共方に、被ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ、間缺無レ之様取斗可レ申候

酒食増長を慎しむ

一酒食増長之儀、一同奉ニ恐入一候、是より作亭に罷越、猥成儀無レ之様仲間一同申談可レ仕候

一御用細工、幷御家中御頼、工數相掛り候御普請御用被ニ仰付一候ハヾ、二三日前にも被ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ、御差支ニ不ニ相成一様、操合申度奉レ存候、過急の御普請又は御入替の節は二日以前ニ被ニ仰付一可レ被レ下候様奉ニ願上一候

左官職

左官聯

一是迄荒壁中壁請負之儀も、有レ之候へども多分入札等手抜仕羅落し工數に不ニ引合一差支にも相成候儀と奉レ存候ニ付是より申談、五人の組合を立て置、請負被ニ相頼一候ハヾ、手抜無レ之諸色入用工數の割合等、積直段規定仕候上、厚付薄付之高下割合を以て、一坪賃直段書上仕、相極申度奉ニ願上候

一御用細工幷御家中御雇之儀は、工數相掛候御普請、五日以前相成候ハヾ、十日以前にも被ニ仰付一候様奉ニ願上一候。過急の御普請又は御入替之儀は二日以前に被ニ仰付一被ニ下置一候様仕度奉レ願候。左候ハヾ在町差支無レ之様に操合申度奉レ存候

三十工以上の普請は届け出づ

一在町にて三十工以上相掛り候普請、被レ頼候ハヾ御届可ニ申上一候間、作亭よりも棟梁方に、願出候様被ニ仰付一可レ被レ下候

酒代湯銭一日二十四文

一酒食長咄の始末無レ之様申談、細工中禁盃仕、作亭差支無レ之様出精可レ仕候間、酒代湯銭として、

一人に付二十四文ヅヽ、申請度奉レ存候

畳師

畳職他處より弟子取らずとの規約を改む

畳師

一是迄他處より弟子取入不レ仕候處、是より被二相頼一候はゞ、世話仕度候様是又申談候間、御聞濟可レ被二成下一候

一御用細工幷御家中御領之儀ハ、五日以前相成候はゞ十日以前にも、被二仰付一被二下置一候はゞ、在町差支無レ之様操合仕度奉レ存候。入替取急の節、二日以前二相成候はゞ、被二仰付一可レ被レ下候

一在町にて三十工以上相掛り候普請、被二相頼一候はゞ、是より御届可二申上一候間、作亭よりも棟梁方へ願出候様、被仰付可レ被レ下候。間缺無レ之様出精仕度奉二願上一候

作亭に於ては禁盃

一酒食雜話に時刻を費し候趣、奉二恐入一候二付申談作亭に罷出候節は禁盃仕、間缺無レ之様仕度奉レ存候二付、作料賃指共に、酒代湯錢として、一人二付二十四文宛、作亭より申請度奉二願上一候

瓦職

瓦職

一近來瓦師抱職拂底に相成、持屆人馬共に逼迫にて、植木等迄も高直に相成候處羅落し差支にも相成候義と奉レ存候二付、是より直段付相破、間缺仕候者ハ職分御取上可レ被レ成候様規定仕度奉レ存候

一以來二十坪以上、瓦請負候はゞ、御屆可二申上一候間、作亭より棟梁方迄、御屆申上候様被二仰付一可レ被レ下候

一瓦つけ屆假葺仕候ても、不勘定の作亭も有レ之候に付、葺き上ゲ手間取、差支にも可二相成一義も可レ有レ之と奉レ存候。向後不勘定之作亭無レ之様被二仰付一被二下置一候様奉二願上一候

他所瓦買入者を糺す

一瓦師にて規定相破候者、又は不勘定の作亭幷他處瓦買入候者は、御糺被二成下一過体被二仰付一候様奉二願上一候。此以後作亭より差支之義、願出候はゞ世話役幷に惣代の者の方に、被二仰付一被二下置一候はゞ、間缺無レ之様に申合、瓦付屆葺替可レ仕候

諸職人總て一日湯錢酒代として一人二十四文と定む

右之通願出候ニ付、勘辨之上承届、且大工職作料上下之儀致ニ斟酌一、右職のみに限らず、以來爲レ勵諸職人一同二月より九月迄、八ケ月の間作料一人上げ、拾月より正月迄四ケ月の間二人下ケ申付、幷左官疊職之者、相願候により是又怠り無レ之ため、諸職人とも一同湯錢酒代として一人ニ付、一日二十四文宛、作亭より可ニ申受一旨、御普請奉行より在町諸職人共に申渡候間、右規定之趣得と相心得可レ申候。依て以來作亭にて、酒肴等一切不ニ差出一、相定の湯錢酒代差出可レ申候。猶此上諸職人共相怠り、風俗不レ宜勝手ケ間敷取斗等致候はゞ、聊にても作亭差支候様の義有レ之候はゞ、其段可ニ申出一候且諸職人工數三十工以上相雇候節ば、町役所へ申出、町役所より諸職棟梁方に、其旨可ニ相届一候。尤作亭にても、世風に連れ奢美に押移り分限不相應の榮耀ケ間敷普請等致候由相聞候。畢竟は右様の儀有レ之候故、自然と諸職人工數も相掛り、外々差支ニ相成候旨も相聞候ニ付、前々相觸置候通、以來分限不相應の奢ケ間敷普請等、堅く無用ニ可レ致候

右之趣寺社其外、町々小前迄も不レ洩様、得と可ニ申聞置一候

卯三月

諸職人作料斟酌

年内日の長短に依て、諸職人の作料を考量斟酌して、日長の時季には規定の作料に、增し賃することにした。

大工職之者、春彼岸より秋被岸迄作料一匁揚げ、外諸職之者共同斷、半匁揚げ可レ申候

右御觸に付町中一統可レ致ニ承知一候　以上

（天保九年）戊四月十二日　　町役所

紺屋職への申渡

第三節　紺屋職への申渡

寶永二年六月紺屋役錢、肝煎、新規紺屋、染代等に就て申渡す所があつた。

紺屋肝煎

一紺屋御役染之儀、町分の紺屋中幷御領内在々之紺屋中、打込みならし相勤めさせ候處、今度從二御公儀様一改被二仰付一、依レ之年中の御役染高次第、代錢に積り、町方在々の總紺屋へ割付、毎年二期に御役錢、紺屋町作左衛門茂左衛門方へ請取、御染物仕候紺屋へ仕拂可レ申候事

一御領内一組切に、肝煎を一人づゝ立置、其組合之紺屋衆へ用事相達被レ申候様可レ仕事

一御役錢年々の割、肝煎の衆迄可二申遣一候間、秋は七月十日以前、暮は極月大晦日以前、一組切に取集め、作左衛門茂左衛門方へ御持參可レ有レ之事

新規紺屋不拜成

一紺屋細工仕舞申者御座候はゞ、作左衛門茂左衛門方へ右の肝煎衆可二申聞一候、連判を致し可レ申候

新規紺屋始の手續

一先規之通新紺屋猥りに始めさせ申間敷候若し面々弟子取立候共、作左衛門茂左衛門方へ相斷り可レ被レ申候。江戸其外他處へ參り、紺屋稽古仕、御領内にて紺屋始め申度望み候はゞ、先例之通一兩年御領内之紺屋弟子に罷成、かた入奉行相濟候以後、作左衛門茂左衛門方へ相斷り、連判のせ候以後、紺屋可レ仕候。若此連判之外隱し紺屋を立候者御座候はゞ其處の肝煎衆隨分吟味仕て作左衛門茂左衛門方へ被二申聞一候尤此方よりも聞付次第、細工道具不レ殘取上可レ申事

一紺屋中染代之儀は先年御定めの通り、彌相守仲間にも拔け直段高下毛頭仕間敷候。銀兩替は當春被二仰付一候通、六十匁替に勘定可レ有候事

一組々の肝煎衆には、御役錢可二許申一候事

右の條目堅く相守可レ被レ申候若相背被レ申衆御座候ハヾ、細工道具不レ殘取上、永々細工相止させ可レ申候事　以上

寶永二年酉六月二日

覺

一御郡内町方總紺屋共、染役相勤候事甚以て甲乙不同二付、郡奉行町奉行相談之上自今總紺屋打込、

平均に相勤候様申付候其段總紺屋共申談年々無二相違一様可レ仕候也

寶永二年乙酉六月二日

加藤八郎右衛門
魚住與兵衛

紺屋頭　作左衛門殿
同　茂左衛門殿

紺屋手間取職工抱へ方

明和五年十二月、紺屋手間取職工抱に就て、左の如く申渡した。

御觸書

在中紺屋共儀、前々より手間取形賣他所より參り候節、爰元紺屋町年寄吉郎兵衛長左衛門方に落着、夫より相願御領分紺屋共方に致二差圖一遣候、古法之處、近來左様無レ之紺屋共勝手次第に取計候由に相聞候。右之通形賣他所者に候得者、無宿同前の者も可レ有レ之候、然る所吉郎兵衛、長左衛門致二吟味一、夫々紺屋共に致二相渡一候様可レ然候、何れにも古格之通り相心得候様、村々紺屋共に庄屋方より可二申聞一候

子十二月

佐治八右衛門
天野甚五左衛門

紺屋開業者

寛政六年町在に於て、紺屋を開業する者は、紺屋町年寄に申出で、其承知の上で、染物すべき定なりしが、其規定を守らずして、自分勝手に從事する者多く、爲めに紺屋仲間不和の狀に陷りしかば、更に此規定を堅く守るべきを申觸れた。

町在紺屋職致候者は、紺屋町年寄吉郎兵衛十郎右衛門へ申聞候て、右兩人承知之上、紺屋可レ致之處無二其儀一、在中組々内自分にて勝手次第職分致候者も有レ之不レ埒二付、去丑二月相觸候處、今以紺屋仲間和融不レ致候者有レ之二付、右之分急度相止候様可レ申候得共、可レ及二難義一二付、去る丑二月以前

より紺屋職相始候者は、其儘職分爲レ致候間、右兩人方に申出可レ受二差圖一候。此後新に紺屋相始め候はゞ、去る丑二月相觸候通り、右兩人に申聞承知之上、其筋へ願出可レ申候。萬一無レ願紺屋致候者以後有レ之ニ於ては、其者は勿論所の役人迄急度咎可二申付一候（問屋日記）

黒鍬

自分所持の田畑自力勝手次第

第四節　黒　鍬

嘉永四年黒鍬に關する制度中、各人銘々所有の田畑、及び持ち堰其他石積等の普請を、自分力にて爲す時は自由勝手次第、黒鍬即ち鑑札を所持して、土工を業とする者より、差圖を受けなくとも差支無く又此等の普請之際に、他所所有者の親類組合等、互に手傳ひ助け合ふ事も亦差支無い、と申渡したが、此制度に差支の儀ありとて安政四年二月次の如く改めて達示した。

一日雇稼の者、石積普請之儀者、黒鍬渡世に紛敷候間、差留候儀是迄の通

よき使用せざれば堰普請許可

一銘々所持の田畑、幷田方懸入持堰等の儀は、耕作第一の儀に付よき不二相用一、自分にて普請致し或は日雇相頼候とも勝手次第、黒鍬渡世の者より、差留申間敷候事

但元黒鍬渡世を致し居り、病氣等にて鑑札上納、職分相止め後快氣いたし、田普請石積の手傳等出來候はゞ、猶又鑑札を受け職分可レ致候。若し內所にて本職同樣の致方有レ之候はゞ、是又糺之上急度可二申付一候

一よき相用候儀は、黒鍬渡世の者同樣ニ付、不二相成一候へ共、自分手限りにて、餘人不二相加一相用候儀は差免候。乍レ去無鑑札にては不二相成一候間其時限りの鑑札可二相渡一候間、若し日雇手傳相加候程の普請にて、よき相用度候はゞ、本職之者相雇可レ申候

但手限りニてよき相用候節、鑑札上げ下げ等手重に相成候ては、農業に差支可レ申候間、兼て村々黒鍬本職之者へ掛り申付、鑑札相渡置候間、御作事は勿論右掛りの者其の內、何れなりとも最

寄よき所へ申出、鑑札相受け、普請いたし、相済候はゞ遠方の者は、鑑札相納候に難澁の儀も可レ有レ之候間、普請の日より十日迄の内に相納可レ申候、近處の者は兩三日の内に相納可レ申候。万一手限りの名目にて、餘人一人たりとも手傳有レ之候赴、相知れ候はゞ急度咎可二申付一候事

第五節　髪結職

髪結職

他所の髪結風分内に差置くを許さず

一受人有レ之相願候とも、他領より罷越候髪結、御領分に差置候儀以後不二相成一候

一他領の髪結を弟子などゝ申立、御領分髪結の方に差置候儀、一夜たりとも不二相成一候、惣て他領の者願出ずして逗留爲レ致候義不二相成一候段は勿論之義に候得共、髪結之義は人柄不レ宜者間々有レ之、村方風俗にも差障候間猶又制度嚴重に可レ致候

髪結聯取締世話役を命ず

右は寛政三年相觸候處、近年猥に相成哉に相聞不埒之事二候、以後右様の義有レ之二於ては、越度可二申付一條、万一此節留置候様の者等有レ之候ハゞ、早々相立せ可レ申候

髪結職取締幷世話役を設け左の二人を之に命じた。

原町富士屋良左衞門貸家止宿

栗林村　越後屋多吉

海野町　繁太郎

髪結鑑札願に町在役人の奥書を要す

同時に髪結鑑札願には、町村役人奥書に及ばぬ旨、先年申渡したが、此時より問屋年寄取次奥書する事に取極めた。

領内各組の髪結職世話役

安政四年二月髪結取締等の申出に依り、領内各組に髪結職世話役、一名宛置く事にした、其組名及世話役は左の如し。

鹽尻組　秋和村、政吉　　鹽田組　保野村、彌助　　諏訪部、熊吉

國分寺組　堀村、市五郎　　小泉組　中之條村、久次郎
武石村　藤兵衛
田中組　田中村、祐次　　浦野組　馬越村　多吉
洗組　上原村、藤兵衛　　川中島　岡田村、重五郎

第六節　嘉永六年の諸職人制度書

諸職人が作亭に賴まれた時、眞面目を缺き、骨を惜しみ時間を徒費し、大普請など二、三年に竣るべきもの五、六年も掛る事があり、棟上げ祝とて作亭主人の好意で祝儀を遣はせば、其額少しとて數日間仕事を休み、さもなければ酒代を強請り、又少しの修復工事などには、何度賴むも容易に來ない。止むを得ず他の職人を雇へば、自分得意の家とて其を妨げて赴かしめない。小破の時修復すれば、輕費で事濟むも、斯の如くして、遂に大修復を餘儀なくされるやうになる。其外職人の弟子を取つた者は、弟子が一人前になつた後にも、其を恩に被せて、如何はしい振舞を爲す者ある等、其弊風增長したので、嘉永六年六月左の制度書を出して之を戒め且種々注意する所があつた。

制度書

一御家中より細工被二相賴一棟梁より申付候節、無レ據筋合ニて不レ參致候節ハ、棟梁方に被二罷赴一其譯合申談の上、先方へも罷越、譯合を以て相賴可レ申候

一御家中は不レ及レ申、在町より普請受込候者、約束日限之通り無二遲滯一可レ致候、万一延引も可レ致と存候ハヾ、仲間の内賴み合せ、出精いたし、作亭の者間缺無レ之樣可レ致候、一季ニ所々受込候儀不二相成一候、尤小破之分取交せ三ケ所ニ可レ限候

但病氣之節ハ職の棟梁迄可二申出一候

約束の日限を守るべし

一寺社幷在町ニて、諸職工數多分相懸り候普請、被ニ相頼一候ハヾ、誰より被レ頼候と申儀、其職人より町棟梁を以て、作事に申出聞届之上、普請相始め濟み次第可ニ申出一候
但職人普請受負場に罷越居候内ハ、何等御用向ニて御作事より差人申付候儀ハ、可レ成丈操合不ニ申付一様可レ致事

一職法之儀ハ先規仕來之通。朝も可レ成早く罷越。五ツ時前より細工相始め、休の度毎に、長休不レ致夕方ハ手元見へ兼候迄無ニ油斷一相働候様可レ致候。日長の時分とても、朝夕參歸等閑ニ心得、長休等いたし候てハ、春彼岸より、秋彼岸迄、作科上ケ申付置候詮も、無レ之候間、急度相心得、心得違無レ之様可レ致候。且大工職、屋根職之者、別して不心懸の者有レ之趣、相聞不ニ相濟一事ニ候以來出精相働可レ申候

大工職、屋根師仕事を怠る者多し

一作事に罷越候水役ハ、研き物幷道具ニ手入等無レ據儀も可レ有レ之候へ共、中ニハ手間費候者も、有レ之候趣。道具手入等、兼て心掛置可レ申候

一水役勤の節ハ、作料勤と違、働き方等閑ニ相心得候者も有レ之哉の趣。不ニ相濟一事ニ候。以後ハ彼是の無レ隔相働可レ申候

一他處職弟子取の義、業宜敷者も、師匠取いたし、御領分渡世出來候ニ付てハ、師匠より、別而恩譯ケ間敷取扱ひ、中には如何敷取扱方致候者も、有レ之趣相聞、右様の儀有レ之候てハ、自然慕ひ罷越候者も少く、作事彌差支ニ相成可レ申候間、右様の儀無レ之、可レ成丈實意を以、取扱可レ申候

一職人共より、享和の度願出候趣意ハ、御普請御用之節ハ、如何程も相勵み、御間缺に不ニ相成一様、幷ニ御家中は不レ及レ申、在町迄も、普請所手支ニ不ニ相成一候様可レ致候間、他處職人入込差留度趣、願差出候故、御領分職人の助成ニも相成候ニ付、憐愍を以て、願之通り申付候處、其砌相勵、出精いたし働方格段心掛候趣、然ル處、年月を經、自然と陵夷いたし、當時ニ至り、何れも心得方相違

いたし候所より、種々の悪風行はれ、不二相済一事に候。以後享和之願書之趣、篤と相心得、悪風相改め、篤實の風儀ニ押移候様可レ致候。是迄御家中ニて、相雇候ても、不埒の義共多分有レ之、并在町作亭より相頼候へば、尚以容易ニ不二罷越一、漸く罷越候ても、朝も延引ニ罷越、休も長く、其上種々勝手我儘の儀ども有レ之、無據職人の氣を養ね、酒食等入念興へ候へば、尚々増長いたし、雑話に時刻を費し、或は棟上等之節、作亭心得を以、祝儀と號し、酒代等遣し候へば、手輕と心得候分は、夫より普請を相休み、數日を送り、又ハ酒代等ねだり、言語同斷の悪風ニ相成。就中大工の者共不埒の趣。少し嵩み候普請、三、四年又ハ五、六年不レ經候てハ、出來不レ致、又ハ小破の取繕相頼候へば、猶又何ケ度相頼み候ても、不二罷越一者も有レ之。自然大破ニ相成、雜費多く相嵩り、作亭實に難儀致物由。適々相雇候はバ、其家は出入場と號し、餘人は妨げ、一切不レ爲、雇場取の譯ニて甚差支不埒の至、不二相済一事ニ候。右等の悪風取行、作亭差支難儀致候ニ付、猶又此度他處職人入込の儀、組々割番共より願出候。一体是迄制度を以、追々申聞、夫々請書印形迄もいたし置、且享和の度、願書差出置候へば、嚴重ニ相守、前書の悪風有レ之間敷筈の所、無二其儀一等閑ニ相心得、不埒の至不二相済一事ニ候。右ニ付てハ、夫々取糺の上、急度咎をも可ニ申付一之處、先此度ハ、格別の宥免を以用捨致候。乍レ去是迄の悪風不二相改一者於レ有レ之は、夫々咎め申付候間、無二用捨一申出候様、在町の者共へも、申付有レ之候間、其旨相心得可レ申候。尚此上ニも等閑ニ相心得、不二取用一者有レ之候ハヾ、急度咎申付候間、向後風儀相改め、右ケ條ハ不レ及レ申、享和以來追々申聞置候通、嚴重ニ相守、作亭差支無レ之様可レ致候

右之趣町中一統に可レ被ニ相達一候

棟梁共に

職人共の悪風

棟梁への申渡し

此度諸職人一統、并肝煎添役の者共に、別紙之通申渡候間、何れも勤向等閑にてハ、職人共も不正の

儀有レ之ても、取押も出來兼候筋ニ付、篤と相心得、不正之儀無レ之様、都て差支無レ之様申聞、職之精不精之義、肝煎より申出候外にも、隨分心掛け、承り込候儀有レ之候ハヾ、其儘申出べく候

肝煎共への申渡し

肝煎同添役共に

此度諸職人一統の者へ、別紙之通り申聞候。右ニ付、篤と申談一統取締付候様執斗可レ申候。諸職人共の内、心得違ニて種々差支ニ相成候事共有レ之、作亭甚差支難澁致候向も、多分有レ之趣相聞候。左候ては、追々制度之赴申聞、夫々請書印形迄も、致候詮も無レ之尚又申聞候。此上ニも不ニ取用一者有レ之候てハ、咎をも申付候場合ニ立至候間、其方共、不正の儀無レ之様一分を相愼み、都而差支無レ之様執斗可レ申候。諸職人共精不精の儀、急度糺の上、依估最負なく、有体ニ申出つべく候

第十九章　災　厄

第一節　降　水

降水

寛永八年の千曲川洪水

寛永八年千曲川大洪水あり、此時迄上田城本丸南の方、塀下七間で尼ケ淵の深淫なりしが、此洪水の時地形大に變り、尼ケ淵の水涸れ、塀下九間となつた。此洪水の爲めに諏訪部村は田畑五貫七十文。中之條村は田畑五貫五百文。流亡した。（小縣郡年表）

元祿千曲川洪水

元祿元年

元祿元年七月十七日千曲川洪水。諏訪部穢多前より御所村まで、一面の水となり、大やどり押切り、山抜も諸所にありしと云ふ。此時大屋橋流失し、翌二年架橋、田中組稅粮一万九百九俵、國分寺組三千百二十一俵を工費として支出し、橋材は皆武石官林より切り出した。（小縣郡年表）

同七年　同七年七月廿七日より雨降り出し、八月三日迄降りつゞき諸川出水。千曲川は諏訪部村から御所村まで、一面の水となり、神川も亦大に增水して、神川橋川久保橋共に落ち、其爲めに上田往來は杜絕するに至つた。（問屋日記）

同十一年　同十一年五月十四日より降雨、十九日暮時から翌二十日晝夜大雨、諸川皆增水、橋々殆んど皆落ちた。二十二日に至り、神川は瀨越の出來るやうになり、往來始まつた。坂木の横吹坂崩れ、通行一時不可能に陷り、上田附近では、黄金澤（小金澤）の水一時に押出し、畑地の被害は尠くなかつた。七月二十五日又千曲川洪水、御所村の如きは、永川當川共高三百九貫四百七十二文に及び、下鹽尻中島に於ては、二十三戸流亡した。（問屋日記、小縣郡年表）

同十三年享保洪水　同十三年四月二十五日夕方より雷鳴雷雨猛烈、金剛寺村に山拔があり、大出水となり、田畑の損害多く、長島村にては家二軒流失した。（問屋日記）

同六年　享保六年七月十六日豪雨、神川橋流失、上塩尻村に山拔ありて、馬不通となり、坂木横吹の坂道缺けて通行し難く、二十一日に至て漸く越すことが出來るやうに成つた。（問屋日記）

同八年　同八年八月七日の夜より、十日暮まで、大雨降り續き、諸川出水。九日には瀨澤の小橋、川久保橋、笹井橋が落ち、十日には大屋橋も、諏訪部橋も、加賀川橋も皆落ち、交通の便一時に絕へた。

同十三年　同十三年八月三日より十二日迄、雨降りつゞき、十三日に至て諸川出水。千曲川も大水で、堀村にては家が十三軒流れ、諏訪部橋詰にあつた茶屋十助の家も、十三日に流れ、御園の渡船も船小屋も流れて中島の向岸に懸つたと云ふ有樣であつた。

同十七年　同十七年五月十八日千曲川洪水あり、堀村から内川へ押し流れ、其激流上田城の崖を突き、其崖が崩壞し、櫓台も危くなつた。依て幕府より金三千兩拜借して修築した。上田城郭史參照。

元文二年五月十三日より同廿七日迄度々大雨洪水、上田領小縣更級兩郡に於ける被害は尠く無かつ

た。六月十八日上田藩より幕府に提出せし届出は左の如である。

信濃國私領分上田小縣郡更級郡之内五月十八日より同廿七日迄度々大雨洪水に付田畑損毛并破損の覺

一高壹萬千五百三拾石余　永荒、當荒、水押

内　九千百貳拾石餘　田方

貳千四百拾石餘　畑方

一往還道筋并所々大小橋落損　百五ヶ所

一所々川筋堤川除押切　貳百五十ヶ所

一用水堰押切　百拾ヶ所

一流家潰家共　四拾六軒

一流死人　男壹人

右之通に御座候此段御届申上候　以上

六月十八日　松平伊賀守

寛保二年戌の歳は、夏季降雨連日晴天稀なりしかば、千曲川の水量も追々增すに至つたが、七月二十日より風雨激しく、八月一日迄豪雨降りしきつた。其爲めに諸溪流川何も忽ち暴漲し、山抜けは所々方々に起り、濁流は奔騰して、悉く千曲川に流れ込んだ。故に千曲川は未曾有の大洪水となつたのである。上流小諸町では、黒部山の山抜けがあり、中澤川筋に濁流押し出し、六供田町邊を押し流し、本町の兩側を突き破り、城内三ノ門に及び、前の櫓を押流した。此時小諸町の流失家屋は、本町、六供、田町荒町、市町で二百五十四軒と注された。（北佐久郡志）小縣郡に於ては、爾津の山抜で、濁流田中宿殆んど全部流亡した。下流の方松代に於ては、松代城地千曲の濁流に浸され、藩主は城内より船に乗つて、寺院に漸く避難した程であつた。

戌の滿水（寛保二年）

田中宿流亡

問屋日記洪水の狀況

此大洪水の時の上田海野町問屋日記に、左の如く記されて居る。

一二十八日晴二十九日晩大降雨朔日大滿水

一朔日五ツ時前震蕩ニても可レ有レ之哉と存候程にひゞけ鳴申候、五ツ時過に河原へ家屋酒樽等流れ來候由風聞仕候ニ付見物に參り候、色々の物流れ來り申候、朔日夜大風雨にて水高三丈二尺出申候由御年寄樣へ注進有レ之候

水高三丈二尺

下河原土手より向諏訪形小牧邊まで一面に川と成る

一下河原土手より向諏訪形小牧邊まで一面に川と罷成申候

鹽尻方山岸より下之條裏迄一面川と罷成申候

堀村下往來筋家不殘流失

一堀村下往來筋家不レ殘流れ河原に成る

一下鹽尻不レ殘流申候上鹽尻砂入家潰れ候處御座候

一中島邊砂入潰家あり

一田中宿禰津西山の湯の澤押出上の方長久寺井在家八九軒殘り外皆流失亡所に罷成候、本陣七之助流死

大屋村過半流亡

一本海野盲橋より西不殘流れ申候、其余砂床上四五尺程入申候亡所同樣事、併砂片付德左衛門方にて往來相勤候

一大屋村少々家殘り候、外流失仕候

一新田少々砂入

一其外所々押出し

原町問屋日記所載中に

海野宿半分亡所

一海野宿半分亡所、殘砂入亡所同前、海禪寺村、深井村、右同前、下鹽尻村、中島、新屋亡所同前、大日向、横澤、久保、輕井澤、大庭亡所同前

小諸町の被害

上田領流失家屋及流死人堀村往來通り亡所

川中島塩崎被害

上田市内外の各地被害

小牧村

諏訪形村

御所村

祥雲寺流失

中之條村

一川中島稻荷山、鹽崎亡所同前、岡田砂入、其外一萬石無難

一小諸六供、田町、本町亡所、流死三百四十人馬十四疋、流れ潰家二百七軒、尙御城下の分其外通り掛りの旅人數知れず、本陣問屋庄屋流死

一御領分流家潰家千百二十一軒程、流死者五百四十人餘、馬十四疋程

一堀村往來通亡所

一加賀川下澤押出し洗馬組右之通り。淺間信樂寺より押出し、小諸右の通り、山の湯押出禰津流海禪寺より海野之通流

一六百七十四軒流家、四百四十七軒石砂入潰家。外に十軒穢多流れ七軒泥入

一百九十六人死人、五十八人怪我人。外五人穢多流死

一川中島鹽崎三十軒押流、七八十軒潰三十八人死人馬二疋。稻荷山三十五軒流、二人流死

上田市内外の各地の被害

小牧村は、上流龜石より下住吉神社今四ヶ牧神社の北方、皆河原と成り村際まで水浸き、流亡した耕地は三十六貫文で、小牧の草高は切起共百十三貫文程の所村高の三分の一以上を流失したのである。

諏訪形村は、荒神社及居村を挾んで、小牧の方から南に分流して西に流れ、流失家屋五戸、水潰き砂入りの家屋三十二戸。此分流した跡は、今日に於ても地形を觀て、其れと知ることが出來る。

御所村は、里傳に據ると、神明社並に本村を挾で、田畑は砂石入となつて荒蕪地となり、多大の損害を蒙つた。祥雲寺は此邊にて、古來の大寺と稱せられたが、此洪水の爲めに流亡して、其跡は川瀨と變り、墓地は川の北側と成つたと云ふことである。隨て田畑過半河原と成り、家屋の流失三十戸水つき砂入り十九戸。

中之條村は、損害甚だ多く、流死者四十二人或ハ四十七人に達し、家屋の流失三十六戸、田畑の流失

百五十一貫五百文余に及んだ。此村で流死者が割合に多かつたのは、此頃藤兵衛といふ人新く土藏を建てた。其土藏は新しいので、安心と思ひ附近の人々は、皆其土藏へ避難した。然るに其内夕刻となり、水量は愈々嵩み其土藏も夜の内に押し流され、内に避難した數多の人々は皆流亡したからであると傳へられる。（寛保二年の大水小縣郡年表）

流死者多し

諏訪部村は、被害割合に少なく、家屋の流れたものは無かつたが、田畑の砂入りは多かつた。

諏訪部村

上田市附近の村々では

堀　村

堀村は被害甚大で、流失家屋四十七戸、一村の過半に及び僅かに二十八戸を殘した。此時家の流れた者が、新開坂の上に引坂したもの二軒あつた、之れが上堀の起りである。此時押し流された藤助といふ者、車坂の下迄流されたが、其處で仕合よく垣根に取り付いて水から上り、土手傳ひに權現坂まで來て、坂上に上がり夜八ツ時頃常田へ出て、大聲に助けてくれ〳〵と呼はつた。皆人驚いて出て見た所、堀村の人であつたので、人々不思議の事とした。（寛保二年大水）

下塩尻村

下鹽尻村では、往還の端より、安福寺境迄家殘らず流失。中島では家屋悉く水つき、土砂の入らぬは無く、獨り庄屋半左衛門の宅のみ、無難であつたから、村中の者皆此家に集つて避難した。

千人塚



此洪水の時、上流から流れて來て、諏訪部河原に留つた溺死者の屍が多かつた。上田藩では其屍を收めて、秋和村の正福寺大門先の地に葬つて、其上に流死含靈識の五字を刻した碑をたてゝ懇に供養した。寔に追善の美擧である。此塚を千人塚と呼んで居る。

此洪水當時の記錄に次のやうな事がある。

八月朔日の朝、上田で滿水を見に出懸けた者で、見渡す限りの濁流の內に、流れ行く家の內に、家と共に押流された數人の人々が、抱き合つて悲鳴を揚げ、救を求めて居た慘狀を、目擊したものもあつた。

大屋村の流死人

禰津村金井には、八間石と云ふものがある。其れは禰津の山拔けの時に、濁流に押流されて來て、其處に留つたものとの事である。大屋村では、流死人七（或は八）人あつたが、此等の人々は、小河を越へて、千曲本流の方に出て、其處に上流から、葛籠や、長持其外家具など、流れ來るのを引き留めて、山のやうに積み上げた、此が面白さに、歸ることを忘れて居た。其內に追々水量增して、先きに渡つて來た小河も漲つて、渡ることが出來ぬ故、積み上げた物の上に腰打かけて、途方に暮れて居たが、夜明け頃には、人も物も跡かた無く流亡した。

常田踏入の人危險に陷る

常田踏入邊の人六十三人、中島へ渡つて、流れ來る物品を留めたり、河原に押し上げられた、鯉鮎等の魚を拾つて、歸ることを打忘れ、喜んで居た處、水量一度に增して來て、權現坂邊迄水一面になり、水の淺深も分らず、最早河を越して歸り得なくなつた。夜に入つて雨は降り水は嵩み、中島の上は膝節までも、水つくやうになつたから、寢ることは勿論、腰を掛けることも成らず、一晩中立明した。幸に水量の增加は頂上であつた故、流されなかつたが、空腹は如何とも爲やうも無く、親兄弟が心配して、投げてやつた燒餅なども、川幅廣くて向ふ迄届かない。不食で水の中に佇んで居るので、氣根疲れ衰へて、萬一の事があつてはと心配して、夜は此方で篝火を燒き、大音聲に呼んで元氣をつけて遣るなど、一方ならぬ心配したが、三日三晩で、漸く戻ることが出來たといふ事もあつた。危險に陷るは、多くは慾に惑はされるからであることの一好例である。

此時の損害は上田領分內で二萬七千石の損毛と云はれた。幕府から金五千兩を借りて、損害復舊の工

事をした。

左に安政四年八月、上田藩から幕府に差出した拜借金の例書を記して、此戌の滿水の被害が尤も大きかつた證とする。

千曲川洪水拜借金例書

一信州上田城之儀千曲川滿水の節城岸危く相成川除之儀ニ付享保十七子年高祖父伊賀守御金拜借奉レ願候處御代官松平九郎左衞門見分被レ遣候上同年五月十八日御金三千兩拜借被ニ仰付一候

一寛保二戌年領分損毛并田中海野兩驛流失の段追々申上候處同年十二月十五日御金五千兩拜借被ニ仰付一候

寛保二年拜借金五千兩

一寶曆三酉年滿水城岸川除之儀ニ付翌戌年御金拜借之儀曾祖父伊賀守奉レ願候所同年六月廿九日御金三千兩拜借被ニ仰付一候

一明和二酉年滿水川除堀割の儀ニ付御金拜借之儀奉レ願候處御代官池田喜八郎見分ニ被レ遣同年十二月廿五日御金三千兩拜借被ニ仰付一候

一安永八亥年滿水川除之儀ニ付御金拜借之儀奉レ願候處同年十二月十七日御金三千兩拜借被ニ仰付一候

右之節見分不レ被レ遣候

寶曆三年の洪水

寶曆三年二月十九日朝來大嵐大雪、岩下村に滯留の幕府役人は、駕人足で雪わりさせ徒歩にて辛ふじて、上田宿に到着し、二十日には上下よりの通行全く止まり、馬足も立たないので、荷物運送も出來なかつた。

同年八月十六日夕刻より雨降り、翌朝より強雨となり、諸川俄に水量嵩み、千曲川の內大神川原切れ押出し、權現坂より下一面の大河となり、諏訪部渡は往來留まり、神川橋も落ち、上田宿は、東も南も交通杜絕となつた。此時恰も加州侯歸國の途上で、神川の東、海野小諸あたりに滯留、十九日四ツ時から瀨越出來るとの事で、岩下村ニ滯留せし加州宿割先發の士が、初めて神川を乘り越したといふのは、

此時の事であつた。上田藩に於ては、幕府より金三千兩を拜借して、復舊工事をした。

同四年の大雪

同四年十二月十七日、大雪積ること七八尺、前代未聞と稱せられた程であつた。其積雪は翌五年正月上旬迄、馬足立たないで、人足持で荷物を運んだ。

同七年洪水

寶曆七丑年四月廿三日より少雨あり、廿八日より五月六日迄小止みも無く強雨降りつゞき、諏訪部橋を始として神川の神川橋川久保橋等大小橋梁悉く落ち、交通一切不可能となり、矢出澤川增水の爲め、紺屋町裏の所に於て、長約一町横二間の川岸缺け崩れた。此強雨のため、虛空藏山の澤押出し、塩尻村の田畑十二俵蒔の處、砂石入りの荒廢地と成つた。

明和二年四月千曲川洪水、內川上流堀村の締切押し破られ、濁流河原に漲溢し、戊の滿水に似たる有樣であつた。

天明の洪水

天明年間には天災地變が甚だ多かつた。其二年には七、九の兩月に洪水があり、三年六月、六年の六月出水あり、田畑の流荒、橋梁の流失、道路の缺壞等其損害大なるものがあつた。

寬政の洪水
同二年

寬政二年九月三日、千曲川增水一丈余に及び、上田領內川除堤防の缺壞流失三百八十二ケ所、延長一萬二百十六間、橋梁の流失二百五、道路の缺損五十八ケ所、耕地の被害頗る多く上田藩幕府に請ひ、金四千兩を拜借して、堤防の修覆等を行つた。此洪水の時、堀村に流失家屋二軒あり、下鹽尻茶屋邊より岩鼻まで激流となり、行通不可能と成つた。（松平家日乘　問屋日記）

同三年八月の大暴風雨

寬政三年亥八月五日正午頃より翌六日の夜まで大雨降りつゞき、其上大風、六日千曲川洪水、諏訪部坂下穢多の脇井戸の所まで一面に水押し上げ、田畑の流荒被害多く、諏訪部渡の船小屋流失。此時の暴風にて、諏訪部諏訪明神社の欅の大木三本吹折られ、神社拜殿の上に打ち倒れ、其爲めに拜殿は壞倒した、下鹽尻中島は、人家大半水つき泥土押し入つた。（小縣郡年表　問屋日記）

諏訪明神社の拜殿倒る

享和の洪水

享和二年六月廿九日夜中大風雨、晦日、大屋、諏訪部の橋落ち、下堀へ水押揚げ茶屋は皆立退いた。

此時矢出澤も出水し被害があつた。

文政八年の洪水

文政八年五月朔日より三日間大雨、諏訪部橋通行止まり、神川橋落ち、三日四ツ時頃より、蓮台越にて漸く渡り得られるやうになつた。

同十一年

同十一年七月朔日夜中大風雨、諸川出水、千曲川筋にては坂下、川向の御所中之條、川下は鹽尻中島の邊、水損甚だ多かつた。

安政の洪水

安政二年七月二十六日の夜から二十七日迄小止みも無き大風雨、一日隔てゝ又二十九終日大雨降りしきり、爲めに諸山澤谷の水押出し、千曲川は常水より增すこと一丈五尺餘に及び、下河原より向一帶の滿水となり、田畑の流亡尠くなかつた。殊に鹽尻中島は其被害最も甚しかつた。（松平家日乘　問屋日記）

同二年

届出の破損所及損毛高

此時藩より幕府に届け出た破損處損毛額は

一損毛高九拾三石七斗八升

一川除石積流失　百三十ケ所

此間數五千三百五十五間

一道缺并耕地缺崩　五十三ケ所

此間數四千六百三十六間

一田方用水堰土手破損　三十九ケ所

此間數二千八百三十三間

一大小橋流失　四十一ケ所

一田方用水水閘流失　九ケ所

同三年の風水害

同三年八月二十五日の夜近年稀なる大風雨、人家の屋根塀樹木等の風害も多かつたが、千曲川も常水より一丈三尺餘も增水し、水害も亦尠くなかつた。此時上田藩より幕府に届出た破損處は

一川除石積流失　百十三ヶ所
　此間數三千七十九間
一道缺并耕地缺崩　四十八ヶ所
　此間數三千八百二十間
一田方用水堰土手破損　二十三ヶ所
　此間數二千三百八間
一田方用水水門流失　五ヶ所
一大小橋流失　五十三ヶ所
一砂入家　十一ヶ所
一水車家流失　三軒

同四年
蛭澤川增水

同四年閏五月二十七日八ツ時より雹交りの大雷雨にて矢出澤川洪水、幸町新小路の橋落ち、其外此川筋の橋の損流甚多く、長島にては水車屋一軒流失。此川の水減け際に蛭澤川が增水し、辨天前より水溢流し、原町上町の石橋まで水が押し流れた。（問屋日記）

（松平家日乘）

同年六月洪水
被害届出

同年六月六日大風雨、上田近邊千曲川を始め諸川洪水となり、其被害甚しかつた。此時上田藩の被害届は次の如であつた。

千曲川筋
一川除石積流失　八十九ヶ所　此間數四千百五十六間
一川除刎枠流失　百三十五ヶ所　此間數千三百四十間

加賀川筋
一川除石積流失　百八ヶ所　此間數四千六百八十間

浦野川筋
一川除石積流失　七十三ヶ所　此間數千五百五十間
產川筋
一川除石積流失　四十一ヶ所　此間數八百六十三間
洗馬川筋
一川除石積流失　九十四ヶ所　此間數千八百四十間
矢出澤川筋
一川除石積流失　百三ヶ所　此間數千三百間
田方用水堰土手流失　三十九ヶ所　破損六ヶ所
此間數三千七百五十間
田方用水水門流失　十一ヶ所
大小橋流失　七十八ヶ所
北國往還缺　一ヶ所　此間數三十間
北上州往還缺崩　五ヶ所　此間數百八十間
松本往還缺崩　十二ヶ所　此間數二百三十間
流失家　十軒　石砂入家　十三軒　水入家　三十五軒
田畑損毛高　三千六十二石五斗

同六年

同年六年七月廿四日より特に廿五日曉方より豪雨降り續き、夕刻に至り諸川出水、蛭澤川增水原町妙光寺裏より水押し上げ流れ出し、馬士小路一面の水となる。千曲川も一丈八尺餘の大增水にて、川邊通りは田畑押流し、前川と一面の水となり、上流は餘程其被害ありしと見え、人家共に流れ來たるものもあつ（松平家日乘）

五十年以來の大水

た。五十年以來の出水との評判であつた。此時諏訪部村分に、幅七十尺にも及ぶ新川が出來、渡船を以て往來した。（間屋日記）

屆出の破損處

此時藩より幕府に屆け出し破損所は左の如し。

一千曲川筋川除石積流失　四拾二ケ處　此間數五千二百二十八間餘
一右刎枠流失　千二百五十七
一加賀川筋川除石積流失　百三十八ケ處　此間數六千八十間
一右刎枠流失　五百二十七
一浦野川筋川除石積流失　八十五ケ處　此間數二千五十八間餘
一右刎枠流失　三百六十
一產川筋川除石積流失　百八ケ處　此間數二千五百間餘
一洗馬川除石積流失　九十一ケ處　此間數千五百四十間餘
一輕井澤稻荷山村佐野澤川除石積流失　五ケ處　此間數千八十間
一井蠶澤筋矢出澤川筋川除石積流失　百十四ケ處　此間數千五百間餘
一田方用水堰手破損處　八十九ケ處　此間數六千五十間餘
一田方用水堰水門流失　九ケ處
一大小橋流失　百七十八ケ處
一北國往還道缺損　三ケ處　此間數五千五百軒
一稻荷山村上方往來道缺崩　三ケ處　此間數四百八十間
一居家流失　十八軒　一石砂入家　七十六軒　一水入家　百六十五軒
一水車屋流失　六軒　一流死人男二人

（松平家日乘）

萬延の洪水洪水にて上田町飯米欠乏

萬延元年四月中旬毎日の降雨、十九日に至り千曲水出水。諏訪橋流失船渡も叶はぬ水勢で、川向との交通が杜絶した。依て川西鹽田方面からは勿論、其他所よりも米穀の上田町に入るもの無く、忽ち上田町は米穀の不足を來たし、小賣米は百文に付七合の高値となり、其日暮しの者は飯米に差支へるやうに成つた。依て止むを得ず圍籾を摺り立てゝ、町内の極難者に安賣して、一時を凌がせる事にした。

慶應の洪水

慶應元年閏五月十五日より豪雨、十七日に至り諸川出水、田畑の流亡砂入、川除普請の流失、道路の缺崩橋梁の流損、居家浸水流亡多く流死人もあつた。此時上田藩の幕府に届け出た被害調は次の如であつた。

川除流失

川除流失

一千曲川筋

川除石積流失　三十二ヶ所　此間數四千三百間餘

川除劒枠流失　八百四十五

一加賀川筋

川除石積流失　三百三十ヶ所　此間數七千六百廿間

川除劒枠流失　五百五十六

一浦野川筋

川除石積流失　百八ヶ所　此間數二千三十間

川除劒枠　二百七十

一產川筋

川除石積流失　八十二ヶ所　此間數千五百六十八間

一洗馬川輕井澤川筋

川除石積流失　二百八十ケ所　此間數二千四百五十間
一矢出澤川筋
川除石積流失　二百四十ケ所　此間數千二百四十間
一稻荷山村佐野澤井豐澤
川除石積流失　四ケ所　此間數五百七十間
田方用水堰破損所　八十二ケ處
此間數三千七百五十間
田方用水堰水門流失　八ケ處
大小橋流失　百六十四ケ處
道路缺損
一北國往還岩鼻道缺崩　一ケ處　此間數百間餘
一北上州往還缺崩　四ケ處　此間數百七十間
一松本往還缺崩　五十三ケ處　此間數二千三百五十間
一稻荷山村上方往來道缺崩　二ケ處　此間數百六十間
家中水入家　三十三軒
右町水入家　二百七十五軒
水車屋流失　五軒　流死男　二人

道路欠損

岩鼻の崩壞

上田藩の届出

千曲川洪水の激流が、岩鼻の岩壁に突き付けて、百間以上も崩壞せしめ、其爲めに交通不可能となり此處は上田領と松代領との境なので、兩藩相談の上、協力して應急の工事を施した。此に就き上田藩より幕府への届書は

（松平家日乘）

伊賀守領分北國往還信州小縣郡下鹽尻村續、眞田信濃守樣御領分境岩鼻と申場處、去十五日よりの大雨にて千曲川出水川缺相成、往來差支候段兼て御届申上置候處、何分右場處難場にて容易に普請難ニ出來ニ候間、信濃守樣方申談、同處山手の方に假道普請申付候處、是又嶮岨の岩山にて岩石切割等容易に難ニ出來ニ候處、漸當十五日より假路成就往來出來仕候。尤馬駕籠荷物等十分往來は出來難候段、在處役人共より申越候、伊賀守在坂中に付、此段御届申上候以上

六月廿八日

松平伊賀守家來

相田平左衞門

（松平家日乘）

同二年洪水取調べ書

同二年七月五日夕刻より大風雨、諸川汎濫し、其被害は尠く無かつた。其損毛破損箇處上田藩の取調べたる所左の如し。

損毛高　四萬八千三百廿九石二斗八升五合五勺

川除破損

一千曲川筋

川除石積流失　三十五ケ所　此間數二千百六十間

川除劒枠流失　五十

城圍川除劒枠　百二十

用水堰　二ケ所　此間數百五十間

一加賀川筋

川除石積流失　三百廿ケ所　此間數五千六百間餘

一浦野川筋

川除石積流失　八十ヶ所　此間數一千七百間餘

一産川筋

川除石積流失　五十ヶ所　此間數八百五十間餘

一洗馬輕井澤川筋

川除石積流失　二百四十ヶ所　此間數六百廿間餘

一矢出澤川筋

川除石積流失　三十五ヶ所　此間數三百五十間

一川中島川筋

川除石積　五ヶ所　此間數三百廿間

田方用水堰土手流失　二十三ヶ所　此間數八百廿間

田方用水堰手破損所　十二ヶ所

大小橋用水門流失　九ヶ所

道　路

北上州往來道缺崩　二ヶ所　此間數六十間

松本往來道缺崩　十八ヶ所　此間數二百八十間

稻荷山道缺崩　一ヶ所　此間數三十間

永正年間の千曲川洪水

小縣郡年表に、中之條村神職上條氏の書ニ云、永正四年八月二日千曲川洪水、國賀崎より尼ヶ下切込み、諏訪部鄉中千曲川となる、此より宮川上へ上り、諏訪部は宮より上へ上る、同小牧へ上り諏訪形に分る、とある。「宮川上へ上り」を宮は按ずるに諏訪部の村社なるべく、其社矢出澤川の上に移りたるものか、「諏訪部は宮より上へ上る」を諏訪部は字古やしきより今の地に移るか、「小牧へ上り」は河原に在（松平家日乘）

りし小牧も諏訪部の如く今の小牧村の地の高みに上るを云ふが、「諏訪形に分る」は小牧村と別村になるを云ふかと註し、按に此書闕文あるか、其章を成さゞれども上に注する如く見る時は、諏訪郷の聚落、此時諏訪形、小牧と三分し別邑となり、各所に移りしと云の大意を知るべし。諏訪部古屋敷は全く千曲川水中に沒し、其後時として川南となることもありとぞ。

今上田城址南崖下の地に小牧の分地々籍がある故、參考として此所に載せて置く。

蛭澤、矢出澤、出水被害

蛭澤、矢出澤二川の洪水被害

元祿十一年七月十四日、蛭澤川出水、土橋五右衛門南方の石垣崩るゝこと三間半、茂助居家も崩るゝに至つた。此時小金澤も出水、畑に押し流れ大害を被むりし所もあつた。

享保六年出水蛭澤川

享保六年閏七月十六日、晝四ツ時午前十時より大雨、同夜九ツ時十二時頃蛭澤川常水に増すこと一丈五尺。辨天橋詰より水押上り、原町と堺町との小路へ押出し、御使者宿宮下兵右衛門裏の土塀、八間崩れ、裏へ水流れ出し、中村七助の裏手より、居宅台所へ水押入り、是又表へ流れ出し、七助より兵右衛門迄、東側の分は不レ殘居宅へ水押込み、床の上迄上つた處も多かつた。原町紺屋喜兵衛前より、堺町迄一町余の所は、水の深き所は、一尺より二尺五寸程もあり、河と成つて大手の堀に流込んだ。

此蛭澤川には、所々に水門を設けありしが、其等の水門は、皆大切に繩にて繋ぎ置いたのであるが殆んど皆流失した。鍛冶町横町間の橋は、流失はしなかつたが、其橋の前後横町鍛冶町兩方へ、橋詰から水が押上げて、半町程の處は、居宅中へ水が入り、水の深さは一尺乃至一尺五寸もあつた。蛭澤川端の石垣崩れは、中村七助三間、平左衛門二間、又七五間半糀室家二ツ崩、忠助四間半、長三郎七間、木町吉左衛門八間柳町傳兵衛一間半。此時矢出澤も亦出水、海禪寺前の橋、紺屋町八幡前の橋は流失した。此時兩問屋より藩に上申した注進書はよく事狀を盡して居る故に記して置く。

問屋注進書

注進書

原町一町餘深さ一尺、二尺五寸の河となる

一丑閏七月十六日晝四ツ時より大雨同夜九ツ時蛭澤川、常の水に、一丈五尺滿水仕、辨天の橋詰より水押上り、原町と境町との小路へ押出し、御使者宿宮下兵右衛門裏土塀八間崩れ、裏へ水流れ出し、間屋助右衛門、中村七助の小路よりも、水押出し、中村七助の裏手より居宅臺所へ水入、是又表へ流れ出し、其外七助より兵衛門迄東側の分は、不レ殘居宅へ水押込み、床上へ上りし所も多く御座候。原町紺屋喜兵衛前より堺町迄、一町餘の處深さ一尺より二尺五寸も御座候川に成り、大手御堀へ流れ込み申候。辨天裏の水門損じ候も流れ不レ申候、原町下裏の水門流れ申候、原町土橋裏の水門流れ申候、木町口土橋裏の水門流れ申候、柳町在分裏水門流れ申候。右は水門隨分大切に繋ぎ置申候へども、俄水にて流れ申候。鍛冶町横町境の橋損じ申候得共落ち不レ申候、橋の前後横町鍛冶町共に、橋詰より水上り申候て、半町程の處家内へ水入り申候。水の深さ一尺より一尺五寸程も御座候。大工町袋町境の橋落ち申候。辨天前の橋損じ候へども落ち不レ申候。原町裏自分橋の内、又兵衛橋、孫助橋、九郎左衛門の橋、伊八の橋、彦兵衛何れも落ち申候。但在分と出合の橋に御座候。紺屋町へ用水に取り申候どひ落ち申候。紺屋町八幡前の橋落ち申候。原町中村七助川端の石垣三間崩れ申候。原町又七川端の糀室家二ツ外に石垣五間半崩れ申候。原町忠助川端の石垣四間半崩れ申候。原町長三郎川端の石垣七間崩れ申候。木町吉左衛門川端の石垣八間崩れ申候。柳町傳兵衛川端の石垣九尺崩れ申候

右之通吟味仕御注進申上候　以上

丑閏七月十八日

問屋　太郎兵衛
同　助右衛門

享保十三年出水
矢出澤川

享保十三年八月三日より十三日迄雨天、十三日朝より大雨。此時には、矢出澤川も蛭澤川も出水、向源寺、八幡前、海禪寺前の橋々も落ち、高橋の南の詰石垣が崩れ、馬の通行は不可能と成つた。

此出水の時は、千曲川も洪水で、諏訪部橋詰に在つた、茶屋十助の家も流れ、御圍の舟小屋も、舟も

寶暦七年出水

小金澤
矢出澤
虛空藏澤
享和の出水

流れる、と云ふ有様であつた。

寶暦七年四月廿三日より廿八日迄少雨、廿八日より五月六日迄、晝夜大雨降りつゞき、諏訪部橋も、加賀川橋も、川久保橋も落ち、通行一時に絶へると云ふ、有様であつた。又上田北方の水害も甚しく、小金澤の出水は、大輪寺河原に押出し、矢出澤川も出水、紺屋町八幡下町裏は、長五十間横二間余缺け落ち、又虛空藏澤も押出して、鹽尻畑十二俵蒔の地、皆砂入りとなり、其他砂入の所勘くなかつた。

享和二年六月二十九日、夜中大風雨。矢出澤川出水、柳町、海禪寺前の橋落つ。

享和三年六月三日、晝八ツ時半より雷雨強く、矢出澤川大出水、七ツ時の頃、長島の一本松橋先づ落ち、瓦燒、大輪寺前橋、海禪寺前、八幡前、鍛原、西脇、新町、高橋、都て十二橋悉く流失。河岸の車屋は、皆水に沒し、僅かに家根が見へる程であり。河岸の石垣は過半崩れ、物置小屋など、流失したもの多かつた。此洪水の時、海禪寺の橋へ、上より流れ來りし小家が懸り、其爲めに水が溢流して、茶屋町北側は、床上迄水が浸き、橋の木などが町へ流れ出し、ゆる木三間ばかりの木一本留つた。小宮山瀧兵衞の宅は、裏から水が押上り、すり臼が臺處から、表の町へ流れ出て、茶屋町で留つたと云ふ、向側圓成寺外圍に、植え置きし木は、不レ殘流れた。其内に橋が流れたので、漸く水は引けた。此際芳泉寺持田地も、欠け損すること多かつた。

此矢出澤出水で、橋落ち通路絶えた爲め、三日の夜は大輪寺に、宿泊を餘儀なくされた者、三四十人も有つた。

天保十三年蛭澤川矢出澤川洪水被害

一居家表口六間四尺　　柳町小宮山瀧兵衞
裏奥行三十四間五尺
但床上へ惡水一尺二三寸程押上

右裏行三十四間五尺の内、土藏物置都合六ヶ處、矢出澤出水にて、何れも二三尺宛惡水押込み、高塀

等押倒し、水油二駄程、味噌醤油薪炭不レ残流失仕、何程と申儀聢と相知れ不レ申候其他小道具品々流失仕、土砂家屋へ押込、追々取片付候得共御見分の通り當分の住居も出來兼候

一水車家　長六間半　横三間半

但不レ残流失仕賃挽搗に參り居候穀物類凡百二、三十俵程流失仕帳面押埋候ニ付石高聢と相分り不レ申候

同町　豊八

一居家表口三間二尺　裏行三十四間三尺

但床上二尺程悪水押揚疊十疊余味噌醤油鍋釜其他小道具類風呂桶迄流失仕裏の方物置一ケ處雪隠三ケ處高塀押倒し土砂居家に押込追々片付候へども御見分之通當分住居も出來兼候

同町　源兵衛

一居家裏の方より悪水二尺程床上に押揚繭一本程木綿縞四反流失仕候

同町　櫻井長隆

一右同斷床上悪水五寸程押揚醤油二樽小麥二、三束流失仕候

同町　祐助

一右同斷床上に悪水五寸程押揚單物一枚小麥三束薪數不レ知流失

同町　寅之助

一右同斷床上に悪水五寸程押揚

同町　忠助

一右同斷

一居家表口より悪水押込臺處へ流入水深き一尺七寸余床上に二寸余押揚裏之方御堀端塗屋の中へ水押入壁打破御堀へ落水仕候

原町西側　茂八

一右同斷悪水押入臺處流れに相成水深一尺七寸余床上二寸余押揚御堀端塗屋中に押込石垣九尺余崩る右崩口より俵入の蠟屑其他繩莚等押流し御堀に落水仕候

同町　米藏

一右同斷悪水押込深一尺五寸程床上に三寸程押揚御堀端石垣上板塀三尺程破り御堀の方に落水仕候

同町　宮島文右衛門

一右同斷悪水一尺五寸余床上に三寸程押揚御堀端板塀抜石垣一丈余崩る

同町　佐吉

一右同斷　床上三寸程押揚る　同　長谷川武右衞門
一右同斷　同　才三郎
一居家表裏より床上三寸程押上る　同　宮下兵右衞門
一右同斷　床上五寸程　同　梁藏
一右同斷　一寸余　同　鹽入彌兵衞
一右同斷　同　花岡長五郎
一右同斷　床上五寸程　同　權右衞門
一右同斷　同　勘兵衞
一右同斷　同　傳次郎
一右同斷　同　吉右衞門

此外鹽入喜三郎長屋六人中村清兵衞長屋十人、才兵衞借屋五人。伊藤條助、八幡祐吉、瀧澤爲三郎半田茂兵衞、太右衞門、伊藤武助。紺屋町喜十、金澤新左衞門

以上五十二人

去十日大雨出水にて私共居家床上迄悪水押揚所々損候段、町役人より御届申上候ニ付、場處御見分被レ成ニ御出一御尋ニ御座候

此段私共儀大雨故、銘々宅に罷在候處七ツ時午後四時前頃、矢出澤川強く押出し柳町紺屋町の方、前書之通水押に罷成間も無く、蛭澤川水押に罷成り漸く取凌一時程の間にて、兩川共引水に相成候得共、御見分の通床上迄水押揚り候分は、今以て疊引込候様にも不ニ相成一、床上迄悪水押上水車屋其他流失の所々も有レ之、石垣等も所々崩れ候程の儀に候得者、家内の者怪我等は無レ之哉の御尋に御座候處、大水ニ付銘々親類之者幷に手寄之者、追々集り防き呉れ怪我人等無ニ御座一候

右御尋ニ付銘々申上候通少しも相違無ニ御座一候

天保十三年六月

右名前連名印

石川百助殿

岡本傳兵衛殿

次に町役人連署の奥書あり

（原町問屋日記）

此口上書は、天保十三年六月、蛭澤川、矢出澤川、洪水の時、町役人の狀況報告書に依り、藩當局役人實地檢分の折、被害者一同にて、其被害程度を陳述したのである。此出水は長雨の爲めでは無く、六月十日八ツ時午後二時過頃より、俄に一天掻き曇り、雷鳴強烈暫くして雹をも交へた、盆を覆へす如き大豪雨凡そ半時ばかり、今の一時間ばかり降り續いた、其結果此大洪水を來たしたのである。

成澤寛經の著「百合さゞめごと」に、蛭澤の流は、昔時紺屋町の南側裏を北流して、玄佐山の方に至つた。此天保十三年の洪水の時には、此古河道を押し流れたと云ふて居る。或は然りしかと思はれる。

蛭澤の流れ

安政四年出水矢出澤川

安政四年五月二十七日八ツ時午後二時頃より、大風雹交りの雷雨降りしきり、矢出澤出水、幸町新小路等の橋は落ち、上流長島あたりの水車の流失もあり、柳町小宮山瀧兵衛持の水車屋は、二尺程も水押揚り海禪寺前の橋の、北側の石垣崩れなどした。此川の水幾分引け氣味となりし時、蛭澤川堺水辨天前に濁水押し上げ、水先は上町石橋邊まで來るやうに成り、市郎右衛門利兵衛宅なぞは水侵となつた。

蛭澤川

安政六年の出水

安政六年七月廿五日明け方より大雨、五ツ時より蛭澤川出水、妙光寺裏より水押上り流れ出し、馬士小路など一面の水となり、原町間屋裏土藏も二寸程も水浸きと成つた。

此時には千曲川上流は、降雨一層激しかりしと見え、川上より人家の流れ來るものもあつた程で、上田邊は前川千曲川一面となり河沿ひの田畑の押流された所甚多かつた。

慶應出水

慶應元年閏五月十七日、蛭澤、矢出澤も出水、蛭澤は辨天前より押入り、御使者宿宮下兵右衛門所にては、御使者の間疊壁等損害を被むる程であつた。又矢出澤川は河岸川除石積流失二百四十ケ所、延長間數千二百四十間に及んだ。

小金澤

慶應四年八月八日、小金澤出水矢出澤坂へ押出し、三尺あまり一帶に埋まり、海禪寺前の橋の下、僅三尺程に成つた。

以上は町間屋日記載する所の、蛭澤、矢出澤、小金澤等の水害である。此中に就て、享和三年度、天保十三年度に於ける被害狀況等は、後世治水施設に付き大に參考とすべきであらう。

第二節　氣象變調及落雷

氣候温

享保十二年は寒中好天氣打續き、雪も雨も少しも降らず近年に無き温氣にて、硯石の水の氷つたのは唯僅かに二た朝のみで、河の水には氷の張つたことは見なかつたと云ふ。間屋日記

氣候冷

同十八年八月五日朝より氣温下り綿入を着る程で、九日には冷氣加はり綿入の重ね着を爲るやうに成り、十二十三十四日頃には採暖を望むに至り、近年に無い冷氣であつた。

氣温冷

同十九年三月五日四ツ時前初雷があり續いて雷雨、六日の夜雨降り氣温俄に降り人々綿入を着るやうに成り、八日には大暴風雨、十一日に地震あり、十二日より十三日迄降雨山々には降雪があつた。

落雷

寶曆八年五月より日々雷鳴雨雷、鹽田邊は落雷怪我人も多かつた、廿五日には上田城内秋和邊に諸所に落雷があり、六月に入りても日々の雷鳴熄まざりし故、藩は上下一統のために、雷除の祈禱を横町宗叶寺に命じて執行させた。

安永八年七月二十一日七ツ半時雷鳴おびたゞしく、空一面曇り大豪雨雹交り暴風にて、秋和村の西杉原邊より、秋和村生塚村鎌原村、別けても紺屋町八幡裏大星房山沖等は、被害最も著しく、烟草、豆、

大降雹

蕎麥其外畑作物は、雹の爲めに打たれて皆無の慘狀を呈し、前代未聞の事と云はるる程であつた。被害は山口天王沖あたりは、頗る甚大であつたが、少し距つた蛇澤長島などは、差したること無く、上沖下沖常田下河原方面は、殆んど無難であつた。二十三日迄雨が小止みなく降り續いたが其夕刻は天空一面黄色となり、人々不安の念に包まれたが、其夜から天氣は晴と成つた。上田藩は此時幕府より金三千兩を借りて救濟修覆の料とした。前述の如く被害地域を詳細に記したのは、夏季氣象變調研究の一資料としてである。

落雷

文政二年六月十三日、晝八ツ半時より雷鳴はじまり、其内に天地も震動するばかり鳴り渡り、上田屋形前なる車坂の、家中屋敷に落雷出火せしが、此時雷雨降り來たりしので、燒失一軒のみで鎭火した。同時に横町には二ヶ所に落雷があつた。

降雹

文化七年四月十七日暮れ時より、雷鳴豪雨降雹猛烈で、桑麥其他の諸作物悉く打たれて、用立たぬやうに成り、往來には雹の積ること、四五寸より七八寸で、四日間程は消えなかつた。其雹の大さは團子の位であつた。上田近邊で被害の甚しかつたのは、河向ふでは中之條、河の此方では、下河原、常田房山より原村に及んだ。原町問屋日記

大暴風雨

安政三年八月廿六日稀な大暴風雨で、人家の屋根は吹むくられる、大きな木は吹き倒される。神川は洪水で神川橋は落ちて往來留となり、三日目で漸く蓮臺渡で越すことが出來るやうに成つた。原町問屋日記

暴風降雪

元治元年は上田地方氣溫低く、普通の氣候ならば此地方は、春の彼岸には四方の山々は、鹿の兒雪と稱へて、殘雪斑らに消え殘るのであるが、此年には四月十四日の夏季に入つても猶山々は眞白で、強い降霜があり、桑葉は皆枯死すると云ふ有樣であつた。又八月には大暴風雨其れに雹も加つたので、田畑の被害は甚大であつた。依て上田藩にては其被害の殊に甚しかつた村々には、用捨米を申付けた、上田

原村に米二百五十俵、同村原田沖二十五俵、小牧村籾十一俵、諏訪形村籾百二十六俵、御所村籾三十七俵築地村籾九十五俵、下深井村米五十九俵、下吉田村米六十八俵、下青木村米百十九俵、上青木村米九十二俵、中吉田村米百七十六俵、大屋村米八十三俵。此用捨米の多寡は被害程度推量の一資料となる。

小縣郡年表松平家日乘

慶應二年八月八日非常なる暴風雨、殊に河西方面浦野組は尤猛烈で、屋根瓦が秋の木葉の如く飛び、人々之れ百年來未曾有の大風であると、噂し合つた程であつた。

第三節　火　災

享保の大火

享保の大火　享保十五年十月八日、上田町に未曾有の大火があつた。此大火少し前、横町の屋根に、犬が登つた事があり、人々皆珍しい不思議な事とし、之れ不吉の前兆ではあるまいか、などゝ噂する者もあつた。日ならずして十月八日夕暮少し過ぐる頃、横町善兵衛の所から出火し、折悪しく其時東南の風が烈しかつたので、火消人夫の必死の消防も、其詮無く、横町、海野町七十一軒、原町三十五軒貸家三十九軒を燒亡し、原町妙光寺、牢屋及家中屋敷二軒燒失した。原町は東側は間屋助右衛門西側は文七所が、燒き止まりであつた。

燒失家數

藩の救助

此大火災に就き、藩は類燒者救助として、米三百俵、松木一万本を給與した。又此時在分左の組々は九・十・十一日の三日間、跡火の消防及灰片付に人足を出して、大に盡力する所があつた。

各組の跡火の消方灰片付の助力

十月九日　（人足八十人　國分寺組　百二十五人　鹽尻組　同八十五人　小泉組
　　（二百二十七人　鹽田組　同百八十九人　浦野組
十月十日　（人足九十人　小泉組　六十八人　國分寺組　同二十五人　鹽尻組
十月十一日　（人足　二百人　鹽田組

寶曆の常田火事

寶曆四年正月二十五日、常田村助六の家より出火し、大宮神主川上播磨の屋敷まで十六戸類燒し、頗る大火であつた。問屋日記

田町火事

同　七年十二月廿日の夜、下田町桶屋甚兵衛方より出火、南側は與助長屋一軒殘り、北側は東の方三軒を殘したのみで、兩側悉く燒失した。此時には風烈しくは無かつたが、水の手の便悪しく、遂に此大火と成つたのである。問屋日記

藩の救助

同　十三年正月柳町左分平吉方より出火、家數八軒を燒失した。此時藩は米四俵松木百本を給恤した。

文化の瓦燒火事

文化七年三月二十三日の夜、房山村瓦燒龍寶院の隣家より出火、折柄東北風烈しく、瓦燒全部兩側類燒、朝五ツ前漸く鎭火した。中々の大火事で、本百姓七十軒、貸家二十軒、全燒し、半燒五十八軒に及んだ。問屋日記　小縣郡年表

鷹匠町火事

同　十二年四月二十一日、晝八ツ時過ぐる頃、鷹匠町梅戸仁左衛門方より出火。折柄の烈風に火勢猛烈となり、鷹匠町兩側全部類燒。其より御馬屋長屋、御馬屋裏全燒、屋形も既に危かりしが、町方火消殘らず駈け詰めて、防火に勉めたので纔に類燒を免れた。御馬屋裏より御茶屋まで燒き拂つた猛火は新參町の學校に飛び火して、新參町北側に及び、暮れ時に至て鎭火した。燒失竈數は六十三戸、燒失した場處小路々々までの延長を合する時は、約五十町にも及ぶだらうと謂はれた。此時は非常の烈風で、諸方に飛火するので、海野町なども大に警戒し、光照院へは横町の消防人夫が取り詰めて、萬一の時には御尊牌を持出す準備をなし、海野町なる高札は許可を得て、取外して置いたと云ふ程であつた。火元の梅戸氏は失火に恐懼謹愼して、金二十兩を工面し、罹災者に見舞として、贈つたとの事である。兩問屋日記　小縣郡年表

文政の火災

文政八年四月三日七ツ時前大番所向の久松主馬方より出火、町火消の駈け付けた時分には、既に火が

一面に廻り、手の施しやうも無かつた。此時にも強風で、彼方此方に飛火するので、二ノ丸内に消防人足を詰させ、警戒する事を奉行より命じて其手筈を爲た。此時片平町は飛火の爲に、五軒燒失して、漸く鎭火したのである。

玄三山火事

同　九年二月十九日玄三佐山家中長屋より出火し、此時には風が烈しかつたのみでなく、風向きが變つたので、紺屋町にも飛火し、消防方非常に困難なりしが、町方火消人夫の働きと、紺屋町の北側に、町並より餘程引き込んで居た、二軒の家があり、又其所に塗家瓦葺の家があつたので、其所で延燒を喰止める事が出來たのである。原町問屋日記

日輪寺觀音堂燒く

同　十年十一月五日、宵六ツ半時頃、横町日輪寺の觀音堂が燒け、火が庚申堂、子安堂、常田分の物置まで移つた。依て建物を打毀はして漸く、其所で火を留めた。其時庚申堂東の槻の大木の枝に、火が燒え付き、龍こしで火を消さうとしたが、樹が高いので水が届かない。けれども燃えて居るのを捨て置くのは不安心である、依て御作事から木挽職を借りて、其木を伐り倒した。此火事の時、日輪寺の觀音堂安置の觀音像も、燒失し終つたといふ風聞があつたので、日輪寺では、大至急二間四方程の假家を造り、其所で同月二十三日臨時開帳を執行した。

弘化の火災
房山火事

弘化二年には、上田城下町續在分に、三ケ所の火事があつた。四月十日夜明け方、房山村配當家北側丸山忠右衛門持ちの、長屋から出火し、配當家辨財天堂燒失、其他鄉藏隣りの長屋も燒け失せた。

踏入火事

同月十一日夜明八ツ時踏入村南側金兵衛宅より出火、北側に燒け移り、兩側で五軒燒失した。

西脇火事

五月二十七日曉八ツ時頃、西脇向源寺前益之助持の、明長屋より出火、南側に燃え移り、二十軒燒失した。

屋形の火事

屋形の火事　松平氏の領主時代に、藩公住居の館が、二回炎上した。享保と寛政とであつた。

享保の屋形火事

享保十五年十二月二十五日曉六ツ時上田侯居館燒失す、是れ君侯遊興に耽らるるの致す所と流傳すと

寛政屋形火事

小縣郡年表に載て居り、師岡史料には、二十五日卯之上刻、屋形御臺所より出火、辰中刻迄に屋形殘らず燒失し、藩公始め皆御茶屋に立退き、正月に至り御茶屋手狹に付、藩公は横田地邸に夫人は師岡邸に移つたとある。

寛政元年閏六月十四日、夕七ツ時屋形内より出火、大書院あたりより　出火と見え、町分火消の者駈け付けし頃は、表玄關に火先が見えるやうに成て居り、火消の者は止むを得ず、裏門より入つて、建物の屋根に登り消防に勉めたが、此時風烈しく、火炎猛烈に吹き煽られ、到底屋根上に留て居る事は出來なかつた。表門の番所其裏の建物も、燒失すると云ふ、有樣であつたので、役人達は、せめて一ケ所位は何所か、殘るやうにとの下知であつた。依て裏門脇の番所と其側に在つた炭小屋へ、鍛冶町の火消を登らせて、漸く防ぎ留めさせた。此二ケ所と、先に最早火の防ぎ樣なしと見極めた時、目塗りを爲て置いた土藏だけ（土藏の屋根は燒け失せた）は、無事であつた。此火事の時水の手が充分で無く、消防意の如くならなかつたので、役人の許を得て裏門の所に堰を堀り、溜の水を引て來て、其水で漸く火を消すことが出來たと云ふ。出火の時夕飯の濟んだ者は、十中の一二人位で、他は皆夕食前の火消人夫であつたに拘らず、翌朝四ツ時頃迄働いたのは、能く勉めたものと謂はねばならぬ。

此時の飛火の爲めに廐一棟も燒失した。

此屋形再建築は、一年後の寛政二年七月、普請竣功、九日に門開の式が擧げられ、入初は布施新兵衛夫妻であつた。（師岡史料）

表門も燒失した事は、昭和十二年表門修繕の節、其建材の一部に書き記されてあつた文字を發見したので、明確となつた。

第四節　凶作

寛永の凶作

寛永十九年凶作、上田領收納額凡十二萬俵の所、此年は凡そ九萬三千俵で、平年收納の約四分の一弱。數十年來の凶作と云はれた程であつた。此年別所大湯の民十九軒、逃散したのは此凶荒の爲めかとの說もある。（小縣郡年表）

延寶の凶作

延寶二年凶作、三年に至り米穀不足して、飢餓に陷るもの多く、佐久地方には、野蒜を採りて鹽に和し、木ノ芽草ノ根を取りて食するものあるに至つた。仙石氏は從來納租、籾納は一俵六斗とし、米納ならば米三斗九升なりしを、此飢饉の翌年、米納三斗八升一俵と改めた。或は前年凶作飢饉の時、小縣郡平井寺村今富士山村の一區の林德右衞門といへる人、從來の摺法を改めて貰ひたいと度々歎願して屈せず、遂に强訴者と斷ぜられて、死罪申付けられた。此事あつて摺法六分五りが六分三りに減ぜられたものかと思はれる。上田領內の者、此減納になつた事を喜んで、上納減の籾を林家に贈らうと評議したが、官を憚つて果さなかつたといふ話は、此事實を裏書するものであらう。

林德右衞門

元祿の凶作

元祿十二年大風被害甚大、秋に至り穀稔らず。

同十三年秋又稔らず、米價貴く餓に苦しむ者あり。房山村の忠右衞門が賑救の德を施し、飢餓の人々を助けたのは、此の凶荒の際であつた。

寶永六年の旱魃

寶永六年旱魃、上田領三萬八千石の損毛があつた。

正德の大風損害

正德四年大風の損害にて、上田領二萬二千石の收入を減じた。

享保八年の霜害

享保八年八月廿五日夜大風廿六日朝大霜此霜害の爲め大豆蕎麥稻に被害多く米價大に騰る。

寶曆の凶作

享保十七年凶作

寶曆九年日照つゞきにて、麥作殆んど見込み無しとの事であつたから、上田藩にては、六月初め在分へ御領內御救として、人足千人を與へるから、今の內に木ノ芽、菜類、獨活、蕨、田螺、草の根何にても、食べ得られる物は採集して圍ひ置き、麥の取入れが無い爲めに、食料欠乏して飢餓に苦しむ者の救と

藩何にても食し得らるゝものを採集せしむ

も致すべしと申渡し、其翌日町分へも麥作の違つた上は、飢人の出來せぬとも限らぬ故、此節油斷無く草木の芽若葉小魚田螺、草の根根何にても食べ得られる物は採集して、此を町役人の所に預り置き、萬一餓にせまる者の出來た時の、救助の資と爲すやう心掛けよ、依て兩町へ人足百人宛の扶持米を下げ渡す、猶あとは增人足を出して、可レ成餘分に取り集めて置くやうにと申渡した。此時在分では、御趣旨は難レ有が、何れ程の御救にも成るまじと噂し合ひ、又町分では增し人足まで出して、木ノ芽や、田螺、小魚など取り集めても、町方の者は採る事も不案內であるから、人足賃程の收穫もあるか何うか疑はしい、其費用で雜穀なりとも買調へて置く方が宜しからうなど噂し合つたとの事である。下情に通じない役人仕事は大概此樣なものが多い。

同十一、二年の旱魃凶作

同十一年旱魃凶作、秋の取り入れ半毛に及ばなかつた。

同十二年五月廿日に至るまで、先月の廿一日より少しも雨降らなかつた。其爲めに、上田邊では常田裏は植付も出來ず、在方田植も難儀の處多く、麥も違作、折角蒔いた大小豆は枯れ果て、茄子煙草の植付も出來ず、故に小作畑も小作人より、地主に追々戻すものがあるやうに成つた。依て藩では五月廿日前山村の前山寺に命じて、雨乞祈禱をさせた。

明和七年旱魃凶作當時の上田町中の申合はせ

明和七年旱魃、國分寺組、鹽田組、浦野組、小泉組等、田の植付の出來なかつた所甚多く、大豆の取込も見込少なに成つた。依て此年閏六月に、上田惣町中一統申合せて、左の如き儉約ケ條を定めて實行した。

一一日に一度づゞ雜炊を給へ可レ申候
　但家內上下とも　尤鹽菜
一音信贈答堅く無用
　但親類共堅無用御家中御出入之方へさいふん物にても無用

一諸振舞は勿論親類出合夏ほうとう堅無用
　但親類分之方へ、麥粉等遣し候儀無用
一祈禱仕候事家内切にて輕く可レ仕候。親類を招き候間敷候
一町方一向市立不レ申、諸方旱損多く、此以後彌市盛に成間敷候、二季取集め彌無二覺束一候。申迄も無レ之候得共貸しだをれ無レ之様心掛け可レ有レ之事。
一大豆次第に高直拂底、味噌仕入難成候間、粥之節鹽を用ゐ味噌用申間敷候事
一當時麥も有レ之候得共、盆後過候はゞ不足とも相見候。兎角喰延ばし候工夫專一に候
一右之通りの時節に候へば、遊興は勿論心得可レ有レ之事
一兼々被二仰出一候通儉約相用可レ申事
一店にて碁將棋無用之事
一町中吉凶之節附届不レ致不レ叶儀は、町役人迄相達し差圖を請くべし。私に取計申間敷事
一近頃子供街頭に相集り、針打又は萬力の様なる者を拵へ、せり合取り合騒敷相聞候。其親々急度相糺し、右之類取上げ、夜に入り候て遊びに出し申間敷事
右之通秋作取付申候迄互に申合相守可レ申、其外面々存付候儀有レ之候ハゞ無二遠慮一可レ被二申聞一候何分、及二相談一候。

天明飢饉

天明年間ほど、連年氣候も不順であり、又天變地異の多かつた事は、蓋し稀であらう。隨て凶作飢饉の有様は、東は陸奥、出羽から西は琉球に至るまで、日本全國餓饉を見ざる無く、たゞ之れなかりしは備荒倉庫の制を立てて、三ケ年間の糧を貯へて置いた米澤藩主上杉治憲、白河藩主松平定信の、封内のみであつたと謂はれる程であつた。

幕府藁餅の製方を教ふ

幕府が藁餅製方書を、幕府領内の代官に頒けて、管内庶民に教示させたのは、天明三年九月の事であ

る。

藁餅の製方書

一先づ生藁を凡半日間水に浸し、能々砂を洗ひ落し穂は去り、根元の方より細かに剉み、之を蒸して干上げ、又之を炒り磨にて細末にいたし候、右藁の粉一升に米の粉二合程入れ、水にて捏ね合はせ餅の様になし、之を蒸すか又は茹で、鹽或は味噌を付けて食事に致候事

又米の粉の代りに、葛の粉蕨の粉或は小麥粉を交ぜるもよしとす。

此製方書は上田領へも傳はつて、皆知つて居たやうである。此年の飢饉には、藩より町分救助として金廿七兩を下げ渡した。

此十二月には

上田藩暮の餅搗を止む

一當暮餅搗之義無用ニ可レ致候

但し飾り致度者は、餅屋へ頼み候ハ勝手たるべき事

といふ觸が出た。

天明三年には、町分の穀屋が他處に米を賣拂ふ時は、其事を會所に届け出て指圖を受くべき旨を申渡したが、其後年々の凶作で諸方米穀拂底に成つたので、米の買〆などして、其を他領に賣拂ふやうな者も追々出來たので、藩は此を嚴禁し若し之を見附けて届出た者には、其米の内から賞與する所ありとして、賞を懸けて見附けさせる事にした。

米買〆他領賣拂嚴禁

一此間町方在中にて米の買〆いたし他領に差出し賣捌候者有レ之候趣相聞候。右躰之義堅く令ニ停止一候依レ之一村切村役人より此段村中一統に申聞、他に差出不レ申様得と可ニ申渡一候。然る上萬一相背密に差出候様之義有レ之候ハヾ急度咎可ニ申付一候條、一村切に右改方之者兩三人ヅヽ申付置、村切ニ他に差出候義無レ之哉見廻り、自然見當り候ハヾ、其者を早々村役人方に相届候様得と可ニ申付一

尤米附出候處を見届候者に、其米の內可レ被二下置一候、但見廻りの者に限らず、見留候者へ其米の內可レ被二下置一候間、いづれも心付候樣二可レ致候事

一無レ據義二而他に差出度儀有レ之候ハヾ、其旨書付を以て相願可レ申事

右之通一統相守心得違無レ之樣村役人共精々取計可レ申候事

九月

（海野町問屋日記）

天明五年救恤

天明五巳年に入り上田領分も、益々食に究する者多く出づるやうに成り、藩では領分救恤として、金五百兩を下げ與へた。上田町分は其十分一卽ち五十兩割り向けられた。

天保飢饉四年の凶作

天保四年氣候不順凶作、八月頃になり秋作の豊凶如何を憂慮し、米價奔騰、然かも在分よりの出來米無く、町分に在つては旣に飯米にも究する者あるに至り、藩に乞ふて城米の拂下を出願して許可せられ、飯米に差支難澁の者は、兩町問屋に願ひ出でゝ通帳を申受け、然る後買ひ求むることにした。

其分量は

大人一日　白米三合　七歳以下一日　白米一合五勺

と定め、救恤の趣旨に由り、時の相場より百文に付一合安に賣拂ふことゝし、白米は一度に二百文分に限り　玄米ならば十日分迄　穀問屋と相對にて、買請けることが出來る事にした。

藩米の食延ばしを策す

藩に於ては救恤を行ふと同時に、來年の秋作取入れまで食ひつぎ、飢餓に及ぶこと無きやうにする爲め。

一、醫師、儒者、神道者、易者、按摩、植木賣、庭作、書畫師、角力、活花師等にて、以前より町分に居住せし者は格別、逗留者は皆立ち去らせ

一日一度は粥食

二、家中はじめ一統心掛け、一日に一度づゝなりとも粥食をなし、其外雜穀等の粗食に依り可レ成丈

飯米食ひ延ばす事に意を用ゐる。

菓子製造の禁

三、菓子屋に於て米を用ゐて菓子を製造するは勿論、粟稗麥大豆小豆等何にても、菓子を作ることは相成らぬ。

酒造差留

四、凶作に就き酒造一切差止めといふ事をして、出來得るだけ米穀消費を防ぎ、來秋の收穫まで、取續き得られるやうにと注意した。

救恤の際には富力を取調べ三等とし、中の部には飯米に差支の者へは、百文に付一合安に賣り渡し、下の部には救與することにした。此時如何なる者を上の部とし、如何なるものを下の部としたかといふに

御救米取扱心得

御救米取扱心得

一、去ル寅年御取集金調達致置候者、幷召使有レ之者、又は職人向にて内弟子有レ之或は職人抱置、其外產物改所改の者、町役人不レ殘、此分は上の部に立、右の外にて鰥寡孤獨癈疾の類、極々究民者、下の部に附け、餘は不レ殘中の部に立つ。

上の部

一上の部

此分夫食に差支候者へは、時の相場にて一日大人一人前三合七歳、以下は一合五勺當りに御拂被レ成候事

但寺社山伏醫者の類、施物藥禮等差當り手に入兼候て、夫食に差支候分ハ、上の部に差加へ取扱可レ申事

中之部

一中の部

此分夫食に差支候者へハ、百文ニ付一合安にて前同斷の割合に御拂被レ下、尤右之內にも代錢差支買求兼候者も有レ之候ハヾ、手稼の品何にても代料に積り引替可レ遣候事

但引替の品取扱方の儀は、追而可レ及二差圖一候間、町役人に預置可レ申候

一下の部

此分一人一斗五升宛、七歳以下ハ右半數の割合を以て、御救被レ下候、尤此者共の儀ハ御差圖有レ之候間、其旨相心得可申候

但右三等共米麥等分二交せ合せ取扱可レ申事

天保五年には、先づ四年に菓子屋に菓子製造中止を命じ置きしが、此年は小麥の收穫ありし故、麥菓子のみは平年の半分程、製造しても差支無いと申渡した。之に據て考へると、昨四年よりは幾分穀物の收穫があつたと思はれるが、此年も先づ以て、凶作と云ふ程では無かつた、位の所であつたらうと思はれる。（原町問屋日記）

天保六年の違作上田領損毛三百石以上

天保六年は昨五年十月頃より、此年の二月頃迄雨無く、七月再度の大風雨あり、八月冷氣霜を見るに至り、秋毛の收穫も大に減じ、損毛三萬石以上に及んだ。

天保七年の飢饉

天保七年の飢饉、天保四年の凶作後、五年六年共米穀よく稔らず、世上追々穀類不足勝になり來りし所、七年に大凶作であつた上、此年の飢饉は世の中殆んど一体で、到る處餓莩を見ざるは無しと云ふ有樣であつた。

天保七年の氣候

此天保七年は、五月から日々曇り勝にて、艮位より冷風吹き來り氣候二月頃の如く、又大雨洪水もあり、暑中單衣を着たるは僅に二日のみ、といふ變調の氣候。五穀登らず天下一般に凶作、就中關東尤も甚しく、江戸の如きは飢餓頻死の者、途に盈つと云ふ狀況で、水戸齊昭登營の途すがら餓死者を見て、歸邸の後心樂まず有司を召して、我が封内餓死する者ありやを問ふた。對て曰ふ、未だ之れなきも米穀は日に缺乏するに至り、臣等今後を憂慮しつゝありと、齊昭曰く、米穀全く盡きて飢うるに至るは止むを得ずとするも、一方に富める者米穀を貯へ乍ら、一方に貧民の餓に死する者あるが如きは、政事の惡し

水戸領一人の餓死者無し仁孝天皇大廟に祈年し給ふ

きに由るとて、親書を郡奉行に下して、意を用ゐて事に當らしめ、遂に水戸領内一人の餓死者をも出さなかつたといふ事は此年であり。仁孝天皇は天下の飢を患へさせ給ひ、奉幣使を伊勢大廟に遣はし、祈年し給ひしも此年であつた。（小縣郡年表　大日本農史）

飯米の喰ひ延べを講ず

上田領に於ても凶作の爲め、損毛高五萬石にも及んだと云ふ。

一日一度づゝ喫食

凶作に對しての上田藩の處置

天保七年は氣候不順であつたので、藩は秋作の凶荒を慮り、五月十七日當春以來氣候不順ニ有レ之候ヘば、當秋作如何有レ之候哉難レ斗、若し不熟の節は、御公務を始め御家中御扶持幷御領民御救の御手當等、上にも甚御心痛被二思召一候、此段掛り御役人の内をも被二召呼一候程の義にも候へば、御家中一統も此節より心掛、一日に一度づゝなりとも粥にても給、其外にも面々了簡にて、成丈飯米給延候得者、自然融通に相成候、左候へば御手當の一筋にも相成候間、面々其旨心掛可レ被レ申候

但組支配有レ之面々は是又可レ被二申聞一候

交ぜ物の飯奨勵

と家中の者に諭達して、一日一度づゝにても粥食として、飯米の喰延を圖るべきを命じ、又町在に對しても、既に家中に此趣を達したる事を傳へ、食用に供すべき品は粗末に爲ざる事、且飯米に取交ぜ物をして、幾分なりとも飯米減少を防ぐやう注意を與へ、同時に病老者或は病幼扶養を要すべき者、及日雇稼等も出來難き体で、家財着物等賣拂ひ其日を暮す程の難澁者には、手當すべきを以て町村役人は、充分穿鑿して申出づべきを命じた。

猶家中の者に對しては、九月十六日に、今年の秋は當領分凶作、又近領も同樣凶作の爲め、自然に人氣も不穩となり、種々の風聞も聞える、萬一惡黨共が徒黨一揆を起し、入込むが如きことあらんも計り難い。故に右樣の時は時宜に依り、家中の者十五歲以上の子弟は、急に固めも申付くる事も有る。故に

其旨を承知して、達しの有り次第、銘々得物を携へ屋形に參集すべきを命じた。十月十一日には家中一同を屋形に呼び出し、藩公自ら文政八年の凶作に多分の損毛があり、又其後度々物入の事がありて、勝手向追々不廻りに成つた上、天保四年以來連作打續き、收納は多分に減少、其上領分内人民救助などの爲め、段々借財が嵩み、此節に至ては大造な借財と成り、暮し方非常に窮迫して居る。然るに當秋又々甚しい凶作で、家中の扶持より領分人民の救助迄、莫大の費用を要する次第である、此方の仕方が行届かぬ所がある故とは存ずるも、如何に此處を取凌ぐべきか思按に及ば無い。若し銘々存付きし事あらば、遠慮なく申出て貰ひたい。右申述ぶる狀態である故に、自分手許をはじめ思ひ切つて儉約を爲る依て我心痛を察して、家中の者も嚴敷儉約し、上下一致して取凌ぐやうと申諭し、同時に家老藤井三郎左衛門をして、此趣旨を演說して其意を徹底せしめ、且勝手不足の現狀を知らしむるため、次の書付を示した。

一當秋米納漸四千六百俵程、畑方金納に相成候分凡そ九千八百俵餘に有レ之候處、京都、江戸、上田惣渡、米四萬六千五百俵程、御領民飢餓不レ致樣御手當凡一萬二千俵程、上之御分量始、京都、江戸、上田、御雜用、御家中御給金等合て八千九百兩餘無レ之候ては不二相成一候。此餘元よりの御借財夥敷事に候

此時家中一同は恐察の上御請をした。

同月廿九日四ツ時、再び家中一同を屋形に集め、藩主自ら、先達申聞けた通り勝手向は用途甚だ多く借財も夥敷增加した其上に、當年の凶作收納米はいたく減少し、勝手向取凌ぐ手段も無い。故に自分費用を始め、尊父附け米近親附け米をも出來るだけ減ずる。依て家中の者共も難義氣の毒と思ふも、此所三ケ年の間、止むを得ず、面扶持申付ける。右の通り難澁の時節故、皆申合はせて質素に心懸け取凌ぐべきと諭告した。此時藤井家老は此趣意を演說し同時に

三ケ年面扶持

面扶持渡方

雑用銀

一七歳以上面扶持。七歳以下は半扶持被下候事
一知行無足金給之面々十月迄渡物之義は追而取調の上相渡候事
一面扶持に付、雑用銀之義は月々相渡候事

と申渡し、家中一同御請した。此時の雑用銀の定額は

人別銀　一人に付五分づゝ
格式銀　御家老　六十匁　御中老より大寄合迄　三十六匁　御物頭より獨禮席迄　廿七匁　寄合席より御醫師迄　十八匁　但無足之御醫師は中小性之通　中之間席より中小性迄十二匁　御詰並御徒士　六匁　坊主より小頭格迄二匁　組支配　一匁

右夫々隱居部屋住は半數之事

天保七年の上田町米豆の値段

天保七申年十月八日上田町米大豆相場書

米　上米兩に四斗四升　中米同五斗二升　下米同六斗
大豆　上兩に八斗七升　中同九斗二升　下同一石三斗

凶作飢饉の世相の一として見るべき者に次の如き事がある。此年十月十三日の原町問屋日記中に「先達奥筋より米大豆小豆麥等參り候へども、戸倉別して坂木宿六ケ敷、尤通すまじきと限候義にも無レ之、夫食差支候に付買請度旨申、外荷物に紛らし持參候者まで相改候間、奥筋より取寄候事も出來兼、一同難儀致候處、十日郡奉行彦坂三郎兵衛樣、中之條に御出掛合被レ成候由に候」とある。之れは上田まで附け通す筈の荷物でも、其が穀物類であれば、途中食べる物の無い人達が寄り集つて、無理にも買ひ請けたいと要請し、他品の荷物と紛らして附け通す時は、其荷物を改めた上買受けたいと要求したのである。食物皆無で餓鬼に陷れる慘狀は、實に憐むべきものであつたのである。此年の九月、北上州吾妻郡の羽倉外記代官所内の、田代村、大笹村、干俣村、門貝村、大前村。山本大瞻代官所内の狩岩村、鎌原

夫食に差支候に付買請たし

北上州の諸村穀物融通を懇請す

村。太田主殿知行所内の西久保村、赤羽根村。榊原甚之丞知行所内の中居屋村の十ケ村、名主組頭百姓代の連署を以て、上田領主宛に願書を差出し、究狀を訴へて穀物の融通方を懇請した。之に對し上田藩は

直に洗馬組割番久保清左衛門、北澤文七の兩人を上田に呼び出し、上州居殘の總代と會見せしめ、平素此方面と懇意なる人々で、大小豆など取調べ、融通の出來る限り先方の便宜を計るべしと申聞かせ、猶本年の秋作の見通しも付かぬ故、餘分に遣はす事は出來兼ぬる旨を、先方惣代の者に斷り、且洗馬組役人にも注意する所があつた。此當時の上田領の狀態では、此取計は餘程同情ある仕方と謂ふべきであらう。

藩主救恤

藩主忠優は九月廿一日より十月十三日に至る迄、領分内村々を巡廻し、七十歳以上の老人には米一斗及極難暮兼ぬる者には一日米一合一勺、七歳以下の者には一合宛を給與することゝした。十一月に至り上田兩町へ、錢十貫文鹽一俵づゝを極難者救助として給與した。十二月廿三日大宮、八幡、稻荷、御鎭守、眞田白山權現、下之鄕明神に、五穀豐熟並疫病除の祈願を爲さしめ、御札を領内に頒つた。

諸社祈願

米穀買入れ

天保七年は氣候不順であつたので、秋作取入れも大に減ずべは、疑ふ餘地も無かつた。依て藩では幕府より、當年の酒造は參分の二を減じて、參分の一造るべし、と觸れ達したるも米穀拂底なるが故に、上田領は酒造一切相成らぬと申渡し、又米穀を以て製造する菓子は、此後差圖あるまで製造見合はすべきを達して、米穀の消費を防ぎ、又在中に於ては葛蕨の根等採り集めて、之を鄕倉に貯積し置くを命じ町方には手透きの者は、此種の働を爲し又昆布あらめの類其外何なりとも、夫食の助と成る品は、之を貯藏し置くべきを命じた。

上田藩の凶作豫想に關して講じたる諸手段

米穀買入れの方法

米穀の買入れの事に就ても大に意を用ひ、米買入れには越後方面に向て人を派し、又大麥は上州伊勢

大麥買入れ

越後米の買入れ

崎小(木)暮安兵衛より、一千俵一兩に付一石四斗、倉ヶ野渡にて買入るゝ事とした。此時町分では麥三百二十俵買入れたき旨願出で、右代内金として兩町合て百十兩上納し、殘は益後に上納する事として買求めた。越後米買入れに付、町分の望を申出づべき沙汰の有つた時、海野町分四百俵、原町分六百七十俵、合計千百七十俵を申込んだ。此時越後米買入の命を受け、越後國蒲原郡茨曾根村に赴いた人の書狀は、常時の狀況を見る屈竟の資料となる故に、次に載する事とする。

買入れに赴きし者の書狀八木剛助の書を差出し關根分介に懇願す

乍レ恐口上書

一此度私共儀不二存寄一蒙二御内命一越後表へ出立仕候處、道中大風雨にて漸く去十日、村上領蒲原郡茨曾根大庄屋關根分介方へ到着仕、則同人へ八木様御書面を差出し、其上始末方相賴候處、當年柄中々以米穀取扱之儀は、甚六ケ敷趣相斷申候、依レ之兩人無レ據族宿へ引取手段を廻し、分介別家達太郎並書役勝手方引受の役入郷藏右兩人を引廻し、連年の遣作にて領主より米穀の御手當多分に御下ゲ被レ成候處、別て當年及二飢饉一百姓一同、村々庄屋迄も取續方の手段難レ澁可レ仕趣御賢察被レ成、領主御自身御順村被レ遊村々極難の者、幷七十歳以上之者へ厚き御意被二下置一其上俵數にて多分被二下置一、尙此上及二飢饉一候者之れ有り候はゞ、其筋役人へ相願候はゞ、夫々御手當も被二成下一候趣被二仰渡一候儀など、悉く右兩人へ相咄し、何分にも此段分介殿相すがりくれ候様言を盡し相賴、此段聞入吳れ不レ申候はゞ、私共兩人歸國不レ仕趣、且上田領民相救被レ吳候場合にも相當候に付、幾重にも此趣被二聞入一、倶々相賴吳候様精々相賴、其上兩人にて分介廣間に必死の覺悟にて控居、萬一此儀聞入吳れ不レ申候はゞ、決て引取申間敷段、先方へも相通じ候處、最早及二日暮一二漸分介儀、御領主様御仁慮之程落涙致し承伏仕、聞入吳れ候、然上者自分配下一萬石之内、上納米一萬俵分金納に致し、用立可レ申旨碇と對談仕候に付、一萬俵之儀は無二相違一買請候趣返答仕候、此段乍レ恐御安心被二成下置一候様奉二願上一候。且分介儀心附申聞候は、私共兩人止宿の儀、自分宅にては配下の庄屋共、出入も多分有レ之候得ば、手

分介上田領主の仁慈に感じ米融通を諾す

領主の配慮の有様を説く

代郷藏と申者方に密々止宿仕候様申臭候、此節奥州大名諸家様より、數多役人出張米價引上候に付必一大事の儀に付、私共儀は軍學馬術のしらべに參候ものと披露申置候間、左様之心得にて暫米穀買入之儀などは、不レ知風俗にて兵術取調に詰られ候躰にて、玄關より直々應對の間へ通り密談いたし候様申聞候

一八木様より被二仰聞一候信濃川通船にて引上候儀は、此節より寒氣にかゝり手間取れ可レ申候間、地藏堂より三里寺泊迄馬繼、寺泊より磯づたへにて今町へ、積出し候方可レ然趣對談仕候

一分介申候には、此節津留被二仰付一候に付、買入方之儀は一萬俵は配下にて出來可レ仕候得共、御急の儀故米穀積出し候て差支御座候ては、上田様御外聞にも相拘り私實心も空敷相成候ては、後悔千萬に御座候へば、早速江戸表に被二仰越一夫々御斷被二成下一候儀專一に存候様、相心附臭れ申候

分介注意を與ふ

新潟湊　長岡様。寺泊浦　桑名様。今町湊　高田様。

右御三家へ津出の儀、御掛合萬一違亂之義も御座候はゞ、御公儀に御願被レ成候得ば、巳年先例も有レ之候間、早速御觸も可レ有レ之趣申臭候

一一萬俵之外御入用も候はゞ、御隣領迄も手入可レ仕候間、是又左之通御缺合被レ成候様申聞候

米買入之儀御缺合　村松様　與板様　長岡様　新發田様

右御領内へ手入仕候はゞ、此上手段も可レ有レ之の趣申聞候

一前書之始末に御座候得者、御家中様より別に御下り被レ成候ては目立候て、却て分介斗略も空しく相成可レ申哉に申候、御含被レ遊可レ被レ下候

一江戸表之御缺合御取急被レ遊、御兩人御下り被レ下候得ば、私共兩人之内一人宛缺廻り、會所へ出張貫目相改送り積候様、此義も右様に相談仕置候

一彌々荷物積出し候節は、嚴重成義可レ然赴分介申候

御舟印
陸送り立繪符
小繪符之儀は持參之外は、此方にて相仕立可レ申候間、御燒印八木様御出立の後に候はゞ、小池太左衛門へ御渡し可レ被レ下候
高帳　六帳但地藏堂　寺泊　今町
一表物拵方之儀舟積之節、二重表今町より又莚包三重に致し候方、可レ然様申候
一今町着岸之上者、宿々へ御足輕にても御付け被二下置一候様奉二願上一度候、尤此儀は追々御注進可レ奉二申上一候
一村上領城米値段之儀、十一月下旬入札にて相場相立申候由、尤假値段は近々相定候由、四斗二升入にて多分十俵位と申事に御座候、尤極上米に御座候由、右之振合にて金子御送り被レ遊可レ被レ下候、手付金として三分一位も、早速太左衛門に御渡し被二成下一度、尤道中物騒に御座候間、御旗箏御添御送り可レ被レ下候、尤御時節柄奉二恐察一候得共、跡金之儀は追々先方へ相渡し可レ申趣相談可二仕置一候
一海草之儀も出雲崎へ手を廻し置申候、是も佐渡へ申越候はゞ、不レ依二多少一手に入可レ申趣に御座候、未た是は碇とは申上兼候
一米價高下を申居候ては、一切手に入申間敷様子に御座候間、先々右様つなぎ置申候
右之趣以二飛札一御注進奉二申上一候　以上
十月十二日曉　泰助　小池新重郎
（私註、書狀中の八木様は八木剛助である）
御勘定御奉行様
乍レ恐追口上書

海草も手を廻して多少手に入るべし

一今十二日五ツ時半分介又々心附候義は、新潟湊にて入役出役共に百兩に付、一兩宛湊役、平年一石に付一兩宛の所、當秋は一石に付、十兩にて出帆致候事

一寺泊浦は入役出役なし、沖役右之振合に可レ有レ候事

一新潟湊增役を以て究民之救手當に致候、然る處御公儀様へ直に御願不レ申候ては、御領主様限りにては御内分御承知は有レ之間敷と被レ存候、右は巳年秋田庄内南部津輕御買上米御缺合之節、右之通に御座候て、出帆差支に相成候儀有レ之候由に御座候、御公儀様迄是非御願無レ之候ては、六ケ敷様子に御座候

一舟印　凡四十本程外に海上船印十本程

一藏本前井川岸場に入用之のぼり十本、但し小幅にて長六七尺

一米代金之儀は今朝分介に談候處、半金程は是非急々御送り被レ下候様、吳々申候、御時節柄奉二恐察一候得共、此儀御取急御送り金奉二願上一候

右之段乍レ恐追口上書を以御注進奉二申上一候以上

十月十二日四ツ半時

泰　助
小池新十郎

御勘定御奉行様

關根分介の注意

此後十月十四日に、關根分介考案の、高田榊原侯に蒲原郡茨曾根村關根分介より、米一萬俵買入れ置きしも、雪道にも成り輸送困難なるが故に、米三四千俵程時借り致したいと歎願せしならば、出來難い事では無からうと思ふ、さすれば、上田表迄附け送るにも甚だ便利好く、且日數も要しないと云ふ事を泰助、新十郎の兩名より、上田勘定奉行に通知し其一考を求め、同時に分介方へ渡すべき米代金、一日も早く送られたき旨申來つた。

又此後十一月十六日の夜、泰助より勘定奉行宛に差し立てた書面の中に、「八木様御下向日々御待申上候所、一切御沙汰無之御案事申上候、小池太左衛門歸國仕候ても、今以て一切金子到着不仕、關根分介方も御上納下タ米にて、村々五百俵三百俵づゝ相拂、金納に致し候儀に付、着金無之無據破談に相成申候。羽州上ノ山御領、當國三島郡七日市村大庄屋山田權左衛門にも、及相談置候得共、御金子到着無之候ては、碇と取かゝり候義も相成不申。前文申上候通り何卒一刻も早く、御便り到着之程奉待上候、私共儀節角相談仕候ても、御金子到着無之故、破談相成誠に此上も無き心痛仕候。」などあれば、此時米買入れに骨折つた、泰助新十郎等の奔走盡力は多大なるものありしは、前記の消息に依て察することが出來る。けれども米一萬俵買入れの内入金、僅か三十五兩のみにては賣主の不滿は勿論、其より一ケ月後に至るも、後金が到着しないので、遂に兩人の盡力も水泡に歸し、破談と成つたと思はれる。

關根との交渉破談となる

三條町にて米買入れ相談

此後に一旦歸國した小池太左衛門は、田子宗助と共に越後三條町に赴いて、其所の米商米屋八郎次、小川屋吉兵衛に交渉し、米二千俵を買入るゝ事を約束した。（田子氏史料）

米代内金證文

買入米代金内金證文

覺

一下タ米　貳千俵也　但四斗三升入重皮

直段

代金

内金三百兩只今受取

右之通御備米御買上に付、此度私共兩人に被仰付候前書俵辻惱に御請申上候處實正に御座候。請取渡之儀は來三四兩月中、追々無差支差上可申候。尤其節相場相立殘金御濟可被下候定、爲念御買

米高引受內金請取證文依て如件

天保八辰年正月廿三日

越後國蒲原郡三條町米賣主　米屋八郎次印

同斷　小川屋吉兵衛印

同斷口入證人　堤萬五郎印

信州上田　小池太左衛門殿

田子宗助殿

（田子氏史料）

米屋八郎治上田商人との談合を望む

に依て明瞭である。此約定の後二月米屋八郎次は、自身三條町より信州上田まで出懸けて來た。此米屋八郎治と云ふは、一代の間に身上を拵へて、三條町四人の米商中第一人者と成つた程あつて、取引上に就ても用意周到で、二月中旬上田に參着した後、米買方の上田の樣子を觀察したる後藩勘定奉行に向ひ、商人と話し合つた上、望とならば米二千俵程も、商談に應じても宜しいが、御家人方では相談は出來兼ぬる由を申出た。其所で勘定奉行は兩問屋を呼び出し、町內の身元相應の者を選み、其者をして仲に取入り米買入の世話さすべしと申付けた。兩問屋は相談人選の上、海野町白木屋嘉右衛門、原町島田萬助鹽入喜三郎の三人然るべしと推擧した。此三名は八郎治に面會米買入の事に就て、種々談合して一千俵の外、猶二千俵直樣出荷せんことを申込んだ、然るに米賣主は自分一人で無く、猶外にある故に、今直に此所で取極は困難の旨を述べたので、三人は藩より越後出張を命ぜられ、八郎治と同道三條に赴く事と成つた。此時買入米の値段は、四斗二升入拾兩に九俵二分の、割合と云ふことであつた。領民御救米買入方御用を申付けられた三人へは、兩問屋より米代に就ての證文を遣し、兩問屋方へは藩より損毛に成らぬ樣、證文を出す事と成り、三人の者は安心して出立した。其時藩當局より兩問屋に出した證文は

領民御救米買入れ御用

藩御用達三人に保證を與ふ

相渡置證書之事

去る巳年以來連年違作之處、去申年田畑共格別凶作に依て、御領內米穀少く小民可レ及ニ困究一哉に付

海野町　土屋嘉右衛門
原町　島田万助
同　鹽入喜三郎

右三人之者に御領民御手當米買入方御用達被二仰付一候間、他處より米穀買入御用次第可レ爲二差出一候、尤御用米御下ゲ金可レ有レ之、万一御下金相滯候はゞ、町方直上納米五百石餘の金納、當酉七月より以來年々暮七月金納取集候はゞ、御用米代返濟相濟候迄、前書三人に割渡聊迷惑損毛不レ排樣可レ致、自然御役人轉役有レ之候共、書面之通違變有レ之間敷候。爲二後日一證書仍而如件

天保八丁酉年二月　　鹽尻組國分寺組御代官　濱口十左衛門
御勘定奉行　佐々木競
出役　木村新助
町奉行　鈴木定右衛門

海野町原町　問屋年寄共

表書之通相違無レ之者也

久松主馬
在府　藤井三郎左衛門

（原町問屋日記）

藩では、曩に飯米量の減少を防ぐ注意を達したが、其後町在に向て穀類食物の殘り物を、乞食物貰等に與ふることなきを命じ、又ひじきを安値にて、藩勘定所より賣り下ぐる事など盡力せしが、十一月には救荒鄙諭所載の藁餅蕨粉等の製法、未だ精しからざる所ありとて、改めて其製法を記るして領内に頒ち、餓を凌ぐ一方法とせしめた。其製法は次の如し。

藁餅蕨粉等の製法を敎へ食料の不足を補はしむ

藁餅製法

藁餅製法

一藁元手一束の内、さやをとり中抜藁に致し長一分程に切り、よく〳〵日に乾し石臼にて挽き、毛篩にてふるひ取又細かなる絹篩にてふるひ、切藁一升より一番粉三合程を取り、又絹篩上の處石臼にて挽二番粉を取り是は味あしく、一番粉荒きは粉少し、篩荒きは味あし。

右篩がらを二夜水に浸し置き、能くもみて水を絹篩にてこし、器に入れて休め置、上水すみたる時上水を捨て、新水を入れ能く交ぜて休め置、又水すみたる時捨て、新水を入れ替へ、右の如くいたすこと三四度、其後沈み候時、日にほし粉を取り、此時至て味よし。

一藁一束より一番粉三升程取れる。

藁餅煉方

同煉方

一右の粉を水にてしめし、大豆粒の如く致し餅米に交ぜ、常の餅の如くふかし、臼にて搗き用う。味は餅米の多少によりて、善悪は段々なり。

一藁粉斗熱湯にて煉り、餅の如く丸るめ、小豆きな粉等を附けてもよし。其外燒餅團子には、常のしるな粉の如く煉り用う。

一蕎麥の替りに用るるには、右藁の粉一升に小麥粉五合蕨の粉五合を入れ、絹篩にてふるひかへし、熱湯にて煉り常の蕎麥の如くに致す。

但蕨の粉除き候ても出來候得共、それにては出來あしく味わるし。

天明年中藁餅を食ひ候者、ふくれ病を煩ひ候由に候得共、製方に念を入れ、あくを除き候へば決してさわり無し之。

蕨粉製法

蕨粉製法

蕨の根を取土を洗ひ、立臼にて能く搗き。其根を三尺丸程の束にし、水一石程にて能くもみ出し、其水を半切の上に笊を置てこし、又麻袋にてこし、右半切へ一ぱい藁ごものふたを致し、一日一夜休め

上水能くすみたる時分、之をこぼし、沈みたる白水を小桶に移し又ふたを致し、上水の澄みたる所を段々こぼし、桶底の大抵堅くなりたる時、上下の黒き所を鐵べらのやうなる物にて、削り分てよし。又絞りがらを不レ殘水にひたし、藁灰水にて二日程あくを抜き、其れを細かに刻み能く乾かして、石臼にて挽き篩にてふるひ、上中下の粉共分けて用てよし。

此年は山野の別なく、草木の根蕗芽葉實など何にても、苟も食料と成るものは、悉く採り盡されたと云ふことである。以て飢饉の度を察することが出來る。

天保七年の大凶作の結果は、翌八年に至て米穀の不足は愈甚しく、上田地方も大飢饉の狀に陷つた。

天保八年の飢饉

此年五月十一日、家中一同を屋形内の大廣間に呼び集め、久松主馬より「去秋の大違作に依り、據なく面扶持迄仰せ付けられたが、此節に至り家中扶持米雜用金、及領分内御手當米等差支へる狀態となり別紙に書き示す通り、御勝手向取凌ぎ方極々御究迫であるので、此節銘々の御扶持米の内卿かにても貯があり、其を賣拂ふならば、外所へ出すことなく御藏拂に致すやう、且米穀拂底の時節である故に、何れも勝手向充分儉約致すやう」一同に申渡し、同時に藩公よりの左の書付、及び別紙を一覽せしめた。

藩主家中に諭達す

此度一同に申達候通、御勝手向御究迫の場に相成、米穀之義も別紙帳面之通にて、多分御買入無レ之候ては不二行渡一候處、此節當所まで追々附込候も有レ之其上、上にも厚く御世話も被二成下一候得共、路中不二果々敷一取向之程碇と不二相知一何分手薄に相成候故、無レ據當月は、四合扶持の割合を以て米渡に致し、一合分は代金にて御渡被レ下候間、其心得を以て如何樣にも可レ被二取凌一候。尤追々金子御才覺も出來候て、米御買入も有レ之候義に付、米到着次第五合扶持に御渡し可レ被二成下一候此旨相心得可レ被レ申候

藩の入用米金借財

別紙　當五月より十月迄御入用米金幷新古御借財取調帳の寫

上田御米積

一米五千七百五十俵　御膳米御家中之飯米五月より十月迄
一米千八百五十一俵餘　麥作取入まで御救向追々御下げ殘
一米　三百七十俵　村々追願御救御拂米幷駄賃米
一米五千三百八十五俵　組々より兼て御買入米願高
殘三千七百四十八俵　此米可下ケ分
合米一萬千七百十九俵　御米御入用高
内
三百十五俵　四月渡殘御藏有米
千四十九俵　御買入米御藏入之分
三百四十一俵　去冬御藏詰納殘
殘一萬十四俵
此處へ
一米三百八十二俵　越後表より八木剛助手御買入當節追々着荷仕候分
一米三十六俵　飯島甚兵衛被召遣松代にて御買入
一凡米三百六十俵　寺島兵藏手御買入當節追々着荷仕候分
一米百俵　倉ゲ野御買入
一米五百俵　樹谷にて石川本次郎手御買入
一米二千四百六十俵　三條にて手塚村太左衞門御所村宗助幷御用達町人共手御買入
〆三千八百三十八俵　代金濟居候分
外

千五百俵餘　所々御買入之内滯居候分
猶殘米六千百七十六俵　此米御買入に可二相成一分
此代金八千八百二十三兩程　但十兩ニ付七俵積り
一金千六百兩　右御買入米藏放し川下げ藏敷津出し瀨取小揚兩度俵直し兩度幷下駄賃上船賃金出役路
用旅籠等諸入用大積
合金一萬四百二十三兩
江戸御買入米積
一米三千百五十俵　御家中渡米六月より十月迄御入用
此代金三千五百七十兩　平均兩に三斗積
一米千〇二十四俵　前同斷五月分迄御買入米代當月晦日拂之筈
此代金千二百四十二兩三分餘
〆金四千八百十二兩二分
上田江戸合　金一萬五千二百三十五兩三分
御米代御入用
五月より十月迄之處五月七日皆濟三度の御物成米金納幷先月無盡御取番之金子にて御入箇之口々御分
料御參府御入用を始方々樣御附米上田江戸御家中渡物其外諸御入用在中非常御手當等凡積差引候處
一金千兩餘　上田御入用御不足
一同五千五百兩　江戸御入用御不足
惣〆金二萬千七百兩餘御不足高
外に

金七萬六千八百五十四兩三分銀八匁八厘五毛　上田表新古惣御借財
一金五千八十五兩一歩　上田表去冬分當春迄口々當分御借入金
一金七萬八千百八十九兩二分二朱銀七分九厘四毛　江戸表惣借財
〆金十六萬兩餘御借財高

猶此時には、家中の人遣の人數を減じ、御家老若黨共に三人以下皆減員し、然も正人遣でなければ、其だけの給扶持は渡さぬ事と定めた。又婚禮葬禮の節別段御取替米も減少し、且諸役所勤切の節に仕出しは下されない、日戻りの出役には自分辨當持參とするなど、諸事皆切り詰て取計ふことにした。

事諸切詰の取計らひ

同年六月朔日には左の如く申渡して、米の消費を防いだ。

米麥取交ぜ面扶持

米拂底に付當月より麥相交り、御渡被ㇾ下候段被ㇾ仰出ㇾ候事
但麥二合五勺米二合五勺。合て五合之割合之事

以上は師岡史料中「忠優公御代天保丙申年御領分凶作に付諸被仰出控幷面扶持被仰付候ニ付諸色被仰付候書附其外被仰付候類留置控同八丁酉被仰出控」に據て記述したのであるが、此當時の上田藩の究狀を充分に察知することが出來ると思ふ。かゝる財政難の中にも、領内究民の救濟に留意して、上田領内一人の餓死者を出さゞりしは、領主として能く其職を盡したものと謂ふべきである。然るに此天保飢饉の際、不德義の行爲として、藩より嚴重な戒告を受けたのは、水車渡世の者にして、當然の呑減の外に、米穀を窃取する不正行爲であつた。

上田領餓死者無し

安政五年の凶作

上田領安政五年には春以來氣候不順、田植の濟んだ頃より毎日の雨天冷氣勝で稻毛の發育が甚だ不良で秋の取入れを心配して居たが幸に土用に入てよりは快晴の日が續き稻作も幾分立て直つた處七月下旬に大風雨があり被害多く、上田領の損毛高は一萬三百餘石に達した。松平家日乘。

元祿十六年

元祿十六年十一月二十二日上田地方強震あり、所々破損の所多く、鹽田下之郷潰れ家八軒馬一疋死し保野村二軒下本郷一軒あつた。

寶永四年

寶永四年十月四日晝八ツ時強震ありしも、家中町分共に何處も別條なかつた。此時松本城下では、家中町分で三百七十軒崩れ又松本城下でも被害が頗る大きかつたと云ふ。

同六年

寶永六年地震あり。

正德四年

正德四年三月十五日地震があつた。此時松代では強震あり善光寺では石塔の全部倒れたと云ふことである。

享保年間の地震

享保四年二月朔日地震あり、稍々強し。

同六年十一月十三日、暮六ツ時地震あり。

享保十年七月七日、晝九ツ時強震あり、其れより夜に入り微震。九日夜又微震あり。

享保十五年十月一日朝四ツ過迄大霧、七ツ時より雨降り、夜に入り強震あり。

同十九年三月十一日地震あり。

寛延の地震

寛延四年四月廿五日八ツ時強震があり七ツ時又強震、廿六日晝夜度々の微震があり、其より五月七八日頃迄微震がつゞいた。此地震の震源地は、越後高田町附近今町邊の地盤陷落した所に在つたやうである。今其當時の日記を記して參考とする。

越後今町土地龜裂

高田にてハ町家大方搖り潰し、其上二三ケ處より火事起り燒け申候由、御城内も餘程家潰れ、御城にても高塀倒れ石垣崩れ申候由。今町は不レ殘家潰れ地も餘程裂け砂泥おし出し候由。加賀道筋有間川と申す宿は、山押出し不レ殘其所無二御座一候由、往來の飛脚物語被レ成候、殊更人馬は不レ殘死し、かた

第五節　地異　地震、火山

ちも無御座ニ候由、此節飯山牟禮之邊も家屋餘程潰れ、少々人死も有レ之候由、高田にては家五千軒程潰れ、亭主之死するもの八百人、其外子供家來の死人委しく相知れ不レ申候由

此地震は松代あたりも強震の被害があり、松代城の石垣土手塀等の崩壊した所尠なからず、町家三軒の倒潰れもあつた程であつた。（問屋日記）

寶暦の淺間燒け

寶暦五年淺間山大に燒け、上田地震あり。

天明

天明三年七月八日には、淺間山大爆發の爲めに、上田には震動があつた。

文政の地震

文政十年三月十六日夜明頃地震があつた。其震動の度は五尺桶の酒が少し搖りこぼるゝ程のものであつた。

天保六年七月十九日曉六ツ時地震あり。

弘化四年の善光寺地震

弘化四年善光寺大地震當時の上田

弘化四年三月二十四日夜四ツ時、善光寺平を中心とせる大地震があつた。所謂善光寺の大地震で、當時善光寺町の家數三千軒と稱せられ、其内潰家二千三百五十軒。震後火災の爲めに燒失せしもの二千百九十四軒。善光寺本堂山門、經藏、大勸進等のみは潰倒燒失を免れしも大破損を蒙つた。

善光寺被害

死亡者は男女合せて、町家にて一千二百七十五人、參詣他處人凡千二十九人の多數に達し（長野市史）、其慘狀は目もあてられぬものであつた。參詣人のかく多かりしは、此年此時恰も善光寺の開帳中であつたので、遠近より善男善女の多數來り集つたからである。

地震横死塚

善光寺參詣旅人死亡者の遺骨は、之を集めて善光寺境内山門内の地に葬つた。上田海野町土屋仁輔は自ら資を投じて、碑を建て、地震の爲めに横死を遂げた人々の冥福を祈らんとて、其事を上田横町宗叶寺覺賢、眞田村白山寺義門とも相談し、房山村橋詰三平、長野町山崎文中等を世話人と頼み、地震横死者追福の爲めに、立派な石塔を震死者埋葬の地に建てた。寔に奇特な美擧として、上田の誇の一とな

すべきである。此石塔には
正面に　地震横死冢
向て右に　發願主
當國上田住
土屋仁輔德昆
建之
裏面に　世話方
當所長野町
久五郎
石工　吉左衛門
鳶頭　常八
弘化四年歳次丁未
三月二十四日
向て左に



地震横死塚

世話人
當國上田眞田村
白山寺義門
同同横町
宗艸寺覺賢
當所
山崎文中

當國上田房山村　　橋詰三平

岩倉山の山崩れ犀川堰き止めらる

此大地震の時、更級郡平林村の岩倉山（虚空藏山、とも云ふ）、三ヶ所の山抜けがあり、其壞崩土砂は押出して、犀川を堰き留めて了つた。故に其所より上流凡十里餘程の間、河水は湛留して其處に細長い湖水が出來せし觀を呈するに至つた。此湛水が決壞して押出す時は、如何なる災害に遭はんも知れぬとて、松代藩に於ては全力を盡し、小松原はじめ所々に堤防を築造し、又一時に潰決せぬ樣種々手段を講ぜしも、良案もなく途方に暮れて居た。四月十三日の午後に至り、せき留めた山崩一時に崩壞し、湛水は大鳴動をなして奔流し、小松原の堤防の如きは瞬時に一蹴され、川中島一面の大洪水となり、震災に引き踵いての此水害慘な目に逢つたのは、川中島地方であつた。

上田町の震動程度

上田町の被害

此地震の時上田邊の樣子は、稻垣史料は「此大地震の際は、暫時間海上にて難風に遭つた船の如く家が動搖した、驚て戸外に出でんとすれど、強く搖りて立つことが出來ない、漸く厭死を免れんと一思に外に飛び出でしに、凡煙草五六服のむ程の間強く震動した。かくて又家の內に入れば、又々前の如くに搖れしも震動の時間は短かつた。何所の家でも皆戸を明け放して、萬一の時逃げ出るに便にした。明七ツ時頃に至るまでに二、三回程搖れた」とある。今次に原町間屋日記に載つて居る所を記して、其當時の狀況を知る資とする。

（弘化四未年）三月二十四日天氣

一夜四ツ時頃稀なる大地震、兩度ゆり候に付町方不レ殘逃出し、町並に庭抔に出居候、其後止切不レ申引續地震御座候間、伊勢宮に町中參詣致し、夜八ツ時頃年寄中一同申談じ候て、尙又大星神社に參詣候樣、且又火の元第一銘々心附可レ申、其上五人程にて町方見廻り候樣、肝煎を以て爲二觸申一候。

二十五日曉に至り、續いて搖れ申候。尤間遠に相成候得共相止み不レ申候。其內所々にて壁破れ庇落ち居家傾き候抔、追々風聞有レ之安心難レ成に付、大星に於て御祈禱致度と申談じ、小野式部殿へ申遣し町中參詣候樣申付候

同　廿五日　天氣

一朝五ツ時年寄衆紺屋町とも一同、大星に參詣致候、御初穗金百疋持參致候、町中銘々參詣致候

一御手代中より、地震今以止み不レ申候に付、町內自身番申付候樣御達に付、組合一人宛在分世話役呼候て、右之趣申聞三人づゝ申談じ候て、町內見廻り候樣申聞候

一晝頃風說には、善光寺稻荷山は家潰れ、其儘燒失致候趣に御座候

一追々風聞承り候所、先以當地は無難にて仕合の事に候、善光寺參詣の者逃戻り咄候は、御堂は無難に候得共山門幷に大勸進屋敷坊中、其他町々大半搖り潰し燒失、只今頃は火の手最中に可レ有レ之、死人夥敷候由、且又丹波島河水流れ一切留り候て、漸く股位程の水にて越し參り候趣、山中の山押出し留切候由に候

一稻荷山の義は、十七八軒殘り其他は不レ殘搖り潰し、燒失の由に候。是は同所の役人御上へ注進に參り候と申噂にて候、其所に潰れ燒失の場處有之レ候由

一町方の者小屋掛いたし、引越居候者多分に御座候。土橋邊にては、木屋文三郎の裏に掛け候由、上町にては伊勢宮裏に參候由、其他銘々の裏幷に夜分表にさし掛抔拵へ出で居候

一町中今夜火を消し、銘々用心致居候樣申觸候

同　廿六日　天氣

一今日も續て地震有レ之候

一兼子安兵衞母善光寺に參詣致、家屋下に相成死去被レ致候。鎌原村割番林傳右衞門殿實家川中島岡田

村に參り居、厭死被レ致候風聞の處、怪我のみにて無難歸宅被レ致候。原町良右衞門善光寺にて、家下に相成候得共、漸く助かり被レ戻候由に御座候。上小路與市人足に賴まれ、同日善光寺へ參り戻り不レ申行方不二相知一多分死去と申事に御座候

一同　廿七日　地震相レ之候

一昨夕海野町肝煎參り、鹽尻村出先岩鼻少々崩れ候て、往來止り候由に付、御伺申上候處、今日御普請役樣御通行如何哉、坂木宿迄年寄差遣し樣子相伺候樣被二仰付一候間、含居候樣申來候、且又稻荷山村にて未だ届は無レ之候へども、夫食に差支候趣に付、白米差送り申度取急の儀に付、白米を町方にて穿鑿いたし、町馬を以て通しに遣申度、尤相對賃錢にて宜く候、宿方御繼立差支候はゞ、寄馬願候樣被二仰聞一候に付、白米差當拾五駄程にて宜しく候由、右は郡御奉行三村傳左衞門樣より、太郎兵衞殿へ被二仰聞一助右衞門申談取計候樣御賴に付、白米并馬とも兩町出し合差遣度由相談に付、承知の挨拶申遣し候

一同　廿八日　折々曇

一此方にて穀屋共呼び、白米有レ之や相尋候處、持合無レ之と申候に付、何とか致し穿鑿致候てなりとも差出候樣精々申付候て、原町八幡傳十郎、水野重造兩人にて三駄　柳町油屋才治在分喜八都合出來候て申出候。合九駄。

一今日白米四駄上より、味噌一駄〆五駄差送り候

一奥筋より怪我人宿村送にて、追々人數參り候、歩行にて參り候も多く有レ之、猶又林常青樣療治に參り候者も數多く有レ之候

一鹽田組下之鄕、五加、本鄕、三ケ村所々家潰れ有レ之候由

一上小路與市善光寺より戻不レ申、彌相果候哉に存じ御伺申上候處、書付差出候樣御達に付差上候處御

戻し被レ成、今一應町役人より善光寺に掛合に及び、死體にても有レ之候はゞ、内分引取様被二仰聞一候得共、此大亂中右躰の儀申遣し候ても、穿鑿可レ届事とは不レ存候間此旨申上候

同　廿九日　天氣暮合曇

一地震相止み不レ申、晝夜共時々有之候。今明け方兩度斗餘程搖り申候に付、又々町方騒しく有レ之候

一紺屋町八幡に於て、御祈禱致候旨申出候

一朝五ツ時頃川中島戸部村庄屋早打にて、五六人附添御注進に參り候趣、犀川筋水内の橋上之方にて、双方より山押出し水湛へ切、當時水百丈餘も可レ有レ之猶追々相增候義に付、萬一一手に水口破れ候へば大變の儀に付、松代御家老恩田様御出馬にて、近郷の百姓共に被二仰付一、右切破り水落し候様御下知有レ之、戸部村へも御出に付御斷申候へども、御聞入無レ之背き候はゞ切捨可レ被レ成と被レ申候に付、老人足弱の者共は相殘り、其外は可レ參旨御挨拶申置、逃げ參り候趣且食事にも差支、村方一同必至と難澁に付、上田表に御引取可レ被レ下候様相願候處、早速御聞届有レ之候と申噂に御座候。川中島の者大半山に逃げ參居候と申事に御座候

一郡御奉行御代官鄉御手代中御徒士目付御先手十五人御醫師兩人、川中島に今日御出役被レ成候由

一奈良本村小宮と申山抜けいたし候由

一今日七ツ時又候餘程地震有レ之、一統騒ぎ申候

同　四月朔日

一今般地震にて家押潰し、即死又は怪我人等多分有レ之、御奉書の外往來御荷物一切御繼立相成兼候へば、半禮宿より神代宿長沼宿とても、同様の趣申來候。左候へば此筋に御乘込御座候とも、御差支難レ斗奉レ存候間、諸家様方へ右之段被レ仰上二可レ被レ下候。尤何れの宿も御繼立相成兼候義に御座候哉宿々懸合の上其宿一同可二申上一候。此段宿々御達し申度如レ斯御座候　以上

未三月二十九日・　　福島宿問屋　文　八
　　川田宿問屋　又右衛門

松代町より先々
御同役中様

尚々當兩宿の義も、今以地震不レ相止一、其上丹波島川上筋山拔にて當廿四日夕より今以て水浸りに相成居候分、追々押出可レ申哉と心得、家財は勿論家主其外男女とも、山野に出居候族も御座候間是又申上候　早々

同　四月二日
一地震數日不レ相止一此上如何樣の天災可レ有レ之哉も難計に付、國家鎭護御領民安穩五穀豊熟の爲め、明三日御城下川原に於て、山川祭被二仰付一候に付町在の者共、幼少の子供たりとも、見物の爲め罷越候義不レ相成一候
右之通町方小前末々迄不レ洩樣可二申付一候
と大石岩右衛門樣より御達あり

同　四月三日
一晝前山の祭晝後川の祭あり神官四人。右御祭相濟候旨被二仰渡一町中に御神酒二樽被二下置一、末々迄不レ洩樣頂戴爲レ致商向相休遊び候樣被二仰渡一候

同　四月五日
一地震相止み不レ申、時々有レ之候。今曉五ツ時前兩度は餘程大搖り致、晝過より曇り尚又地震有レ之候に付、人々安堵不レ致候。夜四ツ時過より雨降り申候
一三日市米二升上り八斗八升。五日三升上ゲ八斗五升

同　四月七日　天氣
一稻荷山に米三駄送り遣し申候
同　四月八日　天氣夜中雨
一今日も米三駄遣し候
同　四月十三日
一御勘定御奉行大平多喜次様より御使にて、稻荷山行御手當米御尋に付左之通書付差上候

覺

一白米　六駄　海野町
一味噌　一駄　海野町
一白米　九駄　原町
右三月廿七より同廿九日迄に送る
一白米　拾駄　海野町　齋藤曾右衛門
一白米　拾四駄　原町　荒井又左衛門
右四月二日より同十三日迄に送る
〆白米三十九駄
味噌　一樽　鹽　一駄
右之通稻荷山夫食御手當に御座候
一人足　一人四百文　一馬一疋　七百文
右は稻荷山迄御屆賃錢被二下置一候樣仕度奉レ存候
未四月　間屋　柳澤太郎兵衛

同　四月十四日　天氣　　同　瀧澤助右衞門

一十二日頃より山中に水湛へ候處、土尻と申處抜け水押流し候由

一十三同大湛への所崩れ、川中島一面に押流し、人井に家とも夥敷流れ候風聞有レ之候。追々注進有レ之全く以て押流し候。南原北原抔にて水流れ深さ五尺程。

同　四月十六日　天氣夜中雨

一夜五ツ時過頃物鳴音聞え候得共、何方とも難レ存候處、今日書も相聞候由

一秋和裏に御救小屋出來候て、川中島の者四五十人程參り居り候由

同　四月二十日　天氣夜雨

一地震に付所々井水切れ、并悪水等に相成候趣に付、川堰等へ塵埃捨て不レ申候様、御家中に懸り候堰川等別して入念左様の儀無レ之様、棒杭にても相建見苦敷儀無レ之様、惣町中に早々可二申付一候　此段申達候以上

同　四月廿三日

一地震今に不レ止折々有レ之候

口上書

一白米五拾俵

右は奥筋大地震に付、御領分之内變事極難之村々廣大之御救被二成下一難レ有義に付、爲二冥加一有合候白米右之通獻上仕度願出候間、此段奉二伺上一候以上

未四月廿三日　　問屋　瀧澤助右衞門

同　四月廿六日

一地震に付居宅落壁其外破損所有之候居家大數の事
一同高塀幷板塀潰れ候數之事
一土藏物置片庇等潰れ大ひゞ入候數之事
一地割又は泥沙吹出變地の場處、有レ之候はゞ間數何間中何寸位何尺程と申義相改可レ申事
一倒樹何本有レ之候や
一井水切れ候ケ處、幷水底變り前々より多く水出候場處も、有レ之候はゞ其數も同樣之事
右は公儀に御届相成候ニ付、間違無レ之樣早々取調申出候樣御達しに御座候

口上書

田町　淨念寺

右玄關並座敷南北二間東西九尺の處潰申候

原町　妙光寺

右本堂庫裏高塀共ひゞ入石塔數基倒れ申候

原町　瀧澤助右衞門
宮下兵右衞門
鹽入喜三郎
宮下宗兵衞
伊藤九右衞門
長谷川武右衞門
松坂屋定兵衞
伊藤源七持家
町田吉五郎持家
半田儀兵衞持家

右井戸一切水出不レ申候に付手入致候へども出不レ申候

（以下破損家屋略す）

右地震に付變地損處等御糺に付、相改候處右之通に御座候

未五月　　問屋　瀧澤助右衛門

（原町問屋日記、稻垣史料）

此地震の被害は上田は幸に尠なかつたが、川中島上田領は地震と犀川の水害とに依て、被害甚大なるものがあつた。上田藩は幕府より地震の被害を調査して、報告すべきを命ぜられ、五月廿一日に差出した。之に據ると上田城廓の破損は

一城櫓傾　二ケ所
一住居向破損　數ケ所
一本丸圍塀傾所々損　二ケ所
一三之丸構石垣崩
　此間數十八間
一同石垣孕　三ケ所
　此外家來居宅大破八軒

上田領川中島の被害

川中島上田領の被害　稻荷山村は寺院民家の倒壊に次で火災起り、其被害は多かつた。此頃善光寺開帳の際であつたので、諸國善男善女の參詣人、此宿に投宿して居た者の慘死したのが甚多かつたと云ふ。けれども犀川暴溢の被害は無かつたのである。岡田村は寶曆年中茶臼山崩壞のことあつてより、地形の變化を來たし、兩來所々に山崩れがあるやうに成り、其爲めに澤々の砂が、夏季雷雨のある度毎に押し出され、其川筋は追々高くなり、動もすれば附近の人家又は田畑へ、砂を押し込むやうに成つた。

（松平日乘）

故に天保六年には嶮岨の山畑二百四十餘ケ所、其外草野山の内へ植樹して木立の山にする計劃を實行し又川々の堤には柳など植えて、暴水の害を防ぐ事に注意したのであるが、此地震で川筋の堤は崩れ、湯澤河の如きは裂口六尺より一丈餘に及ぶ所もある程で、此川筋以内の者は住居も出來なく成つたと云はれた。加レ之寺院民家の倒壊も中々多く、隨て死人怪我人も尠くは無かつたのである。然し後日の犀川暴水の時には、字築地の邊に浸水家屋が有つたのみであつた。戸部中氷鉋今里の諸村も、潰家半潰其外被害は多かつたが、此等の諸村は松代領内の山中で、大きな山拔の爲めに犀川が堰き止められ、湛水は日に日に其量高まることを聞いて、何時かは其が暴溢して、大洪水となるべきを案じて、山地に避難する者多く、其食糧供給の事も容易で無かつたのであるが、湛水二十日の犀川は四月十三日遂に一時に缺壞して、山の如き水先は犀口近くの彼岸の山崩に激して、松代藩の築いた小松原の堤防を何の氣もなく一蹴して南方平野に切れ込み、今里村の如きは、山中より流れ來た大木や大石の爲に流失したり又破壞した家屋も多かつた。戸部村は全村悉く浸水した。此頃は既に田方植付の季節であつたのに、耕地は殆ど全部砂入となるか、新川に變るの狀態であり、幸に此事無かりし田地有るも、用水堰が埋まつて水の通じない者もある、又中には地形の變動より、灌水不能に至つた所もあり、實に悲慘な狀態であつた。

（岡田村庄屋口上書）

此地震洪水の難に遭ひ、辛ふじて一命を助かり逃げ來りし旅人を救助した者、桝屋武平治は、遭難で困つて居る旅人には、無賃で一泊の賄を爲し、醫師高橋俊岱は、丸藥一千帖を施し、芦田佐久助は草鞋二百足、若松屋音作は笠百箇、此外握飯を施した者などあり、此他金穀を施して藩より賞された者も多かつた。

上田領分内地震洪水の被害は、上田藩より幕府に差出した取調書、載する所に據れば

一御高札場潰れ燒失　一ケ所

上田領分地震被害書

但御高札は別條無二御座一候

一潰家　六百六十三軒
一半潰家　百三十六軒
一土藏物置潰　六百七十九軒
一同　半潰　五十九軒
一社　大破　一ヶ所
一寺院潰　四ヶ寺
一同　半潰　一ヶ寺
一堂潰　七ヶ所
一同　半潰　二ヶ所
一死人　男女合　百九十六人
一怪我人　男女合　二百十五人
一旅人死亡　百二十六人
一斃馬　三疋
一流失家　七十二軒
一泥水押入家　四百五十三軒
一鄕藏流失　二棟

但先年被二仰付一候二付籾圍藏

一土藏物置流失　二百五十九軒
一橋梁流失　二十二ヶ所

一堂流失　一ヶ所
一流死人　十八人
一用水堰押埋　數十ヶ所
此間數二萬五千餘間
一山崩　大小十二ヶ所
一往還道崩　五ヶ所
一川除堤崩　數ヶ所
此間數四百間餘

以上の内族人死亡百二十六人の多數であつたのは、大地震廿四日の夜、稻荷山宿旅舍に宿泊して居た者が多かつたからである。

此災害に依り、救恤復舊等の資金拜借を、上田藩より幕府に出願した書面は、當時の狀況を知る資料となるので左に記す

上田藩拜借金願書

私領分信濃國上田去月廿四日夜大地震ニて村々人家震潰死人怪我人等數多御座候處、其節山崩にて犀川筋追々滯居候水、去十三日一時ニ押出、更級郡村々水押入家流失溺死人も有レ之、犀川通川除堤を始用水堰筋迄不レ殘押流、田畑石砂泥入罷成、田水呑水に差支難澁仕候、然る處右用水堰等者追々申合普請ニ御座候得共、追々家來之者より申上候通、往昔より申傳も無レ之大地震、其上意外之水難にて差向品々多分之物入有レ之、右場所並岡田山砂押之場所、普請難レ及ニ自力一不レ得ニ止事一御普請之儀奉レ願置、猶又歎願筋杯申上候者、如何にも奉ニ斟酌一候得共、此度地震之儀ハ場所ニ寄輕重者有レ之候得共、城内を始領分一圓之痛にて、潰家破損崩所等不レ少、其上水災にて田畑亡所同樣之村々茂有レ之且又稻荷山村之儀者、地震之節潰家より致ニ出火一右村荒增致燒失候處、驛場之儀難ニ捨置一早速假普請

等申付、其余巨細之儀者混雜仕末調も出來不レ仕候得共、差當失食ハ勿論潰家流失又ハ怪我死亡之者共、夫々手當致し其外道路破損の箇所々々者往還之差支にも相成候間、早速假繕ひ爲レ致置城內破損之場所者難二捨置一分而已取繕、追々修覆差加候積を以て、如何樣にも差操取賄可レ申旨、家來之者共に申付候處、今般地震水災二付臨時入箇之儀者、場廣大造之儀如何樣とも可レ仕手段無レ之由、申越候二付猶又取計方をも種々勘辨仕候得共、一躰難澁之勝手向に御座候上、去春中江戶屋敷類燒普請物入、當時大阪在勤中入費多く、內實は御役向も澁勤續罷在候次第にて、實以て難二行届一當惑至極仕候、何共自由ヶ間敷恐入候儀二ハ御座候得共、可二相成一儀二御座候ハヾ、相當之御金藏拜借被二仰付一候樣仕度此段奉願候　以上

四月廿八日　　松平伊賀守（日乘）

之に對し幕府は金三千兩を貸與した。

同年八月二十二日の夜、四ツ時頃より翌二十三日朝迄、地震十五、六度搖り猶地震止まなかつたので夜間火の元充分注意する樣、惣町に觸より申達した。

同年九月十八日、昨夜より地震三、四度あつた。

同年同月廿日、昨夜九ツ時頃二度、此日は八ツ時頃又地震があつた。

嘉永六年二月二日、天氣好く晝四ツ時頃強震二回八ツ時又地震あり、其後夜に入るまで微震止む時なし。

嘉永の地震

嘉永六年十二月廿三日、天氣好し此日曉八ツ時過ぐる頃強震あり、格別の損害無し。

同七年十一月四日、朝五ツ時頃地震あり、始めは左程ならざりしも追々震動強くなり、町內の者は屋外に逃げ出し大騷ぎした。弘化四年の善光寺大地震よりも、強かつたなど云ふ者もあつた、地震計も無い事故其程度は判明しない。けれども、千曲川向の上田原村では酒藏の潰れた所もあり、下之鄕には五

六軒の潰家があつた。此後微震は尚續いたと云ふ。

安政の地震

安政二年二月朔日地震あり。
同年十月二日江戸大地震。
同十月七日夜又地震あり。
同四年五月二十三日曉六ツ時地震あり。
同五年二月廿六日曉八ツ時強震あり、人々戸外に飛出した。
同年三月十日度々微震あり暮れ時に強震あり。

淺間山の爆發

寶永五年淺間山爆發承合書

寶永五年十一月淺間山爆發狀況を、藩命に依り輕井澤宿に問ひ合はせた、上田町兩問屋から藩に差出した承合書は、左の如きものであつた。

一子十月廿七日之晝七ツ時淺間山鳴り大燒同夜七ツ時鳴り。廿八日晝九ツ過ぎ鳴り大燒。廿九日之朝六ツ時大燒。晦日の朝燒十一月一日之夜八ツ時鳴り。
一上州坂本より輕井澤迄の間、十月廿八日之夜八ツ時殊之外ひかり鳴り、八ツ過より砂小石交り降り申候
一淺間山大燒仕夜中火見え申候義、先年より度々御座候、砂小石など交り、淺間山近邊へ降り申候義は、稀之事に御座候少し宛燒候は度々之事ニ候
右之通承合書差上申候　以上

問屋　太郎兵衛
同　助右衛門

天明淺間大爆發

天明三年七月六日淺間山大爆裂、北佐久郡誌所載に據れば、淺間山は安永の末頃には、噴出物堆積して噴火口殆んど平地の知くなり、噴煙もなく殆ど休火山の態となつたとの事である。然るに天明年間に入

り噴煙を見るに至り、六七月時々爆發の事ありしが、七月六日空前の大爆裂となり、七日も其勢は衰へなかつた。百雷の一時に轟く如き大爆音、同時に起つた空氣の震動とは、火山山麓の所は天地も摧け崩れるのではないかと思はれる程の有様であつた。此時輕井澤では降り來る燒石の爲め發火し、五十餘軒の燒失があり、燒石や灰の積ること四尺に及び、碓氷峠は五尺余に達した。爆上した火山灰は、大空遙かに江戸まで達して、雪の如く降り天爲めに陰りて日光も見えなかつた。此大爆裂の被害は上州方面甚しかつた。北上州方面の火口壁決壞したので、火口内熔岩は大火流となつて押し下し、三十余ケ村を燒夷倒壞し、人畜大木利根川に蕩流し、此災ニ罹り死する者四万にも及んだと云ふ。

此大爆裂の時、上田町あたりも地震があつた。追分以東は全く交通杜絶狀態と成つた。其時小諸町問屋から

追分宿不殘立退御證文受取人無し

今般淺間山大燒、鳴響震動土砂降り申候ニ付、追分驛ハ不レ殘逃げ去り立退、既に昨夜之御證文も請取人無ニ御座一、殊ニ輕井澤宿も不レ殘燒失致候由ニ御座候、可レ致樣無レ之此方へ右の御證文持返し申候、依レ之御知らせ申上候　以上

卯七月八日

小諸市町問屋
三郎左衞門
年寄

田中宿
海野宿
上田宿
坂木宿

右宿々御問屋中

の通知があつた、八月下旬幕府道中奉行の差圖ありて、街道普請が行はれ、十一月に入つて漸く交通略

復舊、諸大名上り下りの往來も出來るやうになつた。左に上田市と關係交涉の多い、北上州の被害狀況を、當時の聞書に據つて記して置く

田代大笹　石砂降る。洞口無難。松島村　凡百余人死亡。大前村　人二十人馬廿疋死す。苅宿　殘らず燒亡。

西久保　殘らず流亡。

鎌原　七月七日夜大火水殘らず燒亡、人畜死亡其數を知らず

但し家數百七八軒有レ之候村之由

中井　赤羽根　袋藏　半手木

右四ケ村は沼へ逃げ入り、殘らず死候由

龍田　大火。羽根尾、松木、坪井の三村泥入り。長の澤　四十三人死亡。林村　人馬殘らず流亡。河原畑　人數不知馬廿疋程死。横谷　人馬流不知。湯原　百人餘流。横磯　百人餘流。三島　殘らず燒失。岩下　殘らず燒失。矢倉　流亡。立石　三十人流亡。新井　流亡。口原　無難。原町　廿四軒流失二百軒荒れ。伊勢町　四軒流失。麥山　十七軒流失。市代　廿七軒流失。村上　二十軒流失。

是より川下ハ不知

草津　大地震　人六人馬六疋程死す

七月十九日の寫也　問屋日記

北上州の者小縣郡に避難

北上州大變ニ付、信州小縣郡大日方村へ避難したもの、凡三四百人程もあつたと云ふ。

第五節　疫疾及盜難

疾病流行

寶曆七年の春頃より、原町分田町に時疫流行し、之れに感染する者多く、加持祈禱も其詮無く、翌八

年十月に至り、柳町より紺屋町に流行し、一時に約七十名の患者を出すに至つた。一方海野町分横町では、四月末頃より時疫に罹る者甚だ多かつた。依て藩に請ひ、大般若祈禱札を病家毎に拜戴させて、病勢の終熄を祈つた。

凶作の後惡疫流行多し

天明三年氣候不順、穀物稔らざるを慮り、凶作の際には雜食するために、毒に中つて下痢を起し、其れより痢病の流行なるを以て、上田藩に於ては、曾て享保十八年中國四國邊凶作の時、幕府は望月三英丹波正伯の二醫に命じて、諸書の中より、時疫の簡易療法を選ませ、此を諸國に頒ち救急の資とした事があつた。其時の注意書を此時領分内に配布して、時疫の厄に備へしめた。

時疫救急法

時疫流行候節は此藥を用ゐて其煩をのがるべし。

一時疫には大なる黑大豆を能く煎りて一合、かんざう一匁、水にて煎じ出し時々飲みてよし　右醫幄に出づ。

一時疫には茗荷の根を搗き碎きて汁を取り、多く飲みてよし。　右「時疫濟急」に出づ

一時疫には牛蒡を搗き碎き汁を絞り、茶碗半分程二度飲みて、其上桑の葉を一握り程火にて能くあぶり、黃色になりたる時茶碗に水四はい入れ、二はいに煎じて一度に飲みて汗をかきてよし。若し桑の葉無くば枝にてもよし。　右「孫眞人食忌」に出づ

一時疫にて熱殊之外強く、狂氣の如く騷ぎ苦しむには、芭蕉の根を搗き碎き、汁を絞りて飲みてよし。一切の食物の毒にあたり又ハ色々の草木、木の子、魚、鳥、獸など食ひ煩ひたる人、其死をのがるべし。

一一切の食物の毒に中りて苦むには、煎りたる鹽を嘗め、又はぬるき湯にかき立て飲みてよし。　右「農政全書」に出づ

一一切食物の毒にあたりて、胸苦しく腹張り痛むには、苦參を水にて能く煎じ、飲み食ひたる物を吐

き出してよし。　　右同斷

一一切の食物に中り苦むにハ、大麥の粉をかうばしく煎り、白湯にて度々飲みてよし。

右「本草綱目」ニ出づ

一一切食物にあてられ、鼻口より出血、もだへ苦しむには、葱を刻みて一合の水にて能く煎じ、冷し置きて幾度も飲むべし。出血止る迄用ゐてよし。

右「衞生易簡」ニ出づ

一一切の毒に中りたるには大粒なる黑き大豆を水にて煎じ、幾度も飲みてよし。魚に中りたるには彌よし。

一菌（クサビラ）を食ひ、あてられたるには、忍冬の莖葉とも生にて嚙み汁を飲みてよし。

右「責堅志」ニ出づ

右之藥方、凶年之節、邊土の者雜食の毒に中り又ハ凶年の後必疫病流行の事あり、其爲めに簡便方を選らぶべき由、被ニ仰出一、諸書の內より致ニ吟味一出し候也

享保十八年十二月

望月三英
丹波正伯

風邪流行

明和六年十月、此年世上一統風邪流行、別して京都大坂江戸の三都は大流行との噂があつた。十月初頃より上田地方へも流行りはじめ、下旬に至つては町內何處の家でも、風邪に冒かされぬは稀といふ有樣で、町役人など事務に差支へる程、其に罹る人が多かつた。（原町問屋日記）

狂犬病

明和より天明の初年頃まで狂犬發生し、其犬に嚙まれた者は、氣狂ひて誰彼の差別なく人々に喰ひ付くので、其患者の手足を縛り、布團に包み置きて治療をしたが、其病中々容易に全快せず死に至る者が多かつた。此頃松宮常衞と云ふ老醫があり此人の治療は大に其効を奏したりといふ（小縣郡年表）も、如何なる療法であつたかは傳はらない。

天保五年上田領分町在共に疫病流行した。藩に於ては此を憂へ、眞田村白山寺に於て、一七日の間厄

除の祈禱を命じた。（原町問屋日記）

疫病罹病者救恤

同八年又疫病流行し、其勢猖獗を極めた。上田藩に於ては、他處よりの寄留者に至るまで、罹病者に藥を施與した。上田町では横町、鍛冶町、紺屋町は之れに罹る者尤も多かつた。此時には厄除の祈禱を飯縄神社に命じて行はせた。（小縣郡年表原町問屋日記）

暴瀉病の療治法

安政五年暴瀉病が諸國に流行した、此時藩より一般に告げた注意書は次のやうなものであつた。

此節流行の暴瀉病ハ其療治法種々ある赴に候得共、其中素人心得べき法を示す。

豫め之を防ぐには、都て身を冷すことなく、腹には木綿を巻き、大酒大食を愼み、其外こなれあしき食物を一切たべ申間敷候。若其病催し候ハヾ、早く寢室に入りて、飲食を愼み、總身を溫め、左に記す芳香散といふ藥を用ふべし。足のみにして治する者少なからず。且又吐瀉甚しく惣身冷る程に至りし者ハ、燒酎一二合の中に龍腦又は樟腦一、二匁を入れ、之を溫めて木綿のきれにひたし、腹并に手足へ靜にすり込み、芥子泥を下腹并ニ手足に小半時位度々張るべし。其芳香散の處方は

芳香散處方

上品桂枝　細末
益智　同　等分
乾姜　同
右調合いたし一、二匁ヅヽ時々用うべし

芥子泥（からし粉　饂飩粉）等分
右あつき醋にて堅くねり、木綿切にのばし張候事但間に合はざる時は、あつき湯にて芥子斗煉りてもよろし

又法

あつき茶に、其三分一燒酎を和し、砂糖を少し加へ用うべし、但座敷を閉ぢ、木綿布等に燒酎をつ

け頻りに惣身をこするべし。

但手足先幷腹冷る處を、溫鐵又は溫石を布に包みて、湯をつかひたる如き心持になる程こするも又よろし。

右は此節流行病甚敷、諸人難儀いたし候ニ付、其病に拘らず早速用ゐ候て害なき藥法、諸人爲ニ心得一無レ漏急度可ニ相達一候事

コロリ

安政六年上州邊に專ら流行し、其後奧州筋にも流行するに至つたと云はれて居たコロリ病虎列病？が此年九月頃鎌原村秋和村邊に流行するやうになり、町分にも此に類似の病に罹るもの出るに至りしが、死亡者は町分には無かつた。

文久二年六月頃、麻疹のあとコロリ病又々流行し、鎌原村、田町あたりに死亡者が出るやうになつた。藩では惡病除とて、川東は大宮、川西は下之鄕神社に於て祈禱するやう申付けた。

第六節　盜　難

盜　難

石川某の言ふた通り、世の中に盜人の絕ゆる時は無く、何時の時代何れの所にも盜人はある。隨て其難に罹る者は絕えないのである。今此處には比較的盜難の多かつた時、及び容易ならぬ大盜難の二三を記して置く。

藩主盜難

寶曆三年十二月

紛失扣

腰物大小六腰札折紙共　外三腰拵斗

一備前盛光刀代金二枚五兩之札すり上り銘あり抱あり、長さや共二尺五寸

一鋤金むく台あり銅但し二枚鎺　一切羽金むく繩目　一鞘黑塗

一鵄目金むく三枚切羽　一下緒　一目貫金むく模様難見分但竹木類
一頭つの黒塗但桶竹の作　一縁赤銅斜子桐の紋あり　一鍔無し　一袋緞子しゆちん類
一關兼定刀代金十枚の札長鞘迄二尺五寸作り銘あり砂引にてねたばつけ
一鋼金むく台あり銅　一切羽金縄目　一鞘こまかなるさめ
一鵄目金むく三枚切羽　一下緒　一柄糸にこん
一目貫金むく獅子二疋　一頭つの黒ぬり　一縁赤銅斜子輪違
一鍔鐵すかし　一袋しゆちんどんすの類
一秀景中脇差代金二十五兩札作り銘あり樋あり長鞘共一尺五寸
一鋼金むく台あり銅但し二枚鎺　一切羽金むく縄目　一鞘黒塗
一鵄目金むく三枚切羽　一下緒　一柄糸色にこん
一目貫金むく御所車夕顔　一頭つの黒ぬり　一縁銀四分一斜子
一鍔鐵象眼正阿彌　一袋純子しゆちんの類
一備前恒弘脇差代金四枚五兩札すり上け入銘　長鞘共一尺八寸
一鋼金むく台有り銅但し二枚鎺　一切羽金むく縄目　一鞘黒塗
一鵄目金むく三枚切羽　一下緒色にこん　一柄糸色こん
一目貫金むく縄すだれ　一領つの黒ぬり　一縁赤銅斜子桐の紋あり
一袋どんすしゆちんの類
一備前則光小刀代金二枚五兩札作り銘あり樋あり砂引にてねたば付あり長鞘共二尺
一鋼金むく台あり銅二枚鎺　一切羽金むく小きざみ　一鞘黒塗
一鵄目金三枚切羽　一下緒黒色駿河打　一柄糸色にこん

一目貫金むく二ツ獅子　一頭つの黒ぬり　一縁四分一斜子桐の紋
一鍔赤銅金覆輪すかし斜子　一小刀對馬守宗利　一小柄金裏くゝみ金三ツ獅子
一笄裏金くゝみ金獅子　一袋どんすしゆちん類
一景光小脇差代金六枚折紙作り銘あり
一拵なしほうさや　一鎺金むく台あり銅二枚鎺　一袋どんすしゆちんの類
小さ刀の柄前鞘前鎺共拵斗紛失の分覺
一鎺金むく台あり銅　一切羽金むく小刻み　一鵄目金むく三枚切羽
一目貫金むく三ツ桐　一頭つの黒ぬり　一縁赤銅斜子
一鍔鐵すかし難見分　一小刀廣次　一小柄金裏くゝみ金の三ツ桐
一笄金裏くゝみ金の三ツ桐の紋　一刀の鎺切羽鵄目斗　一鎺金むく台あり銅
一切羽金むく縄目　一鵄目金むく三枚切羽　一刀の小柄笄斗
一小刀近江守源久道　一小柄赤銅色信菊菖蒲　一笄同上
右刀三腰之拵斗

と記した覺書を、町役人に渡し、御紛失物ニ付此等の品、七月十三日より今日に至るまでに取扱つた者は、有のまゝに書付差出すやうと質屋は勿論、諸職人町々借屋の者に至るまで申觸れた。此紛失物は、長い間探索したが、見付けることが出來なかつたらしい。（原町問屋日記）

寶暦九年二月

一盜難に逢候ハヾ早速支配所へ訴出可レ申候、自然隱し置盜賊召捕白狀之上相知候ハヾ或は過料又ハ品ニより急度可ニ申付一候、少しの物なりとも被レ盜候ハヾ、早々注進可レ致候。此段町中へ急度可レ被ニ申渡一候。且又役人として訴出無レ之候ハヾ別して可レ爲ニ越後一候若又盜まれ候物輕き物にて支

配所へ届出候程の儀ニても無レ之と存候ハヾ此方下役の者迄通達可レ有候と申渡した。

盜難に關する届出注意

安永三年十月、盜難に遭つた品物は、悉く其品物名を届け出づべきを申觸れた。

惣町へ觸出

盜賊に逢候て其盜まれ候品、外にも有レ之候を内證にて請取度旨先方へ申候義、向後仕間敷候、早速訴出何れとも役人の指圖を伺ふべき事

寛政文化文政年間盜難多し、武用金盜まる

寛政より文化文政頃にかけて、比較的盜難事件の多かつたのは注意を惹く。今其内の二三を記るす。

寛政三年十一月四日、城下河原の畑の中に千兩箱があり、其箱ニハ明暦の年號が記してあるとの報に、或は其は櫓内に藏つて置いた、武用金を入れて置く金箱ではないかと、其掛りの役人は早速武用金を藏つて置く櫓内を取調べた、所が櫓南方の戸窓の竪子が、一本鋸で引き切られて居り、武用金の箱を入れて置く上箱の錠前が、捻ぢ放してあつたので、箱内を改めた所、中の武用金が無くなつて居た。早速此事を師岡嘉兵衛に届け出た事があつた。（御代々様事蹟）

武用金

此武用金といふのは、家中の者から取り集めて置いて、武器武具等の事に就て入用の際は、借用を許した金で、武家必要の貯金であつた。天明四年には武用金掛といふ役人が三人設けられた。此年の取集めの割合は、藩公六兩、家老二朱、中老より大寄合迄銀六匁、以下徒士格は銀一匁五分といふやうに格式ニ依て多寡を定めたのである。

文化文政頃の詐欺盜難

文化元年五月廿五日の夜、原町成澤七郎左衛門宅でハ、白紬三疋染絹二疋脇差一腰盜まれ、木町半右衛門宅では、四月廿七日の夜盜人が表戸を外づして忍び込み、店ニ在つたかけ硯函一ツ、楢箱四ツ重ね煙管箱六ツ重ねを盜み去り。

文化二年三月七日には、盜賊彦左衛門方の表くゞり戸をこぢ明けて忍び入り、脇差其他數品を盜み取

つた。十一月三日の夜煙草屋忠右衛門方の表戸をこじ明けて忍び込み、煙草の紙包、三貫三百目のもの一つ、三貫二百目のもの一つ、二包盗み去つた。十二月末には原町喜右衛門方で、賊が表口から忍び入り、箪笥の中に入れ置いた金五兩一分盗み取つた。

文政三年四月十日柳町旅舍上野屋へ、上州高寄者の由にて三人止宿し、内一人は夕食前に踏入に所用ありとて出で行き、一人は夕食後錢湯に行くとて出懸け、殘りの一人は土橋の呉服店伊豆屋に買物に出懸け、上田紬二疋と一反買ひ、手合金として金二朱渡し、殘代金は宿上野屋にて支拂ふとて、紬は紙包にさせ、伊豆屋の店員同道柳町に赴く途中、先刻店にて見た木綿縞も買ひ求め、紬と一緒に包んでもらひたいとて、引返して伊豆屋の方へ行く途中、紙入を宿に忘れて來た故、立歸つて持參するが、夜分の事で店がわかり兼ぬるから、先刻の紬包を預けておく故、此處に少し待合せて居て、同道してくれとて立去つた、何時まで待てども來ないので、店員は上野屋を尋ねた處、其止宿人ハ行方が知れぬとの事ニ驚いて、預つた紙包を改めて見た所、紬ではなく古胴着やうの者一枚あつたのみであつた。上野屋でも驚いて三人の荷物を改めし所、風呂敷の中には古桐油などの雜物少しあつたばかりであつた。此やうな詐欺盜難が此頃度々あつた。

文政十二年七月十七日次の如き盜難届があつた。

差上申一札之事

一黄紋紗古衣　一　一黒縮緬　同斷
一黒薄古衣　一　一玉むく　同斷
一紫紋紗古袈裟　一　一紫縮緬　同斷
一紫紫綸子古袈裟　一紫絹縮緬白古七條
一緋縮緬　同斷　一紫織紋白　同斷

一水晶珠數　一連
右之品奥座敷衣掛に掛置申候
一黒檀珠數　一連
一挾箱　一ツ
一栗皮茶太織綿入　一ツ
一太織寄切縫袷繻絆　一ツ
一天鷲織綿入　一ツ
一赤地金襴袈裟　一ツ
一紺紋紗衣　一ツ
一板本手本　一冊
一古金襴打敷　一ツ
一金蒔繪香箱　一ツ
此外四品
右挾箱之内に入置申候
一茶紋縮緬袈裟　一ツ
一珠數　一連
此外六點
右之品小座敷に置申候
於本陽寺ニ去ル十三日の夜九ツ時より八ツ時迄之内ニ右の品紛失仕候段申出候ニ付奉ニ御届申上ニ候
丑七月
年寄名

一櫻木珠數　同斷
一梅木珠數　同斷
一白茶博多帶　一本
一白鞘短刀　一本
一黄縮緬腹巻　一ツ
一組之南六片一朱　二ツ
一紺木綿長紐　一本
一赤地錦薬入　一ツ
一黒縮緬宗十郎頭巾　一ツ
一天台大師之繪　一
一廣澤之筆巻　手本
一黒錦紗衣　一ツ
一千草綸子七條袈裟

問屋名

御奉行様

文政十年正月、旅宿業者原町清兵衛の所に、清兵衛知り合の輕井澤宿龜屋の手代と稱して投宿した者があり、慥かに龜屋手代に僞も無い事と信じ、善光寺の麻商喜助と相宿させた所、龜屋手代と稱して投宿した男は悪者で、喜助が風呂に入つた不在に、喜助の所持金金九十兩入の胴巻と、小金入れの紙入れとを盗んで、行方知れずになつた。清兵衛は非常な迷惑を蒙り、善光寺の同業者大門町の平左衛門の居中調停で、一札を喜助に入れて、漸く事濟みになつた。

第二十章　騒　動

第一節　寶暦騒動

騒動の勃發及經過

寶暦十一己年は旱魃で、上田領内特に浦野組の如きは、半毛にも至らぬ不作であつた。此年の十二月浦野組夫神村組頭淺之丞百姓半平等張本頭取と成り、藩の施政に就き強訴を企て、同月十一日の夜事を擧げ、百姓を煽動し無數の松明を持て押出し、三手に分れ所々村々を駈け廻り、聲々に、明日上田表に出懸け年貢の事を訴訟する、依て一同共に出懸けよ、萬一出なければ、其村は歸途火を掛け燒き拂ふ。訴訟に同意ならば、明日六ツ時前に諏訪部村まで出でよと觸れ廻つた。

村々の人々は之を聞いて驚き乍らも、すは百姓一揆が起つたとて、日頃の悪政に不滿を懷いて居たので、何の村からも、蓑笠に身を固め、棒鎌など提げて、強訴一揆に參加する者が多かつた。鹽田組の者

浦野組は上田原赤坂で塩田組は長池土手にて勢揃ひ

共は、長池の土手、浦野組の者共は、上田原赤坂で勢揃をして、諸所に大篝火を焚き、松明を振り翳して、氣勢を揚げた。やがて一揆の群衆は、中之條を經て、諏訪部に押し出し、此處で頭立つた者共が、是より如何に行動すべきかに就て、相談打合せた後、上田町中を押通り、大手先迄押寄せた、多人數押集つたので、町の往來出來なくなり、止むを得ず海野町原町通を通らないで、横町より鍛冶町田町を通行した。大手先に押寄せた五六千程の群衆は、到底僅な警固の人數で、制止する事の出來る所ではなく、猛り狂つた一揆は、騒ぎ立て押合ひ、遂に大手の木戸を押し倒し、大手内に雪崩れ込んだ。此時藩重役の命に依り、鎭撫に出た郡奉行桂覺角右衛門、中村彌左衛門等は、願の筋あらば、宜く大手の木戸外で神妙に願ふべきである。然るに百姓の分際として、大手内に亂入するは推參である。願の筋は承り届け遣はす故、一々陳述すべしと申渡し、一揆の申條を聞書きした。其内に一揆の中より、我等がかく訴訟に出づるに至つたのは、皆汝等非道の取立を爲すからである、日頃の恨を晴すは此時だ、打ち殺せと騒ぎ立つる者があつた。けれども御願の妨となるから、打殺すなと制する者あつたので、此兩人は這々の躰で、岡部九郎兵衛屋敷へ逃げ込みしが、之を追て其屋敷内に闖入する事は敢て爲なかつた。七ツ時午後四時頃には、上田領内村々より、此一揆參加として集まり來る者益多く、遂に進で屋形表門まで押寄せて、喊聲を揚げ、口々に役人の惡口雜言を吐いた。時恰も酷寒の砌で、屋形の堀水が堅く氷り詰めたのを幸とし、其上を渡て、向の土居に駈け上り、其處の矢來を引き拔いて屋形内に投げ込むなど、亂暴狼藉言語に絶ゆるものがあつた。崗格子問屋日記

大手の木戸を破り城内に闖入す

役人を罵る

一揆屋形前にて騒ぐ

是より先郡代添役此時郡代師岡嘉兵衛は病中であつた岡部九郎兵衛は、家中一同を大廣間に集め戒むる所があり、殊に百姓中に、一人の怪我人を出すも、大事の因と成る故、此點充分注意するやうと申渡したので、警衛の士も一揆が理不盡に、屋形内に亂入しない間は、陰忍差控へて居た。此勢で事態は如何に成り行くかと思はれたが、暫時して屋形内より。

岡部家中の輕擧を戒しむ

此度百姓共願之趣一々承届ケ、於二江戸表一申上不レ残願之通可二申一付候依而如件

己十二月十二日

岡部九郎兵衛

師岡加兵衛

と認めたものを、門外へ投げ出した。一揆の者此を見て、印形の無い者は何の効力も無いとて、之を引き破つた。そこで岡部は自ら出でゝ一揆に接し、其願筋を聽く事とし、先づ岡部九郎兵衛罷出る者也と大書した板を一揆に示し、やがて岡部は馬上にて、三十餘人の侍士を隨へて門を出た。暴れ狂つた一揆衆も、郡代自身此所に出て來やうとは、思ひ設けぬ事でもあり、又馬上に年若くとも、凛然たる姿の郡代を見て、皆一同かむり物を取り、頭を下げて會釋した。此時岡部は馬上より、願の筋申述ぶるやう申渡した。其處で百姓の中から、頭立つた者が進出で、願の條々を陳述し、岡部の侍士が此を書き取つた。此時願意を申述べたのは、夫神村百姓半平、組頭淺之丞、であつたと傳へられる。

郡代岡部自ら出でゝ一揆の申條を聞く

一揆の願意

一揆の願意は、大手先で桂覺右衛門、中村彌左衛門が、聞き書したものは野間氏寶曆百姓直訴聞書

一當暮米代直段違致二難儀一候事

一先納金當金納に御指次可レ被レ下事

一出人之儀御上御用之分何程も指出可レ申候へども御家中出人之儀御免之事

一御用金御免之事

一新運上御免之事

一御先代之通救納被二仰付一度事

一村々庄屋五年替り願之事

一庄屋給米上米にて相渡候、向後下米にて相渡し度候事

一山方村々は殺生方猪狩致候得共、夜々耕作荒し難儀に候間、向後威筒御免之事

一御帳面の古木伐取其株跡檢地御免之事
一山畑荒所跡木立に相成候所、山年貢被二仰付一致二難儀一候事
一松井田出米雨天之節、前々通り致二逗留一村方へ歸り二日休に附出し申度候事
一免狀御取箇懸の事、寅年より懸り米御座候事
此儀は當年檢見入に付、少々御取箇相增候村方も有レ之、寅年定免切替之節、村々より俵數にて增米致候を申立候
一御藏米指米切俵斗に被二仰付一度事
一天下夫錢御免之事
一無地貫年貢御免之事
一御家中餅米粳米同直段にて致二難儀一候事
一御殺生之節人夫鳥見等賃錢も時々不レ被レ下候、小島村などは致二困究一候事
の十八ケ條であるが、上田縞崩格子寶曆十三年四月書記の者には
一御檢見入用一泊金十兩餘も懸り申候。殊之外料理を强請り其諸掛りもの他言仕間敷儀、村々庄屋組頭より血判を御取御歸り被レ成候。向後御役人在中へ御出之節料理等決して不レ仕候樣に被二仰付一度事
一御膳米一俵に付拵人足八十餘人相掛り申候右八十人之內賃錢被レ下候樣奉二願上一候事
一御用萱は格別御家中御買上御免之事
一御春屋餅米增納之儀御免之事
一御城米拵方近年松井田賣御拂米御出役船越伴右衛門殿に相成、米吟味强く相成り申候。此儀米を致二吟味一其上直段相立其節せり上げ買手方に內證にて米二三俵宛引下げ遣し直段斗高直に相立申候、依之近年至て金納相場引違申候向後は御城米拵方前々之通、被二成下置一度事、尙又船越伴右衛門御役所取

上可レ被レ下候事
一檢見に相廻り候諸役人百姓方へ被二下置一可レ被レ下候、地方功者に付作方役致様相習申度候事
一出人奉公人催合之義、御先代之時には、御直人は格別、御家中出人之義は、相對抱にて百姓方へ催合一文も、相掛り不レ申候。當御代には二兩の男は二分二朱より三分位被レ下候に付、一人分に付金一兩の餘づゝ、百姓方にて辨へ申候凡御領分より指出し申候奉公人、九百人の餘にて、催合金高九百兩之餘、年々百姓より辨へ申候、右御先代之通りに被レ遊可レ被レ下候事
と云ふ箇條があり、天下夫錢御免の事、山畑荒れ跡木立候所山年貢被仰付難儀の事の箇條は無い。要するに桂、中村等の聞き書は、當時の形勢は、充分一揆の願筋を、聽取し得なかつたものと思はれる。民間記錄なる上田縞崩格子所載の方に、時の願意が表はれて居る様に思はれる。其は此後藩より、百姓方に申渡し或は申聞けた所に據て、察することが出來る。岡部は一揆願出の箇條を、書き取るや、右願筋は江戸表に出で藩公に申達し、百姓難儀を救ふため盡力する旨を述べ、且百姓等の請に依り

此度百姓共願之筋、一々承屆候、此段可二申達一候以上
寶暦十一巳年十二月十二日　岡部九郎兵衛
師岡加兵衛

覺
我等相賴候儀、江戸表より罷歸、其方共望之通役人共嚴敷申付候間、夫迄相待候、附當檢見泊りの入用百姓共に割戻可レ申候爲レ其如レ此候以上
巳十二月　岡部九郎兵衛

（國分寺組史料）

と書き記した、證文を渡し、其後「某其方共になり代り、御上の御聞に達し、各組宛やう取計ふべきに付、先づ神妙にせよ」と申聞けた。一揆は其旨を諒承し、證文を請取つて引取らうとした、此時丁度、洗馬組、田中組など、川東村々の百姓も押寄せ來り、事の成行を知らないので、喧騒する

郡奉行其他地方に關係ある役人貰ひ受けたし

事甚しく、藩役人より願の筋は既に承届けた、猶此上にも願の筋あるならば、承届け遣はすと申諭し、前に渡した證文を渡さうとしたが、誰受取る者も無く、口々に役人を罵倒し、郡奉行其他、地方に關係ある役人、及村役人の名を呼びあげて、其等の人々を百姓に貰ひ受けたいと怒鳴り、久松主馬出でて諭す所ありしも耳にも入れず、喧嘩を極めたので、久松は屋形の内に引き込んだ。そこで岡部九郎兵衛は、屋形より馬見所まで出張し、再び諭す所があつた。爲めに過半の者は承服して、證文を受取り追々に取引つたが、猶表門附近に殘て、悪罵する者もあつた。やがて岡部、久松の兩人出府の上、事件の詳細を藩公に申達するに決し、岡部は已が邸にも立寄らず、屋形より直に其夜九ツ時過出發した、野間氏聞書。出發の際一揆等は、又々桂、中村其外役人を是非貰ひたいと要請した、岡部は一同に向ひ「汝等予の身に成り代て考へても見よ、今藩公は御在府である、我等に役人を呉れよと云ふも、自分の量見に及ぶべき事では無い、夫よりは此九郎兵衛を、貰ひたいと何故申さぬか」と申聞けた。此尤な言葉には、一揆百姓も又と返す言葉もなく、差控えた。岡部は猶も一同に向ひ「其方共の願の趣は、明白に殿に申達し、御聞届之れ無くとも、江戸に於て切腹はせぬ、上に申達した趣を百姓共に申聞け、是非無き上は百姓共の前で切腹する。若し我等未熟にして、此事叶はずば、百姓共の心の儘になる」と自分の決心の程を告げた。之を聞いた一揆の中には、感激の涙に、瞼を濕す者もあつた。岡部の一行は、常田の大宮前の茶屋で小憩し、岡部は大宮の社に參詣して、暫時默禱を凝らした後、此所まで見送つて來た百姓共に向ひ「汝等能く聞け、我祖父は八十二歳まで、郡代役を勤めたが、此度の如き事は、一度も起らなかつた、然るに我等ことは年僅に十四才の時家を續ぎ、二十九才で當年春、郡代添役仰せ付けられ、間も無く此度の事が起つたのは、誠に心外千萬である。乍レ去自分申聞を承服して、靜穩に成つたのは喜ばしい、此上とも、猶神妙にして居るやう」と申諭し、猶其上江戸表の首尾宜しい樣、首途の祝盃とて、百姓等にも酒を與へた。岡部の此態度と說諭には、一揆の者もいたく感動し、領分境

岡部百姓等の役人貰渡の要請を斥く

岡部常田大宮前に於て百姓を諭す

まで見送らんと申出たが、岡部は叱りて之を許さなかつた。

かくて岡部等が、大宮前の茶屋を出立したのは、長き冬の夜もはや東雲近くの時であつた。

一揆の亂暴狼藉

一揆が屋形表門前に押寄せて、喧騒を極めた頃、町方には、百姓等が大手榊形内に押入つた時、郡代師岡加兵衛が、徒騎馬で取鎭めたとか、久松主馬が、取鎭に出懸けて落馬したとか、役人等は百姓に取巻かれ、悪口雑言聞くに堪えぬ程であるとか、御家中の者男子は甲冑に身を固め、女は薙刀を携へ、恰も籠城の時の如くであるとか、種々様々な風説が傳つて、町人一同皆戰々兢々たる有様で、若し一揆の怒に觸れ、引き取り際に、如何なる亂暴狼藉爲るゝも測られぬと心配して、一揆等の望みの品は、出來るだけ取り與へて、其機嫌を損はぬ様に注意した。此時原町にては大輪寺、海禪寺、淨念寺、妙光寺の四ケ寺を賴み、萬一一揆共の亂暴を働く時、之を宥め鎭めんために問屋方に控て居ることにした、原町問屋日記。

紛々たる風説

一揆の亂暴を取宥むる爲に寺院の力を賴む

十三日未明、大宮前より引き返した一揆の群集は、兼て計畫してあつたと見え、海野町に差し掛ると當時一萬二千兩といふ大金を、御用金に指上げて、苗字帶刀御免、十五人扶持頂戴、御會所御相談、を勤めて居た、土屋善右衛門宅に闖入し、手當り次第家財道具を打ち壞はし、土藏迄も打ち破り、緞子、繻子の夜具蒲團、金銀屏風、名筆の書畫など取出し、之を井戸に埋めたり、引き破つたりして、何一つ用立つ者の無いやうにした。此意趣は、殿様無盡の時、在方にて金子出來兼ねた時、田地を質に取り、金子引替御上に差出したからであつたと云ふ。崩格子。原町刻煙草店、藤屋茂右衛門は、十二日早朝表に出て、蓑笠着けて通る一揆の者を乞食と見違へ、何心なく今朝は澤山乞食が通ると云ふた。此を一揆の者聞き咎め、乞食非人の手並の程は、歸りに見すべしとて通り過ぎたが、遂に一揆の者は、藤屋方へ亂入した、此時問屋に控て居た、大輪寺、妙光寺の兩僧、及び此時町宿に泊て居た村役人を賴み、藤屋に赴いて様々佗言云ひ、宥めたか中々聽き入れず、寺院村役人に迄惡罵を浴せかけ、家財殘らず打潰し

藤屋茂右衛門の見誤り、一揆亂入亂暴

町家打潰し

肴屋打潰さる

た。此外町内では、肴屋七軒肴問屋助左衛門佐二右衛門等まで、打潰しの亂暴に遇つた。其理由とする所は、檢見役人馳走の時、肴を高値に賣つたからと云ふのであつた。此外和泉屋治右衛門、笹屋孫右衛門なども踏み荒され、又町續在分、房山村庄屋忠助は、人々に時の挨拶の仕方、宜しく無いといふので打潰された。問屋日記　崩格子

川運上上納者打潰さる

一揆の者は、町方を荒した後、川西、川東の二手に分れ、川西の者は、先づ坂下の百姓重助を打潰した、此重助は川運上を納め、千曲川の漁業權を、其手に收めたのが、宜しく無い、と云ふ理由であつた。千曲川を渡つた後二手に分れ、一手は小牧村に、一手は上田原村に向ひ、小牧村では苗字帶刀御免の待遇を許され、五人扶持宛行はれ、御會所相談役を勤めて居た、割番孫右衛門宅に押寄せ、家財道具悉く打壞し、家も土藏も打毀ち、俵物は取出し、味噌桶をば汚して、食用不能とならしめ、亂暴狼藉の限を盡した。此遺恨理由は、孫右衛門は領分内の惡事を、上役人に密告したり、無盡金の非道な取立を爲たり、又助鄕の事に就ても、不公平な取計ひが、有つたとの事である。上田原村に向つた者共は、割番山浦三郎兵衛を打潰した、此山浦は組中への非道との評判があり、又十一日の夜は、甚だ寒かつたので、一揆の百姓等は、酒の振舞を望んだ。けれども、門を鎖して一人も入れなかつたので、押寄せたのである。山浦方では、一揆の歸り掛けに押寄せた時には、酒や飯を出して大勢に振舞つた。其時一揆の者は、物靜かに酒を飲み飯を食べ、充分に飲食し了るや、一度にドツト喊聲を揚げて、打毀はしに懸り柱を切て家を倒し、酒藏に入て、酒桶の箍を切り放て酒を悉く流失せしめ、他の土藏へは火を入れて、蒸し燒きにした。此時に薪を持運び其を焚いて溫を採り、又上田肴屋より掠奪して來た、肴を燒て喰ふもあつた。此暴行の後、一揆は馬越村に向ひ、庄屋小左衛門宅に押寄せ、主人小左衛門を捕へて柱に縛し、其片鬢を削り落し、家財道具は言ふに及ばず、土藏内に押し入つて、衣類など取出し、双物で切り裂き或は井戸に埋め、又酒藏に入り酒桶の箍を切て、造酒悉皆流失せしめ了つた。猶小左衛門を打擲す

在分割番庄屋の打潰し

るなど、酷い仕打をした。此理由は、小左衛門は上役人に取入つて、權威を振ひ、我家門を過ぐる者は馬には乘らせず冠物は取らすと云ふ威張方を爲たり、其上去年、金納相場違の願を爲た時には、連印もしなかつたのみならず、又筆盜人でもあると云ふのであつた。問屋日記、野間氏聞書

崩格子

割番庄屋等打潰しの理由

川東の一手は、金剛寺村甚兵衛、洗馬組割番上洗馬村六郎兵衛、曲尾村理右衛門。國分寺組割番笹井村半兵衛。眞田村庄屋秀右衛門。田中組割番田中村平三郎、中曾根村源三郎。東上田村庄屋傳兵衛宗三郎。岩下村組頭藤之丞。等の居宅を襲ひ、家屋を破壞し家財道具を打毀し、亂暴狼藉を働いた。此理由は領分内の善惡を窃に上役人に告げたとか、筆先の盜人であるとか、身上盛なるに任かせ、傲慢無禮の態度を爲すとか、役人振をして、百姓を乞食同前に取扱ふとか云ふのであつた。崩格子、野間氏聞書、問屋日記

以上打潰の亂暴に遇つた、理由と稱する者が、何の程度迄信ずべきか、今俄に斷ずる事は、困難であるが、事實と思はるゝ原町茂右衛門の踏荒しの理由などから考察すると、中には殺氣立てる一揆の感情を害した所から、來たのもあらうし、又平常人に對して應待振の巧ならずして、人々の不快を招き厄難に遇つたものもあらう。又毎に探偵役の如き行爲をなし、人々に嫌忌されて居た爲め此機會に乘じて、懲しめのために亂暴された者もあつたらう、又父子共に、取沙汰宜しからず、奉公人居り申さず田畑小作人も無く、打潰れの家手傳出で申さず難儀の由、などゝ當時の記錄に在るものもあつて、村方に憎惡されて居た者もあつたのである。

在分役人の遭難者救助

在分の割番庄屋等、打潰しの厄難に遇つた者には

去巳極月十二日騷動之節、被二踏潰一候割番庄屋共に拾二軒并藤之丞御手當、午二月朔日於二御會所一被二仰付一候

上田原村	三郎兵衛	小牧村	十藏	笹井村	半兵衛
曲尾村	理右衛門	田中村	平三郎	中曾根村	源三郎
上洗馬村	六郎兵衛				

右米三十俵宛
房山村　忠　助　　馬越村　小左衛門　　眞田村　秀右衛門　　金剛寺村　太左衛門
東上田村　傳兵衛
右米二十俵宛
岩下村　藤之丞
右米十五俵

（寶曆騷動史料）

と翌十二年二月朔日救恤せられた。

猶武石村庄屋市郎右衛門、文右衛門の居宅座敷を打毀したが、此は他村への聞への爲めになしたとの事で、村中で修理したと云ふ。

騷動の翌十三日、町方の者の中には、町外に田地を所有し居る者もあるのに、此度の強訴に加はらぬのは、奇怪千萬である。若し此上一揆の行動に參加しなければ、火を懸けて燒き拂ふ、と町内を觸れ廻る者があつた。騷動に恐れ戰いて居る町方の者は、多人數押し出し、諏訪部河原で、鹽尻組の者共と一緒になり、川向小牧村に押寄せて、孫右衛門方の潰し殘しの土藏を、打潰して引き上げた。此日の夕刻武石村より押出して來た百姓等は、馬廻村上宗右衛門、戸倉助右衛門の兩人が、出張して、師岡加兵衛の證文を渡し、樣々說諭したので、大手先より引返した。川中島領分村々は、強訴に一味しなければ、燒拂ふとの威嚇に畏れ、百姓等途中まで出懸けたが、村役人が抑へ止め、役人のみ罷出て三ケ條の願を申立てた。（御五代樣御事蹟、問屋日記、崩格子）

町方の者在分打潰しに參加す

此頃又々、種々の風說があり、一揆の大勢再び押寄するとか、町方で商賣を始むる者あらば、打潰すとか、百姓共が大勢押し寄せたので、御城から石火矢で防いだとか、一揆が火を懸けて御城内を燒き拂ふとか、誰言ふと無く、取留めぬ噂があつた。何者とも知れず、二三十人房山田町の方を通つたとて、

非常に驚いて用心嚴重にした所、其れは藩で萬一を慮つて、夜中窃に、大久保の鹽硝藏より、城内に鹽硝を取運ばせたのであつた。此時に藩では、諸士に屋形惣詰を命じ、嚴重警戒する所あつたと云ふ。

町方救助要請

町方では、十二、十三兩日の、一揆亂暴の爲めに、相當大きな損害を被つた上、商賣も無く、隨て飯米薪炭などに、事缺く者も多く出來た。依て十四日町方一同の者共、海野町問屋に寄り合ひ、相談の末飯米薪炭の救助を藩に出願するに決し、兩問屋より其儀を申出た。藩では、明朝何分の返答を與へるにより、其迄待つべき旨を諭したが、町方の者は今日の餓寒も、凌ぎ兼ぬる有樣故、卽刻返答せられたいと要請した。間も無く町方一同、問屋年寄附添の上、大手先に呼び出れ、町奉行より

町分に救助米を給す

此度騷動に付、町方踏荒らし、紛失物も多く、其上諸商も不二罷成一食物薪等に至る迄、致方無レ之不便之至に候、此節伺難レ成、願出候印に兩問屋へ申付米五十俵宛、自分了簡を以て差遣候。其外願之儀は、九郎兵衛殿御歸候て、一々取上らるべく隨分鎭り居候樣

と申渡した。薪炭代は別に給與に及ばず、米百俵の內に含まれ居るとの事で、此救助米は、町人大小に拘らず、一軒に付米四升宛配頒された。此町分願出の事を、上田綱崩格子は「人の棒にて打つ者也」と評して居る。

町方の者叱らる

此町中一統の爲に兩問屋より救助出願した事は、翌十二年三月藩の叱責を蒙り、惣町連印の次の如き請書を差出した。

去る十二月十四日惣町一統問屋方迄罷出、飯米薪之儀奉レ願候、右者十二日在中御百姓大勢罷出候節、店商物多く踏荒され、紛失物等多く、其上大勢の者へ、酒食を振舞、薪等も多く焚申候故、貯置候者も飯米薪等に手支、其日暮の者は、一日家業怠り候へば、是又飯米等の心當無二御座一難儀之旨申上奉レ願候處、差掛り候事故、御了簡を以て兩問屋へ米五十俵宛、才覺被二仰付一致二配分一一統頂戴仕候、其後右百俵は御藏より、兩問屋へ被二下置一町中一統難レ有奉レ存候、右相願候節銘々一分に罷出、難儀之

筋可二申立一之處、町中一統申上候段不埒に被二思召一候旨被二仰渡一候。此儀一統申譯無二御座一候、不調法至極仕奉二恐入一候、此儀以二御慈悲一御宥免被レ成レ下候はゞ難レ有奉レ存候

寶暦十二年午三月十三日　　惣町連印

借家住の者迄

御奉行様

右之趣私共立會承知仕、相違無二御座一候、於二私共一も恐入奉レ存候、此上何分御慈悲を以て御免被レ成レ下候様奉レ願候　以上

兩問屋

惣年寄

（寶暦騒動史料）

百姓一揆の勢力と、之に對する上役人の態度とを、目前に見聞した町方の者は、日頃不便に感じ、不平不滿に思て居た事を、訴訟するやうになり、惣町の名で救助を要請したが、之と同時に各町より、思ひ思ひの事を願ひ出た。此時原町柳町の名を以て、出願した條件は左の如くであつた。けれども此條件は全町に通ずる者が多いのである。

乍レ恐書付を以奉レ願候口上書

一御日雇近年御改に相成り甚難儀仕候、尤賃錢相增被レ下候得共、近年別而町中困究仕、一僕抱候も無レ數面々御傳馬役相勤申候中、御日雇被二仰付一家業にも差障御傳馬役相勤兼難儀仕候間、御日雇御免奉レ願候

（御免被下）

一馬代金拜借之儀前々より奉レ願候、近年町中困究仕馬持來候者共甚難儀仕候に付、年々馬數減じ御傳

馬相勤兼難儀仕候、年々馬持候者見立申候得共、町内困究仕新馬持相勤候者御座無く馬數不足仕、御傳馬相勤兼難儀仕候先例も御座候に付馬代金御拝領奉レ願候

（三月金五十兩拝借許可同時に享保酉年拝借金、町内痛に不二相成一様、連々上納すべしと申渡さる）

一御朱印御證文幷御用之御方御泊之節、御入用賄代町中より償申、旁諸夫錢夥敷相増甚困究に罷成候。右御馳走御上様被二成下一様奉レ願候

（存寄違と被レ爲二思召一候）

一佐州御運上銀御往來、幷御蠟御朱印御證文御觸御傳馬之外、増人馬御入用之節寄人馬仕御用辨申候處寄人馬之賃錢町中より償差出、困究之上甚難儀仕候。向後其節申請候賃錢如何程なりとも、町中傳馬へ一錢も割取不レ申寄人馬へ有切に割渡、町内より償差出候儀、御免被レ下候様奉レ願候。

（存寄違と被レ爲二思召一候）

一近年在分端々の村々商店多く出、居乍ら商仕候に付市場自衰微、市立ち不レ申困究仕候。市場へ持運商仕在分端々村々に見せ店御停止被二仰付一被レ下候様奉レ願候

（在中得と糺の上可レ被二仰付一）

一加州様御始其外御通り之節、寄人馬町内に差置申候、近年町中困究仕候に付、屋敷賣縮め又は二三軒と割家に仕借家仕候に付、寄人馬多く候節、置處無レ之難儀仕候。馬場町に差置候様奉レ願候

一他處米御停止に付先宿へ附通し商賣仕候に付、當地へ商人不レ參自然當所商減、先宿々繁榮仕御城下困究罷成申候。他處米何分御免奉レ願候

（御免難二相成一）

一在中へ他處商人入込候義、前々通御停止被二仰付一被レ下候様奉レ願候

（御停止可レ被レ下）

一御傳馬之儀海野町四十八軒餘、原町三十四軒餘にて海野町同樣相勤候に付、困究仕候。たとへば倉ケ野夫錢被二仰付一候節、海野町は四十八軒餘に割付申候、萬事此に準じ困究仕候、其上佐州御用先年と違、御傳馬繁く必至と難儀仕候。此上助御傳馬被二仰付一被レ下候樣奉レ願候

（存寄違と被レ爲二思召一レ候）

一諏訪部橋御普請之節人足差出之儀、近年町方本役の樣に罷成、御傳馬繁く相成候節抔甚難儀仕候。此以後橋御普請之節、若し御傳馬繁く候節は、人足差出候儀難レ成候得者、橋掛之御役人中樣へ相願人足出し不レ申樣仕度奉レ願候。（此段被二仰付一可レ被レ下候）

一御門松御迎町中より罷出候、山本迄罷出候儀迷惑仕候、房山村町境迄御迎に罷出、御松請取候樣奉レ願候

一疊糸捨之儀先規之通被二仰付一可レ被レ下候、近年多く御用に付賃錢償難儀仕候

一近年賣掛夥敷滯り、就中御家中樣御拂無レ之商賣人難二相立一身上差潰し、家屋賣拂候者共多分掛損故潰れ申候。向後現金商賣仕度奉レ願候

（追々可レ被レ下現金賣之事相對次第）

一去る十二日夜被二踏荒一候品物は勿論、其外紛失物損毛多き上、右騷に付諸商賣無二御座一一統難儀仕候此上掛方取集無二覺束一奉レ存候、御救被二成下一候樣奉レ願候

右奉願候通乍レ恐被レ爲レ分二聞召一御慈悲に被レ爲二仰付一被二下置一候はゞ、難レ有仕合奉レ存候以上

（午正月十二日米百俵此米三十八石兩町救米三月兩町御救金五十兩）

己極月　　原町、柳町御傳馬之者

御奉行樣

此願は翌十二年二月十一日、許否の裁定があつた。前願書中の（　）内は其である。

紺屋町烟草不作ニ付御救願出叱らる

紺屋町からは去秋烟草不作、其上仕付け置きし麥畑、地主に取上げられ、輕き者は渇命に及ぶから、借屋の者迄御救米下されたいと願出でたるに對し、藩にては稻麥が皆無と云ふならば格別、烟草が不作の故に、別段借家の者迄救の義を願出でしは不埒、と叱責されたが、困究の狀察すべきものありとて、救金六兩貸與された。

田町の願出は概ね聞届けられ、旦救金三兩貸與された。

鍛冶町は此度何の願筋も無く、神妙なりとて救金六兩貸與された。

田町の願出概ね聞届けらる
鍛冶町願筋無しとて賞せらる

岡部等出府の後打潰亂暴あり、其後も浮說紛々として、人心不安の狀であつた。依て藩に於ては、十五日郡代師岡加兵衛の名を以て、當月十二日組々一同出願の事に就ては、岡部九郎兵衛久松主馬兩人が伺のため江戸表に出府した、百姓共は納得して引退き、在中も物靜かに成つたのは一段の事である、猶兩人江戸より立歸る迄、物靜にして居るのが百姓共の爲になる、岡部久松兩人立歸の節は早速通知する、其時は罷出づるやうとの意味を廻狀を以て、內田彌右衛門、赤座東彌、廣瀨平左衛門、中西理左衛門四代官より、各支配村々に申觸れしめた。

藩より廻狀を以て領民を安堵せしむ

又芳泉寺大輪寺の二寺に向て、百姓願の中、上御役人其外貰ひたいとの事があつたが、此事は聞届くべき限で無いので、申募らないやうに百姓共に申諭し、旦岡部久松兩人が歸田する迄は、總て物靜にして居る事に就て、乘り出して盡力する事を依頼した。依て此兩寺は藩よりの書付を請求し、之に依て諸寺院を諏訪部の芳泉寺に呼び集め、相談の上各自其村々百姓に、在中靜謐と役人貰度と強請する事はせぬ樣說諭し、家毎に其旨承知の請書を、其寺院に差出させた。問屋日記 崩格子

寺院方の百姓鎭撫助力

十六日より物頭盜賊改役人町內を、晝夜一度づゝ巡廻するに至り、十七日には町奉行町內の打潰し箇所の檢分をした。在分は支配代官取調べ二十四日に終了した。

打潰し檢分

町分の者は、樣々な風說に畏れて、商賣も始らなかつたが、十六日に「町方商賣始め候義何方よりも咎

町分風說に畏れ商賣始まらず

め候者有レ之候はゞ上より被二仰付一見せ出し候と可レ申、夫にても滞り候はゞ早速可二注進一御手當御人數被二仰付一置御鎭被レ成候筈、大勢にて理不盡に及候はゞ、鐵砲にて御防候由」と藩より達しがあつたので、大に安堵し二十日より店を明けて、商賣を始むるやうに成つた。けれども歲暮に賣る品物も無く又着荷も無いので、市況は淋しかつた。

郡鄕役人等に愼を命ず

二十二日郡奉行桂覺角右衞門、同添役中村彌右衞門、其他地方役人に愼を命じ、當分の間佐治八右衞門、安原太郎を郡奉行兼山林引請に、小林平藏を郡方差添世話役に、原善太夫を浦野小泉兩組の代官に野間小右衞門を鹽田、武石、川中島の代官に、林八郎治を田中洗馬兩組の代官に、早川林平を鹽尻國分寺兩組の代官に命じ、同時に四代官の名を以て

佐治、安原郡奉行を命ぜらる

此段村々一統相鎭り候段神妙の致方一段の事に候、近々岡部九郎兵衞殿久松主馬殿江戸表より歸國可レ被レ致候、夫迄は相鎭り物每穩便に致候樣相心得可レ申候、右御兩人被二罷歸一候節、庄屋組頭幷頭立候百姓同道にて罷出可レ申候　以上

巳十二月二十二日　　代官名

組々村々惣百姓共に

岡部等歸田す

百姓一揆に關する詳細な報告と、其に就ての處分、及善後の指圖を仰ぐために、出府した岡部久松の兩人は、在所の騒動の爲めに出府する事を他領の者に察知されぬ樣にと、細心の注意を拂ひ乍ら途を急ぎ、十六日に着府し直に藩公に謁し、事變の詳細を言上した。此時江戸家老鈴木助之進と論爭の事ありしも、藩公は騒動善後處分等、悉く岡部久松兩人に一任したので、兩人は二十日江戸表を出發して歸途に就き、二十三日歸着の筈なりしも、大雪のため一日後れ二十四日七ツ時上田に着し、問屋年寄等皆横町に出迎へ、騎馬の儘大手に入つた崩格子。問屋日記。

岡部等歸藩後の處置

岡部歸藩後の處置

二十四日代官より各支配村々へ、岡部久松兩人の歸藩を告げ、二十六日及二十七日川中島、庄屋組頭百姓等町宿迄、五ツ時罷出づべきを通達した。

今二十四日久松主馬殿岡部九郎兵衛殿被レ致二歸着一候、依レ之明後二十六日並二十七日五ツ時、村々申談町宿まで可二罷出一候、先達申觸候通、村方により村役人ばかり差出候とも、又は組合切百姓之内何人成共、割番庄屋組頭差添罷出候共勝手次第に候、何れにも大造に無レ之様に相心得罷出づべく候。右之趣申觸候様九郎兵衛殿被二仰聞一候間、可レ得二其意一候。此廻狀晝夜共に早々相廻し、留村より可二相戻一候　以上

十二月二十四日

但二十六日鹽田、小泉、浦野、鹽尻、國分寺、洗馬、田中の組々。二十七日武石、川中島

二十六日岡部九郎兵衛門前に於て、岡部九郎兵衛、久松主馬、其外郡奉行、町奉行、目付、代官、徒目付、鄉手代等列席の上、一組宛、庄屋、組頭、百姓共を呼び出し、岡部九郎兵衛より、先づ此度出府の上、百姓願の筋委細藩公の御聞に達したる旨を陳べ、次に願出中の役人を下されたいとの件は、決して相成らぬ事、先納金、麥代金は二十八日に相渡す事、十二日申出の外其村々切の願筋は、二十八日村々より申出づべき事、岡部師岡始め諸役人申談じ、向後正路に萬事執捌く故、皆々安堵して新年を迎ふべき事、等を申渡した。二十七日には、武石川中島の百姓等を呼び出し、川中島の者には、願出三ケ條の中

一先納金は願之通御免之事

一稻荷山年賦金願之通申付くる事

川中島村役人賞せらる

を達し、去十二日騷動之節他組に徒黨せず願出方も穩で、且此際人足等御用ならば、仰せ付けられたいと申出た事は、前後共神妙である。是れ平素村役人等の取計方宜しき故である。此趣は速かに江戸表に

申達すると附添へて申聞けた。

武石村神妙なりと申聞けらる

武石村百姓等に申渡した事は、他組の其と同一であつたが、百姓等寺院の異見に従て、一同暴擧を佗び入つたのは、神妙であると申聞けた。

二十八日は上より申渡した覺書に對し、村々庄屋組頭等請書を差出す日であつた。此覺書は

覺

願意聞届けられし箇條

一當十二月十二日百姓一同相願候趣於二江戸表一達二御聽一候處百姓致二難儀一候事有レ之候はゞ、庄屋組頭を以相願、御役聞請不レ申無レ據相願候共、事靜に可二申達一所、強訴候之儀者、第一公儀背二御制法一不届至極に候。然共困究に付不レ得二止事一願候義者、不便に被二思召一候。依レ之箇條之趣者被レ成二御聞届一左之通被二仰渡一候

一此度相願候内麥代金之儀者御戻被レ下候事

先納金願之通被レ成二下御免一候。尤先達而相願候組々之分者割戻し被二仰付一候間可レ得二其意一候

一石代直段違之事例年格合も有レ之事候故、申渡し候得共、當年地拂直段と松井田御拂直段格別引違候に付、致二難儀一候段御聞届被二下置一候間、追々御吟味之上百姓不レ及二難儀一候樣に可二仰付一候事

一先達連々廻狀を以て申觸候趣、段々百姓共令二承知一物靜に相成候、彌此上穩に相心得猶又可レ願事有レ之候はゞ、得と御役人に申達筋合宜敷可二申出一候事

一庄屋引替願の事、村毎には有レ之間敷事に候、是亦差掛り引替候はゞ、却て百姓方諸勘定入まぎ可レ申候間、其筋相糺之上御引替も可レ被レ下候事

右之外相願候箇條、差掛り役所にて吟味も難二行届一候間、追々御糺之上百姓不レ及二難儀一樣可レ被二仰付一候間、其旨村々一統可二相心得一旨被二仰出一候事

右之通被二仰出一候條可レ令二承知一者也

已十二月二十八日　岡部九郎兵衛
師岡加兵衛

之に對し庄屋等は請書を差出せしが、村々百姓中には、先納金御免の事や、麥代金、檢見入用の拂戻しは、當然爲すべき筈のもので、別段難ㇾ有事では無い。願中の相場違の事、出人の事、其外願の箇條は、未だ聞届けられたので無い。然るに請證文を出したのは心得ぬ、宜く證文を取戻して我々に渡すがよい、さもなくば村役人等を其儘には爲ㇾ置かぬと騷ぎ出したので、組々村役人等罷出て、證文を申おろして立歸つた。日記。

十一年歲暮の狀況

此の如き狀態であつたから、在中は何所となく穩で無く、歲の暮に成つても、松飾は勿論餅も舂かず何時もの年の暮とは非常に違つた景況であつた。

町方では少し松飾など始めたが、洗馬組の方から、若し町で松飾でもしたならば、町へ年越に行くと云ふて居る、との風說があり、町方では驚き怖れて松飾を見合はせて、町奉行に內意を伺つた。所が懸念なく飾るべしとの事であつたので、漸く例年の如く松の飾をした。

在分では鹽尻村は松飾はせず、秋和西脇あたりは型だけの松飾はしたが、二日には早々殘らず松を落ろして了つた。川向三萬石も亦同樣であつた。

十二年正月年始の狀況

翌十二年正月元日は晴天であつた。けれども上田町內年始の禮に廻る者一人も見受けられず、極めて淋しい元日であつた。二日は例之通り乘初の式も濟み兩問屋は、例の通り屋形に年頭の挨拶に罷出たが、町の者の年始廻禮は無つたので、町手代より內々兩問屋に、何故なるかと尋ねて來た、問屋共は舊冬の大騷動で、氣を打つた爲だらうと答へた所、先づ以て年禮だけは勤めるやうにとの事で、年寄中より其旨を申觸れ、三日には少數の年禮者が出懸けた有樣であつた。四日の夜柳町に買物に來た者が、町の兩問屋は騷動の時紛失した品物を、誇大に書き上げて役所に差出したとの事だ、依て向三万石の百姓

不穩の噂

達は近日中兩問屋に踏み込み、其理由を糺すとの事であると話した事があり。又町方では一同年始廻禮に出ないのを、兩問屋は年禮に出懸ける樣申付けたとの事である、甚以て怪しからぬ事、などと沙汰する者もあつて、九日に百姓共が呼び出さるる時、如何なる珍事出來せんかと、町方の者を大に恐怖せしめた。依て町奉行より、若し九日百姓共が兩問屋に對し、理不盡の所業あるに於ては、町奉行自身出張して鎭壓する、其他の役人町組も兩問屋に詰めて充分警戒する旨を告げて、安堵せしめた。

是より先、十二月晦日、藩は二十八日以後の在分不穩の形勢に鑑みて、一日も早く百姓を安堵せしむる必要を感じ、此日左記

來正月九日庄屋組頭百姓代五人組之內、理非相辨へ候樣の百姓一兩人宛召連れ可ニ罷出一者也

十二月晦日　　岡部九郎兵衞
　　師岡加兵衞

の廻狀を各組に出した。

正月九日此廻狀に依て、出懸けて來た村役人百姓等を、大手內に呼び入れ、諸役人列席の上岡部九郎兵衞より、今日何れも呼出し候は、願之內指懸り候儀爲ニ相濟一遣し候、其外之義共幷村切願立候箇條は追々吟味之上可ニ申付一候と申渡し、左の覺書を讀み聞かせた。

覺

一組々金納相對米、去巳十一月より十二月迄、定式金納前格合を以て相立候上州松井田直段と、當町上米直段との違米、村々難儀に付、此度は格別之以ニ御救金一、一兩に付米四斗五升宛被ニ下置一候

年々多米相場之義は當御領に限らず、御料私領共せり上直段を以て、金納相極事に候、當御領之義は前方より、多直段は松井田御拂直段割合を以て、先格之通相場相立候、春夏は上田市上米直段せり上直段を以て相極來候、定式直段御免難レ被レ成候。此度百姓より地拂直段を以て金納に可レ致旨願候得

共左様相成候ては御近領へも指障候に付難ニ仰付一事に候。此段得と相辨可申候、然共此已後も格別之直段引違候節は、見計御用捨可レ被ニ仰付一候

一麥代利金上納金に指次御戻し被レ下候

一御家中出人願之通御免被レ成候。御直中間出人は村々申出候通可ニ差出一候

一出人之義は右之通にて相濟候。然共若御軍役之節者其節の品に寄り可レ被ニ仰付一候。此儀は從ニ公儀一被ニ仰出一も有レ之事候間、左様之節は右人夫御直御家中共に一体被ニ召連一事に候、右御軍役人夫之儀は常々被ニ仰付一事には無レ之候得共、万一御軍役之節出人御免に付、心得違差支候事は不ニ相成一候事に候兼て此旨申聞置候

一御參覲之儀は公儀御勤之事に候得者、御在府中御役被ニ仰付一候爲ニ用意一家中も分限に應じ人召連候、夫に付增人有レ之事に候。時節惡敷在中にも奉公人拂底にて迷惑可レ致候間、可レ成丈は隨分村々へ奉公人之儀不ニ申付一樣可レ致候へ共、村方心得働きにて間に合候樣にも可レ成事に候、給金は主人々々相對にて奉公人難儀不レ致樣可ニ申付一候

一當春御直出人之外、村々に奉公致候者有レ之候はば、村切に名前書付可ニ差出一候、御家中召仕奉公人相抱入用之外は、町在他所にも勝手次第奉公可レ致候、御家中抱人不ニ相濟一內者、町在他所へ指遣候儀無用に候、尤地所へ罷出候分は是迄の通願書可ニ差出一候

一山方鐵砲威筒御免被レ下候樣相願候。右願之通御免被レ成候。乍レ去鐵砲改之儀は從ニ公儀一御定も有レ之候に付、年中自由には難レ成事に候、猪鹿作物あらし候時節斗、願出候はば玉なし威筒御免可レ被レ成候

一新運上御免之儀願出候。川運上紙漉運上御免被レ成候。其餘は追々吟味之上可ニ申付一候

一御帳面古木伐取之義願、幷其株跡檢地御免被レ下候樣相願候　右願之通被ニ仰付一候、其時々見分之上

可ニ申付一候間可レ得ニ其意一候

右之願筋村切願も有レ之候、猶追々遂ニ吟味一候上可レ被ニ仰付一候

午　正月九日

岡部九郎兵衛
師岡加兵衛

岡部の申渡

右畢て岡部は別紙を以て左の申渡を爲した。

一右書付之趣何れも罷歸り、惣百姓共に爲ニ申聞一不レ殘承知之上十二日迄に、先達之通請書可ニ差出一候

一先達申聞け候通、万事正路に取計可レ遣候間、百姓共相互に申談、隨分神妙に物毎相心得、此末願等有レ之候迚も無レ筋願等不ニ申出一様可レ致候、上より下を憐み候に付下よりも格段相改、隨分公儀之御作法を相守り、兼て御條目之通親子兄弟之交を厚くし、村方和合致ニ神妙一相心得可レ申候、此末御作法聊にても相背候ては、面々爲に不ニ相成一候此儀皆共可ニ申談一候

一御尋之義有レ之と申觸候は、奉公人之義出人御免と斗心得、心得違不レ申様得と呑込、村方へ罷歸可ニ申談一候

一檢見泊入用割戻し可ニ申付一旨先達書付相渡候。此儀も得と遂ニ吟味一割戻可レ申候間可レ得ニ其意一候以上

右に就き十二日に村々より御請證文を差出した。

村上、安原の出府

藩では十二年正月六日、家中に向ひ騒動に付何にても存寄あらば、御年寄或は御用人へ申達すべきを命じた（是は密書なる。）と云ふ。此家中存寄申達の結果、村上亘理、安原太郎の兩人江戸表に出府して、藩公に家中の存念を申上ぐる事となり、十一日出立した。此兩人出府の詮無き時は、病を押して郡代師岡加兵衛罷出つる事と定めた。「在中鎭り可レ申候へども、御家中其外及困究候時節に候間、萬事御行跡御作法も御改不レ被レ成候ては相成不レ申候に付、兩人罷出得と申上候様と申遣候」とある所より、又安原太郎が此使に命ぜられた所より考へると、藩公の素行、家中困究救濟等に關する、或重大な使命で有つたと想

はれる。原町間屋日記に、村上亘理殿安原太郎殿十二日御出府、御諫め御家中爲ニ惣代一御越被レ遊候由取沙汰仕候とあつて、野間氏騒動聞書に據る前記と、略一致して居る。

十四日江戸より、石川小文太（正月二日出府した）師岡主鈴の兩人上田に着し、十六日晩家中屋形に惣出仕、此度騒動御上不レ安思召、向後御手元嚴敷御儉約、御遊興御物好御止め、飼鳥迄御放ち、御質素に被レ遊御休足御減し、朝夕一汁一菜と被ニ仰出一たる旨を達した。此時崩格子載する所の「御部屋の女中三十六人之内五人相殘し不レ殘御暇被レ下御遊藝之御道具向不殘取除に相成、飼鳥年中飼鳥諸色御入用金高六百兩餘にも相成候趣の鳥數三百五十羽程御放ち、御秘藏の御犬四疋是れも御扶持放され云々」とある如き事が行はれたのであらう。

出府を命ぜられた村上安原の兩人は、二月三日歸着し同五日家中一同屋形に出仕の上、亘理の申上げし所、一々御承知被レ遊候　と勘解由亘理の二人より報告があつた。此等に據て考察すると、藩公忠順は一時左右の爲めに、聰明を蔽はれて居たのが、此時飜然改悟したと思はれる。（御五代樣御事蹟。問屋日記）

在分にては正月九日、岡部の願筋裁許申渡後、村々百姓中には、庄屋の諸勘定に不正の廉ありとて、彼是議する者多く、小泉組、浦野組、鹽尻組では、村々庄屋方へ大勢踏み込んで、數年の勘定諸帳面を取り出して、勘定違など詮議して、晝夜其宅に詰め居り、其處で飲食し甚しきは、俵物を持ち出す亂暴を爲す者もあつた。庄屋の中小泉村市郎右衞門の如きは、手込の上打擲され酷い目に逢つた。依て市郎右衞門は上田に赴き、役所に出頭して、御上御吟味の御威光も無く、一命にも係る場合故、江戸表に出でて訴へるより外は無いと申出た。藩役人は是を聞いて容易ならぬ事とし、百姓共願出之儀は、追々聞届け、申渡しの請書も既に差出してある、然るに今又村々庄屋の詮議暴行を爲し、猶其上猥りに俵物を持ち出すなど、盜人に等しき所業で不届至極である、若し庄屋に不正非曲あら一應願ひ出て、吟味を乞ふのが可レ然である、右樣の行動に地頭を蔑にして其下知を請けず、公儀の制法に違背するものである

となし、正月十八日夜中捕吏を遣はして、小泉村善五郎、横山村要右衛門、上田原村友右衛門の三人を召捕り、十九日牢舍申付けた。

此事があつてから、連判の百姓三人だけ召捕られては、連判に對し相濟まぬ故、牢舍を打破つて三人を取り出すと、岡村の百姓が申合せたとか、庄屋市郎右衛門が訴人したので召捕へられた、若し町宿で彼を隱匿い置かば、其町宿は踏潰して探し出すなどと云ふ、風說があり穩で無かつた。此時藩でも事變を憂へ、櫓より鐵砲を取出し、御作事へは晝夜人數を揃置き、牢舍入口へも嚴重手配して、大に警戒した。又町分へは

小泉組より彌百姓徒黨之上押出し、大手先或は牢舍へ手を懸け候はば、御人數差向け御防、弓鐵砲を以て御防之節は、矢先不レ構候間、近所の者家內立退可レ申候、若し町家へ取懸り候はば、舊冬と違ひ見遁し候はば越度可レ爲、町人共寵出取宥め可レ申候、其上にも聞き入れず理不盡有レ之候はば、如何樣とも防可レ申候、若し海野町先に候はば、紺屋町原町駈け付可レ申、又原町先に候はば海野町より駈け付可レ申候

右之趣町中相心得、町役人下知次第働可レ申候

と申渡し、町民にも萬一の時、取鎭め方に力を添ふべきを命じた。然るに此時は何事も起らなかつた。

正月二十六日上田原の百姓等申合はせ、上田原召捕の友右衛門を、牢舍を打破つて奪取るといふ風聞があつた。依て家中は次男三男迄得物を持て屋形に詰め、足輕には御作事へ晝夜の詰番を命じ、物見へ稻荷の太鼓を持ち運び、若し百姓共押寄する時は、相圖の太鼓を打ち、引き續いて鐘を撞つ其時には、家中の婦女子は思ひ々々に、立退く事に定めたと云ふことである。諏部訪橋まで物見注進の者が出懸け動靜を探つた。牢舍近所の町屋には、町組の者町手代、小頭詰め切て警戒したが、幸に別狀は無かつた。此月に猶藩よりは、次の覺書の如き申渡を爲した。

覺

一松井田出米之義村々より種々申立相願候　前々より繩俵拵并指札等相違無レ之候得共、廻し相立貫目と廻し符合不レ致缺米有レ之候節は、廻し不足之分斗に指米致候、其餘請取是迄相納候事に候、向後も右之通申付候間左様に可二相心得一候

一あらレ有之米、右之あら米是は松井田迄附出候而、右之改有レ之様にては入用も掛り、百姓費有レ之候間隨分入念可二差出一事に候、然る所今度願之趣にては麁末に致相納度様に相聞候間、向後共米拵隨分是迄之通り入念、村方費無レ之様に可二相納一事

一松井田附届相遲候節は、碓氷御關所通り兼、其日坂本迄難レ歸候に付、附出割合等も向後其心得を以て可二申付一候、其操やり致付届候はば、付出人馬おのづから二日休にも可二相成一候、多出米之節は雪深く無レ之内に附送り候様致候はば、村方之爲にも可レ宜候間其通相心得可レ然候

一御城米之儀何方にても格別念入拵立候事に候、然所近年村に寄り、俵拵麁末或はふけわら等にて拵差出し候俵も有レ之、松井田迄附送り候道中にて、上かは俵もめ見苦敷相成、江戸廻米之節は上弦拵直し候儀も有レ之不埒に候、向後共右躰の麁末成事有レ之候ては、其村方之不念に可二相成一、尤改役人手前にても可レ成たけ心を用ゐ、村方失体無レ之様に可二申付一候

一俵入之儀は御藏詰之願も有レ之候得共、此義は定法も有レ之候事に候へば、只今迄の格合は御免難レ被レ成候、勿論此義は付、追て其趣意在中一同に、可二申付一候間可レ得二其意一候

午正月

覺

一去る巳年極月可レ納金納、先達日延相願候に付、其通り申渡候。此節は相定め候様に御代官より申渡候間、早々取立可レ納候尤可レ納時節後れ候間、此上延々に心得候て、都て百姓共不埒に相成候事、庄

屋組頭等も其心得可レ有レ之事に候

一此以後在中尋に付呼出候節、今日之通り相心得、庄屋組頭長百姓罷出、百姓末々迄吟味之品可二行届一事に候、然共百姓も指添一兩人宛も罷出度旨申候は、勝手次第に可レ致候、段々耕作手入にも赴候間、農業指支不レ成様に心得可レ然候

一村限之願は一村切に可レ致、吟味一組之内五七ケ村又は十ケ村にも拘り候願は、其通り呼出可レ申候

一庄屋前勘定は其年之皆濟之節、御代官より通致二押切一渡置候、然る上は村勘定年切に可二相濟一事に候右勘定其年々不二相極一差置、此節彼是申論候事は、庄屋、組頭、長百姓、其外惣百姓とも等閑に致候事も相聞不埒に候。右勘定早々相仕立、双方申分有レ之候はば吟味可レ請候。其上にて庄屋五年代り之事は、猶又糺之上百姓共筋合得と呑込候様に可二申付一候

一村々買次之義は百姓勝手を以相頼候に付、直段引下け候義は御用捨離レ被二仰付一候、然共願之筋相立程之御用捨品を被二仰付一候、右御用捨之義は於二御代官所一可レ承候

一此度騒動に付、在々割番、庄屋、幷御城下町並家財等打潰し候に付、遂二見分一候處狼藉之致方不届に思召候。此段百姓共に可二申聞一候

午正月

（寶暦騒動史料）

十二年二月五日、各組の割番、庄屋、組頭、長百姓並百姓十五人宛呼出し、會所に於て岡部九郎兵衛より、御尋の件々を書付として之を示し、是を百姓水呑に至る迄の者、如何に心得居るやを、割番庄屋組頭等立合の上、聞糺して返答すべきを命じ、若し申譯無レ之との事ならば、左記の如き御請證文を差出すべしと命じた。

御尋に付申上候

一去十二月十二日在中一同に罷出相願候節、追手先町口木戸際に於て可二申達一處、猥に木戸より内に入

込、其上外御構御門迄致推參、御役人向可申請旨申立、且又右に付口々雜言等申之、大勢とは乍申不届至極に被思召候旨被仰聞候

一右御門迄相趣、種々惡口仕對御上重々不届に付、御侍中一同其分に難指置旨被仰達候所、百姓共願之筋さへ申立候得者、如此不届事無之其分には難成段尤には候得共、一旦之不届は可成たけ見届置、始末に難成期に相成候はば、御差圖可被成候間、夫迄は百姓共へ手指し不致様に可致之旨、御年寄中精々御差留被成候に付、其分に罷成候、最初郡奉行幷御代官、其以後御郡代より願之品御聞届被下候上は、右躰之儀有之間敷は勿論、雜言等堅相愼可申之所及狼藉候程の致方不届至極に被思召候事

一去十二月廿六日在中一同に被仰渡候は、惣而徒黨を結び致強訴候義、公儀御制法之處猥に相心得候段、不届至極言語同斷之事に候

一庄屋代り合之儀も、御願申上候間、追々御糺可被成旨被仰渡承知仕候、以後は別而可相愼之所其以後も庄屋方へ相越、我儘なる致方有之村方も相聞不埒に被思召候事

一右之趣如何相心得候哉、村々百姓水呑等に至る迄、割番庄屋組頭長百姓立合得と申聞、委細御答申上候様に可仕之旨今日御尋御座候

此義段々御尋之上、一言之申披無御座奉誤候、此上以御慈悲御赦免被下候はば難有奉存候

右御尋に付申上候通少も相違無御座候以上

午二月　日　　一村切惣百姓連判

御奉行様

右御尋に付御百姓共より申上候趣、私共立合承届候所相違無御座候　以上

割番、庄屋、組頭、長百姓連判

（問屋日記、賓暦騒動史料）

此の如く惣百姓の謝罪證文を取つた後、愈騷動首謀者の召捕を斷行するに至つたのである。

騷動首謀者捕縛

藩に於ては百姓願筋に就き、夫々許否の沙汰を爲すと同時に、一方には、密かに一揆首謀者等の探索につとめ、ほぼ其目星が附いたので、二月九日愈之を逮捕するに決し、其夜村上宗右衛門、岡部奥次郎、小林要人、喜多澤東馬、中村平藏、江藤角治、稻垣勘藏、鈴木友右衛門、村瀨藤太夫、天野彌助、鄕手代四人、鐵砲十六挺足輕十六人、棒二十本足輕二十人、捕手三ッ道具足輕十二人、仲間六人、會所に於て夕飯をしたため、夜五ッ半時過厩裏より河原城下を通り、諏訪部橋を渡り、浦野組に向つた。此時提灯は携帶したが點火は爲なかつた。かくて夫神村、當鄕、越戸村に到り、夫神村では百姓半平、組頭淺之丞、外傳次郎、孫左衛門を召捕つた。(安右衛門は逃亡したが、翌日村方に申付けて召連れさせた。)越戸村庄屋傳右衛門、當鄕庄屋勘兵衛、同組頭喜左衛門も召捕られ、十日四ッ時牢舍申付はた。野間氏聞書

吟味役を命ず

吟味掛　三月一日物頭服部十郎兵衛、同佐治八右衛門郡奉行兼帶、御側役郡奉行兼帶安原太郎、町奉行加藤左仲、御目付下瀨彈右衛門、中小姓川除山林方兼帶小林平藏の六人、在中直訴吟味役申付けられ御先手組之內小頭兩人、平組之內十人斗口書の書役を命ぜられた。

寺院の御慈悲願

三月七日　一揆騷動の吟味は、海野新田の利兵衛から始められた。此者は庄屋に理不盡の事あつた咎であつた。領內の寺院は、先きに藩の依賴に依り、村々百姓に說て萬事物靜にし、役人貰ひ受けたしなど申募らない、との證文を寺院宛に差出させたが、其後百姓中召捕らるる者多く、入牢或は手錠村預けなどに成つたので、寺院方では代る々々五日に一度づつ、十ケ寺程町奉行加藤左仲宅に出掛けて、此度の罪人に就き御慈悲の程を願ひ出た。依て六月四日屋形に於て、月窓寺海禪寺芳泉寺の三ケ寺に岡部、久松より、左の演說書付を渡された。

寺院に寺院方より願出でし所は所刑に當り斟酌すべきを諭す

一先頃より加藤左仲宅迄、御領分寺院度々被二罷出一、在中百姓共牢舍村預等之儀、御慈悲之筋委細被二申聞一承置候、尤御大法之義は各も被レ存候事に候、猶又寺院被二申聞一候趣相含、取計も被二仰出一候樣申

上候。煩勞にも候へば、度々被二罷越一候儀に不レ及候。右之趣御領分諸寺院へも、各より被レ通候様と存候

久松主馬
岡部九郎兵衛

是に依て寺院方が、騒動後靜穩方に盡力し、又御慈悲筋願出た事は含み置き、取計ふも公儀御大法は枉ぐべからざるを預め知らしめたのである。

役人貰度、在中割番庄屋打潰、町方打潰等の理由取調　五月二十日喜多島市之丞、山田與惣右衛門、前田權兵衛の三名に命じ、騒動の際役人中貰受け度と申出でたる者の取調をなさしめ、七月六日領分内の割番庄屋等を會所に召集し

役人貰ひたしと言りし者を吟味せしむ

一舊臘十二日御領分百姓一同及二強訴一候節、御役人被レ下度と申候義、如何の譯にて申募候哉、一村切人別に致二吟味一可二申出一候

右之通一村切に吟味申付候事に候へば、左様の義申募候者一切無レ之杯と申出候村も可レ有レ之候。左様の筋にては無レ之候。其節入替り〳〵一同申張り候事に候得者、誰々申募候と申儀も、相知れ難かるべく候へども、若し御役人へ對し存念有レ之候者有レ之候はば、相記し申出候様にとの事に候

右吟味之上其趣書付可レ申候

在中割番庄屋を打潰したる者を吟味せしむ

一在中割番庄屋之中、其外被二打潰一候者の、百姓方より意趣遺恨有レ之候哉、村切急度遂二吟味一可二申出一候

右之通一村切に吟味申付候事に候、誰れ方へ何れの村より參候て、潰し候と申義は可レ難レ分候間、被レ潰候者へ對し、意趣遺恨之義有レ之打潰し候哉否の譯、一村切人別に致二吟味一書付可二差出一候

一町方土屋善右衛門方打潰候儀、意趣遺恨有レ之候哉、在中へ不二相拘一者打潰候義、如何の譯に候哉、其上御用をも被二仰付置一候者打潰候義、其譯一村切に致二吟味一書付可二差出一候。其外町方致二破却一候

義是又意趣遺恨有レ之候哉、遂ニ吟味一書付可ニ差出一候。（割番書付寫）

と申渡し、御役人貰受けたしと申出でたる事、在分の割番庄屋等打潰したる事、町方土屋善右衛門はじめ打潰したる事に就き、何等が意趣遺恨ありてのことなるかを、村切人別に取調べ差出すべきを命じた。

之に對し、在分各組各村々役人より、差出した口上書の一を次に記す。

村役人町分商家打潰に關する口上書

乍レ恐以ニ口上書一申上候事

一去巳十二月十二日、御百姓一同に御願罷出候節、御役人中様被ニ下置一候様に申上候儀、存念有レ之候て申候哉と、村中人別吟味仕候處、存念之儀聊茂無ニ御座一候と村中之者一統に申候。御役人中様被ニ下置一候様には不ニ申上一候得共、大勢に交罷在候段申譯仕候證據も無ニ御座一候、只今に至り迷惑至極仕候と申候

一在中割番幷庄屋其外、町方土屋善右衛門殿打潰し候儀、町方見世致ニ破却一候儀、存念意趣遺恨有レ之候て致候哉と、人別に吟味仕候處、存念意趣遺恨之儀少も無ニ御座一候と村中之者一統申候。大勢に交罷出候故、前後を不レ辨只今に至迷惑至極仕候と申候

右之通御吟味被レ爲ニ仰付一候に付、村中人別に吟味仕書付指上申候　以上

午七月

房山村庄屋　忠　助
同村組頭　瀬兵衛
同　同　喜右衛門

御奉行様

此後再び同様の事に就き、人別吟味を申付けた。其時村役より差出した書面の一は次の如くであつた。

去巳十二月十二日、當村の者共一同に罷出及ニ強訴一、御役人貰可レ申旨口々に申募候由相聞候に付、先達一村切に吟味仕、右申立候者名前可ニ申上一之旨被ニ仰渡一候。村中人別吟味仕候處、當村に御役人貰申度と申立候者無ニ御座一候。乍レ然其節組々之者共、口々騒立申立候中に、入交罷在候事に御座候得者申譯無ニ御座一旨申上候。且又上田町家致ニ破却一割番庄屋打潰候節、何の辨も無レ之一同に罷越候旨、先達に申上候得共、罷越候上は頭取致ニ世話一相働候者可レ有レ之候へば、右兩様共猶又一村切に急度遂ニ吟味一可レ申之旨被ニ仰渡一候。右之通再應被ニ仰付一候に付、猶又村中人別に嚴敷吟味仕候處、先達申上候通御役人貰可レ申と申立候者、當村中に無ニ御座一候。乍レ然其節組々之者共、大勢一同に騒立、殊に寒氣の節故、酒に給醉候者も數多御座候得ば、不レ圖左様の儀申候者も御座候哉、其段は難レ斗奉レ存候、若し又他組他村之者共にても、左様の儀申立候者、見屆候者可ニ申出一之旨申聞候得共、是又大勢騒立候中故、何者申立候哉見留不レ申候由申立候。上田町家破却、割番庄屋宅打潰し候節、頭取致ニ世話一相働候者、猶又村中人別に嚴敷吟味仕候處、先達て申上候通當組他組の者共一同罷越、一村斗相殘り候事難レ成勢にて何の思慮無レ之罷越候

右之通にて頭取致ニ世話一候者、人に勝れて相働候者、無ニ御座一候得共、勘辨も無レ之及ニ狼藉一候段、唯今に至り申譯無ニ御座一恐入奉レ存候。町方の者共割番庄屋共へ對し、全く意趣遺恨無レ之、尤前方左様の申合仕候事無レ之候之旨、何れも同様に申候

右之通當村人別申口相違無ニ御座一候、再應嚴敷吟味仕候得共、御役人貰可レ申と申立候者、幷上田町家破却割番庄屋宅打潰し候節、頭取致ニ世話一相働候者、曾て相知れ不レ申候以上

午十二月　日

鹽尻組房山村　庄屋　名印
組頭　名印
長百姓　名印

御奉行様

（沓掛史料）

藩永吟味を命ず

此の如く人別改を行つたが、何の効も無かつた。依て藩に於ては、翌十三年三月各村々に永吟味申付くる事とし、各村庄屋組頭より請書を差出させた。今鹽尻組各村より提出したものを一例として擧げて置く

永吟味の請書

指上申御請之事

一私共儀去々多百姓騒動之節、町方におゐて土屋善右衛門并原町茂左衛門、其外在中割番庄屋共之内居宅致二破却一候義、追々御吟味之處、手掛無二御座一候段村々より申上候。依レ之永御吟味被二仰付一候、此以後共心當り御座候はゞ可二申上一旨

一右騒動之節、上田原村三郎兵衛土藏致二燒失一且上納金百六十九兩致二紛失一候。右金子之儀は御役所へ相納候金子に候間、其節罷越候村々之者は一同に懸け、御取立可レ被レ成儀に候得共、何れの村々參り候と申義も不二相分一候。依レ之永御吟味被二仰付一候に付不レ及二其沙汰一候。此以後共是又心當り之者御座候はゞ可二申上一旨

右兩條此以後心當り之者有レ之、隱置候に於ては村役人迄急度被二仰付一候旨被二仰渡一候

右被二仰渡一候趣奉レ畏御請印形指上申候所、相違無二御座一候以上

寶暦十三未三月十三日

鹽尻組
各村庄屋名印
組頭名印

（沓掛史料）

町分の者に小牧村係右衛門打潰しの理由を取調ぶ

御奉行様

寶暦十二年七月九日在分割番庄屋に御役人貰受たしと申立てし者、在分割番庄屋等の居宅打潰したる者、町分土屋善右衛門打潰其外町家破却の者等に就て、吟味を命ぜしが、同月十一日町役人を呼び出し

會所に於て服部十郎兵衛、安原太郎、加藤左仲其他下瀬段右衛門小林平藏等列席の上、舊臘十三日町方の者共、小牧村へ罷越し孫右衛門宅を打潰したるも、町方とは關係も無く、殊に御用をも勤め居る者、如何なる意趣遺恨あつて打潰したか。先達小牧村に赴いた者の名前は略取調べしが、猶吟味を遂げ其名前の者を聞糺し、書付は役人連名にて差出すべし、と申渡した。此時組合切で書付を差出したのは次の如である。

小牧村孫右衛門打潰組合切取調の上申口上書

一札之事

舊臘十三日小牧村手塚孫右衛門方へ一同罷越、孫右衛門方打潰し候、町方之儀は在中に不レ拘、殊に御用相勤候者の事、如何様の意趣遺恨有レ之及二右體一候哉、一町切遂二吟味一、其譯書付可二差出一旨被二仰付一奉二承知一候

此段舊冬十二日御百姓中押出、近在井町方土屋善右衛門家打たをし、其他所々破却數多有レ之、其上町より出でざるに於ては、燒拂可レ申等專取沙汰に付、一身無二置處一恐怖前後の考も無レ之小牧村へ罷越候所、先達潰しかけ有レ之候土藏打潰し申候、就レ右意趣遺恨之儀は勿論何之子細有レ之罷出候事にては全く無二御座一候。今般蒙二御吟味一申開無二御座一候奉二恐入一候。依レ之組合切連判一札差上申候

以上

寶暦十二年七月

組合切名印

御奉行様

此組合切の書付に添へて、兩問屋惣年寄より、五人組入念に吟味せしも、意趣遺恨は申すに及ばず、別に存念を挾んで居た事では毛頭無い。只今は後悔迷惑して居る。舊冬の如き騒動の時であつたので、町中の者共殊之外氣も轉動して居り、前後の辨も無く押出したに相違無い、今度御吟味を蒙て、自分等も當惑して居るといふ、意味の書面を差出した。

兩問屋に申渡し

同年十月十日に至り、兩問屋は評定所に呼び出され、安原太郎、加藤左仲より、次の如く申し渡され

一町家者共舊冬一同に罷出、小牧村孫右衞門宅打潰候節、觸れ知らせ頭取之者名前、町家へ火を懸け可レ申と申候故罷出候旨、何れの何と申す者に候哉、又孫右衞門宅潰し候樣に指圖致候者名前、就レ中其節働き候者之名前、右之通相知れ見留め覺可レ有レ之、此段人別洩れざる樣に吟味致し、名前書可二差出一、夫共難レ知譯有レ之者、吟味之上有無之返答四五日中此所に罷出可二申聞一、町方人別呼出し可レ申候へども、家業怠りに可レ成に付、兩人呼出し申渡候

とて、此度は、煽動したる者、威したる者、特に打潰しに働きたる者の吟味、及び其等の者不明ならば其理由を陳ぶべきを命ぜられた。依て八日組合切取調べたか、其節は氣も轉動して居り、觸れ知らせた頭取らしき者は、見留め者は無かつたと云ふので、又組合之內一人宛呼び出して、再應の取調を爲たが前と同樣であつた。そこで右の趣を吟味掛の服部十郎兵衞、佐治八右衞門、安原太郎、加藤左仲等列席の所で申上げた。此後十一月

孫右衞門打潰に付き兩問屋町年寄の口上書

去る巳十二月十二日、百姓共上田へ罷出及二強訴一、所々割番庄屋宅打潰候、翌十三日惣町之者共、一同小牧村へ罷越割番十藏居宅打潰候由相聞候、町人共何等の意趣有レ之右之通及二狼藉一十藏宅打潰候哉、罷越候者共人別遂二吟味一子細可二申上一旨先達て被二仰付一、一々吟味之上惣町之者共十藏に對し、何の意趣遺恨も無レ之候處、其節在中之者共騷立候勢に恐れ、在中之者の指圖に隨ひ、何の考も無レ之罷越候旨申上候處、右之通り罷越候上は、町人共之內にも頭取世話致働候者可レ有レ之候、右申上候通にても不二相濟一候間、猶又再應吟味仕、頭取候者働候者之名前、可二申上一之旨被二仰付一候

右之通再應被二仰付一候に付、猶又町中人別に嚴敷吟味仕候處、先達申上候通極月十二日騷動に付、町中家々戶差罷在候處、十三日早朝何者とも相知れ不レ申、大勢の聲にて町中不レ殘小牧村へ罷越、割番十藏土藏殘置候間打潰し可レ申候、不二罷越一候はゞ其分にて不二指置一、町內燒拂可レ申と口々に觸通り

候に付、何も大に驚き候て、何の考も無レ之罷越十藏土藏打潰申候。尤先達て申上候通、十藏に對し聊意趣遺恨無レ之候

右之通在中之者に被レ威、是非之考も無レ之罷越候事に御座候へば、頭取世話やき候て相働候者無二御座一候へ共、一同罷越及二狼藉一候段、御吟味之上申譯無レ之恐入奉レ存候旨、人々同樣申立候

右之通惣町中之者共、人別申口相違無二御座一候、再三嚴しく吟味候處、右申口之通にて頭取相働候者相知れ不レ申候以上

寶曆十貳年午十一月

海野町問屋　柳澤太郎兵衞
同　年寄連名
原町問屋　助右衞門
同　年寄連名

之にて此吟味町方全体に關する者は、漸く片付いた。

召捕つた一揆中の者の吟味は、十二月調濟となり、岡部九郎兵衞、佐治八右衞門は出府して、其處分に就き藩公の裁可を受くる事と成つた。寶曆十三年二月十日罪人仕置伺書を藩主の名を以て、松平右近將監に差出した、其伺書は

上田藩罪人仕置伺書を差出す

信州上田領
夫神村組頭淺之丞
同村百姓半平

右兩人私領内之百姓大勢相語らひ去巳十二月十二日城下大手前迄相詰及二騷動一願之趣口上にて申立候内金納直段之儀第一に申立候、先爲二取鎭一願之趣一々承レ之候吟味之上可二申付一旨申渡候處同夜引取申候、其節城下町人居宅一軒並在中にても庄屋共居宅の内打破及二狼藉一候も有レ之候、右第一に相願候

金納直段之義は定法も有レ之候に付難二差免一、其外願之品之内差免候も御座候、又は難二差免一品も有レ之候夫々申付相鎭申候、右大勢願に罷出候節此両人頭取仕候、外百姓共をも申勸不二罷出一村方は燒打打潰可レ申旨申觸れ候に付、譯をも不レ存者共猥りに罷出候、段々吟味候處一々申披無レ之誤入候旨右両人申し頭取に相決候、百姓共致二徒黨一城下迄詰寄及二騷動一候段重々不届之致方に御座候間、両人共死罪可二申付一と奉レ存候

田澤村庄屋　金次郎
夫神村庄屋　太郎兵衛

両人死罪申付たし

右金次郎儀金納直段之義に付、百姓出訴可レ然旨申候所、太郎兵衛儀金次郎申候儀を、組頭淺之丞へ申知らせ候、太郎兵衛儀百姓へ申觸候様にとは不二申聞一候所、淺之丞、半平出訴相企候段々遂二吟味一候所申披無レ之誤入候旨金次郎太郎兵衛申候、両人共百姓相勸め候義は無二御座一候得共、金次郎卒爾成義申出、太郎兵衛淺之丞へ申知らせ候段不埒に付、永牢可二申付一と奉レ存候

右之通り可二申付一と奉レ存候。其外催に相加り候者共、夫々相應に咎可二申付一奉存候。私一領之儀に御座候得共、百姓致二出訴一及二騷動一候に付、一通此段申上候以上

二月十一日　松平伊賀守

両人永牢申付たし

二月二十四日岡部佐治の両人歸着、二十六日より入牢者の處刑案を審議決定し、夫々口書印形を取つた。

三月朔日領内各組及町方の寺院、各二ケ寺づゝを屋形に呼出し、大廣間に於て、岡部九郎兵衛、久松主馬、木村勘解由、佐治八右衛門、安原太郎、加藤左仲、原善太夫、野間小左衛門、林八郎治、太田十郎左衛門、早川林平等列席の上、木村勘解由より

領内寺院に申渡す

一去巳極月十二日御領分百姓共願之趣致二強訴一之上、町在之者共之内居宅破却不法之事申掛及二狼藉一

惣而徒黨を結び及ニ強訴一候は、公儀御制禁之處猥りに相心得、右體に及候儀重々不届至極に候、去春中より追々吟味相詰り、頭取候者共儀は、御大法有レ之御仕置被ニ仰付一候、其外與黨之者一村爲レ騒候者之儀者不レ恐ニ公儀一御法度之徒黨候儀、末々迄被レ遂ニ糺明一嚴科可レ被レ行所に候得共、一統以ニ御慈悲一輕く被ニ仰付一候、且何れも被ニ相願一之趣も有レ之候に付、被レ加ニ御思慮一、右之通被ニ仰出候旨相心得可レ申候

三月

首謀者の刑の執行

と申渡した　問屋日記　野間氏騒動聞書。之れは前々より、一揆の百姓等に付き、寺院方が御慈悲筋願出で在つたので、罪人處刑前に此申渡を爲し、寺院方の盡力が、徒勞に終らなかつた旨を知らしめた。

三月二日愈々首謀者の刑を執行した。此日首謀者と斷ぜられた夫神村組頭淺之丞、百姓半平兩人は、領分境の中河原に於て斬罪に處するに決し、物頭佐治八右衞門町奉行加藤左仲目付下瀬彈右衞門代官早川林平等、騎馬にて先に立ち、次に鐵砲十挺三ツ道具二本、其後に淺之丞半平、其後を同心三十人騎馬二人固めて刑場に赴き、到着するや兩人に向て、

去々巳十二月十二日百姓共強訴之儀、淺之丞半平致ニ頭取一申談、領分之者共致ニ騒動一候段、甚以不届に思召重き罪にも可レ行所、御上之以ニ御慈悲一死罪に被ニ仰付一者也

と申渡した。兩人は動ずる氣色も無く「此度御領分百姓惣名代として、拙者共死罪仰付けられたのは、冥加至極難レ有仕合」と御請し、やがて刎首され了つた。見物人中には涙を流して、百姓の難儀を救ひ呉れた人々とて、惜む者もあつたといふ事である。

首謀者の捨札

處刑直後岡村河原に立てた捨札は

夫神村組頭　淺之丞
同村百姓　半平

右之者共、去々巳十二月十二日百姓共強訴之儀、最初より專申談、殊に騷動に不二罷出一村方へは火を掛け打潰旨段々不法之義申觸候に付、譯をも不レ知者共罷出、騷動に及び候段、吟味之上致二白狀一重々不届に付死罪に申付候。若し此以後右體法外之者有レ之に於ては猶更嚴科可二申付一候、兼て存二其旨一急度可二相愼一者也

未三月二日

首謀者の葬送

淺之丞半平兩人の死骸は、旦那寺浦野の東昌寺で貰ひ受けて葬送したが、此時同組の寺院は皆參列し會葬者も甚多かつた。傳ふる所に據れば、半平は鄉里に在て、俠氣ある男と評判されて居たが、入牢中十二月七日痢病に罹つた時（此時に同病三人あり、町醫に診療を命じたが、不在々は病氣とて、出懸けなかつたので吟味を受け、病用にて不在なりしならば、何方へ參り何時歸りしやなど尋ねられた時である）醫者に向ひ若し牢内で病死せば、犬死同樣であるから、是非共一度快癒するやう、御心配願ひたいと賴み入れ、幸に快氣に成り吟味の際には、一揆頭取は自分であると言ひ張つて、他には一言も發しなかつたと云ふ。小縣郡史　間屋日記

浦野組惣百姓の請書

此一揆は浦野組から發つたのであるから、村々惣百姓は重々不届の段、急度叱り申付けられ、次の請書を差出した。

指上申請之事

浦野組惣百姓去巳十二月十二日及二强訴一之儀、最初夫神村より相催し、不二罷出一村方へは火を掛け可二打潰一旨申觸候に付、譯をも不レ存者共一同罷出及二騷動一、幷在中村方により狼藉致右體不法之致方重々不届に候間、如何樣にも可レ被二仰付一之處、以二御慈悲一急度御叱被二仰付一候、右何も被二仰渡一候趣奉レ畏候御請印形指上候　以上

三月　浦野村　惣百姓　印

騷動關係者の重なる處刑

此騷動に依て處刑せられた重なる者は、左記の如くである。

死刑　夫神村組頭淺之丞　同村百姓半平

此二人の罪名は、岡村川原に立てられた捨札に認められて居る。此兩人は百姓棄て強訴を爲すべしと申出た、金次郎の動議に賛し、諸人を談らひ罷出ざる村方へは、火を懸け打潰すべしと申觸らし、諸人を威嚇煽動したるが故に頭取と極まつた。

永牢の者

永牢　家財家屋敷妻子に被下　田畑御取上　（田澤村庄屋　金次郎／夫神村庄屋　太郎兵衛）

金次郎は己年金納相場直段之義に付、當郷庄屋勘兵衛宅に寄合し節百姓直訴爲レ致可レ然旨發言し夫より事起り重々不届に候、乍去諸人をすゝめ候義は無レ之と雖も頭取同様の義に付急度可レ被二仰付一之處以二御慈悲一永牢と成つた。太郎兵衛は、百姓直訴之義は中挟村庄屋金次郎致發言候へども、村方へ直訴之義申聞指圖等致し、庄屋役相勤候身分に不似合の義不届なるも以二御慈悲一永牢と云ふのであつた。

追放の者

追放　田畑取上　（夫神村組頭　半次郎／同村百姓　忠兵衛／當郷組頭　喜左衛門／同村紺屋　武右衛門）

右等の者は、己年直訴之義淺之丞半平と申談、村方へも申聞け世話致し不届。中に就き武右衛門は、尤初直訴の願悉相濟不レ申故再訴之催企候段、其上二月九日百姓の内召捕候節奪還し可レ申由申出候由重々不届、御慈悲を以て追放と云ふのであつた。然此時病身にて歩行出來なかつたので、永村方預を命じた。

村追放

村追放　（村松郷庄屋　平十郎／當郷組頭　市右衛門／鹽田組保屋村百姓　小左衛門）

此内平十郎は、願之箇條世話致し庄屋に不似合の致方と云ふのであつた。

御叱りの者

直訴之義等閑に心得居り割番をも勤め居る身に不似合ニ付割番庄屋役取上げ閉門　田澤村割番　孫次郎
御叱りの上役前取上　越戸村庄屋　傳左衛門
御叱りの上役前取上　當郷庄屋　勘兵衛
御叱りの上役前取上自分慎　夫神村後見馬越村庄屋　小左衛門
苗字帶刀、御拜領物、御扶持共に取上　馬越村　藤四郎

御叱りの上役前取上

下奈良本村組頭　友右衛門
入奈良本村組頭　松治郎
夫神村組頭　孫左衛門
室賀村組頭　茂右衛門
岡村長百姓　定治郎

此外岡村近右衛門及其子皆右衛門、小泉村善五郎、盛左衛門、上田原村友右衛門、横山村要右衛門等は横山村庄屋五右衛門方へ踏入狼藉せし罪に依て閉門を命ぜられ、又田中組岩下村百姓藤之丞は、此騷動の罪では無く、目安下書を以て江戸に向はんとし、途中加澤村にて捕へられ、其罪に依て永牢の刑に處せられた。

此他騷動の罪に依り、手錠閉門等に處せられた者多かつた。今之を略す。（師岡史料）

在町役人御叱り

三月七、八兩日浦野組、鹽田組、小泉組の庄屋組頭を呼出し、御叱之上請書差出させたが、町方にても小牧村孫右衛門方へ押し懸けて、打潰したのは、町役人共にも、其責ありとて次の御請證文を町奉行に差出した。

町役人請書

差上申御請之事

一私共儀去々巳十二月十二日百姓及ニ強訴一、翌十三日町方之者も不ニ罷出一候はゞ、火を掛け可ニ打潰一之旨申觸候に付猥りに、相心得町人共一同に罷出、小牧村孫右衛門方へ罷越及ニ狼藉一候、右體不法之義申

觸候者有レ之候共、其節町役人共如何様にも取鎭方も可レ有レ之之處、於二役前一取計不二行屆一不埒之至に付、急度御叱被二仰付一候段二仰渡一候

右被二仰渡一候趣畏御請印形差上申處無二相違御座一候以上

寶暦十三未年三月　　惣町問屋年寄連判

御奉行様

町役人の悋御叱請書

然るに、町方より小牧村に、押懸けた者の中には、問屋年寄の悋の内で、血氣の者が加つて居た。取調の結果此等の者は親々より、御叱御請の證文を差出した。

指上申御請之事

一私共儀去々巳極月十二日百姓及強訴、翌十三日町方之者も不二罷出一候はゞ火を掛け可二打潰一之旨申觸れ候に付、不レ得二止事一罷出候様申候とも、右體不法之儀申觸候者有レ之候とも罷出で間敷儀に候。殊に其方共は役義をも相勤め候者之悋共に候處、猥りに相心得小牧村孫右衛門方へ罷越、及二狼藉一候儀重々不屆之至に付、急度御叱被二仰付一候段被二仰渡一候

右被二仰渡一候、趣奉レ畏候御請印形差上候處相違無二御座一候以上

寶暦十三未年三月八日

海野町年寄善之丞悋善　三　郎
原町年寄金兵衛悋　金　彌
海野町年寄曾右衛門悋文三郎
紺屋町年寄吉兵衛悋安右衛門
同　長左衛門悋角三郎
鍛冶町年寄安兵衛悋安　五　郎
同　八右衛門悋　左　吉

御奉行様

親々名前印

右之通悴共蒙二御叱一恐入爲二相慎一可レ申候

惣町々人御叱り

海野町問屋太郎兵衛悴文右衛門は、別段に呼出し御叱の上急度慎申付けられ、親太郎兵衛より御請證文を差出した。小牧村孫右衛門方へ罷越狼藉に及びしは、不埒之至りとて、惣町々人急度御叱りとの事で、原町分及紺屋町は八日に、海野町鍛冶町は九日に、本家借家を問はず全町の連名捺印の上、御請印形差出した。

此後三月二十四日、問屋年寄不レ残及町々惣代二人宛、呼び出し

一去々己十二月百姓共及強訴候節小牧村孫右衛門宅潰し候處、不二罷出一候はゞ火を掛け打潰旨申觸候に付、町方の者共一同罷越及二騒動一候儀、第一公儀御法度を背き上を不レ恐仕方にて、重々不届に候。急度御咎可レ被二仰付一事に候へども此度之儀は格別之御憐愍被二成下一候、此上彌公儀御法度御家之條目を堅く相守り商賣家職第一に可二心掛一、若し此末御作法相背に於ては、急度可レ被レ行二嚴科一候事

一右體不法之儀申觸候共同意致間敷候、自然此以後不法之義申觸候者有レ之候はゞ、召捕早々可レ致二注進一候重き御褒美可レ被レ下候事

一問屋年寄共、町人騒ぎ候節取鎭方も可レ有レ之の處無二其儀一於二役前一甚不念之至に候。是亦急度御咎可レ被二仰付一之處、以二御慈悲一御免被二成下一候。向後常々心を付け、町方にて不レ宜者は相糺し、差圖をも不レ用者有レ之候はゞ、事超過に至らざる前其筋に可二申出一候事

御條目にも被二仰出一候通、不法之企致候者於有レ之は、問屋年寄組合迄急度曲事に可レ被二仰付一事

一願訴訟等有レ之節は、其筋を以て可二申出一儀に候、惣て下之情正路に申出る様問屋年寄共常々心掛第一に候、御役人共も尚又被二仰置一候間其旨可二相心得一候、此以後御法度相背き候者有レ之候はゞ、是

迄よりは嚴敷被ニ仰付一候事も可レ有レ之候、下々風俗惡敷相成候へば、おのづから及ニ困究一候間此旨能々相心得、御作法堅く相守候様に可ニ心掛一事

右之趣一同町人共へも可ニ申聞一候以上

未三月

と申渡した。隨分入念の仕方であつたのである。於レ是在中町方共に、騒動の始末が終つた。問屋日記 寶暦騒動史料

騒動に關しての賞與は、三月十四日騒動の際、之を取留めんと盡力した廉で左の如く賞せられた。

米五俵　福田村庄屋　平四郎

同三俵　當郷村組頭　藤助

同三俵　夫神村組頭　茂右衛門

同一俵　當郷村長百姓　吉右衛門

鳥目一貫文　夫神村　義右衛門

一揆に參加せざり者

米二俵　野倉村　榮次

同二俵　岩下村　藤右衛門

猶村人皆正月二日門松を落ろしたるも、同様に落さなかつたのを賞せられ、西脇村庄屋半兵衛、同組頭惣兵衛の二人は、米二俵同一俵を與へられた問屋日記　崩格子には、紺屋町八幡神主常田大宮神主も、同じ廉で賞與があつたと記して居る。

此後五月五日、堀村宗四郎は「騒動の節志レ立一人不ニ罷出一右に付御年貢の内年々一俵宛生涯之内被レ下」と御五代様御事蹟に載つて居る。此は騒動の時參加出動を迫られた時、彼は曾て、藩公の草履取をした事のあるので、殺さば殺せ、燒かば燒けと云ふて、動かなかつたと云ふ。小縣郡年表

三月十五日藩では騷動處分も落着したので、役人の罷免を行ひ、郡奉行桂覺右衛門、同添役中村彌右衛門、浦野組代官赤座万彌其外岩崎吉郎次、船越伴右衛門、堀江傳兵衛、溝口專藏等の職を免じ、同時に騷動後一時、兼帶であつた安原太郎の郡奉行を免じた。

四月十日此度の騷動に就き格別骨折し廉にて、其功を賞せられた人々は

藩役人賞せらる

一御刀　岡部九郎兵衛
一五十石　佐治八右衛門
一二十石　服部十郎兵衛
一御上下銀二枚宛　加藤左仲
　下瀨彈右衛門
　小林平藏
　安原太郎
　内藤彌平
　寺尾小一郎
　船越茂平
　江藤角次

一金二百疋
一金百疋宛

岡部九郎兵衛逝く

此外小頭中一貫文宛、組衆にも亦賞與する所があつた、岡部九郎兵衛、空前の上田藩大百姓一揆勃發の時に於て一身を挺して其鎭撫の衝に當り、其措置宜を得て、速かに靜穩に歸せしめた岡部九郎兵衛は、心身の過勞が原因と成つたのか、十三年十月病氣起り、十二月には漸く重態に陷り、二十六日頃には病革まるに至つた、此時家中の人々を招き振舞をなし、我等事は最早餘命幾何もなかるべし、騷動の跡宜しく賴み入る　と告げ二十九日卒去した。岡部の訃に接した時、領内百姓迄皆其死を惜み、悲歎の涙に

くれし者も多かつたとの事である。未だ而立の年にも達し無い年輩で、上田空前の事變に遭遇し、古武士の精神態度を以て前後の處置に當り、百姓を安んじ主家にも其累を及ぼさずして事を治めし名家老岡部九郎兵衛の死は、氣の毒であり、又上田藩の爲にも、可惜事であつた。

上田藩と親類筋の羽州上ノ山藩も、金納直段の事が主因で、百姓一揆が延享二年に起つた。此時に藩主は在府中であつたので、家老山村縫殿助が自分一人の責任で、全部の願筋を承認して事を治めた。此時の狂歌に「上下のやぶれほころび多けれど　たゞひとりにて縫ひをさめけり」といふがある。上田騒動の時には「岡部にて見ても智勇の御郡代、御九郎兵衛民もをさまる」「今までは手箱の中の丸鏡、ふたをとられて光る九郎兵衛」などの狂歌があつた。

上田騒動の張本人と認められた、百姓半平は我こそ一揆の頭取なりとて、他に一言も發しなかつた、との事であるが、延享上ノ山百姓一揆の頭取仁左衛門は、如何なる拷問にも屈しなかつたが、自分白狀せば他の者、迷惑免るべしとの事に、然らば白狀すべしとて、夏中の一揆は皆私一存で起した事故、我身を八ツ裂きになし、他の人々の罪科は皆免じて下されたい　と申述べたのみで、後に念珠を貰ひ念佛三昧に日を送り、刑場に赴いたと云ふ。

上田騒動の時、一揆を取留んとした廉で、賞與を貰つた人々があるが、如何なる人で如何なる行動を爲たか、未だ知る事を得ないが、上ノ山騒動の時には、宇留野春雄と云ふ町醫者が、非常に取鎭に力を盡し其効があつたと云ふ、此人は常々貧民には無料で診療し、金持からは四、五倍の藥料を取つたと云ふことである。町家打潰しも行はれ、不正の御用達や、圍米を澤山持つて居た者など、皆目指されたのであるが、米屋吉野屋長兵衛の打潰しに、懸らんとした時、一揆の中の一人之に反對して、長兵衛の父甚吉は享保五年の凶作の時、米澤より米を澤山買ひ入れて、時の相場より安値に賣捌いて、町村の難儀を救て呉れた恩人である、今日其恩を忘れてはならぬ、と云ふや皆尤ととて、打潰の手を下さないで、

他の家に向つたと云ふ面白い話がある。

騒動の原因

上田騒動の原因　上田騒動の原因は、百姓願筋の條件に依て、略其要を察することが出來るのであるが、小縣郡年表には「按に此舉一朝一夕の故に非ず、先々侯二十餘年の在職にして、國政は有司に委ねられ、侯は雜劇相撲等の遊戲に耽り、國力乏しく聚歛の臣中村彌右衛門專ら信任を得て下民を刻し」（四、五年前青木村の民三十八戸一時に離散す、他も亦推知すべし）遂に十一年の强訴を來たせり。然共諺に云、雨降りて路固まるの諭の如く、此舉により侯にも深く恐縮せれ、速に遊興の具を廢し儉約を守られしかば諸有司も亦頗其面目を改めたりと云ふ」とあるが忠愛の代には享保十五年屋形燒失の事があつた、之に就き小縣郡年表は「之れ君侯遊興に耽らるゝの致す所と流傳す」と記して居るが、元文元年には藩公矢場に於て、相撲見物をなし又馬場にて曲馬を觀覽した事があり（忠愛公御事蹟問屋日記）又民間記錄であるが上田縞崩格子には、奥女中には見目能き女五十餘人を召抱へ、御館には東海道五十三次の茶屋を仕掛け、其一軒々々には、女中一人づゝ其所土地の風俗を寫し飾り、名物いろ〳〵の茶屋物を仕込み、酒肴取り持ち日夜朝暮の御なぐさみをし、などゝ云ふ記載もある所から推し考ふる時は、忠愛が奢侈遊興に耽りし事は、事實と思はれる。其後を承けた忠順も、同じく遊樂奢侈の事があつたであらう、其上此代には遊獵も度々行はれ、領内の者大に之に苦みしは、記錄に散見して居る、其内で寶暦八年十月十一日前山村の狩の如きは、家中は惣出で御供をなし勢子二千人の徵發を申付けたのである（此時の獲物は鹿一疋隨分大仕掛の狩獵であつた。

忠愛の時遊興多し

忠順の時遊獵奢侈に耽る

藩財政難取凌ぎ法の所にて述べしが如く、江戸幕府時代中葉頃よりは、諸侯多くは財政難に陷つた。さりとて收租の率を高めて增稅することは、何れの方面に對しても、容易に行ひ得べき事で無い。依て借金に賴て一時々々の急を凌いだのである、經濟錄に「今の世の諸侯は大も小も皆首を垂れて町人に無心を云ひ江戸、京、大坂其外所々の富豪を憑み其續け計にて世を渡る」とあるが其である、我上田藩の如きも、其例に漏れなかつた樣である。然し借金は借用期限に達すれば、元利返濟すべき義務

があり、其約束が履行されぬ時は、借主は追々と無くなる。其處で家中よりの借米をする、家中の者は藩公が、扶持を宛行て居るので、半知に減され猶其上、上納米を申付けられても、先以て長て御請はする、けれども其暮の取續きは困難で、家中の躰面を維持するは容易で無いから、決して難有事と思ふ筈はない、故に之れとても或る程度に止める事を考へねばならぬ。借金も家中借米も、不可能に成つた時藩主にして、奢侈遊興に耽るが如き事あらば、其費用を捻出する必要がある、其所で中村彌右衛門の如き、所謂地方巧者の者が擢用されて、一例を擧ぐるならば、運上上納者には、千曲川の一定區域間の漁業權を差免るすとか、金納相場を高めるとかして、收入の增加を計るのであるが、此等は何れも皆人民の苦しむ所である。年貢を納める爲の存在の如く、考へられて居た百姓とても、藩公遊興費のために重荷を負はせらるゝを考へたなら、不平不滿は當然で、然も其が、訴ふる所無しと云ふに於ては、たとへ一揆徒黨が嚴科に處せらるるを承知し乍らも、遂に起て強訴するに至るのである。又町方の樣子を見るに、寶曆九年には町方は藩より、申付けられた御用金も納めなければならぬ、其上去年より支辨した日雇賃錢は、百二十七兩にも及んで居り、町方は頗る困究して居るので、御祭禮後毎年勤める殿樣御好の役者踊藝は、入費が嵩む故、本年は御止めに願ひたいと申出たところ、御用金御用捨無レ之彌可二差出一事、御好踊は吉例なれば御用捨無レ之輕く申付候事、と申渡された、當時の町役人日記に、御情も無レ之被二仰渡一候、と書いて居る。又此祭禮の後屋形前の廣場で、殿樣御好踊のあつた時、群集の者二回迄も騷ぎ立てた事があり、十二月には在方向三萬石の者晝夜大騷ぎをなし、御先手の衆二十人出張した事もあつた、町方在分共に不平怨嗟の氣分が漲て居たのである。

寶曆騷動の頭取は、其地方の德望家とか門閥家とか或は學問ある識見家とか云ふ者で、名が領內に知られて居た人では無い、然るに此一揆が、浦野組夫神村の一角に其端を發し、其等の煽動に依て上田領殆全部響應して一時に騷出し、又町方に於ても願筋を要請する等より察すると、領內悉く藩の爲政に、

牧歛の臣採用さる

町方亦怨嗟の聲高し

無情の政治

騷動の首謀者は地方名望德望家にあらずして徒黨する者全領內に亘る

不満を抱いて居たのは明である。

鎮撫の方法

一揆鎮撫の爲めに多くの諸領主が執つた方法は、先づ最初に、願之筋有之には、正當の順序を踏んで願ひ出づべしと叱り諭し、若し之を聽かざれば、願之趣は全部聞届くる故、速に退散すべしと申渡す、猶其時一揆に參加した者の罪科は、悉く之を問はぬとまで、申聞ける事もある。朴直な百姓等は其申渡を信用して一揆は退散し、昂奮狀態から靜穩に復した頃、隱密探偵を出して其首謀者を檢擧逮捕する、然して後一揆願筋は聞届け難しとて、願書を却下するのである。安心して退散した百姓は、既に首謀主動者の指揮を失ひ、再び出願再擧の氣力も無く、泣寢りに了るのである。此惡辣なマキアベリズムに依て鎮壓に成功したことが多い。上田藩の寶曆騒動鎮撫の方法は、此の如き惡辣な方法で無く、家老岡部九郎兵衞は一揆に向ひ、願之趣は江戸表に出で、藩公に申達した上、願の筋聞届けらるゝやう盡力することを誓ひ、歸藩の後は願の筋で聞届くべきは早速之を許し、然らざる者は充分不許容の理由を申諭し然る後公儀禁制たる徒黨強訴一揆を企てた廉に依て、首謀者を召捕つたのである。

寶曆騒動に於ける岡部の措置

第二節　天保稻荷山騒動

川中島上田領の中、稻荷山村は、昔から浮浪人凶暴の博徒など入り込む者多く、隨て治め惡い所と云ふ評判が有つたとの事である。天保四年に凶作、又七年に大凶作で、穀類の値段は暴騰し、何處にも飢餓に頻する者が續出するに至つた。八月廿五日の夜、此地の暴民徒黨して、平素其富裕を羨み且嫉惡して居た、田中友之亟（此田中は村高の六、七分程も所有して居た高持であつたと云ふ）其外六名（皆田中に次ぐ高持）の居宅を襲ひ、打潰しを行つた。此急報に接し、上田藩より郡奉行彦坂三郎兵衞、代官松村次郎大夫が、先手足輕を召連れて、急速鎮撫に向ひ、翌廿六日の夜、物頭白瀨甚左衞門、御近領御手當村上右左衞門、尾崎熊五郎、目付岩崎忠右衞門等が、醫師本道一人外科一人、其外人數凡百五十人程召連れて、稻荷山に出張した。此時の

暴民蜂起す

上田藩入數稻荷山に向ふ

原町問屋日記に、天保七申年八月廿六日の條に「昨夜稻荷山村騷動、田中友之丞外六軒打潰し候由に付郡御奉行御代官様御出の由、今夜に入り御目付様御物頭白瀨甚左衛門様其外、御近領御手當の方々、御出張被レ成候由」とあるは、其である。然るに近領手當の人數が、未だ稻荷山に到着しない前に、先手足輕の手で、一揆は鎭定することが出來た。此時一揆徒黨の眞犯人頭取は、逸早く逃亡し、其他の者は吟味の結果、情狀大に諒察すべき點もあつたので、寬大に處分して、事速に治まつた（師岡史料、永井文書、問屋日記）

左に此時上田藩より、幕府に届出た所を記載して置く

私領分信濃國更科郡稻荷山宿に、去る廿五日夜、何方の者共不二相知一大勢罷越、同宿裏手稻荷山より篝火を焚き、峯通山中境宿内にても數ケ處同樣、夫より宿内所々理不盡に打崩候に付、卽刻人數差向候へば逃去候、内六人召捕置申候、委細之儀は未二相知一候得共、先此段御届申上候　以上

八月廿七日　　松平伊賀守

御別紙

別紙御届申上候狼藉之者共、若此上領分に罷越、及二理不盡一候儀難レ斗御座候間、領分境に家來差出置、利害申聞取鎭候樣申付、候若不二相用一不法之働仕、難二取鎭一候はゞ、鐵砲にて打拂、品に寄り玉込相用候ても不レ苦候哉、此段奉レ伺候以上

八月廿七日　　松平伊賀守

幕府指紙

伺之通時宜に寄玉込をも相用候樣可レ被レ致候

九月七日上田藩、其後騷動の樣子を幕府に届出てた、其報告は次の如である。

私領分信濃國更科郡稻荷山と申處に、去月廿五日夜、何方之者とも不二相知一、大勢山手より宿内に罷越、處々打崩及二不法一候間、人數差向候處逃去候、内六人召捕置候、右稻荷山之儀は、他領境手遠の

場處に付、様子等早速難ニ相知一、山手より大勢罷越候に付、全く他領之者と存込、先右之趣御届申上候處、逃去候儘不ニ相越一、穏に相成候に付、人數は爲ニ引取一申候、召捕置候者、相糺候へば、他領之者には無レ之、領分稲荷山の百姓共にて御座候、宿内之者共に、遺恨等有レ之右之次第に及候哉、難レ忍儀有レ之候者、何も可ニ訴出一之處、無ニ其儀一及ニ不法一候段、右者他之引合無ニ御座一、領分限之儀に御座候間、在所役所に於て吟味申付候、兼て御用番に申達置候儀に付、猶又御届申上候間此段申達候以上

九月八日

松平伊賀守

（松平家日乗）

第二十一章　騒動史

第三節　明治二年騒動

明治二年騒動

騒動の主因

明治二年八月上田藩管下に、百姓一揆が勃發し、亂暴狼藉を極め、打潰放火等大に行はれ、其被害は甚しかつた。

騒動の主因　百餘年以前上田藩内に起つた、寶暦騒動とは、其原因が大に相違して居り、藩主始め上役人に對する、施政上の不平不滿が主因と成て強訴したものでは無い。諸記錄を綜合して、考察すると一、貢一分金に依る損害。二、諸物價の騰貴殊に凶作に由る米穀の高値。三、御用金即調達金の調達困難等が此騒動の主因と見る事が出來ると思ふ。以下此三項に就て、略述する。

上田領は此數年來、米の稔が宜く無かつた、分けても明治二年は陽氣順調でなく、霖雨暴風の災厄も之に加はり、作毛の收獲は、半毛にも及ばなかつたのである。又此頃年々諸物價は奔騰して、世人を驚かしめた程であつたが、此年の不作を見越して、米穀の値段は、未曾有の高値と成つた、天保七年凶年の時、其年十月の上田町米相場は、金一兩に上米四斗四升、中米五斗二升、下米六斗であつたのに、此年には。漸次騰貴して、金一兩に一斗或は九升、遂に七升五合と云ふ、高値に至つた。此爲めに、其日暮しの百姓町人等は、其日を送り兼ねて富裕の者に日雇をして、漸く口を糊する者も、甚多かつた。かゝる有樣の所へ、二分金の贋物が、多く入り込で來て、折角汗水流して鬪を飼たり、日雇稼に骨折て働いたり、又僅な農作物を賣拂つたりして、折角手に入れた其金の中に、贋金とも知らずに受取つた者があり、其を持參して市場に出で、生活必需の米其他の物を、調へんとする際に、此は贋金とて、刎ね除かれ、二分の金貨が無價値と成れば、必要だけの買物も出來なくなる、折角働いた詮が無いばかりか、直ちに其日の暮しにも差支へることに成る。又農家で金を得る、殆ど唯一の繭賣上の其中に、此種の通用出來ない贋金が交て居た事を知つた時、農民の失望と憤怒とは想像に難くない。

米穀の高直

贋二分金の出現

此贋二分金は、維新の際財政難を救ふ爲に、諸大藩に二分の新金を鑄造する事を許した、所が何時しか其贋せ物を鑄造する者が出で、銀台鍍金、銅台鍍金の二分金が、澤山世の中に出るやうに成つた。此時極めて惡質の商人中には、其贋二分金百兩を、僅三、四十兩程で買ひ入れて、其を以て諸物品を法外の高値で購求し、非道の利を貪つた者も有つたと云ふことである。此贋二分金は當時「チラヤ金」と謂ふた、其は質が粗惡であるので、石の上に投じても、金の響を爲ないからであつた。

チヤラ金

銀台、銅台鍍の二分金

明治二年六月廿日金五萬兩の調達金が、上田領分内に申付けられた。未曾有の大金であつたので、各組への割當も、中々多かつた（一例を擧ぐれば鹽尻組六千三百五十五兩の如し）。其も八ケ年一割五分の成崩返濟と云ふ條件であつた、村役人は多額の割當故、身元宜しい富裕者の外、左程暮向裕で無い者に迄割當申付けた。時恰

調達金に就て不承服を唱ふる者あり

も諸物價殊に米穀の如き、生活必須の物が高値に苦んで居り、賦金の爲には迷惑損失を被て居たのであるから、元來御用金は身上宜しき者に、調達させるものである、然るに此度は其力の無い者に迄、申付けたのは怪しからぬ、など不承服を唱へる者多くなり、やがて、之れ必ず村役人共の、取計宜しからざるに由ると臆測し、之を憤り、且恨むに至つた。

騒動の經過

騒動初發地入奈良本村

騒動の經過　此騒動の起つた所は、上田藩管下小縣郡浦野組入奈良本村であつた。明治二年九月上田藩より、朝廷に上申した書中に「入奈良本村之儀は、山添の僻邑にて、此三數年來連りに荒歉に罹り、闔邑倉貯の空乏最早數十日を不レ支至急之勢に迫り、人心之恟々たる事、又他村の比に無二御座一候、加レ之風土之所レ使レ然歟土人之心殊に頑固難レ諭」とあつて、人情風俗も頑固で、他村とは異つた所が、有つたかも知れないが、食糧は缺乏し、生活の不安困難は他村より一層甚しく、逃散か強訴か何れかに依て、究境を脱しなければ、生きて行かれないと云ふ慘狀に在つたので、先づ唱へ先づ發したのが、此村であつたのは、當然の事かと考へられる。そして首謀者が一揆を起す時期を、藩知事が新夫人を携へて上田に歸る其時を選んだのは、藩主不在の時強訴するも、事の裁許が手間取れる、此ためしは、既に寶暦の昔に在つたので、藩知事歸藩の時としたのではあるまいか。

（掛史料、松代町史右物語）

藩知事新夫人と歸藩の日一揆起る

入奈良本村鄉藏前の張紙

明治二年八月十六日、入奈良本の鄉藏の前に、誰が書き何人が張つたか分らない、捨文が張出された。

難澁願之事

一賣米七升五合に御座候へは誠に極難中（澁及）吸表會所へ願出し二斗代の相場に相成用早速御（様）宗團可レ被（相談）レ下候此だん事不速と申物是あらば其者（足）の内打こはしに御座候早々以上

八月十六日夜正四ツ時に出立可レ被レ下候

此張紙には當て字が多い、或は故意に認めたものかとも思はれる。

前述せし如く、當時種々の事情から、上田藩管内の小縣郡民衆は、究乏に苦み、饗金に憤恨する者も多く、其等の人々の中には、心窃に事變の起るを望で居た者も、尠く無かつたであらうと思はれる。かゝる際に、前記の如き張紙があり、又煽動する者も有つたので、十六日の夜、夫神村の河原に集まつた一揆の人數は、頗る多かつた、此有様は殿戸村庄屋で、當時入奈良本村兼帯であつた、小林眞七郎より、早々上田表に注進に及んだ。藩は打捨置くべきでないので、早急吏員を差遣して鎮撫せしめたが、其詮無く民衆は其數を増し、又後より遣はした官員の、說諭も制止も耳に入れず、捕亡を負傷せしめ、押し通り、驅け抜ける者も多く、其内に小泉組鹽田組の村々よりも、此一揆に參加するもの馳せ集り、人數は益多く成つた。諏訪部橋を渡つた時、領事久松新五左衞門が、郡奉行代官其他の吏員を引連れて諏訪部橋際迄出張し、說諭の上制止しやうとした。けれども一揆の者共は、青竹に木綿の切れを結び付け、旗吹流様の者を拵え、其を押立て後より無暗に押し進み、制止しやうとする役人の、側を駈け抜け駈け抜け、先に進んだ者共は、喊聲を揚げて、一散に坂下より新町西脇の方へ、押進む道すがら、商店打毀しの亂暴を働き、遂に大手まで押寄せた。此少し前に施政堂判事より

在中之者共多人數徒黨ケ間敷騒立、追々御城下に入込候に付、其筋役々にて取鎭申付候間、如何様の儀有レ之候共猥に動揺無レ之様可レ被レ致候

右之趣申達候様執政中被二仰聞一候事

八月十七日

施政堂判事

と申觸れて、町方の動揺を戒めた。此時一揆を鎭制するに、兵隊の力を以てすべしとの說ありしも、藩は其議を斥け、人民愁訴歎願の儀なれば、說諭して鎭撫すべしとの說を採り、執政師岡主鈴等、大手先より原町邊迄出張したが、其詮は無つた。依て藩知事親ら馬上にて大手迄出張に及び、願之趣は聞届け遣はすから、惣代の者願意を認め差出すべし、と申諭せしも、狂亂奮昂せる一揆の耳には入るべくも

八月十六日の夜一揆夫神河原に集る殿戸村々役人一揆蜂起を注進す

藩役人出張說諭其詮なし

諏訪部に於て久松領事一揆を諭す

城下町續の民家を荒らす

執政町民の動搖を戒しむ

藩議說諭鎭撫に決す

藩知事自ら諭す

無く、唯喧々として、妄言申募るばかりで、如何なる珍事出來せぬも、測られない形勢であつたので、知事は一先屋形に引取り、命じて揆一の者を、大手城戸内に導き入れ、學校、作事場、稽古場、矢場の四ケ所に分置し、食を與へ說諭する所があつた。此時の人數は、六七百人程であつたと云ふ。

一揆を城内に分置す

夜に入りて亂暴狼藉を恣にし遂に町家に放火す

夜に入て、大手外に集つた一揆、及後から續々と村々より、馳せ集つて、一揆の衆と相合したるもの暴動を始め、町内の商店其災害を蒙むること、甚大であつた。これは晝間一揆の者が、町家に對し亂暴狼藉を働くので、町家の者も憤に堪え兼、屋根に登り屋根瓦を、一揆の群集目懸けて投げ付けた。此事を非常に憤恨した爲であると云ふ說もあるが。一揆の暴行は遂に其極に達し、火を放て町家を燒拂ふ事まで、敢てするに至つた。火は先づ海野町問屋柳澤太郎兵衞宅に放たれた。一說に、問屋に放火したのは藩士の一人が、一揆の怒を買ひ一揆の爲めに追はれ、海野町問屋方に逃込んだので、一揆の者之を探せしも、見當らなかつた所から、火を掛けたとも謂はれる。放火は此他にもあつたのは、後で放火の爲めに、火の包みを投込みしも、幸に消えて、出火に至らなかつた事が、發見されたので明である。故に前說の如き、事情からのみではあるまいと思ふ。

放火の企ては諸所に其形迹あり

大火災に至りし理由

此火事の時、一揆等は聲々に、此火事を消す事に盡力する者あらば、打殺すべしと叫んだので、皆をぢ怖れて、火を消す者無く、只燒けるに任せて居たのである。かくして遂に

町家の燒失

海野町不殘戸數百五十五軒、人數八百二十一人
横町二十三軒和泉屋前にて燒け止り人數百十四人
原町三十二軒西側は産物會所にて止り東側は島田万助宅にて止る人數二百六十三人
辨天前御長屋四軒類燒
合計燒失二百十四戸

（右物語、問屋日記）

の大火災と成つた。享保十五年の大火も、及ばぬ程である。十八日の朝に至り、城内四ケ所に分宿させ

願の筋は書面に認めて差出すべきを諭す

人民の願筋

願出ケ條

金納の事

て置いた一揆の者共に、重ねて懇々と說諭して、相談の上願筋を認めて差出すべし、とて城外に出し同時に此旨を、大手外の群衆にも申聞けた。一揆の者も漸く其意を躰し、川向三ケ組の者共は、下河原に鹽尻組は向源寺に集會談合の結果、夕刻に至り、村々から三四名の惣代が、願書を差出して追々退散の途に就いた。田中組國分寺組の兩組よりも、追々押出して來たが、藩吏常田大宮に出張し、說諭の上引き取らせた。

此騷動の時、差出した願筋は、村々連合で出したもの、村々限で出したものなどで、隨て其ケ條の多きもあり、少きもあつた。今之を左に記載する。

願出ケ條

金納の事

一中之條相場に被二仰付一度事　鹽尻組。下之鄕村、岡村、仁古田村

一御本領並に致度事　鹽田組二十二ケ村。上田原村

一伊那縣相場　兩奈良本村、殿戸村、越戸村

一町相場より一斗安　小牧村、諏訪形村、築地村、御所村、中之條村、下之條村、神畑村、兩室賀村、兩小泉村。洗馬組

一五升安　時の相場より　中村、中挾村、馬越村

米相場の事

米相場の事

一米相場一斗五升に致度事　鹽尻組

一米相場平均二斗位に致度事　鹽田組。沓掛村、中村、中挾村、夫神村

一米相場下値に致度事　當鄕村、入田澤村、兩奈良本村、上室賀村

一飯米麥等相當の値段にて賣買致候樣被二成下一度事　洗馬組。武石村、仁古田村

割番廢止の事

在分役人の事
一割番廢止の事　總組總村々不レ殘
一村役人三年替り村見立の事　鹽田組。鹽尻組。上田原村、下之郷村
一村役人年替り村見見之事　兩奈良本村、殿戸村、越戸村、洗馬組
一村役人村見立之事　沓掛村、入田澤村、夫神村、福田村、岡村、中村、中挾村、村松郷、仁古田村、吉田村

二分金の事

二分金の事
一二分金不通用にて難澁之事　總組總村々不レ殘

御用金の事

御用金の事
一御用金御免之事　鹽田組。鹽尻組。中村、兩奈良本村、夫神村
一陽氣宜敷年迄延願之事　越戸村、當郷村、上田原村
一日延願之事　沓掛村、入田澤村、殿戸村、福田村
一來作取入迄延引願之事　洗馬組。吉田村
一是迄の調達金御下ゲ願之事　中村、中挾村

運上冥加鑑札料の件

運上冥加鑑札料の事
一産物改の外諸運上御免之事　洗馬組
一諸運上冥加共御免之事　福田村、吉田村、入田澤村
一諸運上御免之事　鹽尻村組か。夫神村、村松郷
一産物御運上幷過役御免の事　鹽尻組
一上納の外過役の分不レ殘御免之事　洗馬組

一諸役御免之事　下之郷村
一諸鑑札幷冥加御免之事　福田村、吉田村、入田澤村、中村、中挾村

出人の事

出人の事
一出人御免之事　鹽田組。兩奈良本村
一出人催合御免之事　鹽尻組。中挾村
一出人御直抱之事　中村
一出人給金時々の振合之事　上田原村
一出人給金五割增之事　岡村、仁古田村

定代等の事

定代等の事
一定代下ゲ之事　村松郷、沓掛村
一定代盛組中平均之事　洗馬組
一定代三俵五分願之事　福田村、入田澤村、中村、中挾村、殿戸村、夫神村、兩奈良本村、上室賀村、吉田村

無地貫の事

一無地貫年貢御免之事　兩奈良本村、沓掛村、馬越村
一檢見上中下下々の毛附にて上納致度事　中村、中挾村、入田澤村、福田村、吉田村
一田畑高貫之場處有レ之御高慣願之事　夫神村

田役米御免の事

一田役米先年分御免被レ下度事　洗馬組

御藏詰之事

一組夫錢は小割に被二成下一度事。山年貢は半數に被二成下一度事　兩奈良本村

御藏詰の事

一御藏詰之儀、一体悪米勝之場處に付、金納に致度事　洗馬組

一御藏詰之儀は斗切之事　鹽田組。上田原村
一御藏詰之儀並米納斗切之事　小牧村、諏訪形村、御所村、中之條村、下之條村、神畑村、築地村、兩小泉村、兩室賀村

御用捨米の事

御用捨米の事
一四十五俵の御用捨米永引に願候事　中挾村
一御用捨米之儀是迄通永代に致度事　上田原村

御手當米の事

御手當米等の事
一夫食明午作取入迄御手當被レ下度事　入田澤村、中挾村、村松鄕、福田村、吉田村
一當作取入迄難澁者へ御手當被レ下度事　夫神村
一來午作取入迄酒菓子御差留之事　上室賀村、夫神村
一米持合の者より時の相場にて勘定致候樣願之事　武石村
一飯米行届兼候に付御觸の通願之事　岡村

此外

一急速金札御引替金御下ゲ被二成下一度事　洗馬組
一傳馬大才料不用被二仰付一度事　同前
一萱、薪、苅豆時の相場にて納度願之事　總組總村々不レ殘
一薪伐賃直上ゲ之事　沓掛村
一夫錢村夫錢元帳一帳づゝ、村總代へ御渡可レ被レ下事　夫神村
一產物東京御改の外御免之事　下之鄕村

買上物の事

以上は總組村々不殘より、願の分より一村限願の分までの願の條を記したのであるが、藩廳にては取

開届或は調べの上取計ふ件々

急ぎ審議の後

一割番役廃止之事承届候事

一三役人之儀入札を以て可ニ申付一事

一當作取入迄難澁者へ御手當の事早々取調差遣可レ申候事

一御用捨米の儀は無論願通りの事　但御手段中用捨の類は右之外の事

一御買上物之儀は願之通りの事

一御藏詰之儀は斗切之事　但升切は取立候事

一洗馬組田役米之儀は兼て差免可レ申心得、取調置候に付承り届可レ申事（參考）此田役米と云ふは、實永三年差出帳にも有り、洗馬組のみ年貢以外に納めて居る、小縣郡年表に眞田、原、横尾の三村にて米八十九石餘を納む、之れ天文年間幸隆箕輪に奔走の後此三村の民其妻子及支族の危急を見るに忍びず年々見繼ぎ供せしが遺習後例となりしもの此田役米なりと云ふて居る

田役米

一酒造菓子の分兼て沙汰に及候迄は差留置候事

一米相場下直に致度事願之通可ニ申付一事

一上納米の儀は豊凶に不レ拘、格別入念に不レ及候。併上納米の儀に付ては、銘々心付相納候様可レ致事。但土地柄に寄り米性悪敷は不レ苦候得共、粗略の取計無レ之様可レ致事

一苅豆之儀は昨辰年より用捨致置候事

一洗馬組大才料の儀願之通りたるべき事

一御用金之儀は素々身元宜敷者へ御頼相成候處、斯る陽氣に付暫御見合之事

一前々調達金御下ゲの儀は幾重にも御割り下ゲ被レ成度思召に候得共、兎角當場御手操も無レ之義に付、御手操つき次第御割下げ可レ有レ之候事

一二分金不融通難儀の趣、尤も至極に候、既に上にも御心配被レ爲レ在、信州各藩申談、一國通用の札摺立最中、並治下限りの札朝廷へ相伺是又摺立相始候間、右の分幾重にも繰合可レ致候得共、尚融通悪

敷候はゞ朝廷へ歎願致し遣可レ申事
一定代之儀は地位取調之上可二差免一候事
一米直段下直之件は、精々下直に相成る様致し遣し可レ申候得共、其時の相場に付、豫め差定め難く候事
但救助の爲拂下げ候節の相場は格別之事
一諸運上冥加之儀は、當支配所々振合も有レ之且土地柄に寄、相違の品も有レ之候に付追て取調可レ申事
一無地貫之儀追て取調べの上差免可レ申事
一上納米相場之儀は。取調べの上公平の所に相立可レ申事
一田畑高貫之地所之儀は、追て取調の上可二申付一事
一出人之儀は追て取調べ可レ申事
一鑑札料は全く手數料位にて、夫迄も上の爲に相成候義にも無レ之、治下極難の者の御救助の爲め、籾御圍日に三合づつ被レ下候事に候得者、矢張是迄通差出候様

願筋に對し寛大なる裁許

の如く直ちに差免るす者、取調詮議の上、許容又は適當に取計ふべき者、及許容すべからざる者とに分ち、役人手分け出張して通告說明した。此願條件に對する處置は、出來るだけ寬大公正に、取扱つたものと思はれる。之れ明治維新の賜であらう。

騷動に就き藩中の意見を問ふ

一撰に就き藩中の意見を徵す　八月二十一日藩知事忠禮は、此騷動に付自ら罪するの書を藩中に下し、騷動善後の策に就き、各自の意見を徵した。

聞届がたき事

今般管下村々擧て騷擾及二愁訴一候儀、一同令二一覽一候書面之通りに候、是全く我等政事不二行届一、積年之舊弊洗濯不レ致、因循今日之大辱を釀し、牧民の天職を失ひ候儀、上奉レ對二朝廷一、下庶民に向ひ、謝する所を不レ知事に候。自今以後、深く自ら罪し、戰兢勉勵、薪に坐し、膽を嘗むるの前事を踐み、速に庶民安堵せしめ度、心願此事に候。苟も救究綏撫の道に、益ある義は、大小となく、盡く之を聽

き、日夜従事以て、實績を擧げんと欲す。右見込有レ之面々は、我等身上之事に至るまで、聊無二忌憚一封書に致し、議政堂へ申出、未曾有之過失を補ひ呉候様頼入存候事

但究を救儀は至急之事に候得者、明二十二日を限り可レ申、尤同案之向は連名にて不レ苦候事

藩中に町方の感情を害する事なきを注意す

翌二十二日、藩中一統に向ひ、

藩中之面々家内々々に至る迄、此節柄市中に爲二見物一、罷出候趣相聞、右は町方人氣にも、差ひゞき不二相濟一事に候、尤一人並用事等にて、罷出候義は格別、見物ケ間敷、罷出候義は、決して不二相成一候　と申渡し、此際苟も町民の感情を、害する如き事無き様、注意を與へた。

民政廳藩知事の心事を諭達す

翌二十三日には、民政廳をして、藩知事の意の在る所を、次の如く町方の者に告げしめた。

此度郷中の小民等が、擧つて愁訴に及び、其際多人數の力を頼み、亂暴狼藉の振舞をなし、終には町家へ火を掛けたり、又打毀しなどした、其爲めに市中遭難の者は、寢ぬるに家無く食ふに食物無しと云有様で、途方に迷て居るのは、深く氣の毒に思ふ。此様な事態に立至つたのも、つまり是迄救民治濟の方法が、能く行き届かなかつたからと、自分から反省する次第である。今迄下々の心持が、上に通じないで、此度愁訴に及んだ事柄の中、理由あり尤と思はれる事は、聞き届け遣はし、人民撫育の事に、好い成績を擧げやうと晝夜苦慮を續づけ、一視同仁農商の區別も、市在の分ちも立てず、皆本業に安んずるやうにと焦慮はするが、皆の者既に承知の通り、財政難で何分思ふに委せぬ次第で、甚遺憾に存じて居る。家中の者共も、我心持を體して、若し自分等が出來る事ならば、如何なる仕事なりとも爲して、人民の究苦を救ふ一端ともし度と申出たのは、滿足に思ひ、之を差し許した。そして其仕事は差當り、燒失後の跡片付、灰かき、曲輪内や其外御林の竹木など、伐り取る如き事にも從ひたいと申出た。依て遠慮なく手傳を頼み、一日も早く落着くやうに致すがよい。

藩中の者町家燒跡の片付に從事せんを乞ふ

藩知事忠禮が、領民騷擾強訴に及びし事に就き、深く自ら責め、一日も速に庶民を安堵せしめたい、

と云ふ藩中へ與へた書付は、藩中を大に感動せしめたと見え、今迄は賤役と心得て居た、火事場跡の灰片付、然も平素町人共と、輕侮して居た者の、町家燒跡の仕末や、御林の竹木の伐出などの仕事にも、共々働きたいと願出て、之に從筆するに至つたのである。深く濟民の事に、心を用ゐた知事の心持は、諸方面の救濟處置にも表れたので、民衆の中に、知事に對する、怨恨の聲は聞えなかつた。

藩知事に對して怨聲無し

在分の者灰片付助力を願出づ

燒跡の灰片付には、藩中の者も手傳ひ、又房山、山口及洗馬組輕井澤村よりも、町方燒失多分に付、灰片付に人足差出度旨、願出で聞届けられ、廿九日に房山口より五十人、輕井澤より五十人。九月朔日に、輕井澤百人、房山三十五人、西脇村九十五人、鎌原村三十五人の人足が出て、大凡の片付が出來た十七日より十八日に懸けて、一揆が町方を踏荒し、亂暴を働いた時、其亂暴人の中、町方で目を附て置いた者があり、藩で此等の者を、何等處分しなければ、町方より押掛けて仕返する樣子であつたので、十八日から目星の付いた、騒動に乘じ衣類金錢など盜取りし者、亂暴踏荒しの先達をした者、亂暴し乍ら市中を雜言誉り廻つた者など、八人召捕つた。中に一人鍛冶町に、盜取の風聞で捕へられた女があつた、八人中、市中を亂暴働きながら誉り廻つた、房山村帳外彌助は、入牢申付けられた。此檢舉は、町方の憤怒を宥める爲め、早速行はれたものかと思はれる。

被害の狀況

被害狀況　此騒動の際、町分が大火災に遭つた、其外に罹災者が、町在を通じて、尠く無つたのである。之を次に記るす。

上田城下町分燒失以外の被害

上田城下町分　燒失以外の者

原町

一大破　　越後屋―濱　吉

一大破の上　割番庄屋の書類燒矢　　丸　屋―權　八

一店打碎　　濱田屋―文　作

一中破店砂糖不レ殘打散らし
一中破太物不殘紛失
一大破
一大破　土藏中に火包入置
一太物不殘切り散らし紛失土藏内に火包置
一大破　藥種錢不レ殘時散らし
一中破
一店分損
一小破金七、八十兩紛失
一小破　和泉屋彦次郎、鍋屋七兵衞、河内屋利兵衞、島田太左衞門、井筒屋宗兵衞、樋屋甚右衞門、中屋右平次

土橋

一錢八十貫文金五十兩程紛失
一大破大小類不レ殘疵付金具剝取
一大破糸代金千兩程散亂（正金百兩金札百兩五貫文包百六十）紙三百兩程散亂
一大中破　火を挾み置く
一中小破　金札取交ぜ百兩程紛失
一中破　店迄
一大破金札取交ぜ千兩紛失反物五六百反散亂

水野重助
蔦屋伊三郎
瀧澤助右衞門
萬屋金兵衞
蔦屋民之助
鼠屋九右衞門
矢幡傳十郎
棹屋忠次郎
蔦屋爲三郎
井筒屋宗兵衞、樋屋甚右

若松屋　忠次郎
和泉屋　元次郎

和泉屋　甚三郎
和泉屋治右衞門
綿屋良助
萬屋勘助
蔦屋八右衞門

一大中破　古市屋　藤之助
一大破生糸四駄半代七百兩種紙二百枚代金千兩程すがら五駄六百兩　萬屋　万平
眞綿一駄半代金四百五十兩外家具品々紛失
一大破金札百兩程紛失茶七百兩程散亂　武藏屋祐助
一大中破　金四十兩程紛失　木屋文三郎出店
一金札五十兩金二十兩錢十二貫文紛失　萬屋高次郎
一十八日朝より打毀し札五百五十兩金百兩錢廿二、三貫紛失　火包み置く　柏屋嘉右衛門
一錢四、五十貫文紛失　和泉屋平吉
一二階天井建具大方損土藏小損金十兩程錢五、六十貫文紛失　中屋九藏
一店損呉服太物引裂又は紛失　やじまや宗兵衛出店
一同上　こまや喜兵衛
一店踏荒し太物唐物大損札二兩金六、七兩紛失　萬屋八右衛門出店
一小破　疊切置綿屋藤兵衛、店分堺屋岩吉、家具紛失疊切置和泉屋林藏、かぢや武助、店分反物紛失やじまや宗兵衛

木町

木町

一二階迄亂妨反物類大方踏荒し衣類等散し金札十兩正金十兩程外　柏屋清兵衛
錢二十貫文蒔散らし焚出致す
一二階迄登り刀箱を明け刀にて疊迄切り歩き金三十九兩錢二十貫　河内屋文右衛門
文紛失油桶三本切り河へ流す商賣道具不レ殘損
一座敷迄亂入し衣服類取亂し金錢五十兩程紛失焚出致す　金井屋幸右衛門

柳町

一店太物類七分通損紛失
一呉服太物類大方損焚出致す
一小破店の反物大方損
一足袋唐物類家財大損衣類同斷金九兩紛失
一店茶類大方散亂
一店菓子類大方損金五兩程紛失
一小破

河内屋　海之助
川手屋　喜太郎
糀屋　喜右衛門
河内屋善兵衛
同人出店
金井屋　與太郎
柏屋嘉兵衛

一店に有之鉄瓶其他瀬戸物不殘損金札廿兩紛失
一店の紙類不レ殘散らし捨
一店大方損　傘へ火を付投込槍十一本金廿兩程紛失
一小破　物置少々損
一店の品々少々損
一同上
一米麥二、三駄取亂し店物置迄少々損
一座敷迄大損菓子類並道具類不レ殘打毀し金札取交十四、五兩錢四、五十貫文紛失
一小破　店種紙散らし
一座敷迄亂入店の太物大方損失
一店斗五分通損失

柳町

あしだや太兵衛
辰巳屋　助三郎
明石屋　藤太郎
瀬戸屋儀兵衛後家
小泉屋宗吉
芦田屋作助
油屋才次

松屋宇右衛門
小堺屋岡吉
森田屋　文治郎
森田屋七郎兵衛

一店簞笥類大損
一店より座敷迄小損
一店七八分通損金十八兩程紛失衣類帳面燒亡
一太物類不レ殘損失帳類不レ殘川へ流し十八日二階へ亂入夜具類廿枚程長持類川へ流す
一座敷へ上り建具等損衣類鹽油等紛失
一店少々損天秤多分紛失
一菓子類不レ殘裏通へ散らし金十二、三兩紛失
一店其外二階迄亂妨
一店より菓子類不レ殘持出し散亂
一米六俵程小豆二俵蒔散らし二歩金十九兩一兩札二十一枚紛失家財大方損し
一中破　衣類損
一同上

紺屋町

一店小破瀬戸物損
一菓子取散らし錢四十貫文紛失
一店中破膳椀不殘損
一中破帳面川へ流し建具類損
一小間物小道具店中損

紺屋町

蔦屋　忠助
池田屋彌八
紙屋藤兵衛

島屋勘之助
小宮山　勇太郎
池田屋安右衛門
東屋　晉吉
池田屋彌八出店
山本屋豊八

和泉屋喜八
米屋　重作
唐津屋　忠次郎

岡本榮助
松屋文藏
椀屋善吉
金澤吉郎兵衛
矢島藤太

一店其外少々損　　吉野屋　萬兵衛
一同上　　かゞや仁五兵衛
一染物衣類多分損じ簞笥十一棹損失唐物二駄損失金九兩二分紛失　　紺屋九藏
一麥七俵程紛失　小破　　島川林右衛門
一穀類取散らし　　穀屋助五郎
一戸障子五十六本屏風一双損じ　　島川吉右衛門
一鉄砲百挺程の内十挺程殘り餘は不レ殘紛失槍長刀多分小道具不レ殘紛失　　和作

以上は「御見分之節相記し置候所如レ左」として記載した者を其儘記したので、罹災の程度と一揆の心持とを推考する、參考の爲めに記したのである。

上田市域内舊村々踏入村

現在上田市に屬する舊村々

踏入村

一店戸障子打毀し　　久作
一店損じ　　紋吉
一店打破油不殘こぼし米蒔き散し　　平藏
一小破　　忠助

常田村

常田村

一大破　宮島喜右衛門。一大中破　五郎兵衛。一中破　治助、常右衛門、務助、關屋三右衛門。
一小破　要右衛門、彦三郎

房山、山口村

房山、山口村

一大破　望月又八郎、荒井傳兵衛、金井文三郎、代次郎、手塚友之丞、平八、瀧澤長五郎、手塚勘

右衛門、金子七郎右衛門　一中破　望月吉作、宮下清作、荒井彌兵衛、半田良吉、森文次郎、山本屋豊八、宮原恒次郎、中野文左衛門、小林四郎右衛門、山浦安次郎、平原分吉、飯島才治。一小破　倉島文五郎、藤本彌助、永井三四郎、名取龜太郎、中村長兵衛、利右衛門、金井屋利根藏、石井藤兵衛。石森羽右衛門、安原彌八、定吉、手塚半右衛門、山崎竹右衛門、澁市才助、花岡新兵衛、善藏、上平寓右衛門、掘内七郎治

諏訪部村

一建具疊多分大破家財不レ殘打毀し土藏に差置候品々打碎御用書類私用共不レ殘燒失　田中小三郎

西脇村

一居家障子類不レ殘店賣菓子代金に積り四十兩程菓子道具不レ殘打毀し　土屋延吉（定？）

一桑畑趣意麥五石二斗九升二合八勺卯辰兩年分右踏荒し一石一斗三升減ず　林定右衛門

居家建具家財下見店迄打毀し衣類三ケ一程引裂申候

一金八十兩天保度八分利子にて御勘定所御奉行様へ御預申置候處此度紛失

一御用書類不レ殘川へ流し引讓分無レ之候右同人悴　庄屋林之助

一建具三分二程賣物半程打毀し　西澤辨吉

一店の賣物三分二程打潰し　同源右衛門

新町

新町

一御什物處々損し建具家財柱天井衣類疊大方損土藏三ケ處戸前損賣物損　篠澤文太郎

一建具瀬戸物塗物大方損　同人向店

一建具家財衣類酒造道具多分損紛失物多分有レ之但酒出し致候　安原久太郎

一店に差置候品物多分相損　若林彌三郎

一藥種類家財建具多分衣類少々損し紛失品多有レ之　水野助次郎
一錢四五十貫文幷店の品不レ殘不ニ相知一　山部幾太郎
一建具衣類家財店の品大分相損紛失品多有レ之　芳八
一店の品々並建具類劍類多分衣類少々損し紛失品多有レ之但酒出し焚出し致候　篠澤新十郎
一家財道具店の品大方損但同前　青島源右衛門
一家財道具店の品大方損但同前　同金三郎
一店の棒類多分持ち行申候　篠澤鹿次郎
一建具家財少々菓子諸道具打損　西原久米藏
一見店の品少々持ち行　沼澤源太後家
一同前　青島喜兵衛
一同前　兵右衛門
一店の品大方相損　青島幾次郎
此外三軒少損あり

鎌原村

鎌原村
一書類多分燒失劔類多分家作建具衣類相損鐵砲四挺其外不ニ相知一品々多分有レ之但焚出致候　關常右衛門
一店の品幷家財共損失紛失品有レ之　小林幸藏
一同前　金六兩程紛失　菓子屋堅助
一店の品幷家財共損失紛失の品多有レ之　文作
一家財相損御用書類多分燒失　田中吉右衛門

一店に差置候袋物半分紛失戸棚建具不レ殘損　小林源兵衛
一家財建具衣類大損紛失品多し　田中市郎右衛門
一表戸障子少々損　手塚傳之丞
一酒店少損　沓掛清次郎
一灰十二俵白米一俵籾一俵撒ちらし建具十三本打破り　瀧澤才作
一建具五本打破り　武田宗兵衛
一店に置候作道具半分程紛失　定平
一店に差置候品々踏荒し　田中善右衛門
一行燈二張膳函十四佛膳四辨當箱四損　岩吉
一表戸障子少々損　手塚和三郎

御所村

一居家土藏打潰し燒失小座敷隱居家半燒　横關川左衛門
一店水車屋建具打碎役用書類不レ殘燒失　横關享兵衛

中之條村

一居家土藏味噌部屋迄大破　田中忠右衛門
一居家土藏迄中破忠右衛門より預置候證書類燒失　田中茂兵衛

此外三軒踏荒し　（在分村々打潰燒拂の者御屆寫）

在分の被害甚大なる者

「在分村々、打潰し燒き拂ひし者御屆の寫」、より被害の大なる者のみを擧げて、此時の一揆が、如何に亂暴を恣にせしか、及其動機を考察する資料とする（村々の内、今上田市に入り、し舊村々は此内より除く）

一居家土藏文庫藏別座敷物置燒失、家財幷書類等不レ殘燒失　染屋村　西澤儀左衛門

一宅内打毀はし大破家財荒増破壊土藏二ヶ處雜部屋打毀し書類等燒失家具類
打壊し衣類荒増引破り鐵砲一挺不二相見一　上鹽尻村　原　與左衞門
一家内打毀し大破家財荒増打碎土藏二ヶ處打壊衣類等引破り家具類打壊し刀
劍書類燒捨質物共格別の義無レ之鐵砲四挺紛失　同　村　佐藤治郎兵衛
一穀物六駄鹽二俵瀨戸物六駄水油一駄反物二百反篠巻小間物肴類七駄家財不レ
殘踏荒し　新　町　守屋新十郎
一家居大破門家根燒失其外書類大方燒失　手塚村　倉澤友右衞門
一家居土藏二ヶ處物置薪屋糀室味噌藏雪隱燒失金百兩白米九斗玄米一俵籾麥
十九石豆二石六斗程燒失　上田原村　山浦善右衞門
一居宅土藏大方損じ　東上田村　兒玉傳兵衞
一居宅丸燒雪隱薪物置迄土藏踏荒紛失物多分　林之鄕　細田祐右衞門
一家財衣類大方損し居家建具土藏三ヶ處雪隱迄燒失　秋和村　中島林太郎
一居家柱數本疵付土藏四ヶ所家財道具損し劍類十五本鐵砲二挺紛失　同　村　中島吉左衞門
一家財道具戸障子衣類迄燒失土藏二ヶ處燒失　笹井村　飯田半兵衞
一戸障子家財道具衣類迄不レ殘燒失　同　村　小市小左衞門
一居家土藏迄踏荒し家財大破書類衣類燒失　下鹽尻村　瀧澤庄左衞門
一家財諸道具大破金三十兩錢廿五貫紛失火を掛けしが女子共消止　石神村　源藏
一家財諸道具商品丸分通燒拂醬油桶二本切拂醬油二十石程損し白米味噌鹽水
中へ投入れ、火を掛けしが女小供消止　同　村　龍野金兵衞
一白米味噌醬油粉類不レ殘踏散し家財道具不レ殘打毀し酒類切酒道具燒拂火を

掛けしが女子共消止　同村　泰助
一居家土藏雪隱門隱宅諸道具打毀燒失　小島村　小泉角兵衛
一居家別座敷土藏物置雪隱味噌藏諸道具不レ殘燒　同村　小泉市兵衛
一居家土藏雪隱諸道具不レ殘燒失　同村　和田淺治
一門居宅不レ殘家財諸道具大破、古帳新帳農具迄燒捨る　下之鄕　横關式左衛門
一居家天井家財大破味噌へ種々取交不二用立一米五俵集穀十五貫目蒔散し金三十兩二分錢十三貫文程紛失　下吉田村　宮坂勝五郎
一皮籠外紙類燒亡建具家財多分打毀し　國分寺村　宮坂積之助
一建具類大破懷中一つ金十兩程入り書類入り紛失鐵砲一挺紛失　新屋村　武井岩作
一居家雪隱家財不殘燒失物置建具打毀し鐵砲一挺紛失　金剛寺村　倉島慶三郎
一居家別宅建具打碎斧三挺太鼓挑灯紛失　同村　倉島堅五兵衛
一建具家財打壞し鐵砲斧其外衣類紛失　同村　唐(?)澤庄三郎
一建具家財打毀し鑓弓紛失　上澤村　竹內粂藏
一建具雪隱打毀し帳面紛失　眞田村　木島庄左衛門
一建具柱家作向打毀し　伊勢山村　小田中源右衛門
一建具家財打毀しすがら麻袋入踏散し、結城縞三反持行く　同村　小田中孫兵衛
一建具類家財諸道具不レ殘打崩し衣類幷種紙本部六十枚程引裂き鐵砲脇差印形小袖帶類多分紛失　横尾村　樋口德右衛門
一建具家作諸道具不レ殘相損紛失物多分　同村　樋口善次郎
一居家座敷雪隱土藏穀類家財諸道具古帳の分不レ殘燒失　横尾村　小林駒次郎

一居家土藏二ヶ處物置雪隱門外書類共燒失出置候家具衣類打潰し引裂く　下原村　清水大五郎
一建具衣類器物不レ殘打毀し殘無レ之　同　村　山崎右兵衞
一家財不殘打碎居家雪隱燒失　中原村　倉島藏次郎
一居宅家財打碎　橫澤村　久保清助
一居家土藏二ヶ處雪隱打碎柱を伐り書類燒捨　同　村　久保清左衞門
一居家物置雪隱二ヶ處散々に打碎終に燒亡　大日向村　大熊戶右衞門
一居宅物置雪隱打毀の上燒拂隱宅土藏大破　上洗馬村　堀內治平
一家財其外酒桶道具大損じ酒こぼす　曲尾村　牧內周右衞門
一居宅物置雪隱共燒失　大久保村　六川市重
一居宅家財打碎　同　村　六川善兵衞
一居家隱宅雪隱五ヶ處鄉藏一ヶ處土藏二ヶ處門二ヶ處燒失　馬越村　林三郎左衞門
門但居家少々殘る、御用諸帳入箪笥馬越村分二ヶ吉田村福田村仁古田村
分一ツ宛割番分一ツ行李三ツ助九郎封印にて村役人預外印形三ツ燒失
一建具類打碎古帳面燒失　同　村　大井安左衞門
一居家井衣類家財建具諸道具大破損　田中村　小田中源兵衞
一同前　同　村　小田中市左衞門
一同前　同　村　射手清作
一同前　同　村　射手喜多次郎
一建具小道具損し候得共御用書類無異　岩門村　茅野儀右衞門
一右同斷、書類等燒失　同　村　香山源治

上田騒動民間記錄抄錄

一居家座敷物置雪隱薪屋燒失　上原村　丸山八左衞門
一居家長屋物置雪隱薪屋燒失　同　村　鋒城俊平
一騒動の者共放火にて居家物置雪隱燒亡　野竹村　内藤榮左衞門
一居家長屋土藏物置門木戸打潰燒失　栗林村　竹内十兵衞
一居宅雪隱湯殿燒失土藏少々隱宅打崩　上青木村　尾崎一助

此騒動の時在分割番庄屋其他の、燒拂亂暴の有樣を、當時の民間記錄、上田騒動右物語（明治己十載月朔日）る所を參考として、次に記して置く（上田騒動右物語の作者は、竹内右延（近？）と云ふ人であるが此竹内と云ふ人何所の如何なる人であるか判明しない、所藏は飯島氏）

一揆は上田町家を燒拂暴行の後、二手に分れ、一手は鎌原村より房山村邊へ押移り、此邊の大家鎌原村の割番關常右衞門、同村田中吉右衞門、右二軒不レ殘潰し、其外望月吉之助抔も皆打潰し、是より右殘りの者共横町を通り、常田村、踏入村、國分寺組上澤へ馳向ふ。爰に上堀村庄屋役勤むる池田濱五郎迚、誠に豊かな暮しなりしが、此處に押入り暫時の間に少しも不レ殘家財道具打潰し、別家の菓子商いたす池田里次、是も本家同樣に打潰す。扨此處を出立種屋宗四郎方へ、押込み、家財道具打潰す。其よりだん〳〵押來り、岩下村庄屋尾崎林平方へ駈け込み、直樣戸障子打破り、家財は不レ殘打潰す。其外四五軒打潰して、大屋村を差して押出し、此村の庄屋武井善一兵衞方へ飛び入り家財不レ殘打潰し、其外大家を打潰し、下吉田村へ來り、此村の宮坂勝五郎とて、親子共に割番庄屋相務め、誠に勢盛なる者なりしが、數百人の者共此處に押込み、家財は不レ殘申すに及ばず、柱長押に至る迄、少しも不レ殘切り欠いたり、其外着類絲類土藏を押開け、不レ殘取出し、雪隱の溜に詰込み、井戸に投込み、醬油を汲み出しむしやうに振りあけ桶は不レ殘打碎き、誠に以て、眼もあてられぬ次第なり。爰に本海野第一番と云はるゝ、此組一番出頭割番役相務むる小野利右衞門とて、殊に身上豊なれば、人大に是を嫉み居る所へ、此次第なれば、時こそ至ると、直樣欠け込み、家財不レ殘は申すに及ばず、金銀屏風に至る迄、少しも殘さず打

破り、其外穀屋物置あらまし打潰して存分なりと、是より田中へ押出し、元庄屋相務る御本陣小田中左太夫方へ押込み、諸道具不レ殘打潰す。加澤村庄屋添役關幾右衛門方へ押込み散々に打潰し、夫より粟田村長坂村通り、海善寺へ押上り、此村庄屋福島宗五郎方へ欠け込み、諸道具不レ殘打潰す、同村庄屋添役福島圭造是も同じく、宗五郎同様に打潰す、其外四五軒打潰す、其物音天地に響く計也。依レ之大川栗林の者共大に驚き役元へ馳せ集り、海野田中へ遠見に行くやら、仰天して夕飯さへも氣に付かす、股引はゞきで欠け出す、村役人共下知を爲し、人を選み海善寺の方に遣はせしが、中々遠見不二行届一、爰に陣場山と云古跡あり、此古跡を尋ぬるに、其昔江戸將軍秀忠公上田表に發向之砌、此所に御陣を据えられ候故に、其名を取て陣場と名く、此山に馳上り遠見の者共、海野、田中、加澤、海善寺、眼下に見下し候へば、てうちん松明數十ケ所に篝火焚立て、鉦太皷にて鯨波を作り、誠に物すさまじき有様なり、是を見るより大川村、遠見の往還樅の齒を挽くが如し。扨此村より二手に分れ、一手は東上田村庄屋兒玉傳兵衛方へ向ひ、あとの一手は大川村割番庄屋兼て務むる竹内十兵衛方へ、提灯數十張にて道を照らして押欠候、時刻は戌の上刻、村入口にて鯨波を作り、直様駈け付門の扉を押開き、數百人にて戸障子襖、屏風、唐物、和物當るを幸打潰、二度目に押來る者は、直様裏へ欠け廻り、焚き物小屋に火を掛る此火一時に本宅へ移り、火玉は天に飛び上り、近所の者共男女子供に至る迄、大に驚き周章ふためき泣く計り、村の者火を防がんとあせれども不レ能、此火八方に飛び散り、土藏二ケ所前の長屋に至るまで、少も不レ殘春の燒野の如くなり。扨又此所より人數を別け、一手は中曾根村庄屋荻原安五郎方へ行き、一手は東田澤村庄屋關六左衛門方へ向ふ。大川村竹内十兵衛方を燒拂ひし上、大川村明神の森にて、東上田兒玉傳兵衛方へ向ひし人數を相待ち候處、東上田に向ひし者共は、直様欠け付表の戸障子打破り家財不レ殘打潰し、扨又物音に禰津御支配被レ遊候、久松榮之助様御屋敷方大に驚き、直様御寄合被レ遊御相談の上、御人數百余勢を揃へ、二手に分れ一手は御領分境粟田村に向はれ候、其面々は中村瀬兵衛、依田國

禰津領警戒す

助、其外八名を先として、都合五十人余御操出し被レ遊跡の一手は東上田へ御出張に相成り候、其人々には比田井源五右衛門外六人都合五十人餘、隊を立てゝ御操出被レ遊候、扨出張の人々は殊に血氣の諸士なれば、萬一此地に踏入らば、此所にて喰ひ止めんと腕をさすつて控えたり。然共此度の騒動は上田御領分限故、他領へは少しも足入不レ仕候様、又少々成共盗む心有レ之者は、見付次第仲間にて打殺すべしと皆々相定置候故、左様なる者は決して無レ之、雖レ然數万人の事なれば、一心には計り難く、後る人の風聞を聞いて知るべし。扨此處もあらまし潰して、大川村明神の森にて、集合致し息を休め、之より直に東田澤村へ押上り、六左衛門方へ押欠け候處、村の者共寄り集り焚出致し、百姓共に振舞ければ、此者共空腹に及候故哉、少しも潰し不レ申、食物に氣を取られ、此焚出に打寄り腹を拵へ少しも潰さず、此屋を立出て押下り、同村質屋櫻井十郎右衛門方へ來り、此家にても焚立有れ共、六左衛門方にて拵へければ、食物の方へは見向もせず、直様缺け込み戸障子唐紙家財不レ殘打潰す、其外質藏へあばれ込み、むしやうに取出し打潰す、是より直に上深井村に押下り、此村酒屋深井喜次郎方にて、名酒を出させあくまで呑んで、中曾根村庄屋荻原安五郎宅を打潰せし、人數と一つに成り、當村庄屋堀文三郎方に押缺け門の扉を打破り家財不レ殘打潰す、其外二三軒打潰して、是より直ちに下深井村庄屋綠川仁右衛門方へ參り、是も同く打潰し、欄長押に至る迄斧もて切りかいたり。此村の久助と云ふ奴は、近所近邊の色々の善惡を見出し、御上様へ訴を致し、或は已强慾を發し袖の下を取り、又出さゞる人は、薄罪成共其掛の御奉行様に直様注進して、諸人一統に數を掛る、此罪中々輕からずと、日頃惡み居る處へ、斯の次第なれば、時こそ來ると直様押掛け、久助出よや打殺さんと、惡口たら〳〵聞はてられぬ次第なり。是より直ちに上青木村割番尾崎一助方へ押掛け候、此處へは下青木村より登りし人數一つに成り、其勢何萬人共數を知らず、扨是迄は重役致され候故に、權威を振ひ押領し、百姓共の不爲を來たす年貢抔迄取上げしも、此惡人の仕業なり、早々潰してくれべしと、直ちに缺入散々に唐物類に至るまで、少しも不レ殘打

潰し、其上火を掛け暫時が間に燒失けり、其外二三軒打潰し、百姓共は金だらひを叩き立て、林之郷割番兼て相務むる細田祐右衞門方へ參り、此者は質を取り誠に豊な暮なりしが、直様缺け込み雲蚊の如き大勢騒ぎ立、更に別ちはなかりけり、此内にては飯酒を振舞様々詫言致し候得共、大勢の事なれば、中々以て不二行届一、早々其内に茶の間座敷に暴れ込み、當るを幸打潰せば、家内は不レ殘逃け出しけり、暫時の間に家財不レ殘打潰す。然るに何者の仕業にや、干草を以て火を掛くれば、直様屋根に燃え移り、暫時が間に燒失す。其より笹井村割番庄屋相務むる、飯田半兵衞方に押寄せ、無二無三に打潰し、其上火を掛け誠に恐しき有様なり、此家の前に穀商致す小市小左衞門と云ふ者あり、是も家財不レ殘打潰し、夫のみならず、裏手より火を掛けられ、少も不レ殘燒失せけりむざんといふもおろかなり。

扨此村より二手に別れ、一手は野竹村庄屋割番相務むる内藤榮左衞門方に向ふ、一手は岩門村庄屋茅野源次郎方に押缺け、戸障子不殘唐紙屏風に至る迄、少も不レ殘打潰し其上火を掛け候得共、運や強かりけん數度火を掛くると雖も、終に出火とならざりけり。爰に上澤村割番庄屋相務むる竹内粂藏と云ふ者、此組二番の割番也、此所へ押込み是も同じく家財道具不レ殘鴨居敷居に至る迄、斧かけやにてむしやうやたらに打祓り、暫時が間に打潰し、其のみならず火を掛れば、暫が間に燒失せける、尤なるかな平日の出火でさへ、人々防ぎはたらくと雖も終に燒失する所に、此度は誰一人消す者なく、猶燒燃えざれば火を掛くる、誠に人間業とは見えざりけり。夫より新屋村庄屋武井岩吉作、是も同じく打潰す。染屋村に向ひ割番庄屋兼て相務むる西澤角兵衞儀左衞門方へ押欠け、表の戸障子打破り、家財は不レ殘申すに及ばず、敷居長押に至る迄、斧掛矢にて打碎き、其上火を掛け一時に燃え上る、大勢高聲に申様、此内の家財諸道具、預り置きし者は、此内同様に火を掛けまるらせんと呼はりければ、此一言に皆々恐れて、預り置きし此家の諸道具、不レ殘取出し相渡す、依レ之誠に殘る物こそなかりけれ。長島村にて二手に分れ、金剛寺村に向ひし者共は、倉島慶左衞門三郎方に押欠け、散々に打潰し其上火を掛けて燒拂ひ

其より峠を越えて大庭指して押出し、此村にて焚出しを申付、數百人にて朝飯を食ひ、上洗馬村割番庄屋兼て相務むる、堀内治平方へ押欠け、家財道具不レ殘は申すに及ばず、金銀屏風當るを幸打潰し、其上火を掛け黒烟明火と成つて物凄し、近所の者共周章ふためき、呆れ居る計りなり。長島村にて別れし騒動共は、伊勢山村小田中源右衛門方へ押欠け、是も不レ殘打潰し、洗馬組下原村に押移り、此組一番と言はるる割番庄屋兼て相務むる清水太五郎方へ押込、暫時が間に少も不レ殘打潰し、夫計りならず火を掛けければ、家内の者共大に驚き、少しく隣家へ持出し預けければ、騒動の者共此家の家財預り置きし者共は、大五郎同類か又は縁者に違ひ無し、夫れ共預り物を出せばよし、左も無レ之候はば、諸共に火を掛けんと、高聲に怒りければ振ひ恐れて持出しけり、直様火中に打込けるは、狂氣の業と見えたりけり、其他大家打潰し、上原村に押上り、庄屋鋒城衣之助俊平庄屋割當添役丸山八左衛門打潰し、中原村庄屋倉島倉次郎是も不レ殘打潰し、其上火を掛け燒き立つる、暫時が間に燒野と成りたるは、夢の覺めたる心地なり。之より横尾村へ押上り候處、此村へは上洗馬村堀内治平方を燒拂ひ、横道村割番堀内熊八、其外牧内周右衛門抔と云ふ大家、不レ潰して酒飯抔は呑み次第食ひ次第にて、勢強く押下り、横尾村にて一つに成り、鯨波を作り當村の庄屋割番兼て務むる小林駒次郎とて、此近邊の聞け物にて、人々恐をなし平素敬ひ居たりけるが、此騒動には相叶はず、直に押し掛け家財不レ殘は申すに及ばず皆々打割り、是も同じく火を掛けければ、忽ち一時に燃え上り、暫時が間に燒失せり。其外戸澤村柳澤仁左衛門眞田村庄屋木島兵庄右衛門、同村酒屋宮下欽次郎等打潰し、横澤村庄屋久保清左衛門も打潰し、其より直ちに大日向村割番庄屋、兼て務むる大熊戸右衛門方へ押欠け、門の扉を打破り、戸障子襖唐紙まで少しも不レ殘打潰し、其のみならず火を掛けければ、あゝ恐しき事あるかな、門の扉に至る迄不レ殘燒失して、夢のさめたる心地なり。

爰に小泉組御所村横關川左衛門とて、此組一番の出頭割番役相務候へば、先一番に打潰さんと、直様

押掛け表の戸障子打破り、家を不レ殘打潰し、其上火を掛け散々に燒立れば家内の者共大に驚き泣き出す聲、物凄くこそ見えたりけれ、其より同組築地村割番庄屋、兼て相務むる、倉澤平右衛門方へ押欠け候處、兼て用意やしたりけん、大に酒飯を振舞ひ候故、皆々呑食ひ其上火を欠け候へども、此者運や強かりけん、何分火付難く三度迄火を欠け候得共、終に出火に相成り難し、同組中之條村田中忠右衛門、是も此組三番の割番にて、器量萬人にすぐれ、此近邊の聞け物なるが、此處へ押かけ家財不レ殘打潰したり。爰に浦野組吉田村割番役相務むる松井喜右衛門、是も同じく家財諸道具少しも不レ殘、忠右衛門同様打潰す。夫より鹽田組小島村小泉角兵衛、割番役此組出頭の者故、近所近邊の者共之を嫉み、日頃表に出さねども心中に大きに悪み候故、時こそ來ると直様押欠け、散々に打破り其上火を欠け候へば、此火一度に燃え上り暫時が間に隣家迄、部合四軒を燒失す。同組手塚村倉澤友右衛門、是れも二番の割番なるが、直様押欠け家財諸道具あたるを幸打潰す。夫より同組下之郷村横關式左衛門是も同じく、友右衛門同様、家財不レ殘打潰せしは、夢のさめたる心地なり。夫より同組石神村瀧野庄藏、此者こそは御上様より、給人格にて十二人扶持槍一筋御免、誠に百姓には珍しき大家なりしが、此處に押欠け家財諸道具打潰す、此所へ主じ飛び出し、色々詫言いたし其上質物不レ殘持出し、大勢の中にて早速置き主に遣しけり、依レ之此家は赦し遣しけり。扨又此家の別家同苗金兵衛、是も同じく家財打押す、同苗泰助之も同じく庄屋庄藏別家三軒家財不レ殘潰されたり。當村龍野木曾右衛門、此處へ押欠け戸障子みじんに打潰し、火まで欠けんと匂りければ、亭主飛出で様々詫言致し、其上質物不レ殘差出し、大勢に遣はしければ、依レ之其日は赦し遣はしけれども、右五軒の家財は一つに集め少も不レ殘燒拂ふは、あはれと云ふもおろかかなり、時刻は申の上刻と相見えたり。夫は扨置此處に亦、小泉組御所村横關川左衛門方を打潰せも者共は、此處より千隈川の邊まで押欠け、船頭を招き通船に取乘り、午の刻より上田表へ押欠る、上田入口坂下より新町西脇紺屋町迄、平一面に百姓共、店屋に押込み中にも血氣の若者共は、願

の筋は差置いて、賣物不レ殘當るを幸打潰し、藥屋看屋抔ゟ入り込み、已れ漸く百か二百買ひ喰ふ砂糖甘姜、むしやうやたらに町中へ持出し、踏だり喰たり誠に目も當てられぬ次第なり、内の亭主や番頭小僧は大きに周章て、裏口開けて逃出しけり、夫よりかざり屋道具屋かな物屋或は呉服屋へ欠け入り、終におぼへぬ唐物和物綿布の類に至る迄、已れ一生買ふことならぬ縮緬たぐいを少しも不レ殘表へ持出し、寸々に引裂き川へ詰め込み、下糞を汲ひ掛け散々に打破り此邊は家毎に皆打潰し候へ共、別て目に立潰されしは、新町篠澤文太郎迚、御上様より給人格御扶持いただき、槍一筋御免にて大家なりしが、百姓共大衆成故格別付込み、表の戸障子不レ殘打破りて、家財諸道具少しも不レ殘打潰す。是より柳町木町土橋邊迄押込み、土橋の長岡萬平とて、近國に名を顯はしたる糸商有りけるが、此家に欠け込み、家財不レ殘打潰し此世の重寶金銀不レ殘、往還に投出し、其頃　天朝にて御改め被レ遊候金札抔も、反故にも思はず二階より、金銀諸共雨霰と蒔き落せば、下の大勢町中に持出し。どぶへ踏み込み川へ打込み候段、狂氣か馬鹿か小兒の仕業か譬へ難し、誠に以て人間業とは見えざりけり、一日たりとも無くて協はぬ金銀米錢着物類に至る迄、斯致す事實に天晴不思議の有様なり。

長岡萬平打潰し

扨又ここに鹽尻組下鹽尻上鹽尻秋和生塚是も一時に鯨波を作り、一さんに押出し上鹽尻村質屋佐藤次郎八方へ押入る此次郎八は永續講の役人にて、此かかりの番頭四、五人も相抱悴次郎兵衛は糸商人にて此近邊の大家也、此處へ押欠け表より雨戸け破り家財不殘打潰し、次郎兵衛出よや打殺さんと聲々に呼はりける、此聲に驚き夫婦共、坂木縁者へ命から〳〵逃抜けけり。此家に於て潰し殘り、不思議なる哉次郎八が常に用ゆる膳椀、只鍋一つ相殘る。此外店屋酒屋大家杯は皆打潰し、中々委敷く記し難し。

猶此物語には、騒動の主因たるべき事を述べた所に、巨額の御用金に苦しむ有様を述べた後、此度騒動企てしは、御殿様には左様御恨み奉る義は無之候、近年御出陣の御用金に迫り度々の御頼み故、御殿様にも御仕段盡き、御寶藏迄も被レ爲レ開大日本にも稀なる、諸器唐物に至るまで、其外茶の湯諸道具金銀

屏風御なぐさみに用ゐられ候、金表の歌かるた等に至る迄農民共に御預け、百姓共に感涙を流させ、調達金を御賴み、夫より先納と申聞け、春より夏迄月々御取立、或は備用杯と申付けられ候へども、御逼迫の御時節柄なれば、是とても是非に及ばず。と記し又割番庄屋が調達金は、御上様より身素宜敷者へ被二仰付一候處、我々共着食にさへ當惑致し居る者共に迄割付け、其上割番役と申すは、重役故に御上様の御役人郡奉行代官にみつぎ、色々下の善惡を見聞、能き事鮮く惡き事のみ申立、其上御上様よりは、繩か米三俵御給金に下され、其跡六俵は、皆我々より、催合給金取り乍ら、已が重役を權威にして、我々共を足下に見下し、蔑に致し候段不届の致方、中々以て其儘には置かれ難し、是より後は割番役は御廢しの義願上げ、村々庄屋殿より、御上様に何事によらず直様願立て賴みたし、左すれば御上様にも、年々一人役給三俵宛も御出方鮮く、我々共も一年に六俵宛、御領分中にては大半九十六俵宛なり、夫とても年々の事なれば少からず、然ば餘程百姓共の助にも相成るべし。此義如何にと申ければ、皆々利德になる事なれば、思案にも及ばず、早速示談調ひけり。中にも血氣の者共は、前後の辨へもなく、命にかかはる事とも思はず、已が言ふ事理屈と心得、皆々口を揃へ申様、是迄長く相勤め候割番共は、已が重役權威に募りて居られたれ共、是迄は是非もなく、世の譬にも大きな物には呑れ、長い物には卷かれろと云ふ如く、何事も時節を待ちて控居ればつけ上り、村の小前を已が家來同樣の取扱ひ致し、誠に旨意に難堪と申ける。中にも若き者共は、進み出で申樣、昔騷動の時節にも、高ぶる奴等は打潰したりと傳へ聞く、此度も惡人共や高ぶる奴等は、一軒不レ殘打潰し、日頃敬ひ閉口した其返報を、今一時に恨を晴らし申すべし、と申出づれば、前後の辨も無く、跡々の思案は少しも出でず、夫こそ日頃願の通り間違なしと、既に評定相極り、是より直ちに村々高ぶる割番庄屋へ押欠け候。と割番庄屋が多く亂暴狼藉された理由を述べて居る。今玆に參考として、物語のままを記して置く。

罹災者の救濟　此騷動の時、燒失打毀し等の災難に遭つた者に對し、藩の執つた救濟の狀法を町方在分

の二に別けて、左に記述する。

町方の救助

救急方法

町方救助　八月十八日町方救助として、焼失及大破の者には焚出を給し、給米五十俵、行燈十四蠟燭百挺を與へ、十九日より廿一日に至る三日間焚出を給し、二十二日より九月一日に至る十日間、焼失者に大人小兒の別なく、一人に付一日四合宛の割當を以て、施米を行つた。猶此時町分の原町、横町、鍛冶町及び町續在分の被害ありし、房山米三十俵　山口同三十俵　西脇、鎌原新町各米二十五俵　諏訪部籾十俵大麥五俵　生塚同上等に米麥を貸下げた。

八月三十日左の書付を出して、町方救濟の方を示した。

今般市中一統慮外の大災に罹り、焼亡並に大破の者は、差向商道難ニ相立一難澁之次第不愍に被ニ思召一ニ就ては取續方幾重にも、御世話被ニ成下一度候得共、何れも承知之通、連年之違作、且近年來莫大の御入費にて、何分御手も不レ被レ爲レ届、去りとて現在渡世の道を失ひ、商業の衰微、其儘には差置難く、深く御苦慮被ニ思召一候。依レ之大小を量り、夫々相割合間口三間奥行四間より六間迄の店、素建材料被ニ下置一、且災難の多少身代向並商柄等斟酌之上、仕入元金として、一軒前百兩迄の金子、御貸渡被レ成レ下候間、思召の程難レ有相心得、孰れも早々家産を營み、正道の商法相營、他方市井に劣らず、一際物價下直に致し、市井繁榮の基相立候樣、精々心掛可レ申事

建築材木料給與

商仕入元金の貸與

是より先、八月十九日金七百八十四兩三分三朱三百五十文を投じて、御救小屋八棟長屋を急造して、全焼雨露の一時凌ぎも出來兼ぬる日雇極難澁の者に貸與へて、一時を救つたが、其時、「此度御普請被ニ成下一候、長屋之義は、全類焼の者共、雨露を凌ぎ候場處も無レ之より、自然日用の渡世も、出來兼難澁いたし候者共へ、爲ニ御救一御貸被ニ成下一候御趣意に付、孰れも其旨厚く相心得、銘々迚も、日用取稼方決して油斷無く、工夫致し可レ成丈上江御心配不ニ相懸一樣、心掛可レ申事」と注意を與へ、各自日用取稼の工夫をして、自力を以て、回復の道を講ぜしむることにした。又焼失大災に遭つた者には、金二十

御救長家

商仕入元金貸與額

兩を御手當として給與し、再建を助成し、九月十日には燒亡者に、疊三百廿八疊、板戸百六十四本を給與し、　商業仕入元金として、一軒前金百兩迄を、五ケ年間五分利にて、貸與することにして、商業復興に資する事とした。之に要した金額は一萬五千兩であつた　御用留日記。

在中救濟　救濟に就在中に諭す

市中では九月五日より、商賣を始める事と成つたので、家中の者が萬一賣金など持つて居て、買物に差支へることあつてはと心配し、一兩分だけ、管下通用の錢札と、引替へることを許した。

在中救濟　民政廳より町方に、藩知事の意を傳へた後、在中に、「此度鄕中の者共が騷擾して、在中にも打潰しや、踏荒しや、又放火などに逢ひ、其爲めに寢食を失ひ、路頭に迷ふ者もある、深く氣の毒に思ふ。此の如き事態に立至つたのは、全く是迄濟世救民の法が、能く行届かなかつたからと、自ら反省し今迄下情が上に達しなかつた所から、愁訴に及んだ其箇條中、理由があり尤と思はれる事は、聞届けて彌人民撫育の成績を擧げんと、晝夜考慮して居る、農商の差別なく、仁慈の誠心を以て、速に救助の法を講じて、各其本業に就くやうに、爲たいと考へて居るが、市中の事は、北國往還であるので、若し通行に差支があつては、朝廷に對し、相濟まぬ事である、故に先づ早急に救助を始めたので、在中を輕く視て、打ち捨てゝ置くのでは無い、町在同時に、救濟しやうと考へても、皆々存知之通り、目下藩の財政は困難で、意に任せないが、此事は深く配慮して居る、家中の者も、我意を體して、一同申合せ、我等仁慈の心を實行する爲には、如何なる業にも、從事したいと申出て、市中燒跡の灰かきなどにも出て、共々働いて、往來筋は、差支無いやうに成つた。就ては追々、在中をも巡視して、罹災者の救助、其他下々の狀態を視察して、人氏撫育の實績を擧げんと思ふ。皆々此心を承知して、一日も早く、安堵して本業に出精せよ」。と藩知事の意を諭告させた。

町在に輕重の別無し

此諭達に於ては、殊に在中を輕視せるが如き、疑を抱かしめざる點に大に留意し、農商一視同仁を強調して居る。

在中救濟方法

九月一日に至り

今般在中意外の大災に罹り、燒亡之者共差向難澁の次第不愍に被二思召一、就ては取續方幾重にも御世話被二成下一度候得共、孰れも承知之通連年の違作、且近年莫大の御入費にて何分御手も不レ被レ爲レ届、乍レ去難澁に陷り候次第御差置難二相成一、深く御苦慮被二思召一依レ之格外之御手操を以て、間口六間奥行四間の素建材木、乍レ聊屋出の者へは、爲二農具料一金拾圓宛年賦金を以て、御貸與被二成下一候之間、思召之程厚く難レ有相心得、孰れも早く家産を營み、取續方專に相勵み速に本業に復し候樣、精々心掛可レ申事

燒失の者には農具料として金十圓宛貸與

と云ふ書付を以て、在分救助の事を知らしめ、九月十四日重ねて

此度在中大災に罹り候者共困難に及候儀、實以て氣之毒に被二思召一、如何樣にも、厚く御救被二成下一度思召には候へ共、一統も承知之通、近年打續莫之御入費、其上二分金不通用、剩今年の不作、御近領も騒動に及び候所より、金穀融通之道、更に盡果、如何とも被レ成分無レ之、聊には候得共、在中災に罹り候者共に、當座手當金子、幷燒失の者へ、材木等被レ下候間、別紙名前割合の通、夫々頂戴可レ仕候。尤材木之義は追而取調之上、可レ被レ下候、猶追々深き思召も被レ爲レ在候間、何れも厚く相心得、如何樣にも質素に、農業出精取續候樣可レ致候事

材木代の金額

と申渡し、罹災者へは手當金百六十兩を貸與し、居家燒亡者には、材木代として、千四百三十兩を二十二軒に給與した。

藩公管下巡村慰撫

九月二十日五ツ時藩公獨り馬上、他の隨行者皆徒歩で屋形を出で、町分罹災者慰問の爲め町内を巡り親しく慰撫の詞を述べ、騒動後の景況を視察した。在分の方は、九月十一日より左の日割で巡村慰撫する所があつた。

九月十一日出發二泊　洗馬組

同　十六日出發三泊　浦野組
同　廿一日　鹽尻組
同　廿三日　同　組
同　廿五日　國分寺組
同　廿九日出發二泊　田中組
十月四日出發二泊　鹽田組
同　十三日出發一泊　小泉組
同　十九日出發二泊　武石村
同　廿六日出發二泊　川中島

強訴一揆の踏荒し打潰し等の暴行を爲す前にも、又放火打毀はし等の狂暴狼藉の限りを盡す時分にも、其爲すが儘にして、斷然たる適當の手段を速に講じなかつたのは、其處置宜しきを得たものと、謂ふべきでは無いと思ふ、翌三年十一月、松代藩管下に起つた強訴一揆は、此上田藩の騷動の有樣を見聞した者が、藩の力は尤早一揆騷動に對して、何等の強力な鎭壓手段は、執り得ないと見拔いたので、忽ち一揆強訴の擧に出る事に成つたと、謂はれて居るのは遺憾である。然し善後の處置としての、救濟慰撫に就ては、當時財政難の上田藩としては、先以て最善を盡したものと、謂ふ可きであらう。

騷動當時の處置遺憾なき能はず

救急藩札の發行

救急藩札　此一揆騷動の頃、贋金所謂チヤラ金不通行の爲め、人民は生活必需品をも、買求むる事が出來ないで、非常に困惑の狀態に在るのを見て、藩では此を救ふ手段として、贋二分金に、引換へ使用せしむる紙幣を摺り立てゝ、之を管下限りに通行させることゝした。其時の藩廳達示は左の如である。

錢札達示

此度二分金不融通にて、諸人難澁の趣に付、當座融通之爲治下通用の錢札御摺立相成、御貸渡被ニ成下一候間、聊無ニ懸念一通用可レ致候。尤期限に相成候はゞ、無ニ相違一相納可レ申候事

但十月限之札御引替之節は、三月限の札を以て御引替被二成下一、右期限に相成候得者、拝借主より無二相違一相納可レ申候、尤札拝借之員數丈持合無レ之者は、金錢にて相納拝借之員數より餘分持合せの者は、其員數丈金錢にて御引替可レ被二成下一候

八月

錢札の種類及發行高

此時發行の錢札は、百文、六百文、一貫二百文、五貫文、十貫文の各種で、總發行高は十一萬九千兩の多額に達した。

錢札發行の届出

此錢札發行の事は、早急を要したので、政府の許可を得ざる前に發行した故、九月七日に至り、上田藩公用人船越精一郎をして、次の如く届出でさせた。

當藩知事管轄地、兼て二歩金不融通に付、役人共說諭方精々盡力罷在候得共、僻邑偏固之小民、眞贋を不レ分兎角融通方不レ宜、近日に至り候ては、彌增不融通に相成、其上季候不順穀價次第に騰貴、今日食料等調方に差支候者共多分有レ之、人心洶々に及候に付、尚說諭方精々骨折候處、去十七日小縣郡入奈良本村百姓共騒立、同村々を脅誘し、追々城下町へ可二相迫一候に付、子細爲二承糺一候處、近來二歩金通用方差支、米穀融通必至と差滯、小民共困究の餘差發候由相聞候に付、精々爲レ及二理辨一候得共、多力を頼み妄言等申募、途中追々煽動、次第に人數增加、同十七日晝後遂に城下町迄押來り、市中亂妨所々放火に及候に付、知事を始夫々の役人出張厚說諭差加、一旦鎭靜仕候得共、前件之通差向食料調方にも差支、困迫の次第に付、伺之上取計可レ申は勿論に候得共、端的に差迫り不レ得レ止臨機之處置を以て、楮幣に類し候札製造仕、右金子に引替遣し、一時急難爲二相凌一申候、右者固より權宜の措置に御座候得者、尚融通方精々說諭仕、流通の道相付候上は、早速無二遺漏一引替可レ仕候。此段御聞置可レ被レ下候樣知事申越候

伺之上取計べきは勿論

序でに錢札處分に就て、少し記して置く

明治二年十二月太政官より、御一新後府藩縣に於て、楮幣製造の向は、以來通用停止と達し、且藩札の消却處分を促したので、上田藩に於ても、錢札引上げの上燒却を行つた。

左記は燒却報告書の一例である。

錢札寫眞錢札引揚

記

十一萬九千兩　管下錢券惣發行高

内

六萬五千百五十兩　明治三年十一月中引揚高

二萬六千十八兩三步　同　年十二月中引揚高

右兩口

〆九萬千百六十八兩三步

燒却錢札引揚け額

殘　二萬七千八百三十一兩一步

右引揚之錢券其都度燒捨申候此段御届申上候以上

辛未正月廿三日　　上田藩

辨官御中

此後四月に至り、三月中引揚げた、六千三百二十四兩三步燒捨の事を報告し、殘高二萬五百六兩二步と成つた。此年の十二月太政官布告に據り、長野縣は管下の錢券を左の比例に準じ、取扱ふことを達した。

錢札と錢との比格照準

錢券　八厘錢

一、十貫文札　百枚に比格

一、二貫五百文札　廿五枚に比格

一、一貫二百五十文札　十二枚半に比格
一、六百二十四文札　六枚ト二厘錢一枚に比格
一、二百文札　二枚に比格

上田錢札も此標準に據て、先づ二百文札に一錢六厘の改印を捺して、通用させる事とし、改印の無いものは通用を禁ずる事にした。明治五年二月廿七日である。（松平家日乘御布告留）尚人々に甚い損害を與へたチャラ金、卽ち贋二分金は上田藩にては、其を所持する者をして、藩廳に差出さしめ、之を印紙にて包み、包金として一時通用せしめたが、錢札摺上りの後は、其包金の裏に所持者の名前を記して差出せば、其に相當する錢札を渡すことゝした。

贋金百兩を政府紙幣三十兩に引替

明治三年四月二日上田藩は、管內贋金の員數だけ、政府發行の紙幣を貸與せられん事を朝廷に願出たが、政府も當時財政難なりしかば、許可しなかつた。けれども、後には贋金百兩に付、政府紙幣三十兩の割合を以て、引替える事とした。依て藩は取集めた贋金を、度々政府に上納し、其都度其代りの紙幣下渡しを願出た。此贋金には銀臺に鍍金したもの又銅臺に鍍金したものもあつたが、銅臺の者は引替の限でないと云ふ事で、銀臺の分のみ上納した。

贋二分金處分

贋金銀臺の者

三萬五千三百兩　明治三年六月十五日
五千兩　同　年七月五日
八千五百兩　同　年七月十二日
七千兩　同　年七月晦日
一萬二百兩　同　年八月十三日
二千七百卅九兩二歩　同　四年二月十一日

上田藩引揚費二分金の額

合計六萬八千七百三十九兩二歩

藩知事の騒動上申

上田藩知事は、管下に勃發した一揆騒動に就き、朝廷に對し、いたく恐懼の意を表し、取り敢へず、八月二十二日を以て、上田藩公用人船越精一郎をして、左の事變上申書を、朝廷に提出させた。

去十六日夕當藩支配下、信州小縣郡入奈良本村百姓共、騒立同郡村々を脅誘し、追々域下町へ可ニ相迫一形勢之旨注進申出候に付、至急役筋之者差出、子細承糺候處、近來貳分金通用方差支、米穀融通必至差滞小民共困究之餘、差發候由相聞候に付、精々爲レ及ニ理解一候處脅從之者多分にて、一旦從服之躰も相見候得共、又々多力を頼み妄言等申募居候て、何分説諭相届兼、途中追々煽動次第に人數增加、翌十七日晝後城下町迄押來、市中亂妨之上、所々及ニ放火一候、固より無智之小民、一時動搖之義に付、精々穩便に申諭知事に於ても、急速出張厚く説諭差加へ、過半鎭靜仕候、前件之通脅從の徒多分に御座候得者、無レ程全く鎭靜に及可レ申、尚此上撫育方、精々盡力可レ仕奉レ存候。乍レ去如レ形之次第に立到り候儀は、畢竟政務筋行兼候故之義奉ニ恐入候。尚委細之儀は、取調之上可ニ申上一候得共、此段不ニ取敢一御届可ニ申上一旨知事申付越候以上

之に對し、朝廷より、「速に鎭定候樣精々盡力可レ致猶次第柄相分り次第早々可ニ届出一候事」と申渡された。

藩知事管下騒動の責を引き謹愼の儀を伺出づ

藩知事忠禮は、九月二十八日、上申書を朝廷に上り、管下騒擾の責を引き、謹愼の儀を伺出た。

騒動の有樣上申

先日不ニ取敢一御届申上候通、去月十六日夜四ツ時頃、管下浦野組入奈良本村鄕藏前に、同夜夫神村河原へ相揃難澁筋、爲ニ歎願一上田表へ罷出候段別紙之通落文有レ之候旨、村役人より注進申出候に付、爲ニ説諭一不ニ取敢一書算幷捕亡之者差出候處、前入奈良本其外之者共果して蜂起、百五十人程押來り途中行逢ひ、願意有レ之候はゞ早々上達に可レ及旨申諭、一先村松鄕迄爲ニ引返一候處、多分は脅誘之者共に

付、殆ど鎮靜に可レ及模様之處、初發申合候者にも有レ之哉、何村の者とも不二相知一二三十人程騒立、願意も不二申立一、畔道を傳ひ驅け通り、供連の勢にて右爲二引返一候者共迄亦々蜂起驅出し、何分難レ制追々黎明にも及、猶又跡々より出張の制司事、其外附屬之者共よりも盡力致二說諭一候得共、更に承服の躰不二相見一、是より途を變じ手を分け走廻り、黨與不レ致者は放火致候趣申觸れ、終に數十村を致二脅從一青竹へ木綿切れ結び付、旗吹流様の物押立鯨聲を揚げ相進み候旨追々注進に付、猶又領事率二判事以下一郊外迄罷出、反覆及二說諭一候處先立候脅從之者は、頗承服之躰相見候得共、背後より押迫り一言之願意も不二申立一、終に城下迄闖入致候に付、總執務を始其外役々は勿論、役筋に無レ之者迄も罷出、願有レ之候はゞ以二總代一、穩便に申立候樣、精々申諭候處、於二藩政一怨筋も無レ之旨にて、更に願意も不二申立一、只〻金穀不融通にて難澁之儀口々に申鳴らし、何れも爛醉之躰にて、穀屋酒店菓子舖等は破壞に及、其餘富家豪戸を目懸立入亂妨致候趣に付、猶又自身出馬精々理解申諭候處追々相鎭り、脅從の者共凡六七百人程城内へ引入れ、願意之趣相糺候處、畢竟は諸色高直、加レ之養蠶之利潤を以て取入候金貨、多分者通用致兼日用活計必至と究蹙、撫育方歎願之他腹無レ之趣申立候得共、猶其餘にも難澁筋有レ之候はゞ、是亦以二總代一可二願立一旨申諭、食料等夫々手當致し遣し、一統難レ有旨申之、然る處一群城内へ引入候得者、既に日暮に及び、殘之者共益爛醉、加レ之從之徒も追々增加致候を相賴み、夜に紛れ彌亂暴相募夜五ツ時頃、海野町問屋より出火、折節西北風烈敷別紙之通延燒仕事に御座候、翌日に至り候ては、追々城下町引取所々に相群れ罷在候に付、猶又說諭之者差出、願意以二總代一書面に認可二差出一旨、申之條局庶務市岡謙一郎木村貢其外役人衆も出張、倶々厚說諭致呉盡承服同日夕刻一村三四人宛、以二總代願書差出、翌十九日右願書聞届並難二聞届一分、夫々申渡候處、一同難レ有旨申レ之、不レ殘歸村連に就二鎭定一候得共、一旦如レ此騷擾に至候者、畢竟平素政務不二行届一よりの儀と、深く奉二恐入一候次第に御座候、然るに先日不二取敢一御届申上候後、蜂起初發より事情篤

於施政怨筋無之

亂暴の有樣

平素政務不行届の儀と奉恐入

と探索を遂候處、其由來者前文城内へ引入候脅從之者共、略申立候通り、近年來諸物價漸次に騰踊、穀價の如きは、既に其極に至れる折柄、養蠶之利潤を初め、金貨之手に入もの、皆彼の不融通の新金にて、民生不レ可二一日無一レ之米穀も無レ由レ得レ之、其日暮之貧民活計之策無レ之場合に陷り候儀は、管下一般之通患何分にも難二捨置一、依レ之信州各藩縣商議之上、楮幣製造奉二願上一置候得共、御允俞之御沙汰未レ有レ之、牧民度支之諸吏、究民撫恤之術專盡力中、貧民困迫實に出二意料之外一、就中前入奈良本之儀は、山添之僻邑にて、此三年來連りに荒歉に罹り、闔邑倉貯の究乏、最早數十日を不レ支至急之勢に迫り、人心恟々たる事、又他村の比に無二御座一候、加レ之風土之所レ使レ然歟、土人之心殊に頑固難レ諭、斯く新金の民間に滿布し、一同究困に陷候所以は、全當夏商買蠶種絲類諸方賣捌候より、輻湊致し候儀と一途に存込、此節に至り夫食之差詰り候に隨ひ、激意益深市井を不論、右品渡世之商賈は悉く怨府と相成、且究濫は小人の常態にて、己れの困苦に不レ堪所より、保正里長其外富民豪商、凡て貯穀有レ之者を見、嫉妬之余り不レ覺本志にも所レ不レ在之暴亂に及び、又彼之脅從之者に至ては、只々爛醉之上爲レ酒所使虐を助妄動仕候儀にて、深き願意等有レ之及二強訴一候儀とは相聞不レ申候、其子細は前文申上候通、管下過半脅從仕候には相違無二御座一候得共、初より申合願書等相認持參仕候者一村も無レ之、於二出先一願筋以二書面一申立候樣に頻りに說諭被レ致、不レ可二徒止一に及で村々總代と號し頭立候者限り倉卒商議取極、初て願書相纏り候次第に御座候て、身に切なる處の新金融通米穀直下之儀は、一意同願に候得共、其餘之件々に至ては、頗異同御座候て、或者移封以前より、仕來之舊弊既に改革廢止之分も有レ之、追々當日之事情探索仕候處、城下引拂候迄は、願意之趣も熟知不レ致、歸途中又は歸村後初て傳聞仕候者も、多分御座候趣、相違無二御座一候得者、是又豫め申合候程之深願に無レ之儀と奉レ存候、此等之所何卒御亮察被二成下一候樣仕度奉二願上一候、乍レ去前文に申上候通り、右樣騷擾に及候者、畢竟平素政務不二行届一よりの儀と、深奉二恐入一候に付、謹愼罷在候樣仕度奉レ存候

管下過半脅從願書等認め持參せる者一村も無し

謹愼罷在候樣仕度

依レ之燒破取調帳及繪圖面落文等相添、御届申上候様藩知事申付越候、此段御届申上候　以上

此上申書中に、於二施政一恨筋も無レ之旨にて、更に願意も不二申立一とあるは、事實であつたと思はれる。故に明治三年の松代藩管下に起つた、午札騒動の時の如き、當局執政役人に對する邸宅放火燒亡等の、亂暴に類する暴舉は、無かつたのである。此上申書と同時に、管下村々を巡廻し、下情を察し卑政を去り、衆庶撫恤の効を致し、以て前罪を謝せんと欲する旨を述べ、謹愼中なるも、此儀御聞置下され度と公用人をして届出でしめた。

藩知事管下村々巡視の事を届出づ

十月十七日に至り、朝廷上田藩公用人を召出し

朝廷上田藩知事に注意命令を與ふ

其藩管轄信州地所先頃土民蜂起、其後及二鎭靜一候得共、其地方は從來沸騰之惡風不レ少趣、全下民疾苦之情實貫徹不レ致より差起候儀にも可レ有レ之候得共、兎角姦民之煽動より良民之大害を引起候次第も有レ之、不二容易一事に候、屹度巨魁之者取調處置方刑部省へ可二窺出一事

藩知事謹愼に及ばず

と申渡した。而して謹愼伺の儀に就ては、此月十九日に

此度は其儀に及ばず以後精誠勉勵可レ致二撫安一候事

と指令があり、何等咎むる所は無かつたのである。

上田藩は十月十七日政府よりの注意申渡もあつたので、此度の一揆首謀者を密探し、浦野組入奈良本村枝郷、一ノ澤百姓九郎右衛門は、一揆騒動の首唱、且脅迫煽動の捨文を草したる首謀者なりし事、同組沓掛村枝郷、琴山百姓藤兵衛及雇人馬十其他同村百姓玉藏歌次幸五次(?)郎等は、脅迫煽動に奔走したる事が判明したので、十二月死罪以上の處置方を、刑部省に伺出で翌年十月廿七日刑の執行があり、閏十月此事を刑部省に届出た。

首謀者召捕

首謀者處刑

梟首

信州小縣郡浦野組入奈良本村

百姓九郎右衛門

同州筑摩郡出川組尾坂村
斬罪　牢死　帳外　馬十
梟首　同州高井郡川田宿
無宿　寅　藏
右之者共御仕置伺書に以二御附札一御渡相成候通、去月廿七日處置仕候此段御届申候也
庚午閏十月　上　田　藩
刑部省御中

（無宿者寅藏は強盗罪に依て梟首と成つたのである）

雇人馬十を唆かして、專ら脅迫暴動せしめた藤兵衛は、逸早く何處へか行方を閣まして、召捕られなかつた。又歌次、玉藏、幸五次？郎等は、永牢申付けられたと云ふ。

第二十一章　上田の町勢

第一節　上田城下町の成立

上田城下町の成立
上田元町＝海野町原町
鍛冶町紺屋町

天正十一年、眞田安房守昌幸の上田に築城するや、郭外の土地を無地子にて頒與し、海野鄕や原鄕の民を此所に移らしめて城下町の基を成した。其海野鄕からの移住者に依て出來た街を海野町、原鄕からの移住者に依て成つた街を原町と稱した。此二町は上田城下町の元町である。又海野鄕の鍛冶の者が、上田築城の時、鍛冶の用を足す爲めに上田に移住を命ぜられ、元和元年には、地割を定め（元和八年草高帳に八十六貫

七百十一文鍛冶町とある、此地割の地なるべし（私註）、移住鍛冶の人々に銘々屋敷が宛行はれ、此に鍛冶町が成立した（鍛冶町口上書）紺屋町も同時代に、海野郷の染物業者金澤氏等が引き越し、其移住元和草高帳に七貫二百五十文紺屋町とある、或は其屋敷地か（私註）者に由て出來た原町問屋日記と云ひ傳へられる。

横町、田町、木町、柳町

之に依ると、上田城下町は海野町、原町、鍛冶町紺屋町の四町が始りで、其後海野町分の横町や、原町分の田町、木町が出來、又其後に柳町が出來て、原町分の木町と紺屋町とを連續せしむるに至つたものと考へられる。

海野町の出來初め頃の狀況に就て、「海野町立初八九軒の節は、おもひおもひ南側にて目請け好き方に口を明け往來の方、口無き家も御座候由」と「百合さゞめごと」に海野町の創つた頃の言ひ傳とて記して居る。一參考として茲に記載して置く。

第二節　城下圍の在分（かこひざいぶん）（挾入圖(1)參照）

城下圍の在分

城下町割の成りし後、城下圍として、附近の部落民は城下近くに移住を命ぜられた。北の方房山、山口村の者は原住地戸山岸、圓明寺、古町、六工、向原、和具から。鎌原村の者は、其原住地新屋から。西脇新町の者は、其原住地山根、矢島屋敷から。生塚村の者は山根、堂屋敷から。西の方諏訪部村の者は其原住地古屋敷から。秋和村の者は原住地山根、六工、寺川、内屋敷、宿在家から。東の方常田村は其原住地中島、下川原、常田町から移住した、と寶永三年地子御歳貢御免願の口上書に記して居る。

寶永三年居屋敷年貢免除願

乍レ恐以二口上書一御訴訟申上候事

一常田村之儀ハ往古、中島、下川原、常田町ニ罷在候事

一房山村山口村之者ハ往古、戸山岸、圓明寺、古町、六工、向原、和具ニ罷在候事

一鎌原村之者ハ往古、新屋ニ罷在候事

一西脇村新町之者ハ山根矢島屋敷ニ罷在候事
一諏訪部之者ハ往古、古屋敷ニ罷在候事
一生塚村之者ハ往古、山根堂屋敷ニ罷在候事
一秋和村之者ハ往古、山根、六工、寺川、内屋敷、宿在家ニ罷在候事
右之村々居屋敷御年貢、此度差上申様ニ被レ爲ニ仰付一様ニ付、村々惣百姓共に爲ニ申聞一候處ニ、村々の者ハ居屋敷御年貢ハ、上田根元眞田安房守様御代々、仙石越前守様御代々、居屋敷御年貢之儀御免にて出し不レ申候ニ付、訴訟申上候得バ、譯品も有レ之候ハヾ、口上書を以て可ニ申上一旨、御意被レ遊候ニ付申上候

町割屋敷無年貢

一上田御城町割ニ罷成候節ハ、右之古在所ニ罷在候。御城町割出來、御城下かこひに罷出可レ申旨被ニ仰付一候。面々居馴れ申所々を罷立、家作り仕候儀、迷惑ニ奉レ存候由申上候得者、町割屋敷之義ハ無年貢ニ被ニ仰付一、罷出申候。右之古屋敷之儀ハ、御年貢只今ニ至迄、上納仕候。先年眞田伊豆守様御所替被レ遊候刻、高室金兵衛様御越被レ遊御納所被ニ仰付一、其上ニ而仙石越前守様ニ御引渡相濟申候由申傳候。其節も居屋敷御年貢は出し不レ申候ニ付、幾重ニも御訴訟申上度奉レ存候

古屋敷年貢上納

一眞田安房守様御代上田亂出來致候節、御城下之者共、男女共ニ御城へ御取込被レ遊、男女共々御用段々被ニ仰付一御用ニ相立申候由、左様成儀も、居屋敷無年貢ニ被ニ爲下一候御城下ニ罷在候得バ、異儀ニ及不レ申大切之働仕候由、申傳ニ承り申候

一御城下往還筋之儀ハ、外在中とハ品々も御座候。其上此度御所替被レ爲レ遊候ニ付、仙石越前守様御家中様御侍中様御奉公人中共ニ、御城下之内ニ御引取被レ遊御宿々仕候。殊ニ當御家中様御奉公人様方大分之御宿、永々被ニ仰付一相勤申候。時分柄之百姓ニ御座候得共、御城下ニ罷在候得者奉レ畏申候。加様の御事も御城下ニ罷在候無年貢の御役かと奉レ存候。年久敷事ニ御座候得者、何の書付

證據も無二御座一候へども、上田根元より、居屋敷御年貢出し不レ申候所之證據と被レ爲二思召分一、御慈悲二御免被レ遊被二爲下一候得者、末代之者共迄、難レ有奉レ存候　以上

寶永三年戌十月二十四日

常田村、房山村、山口村、鎌原村、西脇村、生塚村、
諏訪部村、新町、秋和村の庄屋組頭連名

御奉行様

（稻垣史料）

此歎願口上書には、前記町割出來の後御城下かこひとして、城近くに移住を命ぜられた者は、古在所の居屋敷跡は年貢地となし、其代り移住地の屋敷地は、無年貢といふ條件で引越したと述べて居る。又「仙石様御代町割被二仰付一御城御築きに付、御領分へ御觸有レ之町並へ勝手次第出候様被二仰付一候得共、亂世後故在邊より望候者無レ之故、其後急度罷出候様二と仙石家より近在へ嚴敷被二仰出一候二付、山根通り村々御繩張候通り、鎌原西脇邊より秋和迄段々出候由、惣じて秋和より常田邊迄、房山瓦燒其外御城下續御繩之内へ罷出候者共は、跡屋敷之年貢申付候二付、地子ハ御免被二成下一旨被二仰付一候其趣ハ御城日記二有レ之と申傳候」と原町問屋日記々載中に在る。經濟上に關する文書には、兎角自分に有利なやうに、都合よく書かれたもの多いと云はれて居る。故に寶永三年の免租歎願書に載つて居る所、悉く信を措くを得るや否やは即斷を許しがたい所であるが、前記の二史料に於て、繩張城下續の地に、附近部落から移住したと云ふ事は一致して居るのである。此移住が一つは眞田氏の時と云ひ一は仙石氏の時と云ふて居るも、上田城下町の大體の町割は眞田氏時代に略出來たものと考へられる點が多い。故に眞田氏に代り、仙石氏上田入部の後、城郭再築と同時に、城下町の整理が行はれ下城圏の部分も出來ることに成つたかと思はれる。

眞田氏時代の町勢史料原町割直し

第三節　眞田氏時代の町勢史料

眞田氏時代の町勢史料としてはたゞ慶長十年三月眞田信之が、柳澤與兵衛に宛てゝ出した書付で、原町の割り直しをして、街を整へた事があることを知ることが出來る左の文書。

殿樣御意ニ付原町わりなをし被レ成候ニ付、其方屋敷町にあたり申候間面口二間浦に廿八間之所、やくなしに出候、替には源右衞門浦のとおり、かたは町八間之所半傳馬にて相渡候間、これにはやくぎ可レ有候爲ニ後日一如レ此候

己ノ三月十七日　　宮下藤右衞門印

柳澤與兵衛殿

及同十一年十月廿七日の信之覺書で、此頃家の作りが良く、客來の際其宿を申付けることの出來る程のものは、海野町に清右衞門、次郎右衞門、七郎右衞門、久左衞門、半右衞門、源右衞門、宗右衞門の七軒。原町に彦右衞門、所左衞門、源左衞門の三軒あつた事が知り得られる文書位のものである。

覺

海野町
清右衞門
次郎右衞門
七郎右衞門
久左衞門
半右衞門
源右衞門
宗右衞門

原　町
彦右衛門
所左衛門
源左衛門

右之者共家能作り候條、向後容來之宿被二仰付一候間、家中之者共宿捕候事堅可レ爲二無用一者也

午十月廿七日　信之朱印

（柳澤文書）

第四節　仙石氏及松平氏時代

(一)戸口の情勢

仙石氏が上田領主となつてから、寛文年間頃迄は、史料の今日殘存せる者が殆んど無いので、其以前の町勢は窺知ることが不可能である。寛文三年七月の「仙石越前守樣御條目御軍役御領内外間數御領分戸口數御物成受拂高御改帳」（原與金吾氏藏）に據れば、其當時の上田の戸口は

仙石松平時代の町勢

寛文三年の上田城下の戸口

城廻り
一家　百八十三軒　侍屋鋪　一同四十二軒（歩行、鷹匠其外扶持人）
〆二百二十五軒

町　家
一家　七十七軒　海野町人數　六百五十七人
一家　四十二軒　海野町分鍛冶町人數　二百八十二人
一家　六十五軒　同横町人數　三百五十三人
一家　九十六軒　原町人數　七百九十人

一家　二十一軒　柳町人數　百三十六人
一家　二十六軒　紺屋町人數　二百三十四人
一家　二十三軒　田町人數　百五十八人
惣町中家數　三百五十軒　人數　二千六百十人

延寶五年の家數

で延寶五年の、時鐘撞料割に據ると、上田町の町家數は總數五百十七軒此外無役出鐘つき料を拾五軒

海野町分　百七十七軒（海野町とハ海野町、横町を合せて云ふ）
原町分　二百十軒（原町分とハ原町、田町、柳町を云ふ）
鍛冶町　六十八軒
紺屋町　五十四軒

（海野町問屋日記）

とあり、寛文三年より十四年後には、家數百八十二軒を增して居ることゝなつて居る。

寶永三年の戸口

次に寶永三年差出帳所載の上田町の戸口は

家數	人口			
百二十一軒	千〇四十二人	内 男 五百九十六人 女 四百二十七人 出家 十九人	海野町　横町
四十九軒	四百六十六人	内 男 二百四十五人 女 百九十六人 出家 二十五人	鍛冶町
百四十二軒	千二百三十五人	内 男 七百四人（七？） 女 五百二十二人 出家 四人	原町、田町、柳町
四十六軒	三百二十五人	内 男 百七十九人 女 百四十六人	紺屋町

合計三百五十八軒　三千〇六十八人内男一千七百二十四人　女一千二百九十一人　出家四十八人

右の通で寛文三年調の戸數三百五十軒に比して八軒を增し人口は四百五十八人を增して居る。但し此出帳の人口には、年齢七歳以上の者を算へたので七歳以下は入らないのである。寶永差

此寶永三年の戸口と、同七年幕府巡見使來田の際、町役人覺書所載の

寶永七年

戸數	人口	町名
七十二軒	四百三十八人	海野町
四十七軒	四百八十二人	横町
八十五軒	六百三十一人	原町
二十九軒	百七十一人	柳町
五十一軒	二百九十四人	紺屋町
裏町　五十軒	四百三十四人	鍛冶町
二十七軒	百七十四人	田町
合計三百六十一軒	二千四百廿四人	

に比載すると、戸數は三戸を增して居るが、人口は餘程減少して居る。蓋し巡見使の問に應ずる爲め、用意して認めたものが、精確なもので無かつた爲めであらう。

寶永七年より四十五年經過した寶曆五年、宗門改の時の上田町の戸數人口は

家數四百十三軒　人口二千六百〇九人

内

百二十二軒　海野町、横町　六百五人

五十二軒　鍛冶町　四百六十一人
百四十二軒　原町、木町、田町、柳町　九百八十五人
五十四軒　紺屋町　三百五十四人
四十三軒　寺社門前　二〇四人　（海野町問屋日記）

戸口減少

となり、戸數に於て五十二軒を增し、人口に於て百八十五人を增して居り、寛文三年に比し戸數は六十三戸を增せしも人口は一人を減少して居る。

寶曆五年以後に至つては、同十一年に上田領分大百姓一揆があり、其以後田沼意次幕府に在りて、惡政の範を示し、諸藩の施政其宜きを失ひ、加ゝ之天災地變は頻りに臻り、安けく永からんを希つた安永の年も、反對に不安不穩恐怖の世態と成つた頃、何れの方面より觀察するも、戸口の增加などは考へ得られぬ所である。即ち引越、逃散後の事があれば、明家は多くなり人口は減少するのが當然と思はれる。而して事實は正に其通であつた。問屋日記　今玆に迷惑の年と呼ばれた明和九年前後の、宗門改に據る原町の人口に就て見ると

明和三年改　三十二人減　昨酉の改より　惣人數九百五十七人
同　四年改　十人減　昨戌の改より
同　五年改　十三人減　去亥の改より
同　七年改　四十二人減　去丑の改より
同　八年改　三十人減　去寅の改より
安永五年改　三十二人減　去未の改より
同　九年改　十二人減　去亥改より　惣人數七百八十七人

と云ふ狀態で、明和三年より始んど減少つゞきで、安永九年に入つては、原町分だけで百七十人を減じ

て居る。之に據て他の町々の情勢も、推測し得られるものと信ずる。

天明五年飢饉救恤下賜金を、各代官支配内の人別に依り、分配することにした、其時の上田兩町（兩町とし）て上田全部を指す二千百八十人で、之を寶暦五年の人口二千六百〇九人に比する時は、四百二十九人減じて居る。

此後松平定信執政の所謂寛政の治を經て、文化文政の大御所時代頃迄は、追々戸口恢復の運に向ひしことは、文化七年宗門改の時、原町分人口、去年に增す二十人とあるは其一例證で、他も亦推して知るべしと思ふ。安政五年の宗門改の時、上田町家數は四百三十八軒、人口は二千五百十人で、戸數も寶暦五年に比して增加を見、人口は天明五年に比して、三百三十人を增加して居る。此は此時代漸を追ふて恢復したものと見るべきである。之を要するに上田町の人口は、寛文三年の二千六百十人以來、明治元年の二千五百八十三人（宗門改の人數）迄の間を、上下する位の程度で、推移し來れるものである。此現象は後世爲政者の、大に參考に資すべき事實と思ふ。今明治元年に於ける上田町分の人口を擧げし序に、參考の爲め左に上田領内の戸口の總計内譯を記載して置く

戸口回復

上田領總戸數

上田領戸口總計

一總家數合九千八百五十八軒

内四十二軒　神主家
九千〇九十九軒　百姓家
四百四十八軒　町人家
五十六軒　寺門前家
百十軒　穢多家
三ツ　乞食小屋

内譯

去卯年に四軒增

武石村　六百十一軒

内一軒神主家五百九十七軒百姓家十三軒穢多家

同

鹽田組　千六百一軒

内九軒神主家千五百七十軒百姓家十四軒穢多家

同　三軒增

浦野組　千百九十九軒

内三軒神主家千百八十七軒百姓家八軒穢多家一ッ乞食小屋

同　八軒增

小泉組　千百四軒

内五軒神主家千九十二軒百姓家七軒穢多家

同　一軒增

川中島　千二百六十七軒

内三軒神主家千二百四十六軒百姓家十八軒穢多家

同

鹽尻組　千十四軒

内八軒神主家九百五十七軒百姓家二十四軒寺門前家二十五軒穢多家

同　一軒增

國分寺組　六百四十軒

内三軒神主家六百三十二軒百姓家五軒穢多家
同　一軒增
田中組　九百五十七軒
内四軒神主家九百四十三軒百姓家九軒穢多家一ツ乞食小屋
同　一軒增
町　分　四百八十軒
内四百四十八軒町人家三十二軒寺門前家

上田領總人口數

一總人數合五萬七千二百五十人　去卯年ニ二十八人減
内男　二萬九千〇九十七人
女　二萬八千〇五十三人

内譯

武石村	去卯年ニ八十五人減	二千四百九十人	
鹽田組		九千四百五十五人	
浦野組	九人增	六千四百十四人	
小泉組	二十三人減	五千五百九十人	
鹽尻組	三人減	七千七百五十九人	
國分寺組	四十人增	四千〇八十九人	
洗馬組	十人增	六千八百一人	
田中組	六十七人增	五千六百七人	
町　分	六人增	二千五百八十三人	

右人數譯

百八十七人　　增

二百六人　　神主自身葬祭

二人　　若宮坊

十一人　　直院嶽

八人　　林部官左衛門

六人　　坂口與左衛門

八人　　丸山忠右衛門

五萬三千三百五人　百姓

內　男二萬七千〇三十一人

　　女二萬六千二百七十四人

二千四百二十四人　町人

　內　男千百九十四人

　　女千二百三十人

百八十六人　　寺門前

八百九十三人　　穢多

十三人　　乞食

（寺數省略）

右書面之通相改候處相違無二御座一候　以上

明治元年辰

宇野六郎右衛門

御勘定所

(二)町家の狀況

寶永五年三月廿四日、原町問屋助右衛門より、同町才兵衛方の土藏の椽下に、狐が巢を喰ふて子を産みし事を届け出でし事あり。寶曆二年十一月十四日、鍛冶町に鹿三頭あらはれ出で、其内一頭は藩士足立某が打ち留めたと云ふ事が、同じ問屋日記に載つて居る。此等は町の昔姿を想見する一資料と成るものである。

町の昔を想ふ史實

家造り

小縣郡年表は原町古老筆記と云ふに據り、寶永の頃原町も土橋あたりは、家々皆土間にてたま〳〵板敷あるは、特に高店と呼んだ、そして屋内に疊を敷けるは、町役人の宅位のものであつたと記して居る。又百合さゞめごとに横町老人の實見談なりとて「寬政の中頃下横町あたりの家には、概ねねだ根太は無かりしなり」と記せし所より推考すれば古老筆記所載も事實なりしかと思はれる。

二階造

二階造の家は寶永の頃に、出來初めた。其當時原町九右衛門の家は二階造で、珍しがられたとの事である。(二階は禁制なりしかば、慶應三年解禁後に出來るやうに成つた)

奥行間口に比して甚長し

享保二年巡見使來田の時、案内の町役人が、當所の町家の造り方は表口が狹く奥行は長く、概ね二十八九間より三十二三間程あることを語りたるに、巡見使の一人は「道理で此宿は殊の外手廣く見える」と首肯いたといふが、仙石領主時代元祿八年に調査した、町中屋敷間尺調に、表口十四間五尺裏へ三十九間五尺　七助。表口三間裏へ三十間　善太郎。表口一間半裏へ二十八間二尺　三之丞。表口二間一尺五寸裏へ二十三間三尺　曾右衛門。など記したものあるを見れば、早くより此造り方が行はれたのである。

享保二年巡見使來田の時。上田町役人が其間に答へた所は、其當時の町勢の或部分を、略正確に知る

資料と成るを以て、左に記して置く

巡見使と町役人との問答

御巡見様御尋に付口上書

一山岡五郎兵衛様御案内海野町年寄市助　原町年寄彦三郎　御宿忠右衛門方

一紺屋町御番所前にて「是より町分か」と御尋被レ遊候ニ付「町分にて御座候紺屋町と申候」と申上候

此先に町奉行兩人罷出居候由申上候へば、其名を何と御尋被レ遊候ニ付、梅戸仁左衛門松宮庄太夫と申候と申上候。尤問屋年寄共も罷出居候と申上候。何にても變る事は無レ之やと御尋被レ遊候ニ付變る事無レ之と申上候。紺屋町八幡前にて御尋被レ遊候は、御城の方角御尋被レ遊候ニ付、從是南の方に御座候と申上候。夜に入り四ツ時前に被レ仰候は、亭主若年に候はゞ誰なりとも、近所の者呼び可レ申由被レ仰候に付、市助伺ひ候處、御側近く御呼被レ成候て色々御尋に付御返答申上候。町分如何と御尋被レ遊候ニ付、紺屋町三丁、柳町三丁、原町三丁、海野町三丁十四間、横町二丁五十四間都合十五丁四十八間、と申上候へば、右之通り御書留被レ遊候。是より京都に道程何程と、御尋被レ遊候に付、九十六里と申上候。御城は山城か、と御尋被レ遊候。平城にて御座候と申上候。長く有レ之候やと御尋ニ付、御城内不レ奉レ見、外見より積り候へば、四角に相見申候。遠堀有レ之やと御尋被レ遊候に付、遠堀無ニ御座一候と申上候。御城内の外、不レ殘町家なるや、と御尋被レ遊候に付、道筋ばかり町分。其間は家中屋敷にて御座候、南は崖にて御座候と申上候。家中屋敷何程、と御尋に付三百軒程と申上候へば、大分なる儀と御意被レ遊候故、確とは不レ奉レ存候へども、二百七八十軒は慥かに有レ之候と申上候。從レ是甲州迄は、何程有レ之や、と御尋に付、甲州府中迄、二十九里半御座候伊那高遠へは、二十一里御座候。飯田には何程有レ之やと御尋ニ付、三十二三里有レ之候と申上候。當地は殊の外、繁昌なる御城下にて候、山國にて船の通ひ無レ之、不レ殘馬附にて御座候得共、何にても不自由なる儀、無ニ御座一候と申上候、成程左様に相見へ候と御意被レ遊候。市は立ち候やと御

尋に付、月々十二日立候由申上候。此宿殊の外手廣に候と御意被レ遊候。當所は町家奥行二十八九間より三十二三間迄、御座候と申上候處、左樣に相見に候と御意被レ遊候。爰許にて泊り宿致候やと御尋に付、御大名方十頭御通被レ遊候。殊の外賑かに御座候と申上候へば、宰相殿も御通り候へば泊り多く可レ有レ之と御尋御座候、宰相樣は上田より二里半先の、田中と申宿に御泊り被レ遊候と申上候。其外佐渡國より、御運上金銀、幷に越後國より、御蠟荷物通行仕候と申上候處、何程位と御尋に付、年中に二百疋程通り申候、明日頃、二十四駄通り申候。宿次にて送り申候と申上候處、是は傳馬にて通り候や、と御尋に付、江戸御老中樣御證文にて通り申候、と申上候へば、宿中の難儀ならんと御意被レ遊候。御城下には火事は無レ之や、と御尋に付、先月十四日晝過、家中屋敷ニ出火有レ之候得共、一軒にて類燒も無レ之止み申候。爰許出火前風有レ之候ても、出火之節は、風吹き不レ申候。此間は雨降り候へども、其節はしめり無ニ御座一候ニ付、火の元用心罷在候故、早速火消人足駈付、其外町内の者共、大勢駈け集り、類燒も無ニ御座一候と申上候。海野町にて、御城は何れの方か、と御尋に付、是より西の方にて御座候と申上候。

又此時の巡見使の一人渡邊左門に附添へる、原町年寄孫助、新兵衛の兩人に對して、尋ねた事の内に原町土橋にて何町と御意被レ遊候故、原町と申上候、市立ち申やと御意に付、月に三日五日十二日市立ち申由申上候へば、賑ひ可レ申かと御尋被レ遊候に付、賑申候と申上候。米は何方へ出し候て賣申候やと御意被レ遊候に付、過半は上州へ出し申候由申上候。町に地方有レ之やと御意被レ遊候故、無ニ御座一候由申上候。越前守殿と伊賀守殿と年貢取分に替り有レ之やと御意被レ遊候に付、相替儀無ニ御座一候と申上候へば、地形方無レ之候ては不レ存儀可レ有レ之由御意被レ遊候。上田紬と江戸にて申候へば、定めて當地にて織出し可レ申と御意被レ遊候故、御意の通り、と申上候。然れども只今は繭、眞綿、無ニ御座一候間、嶋紬無ニ御座一候由申上候。此街道は何と申候や、と御意被レ遊候故、北國街道と申上候。城は平城か、矢倉は有

之候や、との御意に付、御意の通と申上候。

屋根

町家の屋根初は無論萱葺で、板葺が本通り筋に多くなつたのは、寛政の頃であつた。瓦葺は、本陣の表廂が、初めて瓦葺となり、柳澤太郎兵衛が、町奉行に其禮を述べるため、出懸けたのは寶暦十一年三月である。本陣の家宅は破損に及べば請求して。藩費を以て修覆普請をしたのである。之に依て考へると、町家に瓦葺屋根が多く成つたのは、遙かに後世の事であらう。

全町の長さ

柳町、田町

往還に沿える町分の長さは、紺屋町三丁、柳町三丁、原町三丁、海野町三丁五十四間、横町二丁五十四間合て十五丁四十八間で、猶東に常田村四間半踏入村五丁半程町續きに成つて居た。

柳町や田町は享保二十年に至つて、漸く町並を成したとの說小縣郡年表あるも、延寶五年五人組改に、柳町、本家貸屋合せて四十三戸。田町、本家貸屋合せて五十八戸とあれば、此頃既に町形を成して居た事が知られる。享保二十年頃には、柳町には商店も甚多くなり、旅舍等も出來、原町に亞ぐ賑さに成つて居たのである。

享保頃の上田町の狀況

安永四年の間屋日記に、今より五十年以前までは、海野町、原町兩町には、酒屋二十一軒あり、其頃には水車とても無かつた故、から臼で米を精らげたのであるから、家々よりの臼の音や、箍桶の箍替職人のたゝき音などが、絶間なく聞え往來の人々も、賑かな御城下と譽めた程だつた。其上其時分には、在分商店が無かつたので、市場は榮え商賣も盛に行はれた。けれども此頃は、町分の酒屋は五軒のみになり、十六軒は潰れて了ひ、其上在分に商店多く出來た爲め、市場も自然に衰へて、商賣が無くなつたと云ふ意味の記事がある。

享保年間あたりの上田町の様子が、之に依て或程度まで想像することが出來る。

第五節　町勢維持

家並修覆料

家並修覆料　町勢史の上で見逃すことの出來ないものに家並修覆料と云ふのがある。上田城下町家並の内には町分と在分と交錯して居る所もあり、又在分のみに屬して居る所もある、其等在分所屬の百姓家の内には、破損しても修覆の出來兼ぬる者もあり、又表通りに面した場所の造作にも注意を拂はない者もあり、爲めに道筋に沿つて居る、町並の外觀宜しからずして、城下町としての体裁を損する所があつた。依て松平氏の時代或は仙石時代からの仕來りかも知れないが其史料を未だ發見しないには東踏入村より西秋和村までの間、往還道筋なる在分百姓家には、家並修覆料として籾を給與し、其籾は庄屋、組頭、長百姓が預り置き、往還筋の百姓家の中、破損して修覆を要するものがある時は、藩の指揮を受けて、然る後宜しきに從て修覆する。此料は道筋以外の百姓家には、決して使用せぬ事に規定されて居た。

享保十九年十二月に與へられた修覆料

家並修覆料御預籾證文

一籾八十一俵九升九合八夕　踏入村
　外に四俵當寅年家作願之者へ被ㇾ下候
一籾四十一俵一斗九升八合八勺　當田村
　外に三俵當寅年家作願之者へ被ㇾ下候
一籾三十九俵六升八合八勺　山口村
一籾八十四俵三升一合五勺　鎌原村
一籾三十八俵六升七合八勺　西脇村
一籾二十六俵一斗七升四合三勺　新町
一籾二十六俵一斗七升四合三勺　生塚村
　當寅年被下候分　籾二俵
〆二十八俵一斗七升四合三夕

一籾四十俵六升一合四勺　　秋和村

當寅年被下候分　籾三俵

〆四十三俵六升一合四勺

外に七俵寅年家作願の者へ被レ下候分

合三百五十七俵一斗一合九勺

内三百五十二俵一斗一合九勺　　年々被レ下籾

五表　　當寅年生塚村秋和村被レ下候

右者往還道筋百姓家破損修覆爲二入用一被二下置一村々難レ有奉レ存候。右之籾、庄屋、組頭、長百姓、預り置。追て百姓家修覆之節、御内意相窺御差圖を受可レ申候。且又道筋之外、百姓家修覆之節、此籾一切遣申間敷候。爲二後日一證文如レ件

享保十九年寅十二月廿一日　　踏入村より秋和村に至る九ケ村

庄屋組頭連名

大垣武助様

此に注意すべきは、秋和村が城下圍の下邑として、今の地に移住し來り、又往還道筋百姓家並修覆料を與へられて居ることである。此等の點や杉並木の位置等より考へると、秋和は上田町の範圍に屬して然るべきやうに思はれる。

此修覆料が天保十一庚子年頃まで繼續された事は、左の證文に據つて知ることが出來る。

一籾三十六俵一斗九升九合八勺　　房山村　山口村

右者往還筋家破損修覆爲二入用一被二下置一難レ有奉レ存候。右籾、庄屋、組頭、預置追而百姓家修覆之節、御意御伺御指圖を請可レ申候。道筋之外、百姓家修覆之節、此籾一切差遣申間敷候爲二後日一證

文仍而如レ件

天保十一子十二月

山口村組頭
三名
庄屋
房山村組頭
四名
庄屋

御代官様

（原史料在町地方見分書類）

在分なる房山山口兩村内の者で、柳町、紺屋町兩町々並に出て居る者があり、此兩町は町分在分入り交つて居たので、町並在分の家々修覆も行届かないで、街觀を損する者無いやう意を用ゐて此取計をしたのである。

火災復興救恤

上田町は古より比較的大火は無かつたが、享保十五年横町から、海野町、原町へかけての大火災、及文政九年の紺屋町方面の大火災は、たとへ藩より復興手當救助等があつたとしても、町勢を一時衰へさせた事は想像される。鍛冶町文政年度火災の當時の如きは其一例である。藩の火災復興手當救助は、享保十五年には、普請用材木松木壹萬本、飯米用として米三百俵。寶暦六年六月の木町火災の時は、普請用として材木及飯米用として米三十俵。同八年原町火災の際には材木及米を、同十三年柳町火災の時には材木及飯米を、文化四年四月紺屋町火災の際にも材木及米を救與し、文政九年三月紺屋町火災の時にも材木及飯米用として米五十四俵を與へた。火災先規書出

町内永續の方法

町家永續企圖の諸講　安政の頃、町内永住の者が財政困難になり、暮向行き立たず、家屋敷を人手に渡し、且又不仕合で子孫絶斷するやうな者があり、誠に氣の毒であると云ふ所から、町内は一家同様と

心得相互に扶け合ひ、不仕合にて家屋敷を賣拂つた者は、再び元の家に復り、家屋敷の無い者で難儀して居る者は救ひ助け、町内永久に續くやうにしたいといふ趣旨の下に、之れに賛成する者を集めて講を設け、一定の規約の下に積立金をしたものが多かつた。之れに愼篤講、止信講、至誠講、誠意講、永續講などがあつた。此等は何の位まで効果があつたかは判明しないが、其蔭に浴して幸に其家が續いたり復舊したものもあつたに相違あるまい。乃ち町勢維持の上に結構な企設であつたと謂ふべきである。左に永續講の趣旨規約を記して置く。

愼篤、止信、至誠、誠意、永續講

永續講規約

今般町内永續講發意ハ永住の者家屋敷且子孫斷絶ニ相成候類も多く誠ニ歎ケ敷儀ニ候、銘々子孫長久心掛可レ有筈に候得共、浚落之時節來候てハ力ニ難レ及、依而町内ハ一家と心得相互に助合、不仕合ニて借財相嵩み家屋賣拂候者ハ其子孫舊家に復し、又家屋無レ之難儀ニ及候者ハ救ひ、非常の備を致し町内永久に相續の基と致度、仕法決定いたし世話人申談相定候、厚志の者加入致し格別の誠心を以て拾ケ年の内出金可レ致候事

規約

一掛出金一口壹兩ヅヽ、心掛次第何口ニても加入可レ致候事
一會日世話人立合いたし勘定候事
　但年中兩度二月四日　八月四日　定日の事
　但銘々金子持參致し其節勘定合見届可レ申事
一銘々出金致候上ハ自分物と相心得申間敷候、如何樣の儀有レ之候共相渡不レ申候事
一借財相嵩み家屋敷賣拂候節ハ取廻シ金ニて買取置追々取續ニ相成候節元金ニて受戻可レ申事
　但其人積金にて自と受戻ニ相成候仕法の事
一每會集金中五分利倍勘定ニて積立候事

但一兩以下ハ利子付不申候

一金子取廻シ方八分の利足を以て五ケ年賦貸付候事

但引當の品差出請人一人組合總人一代加判の事

一利足三分潤ニ相成候分ハ非常手當ニ積立其時宜ニより町内爲筋申談取計候事

但會日等入用掛リハ此内より差出可レ申候事

一拾ケ年相立候上ハ利倍相止出金高に應じ相續手當として永久相渡候事

一後年ニ至リ積金相嵩之候ハヾ貸付方時宜ニ寄り利下ケ相談の上相定可レ申候事

但手當金も右ニ準じ候事

一難澁の趣意ニ依り救助方相談の上取計可申レ事

前條相定候通依怙贔負無レ之、町内永續講嚴重執斗永代急度違失致間敷候爲ニ後證一如件

安政四年巳五月

此發起者は原町間屋年寄、及紺屋町年寄であつた。猶此時町分人別に入らない借宅人と雖も、紺屋町に加入して居て後には町分人別に入りたき望の者は、其旨一札に認めて、世話人に差出せば、加入を許すことにした。

横町衰微救濟の陰德行爲　文化文政の頃、横町は大に衰微し生活も困難に陷る者尠く無く、町勢維持に就き彼是相談を重ねたが、明案良法も無く當惑して居つた處。文政九年横町某の許に、遠方懇意の者が或る心願に依り、陰德を施したい、其は金子を以て可レ成多數の人々の救と成る事を、爲たいと思ふと申來つたので、某は此事を、海野町間屋柳澤太郎兵衞に申出た。柳澤は當時横町は衰微難澁の狀態であり、其陰德行爲の取持世話を頼まれたのが、横町の人であるから、横町救濟の爲めに、其金子を申し請けてはと考へて、横町内の人々にも一應相談の上、其を先方に問合はせた所、其人は承知の上陰德行

爲であるから、名前の顯はれる事は、自分は勿論世話人の名の出る事も、堅く欲しない。此旨充分承知して貰ひたいとて金百兩差出した。其所で問屋は、此事情を藩に届け出で早速聞届けられたので、其金子百兩は、町役所に預り置き、廻金として年々其利子を、横町永住の暮向難澁な者に、割渡して取凌ぎの助成とする事とし、此趣を横町の人々に話し聞かせた。而して此陰德の人の名も仲介者の名も、今日に至るまで、遂に知れずに了つた。

第六節　町家回復の徵

文政四年頃に、家作の諸職人不足の爲めに仕事が間に合はぬ故、他處より職人を頼み入れたき旨を、町役人から願出たが其願書は差し戻され、家作の新建又は修繕等の事ある時は、各職人の世話役が命ぜられて居るので、其世話役まで普請のことを申出で其爲方等を細しく申し話し、必要だけ其職人を遣はして貰ふことゝし、且平素頼みつけの職人を、相對で頼むことは自由であると申渡し、他所職人頼入の事は許可せられなかつた。此時町分の職人世話役は次の如くであつた。

大工世話役　常田村只八　房山村源六
木挽世話役　眞田村加平次　仁古田村爲藏
左官世話役　常田村武右衞門　常田新町疊右衞門
疊師世話役　柳町與右衞門　横町瀧兵衞
桶師世話役　海野町仁右衞門　同　又四郎
石工世話役　他處　藤澤幸次郎　房山村政五郎　石工世話役　左六
瓦師世話役　染屋村五郎次
屋根師世話役　西脇新町　定七　同　代次郎

（原町問屋日記）

他處職人の頼入許可願

然るに天保三年に至り、遂に他處職人雇入れを許可することゝ成つた。

上田町方屋敷地高値となる

又文政十二年原町に於て、町役人相談の結果、肝煎屋敷の屋賃を在來の額より、約二割五分程引上げることにした。其理由は近頃町方屋敷地の値段が騰貴して、隨て屋賃が高くなつた。故に肝煎屋敷の屋

賃も引き上げて其増額だけ肝煎の者に遣はすが可いといふのであつた。

文政天保の頃諸職人手不足で、作事に困難迷惑を感じ、他處より諸職人を雇入るゝ事を許可せられんを出願し、一度は其願書差戻されしも、後此を許すに至つた事や、町方の屋敷地が高値に成つた事なぞは、共に町家の建築修繕等が頻りに行はれたのを裏書するもので、惟ふに泰平の氣分漲れる文政の頃より、我上田町も其家造りは立派に成り、又其數も増し大に舊觀を改むるに至つたものであらう。

天保頃の上田豪商家内人數

天保頃の上田豪商家内人數　天保十三年に五街道宿々、及助鄕村々の救助方取調べがあつた。其時上田町の豪商等の中で、其費用中に献金したいと篤志出願者があつた。此時には此等の人々は、殊勝にも此献金は先祖への孝道と存じ、御賞譽等の儀は毛頭考へて居らぬ旨を斷つて採用を願つたのである。此時其出願者の家内人數取調書を提出させた其調に據ると

家主名(献金者)	職業商賣	家内惣人數	献金高
嘉右衛門	質	二十九人	金百兩
源太郎	質、酒造	十六人	同八十兩
万助	太物、肴	十六人	同五十兩
曾右衛門	酒造、古物	二十人	同三十兩
助右衛門	太物	十五人	同十五兩
九右衛門	酒造、菜種	二十人	同十五兩
民之助	太物	十八人	同十五兩
金兵衛	當處産物絹紬太物	十八人	同十五兩
和右衛門	髪付油、肴	十七人	同十五兩
喜三郎	呉服古着	十五人	同十五兩
長兵衛	菜種	十七人	同十五兩

同十五兩 —— 十六人 —— 當處產物、絹紬 —— 利兵衛
同十五兩 —— 十四人 —— 鹽、茶、麹、油 —— 又七

（原町問屋日記）

第七節　町分家數增加

町分家數增加

在分の一部町並となる

寛政十一年三月五日藩會所へ、海野町問屋、鹽尻組常田村庄屋、海野町横町年寄組頭、横町中惣代、常田村惣代、を呼び出し、原町問屋及鹽尻組割番立會の上

城下横町に續常田村之内、横町平吉屋敷より見通限、向側地處は是迄通り在分にて、人別は町方に加り町方役人の支配を受け、傳馬幷定式の町役間口に掛り候分町並に相勤、商等是亦町並に相心得可レ申條、居屋敷年貢令二用捨一候。右に付居屋敷高の分、村役相除候筋二付、居屋敷年貢用捨の外に、年々村方用捨米申付候、町方にても定式の外臨時入用等相除是迄の通在方へ加り候事

三　月

と申渡し、同時に柳町續、紺屋町橋迄の間にて、房山山口村分に屬する家々は、常田村同様に村役を除いて、町並にと申付けられた。故に町分家數は以前より其數を增したのである。

此常田、房山、山口三ケ村共に村役を納めない事は、種々差支ある故に、村役は納めることにして貰ひたいとの事であるが、之れでは村役を納め又一方町方として傳馬役夫錢の外に町役を納める故、二重の納め方と成り、納め方難儀となるから、傳馬役人足夫錢の外、町役は御免相願ひたいと申出た。

其時庄屋共より差出した願書は

乍レ恐奉レ願口上書之事

一此度横町續平吉見通し限、向側常田村之者共、幷山口、房山村分柳町續紺屋町橋際迄之者共、村役

御除町並に被レ爲二仰付一恐入奉レ畏候得共、三ケ村共村役相勤不レ申候ては、差支之儀共多御座候二付、相勤申度奉レ存候處、町方御傳馬夫錢之外町役相勤候ては、二重に相成難二相勤一御座候二付、御傳馬人足夫錢之外、町役御免被二下置一候樣小前一統願出申候。乍レ恐以二御慈悲一奉二願上一候通御聞濟被二成下置一候はゞ、小前者幷私共におゐても難レ有仕合奉レ存候以上

寛政十一年未三月

此後天保十四年正月には、此等の町並と成つた所は、以前の如く在分として、郡奉行支配たらんことを願て居る。

新しき町鼠小路

新しき町の出來　袋の底二穴を明けた意味で、鼠小路と名づけたと謂はれるのは、文化三年に袋町より、海野町に出る小路を開いた其れである。

相生町

文化四年に海野町問屋の向から、原町の横丁に通ずる小路を開き、相生町と稱する町が出來た。

東町

原町から馬場町に通ずる所、蛭澤川より東の部分東町ハ、原町問屋日記元治二丑年三月朔日の條に

東町彌出來候二付、夫々貸渡內談致候處、表向止宿等持參致候者も有レ之差支候者も有レ之嚴しく相調候へば多分の間數故明家有レ之云々

とあるから、東町長屋ハ此頃出來し、同時に上田町分家數の增加を來したのである。

上田町への來住者

藩政時代には、他處から町へ來て居住する者は、たとへ借家逗留の者と雖も、本籍地庄屋の嚴重な身元引請の證文を、差出さなければ許可されなかつた、一例を擧げると

請合一札之事

信州伊那郡高遠領芦澤村

寺ハ禪宗二て吉祥寺旦那　石屋　文左衞門　廿八才

右當所石屋文左衞門其御地へ渡り細工二罷越、御支配之內田中清助長屋內二罷在、逗留中渡り細工仕

度と相願申候、右文左衛門慥成者ニ御座候間、御指置可レ被レ下候、尤御地ニ罷在候内、其表御作法急度相守可レ申候、萬一如何様成不埒六ケ敷事仕出候共、少しも其御地御苦勞掛け申間敷候御請合申候、則寺證文相添申候通相違無ニ御座一候仍而一札如件

延享元申子年七月

伊那郡高遠領芦澤村

名主　利　助

上田御城下

瀧澤助右衛門殿

在分への來住者ハ其村庄屋宛にした請合書を持參する。人間の事であるから、悉く皆然りとは行かなくも、本籍地の庄屋に、其表御作法急度相守可申萬一如何様成不埒六ケ敷事仕出候共少しも御地御苦勞掛ケ申間敷、と引受けて貰つた以上、自分の非行は本籍地の庄屋に迷惑を及ぼす事を念頭に置いて、其言動を愼んだものだらうと思はれる。

又放蕩無賴所定めず轉々として流浪する如き者は、身元請合證文の持參も不可能と見られるので、來住者の爲めに町分の制度取締が、亂し壞はされるやうな憂は蓋し尠なかつたであらう。來住者は請合證文の外寺證文を持參する事ニなつて居た、此は切支丹宗の禁制が矢ケ間敷かつた時代故、信教上怪しい者で無い事を。元住地の宗門寺から證明して貰つて來るのである。

町家の日除けを往來へ張り出すのは、四尺を限度としたが、兩側から日除を張出す時は、其爲めに往來通行人に迷惑を及ぼす故に、寶曆十四年には四尺の規定を嚴重に守らせると同時に、朝より晝迄は西側、晝より暮迄は東側として、兩側より張り出すことを禁制した。此日除は特別な多人數の通行の有る時分には、命じて其れを卷き上げて置かせた。

日除

第八節　町勢、生活狀態考察資料

町勢と生活狀態との考察資料として、洗湯屋、菓子屋、料理屋に就て、其狀況の一端を左に載せて置く。

洗湯屋出願

一、錢湯不許可

藥湯條件付にて漸く許可

洗湯營業　寶永六年運上を納めて、錢湯營業しやうと原町から願出た者があつた。藩では其許否ニ就て、兩問屋の意見を徵した、之れに對し兩問屋は㈠若者共召使に至るまで錢湯に行くやうになれば、猥がましき風を生ずる恐があり㈡薪炭高値になり㈢多人數寄り集る故不慮の事件も發するの患あると返答したので、遂に不許可となつた。降て寶曆五年五月、善光寺權堂村の風呂屋が、上田町ニ於て風呂屋を開かんことを出願したが「是迄當所ニ無レ之相濟來候間無用に可レ致」と申渡された。其後天明三年に紺屋町ニ藥湯を開業したいと出願せしも許可されず、文政六年正月再び藥湯開業を願出る者があり、此時には㈠風儀を紊すやうな事は無いやうにする、㈡喧嘩口論等は起らぬやうにする、㈢紛失物等は無いやうに注意する。又汚れた湯水は用水に障るやうな、不衞生の事無きやう充分氣を附ける、といふ條件を堅く履行する旨の一札を出し、漸く許可された。此の如き有樣で洗湯屋は無く、さりとて銘々の家に風呂場を設備をする事も、容易で無かつたので、家中に於ても不都合をした事は、元祿十五年五月の間屋日記に「御役人中樣不レ殘八右衞門方へ風呂入に御出被レ遊候事」とあるので察せられる。（八右衞門は此當時の本陣である）

菓子屋

天明の頃上田城下に菓子屋は三軒程あつたが、砂糖のみ商賣する家は無かつた。然るに文化年間に至つては、此等を商賣する家は甚だ多くなつた（小縣郡年表）

料理屋

料理茶屋ハ天保年間に至て、海野町に松翠、其次、吉野、梅本の四軒があつて、中々繁昌するやうになり、原町にも杉本といふ蕎麥屋料理屋兼帶のもの、出來せしも久しからずして廢業し、柳町に竹林舍

町名改稱
鷹匠町
常田町
小袋町
茶屋町
家中屋敷

といふ料理屋、原町上小路と海野町ニ近い所に、茶屋が各一軒あつた位のものであつた。

町々の名は大概其舊に依て居るが、改められた所もある。鷹匠町は始めは鷹師町と稱しただらう事は寛文七年の日記ニ原町の長右衛門痴に鷹師町の與兵衛の娘の來た事を載せて居る。其鷹匠町は元祿五年三月一日常田町と改稱し、鷹匠町つゞきの餌指町は小袋町と改められた（仙石家譜原町問屋日記）

猶此他にも有るだらうが確な史料が無い。

茶屋町　柳町の北端、紺屋町との間に茶屋町と云ふがあつた。此町名の起りは、寶永の頃までは、此邊りに柳樹が多くあり、其柳の木の間に葭簀張の、休茶屋が出來て居たのに由るのである。此町の名は享和二年六月に、矢出澤川と蛭澤川との洪水の時、海禪寺前の橋に上流から流れて居た小屋が懸つたので、洪水溢流し茶屋町の北側は、床上迄浸水したとの事、間屋日記にも出でて居る。

第九節　家中屋敷

上田城下の市街は、町家は道筋に沿て居る所のみに多く、他は家中屋敷が廣い部分を占め、城内は勿論外曲輪（そとくるわ）と稱した部分、卽ち馬場町、大工町あたりから蛭澤川の南に及び、海野町南方一帶から、北甲裏に至り、連歌町より西鍛原西脇邊に至るまで及んで居た。享保二年來田の巡見使の「城外は皆町家か」との問に對して案內町役人が「町分ハ道筋ばかり其間は大概家中屋敷」と答へ、巡見使は其廣く大きいのに驚いた程であつたと云ふ。（挿入繪圖(2)參照）

猶此家中屋敷が著しく增加したのは、文久年間江戸定府の藩士等が、在所上田に歸住することになつた時である。文久三年に愈々江戸定府の藩士が、上田に歸住することに決定したが、屋敷長屋等の普請が間に合はぬ故、町在の明屋敷、長屋、物置、寺院等迄見分して、相當の借宅料を出して一時間に合はすことにした（御用向留）、此年三月藩では兩間屋在分割番仕送の者を集めて、家老岡部九郎兵衛が調達

金を申付けた時、讀み聞かせた理由書の中に、「足迄定府被二仰付一置候面々末々迄、過半上田住居被二仰付一、早々引越無レ之ては不二相成一ニ付、無レ據此度家敷御長屋等夫々新規御取建被二仰付一、追々取調有レ之候處、多分の軒數云々」とある、此等の所から考察すると、此時には急に家中家敷の家數が、增加したことが判明する。此時九月十四日常田村の内、名所戸井尻で宗叶寺持の土地、二斗四升蒔高二貫三百五十七文の地を献地させ、此所に屋敷を建てた、金山町が其である。其他西脇、鎌原、木町あたりにも、多くの新建侍屋敷が出來た。

仙石時代の家中町の名

仙石時代元祿頃の地圖に據ると、木町、連歌町、七軒町、丸堀、葭原、鎌原、西脇、新參町、片平町、厩裏、常田町、裏常田町、鷹匠町、八軒町、馬場町、大工町、袋町等の、所謂家中屋敷の町形家並は、既に出來て居る。

新馬場

此内馬場町は仙石時代より眞田時代より既に馬場あり、し否やは判明しないには、此處に馬場が有つたのを、其馬場を鑓町の北金昌寺の東に新設して、之を新馬場と云ひ、先の馬場跡には馬場町が出來たのである。

鑓町

鑓町の名は仙石氏の時に見えて居るが、眞田氏時代より有つたが何うかは判らない。けれども、之もやはり所謂家中屋敷に屬するものであらう。

足輕町

此外に足輕町と云ふがあつた、仙石政俊の時慶安二年に常田村の内、高三貫九百六十七文反別五反九畝二十四歩を分けて、枝鄕新町を立てゝ足輕町とした。此足輕町は、北側は大宮社の東小路より踏入境迄、南側は少し西の舊番所より、東は踏入村境までの間であつた。元祿三年には、明屋敷となり新明屋敷と稱し、拂下げて高八右六升五合四勺稅紐二十一俵四升五合の耕地と成つた。

新町

獄舍

獄舍の位置　牢屋の位置は、仙石氏當時より松平氏の時代を通じて變更は無い。大手北堀の北端原町の西に當る所にあつた。原町より獄舍に通ずる路は、牢屋小路と稱し、原町上、下の境に其入口があつた。

新小路

瓦燒

會所

御作事

御茶屋

番所木戸

新小路　沓掛史料に、房山村明屋敷東西二十一間南北三間年貢四升八合三勺の所を、原町新兵衞より買ひ受けて他家大門としたが、御用地の時は何時にても、差上げる旨の證文を康樂寺より、御代官に差出したので、此趣を御知らせするとて、房山村庄屋忠助及組頭二人に宛て、元祿十六年未十月二十日一札を差出した。此一札の前に「一、康樂寺大門新小路明き申事原町新兵衞持分の畑三(?)間買調へ、漸くの事にて明き申候」と記してある。之に據ると新小路の明いたのは、元祿十六年で領主仙石政明の時である。此は町分に屬するも仙石時代出來せるを以て、序に記したのである。

瓦燒　仙石時代上田城修築當時、入用の瓦を燒いた御作事支配の瓦燒は、新馬場の東方に當たる所に在つた。元祿頃の地圖に據れば、現在の溫電北東線川原柳驛邊にあたつて居る。此瓦燒のあつた所に、出來た在分の町を、今は川原柳の字を當つるに至り、歷史ある瓦燒が、年所を經るに隨ひ何時しか世人に、忘れ去らるるに至らんとするは遺憾な事である。

會所　藩役人と庶民とが會合して、施政上の打合相談、申渡など爲した會所は、仙石氏の頃には御中屋敷の前に在つた。松平氏の時には、天明年間之を屋形内に設け勘定所と稱した。元祿地圖　問屋日記

御作事　松平氏の頃には、藩の土木工事を司る御作事は、仙石氏當時の御中屋敷を以て、之れに宛てた。今の上田小學校本校は、其跡に建てられたのである。

御茶屋　藩公居住の御屋敷又御屋形の西には、仙石氏の頃には御藏屋敷があり、松平氏の頃には此所に藩公閑遊の御茶屋を設け、維新後まで其名殘を存ぜしが、今は上田中學校運動場と成り、昔日の面影は更に無くなつた。仙石氏の頃、藩公の御茶屋と稱し、外來の客を接待した所は、海野町に在つて眞田氏當時より有つたもので、此茶屋の世話をしたのは、海野町の柳澤氏であつた。けれども其所在地は、今明確に判明しない。

番所、木戸釘貫　町内には非常警戒の爲め、所々に番所や木戸が設けてあつた。番所は北國往還筋では

東は常田口西は紺屋町口に在つた。木戸は諸所にあり、特に町分より家中屋敷に通ずる所には、皆設けられてあつた。之れは所謂御城内の非常時警戒の爲めであつたのである。今此番所、木戸に就て二、三記して見る。

常田口及紺屋町口の番所

常田口及紺屋町口の番所　寶永三年十一月十七日、常田口と紺屋町口との兩所に番所を設け、馬方其外口取り無しで、乘り通ることを禁じた。依て藩は此趣を兩問屋をして諸方に通告せしめた。兩問屋は相談の上、小諸、禰津、矢澤へは海野町問屋から、坂木、松代へは原町問屋より通知した。其時の通知狀は

態飛脚を以て啓上候、時分柄寒氣甚しく御座候處愈御無事御勤可レ被レ成珍重奉レ存候、此元相替る儀無二御座一候、然ば當地城下兩處に町番所出來候に付、往來の馬方其外口取無レ之馬に乘り候もの、東西番所より内は馬よりおろし申候、尤新規之番所に御座候間、各樣迄御斷申置樣にと、役人中より被レ申候に付如レ斯に御座候。向後兩番所前乘り通り候者有レ之候はゞ相咎おろし申候間、左樣御心得可レ被レ下候

十二月十七日　　關　太郎兵衛
　　瀧澤　助右衛門

連歌木戸

連歌町木戸　原町から連歌町に入る所には木戸があつた。此木戸は仙石氏領主の頃には、平常時には晝夜明け放しであつた、然るに松平氏入部後、此木戸もメ切ることにした、原町の商人達は、交通上にも商賣上にも、非常に不便を感じたので、寶永四年松平氏入部の翌年の正月、常時には此木戸を明けて置かれたいと願出たが、聞届けられなかつた。依て正德三年六月再願に及び、漸く聞届けられたが、間も無く又メ切と成つた。依て享保五年四月三度木戸明け放しを歎願して始めて聞届けられた、其時の願書は

奉願上口上書

一連歌町口木戸御所替以後〆切になされ候故、連歌町口近所原町之者共商事無二御座一迷惑仕候に付、其旨奉レ願木戸御明被レ遊被レ下難レ有奉レ存候處、四年以前又々木戸〆切に被二仰付一候故、連歌町近所原町にて商事無二御座一、渡世仕候家屋敷賣買等も前々より下直に相成、其上木戸御明け不レ被レ下候故、場處は悪しき様に罷成賣家御座候ても望み申者無二御座一、外へ借宅仕罷在商賣仕度者も御座候へども、罷出候跡を借居に仕度奉レ存候ても、借申者無二御座一難儀及二困究一申候、御慈悲御救にて御座候間被レ爲二聞思召分一、連歌町御木戸御明け被レ下候はゞ、難レ有可レ奉レ存候旨、町内より私共迄度々奉レ願候間被レ爲二仰付一被レ下候はゞ難レ有可レ奉レ存候　以上

子四月十一日

原町問屋年寄

御奉行様

と云ふであつた。此願出に對し翌十二日町奉行より、今日より連歌町の木戸を明ける旨申渡した。

車坂木戸

車坂木戸　車坂上にも木戸があり、仙石氏頃より晝間は明け放しで、町分より城下田畑に耕作に出る者は、車坂を通て行つたのであるが、松平氏領主となつてから〆切て出入を許さなかつた。町方の者は非常に迷惑を感じ、止むを得ず權現坂の道を廻つて、城下田地に出懸けたが、道が遠く成つたので以前の如く耕作手入れも不可能になり、作物の出來も成績が悪くなり、所持の田畑を賣拂ふ者も出るに至つたから、此事狀を陳べて、前々通り車坂出入の許可を歎願し、元文元年十月に至り、此木戸通行の門札を與へ之れに依て出入せしむる事と成つた。此は領主が替れば、種々の方面に取扱方が變る一例として、記載したのである。

時の鐘

時の鐘

公衆に時刻を知らせる事は必要である、故に所々或は太鼓を打ち又は鐘を撞いて知らせた。上田町では鐘を用ゐたのであるが、何時始つたかは正確に判明らない。延寶五年の兩間屋日記に、海野町、原町

鐘撞料

兩町鐘撞料の分擔の額が載つて居り、其以前には此事が見え無い所から考へると、此時に創つたものかと思はれる。



鐘の時

時刻報知の設備が出來たのは、町勢の一進歩と見て差支無からう。此鐘撞料は延寶五年には上田元町なる海野町原町各八貫五百八十文宛で、鍛冶町、紺屋町は家數に應じ、元町よりは五割引にして取集め、元町は家數の多少に拘らず、二ツ割にするを永制とした。上田町分のみでなく、町續きの在分、房山、山口、鎌原、西脇、新町、等も分擔したのである。寶永三年差出帳に、房山山口三貫七百六十一文、鎌原村七百十三文などと載て居て、町分のみでなく城下町續きの、諸村も分擔して居る。而して鐘撞人が怠つて撞損する時は譴責される、其例は寶永四年七月七夕の朝、撞間違へて、呼出され遠慮申付けられた者があつた。寶永七年に至つて此鐘撞料は免除と成つた。

鐘は、元祿十五年に新に江戸で鑄造され、其年の十一月三日に上田に運び來り、四日鐘樓に釣り上げられて、先の古鐘と取替つた。此新鐘は十一月の五日未之刻――より撞初め、（問屋日記）、大正年中サイレン報時となるまで、長い間上田町及附近の人々に、時刻を知らせる大切な役目を、勤めたのである。鐘樓の位置は、丸堀邊に在つたこともあり、屋形內に移されたり、大手門の內に移されたが、昭和九年に舊城址二の丸の土居の上に移されて了ひ、大きな功勞者も市の人々から、有りし昔を忘れられんとして居る。

第十三節　杉並木

上田城下町東西入口の杉並木

往還並木の起原遠し

式の規定

松並木と杉並木

日光の杉並木

上田城下町の壯美觀を添へた者に東西入口の杉並木がある。道路の傍側に樹を植えて、旅行者休息の便を圖つたことは、既に早く奈良時代、僧侶の爲した公益事業の一つであつたが、延喜式の雜式に「凡諸國驛路の邊に菓樹を植え、往還の人をして休息に便ならしめ、若井泉無き處は便を量て井を掘らしむ」とあり國の一の規定となつた。式には菓樹と規定されてあるが、後には松、杉、榎なども植えられるやうになつた。此は氣候風土地質等の相違に依て、自然異なる樣になるのは當然の事である。

杉並木は雅趣の點に於ては、松並木ニ一籌を輸すことは認むべきではあるが、其成長が速かで、高く天を衝くの勢を示して眞直に伸びるので、其並木は鏖然端麗で寔に心持が宜い。此杉並木が世人の注意を引いたのは、何といふても日光街道の杉並木であらう、日光の杉並木は誰も知る元和三年に、東照宮が日光山に鎭座になつた後十年程經て、三代家光將軍の時代寛永の初年頃に、家康以來の近臣の一人であつた大河內正綱が、日光山內及街道の兩側に杉の樹を植栽して、東照宮に寄進せんことを思ひ立ち、爾後二十有餘年の長い歲月を費して、丹誠を凝らして出來たもので、此杉並木は承應元年に林道春の子春勝が、酒井忠勝日光社參に隨伴せし時其見事なるに感じて、萬杉挾路舞仙風、滿目青々數里中と激賞した程で、一度日光廟に參詣して、此杉並木の中を通つた者は、春勝と同一感に打たれたと思ふ。

上田城下町の東西入口卽ち踏入村と秋和村とにも、杉の並木があつて上田城下町の壯觀を添へて居た。此杉並木は眞田昌幸上田築城後、城下町割をして其東西兩端に、杉樹を植えたるに始まるとの說あるも、上田城下町の町割大體大筋の所は成つたとしても、杉並木を植えるといふまで進んだか何うかは疑無き能はずであり、且上田城下町の整理發達したのは、仙石氏入部上田城再築後であるやうに思はれるから、此杉並木は仙石氏在城時代に、日光廟に參拜仙石政俊ハ承應二年し親しく其れを目擊し、又其中日光廟に參詣した

を通つて森嚴の氣に感じ、歸來、城下町入口往還の兩側に、杉並木を造て、一は城下町の壯觀とし、一は城下町に入らんとする人々に、やがて城下に入るといふ引締つた氣分を、起さしむる爲めにしたのが始りではあるまいか。

踏入村杉並木

東方踏入村には、小字隅田中村の東方入口長二十八間の兩側ニ、杉並木の土手敷四尺から八尺位のものがあり、部落に入つて隅田方面に、長三十四間の並木土手敷があつた、寶永三年差出帳ニハ、杉並木五十本あり、文化九年七月改には、杉樹十本に減じた。此杉並木は藩ニ於て、後世まで注意して保存永續を圖つた、文久二年十二月踏入村の杉並木地普請並ニ杉植込みに手傳をし、奇特であるとて上塩尻村塚田邦平ハ、賞として庄屋格を申付けられ且城外帶刀を差免され、踏入村の紋吉、牧太郎の三名は苗字を、手塚村市兵衛は苗字を稱し上下着用を、東田澤村の彌五郎ハ上下着用を差免された事があり、翌年

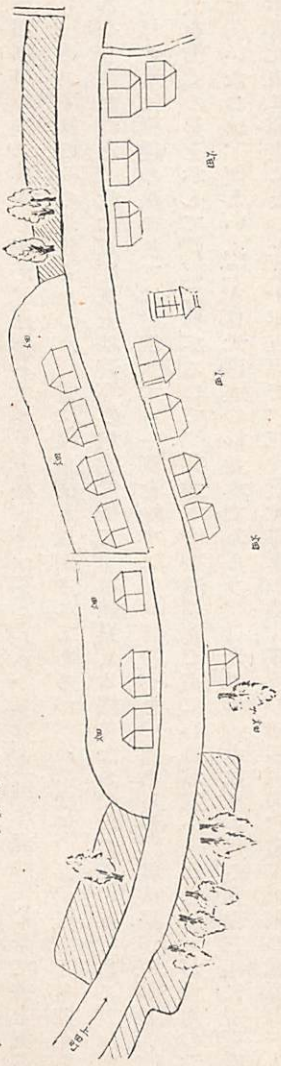

「去年踏入の杉並木を植えたり、土手など普請したのに、寔ニ心ない者共が惡戲して、折角植え込んだ

並木の杉樹を、伐つて枯らすことをした。故に常田村の人々ハ、又々杉の木を細かに植え付けて、悪戯する者が容易に入り得られぬやう、太い栗丸太で嚴重ニ柵を設けて、此を保護した」と藩の作事奉行に報告して居る。此等の點から見ると、並木には充分保護を加へ、永續するやうに盡力したことがよく判知る。小縣郡年表、御用留、文化九年杉並木土手敷改繪圖

昨年中當村並木鋪地御普請並杉植馬除等仕候得共、何者歟杉切拂並枯木等相成候ニ付、當節細ニ植込栗丸太未口六寸長八尺の杭木ニ、唐松貫三通指込以後猥ニ悪敷者入間敷樣念入いたし、杉並木ニ相成候樣、出精普請仕度奉レ存候ニ付、乍レ恐此段以ニ口上書一奉ニ申上一候以上

文久三年二月

踏入村組頭　松村又兵衛
同　丸山治作
庄屋添役　平尾龜助
庄屋　平尾忠助

御作事御役人中樣

秋和の杉並木

西の入口秋和村の杉並木は、踏入村の方よりは長い間に樹數も多くあつた。街道の北側約一町部落を抜けて上鹽尻村境まで、凡三百二十一間餘の兩側に並木があり、寶永三年差出帳に據れば、其年には樹數二百六十七本なりしが、享保廿年調の時には百十本に減じ、文化九年五月杉並木土手敷改の時には、樹數三十六本伐椙九を存するのみとなり、明治年間には二十八本に減じ、之れも悉く伐り拂はれて了つた。寶永差出帳、小縣



（秋和殘存杉並木寫眞）

郡年表、文化九年改綸圖

現今にては上ノ杉原に杉並木二本を殘し、枯木一本を存するのみとなつた。生存の一本も將に伐倒されんとして、鋸を入れられたが、中止する人があつて僅に生き殘つたのである。今は縣指定の保存紀念木と成て居る。

寫眞一方の杉樹の下部横線は鋸の切口である。

第二十二章　風　俗

第一節　座頭我儘の風

座頭我儘の風

仙石氏領主の頃には、藩公に佛事法要などの事があると此を聞き傳へて、諸方から座頭が集つて來る。其時には藩公から、其座頭共に施を爲した。寛文九年の仙石家法事の時には、座頭共の集まるもの百三十九人の多きに上り、之れに錢二十二貫文施與したが、其中八人は諏訪の者、九人は河中島の者であつた。此二組へは錢二貫文與へた所、是許りの少額と不足を唱へて押し返して貰はなかつた。其所で座頭宿の留右衞門が取持て、漸く受け取らしたといふ事があつた。又元祿十二年六月光陽院（仙石政明の實祖母片木氏）の法事の際は、十三日法要の前日十二日に、諸方から座頭が入り込んで來た處、此度は扶持方は與へないと極つたことを申聞かせた所、座頭共は、然らば是非共一泊させて、貰はなければならぬと強請して止まなかつた。依て止むを得ず、海野町の問屋に泊らせることにした事などもあつて、此座頭は中々我儘厄介なものであつた。

配當屋

座頭と肝煎との紛議事件

此座頭ニ就て、寛政八年に厄介な事件が起り、眞田家から出した丙辰(元和二年)の年の證文、卽ち肝煎免二貫文宛行の證文まで持ち出して、海野町の問屋年寄の連名で、濱に書狀を提出するに至つた。此頃は祝儀不祝儀(不幸)等の事あれば、其者は配當祝儀、又は配分施物を座頭共に遣はすのが常例となつて居り、其等の祝儀、施物は當時の座頭に配當された。房山村に其配當會所卽ち配當家があつた。此寛政八年十二月横町願行寺長屋居住の、肝煎役市藏といふ者が、婚禮したので、例の如く配當祝儀を遣はさうと同町に居た座頭文碩都に、其取次世話を依頼した所が、其配當祝儀は、受納せぬとの事故、其理由を聞糺した所、文碩都の言分は、肝煎は普通以下の職業なる故、受納し兼ねる。若し肝煎役を退いての上ならば受納する。曾て先年一旦受取つて置いた配當祝儀も、一時預つて置いたゞけだのであるから只今返却すると云ふた。市藏は、若し配當が受納されないやうでは、娵つた女房も居つくか何うかと心配し、様々手を盡したが、重ねて無法の要求もあり、遂に肝煎退役まで考へるやうになつた。今後肝煎を勤める者に差支を來たすので、問屋年寄も容易ならぬ事と思ひ、眞田家證文まで持ち出して、肝煎の件に就て書付を差出すことになつたのである。此事は當時の風俗の一端を知り得られると同時に、肝煎役が如何なるものなるかも判知り、又一つは其起り始は、慶事ありし時は其慶を共にせんとし、不幸あれば死者の追善施行として施物を贈り、盲目不自由の座頭にめぐむ。一方恵を施された座頭達は、其施慈ニ感謝して、拜受したものと思はれる。然るに其祝儀施物が、年を經れば其原を忘却し、祝儀施物の贈られるのを當然とするに至り、果ては前記のやうな、我儘も云ふやうになる。此事は獨り座頭の配當祝儀配當施物のみで無く、世間に其由て來るところを忘れ、何時しか座頭の此行爲に類する考を持つものも尠はくないと思ふので此處に載せたのである。(海野町問屋日記)

文久三年三月四日町、郡兩奉行への達

房山村配當會所

近來座頭共取締り宜しからず

近來座頭共取締向不レ宜、法令相崩猥りに相成候趣相聞、不束之至ニ候。依レ之以來先規仕來之通、座法嚴重ニ相改規則立候樣可レ致候

兩奉行に

を見ても、座頭風儀の不良が、改らなかつた事を察する事が出來る。

第二節　伊勢參りの風

伊勢參り惣代

寛文の頃には、伊勢參宮に惣町から惣代を遣はす事が行はれた。其時には町中から催合錢を出したのである。此催合錢とは有志金といふ程の意味のものである。寛文十一年に參宮惣代横町六兵衛が出立の時に、原町分なる原町田町柳町から、催合錢三貫九百九十一文出した事が、當時の日記に載つて居る。

拔參り

寶永二年の正月から八月ニ至るまでの間に

本參　拔參

一、十五人	三十三人	海野町
一、五人	十四人	横町
一、五人	七人	鍛冶町
一、二十七人	三十八人	原町
一、八人	三人	紺屋町
〆五十四人	〆九十五人	

といふ多人數であつた。此拔參は此後も絶えずあつたもので、安永二年には原町柳町のみで十七人もあつた。

然し此伊勢參宮の風は中々盛で、惣代の外已人で參詣に出掛ける者も多かつた。

御蔭參流行

女子の御蔭參りを制止す

文化文政の頃には、御蔭參が一般に流行した。此御蔭參は又抜參とも云ひ、父兄にも告げないで、家を抜け出て伊勢參宮をする。そして途中は沿道の人々の御恵み御蔭で、參詣するから御蔭參と稱したと云ふ。此風が此時代に、我上田地方にも盛になり、女子までも出懸ける樣に成り、道中も不安であつたので、文政十二年には藩より町手代をして、女子の御蔭參は爲ないやう、父兄に向て、注意せしめた程であつた。

此頃子供達迄、御蔭參の眞似するやうに成り、生塚村の子供等御蔭參りと稱し、多人數郡内縞位を着て、莚包を脊負ひ、檜杓を持ち、米三俵釣台に載せ、幟を立て、打ち揃つて横町の伊勢宮に參詣した事があつた。

第三節　雨乞

雨乞

神佛の力に賴る

風雨時を得ないとか、悪疫流行し、之れに罹つて倒れる者が多いとかいふ時には、自分以上に偉大な力を有つて居る、と信ずる神佛の御力に賴り縋つて、其厄難を免れやうとするのは人情で、此のやうな時には、神佛に祈願を籠めて、其御救を求めるのは、何時何處でも同じ事である。今此事に就て我上田の樣子を述べて見る。

雨乞の仕方

禱雨の事由來久し

雨乞の仕方

雨を禱ることは、支那では殷王成湯は桑林の野に、雨を禱つたと史に見えて居るから、我國でも此事は、昔から行はれただらうことは想像される。今此處には、記錄に確かに殘つて居るものに就て、上田の樣子を記して見る、若し注意して其場所や、人や、方法の變遷を見るならば、此地方の上下一體の信仰と云ふものが、いかやうに動いたかを察する資とすることが出來る。

御水頂戴

戸隱や諏訪の御水を頂戴して來て、雨乞をすることは、信州では何處にも行はれたことであるが、上

雨乞と水鉢水石

雨止みの祈禱

下之郷明神と眞田の神社三社勸請祈願

田では正德元年七月旱魃に苦んだ時、惣町相談の上、諏訪社御玉會天龍の水を頂戴に人を遣つて、其御水を常田の大宮社に奉納して、二夜三日雨乞の祈願をした。此時には少量であつたが降雨を見た。

此年旱魃の時、大星神社、大輪寺兩所で雨乞の祈禱をしたが、町の人々は雨乞の事だからとて、大星神社へ、水鉢と水石とを二度に奉獻した。雨の無い時は、雨降りの祈禱をするが、反對に霖雨に苦しむ時にも祈禱をした。其は雨やみの祈請である、此雨やみ大祈願のあつたのは、享保の初であつた。

享保九年には下之郷明神と眞田神社とに、藩より雨請祈願を申付けた。此時上田町では、常田大宮社に、紺屋町の八幡、房山の大星の二神を勸請して、雨乞祈願をした。此三社勸請祈願といふ事は、此後旱魃の時には、度々執行された。此祈願の方法を採つたのは、三社合同の神威神德に賴て、所願成就をしやうと考へたもので、經費や時間の節約などの關係からでは無からうと思ふ。此祈願驗ありて少量ながら降雨があつたので、翌年の旱の折にも、亦此方法で七月十日から一七日の間、雨の祈願をした所、十二日晝七ツ半時過ぎに雨が降りだした。後には此方法による雨乞祈願を藩より申付けるやうに成つた。

雨乞通夜

百萬遍雨乞

雨乞に燈籠を出す

御神水驗あり

寶曆十三年六月の旱魃の時には、惣町で鍛冶町本陽寺に於て雨乞をすることにした。此時には惣町から、家毎ニ一人ヅヽ出懸けて通夜をして祈願する方法を採つた。又此年八月の日照には、大星神社境内が甚しく雜草生ひ繁つて、神域不潔なりしかば、御庭掃除を奉仕に願を懸けて雨乞をした事もある。此時紺屋町にては、百萬遍をして雨乞をした。海野町ニては海野から神官松尾豊後を請じて、雨乞祈禱をしたが、此時横町から海野町迄、軒毎に燈籠を點じて雨乞した。燈籠を出すとか、燈籠の行列などは、此頃嚴重の禁制であつたのが、前述のやうな事から追々取締りも寬になつた。戸隱、諏訪の御水頂戴の事は前に述べた所であるが、神水靈驗ありとの評判が高かつたのは、眞田白山社の御水汲みである。寶曆十三年五月廿三日より六月廿六日迄、日照り續きで、藩よりは、至る所に雨乞を命じ、且雨乞に就き

心付いた事は、申出づべしと達する程であつた。此時眞田白山寺奥の院の、御池の神水を汲みに出懸けた者が、禰宜押森備後と同道で山に登り、其處に三泊して御池を見出し、其水を汲み取つて下山し、其を會所へ差上げた。其廿七日より廿八日の兩日降雨があり、烟草、大根其他の作物に、充分な潤を與へたことがあつた。此年は八月ニ入つて又旱魃、此時に瓦燒の山伏龍法院、踏入山伏玄龍の兩名、四阿山の御裏へ御水汲みに登り、其御水を持ち還り其を神前に供へて祈念を凝らし、夜中山口より房山の畑々を其御水を持つて馳せ廻つた所、其驗があらはれて降雨を見た。其處で其御水は、眞田村の御師の所に御返した、此時房山山口村の獅子を出し、眞田白山權現の神前で、本式に據り舞ひ躍つて神恩を謝した。

四阿山御裏の水

山伏祈願

山伏祈禱の大掛りに行はれたのは、此後の寛政文化の頃であつた。寛政二年六月の日照りの時には、藩より領内組々の山伏に、六月五日より二夜三日の雨乞祈禱を申付けた。今各組の祈禱所を示せば左の如くである。

鹽田組	下之鄕龍泉寺宅	洗馬組	中原村諏訪明神
浦野組	田澤村若宮坊宅	鹽尻組	袖の權現
小泉組	上田原村觀音寺宅	國分寺組	四阿山中院
田中組	下深井村千曲川岸		

文化二年には八月十四日より十七日迄、左の場所ニ於て各組山伏の雨乞を命じた。

田中組一角院
洗馬組法性寺和合院
國分寺組三樂院
鹽尻組常樂院

田中村大日の森ニ於て
中原村諏訪明神ニ於て
各道場に於て
同斷

同斷　鹽田組清室院
同斷　浦野組若宮坊
同斷　小泉組長泉院

然るに文政頃に至ると、領分内の高山の頂上で雨乞をさせた。其時には篝火を焼いて、祈願することが多くなつた。

高嶺千駄焼雨乞

文政二年には、西太郎山、奈良尾の富士、烏帽子嶽、冠者嶽の四嶽で行つた。同十年には右嶽々ニ於て、三夜の千駄焼雨乞を命じ、後又冠者嶽、奈良尾富士の兩所に於て、千駄焼雨乞を命じた。此時は川西地方の旱魃特に甚しかつたから、此二山で行つただらう。

十社を指定して雨乞を命ず

嘉永六年旱魃の時、藩より雨乞祈願を命じた所は、以前と其趣が變つて、左の十社を指定して雨を禱らせた。

原町問屋日記

大宮大明神　武石村　　子檀嶺神社　武石村　　大宮大明神　常田村
八幡大明神　山口村紺屋町　生島足島神社　下ノ郷　大宮大明神　西前山村
氷澤大權現　上室賀村　諏訪大明神　中村　諏訪大明神　稻荷山村
上諏訪大明神　今里村
下
子檀嶺神社は此頃は、藩に於ては武石村と定みた事が判知る。

第四節　水祝石打の風

石打、水祝

石打は石の祝とも云ひ、「祝言の夜の石打は、打ち固めるとて目出たけれども」など書き記したものがあるから、何處にも此事が行はれたものと思はれる。石の祝は婚禮のあつた家に、礫を投げ込む惡戲であるが、打ち固めるとて、祝意を表することゝなつて居た。水祝は水浴とも云ひ、滑稽雜談ニ「去年新

石打

水祝

に娶りし男に年首若水の祝とて水を浴せるをいふ。」とありて誠に有りがた迷惑の事であつた。草茅危言町方婚禮の條に「婚禮に石打水祝など悪少年の狼藉は、制禁の事なれども、今に遺風絶えず。」とあれば諸方に行はれ、禁制も容易に行はれなかつた事と思はれる。河原綱徳氏の著書に據れば、松代では「君公眞田幸道、婚禮の翌年延寶二年の正月二日、登城御歸りの砌、料理の間を通りし時、其所に居つた臣下の者が、水の御祝をした」と云ふことがある。

上田の石打水打の禁制

上田藩に於ては、寛文十一年十二月七日に

一、娶入之節子供下々ニよらず、雜言、石打申事、無用ニ可レ仕事

貞享二年十二月二十日に

一、聟共に、水祝之事無用ニ被ニ仰付一候事

寶暦三年二月十三日に

一、水あひ之儀正月二日限ニ候處、毎々御停止ニ候得共、未ニ相止一、其上二三月迄も外より聟來り候へば、打寄打あひ候由、向後堅く相止め可レ申候

と云ふやうに、同じ禁止の觸れが、仙石、松平二氏の時代を通じて、殆んど毎年の如く、歳末には出されて居る。

水祝は祝はれし者迷惑難儀する

藩の度重なる禁止注意に依り、安永の頃に至ては、頗る其弊風が悛つた如くであつたが、末端々の方では、依然其風が止まなかつた。依て藩は安永六年十二月、此水祝は互に目出度と祝ひ合ふ筈の事であるのに、祝はれた者が迷惑難儀するに至ては、全く其意義を失ふものである旨を諭し、次の如く禁令を出して居る。

正月水祝の事も大方相用候へども端々にては未守らざる者有レ之様に相聞候是は相互に祝ひ候事を難儀に及び候様にいたし候事は全く志の違ひ候者の致すことにて候右之所業及レ承次第急度咎可ニ申付一

候間右之趣急度相守後悔不レ致候様心掛可レ申候

酉十二月

然るに文化文政の頃には、此風又盛に流行するに至つたので、上田町内各申合はせて、此禁制を犯す者に制裁を加へて弊風一掃を圖つた。其一例としては

水祝制裁絶交

文政の初年鍛冶町ニ於て、水祝などの悪風を根絶しやうとて、右不行跡の者には互に異見を加へ、其改悛を期することを若者連が申合せた。

若者不行狀の者有之

然るに文政二年正月、若者寄合の席で或者が心得違をしたので、其者は公用若くは據ない用事は格別平生入魂の附合はしないと申渡され、宗叶寺、願行寺、月窓寺、日輪寺が町中の怒りを貰ひ受けて、漸く内濟にした事もあつた。けれども文政九年十二月に藩より

婚禮等の節、石打等致候者有レ之趣、中には幼年の者の仕業とも不ニ相聞一儀も有レ之、別して不埒之至に候、幷若年不行狀之者も有レ之趣、畢竟親々主人共より申付方不レ行レ届故之儀に候、自今忍び廻りの者差出、右類の者於レ有レ之は、名前聞糺申出候筈に候、吟味之上當人は勿論其親々主人主人に至る迄も、急度咎可ニ申付一候條、以後親々主人共より無ニ等閑一精々心得違之者無レ之様可ニ申付一候

と觸れ達した所から察すると、此弊風は舊の儘であつたのみならず、遂には戸障子を破壞する亂暴な振舞を爲すに至つたので、天保八年七月には

石打亂暴戸障子を破損するに至る

婚禮養子等之節戸を損し候儀有レ之、石打等の儀ハ兼々御停止ニ候處、右様の儀有レ之候てハ、不レ宜候間以後婚禮養子等の節、組合は勿論近所の者申談候て制し候歟、或ハ番いたし候て、戸抔損じ候儀決して無レ之様可レ致候

と申渡した。是を以て見るも、此悪風習は禁絶すること六ケ敷、初めは幼年子供等の仕業であつたのが、後には不良青年まで之れに加つて、悪戯するやうに成つたのである。

第五節　元祿風

小縣郡年表に「元祿十四年上田侯其住居大書院に於て躍狂言を興行す」とあり。又仙石家譜に據れば此元祿の頃、藩主政明は家臣等の宅に、臨遊することが屢かつた。此等は皆江戸將軍綱吉の風を、眞似たものと思はれる。又「此頃兩町問屋並富商等始て登殿年賀するを許され、花奢を事とし伽羅油、文七元結の飾りも亦崩せり。又下之鄕横關氏は町屋村の山寺氏に女を嫁する近鄕無類なるべしとて、刀脇差を引出物とし、伊勢山村の鈴木氏は、上原村の木島氏を娶るとて、馬十八疋を飾りて迎へしと云ふ。所謂上有レ好者下有レ甚焉なるべし」とあるは、元祿江戸驕奢の風が及んだ結果であらう。

五代綱吉將軍の代生類憐みのことが厲行された時、武州の某々村に病馬を捨てた者があり、其は甚不届の事故、死罪に行ふべきであるが、此度だけは生命を助け、遠島申付けた。此事を御料は代官、私領は地頭より、支配人民によく申聞かせ置くべしと嚴達し、同時に鳥類、畜類、人など疵ついた場合には届出づべきこと、飼主の無き犬に食を與へないのは、不届であるなどの條々が、觸れ渡された事があつた。此當時の問屋日記中に、山川に於て目立つ殺生は相成らぬとか、御精進日に殺生道具を持ち歩るく事は相成らぬとか、犬殺しは相成らぬとか、藩役所からの禁令が書き載せられてあり。又次の如き一札のあるのも、此爲めであつた。

馬病死届

一札之事

一原町留右衛門所持仕候黒毛十才之馬、今廿日より相煩申に付、馬醫田町之仁兵衛を賴み、色々養生仕候て少しは快氣仕候處、俄に指つまり今朝死し申候。右之馬病死に紛れ無二御座一候爲二後日一如レ件

元祿六酉八月廿四日

原町問屋　助右衛門

馬主　留右衛門
馬醫　仁兵衛

渡部善太夫殿
岡木武右衛門殿

第六節　曲馬、勸進角力、來る 付迎火のかんば。
どんど燒

藩主の曲馬乘見物

元文元年九月四日馬見所三ノ丸大手内に在りで、藩主忠愛曲馬乘の見物をした。此時には家中衆はじめ、町在の者にも觀覽を許した。曲馬一行は、乘手二人の外子供一名從者一名すべて四人で、朝の四ツ半時開演、先づ初めに藩御厩から牽き出した栗毛馬で、くわんぬき通しと云ふ乘藝で、見物人一同を驚かし、其より續いて弓腰馬、居合腰馬、曲馬横添かけ、曲馬下り藤かけ、兩人兩馬仕合太刀打、同鎌、長刀腰馬、人馬飛曲乘、雪折れ竹かけ、入馬三階乘、敵忍かけ、口洗かけ、兩人兩馬步行立、小具足さけ刀之勝身、曲馬ちらし拔かけ等の曲藝を演じ、午後七ツ時過に演了した。此日間屋、年寄、在分庄屋、大庄屋、割番等は、莚緣取御免で觀覽を許され、町人は見物御免で、見物所望の者千三百人程で、皆非常に喜で觀覽した。此時の曲馬師は、江戸淺草門前の加藤幸內、倉澤幸八と云ふ者で、怪我も仕損じも無く首尾能く演じ了つたとて、古金壹兩二分元字金三分の目錄が下賜された。御四代樣御事蹟問屋日記

藩公相撲見物

元文の同じ年九月、江戸大相模大關武藏川、關脇櫻川、小結嵐山、前頭日之出山、の一行が、上州より越後地方へ巡業興行に出懸ける事があつた。此時當田村の田吾兵衛が世話人、原町金右衛門が元締となり、此一行の大相撲を上田で興行し、其場所は原町妙光寺の境內、時日は九月廿八日より十月四日まで、晴天七日間と相談が極まり、此興行許可を出願して聞届けられ、無レ滯千秋樂となり。翌十月五

國分寺勸進角力

日は鷹匠町矢場に、四本柱の相撲場を設け、此一行の大相撲を藩公が觀覽した。

此後元文五年七月、上田木町半五郎が出願許可を得て、八月一日より七日迄七日間、江戸大相撲を呼んで、國分寺八日堂で勸進角力を興行した。

どんど燒の始り

七月十三日の夕方、門前で亡き人の靈を迎へるため、迎火にかんば（白樺の皮）を焚く事が、昔から行はれたが、寶永六年之れを禁ぜられ、七年には家の表で焚くことも、又寺參の際に、墓所でかんばを焚くことも法度となり、漸次其風が跡を絕つに至つた。

どんど燒　町中の正月七五三飾は、蛭澤川へ捨て流したのであるが、元文五年正月に、時の町奉行村上左兵衛の議を用ゐ、染屋野に於て、集めて燒き棄てる事に申付けた。燒く時には煙が立つので、之を前以て目付徒士目付双方に届出てさせた。以後此方法に依て燒棄され、之をどんど燒と云ふた。

第七節　博奕の制禁難、取退無盡、六會無盡

博奕

博奕は德川幕府是を以て、諸惡の源なりとして嚴禁せしが、地方に於ても其方針に從ひ、之を嚴重に制禁した。仙石氏當時の、博奕處罰の一例を擧げて見ると、元祿十年閏二月十六日、田町の博奕を爲した伊兵衞、傳六及博奕宿を爲した與五左衞門、又助の四人は、領分内追放の刑に處せられ、此日足輕四人に追立てられ、町奉行の付人二人、五人組の者附添で、領分境加澤まで差送られ、此所で追放された。又正德年間博奕改の樣子を見ると、寺院から一札が出て居る。此博奕改一札は、五人組改の時誰人も皆等しく差出すものであるが、寺院の一札のみ問屋日記に載せてあり、寶曆八年正月町奉行より出した博奕制禁の覺書中に、聊かの懸勝負にても、博奕に類し候義堅く致間敷候。寺院を始め、末々迄相互ニ吟味を遂げ、若右體之者有レ之候ハヾ早速可ニ訴出一云々、右之趣寺院を始め、裏屋借屋之者迄も、急度可ニ申聞一者也とあり、寺院を始め云々と云へる處から考へると、或は寺院に於て賭の勝負事をする者が、多

博奕の禁を犯したる者は領内追放

かつたのであらう。

此博奕といふもの、何れの世にも止みしことなく行はれて、中々官の禁止諭達位のことでは、犯禁者が無く成らなかつたので、嘉永二年には、藩より町方取締の諸條件を示して、町役人等に申談、取定を爲せ、其を町内に諭達して、組合切に其取定を守るといふ請書を、町役人に差出させた。其條件の中に博奕に就ては、左の如く取定められて居た。

博奕を爲す者は三ケ年間下駄傘差留

一常々御停止被二仰出一候、博奕之儀相背候者は、町内取定として、過怠に三ケ年の間、下駄、傘差留以後の懲に致可レ申事

隨分殘酷な制裁と思はれるが、此の如き制裁を要した處より見るも、此賭け勝負の事は、其禁止困難であつたのが知れる。寶暦十四年十月左の禁令を出した所を見ると、此頃取退無盡と云ふ事が、まだ止まなかつた事が察せられる。

取退無盡

取退無盡と號し、三笠博奕同樣の儀有レ之候由、相聞候ニ付、停止之旨前々相觸れ候處、今以て不ニ相止一近頃は寺社建立講又は品々之講と名を付、取退無盡致し候ニ付、右當人共相顯れ候分は召捕此度御仕置申付候。向後右樣之儀有レ之候はゞ、武士方、社寺町方、在方共ニ、吟味を遂げ、當人は不レ及レ申、地主、家主、五人組之者迄、一町の者迄、三笠博奕同然に、咎可ニ申付一候條、常に心懸吟味致し、疑はしきもの有レ之候ハゞ早々可ニ訴出一候

申十月

六會無盡

又天明七年十月に

六會無盡と號し、一夜の內興行致候趣、博奕同樣の無盡相企候義不届に候、急度停止申付候。此段組合切吟味を遂げ相背候者同宿致候者有レ之候はゞ早速可ニ申出一候、若し見遁し外より露顯するに於ては、組合同樣に急度咎可ニ申付一候旨被ニ仰出一候

と云ふ禁令の出たのを見ると、此頃此様なことが流行したのを知ることが出來る。

第八節　田沼時代の上田の世相

男女奉公人不良の風

男女奉公人の風儀不良

寶暦十一年には上田領に大百姓一揆が起り、上田町も慘めな目に遭つた。此の如き事一度起れば、人氣は何處となく荒むもので、其翌年には、近年奉公人男女共に風俗宜しからず、出替之節に住み込み奉公を誓約しても、間も無く又外へ住み込んだり、又給金を渡した後、暇を吳れと申出で止むを得ず暇を遣せば、給金の返すべき分も返さぬ様な不届者もあるやうに成つた。故に約束を違へて期限内に外へ住み込む者や、給金の返すべき者を返さぬ様な者は、相互に其奉公人をば抱へない事にしてはと町役人等が協議して、同時に給金も、春夏二度に遣はす事にしたいと、此事を城下在分の庄屋達と相談して、藩の許可を得た事があつた。

男女奉公人の風儀紊る

男女奉公人の風儀紊る　寶暦の頃町方年若の者、手代召遣に至るまで風俗が紊れ、男女出合宿を爲す者も出來、同時に召遣の下女も身裝を飾り、放埒の者多くなり、若し奉公人等に其を戒めて、風儀を改めんとすると、其家には奉公人が落ち着かず、又奉公に來る者も無くなる、と云ふ有樣であつた。依て藩では、町役人に出合宿の取調べを命じ、同時に此惡風改善に就て相談研究させた。此時町方で相談取極めたのは

一向後町方下女、夜外へ出し申間敷、若し見掛け候はゞ押へ置き宿吟味の上其主人落度たるべき事

一木櫛かふがいの外無用、尤絹じゆばん絹裏は不レ及レ申、袂口迄も絹類停止幷木綿帶の外堅く無用。手代召遣迄も同斷

一古來之通り町方男女給べ物改、尤も作方にも手傳致候樣致度、是等は在中へも申談申付度候

一不埒有レ之者及聞候はゞ改可二申付一候

此後天明三年六月に、町方若き者共、今以て夜遊相止め不レ申、町分に限らず町はづれ抔へも、罷越候様承り候、此後以二手立一召捕死罪にも可レ行候間、此度は急度申付後悔不レ致候様被二仰付一候　と町奉行より嚴達した事あれば、此風容易に改まらなかつたのが察せられる。

奉公人の集會協議

明和元年の秋、城下町在に奉公して居る者が、申談ずることありとて廻状を以て申し觸れ、其等多人數の者が河原に寄り集つた事があつた。如何なる協議があつたか明かでないが、自分等の待遇などの件に、關してゞあらうことは略想像し得られる。藩では騒動の直後であり、徒黨嚴禁の達しもあつたので此河原の集合は徒黨の形、不屆といふ譯で、頭取長島村の者一人、林之郷の者一人を檢舉して、翌二年二月三日所追放申付けた。海野町問屋日記

小作人小作納入を怠る

同七年の頃には、小作人が地親へ小作料を、納入しないことが多くなり、爲めに地主で上納に窮するものが出るやうになつた。

舊領主家に對する町民の好意

一、仙石家の借金證文を返上す　仙石家の但州出石に轉じた時、上田在城中度々の一時取替金が積て、尚上田町民に返濟すべき分が、兩町惣額千五百五十餘兩あつた。寶暦八年仙石家の臣仙石伊織が所用あつて上田に來た、其時原町分では問屋年寄及出金者集會相談の上、舊恩ある領主への取替金があるので、此際無條件にて其借用證文を返上する事に決し、取替金返濟殘分總計六百四十兩の證文六通を伊織に快く返上した。仙石家に於ては大に其好意を感謝し、問屋助右衞門へは紋附袴を贈り、他一統の者へは金五兩を贈て謝意を表した。

寛政七年仙石家々臣山田八左衞門、仙石家先祖禮拜の爲め來田して鍛冶町本陽寺に逗留した。此時海野町問屋柳澤太郎兵衞は兼て原町の證文返上の事を承知して居つたので町年寄及出金者相談の上、海野町分に於ても、此際仙石氏在城當時の取替金返濟殘金九百五十兩の證文五通を山田八左衞門に差上ぐる

に決し本陽寺に於て返上した、其時町分には仙石氏城在當時拝借した馬代中未返濟の殘金があり之れは當然返濟すべきものなるも、此分宥免せられたき旨を申入れた、仙石家に於ては其好意を非常に感謝し海野町に金拾兩を贈て、其謝意を表した。之に關する兩問屋と仙石家との間の往復書狀は今日猶殘て居て、當時の有樣を知る事が出來る。次に海野町より返上した證文の一通を載せて置く

借用金子之事

一金七百兩者元金也

右是者爲二御用金一借用之年壹割五分之利足を加當暮返濟可レ申也

貞享貳年丑正月十三日　　依田市左衞門印

酒向清兵衞印

問屋八右衞門どの

年寄中

二、舊領主家來田歡迎準備　文政二年仙石美濃守政辰、仙石家に緣故ある鍛冶町本陽寺、房山々口村大輪寺、諏訪部村芳泉寺の三ケ寺に參詣の爲めに上田泊に來られるとの事であつた。此時上田町にては舊恩ある仙石家の藩主が來田すると云ふので、惣町相談の上之を歡迎する事に決し、次の如き取極めをした。

一町方平掃除並手桶差出可レ申事

一大輪寺に被レ爲レ入御立之節、原町問屋年寄柳町紺屋町共に土橋に罷出

一海野町横町鍛冶町年寄堺町に罷出

一御本陣に被レ爲レ入

一翌日芳泉寺に御出之節

一海野町横町鍛冶町御本陣より下に罷出
一原町柳町は原町にて木戸内に罷出
一紺屋町年寄兩人同町頭に罷出
一原町、柳町、柳町頭に罷出
一海野町、横町、鍛冶町堺町に罷出
一掃除等入念可レ申事
一御通り筋無禮無レ之様可レ仕事
一火之用心別て大切に可レ仕事
一自身番辻番繁々相廻り可レ申事
一御通筋に無レ之小路等迄も掃除可レ致事
一爰許に被レ爲レ遊二御立寄一候節
一當日原町問屋惣年寄麻裃着横町上木戸際へ出役
一當日鍛冶町年寄兩人麻上下にて蛭澤際に罷出
一本陽寺に被レ爲レ入御立之節、海野町横町共に鍛冶町に罷出

此取極を藩役所に届出で其意見を伺ひしに、藩役所にては、何とも差圖は出來難いが、先の領主家の事なれば町分相談の上勝手次第に致し然るべしとの事であつたので、兩問屋は組合一人宛呼び出し、右の取極を申渡した。然るに此時は仙石侯の都合に依り、來田の事は無つたので歡迎準備も畫餅に歸したのである。

落文、捨訴

明和の頃落文が頻りに行はれた。藩からは、落文には住所姓名も無いもの故、書中の儀は取り上げる

事は相叶はぬ。故に其様な無益の事をせぬやうにと申觸れた海野町問屋日記。後には此落文、捨訴と稱する者は、其中を取調べる事なしに焼き棄てゝ、其趣を大手に掲示することにした。

子供の惡戯

子供の惡戯

猶此前後の事で、度々嚴しく申觸れて、禁制した事で、特に目を引くのは、子供の惡戯に就てゞある。

㈠寛延元年十二月に、町内の子供等が、他處の子供と毎晩喧嘩をする事に就て、親々に暮時に至らば一切子供等を、戸外に出さぬやうにと、家毎ニ嚴重觸れさせた。

壁、塀等へ樂書

㈡寶暦十四年には子供等が、諸所の壁や塀などに落書したり、甚しきは門札を汚す惡戯をする。此は親々の不行届故篤と注意すべしと申渡した。

子供の惡戯遊通行人の迷惑をなす

㈢明和七年の正月には、町在の子供等多人數一所に集合して惡戯をし、其爲めに通行人大きに迷惑する事が多い。侍方へ無禮の事をしたり、御年寄中(家中の)往來通行の節にも、通り道を塞ぐやうた無禮をする事もある故、其様の事無きやうと戒告した。此時「近頃子供街頭に相集り、針打又ハ萬力の様なる者を拵へ、せり合取り合、騒敷相聞候。其親々急度相糺し、右之類取上げ、且夜に入り候てハ、遊びに出し申間敷事」。といふ觸があつた。

㈣天明四年四月町方の子供等が、御家中へ商に行つた時、壁などに疵をつけたり、落書を爲たりするもの多かつた故、町中一般に、親々よく申聞け、此種の惡戯せぬやうと申渡した。

町家不正俄潰れ

町家の不正俄潰れ　安永六年の兩問屋馬代拜借願の中に

近年町家家屋敷賣拂身上指潰し候者多く、并に賣家明店御座候

とあつて、明かに町勢の不振を物語つて居るが、又此時分には、町人中身上行立たないで潰れる者の内には、惡辣な手段を講じて、俄に潰れた事にする者が多くなつた。一体身上行立たないといふ事は、今

豫め計劃しての身上潰れ

俄ニ分つた事ではなく、多年苦心經營したが、遂ニ力及ばずして、潰れるのが當然である。乍レ去身上を潰すと云ふ事ハ、重大な事である故に、成るべくは借金などしても、取續くやうに取計ふべき筈である。然るを潰れると覺悟を極め置き、大金を借りたり、高値の品物を借り置いて、一ケ月も經たぬ内ニ身上潰となり、品物貸主へ、到底支拂の出來ぬ旨を斷つたり、又ハ代金年賦拂などを賴み込み、時には遠國の商人にまでも、迷惑損害を掛けるやうにもなり、甚不届至極の仕打で、町方の風俗批判にも關するので、安永九年正月に左の通り嚴重な戒告を發した。

一町人共身上不ニ行立一潰候者の内、俄に工を以て潰候者有レ之候樣に相聞候。身上不行立義ハ俄ニ相知候事にも無レ之、多年心苦の上力ニ及ばず潰候事、乍レ去身上潰候義ハ重き事ニ付、可成丈借用をも致取斗筈之事ニ候。然るを潰候覺悟を極め置き、大金を借り又ハ代物高金の價を借、一ケ月をも不レ越内に潰又は代物貸主へ及レ斷代金年賦杯の賴みを申掛、甚不届なる致方ニ候。町方の風俗にさわり候事、此上ハ遂ニ吟味一爲ニ召捕一重き御仕置被ニ仰付一候より外ハ無レ之候。町役人如何心得居候哉、右體の者有レ之候ハヾ無ニ油斷一訴出可レ申事ニ候。今日より兩町の内、右體之者若も有レ之候ハヾ、吟味の上早速可ニ訴出一候。

右之通申觸候上ハ、町人共覺悟之上之事ニ付、内々の吟味を加へ爲ニ召捕一候間、後悔致間敷候、此段惣町五人組の者共、銘々間屋場へ呼付、急度可ニ申渡一候、右月々可ニ申聞一候七月極月ハ別而吟味心付可レ申候。

士風漸く廢る

天明の初には、藩士中、町分或は在方ニ出で、大酒に及び狂亂の醜体を爲す者多く、民衆の迷惑一方で無いやうに成つた。其事が藩上役に聞え、天明元年十月

一御家中並末々足輕共在町へ罷出大酒之上及ニ酒狂一候輩も有レ之致ニ難儀一候段相聞候。向後右體之者有レ之候ハヾ其趣早々内々可ニ申出一候

隱置候ハヾ當人同樣可レ爲二越度一候
と在方町分一統に觸れ達するに至つた。

第九節　火災の迷信

犬の迷信

享保から寶暦の頃にかけて、犬が屋根に登ることを非常に恐れ嫌つた事があつた。

享保十七年には木町の屋根の上へ白斑の犬が登つた、大騒ぎで追ひおろし、早速此を濱役所へ届け出で、火の元の用心をし、兩間屋相談の上、海禪寺に賴み、火伏せの祈禱をして貰つた。

寬保三年に白黑斑の犬が、又木町の屋根に登り、土橋の屋根へ走り、又木町の屋根に戻つたといふので、町年寄中相談して、海禪寺に依賴して、護摩祈禱をして貰ひ、其祈禱札を家別に頒け、又先年木町の屋根ニ犬の登つた時、愛宕神社の鳥居を建てたので、何事も無く濟んだ故、今度は其鳥居を修覆すべしとて其を實行した。

寶暦五年八月、横町宗叶寺の門前長屋の、屋根上へ犬が登つた、相談の上、火伏せの祈禱を海禪寺に賴み、護摩修法をして其御札を町内に頒つた。

火災の迷信

此樣な奇怪な犬に關する、迷信の起つたのは、享保十五年ニ、横町の家根へ、犬が登つた事があり、其事に就て種々樣々と、奇怪な面白くない取沙汰があつた。然して其年の十月八日に、横町から火事が起り、上田目拔の場所を、大半燒き盡したことがあつたからであらうと思はるるも、俚諺辭典にも「犬を屋根に上げると火にたたる」の諺を載するを見れば、此迷信は他處にもあつたかと思はれる。

火災の迷信に就ては、猶次のやうな事もあつた。延享五年の夏旱魃の時、八月四日眉間林で、雨乞の事があつた時、鹽尻村から大勞集つて、二夜三日百万遍の勤行をした所、斯樣に大勢の者が山に登て騒ぐ時は、必ず火災に祟るといふことで、初穗百疋を遣して、宗叶寺で火伏せの護摩祈禱を執行した。

鳥の迷信

寶暦十一年十月朔日二日の夜、烏の啼き渡ることあつた、闇夜烏の啼き渡るのは、何か不吉の事ある前兆と、專ら取沙汰して、人々不安の念に怖えて居た。然るに十二月に至り、百姓一揆の大騒動が起つたので、諸人皆烏が、此不吉を告げたものと、談り合つたといふことである。

雷除け聖神香

雷が薫烟に依て、避け得られると信じた事もある。延享四年依田玄道といへる醫師は、雷除の薫藥聖神香といふを、調製したとて評判になり、薄公も玄道に命じて、雷除妙藥聖神香を調進せしめた、玄道は光榮の至りといふので、七日間精進潔齋の上、調藥所へは注連引渡し、謹で調製の上屋形に持參献上して、目錄三百疋を頂戴した。けれども此聖神香の効顯有りしや否やは知り得ない。

第十節　寛政より天保に至る頃の風俗

諸興行物漸く多し

芝居角力興行差免　前々は芝居又は角力などの興行は、願ひ出ても差免さない事と成つて居た。然るに天明四年五月に、向後は町方の爲に成る即ち利益ある事ならば差免す故、芝居又は角力など其興行を願ひたい者は、充分に相談を遂げて、損毛の爲めに人に迷惑を及ぼさぬやう、確な者が出願に及べば差免す故、申出づるやうと申渡しがあり、此時から上田地方に漸く此種の興行が多くなつた。此時、田畑等に於て興行するのは作物を荒らす恐ある故、城下の寺院と申談じて、其境内で興行すべしと注意した。

興行許可の申渡し

其際の申渡し

芝居角力之義是迄相願候ても御免不二相成一候處向後町方の爲に成候義に候はゞ御免可レ被レ成候間芝居角力共に相願度と申者有レ之候はゞ、得と及二相談一末々損毛掛り不レ申候様に決談致候て可二相願一候。其上は承届可レ遣候。角力杯は野田畑などにては作物も荒れ候て畑主迷惑候様にては如何に候間、御城下寺院杯と申談損毛掛り不レ申様に得と熟談之上可二相願一候。尤に至り角力取ども逃げ去り或は世話人他領之者など逃去り候様にては外聞共に不二相濟一其上損毛掛り候義に付町役人共其外請負之者共得と

損毛無きやう注意すべし

始末相考へ願候様に可レ致候御免被レ成候て、其所へ金銀入候て爲に相成可レ申哉に付御免被レ成候間跡々損毛有レ之候ては不レ宜候間其段得と相心得願出候様に可レ致候

五月廿九日

かくして、寛政十年九月には、紺屋町町裏の地を借りて、芝居興行十日間願ひ出て許可と成り興行したが、此時には珍しい事であつたので、家中男子供十歳以下の者は、桟敷を取つて見物させた。其後文化文政頃には、勸進角力。香具大黒舞間々に狂言－晴天十日間。寄淨瑠璃七日間。軍書講談、其間太鼓三味線の拍子入れ、棒呑手品四日間。淨瑠璃並落咄狂談五日間。といふやうに諸種の興行物が上田町にも多くなつた。

祭禮の節踊狂言の催多し

寛政文化文政の頃、在分にても、神事祭禮の節などには、踊狂言等を催して、一年中の勞苦を忘れ樂しむことは、年豊かに暮向きも難澁で無いやうな時には、藩に於ても、其願出を無下に禁止するといふのでは無かつたが、文化文政の頃には、其踊や狂言がだん〳〵大形に成り行き、人々其仕度裝束に、美を競ふやうに成り、村々でも又他村の其れに劣らじと競爭し、隨て其裝束に多額の金を費し、又他所から藝人を呼び寄せて、前からの稽古に、多くの日數を掛けて練習する。之れが爲め無用の失費に、一方財政内輪の苦しみを增す者は出來、一方田地の耕作も疎かに成る事も多かつた。此有様では追々華奢の弊は增長し、惰弱の風に陷るべしと、藩に於ては度々此を誡め、踊上手と云はれるは、百姓の譽では無く本業作物の出來が善く、他に優れるを譽とすべきであると說き、若し隱れて踊狂言等を爲す村方がある時は、吟味を遂げずに、過怠として、其年より向十ケ年間は、御救米等を出願する場合などがあるも、決して其願を取り上げぬと申渡した。けれども此風は年と共に、盛になる傾向で、安政四年には左の如き觸書を在中一統に出して、戒むる所があつた。

踊の義は、公儀御制禁にて兼々御領制にも有レ之不二相成一儀ハ勿論二候處、近年村方に寄り、他領の者相

賴農業時節をも不レ厭、踊稽古致し勝手儘に踊いたし不二相濟一事二候。右踊ハ村方祭日の心得二て、前以て客來の用意を致し、夥しく費用相掛り心得違の事に候。難澁者は夫れが爲に不二一方一難儀に及ひ候趣相聞、數ケ敷次第二て、追々踊に耽り候末ハ往々村方衰微ハ眼前の事に候村々鎭守祭日ハ年中一度づつの義に候へば、其當日限り所作、手振樣なる手輕の儀は用捨申付候間、平日猥りに休業不レ致前後右等の儀二不レ泥農業無二油斷一相勵可レ申。尤右樣祭日限用捨申付候へば、是迄の御制取弛み候抔と心得前以て稽古致し踊候儀ハ勿論、大造なる催仕組候樣の儀ハ、堅く不二相成一候間心得違無レ之樣可レ致候。乍レ去上納御滯未進等有レ之村方にては、決して不二相成一候間、萬一右樣之儀二不レ拘相催候樣の儀於レ有レ之ハ村役人始不念難レ遁候間精々心得違無レ之樣小前迄篤と可二申聞一候

年若男女不行作

文化の頃城下續き村々の年若い男女が、夏に成ると夕涼みと唱へ、屋外に出で夜更くるまで、往來を步行き廻はり、不行作の風を爲す者あり、中には喧嘩口論を仕懸け、亂暴狼藉の振舞を爲す者も多くなつた。藩は此惡風を矯めんと、文化七年七月年若き男女の靑年を有つ親々、又年若き召使ある家の主人等は、其取締の責任を以て、此風を改むべきを戒告した。

羽子板に見はれし奢侈の風俗

奢侈が增長したといふ文化文政の頃、上田町の暮れ市には、松本で製作せる半弓や羽子板を、市中で戶板の上に置き竝べて賣る者があつた、其半弓は長さ三尺ばかり、普通の竹を少し削り其れに胡粉墨、蘇芳などで、採色した者で、弓とも見えぬ程の者であつた。又羽子板は大小あつて、表は縮込で內裏雛のやうなるがあり、裏は小紋形で、大黑の畫などあつた位のものであつた。安政の初年に至つては、破魔弓は美を盡し、羽子板は江戶羽子板、又は京都羽子板とか云ふ物に成り、桐板を用ゐて採色又は押繪など、華麗の物と成つためでたさ百合さざとあり。文化六年三月藩よりの儉約申渡の中、晉信贈答の事に就て、雛人形でも羽子板でも、皆他處と異り、當地は近頃華美に流れて居ると云ふて戒めて居る。上田の華美の風は由來の久しい事か察せられる。

壯大なる塔碑を建つる者多し

墓標を汚損する惡戲多し

石碑、台石を農具となす者あり

墓所穴堀無情

寛政、文化、文政の頃には、何處にても庚申塔其外石碑類の大きなものを、建てることが流行したが上田に於ても其風が盛になり、其弊害も少なく無かつたので、文化十四年には「町在の內庚申塔其外名號等の石碑、近來大造の目論見致候者有之哉に相聞候、古來より有り來りの石碑に準じ建立ハ格別、大造成ものは可レ爲二無用一候事」と申渡して此を戒めた。

文化文政の頃には、墓所に關して種々の惡意を有つ所業惡戲が行はれた。此頃城下近邊寺々の墓所に於て、家中の者の石碑に殊更疵を附けたり、或は押倒したり、石碑の小なる者は他に運んで、其れを堰小川等へ埋めて置く等の、不法狼藉をなす者があつた、其外諸處の墓所で新葬のあつた時、間もなく其所に建てた卒塔婆が、何處へか持ち去られることが頻りに行はれた。依て藩は、家中に限らず在町とても、先祖は崇ぶべき者なるに、其印を取失ふといふ事は、容易ならぬ事である。此の如き惡戲所業を爲す者は、たとへ幼年の者と雖も、仕置申付くる旨を嚴達し、且寺々へも平素注意を拂ふべきを申渡した。又文化十一年十月に此事ありしが、其後此惡風猶止まずして、文政年間には、墓所近邊の田畑を耕作する者の中、手頃の石碑や碑の台石など持ち運び、農具に使用する者あるに至つたので、再び文政二年前同樣の戒諭を重ねたが其風熄まず、天保二年に至り又々石碑に對する惡所爲に就て、申諭す所があつた。

此頃の事で、墓所の穴堀に就て、如何にも情心なき仕業かなと、歎かせる事が度々あつた。其れは不幸の際、墓所の穴堀に行きし者、何か其の不幸主に意趣でもあるか、仕向け方が惡いとか思ふ時には、或は穴堀に大きな石があつて、容易に堀り出されぬとか、空腹で仕事が出來ぬとか、樣々の口實を設けて時を移し、穴が堀れないで、將に棺を埋葬すべき取運びに至ても、埋むべき墓穴は未だ出來上らないで、棺の佛を置くべき所に苦しむ有樣、誠に心持の惡い事もあつた。之に就き藩より申渡したのは次の通である。

於二在町一不幸の節、其町内村内相互に穴堀りに罷出候儀ハ陸敷事ニ相聞候處、近來多勢罷越候中ニハ法外なる儀致候者も有レ之哉ニ相聞、實意を失ひ不埒之事にて、畢竟ハ餘り多勢罷出手明之者多候故、自然法外成る儀仕出し候場合ニも至候、以來爲二穴堀一罷越候も拾人限ニ可レ致、尤も寺へも名前可ニ申聞一候、其余ハ宅控成とも致置、若穴場に爲二罷越一候者の内、故障の者有レ之時ハ、宅控より補ひ候樣兼而可ニ申談置一候、穴堀ニ罷出候と申も、互ニ實意を相通し候本意に候へば、諸向差支迷惑に及ばざる樣可レ致儀專要ニ候、且ツ施主宅ニ罷越世話致候者とても、實意專一ニ世話致候儀勿論之事

賭的の流行

諸的の流行　文化の頃より民間にも弓を引く事が流行した。然るに何時しか的中の競爭より賭的となり、其弊害賭博の一種と見るべきに至つた。藩之を憂へ町人百姓等は謂れなく、武器を所持するを得ないのである、然るに近頃弓道具を所持する者多く、而して其者共は町在に於て、賭の的を爲すとの事である此は公儀の御大法を破る、所業であるばかりでなく、銘々の家業をも忽にするので、善しからぬ事である。今後若し矢場を造つたり、弓道具など所持する者は、用捨なく吟味處分に及ぶべき旨を嚴達した。

若者

若者　天保の初年頃より、十六歳以上三十歳位までの者が若者と唱へ、組を立てて寄り集まり、宮祭其他の時に、種々樣々なことを企てて、甚だ面白く無い事が多かつた。時には其仲間内に、其企に反對する者でもあると、忽ち其者は仲間はづし即ち絶交されることとなり、迷惑するので、止むを得ず口を噤んで、控へるやうになり、其故多數の勢力を以て非を遂ぐる惡弊を生じた。依て藩に於ては、其を好ましからぬ事となし、天保八年に「以來若者と唱へ候義急度相止め可レ申候」と嚴達し、何事にても、相談必要の場合は、老若ニ拘らず打寄りて、誠意を以て協議すべく、若者などと稱し、年寄りたる者の意見も聞かず、親々の手元を離れて、勝手に申談ずるより、厄介筋の事を屢々惹き起すのである。故に以後は、年寄りし人々の意見に隨ふべしと申諭す所があつた。同十三年六月に「若輩の者共は、町内の申談にも兎角心得違いたし候者も可レ有レ之哉に付、精々申聞若者も納得し、假初にも無益の寄合等致さ

若者と唱ふることと無用

ず候様申聞一統の風儀篤實ニ相成候様可ニ申談一候一と申諭した事もあつた。

仲間入りの振舞

此頃の惡風として、嚴しく禁じられた事に仲間入振舞といふがあつた。物産仲買を始むれば、從前から其業に從つて居た者から、仲間入の振舞を要求される、其時は大概振舞料として、金一包を出すのである。

此種のことは物産仲買者のみでなく、諸職人、香具渡世、馬喰などに至るまで、何々仲間と稱した者には、皆あつた事と思はれる。天保十一年正月の申渡しに依て此事は差思められた、けれども一片の差留申渡位にてハ、熄まなかつたものであらう。

士風紊る

十一代家齊將軍の時代には、世の泰平に慣れ、世上一般に驕奢逸樂に耽ける有樣となり、隨て士分の者も、亦墮落放逸、其體面を汚すやうな行爲もあつた。我上田にも此一例と見るべきものがある。今當時の日記に據て記して見る。

文化八年二月十五日の夜、上田原町なる越後屋藤三郎の妻女病氣で、其下女藥を調へん爲めに、藥舖伊藤九右衞門方に赴いた。其宅前に來ると、家中の者四人通り掛り、右の下女に向つて、此より酒飲みに行かうとて無體に引立てた。下女は所用、然も主人病氣の藥求めに參りし事情を述べて、容赦を乞ふたが、四人の家中者は中々聽き入れず、既に手込にも爲やうとの有樣であつた。所へ同じ町の志摩屋平三郎の悴才三郎と、手代の清吉濱田屋理助の手代竹松の三人が、商賣から歸りがけに其處に通りかつた。其時右の下女は其人たちに救を求めた。依て才三郎は氣の毒に思ひ、偏に容赦を賴み入れ、漸く聽き入れられて、下女を先に立てて二三間程行くと、又々後から追ひ掛けて來て、下女の手を取り無理に連れて行かうとした。其處で才三郎はあまりの事に思ひ、左樣な無理な手込同樣な事を爲しては、あなた方の御身分にも障る、何卒免してやつて貰ひたいと申入れた所、其を承知して四人の者は、一旦田町の方へ立去つた。才三郎等は安心して下女を伴つて家に歸らうとした處、家中の者一人取て返し、突然

下駄を以て、才三郎の眉間をしたたかに打ち、疵を被らせ血も流れ、才三郎は一時氣絕の狀態に陷つたすると手代の清吉は、其亂暴者を取押へんと飛でついたが、朧月夜で相手の顏が判らないので、其頬冠りを取て見やうと、手拭に手を掛けたが、其手拭は手に取つたが、相手の當人は一散に逃げ行つた。其時清吉は大聲にて「人殺し」と怒鳴つた。其時同町の綿屋恒三郎は、土橋の伊豆屋方へ用事が有つて出掛け、其歸途人殺しと大聲を揚げたのを聞いて、其場へ立寄つて見た所、才三郎が負傷して居るので、直ぐ側の宅へ連れ込んで介抱し、志摩屋方へ才三郎を送り届けた。翌十六日に、志摩屋平三郎の組合から、右の始末を問屋に届けた。依て町年寄の一人が、町手代所まで右の趣を內々申達した。然し此亂暴者は、家中の者であるとは陳べなかつた。三月五日に至り、志摩屋父子、綿屋恒三郎、濱田屋手代竹松其他親類組合、問屋、年寄皆呼び出され、役人の吟味が始つた。事件に關つた人々の陳述は、前事實を有のまゝに述べたのであつたが、下駄にて打つたり打たれたりするには、何か趣意理由が無ければならぬ。打たれた才三郎は何か無禮の過言でも申したのでは無きかと詰問され、別して無禮の過言申したることは無いが、四人の者再び戻つて來て、下女を手込にしやうと爲た時、左樣な事なされては、御身分に可相障と申したるのみであると答へた。すると御家人に對し身分に障ると申す義、甚以て過言なりと叱責された。三月十七日才三郎一件の者共、會所へ呼び出され、再吟味があつたが、別の陳述も無く、唯才三郎の抱へ込まれて介抱してやつた家主が、事狀を尋ねられたに過ぎなかつた。四月二十日に此一件關係の者皆呼び出され、口書申付けられ、二十二日又々一同呼び出され、掛り役人より次の如く

押込　才三郎
同主人預け　清吉
御叱り　恒三郎。竹松

と申渡され、各請書を差出すことを命ぜられた。そして同日町方は左の注意を受けた。

町方の者共御家人に對し、無禮無レ之様兼々申付置候處、畢竟申付方不二行届一故、此度の始末御厄介筋ニ相成等閑之至ニ付、穿鑿之上申付方可レ有レ之處、此度は沙汰に及ばず以後は爲ニ油斷一制度可レ致候此末右躰之義於レ有レ之ハ當人は不レ及レ申役人共迄可レ爲ニ越度一候

四月二十二日

上野尙志氏は其著小縣郡年表に「天保の初比まで藩士は頗る勇武を事とし夏日日傘をかざさず冬日頭巾足袋を用ゐず寒暑風雨に身を曝らし木刀の數振り重槍の突衝勢等數千回を日課とし、戰場の試とて黒米の飯にて、會せることなどもありしが、此比頃に柔弱となり遊冶郎の姿とはなりにき」と述べて士風の衰へを認めて居る。

祭禮燈籠

從來神事祭の節には、たゞ神前にのみの獻燈は許されて居たが、雨乞祈禱の事が盛に行はれるやうに成つてより、何時しか燈籠を出すこと多くなり、文政の頃に至ては、在町共に種々趣向を凝らし、形物の燈籠など拵へ、互に其趣向や數の多寡を競爭するやうに成つて來た。文政十二年九月十八日常田大宮祭には、直徑六尺の大提灯六ツ、此代金九兩のものを海野町と横町との堺ニ揚ゲ、又常田村も毎戸同型の燈籠百余を作り、軒ニ揚げることにした。又在分に於ては、往古より其神社祭禮の際に行はれて來たのでも無い、太神樂などを他處から指南教授の者を頼み入れて、前方より稽古に幾日かを費し、道具裝束なども新調して、其費の多きを厭はず、又其稽古中に酒を過して、喧嘩口論などする不仕末も多くあり、若し其風を好まぬ者あつて、事を共にするを肯んじない者でもあれば、所謂「附合放し」とて以來其者とは交際もしない、卽ち絶交して苦しむる如き、惡風が增長するに至つた。

寺院の風儀

同一事に就ても、爲政者が異なれば其取締に寬嚴の相違のあるもの故、戒告申觸等が出て居る所から、其當時のみ其事が流行したとか、其風盛であつたとか、一概に斷定することは不可能である。けれども禁令戒告等の出た時は、少くも其當時其事があつたと認めても差支無い。故に寺院の風儀を藩より

の注意申渡に依て窺ふ事にする。寶暦三年二月、寺院僧侶の風儀不良で不行跡のこと多かつたので、之に戒告を與へ且町在役人の注意を促したが（社寺への達示參照）、其後文化文政の頃に至ては、寺院僧侶の風非常に頽廢し、博奕に關與したり又洗濯女と唱へ、年若き女を抱へ置いて、女色に耽る者すらあり、寺門の本意にも背き、檀徒の尊崇をも失ふ狀態であつた。依て文化五年十二月嚴重申渡して戒めた。

敷奇風流の諸藝流行

數奇風流の諸藝道の流行　文化年間に至り、我上田の地にも、世の泰平無事の現象の一として、生花京都六角堂の池坊を祖とす　茶の湯奈良稱名寺の僧珠光を祖とす　能舞結崎次郎清次及其子元清を祖とす　等の數奇風流の諸藝道が流行した。之に就いて藩は、文化四年四月右の遊藝出會等の儀は、夥多の沙汰に付可レ爲二無用一事と觸れ達して、之を禁ずるに至つた。

羽織を着用する者多し

文化六年三月町在に、衣類は綿服に限り、帶は絹紬有合はせの縮緬、手織の呉呂七子に限るべき旨を申觸れたが、泰平の世の中、何時しか其禁制も緩るみ、羽織の如きも召仕の者共は、着用することは出來ないことになつて居たが、其れも追々と着用する者が多く成つて來た。故に天保二年には其禁制を嚴にして、羽織は召仕の者と雖も、主人の代理とか又は年始葬禮等の際には、着用を許すも其他は一切相成らぬと申渡した。

羽織は、其始めは外出の時土埃の爲めに衣服の汚るゝを防ぐ爲めに、着物の上に被りたるものなりしが、何時しか其れが禮服の一と成り、其着用に此の如き制限があるやうに成つたのである。

（附記）

俗說迷信

今日識者間に於ては念頭に置く者は無くなつたのであるが、今尚之を信じ之に左右せらるゝ者も尠くないと云ふ昔より上田地方に言ひ傳へられて居た所謂俗說迷信とも云ふべきものを左に附記して置く

俗說迷信

一、食事後直ぐ臥ると牛に成る
二、毛蟲に指差せば其指腐る
三、笊を冠むれば背丈が短かく成る、馬糞を踏めば背丈が伸びる
四、夕方又は夜遅くに新しき下駄をおろすと怪我をする
五、夜爪を切ると生涯出世は出來ない、外出の際に切ると怪我をする
六、竈の焚火が烈しく吹けば必ず來訪の人がある
七、夜口笛を吹くと盜賊が入いる、夜餘り騒ぐと火事がある
八、道祖神祭の時燒け殘りの炭を自分の屋根に投げると火事除けになる
九、南瓜の花に指差せば其花は必ず落ちる
十、彼岸の中日に佛前又は墓に供へた團子を喰へば夏瘠せしない
十一、節分の豆を初雷の際喰へば雷に打潰されぬ
十二、節分の豆を自分の年數だけ摑めば運が良くなる
十三、柊の枝を門口に挿して置けば流行病が入らない
十四、玉葱を門口に釣下げ置けば流行病に罹らぬ
十五、門口に「かに」と書いた紙片を貼り置けば流行病に罹らない
十六、北向の家は繁昌しない
十七、御地藏樣の石を借りて來て病眼又は疣贅へ觸るれば全快する、全快の上二ツにして御返しする
十八、雨降り永續きの時道祖神に茶を上ぐれば雨が止む
十九、子供が百日咳を患ひし時庚申樣に馬の沓を上げると快癒する。又竈に飯杓子を釣り下げて全癒を祈るも効あり

二〇、産をしてお宮參りの時に神に供へた赤飯を烏が喰へば其生兒は發育好く健康と成る
二一、蜥蜴に指差せば其指が腐さる
二二、鶺鴒の巢を取て家に持ち込めば火災に罹かる
二三、南天の木で拵へた箸で食事をするな、芋汁を喰べた器で湯を呑むな
二四、初雪で手耳など摩擦(こすり)れば凍傷(しもやけ)にならぬ
二五、頭部其他に濕疹(くさ)の出來た時握飯にて患部を摩し然る後之を馬に喰はしむる時は全治す
二六、蛇の脫殼で疣贅を摩すればとれる
二七、坂下の御地藏樣の石で痛い所を撫づれば治る
二八、齲齒の痛む時紙を四ツ折にし之れに自分の齒の數だけ齒の形を描き其何れの齒が痛むかを見定る其齒に當る所に釘を打てば治る
二九、冬至に南瓜と蒟蒻を喰へば達者になる
三〇、烏に口を利(き)けば唇に烏の灸と云ふものが出來る
三一、子供が火を弄ぶと寢小便する
三二、爪を火にくべると爪の腫物を病む
三三、彗星が出ると戰爭が起る
三四、月夜に烏が啼けば何か不思議の事がある
四五、鎌を跨ぐと何時か鎌鼬にかゝる
四六、自分の家に烏が巢を懸けたのを取ると火災に罹る
四七、猫が他出して歸らぬ時は其猫の食器の裏に「立ちわかれいなばの山の峰におふる松とし聞かば今歸りこん」と書いて置けば歸て來る

四八、便所を北向に建てると家運が衰へる
四九、硯の中へ字を書くと、生涯字が上手に書けぬ
五〇、三日月が縦に眞直に現はれると米價が騰り横に傾きが強ければ米價は安くなる
五一、病人を猫が跨げば病氣が治る
五二、烏の啼聲がよくなければ不幸の報知何處よりか來る
五三、夜蜘蛛が出ると盜人が入いる、朝蜘蛛が出ると其日は緣起が好い
五四、國分寺の八日堂緣日に達磨を盜めば金持に成る
五五、猫が顏を洗へば天氣になり耳に前足を掛けると雨が降る
五六、曆を跨ぐと怪我をする
五七、夜にほうづきを含むと蛇が出る
五八、優曇華の花が咲けば其家は金持に成るか貧乏になるか何れにか傾くの兆なり
五九、夕暮巢に居る雀を捕れば後日旅をした時宿が悪い
六〇、揚枝を一本手渡しにすると其人と仲が悪くなる
六一、目籠の出來た時井戸へ篩を半分見せ目かごを治せば皆見せると云ふて願をかけると全治する
六二、流れ星を見た時直ぐ着物の褄先を押さゆれば裁縫が上手になる
六三、外出に際し爪を切れば恥をかくことがある
六四、元日の朝早く家の掃除を爲すな
六五、丙午年に生れた人は生涯不運に終る
六六、臨月の第一日に眞先に男の人が訪ね來る時は男子が生れる
六六、十五夜に北へ流るる川で眼を洗ひ清むれば眼病が治る

六八、按摩に杖を倒さに立てらるると其家は遂に繁昌することが出來ぬ
六九、外出の時に際して着物の綻びを繕へば其身に必ず不運のことを招く
七〇、女が砥石を跨げば必ず割れる
七一、朝早く女が商店へ來ると終日人が澤山來る
七す、正月の七五三飾りの木炭を屋根の上に投げ上げて置けば火事の厄難を避く
七三、初午の餅を喰へば風を引かぬ
七四、飯を喰ひ乍ら延びをすれば生命に關はる
七五、葬儀の日は友引といふ日を嫌ふ
七六、家族に斷らず家出し行衛不明なる時に其足跡に灸をすゆれば家出した者の脚が動かぬ樣になる
七七、耳朶の大きな人は金持に成る
七八、旋毛の曲て居る人は意地が悪い、旋毛の二ツある人は盜人に多い
七九、女か箒を跨ぐと産が重い
八〇、出先に履物の鼻緒が切れると緣起が悪い
八一、初物を喰へば七十五日生き延びる
八二、地藏樣へ涎掛を上げれば子供が涎を出さぬ
八三、煙火の玉殼を門口に下げて置けば火厄に罹らない
八四、御寺の地藏樣へ石を積み重ねて上げると極樂に行く
八五、墓場で怪我を爲ると其傷が容易に癒らない
八六、正月十六日に山遊びに行くと怪我をする
八七、足に釘或は刺(しん)などさした時大鎚(げんのう)で三度叩けば全治する

八八、齒の抜けた夢を見れば親類に不幸あり
八九、仁王様の體に紙を噛み丸めて吹き付くると力が出る
九〇、夫の年齢より妻の年齢一ツ多い時はやます(女增)といひて緣起が悪い
九一、顎窩の毛を一本抜くと鼻血が止まる
九二、耳の中の掻い時には喜び事がある
九三、正月の松飾七五三飾を焚き其燒け上る時書初を燒き其が高く昇れば書手は益上達する
九四、妊娠せる婦人兎の肉を食すれば三ツ口の子を産む
九五、底豆の出來た時田螺を三ツ潰して付くれば全治する
九五、丑の日に牛肉を喰へば腹を病まぬ
九七、須川山の神様に草鞋を上げれば子供の足が丈夫になる
九八、女が高山に登ると山が荒れる

(鄉土誌)

第二十三章　平民の侍分格式待遇

平氣の侍分格式待遇

士農工商と區別を立てて、士を以て優越支配階級とした時代には、士以下の被支配階級に屬する人々は、士分特權の一部たりとも得んことを望んだ。隨て苗字を稱え袴を着し帶刀を許され扶持方を給せらるる等の事は、此階級者が非常な名譽と心得て居たのである。此心理を利用して藩の財政窮乏の際などに、或は献金するとか或は調達金仕送に盡力するとか、所謂藩の勝手向を助くる如きことある時、又は奇特行爲の表彰すべきものなどある時は、侍分にあらざれば許されざる服裝或は待遇の格式を免し、又在

町役人の格式などをも與へて其名譽心を滿足せしめた。此ことは、上に於ては格別の費なく、而も下を滿悅せしむるのであるから、甚だ勝手都合の好い方法であつた。故に藩政時代に於ては、汎く何處にも行はれた。我上田藩の如きも、次の如き內規に據て此事が行はれた。

献金御賞の次第

献金御賞之次第

一金五兩　社祢着用　一金拾兩　庄屋格　一金拾五兩　苗字
一金貳拾兩　割番格　一金貳拾五兩　御城外帶刀　一金四拾兩　御城內帶刀
一金六拾兩　他處帶刀　一金八拾兩　御上下拜領　一金百兩以上　御惟子拜領

（師岡史料）

善行奇特を賞し士分待遇の格式の一部を許す

此事は、享保六年正月幕府は、名主庄右衛門庄屋金三郎の二人、常々行狀奇特ニ付、銀を賜ひ一代帶刀を許し苗字は子孫迄之を名乘らしめ、又百姓中正直にして孝心篤き者をして苗字を名乘らしめた事がある。之れが士分待遇の本趣旨であつたと思はれる。

我上田藩に於ても献金御賞のみでなく、前述の如き奇特善行表賞として、士分待遇の格式を與へたのは甚だ多い。今左に確な記錄に存する、比較的時代の下つた頃のものを記して其例とする。

一武石沖村庄屋下武石村酒田篠右衛門は、一體篤實にして、何事に寄らず心懸良く、萬端に注意し、村方よく治まり一同心服して居る。誠に奇特に就き、御城外帶刀御免

二上田原町長岡平八は、去年の冬米穀高値の時、養母の發議に從ひ施賣をした。其奇特に依り代々宗門改の節には、上判上下着用を免された。

此外同町の祐右衛門は米穀高値の時、稗を馬士共に施し、又餅米を難澁の者に遣はした奇特行爲に依り、其賞として上判上下を免された。

三横澤村平右衛門は、山口村八幡社の階段を普請した奇特の廉を賞せられて、上下着用苗字御免の上

庄屋格を申付けられた。

四上田原町塗物用達中澤宇平治は、和宮様御下向の砌、御入用の塗物類を申付けられし時、無料にて製作した奇特に依り苗字を稱することを免された。

五常田村黒鍬肝煎關口宅右衛門は、御納戸預の土藏及馬場の普請を爲した奇特を賞せられ、御城内外の帶刀を免された。

六同村七三郎、三平の兩人は、耕作に出精し、村方の若者の模範となる由を賞せられ、宗門改の際上判並に社祢着用を免された。

同村左官金藏悴兼太郎は職業に勉勵し、且兩親に孝養を盡す奇特の賞として上判社祢を免された。

八西脇新町屋根師肝煎定右衛門は、八年間役前誠實に勤めし廉に依り、苗字を稱することを免された。

九同村大工職松藏は養父母へ孝養を盡し、且自分職業に出精する廉に依り、社祢着用を免された。

一〇常田村鍛冶屋三代太郎は、鎗劒面等の製作に出精し、他より下直にて作る廉を以て、武藝頭よりの申達に依り、其賞として社祢着用を差免された。

（以上萬延二年の事）

仕送り人の待遇

調達金仕送の者の待遇例を擧ぐれば

天保十二年九月、伊藤右衛門、瀧澤民之助、成澤忠兵衛、成澤金兵衛、鹽入喜三郎、瀧澤利兵衛、瀧澤爲三郎の七人、藩より呼出され、御側用人より

御仕送被二仰付一五人扶持被二下置一候。内三人扶持上納、二人扶持も御年限中、一人扶持被レ下候へども殘一人扶持は年中に金貳歩被レ下旨被二仰付一

と申渡した。此時瀧澤爲三郎、成澤忠兵衛の兩人は特に御城外帶刀御免の格式を免された。此仕送人臨時御用達を命ぜられた時は、三人扶持の事もあり、本仕送御用達には十人扶持給與の事もあり、萬延二

年瀧澤利兵衛は、十人扶持下し置かれ毎春正月五日御年頭、御合印、追手大門夜中定斷の待遇となつた。けれども普通は五人扶持で、其人數は町在に頗る多かつたのである。

仕送人は扶持方の待遇を受くるのみならず、猶次の如き待遇があつた。安政五年には、宗門改の砌、他の者の改以前に於て特別に印形を取る、其時は町役人は間越で、立會仕送人は宗門奉行の同間に入り帶刀で印形をする（此時には町役人の怒を招き、町役人皆退役を願ひ出ると云ふ紛糾があつた）とか、又長谷川丈兵衛の如く、御仕送中御家中並仰付と申渡されたものもあり、金井文次郎の如く永年調達金御用達を勤めし事に依り、其賞として米六十俵を永々下賜し、其嫡子は代々苗字帶刀を次男以下は苗字社祢を免されたものもあつた。

献金御賞の待遇

献金御賞待遇の例を擧ぐれば。

明和元年に、領内富有の者、海野町土屋勝野右衛門、白木屋嘉右衛門、小泉村三郎兵衛、同十藏、別所村安右衛門、手塚村八郎右衛門、鈴子村義左衛門、下鹽尻村治助の八人で、千四百兩を調達した事があり、稀代の事とて、苗字帶刀を免された。小縣郡年表

明和五年八月十四日、海野町土屋嘉右衛門は

其方儀、年久敷御城下に罷在、商賣體出精致勝手向も宜候趣ニ相聞候。是迄も少々宛御用達金も指出申候ニ付、此度御勝手向御用達に被ニ仰付一、御扶持方三人扶持被ニ下置一候。當時御加役旁御物入多候故、御勝手向御差支候間、此度金七百兩御用達可レ申旨被ニ仰付一候、隨分相働指出可レ申候

と、特に三人扶持を給し、御勝手向御用達を申付くる旨申渡し、且又七百兩の調達を命ぜられた。此年十二月廿一日に至り、來る正月御年頭の際には、御喰積頂戴、獨禮の待遇を與へられたのを見ると、七百兩の御用を達したのであらう。海野町間屋日記、天明五巳年十月の條に、土屋嘉右衛門殿於ニ御屋形一格式御詰並、御扶持方貳拾人扶持被レ下候、依レ之御目付に引渡申候間、左樣相心得候樣被ニ仰付一候。嘉右衛門殿も參り被ニ申聞一候。在分にも左之通り被ニ仰付一候

御勝手向御用

一、拾人扶持御詰並　小野儀左衞門殿　山極八郎右衞門殿　倉澤五郎左衞門殿　渡邊惣兵衞殿
丸山忠右衞門殿

一、拾參人扶持割番上席　甲田清左衞門殿

とある。これは天明三、四年の頃は、藩の財政極度に不如意となり、酒屋共への御頼み金の返濟も御斷り、御仕送り金は、來年も相替らず出精するやう頼み入る、そして、其内此暮に五百兩先納して貰ひたいと申込んだ程なれば、かかる際に此等の人々は大に盡力する所があつて、此格式待遇を與へられたのであらう。

多額献金者の待遇

文政七年一万六千六百餘兩と云ふ未曾有の調達金を町在に依頼せし時、海野町土屋善八、原町伊藤源左衞門の兩人は各八百兩で、出金高尤も多かつたので、皆家中詰格並の待遇を許され。又弘化三年三月荒井福太郎は多額の献金を爲したので、御賞向永代御免と成つた。

一金千五百七十三兩一分銀五匁

右献金に付御扶持方拾人扶持被二下置一、間屋次席、年始御禮の節獨禮、追手御門出入定斷、御合印被二下置一候樣。嫡子町年寄次席、次男苗字社衿着用

右書面之通献金二付爲二御賞一永代書面之通被二仰付一候

と特別の待遇を與へられた。

御用達金の古證文を差上げし奇特の廉とて、夫々の御賞に與かつた例としては、寛政七年の七月、古證文差上げ奇特二付、瀧澤助右衞門は御城内帶刀御免。成澤七郎右衞門悴金兵衞、岡崎平助悴類吉、伊藤源左衞門悴源七、宮原源五郎、荒井又七の五人は苗字御免。甚右衞門、荒井平右衞門悴甚三郎の兩名は社衿着用を免された。

又天保五年、鹽田組山田ノ池土手に、甘草を植付くるを命じたる時、之に就き人足を差出したき者は

申出づべし。尤人足賃は、百人金參兩の積故、百人差出せば上判、二百人差出す者には社祢着用を許す旨申觸れた。之れも亦獻金御賞の一である。

格式御免の順

此格式御免の順は次の如くで、組頭格庄屋格割番格等は在分に限る。町には町年寄格年寄頭取、問屋格等があり、年寄頭取は割番並であつた。

一宗門改之節上判
一組頭格
一上下着用
一庄屋格
一苗字
一割番格
一御城外御領分の内帶刀
一御領分より御城内迄帶刀
一他所帶刀

天保四年の改正

天保四年より、他所並に御城外帶刀御免の分は、御城内帶刀を御免とし、他所帶刀の儀は相成らぬ事、他所帶刀の御免なく、御城外帶刀の分は其儘と改正した。

帶刀御免の者でも、年始其外屋形へ出頭の砌に、刀を屋形内へ持上ぐる事は禁ぜられ、召連れ人ある者は其者に渡し置き、無き者は玄關前の番所へ差出し置き、然る後御座敷へ通ることとなつて居た。又此格式御免の者の中には、何故か帶刀せぬ者もあり、官より帶刀御免の格式を許されたものの中には、帶刀せぬ者もあるとの事なるが、帶刀するやうにと注意を與へた事がある。此は或はかかる格式が、何の價値無きを覺つて居たからであるかも知れぬ。

袴着用も許可を要す

袴着用も格式の一と見做された事は

天保十四年二月、是迄宗門改の節、上判申付候者、以後袴着用許可の旨申渡した事があり。文化三年七月には、御會所御呼出之節、御評席にて獨禮の者は袴着用、惣禮の者羽織のみ、苗字御免の者之に同じと申渡した事があるので判明る。けれども、袴は冠婚葬祭の場合に着用するは、官之を默許の狀に置いたことが多い。

年始御禮申上げ候者の書出順

次に、文化十三年正月、年始御禮申上候者の書出順、として問屋に申渡した所を記して、當時格式待遇が何故に面倒であつたかを察する資料とする。

一年始御禮七日獨禮にて申上候者書出し順

兩問屋悖是迄之通

獨禮之年寄、海野町原町之無二差別一、是迄之通被二仰付一候

但平日者、是迄之通海野町年寄、原町年寄と申順二候

獨禮之年寄格之者は、獨禮之年寄の次へ、被二仰付一順に書出し可レ申候。

無格の獨禮之者は、獨禮之年寄格之次に、被二仰付一順に書出し可レ申候

但海野町原町同日に被二仰付一候者は、海野町之方先に可レ致候

附齋藤曾右衞門儀は、御參府御歸城之節は、是迄之通瀧澤助右衞門次へ並居可レ申、年始御禮等は無格の獨禮被二仰付一順に候

一右同斷　惣禮にて申上候者書出し順

年寄之儀者、被二仰付一候順に不レ拘、是迄の通海野町、原町、横町、柳町、鍛冶町、紺屋町と申順に書出し可レ申

年寄格之者は、海野町原町之無二差別一、被二仰付一順に、年寄の次へ書出し可レ申

町順

同日同格となりし者は海野町原町の順

但同日に被二仰付一候はゞ、海野町之方先に可レ致候

御城内帯刀御免之者より、苗字御免之者迄は、無二差別一被二仰付一順に、年寄格之次へ書出し可レ申

但同日に被二仰付候ハゞ、海野町之方先に可レ致候

上下御免の者、年寄の悴たりとも、無二差別一被二仰付一順

但年寄の悴、上判に被二成下一候ハゞ、上判計の者の上へ、親々の席順に可レ致候

獨禮之者と、惣禮之者と、一列に書出し候様の節は、年寄役の次へ、年寄格の者獨禮之者無二差別一被二仰付一順に書出し、次に御城内帯刀御免より苗字御免迄、無二差別一被二仰付一順に書出し、其次へ上下御免之者被二仰付一順に書出し可レ申

但一町之内、同日に御城内外、他處帯刀、或は苗字御免被二成下一候ハゞ、被二仰付一之高下に、順を立可レ申候。海野町と原町と、同日に被二仰付一候はゞ、海野町の方先に可レ致外町とても、右に准候

〔附〕

支配階級と被支配階級

支配階級の者に對し、被支配階級者が執らねばならなかつた禁止注意等を擧げて見る。

支配階級に對し被支配階級の執るべき態度

仙石領主の時代

侍町内冠物、ほくり無用

天和三年六月廿三日、大手より申、惣て御侍町之内老若共に、すげ笠、あみ笠、頭巾かむり物仕間敷候雨雪降り候刻は格別、道あしく候時分、ほくり無用之事。と申渡した。然し之は貞享二年八月に差し免すことゝ成つた。

侍中に慮外の体あるべからず

元祿十一年二月

侍中へ慮外之体無レ之様可二相愼一事

松平領主時代

御留川にて殺生嚴禁

寶永六年九月三日、千曲川諏訪部橋より下五町を限り、川上は小牧村分へ二十町の間、御留め川に候間、右之場所にて川殺生堅く仕る間敷候

輕き御奉公人へも慮外すべからず

正德元年二月、御家中御侍は不レ及レ申、輕き御奉公人へも、慮外不レ仕様に篤と了簡仕、子供下々迄、能々申含め可二相守一候

袴に大小指したる者には禮儀すべし

同年九月廿六日、下々に至る迄、御奉公人へ慮外無レ之様可レ仕事

享保十五年九月廿六日、御家中御倹納にて、御歷々の御方も、木綿の着物、供も無く輕く御出懸の事有レ之ニ付、袴に大小指したる衆中には、急度禮儀可レ仕、向後辻番之者、下駄穿き御同心様に慮外仕間敷候

藩主入湯に付藥師參り大湯入湯を禁ずひつし打を禁ず

寬延四年四月三日　藩主別所溫泉に入湯、右ニ付町方の者藥師參り、大湯入湯致すべからず

寶曆二年十月　千曲川に於てひつし打とて、石の下に居る魚を取るを禁じた。之れ御鳥屋の鳥に、障あるを以て遠慮すべしとのためである。

幼年の者たりとも土間に平伏すべし

同六年　藩主江戸より歸城の節申渡した諸項の中に

一御行列拜見仕候ハヾ女は格別、幼年にても、男分は土間に居り罷在、平伏可レ致候。尤女中冠物何にても無用

原町に人立つべからず

一追手に被レ爲レ入候節、原町へ人立申間敷、見通候様可レ致候

といふがある。

同九年　町奉行二度原町を通つた事があつた。其時原町中に、三人土間に下りずに平伏したといふ廉で、貸家の者は大家迄、又萬屋金兵衞は、父子商賣差控となり、以後此の如き無禮之れなき様嚴重に申付けられ、六月十五日町中に

御家老様、御用人様、御奉行様、町方御通之節、土間に下り下座急度可レ仕候。如何様之用事、商事

家老奉行等の通行の節は如何様の用事商事に従ふ時も必ず下座すべし

に取掛り居候とも、急度下座可レ仕候。其外御侍中様及軽き御奉公人たりとも、聊無禮無レ之様可レ仕、自然御奉行様に對し、下座不レ仕無禮有レ之ば、御窺手錠仰付らるべし。

と申觸れた。此時若し手離し難き仕事中にて、下座間に合はざれば、飛び下り、後より御付人衆へ、右之赴申上げ、御通り後下座せし事を申置く事と成つた。

藩公若君の名を忌ましむ

同十二年霜月九日

十月廿三日於二江戸一若君御誕生被レ遊、竹千代様と奉レ唱候。御正腹御誕生ニ付、別而恐悦之由、此旨町内へ知らせ置候様に被二仰付一候

一竹と云ふ字恐候様に被二仰付一候

とあつて、竹之助とか竹次郎とかいへる名は、皆改めたのである。

調達金不可能と稱したるに由り父子差控を申渡さる

明和九年六月二日

土屋嘉右衛門二百兩の調達金を仰付けられしが、調達不可能とて斷つた。依て勘定奉行より兩問屋に、内々盡力すべきを依頼し、兩問屋は年寄を遣はして、嘉右衛門に談ぜしも、翌日に至り、嘉右衛門より到底出來難い旨を申出で、同時に差控え居ると申添へた。其爲め嘉右衛門は、親子共何れ沙汰有レ之迄は急度指控居るべしと申渡された。

町奉行通行を見て下座せず押込に處せらる

安永二年十二月　原町分土橋與助の悴新兵衛は、町奉行が前を通りし時、町奉行と承知し乍ら下座せず、又戻りの途中町奉行を見懸くるや、物影へ隱れた事甚だ不届と云ふ廉で、新兵衛は押込申付けられた。

雀御用に付雀殺生を禁ず

天明元年七月

雀御用ニ付、御領分中御家中町在共鳥指候義、年々八月一日より來年三月晦日迄、御停止被二仰出一候尤雀殺生の義は一切不二相成一候

殿様川干に付一日人留

御家人に行逢ひ冠物いたし下駄穿きを禁ず

寛政二年八月二十二日

殿様河原へ川干に御出ニ付、一日人留被ニ仰出一候に付、町々へ申觸れ候

文化二年十二月

在中之者、御家人に對し無禮致間敷候之段、度々相觸置候處、冠り物致し、又は下駄穿きの儘にて通り過候者も有レ之趣相聞、役人の內にも心得違之者も有レ之候趣、以後右躰無禮の者有レ之候に於ては、相糺し急度可ニ申付一候。都て何方にても、侍中に對し無禮無レ之樣、役人は不レ及レ申下々又は奉公人迄も急度相守可レ申事

天保六年閏四月　町方に申渡した條々の中に

町方の者共雨天或は道路あしき節、下駄の儘にて御家人に通り違ひ候者も間々見受候尤不ニ相濟一事に候。下代共迄不禮不レ致候樣、主人々々より急度可ニ申付一候先々より申聞置候通、此末右躰の儀致すに於ては急度咎め可レ申候

と云ふがある。

第二十四章　教　育

第一節　藩の文武教育

(一)文教

眞田仙石兩領主時代

眞田氏時代には、文教に關して何等見る所が無い。

仙石氏領主の時代に至り、仙石政明元祿六年二月、將軍綱吉の中庸天命性道教の一章を講ずる席に列し、此を聽聞した事があり、同年八月二日、在所上田に於て、家臣堀部伊右衛門三に大學を講ぜしめて聽聞し、此後度々此事があつた。けれども、特に儒臣を聘して家臣等に學問を奬勵した事は無かつた。

政明家臣に命じて大學を講ぜしむ

松平氏領主時代

松平氏領主時代に至り、上田藩の文教は漸く興つた。

松平氏領主時代忠學を重んず

上田松平初代忠周の父忠晴は學問を貴び、常に左右を戒めて曰ふ「武にして文無ければ則其政日に殘暴、文にして武無ければ脆弱に陷る。故に文武偏廢すべきにあらず」と、又常に「學問は年たけたりと雖も、志あらば學ぶべし、左候へば、若き時より學問すれば、早朝より旅行するに似たり、中年にして爲すは、日中より旅行するが如し、老て學問するは、火を燈して夜行くが如し、老たりとも捨つべからず。心に怠なく、人一度せば已れ百度して勤むるに、何かならざらんや」とて、家臣等に每に學問を奬勵し、駿州田中城に封ぜらるゝや南學の學者谷時中の高弟、莊田琳庵を聘して、家臣等に教えしめた事もあつた。

琳庵の學系

南村梅軒―天室―谷時中―┬―小倉三省―谷一齋―莊田琳庵
　　　　　　　　　　　　├野中兼山
　　　　　　　　　　　　└山崎暗齋

忠周一色芳桂を聘す

忠周も蓋し父忠晴の感化を受けたであらう。上田藩主となるや、寶永三年に林鳳岡の弟子一色芳桂を聘し、祿百五十石を給して學を講ぜしめた藩賢事略。上田藩文教の端は玆に發したのである。

名範通、寬延元年歿す

一色芳桂の學系

藤原惺窩―林羅山―林鵞峯―林鳳岡―一色芳桂。

林家の學先づ上田に入る

國學の端を發す？

安原貞平

藩主聽講

卽ち忠周が其家臣等をして學ばしめた儒學系統は、林家の朱子學であつた。忠周は又京都所司代たりし時、京都の人河瀨義胤が、縉紳の家に人と成り、有職故實に通曉せるを以て、聘して顧問としたが、此河瀨は國典にも通じ、兼て又儒學をも修めし人で、後上田に來り、此地に歿したといへば、國學も亦其端を此時に發したものかと思はれるも、其跡を見るべき史料を欠いて、判明しないのは遺憾である。

享保十七年藩主忠愛の時、勢州津藩奥田三角等と相並んで古學派伊藤東涯の高弟であつた安原貞平貞平が東涯門下中であらはれた人であつたのは、元文元年七月七日東涯逝去の後同門の人々より、東涯歿後の跡始末や其著述物などの事に就て、是非共相談したいから、京都に上り來るやう申來り、之に應じて上京した事及師東涯著述書物を校合出版したいと思ふ、故に其校合の爲め江戸上野淮后の書籍拜見の必要あるので、江戸に赴く暇を與へられん事を願出て藩の許諾を得た事もある。此等に依て其一端を窺ふ事が出來るが、上田藩に招聘せられ、二月十九日三十人扶持を給せられて、其學を講ずる事に成り、毎月講譯の日を四日、十日、十八日、廿三日、晦日の五回と定め、詰合家臣等に聽講せしめた。此年閏五月七日、藩主忠愛初めて自ら其講譯を聽いた。上田藩學の肇基は漸く定つた。御五代樣御事蹟。

松本藩の學問所は、其創始蓋し寶曆の頃なるべしと云はれ松本市史 又松代藩で江戸の儒者菊池南陽を聘し、十人扶持を給して、藩主及び家臣等が其講を聽いたのは、同じく寶曆年間であると云ふ。松代町史。

此安原貞平の招聘せらるゝに至りしは、先輩井上宜休仁齋の門人の推薦に由ると云ふ。貞平の子邦憲業を父に受け、後奥田三角の許に遊び、古學を究めて歸り、父の業を繼いだ。其弟子桂希言金溪佐々木盛範冀北等其學を傳へ、上田の地一時古學頗る盛なるものがあつた。

古學派

安原貞平の學系

伊藤仁齋―東涯―東所
　　―奥田三角
　　―安原貞平―邦憲―桂希言
　　―青木昆陽　　―佐々木盛範

然れども、未だ藩學校の設立といふ迄には至らなかつた。寛政年間異學の禁あり、安原繩德は江戸に出でゝ、林述齋の高弟、松崎慊堂の門に入りて朱子學を學ぶに至り、又藩黌明倫堂設置せらるゝや、其惣司の任に當りし加藤彦太夫維藩（林家の塾頭となる）山田司馬之助維明等、皆朱子學を奉じたので、古學は殆んど全く其影を潜むるに至つた觀がある。

藩黌明倫堂

上田藩主忠濟、大に藩學を興さんと欲し、文化八年其計劃を立てしも、實現の運びに至らずして、家督を忠學に讓つた。忠學は父の志を紹ぎ、文化十年更に其計劃規模を大にして、郭内新參町の地に學舍を建造し、名けて、明倫堂と稱した。而して、家臣の子弟年十歳以上二十歳迄の者は、必日々出席して學ばせる事とし、若し年齡に達し就學すること能はざる者は、其理由を詳記して、後見人より屆け出でしむることとした。又學問に志ある者あらば、年既に老ゐたるも、身分輕き者にても、出校して聽講するを許した。

家臣の子弟十歳以上二十歳迄の者は出席すべし

老年、輕罪の者出校聽講差支なし

文學校揭示

明倫堂揭示（文化十二年）

定

一虚文を去り實行を務むべき事

學問とは人たるの道を學ぶ所以にして、詞章記誦の謂にあらず。故に君父に忠孝を盡し、親類和睦

實行に務むべし

し、朋友に信義ある類は論に及ばず。平日の行狀篤實循謹にして、かりにも輕薄の風あるべからず。

齒を尙ぶべし

一學校中齒をたつとび候事

學校中幼長の次第をみだるべからず、幼者は長者を敬ひ、長者は幼者をたすけ互に禮讓を重んじ、聊も傲慢の風あるべからざる事

爭論堅く無用

一爭論堅く無用之事

學校中互に勘忍を專とし、無禮咎等致すまじく、口論がましき義可ニ相愼一、万一捨て置きがたき義有レ之ば、學監へ相達し可レ申事

行儀正く言語可愼

一行儀正しく言語可レ愼事

學校中不行義なる義無レ之、立居等迄心を用ゐ、御政事の批判、世上の噂等は勿論、其他無益なる風說雜談堅く無用之事

高遠藩進德館訓條

左に高遠藩進德館の生徒訓條を記し、當時藩學が文教上留意した點を知る參考の資料とする。

條々

一文武忠孝の道懈るべからざる事
一朋友の交は信義を失ふべからざる事
一長者を敬ひ幼者をいつくしむべき事
一言語を愼しみ行儀を正しくすべき事
一政務の批評致す間敷事
一流言を聞き彼是評議致す間敷事
一親弟の間親愛を主とすべき事

一貴賤を是非し人物を臧否致す間敷事
一實學專一に心掛くべき事
一課程を定め相互に勵むべき事
一互に流派を爭ふ間敷事
一書生信實に切瑳可ㇾ致事
一教授方の指揮に違背すべからざる事
一御書籍粗略に取扱ふ間敷事
一手習卒爾に臨寫すべからざる事
一躾方の習禮平日忘るべからざる事
一席次混雜致すべからざる事
一最負偏頗の取扱すべからざる事
一無益の雜話すべからざる事

山田司馬之助學則を撰す

天保四年藩主忠優惣司山田司馬之助に命じ學則を撰ばしめた。最初學校惣司と成つたのは加藤惟藩彦太夫であつたが、加藤は多年在府勤であつたので、山田は講師を以て惣司の事務を攝し、後惣司と成つた。

明倫堂學則

涵養　主敬以立其本
致知　究理以致其知
力行　反躬以踐其實

朱子曰、涵養、致知、力行三者、便是以涵養做頭、致知次之、不涵養則無主宰、既涵養又須致知、

既致知又須力行、若致知而不力行、與不知同亦須一時並了、非謂今日涵養明日致知後日力行也。

又曰、爲學次第雖有先後、然一齊用做去、大學之書、雖以格物致知、爲用力之始、然非謂初不涵養踐履、而直從事於此也、又非謂物未格知、未至則意可以不誠心、可以不正身、可以不修家、可以不

上田藩文武學校

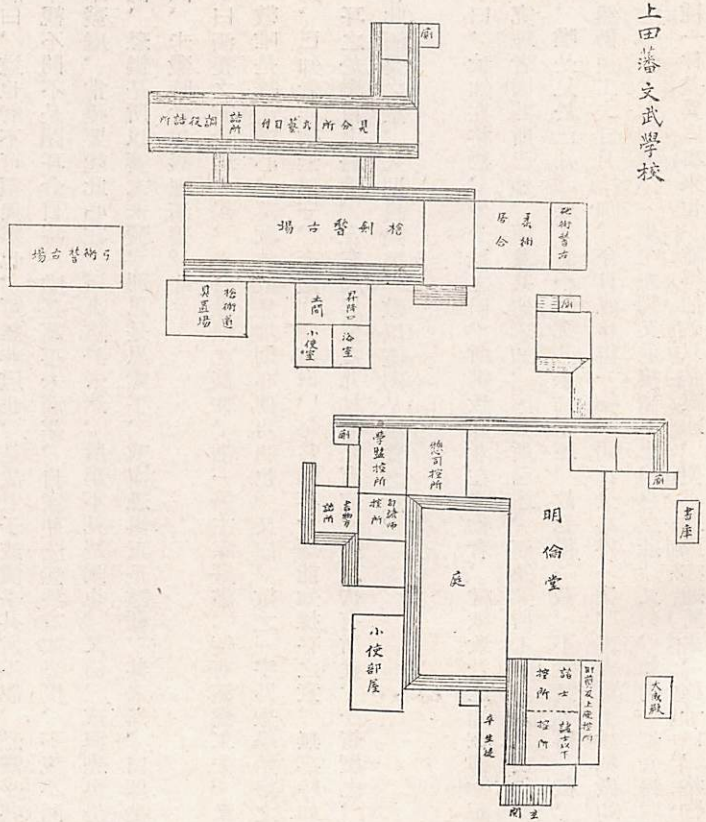

齊國、但以爲必知之至、然後所以治己治人者、始有以盡其道耳。若日必俟知至而後可行、則夫事親從兄、承上接下、乃人生之所不能一日廢、豈可謂吾知未至而暫輟、以俟其至而後行哉。

涵養

中庸曰、道也者不可須臾離也、可離非道也、是故君子戒愼乎其所不睹、恐懼乎其所不聞、朱子曰、所不睹不聞不是閉耳合目時、唯是萬事未萌芽、自家便先恁地戒愼恐懼、不睹不聞之時、便是喜怒哀樂未發處、常提要起此心在、這裏防於未然、所謂不見是圖也、又曰、戒愼恐懼是未發然唯做未發也或問、恐懼是所以養未未發、別思是思索了、戒愼恐懼正是防關、其未然、曰即是持敬否、曰亦是、或問、未發時當以義理涵養。

朱子曰涵養之有義理之義、未有義理之條件、唯一箇主宰嚴肅、便有涵養工夫。又曰涵養當要以敬爲本、敬唯是提起這心、莫教放散恁地則心便自明也。又曰、敬之一字乃聖學始終之要、未知者非敬無以知、已知者非敬無以守、李顒問明道曰、每常遇事、即能知操存之意、無事時如何、先生曰、古之人、耳之於樂目之於禮、左右起居盤盂几杖有銘有戒、動息皆有所養、今皆廢之、獨有理義之養心耳但存此涵養之意、久則自熟矣、敬以直內是涵養之意。

致知

大學曰、致知在格物、朱子補之曰、所謂致知者在格物者、言欲致吾之知在卽物而其究其理也。朱子曰、究理者因其所已知、而及其所未知、因其所已達、而及其所未達、人之良知、本所固有、然不能究理、唯是足於已知已達、而不能究其未知未達、故見得一截、不會又見得一截、此其所以於理未精也。然仍須工夫日月增加、今日既格得一物、明日又格得一物、工夫更不恁地做如左脚進得一步、右脚又進一步、右脚進得一步、左脚又進接續不止、自然通。又曰、如何一切知得、然理會得已多、萬一有種一件差異底事來也、識得他破只是貫通、便不通底亦通將去、程子曰、格物非欲必究盡天下之

理、又非謂止究得一理則到、但積累多後自當脫然有悟處、方理會得如十事、已究得八九、其一二雖未究、將來湊合都自見得。又曰、萬物皆有理、理皆同出一原、但所居之位不同、則其理之用不一、如爲君須仁、爲臣須敬、爲子須孝、爲父須慈、物々各具此理、而物々各異其用、然莫非一理之流行者、又近而一身之中、遠而八荒之外、微而一草一木之衆、莫不各具此理、如排數器水相似這盂也、是這樣水那盂也、是這樣水各々滿足、不待求假於外、然打破這裏也、只這滴水、此所以可推而無不通也、所謂格得多後自能貫通、只爲是一理、或問觀物察己者、豈因見物而反求諸己乎、程子曰、不必然也、物我一理、纔明々彼卽曉此、此合內外之道也、語其大天地之所以高厚、語其小至一物之所以然皆、學者所宜致思也。曰然則先求之四端耳乎、曰求之情性、固切於身、一草一木亦皆有理、不可不察、朱子答陳齊仲書云、格物之論伊川意雖謂眼前無非是物、然其格之也亦須有緩急先後之序、如今爲學而不究天理明人倫、講聖言通也如此而有望所得、是炊砂而欲其成飯也、似未看破此處、程子曰、物必有理皆所當究、若天地之所以高深、鬼神之所幽顯是也、若曰天吾知其高而已矣、地吾知其深而已矣、鬼神吾知其幽且顯而已矣、則是已然々之詞、又何理之所究哉。又曰、必欲究衆之隱微、盡數之毫忽、之尋流逐末術家所尙、非儒學者之所務也。

力行

易傳曰、君子終日乾々夕惕若、子曰、君子進德修業忠信所以進德也、修辭立其誠、所以居業也、知至至之可與幾也、知終終之可與存義也、是故居上位而不驕、在下位而不憂、故乾々因其時而惕、子曰、索隱行怪、後世有述焉、吾弗爲之矣、君子遵道而行、半途而廢吾弗能已矣、君子依乎中庸、遯世不見知而不悔、唯聖者能之、子曰、回之爲人也、擇乎中庸得一善則拳々服膺而弗失之矣、子曰道不遠人、人之爲道遠人不可以爲道、詩云執柯伐柯、其則不遠、執柯以伐柯、睨而視之、猶以爲遠故君子以人治人、改而止。忠恕違道不遠、施諸己而不願亦勿施於人、君子之道四、丘未能一焉、所

求乎子以事父未能也、所求乎臣以事不能也、所求於弟以事兄不能也、所求乎朋友先施之不能也、庸德之行庸言之勤有所不足、不敢不勉、有餘不敢盡、言顧行行顧言、君子胡慥々爾。子思曰、君子素其位而行、不願其外素富貴行乎富貴、素貧賤行乎貧賤、素夷狄行乎夷狄、素患難行乎患難君子無入而不自得焉、在上位不凌下在下位不援上、正己而不求於人、則無怨、上不怨天、下不尤人、故君子居易以俟命、小人行險以徼幸。子曰、射有似乎君子、失正鵠反求諸其身

天保四年癸巳仲秋初吉　　山田維則撰

學科目

學科目は修身、和漢文、習禮小笠原流で、教科書は四書、小學、近思錄、五經、左國史、通鑑綱目、溫史、本朝六國史、大日本史、日本外史、皇朝史略、通鑑擧要、靖獻遺言、言行錄、逸史、十八史略等の書に就て教授した。此等の書目は後に追々加へたものである。

定休日　毎日午前八時より十一時迄稽古

五節句及毎月朔望を定休日とした。

入學期日

入學

入學期日は毎年正月十七日を定日とした。若し止むを得ざる事故の爲めに、當日入學し得ざる者は、臨時入學を許可した。若し又他國に出でて修學せんと欲する者は、評議の上之を許し、米三石或は五人扶持を給して、其學費と爲さしめた。

束修

入學の際には、惣司、講師の内へ入門するを例とし、其束修は、必藩札銀一枚（但六十匁錢六貫四百文にて六十四文に當る）と定つて居た。別に家に就て學ぶ者は、此五倍或は十倍等、各其力に相應する所を贈ることとした。

（高遠藩進德館には束修は無かつた）

聽員

職員

惣司一人　物頭以上用人二百石前後。若し其人無ければ家老之を兼務す
講師一、二人物頭席百五十石以上
學監二、三人獨禮　知業又は扶持米一定せず
句讀師及助勤十二、三人　平士以上
教授及手傳　定員無し　平士以下
肝煎　諸生中より選み、生徒の取締に任ず。後に居業生と改めた。
上座　諸生の中より選み、生徒の上席とす。

惣司　加藤彦太夫

惣司は學校全體の事を掌る。惣司勤方は、學校への出席度數、一定して居なかつたが、安政四年五月より隔日出席の事に定めた。

最初惣司と成つたのは、學校創立の事に盡力した加藤彦太夫維藩であつた。彦太夫は江戸林家の門に入り、其塾頭をも勤めた人である。維藩の後には初め上田に於て、桂希言に從て業を受け、後江戸に赴いて古賀精里の門に學び、昌平校に入りて修學した山田司馬助篁軒が惣司と成つた。其後惣司を命ぜられたのは、加藤彦太夫の子彦五郎天山で安政四年頃迄在職した。

講師　講師は句讀師を率ゐて、專ら教授を掌る。
學監　學監は會計及、教育上の得失を監督する。
句讀師　句讀師は生徒の教授を掌る。
試業所御吟味　試業　試驗は御吟味と稱し、素讀、辨、辨書の三種である。
素讀　素讀　四書五經の素讀
辨　辨　四書小學の講義解釋
辨書　辨書　四書小學の字義大意を解釋して書き記す

制義

尙此外に、制義と稱し、章意を活動し、古今の事蹟に徵して、自己の意見を述べしむる事も有つた。

此試驗課程で修業成績を檢するに、次の三等があつた。

惣司の吟味　年寄吟味

一、惣司の吟味　毎年一回若くは二回執行する。

二、年寄中の吟味　三年に一回、重役監督の上之を執行する。而して其成績の優劣を判じ、等級を定め、及第の者には賞品を授與した。

御聽

三、御聽又御覽藩主在城中の年、時日を定め邸内の正廳に於て、業を試むることがある、之を御聽又御覽と稱した。此時にも優等の成績の者には賞品を與へる。

松本の崇教館では、試業を學庸濟、四書濟、詩書濟、五經濟、十三經濟の五階級に分ち、定期の大試驗は年末に行つた。而して其賞品は、書籍、下緒、扇子、小柄、小刀の四等であつたと云ふ。松本市史。

成績優良者

右の試業の内、年寄中の吟味、即ち大試驗の成績佳良なる者には、袴、羽織、書物等の類を賞與し、優等者には出身金米を給した。又試業の結果、四書の大義に通ずると認められた者は、武術の一免許に準ぜらるる事と成つて居た。

他處修業者

他處修業者　江戸の聖堂又は他塾に於て修業しつゝある者は、年々一度、藩邸に於て、講義又は技術を試驗することとなつて居た。

生徒數

生徒數は凡百名内外であつた。

皆勤者

皆勤者

三ケ年、五ケ年、七ケ年の皆勤者には、夫々賞品を授與した。其賞品は小杉、中折、木綿地若くは書籍等であつた。而して九ケ年間皆勤の者には、特に俸祿を賜與し、仕籍に入れ、以て奬勵した。

釋菜

文政三年、明倫堂内に大成殿を建て、朱熹滄州學舍釋菜の義を斟酌し、春秋二回二月八月釋菜の禮を行つた。其時には藩主祭主と成る、若し藩主在府中或は止むを得ざる事故の爲めに祭儀に臨むこと能はざる時には、家老或は學校惣司之を代理した。此日には諸生に、神酒を賜つた。

天保十年に藩主忠優は此所に朱文公を配享して大成殿と稱した。

明倫堂出版の書籍

明倫堂にて出版し、生徒教授用に供した書籍は、童蒙訓、五常五倫名義、四書白文、靖獻遺言疎義、尙此外に、明治三年に出版した、四書に明倫堂で音訓を施したものを出版した。此時の開版願を參考として左に記載する。

覺

一四書官許大平紙本

五冊　丈八寸五分　幅六寸

右者當藩學校明倫堂音訓ヲ加ヘ生徒に教授仕度候間開版之儀　御許容被二下置一候樣奉レ願候　以上

庚午七月五日

上田藩公用人

般越精一郎

大史御中

附紙　開版之儀聞届候刻成之上二部上納可レ致候也

庚午七月

大史

（小縣郡年表　松平家日乘）

左に信州諸藩の學校設立の年代を、參考の爲め掲げて置く

松本藩　寛政五年崇敬館設立
高島藩　享保三年長善館　始稽古所と云ふ　設立
高遠藩　万延元年進德館設立
飯田藩　安永天明の頃儒臣を聘して士族に文學を教授せしめしと云ふ
龍岡藩　安永元年修業館　後尙友館と改む　設立
岩村田藩　元治元年達道館設立
小諸藩　文化二年明倫堂設立
上田藩　文化十年明倫堂設立
松代藩　嘉永五年文武學校設立
須坂藩　天明年間教倫館　後立成館と改む　設立と云ふ
飯山藩　文化年間長道館設と云ふ

武教

(二)武教

武藝稽古所演武場

武藝の練習は、文學校(明倫堂)設立の時、武藝稽古所(演武場)を其内に置き、槍術、劍術、柔術を教授し、又弓、鐵砲、馬術等の練習は、他所に其場を設けて教授した。

演武場掲示

演武場掲示

一武藝稽古之儀は、非常の備一己の嗜たる間、常々無ニ油斷一可ニ相勵一事
一武藝は勝負を專と致事に候得共、禮讓を守り、喧嘩口論を愼み、行儀正しく、相互に術を研き、私の遺恨を不レ挾、他の批判すべからざる事
一萬事師家の掟を守り、私として勝負の諍論致すべからざる事

武藝稽古所職員

職員は武藝惣司、師範、世話役等の職を置きしが、後武學校と稱するに及び、武學校惣司一人、頭取二人目付、三、四人、範築定員無し、世話役定員無し、專業生、上座等の職員を置いた。

武學校の開閉

武校學の開閉は、文學校に同じであるが、師家に就く者は、毎年正月、其宅で流祖の神位を設け酒饌を供し、人を集め其技術を演し、後神酒を開く、之を稽古始とする。此日生徒の多くは入門するのである。其術の教授の方法は、皆師家の意に任せることと成つて居た。弓銃は命中の成績に依り、優劣を判し、擊劍、柔術等は試合を爲し、其進歩の様子に依て、目錄、免許皆傳等の奬勵法を以て、其術に出精せしめた。演習の時間は、弓銃は毎日午前八時より午後四時迄、擊劍、柔術、居合等は隔半日。馬術は毎月五六度なりしが、萬延元年より、擊劍は毎日練習することに改めた。

武藝校の武神

天保十一年藩主忠優は、江戸邸内に武藝稽古所を設けて、忠優自らも出でて稽古を爲し、在府の藩士に稽古道具を貸與し、壯年の者は勿論、公用多忙の者にても、用務の暇には、武藝の修練に努めしめた。

文學校の聖廟に對し、文久二年正月十八日建御雷命、經津主命、建御名方命の三柱の神を祭て武神となし、毎年一月開校の日を以て其祭典を執行し、此日には諸生に神酒を頂戴させることとした。

試業及皆勤者賞

武學校に於ても、文學校と同じく修業の成績を試驗した。而して其方法は文學校の其れと略同様であつた。弓術は競射の成績に據つた、今左に萬延二年二月競射一扇千射、尺二的、拾五間距、半數以上の中り矢の者を擧げて一班を窺ふ事とする。

八百五十九本　相馬錠三郎
八百二十九本　村上鎌三郎
七百八十八本　宇野八十平

七百五十一本　宇野鐵三郎
六百四十七本　山下愛之助
六百二十二本　山本源多

安政六年の皆勤者

皆勤年數	名前	賞與
槍術十ケ年	宇野八十平	小倉袴一反
槍術七ケ年	鈴木太郎	染木綿一反
劍術五ケ年	宇野八十平	竹鞭
馬術十ケ年	安原小太郎	稽古帶一本
柔術五ケ年	奥村謙之助	同上
同上	村上鱗三郎	稽古股引、帶一本
同七ケ年	柴田林藏	稽古槍二本
槍術七ケ年	田村八百吉	同上
同上	永井五百吉	同上
同上	日下部一太郎	鞣竹三本先皮三ツ
劍術七ケ年	日下部武次郎	同上
同上		

此年武學校内に、兵學所、數學測量所、醫學所を置いて兵學、數學測量及醫學を教授した　松平家所藏。忠禮公御代。

兵學所條目

兵學所條目二月二十二日發表

一兵者國家の存亡、人民の生死に關り候、大切の事業に候間、第一忠孝の大節を根本に致し、實用に

兵道を磨き、常に相勵み候儀肝要之事

一兵學者一人一騎の心得方より、大軍の運用、守城、攻城、陸海の戰法、築城、台場、砦、陣營の製造、兵糧器械運漕の法、惣て軍陣に關り候程の義は、無レ缺所、廣く要用便利の道を擇び、互に不レ狹二私心一公平に切瑳論究致し可レ申事

一兵制の得失、器械の利不利等は、ことに自然と變革の次第も有レ之候間、古法に泥み、一家一流の成法を守り候類にては、偏固に陷り全勝難レ得候間、博く和漢西洋の兵書に渉り、兵理を明に辨へ、彼我形勢の得失利鈍等詳に察し、時勢人情に適し候、實用の兵道を磨き、必勝の道を求むる樣心掛け可レ申事

一萬事禮讓を守り、私の爭論堅く相愼み、若し難二捨置義一有レ之節は、掛り役人へ可二申達一事

一火之元常に入念大切に可レ致事

此所に於ては、兵要錄等は重なる教科書であつた。

數學測量所條目

一數學測量之義は、治亂日用の技術に候へば、常々無二油斷一相勤可レ申事

一忠孝の大節を元とし、專ら實用の技術を磨き、一己の利益に陷らず、士道の本意に適候樣、可致義肝要之事

一火の元常に入念大切に可レ致候事

醫學所條目

一醫術の義は、人命の生命に關係致し、不二容易一大切の技術に候間、博く和漢西洋古今良醫の正書に依り、文義意味合等常に精密に講究致し、實地に臨み、過失無レ之樣心掛候義肝要之事

一治療之義は、貴賤貧富の隔なく、忠實に心を盡し、仁術の本意に適ひ候樣可レ致二精勵一候事

一萬事禮讓を守り、私の爭論堅く相愼み、若し難ニ捨置一義有レ之節は、掛り役人へ可ニ申達一候事
一火の元常に入念大切に可レ致候事
（御布告留）

此醫學所へは醫員を招聘して、藩内の醫師及醫業志願の子弟をして、醫學を學ばしめ、一方病院を置いて、患者の診療を爲し、一には醫學生の實地練習となし、一には患者救濟とした。明治三年九月柳見仙を醫術教師として聘用、翌年四月十九日次の如き布達を爲し、望みの者は診療を受けしめた。

來ル廿四日より醫學寮相開、醫道の義柳見仙に相任セ置候ニ付、病氣の面々、勝手次第丁日五時より八時迄之内、同所に罷出治療受可レ申事

此時定まりたる診療藥價等の規定は

醫學療定則

一診察ハ丁ノ日五時ヨリ八時迄之事
　但急症等ニテ惣テ時刻ヲ移シ難キ病症ハ、右日限時刻ニ拘ラズ候事
一廻診ハ半ノ日之事
　但病症ニ依リ、當所へ難罷出面々ニ限リ候事
一調合ハ毎朝五時ヨリ八時迄之事
一藥料ハ詰合吏生ニ直樣相納可レ申事
（藥價表省略）
（御布告留）

醫學所の參考書

醫學所の參考書として、鍾美館に買入れ、又寄附された醫書は、次の如き種類で、當時醫師として、如何なる書が讀まれたかを知る資料ともなる故に、此所に記載して置く

鍾美館に御買入書目

御家中御醫師在町醫師より献上取調

一傷寒論　一部　代八匁五分
一難經本義　一部　代四匁五分
一素問次註　一部　代廿七匁
一靈樞　一部　代九匁
一傷寒論辨正　一部　代三分
一名數解　一部　代十三匁五分
一傷寒論集成　一部　代三十匁
一金匱要略輯義　一部　代三十六匁
一藥作通義　一部　代二十一匁
一經穴纂要　一部　代六匁
一玉篇　一部　代二分二朱
一蘭書字引　廿七卷　代二兩
　〆金三兩二朱　銀百五十五匁五分
右醫學所買入れの分
一大同類聚方　十卷
一本草綱目　四十五卷
一遠西名物考　三十六卷
右藩醫十四人より献上
一類經　四十卷　田町　田中休川

一本草綱目	四十五巻	高橋俊伯内弟子
一本草指南	二巻	小笠原良碩？
一和蘭藥鏡	十八巻	原町　成澤七郎右衛門
一名物考	三十六巻	
同補遺	九巻	
一金匱要略輯義	十巻	浦野組醫師七人
一傷寒論輯義	十巻	
一外臺秘要	廿四巻	鹽田組醫師十五人
一東醫寶鑑	廿五巻	
一本草序例抄	七巻	
一原病式	五巻	
一東垣十書	十七巻	鍛冶町醫師三人
一運氣論奥疏抄	十巻	
一丹台玉案	六巻	
一歎經本義掇遺	十巻	
一千金方	三十一巻	洗馬組醫師七人
一傷寒論述義	二巻	田中組醫師二人
一金匱述義	二巻	
此他傷寒論輯義	十巻	献金六兩二分

（師岡史料）

以上は此當時の醫書中、上田藩に集つたもので、當時如何なるものが讀まれしかを知るを得る故此に記したのである。

幼生寮

幼生寮　萬延元年、學校の組織を改革せし時、幼生寮を設け、文學校に附屬せしめ、九歳以下の子弟をして就學させ、專ら讀書、算行、筆道の三科を教授することゝした。此出學年限中は、外の藝術修業には、出席するに及ばぬ事とした。病氣又は故障にて缺席したる者は、翌日其趣を父兄より、學監に届け出でしむる事とし、稽古の時間は、朝五ツ時より夕七ツ時迄とし、九月より二月迄は辨當持參、三月

より八月迄は、辨當持參に及ばず、此時は八ツ時より出席することゝした。

筆學は漢樣

入學の日は、毎月五ノ日とし、其日には袴着用のこと、然し幼生年齢中は、袴着用には及ばない。入學者の年齢は前以て學監に届出づること。筆學は漢樣に改むること（但手本は學監に。出席の印は、父兄より渡して置くべきこと。筆學の諸道具は銘々持參すること。八九歳の面々は、大雪雨の節は、不參するも差支無いこと、などを規定した。御規則留

身体運動

少し進歩せる生徒には、時々、日用文などの細字の練習を爲さしむる事も有つた。身體運動には、夏季は教師附添の上、千曲川の水泳、春秋二季には、附近の遠足登山等を行て。體力を養ひ、又膽力を練る爲めには、下河原に於ける死刑囚斬罪執行等の事ある時は、教師引卒の下に、此を觀せしめた事もあつたと云ふ。此寮は廢藩置縣の際、閉鎖せられしも、幾もなく學制施行と成り、此所に在學せし生徒は、松平學校に轉入學するもの多かつた。松平學校が信濃全國中尤も早く小學全科の卒業者を出せしは此故である。藩立學校鄉友會月報

鐘美館

鐘美館　文久二年三月文武學校の寄宿舍として鐘美館を設けた。其定目は左の如し

鐘美館定目

一入寮中課業の通文武の業不レ怠相勤可レ申事
一寮中飲酒堅制禁の事
一外出日數定の外妄に不二相成一候事
一書物稽古道具着類等不レ致二散亂一候樣、夫々片付置可レ申事
一毎朝掃除致し可レ申事
一火之元常々入念大切に可レ致事

此館の主管人は舍長と稱し、席格は學監に準ず。俸祿は一定しない。此下に世話役があり、平士以下

徒士迄の者之ニ命ぜらる、俸祿は一定して居ない。

元治元年二月二日文武寮の規則を制定した。

文武寮規則

一在寮の面々御條目之趣堅相守寮中の義は總て舍長に承り文武の道專ら修業可レ致事

一入寮の義は專ら德行を磨き道藝を練候事肝要に候へば、相互ニ自他の差別を忘れ、誠實を以て義理實用を研究致し、聊も輕浮の風華靡の技無レ之樣可レ被レ致事

一寮中齒德を尊び禮讓を本とし傲慢の風儀無レ之樣可レ被レ致事

一入寮の面々文武偏廢致し候儀不ニ相成一候御趣意に候、尤性質の異同學力の淺深に隨ひ、修業の順席も又一齊に難ニ相成一一時文武一方に片寄候義不レ苦次第も有レ之候得共、右何れも入寮の砌寮長へ篤と質問致し、課業の次第取極候て、其旨同所へ書出置可レ被レ申事

一每朝明ケ六ツ半時銘々起揃ひ、着袴致し夫々業に就き、夜は五ツ時四ツ時限にて休息可レ被レ致候。

右制限外發聲讀書詩吟不ニ相成一候事

但春分より秋分まで五ツ時限秋分より春分迄四ツ時限の事

一寮中無用の遊戲、鄙猥の雜談堅く停止、並稗史小說を讀候義、是亦可レ爲ニ無用一事

一外出の義ハ一ケ月終日兩度、半日六度、舍長へ相届け出入可レ被レ致候事

一御定刻延引歸寮の面々、當分の內稽古出の外禁足愼の事

學校經費

學校の經費

文學校の經費は百石と定めた。此は筆墨紙薪炭及小部の書籍費で、大部の書籍購入費、試驗の賞品費等は別途の支出であつた。武學校の經費は判明しないが、文學校よりは小額であつたらうと云ふ。學校經費は文久以後に至ては頗增加したとの事である。

學校建物

學校の建物

所在地は現在の上田小學校南校部の所に在つた。瓦葺建物二棟茅葺建物二棟で、文學校建坪は凡百五十坪、武學校建坪凡九百五十坪、總地坪二千四百坪なりしが、後鍾美館、幼生寮、弓銃演習場、病院等增設せられ、總地坪六千四百坪建坪は凡千坪に達するに至つた。舊上田藩立學校取調要項

第二節　寺小屋即ち平民教育

寺小屋

江戸幕府時代に於て、農工商等平民階級の兒童を教ふる所を寺小屋と稱した。此寺小屋といふは、鎌倉時代以後、寺院の僧侶が、其近所の兒童を寺院に集めて、讀書習字など教えたことから此名が起り、江戸幕府時代に至り、僧侶、士、浪人、神官、其他農商工等の事に從ふ者にても、少しく學問ある者が村落兒童を集めて、讀書、習字、算術を教へたのも、亦皆寺小屋といふたのである。此寺小屋は、平民階級の者に取つては、唯一の教育所であつた。

上田町及城下村の寺小屋

小縣郡内の寺小屋の中で、最も早いのは延寶年間に開始されたと傳はる、鹽田組古安曾村春原正次の寺小屋で、之に亞いでは享保三年始つた上塩尻村の佐藤信厚の寺小屋である。其他は天保以後なるが多い。我上田町の寺小屋は、皆文化文政以後の創始で、其師匠たりしものは藩士が多かつた。

上田町寺小屋一覽表

上田町寺小屋小覽表　日本教育資料に據る

開業年代	廢業年代	男女生徒數	調査年代	師匠氏名
文政年間	天保年間	男二五〇 女五〇	天保年間	田幡東右衛門
同	嘉永年間	二〇〇 五〇〇	嘉永年間	伊藤與一左衛門

天保年間	明治元年	一五〇〇	天保年間	增田秀實
同	同	一二〇〇	同	船越久太夫
文久年間	同	一五〇〇	文久年間	金子宗玄
同	弘化年間	一五〇〇	天保年間	糸我聘三
天保年間	同	一五〇〇	同	加藤右中
文化年間	明治五年	一五〇〇	？	海風古松白鷺堂
文政年間	同	一五〇〇	文政年間	植村半兵衞
文久年間	明治元年	一五〇〇	文久年間	曲尾光龍
同	安政年間	一五〇〇	安政年間	小林權右衞門
嘉永年間	同	一五〇〇	同	河合令三
安政年間	同	一五〇〇	同	渡邊熊吉
安政年間	明治元年	一五〇〇	同	岩崎門彌
嘉永年間	慶應年間	一五〇〇	嘉永年間	淺野門太
安政年間	明治元年	一五〇〇	安政年間	廣瀨助左衞門
文久年間	同	一五〇〇	文久年間	新田義德

同	明治初年	一〇〇五〇〇	同	山本政策
安政年間	同	一〇〇五〇〇	同	小林央
嘉永年間	安政年間	一〇〇五〇〇	嘉永年間	野原敬助
文政年間	安政年間	一〇〇二〇〇	同	成澤寛經
同	文久年間	一八〇〇二〇〇	文久年間	田中良右衞門

私塾

安原、桂、加藤、諸氏の漢學。竹内氏の數學。其私塾に於て、弟子の力に應じて相當深い所まで、教授したのであらうと察せられる。然し寺小屋と稱したもの〻多くは、讀書は實語教、今川狀、庭訓往來孝經の類を教え、四書に及ぶは希で、習字はいろはより始め、名頭國盡し消息往來等を習はしめ、算術は僅かに乘除等の淺近のものに止るが多かつた。

手習師匠

又手習師匠といふて文字通り習字を教え、御家流とか唐樣とか流義の別を立て習字を主とするものもあつた。けれども、町在の商人百姓の兒童には、實語教や童子訓の讀み方などを教ふるもあつた。

束修、謝禮

此手習師匠の所に入門する時は、束脩一朱位の金子に、菓子一折位を添へて贈る。寺入の時に机文庫は持參するが例である、月謝と云ふものは無く、たゞ正月、盆、節句等には、金一分或は二朱位を謝禮として贈り、其外年一回疊換料として、一朱か二朱、冬は炭代として一朱若くは二朱位を贈るばかりであつた。習字の手本は、いろは四十八文字、數學、十干十二支、童子教草、日本國盡、名頭字、官名盡、消息往來、庭訓往來等を、師匠自ら書いて與へる。女子には日本國盡の次に、東海道五十三驛讀み込みの歌、卽ち都路といふもの及び源氏名位を習はしめた。習字數は、尤初は中折紙を四ツ折にして四ツ折にして四字習ふ、卽ち四シ書である、此四ツ書三、四ケ月となれば、六ツ書となり、九ツ、十二、十六

教授法

書等、次第に字體を小さくする。教授の時には、師匠は時々机の間を見巡つて、初學者には背後より親しく其手を執つて、運筆筆法を教える。時々清書を出して、師匠の批評を仰ぐのであるが、唐様では、褒印に○を附ける、其丸の數多きを良とする。御家流では、梅の花で其褒め方の差等を附けたと云ふことである。此は初學者奨勵の爲めであつて、稍進んだ者には「今一と際」とか「一と際出精可致」とかの奨勵的文字を書き添へて返すこともあつた。（郷友會誌）

城下村の寺小屋

城下村即ち舊小牧村、諏訪形村、中之條村、御所村の寺小屋を日本教育資料を主とし他の資料を參考して表示すれば左の如くである。

城下村寺小屋表

村名	開業年代	慶業年代	男女生徒數	調査年代	師匠氏名
小牧村	嘉永六年	明治五年	男五〇｜女一九	明治五年	片岡源次郎
同	同五年	同	同	同	片岡清次郎
諏訪形村	重化元年	同四年	五〇｜五五	同四年	荒井助次郎
同	天保九年	安政元年	一八｜一	安政元年	宮下唯十
同	明治二年	同六年	四〇｜六	明治五年	日下部直造
中之條村	文久年間	明治六年	二八｜一五	同	田中瀬左右門
御所村	寛政二年	文政四年	一五｜二五	文化三年	田子榮三恭頼
同	文政五年	安政六年	二一	明治元年	田子榮三尚雁

同	萬延元年	明治六年	三九		
同	寛政二年	文政十二年	一九	一三	文化元年	田子榮三温
同	天保元年	慶應元年	二〇	嘉永三年	田子玄誓
同	慶應二年	明治六年	一三	明治四年	田子玄祐
			一五		田子鵜雄

小牧村の寺小屋

大正五年城下村より提出した郡誌材料控に據れば小牧村大福寺境内に在る、法印慶延の筆塚は、元治元年三月、慶延の門弟等の建てたものである。されば大福寺住職たりし法印慶延は、此村の兒童を集めて教えた事あるのが確かに判知り、此は眞の寺小屋であつたのである。



小牧筆塚

片岡氏は寺小屋師匠として、片岡經德、同經臺（源次郎）、同經道（榮作）、三代相續いで、天保年間より明治六年迄經續し、經德の代の事は判明せざるも、經臺、經道の代には、各三十名程の弟子が有つたと云ふ。此三代を通じて教へた所は、四書、習字、算術で、明治元年より同六年迄、寺小屋を開いた片岡清次郎は、實語教、庭訓往來、習字、算術を教えたと云ふ。

御所村の寺小屋

御所村の田子榮三恭賴は、寛政元年より天保三年迄、五十人の弟子を教え、二代榮三尙廉父の業を紹ぎ、文久元年迄三百余人の弟子を教え、三代榮三溫廉は文久二年より明治六年に至る迄、百八十人の弟子を教育した。此内二代尙廉の門弟中、中之條村の上條則重、田中瀨左衛門、中澤源左衛門、諏訪形村

田子三代

の宮下理兵衛などの高弟は、各々其居村に歸りて寺小屋を開き、子弟に教授した。又田子玄誓二代田子玄祐三代田子鵜雄後玄誓と云ふは、寛政より明治六年迄の間、代々醫術の傍、寺小屋の師匠を爲し、田子榮三と共に著はれた。此内二代玄祐は、伊那高遠藩の中村元恒の門に入り、漢學及醫學を修め、後鄉里に歸り、醫の傍弟子に四書、五經、算數、習字等を教授し、其門に入るもの百餘人に及んだと云ふ。

中之條村の寺小屋

中之條村

御所村田子尙廉の高弟上條則重は、弘化年間より文久年間に至るまで寺小屋の師匠となり、寺子二百八十人を教養したと云ふ。

諏訪形村の寺小屋

諏訪形村

御所村田子尙廉の高弟宮下理兵衛は、明治初年より同六年迄寺小屋を開き五十有余人の弟子を教えた。

第二十五章　學者、史料蒐輯

第一節　學者

上田の學者中、所謂史的價値ありと思はるる二、三を記して見ると

安原貞平

一安原貞平

貞平の師伊藤東涯は、人と爲り寡默沈靜、恭儉謹愼己を持し、溫厚にして他人の學說を排詆する如きは決して無かつた。同時に江戸に出き物徂徠は毎に東涯を臧否して止まなかつた。然るに東涯は大に之

と異り、奥田三角は長く東涯に親炙せし人なるが、其間貞平は唯一度「物氏の文は譬へて言へば、鬼面を被つて小兒を嚇かすやうなものである」と云ふたのみであると云ふ。此の如き人に從つて其學を修めしことなれば、貞平も必ず其感化を受けたものと想像される。貞平が上田に在りし時の態度は酷だ之に似て居る。居常寛裕從容として慍れる顏色を見はした事無く、聲譽を求めず一に師の說を講述し、眞摯なる學者態度を以て、淳々として弟子に敎ふるのみであつた。藩主忠愛の世子忠順の傅となり大に敬重せられた、此故に寶曆年間百姓一揆勃發の際には、衆の推す所となり、江戶に上り、時の藩主忠順に說いて家政の改革を斷行せしめ、又郡奉行の要職に當り、騷動後の處置を善くした等の功績ありしは、蓋し、學識深かりしのみならず、其人格操持の他に異るものありしが爲であらう。此人にして造詣深き古學を講ぜしことなれば、其學風は一藩の仰ぐ所と成りしを察することが出來る。

津田有榮

封內神官の爲めに神代卷を講ず

二津田有榮

伊藤仁齋及東涯に就いて古學を修め、又、國史、神典を好み、吉川惟足流の神道を研鑽し得る所あり。當時封內の神官等は三部祓を誦するのみで、其本義を知る者が無いと云ふ有樣であつた。有榮は之を歎き、享保年中封內神官等の爲めに、日本書紀神代卷の講義をした。此事あつて後初めて神官等は、神道を學ぶの必要を覺つたと云ふことである。此頃に神官啓蒙の此擧ありしは、特筆する價値あると思ふ。

桂希言

郡奉行として功績多し

三桂希言

安原貞平邦憲の父子に就て古學を修め、聖學原論、聖學志要等の著ありしも、希言は常に學びし所を實踐活用せんことを考へ、郡奉行に任ぜらるるや、己を持する儉素方正、民を導くに孝悌の道を以てし、專ら民俗を厚くせんと勉めた。又山林濫伐のことが水源枯渴灌漑用水不足の大原因なるを思ひ、意を山林の事に留め、庶民に諭して濫伐を戒むると同時に、植林護林の事に注意せしめ、以て有用の材を育成

し、兼て水源涵養に資すこととした。之れに依て後人の其澤を被むること甚多かつた。又此頃封內僧侶の風大に紊れ、顰蹙すべき狀態であつた。希言大に之を憂へ、屢々注意書を出して戒飭する所があつた。寬政元年の戒諭は白河樂翁公之を見て、此は普く天下に教うべき警訓であると稱したとのことである。文化九年には華頂山智恩院迎譽大僧正は、之を見て「幼學の良道初心の痛鞭之れに若くはなし」と激賞し、緇門訓蒙と題し自ら序を書いて之を刊行した。希言の如きは濟世の功ある學者と稱すべきものであらう。此外希言の著した封內孝民傳、異行傳の如きも亦以て人を教うるに足るものである。

緇門訓蒙

封內孝民傳及異行傳

山田維則

四、山田維則

糸我知教の篁軒先生逸事中に、先生於二經義一最其所レ長、嘗訪二東湖藤田氏一偶談及二大學三綱領八條目之說一、先生辨レ之詳明矣、藤田氏正レ襟避レ席而敬服聞レ之云とある。以て其學の深かりしを察することが出來る。又常に「上の好む所は風を爲し、上の尚ぶ所は俗を爲す、故に上たる者孝悌を好み仁義を尚べば、風俗自ら善厚と成る、上に立つ者心せざるべからず」と言ふて居た。

明倫堂學則

此篁軒の心血を濺いで作つたのは明倫堂學則で、之を以て諸生教育の心核とし、篁軒自ら惣司の位置に居り、嚴正教導の任を盡したのは、蓋し滿堂の諸生をして肅然緊張以て其業に精進せしめた事は想像される所である。

竹內善吾

五、竹內善吾

鹽田組山田村に生れ、刻苦精勵苦學すること多年、算學の蘊奥を極め、文化年間上田藩に召し出されて勘定所の役人と成り、或は地押に、或は地圖描製に從ひ、其功績を認められ、給人格まで昇進した。天保十二年江戸に於て當時の我國算學者中の名ある者を選び、相撲番附を作りし時、東方大關の位置に据えられた。

數學者番附東大關

若し中央江戸の地に在りしならば、天下の算數家にして、其門に學ぶ者も定めて多く、名聲甚だ揚が

りしは疑を容れぬ所である。地方上田に僻在せしも、其門に學ぶもの百を以て算するに及びしと云ふ。

算法瑚璉

中に就き小林忠良は其尤なる者で、彼は有名なる算法瑚璉を著はして、其名を海外にまで知らしむるに至つたのである。此忠良が善吾に師事せし事は、算法瑚璉の自序中に、上田之城山先生者能究二其術一而至二其蘊奥一者也。於レ是執レ贄以見二先生一遂學二其術一專心致心日夜講究者十餘年于二此頗似レ有二所見一矣の一節があるので明である。善吾曾て「吾邦の算學は、其初學ぶ所は有用中の有用とも稱すべく、極めて必要である。中に學ぶ所は一見無用の如くなるも、中には有用缺くべからざるものがある、故に之を撰で學ばなければならぬ。其終に學ぶ所は厘毛の極微を拆くに至るも、實は無用と稱するも差支無い」と述べしことありと云ふ。此は濫りに算數の學に志すも、徒に高尙なるを研究せんとする者を戒めたのだらうと思はれる。此算學の大家にして此言あるは大に傾聽に値すべき所と思はれる。

成澤寬經

六、成澤寬經

家業を營み乍ら傍國書を蒐め、國學古典を研究し、造詣頗る深く、其教を受けし者の中に、明治維新の際勤王の擧に加はつた、丸山德五郎も在つたと云はれる。

大塔物語上梓

此寬經が文學上顯著な功績と稱すべきは、大塔物語上梓の事で、此書の價値に就ては加藤維藩が其序中に、後小松天皇之代年紀綿邈事跡難レ審、信州僻遠載籍不レ具、且其抗命荷戈之家承統漸滅、宗祀不レ存、當時信州擾亂之情狀、及著姓甲族據二有土地一者之名姓、除二此書一外絕不レ聞レ有二記レ之者一、雖二小冊子哉一實可レ謂二空谷足音一矣と述べて居り、又現時史界の權威某博士は、若し學界に金鵄勳章授與の制あらば、此大塔物語刊行の功は、當さに金鵄勳章受領の價値あるべしとまで、激賞された事がある。此書の跋に原昌言は、此書蓋沙門堯深所自書、文正紀元堯深年七十一、距二應永庚辰一僅六十七年、蓋堯深獲下於二其幼時一目擊及鄉俗所上レ傳而記レ之其爲二實錄一不レ可レ疑也と陳べて居る。史籍として上乘なる者なるは之等に依ても略察する事が出來る。

此刊行に就ては、寛經は頗る迷惑を被つて居る。此物語出版の際、此事を江戸昌平校に伺出で、開板差支なしとの事で上梓せし處、上田藩より、上田藩に届出でし後、昌平校に伺出づべきものなるに、其手續に違へる故を以て、寛經は奉行所に呼び出され、尋問の末、次の如き口上書を差出てし漸く事濟となつた。

口上書

乍恐奉ニ申上一候、下諏訪祝今井藏人と申仁私知人に付、先年相尋候處、大塔物語と申文正年間の古寫本爲レ見候ニ付、借受罷歸り謄寫仕置、其後出府の節、江戸英大助と申書林懇意ニ付、右の物語仕候處、珍書にて無類の品に付、開刻致候樣勸め呉れ候ニ付、序、跋等相添、上木用意仕候處、右大助方にて出版賣出申度と、達て相賴候ニ付、任ニ其意一右板下遣候處、今般出來の由にて試摺差送り申候、以前可レ奉レ伺儀も相辨不レ申、不調法の始末深く奉ニ恐入一候得共右新刻本相添乍レ恐奉ニ申上一候以上

亥六月　　原町成澤七郎右衛門

物語上梓と原昌言の助成

此書上梓に要せし費用は、皆寛經の捐財であつた。此原寫本は蟲蝕も多く、且普通の字書にも見當らぬ、讀み難い字の多きを、其儘寫し取て種々上梓助成の勞を執つた、原昌言の功績も忘るべからざるものである。本書は應永の初期に於ける信濃史の重要史料なるは勿論、南北朝合一の後に至るも、兩朝對立抗爭當時の利害感情は、清算和融の域に至らなかつた事を察し得るので、一般國史上より見るも、亦貴重の史料たるを失はぬのである。

尙古圖譜出版の計畫

猶寛經は、此物語の外に、祖父以來丹精して蒐錄し置きし、古器物の模寫の內、古鈴古鏡の二種を尙古圖譜と題して出版せんとしたが、大塔物語尋問の事などあつたので中止した。其は此尋問の節、前の口上書と同時に藩に差出した口上書に

一尙古圖譜　古鈴模寫一帳

一同　古鏡模寫一帳

乍ゝ恐申上候右開板の儀は、私祖父物數寄に御座候て、古圖類多く集め置候趣、京都書林、城戸市右衛門へ物語候處、當今右体の品賣方宜敷ニ付、上木仕候はば有益なるべしと相勸め呉れ候に付、近來及ニ見聞一候事迄相加、河田今之丞樣へ伺書差上候處、開板不レ苦旨蒙ニ御免一候儀に御座候　以上

亥六月

原町成澤七郎左衛門

（原町問屋日記）

若し此圖譜が刊行されたなら、定めし斯界に貢獻する所、多かつたと思はれるのに、中止に至つたのは誠に遺憾である。

七、平野邦慶　田每月丸

天明の頃加舍白雄出で、俳名を世に馳せた頃、上田に雲帶、如毛、麥二などの俳名で俳諧を善くし地方に其名を知られたが、雲帶は家號萬屋と云ふ呉服問屋であり、如毛は小堺屋と云ふ酒造業者、麥二は鑄物師を業とせる常田鍋屋の主人であつた。此等の人々は平素算盤を彈くのが其本業であつたのに、傍ら所謂平民文學に趣味を有ち、此技を樂んだのは甚面白い現象である。文化文政の頃には、上田の地も流石に泰平の氣分漲り、隨て町人中にも茶の湯生花など數寄風流の技を試むるもあり、又平民文學を弄して消閑の慰とする者も多くなつた。其頃藩の元方、簿筒奉行などの職に任ぜられ、勘算の事務に從て格勤の廉を以て加增された事がある居た平野邦慶は、曾て江戸に在りし時、「大抵御覽狂歌大體」を著はして狂歌に於ても、亦名高かりし朱樂漢江の門に入て、狂歌を學び其堂奥を究め、閨夜落葉を即詠して、斯道の大家太田南畝を驚かせたと傳へらるゝほど狂歌堪能の士であつた。かやうな人が鄉里上田に永年住居して、狂歌の範を垂れ、鄉黨を導いたので、勘算の事に營々たる商人等の中にも、喜んで其道を學ぶ者續出し、雁々亭棹成、富貴亭統成其他樣々の狂名を以て、狂歌を詠するに至り、其風靡然として市在に弘まり、上田

は實に狂歌の一中心と成るに至つた。

八、上野尚志

其著書も頗る多く、其教養せし弟子も亦尠くない、乍ㇾ去此人の最も心血を傾注したものは、蓋し小縣郡年表の編撰であり、そして今日に至るも、尚世を益しつゝあるも、此著であらう。此年表は筆を上代に起して明治維新後迄至て居る。而して其稿を改むること數回、大成の後之を刊行せんと期した事と想はれるが、遂に上梓の運に至らずして了つた。此書は其記述所論苟もせず、概ね史料原據に依るものが多い。故に近年小縣郡の歷史を書き又言ふもの、之に據るが多い。然るに今や纔かに現存する稿本も、既に蠹魚の蝕する所となつて不明の箇所尠なからざるは惜しむべきである。

上野尚志
小縣郡年表

九、加舍白雄

德川幕府の奬勵より、漢文學大ㇾ興隆した。其反動の氣分と、我日本國を自覺するに至りしより、國史古典の研究漸く起り、國學の勃興を見るに至りし頃、俳壇にも亦元祿の蕉風を復興せんとする氣運が天明の頃大に勃興した。

俳聖芭蕉の沒後は門弟等各門戸を張り、互に他を排擠し駁論を事とし、遂には俳論の域を脫して、淺ましくも人身攻撃に及ぶもあつた。其角の洒落風と名づくる一種の俳風を創唱せしより、蕉風の俳壇は次第に俗化墮落するに至りしが、此洒落風は水間沾德に傳承せられ、同時に文學上には何等價値も無く、眞の遊戲文學に過ぎぬものと云はるゝ化鳥風と云ふが起り、而して沾德其角等は入式點料などの捉を定めて收入を圖り、銅臭紛々たる業俳の端を開きしより、此風年を經ると共に增長し、俳壇は慨歎嘖嘖すべき狀であつた。かゝる際我上田家中の人で、蕉門伊勢の岩田涼菟の流系なる、白井烏酔の門に入りて深く蕉風を學び、夜半亭與謝蕪村、暮雨庵久村曉台、南無庵高桑闌更、雪中庵大島蓼太、無爲庵樗良と共に天明の六俳客と呼ばれた加舍白雄は、俳諧の眞髓を傳へんとて、俳諧寂莱を著はし、大に正風の皷

加舍白雄

天明六俳客

俳諧寂莱

吹挽回につとめ、遂に關東の俳風を一變した功績は大なりと謂ふべきで、俳家奇人傳に、蕉風の中興と稱するも過讃では無いのである。

白雄の句には、和語を用ゐて漢語を使用せしは殆んど無い、雅語を用ゐ又雅語的の新語を用ゐるも、極めて美文的の語を選んで使用し、又故らに古語を使ふことを爲なかつたとは、明治俳壇の泰斗正岡子規の言である。此點は或は涼莵の伊勢風に基因するにあらざるか、若し然りとせば其は他に異なる彼の一特色と見るべきであらう。

白雄は門弟頗る多く常世田長翠、倉田葛三、藤原保吉、鈴木道彦、榎本星布女、建部巢兆、鹽田溟々川村碩布、戸倉天姥、小河原雨塘等其道を繼ぎ各其名著はれて居る。

白雄の門弟

第二節　史書、史料の調査及修史

享保年度幕府の捜書

一、享保年度幕府の史書調

享保七寅年正月幕府は左記の史書

一新國史　一本朝世紀　一寛平御記　一延喜御記　一律集解
一令　一令抄　一弘仁式　一貞觀式　一法曹類林
一爲政錄　一風土記　一本朝月令一律　一令集解　一類聚三代格
一類聚國史

を目錄として、其有無を調査報告すべきを諸藩に命じた時、上田藩は其調査を上田町兩問屋惣年寄に命じた、其時問屋年寄連名で正月廿八日

從二御公儀樣一御尋被レ遊候御書籍、御目錄之通寺社迄委細吟味仕候處、右之通りの御書籍一卷も無二御座一候爲二後日一如レ件

として町奉行梅戸仁左衛門迄届け出た。

幕府より青木文藏の出張調査の通知

二、青木文藏甲信兩州の書籍舊記探訪調査

元文五申年八月幕府より、左の書付を以て、甲信兩國内の幕領大小名領及寺社領に對し、寺社奉行支配人青木文藏の探訪には書籍舊記等の調査に便宜を與ふべきを命じた。

一寺社奉行支配青木文藏儀甲州信州國中相廻り、所々書籍其外舊記等可二相尋一候間、神社佛閣町在共に、書物見申度旨申出候ハヾ無レ滯爲レ致二披見一寫取候儀幷本書預り候儀、文藏申通り、可レ致二對談一候。且又文藏旅宿之儀在方町方寺社とも是又無レ滯宿貸し可レ申候。勿論賃錢之儀は可レ致二相對一爲レ其如レ斯候以上

申八月

木伊賀守印
水對馬守印
神若狹守
河豊前守
神志摩守
山因幡守
大越前守
本紀伊守
牧越中守

甲州信州
御領私領寺社領
諸寺社中
在中

兩町問屋年寄の上申書

同年九月廿五日上田藩は、右に關する調査を領分内町村役人に申付けた。十一月に至り上田町役人より藩に差出した届書は

此度書籍其外舊記等御尋御用として、青木文藏樣當國御廻り被レ遊候ニ付、御吟味被ニ仰付一候ニ付、町中悉く詮議仕候得共書籍舊記等の類一切無ニ御座一候以上

申十一月　　兩町年寄印

右之通吟味仕候處相違無ニ御座一候以上

兩問屋名印

覺

一當寺之儀天正年中寺地引替被ニ仰付一、其節眞田安房守樣御書付壹通御役人書付壹通所持仕候、此外は舊記等無ニ御座一候以上

十一月　　橫町　願行寺

右之通吟味仕候處相違無ニ御座一候　以上

海野町問屋名

として古書付二通願行寺所持する旨を届出た。

又當番問屋原町助右衞門より次の如く滯役所に届出た。

覺

一、昌幸公御書物　二通　　一、同御代御役人書付　一通

右海野町喜三郎所持仕候

一、昌幸公御代御役人書付　一通

右海野町半助所持仕候

一、眞田伊豆守樣御書付　一通

右問屋太郎兵衞所持仕候

上田町存在の古文書

一、眞田安房守樣御狀　一通
　右海野町彦左衞門所持仕候
一、昌幸公御代御役人書付　一通
　右鍛冶町十郎平所持仕候

覺

一、信玄公御書判　一通
一、同　御朱印　四通
一、昌幸公御書付　一通
一、眞田左衞門樣御時代書付　一通
一、古來傳馬書付　一通
　右原町遠州屋久左衞門所持仕候
一、信玄公御朱印　一通
　右原町北國屋德兵衞所持仕候
右之外町分吟味仕候處書籍舊記無二御座一候　以上

申十一月　　助右衞門

青木文藏來信に就き幕府よりの地方への注意

然るに青木文藏の信州に來たのは翌寬保元年の七月で、其前六月に幕府より左の注意があつた。

從二公儀一青木文藏殿書物御用の爲め、今度信州へ被二相廻一候。神社佛閣町在共に別紙之通書籍書物其上舊記所持候ハヾ可二差出一候。右之上にても品に寄猶又文藏殿御領私領共、寺社は勿論村々へも相越可レ被二申談一候間可レ致二對談一候、最旅宿之義は町在寺社共に無レ滯借し、賃錢の義は可レ致二相對一候間可レ得二其意一候

一百年以前寺社に不レ依何書付又手紙等の類にても什物等の書付又は有來候古き書付不レ殘、或は右御朱印等の書付寫しに致し、本書差添可ニ差出一候。引合本書は返し可レ申候

一百姓町人或は其所に罷在る浪人にても感狀其外手紙田畑ニ付候書付、不レ殘可ニ差出一候

百年以來の書付は入不レ候、申

右之通可レ得ニ其旨一候

と申觸れがあつた、故に年代寛永年度の末頃以前のものと限られたのである。

青木の手に借入れられ江戸に送りし文書

此時青木の宿所は原町笹屋九郎右衞門方で、七月二日まで滯在し三日埴科郡に向つた。此時借用の上江戸に送られて、翌年返濟と成つたのは、遠州屋久左衞門所持の書付五通であつた。在中で差出したのは、下之鄕神社の古書殘らずであつた。

三、明治二年の社寺舊記調

沓掛史料兼子日記中明治二年六月七日の所に

社寺舊記御調方

上野健藏樣

廣瀨大助樣

右御方今七日明六ツ時御出宅、踏入村始め社寺御見分有レ之候、當田村方町方分、夫より晝後當村へ御出、里宮小野宮内方へ御立寄、夫より瓦燒龍寶院、夫より金昌寺、淨樂寺、圓成寺、常樂院、夫より毘沙門堂。翌八日早朝より配當屋御見分、夫より大輪寺、藥師堂御見分、天王堂矢吾宮兩社御遠見。山口白山宮へ御出で、夫より大星、秋葉、二子、夫より熊野宮御遠見にて海禪寺へ御出で、夫より呈蓮寺八幡宮御見分。

の記載がある、此時社寺舊記の有無取調を爲たものと思はるゝも、此二人が上田領全體に亘て調査した

東大史料採訪

るや、將又上田城下町附近のみなりしか分らない。そして其結果成績も判明しない。

四、東大の史料採訪

明治二十二年東京帝國大學編年史編輯の史料採訪として、山梨、長野、靜岡の三縣に、編纂委員文科大學教授星野恒及同書記田中義成を派遣した。長野縣へは八月より九月に亘り、一ケ月間の出張で一通り採蒐を了へた。此時採蒐の文書は左の三種に分類して、官報を以て發表した。官報所載中の上田町に關係あるものは左の如し

甲種　舊史の闕を補ひ其誤謬を訂し、特殊の功用あるもの

鎌倉以前希覯の書類若くは帝王の宸翰英傑の筆蹟も亦此種に入る

乙種　事實の考據に資する者

後人の綴輯に出るも裨益ある者及地誌地圖の類皆此種に入る

丙種　事跡の參照に備る者

其僞造顯然たるも他の比較に充る者亦之に屬す

明治二十二年官報揭載中、甲種に屬する者、長野縣内に百六十三通一卷一冊、其中小縣郡八十四通であるが、下之鄉生島足島神社所藏の、武田信玄願狀一通武田諸士起請文八十三通で、他には甲種に屬する者は無い。今左に上田町内に所藏されて居たものを、官報一九六一號以下一九七八號に至る迄に據て記載する

乙種に屬するもの

武田勝賴朱印　天正四年八月二十五日　一通

眞田昌幸朱印　天正十五年八月十四日　一通

眞田信之朱印　慶長六年八月十二日　一通

右小縣郡上田町小野伴次郎所藏

足利基氏祈禱狀　康安二年二月廿三日　一通

右　同郡同町　大宮社所藏

武田信玄定書　永祿五年十一月七日　一通

同人寺領還付狀　永祿六年七月廿八日　一通

眞田信幸寺領安堵狀　慶長六年　一通

右同郡同町海禪寺所藏

加藤左馬助狀　十月十一日。天正十五年七月二十一日。慶長三年八月二十日。文祿五年閏七月二十一日。十月二十九日。五通

右同郡同町河合直義所藏

秀勝狀　十月十七日　一通

信俊外一人狀　一通

右同郡同町正榮寺所藏

武田家朱印　永祿九年壬八月二十四日。元龜三年十月十六日。天正四年十一月十一日　三通

武田信玄狀　元龜三年十月八日　一通

右同郡同町神尾倉次郎所藏

武田信玄朱印　永祿九年閏八月十四日　一通

右同郡同町向源寺所藏

百合叢志　六冊

右同郡同町成澤伍一郎所藏

丙種に屬するもの

加藤明成狀　寛永五年十月十八日　一通

右同郡同町河合直義所藏

眞田家朱印　申十一月二十四日　一通

眞田昌信感狀　天正十一年正月二十九日　一通

右同郡同町宮下周平所藏

猶參考として、三縣に出張した星野教授の復命書中、上田地方に關係ある所を拔摘して記して置く

武田氏の信濃に入らざる以前は、木曾、小笠原、諏訪、仁科、村上諸氏其他分領す、然れども書類に至ては、木曾は三十余通、諏訪仁科は十余通、小笠原は貞慶以前見る所なく、村上は數十通あるも皆僞造にして眞正のものなし

武田氏書類の史料に必須なる者を擧ぐれば、生島足島神社の武田將士起請文、同社及松原、戸隱社の信玄自筆願文等は屈指のもの。生島足島神社の信玄天文二十二年社領安堵狀を觀れば、村上氏を覆滅すると同時に土地の處分をなせしなれば、其政務の周到を知るべく、富田村仁科甚十郎文書に據れば、武田の領地越後の境を壓するは明白にして、上杉氏角力に因て川中島四郡を領するの非は攻めずして自ら破れ、又野尻城跡分明ならず、野尻辨天の般若經北佐久安養寺に在れば、上杉氏の守備必此地に在らずして、宇佐美定行の事跡有無の間に在ること亦推知すべし。

山本勘介署名の文書は盡く僞物にして、眞蹟一通も無ければ、武功雜記述る所事實を得て甲陽軍鑑の勘助が事實は斷じて揑造なりとす。

修史

仙石中興家傳追加一卷の撰

元祿三年仙石政明家臣加藤太左衛門杉原源太左衛門の二人に命じ、從祖父政勝と協議して、中興家傳追加一卷を撰せしめた。仙石家譜

安原貞平の修史

安永八年松平忠順安原貞平に命じ、先侯累世實錄を撰せしめた事がある。貞平其時年八十二才

松平代々實錄取調松平御歷代

明治二年六月廿二日

上野健藏
山崎良介

右之者共

御代々樣御實錄取調被ニ仰付一候間、御先代よりの古書覺書之類所持之面々は、同人懸合次第差出候樣可レ被レ致候事

右書面之通御家中一統に演說す

（御布告留）

左に序を以て上田藩士の著述せる諸書を參考の爲め、書名と著者を記載して置く

上田藩士の著書

書名	著者	書名	著者
七十二侯圖詠	後凋軒公子著	私意切解	篠原宗弘
繼志錄	同人	六藝筆談	桂道信
道學辨	佐聞可	野邊枝折	同人
歷代大略	佐誠齋	赤穗義人錄 六卷	同人
本朝風俗問	平手重庸	三從抄	同人
昔傳拾要追考	同人	別墅溫泉記	同人

越戸記	同人
七久裡溫泉記	同人
讀詩管窺　二卷	津田有榮
周易卦象暗記捷經	同人
白露抄	同人
風俗問請益	同人
中臣拔善護抄	同人
韻鏡手記	同人
家塾小史	同人
芳林前後集	同人
養生要歌	同人
歷代大略補	同人
答性論	同人
心休覺書	同人
夢波奈之　二卷	山極昌章
日本地名記　四卷	山極昌敷
和漢雜載　五十卷	同人
輿窓隨筆	安原貞平
客館漫錄	同人
燕餘漫錄　六卷	同人

明職官抄　三卷	安原邦憲
古處軒筆記	同人
古處軒文集	同人
何怨齋記	同人
家庭祝壽篇	同人
記　喜	同人
記喜次篇	同人
天姥集	勝俣履祥
並壽篇	同人
鎌倉紀行	桂　吉算
聖學志要　十三卷	桂　希言
聖學原論	同人
農民事略	同人
癸卯紀事	同人
鸚鵡集　三卷	同人
封內孝民傳	同人
封內異行傳	同人
緇門訓蒙	同人
冀北子	佐々木成範
少別千年集	同人

讀辨道	同人
東岳集	同人
兵要	井上直元
性論	川瀨義胤
運甕遺稿詩　山田伯鷹輯	
普閑公子遺稿	
霖寰先生遺稿	
宜休遺稿	
心休雜說	
以上藩賢事略卷末に記載せるものに據る	
六臣明辨錄	山田維則
神道蔀障辨	同人
踐言錄	同人
鶯蛙集	同人
詩文集	同人
近思錄詳解	同人
仰惟錄	糸我希亮
藩賢事略	同人
爰ら里人談	芦田弄花亭拙叟
上田合戰實記　二卷	勝俣守繼

靖獻遺言疏義	加藤　勤
四書訓點	同人
政記翼解	同人
大法性神社考證	津田有愛
上田築城考	山極
國造辨	川瀨義胤
論語古義譯傳　七卷	安原貞平
先候累世實錄	同人
檢見秘傳再考	竹內善吾
同　後篇	同人
算梯	同人
租稅算梯	同人
兵學筌蹄	八木千之
兵家發蒙	同人
銃砲提要	同人
千字文諺解	同人
孝經參考	同人
西洋兵制考	上野尙志
中節錄	同人
輔儲君衍義	同人

六々日鑑　同人
勸懲第一歩　同人
藤の基蔓　同人
藤の榮蔓　同人

藤の下露　同人
小縣郡年表　同人
無爲茸隨筆　勝俣守謙

（郷土誌）

第二十六章　藩事雑載

第一節　天皇御即位献上品

天皇御即位献上品

享保二十年櫻町天皇御即位の式を擧げさせ給ふ。此時九月二十一日屋形に家中の者を呼び集め、此度天皇御即位ニ付、京都へ御使者を遣はし、御祝の儀として獻上物捧呈の事、及使者十七日上田出發の由を告げた。

此時京都への使者は、佐治八右衞門が命ぜられた。

獻上物

禁裏に　御太刀一腰　御馬代銀十枚
仙洞に　御太刀一腰　御馬代銀五枚

此献上に對し使者佐治八右衞門に

今度就ニ御即位一太刀目錄進献せられ目出度被ニ思召一候、此段龍歸伊賀守殿へ可レ被ニ申達一候

と葉室大納言より挨拶があつた。

（松平家歴代御事蹟）

第二節　將軍家への献上物　在所産物の者

仙石氏献上の品

眞綿

㈠仙石氏の献上品

仙石氏領主の頃には、信州産の眞綿が献上された。間屋日記の中、元祿七年四月十五日の條に

調上げ申眞綿之事

一御献上御綿　二貫五百目

一御召御綿　十二貫目

一並御綿　十貫五百目

一澁紙二十五枚代七百二十八文

代金〆三十九兩一歩五百二十八文

又同八年七月三日の條に

調上申眞綿之事

一御献上御綿　二貫五百目

一御召御綿　十貫目

一並御綿　九貫五百目

代金〆三十六兩二分八百八文

の記載がある。此御献上御綿とあるは、將軍家へ献上のもので、御召御綿とあるは藩主用のものであつたのである。

松平氏の時

㈡松平氏の献上品

例年寒中雉子　一籠宛

此献上は、忠愛の代享保十四年十一月十九日、献上したのが始であらう。

寒中雉子

毎年寒の入り前に、上田から江戸表へ、献上の雉子員數を問合はす、江戸より員數何程、何日献上と云ふ申越あれば、之を郡奉行勘定奉行に通達する。献上日が、寒に入つて十日目頃であれば、寒の入より三日追鳥を爲し、勘定奉行の報告に依り、檢分の上萬一不良の者、又は員數揃はぬ時は再び追直しをする　そして献上日に間に合ふやうに、其雉子を滯なく江戸に持參する使を差立てた時は、年寄中へ其趣を通告する。

大掛りの追鳥

此雉子を獲る爲めに、毎年大掛りの追鳥をしたものである。今此處に、寶曆十年十二月行はれた追鳥狩の樣子の一班を記す。

追鳥の一例

十一月廿七日に、紺屋町八幡方面から、東方染屋方面までの間に於て、追鳥を行ふ事、同時に若し町方へ、雉子の落つる事あらば、早速狩場所へ届け出づべく、若し隱し置かば、曲事たるべしと達し、又町分より、鳥追勢子に出づる者には、次の如く申觸れた。此追鳥に町分から出た者は、原町分小頭二人を加へて三十二人、海野町分三十人合計六十二人あつた。此者共に

朝七ツ時、紺屋町八幡宮大門に集り、詰所は八幡社より西方、町裏の川端通に立並ぶ事

次の合圖で行動を起す

大鐵砲で一番手、烽火で二番手が操出し

大太鼓で一聲に喊聲を揚げる

大筒で染屋の方に廻つて追ふ。

其より、願行寺裏より大宮迄の町裏に至つて其處に立並ぶ。其間に鳥を獲たものは追鳥狩の役人に届け出る。

獲物の數

藩公の本陣

御配分は行屆兼ぬ

駒献上

四、五年に一度駒献上を命ぜらる武石産の鹿毛駒を献す

此追鳥は朝から始て染屋に至りし頃、晝飯時と成り、鐘太鼓打交ぜの合圖で晝食、七ツ時過ぎ鐘の合圖で解散引取と成つた。參加者は寶暦二年十一月、當郷の追鳥狩には、家中は惣出勢子は二千二百人であつたから、此時にも家中は無論惣出であつたらうし、塩尻組の各村からも、鳥追勢子が出た事と思はれるから、其人數は頗る多勢であつたと思はれる。此時の獲物は雉子四十三羽であつた。（諏訪日記、藩公實錄）

此日藩公の本陣は紺屋町八幡裏に置き物頭四人足輕二十人、物頭一手へ五人宛附いて、鐵砲は二十挺携帯内十匁拾挺。

此雉子も、安政末年頃に至ては、其數漸く減少し、將軍家以外に配分する程の獲物を得ること困難と成り、次の如く伺ひ出た。

例年此節獻上仕候在所之雉子、當年領内拂底にて、漸く獻上候程ハ有レ之候得共、御配分は行屆兼候、如何可レ仕候哉此段御内意奉レ伺候以上

（安政五年）十二月十四日　　松平伊賀守

内藤紀伊守御勝手

（栗山史料）

之に對し紀伊守よりの附箋は「不レ及二配分一候事」とあつた。

駒の献上

駒の献上の事は、忠周の代享保十一年八月十四日將軍家より、上田領分内より駒出づるや否と尋ねられた。其時一ケ年六七疋は出生する、然しあまり良い駒では無き旨を言上したが、同十三年十一月、四五年に一度參府の節、在所飼養の駒献上の事を仰せ付けられたので、同十六年八月十二日、初て献上した。此時献上した駒は

小縣郡武石村出生鹿毛三才三寸七分

献上猶豫願

であつた温故隨筆。此後享保二十年の八月七日には、青毛の駒を献上した事、徳良院實錄に見へて居る。

函後五年目毎に献上して來たが、寛政十一年には、献上すべき程の良駒が無かつたので、如何いたすべきやを伺ひ出たるに、献上に及ばない、上田表在所に於て飼ひ立て、献上し得る駒が出來次第、追て献上すべく、又献上の年に至らば、駒の有無をば申出づべき沙汰があつた。其後献上の年に至るも、良駒の出生を見なかつたので献上しなかつた。安政二年の献上年に又次の如き伺書

拙者領分駒献上之儀、享保年中被二仰渡一五ケ年目致二献上一來候處、年々出生駒減少、可レ致二献上一駒無レ之に付、如何可レ致哉之段寛政十一未年相伺候處不レ及二献上一於二在所一飼立出來次第、追而可レ致二献上一候。尤献上年ニ至候はゞ、有無共可二申達一段以二附札一被二仰渡一候。然る處其後献上年に至候ても、出生駒無レ之候に付、其節々相伺候處右同樣以二附札一被二仰渡一候。又候當年献上年に候得共、前書之通にて可レ致二献上一在所飼立之駒無レ之候依之可レ致二如何一哉相伺申候以上

三月七日　松平伊賀守

之に對し同月十一日附札にて

不レ及二献上一候於二在所一飼立出來次第、追て献上可レ致候。尤献上年に至候はゞ、有無共可二申聞一候と前々の如く申渡された。此後献上は恐らく出來なかつたであらうと思ふ。

出生の駒無レ之とあるが、文化十四年二月、藩より領分内に申渡した觸の中に、在中に於て駒出生の節は早速屆け出づべく、其駒の中、或は御取駒にもなる事あるは承知して居る筈なるに、近來は駒出生すれば、此は他處からの預り駒と云觸し、孕み馬は窃かに他處に預け、其處にて出生せしむるなど、奸手段を弄して、出生の駒を隱し届け出でぬ者もありと聞及ぶ、以の外不埒の事、と戒めて居る等から考へると、或は駒出生が無いのでなく、隱して届け出が無かつたのではあるまいか。此の如きに至るは、駒に就て、藩の奬勵保護と云ふやうな事は無く、たゞ駒運上取立のことのみを考へて居たからであらう

かくては良駒の出るやうに成る筈が無い。

年中献上物覺

年頭　御太刀銀馬代
御謡初　御盃代　但御本丸斗
端午　御時服二
八朔　御太刀銀馬代
重陽　御時服二
歳暮　御時服二
正月中　干鯛　一箱
夏土用中　葛粉　一箱
九月中　大和柿　一籠
十月中　御鷹鞢　十指　艘十柄
寒中　雉子　一籠
參覲御禮之節　御太刀　一腰　綿　二十把
御馬代黄金拾兩　一疋　在府御禮之節　干鯛　一箱
昆布　一箱　御樽　一荷

此は松平璋之助家督相續の時、父伊賀守差上げたる通り、向後自分も献上致すべくやを伺ひたるもので、之に對し「可レ爲二父時之通一候」と附札あつたのである。

りんきん

りんきん林檎

正徳の初頃、六、七月の間屋日記に、海野町問屋太郎兵衛が、藩會所に出頭した時、元方より、りん

りんきんの樹

きんの御用は大切な事故、向後は、兩問屋にて買ひ調へて、差上げるやう申付けられ、八月二日りんきん八千四百、首尾能く上納したこと、諏訪領分、澁之湯近所井戸川村に、りんきんある由を聞き、七月十二日又市、久次郎の二人が出懸け、十五日晩景迄に其數七千上田着のやうに取計はせ、其費用として、金四兩二分錢一貫文を渡したこと、又六月二十日りんきんの御用仰付けられ、七月五日前金一兩持たせ、松本へ人を遣し、同十五日りんきんの熟否見届けの爲め、松本に人を遣はしたことなどの記事がある。察するに、之も亦献上したものかと思はれる。他領に迄人を遣はして、求めさせた程のりんきんであるので、領分内に在るりんきんの木は、取調べて其持主に、大切に保護させた、故に若し其林檎の樹を、伐り取る必要ある時は、其理由を述べて、伐り取りの許可を出願したのである。享保十二年八月廿一日、原町の林檎の樹所有者より

りんきの木　長一丈四尺　丸目通り一尺五寸程

右私裏に年久しく所持仕候處殊之外蟲有レ之、其上他の作物の障りに罷成迷惑仕候、御慈悲に切り申候樣奉レ願候被レ爲二仰付一被レ下候はゞ難レ有可レ奉レ存候以上

として、之に問屋の奥書印形の上、奉行所に差出したものがある。之に據て考ふると、此頃まで林檎が献上されたものであらう。

第三節　藩年中行事（文化三年頃か）

藩年中行事　正月元日

藩年中行事　松平氏時代

元日

家老中老用人大寄合以下御徒士格に至るまで出殿、藩公に元日の祝詞を述べ、喰積喰積は蓬萊飾の事にて新年の祝に三方の盤に米熨鮑勝栗昆布野老馬尾藻などを盛りたるものを云ふを頂戴す。尤も格式に從ひ祝詞言上の間席、喰積頂戴の場所異る。（藩公在

府の時は大寄合以上隱居迄年頭の賀狀を差出す）此日溜之間に於て、明二日、明後日三日嘉例の、乘初射初の、御馬役弓太郎家老より申渡す

萬延二年には土屋嘉右衞門年頭祝儀言上

二日兩間屋年賀

二日

大寄合以上の隱居、家老嫡子、御禮喰積頂戴。海野町原町兩間屋御禮、奏者番披露。

萬延二年には

鹽尻組割番鎌原村田中良左衞門、關當右衞門、田中吉右衞門、丸山五郎、林定右衞門、年頭祝儀言上

御喰積頂戴。次に鍛冶町依田見節、房山村沓掛眞意、鍛冶町關口道悅、年頭祝儀言上

乘初式

馬場に於て乘初式あり。藩公出御の時は、往返共年寄中以下、馬場横手へ出で平伏。

馬場は仙石時代に馬場町に在りしが後、金昌寺の北に移した、之を新馬場と稱し仙石時代地圖、松平氏の時には大手內西方に在つた。

三日

射初式

金的射上の者

射初式、藩公出御の時には、建間手前にて御出御歸の節、年寄以下御時宜

此式の時弓太郎は御射初式相濟の上、染絹一反を拜領す。金的を射揚げた者には賞賜あり。大寄合以上は郡內縞、詰並格迄染絹一反、御徒士格は金百疋、足輕は一貫文。而して金的射上の者は、其矢を紺屋町八幡社に奉納するを例とした。（紺屋町八幡參照）

乘初射初の式鐵砲打初式に替る

此乘初、射初の式は、明治三年廢止となり、鐵砲打初式に替つた。其時の達示は

御藩從來正月之初を以て、御乘初御射初之式被レ爲レ行候儀は、先君深き思召よりの御美事にて、旣に御他藩にても稱譽に及候程之御規式に候處、時勢之變無二御據一御廢に相成、深く御不本意に被二思召一候。依レ之今般御主意を被レ爲レ繼、當今の時勢に依り、改めて例年正月三日を以て、砲術御打

初之式被レ爲レ立右に御乘初之御式も被レ爲レ籠候。右は全く先君出格之御美事被レ爲二繼行一度厚き思召を以て、被二仰出一候間、一同得二其意一兵隊の分は九等に至る迄戎服着用、小袖胴亂持參六時揃にて學校に相詰、兵隊に不レ入者も是亦戎服着用、大書院御庭に相詰、九等兵隊に不レ入者は、惣て野支度にて、御分知御住居跡內庭に相詰可レ申候。尤委細手續柄の儀は、明二日開學の節學校に於て、御沙汰有レ之候事

午正月朔日

此に於て約二百年もの間、長く續いた射初の式は鐵砲打初の式と替り、此所にも力の優れるは、其劣れるを押し斥けて、其位置に代るものなるを示して居る。矢場は鷹匠町に在つた。

五日

光照院、川中島分知の東福寺半右衛門、同清助、赤澤嘉次馬の三人、御禮喰積頂戴。次に獨禮の寺社山伏御禮。奏者番披露。

五日獨禮の寺社山伏年賀

萬延二年には

稻荷山松木右衛門次、横町飯島七郎兵衛、本海野村小野利兵衛、金剛寺村倉島堅五兵衛、稻荷山村田中友之丞、上本人村下村貞吉郎、年頭祝儀言上、御喰積頂戴。御所村横關川左衛門、上田原村工藤國助、上鹽尻村佐藤次郎八、鎌原村手塚半右衛門、秋和村中島吉左衛門、海野町齋藤佐五兵衛、房山村金井文三郎、原町伊藤得兵衛、同町瀧澤民之助、海野町長谷川長兵衛、原町伊藤林之助、上鹽尻村佐藤次郎兵衛、房山村丸山忠右衛門、海野宿問屋藤田德左衛門、田中宿問屋小田中新右衛門、右之人々年禮言上。奏者番披露。が載て居る。

七日

七種の祝儀言上。家老、中老、用人、大寄合七種の御祝儀申上げ、又獨禮の問屋、割番、庄屋、町人

七日七種の祝

等、七種の御祝申上。此時奏者番披露

八日光照院佛參

八日

光照院に御佛參、若し代參の時は、年寄中相勤候。

九日御鏡披

九日

御鏡披

十一日手斧初式
御具足祝

十一日

大書院御庭に於て御手斧初の式

家老以下年寄、大書院入側上之間に着座。諸役人次の間に列座。普請奉行の命令にて、手斧初の式あり。後普請奉行三寶持ち出で、家老より用人まで切尉斗を引く。諸役人は筆頭の前に三寶を置き順々に頂戴元拂迄濟みし時、家老より普請奉行に、御祝物下賜の申渡しあり。普請奉行より當式に勤めし職人等に、御祝物下賜を申渡し、其後皆々引取る。

御具足祝儀　此日は家老、中老、用人、大寄合迄、皆帶刀にて罷出。御具足祝儀言上。大書院次の間にて、祝酒三献頂戴。此日御祝には大書院の床の間に藩主の具足を飾り、旗馬印等は入側に飾る。諸士拜見の時は、譜代物頭一人納戸役一人其席に詰め切る。寛延四年正月十一日初て上田にて行ふ。師岡史料忠順公年譜

手斧式之圖

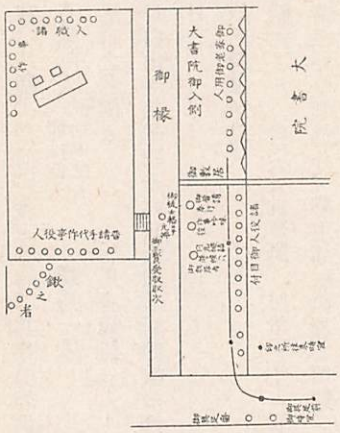

今日より諸願書請取

十二日

十五日上元の祝三社參詣

十五日

上元之祝儀　溜之間に於て、獨禮の人々まで居並び、月番家老當日の祝儀を述ぶ。

大宮、八幡、稻荷に藩主參詣。其際の御供御用人供連

若黨兩人（一體は四人儉約中二人）　鑓持一人　狹箱持一人　長柄一人　草履取一人

馬口之者兩人　馬沓籠持一人　合羽籠持一人

此日白山寺弟子明十六日大般若祈禱壇の飾に來る。

十六日

大般若轉讀祈禱式

祈禱式了り（三六六頁參照）明治二年十二月二日、來春より此式廢止を達す

御精進解の御膳斗、御用部屋に於て頂戴

以前は御吸物御酒被レ下。其後はするめ肴にて御酒出候處。御儉約ニ付、當時膳斗ばかり也。

十六日大般若轉讀式

二月本年參覲の供申渡し

二月一日

本年夏參覲之節御供の者被ニ仰渡一

三月上巳之節句

大稽古當月より相初候段、御目付に申達す

三月三日

上巳之節句。御徒士格以上出殿、上巳之御祝儀申上ぐ

五月五日端午之節句

四月

五月五日

端午之御祝儀、祭禮此日に當れば、端午之御禮無レ之

六月參覲發駕

六月朔日

朔日御參覲發駕の日。家老、中老、用人、大寄合迄無刀にて罷出、恐悦申上ぐ。御玄關より乘駕。此時大寄合迄の人々、御玄關敷台に罷出、御駕籠上り候節平伏。御供の御用人は恐悦申上げ、直に馬見所邊まで罷出居り、御供に加はる。

發駕の日は、時に依て異なる事がある。

序に歸城の節の規定を書るす

海野宿着の時、上田に通知あり。堀村着又報告あり。此報告にて、家老以下御迎として、玄關敷台北之方へ罷出御着を待つ。御着あれば、家老、用人御先に立ち、御小書院に入る。月番家老御熨斗を進め、然る後御着座の恐悦申上げ、其より中老以下大寄合等、一列にて恐悦申上ぐ。此場合無刀。

七月七日
七夕祝

七月七日

七夕　御徒士並迄出殿、御祝儀申上ぐ

十五日光照院代拜參向

十五日

光照院惣御靈前に、盆中ニ付代拜者參向。

此日御小書院に藩公出御あり。披露役の用人、無刀にて一紙目錄持出、御敷居の内にて、江戸、上田御家老乍レ憚生見玉之爲ニ御祝儀一、御肴指上候。と披露、其後一同列席に於て御祝儀申上ぐ

八月一月八朔の祝

八月朔日

八朔の御祝儀申上ぐ

九月九日
重陽祝

九月九日

重陽御祝儀

十九日大宮代參

十九日

大宮に御代參出向

十月三日玄猪祝

十月三日

玄猪御祝儀　暮合出殿。御用部屋に於て、大寄合以上御祝儀申上ぐ。

廿八日

大稽古當月切相止の事を達す

十一月献上雉子員數問合

十一月八日頃

献上雉子員數の義申越候様江戸勤方に申送る

初雪降候得者、御用部屋に於て、大寄合以上。藩公御機嫌奉伺

寒中鳥追

寒入二日目　同上

寒中追鳥を爲し、雉子を江戸に送る

十二月朔日

朔日御禮

十二月十三日御煤納

十三日

御煤納　此日煤納掛り役人は、早朝より罷出、明六時御年男年男は七日に申付けらるよりの案内にて月番家老罷出、御年男煤竹入仕廻式を了り、先時御用部屋に於て、大寄合以上、御煤納の御祝儀申上ぐ

廿八日

表向溜之間に於て歳末之御祝儀申上ぐ

晦日歳末之祝

晦日

暮時、家老、中老、用人、大寄合一列に無刀にて罷出、御具足、御飾の席に罷出づ。御飾相濟み、御家老より歳末之御祝儀申上候得ば、御飾下下さる段、御意有レ之。順次頂戴御年男に至る

節分

暮時、御用部屋に於て、大寄合以上節分の御祝儀申上ぐ

御儉約中は御福豆下されず

御豆囃子相勤候ニ付、御年男へ御目錄被下。

萬延二年十二月十五日が節分に當つた時には「御家老御年男御居間より始め、夫々の箇處大豆囃子之儀を濟ました後、大寄合以上御用部屋に出で、節分の御祝儀申上げ、以下詰並以上の者、皆御祝儀申上ぐ、後大豆囃子を滯なく相勤候ニ付、御年男は小杉一メの祝物を賜はる」とある。

（師岡史料上田年中行事）

仙石氏時代正月行事

仙石氏延寶六年の正月行事には

元日

重臣等を居間に召し、雜煮吸物の相伴せしめ盃を與ふ。荒木賴母には高盛の膳を與ふ。

正光院、好陽院より、樽代目錄を以て新正を賀す。家老荒木賴母披露

老臣等太刀折紙を以て新正を賀す。岩田三郎右衞門披露右畢て

物頭使番以下諸士の禮を受く　荒木賴母披露

江戸在府諸士の禮錢目錄を上ぐ　同

小姓、醫師、茶道、等御禮申上ぐ

試射　師範後の者に上下を與ふ

試馭　馬場に於て老臣等に駿斗を與へ、且元日の饌を與ふ

二日

諸士の子弟等扇子を以て賀す。岩田三郎右衞門披露

三日

郡中の問屋、庄屋、等鳥目を以て賀す。堀八左衛門披露

四日

出家、禰宜、山伏、等書院に於て年始を賀す。

六日

鎧披の祝（年の始に甲冑軍器を飾り、餅を供へて武運長久を祝福する、其餅を破り食する祝）

とあつて松平氏の時とは少しの相違がある。

正月十六日大般若經轉讀祈禱式

大般若經轉讀大般若經轉祈禱式　白山寺總長天台宗十二ヶ寺

松本忠周寶永三年上田入部後、眞田村白山神社を東北鬼門除の社とし、其別當白山寺を總長とし、毎年正月十六日に藩館内の書院二ノ間に於て、大般若經を轉讀せしめて、武運長久領内安全の祈禱を爲さしめた。此時に白山寺の外、洗馬の實相院、別所常樂寺、國分寺村國分寺、等十一ヶ寺が此祈禱式に列した。（仙石家譜）

正月十六日大般若經轉讀祈禱式執行の旨を、十日に白山寺に通告する、白山寺は他の諸寺に之を通知する、先づ十五日に弟子を遣して明日祈禱の檀飾を爲さしむ。此日白山寺より格子長持箱入四棹を館迄運ぶ。轉讀祈禱式に列する寺僧は、町宿が定つて居て前夜其處に宿泊して居る。十六日朝六ツ時大般若掛の諸役人出勤揃となれば、此旨御藏奉行へ申達する。さすれば藏奉行から、白山寺の町宿迄案内人を指遣はす。僧衆十三人參館すれば、大般若掛の諸役人は、玄關まで出迎へる。

轉讀は大書院上之間にて行ふ

大般若經は大廣間上之間で、御藏奉行が差出せば御目付が之を改める。其後僧衆は大廣間上之間へ通る。此轉讀中の萬事の指圖は御鎭守掛の役人が爲る。僧衆定の席に着すれば、家老が大般若御祈禱を仰付ける趣を申渡す。此時御譜代、御物頭、御奏者番、町奉行、郡奉行、普請奉行、元方、御代官、御目

付の諸役人出座する。

粥出る　二百巻轉讀相濟　御齋出る　四百巻相濟染餅出る　六百巻相濟　此處で目付より六百巻濟み、觀音經迄濟み、御布施下さる故、諸役人大書院へ出づるやうと申來る。此時は下圖の如く大書院二ノ間に於て布施が出る。

此時家老より例年の通り、大般若御祈禱相濟候ニ付、僧中へ御布施を下置かると申渡し、白山寺御受の言上あり、後

御非時出る　菓子薄茶出る　畢て僧中退座、掛の役人は玄關迄見送る。此時の入費

僧中への布施

八兩壹歩
七百六十七文　僧中に被レ下
三兩二歩
六百八十九文　在僧中町宿賄代

一貫文　御經箱持人足賃錢
八十文　御藏方より使遣候辨當代

此祈禱式が濟んだ後、在町御詰並の者へ、大般若經御札を藏奉行から頒り、在分は其處の代官へ、城下の者は呼寄せて之を渡した。

實相院白山寺に代る

此祈禱式は松平領主時代の始より行はれて來たが、明治維新の時、白山寺の住職義賢が神官に轉じた。依て藩主松平忠禮は元年十二月、洗馬組の實相院住職寛高に此式の總長を命じ、同時に昔時白山寺に寄附して置いた、大般若經以下諸品を引戻して、此を實相院に寄附する事に成つた。そして翌二年正月七日兩目付に「是迄大般若御祈禱眞田村於ニ白山寺一被ニ仰付一候處復飾候ニ付、以來曲尾村實相院ニ被ニ仰付一候間、其旨相心得候樣」と申達した。然るに此年十二月二日、來春より大般若轉讀祈禱式廢止の

大般若經轉讀式略図

旨を達するに至つた。故に實相院が總長と成て祈禱式を執行したのは、明治二年正月十六日一回のみで永く續いた大般若祈禱は、此時に終つたのである。

大般若の由緒

大般若御由緒

長野縣管下小縣郡傍陽村三百八十八番地字表
天台宗比叡山延曆寺末山門派
金縄山　實相院

一明治改元辰年十二月十四日　命令
松平伊賀守殿　於二御殿内一御祈禱向由緒

信濃國小縣郡眞田村
白山權現は古往養老元年之鎭座にして山家之神社と唱ひ、本地十一面觀世音也、社頭主務別當職は同村天台宗白山寺と號す、故東叡山御門主御配下に屬す。然るに舊御領主松本伊賀守忠周殿、但馬國出石より本國上田御入城之砌、右白山權現御信仰にして、御在城之丑寅鬼門除之社頭となし玉ひ、別當職白山寺住職代々を以て總長となし、衆僧十二名を殿内に召され、毎年正月大齋日を以て、大般若經轉讀御祈禱式被レ爲候、右御祈禱之式實永年間初より、方今に至百七十余歳、連綿候處御一新之際、右別當職白山寺住義賢神官に致二換轉一時に、明治改元十二月御領主松平伊賀守從五位忠禮殿命令に依て、同國同郡洗馬曲尾村實相院住職寛高右御祈禱式總長ト拜命、此際二至古白山寺へ御寄附相成候品々、御引戻シ二相成實相院二御寄附之諸品、表目左に記

實相院へ寄附の品々

一、十六善神畫像　　函入一幅
一、山王權現畫像　　一幅函入
一、不動尊之畫像　　一幅

一衆鬼神之畫像　同
一大般若經一部　但格子長持箱入四棹
一法則行用次第　一部
一眞鍮皿供物器　十二枚
一大札箱　但シ檜　丈三尺横一尺厚六寸
一中御牘函總桐　丈二尺三寸横尺一寸深三寸
總計九種

前顯御寄附表目之通、實相院寶物品檀徒總代人立會取調候所、相違無三御座一候右連署を以此段上申仕候也

明治十六年二月

檀徒總代　三井繁作外六名印
右實相院住職
權訓導　小林寛高印

（師岡史料）

此上申書は大般若經轉讀式の由來を述べ、又松平領主の代年々轉讀した由緒ある大般若經は、白山寺廢絶後實相院に移され、此寺に所藏されて居る事を明かにするものである。

第四節　藩公逝去當時の上田

藩公逝去

(一)仙石忠政逝去の時

寛文七年兵部大輔逝去の報二月十九日上田に達した。此時領分内町在役人、弔問の爲めに江戸に惣代を送ることを談じ、其惣代として海野町八右衛門、田中村の左太夫、今井村の又左衛門、築地村の彌藏

の四人出府するに決し、香典銀拾枚を公の靈前に捧呈する事とした。此香典銀十枚を町在に割り當て、町分負擔は、海野、原の兩町より各金一歩錢百十四文づゝ出し、鍛冶町紺屋町は各六百六十五文づゝ出した。而して町分惣代八右衛門の路銀、五貫文は惣町より集めて之を送つた。

(二)天明三年藩主松平忠順逝去の時

殿樣御病氣御養生不レ被レ爲レ叶一昨八日卯の上刻被レ遊二御逝去一候ニ付、右之趣町中一統へ可二相觸一候事

二月十日

町奉行に

一御中陰鳴物停止物靜ニ可レ致候事　三十五日間

一普請は御二七日可レ爲二停止一候

一町分火之元入念、晝夜自身番申付候事　二十一日間

一兩間屋月代御三七日の間、剃り不レ申候事

一町分之者他所に出候儀留め可レ申事

一桶屋鍛冶大工槌打留め可レ申事　三日間

一町分下ゐとめ落し、三日の間相愼み可レ申事

右之通町中一統へ可レ被二相觸一候事

二月

一旅籠屋幷逗留旅人高聲不レ致候事

一飼鳥表通へ出し不レ申事

一子供凧揚げ不レ申事

一諸事願事急なる儀は格別、さも無き儀は見合可レ申事
　十四日小諸市へ参り候義見合可レ申事　此以前も停止
一肴屋せり賣之事
一物貰立留不レ申早速通し可レ申事　門立候は早々手の内取らせ無レ滞様に可レ致候
一殺生之事　五十日間　殺生五十日間停止
一町々立番夜四ツ時より相勤可レ申事
一町年寄夜廻り萬事可二申付一事
一肴商賣十一日より十三日迄無用に可レ致事　諸所より肴賣町方表へ市日ひろげ肴出し候儀御停止
　附御家中に肴爲レ持賣出申間敷候、當分持出し商賣無用店明け候とも、ひそかに賣可レ申候、表通り簾卸ろし可レ申候
兩問屋年寄幷御目見濟の面々、諸寺院町醫等、家老中へ御悔申上ぐべき事
右之趣歟良院樣御逝去被レ遊候節の通、取計候樣に被二仰付一候

第五節　在城祝

(一)在城百ケ年祝

在城百ケ年祝

文化二年九月二十八日は、領主松平氏上田入部以來、百ケ年在城と云ふ事になる。依て藩では祝意を表する催があると云ふので、在分では各組割番達が協議の上、其節には祝儀として米二百俵を献上しやうと決定した。此事を傳へ聞いた町分では、町役人等協議の上、米二十俵を献上するに決し、其に就て藩の内意を伺ひ、又一方問屋其外扶持を宛行はれ居る者、及び寺院などは如何にして、祝志を表すべきやを評議する處があつた。然るに藩の在城百ケ年祝は九月二十八日に行はれ、常田大宮、紺屋町八幡、

在町祝意を表する爲め献上品願出づ

眞田白山の三山へは特使を派遣して、奉告感謝の意を表する事となり、大宮、八幡、兩社へは掛山勘右衛門、白山社へは藤井直記を代參せしめた。

町分は祝意を表する爲めに此日は休暇とし、問屋、年寄、及び在分割番、庄屋打揃ひ、藩會所に出頭して祝詞を申述べた。此時藩公より、此等町在役人達一同に酒肴の下賜があり、其を海野町問屋柳澤太郎兵衛宅にて於て皆で頂戴した。

献上物受納せず

曩に町在より献上を願出た祝儀物は、一切受納されなかつた。此時次の如く沙汰を下して

仁赦の沙汰

此度百年御在城御祝ニ付、追放、村拂等の御咎之者共幷御仲間奉公人缺落帳外に相成候者共、當人心底取直し、歸村相願度者共、此度最初御咎幷缺落之譯等書付村役人共より可レ願候、時宜に依り歸村被ニ仰付一候義も可レ有レ之候。尤追放は寛政九巳年以前、村拂奉公人缺落者は同十二年申年迄之者に限り可ニ相願一候事

仁赦を行つた。問屋日記。

入部後百年と云ふ長い間在城した事は、上田領主と成る以前、短い年限で、彼地此地と轉じた經驗のある松平氏に取ては、比事を、非常に仕合と思つたのであらう。故に此祝を爲るのは當然の事であるが、其擧行の模樣を見るに、其日先第一に平素藩主崇敬の神社に重臣を遣して、神々の冥護に依て今日あるを致せしを感謝せしめ、又祝意を表し喜を分つために、在町役人等に酒肴を賜り、且領民中の輕罪犯處罰者には、仁赦の恩典を施した。そして在町よりの祝儀献上品は之を受納しなかつたのである。其遣り口すべて、所謂お祭騒に墮することなく、質素にして然も眞面目に、心より在城百ケ年の内祝を爲すと云ふ樣子が窺はれて、いとも奥床しき感じがする。以て後の規範と爲すべきであらう。

心よりの在城内祝

在城百五十年祝

㈢在城百五十年祝

町分の祝儀献上物

安政二年は、松平氏上田在城百五十年に相當するを以て、其祝にてもあらんかと推測し、町分の者は先年御在城百ケ年祝の時には、御祝儀物献上を出願したが、受納されなかつたのに鑑みて、此度は相談の上、次の如く取計ふ事に決した。

覺

一米貳拾俵　惣町

右之通乍レ恐爲二御祝儀一献上仕度此段奉レ伺候以上

卯二月　兩間屋

覺

右之僧乍レ恐出府仕恐悦申上度申出候

一扇子　三本入　一箱　本陽寺

一扇子　二本入　一箱　月窓寺

一同斷　妙光寺

一同斷　淨念寺

一扇子　三本入　一箱　昆布一折　松林庵　祐昌

右之通乍レ恐献上仕恐悦申上度申出候二付此段奉レ伺候以上

卯二月　兩間屋名

覺

一御樽一荷御肴一折柳澤太郎兵衞同瀧澤助右衞門。一御樽三荷惣町年寄。一扇子三本入一箱田中求達

同高橋俊岱。一御酒一樽鯣十把瀧澤民之助同飯島七郎兵衛同齋藤佐五兵衛同齋藤元次郎。一御肴一折米十俵土屋嘉右衛門。一御酒一樽鯣十把島田万助同長谷川丈兵衛同伊藤林之助。一御酒二樽鯣十把瀧澤利兵衛瀧澤七兵衛。一御酒一樽鯣十把瀧澤爲三郎同鹽入喜三郎同竹内藤右衛門。

右之通乍レ恐献上仕、恐悦申上度奉レ存候ニ付、此段奉レ伺候以上

卯二月　　兩間屋名

覺

一御樽一荷、鯣一連、荒井又七同芦田佐之助同水野重助同伊藤武助同町田吉五郎同荒井甚左衛門同芦田一平同飯島重藏同小野澤六左衛門同瀧澤豊次郎、同荒井元次郎同半田犀助同瀧澤市郎右衛門同長谷川平左衛門同成澤忠兵衛同八幡傳十郎同中島善兵衛。一御樽一荷鯣五把、小林佐七同宮下宗兵衛同柳澤嘉吉同齋藤三之助同常井宗左衛門同成澤爲助同山浦善之亟同小宮山瀧兵衛同山浦與五兵衛同鹽入彌兵衛同小出清右衛門。

右之通乍レ恐献上仕恐悦申上度旨申出候ニ付、此段奉レ伺候以上

卯二月　　兩間屋名

口上書

一御紋付御幕一對

松林庵　祐昌
瀧澤民之助
飯島七郎兵衛
齋藤佐五兵衛
長谷川　丈兵衛
伊藤林之助
瀧澤利兵衛

鹽入喜三郎
竹内藤右衛門

右之通乍レ恐献上仕度旨猶又申出候ニ付、此段奉レ伺候以上

卯三月　　兩問屋名

此の如く献上の事を伺ひ出でしも、祝賀の事は行はなかつたのである。蓋し此年の八月、藩主忠固老中職を免ぜらるゝに至つた事などがあつたからであらう。之より五年を經て、萬延元申年の八月、在城百五十年の祝といふので、寺院、町中判頭等迄料理代として、銀一朱づゝを町中へは祝酒を賜つた。

問屋日記

第六節　藩主の狩獵

藩主の狩獵

仙石政明の大追鳥

塩田方面に追鳥狩

政明の領堺巡視

仙石政明の大追鳥狩

政明初て入封の暇を賜り、延寶五年五月上田に入部し、八月五日鳥居峠、九月六日窒賀峠、同八日保福寺峠、同十九日洗馬地藏峠、十月十二日立川峠地藏峠、と領境の巡見を爲せしが、十一月に至り鹽田方面に於て追鳥狩を行つた。列卒大將は谷野才兵衛、淺村治右衛門の二名が命ぜられ、二十五日奈良尾鈴子、柳澤方面より、前山まで追ひ、獲物の數は雉二十六羽。翌廿六日は別所氷澤方面で追ひ、獲物數は雉五十三羽。其翌廿七日には浦野方面の越戸山に狩し、其より馬越に移り、此處に一宿した。此日の獲物は雉子三十二羽。其翌廿八日には、小泉に陣を移して狩り立て、雉四十一羽を獲た。此四日間に亘る大追鳥狩に依て、獲た所の雉子は合計百五十二羽であつた。此時の勢子の數は記載を欠いて判明しない。十二月二日屋形大廣間に於て、此度の獲等を藩主政明自ら檢閲した。（仙石家譜）

猪狩

松平四代の藩主忠濟の時には狩獵が度々行はれた。

寛政の猪狩

寛政十一年正月猪狩を行ふとて、左の觸文を出した

來る廿七日於二半過山一御猪狩被二仰付一候、依レ之御家中之面々幷十五才以上次男三男に至迄勝手次第に可レ被二罷出一候

猪狩場の地圖

一方四人の者半過山に出張し、現狀實地を踏査し、一方猪狩參加者の名前を取調べ、猪狩場の地圖を作製し、猪狩に參加する者に此を一覽させた。此地圖には、弓鐵砲の者は其位置を詳しく記入した。（此地圖の代りに、或時は狩場の雛形、即ち模型とも見るべきものを作製した事もある）病氣の者及役向用で拔け難き者のみは參加しない事を許した。

制禁書

其後左の制禁書を渡した。

一於二半過山一御猪狩之節、罷趣候面々、於二途中一道せまく候ても、田畑畔等相通不レ申道を通り可レ申候。往來の者にかさつ成義決て致間敷神妙に罷越可レ申候

一村々にて立寄候儀致間敷候、若無レ據立寄候はゞ、猥之義無レ之様可レ致候

一人先に馳拔候様成義無レ之様、組合之分世話人往來共夫々引纏、不レ致二混雜一候様、萬端心を附可レ致二世話一候事

一組支配之者共小頭引纏、同斷不レ致二混雜一候様、頭之支配より得と可二申付一候、末々に至迄、心得違無レ之様嚴重相守候様被二仰出一候

正月

此猪狩の時には、在勢子二百五十人の世話役三名を命じて、指揮に當らせた、飛道具は弓二十九張、鐵砲十二挺であつた。

七時過ぎに終了して、無レ滯相濟の旨、御目付より月番家老の許まで報告した。獲物鹿の肉望みの者は、勢子大將に申出で配分を受けることゝした。

寛政十二年八月には、藩公別所の湯治先にて猪狩、九月十一日には前山で行つた、此時の觸文は

來る十一日前山にて御猪狩被二仰付一候、其節罷出候面々、明夕七ツ時前山村明神社地に參着可レ被レ致候

但大明神社地と申者、先年公事出入之節、鹽野神社と申立候宮に候、尤右場所に合印提灯指出有レ之事

洗馬組洋馬山に猪狩

此月又鹽田組夫神山にて猪狩を爲し、十月洗馬組の洗馬山に於て猪狩を爲す。同月十三日半過山に於て猪狩を行つた。

狩場の砂形

十一日の觸文に

一御猪狩御定書幷砂形出候に付、明十二日四ツ時御屋形に被二罷出一覽可レ被レ致候

一明後十三日揃刻限、明ケ八半時、例之通表御門に相揃可レ被レ申候

十月十一日　御目付

藩公往き返り共、連歌町口に付、猪狩一統も亦此口より出づべきを命じた。

此猪狩の際には、醫師二人内一人は本道一人は外科が參加を命ぜられ、萬一怪我等の場合には、應急治療を施すことと成つて居た。又平素練習せる弓或は鐵砲は、其者の希望願出に依り許可次第持參する事を得た。

第七節　藩公別莊

藩公別莊

山口茶屋

仙石政俊領主の時、延寶五年に山口村の内高三百文の地を免租となし、其處に別莊を營んだ。そして時折此處に出懸けたのである。此地は高燥で見晴しも好く、別莊所在地として尤も良好な所であつた。寶永三年所替の後、取除かれて納租地に復した。

諏訪部の別莊

此他に政俊は孫政明に家督を讓つた後、寛文九年諏訪部芳泉寺の西方に、別莊を設けて其處に隱居し

た。政俊は此別莊近くに茶園をも設けた。此茶園は西脇、新町分四反六畝、生塚村分三反五畝廿四歩、竹村七藏知行分六畝廿七歩の、三ヶ所に跨つて都合八反二畝廿七歩の廣さを有つて居たのである。政俊逝去の後各本村に復し納稅地となり、別莊及び其敷地は、芳泉寺に寄進する事と成つた。此別莊表門柱の礎石は、一つは猶其地に殘存し、一つは近くの諏訪泉神社の境内に運び移されて居る。

別所溫泉茶屋

別所溫泉には眞田氏領主當時より、仙石氏時代にかけて藩公入湯の折、休泊する爲めに別莊が在つた之を御茶屋と稱した。松平氏の時にも藩公入湯の際、宿泊するための別莊があり、やはり御茶屋と稱した。多分松平氏は仙石氏時代の別莊を、襲用したものかと思はれるも判明しない。眞田氏の頃のことは判明しかぬるも、或は此處に別莊代用位のものは、あつたのであらうと想ふ。

第八節　繪圖の作製

地圖描製

正保國繪圖

正保元年に幕府全國諸藩に命じて、國郡城郭繪圖を描製させた。之れが正保國繪圖である。此時の調製は各領主が實測をなし、郡別、村別、石高等を記して差出したのである。信濃全國の取締は、松代藩主眞田伊豆守信之が命ぜられた。

此繪圖には房山村東太郎を、ほう山又は坊山と記し、其麓を戸山と記す。西脇、鎌原は小川を隔てて北に在り、踏入は往來より少し南に記す。又上田城は南方の堀を除く外は、水が漫々と湛えて居り、作事場の堀にも水がある。千曲川をちぐまと假名で書き、濁り點を付けてある。之は筑摩と誤混じない爲であらう。千曲川四十間尾ケ淵より大川まで五町二十八間と記す。内川は踏入の南東から、尾ケ淵に流れ、諏訪部の往來の東で千曲川に入つて居る。寒川を加賀川と記す。洗馬山、武石山、奈良本山をはへ山、越戸、西松本、馬越、大久保の山を松山。西太郎小牧山を芝山と記し。上沖を染屋台と記し。鼠の東際、高橋の西秋和東、常田東、岩下東、田中西に一里塚の印が書いてある。手塚村のみ記入してあ

り、新町は無い。甲石村と記して、横澤は無い。大日向を横尾の内とし、洗馬と曲尾とを分けて無い。

小縣郡年表

元祿の國繪圖

元祿十年幕府命じて、全國の輿地圖を改訂せしめた。此時信濃全國は、上田藩主仙石越前守政明、松代藩主眞田伊豆守幸道、飯山藩主松平遠江守忠喬、松本藩主水野隼人正忠直、の四人之に當り、各分擔を定めて描製した。上田藩引受分は自領の外、小諸領二萬石、甲府領五萬石、矢澤仙石領二千石、禰津松平領五千石で、元祿十五年に入て幕府に提出した。幕府が全國より集まりし繪圖を蒐め、全國々繪圖を完成したのは、此年の十二月であつた。

問屋日記の中に、此時の國繪圖に就て諸使の來住のことが載つて居る。之に依るも此事業が容易ならざりし、一端を窺ひ察することが出來る。

國境の役人を召して問訂す

元祿十一寅年六月十七日　御繪圖の儀ニ付、小諸より白井樣澤樣御出ニ付、白井宇右衞門樣御出、御參會御馳走被ニ仰付一候

同十二卯年十二月廿八日　御繪圖の儀に付、眞田伊豆守御家中、原半兵衞殿與良金太夫殿。水野隼人正樣御家來秋元源五兵衞殿、江戸より御歸り、海野町茶屋に御立寄白井宇右衞門樣へ御逢被レ成候

同十三辰年二月　御繪圖之儀ニ付、御國境村々より名主五人組罷出候事

宿々より仕出し御料理之事

足輕を遣して里數を取調ぶ

同十四年己八月三日　御繪圖之儀ニ付、小諸より澤五兵衞殿被レ參候。白井宇右衞門樣申島角左衞門樣原町又左衞門方へ御出被レ成御集會御馳走御座候

同十五年午年六月廿三日　上田より飯田高遠へ(みちのり)の通法知れ不レ申候ニ付、御足輕衆二十一日に兩處へ被レ遣候由

（原町問屋日記）

此日記に據るも距離の不分明なるは、特別の使を立て問合はさせ、又國境に關しては不分明の所は、

其所の名主五人組の者共を、旅費賄で呼び出して、取調べし事などが判明し、又上田藩調製完了提出は元祿十五年に入て居る事も知られるのである。

此時調査した所に據ると

上田より諸藩治所迄の距離

上田より　松本迄十一里。松代迄八里。上諏訪迄十三里。高遠迄二十一里半。飯田迄三十三里。須坂迄十二里。飯山迄十九里、坂木迄三里。小諸迄五里。福津迄三里。

となつて居る。

天保の國繪圖改訂

此地圖には街道筋の一里塚の所在位置や、小河の架橋の間數等まで記入してある。

天保八年に至り、元祿年間に出來した國繪圖を改むることとなり、二月信濃國は左の如く分擔改訂に當ることを命ぜられた。

分擔諸大名

佐久、小縣、諏訪三郡　上田藩主松平伊賀守忠優
埴科、更級、水内、高井四郡　松代藩主眞田信濃守幸貫
筑摩、安曇、伊那三郡　松本藩主松平丹波守光年―光庸

文化九年領分地圖

文化九年五月に竹内善吾寺田鹿右衞門に命じて、領分繪圖面を作成せしめた。此時

領分内年久敷なり、其爲に川寄道違其外御國繪圖と齟齬した處も往々之れある故、此度大通りの繪圖を作る。依て竹内、寺田兩名を差遣はす、出張中は村々に於て案内人及必要の人夫を出すべきを申渡した。同時に地圖製

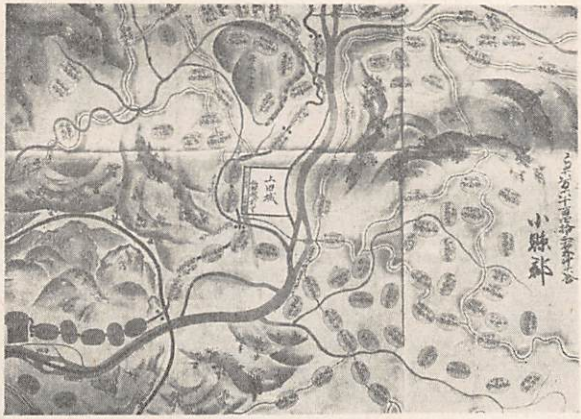

元祿十五年調製の國繪圖の一部を上田城を中心としたる部分を撮影したるもの

作の上に必要な時は、所により繩張竿入を爲る事あるも、年貢取り箇等に關係するのでは無い、故に心得違を爲ぬやうにと、藩より村々に達した。此地圖に就て

町分繪圖御取調竹内善吾寺田志賀鹿の字可なるべし右衛門樣御出役ニ付、追手先より案内人可ニ罷出一旨、御手紙にて御案内有レ之、尤諸道具持人足三人、六ツ時御會所へ差出候樣被ニ仰付一候ニ付、年寄中に爲レ知鍛冶町九右衛門殿呼出候事取計可レ申談候

町方追手より始り、御案内吉左衛門榮左衛門同横町忠兵衛殿才右衛門殿可ニ罷出一候處、才右衛門殿差支ニ付六左衛門殿へ申談、鍛冶町兩人右町々境へ出迎案内可レ申事

御休息所海野町横町之境へ申付候樣、御奉行樣より別段被ニ仰付一候間、孫右衛門方へ申付候組合一人ヅツ呼出右之趣申聞かせ、亭主々々在宿致候樣、尤無レ據他行致候はば隣家へ申合候樣申付候。横町寺々も他行無レ之樣、かぢ町同樣年寄中より沙汰之筈

と海野町問屋日記文化九年五月十四日の條に記載してあるから、町分の測量實測描圖の事があつたのは明である。原町分も亦之と同樣であつたと思はれる。此時の製圖は上田城下に接續、關係深き鹽尻組國分寺組のみで、六分一町の縮尺細圖で、三年を經て成功した。此描圖には、竹内善吾の弟子植村半兵衛重遠も與つて居る。小縣郡年表

此地圖と稱する者を見るに、常田大宮より常田池迄の間に於て、字堀ノ内東に接して當座町と云ふがあり、堀ノ内の北に大宮と云ふがあり、其北にロクロ町と云ふがある。常田池の南に深町と云ふがあり深町の西に接して踏入があるなど現在の字名とは異て居る所が多い。

第四篇　自明治維新至廢藩置縣

第一章　明治維新當時の上田藩

第一節　藩主の動行

明治維新當時の上田藩

藩主の動行

在府の諸侯及旗本慶喜の大政奉還の報に驚く

慶應三年十月十四日德川慶喜大政奉還を奏請し、翌日御聽許と成つた。此事は其翌日在京閣老板倉伊賀守よりの急使が齎した書面に由て、在府の閣老及び諸侯に報ぜられた。此時江戸在府の諸侯及旗下等の、驚愕と憤怒とは非常なもので、德川三家の中で、佐幕に傾いて居た紀州藩の江戸詰役人の如きは、檄を一門譜代の諸侯に飛ばし、德川氏數百年の厚恩に酬ゆる爲め、德川氏と存亡を共にせんことを勸說し、水戸藩の如きも、幕府の御爲大義を唱えられ候御先鞭感佩に堪えず、とて之を激賞したのであつた。そして多くの諸大名は異口同音に、我等は德川氏の家臣にして朝廷の臣では無い。故に德川氏を差し措いて、直に朝廷の召に應ずる事は出來ぬと唱へ、飽まで德川氏に忠勤を勵み存亡を共にすべし、との決意を示すに至つた。

德川家臣にして朝廷の臣にあらず

此所に朝廷の召と云ふは、慶喜大政奉還の後、朝廷は直ちに同月二十日に諸侯に上京を命じた。十月廿一日上田藩京都詰役人赤座壽兵衞は傳奏飛鳥井大納言より呼び出され、御沙汰書を渡された

諸侯上京の命

上田藩主御召の御沙汰書を書く

別紙之通被二仰出一候に付ては御用被レ爲レ在候間草々上京可レ有レ之旨御沙汰候事

別紙

祖宗以來御委任厚御依頼被レ爲レ在候得共、方今宇内の形勢を考察し建白之旨趣尤に思召候間被二聞食一候尚天下と共に同心盡力を致し皇國を維持可レ奉レ安二

震襟一

御沙汰候事

別紙

大事件外異一條者盡二衆議一其外諸大名伺被二仰出一等は朝廷於二兩役一取扱自余之儀ハ召之諸侯上京之上御決定有レ之夫迄之處德川之支配地市中取締等は、先是迄之通にて追て可レ及二御沙汰一候事

十月二十三日飛鳥井大納言より

帝鑑之間一同に

諸藩上京之儀被二仰出一に付ては、京師も狹少之儀旅宿等も不都合に候間、成丈少人數にて上京有レ之候樣可レ致候事

十月

小人數にて上京すべきを諸侯に注意す

旗本有志の廻狀

十月廿八日傳奏飛鳥井大納言より左の書付を渡された。

御用之儀有レ之被レ

召候期限來月中必可レ有二上着一候事

但用意出來有レ之候向者不レ拘二期限一早々可レ有二上着一候事

此御沙汰書及び注意書は、十一月四日に赤座より江戸藩邸に在る藩主忠禮迄送り届けられた。

十月二十二日の夜、上田藩深川扇橋の下屋敷門前に、表紙に急廻状と記し下に永代より赤羽根と書いた袋の中に

以二廻状一申通候當將軍事奸謀を以て前將軍を暗殺し、御當家を掠奪し、噫々夷人と和睦を結び兵庫等開港致し、專ら一己之利を貪り萬民の困究を顧みず、諸大名の苦疾を恐れず、殊に我輩の軍功を以て賜る恩祿を、私に削候抔は實に以て殘忍無道の所業に候。右樣不德之將軍より、是迄永く御相續被レ爲レ在候將軍之職を朝廷に歸し奉り候は、是御當家を亡ぼすの惡人なれば、苟も三百年の御恩德を思ふ者は速に此僞將軍を誅戮し、前將軍之御血筋より明主を選び御再興を斗候はゞ、一は御當家の御爲、二に前將軍の御讎を報じ奉る之兩義と可二相成一候、是臣子たる者の本意に候間銘々早々思慮を決し大奮發し前文之兩義全くする事を御取斗有レ之度候、赤誠血泣之情實より此廻狀差出候間、早々順達可レ有レ之候。若し留置遲滯致候者は、卽座に首を討取可レ申候以上

十月廿二日

御旗本有志之者

御譜代之面々

御家人に至る迄

追啓　來月朔日夜より向島弘福寺牛ノ門前長命寺秋葉社此四ケ所へ集會可レ被レ致候事

と認めた一書が有つた。此廻狀は五日の後廿八日、上田藩家來岩間半彌より「右は不二取留一儀には御座候得共御含迄」にとして幕府に差出された。此は當時江戸表に流言蜚語盛に行はれ、人心動搖し樣々の事が起つた其狀況を想像する一資料であるので、此所に記したのである。

十一月十一日には帝鑑間席の在府諸大名は、申合はせて、次の如き上書

此度從二朝廷一被レ爲レ召候旨、傳奏衆より御直達御座候得共、私共儀は、朝廷に奉レ對候ては陪臣之身分にて、

帝鑑間席諸侯の應召難の上書

公儀を被ニ差置一御直に御用可レ有レ之筋は有レ之間敷候處、此度之御改革に付定て意外之御用向も可レ有レ之哉、萬一御沙汰之品に寄り、御當家へ奉レ對臣節を失ひ候場合に立至り候ては、上は　神君以來御歷代樣御神靈に對し奉り、下は私共祖宗先靈に對し申譯無レ之、且被ニ召寄一候上は朝廷より御政務向御下問被レ爲レ在候樣承知仕候間、右一々御答申上候樣成行候ては、陪臣の身分相立不レ申、何分にも御請之儀當惑仕候。右次第柄に付應レ召上京仕候も其詮無レ之、依て家老一人を以て此段哀訴仕候。幾重にも傳奏衆迄被ニ仰達一可レ被レ下候伏て奉ニ懇願一候　以上

十一月十一日

諏訪因幡守。酒井若狹守。松平中務大輔。有馬遠江守
戸澤中務大輔。大久保加賀守。松平和泉守。堀田相模守
眞田信濃守。相馬因幡守。石川宗十郎。松平伊賀守
內藤豊前守。水野出羽守。西尾隱岐守。土岐隼人正
鳥居丹波守。松平伊豆守。稻垣平右衛門。松平佐渡守
酒井紀伊守。植村駿河守。內藤金一郎。本多豊後守
松平攝津守。本多能登守。水野日向守。三宅備後守
堀田攝津守。保科彈正忠

朝廷辭官納地を慶喜に命ず

諸代諸侯族本の憤激

を作製し、各藩家老一人づゝを遣はして、上京せしむる事とし、若し板倉閣老にして此上書を取次がぬ時には、直接傳奏迄差出すべき書面も、右の連名で準備されたのである。

維新の大號令發せられた十二月九日の翌日、朝廷德川慶喜に向ひ、內大臣を辭し其封土を納るべきを達した。此時慶喜は二條城に居りしが、此事を傳聞せる德川麾下の諸士、及會津、桑名等諸代の諸侯は、皆齊しく二條城に雲集し、之れ皆薩州藩が、二、三の公卿と謀り幼主を擁して、此大變革を行ひたるものとして大に憤激し、城の內外殺氣橫溢、將軍の一麾次第二百餘年の洪恩を報ずるために、直に討て出

板倉閣老軍隊兵艦の急送を在府閣老に求む

板倉閣老京都の狀況を報ず

慶喜二條城を去り大阪城に入る

上田藩主兵を以て上阪せんと請ふ

づべき形勢であつた。慶喜は此形勢を憂へ、嚴に妄動を戒しめ、旗下の士及會、桑兩藩兵の城外に出づるを禁ずるに至つた。けれども都下の形勢は、益不穩險惡、何時衝突爆發せんも圖り難い有樣であつた。在京閣老板倉伊賀守勝靜は、形勢の容易ならざるを察して、十二月十一日急使を立てゝ密書を在府老中稻葉美濃守正邦に送り、何時兵端の開かるゝやも計り難き情勢なるを以て、步兵四大隊程、騎兵二小隊程、大砲二座、軍艦は出來得る限り一隻でも多く、大至急差廻はされたしと申送つた。

德川慶喜も二條城に在て、朝廷の爲す所に不滿の念を懷いて居たやうである、其は十二月十四日板倉閣老より、稻葉小笠原の兩閣老等に宛て送つた、慶喜二條城退去の狀報中に、「會桑二藩は不レ及レ申陸軍役々遊擊隊新選其外何れも奸藩を皆殺しに可レ致心得にて御命令次第速に打出覺悟いたし、其他議論沸騰中々押へきれ兼候勢ひ、上にも一時は御憤怒にて既に御出兵可二相成一一段の處云々」とあるに因て察する事が出來る。稻葉家文書　然し事を起して朝敵の汚名を蒙るは、大義名分を辨へたる慶喜の爲すに忍ない所であり、さればとて非常に激昂し殺氣立つて居る軍隊を、彼等の敵視する藩兵と共に、京地に駐むるは極めて危險なので、慶喜は十二日會桑兩藩の兵をも引き連れて二條城を去つて大坂城に入つた。けれども佐幕の諸藩及譜下の士等は辭官納地を強ふるは、之れ德川氏を亡ぼすものとなし、怨嗟憤激甚しかつた。慶喜も亦奏聞狀を呈し、政治の公明正大ならんことを望み、十八日大目付をして、之を京都に奉呈せしめた。此狀勢は十七日附を以て、板倉閣老より江戸の同列に報ぜられ、同時に此奏聞狀の謄本を送り、此を在府各席々の諸大名及旗本に示し、德川氏の安危此秋に在るを以て、一騎一兵たりとも嗜次第引率して、至急上坂すべきを促した稻葉家文書。此時上田藩主松平忠禮は、兵を率ゐて上坂し、將軍の膝下に在て忠勤を勵みたき旨を、同席取締まで申出たのである。此事は明治元年正月三日の伏見鳥羽の戰報が、同八日江戸に到達した時、其翌日

私儀當今之御時節、兼々御膝元に於て忠勤相勵度、旣に舊臘同席取締に斷置候品も御座候處、昨日伏

上田藩主再び事兵西上を出願す

見表之儀承知、片時も座過仕兼候間、人數召連、早々上坂仕度奉レ存候。此段被レ成二下御許容一候様千萬奉二懇願一候　以上

正月九日　　松平伊賀守

出題の趣を在所上田に通告す

と云ふ書面を閣老迄差出したので證する事が出來る。正月九日此願書提出の事は、直ちに在所上田にも通告され、右願の趣が聽許あり次第急速出發に及ぶべきに付、一藩の者、此旨を承知し置くべきを申渡した。

慶喜江戸に歸り東歸の理由を告ぐ

然るに德川慶喜は伏見鳥羽の戰敗れ、七日開陽丸に乘じて大阪灣を發し、十一日品川沖に入り、翌十二日江戸城に歸還した。故に上田藩主上阪の事は、其必要なきに至つたのである。慶喜は江戸に歸るや否や、直ちに

先般尾張大納言松平大藏大輔を以、可レ致二上洛一旨御内諭を蒙り奉り候に付、去ル三日先供の者四隊、關門迄相越候處、松平修理太夫家來共、無レ謂通行差拒、兼て伏兵等之手配致し置、突然彼より發砲、兵端を開粗暴之擧動に及候は、全く修理太夫家來共一已の所業に有レ之、剩矯二叡慮一朝敵之名を負せ、他藩の者を煽動し、人心疑貳を抱き戰利あらず、此分にては、夥多の人命を損候而已ならず、可レ奉レ寧二宸襟一誠意も不二相貫一、紛紜之際曲直判然不二相立一候ては、不本意之至深心痛致し候。就ては深き見込も有レ之兵隊引き揚げ、軍艦にて一ト先東歸致候。追々可二申聞一候儀可レ有レ之候間、銘々同心戮力爲二國家一可レ抽二忠節一事

と發表して、大阪入城より東歸までの事情を陳べ、且時宜に依り再び上洛もあるべきを仄かした。

上田藩主は、正月十六日此慶喜の書付を一藩に示し、同時に銘々非常の覺悟を以て、德川氏と存亡を共にすべき旨を申聞けた。

今般上様被レ遊二御還府一候御儀は、只今拜見申付候御書付之通にて、實以て不二容易一御危急に有レ之、

此上京攝に不レ拘當地之變動旦夕之勢と存候。就ては上下必死粉骨碎身、奸賊を殪し候外他事無レ之と覺悟相定候。依レ之今日より當屋敷を陣營と致し、万端非常之變革に及候間、我等心中相察し其旨厚相心得不二容易一上意之趣、上下一致德川氏と存亡を與に致し、忠孝之大節相立候樣助貰度候。猶心付之儀は直々可レ承候間無二覆藏一爲二國家一可二申聞一事

德川氏と存亡を與にする決心

此ことは德川の支流、藤井松平家の上田藩としては、當に然るべき筈であると思はれる。

藩士に出府又は待機命令を出す

第二節　在所上田の狀況

上田藩主が大阪表に上り、將軍に忠勤を勵みたき旨を出願した時。在所上田表へは何時上坂に至るやも測り難き故、急速に組の者を召連れて出府すべしと命ぜられた者、急速上坂の事も之れあるべきに付、豫め心得居るべしと申渡された者もあつた、芦田柔太郎等は其一人である。新に軍事掛と云ふ役が設けられ、從來の器械掛及御人數出取調掛の職を掌らせた。此役に命ぜられたのは中根治郎右衛門で、正月十六日の事である。又此十六日には、繋ぎの物見卽ち連絡斥候が任命され、木曾路より美濃路方面の情勢探索報告の事に當ることゝなり。又普請奉行へは「去ル十三日江戸に於て、上樣御東歸被レ遊御危難の御時勢に相成候に付、との理由で定府の人々は、其家內上田勝手に引移るべしと、申渡されしに付、其準備を成すべし」と申付けた。又此日には、明十七日は例年鍾美館が開かるゝのであるが、當年はかゝる時節柄故、當分延期する旨を申渡した。同時に家中一統に、何時異變の生ずるやも測り難い故、當分の間平常は勿論　御用呼び出しの時と雖も、軍服着用苦しからざるを達し、且國家の大事切迫せるに付各其心力を盡し今日より戰場同樣と心得て、晝夜油斷なく專念武備の充實を圖るべき旨を諭告した。

新に軍事掛を置く連絡斥候

定府の家內上田に引移るべし

鍾美館開館延期

戰場同樣の心得

文武學校當分閉鎖

御用留日記

正月十八日には形勢容易ならざるに付、當分の間文武學校を閉ざし、兩學校に勤務する者は、二三人

宛申合はせ、城の内外を巡視して、急變ある時は、警鐘を打ち鳴らすべきを命じた。御用留日記

家中に戒告す

此物々しい警戒振は、上田藩家中に不二容易一時節柄と云ふ緊張氣分を漲らせた。故に中には今にも大事變來らんかと憂慮して、窃に家財道具を片付けて、最寄の者に預托して立退の準備を爲る早手廻しの者もあつた。隨て町分在方まで種々様々の風說が傳つて、動搖するに至つた。依て

町分の者の動搖風說を戒む

今般不二容易一切迫之御時勢に付御家中一統非常の覺悟は勿論之儀に有レ之候得共、猥に動搖致間敷旨此頃相觸置候處今以て上より何の御沙汰も無レ之に荷物等取片付最寄之方に相預け立退候用意致候族も有之哉に相聞不二相濟一事に候。右に付在町之者迄動搖に及び御他家へも差響不二容易一外聞に相成以之外の事に候。向後差圖無レ之内銘々一巳之了簡を以て前文之所業等於レ有レ之ハ嚴重之御沙汰可レ有レ之候間、急度心得違無レ之様可レ致候

正月廿一日

と申渡し、其不心得を嚴しく戒むる所があつた。翌廿二日には

當今之形勢柄に相成候ては、銘々覺悟有レ之儀は勿論に候得共、不二取留一御家幷に諸家之動靜相唱如何敷動搖に及候者有レ之趣相聞、自然御外聞にも相拘り、不取締之廉と相成以之外の事に候。以後萬一右様不埒之者於レ有レ之ハ糺の上嚴重可二申付一候間、其旨相心得可レ申事

正月廿二日

と上田町分一統に申渡し、藩情を揣摩憶測して様々の說をなし、又は他藩の行動を推測して彼是と批評するが如きこと無きやう戒しめた。

上田藩の動向一變

第三節　上田藩の動向一變

正月九日德川慶喜討伐の爲め有栖川宮熾仁親王征東大總督に任ぜられ、同十五日東江戸を指して進發

慶喜謹愼恭順の意を表す

することと成り、一方江戸に於ては慶喜は深思熟慮の末、陸軍總裁勝麟太郎の意見に聽從し、一意恭順謹愼罪を天裁に仰ぐに決し、自ら謝罪待命の書を裁し、越前侯を介して京都に奉呈し、激昂せる臣下を慰諭して暴擧を戒め、二月十三日には江戸城を出で上野寛永寺に屛居し、以て一意恭順の實を表した。

國のため民のためにと今しばし
　忍ぶが岡にすみぞめの袖

とは此時慶喜の述懷である。此の如く自ら罪を一身に負ひ東叡山に屛居謹愼し、臣下に向ては官軍に對し不敬の事なきやう篤と申諭したが、江戸の地は四方の士民輻輳の地なれば、多數者中には心得違の者無きを保し難く、萬一事端を生じ、無辜の民を塗炭の苦に陷らしむる如き事あらば遺憾至極であるので、此際官軍の江戸進軍を暫時猶豫せられたき旨の書を裁し、前橋侯松平直克をして携へて上京せしめた。此時德川驥下の士は慶喜の處分の寛大ならんことを哀願せしが、譜代の諸侯四十一藩も、亦連署して寛典を以て處せられんことを哀願した。此時の署名者中には、無論上田藩主も加はつて居たのである。

上田藩主等慶喜を寛典に處せんを願ふ

謹而奉二言上一候私共祖先以來德川家臣屬には有レ之候得共普天率土王臣に有レ之、況や累代過分の官位爵秩頂戴罷在奉レ蒙二莫大之天恩一候得共今般御一新之折柄萬分之裨補も無レ之恐惶戰慄罷在候。然る處去る正月三日德川氏當主入朝の折柄先驅之者共行違より意外の及二戰爭一、終に此度奉レ蒙二御宸怒一御追討被二仰出一候段實に當主不束より生候事今度辨疏可レ仕樣無レ之候得共、元來當主儀は先年來先朝非常之寵恩をも奉レ蒙決而二心無レ之段は天地神明も照覽被レ爲レ在億兆の人庶も承知仕候儀に御座候。乍レ去一時號令不レ嚴所より右等の不始末に及候段は、重々奉二恐入一坂城も急速退去、江戸歸城後も恐懼謹愼罷在、先祖墳墓の佛寺に閉居仕候次第、私共德川氏恩顧を請罷在候身に取候ては、實に片時も座視傍觀罷在候に不レ忍、且は德川氏祖先奉レ對二朝廷一恭順之道を盡し、亂に戡ち治を致し奉レ安二宸襟一候微勳を思召不レ被レ爲レ捨何卒格外之恩典を以て寬恕之御沙汰被二成下一候はば、獨り德川氏再生の御恩澤而

已ならず、關東諸州百萬之生靈鋒鏑之難をも相免れ、盛代御復古の御聖意にも可レ被レ爲レ叶哉、乍レ恐螻蟻之徹衷御酌取被二下置一、幾重にも御執奏之儀泣血流涕奉二哀訴一懇願一候。恐惶敬白

上田藩家臣に形勢一變を告ぐ

德川慶喜恭順謹愼の擧に出でしかば、形勢は全く一變し上田藩は二月十六日家中一統を召集レ、慶喜の謹愼待罪の奏聞狀と、此を奉呈するに至りし事情を陳べ、且諸侯に我意を體し輕擧妄動恭順の道に背くが如き事なきを諭した書付をも讀み聞かせた。此は德川譜代、然も其支族の一たる上田藩松平氏としては、萬一の場合には一藩を擧げて、德川家の爲めに粉骨碎身忠節を勵み、存亡休戚を與にせんとの覺悟を以て、事を處して來たのであるが、慶喜既に恭順の意を表し退隱謹愼するに至り、今又此諭告に接した。事此に至ては慶喜恭順の意を體し、其諭告に遵て輕擧を愼み、一意天朝に對して恭順の道を盡すべき秋と成つたのを、一藩に知悉せしむる爲であつた。於レ是一時緊張した非常時氣分狀態共に解消するに至つた。

上田藩の非常時氣分狀態解消

上田藩主の歸藩上京

藩主忠禮の上京參內　上田藩主は昨冬以來多事なりし際江戸に在りしが、一度在所上田に立ち歸り藩狀を視且準備をも整へて上京せんと欲し、此旨を京都に出願したが、京都よりは差支なき旨を達せられたが、同時に上田藩主は既に上京遲延の上、今又在所に立歸つた後上京すると云ふは、勤王の誠意疑なき能はずと申添へられた。藩主忠禮は二十日歸藩上京差支無き旨達せらるるや、翌二十一日江戸を發し二十七日上田表に着し、三月二日次の如き上書を京都に奉呈した

德川慶喜

朝敵無レ紛之段者顯然に有レ之候得者、早々江戸地引拂勤王盡力可レ仕之處、此節に至り歸邑仕上京等之儀申出候儀、勤王之志不誠意之姿蒙二御疑問一御尤至極奉二恐入一候。然る處最初上方表之儀及レ承候砌、區々之說にて始末柄更に不二相分一品々心配遲々仕候儀に有レ之、其後御布告之趣追々拜承、御親征被二仰出一候儀にて、反狀之次第明白承知仕不レ堪二驚愕之至一、依レ之急速引拂不二取敢一

松平家は徳川家の枝葉

上京可レ仕決心仕候儀に御座候。然る處差掛難澁仕候儀者、私家筋之儀者徳川家枝葉之儀にも有レ之、幷近來之所江戸城番所を初、其外非常固市中廻り等相勤罷在候儀にて、今更申譯之形に相當奉二恐入一候得共、邸内引拂之儀等俄に取計兼候味品々有レ之、加レ之元來病身にて早春以來別て不二相勝一難儀仕右等之次第を以不レ心追々遲緩に及候儀にて、勤王之儀に於て怠慢仕等之儀毛頭無二御座一候。何卒前文之味柄乍レ憚御憐察被二成下一、江戸邸引拂不レ得レ止追々遲延仕候儀他念無二御座一之段御氷解被二成下一置候樣仕度、只管奉二懇願一候　誠惶謹言

三月二日

松平伊賀守

（師岡史料）

此上書はいかにも僞り飾る所なく、率直に松平支流たる上田藩主としての立場、及江戸引拂遲延の理由を陳べ、決して朝廷に對して他意ありしに非ざるを、明にした立派な態度で快く感ずる所である。

藩主少數の伴連れにて上京す

諸藩主上京に就ては、昨年朝廷より成丈少人數にて上京すべしとの注意も有つたので、藩主忠禮は其意を體し家老師岡主鈴以下僅々四十人程の人數を召連れ平駕籠で極めて質素手輕の行列で、三月十九日上田を發足し、松本を經て上京の途に就いた。朝廷より上京注意の事など承知しない領民等が、此時の藩主一行の輕簡なりしに驚いたのは、無理からぬ事であつた。

分知松平欽二郎を帶同して上京す

忠禮は四月二日京都に着し同月五日參內した。此上京の際に川中島鹽崎分知の松平欽二郎を帶同した。欽二郎は四月十七日辨事役所に書を呈し微力ながら相應の御奉公申上げたいと願出た。其上書は

私先祖民部少輔忠容儀本家三代目伊賀守忠周持高之內五千石分知被二仰付一候以來、私迄七代德川家隨從罷在候處、先般御大政御一新御布告之儀謹承仕、本家共々勤王勉勵仕度志願にて、今般伊賀守に附屬上京仕、兼て同人より奉二願置一候通、御用之節は乍二微力一身分相應之御奉公被二仰付一被二下置一候樣奉二懇願一候、此段宜御執成被二成下一度奉レ願候以上

四月十七日　　松平伊賀守
　　分知　松平欽二郎

辨事御役所

在所上田表に歸る

京都滯在中在所上田表には、軍隊出動の事ありしかば、忠禮は歸邑の上萬事の指揮に當らん事を奏請して聽許せられ、閏四月二日京都を發足し、同月十四日上田表に歸着した松平家日乘。問屋日記。

此月太政官より「王政御一新に付ては、宮、公卿、諸侯幷神社寺院等領知高之儀、御改革可レ被二仰付一候間、是迄舊幕府より受封之判物急々御用有レ之候間、內國事務局に差出候樣被二仰付一候事」と布達があつたので、九月廿七日上田より差し立て、十月廿九日京都詰公用人赤座壽兵衞より辨事務所に提出した。

領知目錄の提出

御朱印幷領知目錄

一台德院樣　御朱印御本書一通

寬永二年九月二日忠晴公新知御拜領之節御頂戴

一台德院樣御官位被爲蒙仰候節御書付御本書一通

慶長十四年十二月二十二日忠晴公御頂戴

一嚴有院樣　御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

寬文四年五月廿五日忠晴公御頂戴

一常憲院樣　御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

貞享元年九月廿一日忠周公御頂戴

一常憲院様　御知行割御本書一通
　貞享三年忠周様武州岩槻に得替被爲蒙仰候節御頂戴
一常憲院様　御朱印御寫一通
　元祿十年四月朔日御領知目錄御本書一通
　忠周公但州出石に得替被爲蒙仰候節御頂戴
一常憲院様　御朱印御寫一通
　寶永三年二月五日御領知目錄御本書一通
　忠周公信州上田に得替被爲蒙仰候節御頂戴
一文昭院様　御判物御寫一通
　御代替に付御領知目錄御本書一通
　正德二年四月十一日忠周公御頂戴
一有德院様　御判物御寫一通
　御代替に付御領知目錄御本書一通
　享保二年八月十一日忠周公御頂戴
一有德院様　御朱印御寫一通
　享保九年正月十五日御領知目錄御本書一通
　忠周公信州より江州に得替被爲蒙仰候節御頂戴
一有德院様　御朱印御寫一通
　享保十六年二月廿五日御領知目錄御本書一通
　忠愛公江州より信州に得替被爲蒙仰候節御頂戴

一惇信院様　御朱印御寫一通
　御代替に付御領知目錄御本書一通
　延享三年十月廿二日忠愛公御頂戴
一俊明院様　御朱印御寫一通
　御代替に付御領知目錄御本書一通
　寶曆十一年十月廿一日忠順公頂戴
一文恭院様　御朱印御寫一通
　御代替に付御領知目錄御本書一通
　天明八年三月五日忠濟公御頂戴
一愼德院様　御朱印御寫一通
　御代替に付御領知目錄御本書一通
　天保十年三月五日忠固公御頂戴
一溫恭院様　御判物御寫一通
　御代替に付御領知目錄御本書一通
　安政二年十一月五日忠固公御頂戴
一昭德院様　御朱印御寫一通
　御代替に付御領知目錄御寫一通
　忠禮公御頂戴

（松平家日乘）

藩主上京

藩主忠禮は、藩地に在りて、北越の軍事を處理し且諸般の政務を視、十一月十一日、上田を發し東京に赴いた。

元年七月廿七日江戸を改めて東京と稱した

藩主誓約

藩主誓約　十二月四日行政官辨事より
明五日
御誓約被レ爲レ在候に付巳刻參內可レ有レ之候事
十二月　　辨　事
松平伊賀守殿

藩主賜暇歸邑

と達があつたので、早速御請、五日參內御誓約を取濟ませた。此趣は直ちに在所上田にも報ぜられ、領內に遍く觸れ知らした。町分への觸は
殿樣御儀去る五日東京に於て御參內御誓約無二御滯一被レ爲レ濟候
右書面之通町中一統に可レ被二相觸一候事
御誓約濟の後、藩主は賜暇歸邑の上、領分取締を爲さん事を請て許された。
松平伊賀守
其方儀今般　御誓約相濟御暇賜り候條歸邑之上は　御誓文之御趣意厚く奉二躰認一家政向改正は勿論東北旣に平定に至ると雖も、前途皇國御維持之儀深く　御苦慮被レ爲レ遊候に付、屹度藩屛之職を守り緩急御用相立候樣
御沙汰候事
十二月　　行　政　官

かく賜暇歸邑の御沙汰があつたので、同月十五日辨事宛「私儀御暇賜り候に付在所表に明十六日出立仕候此段御届申上候」と届出で、同月下旬上田表に歸着した。
此上京の折には、親戚藩羽州上ノ山の事に就て、頗る盡力斡旋する所があつた。

第四節　上田藩と上ノ山藩

上田藩と上ノ山藩

松平忠昭は弟忠周を繼嗣と定めた後に、興四郎忠隆が誕生した。忠隆の生母榮昌院は、我生子忠隆をして家督を相續せしめやうと謀つたが、成就しなかつたと傳へられる。忠隆は曾て自筆の家系譜を大星神社に納め、祈願する所があつたと云ふ、或は此事に關係あつての爲ではあるまいか。然るに其子信將は享保十八年八月、羽州上ノ山藩三萬石松平長恒の養子と成り、其家を相續した。此の如き關係よりして上田上ノ山二藩は親類筋と成つたのである。戊辰の年上ノ山藩主松平伊豆守信庸は、奥羽諸藩の同盟連合して官軍に抗せし時、之に加つて行動を共にした。後歸順して奥羽鎭撫總督正親町中將公董に就て、寛典に處せられん事を哀願して許容となり、久我大納言の本營福島に重役の者召喚され、藩主伊豆守は速に江戸表に出で、然るべき寺院に入り謹愼して朝命を待つべきを申渡された。依て伊豆守信庸は、十月廿三日上ノ山を立退き、十一月五日江戸に着し芝二本榎の菩提寺松光寺に入て、謹愼した。十一月廿九日信庸は官軍に抗し不屆の廉に依り、官位褫奪の上屋敷取上げと成つた。其時の御請書は

上ノ山藩主松平伊豆守信庸謹愼す

私藩儀賊徒に與黨仕恐多も對二官軍一抗衡仕候段不屆之至依レ之官位被二召上一屋敷御取揚之上、詰合家來の者早々歸國可レ仕旨御書付之趣重々恐入、謹で奉レ畏候。乍レ憚御請奉二申上一候誠惶誠恐頓首

十一月廿九日　　松平伊豆守　花押

十二月に入り、行政官より上田藩役人を呼出し、次の減封の書付を渡された。

松平伊豆守

奥羽諸賊と同盟屢　王師に抗衡候條大義順逆を不レ辨次第其罪不レ輕屹度御咎可レ被二仰付一之處、出格之思召を以て領地之内三千石被二召上一隱居被二仰付一家名相續之儀は血緣之者可レ被二仰付一候事

但相續之者早々可二願出一事

信庸の弟上ノ山藩を襲ぐ

十二月　行政官

此處分書は上ノ山藩主に示され、信庸は謹で命を奉じ、家名相續差許の寛典を蒙りしを謝し、御請書を奉呈した。其後上ノ山藩の家臣等は談合の上、信庸の弟豊熊を以て、家を相續せしむる事とし、上田藩主の名を以て其事を願出で、

信庸弟　松平豊熊
當辰八歳

今般松平信庸家名御取立被二仰付一候段難レ有仕合奉レ存候依レ之右豊熊に相續被二仰付一候様家來一同奉二懇願一候に付此段従レ私奉レ願候　以上

十二月十九日　松平伊賀守

辨事御中

此願書に對し、同月二十二日、上田藩重役出頭すべきの命令が、行政官辨事より届いたので、岩間半彌が出頭した所、辨事より、左記の書付を交附され

松平伊賀守

松平豊熊に別紙之通被二仰付一候間、此旨可二相達一候事

十二月　行政官

同姓信庸儀過日御處置被二仰付一候に付、其方に貳萬七千石下賜家名相續被二仰付一候、以後藩屏之職を重じ勤王盡忠可レ有レ之之旨

御沙汰候事

十二月廿二日　行政官

之に依て上ノ山藩は、減封三千石、即ち所領の一割を沒收せられしのみにて、家名を繼續するを得た

のである。

第五節　幕末に於ける特殊動行の人々

幕末に於ける特殊動行の人々

赤松小三郎

赤松小三郎の親友で、嘉永元年男子一度志を立て鄉關を出で、學若し成らずんば死すとも還らずとの決心を以て、共に相携て江戸に赴いた森田斐雄の直話に據れば、小三郎は上田で散髪の嚆矢であつたのに依ても察せらるゝ如く、人の後塵を拜することは最も嫌ふ所で、何事も人に率先して之を行ふと云ふ氣象の人であつたとの事である。此人が江戸に於て又長崎に赴いて、算數測量等の諸學を修め、兼て蘭英の二語を學び、慶應元年七月には英國歩兵練法を飜譯して之を世に公にした。此の人にして、藩地に歸れば門閥格式の桎梏に縛ばられて、其才能を伸ばすを得ない境遇に在つたのは、到底堪え得なかつたらうと察せられる。慶應二年幕府に上つた意見書の中に、御人選は門地格祿等に少しも無ニ關係一破格之御法にて、輕輩陪臣にても其身一代は御老閣等重き御役に迄も御選抽相成、總て器量に應じて高位高祿に御取立相成云々と述べし一節あるは此心事を現はしたものと信ぜられる。啻に前述の理由ばかりで無く、猶他に大きな抱負を有つて居た事は、小三郎が慶應三年三月其兄芦田柔太郎に送つた書狀の中に、「皇國の御爲少しは相成候樣仕候見込に御座候、上田にて事を開き日本に弘め候事は出來不申、皇國に事を開き候へば自然上田は開け申候」と述べて居る所より、窺知することが出來る。此の如き事情の下に小三郎は、慶應二年二月決然藩地を去て、京都に出たのである。蓋し當時上田には江戸に出て修業しやう、そして名を顯はさうなど考へた者はあつたらうが、京都に赴いて一旗擧げやうと考へた者は、小三郎以外には無かつたであらう。

小三郎の人と爲り

小三郎決然立て京都に赴く

京都は文久二年大原勅使の東下以來は其力は江戸幕府をも動かすに至つたので、天下に事を成さんと

志す士は、多く此地に集つた、此形勢を看取した彼は、別に有力なる後援者とても無く、然も上田藩士中輕輩の部に屬する身分で、突如京洛の地に入て、先づ方今の急務は兵制の改新に在るを說き、同時に深く研究して得意なる新式英國歩兵練法を講じたのである。諸藩士中其說を傾聽し就て英式練法を學ぶ者多く、特に薩藩士島津久光は禮を厚くして藩士に教へんを乞ふた、小三郎は之を諾し薩の京邸に於て青年藩士に教授した、此時其教を受けた人々の中には篠原國幹村田新八中村半次郎野津道貫東鄕平八郎上村彦之丞等有つたと云ふ。

小三郎京都に於て兵制の改新必要を說き英國歩兵練法を教ふ、島津侯小三郎を聘して藩士を教へしむ

此頃小三郎は帝國の前途を憂慮し陪臣の身を以て、書を幕府に呈し所思を開陳して改革の必要を說いた、其上書は次の如である。

軍備に關する意見を幕府に上申す

方今世上形勢の儀に付乍レ恐奉二申上候一口上書

方今内外危險之形勢心付候儀を默止仕候も却て不本意と奉レ存卑身淺見を省みず存付候二二端を左に奉二申上一候、卽今征長御軍備之形勢を密に奉レ察候に御廟算は無レ之只義理御確守被レ奉二

勅命一候而已にて勝敗之儀は御無算の儀と乍レ恐奉レ存候、如何となれば蓋し君より臣之罪を糺候には慥に勝算不二相立一以前に戰を開き候理は決して有レ之間敷かと奉レ存候、然るに此度征長の御軍備は軍將不レ巧二兵事一列藩不レ服レ令兵器不レ足兵勢乏敷兵法不レ立諸軍不二一和一諸兵之配賦不二適當一勝算無きは以レ是瞭然たり、名は糺罪之軍にして實は糺罪之戰力無し、固より如レ斯名と實とに違ある御所置一度御施行相成候儀に候へば、順序正敷御成功相成候儀は難レ成事かと奉レ存候。然ば兎角一方は順序反轉之御所置を許不申候ては眞の御糺罪に至り申間敷かと奉レ存候、固封の諸侯へ直に征長之　勅命下り諸藩一致力を盡候はゞ御成功可二相成一か、乍レ去異論を唱へ又は因循遲滯之諸侯直に命に應じ候事難レ斗、若し命に應じ候も往々固封獨立之意益盛に成り可レ申候又外國へ援兵を賴候はゞ數月を不レ經して成功可レ有レ之候へ

共、彼は益跋扈し且其軍費を償候はゞ國力益疲弊に至り可レ申候其外反順之御所置は何級も可レ有レ之候へ共、一方は條理を曲げ候を不レ許候ては全く御成功に至り申間敷かと乍レ恐奉レ存候、其他順正之御所置と雖も非常之時勢に候へば、非常破格の御改正有レ之古例膠柱之事件は盡く御廢相成卽今之急務實事活用之御政道被レ遊二御施行一候儀緊要と奉レ存候、第一には御執政之御役人樣方御一和御憤發御精勤相成御政事御變動無レ之御策專要に可レ有レ之候、譬へ何程の御仁政にても如二近世一度々御變化有レ之候へば、人心疑惑を生じ大諸侯は追々獨立固封の意を發し、又外國への御談判も時々の官吏の御見込にて時々變動有レ之候に因て彼も疑心を生じ候樣成行、末には諸侯各々特に外人に交り諸侯を信じ大命を疑ひ候樣成行、往々進退御究迫の事件も生じ可レ申かと乍レ恐奉レ存候、右御役人樣御精勤御政事不動に至り候の本は、人才御選用之儀第一と奉レ存候、諸官吏方全く方今の時勢に通じ實事活用之御論而已に候へば、御異論も稀にして御憤發御勤務之功も有レ之永く御勤役にも相成可レ申候、右御人選は門地格祿等に少しも無二關係一破格之御法にて、輕輩陪臣にても其身一代は御老閣等重き御役に迄も御選抽相成、總て器量に應じて高位高祿に御取立相成國中智略と位階とに不同無レ之樣人才御選抽御政事被レ遊二御確定一容易に御變動無レ之儀御國威御擴張之根元かと奉レ存候、蓋し貴き人は固有之官祿に安んじ候故學術を勉る人稀に、卑き者は青雲之志有る故學術に精神を盡す人多し、故に中等以下に人才有レ之候へば右樣御人選無レ之候ては迚も御國是相立候儀は難レ成儀と奉レ存候、亦卽今長防御糺罪之儀に付ては、三百年來治平に浴し候將卒を戰爭に用る候ては失策多く、且疲勞損失等も多分可レ有レ之候へば、兎角此後海陸御兵制御改革強兵の御策緊要之儀と奉レ存候、此節諸侯の兵制或は古格に泥み或は獨立之法を立候へば、皆區々にて諸國一致し盡力猛勢之軍は迚も難二出來一事に候へば、先御旗下之兵を被レ成二御增加一、御軍制は世界中の良法利器御選用相成就中英亞兩國之制は精密實用輕便にして、實に皇國之地理人氣に適當仕候へば、此兩國の制に本づき精密美妙の兵法利器御全備に相成、夫々學術に應じて司令官並に御以下諸官吏御選抽に相成、左の法にて御旗下の海陸軍實に強勢に御備立こそ方今の御急務と奉レ存候。其法は諸侯

各其國力に應じ假令ば何十萬石以上は新製大或は小軍艦に新式旋條大砲小銃其外諸器械を全備し船卒何百人を屬し治亂共年中の入費は皆其諸侯より出し、亞長官以上の諸長官は旗下にて被レ命其諸官に屬する入費は上より出す、或は騎兵隊何百騎新式精製之諸器械を全備すべし、或は百何十斤より何十斤迄の旋條新式の防海砲守城砲攻城砲何門皆精製の諸器械彈藥砲兵を屬し治亂共年中入費は前同斷、尤厩は上にて御造營諸長官及其入費は上より出す、何万石は歩兵隊何百人旋條銃其外諸器械諸入費前同斷、諸長官も前同斷上より被レ命其入費は上より出す、右軍役は被レ命日より何十日以内に其兵士の六分の一を爲レ致二出府一跡の人數器械は何百日以内に相揃へ歩兵騎兵野戰砲隊は定數の半分づつ爲レ致二交代一出府殘りは御入用次第御呼出し御手勢に被二召仕一指揮は皆旗下より御人選にて被レ命兵士在府中教授仕候はば追々強兵相成可レ申候、御守衛向又は出陣等被二仰付一諸侯は次第に因り其兵士器械共御戻しに相成候も可レ然、且又兵士熟練の上は諸要地御警衛諸番所關門等又は火事防方等總て軍制にて爲二相勤一候はば諸侯御旗下の勞を大に省き可レ申候、又軍艦は要所に在留し御警衛又は御用向相勤め又防海守城攻城之砲は皆要所に御備へ砲卒は半分づつ交代在留して御守衛被二仰付一諸長官は皆旗下にて被レ命總て軍事總督其以下諸軍諸隊之長官は、皆門地身分に少しも不レ拘輕躍陪臣市門農民にても學術有レ之者は御選抽相成國中の諸軍學術と位階とに毫も不同無レ之樣被二成置一候はば實に諸軍一致之御兵制相立何時戰爭有レ之候共御指揮次第御軍役相勤候樣可二相成一候。全軍御備の配賦は皇國之地形に應じ候はば、海軍四分城軍三分半野戰軍二分其野戰軍は歩兵を元とし騎兵八分之一砲兵八分之一工兵四十分之一輜重兵二十分之一、此配賦にて御組立相成候はば大凡適當かと奉レ存候、乍レ去兵之強弱は將之善惡次第に候へば執政の重官及び軍將は勿論其以下諸官御人選の儀緊要に可レ有候、古例門地格祿等に關係し充分の御人選無之樣にては富國強兵之策は迚も難レ成事かと奉レ存候、亦前文之通強兵御所置充分に被レ遊二御施行一御確定の御仁政に御改正相成候はば、出兵遲滯の滯有りと雖も自然御威德倍加し數月にして國中御制度に感化し割居の諸侯も御指揮に服し御仁政に懷き候に至り天下御一致の基本かと奉レ存候、若又即今征長の儀

にて右の御軍備を不レ待差向御用立候御軍備要用に候はば既に追々御調に相成候御有合の御艦に大砲小銃諸器械御全備乗組人數熟々御選用實戰に用立候程に被レ遊二御備一、艦隊御組立相成陸軍之方は万石以下並に御領より御取立の農兵成丈御增加に相成御供之諸侯は戰用の兵士並に器械のみ御採用、君公は在國爲レ致旗下より指揮官を被レ命右兵士而已御用い相成候へば無用の俗吏雜人を大に省き、又諸國の國邑も堅固に相成可申候打手被二仰付一候諸侯も可レ成丈は戰用の兵士而已御採用君公又は重役の類は皆國邑へ御戻し相成旗本より御指揮有レ之候方實事活用に近く相成可レ申かと奉レ存候、又兵士器械而已差出候は遠國成共被レ命可レ成丈は實事活用強兵の御所置緊要と奉レ存候、蓋し列藩高祿の者は學術乏敷低位に人才有レ之候へ共、古例に泥みて不レ選二人才一は一般の弊風に候へば右樣御改革被二仰付一候方御大益に可レ有レ之候、前文之通り御改正相成候には御入費多分に相增し候へば、上下一致節儉御取縮之儀最用に御座候へ共、富國之事に至り候ては御政事に最多く關係仕且は繁端にて全く長文に相成候故差控え不レ奉二申上一候。兵事は卽今の急務に候へば失敬も不レ省大事に拘り候儀を粗漏に奉二申上一候段多罪奉二恐入一候

九拜敬白

慶應二年丙寅八月

松平伊賀守家來

赤松小三郎

幕府小三郎を採用せんとす

此事あつてより三閱月にして、同年十一月幕府は小三郎を開成所教官兼海陸軍兵書取調役に採用せんとて、此旨を上田藩に交涉した。然るに上田藩に於ては藩の兵制一新に付小三郎は之に必要なる人物なりとして之に應じなかつた、そして小三郎に向て速かに上田に歸還すべきを命じた。依て止むを得ず鄉里に歸りしも又間も無く去て再び京都に出た。翌慶應三年の春薩藩主は小三郎が先年譯述した英國歩兵練法を原書に就て更に重訂することを小三郎に委囑した、依て精勵其事に從ひ完成の上之を献納したので、島津侯は十六響新製ヘンリ騎銃を贈て其勞を謝した。同年五月小三郎は政事改革に關する七條の意見書を越前侯松平慶永に呈した。其意見書は左の如である。

英國歩兵練法の重訂

越前侯に意見を建白す

御改正之一二端奉二申上一候口上書

天幕一和の方策を述ぶ

一天幕御合體諸藩一和御國體相立候根本は、先づ天朝之權を增し德を奉レ備、並に公平に國事を議し國中に實に可レ被レ行命令を下して少しも背くこと能はざるの局を御開立相成候事

蓋し權の歸すると申は道理に叶候公平之命を下し候へば國中之人民承服仕候は必然之理に候、第一天朝に德と權とを備へ候には

天子に侍する宰相は大君堂上方諸侯方御旗本之內、道理に明にして方今の事務に通じ萬の事情を知り候人を選みて六人を侍せしめ、一人は大閣老にて國政を司り、一人は錢貨出納を司り、一人は外國交際を司り、一人は海陸軍を司り、一人は刑法を司り、一人は租稅を司る宰相とし、其以外諸官吏も皆門閥を論ぜず人選して天子を輔佐し奉り、是を國中の政事を司り且命令を出す朝廷と定め、又別に議政局を立て上下兩局に分ち、其下局は國の大小に應じて諸國より數人の道理に明かなる人を自國及隣國の入札にて選抽し、凡百三十人に命じ、常に其三分之一は都府に在らしめ、年限を定めて勤めしむべし。其上局は堂上方、諸侯、御旗本の內にて入札を以て人選して凡三十人に命じ交代在都して勤めしむべし、國事は總て此兩局にて決議之上

代議政を說く

天朝に建白し御許容の上

天朝より國中に命じ、若し御許容なき箇條は議政局にて再議し彌公平之說に歸すれば、此令は是非共下さざるを得ざる事を

天朝に建白して、直に議政局より國中に布告すべし、其兩局人選の法は門閥貴賤に拘らず道理を明辨し、私なく且人望の歸する人を公平に選むべし、其局の主務は舊例の失を改め萬國普通の法律を立て、並に諸官の人選を司り、萬國交際、財貨出入、富國强兵、人才敎育人氣一和の法律を立候を司り候法度御開成相成候儀、御國是相立候基本かと奉レ存候

人才教育の要を説く

一人才教育之儀御國是相立候基本に御座候事
國中人才を育て候法は、江戸大阪長崎箱館新潟等の首府へは大小學校を營み、各其大學校には用立候西洋人數人づゝ雇ひ、國中有志の者を教導せしあ、大阪には兵學校を建て各學科毎に洋人數人づゝ雇ひ、國中兵事に志有る者を御教育相成且國中に法律學度量學を盛にし、其上漸々諸學校を增し、國中の人民を文明に育て候儀治國の基礎に可レ有レ之候

一國中の人民平等に御撫育相成人々其性に準じ充分力を盡させ候事
是まで人々性に應じ力を盡し候儀不同有レ之遊民多くして農而已多く勞し、他の諸民は運上少く候へば、第一百姓の年貢掛り米を減じ、士工商僧山伏社人之類まで諸民諸物に運上を賦し、遊樂不要に關り候諸業諸品には運上の割合を強くし、諸民平等に職務に盡力し、士は殊に務を繁くし、國中の遊民僧山伏社人風流人遊藝の師匠の類には、夫々有用の職業を授け候御所置、治國の本源に可レ有レ之候

一是迄の通貨金銀總て御改萬國普通の錢貨御通用相成國中の人口と物品と錢貨と平均を得候樣御算定之事
錢貨は天地の象に準じて萬國一般圓形に造り且萬國大凡普通の相場有レ之候へば、是に準じて銀貨金貨銅貨の割合大凡西洋各國と同樣に御吹替、其大小品位も同等に造らず候ては、往々萬國の交際に不齊を生じ且交易通商の上に損害可レ有レ之候、又國中人口に比すれば錢貨不足に可レ有レ之、器財物品の不足なること甚し、故に錢貨を增し物品製造の術を大に盛にするにあらざれば平均に至ること難かるべくと奉レ存候

一海陸軍御兵備之儀は治世と亂世との法を別ち、國の貧富に應じて御算定之事
蓋し兵は數寡くして利器を備へ熟練せるを上とす、方今の形勢に準じ候はゞ陸軍治平常備の兵數は

都て凡二万八千許内歩兵二万二千許砲兵四千許騎兵二千許他は築城運輸等の兵とすべし。右兵士は幕臣及諸藩より直に用立候熟兵を出し置四年毎に交代せしめ、其隊長及諸官吏は業と人望とに應じて　天朝より命ぜられ望に應じて永く勤めしむ、其兵は三都其他要地に在て警衛を職とし、此常備兵の外士は勿論諸民皆其地へ教師を出して平常操練せしめ、且有志の者は長官學校に入れて學問せしめ、亦士にても望に應じて職業商賣勝手次第行はしめて往々士を減ずべし、海軍は速に開け難し

海軍は速に開け難し

先づ海軍局へ洋人數人御雇ひ國中望の者其外合せて三千人に命じて長官より水卒迄業を學ばしめ、業の成立に準じて新に艦を造り、又外國より買て備ふべし、即今常備の海軍は是迄御有合せの御艦に人を選みて乘組を命じ用立候程に修覆し砲を增して備ふべし、尚國力の增すに從て兵數を改め兵備も充分に相增し、殊に亂世には國中の男女恙く兵に用立候程に御備立御所置有レ之候儀御兵制の本源に御座候

一船艦並に大小銃其外兵器或は常用之諸品衣食等製造の機關初は外國より御取寄せ國中是に依て物品に不足無き樣御所置之事

諸品製造の局は運輸の便地の利を選び諸所に造營し、各局に西洋人を雇ひて傳習せしめ國中職人を增し盛に諸物を製し候へば、海陸兵用の利器海內に充滿し日用の諸品廉價にして良品を得べし。其洋人を雇ふ入費は職人一ケ月の雇價食料合せて凡二百より二百五十兩なるべし、此金は日本在留中大凡費すべければ、外國に持歸る貨は些少なるべし、故に洋人を雇ふも少しも厭ふべきにあらず、諸品製造局は往々は是非開かざるを得ざる事なれば、此節速に御開相成候儀當然と奉レ存候

一良質の人馬及鳥獸の種類御殖養之事

蓋し歐羅巴人種はアジア人種に勝る事現然に候へば國中に良種の人を殖育し候へば、自然人才相增し往々良國と相成候、理に候亦軍馬は外國之良種に無レ之候ては實用に不便に御座候、又牛羊雞豕の

類衣食に用ゐて有益の種類を殖育し、往々國民皆牛豕雞等の美食を常とし、羊毛にて織候美服を着候樣相改め候へば、器量も從て相增し身體も健強に相成、富國強兵の基に可レ有レ之候

此他御改正相成候とも、國風人性に逆はざる事件何程も可レ有レ之候へば、方今の無レ障事件丈は速に御改正相成、其他即今難レ行事は、人智の開け候に應じて漸々御改正相成候儀、天理自然に可レ有レ之奉レ存候。斯く御國政に關り候儀を奉二申上一候は、甚奉二恐入一候得共、心付候儀を默止仕り候も、却て不本意に奉レ存候間、淺見の一二端乍レ恐奉二申上一候、何卒被レ遊二御盡力一方今適當に御國律相立、天幕御合躰諸藩一和相成候樣奉二懇願一候昧死稽首

慶應三年丁卯五月

松平伊賀守內

赤松小三郎

小三郎は單なる一兵學者にあらず

慶應二年八月幕府への上書は、洋式軍隊の事に就て深く研究を積みし者としては、軍備に付ては或此樣な考を抱いて居た人が、他にも有つたかも知れぬとするも、憚かる所なく所思を堂々と開陳した、敢然たる勇氣は激賞すべきである。同三年五月の松平春嶽への口上書は、實に天下經綸の大方策を述べたもので、小三郎が新式の一兵學者のみにあらずして、識見高邁なる憂國の士であつたことは今玆に呶々するを要しないと思ふ。

小三郎暗殺さる

春嶽公に意見書を呈した後、小三郎は薩摩の西鄕吉之助、幕府の永井玄蕃尙志等と談合して、大に天幕一和の事に就て、奔走盡力する所があつた。かゝる際に上田藩は小三郎の歸藩を強要し、遂に病を押しても歸藩を命ずるに至つたので、小三郎も止むを得ず歸藩に決し、九月三日所用のため伏見に出懸け歸途京都東洞院魚柵下ルに於て、凶人の爲めに暗殺された。此日三條大橋の擬寶珠に次の如き張紙があつた、此張紙は全く小三郎其人の動行には、當嵌らぬものであるのは贅言するに及ばない。

元信州上田藩赤松小三郎

捨札

此者儀兼て西洋を旨とし皇國の趣旨を失ひ却て公を動搖候儀不届の至不レ可ニ捨置一の多罪に付今日東洞院五條下ル所にて加ニ天誅一に付則其首を取可レ肆の處に候へ共晝中に付其儀を不レ能依て如レ此也

卯九月三日七ッ時　有志中

松本隆祐の容體書

此時上田藩の依頼に由り治療に赴いた千種家の醫師松本隆祐の提出した容體書は

覺

今四日午刻御使に付罷出候所赤松小三郎儀數ケ所之疵に御座候て人事不省脈狀も殆ど絶脈に相及直樣サフラン浸劑相用疵口相改縫術に相掛りテレメン膏相貼し縛帶等相行療治中度々痙攣御座候て甘消石精獨參湯等も相用療治後彌危篤にて右前藥度々相用候得共酉上刻終には養生相不レ叶候に付右之段容體書差上候　以上

疵口左之通に御座候

一左頰　スリ疵二ケ所

一首廻り　切疵　丈八寸五分　同五寸五分　深サ二寸　二ケ所

一右肩先同　丈五寸　深サ一寸

一左肩先同　丈八寸　深サ一寸五分

一右腕　同　丈五寸五分　深サ五分

一脊　同　丈一寸五分　深サ六分

卯九月四日　千種殿家來醫師　松本隆祐

小三郎の葬儀

九月六日遺骸を京の東黑谷金戒光明寺に葬りし時、薩摩藩士中其教を受けし者、多く其式に參列せんことを希望したが、上田藩は之を辭し、特別關係ありしもの十數人のみ之を許した。此時薩摩藩主は葬式

島津侯の好意

料として金五十兩、家族へ扶助料として百兩を贈つた。此金は慶應四年七月上田藩の手を經て遺族に贈られた。左の御用部屋留書は之を證する

御目付に　　赤松小三郎

一變死之砌薩州侯より葬式料五十兩家族共に百兩御贈相成居候間同人家族共に分配いたし候樣
右書面之通小三郎親類共に可レ被二申達一候尤金子之儀は御勘定奉行に懸合請取候樣是又可レ被二申達一候事
七月（慶應四年）

薩藩士の建碑

右金子懸合有レ之候はゞ相渡候樣御勘定奉行へ口達の事

小三郎横死の年十二月三日、其教を受けし薩摩藩の士等胥議して、光明寺の塋に墓碑を建てゝ英靈を弔ふた。碑は臺石共に六尺餘で頗る立派なものである。

上田月窓寺の小三郎遺髪の碑

正面には　赤松小三郎之墓　と記し、側面には

先生姓源、諱某、赤松氏、稱小三郎、信濃上田人也、年甫十八慨然志於西洋之學、受業同國佐久間修理及幕府人勝麟太郎、東自江戸西至長崎、遊方有年多所發明、後益察時勢之緩急、專務英學、於其銃隊之法也尤精、嘗譯英國步兵練法、以公于世、會我邦兵法採用英式、日夕講習之、聘致先生於京邸、取書更使校之原本而肆業焉、今歳之春中將公在京師也、召見賜物、先生感喜益盡精力而重訂、書成十卷上之、公深嘉稱、速命剞劂、以有用於天下國家也、蓋先生平素之功、於是乎爲不朽、可不謂懿哉、不幸終遭綠林之害而死年三十有七、實慶應三年丁卯秋九月三日也、受業門人驚慟之餘、胥議而建墓碑於洛東黑谷之塋、且記其梗槩以表追哀之意云爾

薩摩受業門生謹誌

小三郎の遺髪は鄉里上田に送り鍛冶町月窓寺の墓地に葬られた。法名は良鑑院松屋赤心居士と云ふ。

位階追贈

明治三十九年五月伊藤祐亨東郷平八郎上村彦之丞の三提督來田の節、東郷上村の二將は故赤松先生の忠靈を弔ふ爲めに、金八千疋を赤松家再興の養嗣子に贈り之を靈前に供ん事を依頼した。大正十三年小三郎生前の事業功績邦家に貢献する所多かりしを追賞せられ同年二月十一日特旨を以て位記を賜り從五位を贈られた、洵に聖恩枯骨に及ぶものである。而して死後此の如き榮譽を擔ひし者我上田の地に於ては、今日迄小三郎唯一人である。

上田脫藩の士

上田脫藩の士　上田藩士松本科之助は、慶應四年明治元年二月二十三日、脫藩して江戸に趣き、上野に入て、舊幕臣等と行動を與にした。此頃上野寛永寺には、前の將軍徳川慶喜が、謹愼して居た時であつた。四月十一日には、慶喜は水戸に退隱する事となりしも、徳川家の遺臣等、上野に集りたる者、彰義隊と稱し、官軍に對し無禮暴横、甚しきものがあつた。依て、佐賀藩江藤新平は、大に憤慨し上京して、之れを訴へたので、長州藩大村益次郎江戸に赴て、大總督を輔くることとなり、官軍と彰義隊との間に、將に戰が開かれんとする狀勢と成つた。此頃舊幕臣伴門五郎と云ふ者、江戸詰上田藩家來、岩間半彌方を訪問し、御藩の松本科之助と申者が、脫藩して江戸に出で、四方に奔走し、當時は上野彰義隊中に在て、大に盡力して居るが、在所上田に妻子もあれば、何卒して、歸藩致したいと云ふて居る。故に其運びに至るやう盡力願はれまいか、と申入れた。依て岩間は、直ちに上田表へ其趣を申越して、指圖を仰いだ。然るに、上田表より其指令の、未だ到着せぬ内に、五月十五日上野戰爭が起つた。彰義隊潰敗後、舊幕臣岡本數馬と云ふ者、伴門五郎の依頼を受けたといふて、前記岩間方を訪づれて、松本科之助は、御藩の爲には、中々周旋盡力した者で、上野戰爭の當時は、水戸に居つた。今は飄々として、居所も定つて居ない。彼は至極志厚き者である故に、出來るならば、藩に歸參叶ふやう、取計はれたい、若し其が不可能ならば、公然暇を出されたい。さすれば、他所への仕官も出來ると思ふが其邊如何なものか、との話であつた。岩間は再び此事に就て、上田表の指圖を乞ふた。之に對し上田よりは、松本科之助亡命の手續柄に就て、疑惑の點もあり、且一藩上下、非常に憤つて居る次第であるの

松本科之助彰義隊中に在り

舊幕臣等松本の歸藩を周旋す

で、今更一通りの事では、歸藩は到底叶ひ難い。故に一旦上田藩に引取て、脫藩の趣意など、充分糺問して、若し止むを得ぬ情實ありし事が、分明に條理が立たば、時宜に依ては、宥免の取計方もあらう、然らざれば、兎角の相談は出來ぬ旨を、岩間をして返事させた。此後科之助の消息は、正確な史料を缺いて判明しない。此松本脫藩の意志が、那邊に在りしか分明でないが、德川慶喜が、上野に屛居謹愼の由を聞いて、其處に赴いて、大に盡す考で出懸けたのではあるまいか、然るに彰義隊が、亂暴狼藉を働くのを見て、歸藩の考を起したものか、若し彼が、上野戰爭當時、果して水戸に在つたものならば、上述の意志から、脫藩したものと思ふ。兎に角、舊幕臣の人々より、身の上に就て、彼是と心配盡力された所を見ると、一角の見込ある人で、あつた事は想像される。

脫走艦中の醫師　上田藩醫林常靑の弟榮春は、江戸留學中、幕府軍艦所の懇望に依り、軍艦トルハルトンの乘組員と成り、慶應二年九月大坂表に上つた。其時上田藩より、承諾の請書は次の如くである。

伊賀守家來林榮春儀、此度トルハルトン御船折返し大坂表に御仕出之砌、乘組被二仰付一候ても、差支之儀無レ之候や御尋御座候處、當時醫道心掛中にて出府罷在、未修業中之身分に御座候間、聊御用途にも相成間敷候へども、乘組被二仰付一被二差遣一候儀は、何等差支筋無二御座一候間、此段御請申上候　以上

九月六日　　松平伊賀守家來
　　松村次郎兵衞

脫走艦中の醫師上田藩醫林常靑

林常靑幕艦咸臨丸の乘組を命ぜらる

此後江戸に歸り、慶應四年七月上旬、榎本釜次郎より、軍艦咸臨丸の乘組を命ぜられた。其內に、奧州寒澤港に向て、出帆する事となり、八月十九日回天、回陽、蟠龍、神速、千代田、高雄、開陽の七艦及び運送船美加保丸一隻と共に、品川海を出帆した。上田藩にては、御一新當時、江戸留學の者は、皆歸藩を命じたが、獨り榮春のみは、住所不分明であつたので、窮鑿中であつた所、軍艦乘組の儘、脫走

した由を聞き、大に恐縮して、九月五日

松平伊賀守家來

林　榮　春

右之者、弊藩醫師林常青と申者の舍弟にて、未宛行等差遣置候者には無二御座一候、先年中より醫道爲二修業一出府罷在、去ル寅年九月中、舊幕軍艦所雇にて、トルハルトンと申す船に乘組登坂致、其後歸江仕、其儘軍艦所に勤務仕候處、先般御一新被二仰出一候に付、爲二修業一御當地に罷出居候者共、不レ殘歸國爲レ致候處、右榮春儀は、其砌より住居不二相分一候間、夫是穿鑿罷在候處、頃日軍艦乘組の儘、脫走之趣承及、萬一榮春儀右脫艦に潛居罷在候哉難レ斗、左候得者不容易次第に付、急々探索方申付置候得共、今に手懸無レ之、役人共に於ても心附方等閑之次第に相當、深奉二恐入一候間、穿鑿方嚴重手配可レ仕候得共、萬一脫艦中之儀に候得者、行届申間敷と甚以心痛仕候、依レ之此段先御屆申上候間、宜敷御含置被二下一候樣奉レ願候　以上

九月五日

松平伊賀守家來

岩　間　半　彌

と事情を具して届け出で、且つ萬一脫走艦中に居る者ならば、上田藩の力にては、到底穿鑿連れ戻すなどの事は出來得ない、此段はよろしく承知し置かれたい、と願ふ所があつた。

常青脫走艦中の咸臨丸に乘組む脫走艦大颶風に遭ふ

八月十九日品川海を出帆した脫走艦は、二十四日犬棒洋（ママ）で大颶風に遭ひ、咸臨丸は大破、回天丸は帆柱二本折れ。美加保丸は大破して、銚子港に漂着した（乘組員は上陸して土浦藩の手（に捕へられた者が多かつた）。咸臨丸は回天、開陽の二艦と、凡三百里程大洋中に漂流したが、其後北方に向て航進した。咸臨丸は破損甚かつたので、進退自由ならず、依て少の帆を取付けて、風に任せて八丈島の南方を漂流したが、幸に伊豆下田港に漂着した。此所に二日二晩碇泊して、艦體に小修理を加へ、後出帆して、駿州清水港に到着した。五六日

後、蟠龍丸も亦清水に入港したが、二三日碇泊の後出帆した。九月二十二日、榮春は病人治療の爲めに上陸して居た、其日官軍々艦富士、飛龍、武藏の三艦が、清水港に來航し、咸臨丸を砲撃して遂に之を拿捕した。榮春は大に驚き、自分は別段暴擧を爲た覺は無いが、脫走したのは事實である、此脫走艦に就ては、既に嚴しき達が、朝廷より沿海の諸藩に、廻て居る由を聞いて恐懼後悔し、此上は在所上田へ立歸り、兄常靑を賴んで、藩公に歎願し、其執成で、朝廷に哀訴歎願するの外、途無しと覺悟し、其より富士川に沿うて、甲州に入り、諏訪松本を經て、上田に歸着した。そして、未だ藩に向て、事を運ばぬ內に、捕押へられて糺問される事と成つた。十月初の事である。上田藩は榮春の申立てた、脫走の始末書を添へ、榮春を東京に送致すべや、否を朝廷に伺つた。

咸臨丸清水港にて官軍の爲めに拿捕さる

常春上田に歸る

林　榮春

右之者儀行衞不二相知一候ニ付。兼て御屆申上置候處、果て軍艦中に罷在、清水港より潛行上田表に罷歸候間、早速召捕糺問仕候處、脫走の手續柄委曲申立、則別紙差出候歎願書入二御覽一候通之始末、更に御趣意柄不二相辨一重々不束至極之次第、深奉二恐入一候儀に付、嚴重牢舍申付置候段、不二取敢一在所表より申越候、就ては早々御當地に差出可レ申哉、又は御差圖被レ下候迄は、在所表に牢舍爲レ仕置可レ申哉此段御內意奉レ伺候　以上

弟榮春の件に付、兄常靑は十月五日附を以て、遠慮差扣の儀を申出でたるに、御用は相勤め、私用は愼み居るべき旨を申渡されしが、十一月二十七日には、私用の愼も差し免された程であり、又既に此年七月二十九日勅書を以て、賊徒と雖も其罪を悔悟し、改心服歸せば、寬典に處する、旨を達せられ居る事でもあれば、榮春に就ての伺の儀も、寬大の指令があつたのであらう（松平家日乘、師岡史料御布告留、明治元年の公布）

慶應三年江戶薩藩邸燒擊當時其邸內に在りし上田の人々

德川慶喜大坂城滯在の際、江戶に於て、薩州の藩邸燒擊の事件が起り、此報が大坂に傳はるや、佐幕

燒擊たるゝ薩藩邸內に在りし上田の人々

諸侯の神經を極度に尖鋭化せしめ、遂に討薩を名として出動し、伏見、鳥羽の戰を惹起すに至つた。慶應三年の末、薩藩は浮浪の徒にして、勤王の志を懷ける者、或は幕府に怨を有し、之を倒さんと欲する者、など皆之を招撫して、藩邸内に潜伏せしめた。此等の徒は、隊を爲して、市中を横行し、幕吏之を逮捕せんとすれば、忽ち薩藩邸に逃れた。幕府は此徒の始末に、苦しむと同時に、薩藩の爲す所を憎み且憤つた。かゝる際に、十二月廿三日江戸城二ノ丸、炎上の事があり、之れ大奥女中と、薩藩士と共謀の所爲なりとの風聞高かつたので、薩藩邸攻圍の議熾烈と成り、此時偶、佐土原藩と庄内藩との間に藩兵衝突事件があつた。依て幕府は、遂に二十五日拂曉、薩、佐二藩邸を襲撃するに至つた。薩藩邸の者は、豫め期する所であつたので、奮戰して一方を切り拔け、當時品川沖に碇泊せし、薩艦鳳翔丸に投じて、上方に向て逸走した。

薩藩邸の燒き擊ち

丸山德五郎、齋藤養齋、奥田元井上元

此燒擊の際、薩藩邸内に居た人々の中に、我土田藩領内、房山村丸山德五郎、上田町齋藤養齋、藩士奥田元、井上元の四人があつた。此丸山德五郎は、國學を上田町成澤寛經に、漢學は藩儒加藤惟藩に學び、慶應元年には、平田鐵胤の門に入て、其教を受け、勤王の志を有つて居た人である。慶應三年吟味筋の事ありとて、藩役所に召喚されし時鄉里を脱し、落合源一郎、相良總三、權田直助等の志士と與に江戸薩藩邸に入り、薩藩士益滿休之助、伊牟田尚平等と、勤王討幕の事を、計劃しつゝあつた際、幕兵の爲めに襲撃されたのである。此燒擊の時、奥田元は流丸に中て斃れ、井上元は幕兵上ノ山藩兵の爲に捕はれ、丸山と齋藤とは、逃れて鳳翔丸に投じた。丸山等は翌年正月初、京都に赴いた處、時恰も慶喜追討の事定まつた折なので、相樂總三を總帥として、赤報隊（後に官軍先鋒總督隊と云ふ）を組織し、東山道を東下した。後此隊は、京都に歸還の命があつた。けれども相樂は、機一たび逸せば、復來らずとなし、之れに從はなかつた、丸山は、歸還の命に從はざれば、或は違勅の譏あらん、と逃べたのであるが、相樂は、若し違勅の罪あらば、我一死以て、其責に當らん、とて之れを聽かなかつた。丸山も遂に、相樂と行動

奥田は敵丸に斃る

赤報隊

を共にし、下諏訪迄進んだ。然るに、二月十日總督府より、總督先鋒と僞り、狼藉を働く者、之れ有るに付、取押ふべき旨を、信州諸藩に廻章を以て命令した。相樂は之を聞いて謹愼し、丸山は其命を受けて、碓氷峠方面に進んだ同志の者を、引き戻す爲め、佐久方面に赴く事となり、其途中二月十七日和田宿に於て、總督府よりの命に依て、出兵した上田藩の手で、取押へられた。此時德五郎を召捕つたのは正木才三郎外二名であつた。

丸山捕へらる

德五郎は召捕られた後、藩の吟味を受け、相樂總三と行動を共にせしを白狀した。依て上田藩は、德五郎に就ては先年より、吟味筋の事あるに依り、藩に下げ渡を總督府に請て許可となり、德五郎を禁錮取調べたが、相樂總三が死刑に成つた時、其處分方を、總督府に伺ひ出た。總督府よりは之に對して、上田藩に於て、吟味筋の事了つた後は、死罪を申付け、其上届け出づべきを沙汰した。故に藩吟味終結の上は、死刑に處せらるゝ筈で、あつたのである。

丸山突然免さる

然るに、突然八月に至り、總督府より丸山德五郎の儀は、既に時日も經過した事故、之を宥免すべき差圖があつた。之に依て德五郎は、仕合に死を免るゝ事と成つた。此時德五郎が提出した、請書及上田藩添上書は、次の如であつた。

丸山の請書

松平伊賀守領分
信州小縣郡房山村百姓
德五郎

右之者兼て東山道御總督に奉レ願弊藩へ御下渡相成則手當申付置候處、日數も相立候儀に付、今般出格之以二御宥免一御赦被二成下一候段、御達の趣難レ有奉レ畏則御趣意柄申聞、御赦之儀申渡候處、重疊難レ有仕合之旨、別紙寫之通、請書差出申候此段御届申上候　以上

松平伊賀守家來　岩間半彌

差上申一札之事

私儀昨卯年中御吟味筋有レ之御呼出被二仰付一候處、出奔仕、其後當春中御召捕相成、官軍を僞り候相樂總三に相組候始末申上候處、右始末不届に付、其砌御總督府に御差出總三同樣死罪可二仰付一之處、當御役場に於て御吟味筋有レ之候に付、御總督府に御願之上、當御役場に御下渡相成、御吟味中御手當被二仰付置一、御吟味詰之上は、總三同樣死罪可レ被二仰付一之處、今般其筋よりの御沙汰にて、日數も相立候義二付、御赦免被二成下一候旨

右被二仰渡一之趣承知、恐入難レ有奉レ畏候、依て御受證文差上申所如レ件

慶應四辰年八月二十日　　鹽尻組房山村

御奉行所　　德五郎

（此次に割當庄屋組頭親類組合の連印奥書より）

此德五郎突然の赦免は、薩藩士伊牟田尚平等の、救解盡力の結果と傳へられて居る、德五郎が、有爲の材と見込まれたからであらう。總督府より此赦免の後、上田藩にては、德五郎の相樂關係の件は、既に事濟みとなつたのであるが、猶藩限りの吟味は、未だ終結に至らない、故に引續き取調べ相當の咎申付けたい、然し、出來る限り寬典に處する考である。此旨承知下されたい。と總督府に届出た。其時の書面は

松平伊賀守領分

信州小縣郡房山村百姓

德五郎

右之者儀昨卯年中吟味筋有レ之呼出申付候處、出奔仕、捕方手當申付置候者に有レ之、其後當春中召捕

吟味仕候處、東山道御總督中山道御下向之砌、官軍を僞り候相樂總三に組し候始末、委細白狀仕、右は前書之通、尋筋有レ之候者に付、其砌弊藩に御下渡之儀、御總督府に奉レ願候處、御聞届被二成下一、相樂總三死罪被二仰付一候節、當人罪科之儀奉レ伺候處、總三同罪之儀に付、弊藩吟味相分り候上は、死罪申付其上にて、御届可レ申旨被二仰渡一候次第に御座候、然る處、今般出格の御宥免を以、赦罪申渡し候得共、總三に關係仕候儀は事濟に候得共、手限り吟味筋之儀は、今以て落着不レ仕、依レ之此上之處、外引合候者同樣、吟味中の手當幷吟味詰咎申付度奉レ存候、尤可二相成一丈輕典に處置仕心得に御座候、右は厚き御趣意柄も御座候儀に付、一應申上置候、此儀御聞置被二成下一度奉レ存候、此段御届申上候以上

九月二日

松平伊賀守家來

岩間半彌

德五郎は圖らずも、赦免の恩典に浴したが、猶藩の吟味は、繼續したのである。其內容に就ては判明らない。原町問屋日記には、御家中に關係した事であつたとある。傳ふる所に據れば、九月十六日德五郎は、上田鍛冶町本陽寺に於て、藩士某々二名の爲めに、汝は公儀に對し、不埒至極の奴、とて不意に毆打せられた事があり、以來頭の工合を惡くしたと云ふ事である。當時討幕の計劃に加つた德五郎は、藩士等には、不快に思はれて居たからであらう。或は藩の吟味も、之に關係したのではあるまいか。上田藩も既に總督府に、輕典に處する旨を届け置きし事なれば、德五郎は間も無く赦されて、後伊那縣の小屬に採用された。此は彼を知れる落合源一郎が、伊那縣大參事に成つたので、拔擢されたのであらう。和田宿で、德五郎を捕縛した、正木才三郎は伊那縣の知參事に任命され、庶務長の職に在つて、德五郎は河內衞平と共に、其下で勤めて居たが、正木が當時、惡質の二分金引替の事に就て、專斷の取計を爲し、且和蘭人より、金を借入れた事などの廉で、被免後謹愼を申付けられ、同時に被免された、河

赦免後丸山伊那縣の小屬に採用せらる

內丸山の兩人も、亦謹愼に處せられた、其時の申渡書は

日數五日　丸山德五郎
同　河內衡平

其方儀伊那縣在職中知參事專斷を以て贋金引替に及候節、取計方も可レ有レ之處無二其儀一不束之事に候、依レ之謹愼申付候事

之れは明治四年六月十三日の事である。

齋藤は逃亡す

薩藩邸燒擊當時、丸山德五郎と、行動を共にした齋藤養齋は、科野東一郎などゝ、變名して、相樂總三を總裁とせる、一隊中に在て、大監察を勤め、後軍監となり、重要な位置に居つたが、京都を發し、中津川まで進んだ時、京部の三樹三郎、油川錬三郎の所から、急使があり、直に西上したのであるが、其後再び、此隊中には見えなかつた、此時に相樂と離れたのである。傳ふる所に據れば、後北海道に赴いたとの事である。

慶應三年の暮頃には、將軍の膝元で、忠勤を勵みたいと申出で、翌年正月には、德川氏と存亡を與にせんと覺悟した藩主を戴いて居た上田の地に、二人は其藩士、二人は城下町人、城下町續き在分の百姓。此四人が、鳥羽、伏見の戰を激發させた、燒擊事件に關係したのは、奇しき現象である。其由て來る所に就ては、丸山、齋藤の二人は、其學びし所に、由來せるものかと思はるゝ節(ふし)あるも、二藩士に就ては、何等の資料未だ得る所が無い。

第六節　寄進及合力

上田藩の寄進合力

湊川神社造營寄進

湊川神社造營寄進　明治維新は當初建武中興の再現を目的とした。隨て南朝追慕の思想が非常に熾烈であつたのである。明治元年四月、官軍進で江戸に入らんとするに當り、總督は人を鎌倉に遣はして、護良親王の御遺蹟を尋ねしめ、其廟所を再興すべきを沙汰し給ひ、二年には親王奉祭の社殿を鎌倉に造

營せしめ、又宗良親王の社殿を遠州井伊谷に營ましめた此時彦根藩主井伊直憲は自ら總經費一萬三千餘兩を出して之を造營した程であつた。而して南朝忠臣として崇敬追慕の的なりしは楠正成であり、之を祭れる社の造營を建議する者、甚多かつたので、朝廷は元年四月、其社を湊川に建設するに決し、二十一日太政官より神祇局に、次の御沙汰書を傳達した。

大政更始の折柄表忠之盛典被レ爲レ行天下之忠臣孝子を勸奬被レ遊候に付ては、楠贈正三位中將正成精忠節義其功烈萬世に煇き眞に千歲の一人臣子の龜鑑に候、故に今般神號を追諡し社檀造營被レ遊度思食に候。依レ之金千兩御寄附被レ爲レ在候事

但正行以下一族之者等鞠躬盡力其功勞不レ少段追賞被レ遊合祀可レ有レ之旨被二仰出一候事

同時に、汎く天下有志の寄附を、差許すことゝなつた。此時水戸藩や尾州藩の如きは、獨力を以て社殿造營の事に當らん事を請願したが、深い御思召の許に御聽許あらせられなかつた。寄進の金は金澤鹿兒島廣島などの諸大藩の金千兩をはじめとして、全國の諸藩殆ど悉く、寄進する所があつた。此時我上田藩は明治三年十月二日を以て、神祇局に左の如く寄進した。

一金三千疋　知事。　一金千疋　大參事以下權少參事迄十一人。　一金二千疋　總士族。
一金千疋　總卒族。　合計七千疋

（參考）此湊川神社は我國別格官幣社の創である。

尾州藩は獨力を以て湊川神社造營を願ふ

靜岡藩に合力

靜岡藩に合力　德川慶喜隱退の後、明治元年閏四月廿九日慶喜伏罪の上は德川家名相續之儀祖宗以來の功勞を被二思食一格別之叡慮を以て田安龜之助へ被二仰出一候事

但城地祿高之儀は追て可二仰出一事

との御沙汰があつて、田安龜之助德川家名相續の事となり、同年五月二十四日

田安龜之助

駿河國府中之城主に被二仰付一領知高七拾萬石下賜候旨被二仰出一候事

但駿河國一圓其餘は遠江陸奥於兩國下賜候事

の御沙汰があつた。然るに九月四日

德川龜之助

其方領地七十萬石駿河國一圓、其餘於二遠江陸奥兩國一下賜候旨被二仰出一置候處、陸奥國は目今未レ至二平定一候二付、今般改めて別紙之通、駿河國一圓其餘遠江參河兩國の內に於て、都合七十萬石下賜候旨被二仰出一候事

と御沙汰があり、陸奥國は未だ平定に至らないので、陸奥國に於て宛行はるべき分は、參河國に於て賜はる事に改められ、所領が確定した。乍レ去是迄將軍家として、所謂天領四百萬石餘も有つて居たのが、纔七十萬石に削減されたので、其究狀は悲慘極まる有樣であつた。故に朝廷よりは特に、米三萬俵金二萬兩を下賜したが、猶德川家に緣故由緒ある諸藩に、財政上の援助合力を、賴み入れたき旨を奏請し、許可と成つたので、同家の家令より、我上田藩松平氏にも、合力の事を申入れた。此時松平氏は合力として、金千兩を贈る事とした。

先般御由緒被レ爲レ在候諸藩に御助力御賴み之儀

朝廷に被二仰立一御許容に付弊藩にも蒙レ仰候段奉二敬承一如何樣にも盡力周施可レ仕筈に御座候得共春以來出兵等意外之入費加之領內違作にて何分不レ任二心底一些少之至に存候得共別紙之通奉二拜上一度前條之次第柄御取繕御披露之程奉レ願候此段使を以て申上候

辰十二月六日

松平伊賀守使者

岩間半彌

別紙

覺

一金千兩

但内五百兩當月下旬上納可レ仕候

右之通奉ニ拜上一候　以上

是より先、五月田安龜之助領地七十萬石下賜、德川家名相續の事が、廻狀を以て通知があつた時、家來寺田市兵衛を田安邸に遣はして

今般御領地高被ニ仰出一恐悦奉レ存候、乍レ憚右御祝儀申上度以ニ使者一目錄之通進上仕候

進上

御太刀　一腰

御馬　一疋

代銀

以上

松平伊賀守

の目錄を贈り、祝賀の意を表した

第七節　官軍先鋒嚮導隊の通過宿泊

官軍先鋒嚮導隊の通過宿泊高松宮の臣と申する者來田す

慶應四年二月七日藩役所より兩町問屋を呼び出し、高松宮御内眞田求馬樣外に御二方、俄に松代表迄早駕籠にて、今日夕刻迄に御通行に付、萬事失禮之れ無き樣、且店先に品物擴げ買かぬ樣にと申渡し、同時に御休息御泊の程も判明せざるも、若し御泊の際は御宿宮下兵衛門方に申付、其費用は藩より之を支辨する旨も申聞けた。問屋日記　夜五ツ時頃京家の人五人早駕籠にて到着した。其裝束皆陣羽織裾細を着し晒布鉢卷にて陣中の出立であつた。此五人の名前は竹内健助、西村謹吾、大木四郎、櫻井常五郎、佐藤政信

其一行の人々竹内健助、西村謹吾、大木四郎、櫻井常五郎、佐

政信と云ふた原町問屋日記。赤報記に據ると此一行中には神道進藤三郎といふ者も在つた事に成て居る。日記中の佐藤政信は神道三郎の誤か或は同人異名であつたのか。其當時の記錄なる朝夜聞見錄には、神道三郎は一兩年以前、上田田町へ暫く來て居た、國學師であつたと記して居るが、能く判明らない。

一行上田着の時の模樣

此一行が上田に着した時、町手代小頭は先拂をなし、兩問屋町年寄等は裃着で出迎へ、宿に着いた後町奉行は旅宿宮下兵左衞門方に赴いて、御機嫌を伺候し、來田中の中之條陣屋元締河野會十郎も亦御伺に、又勅使下向の件に付、打合せとして來田中の飯山藩役人も御伺に旅宿に出頭した。そして此泊りには上田藩より特に料理を贈つたのである。

此日には官軍先鋒嚮導隊執事の名を以て、中之條支配所村々へ

今辰年の年貢半納の事を達す慶喜方に一粒一金たりとも差出すべからず

今般德川慶喜事彌朝敵たる事顯然たるを以て、速に天朝より御追討被二仰出一東海東山北陸三道より御討入に相成依ては慶喜儀官位被二召上一領分等悉く御召上に相成候以來天朝之御領民たる故、厚く御仁政を以て今辰年の年貢は半納之事に被二仰出一候間、去ル卯年殘納も慶喜方へ少たりとも不二差出一樣急度可二相心得一者也若心得違の者、朝敵たる慶喜方へ一粒一金たりとも差出候者、朝敵同樣急度御沙汰可レ有レ之者也、若し慶喜の命と言金穀等取立候者於レ有レ之ては、速に打取搦取等致し可二差出一然ば急度可レ預二御賞恩一者也

慶應四年辰二月七日

右本書は小前末々迄不レ洩樣可二申聞一候、本書寫を以て御影其外中之條中野等陣屋付之村々に、刻付を以て早々觸可レ爲レ知者也

と幕領は沒收せられし事及御仁政として、今辰年の年貢半納の事を申觸れた。之れは正月十五日相樂總三より、議定參與に幕領の分は、此所暫くの間賦稅を輕くせば天威の難レ有に歸嚮せんと建白し、太政官に於て坊城大納言より、勅諚書を渡され、滋野井、綾小路兩卿の手に屬せる、草莽の士等は、從前より

勤王の志淺からず、殊に關東の民情を辨知する聞も有レ之に付、三道の官軍關東打入の節には、官軍印の品下賜すべきにより、其節は速に東下して、億兆の民王化に服する樣、鄕導先鋒致すべし、其迄の間は兵力糧食を蓄へ、東海道鎭撫使の指揮に隨へ、との御沙汰があり猶

但今度不レ圖干戈に至候儀に付ては、萬民塗炭之苦も不レ少、依レ之是迄幕領之分總て當年租稅半減被二仰付一候昨年未納之分も可レ爲二同樣一來巳年以後之處は、御取調之上御沙汰可レ被レ爲レ在候義に候間、右之旨分明に可二申付一事

の但書添があつたので、此擧に出たものである。此時中之條付、埴科郡中條村、外郡中一同村々の名を以て、租稅當辰年、々貢半納の事、誠に以て難レ有次第なるを述べ、同時に廉直親切なる、當代官所役人の、依然在任あらんことを望み、且幕領沒收の上、之を近隣私領に預くると云ふ風聞あるも、私領預と成ることは、望む所にあらざる故、此事無きを願ひ出た。此は私領卽ち大名領の人民に比して、天領卽ち幕府領人民が幸福なる、境遇に在つたことを知る一資料であるので、次に記して置く

年貢半納の事難有次第

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

天朝御領信州中之條御陣屋付同州埴科郡中之條村外十三ケ村外廿二ケ村更級郡今里村村々役人

天朝御領に被二仰付一殊に寬大之御仁惠を以、當辰之御年貢半納に被二仰付一誠に以難レ有仕合奉レ存候役人共は勿論小民末々迄、奉二畏伏一候上は、一同安穩に農業出精可二相成一儀と安心仕候、且追て御沙汰御座候迄是迄御陣屋詰合之役人御居置御用書ものの外御預け相成是又安心仕候右詰合役一同廉直にて郡中之取扱方行屆、下々安心歸服罷在候間猶此上寬大之御所置を以、永く中之條御陣屋に御居置被二成下置一度奉二願上一候以上

私領役場に御預けは難澁痛心の至り

右村々近領之諸侯へ御預ケに相成候趣近隣私領の役場等に風聞有レ之末々小民に至迄歎息仕萬一右樣之御沙汰相成候ては實に難澁可レ仕と深心痛仕既に德川家領分之節當國御料所村々之內數百ケ村私領

役場に預ケに相成候所私領役人不政にて御年貢之外種々課役有レ之實に暴政之次第難澁仕候義は眼前に候處見知有レ之所詮私領へ御預け相成候ては下々人心不穩自然右等より心得違を生ずるも難レ斗村々役人心痛仕候間、此上御仁惠に永く中之條御陣屋御居置、彌以貫之天朝御領之御支配に被二仰付一度擧て奉二願上一候、然る上は永く安泰に農業出精奉二献貢一可レ奉二報恩一儀と難レ有仕合奉レ存候、乍レ恐出格之以二御仁惠二右願之通御聞屆被二成下置一候はゞ、重々難レ有仕合奉レ存候　以上

慶應四辰年二月

天朝御領信州中之條御陣屋付

同州埴科郡中之條村外郡中一同

（朝夜聞見錄）

矢澤仙石飲の代官も伺候す

翌八日の朝藩家老藤井求馬助旅宿宮兵に伺候し、矢澤仙石領代官田中半次郎も亦熨斗目麻裃にて伺候した。夕七ツ時午后四時五人の者は早駕籠で出立した。其際官軍先鋒鸞導隊執事の名で宿役人中へ、金三百疋を贈つた。中之條元締河野會十郎先に立て案内し、同陣屋より上田迄出迎に來た役人六人同道し、上田町役人等は柳町まで見送り、當番海野町の役人二人は中之條迄見送つた。翌九日には和田宿問屋より、上田町問屋に送つた書面

上田町役人柳町迄見送る

大至急廻文を以て得二貴意一候、然ば鸞導隊一番組御人數二十二人樣當宿に只今御着有レ之明朝御出立にて中之條迄御通行尤御荷物無レ之御足痛宿駕籠如何に候哉差掛り長瀬御辨當用意之事多分上田泊可二相成一哉と被レ存候

の通り、七ツ半時頃銘々鐵砲を携へた人數が上田に到着した。此時町手代小頭問屋年寄殘らず出迎へて旅宿松屋傳八郎方に投宿した。此時藩よりは堂上樣方御通行之節敷砂、且銘々宅前に猥りに多人數罷出候儀不二相成一と申觸れ、夜中は海野町の木戸はメ切て、往來の者を改め相生町鼠小路の木戸もメ切、夜間は籠火を焚き人數二、三人宛代る〳〵番をした。松屋傳八郎の日さしには次の如き宿札が立懸けられ

た。

宿札

官軍先鋒嚮導隊　一番組宿陣

此一隊は町の高札を取外づす事を命じた。翌十日曉六ツ時出發した內一人は馬上（此馬は上田藩よりの借馬で坂木より返した）他の者は皆徒歩であつた。此一隊の名前は不明である。十一日に至り先きに松代方面に赴いた者の中四ツ半時頃引近し宮下兵衞門方で、暫時休息の上出發した者もあり、又三人は上田高橋より別所に起き、一泊の後翌早朝駕籠で腰越に向つた者もあつたと云ふ、多分大木。櫻井、神道の三人であらう。此日の晝頃に松傳に泊つた一隊の者、銘々勝手に行列も整へず長瀨の方に歸つたとの咄があり、十七日には此頃通行宿泊した京家方と云ふのは全くのにせ者で、御近領打合はせの上今日七ツ時より小諸、諏訪兩方面に御人數を操り出したとの噂が傳はり、其內に總督府より廻達命令が、上田藩主にも屆いた事が發表となり、町方一同呆然とした。通達廻狀は

京方とは全くの僞り

總督府の廻達命令

高松宮京都御脫走にて人數被ニ召連一東國ヘ御下向之趣、右は決して勅命を以て御差向相成候義にては無レ之全く無賴之奸徒幼稚の公達を欺き奪ひ出し奉候義と被レ察候、右無賴之者當總督樣の先鋒と僞り通行之道々金穀を貪り其他如何樣の狼藉可レ有レ之哉も難レ計に付、諸藩何れも此旨篤と相心得右等の徒に欺かれ不レ申樣可レ致候尤右公達に對し粗忽之儀無レ之樣可レ仕候得共、人數之義は夫々取押置總督御下向之上御處置相伺候樣可レ仕旨御沙汰候事

附先達綾小路殿既に御歸京に相成候後右之者共無賴之徒を語らひ合せ官軍の名を僞り嚮導隊抔と唱へ虛言を以て農商を劫し、追々東下致候趣に相聞候、右等も高松宮殿人數同樣の義に候間夫々取押置可レ申旨被ニ仰出一候事

二月十日

總督執事

堀左衛門尉殿
内藤若狹守殿
諏訪因幡守殿
松平丹波守殿
松平伊賀守殿
眞田信濃守殿
堀内藏頭殿
牧野遠江守殿
内藤志摩守殿

追て刻付を以急々御廻達可レ被レ成レ候也但止り亦より總督府御本陣に可レ被二返上一候

二月七日上田に宿した五人の内、大木四郎西村謹吾の兩人は三月三日下諏訪で相樂總三と共に、斬罪に處せられた。相樂總三は二月十日總督府より、信州各藩に達した前揭の達令を十三日に至て之を知り、佐久輕井澤方面に進みし同志の者に引揚を命じ、一同謹愼して總督到着の日を待つこととした。丸山梅夫德五郎は十七日同志引戻の爲め佐久に赴かんと出發し、途中和田宿に於て、上田藩の手に取押へられ上田の獄に繫がれた。上田藩に於ては官軍先鋒總導隊來田の頃、諸方に探索方を派遣し動靜を探らしめたのであるが、其探索掛の一人の報告せし内に

白川殿御舍弟之由
水原中務
櫻井常五郎、同人兄彌八郎　同村　同新町
飛驒郡代新見内膳家來　春日村　茂右衞門
中山中　平八　阿部元助
阿波國出生之由
駒藏　外に三人

右御影手にて召捕相成候

櫻井常五郎所持連判状寫

盟約之事

開闢以還有君有臣有父有子忠孝事之人道則然也若背此道則天地所不容也不肖之吾輩忝入官軍之列生前之面目何事か是に如む然者愈赤心報國盡憤忠奉　王命攘賊徒宜輕生命於塵芥曝尸軍門若此盟約違者冥罰顯誅忽可蒙ものなり謹盟

慶應四辰年正月十一日

同　年同月十六日

信州佐久郡落合村　水野丹波

同州同郡三ツ井村　佐藤祐重

同州同郡小諸　大池仁之助祐定

同州同郡春日村　牧野乙松春重

同所　牧野駒太郎正重

同所　土屋太郎寛正

同州同郡比田井村　丸山眞甫安年

同所　武田長右衛門

櫻井常五郎殿

神藤三郎殿

右連判状は金切レ表の巻物にて至極立派之品に候書體も隨分美事に認置候　（御岡史料）

櫻井常五郎は沓掛邊より脫走の處、御影支配所百姓の爲めに捕縛せられ、小諸の獄に投ぜられ居りしが、總督本陣に差出し、吟味の後斬罪梟首に決し、小諸藩にて斬首後追分宿に於て梟首。此時常五郎と同刑に處せられしは

信州佐久郡春日村百姓常作事　櫻井常五郎
同　塚原村百姓　六　兵衛
上州坂本宿百姓　酒造之助

右之者共相樂總三に組し御一新之御時節に乘じ、勅命と僞り强盜無賴之黨を集め、官軍先鋒嚮導隊と唱、總督府を奉レ欺勝手に致二進退一剩諸藩應接に及び或は良民を劫し莫大之金を貪、種々惡業を相働き其罪數ふに遑あらず、此儘打捨置候はゞ彌以て賊徒横行し、終に天下之大道を失ひ大憂を釀し其勢制し難きに至らん、依レ之誅戮梟首之上遍く諸民に知らしむるもの也

三月六日

神道は追分にて、金原大木等の一行小諸藩兵に襲撃せられしを聞き、上州坂本より逐轉行方不明
相樂等處刑了りし後、總督府より召捕りたる賊徒共四家（上田、小諸諏訪、高遠）へ一旦預け置き厄介に相成りし謝儀の印として、金子及酒を其事に當つた家臣に贈つた。猶上田藩家來へは別に

先鋒嚮導隊と僞り唱候賊徒共を奪取召捕候段神妙に候、罪之輕重相糺時により斬罪梟首に可レ被レ行候
尤輕き罪之者は爲レ致二歸村一（候脫か）賊徒徘徊不二相成一樣精々盡力可レ致事

三月

別紙之通り被二仰出一候間御達し申入候　總督府執事

松平伊賀守殿

家來衆へ

二月七日上田に來た西村謹吾大木四郎の二人は、同月十七日追分宿に於て、小諸藩兵と戰つた一隊中に在りて、岩村田藩の手に抑留され、其抑留中、去る二月十日、總督府より信州各藩に下した廻達命令に就き、總督府執事に差出した歎願書中には「先に京師より嚮導隊の兵悉く可二引返一との命令有レ之候得共

今般之形勢可ニ尺進一可ニ寸退一之理なし將在ニ干外一君命存所不受尤隊長相樂總三義は忝も三道官軍御打入之節は先鋒嚮導たるべきとの勅諚を蒙り、綾小路殿に關係無レ之故是迄打進候處不レ計も總督府より信州諸侯へ給候御巡章之儀承り候得共私共隊に於ては右等之儀秋毫も覺無レ之候間御嫌疑之程甚奉ニ恐入一候夫勅諚を蒙り候兵に官軍と名を僞り農商を刼しとの御文言甚以迷惑之儀に奉レ存候是等之義は私共通行致し候跡に御探索被レ爲レ遊候ても相分可レ申儀と奉レ存候尤只國事の爲めに命を抛ちとのみ思入候者共故、衣服飯食等至て節儉致居候得共、多人數引連長途行軍の事故冗費も不レ少候得共、采地無レ之烏合の兵故諸藩より献納の金穀兵器等は受候得共、米穀之儀は献じ候所々に其儘預け置、總督府御東下之兵粮に積置候尤驛々の貧民へ少々施し候も有レ之金之儀は軍用として持參致候得ば、追分の驛に於て戰爭の節奪取られ候。尤私共本隊は下諏訪の驛に滯泊致居候、私等儀少々疑敷風評相聞候間上田小諸岩村田等の諸藩へ行き、其處より勤王赤心の證書等受取夫より直樣碓嶺に登り、遠く安中、高崎、小幡、吉井、七日市等關内の諸侯より、右之證書受取候間卽右書類は別紙に奉レ捧候。「扨岩藩より總督府御東下迄此地に差止り可レ居由申候に付卽閉居謹愼致居候て偏に罪の相極るを伏て奉レ待候尤私共儀は如何樣の事被レ處候とも蟲蟻に等しきもの等に候得ば、毛頭恨み不レ申候得共同志の者共百餘人親戚を不レ顧妻孥を捨て以て國家の爲に奸賊を掃蕩せんと糾合致候赤心至忠之人々徒に賊の汚名を蒙り空く寃罪に沈候事實以不レ堪ニ悲歎之至一哀訴奉ニ申上一候」などゝ陳べて居り、彼等の事情心中を考察する一資料となる。三月一日此兩人等は岩村田より樋橋の隊本部に歸つたが、此日隊長相樂總三は下諏訪なる總督府本營よりの召に依て、大木四郎一人を隨へ下諏訪に赴き直に捕縛され、翌二日樋橋に殘りし西村謹吾等一隊の者は、總督府よりの召狀に由り、同じく下諏訪に向ひしが此所で悉く召捕られ、上田、小諸、松本、高島四藩出張の兵に預けらるゝ事となり、翌三日夜五ツ時下諏訪入口の田の中で、相樂はじめ西村、大木、小松、竹貫、澁谷、高山、金田の八名は斬罪梟首と成つた。此時の申渡狀は

相樂總三下諏訪なる總督府本營に赴く

相樂等斬罪に處せらる

右之者御一新之時節に乘じ　勅命と僞り官軍先鋒嚮導隊と唱へ總督府を欺き奉り勝手に致二進退一剩諸藩へ應接に及或は良民を動し莫大之金を貪り種々惡業相働其罪數ふるに遑あらず此儘打捨置候ては彌以大變を醸し其勢制すべからざるに至る依レ之誅戮梟首道路遍諸民にしらしむる者也

三　月

大木四郎　小松三郎　西村謹吾　竹貫三郎
澁谷總司　高山健彦　金田源一郎

右之者共相樂總三に組し　勅命と僞り強盜無賴之黨を集め官軍先鋒嚮導隊と唱へ總督府を欺き奉り勝手に致二進退一剩諸藩へ應接に及或は良民を動し其罪數ふるに遑あらず此儘打捨置候はゞ彌以横行終に天下之大變を醸し其勢制すべからざるに至る依之誅戮梟首之上遍く諸民に知らしむる者也

以上の人々が充分な訊問取調の結果、果して前記の如き罪狀明白なるに於ては、此處刑も當然であつたとも思はれる。然るに

以上の人々は、一言の取調も無く、此極刑に處せられたとの事である。若し丸山德五郎が十七日に上田藩の手に捕はれずに、佐久方面に赴いて、西村、大木等と同一行動を執り、岩村田藩抑留の身となり三月一日西村等と樋橋に歸つたならば、其翌日は下諏訪で召捕られ、三日には斷頭梟首の刑に處せられただらう事は、彼が此一隊中重要な位置に在て活躍した事より見て疑無き所である。然るに、十七日捕へらるゝや、藩限り吟味すべき事ありし爲め、十八日直ちに上田に送られて獄に投ぜられ、吟味詰の上は、斬罪に處せらる事になつて居たのに、突然總督府よりの命令で赦免となり死を免れたのである。定めし彼は運命の奇しきに驚くと同時に忠誠の哀情を認められずして、前揭の如き罪名の下に斷頭場裡に露と消えた同志に對し、深き同情を禁ずる能はざるものが有つたであらう。彼は自由の身となりし後直

丸山德五郎上田の獄に投ぜらる

ちに此等悲しき運命に陷つた同志のために、せめても墓表なりとも建設して、其靈を慰めんと其年京都に上り、建碑の事を歎願したが聞届けられなかつた。後伊那縣少屬に擢用せらるゝに及び、東京に出て兵部省に此事を歎願して

丸山德五郎相樂等の墓表を建てん事を歎願す

歎願口上覺

相樂總三
竹貫三郎
西村謹吾
小松三郎
大木四郎
高山健彥
澁谷總司
金田源一郎

右之者

官軍先導之志願に而信濃國下諏訪驛に屯集罷在候處御軍律に背候事有レ之去慶應四年三月三日被レ處二御軍法一候

金原忠藏
熊谷和吉

右相樂總三隊中之者にて同國碓井嶺に罷在出同年二月十七日下諏訪へ歸隊之心得にて追分驛迄參り旅泊之處隣藩何れ之人數に哉深夜に被二取圍一討死いたし候

丸尾清
北村與六郎

右之者追分事件に付散亂上野國坂本驛へ參り何れ之人數に哉被二取圍一致二討死一候

右者從來赤心之者共に有レ之候處、一時之失策より遂に被レ處二嚴科一或は無漸之死を遂候段、恐入次第に御座候。然を今般歎願仕候も恐縮之至に候へ共、同志之哀情難レ忍、依レ之其地に墓表相營遣し度志に御座候。此段御情察被レ下寛大之御趣意を以御聞濟彼二下置一候はゞ難レ有仕合奉レ存候以上

明治三年三月

伊那縣少屬丸山久成

兵部省

御役人中

聞届けられ、時の伊那縣大參事落合直亮の弟直言渡邊鍋八郎、青島貞賢、松尾眞琴、北原稻雄、北原東五郎、市岡鎌市郎、前澤中務等の助力を得て、處刑同志者遺體埋葬の地に墓碑を建て、其英魂を弔慰せんとの志を果した。名高き魁塚は其である。此魁塚を繪圖に描きし者に落合直亮が題した詞は、已れも曾て相樂等と勤王討幕の擧に奔走せし事ありし人の述べ記したるものとて、事の眞相を知るを得るを以て次に記載する。

魁塚之圖に題す

此圖は科野國諏訪郡下洲羽驛路の邊なる魁塚の圖也此碑に記せる人達はも年來朝廷の衰微を歎き外國人の禮無き擧動を慨し西に馳せ東に翔り魂合へる友を語らひ去し慶應の三歳と云年迺冬の初つ方鹿兒島廼殿の吾妻の御館に打集ひ天皇廼大御心に違へる醜臣を討罰め大御稜威を天下に輝かさしめんと事謀りて有ける程に十二月の末つ方凶賊等が取圍みたりしを斬屠りて品川より鳳翔丸と云船に赴むと爲しを猶も懲ずまに賊共の追討爲つれは僅に百人か三人四人には過ぎざりけるを討屠にし賊共は其數多かりき其夜は伊豆國下田港に船泊て翌る曉ばかり遠江灘に出たりしに暴風廼發りて海原遠く一日一夜ばかり吹流されけるに漸船やるすべを得て晦日ばかり西國九鬼浦に着ぬ此所より已直亮等三人は陸路より晝夜分かず急ぎに急で正月三日の夜辛うじて京都に着けり彼海路より爲し人達は兵庫に至り殆危

かりしを相助くる人の有つとて一日二日後れて遂無く京都には着にき然るに朝敵征伐の大御軍の魁と爲て綾小路俊實朝臣滋野井公壽朝臣兩卿の出立せければ其御手に加はりてよと鹿兒島の殿人の促す賀まにまに御跡慕ひて御供仕へ奉りしを事故有て美濃路より彼兩卿は召還され給ひしを此人達は殊更に官軍先鋒の命蒙り科野路に進みたりし賀年遍く忍びし志を俄に打晴さむと勇みに勇みし餘り中々に御軍の御律に違ひて不圖も重き刑なひ受られつるは最も〳〵惜らしく悔しき事の極になん今は唯其墓所を建て其名のみを陀に後世に傳へまほしと人々に謀り公に乞聞え奉りつゝ三年に及べるに今年彌生はかり丸山久成の東京に在て其心盡されしに辱くも官許蒙りぬと增言越しければ卽吾弟直言して事執らしめ赤心の人々集へ衆人の力以て功成しこそ悲しきが其の歡喜に增有けれ今其墓所を名附て魁塚と爲つ其を久成の斯圖に模せしめておのれ直亮に一筆添へてよと請るゝがまゝにいなみもあへずその故由を聊記しつ

明治三年八月　　武藏國人伊那縣大參事　落合直亮

昭和三年十一月十一日今上天皇御卽位の大典を擧げさせ給ひし時、相樂總三は從五位を追贈せられたのであるが、此魁塚建設の事など一素因と成つて、遂に赤誠勤王の志の程が認められるゝに至つたものかと想はれる。

丸山久成が墓表建營を出願した人々の內に、西村大木等と共に二月七日上田に來た事があり、三月六日西村等と同樣の罪名で、斷頭梟首されて居る櫻井常五郎の名は見えて無い。此常五郎に就ては、相樂總三が二月二十五日、薩州本營宛に差出した書狀中に、櫻井常五郎と申者此者は坂本宿にて早く縛に就候由、其後逃去候樣にも風聞有レ之此者一體何れの者に候哉風聞不レ宜候間私方にて召捕度探索仕居候とあり。又二月二十六日西村謹吾大木四郎の兩人より、相樂總三に申送つた書狀中に、丸尾北村二氏は誓書受取として安中に出張、櫻井義は有レ故而追放とある。又正月廿六日、本山宿より先々御問屋中としての通

知狀の中には、綾小路殿御内櫻井常五郎樣緋陣羽織着云々などあれば綾小路卿家臣と稱して居たのである。此等を綜合して考へる時は、櫻井常五郎は、相樂總三の同志ではなく、所謂御一新の時節に乘じ、官軍の名を僞り、農商を劫かし金穀を貪つた者で、累を相樂同志の士に迄及ぼした者であらう。隨て丸山が、勤王の同志の中、汚名を被て斬に處せられ、或は無慚な最期を遂げた人々の内に、彼の名を加へなかつたので、尤もな事である。

第八節　維新當時の世相一班

維新當時の世相一班

強盜暴行多し

明治元年の頃の世相は種々樣々な事が各方面に起つたのは勿論であるが、盜賊の多かりし事も其一である。上田町邊も亦然りであつた。

於二在町一爲二非常警衛一夜番いたし町内村内見廻り候は勿論之處、近年所々に強盜入込及二暴行一候趣に付、猶嚴重番致し繁々見廻り怪敷者は捕押且兼て申合置亂暴之躰も有レ之候はゞ、柏子木半鐘之類を以て爲二相知一合圖次第一統早々罷出押捕候樣可レ致候萬一油斷致し如何樣災害を得候義有レ之も難レ斗に付、篤と申談取締相立候樣可レ致候

とは明治元年九月十三日に、上田藩より領分内に觸戒めた書付である。此警戒の觸達しがあつたのに、間も無く

御届書

一生絲　一貫百四十匁

一唐棧綿　九反

右者田町善兵衛方見世に差置今廿日朝起見候處、前書之品々相見不レ申所々穿鑿仕候得共行衛不二相知一紛失仕候旨申出候此段御届奉二申上候一以上

辰九月二十日

町年寄　瀧澤民之助
問屋　瀧澤助右衛門

御奉行様

之より三日を隔てゝ、九月廿四日に

御届書

一結城縞　十二反　一薄花　四反　一薄花金巾　一反　一絽五郎　二丈五尺
一五日市縞　三丈七尺　一縞小倉　九寸巾二尺五寸

右者原町瀧澤太兵衛方店に差置候處、昨廿三日夜八ツ時頃盜賊忍入前書之品々紛失仕候に付申出候此段奉ニ申上一候以上

辰九月二十四日

町年寄　瀧澤民之助
問屋　瀧澤助右衛門

御奉行様

盜賊に付伊那縣の達示に依り上田藩の諭達

の届出があつた。而して十一月には、伊那縣より、近頃盜賊が諸所を横行し、人民を惱ますのは、皇化四方に及ぶ今日、捨て置きがたい。故に嚴重に取締るやう執り計はれたい、と各藩へも達した所を見ると、何處にも盜賊が盛に横行したのであると思はれる。伊那縣より申達しに就き、上田藩より領分内の在町役人等に、申觸れた達は次の如である。

近來盜賊横行致惱ニ人民一候段皇化洽及之折柄難ニ捨置一事に付、嚴重取締方可ニ執斗一旨今般伊那縣より御達に付、町方問屋年寄在中割番庄屋に盜賊取締方申付候、篤と申談不取締無レ之様入念可レ致且博奕之儀は嚴重御制禁有レ之候處兎角心得違の者も有レ之始終御厄介筋不ニ相絶一以之外之事に候、右者獨り遊惰に流候而已に無レ之、詰り所持之田宅家産を失ひ身の置き所なく、所々無賴之徒と相交り候所よ

り右等之徒も立入候様相成、自然不取締之基にて不二容易一儀に付、是又改めて一同の者へ右の取締申付候、苦心得違之者有レ之候はゞ無二用捨一早々申出、時宜次第は取押候ても不レ苦候、萬一事情に泥み小事とのみ心得、彼是斟酌等有レ之候義にては不二相濟一事に付、銘々組々村々町内限り、申談取締向嚴重相立候様可レ致事

第二章　藩治職制

藩治職制

五條の御誓文

明治元年三月十四日五條の御誓文

一廣く會議を興し萬機公論に決すべし
一上下心を一にし盛に經綸を行ふべし
一官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す
一舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし
一智識を世界に求め大に皇基を振起すべし

公布せられ、同年閏四月二十七日には、此御誓文に基き政體職制の改定が太政官より發布となり、其中に「各府各藩各縣其政令を施す亦此御誓文を體すべし」として、府縣は其官吏の定員、及び其職掌を定めたが、藩に就ては何等規定する所なく、從來に任せ、たゞ其政を行ふに當り、御誓文の意を躰すべきを命じたのみであつた。

藩治職制の發布

（參考）當時府と稱したのは、江戸、京都、大坂、長崎、奈良、山田度會、甲斐、箱館、新潟であつた。

明治二年に東京、大坂、京都の三府とした。

然るに國内各藩は、其職制區々（まち）で、府縣の其れと同一でなく、不都合の點があつたので、同年十月二十八日太政官布告を以て、藩治職制を發布した。卽ち次の如し

府藩縣三治一致

天下地方府藩縣の三治に歸し、三治一致にして御國体可ニ相立一、然るに藩治の儀は、從前各其家の立つる所に從ひ、職制區々異同有レ之候に付、今後一般同軌の御趣意を以て、藩治職制大凡別紙之通可ニ相立一旨被ニ仰出一候事

藩治職制

藩治職制

一制札は其藩より掲示の事

一村々役人進退共都て其藩にて可ニ取計一事

一宗門人別帳は村々より直に其藩に可ニ差出一事

一年貢の儀は年々其藩にて取極め可ニ相達一事

一村々へ夫役用金等地頭より勝手に申付間敷事

右之外政務に關係致候儀は悉皆藩々に於て指揮可レ致、全府藩縣同一治の御趣意奉ニ体認一、彼我の別無く可ニ取扱一旨御沙汰候事

執政

執政無定員

掌ニ体認朝政一輔ニ佐藩主一一藩紀綱政事無レ不レ總

參政

參政無定員

掌ニ參政事一一藩庶務無レ不ニ與聞一

公議人

公議人

掌奉ニ承朝命一代ニ國論一備ニ議員一

一執政參政は藩主の所任と雖も從來沿襲の門閥に不レ拘、人材登庸務て公舉を旨とし、其人員黜陟等時々太政官に達すべし

一執政參政の外兵刑民事及庶務の職制其藩主の所定と雖も、大凡府縣簡易の制に准じ一致の理を明にす

べし

但職制一定の上は之を冊にして太政官に達すべし

一藩主の側ら從來所置用人等の職を廢し、別に家知事を置き、敢て藩屏の機務に混ぜしめず、專內家の事を掌らしむべし

一公議人は執政中より出すべし

一大に議事の制を立てらるべきに付、藩々に於ても各其制を立つべし

此布告に準由して、各藩皆藩治職制を定めたが、御誓文の中にも、其第一に於て、廣く會議を興し、萬機公論に決すべしとあり、又此布告中にも、大に議事の制を立つべきに付、藩々に於ても、各其制を立つべしとの項があるので、各藩皆之を重視し、或は議事所、或は議事局、或は集議所、會議堂等の名を以て、議事を重んずる職制を立てた。我上田藩に於ても亦議政堂を置いた。此當時藩主忠禮在所上田に在つたので、此職制々定には、其意見が顯はれたものと思はれるが、議政の事に就ての規定中に「藩主執政共に議員の正議を容れざるは時、議院の權より一藩の會議を起し、廣く輿論公議を採り、至理に歸する所のものは、乃ち之を施行し、藩主と雖も、容易く之を動かすことを得ざるべし」と云へる如きは、或は赤松小三郎の思想の影響を受けたものではなからうか。此時制定發表した上田藩の藩治職制は、左に記す如きものであつた。

議政堂

藩治職制

藩治職制

先般朝廷五ケ條の御誓文を御目的に被レ遊、更始の御政体御創立相成、天下之府藩縣三治に歸し、御國體御更張被レ遊度旨を以て、藩治職制御變革之儀被二仰出一候、右者全舊來の陋習を一洗し、御誓文の條理天下に貫徹被レ爲レ在度御趣意に付、御布令の件々謹で奉戴政体左之通り改正候事

政體

政体

議政施政の二堂四廳を管す

一藩治の体裁を議政施政の二堂、及び四廳各司と定め、二堂以て四廳を管し、四廳以て各司を分督せしめ、藩主自ら二堂を巡臨し、藩務を聽知し、勵精知を圖るは、即從前尊重繁雜の弊を一洗し、誠意職を奉じ、躬を以て下を率る所以なり。

學校を二堂の下に置く

一學校を二堂の下に置くは、教化の源は政治の本づく所、文武にあらざるよりは、德を成し材を達するなし、其れ之を重ずる所以なり。今や藩主躬自ら學柄を攬り、特り成を黌官に責めざるものは、政教一致二ツならざるを示す所以なり。

政教一致

決議の全權は議政堂に在り

一堂廳各司を設け、事務を分課すと雖も、決議の全權を議政堂に歸し、凡藩主より庶人僧侶に至る迄の輿論正議、一ツ此に總括せざるはなし、政本をして合一ならしめんが爲なり。夫藩主より心を虛して、輿論正議を容れ、執政よく藩主をして輿論正議を聽受せしめ、議員よく公論讜議を竭盡す、之各其職任の當然を盡す所以なり。然るに若し執政議員、藩主の威權を犯すことある時は、之を廢するの權固より藩主に在り。議員にして、藩主執政の然りとする公論を拒むものあれば、之を廢し別に議員を起すべく、藩主の輿論正議を聽受せざること數々なるは、責執政に在り、宜く之を廢し別に選舉を行ふべし。藩主執政共に議員の正議を容れざる時は、議院の權より一藩の大會を起し、廣く輿論公議を採り、至理に歸する所のものは、乃ち之を施行し、藩主と雖も容易く之を動かす事を得ざるべし。豫め此規則を揭ぐるものは、上下をして勵精奮發、各其職掌を永續せしむる所以なり。

一藩の大會

官等を九等となす

一官等の制を設けて九等となし、一藩の士貴族門閥より庶士に至る迄、文武の職員に入らざるもの、總て第七等八等に在るを以て常とし、其才絕群なれば、舊來沿襲の門閥に拘らず登用し、其到る處を限るべからず。今此制を粉め、上は門地沿襲の弊なく、下は遺賢在野の謗なからしめ、上下各其才力を磨勵し、以て國用に供せんと欲せしむるものは、門閥に不レ拘登用、務て公衆を旨とすべきの御布令を遵奉し、人材生育の地を爲す所以なり。

一兵士の常等を七等八等に定め、六等以上を職等と爲すを以て、故ありて職事を免ずるものは、功過を照し公論を盡し歸等の差別各科あり。

但官等の制六等以上を職等と爲すと雖も、從前其等に在る者俄に之を改めず、厚きを存する所以なり。爾後は功勞あると、材德其器に當るにあらざれば、職等に在ることを得ず。

一九等一官中別に職務の階級を設け、鄕導裨官を上席とし、下巡視之に次ぐ、諸藝教授及諸廳書算之に次ぐ、筆生又之に次ぐ。兵卒使部を一級とし、之を九等兵卒の定等とす。出仕及び就職の早晩に從て班列を定む。筆生以上故あつて職務を免するもの、六等以上の例に從ふ。

但改革の初、從前の階級あるもの、又存して不レ改、獨り鄕導裨官を上席と定むるの外、餘皆現在の階級を照して班列を定む。爾後の例六等以上の例の如し。

官員は三年を以て交代す

一諸官員三年を以て交代す、公選の法止むを得ざる時は、疎を咸に踰へ賤をして貴に踰へしむ、尤も愼まずんばあるべからざる處、宜しく公議謹論を盡し、三分して其二に從ふべし。然れども猶從ひ難きは、更に再議を發し、反覆討論して其二に從ふべし。時に或は一藩の大會を設け、入札の法を用ゐ、同議三分の二に出づるを採ることあり。

交代の時一部の半を殘す

但今後初度交代の時、其一部の半を殘し、一年を延して交代す。斷續宜を得せしむるなり。若し其人衆望の所屬あつて離レ去者、猶數年を延さざるを得ず。

規則

藩主自ら二堂に臨む

一議施二堂及諸廳共に每朝辰牌堂に上り、公自ら二堂に臨み萬機の庶務を商議施行し午牌に退くを常とす。時に大議あるは此例にあらず。

但事の留滯なきを主とす

一諸願伺諸屆及議事進達等は巳の刻に過ぐべからず

但臨時至急の事件は此限にあらず

一堂廳司局の議事宜しく大小緩急を分別し大急を先とし小緩を後にすべし。而して議事毎に末官說を發し次第に上官に及び討論公平威權下を壓するの弊なかるべし。

一一議事決定せざれば餘議を議せず

但臨時の急議は此例にあらず

一五節句　毎月一六休日之事

但五節登賀及邏所守衞等從前の通りの事

休日

官職

議政堂の二局

議政堂　上下二局に分つ

上局

上局

政体の創立法制の造定、機務の議決、賞罰の當否、職任の遴選凡一藩治教の關する處、百事論決皆此堂に係く

議長　朝政を体認し藩主を輔導し治教の諸議を總判する事を掌る

副議長　議長の所掌に參判す

公議人　朝命を奉承し、國論に代り、議員に備はるを掌る

判事　議事に參與し顧問に備り下局の判事と協同し建議に忌諱なからしむる等の事を掌る

議官　三等の官以上出頭して議事に與る時は之を上局の議官とし下局に區別す

史官　文案を勘署し、事を受けて上抄し、往事を記し掌故に備る事を掌る

筆生

下局

下局

公議する所上局と異る無しと雖も、廣く庶民に至る迄を選擧するを以て、特に生産、興利、錢穀出納、及び庶民賞罰等の如き、專之を議せしむる事、皆此堂に係る

判事　議事を管轄し、よく議員の意を議長に達し、上局の判事と協同し、建議に忌諱なからしむべし、又雷同することなく、固執するなく、勉めて公平正大ならん事を要するを掌る

議員　政治の得失、法制の可否一切議せざる所なし

施政堂

王事の奉承、列藩の交際、政度禁令の設施、士民の撫御、職員の選擧より凡政道の樞要、經濟の事務を施行する事、總て此堂に係く

執政　朝政を體認し、藩主を輔導し、一藩の事務を判し、政令を施行するを掌る

參政　執政の所掌に參判することを掌る

家知事　內家の庶務を幹理し、君德を涵養し、內外を一体にする等の事を掌る

判事　政令を布告し、諸願を執達し、殿中の庶務を判斷する事を掌る

公用人　公務を幹理する事を掌る

史官　朝廷の奏狀、一藩之布告、他邦往復の文書を草し、往事を記し、掌故に備はる等の事を掌る。

筆生

守辰

學校

教化を宣へ、文武を興し、人材を育する等の庶務總て此曹に係く

總裁　曹政を總判する事を掌る

督學　曹政を參判する事を掌る

助教　總裁を助け黌中の諸政を判斷する事を掌る

學監　學則を執り、勤惰を監督し、兼て學政に與聞し、黌中の諸務を掌る

史官

筆生

明倫堂

經義致事の諸課を設け、德を成し才を達し、人倫を明にし皇道を輔翼する等の事を講究する皆此堂に係く

寮長　講寮の學課を督する事を掌る

講習寮

教頭　生徒の會講を總べ、疑問を解き、入德の路を開く事を掌る

教授　生徒に句讀を授け、學業を奬勵する事を掌る、凡諸寮諸局教頭教授各員生徒を訓導する其當課により、或は讀書講究を主とし、或は技術演習を主とすと雖も、總て諸生をして其業に長進勉勵せしむることを要す。以下職名の下盡く錄せず

數學寮

教頭　教授あり

醫學寮

教頭　教授あり

洋學寮

評學寮

教頭　教授あり

責過寮

教頭　教授あり

演武場

兵法を講じ、武技を磨し、心膽を練り才力を逞する等の事を學ぶ皆此場に係く

局長　諸局の學課を督する事を掌る

兵學局

教頭　教授あり

擊劍局

教頭　教授あり

砲術局

教頭　教授あり

皷吹局

教頭　教授あり

馬術局

教頭　教授あり

民政廳　管五司

教化を敦くし、農商を勸め、人民を繁育し、生産を富殖し、租稅を收め、賦役を督し、賞罰聽訟等、凡民政の庶務を總判すること皆此廳に係く

領事　庶務を總領することを掌る

判事　領事を輔佐し、廳中一切のことを判斷することを掌る

書記　事を受けて上抄し、文案を勘署し、往事を記し、掌故に備り及び部內の布告揭示等の事を掌る

社寺司
判司事　部内の神社寺院の事を糺判し、及諸願書等を執達することを掌る
書算

租稅司
判司事　部内の租稅を收め、生産を殖する等の事を糺判することを掌る
庶務　司事を助け司中の庶務を分掌す
書算

驛遞司
判司事　部内の驛路を督し、賦役を糺判することを掌る
書算

山川司
判司事　山林川澤を治め、堤防橋梁池溝道路の修繕等の事を掌る
書算

聽訟司
判司事　部内の聽訟斷獄賞罰等を糺判し、兼て捕縛禁錮より牢獄の取締を管する事を掌る
庶務　司事を助け、司中の庶務を分掌す
書算

會計廳　管五司
金穀の出納、秩祿の分給、土木の營繕用度商法等の凡量入制出の事を總判する皆此廳に係く
領事　廳務を總領することを掌る

判事　領事を輔佐し、廳中一切の事務を判斷することを掌る

書記　書記事を受て上抄し、文案を勘署し、往事を記し掌故に備はる等の事を掌る

筆生

出納司

判司事　判司事　金錢米穀の出納及諸雜品を分給することを掌る

庶務　判司事を助け司中の諸務を分掌す

倉廩司

判司事　判司事　米穀を司り、秩祿を分つことを掌る

書算

營繕司

判司事　判司事　城寨廳舍倉庫等總て土木の營繕及諸什器造作等の事を掌る

庶務　判司事を助け、司中の諸務を分掌す

書算

用度司

判司事　判司事　諸局へ配當する雜什を糺明することを掌る

書算

商法司

判司事　判司事　時を相し勢を察し、土宜を審き上下を利潤する等の事を糺判することを掌る

庶務　判司事を助け司中に庶務を掌る

書算

軍務廳

領事
副領事
判事
軍監
史官

鄉兵司
判司事

築造司
判司事

馬政司
判司事

輜重司
判司事

軍務廳　管五司

一藩の武備兵制より、兵器備具に至る迄、凡大小の戎務を總判すること皆此廳に係く

領事　廳務を總領することを掌る

副領事　廳務を參領することを掌る

判事　領事を輔佐し、廳中一切の事務を判斷することを掌る

軍監　戎務の一切を監察することを掌る

史官　事を受て上抄し往事を記し、掌故に備はることを掌る

筆生

鄉、兵司、

判司事　農、兵を製することを掌る

書算

築造司

判司事　砲台、胸壁、及野營宿陣等のことを糺判することを掌る

書算

馬政司

判司事　閑廐一切の諸務を糺判することを掌る

書算

輜重司

判司事　糧食及軍資の積算、其他戰陣要用の什器を豫備することを糺判することを掌る

書算

大隊長　大隊長　半大隊長　七等八等兵士　小隊長　大砲隊長　九等兵卒　小隊長　七、八等兵士　半隊長　九等兵卒　半隊長　七等八等兵士　分隊長　同上　嚮導

同上　裨官　皷旗長　九等兵卒　分隊長　七等兵士　八等兵士　九等　嚮導　同上　裨官　九等兵卒

司憲廳　司憲廳

法を執り律を守り、上下の正邪を監し、勤惰を察し、刑賞與奪の公議を建議し、非違糺彈等の事を總判する皆此廳に係く

領事　領事　廳務を總領することを掌る

大監察　大監察　上執參より下は小民に至る迄、一切其勤惰曲直を檢察し、贓穢を糺し、非違を彈することを掌る

小監察　小監察　大監察の旨を受、糺彈巡察の事を掌る

藩治　下巡視　時々城市を潜巡して、非常を戒め、且探索の役に供する等の事を掌る

右の職制の系体は左の如し。

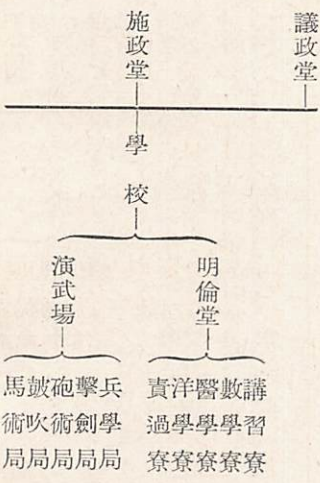

官等表

官等

第一等官	從前の家老格以上	議長、執政、總裁 領事、大隊長
第二等官	從前の中老	副議長、公議人、參政 督學、副領事、半大隊長、大砲隊
第三等官	從前の用人大寄合	知家事七等八等小隊長

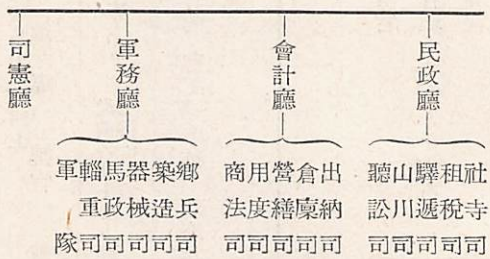

第四等官　新に此等を置く	第五等官　從前物頭より番格に至る
判事、公用人、助教、軍監 九等兵卒 小隊長　七等八等 半隊長　大監察	學監、寮長、局長 九等兵卒 半隊長　七等八等兵士 分隊長
第六等官　從前留守居より獨禮席に至る	第七等官　從前寄合席より中小性格に至る
寮局 教頭　七等八等兵士 鄉導　同上 裨官　皷旗長	史官　寮局 教授　判司事　九等兵卒 分隊長 七等兵士
第八等官　從前の徒士より徒士格に至る	第九等官　從前の坊主より組支配に至る
筆生、教授助、書記、庶務、八等兵士、小監察八等上席に班す	鄉導、裨官、下巡視、書算、諸藝教授、筆生、兵卒、使部

此條臨時補ふものは略之

表外職員

京坂邸管事　三等官

兩邸の事務を管理することを掌る

京坂邸判事　六等官

邸中一切の庶務及監察會計等の事を糺判し、兼て先公廟祀の事を掌る

同庶務　七等官

使部九等官判事を助め邸中の庶務を掌る

返習頭

近習頭　五等官

君側に陪從し事に因り類に觸れ、君德を培養し、且左右の諸員を率勵する等の事を掌る

納戸

納戸　七等官

文武講習の事に陪伴し、兼て左右使令に供することを掌る

二公子侍讀

藩治當時の官員

議政堂

（師岡史料）

二公子侍讀　七等官

當時の官員

議政堂　上局、議長、師岡圭鈴、藤井求馬之助。副議長、大井吉次郎。公議人、瀧澤省吾。議官、喜多島市之亟、岡部志摩允。判事、恒川才八郎、山村太八郎、櫻井純藏。史官、糸我莊治郎、山崎良助、湯淺久助。筆生、石原卯一郎、犬飼顯藏。

下局　議員十四名、外村豊次郎、栗山觀吾、鈴木三九郎、土屋右衛門作、加藤彦五郎、矢野甚右衛門、寺島平藏、宇野保太郎、中澤哲次郎、齋藤銖之亟、切田善左衛門、荒井經一、小林誠一、齋藤靜之助。

施政堂

施政堂　執政、師岡圭鈴、大島平太夫、久松新五左衛門、藤井求馬之助、掛山政右衛門、鈴木織衛。參政、大井吉次郎、山本市右衛門、山口平太郎、太田十郎右衛門。家知事、恒川才八郎。判事、瀧澤民之助、横田地登之助、栗山觀吾。公用人、岩間半彌、同助、船越精一郎。史官、寺田市兵衛、野原敬助、寺田市太郎、古松仁太夫、石原五郎右衛門、芦田觀司、宮下助三郎、北村銀之助。筆生十名。

學校

學校

總裁、大島平太夫。督學、山口平太郎。助教、恒川才八郎、櫻井純藏、吉田惣之助。學監、小林鈴次郎、高瀨七良左衞門、日下部仁右衞門、早川利藏、鈴木三九郎。

寮長(欠)局長高瀨半九郎。

講習寮教頭、山田格太郎、稻垣多門多、森田雄之亟、山口鉀次郎、神尾新一郎、彦坂一郎、川邊文次郎、宇野保太郎、村瀨藤太夫、湯淺久助。

教授、十四名。史官教授助九名。筆生三名。

數學寮　教頭、竹內善次郎。教授三名。

醫學寮　教頭、殘井玄瑞、布施祐順、伊藤常安、勝俣東安、金子宗元、香山杏林。教授二名

洋學寮　(教頭缺)教授四名。四方田辰三郎、坂卷淳之進、勝俣東安、芦田柔太郎兼譯書校訂。

素過寮　欠

員外　漢籍校訂　加藤彦五郎

兵學局　教頭、上野健藏。(教授缺)

擊劍局　教頭、尼子觀藏外五名。教授四名教授助一名。

砲術局　(教頭缺)　教授三名。

號吹局　教頭、木村競、笈川久太。教授六名。教授助三名。

馬術局　教頭、門倉傳次郎、藤森東一郎。教授一名。教授助一名。

民政廳

民政廳　領事、久松新五右衞門。判事、喜多島市之亟、小島友之助、都筑壯之進書記三名。

社寺司及聽訟司　判司事、小川武治郎外二名。庶務一名。

租稅司及驛遞司　判司事、糸我泰藏外二名。庶務一名。

會計廳

會計廳　領事、久松新五右衛門。判事、小島友之助、相馬兵右衛門、成瀬孫太夫。書記一名。
出納司　判司事、田畑清右衛門外五名。庶務十名。
倉廩司　判司事、瀧澤秀右衛門外二名。
營繕司　判司事、柳原鐵之助外一名。庶務三名。
用度司　判司事岩崎門彌。
商法司　判司事、出納司の判司事兼務、横關藤太夫。庶務一名。

軍務廳

軍務廳　領事、掛山政右衛門。副領事、太田十郎右衛門。判事、外村豊次郎、三刀谷小膳、櫻井純藏。
史官二名。筆生一名。
軍監　臨時命之
器械司　判司事足立武太夫外三名。
馬政司　判事門倉傳次郎外二名。庶務一名。馬醫一名。

司憲廳

司憲廳　領事は執政兼務。大監察山田貫兵衛、成田助九郎、加藤辨之助。小監察六名。
半大隊長大井吉次郎、太田十郎右衛門、小隊長藤井鉚太郎、大島平太夫、久松小源太、松平隼人、岡部志摩允、山村太八郎、外村豊次郎、大橋總吉郎。豫備小隊長木村用之助、三刀谷小膳。

議政堂最初の達示

諸職任命ありし直後、議政堂よりの達示は
今般議政堂御開之儀は、廣く公議を採り、御藩政被レ爲レ建度御趣意に付、何事に限らず存寄の見込有レ之面々は、書面に致し、議政堂會日同處へ可二差出一候事
但面々之職務當然之儀は、兼て申達し置候通、其筋江申出評論を加へ、猶難レ決義は議政堂之公議に附し可レ申事
此は議政堂の設置が、五ケ條の御誓文中、廣く會議を興し萬機公論に決すべしの御趣旨に據り、藩政

に於ても、公議輿論を重んずるを知らしめたものである。施政堂の達示は、

施政堂達示

此度御一新之御趣意を奉ぜられ、諸事御變革被二仰出一度に付ては、下々の情意御承知被レ爲レ在度、依レ之海野町間屋前御高札場側に目安箱さし出し置候間、善き事悪しき事何事によらず、御爲筋と心得候儀幷銘々情意之上通しがたき事あらば、無二遠慮一書付に致し、名前之下江男子は印形、婦人は爪印を据へ、上封いたし各箱之中に入置可レ申、衆議之上、至當之御處置可レ有レ之候。尤無銘無印之書は燒捨候間其旨兼て申聞置候事

七月　　施政堂

下情上達は爲政上最も必要な事で、下情に通ぜざる施政は却て民の害となる事が多い。今此點に留意して此法を行つたのは、施政堂最初の施政としては、其宜しきを得たものと謂ふべきである。

役所名は明治三年三月廿七日、藩の公廨は藩廳と稱するに定つたので、廳の字を用ゐし名は之を局に、局の字を用ゐし名は之を舍と改めた。卽ち民政廳を民政局に兵學局を兵學舍と改稱した如である。

版籍奉還

第三章　版籍奉還

第一節　版籍奉還の先唱者

版籍奉還の先唱者酒井忠利

明治元年十一月播州姫路藩主酒井忠利は家老河合屏山の議を用ゐ、藩の名稱を府縣と改めんことを、翌十二月には列藩の土地人民を朝廷に收め、之を府縣として統一せんことを建議した。然し朝廷は考ふる所ありしと見え、直ちに御聽許には成らなかつた。翌明治二年正月二十三日、長州藩主、毛利敬親、

薩州藩主島津忠義、佐賀藩主鍋島直大、土佐藩主山内豊範の四人、連署上表して版籍奉還のことを請ふた。

薩、長、佐、土四藩主の版籍奉還奏請

臣某等頓首再拝謹で案ずるに朝廷一日も失ふべからざるは大體なり、一日も假すべからざる者は大權なり、天祖肇て國を開き基を建て給ひしより、皇統一系萬世無究普天率土其有に非ざるは無く、其臣に非ざるは無し。是大躰とす。且與へ且奪ひ爵祿以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず。一民も私に攘むこと能はず。是大權とす。在昔朝廷海内を統馭する一に此に由り、聖躬之を親らす。故に名實並立て天下無事なり。中葉以降綱維一たび弛み、權を弄し柄を爭ふ者、踵を朝廷に接し、其民を私し其土を攘むもの天下に半し、遂に搏噬攘奪の勢成り、朝廷守る所の體なく、乗る所の權なくして、之を制馭すること能はず。姦雄迭に乗じ、弱の肉は強の食となり、其大なるものは十數州を併せ其小なる者猶士を養ふ數千、所謂幕府なる者の如きは、土地人民を擅に其私する所に頽ち、以て其勢權を扶植す。是に於て乎朝廷徒に虚器を擁し、其鼻息を窺て、喜戚を爲すに至る。横流の極滔天回らざるもの玆に六百有餘年。然れども其間往々天子の名爵を假て、其土地人民を私するの跡を蔽ふ、是固より君臣の大義、上下の名分萬古不抜の者あるに由るなり。方今大政新に復し萬機之を親らす、實に千歳の一機、其名ありて其實無るべからず、其實を舉ぐるは、大義を明にし名分を正すより先なるは無し、曩に德川氏の起る古家舊族天下に半す、依て家を興すもの亦多し。而して其土地人民之を朝廷に受くると否とを問はず、因襲の久き以て今日に至る、世或は謂らく是祖先鋒鏑の經始する所と、吁何ぞ兵を擁して官庫に入り、是死を犯して獲る所のものと云に異ならんや、庫に入るものは人其賊たるを知る、土地人民を攘奪するに至ては天下之を怪しまず。甚哉名義の紊壞すること。今や丕新の治を求む、宜く大體の在る所大權の繫る所毫も假すべからず。抑臣等居る所は卽ち天子の土、臣等牧する所は天子の民なり、安ぞ私に有すべけんや。今謹で其版籍を收めて之を上る。願くは朝廷其宜に

處し、其與ふべきは之を與へ、其奪ふべきは之を奪ひ、凡列藩の封土更に宜しく詔令を下し、之を改め定むべし。而して制度典型軍旅の政より、戎服機械の制に至るまで、悉く朝廷より出で、天下の事大小となく皆一に歸せしむべし。然後に名實相得始て海外各國と並立すべし。是朝廷今日の急務にして、又臣下の責なり。故に臣等不肖諛劣を顧みず、敢て鄙哀を献ず。天日の明幸に照臨を賜へ、臣等誠恐誠惶頓首再拜以表

之に對し優詔を賜ひ、東京再幸の後、公議を以て決すべき旨を告げ給ふた。是に於て列藩此事を聞き、相踵いて之れに倣ふ者甚多かつた。

第二節　上田藩の版籍奉還

上田藩の版籍奉還奏請狀

上田藩は三月二日を以て書を上り封土人民の奉還を奏請した。

今般
皇政御一新萬機
御親裁に出候儀實に千載之
御盛擧與奉レ拜候頃日天下大小侯伯追々右奉ニ
御趣旨一版籍返上之儀建言仕候趣竊に傳承仕公明之至論申迄茂無ニ御座一固より小臣忠禮同意に御座候依レ之速に封土人民奉還仕度奉ニ懇願一候此段宜御執奏被ニ成下一候樣奉ニ願上一候誠恐誠惶頓首敬白

三月二日

松平伊賀守　花押

辨事
御中

左に參考として三月廿三日奉還願書を奉呈した、松本藩の者を記して置く。

松本藩の奏請狀

大政御更始萬機聖斷に被レ爲レ出四海刮目至治の化を仰ぎ實に再すべからざるの御時節と奉レ存候臣光則弊邑に僻在し傳承仕候處諸藩追々藩籍返上之儀奉レ願候趣確當之義と奉レ存候蓋弊藩は區々の小邑固より赫々諸藩と比肩仕るべきには無二御座一候へ共、領する所は卽ち皇民皇土に非るは無二御座一候へば此儘敢て私するの義無レ之候故謹で土地人民藩籍を奉還奉レ仰二聖裁一度奉レ願候誠惶頓首謹言

明治二年三月　　戸田光則

（松本市史）

藩主家臣に諭告す

上田藩主忠禮は願書奉呈の後、三月九日家中の者悉く屋形に招集し大廣間入側に詰めさせ、忠禮出座の上右筆山崎良助をして次の書付を讀み聞かせ、版籍奉還の次第を告げ、我が忠孝至誠の意志より出でたる此擧に對し、異論ケ間敷き事無きやう諭告する所があつた。

皇政御一新以來、中古沿襲之舊習を一洗し、萬機御宸裁に歸し、本末名分明に相立、萬民恩恤の御趣旨御誓文に相著はれ、上下遠近となく、一意遵奉誠に公明正大之御政躰、我等に於て謹承奉戴、追々國政改革聖意繼述致居候處、今般東京より確報有レ之、天下大小之侯伯舊來有する所の土地人民は、之を朝廷に受ると雖も、其名ありて其實無く、且列藩治法各其趣を異にし、猶未だ御政躰の純一ならざるを知り、版籍を收めて之を奉還し、新に聖斷を仰ぐ事を願ふ者、往々有レ之趣、實に至當之公論如レ是にして初て海內同軌、綱紀整齊皇國之御盛運、此一擧に挽回致し候儀と存候得者、我等深く致二同意一候、依レ之斷然意を決し、謹で御代々樣御神靈へ告奉り、版籍奉還之儀京都へ奏聞致候。是全く天朝及び御代々樣へ對し奉り、忠孝之大道無二之誠心に發し候儀にて、更に他事無レ之候。何れも我等心中了得致し、公平至誠に心を措き、聊も異論ケ間敷儀無レ之、夫々の立場相守り可レ申候。

版籍奉還は天朝及び祖宗歷代に對し忠孝無二

三月　日

（御布告留）

版籍奉還の事を以て、天朝及歷代の神靈に對し、忠孝の大道無二の誠心に發したるものにて、更に他

事なしと言ふ、此心事の高潔なるに感激し、誰一人異論を唱へる者は無かつたであらうと想はれる。蓋し此際の諭告としては、上乘のものであらう。此諭告と同時に重職をして家臣等の中に版籍奉還と云ふ文字の意味に泥み、尤早今日迄の職事に就ては其責は無いものと考へ違をしたり、又今後の身の落着方を講じて、家財道具の取片付などする、心得違の無きやう戒告せしめた。

家臣等への戒告

今般御奏聞之義、重大之御事件に候得共、何れも篤と天下之大勢を通觀し、固陋の管見を去り、正大之御規模を奉レ仰事に候申迄も無レ之候得共、萬一版籍奉還等の文儀に相泥み、尤早藩屏之御重任は御返上之儀と相心得、文武の勤に怠り、又は身元落着の手段を考へ、家財を片付致候等の心得違等有レ之候ては、以ての外之事に候。假令朝裁如何に出候とも、一日藩屏之任に有レ之候得者、一日の責を盡し候義、固より當然の事理に候得者、愈以て文武勤學相心掛聊動搖之振舞有レ之間敷樣、急度被二仰出一候事

明治二年三月

行政官よりの達示

三月二日奉呈した奏請に就き、藩主の上京を命ぜられたので、藩公は四月二日在所上田を出發し、同月七日東京に着し翌日直ちに着京の旨を届け出でた。辨事役所よりの達に依て、同月十九日巳刻參朝した所

今度土地人民版籍奉還可レ致之旨及建言候條全忠誠之志深叡感被二思食一候尙會議を經公論を被レ爲レ竭何分之御沙汰可レ被レ爲レ在候得共版籍之儀は一應取調可二差出一旨被二仰出一候事

四月　行政官

との御沙汰を拜し、退下の後、三條右大臣に御禮申上げて歸邸した。其後上田藩領地租稅錄、上田藩主家族並家臣人別取調書、封內村高數人別取調書、社寺除地取調書、支配地總繪圖等を提出した。六月十

八日辨事役所より、明十九日垂直着用已刻參朝あるべき旨達せられたが、忠禮病の故を以て師岡主鈴代理として參內した。右大臣三條實美より

松平伊賀守

松平忠禮上田藩知事仰付けらる

上田藩知事被二仰付一候事

明治二年己巳六月

太政官印

松平伊賀守

今般版籍奉還之儀に付深く時勢を被レ爲レ察廣く公議被レ爲レ採政令歸一之思召を以て言上之通被二聞食一候事

六月

行政官

知事の家祿

の二通の辭令を下げ渡され、家祿として所領現石の十分一二千二百八十石八斗一升餘を給せられた。國債

寮秩祿簿

今迄は江戸德川將軍家より、所領を宛行はれて之を私有し、一意幕府の命是れ奉じ、將軍あるを知て天子あるを知らざる有樣なりし諸大名も、錦旗一たび動けば、其向ふ所忽ち打靡き、將軍家の如きも、七十萬石宛行の一列侯と變ずるに至つた事實を目擊して、漸く我國躰の本義を曉るに至り、茲に版籍奉還の奏請となり、奏請御聽許の後は、朝廷より給與の家祿を受け、藩內の社祠、戶口、名籍を知り、士民を字養し、敎化を布き、風俗を敦くし、租稅を徵收し、賦役を督し、賞刑を判し、兼て藩兵の事を管する、朝廷任命の官吏と替つたのである。かくして、朝廷の藩治に干涉する度は漸次加つた。けれども諸藩は皆銳意朝旨を奉じたので、封建の制は次第に壞滅の途を辿て進む狀態であつた。我上田藩の如きも、此大勢の下に動いたのである。

七月二日辨事役所より上田藩知事忠禮に、明後四日辰半刻直垂着用の上、參朝すべきを達せられたの

藩主に歸藩を許す

で、同日參內したところ、主上の御前に於て

大政御諮詢之爲め會同之儀苦勞に被ニ思召一候、先達て來御下問之件々尙御參酌之上、追々施行可レ被レ爲レ立候、此度歸藩被ニ仰付一候間、各御趣意を奉戴躰し可レ盡ニ職任一旨御沙汰候事

と右大臣三條實美より讀み渡され、猶辨事より歸藩出發日限の事に付て達する所があつて後退下した、退下の後自分名札の上に奉拜龍顏天盃頂戴且又上田へ歸藩被仰付冥加至極難有仕合奉存候右御禮參上仕候と認めて、三條右大臣及び辨事の許に御禮言上の上歸邸した。而して八月十一日東京發足同十六日在所上田に歸着した。其翌十七日百姓の一揆強訴の件が起り領內騷擾を極めた、此事は騷動の部に詳記する。

藩主上田に歸る

第四章　版籍奉還後の上田藩

第一節　版籍奉還後の上田藩廳

版籍奉還後、明治三年八月上田藩より、太政官に差出した、藩廳の制、職給、口分給等は次の如くである。

藩廳

藩廳

大參事一人權大參事三人少參事五人權少參事三人判事六人內兼務一人右史一人兼務公用人二人史官五人筆生三人使部長卒、三人使部卒、十八人　〆五拾人

議事院

議事院

議長一人兼務副議長一人兼務議官一人兼務判事四人内一人兼務史官一人筆生二人議員二十二人内兼務十九人

〆三十二人

學校

學校

總裁一人兼務督學一人兼務助教五人内兼務二人學監七人書記三人筆生卒三人使部卒八人

明倫堂　寮長一人

講習寮　教頭八人内兼務三人教授二十六人内兼務二十人教授助七人内兼務五人

數學寮　教頭一人教授二人

醫學寮　教頭六人教授二人

洋學寮　教頭一人教授三人

幼生寮　教頭十三人教授十三人教授手傳二人教授手傳卒七人

演武場

演武場

長

兵學舍　教頭二人

擊劍舍　教頭五人内兼務二人教授二人内兼務一人教授助一人兼務

砲術舍　教頭二人教授三人

號吹舍　教頭一人教授一人教授助一人

馬術舍　教頭二人

柔術並捕手　教授三人諸藝術教授卒七人

〆百五拾人

民政局

民政局

領事一人兼帶判事二人書記三人書算卒七人内兼三人筆生四人内兼二人
社寺司　判司事三人庶務一人
驛遞司　判司事四人内兼二人
山川司　判司事五人内兼二人庶務三人
聽訟司　判司事三人庶務五人捕亡卒十三人内兼二人
〆五十七人

會計局

會計局

領事一人兼務判事二人書算卒七人使部卒六人内兼務二人
出納司　判司事五人庶務八人司金二人
倉廩司　判司事三人書算卒二人
營繕司　判司事二人庶務二人書算卒四人使部卒五人
用度司　判司事一人庶務四人
商法司　判司事二人内兼一人庶務一人庶務手傳卒一人飛脚方卒十人
〆六拾八人

軍務局

軍務局

總管一人兼務副總管一人兼務參謀一人軍監四人史官三人内兼務二人筆生三人内兼務一人書算卒五人使部卒二人
器械司　判司事五人内兼務三人庶務一人兼務銃工一人銃工卒二人
馬政司　判司事一人書算卒三人
輜重司　判司事三人皆兼務

兵隊　小隊長三人砲隊長一人兵卒小隊長七人半隊長兵卒半隊長　分隊長　兵卒分隊長　裨官　樂手
長　卒裨官長　卒番外隊裨官　屯所使部　〆四百四拾七人

司憲局

司憲局

領事一人大監察四人小監察四人卒下巡察二人　〆拾壹人

職給

職給

一大參事　一人　五拾俵。一權大參事　三人　四拾五俵宛。一少參事　五人　四拾俵宛。一權少參事
三人　參拾五俵宛。一軍務參謀　一人　三拾俵。一隊長　三人　前同斷。一砲隊長　一人　前同斷。
一四等官諸職　廿九人　廿俵宛。一五等官諸職　廿六人　拾五俵宛。一六等官諸職　卅四人　拾參俵宛
一七等官諸職　八拾五人　拾俵宛。一同等兵士　八拾六人　前同斷但裨官者二俵增。一八等官諸職　四拾
二人　八俵宛。一同等兵士　七十六人　前同斷。一九等小吏　百四拾二人　五俵宛。一兵卒　百八拾一
人　前同斷但裨官者二俵增

總計

人員　七百拾八人
俵數　六千參百參拾九俵
爲石貳千貳百拾八石六斗五升

右大參事以下諸職員並兵隊官祿
外に
諸職員兼務給　士卒族二、三男雇勤手當並器械科　三百八拾八俵半百九拾兩。退休優老俸　二百九俵
半。

總計　五百九拾八俵

此時の優老俸支給の內譯は添紙にて左の如く認めあり。一等給二十俵之隱居　拾俵三人。同拾七石之隱居　八俵半十二人。同拾五俵之隱居　七俵半五人。同拾俵之隱居　五俵七人　卒族之隱居　二俵半二人

計二百九俵半爲石七十三石三斗二升五合

口分給

口分給

一士族　四百二十九軒

右人員家族共合千八百八十六人

內七歲未滿之小兒三百二十一人半人口渡

總計千七百廿五人口半。爲石三千百五石九斗

一卒族　三百九十一軒

右人員家族共合千七百四十四人

內七歲未滿之小兒二百二十一人半人口渡

總計千六百三十三人口半。爲石二千九百四十石三斗

通計

人員　三千六百三十人

石高六千四十六石二斗

等給

等給

一從前二百石五以上　拾五人　二十俵宛

內部屋住半數十俵渡之分四人

合二百六十俵

一同　百石廿　五人口　以上　六十五人　十七俵宛
內部屋住半數八俵半渡之分十四人
　合九百八十六俵
一同　十人口以上　百七十人　十五俵宛
內部屋住半數七俵半渡之分三十四人
　合二千二百九十五俵
一同　七石二人口以上　二百七十三人　拾俵宛
內部屋住半數五俵渡之分三十九人
　合二千五百三十五俵
一同足輕　五百十一人　五俵宛
內部屋住半數二俵半渡之分百六十四人
　合二千百四十五俵
總計
　人員　千三十四人
　俵數　八千二百二十一俵。爲石二千八百七十七石三斗五升
右士卒定祿に御座候
　但部屋住勤之者に親定祿之半數宛行候定額之儀は人員之增減に隨ひ石數も又增減有之候儀に御座候

第二節　明治三年の藩制改革

明治三年朝廷藩制を改革す

朝廷に於て明治二年より三年に懸け、眞劍に討議研究した藩制改革案が出來上り、三年九月十日右大臣川條實美より之を布達した。即ち左の如である。

今般藩制別紙之通被二仰出一候、素より其綱領を被レ揚候儀にて、節目施設の方に至ては、篤と御旨意を奉躰し、藩々其宜を斟酌し、務めて舊弊を除き有名無實に不レ渉、政績相顯候樣盡力レ可致事

藩制

藩制

一藩分爲レ三　物成十五萬石以上を大藩とし、五萬石以上を中藩とし、五萬石未滿を小藩とす

一石高は草高を不レ稱物成を以て可レ稱事

但雜稅金は兩立にて本石高に可二結込一事

藩廳

藩廳

知事

大參事　不レ過二二人一

權大參事　有無其便宜に從ふ

少參事　不レ過二五人一

權少參事　有無其便宜に從ふ、小藩は不レ置レ之

以上當見職員令

大屬、權大屬、少屬、權小屬、史生

以上分課專務する所あるべし、譬へば會計、軍事、刑法、學校、監察の如し

右官員の多寡大中小藩に從て可レ爲二適宜一事

廳掌　使部

藩高

藩高

一藩高

譬へば現米十萬石　內一萬石知事家祿　殘九萬石但公廨諸費常額追て可二相定一候へども當分左之通り

內九千石海陸軍資但其半を海軍資として官を納め、半を陸軍資に可レ充軍　殘八萬千石但公廨入費士卒祿に充つつべし。尤精々節減し有餘を以て軍用に可二蓄置一樣可二心掛一事

官祿

一官祿　藩々の適宜に任すべき事

公議の稱呼を廢す

一功あつて祿を增し罪あつて祿を褫ぎ及一切の死刑等は朝裁を請ふべし。一時の賞並に流以下の刑は、收祿して年末に可二差出一事

一士族卒の外別に級あるべからざる事

公用人の稱呼を廢す

一正權大參事の內一人在京、集議院開院の節卽ち可レ爲二議員一事　但半年交代可レ致尤公議人稱呼廢止之事

一公用人の稱呼を廢し、其事務の大小により、參事或は屬等にて用辨を爲さしむべき事

知事朝集三年に一度

一知事朝集三年一度、年々四季に分ち滯京三ケ月たるべき事　但國家重大の事件に依り、朝集は此限にあらず

一歲入歲出年々十月より九月迄を限り分界を立、別紙雛形之通明細書を以て年末に可二差出一事

但雛形は追て可二相達一事

一從前の藩債は、一般の石高に關する事に付、其支消の法は藩債の總額により、支消年限の目途を立、知事家祿、士卒祿、其他公廨入費より分賦して、可二償却一事

從前の藩債支消の法を講ずべし

一從來藩造の紙幣、向後引替濟の目的を可二相立一事

藩造紙幣引替の目的を立つべし

此布達の中に就き、當時各藩皆財政難に苦みつゝありし際、直接藩經濟に影響を及ぼして、各藩の最も頭を惱ましたのは、海陸軍資の負擔及藩債却の目途年限等を定め、之に要する一定の石高を、家祿及公廨費より、取除かねばならぬ事であつた。而して祿制は藩々適宜に取計ふべき旨なるに由り、何れの

藩にても皆其給祿を、大いに減少したのである。津輕藩の如きは此時藩主自ら立て、「藩政改革に付ては汝等數代祖宗已來奕葉の勳績或は其身多年之功勞有レ之處、予が世に當り無レ故減祿申付候條實に以て不レ忍所にして、其上物價騰貴の際汝等活計之道に於ても不二容易一艱苦に至り可レ申と深く憐察予が心中不レ堪二憫悶一候得共、方今天下一般の形勢にて本藩のみ悠々不斷の姿に候得者、天朝は勿論旣に治績相立候諸藩へ對し、我等知事の職務難二相立一段無二此上一恥辱の至に候間、汝等能々予が胸中の苦辛可レ致二洞察一候也云々」と告げて、藩士の諒解を求めたと云ひ、大減祿の爲め松本藩の如きは、其事に當りし藩吏は、暮夜其居宅に投石の厄を被つた事ありと、傳へらるゝ程であつた。我上田藩に於ても祿制の變改に關し、特に

先般從二朝廷一御書付を以て被二仰出一候御趣意に基き、藩制令二改革一右御渡の御書付と、巨細取調書相添拜見申附候條、孰も熟覽の上可レ得二其意一候。將又官祿家祿及隱居料等已に改革致し候上は、渡し方夫々切替可レ申處、一同も兼々承知之通り、近年非常臨時の入費夥敷、加レ之昨秋之違作引續き當管內錢券引揚等、實以て不二容易一物入にて、藩用殊に不二引足一、依レ之渡方之儀家祿の分は、向後改革通り相渡し候得共、其外は來未一ケ年丈、別紙の通り賴入候間、乍二氣之毒一其旨可二相心得一候。且今般朝廷御改革之儀は、王政復古皇國永久の御制度被レ爲レ立候御趣意に有レ之、右御趣意遵奉之上は、是迄の藩風に不レ拘諸事非常之變革に及候儀、就中祿制並有職非役席順等之儀、別て面々迷惑之次第も可レ有レ之と種々配意致候得共、素より不レ得レ止之儀、就は御趣意柄篤と辨別之上、我等配慮之儀も相察し、聊心得違無レ之樣可レ致候、尤心付之次第も有レ之候はゞ、無二腹藏一可二申出一候事

と諭告し又諸渡し物に就ては

士卒官祿、家祿之儀は、朝廷御渡し相成候御書付通、藩々之適宜に任すべき旨、被二仰出一候に付、可レ成丈相渡度候處、右書付中、藩高分配之儀、御規式も有レ之、猶亘細取調別紙之通に付、十分の宛行

難二行届一、依レ之不レ得レ止左之通相定候。尤官祿之儀は、朝廷御規則四分一の割合を以相定候事と申渡した。此時定つた官祿、家祿、隱居料等は左記の如で現石支給であつた。

官祿

知事	六十七石八斗
大參事	五十石
權大參事	三十二石五斗
少參事	二十一石二斗五升
大屬	十六石七斗五升
權大屬	十二石五斗
少屬	八石二斗五升
權少屬	六石五斗五升
史生、廳掌	六石
一等使部	五石
二等使部	三石七斗五升
三等使部	三石

家祿

二十石	五百俵より百石迄
十七石	八十石より十人口迄
十三石	十二石三人口より七石二人口迄
八石	六石八斗より三石二人口迄

以上官祿家祿共に藩債支消の爲め、本高の内一割の掛り米があつた。

隱居料

隱居料

四石　家祿二十石の者
三石　家祿十七石の者
二石　家祿十三石の者
一石　卒

と定め向後退隱する者は精勤次第同料を給することゝした。

飯米の渡方

飯米の渡方は以後銘々家祿の分は十二ケ月に割合、人口丈の米は倉廩にて取扱、殘分は同所に於て拂立、代料にて月々渡すことに定めた。

藩の收支計算

當時の藩收支計算は次の如くで、十二月廿四日辨官役所に届け出たものである。

藩制改革收支計算　　上田藩

元治甲子より明治元戊辰迄五ケ年平均

正租

一米二萬二千百二石一斗一升三合四夕四才
　但金永錢納無二御座一候

雜稅

一米七百五石九斗九升二合一勺
右兩口合二萬二千八百八石一斗五合五夕四才
右分賦
一二千二百八十石八斗一升五夕五才　　知事家祿

一千四百二石九斗　職員官祿
一九千四百三十二石　士族卒家祿
一千二十六石三斗六升四合七夕四才強　海軍資
一前同斷　陸軍資
但兵隊官祿此中より出
一七百石　東京邸用
一千二百石　廳中諸費
一千五百石　學校用
但教官の官祿此中より出
一五百石　堤防用
一同　營繕用
一千石　究民救濟用
殘　臨時諸費非常手當に充つ　但在職中精勤功績有る者、養老
二千二百三十九石六斗六升五合五夕一才　俸、陣亡之者祭祀料此中より出
總計二萬二千八百八石一斗五合五夕四才

士族官祿

知事並士族官祿
現米六十七石八斗　知事
同　五十石　大參事
同　三十二石五斗　權大參事

同　二十一石二斗五升　少參事
同　十六石七斗五升　大屬
同　十二石五斗　權大屬
同　八石二斗五升　小屬
同　六石五斗五升　權小屬
同　六石　史生、廳掌

卒官祿

卒官祿
現米五石　使部
同　三石七斗五升　使部
同　三石　使部

右之外學校兵隊は追て御規則被二仰出一候迄、相當の割合を以て給與仕候

士族卒家祿

士族卒家祿
現米二十石　從前百石以上
同　十七石　同　十人口以上
同　十三石　同　七石二人口以上

卒

現米八石　從前三石二人口以上

藩債支消目途

藩債支消目途
一金五十五萬千二十兩　新古藩債惣高
一同　十五萬兩　右利分

合金七十萬千二十兩
一ヶ年支消
米三千五百石宛　但兩に米一斗五升積
内
千石　知事家祿より差加
八百四十一石八斗七升四合　非常時手當の內より差加
千百六十八石一斗二升六合　士族卒官祿並に家祿より差加
四百九十石　公廨諸費の內より差加
合三千五百石
藩債元利三十ヶ年皆濟
右新古藩債元利三十ヶ年皆濟之目途に御座候。尤右年限中凶荒變災有レ之候得者、目途之通には相成兼可レ申と奉レ存候
右之通に御座候
以上の如く、藩治祿制等を定め、施行する筈なりしも、同時に辨官宛に差出した上田藩の上申に據れば、其實施が甚困難であつたと見える。
別冊之通祿制取調候得共、當藩之儀は從來疲弊困迫の上近年打續荒歉加之臨時費用等夥敷、殆取凌も難ニ相成一程之儀に付不レ得レ止士族卒に減祿申付、當時面口其外每月少分之手當金相渡、右餘財を以藩用之欠を補候儀に御座候得者、此上節儉相勤候に付、當分之內、取調之通施行難レ仕御座候、此段御聞置可レ被レ下候　以上
之れが、添上申書である。
翌明治四年の春よりは、家祿は改正額通り渡す事に成つたので、官祿も亦祿制通り渡すべき筈の所、

藩官員の義捐

明治二年に發行した管下限り通用の錢券を引揚ぐるに、非常な困難を來たし、施すべき手段が無かつた。藩官員は其を見兼ねて、四年に支給すべき官祿を、悉く錢券引揚の方に差し向けて貰ひたいと申出た。依て縣（此時には上田藩は上田縣と成つた）は其殊勝なる申出を聞届けると云ふ次第で、縣の財政は極度に苦しかつたのである。其時此事を上田縣より太政官に、届け出でた書面は左記の如くである。

去午十二月中取調御届仕置候處、其節申上候通當縣之儀は、從來疲弊困迫の上近年打續荒歉加レ之臨時費用等夥敷、殆取凌も難二相成一程之儀に付、不レ得レ止士族卒へ減祿申付面口其外每月少分之手當金宛行置候處、當春以來追々改正仕、家祿の分は祿制調書通相渡申候。官祿之儀も相定候通り可二相渡一は勿論の處、一昨年製造仕候管下錢券引揚手段難レ及事實相察、當一ケ年官祿悉皆、右消却の方に差向度旨、官員一同申出候に付承届申候。尤來申年に至り相定之通改正仕候はゞ、其節尚又可二申上一候、此段御届申上候　以上

辛未七月廿三日　　上田縣

太政官御傳達所

錢券引揚

今筆の序に鐵券引揚の事に就て、藩主松平忠禮が大に苦慮せし樣を、左に記して置く。明治二年十二月政府は布告して、御一新後府藩縣に於て楮幣製造の向は、以來通用停止被二仰出一候間、此段相達候事と申渡したので、上田藩が明治二年八月騷動の時、發行した錢券も、通用停止と成つたのである。此時藩主忠禮は、次の如き諭告を出して、非常決意を以て、朝命遵奉錢券引揚げを行ふ旨を家臣等に告げた。

上田の錢券も通用禁止となる

錢券引揚に對する藩主の諭告

昨秋管下騷擾の砌、下民救助の爲め、朝廷へ申上置き手形錢札發行致し、一時危難取凌候上は、追々手順を以て引揚ぐべき兼ての覺悟に有レ之候處、先般朝廷より右通用停止たるの旨御布令に候、就ては勿論之筋に候處、素々一時無レ據事宜に因り發行致し候義にて、差向取收めの義何分當惑いたし候

に付、右苦情度々朝廷に申立、尚又見込書を以て、年限引揚方歎願致し置候得共、猶此上幾重にも、御聞屈相成候様手を盡し候義に候得共、御許容之儀實以難レ計、依て今般引揚方所置に及ぶべくと決定致候、然る處連年非常の物入打續き、殊に右手形札數、大凡十萬兩以上にも及び、上下不都合無レ之様引揚方、行屈くべき目的所詮難二相立一、此上は上下一致、非常の改革に及び、破格の暮方相立、所謂斃て止むの義を以て、朝廷の御命令一途相奉之外之れ無くと存詰候、就ては速に改革の根本相立て乍二未熟一如何様の難儀をも相凌候心得に付、是迄の住居引拂、屋鋪内藩士の宅に手狹の住居相立、平生之衣食、近習より奥向召仕等に至る迄、嚴重省略に及び、且代々傳來の道具類も手離し可レ申と斷然決意致候、抑手形札發行之義は、其砌下民之難澁片時も捨置に忍びず、救助之道實に此外に無之救民の職掌一途誠心より決行致し候得共、既に朝廷御停止之御布告之あり候上は、是又一途御趣意相奉じ候誠心より、今日之所置に及候、固より何れも朝命を重んじ、職掌を盡すを以て目的と致すの外前後一徹他事無レ之候。猶諸向掛りに非常取縮方申付逐々申聞候品も可レ有レ之候間、孰れも自分胸中相察し、一藩無二異議一艱難相忍候様、前以て覺悟致呉、心付候義、聊も無二覆藏一申聞、自分所存貫徹致し、職掌相立候様、幾重にも相助け貰度、厚く賴入候、尚委細之儀は、逐々大參事より可二申聞一候事

庚午八月十八日

此時師岡主鈴は藩公住居の爲めに、自分の屋敷を差上げて、自分には別に手狹の屋敷を、與へられん事を言上し、藩公の採用する所となり、不日引移ることに決定した。けれども見込書を以て年限引揚方歎願のことが、錢券通用停止令の緩和を見たので、藩公住居移變の事は、中止と成つたと思はれる。然し此錢券引揚燒棄の事は、非常に困難厄介のことであつたから、前述の有司願出もあつたのである。猶此錢券は、明治四年十二月に、左の比例に照準し、取扱ふべき旨が管内に觸れられて居る。

錢券	八厘錢	錢券	八厘錢
十貫文札	百枚	一貫貳百五十文	十二枚半
五貫文札	五十枚	六百二十四文	六枚二厘錢一枚
二貫五百文札	廿五枚	二百文	二枚

（柳澤史料）

今左に明治四年十二月發表された、新貨幣と舊銅錢及金札との比較價値を記して、參考の資に供する。

新貨　　金札

一圓　　一兩に當る
五十錢　　二分に當る
二十五錢　　一分に當る
十二錢半　　二朱に當る
六錢二厘半　　一朱に當る

舊銅錢品位

一厘錢



元一文錢　十枚を以て一錢とす
右一圓千枚　五十錢五百枚　二十五錢二百五十枚

一厘半



十枚を以て金一錢五厘とす

右一圓　六百六十七枚、五十錢　三百三十四枚、二十五錢　百六十七枚

二厘錢



青錢波錢と唱え四文錢なり

十枚を以て金二錢とす

右一圓　五百枚、五十錢　二百五十枚、二十五錢　百二十五枚

八厘錢



十枚を以て金八錢とす

右一圓　百二十五枚、五十錢　六十二枚と二厘錢二枚、二十五錢　三十一枚と二厘錢一枚

（柳澤史料）

明治三年改革の官員

大參事

權大參事

小參事

大屬

明治三年藩制改革後の官員

大參事　師岡主鈴

權大參事　藤井淡水、山口平太郎

以上奏任之事

小參事　久松新五右衛門（會計掛）、掛山政右衛門（監察掛）、太田十郎右衛門（軍務掛）、恒川才八郎（學校掛）

大屬　外村豊次郎、山田貫兵衛（傳達）、三刀谷小膳（軍務）、岩間半彌、櫻井純藏、瀧澤瀬平（傳達）石川重雄（軍務）、大野木久五郎（監察）、栗山岩（傳達）、都筑勇司（監察）、小島信好（會計）、鈴木

權大屬
小屬
權小屬

三九郎（學校）、加藤勤（傳達）、船越精一郎（東京詰）

權大屬　森田斐雄（軍務）、岩崎直哉（學校）

小屬　糸我泰藏

權小屬　寺田市太郎（傳達）、芦田柔太郎（軍務）、小川清哉、矢野逸八、鈴木鑑三郎、溝口太右衞門、日下部德右衞門（會計）、曲尾樂藏（傳達）、西山惣平、山本順兵衞、青木武十郎（會計）、吉岡源太郎（軍務）、中澤喜双太、寺島兵藏、柳原多喜彌（會計）、宮下新八郎（傳達）、高桑起藏（會計）、北村操（傳達）、宮島尙（會計）、同出仕　瀧澤專三、佐伯篤藏（會計）、本間利和（軍務）、瀧本鍊藏、伊藤十右衞門（會計）、澁谷彌右衞門、岩下獄（監察）、日下部彌太郎、足立傳重郎、原田宣八（監察）

史生

細田領右衞門、岡本傳作（會計）、栗山誠藏（傳達）、飯田源內（會計）、森田施太郎（學校）、寺田族、石原宇一郎（傳達）、柴田速水（會計）、柳原工左衞門、吉見才次郎（學校）、犬飼新、柴田磯兵衞（會計）、倉澤彌兵衞、齋藤貫次、小川祐左衞門、唐澤軍兵衞（軍務）、同出仕　宮島雅兵衞（學校）、中村信三、岡村半右衞門（會計）

廳掌

村瀨太兵衞、桂才右衞門（以上二人權小屬相當）大熊友右衞門

以上判任之事

（藩政改革留）

第三節　士族、卒の歸農奨勵

歸農奨勵

維新の際士族が生計困難に陷て慘狀を極めたのは、靜岡藩の德川氏であつたのは、何人にも想像が出來る所であるが、之れに亞いでは、戊辰役の爲めに倒封された東北諸藩であつた。此等諸藩中には士族等の歸農を奨勵するために、藩主親ら其地に臨で開墾を奨勵した所もあり、藩地を離れて、北海道に

移住する藩士も多かつた。津輕献は藩士の歸農保護奬勵の爲め、田地十町歩餘を有する豪農商より餘分の田地を、一反歩三兩然かも三ヶ年賦で買上げ、之を士族の家祿に應じて分與し、歸農の便を圖つたのである、此時買上げた田地の三分一は、持主の篤志獻納であつたと云ふ。此歸農奬勵は明治三年九月の藩制改革後、天下の諸藩何れも皆士族は生計困難の狀態であつたので、朝廷は士族卒の階級者に、歸農を許したのみでなく、大に之を奬勵した。我上田藩に於ては、明治三年九月七日士族卒歸農の事に就て次の如く諭告する所があつた。

上田藩の歸農奬勵の諭告

皇政御一新に付從來の封建御廢止府藩縣を以て、御更張之大基礎被レ爲レ立、爾來天下之大勢一變致し朝廷に於ても士卒の兩族土着歸農之御制度追々被二仰出一候に付ては、右御趣旨に基き、先般相伺候處、歸農之儀不レ苦趣御差圖に候。抑時勢に隨て變化の政を布き候は、古今之通宜本朝之沿革面々知る所に候。今や朝憲一途四海一家之秋、各其土に歸し基本を固くし其才に隨ひ心力を練磨致し治亂御採擇之器を相備候も、亦時の宜に候。依レ之今般歸農共に願之筋に依ては、可二差免一候條、志願之者は聊無二隔意一可二申出一候。尙委曲之儀は大參事より可二申聞一候事

歸農者の便宜を圖る

と諭達し九月十七日には、農業を以て賤役と考ふるは間違なる旨を諭すと同時に、左の通達を爲し、土着歸農志願の者は申出でさせる事とした。

一土着歸農の儀は在職非役に不レ拘願之向に依り許容す　尤在職中は爰許出張所と心得、免職の上其土に歸住すべき事

一土地之儀は、御取調之上、追々可二仰出一候得共、差向菅平、輕井澤、上洗馬入之内、銘々の望に任せ、地坪凡三千坪以上、地味に依り御割渡し相成候事

菅平、輕井澤、上洗馬入の地を割り渡す

一土着之儀は、藩籍を除かず、土地を耕し、其出る所を以て、銘々其身の俸祿に換候は勿論之事に候得共、熟地に相成候迄は、當時之通り、面口御手當金共被二下置一候事

但熟地に從ひ、漸を以て御扶持方御差略相成候事

一歸農之儀は、藩籍を除き民籍に編入候は勿論に候。尤一旦勤仕を經候者は、其身一代士族卒族之御取扱被ニ成下一、且熟地に相成候迄は士着之者同樣御手當金其儘被ニ下置一候事

一士着歸農共、相應の家居御建被レ下、又は願之趣に由り、代金にても御渡し被ニ成下一、或は是迄の拜領屋敷自力を以て、家作り致度向も、時宜に依り御許容被ニ成下一候事

但地所割渡し家作之儀は、願出之順序と御手操とを以て御扱被ニ成下一候事

一在職之者當地居住にて、開拓致置候儀、勝手たるべく、尤免職の上は、其土に歸住可レ致事

但父子之內在職非役有レ之、引分れ開拓地へ住居致度向は、勝手次第に候。尤免職之上は同居勿論之事

士着歸農に就ては、追て其地方へ、鄉學校御設立、人才養育之御仕方被レ爲レ立、其才に應じ、御採擇可ニ相成一に付、小壯之輩は文武研究油斷有之間敷事

鄉學校を設立すべし

一他管內に歸農之者も御憐助可レ被ニ成下一候得共、其趣旨柄に寄り御斟酌有レ之候事

翌九月十八日猶左の如く申渡し、歸農志願者に硬宜恩典を與ふる事とした

一士着歸農之面々家族一同移住之節は、引移料被ニ下置一候、尤地之遠近に依り、增減可レ有レ之事

引移料給與

一開拓道具料十兩宛御取替被ニ成下一、十ケ年賦上納被ニ仰付一候事猶開拓望の者には、實地檢分として二泊出懸の事は出願する事を許す

開拓道具料貸與

猶士着の場所は、萱平等の外にて見込の地あらば可ニ申出一事

村方に依ては、散田其外手餘り地等有レ之に付、右開作希望之者は、其村方と篤談之上、取調書取を以て、願出づべし

散田多き處にも歸農を許す

（參考）此に士族卒族とあるは從前士分即侍と稱した階級の者、卒族とは足輕分の者を稱したが、明治

五年正月廿九日、世襲の卒は士族に編入し、一代抱の者は平民に編入した。又此年二月には鄉士と稱する者にて、家柄由緒ある者も士族と稱するを許した。

此土着歸農奬勵が、如何なる成績であつたかは、史料を缺いて判明らない。唯菅沼平移住開墾の成績が、甚思はしく無かつた話が、傳つて居るのみである。此當時各藩の狀況を見るに、士族の歸農を重視して、工商に就て多く言ふ所は無い。此は農は國の大本と、昔から言傳へて來たのが深く頭裡に染み込で居て、工商より遙に尊い生業であるとの考は、此頃迄誰しも有つて居たからであらう。

第四節　當時の上田藩内戸數人員

朝廷は人權尊重の趣旨に由り、明治三年九月十九日庶人の苗字を稱するを許し、翌四年八月廿八日穢多非人等の稱を廢し、之を平民の籍に編入したが、其準備調査資料としたのであらう、七月各府縣藩に命じて、管轄高戸數人員取調帳を提出させた。此時上田藩提出者は次の如である。

上田藩内の戸口

管轄高戸數人員取調帳

一管轄高　五萬三千石

外新田高改出高七千百二十石七斗一合五勺

但込高無二御座一候

戸數　一戸數　一萬千四百八軒

人員　一人員　六萬二千二百三十人

内

華族　四人　但男三人
　　女一人

士族　千八百八十六人　但男八百七十九人
　　女千七人

卒　千七百四十四人 但男八百六十六人 女八百七十八人
平民　五萬七千百九十八人 但男二萬九千十八人 女二萬八千百八十八人
社務人　二百八十三人 但男百四十一人 女百四十二人
僧　二百八人 但男百九十七人 女十一人
尼　無二御座一候
穢多　八百九十四人 但男四百四十八人 女四百四十六人
非人　十三人 但男七人 女六人

右之通に御座候　以上

庚午七月

管下穢多並非人人員取調

上田藩管下

穢多
一戸數　百八軒
一人員　八百九十四人 内男四百四十八人 女四百四十六人

非人
一小屋　三ツ
一人員　十三人 内男七人 女六人

右之通に御座候　以上

庚午九月十五日

管下の穢多非人の數

上田藩公用人
船越精一郎

第三紀　自廢藩置縣至上田市制施行

第一篇　廢藩置縣

第一章　上田の廢藩置縣

廢藩置縣の必要

諸大名の版籍奉還に由り、名分上は、天下の土地人民、悉く朝廷の有に歸したるも、因襲の久しき、士民は藩知事を重んじ、朝廷を輕んずる傾を脫しない者もあり、又府藩縣三治は、一致たるべきも、其實は容易に擧らない。そして各藩の支配地、各所に散在するもあつて、行政上の不便は尠く無かつた。故に朝廷は大英斷を以て、藩を廢して縣を置くに決し、明治四年七月十四日を以て、全國の藩知事を東京に召集し

廢藩置縣の詔

朕惟ふに、更始の時に際し、內以て億兆を保全し、外以て萬國と對峙せんと欲せば、宜く名實相副、政令一に歸せしむべし、朕曩に諸藩版籍奉還の議を聽納し、新に藩知事を命じ、各其職を奉ぜしむ。然るに數百年因襲の久しき、或は其名ありて、其實擧がらざるものあり、何を以て億兆を保安し、萬國と對峙せんや、朕深く之を慨す。仍て今更に藩を廢し縣と爲す、是務て冗を去り、簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂無からしめんとす、汝群臣其れ朕が意を躰せよ

明治四年辛未七月十四日

上田藩知事の應召

と詔し給ひ廢藩置縣を宣明し給ふ。此日上田藩知事松平忠禮も、御用召に依て參朝し、此詔を拜し、

藩知事免官の辭令

同時に

免本官

辛未七月　　太政官

上田藩

知事松平忠禮

舊藩主東京府貫屬となり上田を去る

の書付を渡されて、上田藩知事を免ぜられた。而して東京府に貫屬せらるゝ事と成り、後事は大參事以下をして假りに處置せしめ、大事は朝裁を仰がしめた。是に於て、上田藩の名稱は消滅して、上田縣となり、同時に藩領主は上田を去る事と成つた。

舊家臣の舊藩主への同情

此時地方、傳達、監察、戸籍、會計、學校の諸掛官員等は、此度の廢藩に付き忠禮公が、公私萬端の處置に就て莫大の費用を要すべき事を察し、下給されし手當金拂米代金などを差上げて、舊藩主の用途の一端に供したいとの考から

今般朝廷御改革に付、從五位樣御免職被レ蒙レ仰候に付ては、差向公私萬端御處置の儀にて、御入費莫大に可レ被レ爲レ在、御不手操の御中御尊慮之程奉二恐察一候、依て一同是迄被二下置一候、家來給御手當金並會計掛拂米代金等惣て上納仕、聊御用途の萬一を補度跡取續方の儀は、面々被二下置一候得者幾重にも取續候間、何卒區々の微衷、御諒察被二成下一、御採用の程奉二懇願一候

との懇願書を呈して、其心情を陳べた。君臣情誼の厚き一端を窺ふに足る一美擧と謂ふべきである。

廢藩置縣に就き舊藩主の諭告

廢藩置縣の事決定した當日、舊藩知事松平忠禮は左の諭告

叡慮之趣謹而致二奉戴一候、忠禮不肖と雖も、一藩之補翼に因て是迄の藩務盡力今日に至り候ては朝旨を奉じ

皇威之伸ぴん事を願而已今也

朝廷因襲之舊弊を被レ爲レ破大政御更張之御趣旨深く不レ堪二感激之至一、因ては申迄も無レ之候得共、一同得二其意一、心得違無レ之様彌益々朝旨貫徹候様勉勵有レ之度候也

辛未七月十四日

大參事の諭達

を發して、舊藩臣等に諭す所があり、又同時に時の大參事師岡政舉、權大參事藤井忠文の名を以て、藩臣等によく、我意を躰し、今後朝廷より何分の御沙汰ある迄は、萬事從前通り心得、各自其職務に勉勵すべき旨を諭達せしめた。此時の大參事の諭達は次の如である。

勅書之趣方今の時勢御洞察皇國永久深重の御基礎被レ爲レ立候義にて、尙此上追々御改正向可二仰出一義と存候。然るに萬一舊見に泥み候之義、有レ之候ては、從五位様御書下げ之通、是迄御誠意に御奉公之御趣旨に不二相叶一、深奉二恐入一候儀に付、一同得二其意一、從五位様思召を厚く相繼ぎ、聊心得違無レ之追而　朝廷御沙汰有レ之候迄は、萬事從前通り相心得、彌以文武研究各職一層に勉勵相加、御安心候迄盡力有レ之度候也

（沓掛史料）

辛未七月

舊藩主再應舊藩臣等に諭さしむ

忠禮は猶此大改革の際に、藩臣等の中に其心得違より、一身一家の歸着處等に付て、急遽周旋營爲するなどの事あらば、人心の不安動搖を、惹き起す恐あるを憂慮し、二人の家臣を至急上田に遣はして諭さしむる所があつた。

今般御改革被二仰出一候に付、師岡大參事歸縣被二仰付一、其節從五位様より、厚き御書下げも有レ之候へば面々御趣意、謹で奉戴可レ致は勿論之處、昨年來既に歸農士着の布令も致置候折柄、斯く御大改革の際に相當り候得者、萬々一心得違、一家一身の歸着所、取急周旋營爲致し候者無レ之哉、若右様之者於レ有レ之は、遂に衆人の動搖を釀し、失躰之儀は申迄も無レ之、不二相濟一事に付、一同心得違無レ之、様可レ致、且面々一身一家御處置之儀は、朝廷迫て御沙汰之次第も可レ有レ之旨、被二仰出一候儀に候へ

ば、面々彌以、其當る所の職務を勵精し、決して動搖ケ間敷儀、無レ之樣可レ致旨、兼て師岡大參事へ可レ被二仰含置一思召之處、御取落に付、今般町田藤三郎、稻垣雄兩人至急被二仰付一、前書之趣、厚く一同へ可二申達一旨、御沙汰に付、其旨孰れも相心得、愈御書下ケ並今般の御趣意奉戴、精々勉勵いたし候樣有レ之度候事

但今般藩を廢し、縣を被レ爲レ置、從五位樣御免職被レ爲レ蒙レ仰候に付ては、先般既に東京府貫屬と被レ爲レ成候御儀、差向御公私之事故、万端別て精詳御取片付、御遺漏無レ之樣被レ遊候は、今日の御當務申迄も無レ之、然るに一同之儀は、本文之通り、此上尙朝廷の御沙汰、相待可レ申義にて、固より從五位樣御進退とは、同日の論に無レ之候處、万々一心得違、右趣意不二相尋一、徒に御取片付の義見聞候より、自然浮騷之所業に及び候者有レ之に於ては、以之外の事に付、御趣意柄厚く相心得、精々違失無レ之樣可レ致事

舊藩主とは其進退同日の論にあらず

と輕舉動搖すること無きを戒めた。

大參事一般民衆に諭す

領内一般民衆には、大參事より朝廷の仰出に依り、天下の諸藩皆之を廢して縣と成したること、隨て上田藩知事松平忠禮も知事を免ぜられしこと、追て朝廷より御沙汰あるまでは、大參事以下の諸役人が從前通り諸事を處理する故、藩知事廢止後取留めぬ風說等に迷て動搖せず、安堵して各自の職業に精勵すべきを告げた。其諭告は

安堵して各自の職業に精勵すべし

朝廷より被二仰出一候三ケ條之御趣旨左之通

一今般朝廷深き御趣旨被レ爲レ在候間、天下之藩々盡く御廢し縣と相成候事

一右に付從五位樣御免職相成候事

一追て朝廷之御沙汰有レ之候迄者、大參事以下役々此儘にて諸事取扱萬事是迄と不二相替一候事

右被レ爲二仰出一之儀者、朝廷深き御趣意有レ之、當藩而已に限らず、天下の藩々盡く御廢し、藩知事職

天下の藩々皆廢さる

の儀も、是亦同樣盡く御免に相成候間、御趣意柄厚く相心得可レ申候。乍レ去大參事以下諸役人之義、追々被二仰出一候迄、是迄通り更に相替り候義無レ之ニ付、兼々從五位樣、市在一同取凌ぎ方厚く御世話爲レ在候思召を奉じ、彌以て厚く世話致し遣し候に付、一同安心、銘々職業を相勵可レ申候、萬一心得違、取留ざる風說申觸らし候等之義於レ有レ之は、第一 朝廷之御趣意に相背き、其上從五位樣思召に不ニ相叶一、以之外の義に付、其旨能々相心得、只管靜穩に致し可レ申事

辛未七月

（沓掛史料）

明治維新後、度々の改革に遭つた後の事でもあり、又廢藩置縣の事が、天下一般のことゝ諭されたので、領內民衆は、此時何等動搖するが如きは無かつたやうである。

第二章　廢藩置縣の當時

第一節　信州內の諸藩

信州內の諸藩

明治四年七月廢藩置縣の際、信州內の諸藩は、左表の如く悉く縣と成つた。

藩名	領分	草高	縣名
松代	埴科、更級、上下高井、上水內郡の內	十萬石	松代縣
松本	南北安曇、東筑摩の內	六萬石	松本縣
上田	小縣、更級の內	五萬三千石	上田縣
高遠	上伊那、東筑摩の內	三萬三千石	高遠縣
高島	諏訪、東筑摩の內	三萬石	高島縣

須坂	上下高井の內	一萬五十三石	須坂縣		
飯山	上下水內の內	二萬石	飯山縣		
飯田	下伊那の內	一萬五千石	飯田縣	六月二日廢藩中野縣に入る	
龍岡	南佐久の內及三河額田加茂の內	一萬六千餘石	小諸縣		
小諸	北佐久、小縣の內	一萬五千石			
岩村田	南北佐久、小縣の內	一萬五千石	岩村田縣		

此表は信州內に治所城地を有する大名のみを揭げたのである。

以上の十縣の外に、維新後早く設置せられた伊那縣、及び其より分置された中野縣とを合する時は、當時十二縣が存在したのである。

第二節　伊那縣及中野縣

伊那縣

伊那縣代て尾州藩取締管地を治す

(一)伊那縣　明治元年正月德川慶喜朝敵として討伐せらるに及び、朝廷は德川氏の所領地を沒收するに決し、其地の代官に次の如く達し、民心の動搖を防ぎ同時に事務の引繼準備を爲せた。

今般王政御一新に付、是迄天領と申來候德川之采地、及賊徒之所領等、念入取調可レ致、右は從前苛政に苦居候哉の趣も相聞、患難疾病相救之道も相立兼候に付、先無告之貧民天災に罹り困難之者へは、夫々御扎之上御救助も可レ有レ之候間、右之旨申諭億兆人民王化に服し候樣、精々盡力可レ仕御沙汰候事

但代官支配地所、石數入數帳地圖面等携早々上京可レ致候、若代官立去候地所は、最寄之國主當分御預り可レ申、尤石高圖面等早々可二差出一事

かくして朝廷の有に歸した幕府領中、信州に在りしものは、元年二月一時尾州藩をして支配取締らしめた。依て尾州藩は各地の代官陣屋所在地に、取締所を置いて之を管治した。元年八月二日朝廷は新に

伊那縣官員

舊旗本領伊那縣の管轄と成る

伊那飯島代官所跡に伊那縣を置き、此時迄尾州藩にて取締つて居た、舊幕領及松代藩預長沼二萬石の管轄を此縣に移した。當時の伊那縣上級官吏は、知縣事北小路中務大亟判縣事白井逸藏落合源一郎大野圖南太郎權判事村松文藏等であつた。明治二年版籍奉還の時、舊旗本の仙石政雄矢澤二千石松平忠厚塩崎五千石水野春四郎根々井二千石内藤箭之亟岩村田分家千石松平榮之助禰津五千石等の領地をも管する事と成つた。

中野縣

㈡中野縣　高井郡中野村には幕領代官所があつたが、尾州藩取締所も亦此處に置かれた。伊那縣設置の際中野局となり下高井郡誌明治三年九月伊那縣管轄の地、南北信に亘り管治上不便尠からざりしかば、九月十七日中野局を中野縣となし、佐久小縣更級埴科水内高井六郡内の伊那縣支配分を割いて其管轄とした。大參事は高石和道權大屬は大塚政德就任した。此中野縣は明治四年六月二十二日其廳舍を善光寺町字西町西方寺に移し、中野縣を長野縣と改稱し、權知事立木兼善以下皆此所に引移つた。

中野縣の管地

長野縣

諸縣の置廢

第三節　諸縣の置廢

筑摩縣の新設　明治四年十一月太政官は全國内諸縣の廢合を斷行した、其時從來の諸縣皆廢止と成り今般信濃國從來の諸縣を廢し更に左之諸縣を被レ置候事

但廢縣從前管轄の地所當未年より物成鄕村等新置の縣々に可二引渡一候事

信濃國　長野縣

埴科郡　高井郡　水内郡　更級郡　小縣郡　佐久郡

筑摩縣

伊那郡　諏訪郡　安曇郡　筑摩郡

飛驒國一圓

今般廢縣の官員追て御沙汰候迄、新置縣令參事之差圖を受け、從前の廳に於て事務取扱可レ申候事

辛未十一月　　太政官

と發表され、新に筑摩縣が置かれ南信四郡及飛驒一國を管し、北信六郡は長野縣の管する所となり、最も早く置かれた伊那縣も、廢藩に由て縣となつた上田縣始め數多くの縣々と、皆廢止される事に成つた。

上田縣廢止

此廢止縣中存置期間の最長かつたのは、元年八月より四年十一月に至る三年餘の伊那縣で、藩名を縣名に改めしもの丶如きは僅に五ケ月程であつたのである。此時上田には長野縣出張所を置きしも翌五年三月廢止と成つた。

筑摩縣廢され信州一圓長野縣管轄と成る

明治九年又府縣廢合の事ありし時、八月二十一日筑摩縣は廢されて其管内なりし飛驒國は岐阜縣管轄に移り、南信四郡は長野縣之を管する事となり、茲に信濃全國長野一縣の管する所となつた。

第四節　幕末の信濃及小縣郡内の支配別

幕末の信濃の支配

幕末には信濃國内に、松代、松本、上田、高遠、高島、飯田、小諸、岩村田、龍岡、須坂、飯山の十一藩があり、猶此外木曾は名古屋藩、下伊那郡の一部は美濃の高須藩、高井郡の一部は越後椎谷藩領であり、此他に旗本領。御料即所謂天領と稱する幕府直轄地もあつて、石高六十一萬五千八百十八石七斗三升餘の信濃は、支配者を異にする、幾つかに分れて居たのである。小縣郡の如きも、三大名領、二旗本領、天領の三つに分れて居た。今之を表示すれば次の如である。

幕末小縣郡の支配

上田領	縣常田、田中、本海野、加澤。和三分及東上田。豊里中芳田、下吉田。林之郷の一部を除く長。傍陽。本原。神川。神科。上田。壚尻。塩川。長瀬一部分。武石。富士里。東塩田。中塩田。西壚田。別所。青木。浦里。泉田。室賀。川邊。城下。（四萬八千石餘）	
小諸領	（約五千石）滋野。塩川。丸子下丸子、中丸子の一部	
岩村田領	（約千五百石）依田、御嶽堂、飯沼。丸子上丸子、中丸子の一部	
旗本領	矢澤領	（二千石餘）殿城 豊里、小井田、森、林之郷の一部。
	禰津頭	（約三千石）禰津。滋野、別府、原口。和三分、東上田の一部 縣、夏目田、長坂、加澤田。
幕領	（約五千石）和田。大門。長窪古町。長久保新町。丸子、腰越、長瀬大部分。依田尾野山。西内。東内。	

此表は現村名に依て區分したるものにて、村名の下なる注記は舊村名に依り其支配の異れるを示す

第五節　士族の家祿奉還

士族の家祿奉還

江戸時代に於て、複雜を極めて居た諸階級が、簡單な新階級に整理されたのは、明治二年六月十七日、版籍奉還の時、公卿諸侯の稱が廢されて華族となり、同月二十五日藩知事に對して、一門以下平士に至る迄、皆士族と稱すべしと、達せられたのに、始つたのである。同三年九月の藩制改革の際、士族を士族、卒の二階級としたが、此士と卒との區分は、藩の異なるにつれ、必しも同じでは無かつた。けれども此卒族に屬した者は、小役人足輕等の、輕い者であつたのは、同樣である。同五年正月二十九日には、卒の世襲者は士族に、一代抱の者は平民籍に編入して、卒族の名は無くなつた。此士族等は本來職役を帶びて居た所から、其職に相當する職祿即ち家祿を給與さるゝ特權を有して居た、其は現在職に就て居なくも、其本質上、職に就くべき者と、見做してゞある。然るに彼等は家祿を有して居ても其大多數は到底生計を維持し得ない程の少額の支給に止つたのであるから、政府は之を救濟せんとの考から、明治三年十二月十八日に、在官者以外の華士族、卒に、自由に農商工に、從事する事を許した。依て社會政策上士族等をして、就產せしむる方法として、同六年十二月廿七日家祿奉還規則を發布し、先づ祿高百石未滿の者に限り、奉還の代償として、永世祿の者には、家祿六ケ年分、終身祿の者には、同四ケ年分を、半數は現金半數は年八分利付の公債證書を下賜し、同七年十一月五日には、祿高百石以上の者にも、奉還を許した、此公債を秩祿公債と呼んだ。元金は二ケ年間据置き、三ケ年目より、七ケ年間に、抽籤法に由て、償還する定であつた。此條例が發布せらるゝや、家祿の奉還を願ひ出づる者、頗る多く、明治七、八年の比には、全國に於て、十三萬五千八百餘人を。算するに至つた。然し數百年間封建治下に在て、世祿を食んで、生活して來た士族等が、急に農商工者に伍して、就產する事は、如何にしても無理なことで、折角政府に於て、還祿士族等の爲めに、官林荒蕪地等の拂下規則など制定して、其便を

在官者以外の華士族、卒に、農工商の業に從事するを許す

家祿奉還規則

秩祿公債

家祿奉還の出願者多し

圖つたにも拘らず、一跌目的を失て事業は起らざる間に、還祿に依て得たる資金は、消費し了り、流離彷徨の慘狀に陷る者、尠くなかつた。故に明治八年三月內務卿は「今般各地の現場模様取調候處中には稍恒産の端緒に就き候者も相見え候得共、目前の浮利に迷ひ、一跌目的を失し、忽ち究乏に陷る者、十の七八にして、東京府及北條縣の如きは、其最も甚しき者に有ㇾ之、今日の景況を以て、將來を推考仕候得ば、到底就産安着の場合に可ニ立至一は萬々無ニ覺束一被ニ相考一候依ㇾ之猶精細實地取調の上、目的相立可ニ伺出一候に付家祿奉還一應御見合相成度」と太政官に提議した、之れに依て、七月十四日遂に停止となつた。けれども、家祿の現米支給は、極て不便厄介な上に、不生産的に巨額の國費を要するので、政府は大英斷を以て、明治九年八月、一時に金祿公債證書を下賜し、家祿制度を全廢する事にした。此公債は、同十年より五ヶ年間据置き、同十五年より抽籤に依て、每年其元金を償還する定であつた。此處で今迄の有祿者は、金祿公債所有者に變じ、同時に家祿を有せし士族階級と、平民階級と、何等相違無い社會と成つた。此事は廢藩以後、全國に通した情勢であつたのであるが、我上田藩の如きも、同樣であつただらうと思はれる。傳ふる所に據れば、此金祿公債證書の買人が諸方より入り込んだことがあつたと云ふ。

金祿公債證書を與へて家祿制度を全廢す

第六節　上田藩知事松平忠禮の留學

松平忠禮の留學

德島藩主蜂須賀茂韶

藩知事の職に在りて、廢藩の事は早晩必ず行はるべきものなるを悟り、職を辭して東京に出で、更に外國に留學せんと決心し、辭職を申出でしも、藩情許さざるものありて、遂に其實現を見るに至らなかつたが、廢藩後明治五年歐州に留學し、歸朝の後、全權公使、東京府知事、貴族院議長、文部大臣等の要職に歷任した、舊德島藩主蜂須賀茂韶は、大名華族中俊敏を以て、尤も著はれた人であるが、我上田藩知事松平忠禮も、明治四年三月、自分は藩知事の職に在るも、僻陬の地に居るので、自然固陋の舊套を

松平忠禮の留學願

脫する事が出來ぬ、隨て藩知事の職を完ふし得るや否や心許無い、故に東京へ出て、學問の修業をなし、其重任を果し得べき人材たらんことを欲し、左の如き願書を、太政官に差出した

不肖之身を以て藩知事奉職罷在候處往苒僻陬に消光仕候ては固陋之舊套に陷り負荷の重任堪兼可レ申哉與、恐懼之至に御座候、依レ之此節より東京へ罷出學問修業一際勉勵仕、奉レ報二聖恩之萬一一、志願に御座候、尤藩政向之儀は大小參事に委托仕置重事件難レ決儀有レ之候節は時宜に寄り歸藩之上處置仕度奉レ存候、何卒願之通御允俞被二成下一置一候樣奉レ願候、此段御執奏可レ被レ下候　以上

辛未三月二日　　上田藩知事　松平忠禮

辨官御中

此奇特にして新しい願出は、早速聽許せられ、同月五日聞届濟と成り、忠禮は二十二日上田を出發して、東京に向つた。廢藩後、更に海外留學を思立ち、明治五年七月一日北米合衆國に赴き、修業七ケ年にして、其地の大學を卒業の上歸朝し、後外務省又は官內省に職を奉じ、當時の大名華族中、有數の人と成つた。（松平忠禮公）

第二篇　上田町

第一章　上田町所属の行政區變改

第一節　區制期

上田町所屬行政區變遷

區制期

明治五年四月太政官制に據り、縣内に區制を施行した際に、長野縣には七十二區が置かれた。區の順序は佐久郡より始まり水内郡に終ることと成つて居り、小縣郡には第十四より第二十五に至る十二區が有つた。其内上田市に關係あるは、上田町、踏入、常田、房山、鎌原、西脇、諏訪部、生塚の入つて居た第二十二區と、小牧、諏訪形、御所、中之條等の入つて居た第二十五區とであつた。

第二十二區内に上田町あり戸長、名主

此當時、區には戸長副戸長が置かれ、町村には從前通り、名主、組頭、百姓代を置いて、事務を取扱はせた。此時迄貫屬取締にて、取扱つて來た事務を、戸長が取扱ふ事となり、今迄貫屬取締であつた藤井淡水は、第二十二區の戸長に任命せられ、同時に掛山溪水、山村大八郎も戸長を命ぜられ、三人月交代で事務を執つた、第二十二區の副戸長は、外村豊次郎、岡部銘、木村競、瀧澤瀬平、高瀬七郎左衛門伊藤源右衛門であつた。第二十五區の戸長は倉澤平右衛門（築地村）、副戸長は宮下理兵衛（諏訪形）、中澤傳五右衛門中之條であつた。（横關史料町用所日記）

村高一石に付五合

長野縣に於ては町村吏員の給料を改正して、公給無給の兩者を廢し、向後は村高一石に付米五合宛の

割合で取り立て、其を村吏の給料に充てさせる事とし、同時に村石高の多少に依りて、村吏人員の割合及其給料を一定した。其時の縣告示は

村吏給料一定

管下村々村吏給料之儀、上田、小諸、須坂縣下は是迄籾公給、其他は總て公給無レ之、村內高割にて米金取集相與へ、又は役中夫錢割除き、或は無給にて勤め來り、區々に相成居候間、此度一般改正致し、前書公給の分相廢し、向後村高一石に付米五合宛の割合を以て取立、村吏給料に充て可レ申候

附云取立方の儀は、年々租稅取立候節、名主方に取集め夫々割賦可レ致候

村吏人員從前の姿にては、頗多少有レ之隨て給料の差等も可二相立一事に付、自今村高に依り、左之割合を以て人員可二取極一候、尤增減の人數當は、村中入札の上可二伺出一候

附縣元或は格別家屋稠密之地、又は遠隔の分鄉等にて、定額人員のみにては、取締行屆兼候場所は、詮義の上增員可二差許一條可二伺出一候

村吏人員割合

三千石以上	名主一人	組頭十人	百姓代五人		
三千石未滿二千五百石迄	同一人	同九人	同四人		
二千五百石未滿二千石迄	同一人	同八人	同三人		
二千石未滿千七百五十石迄	同一人	同六人	同三人		
千七百五十石未滿千五百石迄	同一人	同五人	同三人		
千五百石未滿千二百五十石迄	同一人	同五人	同二人		
千二百五十石未滿千石迄	同一人	同四人	同二人		
千石未滿七百五十石迄	同一人	同三人	同二人		
七百五十石未滿五百石迄	同一人	同二人	同二人		

五百石未満　　同一人　　同二人　　同二人

但從前庄屋並重立頭取長百姓の稱見習等の稱一切廢止之事

村吏給料割賦定額

村吏給料割賦定額

村高千石

此給料玄米五石　但一石に付玄米五合宛

内　六分此米三石、名主　三分此米一石五斗、組頭一人三斗宛　一分此米五斗、百姓代但一人二斗五升宛

村高三百石

此給料玄米一石五斗

内　九斗此米、名主　四斗五升此米、組頭　一斗五升此米、百姓代

右の分合を以て可レ致二割賦一候

一村高之内租稅上納等二筆に相成居、從前の名主兩人相立來候分前書定額の米數を以て、名主兩立之儀可二差許一間其仕來更に可二申出一候

一組頭人員前書之通相改候上は、是迄小村にて細に組分け致し置候分は、改正組頭の人員に應じ、組合立直し可レ申候

但組内の小頭は五人づゝと相定是又組合相立可レ申候

壬申四月

長野縣廳

（海野町問屋日記）

戸長を區長に名主を戸長と改む

明治五年十一月に至り、戸長を區長、副戸長を副區長、名主を戸長、組頭を副戸長、と改稱した。此時此等役人の掌司する事務を規定して達示した。

一正副區長は區内、戸長、副は村町内を保護すべき職掌なれば、布告條令を守り、其部内失錯なからしむること專務たり

一區長を始め戸長、副、百姓代組合に至るまで、百事一途に出でざれば錯雜を生ずる基なれば、其職掌概略を次に記し、豫め相達し候條、自己の權柄を以て、不正の取計をなし、又は事務壅蔽等の害あるべからざる事

一區長以下の給料之義は從前定額の通可二相心得一事

一正副區長定員は、各區戸數の多寡に由り、追て增減可レ有レ之事

壬申十一月　　長野縣權令　立木兼善

區長副區長の職掌

區長、副區長

一區内の戸數人員を掌るは、足迄の戸長、副の職掌同然たり

一區中の各村町の貧富、土地の原簿、物產の有無、風俗の善惡を辨知し、勸善懲惡及損益等の事を量り戸長、副を奬勵すべし

一區中孝子義僕德行貞操等、人の模範となる者、之れあらば、其情狀を記して上表すべし

一區内の務何事に依らず、戸長副より議することあらば、事理曲直を推し、誠實に解諭すべし

戸長

一貢納之事專務たる職掌なれば、租稅米金等割賦の節は、必ず欠席無く、副戸長及百姓代立會はせて、分明潔白にすべし

一村中の組合を正し、戸籍人員を明かにし、牛馬の數等を調すべし

附戸籍人員の加餘は、無二遺漏一區長副區長に達すべし

一村内の風俗を醇くし、人倫の道を明かにし、揭示の條々を堅守せしめ以て、酒酒博奕等の惡習無から

しめ、鰥寡孤獨廢疾老幼を存撫し、濟貧恤究に注意し、有德の者申談じ、窘迫に至らざらしめざる樣厚く世話すべし

一懶民遊食の徒を戒め、各業に就かしめ、以て新地を開き荒蕪を起し候樣に注意すべし

一水行の利害を察し、運輸の便を量る等の事は、急務たり勉めて怠るべからず

附懶民遊食の徒、其過を改めざれば、官に申訴すべし

一村內孝子義僕德行貞操等の人の龜鑑となる者あらば、區長副と議し、其情狀を記して上表すべし

一村入用夫錢等割賦の際には、布告致し置候趣相守り不正は勿論獨斷等あるべからず

一村中爭訟の事發らば、副戶長か百姓代かを立會はせ、原因を尋ね事の曲直を糺し、勉て解諭すべし。了解なき時は始末書差添へ官に訴ふべし

若し相手他村ならば、其始末を彼の戶長副に告げ、互に解諭を加へしめ、猶止むを得ざれば訴ふべし

一凶荒又は水火疾病等の災害に罹り、究民凍餒に迫るものあれば、親戚及び組合にて、救助すべきは勿論なれども、其力能はざれば、副戶長百姓代立會ひ其方法を設け、官に申報して命を仰ぐべし

附本文檢査の時百姓代は欠くべからず

副戶長

副

副戶長は戶長の副なる故、其職掌戶長に易ること無し、唯戶長は直に行ひ、副戶長は總て戶長に告げ、其指揮を得て行ふ事の分別あるのみ。尤副二名ある時は、其管する所を分解し、互に其職掌を勉むべし

一村中の事總て戶長の許に於て議し、不公偏頗の所置有らしむべからず。若し戶長不理あらば之を匡救すべし

百姓代の職掌

百姓代

百姓代は小前一同の惣代なる故に、總て村中に拘はる事を辨知すべし

一租稅米金及諸勘定等、戸長の許にて割賦する時は、必ず欠席すべからず。其時々決算の上は簿冊に調印を爲し、若し戸長副不正あらば、之を匡救し、猶止むを得ざれば官に訴ふべし

附諸勘定の事より、小前疑惑を生じ、紛紜を生ずるは、百姓代の届かざる故なり、格別注意あるべし

一村内の風俗を醇くし、懶惰の遊民ある時は、速かに戸長副に告げ俱々教諭を加ふべし

組合

組合

組合は士民を論ぜず五人を普通とし、其地形戸數の都合に依り、六戸乃至四戸なるも妨なし。

一組合は假令ば一家の如く、若し其内に一箇の悪徒生ずれば、其禍直ちに組合に波及す、故に平日互に其業を勵み、善を勸め悪を懲し、以て親睦するを要す

一總て事は小より大に及ぶものなれば、常々聊かの過失あるも、互に無二斟酌一之を戒しめ、其行狀を改めざれば、戸長副に申出づべし

一組合中不慮の災異に罹り、究困なる者は、其親戚と議し、組合中にて助力すべし、若し力及ばざる時は、戸長副に告ぐべし

（横關史料）

明治五年の上田町差出帳

區制施行頃の上田町の狀勢を知るために、明治五年正月作製の信濃國小縣郡上田町差出帳を茲に揭載する。

明治五年上田町差出帳

信濃國小縣郡上田町東京江四十六里半　但海野町高札場より

往古より御高田畑無二御座一屋敷地子御年貢無二御座一、是迄御傳馬勤來候處去々庚午年より屋敷御年貢被二仰付一候

一高百七拾八石壹斗三升三合

內貳斗八升　　横町御圍籾藏敷地永引

殘百七拾七石八斗五升三合

此反別拾六町貳反七畝拾八步

內譯

高三拾八石七斗九升八合　　海野町

此反別三町貳反五畝三步

內

三町壹反四畝拾貳步　　盛十二

壹反廿壹步　　同十

高貳拾七石三斗三升貳合　　横町

此反別貳町五反六畝廿七步

內

壹町六反四畝六步　　盛十一

九反貳畝廿壹步　　同十

高三拾壹石壹斗四升　　鍛冶町

此反別三町壹反壹畝拾貳步　　盛十

高四拾壹石壹升四合　　原町

此反別三町四反九畝廿四步

內

貳町八反六畝拾貳步　　盛十二

三反拾八歩　　同十一
三反貳畝四廿四歩　　同十
高拾貳石四斗壹升九合　　柳町
此反別壹町壹反貳畝廿七歩　　盛十一
高九石九升　　田町
此反別九反廿七歩　　盛十
高拾八石六升　　紺屋町
此反別壹町八反拾八歩　　盛十
一御高札　壹ヶ所　　海野町
一戸數　百三拾三戸　　海野町
一人員　四百五拾七人
内　貳百三拾人　男
貳百廿七人　女
一戸數　百九拾三戸　　横町
一人員　四百八拾七人
内　九人　僧
貳百三拾八人　男
貳百四拾人　女
一馬　貳拾貳疋　　但牛無ニ御座一候
内九疋　借馬

一本道醫師　伊藤安静
一酒屋　二人　井求元
一大工　一人　柳澤太郎兵衛
一疊屋　二人　柳澤豊平
一桶屋　一人　瀧澤源太郎
右職人御鑑札奉二願上一作料之甲乙に寄り冥加銀夫々上納仕候
一紺屋　一人　小野澤恒右衛門
一盲人　三人　小澤彌重
　倉島傳治郎
一海野町市場に御座候
市日　三日　八日　十三日　十八日　廿三日　廿八日
　田口千右衛門
一辻番小屋一ヶ所　眞島室ノ一
　但町普請夜番相勤申候　毛峯升ノ一
　矢島榮彌
一豊受太神宮　一社　海野町
　無年貢地　四百六拾七坪
一寺　三ヶ寺　横町
　西京東山知恩院末寺
　浄土宗　願行寺

無年貢地　（千三百八拾八坪　境内
千貳百三拾四坪　墓所

紀州高野山妙王院末寺

眞言宗　宗　叶　寺

無年貢地　（六百八拾七坪　境内
四百三拾貳坪　墓所

信州小縣郡本海野村興善寺末寺

禪　宗　日　輪　寺

觀音堂有之候

無年貢地　（四百五拾貳坪　境内
三百六拾壹坪　墓所

横　町

鍛　冶　町

一石橋　四ヶ所

但上中下三ヶ所常田町口壹ヶ所

一横町鍛冶町境橋壹ヶ所　長三間半横貳間

但御上より石垣共御普請被成下候

一戸數　百三拾貳戸

一人員　三百四拾九人

内　六人僧

百六拾六人　男

百七拾七人　女

一牛馬無二御座一候

一本道醫師　依田見節

一鍛冶職拾六人　鍛冶町

鍛冶町の鍛冶職十六人紺屋職七人

茨木平藏、丸山粂吉、長岡四五兵衛、中村龜重、六川甚五郎
茨木太右衛門、秋山德兵衛、前澤新兵衛、兒玉重右衛門、六
川仁右衛門、片岡祐吉、中村才兵衛、長岡久四郎、村井七左
衛門、若林八右衛門
田口磯右衛門、秋山庄兵衛、小山利右衛門、笠井茂吉、長岡
清吉、田口文平、田口熊太郎

一紺屋職七人

一辻番小屋壹ケ所
但町普請夜番相勤申候

一寺　二ケ寺

甲州身延山久遠寺末寺
法花宗　本陽寺
無年貢地（千貳百五拾五坪　境内
六百九拾六坪　墓所

信州小縣郡馬越村東昌寺末寺
禪宗　月窓寺
無年貢地（千貳百三拾七坪　境内
千百拾八坪　墓所

原町

一戸數　百八拾九戸
一人員　五百七拾五人
內　三人　僧

貳百九拾人　男
貳百八拾貳人　女

一戸數　四拾三戸
一人員　百六拾七人
　內　七拾八人　男
　　八拾九人　女

一戸數　四拾九戸
一人員　百四拾三人
　內　三人　僧
　　七拾人　男
　　七拾人　女

一馬　十疋　但牛無二御座一候

一本道醫師

一酒屋　四人

一大工　三人

右職人御鑑札奉二願上一作料之甲乙に寄り冥加銀夫々上納仕候

柳町　田中求達
田町　井上玄明
　竹下文讓
伊藤源太郎
瀧澤爲三郎
伊藤熊太郎
岡崎章太郎
宮下彦次郎
宮下源吾
宮下幸三郎

一原町市場にて御座候
市日　五日　十日　十五日　廿日　廿五日　晦日
一寺　二ヶ寺

甲州巨摩郡身延山久遠寺末寺
法花宗　妙光寺
辨天堂有之候
無年貢地（三百拾六坪　境内
貳百四拾五坪　墓所
信州小縣郡房山村呈蓮寺末寺
淨土宗　淨念寺
無年貢地（三百坪　境内
貳百七拾坪　墓所

一石橋　五ヶ所　原町上に貳ヶ所、原町中程に壹ヶ所、西田町に壹ヶ所、柳町木町境に壹ヶ所
一原町之ひる澤の土橋　長三間　横四間
石垣共御上様御普請
但橋の東西家貳軒材木等は御上様より被ㇾ下候
一水門　二ヶ所
御上様御普請
但原町裏ひる澤川の上下に御座候
上之水門貳間四尺川口四間三尺

下之水門貳間三尺川口四間壹尺

一辻番小屋四ヶ所　原町上に壹ヶ所、土橋に壹ヶ所、柳町に壹ヶ所、田町に壹ヶ所

町普請夜番相勤申候

一橋　壹ヶ所　原町裏長三間半、横八尺五寸。ひる澤橋

一橋　壹ヶ所　海禪寺前　長四間横九尺

右材木は御上より被下置普請は房山山口兩村と寄合仕候

一戸數　百八戸

一人員　四百四人

内　貳百五人　男

百九拾九人　女

紺屋町

一疊屋　壹人　竹内平四郎

一桶屋　貳人　山浦喜右衛門

北澤吉作

右職人御鑑札奉二願上一作料之甲乙により冥加銀夫々上納仕候

紺屋　壹人　小山茂吉

紺屋町紺屋一人

一指物屋　貳人　小口定平

一建具屋　貳人　金井十太郎

一用水堰　壹ヶ所　宮下政藏

右樋口つく木共御上より被ㇾ下鎌原村西脇村新町と普請仕候　春原時三郎

一橋　壹ヶ所　　但柳町境
　右御上より御普請被成レ下候
一橋　壹ヶ所　　但八幡前
　右同斷幷石垣共
一辻番小屋　壹ヶ所　　八幡前
　右町方にて普請仕候夜番相勤申候
一定立人足　三拾人
　但往來多町人足斗にて不足之節は奉レ願次第助鄕村々より被二仰付一候
一諏訪部橋掛人足出し申候　但鹽尻組、小泉組、浦野組、鹽田組右四組之十分一出し申候
一常田堰普請人足出し申候
一大輪寺前橋　長四間　横七尺五寸
　普請人足町在出會
　但橋材木御上様より被レ下候
一六月祭禮被二仰付一御俠數三十俠町中に被レ下候御祭禮入用次第竹松葉御上より被レ下候
　但中古五月五日に被二仰付一候所猶其後に至八月中に被二仰付一候
右之通御改之品々書上申候通少も相違無二御座一候、若隱置僞り申上候はば如何樣之曲事にも可レ被二仰付一候　以上
　明治五壬申正月

海野町惣年寄　柳澤太郎兵衛
原町同斷　瀧澤助右衛門
海野町年寄　柳澤春治郎

兩町惣年寄

同　斷　　齋藤佐五兵衞
原町年寄　瀧澤民次郎
同　斷　　伊藤右市
同　斷　　成澤萬五郎
海野町年寄　峰村彦右衞門
原町年寄　成澤治郎
横町年寄　田口千右衞門
同　斷　　飯島七郎兵衞
柳町年寄　岡崎章太郎
鍛冶町年寄　春原九右衞門
同　斷　　秋山吉兵衞
紺屋町年寄　瀧澤源六
同　斷　　金澤九藏

（海野町柳澤史料）

此時何れの町村よりも此種差出帳が其管轄廳へ提出されたか何うかは判明しない。此差出帳に據ると此頃も上田町は、横町、海野町、原町、田町、柳町、鍛冶町、紺屋町を指したことが判明する。而して以前の兩問屋を惣年寄と稱したことも知られるのである。

町用所

上田町に於ては、明治六年戸長の事務を執る役所として、町用所と云ふを設置する事を出願し、許可を得て、五月一日より開所執務することゝ成つた。此日は吏員惣出で、惣町判頭を呼び出し

町用所

先般御達の旨も有レ之候に付、今般上田町吏員改正、且町用所相設、向後御用向總て一ケ所にて取扱候段、御廳へ奉レ願候處、御採用夫々被二仰付一候條、此旨相心得可レ申候事

但町用所之儀は尚追々衆議を盡し、各町適宜の場所相卜し可レ申候得共、先差向柳澤太郎兵衛座敷借受假町用所相設候條可二相心得一事

吏員

戸長　瀧澤助右衛門
同　柳澤春次郎
副戸長　齋藤佐吾兵衛
柳澤富太郎
伊藤九右衛門
瀧澤丹次郎
田口千右衛門
南川宗吉
岡崎章太郎
春原九右衛門
秋山吉兵衛
瀧澤源六
小口定太郎

假町用所は柳澤太郎兵衛座敷

町用所執務時間及日

此時右の如く町用所を設置した上は、吏員は毎日三名宛、午前八時に出頭し事務を取扱ひ、午後四時退出する事、及び一六を休暇と爲すことを告告した。八月三日惣吏員集會の上、吏員の勤務方を改めて、吏員三名づつ半月交代に出所執務することにした

此町用所は後の上田町役場の濫觴である

神官の公選

神官の公選　祭政一致を唱へ、皇室と神々との關係を絶對視して、之を上代に於ける純なる姿に見んと

する、明治維新當時の意識は、明治元年三月十七日、神祇事務局發布の神佛分離令に現はれ、爾後神社崇敬の風益盛となり、同時に神社に奉仕する神官を、精選する要を見るに至り、神官の身分に關する規定發布を見るに至り、之れに依て長野縣に於ては、明治五年四月二十七日、從來の神官は、其職を世襲して、其神社收入を以て自家の所得と考へ居るのは、一般の習慣であるが、其れは甚だ理由無き事として、自今神官職は、公選に據て任命する事とした。此時の縣達示は

舊神官之儀は、累世由緒の向も、有レ之べけれども、多くは一時の補任其儘紹襲、且村邑の社家に至る迄、同樣世襲と相成り、社入を以て、一己の私道と相心得候義、一般の積習にて、甚無レ謂事に候條、今般任二其職一候者公選申付候條、每區戶長副幷町役人にて、別紙箇條に照準し、銘々封書に致し、一區每に取纏め可二差出一、尙高札の者は、縣の學校に於て檢査の上補任可二申付一候事

と告げ、其公選すべき人物は、左の四ケ條に該當する者とし

㈠讀書一通り出來候者　㈡平生行狀宜敷者　㈢執筆出來候者　㈣神祇之道一通り心得居るもの。

此四ケ條に適へりと思ふ者は、士族卒族、舊神官、農工商の差別無く、誰にても選擧するを得しめ、其投票は各區にて取まとめ、縣廳に差出さしむる事とした。

此當時に在ては、神官選擧の資格を、前述四ケ條に極めたのは、可レ然事と思はれるが、之に該當する者と云へば、先以て舊神官、或は士族中の學問ある者にして、神祇の道を一通り心得て居る者、などの中より他に選むべき者は、無かつたであらう、さすれば、此公選法に依る神官精選の事も、あまり好成績を見なかつたのであらう。けれども之に依て、世襲神官を覺醒せしめたのは疑ない所である。

皇太神太麻頒布

皇太神太麻頒布　古來伊勢皇太神に對する我國民の崇敬は、特に篤きものがあつた。之れは我上田町に於ても、其實例を見ることが出來る。神社章參照。明治五年神宮司廳は、此皇太神に對する國民崇敬の念を益篤からしめ、且又之を滿足せしむる方法として、伊勢皇太神太麻を天下一般に頒布するに決し、伊勢神

公選條項

宮司廳官員出張の上、士民僧侶の別なく、一戸に玉串一ケ宛渡す事にした。此時上田町にては、横町伊勢宮にて、八月二十五日頒布式が行はれた。其時長野縣よりの達示は次の如くであつた。

横町伊勢宮に於て太麻頒布

一上田横町伊勢社族屋に於て、八月二十五日朝五ツ時より晝九ツ時迄

右日割にて無二遲滯一罷出太麻拜受可レ致、尤一村毎に罷出候ては手數も相懸り候二付、毎區より戸長副の內一兩人宛區內戸數總計取調之上書面持參にて出張官員より請取其區內村々に適宜の方法を以て配達可レ致事

但玉串百本に付凡目方一貫目程に付、其積を以て持夫用意可レ致候

尤運送入用等は神宮司廳より相渡候筈二付、其費用明細書に致し可二差出一事

一初穗之儀は、每區戸長副にて取集、小譯帳相添九月廿日限り縣廳に相納め、縣廳より管下之分一同取纏の上、神宮司廳に可二相納一事

但初穗員數之義は、其身の適宜次第可二相納一候、尤極貧究之者は不レ及二相納一候事

明治五年壬申八月

第二節　大小區制期

大小區制

大小區の戸數目當

町村用掛

明治七年七月今迄の區制を廢し、大區を置き其下に小區を置く事とした。此時長野縣六郡（佐久、小縣、更級、埴科、水內、高井）を二十八大區に分けた、而して其一大區は、凡そ戸數五千戸を目當としたのである。其各大區には、正副區長一名宛を置き、各大區は更に凡そ戸數五百戸を目當として、小區に分ち小區每に正副戸長一名宛を置いて、其區內の事務を管掌せしめた。猶各町村には、町村用掛を置いて、其町村內の事務を、戸長と稟議して、修整せしめた。此用掛の人員は、凡百戸每に、一名を置くと定めたが、實地の樣子に依ては、斟酌して增減するを得しめた。大區の事務を執る廳を、大區役所又會所と稱し、小區の其れは小區

事務取扱所、又は單に小區扱所とも稱した。

上田町は第十一大區に屬する第六小區なり

此時小縣郡内には、第八より第十一に至る、四大區があつた。其中上田市に關係ある上田町は、第十一大區中の第六小區（鷹匠町、常田町、海野町裏、廐裏、新參町、片平町、丸堀町、元營繕、七軒町、葭原町、連歌町、木町、鎌原表町、鎌原裏町、東鎌原町、百間堀、袋町、辨天前、大工町、馬場町、鍛冶町、横町、海野町、原町、田町柳町、紺屋町の二、十七町郡年表）にして、鎌原、西脇、生塚、諏訪部の四ヶ村は第七小區に、房山山口村は第四小區に、常田、踏入二村は堀村と共に、第五小區に屬した。又小牧、諏訪形、御所、中之條四ヶ村は、第十大區中の第一小區であつた、

町村併合

明治九年筑摩縣を廢し、長野縣が信濃全國を管するに及び、舊時の長野縣内に在りし大區には、北の字を冠せしめて、北第何大區と稱した。此時町村の合併が行はれ、房山山口村は上田町に合併せられ、西脇、生塚、鎌原、諏訪部、新町の五ヶ村は、併合して常盤城村と命名し、常田村踏入村は合併して常入村と稱するに至つた。此時の上田町は北第十一大區第四小區に屬した。

上田町北第十一區第四小區に屬す

第三節　郡治の復活

明治十一年七月二十二日、太政官布告第十七號を以て、郡區町村編制法が發布となり、翌十二年一月四日之が實施を見、今迄の大小區制は廢されて、府縣の下に郡、區、町村等の、行政區劃を定め、新に郡役所が開設され、同年一月六日、從前大區會所にて取扱ひし事務を、左の心得書に據て、受渡を爲すやう、縣令の布達を見た。

事務受渡心得

第一　從前大區會所管掌事務の内、未結着のものは、其取扱の手續、並に向來處分の見込を、詳記せる演說書を作り、受渡し證書に添へ交附すべき事

第二　大區會所に於て、徵收せる諸稅皆納未納の仕譯を明にし、徵收帳簿記載の手續演說書を作り、金

員取纏の受渡し可レ致事

第三　是迄民費徴收の仕譯、及大區内該費途の過不及等精算仕譯演說書を作り、現金取纏め、諸帳簿受渡し可レ致事

但民費に關する諸帳簿は、該大區戸長の内、一名立會加印すべし

第四　小學資金出途昨十一年區會の決議、既行未行を仕譯演說書を作り、受渡し可レ致事

第五　從來大區會所々屬建物疊建具其他一切の什具無二遺漏一目錄に記載し、受渡し可レ致事

第六　戸籍を始め一切の諸帳簿、表目を明にし、別に目錄簿を作り、受渡し可レ致事

第七　受渡し相濟み候節、引渡人は引受人より請取りたる證書寫を添へ、縣廳へ相届け可レ申、引受人に於ても、引渡人より受取りたる證書寫相添へ可二届出一事

第八　受渡證書は、郡長區長各其姓名を記し、且捺印すべき事

第九　大區會所の殘事務は、廢止の日より、十五日以内に取纏め可レ致事

但殘事務取纏中は、諸給料及諸費從前の通支給すべし

此心得書に據り、各郡内の大區會所の事務は、其郡役所に引渡され、小縣郡内なる、北第八大區より北第十一區迄の四大區の事務は、小縣郡役所に於て執る事と成つた。

此時長野縣は、佐久安曇二郡を南北に、筑摩郡を東西に、伊那、水内、高井三郡を上下に分ち、從前の十郡は十六郡と成つた。而して各郡には、官任命の郡長一名を置き、地方長官の指揮に從ひ、法律命令を郡内に執行し、其下に郡書記があつて、郡長の指揮を受け、郡内の行政事務を、掌理する事となり、其廳を郡役所と稱した。當時の小縣郡役所は、上田町に置く事と成り、翌十二年上田町新參町に新築された。郡長の監督下に在る町村には、戸長、筆生を置き、戸籍、租稅、兵事、學事等の事務を掌らしめた。戸長は公選で、年齡滿二十歲以上で、其町村に住居を定むる者より、選舉する規定で、其任期は三

長野縣下十六郡
官選郡長

公選戸長

筆生

年であつた。筆生は、以前の副戸長とも見るべき職であつた。筆生に就て、當時縣よりの達示は之を明にするものである。

町村筆生は戸長に附屬し、其諸務を整理すべきものにして、特に一の職掌を有し、人民總代等の性質を帶ぶるものに無レ之に付、各組合は聯合町村に在りては、各町村に就き必ず之を選擧し、該組合限又は該町村限の事務を、負擔せしめ候者と相心得候ては、其旨趣に悖り、不都合に候條、心得違無レ之樣選擧可レ致、且人員は町村の實況により、斟酌增減あるべしと雖も、凡百五十戸一名の目途を以て、可二相定一候爲二心得一此旨相達候事

明治十二年六月十九日

長野縣令代理
長野縣大書記官　松野篤

戸長役場
戸長公選規則

而して此町村の事務を取扱ふ所を、戸長役場と稱した。戸長公選規則は、明治十六年三月改正し、郡長は投票を開き、選擧名簿に照らし、其當否を査べ、投票十分一以上得點の者を集め別表に記し、中に就て意見を附し、縣令に具申する、又投票が十分の一に達しない者と雖も、郡長が當器と認むる者は其事由を具申する事が出來るとした。然るに、翌十七年六月又改めて、郡長は開票の結果、得點者五名を列記し、中に就き意見を附して、縣令に具申することとした。

縣の下に郡を置き各町村を管せしめる事と爲たのは、恰も大化改新政當時の國郡制に復したものと見るべく、長い間殆ど地理的稱呼と成て居た郡名も、此時から立派な一行政區劃と成つたのである。かくして長野縣北第十一大區中に屬して居た上田町は、長野縣小縣郡に屬する事と成つた。左に參考として、歷代郡長名を表示する。

小縣郡上田町

小縣郡歷代郡長

任命年月日	姓名

明治十二年一月四日	師岡政舉	
同　十四年一月十五日	懸山溪水	
同　十五年六月十三日	師岡政舉	
同　十九年八月廿八日	關口友愛	
同　二十三年五月五日	中島精一	
同　三十二年二月十五日	小島義知	
同　三十五年六月廿四日	武井一郎	
同　四十三年十二月廿八日	黑川光德	
大正三年三月十三日	安藤貞久	
同　五年十一月十八日	石川斧太郎	
同　六年六月二十二日	木下　信	
同　七年七月十二日	安藤兎毛喜	

以上の中に就き、明治二十三年より、同三十二年迄在職の中島精一、明治三十五年より、同四十三年迄在職の武井一郎の兩氏尤も長期在任で、大正六年六月就任の木下信尤も短期在任であつた。

第二章　明治天皇北陸東海御巡幸

第一節　明治天皇の重なる御巡幸

明治天皇北陸東海御巡幸

明治天皇の御治績の顯著なるものは數々あつて、枚擧に遑が無い程であるが、親しく國内を御巡幸遊

御巡幸は明治天皇御治績の顯著たる者の一

ばされて、地方行政の狀を觀はし民情を察し給ひ、我國に於ては天皇と國民とは、名は君臣と雖も其情は父子の如しと云ふ、特殊な關係を一般國民に示され給ふた事は、顯著な御治績の一と謂ふべきである。至尊の御身を以て、御親ら國内を御巡幸遊ばされたのは、景行天皇が或は西九州に或は東關東に、遠く行幸あらせられた事を聞くのみで、他に此の如き例あるを知らない。明治天皇に於かせられては、西九州に又東海を越えて北海道所謂昔の蝦夷島にまで、鳳輦を進めさせ給ひ、治績民情を御視察あらせられた。此の如きは我國開闢以來、未だ曾て之れ無き所である。明治天皇が遠く僻陬の地に、御輦を進め給ふた御巡幸は

明治天皇の御巡幸

明治五年五月廿三日より七月十二日に至るまでの西國御巡幸

御道筋　宮城御發輦、山田、大阪、京都を經、馬關、長崎、熊本より鹿兒島に至る

明治九年六月二日より七月廿一日に至るまでの奥羽御巡幸

御道筋　宮城御發輦、小山、日光、白川、福島、仙臺等を經、盛岡、野邊地、函館に至る

明治十一年八月三十日より十一月九日に至るまでの北陸東海御巡幸

御道筋は別に記す

明治十四年七月三十日より十月十一日に至る迄の奥羽北海道御巡幸

御道筋　宮城御發輦、宇都宮、仙臺、水澤、盛岡、青森を經て北海道に至り、小樽、札幌に至る。

御還りは青森より弘前、能代、秋田、山形、米澤を御巡幸

等であるが、明治十三年六月十六日より、七月二十三日迄の山梨、三重、京都の御巡幸も、亦頗る大規模の御巡幸で、此御巡幸の際には南信諏訪、筑摩兩郡御通輦で、我長野縣には大きな關係がある。

我上田市に關係あるは、明治十一年の北陸東海御巡幸で、此際には北信佐久、小縣、埴科、更級、水内の五郡を御通り遊ばされたのである。此時の御巡幸御道筋は

北陸東海御巡幸の御道筋

宮城御發輦、浦和、桶川、熊谷、新町、前橋、高崎、松井田、追分、上田、長野、關川、高田、柿崎、柏崎、出雲崎、彌彦、新潟、新發田、新津、三條、長岡、柏崎、柿崎、名立、糸魚川、泊、魚津、富山、今石動、金澤、小松、丸岡、福井、今庄、敦賀、木ノ下、高宮、草津、大津、京都、大垣、岐阜、名古屋、岡崎、豊橋、濱松、掛川、藤枝、蒲原、三島、小田原、藤澤、神奈川、宮城御還幸。

第二節　御巡幸仰出と諸般の準備

御巡幸仰せ出さる

明治十一年五月二十三日御巡幸仰出さるるや、政府は關係各省局より御巡幸御用掛を任命して、一局を設け之に關する事務を取扱はしむる事とした。七月二日御巡幸御道筋各府縣に向けて、御巡幸御用掛より、次の注意書が達せられた。

今般北陸東海兩道御巡幸被仰出候ニ付御發輦日限御休泊割等は追て御達可相成候得共、差向爲御心得別書件々御通牒に及候條、御道筋宿驛區戸長等へ篤く相示し、聖旨に不悖樣御注意可有之此旨申入候也

十一年七月二日

御巡幸御用掛

長野縣權令　楢崎寛直殿

御巡幸に付での心得書

心得書

一御巡幸の儀は親しく地方民情を可被知食御趣意に付、百般の事務形容虚飾に亘り、一体の聖旨に不悖樣厚く致注意、人民の困苦迷惑に不相成樣取計候儀、肝要に候事

一道路橋梁等不得止分、或は之を新造し或は修補を加ふる等の事あるも、素より官費に可屬事に付、御先發内務宮内兩省官員、實地點檢協議の上着手致し、決して人民の難儀不相成樣可致事

但道路修繕等の爲に、十里二十里の外より人夫を要し候樣の儀も有之哉に相聞候得共、右等の

邊尤注意可レ致事

一行在所の儀は内務、宮内兩省官吏出張可レ及ニ協議一候得共、只々御差支不ニ相成一儀を大旨と致し可レ申、其土地に依り候ては何樣被レ爲レ忍候儀も可レ被レ爲レ在に付、是亦注意可レ致事

但大臣以下供奉員旅宿の儀は、殊更に修補を加ふるに不レ及候事

一供奉官員宿泊の節、夜具其外需用の物品は、可レ成丈有合品相用る可レ申事

一御馬車舍御馬幷に供奉官員の馬繫場所は、御休泊ともに御先發內務、宮內官員協議の上、着手可レ致事

一御休泊場所及供奉官員宿割、其他一切の手續等の巨細の義は、御先發內務、宮內兩省官員と協議可ニ取計一事

一御休泊の外、午前午後一二回づつ御小憩の御場所は、實地に就きて御先發內務、宮內兩省官員と協議して用意可レ致、尤里程等の場合に依り、御野立にても不レ苦事

一御休泊行在所に可レ充家屋見立、粗繪圖面調製（方位幷疊數等記入）、御先發內務、宮內官員へ可ニ差出一事

但別段修繕を加ふるに不レ及、且社寺等見立不レ苦事

一御泊驛に於て、行在所より凡十町內外を隔候場所へ、非常御立退所見立置くべき事

一御膳部一式、椅子テーブルは、都て御持越の筈に付、別段用意に不レ及、尤御浴室並御厠の儀は、御先發內務、宮內官員へ商議便宜可ニ取計一事

一御泊行在所へ供奉の官員詰所取設け、椅子凡そ十ケ、テーブル十脚長五六尺前後の品種用意可ニ致置一事

一奥羽御巡幸以來、各地學校生徒奉送迎等の儀往々有レ之、其爲衣服を揃へ帽履を新調し、後日其父兄の迷惑に歸し候趣、兼て相聞候儀も有レ之、畢竟是等は虛飾甚しきものに付、假令奉送迎致し候

共、平常所持の衣服を用ゐ候様可レ致、右等の邊は其教官、區戸長等へ、豫て厚く致二教諭一心得違無レ之様能々注意可レ致事

一沿道の川々渡船橋梁の分は、格別修繕を加ふるに不レ及、御通行差支に可二相成一分に限り、實地見計御先發内務、宮内官員へ協議の上、差支無レ之様可レ致事

一諸獻上物一切不二相成一事

一御通輦宿驛或は御休泊の地に於て、國旗提灯等を掲げ、人民各自の祝意を表し候儀は、禁止に不レ及事

一供奉官員は勿論人夫等に至る迄、我意を唱へ旅宿其外の者、迷惑致させ候儀は無レ之筈に候得共、若し右様の者有レ之候はば無二忌憚一可二申出一旨、豫て區戸長等へ告示し置可レ申事

一御行列拝見勝手たるべく、且往來人差止るに及ばず。庶民營業平日之通可二心得一事

一佛像墳墓或は不淨所等掩蔽に不レ及事

一前條大體の御趣意を奉體し、總て虚飾に流れず無益の失費無レ之様可レ致は勿論、其が爲別段民費賦課候様の儀有レ之候ては以ての外の儀に付、厚く注意區戸長等へ精々告諭可二致置一事

一管内御通行の節は、地方長官騎馬にて供奉可レ致事

一同上の節は警部二人騎馬にて御先導可レ致事

一縣廳所在の地御泊の節は、左に記列したるもの爲レ伺二天機一行在所へ參上可レ致事

地方奏任以上の官員

各廳より該地在勤若くは出張の奏任以上官員

有位者

大社宮司

六級以上敎導職

維新前後王事に勤勞し、賞與に預りし者

右何れも禮服着用の事

一行在所へ地方判任官一名相詰候事

一御巡幸先行在所御門出入の節、在地方官員並區戸長其他、總て該縣廳鑑札を以て通行可レ致事

一御休泊御小休トモ、其宿驛ニ於て別紙圖面ノ建札兼テ拵置、行在所前へ可ニ相立一事

一孝子義僕節婦並に篤行奇特ノ者、及ビ忠臣烈士ノ墳墓事蹟等豫て取調置可レ申事

一管内人民年齡八十年以上ノ者名前取調置可レ申事

一學校ノ數生徒ノ人員寄附金ノ總高取調置可レ申事

一左ノ件々取調置縣廳へ臨御ノ節可レ供ニ天覽一事

孝子義僕節婦其他篤行奇特者等、是マデ賞與施行濟ノ者共行狀並賞與ノ次第

警察署分署及ビ巡査ノ員數

勸業ノ方法

牧畜ノ箇所及牧畜ノ數

荒地並ニ目今開墾の箇所

該地著名ノ物産

管内地圖並ニ一覽表

一縣廳へ臨御ノ節、縣治ノ事情等親シク言上可レ致事

一沿道各縣ニ於テ御巡幸ニ付テノ諸入費ハ、悉皆各縣豫備金ヲ以テ繰換仕拂置、迫テ精算ノ上御巡幸御用掛へ可ニ申出一事

一行在所建札ハ其家主ヘ被レ下候事
一行在所家作向修繕、及御浴室御厠等後ノ處分ノ儀ハ、供奉御巡幸御用掛ヘ可ニ伺出一事
一御馬車舎及ビ供奉官員馬繋、其他物置等新規建設ノ分及買上諸器物ノ類ハ、通御濟ノ上悉皆入札拂代金取調御巡幸御用掛ヘ可ニ申出一事

御巡幸御用掛印

長野縣令楢崎寛直殿

同日林内務少輔より

林内務少輔通牒

今般

御巡幸被ニ仰出一候儀ハ、親シク地方ノ實況ヲ被レ爲レ聞候爲御親臨被レ爲レ在候御趣旨ハ、無レ程御巡幸御用掛ヨリ、心得書相達候筈ニテ申マデモ無レ之候得共、

萬乘御親臨ハ古今稀有レ之盛典ニ付、勢ヒ其敬禮ヲ盡サント欲シ、夫々配意不レ知々々形容虚飾ニ流レ、夫ガ爲人民ニ於テ無益ノ費用相掛リ候様ニテハ、折角奉迎ノ意ヲ却テ聖意不レ被レ爲レ適譯ト相成候ニ付、可ニ相成一丈人民日常實施ノ景況　御覽相成候様厚ク注意有レ之度

一道路修繕等今般　御巡幸ノ爲、殊更ニ人夫ヲ遠路ヨリ使役シ、虚飾ノ手入等致シ、其費用ハ沿道又ハ管内ノ民費ヲ以テ支出等致シ候様ノ儀有レ之候テハ、他日人民ノ苦情有レ之ハ勿論、御巡幸ノ聖意ニ反シ候ニ付、必ズ右様ノ儀無レ之様御取計可レ有レ之候

御治御昼

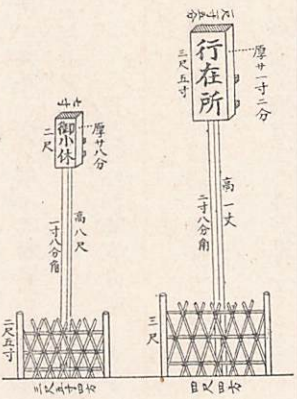

御小休

一御通輦ニ付道路ノ中心ヘ敬禮芽修繕シタル見にノ爲、土ヲ盛リタルモノハ御通行ノ時分、雨天ニモ相成候得バ、却テ泥濘ヲ生ジ通行ノ不便ヲ來シ、供奉ノ者ニ至ル迄困却スル事モ、間々有レ之事ニ付、右等ノ儀無レ之様御注意有レ之度

一御休泊行在所並御小憩等、拙者通行ノ節見分候條、其屬官管下境ニ出迎、夫々案內候様可レ被レ致候

一拙者御先發として　御發輦ノ日ヨリ、凡三十日前當地出發、沿道通行候ニ付、道路橋梁等修補ヲ加フベキ箇所、其外一切ノ事項其節協議ニ可レ及ト存候

明治十一年七月二日

林內務少輔

長野縣令楢崎寬直殿

と通牒があつた。

七月二十日附沿道地方官心得第二號を以て、徵發人馬賃、供奉員旅宿割、晝食宿泊賃錢等に關する、諸件を達示した。

御巡幸沿道地方官心得第二號

御巡幸ニ付沿道地方官心得書第二號

一御用物ヲ始メ供奉官員荷物共宿驛繼人足ヲ用ヒズ、總テ通シ人足使用候事

一供奉官員にて足痛等ニテ、人力車或ハ馬駕籠等ヲ臨時要求スル時ハ、驛遞局官員ヨリ其地通運會社等ニ通達シ、雇方取計候儀モ可レ有レ之事

一前條ノ通リ足痛等多クシテ、多數ノ人馬ヲ要シ候節ハ、大凡人馬數ヲ見積リ右用意ヲ前以テ、其地方官ヘ可ニ相達一事

一右用意ノ人馬ハ徵集地ノ遠近ニ應ジ、左ノ額ヲ手當トシ繼立賃ノ外別段可ニ下付一事

一、一里以內ヨリ徵集ノ人馬ハ、地元ニ於テ徵集同樣ト見做シ手當支給無レ之事

一、一里以上二里マデノ間ヨリ徵集ノ人馬は人足一人金五錢馬一匹金七錢五厘

一、二里以上三里マデノ間ヨリ徵集ノ人馬ハ人足一人金七錢馬一匹金十錢五厘
一、三里以上ハ一里ニ付人足一人金二錢五厘ヅヽ馬一疋ニ付金三錢七厘五毛ヅヽ
一、一里以上ヨリノ徵集ニシテ前夜ヨリ泊リ込マセシ者ハ、旅籠料トシテ人足一人金十錢馬一匹金十五錢

一右人馬ハ御休泊驛間ヲ繼通シ、且賃錢ハ該地通運會社ノ定額ヲ其要求人ヨリ直ニ爲ニ仕拂一可レ申事

一右人馬ノ內使用者ナクシテ不用流レトナル分、手當支給ノ義ハ、御先發官員ト地方官トノ協議ニ任スベキ事

一前條人馬差繰方ニ屬スル雇夫給料、及右ニ關スル諸費、總テ官費支給候ニ付、手數料等の名目ヲ以テ繼立賃錢ヲ始メ、遠方ヨリ徵集手當ノ內ヲ聊カタリトモ、刎錢等不ニ相成一旨屹度可ニ相達一置事

一地方官ニ於テ右人馬用意ノ達ヲ受クレバ、可レ成丈地元或ハ近村ヨリ徵集シ通運會社等ヘ合併、或ハ區戶長役場ニ於テ其繼立所ヲ設クルモ、適宜ニ相任セ候ヘトモ、其場所ヲ必ズ驛遞局官員ヘ通知可レ爲致事

一御休泊驛ノ通運會社ニ於テ、平常人馬ノ豫備數ヲ取調、御當日其數限可ニ擔保一云々ノ請書ヲ取置キ、御先發驛遞局官員ヘ送附可レ致事

一供奉官員ノ旅宿ハ別段、家屋ノ繪圖製調ニ及バズ、別紙旅宿位置取調書ニ據リ、大凡ノ見込ヲ立テ該家ノ戶前ヘ假ニ宿泊スベキ官員ノ名札ヲ張リ付置、掛官員到着ノ上速ニ其實際點檢ノ都合相成候樣、處分致シ置クベキ事

一別紙旅宿位置取調書ハ其官ニヨリ、行在所ヘ近キヲ主トシ全ク大體ノ順次ヲ示達スルマデナレバ、官等ノ高下人員ノ多寡、及ビ家屋ノ廣狹構造ノ美惡ニ應ジ、實際ノ取捨ヲ專要トシ、該書ニ拘泥セズ都合宜シキ樣注意可レ致事

（別紙省略）

一宿札ハ西ノ内紙ヲ用ヒ、別段木札ヲ製調スルニ不レ及事

但勅任官ハ竪切リ半枚、奏任官ハ横切リ四枚、判任官ハ横切リ六札トス。尤一軒ヘ合宿等ノ分ハ紙面右割合ヲ酌量シ、勅奏判ヲ區別マデニシテ一紙ヘ連書可レ致事

一御馬車舎ハ可レ成丈行在所最寄リヘ、其他御馬並ニ供奉官員厩假建等、適宜ノ地ヲ見量ヒ置可レ申事

一一旦旅宿取極メ戸主ヨリ請書差出シ候上、該家ニ不レ得レ止事件相生ジ（家族内ノ病者或ハ死去其他火災ニ罹ル等）候節ハ、該區戸長ニ於テ速ニ他ニ變換取計ヒ、地方廳ニ通知シ地方廳ニ於テハ、其次第柄ヲ驛遞局官員ヘ可レ致ニ通知一事

一前條ノ如キ不レ得レ已ノ外、宿主ノ都合ヲ以テ私ニ他ト示談變換等致ス間敷旨、屹度申付置ベキ事

一通シ人足ノ義ハ追テ現員治定ノ上可ニ相達一ト雖モ大凡千人ヲ目的トシ適宜宿割ノ都合可レ致事

一御休泊ノ驛内人家寡少等ニテ、旅宿適當ノ割リ當不ニ相成一節ハ、例外合併或ハ御當日非番ニ當リ候向ハ先驛ニ繰越シ、又ハ近在ヘ割リ宛候義モ可レ有レ之事

一御休泊驛ニ於テハ、宿主出迎ヘ等ノ手數ヲ省カン爲、該驛入口並ニ行在所前ヘ左右ヲ分チ、家並順席ヲ追ヒ止宿官員ト宿主ト宿主ノ町姓名ヲ記シタル木札、或ハ紙札ヲ掲ゲサセ、右ヲ目的トシ止宿家ノ見認メ易キ様可レ致事

一宿割確定候ハヾ、豫テ右宿割帳ヲ製シ置キ、會計掛該地ヘ到着スレバ直ニ可ニ差出一事

一供奉ノ者ニ限リ晝泊旅籠料ハ、定價ヲ以別紙旅籠料授受概則ノ道、御巡幸會計係ヨリ現金支拂候筈ニ相定候條、此旨御晝泊各宿主共ヘ無ニ遺漏一相達可レ置事

但萬一別紙概則第五條但書ノ場合ニ於テハ證券引替ニ現金繰替置クベキ事

一渡船場ハ豫メ使用ノ船ヲ定メ、相當ノ賃錢取極メ御當日限リ雇上ケ候等、適宜ノ處分ヲ爲シ、其賃錢ハ繰替置クベシ。尤該所ヘ官員及巡査ヲ出張セシメ、乘込人員並ニ荷物ノ揚卸シ等、混雜ヲ防止セシムベキ事

一橋錢ノ義モ豫メ人員荷物の多寡ニ應ジ、或ハ之ニ不レ拘概算ヲ以テ當日限リ何程ト定メ、賃錢繰替仕拂ヒ置クベキ事

一御巡幸會計掛用金ノ義ハ、沿道便宜ノ縣廳ニ於テ、大藏省出納局預ケ金ノ内ヨリ可ニ受取一コトアルベシ。尤該預ケ金ハ通常ノ手續ヲ以テ、同局ヨリ可ニ相達一事

一地方官送迎巡査警衛等地方本務ノ爲ニ要スル一切ノ費用ハ、固ヨリ其地方廳ノ經費ニ可ニ相立一事

一勘定仕上科目類纂等ハ、總テ通常規則ニ準シ區分スベキ事

旅籠料授受概則

第一條

一晝並ニ泊ノ旅籠料ハ之ガ證券ヲ製シ晝泊ノ二種トシテ、其内各定價ヲ三等ニ區別スルコト左ノ如シ



此裏に番號と官姓名を記した

	晝	泊
上等	一人ニ付十五錢 勅任	一人ニ付三十五錢 勅任
中等	一人ニ付十二錢 奏任	一人ニ付二十五錢 奏任
下等	一人ニ付七錢 判任 騎兵下士卒外從者等 小夫卒者	一人ニ付十三錢 判任 騎兵下士卒外從者等 小夫卒者
乘馬實費		

第二條

一御用物運搬等ニ要スル役夫ノ如キ旅籠料ハ、此定額ニ拘ラズ、各宿主ニ

於テ相對示談ノ上、本人ヨリ直ニ現金ニテ可ニ受取一事

第三條

一旅籠證券ハ御當日供奉ノ者ニ限リ拂出スモノナレバ、御先發御後發ハ勿論、御當日タリトモ御休泊所外ノ地ニ於テ宿泊スルモノノ如キハ、此定價ニ拘ラズ相當ノ金額ヲ、其者ヨリ直ニ現金ニテ可ニ受取一事

第四條

一宿主ニ於テハ供奉ノ面々到着スレバ、其者ヨリ直ニ證券ヲ受取リ、其ノ地ノ區長或ハ宿主總代ニテ取纏（毎軒別ニ證券ヲ括リ置クベシ）メ、早々會計掛旅宿ニ持參シ現金ト引換可レ申事

第五條

一馬飼料ハ豫メ價格ヲ定メザル證券ヲ下付スベシ、故ニ實費計算書相添前條ノ順序ニ準ジ、現金ト引換可レ申事

但本條並第四條トモ萬一會計掛出發ノ後ニ於テ現金ノ引換洩發顯スルカ、或ハ事故アリテ延着ノ向ヨリ仕拂タル證券ハ、總テ出張縣官ニ申出現金ト引換可レ申事

第六條

一證券所持セザルモノアレバ、該當人ヨリ直ニ現金ニテ定價ノ通リ旅籠料ヲ可ニ受取一事

第七條

一混雜ノ際ニテ萬一證券或ハ現金ノ受渡ヲ失念シテ、出發セシモノアレバ、其休泊シタル主人ノ名前及從者人員等、會計掛旅宿ヘ申出候ハヾ、取調ノ上現金下付可レ致事

但會計掛出發後ニ候ハヾ該地出張縣官ヘ願出ツベシ

第八條

一御先發ノモノニ於テ宿割濟、該下宿ハ既ニ諸般ノ用意相整當日ニ至リ、俄ニ旅宿或ハ晝賄等ヲ要セザル事アルモ、各宿主ノ迷惑ニ不ニ相成一樣、定價ノ證券下付可レ致筈ニ付、證券下付スルモノハ之ヲ受取、下付ナキモノハ不用ニ屬セシ人員取調、速ニ會計掛旅宿ヘ可ニ申出一事

但前同斷

第九條

一一旦下宿ヘ到着ノモノハ御用ノ都合ニヨリ、該下宿ノ宿泊或ハ賄ヲ要セサル事アルモ、總テ最前受取タル證券或ハ現金トモ一切返付ニ不レ及事

第十條

一他ニ下宿ヲナス者行在所等ニ相詰、御用都合ニテ下宿シ難キ時ハ、該所ヘ賄向取寄ルコト可レ有レ之事

第十一條

一第六條ノ通現金ニテ旅籠料受取タル者ハ、其旨會計掛ヘ可ニ申出一事

第十二條

一旅籠料ハ前條ノ如ク定價ヲ以テ仕拂ヲナスニヨリ、諸事右額内ニテ處辨シ、價外鄭重ノ馳走ケ間敷儀無レ之樣可レ致、尤土地柄ニヨリ物價格外騰貴、定價ニテ不都合ノ向ハ尚詮議ノ上、コノ定價ヲ增加スルコト可レ有レ之ニ付、其旨可ニ申出一事

但定價旅籠料ノ外臨時食品取寄候節ハ、代價其本人ヨリ直ニ現金ニテ可ニ受取一事

此外に先發官來縣の折、先發官より口演で申達した諸項は

第一御休泊行在所其外道路橋梁修繕等、一切ノ事項實地點檢ノ上差支無レ之樣可ニ取計一事

第二道路ノ草取掃除等ハ官費ノ限ニ無レ之事

第三御巡幸ニ付御途中御警備トシテ、東京巡査被ニ召連一候得共、專ら警察ニ注意シ御通輦中不都合ノ儀無レ之様嚴重ニ取締可レ致事

第四道路橋梁並渡船場等修繕、又ハ御休泊行在所等ノ諸費、虚飾ニ亘リ民費課出候儀ハ不ニ相成一候得共、豪商豪農等失費ヲ不レ顧御休泊並ニ道路修繕等相願候奇特ナル者ハ、諸願之通申届ケ不レ苦事

第五御駐輦中其地方有名ナル古器物、或ハ非凡ノ古書畫等有之ハ入天覽不レ苦事

第六縣下昨年來非常ノ天災等ニテ全村又ハ全町貧困ニ相迫リ居候類ハ取調置キ時宜ニ應シ可ニ申上一

第六縣廳臨御ノ節ハ、長次官ハ通常禮服、屬官ハ通常禮服又ハ袴羽織換用勝手タルベキ事

第八御通行ノ節人民拜覲ノ節ハ、立禮可レ致ハ申スマデモ無レ之候得共、不習ノ爲ニ蹲居一候トモ差止ルニ不レ及事

第九御通輦宿々並ニ御渡船場等へハ、縣吏員出張人足及駕籠又ハ人力車繼立等差支無レ之様可レ致事

第十御通輦沿道ニ於テ御歷覽相願度箇所候節ハ、前以テ取調置可レ申事

此外に

一御泊ノ驛ニテ夜具用意心得左ノ如シ

絹布夜具　蚊帳用意勿論ノコト　勅任官

木綿夜具　同前　奏任官

但宿主ノ心得ニテ絹布夜具差出スハ此限ニアラズ

一今般御巡幸ニ付供奉官員休泊茶代ノ儀ハ、今度豫定相成居候得共、近來將校以下ニ於テハ、該宿へ一切茶代差遣不レ申候間、此旨宿主へ豫テ御諭達有レ之度此段申進置候也

一行在所ノ戸主舊姓名ヲ唱フルコト勿ラシムル事

一御饌水ハ水ヲ張リ置キ、平日ノ通其家ニテ使用不レ苦事

一行在所御門外ニテ御下乗ノ場合ハ泥路等ハ莚用意スベシ
一御泊行在所建札當日午前第七時迄ニ建立シ、翌日午後第六時迄ニ家内ニ收メ、然シテ其竹柵ヲ撤スルモノトス
一御晝食行在所建札建立ノ期御泊ニ同ジ、當日午後第六時迄ニ家内ニ收メ然シテ其竹柵ヲ撤スルモノトス
一御門ヘ紫縮緬ヲ張ルニ付、ヌキヲ打チ折釘ヲ打置事
一御小休所建札御晝ニ同ジ　但切芝竹垣等ハ何レモ豫テ可ニ相設一事
一行在所ノ席割札ハ、西ノ内六切ニ爲シ張置候事
一行在所ノ縣官詰所ハ、同ジク紙札ヲ張ル事
一坂道ノ標ヲ立テ嶮易及ビ里程ヲ記載スル事
一長野町ヲ始メ上田追分ニ至ルマデ、每戸井戸ノ有無取調ベ、井水有レ之分ハ左圖ノ如キ目標ヲ戸外ノ柱ニ打附置キ候テ、非常ノ際ニ備フルコトヽス

木札方四寸 井 二ケ所有之分ハ井ノ中ニ二ノ字ヲ附スベシ

猶此等の地方官注意心得の外に、御警衛の儀に付川路大警視伊藤内務卿より左の通牒が有つた

川路大警視の通牒

今般御縣地方御巡幸被ニ仰出一候ニ付而者、取締向之義追々可レ及ニ御照會一之儀も可レ有レ之候處、當節柄國中警防之儀者尤緊急之儀ニ有レ之、不逞之徒此際ニ乘ジ萬一モ過激疎暴ノ擧動等有レ之候テハ、實ニ不ニ相濟一儀ニテ其邊ノ御手配ハ必御周致ノ事ト相信ジ候得共、其節ニ到リ俄ニ御施行難ニ相成一儀モ有レ之間、卽今ヨリ精密御注意有レ之度、此段御含迄爲レ念申進候也

明治十一年六月二十二日

長野縣權令楢崎寬直殿

大警視　川路利良

長野縣

長野縣御巡幸事務取扱掛

今般　御巡幸之節供奉警視ニテ
御道筋配置之警部巡査ヲ便宜指揮可レ致候條、此旨相達候事

明治十一年七月十二日　　內務卿　伊藤博文

我長野縣に於ては五月二十三日、北陸東海御巡幸の事仰出さるゝや、同月三十一日縣廳第一課（此課の官員中には上田の人師岡政擧も在つた）より第六課迄の官員十九名に、御巡幸事務取扱掛を命じ、專心其事に當らしむる事とした。御巡幸先發官として、內務官林友幸、宮內官櫻井純造（小書記官上田町の人森田斐雄の兄である）等の一行は、七月二十五日東京を出發し、御巡行御道筋各所に於て、御休泊所等の實地檢分を爲し、且諸般の準備等に就て周到なる指導注意を與へ、八月二日長野縣に入つた。七月二日兼ての通牒に由り、長野權令楢崎寬直は縣屬を伴ひ、碓氷峠まで出張して之を迎へ、諸般の協議を爲し、八月六日迄の間に縣內御道筋全部の巡視を了へ、先發官一行は新潟縣に向つた。此際確定と成つた鳳輦御休泊の箇處は左の如くであつた。

（甲）

一上野信濃國界峠町より追分に至る里程三里五町五十八間四尺

此譯

御小休　佐久郡峠町熊野神社境內　坂本驛より二里九町餘
御　休　同郡輕井澤驛佐藤織衞　峠町より廿六町三十間
御　泊　同郡追分　土屋一三　輕井澤より二里十五町餘

但御立退所同驛泉洞寺距離凡五町方位西北

（乙）

一追分より上田に至る里程八里一丁七間五尺

此譯

御小休　佐久郡馬瀨口村高山重三郎　追分ヨリ一里十七丁
御野立　同郡小諸町ノ內唐松　馬瀨口ヨリ一里十四丁餘
御　休　同郡小諸町上田宇源治　唐松ヨリ十一丁
御小休　小縣郡滋野村之內牧家蓬田幸三郎　小諸ヨリ一里二十三丁
御小休　同郡田中驛　小田中重右衞門　牧家ヨリ廿七丁
御小休　同郡岩下村　尾崎惣作　田中ヨリ一里十三丁
御　泊　同郡上田町上田街學校　岩下村ヨリ一里五丁
但御立退所同町松本裁判所上田支廳　距離凡二丁方位西

（丙）

一上田より長野に至る里程十里廿五間一尺

此譯

御小休　埴科郡南條村之內鼠　瀧澤漸　上田ヨリ一里三十二丁
御小休　同郡坂木驛　宮原生吉　鼠ヨリ一里五丁
御　休　同郡下戶倉驛　柳澤嘉一郎　坂木ヨリ一里七丁
御小休　同郡屋代驛　柿崎源左衞門　下戶倉ヨリ一里廿三丁
御小休　更級郡原村　伊藤盛太郎　屋代ヨリ一里十八丁
御小休　同郡丹波島驛北第十六區會所　原村ヨリ一里十丁
御　泊　水內郡長野町善光寺別當大勸進　丹波島ヨリ一里十三丁
但御立退所當縣師範學校　距離凡六丁方位南

（丁）

一長野より信濃越後國境に至る里程七里十三丁四十三間一尺

此譯

御小休	水内郡田子村	池田元吉	長野ヨリ一里三十一丁
御野立	同郡平出村地境字鍛冶ケ窪		田子村ヨリ廿七丁
御休	同郡牟禮驛	高野九左衞門	鍛冶ケ窪ヨリ一里四丁
御野立	同郡小玉村ノ内字清水窪		牟禮ヨリ廿五丁
御小休	同郡柏原驛	中村喜左衞門	清水窪ヨリ一里九丁
御小休	同郡野尻驛	石田津右衛門	柏原ヨリ三十四丁

但野尻驛より新潟縣下越後國關川驛に至る三十丁十六間一尺

此御巡幸の御道筋は、古來の中山道と北國往還とで、藩政時代に在ては、一行二千人程にも及ぶ大歯簿の所謂加賀様の御通りなどもあつて、其宿泊休憩等にも差支無い本陣茶屋などが有つたのであるが、維新後には世態が俄に變つたので、舊本陣等は概ね衰へ、また昔日の如くで無かつた。故に此度の御巡幸に際しては、縣當局者は其御休泊等の場所に付。非常に憂慮狼狽したのである、然るに御休泊所等を選定した時には、玆に國民の心の底より湧き出づる皇室尊崇の赤誠は、或は御休泊に供する新殿の造營、或は玉座の新設等は勿論、供奉官員の休泊所に至るまで、其地の光榮其家の譽として、費用と勞力とを惜まないで、設備を出願する熱情と成つて表はれた。縣當局は曩日の杞憂を嗤かに恥づると同時に、國民尊皇の念深厚なるを悦んだのであるが、一方には、熱情のあまり華麗虚飾に流れ、或は聖旨に乖戻するが如きに至らんを憂ふる有様であつた。此處にも我國民の特殊性が見えるのは、我國のために心強く感ずる所である。

第三節　御發輦

明治天皇は御豫定の如く、八月三十日宮城御發輦、皇族大臣參議以下諸員の奉送と、東京市民の熱誠な奉送との內に鳳輦を進め給ひ、北陸東海御巡幸の途に上らせ給ふた。此時皇后陛下には御見送りとして、板橋なる行在所まで御送り申上げ、同所にて御別れの上、十二時三十分御還啓遊ばされた。鳳輦は此日浦和、翌三十一日桶川、九月一日熊谷、二日新町、三日前橋、四日高崎、五日松井田と御泊を重ね給ふて、愈九月六日は信濃の地に入らせ給ふた。此前日楢崎長野縣權令は、松井田の御宿所に罷り出で天機を奉伺し、其より信濃地に御案內申上げたのである。

九月六日

御豫定の如く熊野神社境內神樂殿に繼ぎ足して、新に設けたる御小休所に入らせたまひ、御小憩の後、輕井澤行在所佐藤織衞宅にて御晝餐きこしめされ、追分驛行在所土屋一三宅にて御宿泊遊ばされた。此時御旅情を慰め奉らんとて、縣下の珍しく名高き古器物古書畫など蒐め置きて、天覽に供しまつりしに其等の物どもは寫し取りて、後日差出すやう縣官員に命ぜられた。

九月七日

追分行在所御發駕、馬瀨口村高山重三郎宅にて御小休、小諸町唐松御野立所にて御小憩、小諸町行在所上田宇源次宅にて御晝餐被二聞食一、其より小縣郡滋野村牧家蓬田幸三郎宅、田中驛小田中重右衞門宅、岩下村尾崎惣作宅の、三御小休所にて御小憩あらせられ、午後四時といふに、愈我上田町に御着輦あらせ給ふた。

上田町御着輦

寶曆の頃竹內式部が、方今將軍あるを知て天子あることを知らざる者多し、之れ古を學ばざるに由ると謂はれた江戶幕府時代に在ても、上田藩よりは天皇御卽位の際には、特使を立てゝ、禁裏に御祝儀を

獻上し奉つた事もあり、又仙洞御所崩御の砌には、町内に五日間音曲鳴物普請等を停止して、謹愼哀悼の意を表せしむる觸を出した事などもあつた。故に藩も民衆も、皇室の尊むべきは承知して居たものと想はれる。其後伏見、鳥羽の戰後、將軍慶喜罪を謝し一意恭順の意を表し、又此時まで將軍の膝下に於て忠勤を勵み、德川氏と存亡を共にすべき家柄であり、又其覺悟であつたと見るべき上田藩松平氏も、慶喜恭順の後は其意を奉けて、天朝尊崇の誠意を示し、朝命を奉じて上京し、又戊辰の戰役には、王師に從て北越に出兵し、間も無く版籍奉還となり、土地人民擧て皆之を朝廷に還し奉るを見ては、我國は王土に非らざる寸地なく、王臣に非らざる一民なしと云ふことを、民衆が深く認識したのは、決して他には劣らなかつたであらうと思ふ。此認識と同時に尊皇の意識は、一層深められたに相違無い。かゝる時に現神にます一天萬乘の天皇が、御親ら御巡幸、我上田の地を御通り遊ばさるゝのみか、御宿泊に相成るとの由を、其筋より通達された上田市民の驚喜は、いかばかりであつたかは、蓋し想像以上であつたと思はれる。鳳駕御宿泊の議定つて、短日月の其間に新築校舍、しかも此當時稀に觀る立派なものを造り上げて、御宿泊に供し奉つた所にも、此貴き心持はあらはれたと見てよからう。

新築校舍を御宿泊所に供す

至尊の鳳輦を迎へ奉つる事は、信濃國としては創めての事なるは勿論、上田を通つた大鹵簿と云へば、加州藩主通行の二千人程の行列であつて、此加州侯が行程變更の爲めに、上田宿泊となつた時には、上田宿は上を下への大騷であつたのである。然るに此度の御巡幸には、未だ曾て拜した事も無い鳳輦を中に、大臣參議以下護衞の兵士警官、其他多人數の大鹵簿が、肅々堂々と午後四時、上田町に到着したのであるので、驚歎したのも無理からぬ事である。此時の供奉員は

太政官
　右大臣　岩倉具視
　參議　大隈重信
同　井上　馨
書記官　谷森眞男
同　櫻井能監

二等屬　佐藤　誠
同　中島行孝
六等屬以下四名

內務省

大書記官　品川彌二郎
一等屬　五島孝繼
二等屬　日比重知
五等屬以下三名

警視局

大警視　川路利良
權少警視　迫田利綱
一等警視補　長尾景直
同　田中耕造
陸軍中尉兼權大警部　長田盛庸
陸軍中尉兼權中警部　久木村治休
陸軍少尉兼少警部　梶川十左衛門
陸軍中尉兼少警部　大浦兼武
小警部　高崎親章
陸軍少尉兼少警部　樋口正太郎
陸軍少尉兼權少警部　田村五郎
陸軍少尉兼權少警部　楯口駿次郎
警部補　二十二人
警部試補　八人
巡査　三百四十四人
二等警視屬以下　十五人

大藏省

小書記官　橋本安治
同　佐伯惟馨
二等屬　金子謙
檢查局勤務六等屬以下　二人
出納局勤務
四等屬　松本信芳
八等屬　田中平八
記錄局勤務
八等屬　一人

陸軍省

少輔　大山巖
中尉　高田善一

近衞士官

陸軍少佐　比志島義輝
同大尉　本田親秀
同中尉　高橋信實
同　横地　剛
同少尉　川井守一
同　佐久間盛義
同　富田質彌
同　小田新太郎
同　栗栖　亮
陸軍軍醫副　伊藤祐順
陸軍馬醫補　桑島忠孝

騎兵

陸軍少尉　細井安恭
曹長　一人
軍曹　一人
伍長　三人
上等卒　一人
騎卒　三十六人
喇叭卒　一人

蹄鐵工　一人

近衞局

陸軍中尉　磯林眞三
曹長　一人

宮內省

卿　德大寺實則
大輔　杉孫七郎

侍補

一等侍補　佐々木高行
同　土方久光
二等侍補　高崎正風
同　山口正定

侍醫

一等侍醫　伊東方成
三等侍醫　伊東盛貞
醫員　四人

書記官

大書記官　香川敬三
同　山岡鐵太郎
權大書記官　堤正誼

侍從

堀河康隆
高辻修長
富小路敬直
綾小路有良（九月四日被依願免）
西四辻公業
東園基愛
北條氏恭
片岡利和
太田左門（九月四日任命）

宮中祇候
御巡幸中侍從助勤
高極高典
同
增山正同
侍從試補
藤波言忠
同
荻昌吉

十等出仕　二人

庶務課　二等屬以下七人
出納課　同　二人
內膳課　同　十五人
內匠課　三等屬以下四人職工八人
調度課　二等屬以下五人夫卒九人
內庭課　同　三十五人
侍醫附　三等仕人　二人
輿丁　二等仕人　以下十四人
御厩課　三等屬以下　十六人
馬車機械磨方　八人
馬丁　五十二人
夫卒　一人
馬　洋種　五頭
和種　三十七頭

文學御用掛
御用掛　近藤芳樹
雇　加部巖夫
式部寮
七等出仕以下五人
井上參議隨行
工部省雇　中上川彥次郎
工部三等屬　富士谷成興
工部五等屬以下　二人
開拓使御用掛準判任　宍戸隼人

大隈參議隨行

大藏省御用掛　小泉信吉

開拓使屬　高木彬敏

右は東京より御隨行申上げた人々で、之に東京よりの御荷物運人夫千人餘、猶縣の官員縣令はじめ、警衞警官等を加ふれば、二千人以上にも成る大鹵簿であつた。信地御巡幸拜見記に據ると、此大鹵簿鳳輦近くの前後の御模樣は、紺のマンテルヅボンに、帽は赤の横筋入、靴は象皮の自然色の長靴を穿ち、長さ凡九尺許、白刃五六寸もある鎗の鞘首の所に、紅白の縮緬の中へ、カンギ形に切り込んだ小旗を附けた、鎗を立てゝ持ちたる騎兵が、二列に正しく並んで進み、其二列の終りの中央に、菊御紋の錦旗が進み、其直後には徽章を縫つた紺の羅紗マンテルに、十年西南役に赤帽隊とて、其勇武を稱へられた、赤色帽を被つた近衞士官が二列に並び、其後に栗毛のアラビア馬二頭いと逞ましきに、牽かせ參らせた朱塗の御馬車即ち鳳輦が進ませられ、鳳輦の御內には侍御の命を奉つた侍從が、天皇の御前に奉侍した。御馬車の御窓には紫縮緬の御幕を引はへられたが、御道筋のあたり、侍從の御說明申上ぐる事などある場合には、幕を御絞り遊ばされて、外を御覽に成る御事もあつた。此御馬車の馭車台は頗る高く、其處に金の輪筋の入つた、江川笠を被つた馭者が二人居つたので、御道筋の拜觀者中には、此二人の馭者の中何れが天子樣であつたと、思ひ違へたと云ふ滑稽談もあつたと云ふ。鳳輦の御後には、騎馬で侍從が二列に隨ひまつり、續いて侍醫、侍補、宮內卿德大寺實則、之れに續いて前に宮內大書記官と長野縣令とが、黑羅紗服高帽騎馬で隨ひ、其次には右大臣岩倉具視の馬車が進んだが、中々立派で馭者の服裝の相違で、御車と見分る程であつたと云ふ。其次に川路大警視、大山陸軍少輔、太政宮內の書記官等騎馬で隨つた。其あとに御荷物、其後に又人力車は數百輛打ち續き、其後に御乘替板輿が舁き行かれ、次に東京より護衞しまつつた東京巡査が絹吳呂のマンテル、白木綿のヅボン、白の脚絆草鞋がけと云ふ服裝に黃筋の入つた帽を被り、長い洋銀造のサーベルを帶びたるが數百人續き、其後に本縣の巡査などが隨ひ

鳳輦の御有樣

進んだ。此の如く陸續と引つゝいて數時間絶へなかつたと云ふ。

此大御行列が上田町行在所に御着に成る前には、兼て八月廿六日附を以て、御巡幸に付人民心得書とて、左の注意が與へられ

一御行列拜見勝手たるべしと雖も、混雜無レ之樣道傍に相控、通御の節御旗を見認候はゞ、笠或は帽等被物を脫し、敬禮いたすべき事

一通御の際御道筋通行の者、御旗を見認め候ハヾ車馬を下り、前同樣敬禮いたすべき事

一行幸の際御途中にて突然儀仗內に衝入し、訴訟建言等の書、差出し候趣も有レ之赴、右は國律にも明載有レ之、甚以不二相濟一儀ニ付、心得違無レ之樣可レ致事

但訴訟建言等規則により其手續を以て、其筋に差出候はゞ、取上け可二相成一は勿論の事ニ候條、御趣意可二相心得一事

一御巡幸ニ沿道又は其他の市在と雖も、各自の祝意を表はす爲め國旗提灯等を揭くるは不レ苦事

一沿道の人家軒先へ簾を褰け、又は二階等高處ニ上り、御通輦拜見致候は不二相成一事

又各小學校生徒の奉迎に就き

奉迎の者は遠近を論ぜず出張の者は、其人員を申出づる事。其際には訓導の服裝は、洋服羽織袴勝手の事。乍レ然新調に及ばざる事。小學生は洋服袴羽織勝手なるも、年幼き故袴のみ着用も苦しからず、女生徒の服裝は袴着用勝手なるも、勉めて淸潔を旨とするは男生徒と同樣の事。御通輦當日は豫定の場處に整列し、脫帽の合圖にて帽を脫ぎ、御通輦の時は教員の合圖に依て一同敬禮すべき事。萬一雨天の際は木履を脫ぎ雨傘を除くべき事。各學校生徒は出張途中整列の際は、校名旗の後に從ふべき事。生徒訓導學校吏員等、木履を穿ち奉迎に出づべからざる事

と云ふ注意が出た。御巡幸御道筋沿道各地、皆此注意を遵奉して、御行列拜觀又は奉迎を爲したのであ

るが、此注意ありしに拘らず、小學校生徒が洋服や靴を、新調した事夥しかつたのは、當時上田町洋服業に先鞭を着けた、荻野憲治氏の談りし所に據て知ることが出來る。蓋し止むを得ぬ事であつたらう。

海野町の硝子燈

御着輦當日上田町では、戸毎に國旗を掲揚し、紅燈を懸け、店棚は取片付けて、金屏風など立て廻らした所もあり、殊に海野町の如きは、紅燈の外に硝子燈をも加設するなど、只管意を用ゐて御歡迎申上げたのである。

上田御宿泊

第四節　上田御宿泊

此度御巡幸の事仰出され、やがて御休泊所等が決定して上田町御宿泊と云ふことに成つた。けれども舊本陣柳澤太郎兵衛宅は、明治二年の騒動の折燒失して、此頃は又昔日の如くならず、又舊藩主住居の館は既に取拂はれ、表大廣間等は其後修理も行屋かずして、打捨て置かれたので、若し御宿泊所に宛てんとせば、大修繕大手入を爲し なければ、其用を爲さぬと云ふ狀態であつたから、町當局者の苦心は實ならぬものがあつた。然るに恰も此當時上田町では、寺院本陽寺の一部を借りて小學校假校舍として、纔かに授業を爲て居る有樣で、不便極まれるが故に、校舍新築建造のことは目下の急務と考へられて居たのである。依て天皇御宿泊の御場處として可ゝ然所も無いので、此際新に校舍を建築し、以て其を行在所に宛てまつるこそ、尤可ゝ然との議起るや、衆議忽ち此に一決して、若し此儀採用せられ御宿泊所たるを得ば、非常の大奮發を以て此事に從はんと覺悟した。此時上田町當局より、長野縣令宛に差出した新築校舍を以て、行在所に充てられんことを請願した書面は、次の如くであつた。

新築校舍行在所請願書

今般北國筋御巡幸ニ付當上田町へ御泊可ニ相成一旨豫て御達に付、行在所の家屋取調候處、當町舊本陣は既に燒失仕、其他可ゝ然家屋も無ニ御座一、就而者今回上田街學校新築之儀願濟ニ付、速に土木を起し來七月中には、必ず落成爲ゝ致見込に候間、該校を以て行在所に相備申度、乍ゝ然校舍新築之儀は急遽

に付、若御臨幸の際御間缺け等仕候ては單に不二相濟一儀に付、七月十五日を期し校舍上棟の筈に候間其模樣により七月中を期し落成無二覺束一認候はゞ、當大區會所を以て行在所と定め、十六日より速に該所へ修繕を加へ、決して御間缺け等仕間敷候得共、右は萬一の豫備に評議仕置候迄にて、新築の儀は市中擧て盡力成功可レ仕決心罷在候間、右校舍を以て行在所に設置候儀、御聞届被二成下一候樣仕度、右連署を以て奉二懇願一候也

明治十一年六月二十九日

北第十一區四小區小縣郡上田町

代議人　岡村文右衛門

同　池田爲作

同　伊藤右一

用掛　田中忠七

副戸長　伊藤九右衛門

戸長　世良田勝美

長野縣權令楢崎寬直殿

前書懇願之趣相違無二御座一候間奥書調印仕候也

北第十一大區副區長　縣山溪水

之に對し、七月五日縣より「書面之趣其筋へ申請可レ及候條此旨可二相心得一事」との通達があつた。學校新築と云ふ事容易な事で無いので、其筋でも此後重ねて、校舍建築の位置に就て充分協議したか、七月二十八日迄に落成確實なるか、之を證すべしと申來り、又落成の上行在所御用相當の體裁が調ふか、など種々町當局に向て確め來つたが、町當局は充分な確信を以て之に答へ、七月二十六日には左の報告書を縣に差出すに至つた。

落成見込上申書

北第十一大區四小區小縣郡上田町新築

上田街學校

該校は今般北陸道御巡幸ニ付、行在所に相備度見込を以て、客月々末より新築に着手し、爾來市中の老若擧て造營に努力し、昨今の實況既に八九分の成功に立至り候間、校舍の營繕は本月中に、必ず落成可レ及候得共、門戸井庭上周圍に堤を築き柵を設け樹木を植附等に至ては、來月に渉り可レ申候間、悉皆落成は八月五日迄の見込に御座候、右申上仕候也

明治十一年七月二十六日

右校舍新築世話方總代

佐藤彦八

柳澤友之助

用掛　齋藤勝兵衛

該校執事　土屋孝吉

副戸長　伊藤九右衛門

長野縣權令楢崎寛直殿

此建築に當ては、町當局者は申すに及ばず、工事請負人も、其に使はるゝ職人も、皆必死と成つて精勵し、九月七日鳳輦を此處に迎へ奉つた際には、地方には稀に覩る、西洋造三階の立派な新築校舍が出來上つたのである。猶此處に特記すべきは、曾ては勤王の志に燃えて、赤報隊に加つた事もある、丸山德五郎の伊藤九右衛門が、此當時上田町副戸長として、聖駕を迎へ奉る行在所の、建築の事に當つたのである。定めし強い感激と旺なる意氣込を以て、勤しんだ事であらう。

信地御巡幸拜見記に上田行在所の態を述べて、「其善美なる最高の突樓は雲際に聳えて太郎山と拮抗し粉

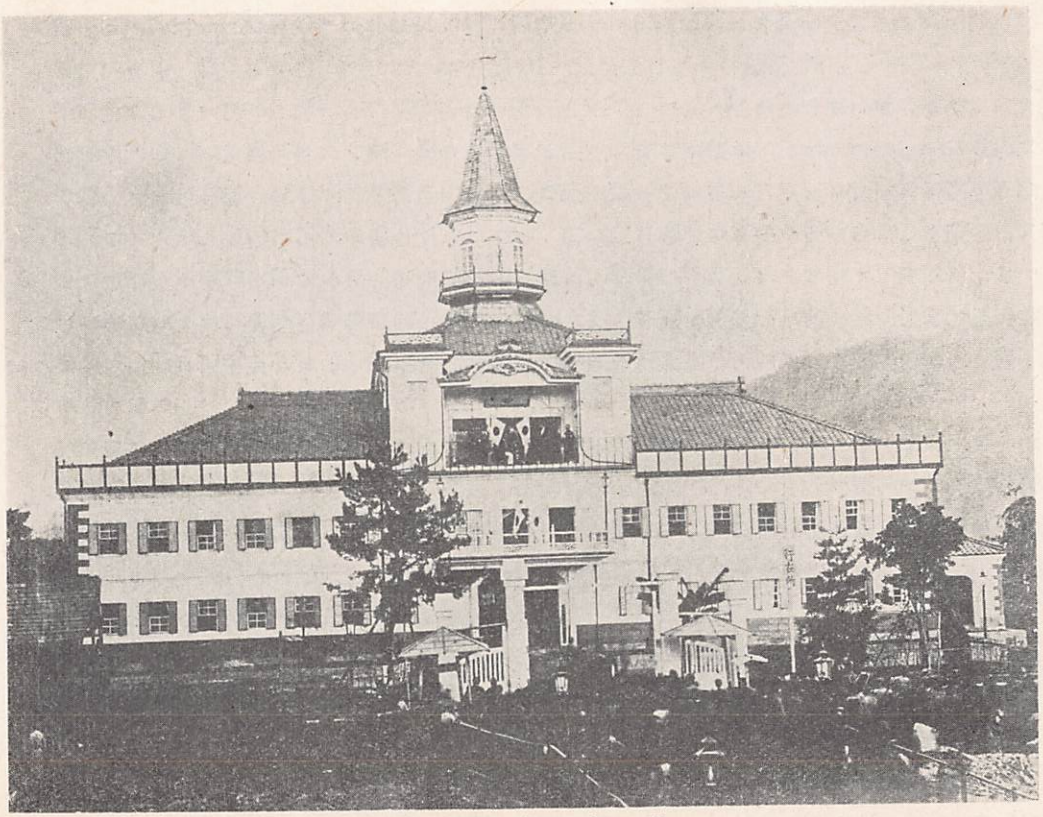

上田行在所

上田行在所の模様

壁の白色は千曲川と清きを争ひ樓上の欄干は鐵の唐草形にして花實を結ぶかと疑ひ玄關の鳳凰は主上の聖を表し飛ぶが如く舞ふが如し、又庭前には奇草珍木を植え限るに鐵唐草の墻を以てし其華麗なる我輩の禿筆に盡す事遠く及ばず」と云ふに由るも、上田の行在所が、世人が見て華麗とした出來ばえで有つたのは想察される。況んや行在所に供したる校舍は、舊大手門內の正面に位置し、前には舊時の土居が南北に亘り、其直前大手土橋の南北には、漫々たる水を湛えた大きな湟があり、海野町方面からの觀も亦甚奥床しく立派のものであつた。陸路廼記に

今宵の行在所はもとの城のうちに構へし三階なる學校にていときよらかなりと記されたところを見ると、實に輪奐の美なるのみならず、上田町空前の盛事無上の光榮を擔ふ、天子御宿泊の行在所に宛つる場所の事なれば、內部の設備手入など大急ぎの其中にも、充分注意した事が察せられる。推し上げ奉るは畏多き極みなれど、主上にも御心持よく入らせられ給ひしならんと拜察し奉るのである。

供奉の諸員に醼を賜ふ

校舍の三階には此地方著名の古書畫古器物などを蒐めて陳列し、又見事な盆栽など飾り置き、天覽に供しまつる事とし、四階の望樓には、精巧な四方一望の地圖を調製して備へ置き、御展望の便に供し奉る事とした。玉座は二階なる西北室を以て之に當て、御床の柱飾はサルヲガセを用ゐて、いとも清楚の趣を凝らすなど、非常に注意を拂つたのである。行在所に着かせ給ひし聖上には、御機嫌殊に麗しく拜せられ、やがて供奉の諸員を行在所に召させられ醼を賜ふた。晩景に及ぶや、下には行在所近くなる銀行工場などの二行に懸け列らねた紅燈や、海野町通りの軒並祝燈などいと美しく、上には晴れ渡つた秋の空に明月が懸て居る、其風情は御旅情を慰め奉つるに、足るものが有つたと想はれる。供奉の人々は或は歌をよみ、或は詩を作るなどして各旅情を慰め、聖恩の湿きに感泣した。岸田吟香の御巡幸之記に「此樓上は見晴しよく月もはや秋の半に近ければ景色よく供奉の人々も歌よみ詩作りなどして旅の心を慰め

西南役の負傷將校に謁を賜ふ

重なる供奉員の宿所

千曲川の鮎と上田の清酒

上田御饌水

られたるよし」とは此夜のさまを記したのである。此夜主上には、昨明治十年西南役の際、五月三十一日の人吉の照岡の戰に、重傷を被りしが、陸軍病院の治療にて命助かり、後鄉里上田に歸り靜養中であつた、陸軍少尉縣山盛修を御前に召させられ、拜謁仰せ付け給ふた。

供奉員中重なる人々の此夜の宿所は、岩倉右大臣(島田萬右衞門)大隈參議(金井文三郎)井上參議(飯島七郎兵衞)德大寺宮內卿(成澤金彌)杉宮內大輔品川內務大書記官(常盤井)川路大警視(上村半左衞門)大山陸軍少輔(丸山總三)香川宮內大書記官山岡宮內大書記官堤權大書記官(荒井又左衞門)迫田權少警視(島田良左衞門)橋本大藏少書記官佐伯大藏少書記官(水野安治)堀川侍從(水野重助)高辻侍從(伊藤いく)富小路侍從綾小路侍從西四辻侍從(伊藤澤太郎)などが拜觀日記に見えて居る。

內膳課使用の御饌水は縣掛員の嚴重な檢査の後決定するのであつたが、我上田の御饌水は新田橋詰三平所有の井戶水、水質尤も良好なりとて、此井水を使用せられたのである。此御饌水井戶は今も猶よく保存されて居る。

猶內膳課御買上げの諸品の中で、千曲川の鮎と上田淸酒とは、いたく御意にめされたとの話が傳つて居る。昔時上田の酒造家は、多く當司を遙々大阪から雇ひ入れて、造らせたものである、或は其緣由から灘方面の釀酒法が傳つて、良い酒が出來るやうに成つて居たものか。

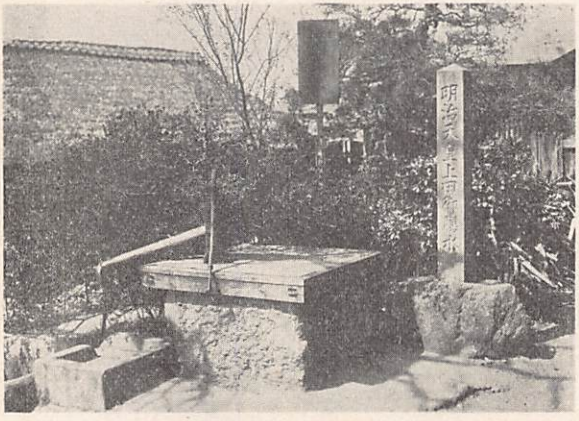

新田御饌水

上田にて御買上に成つた土地産物は紬縞、白七子、上田縞、上田八丈、玉絲織等で納め人は、瀧澤正七、成澤金兵衛、石森文治郎の三人であつた。

序に陳列天覽に供した諸物品の中、上田町出品を擧げて置く（縣奏上書類所載）

陳列物產目錄中所載

上田縞西川立　同小格子　同縷絨棒　同白七子

（出品人　瀧澤　正七）

上田縞銀鼠壹崩斜子縞　同鼠壹崩　同茶南京縞　同銀鼠木南京　同茶木南京　同銀鼠壹崩　同茶貳崩　同紫縷　同銀鼠棒袴地　同白龍門　同刷毛目　同八丈大格子　同白畝織　同木工南京　同白七子

（出品人　成澤伍一郎）

上田縞給子星織　同七色縞織　同唐織寫　同切糸縷絨織　同給子壹崩織　同白練絲織　同縷糸織格子縮　同縮細格子　同縮細縷織萬筋　同八丈矢ノ羽縞　同格子縞　同袴地　同藍棒袴地　同白畝織　同紬縮細矢ノ羽織　同紬縮細矢ノ羽立　同紬縷絨棒縞　同紬切糸縷絨織　同白縮細織　同縮縮千筋

（出品人　石森文治郎）

同糸織帶地　同白縮細　同縷糸紺立縞　同縷糸萬筋織　同辨慶縞　同白斜子

（出品人　瀨川清兵衛）

勸業場陳列物產目錄中所載

上田寄絨織　同格子縞　同絹茶縞　同木目筋　同白無地織　縞縮細織　白格子織　白紬　紬縞織　紬袴地

（出品人　池田　爲作）

上田鼠縞　紬茶縞　白紬　白斜子　太織黃縞　白木綿

（出品人　瀧澤民之助）

白紬　綿大鷹ノ羽織

（出品人　石森文治郎）

紬茶大明縞　同藍三筋立　同鼠新立縞　同白大明縞　白紬

（出品人　成澤伍一郎）

絲織帶地　縷絲紺立縞　諸大織萬筋縞　玉糸茶織色　畔太織同斷　諸キヒソ織

（出品人　瀬川清兵衛）

生絲　繭

（出品人　春原市太郎）

紬茶萬筋　紬茶此手　同縷絨棒　白七子　白紬

（出品人　瀧澤　正七）

上田御發輦

翌八日は御行程遠き故、例よりは一時間ばかり早目に、午前六時といふに御發輦遊ばされた。上田町々の賑は文字通り古來未曾有の光景であつたと傳へられるが、いかにも然あつたと思ふ。此日には上田町や附近の人々が、御行列拜觀の爲め御道筋に群衆したのは勿論、遠く二三十里距りし木曾あたりから、遙々此處まで拜觀に出掛けて來たと云ふものも、尠くは無かつた程で、御道筋の兩側は拜觀人で堵を爲した。かかる際に東京から、御巡幸供奉官錄や御行列の繪圖などを、奉送迎拜觀者に鬻ぐために來た商人等が、大聲を張り上げて、此を呼び賣りあるくもあり、同樣に御巡幸の御行列に隨て、東京方面から入り込んで、拜觀に夢中に成つて居る群集の中に立交つて、物を攫り取る悪い者も多く、其害を被つた人々も尠からずあつたと云ふことである。

行在所として聖上御宿泊の光榮を擔つた上田街學校は、明治三十一年火災に依て燒失した、惜みて返ら

ぬ事とは云へ残念なことである。行在所の傍に造られた御馬車舎が、不思議にも災を免れて、當時の瓦で葺かれたまま、存在して居るのが唯一の紀念建物である。

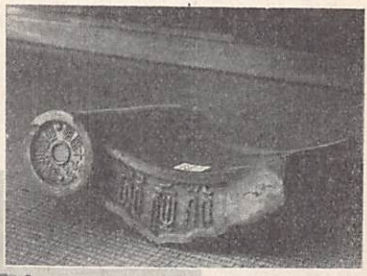

大正九年五月行在所阯に元帥山縣有朋の揮毫にかかる紀念の碑が建てられた。左の寫眞は其である。



御馬車舎

爾後上田市は毎年九月七日を以て、御巡幸紀念式を擧行して、明治天皇の聖徳を仰ぎまつると同時に、ありし昔を偲ぶこととして居る。

御巡幸ありし頃の上田町あたりの風俗は、陸路廼記に「上田を立たるに拝みにつどへるものども大路せまきまでに並居たるが、皆うるはしききぬ着よそひて田舎めかぬさまなり」などとあり、猶此他にも人家も立派で、拝見に出て居る人々も賤しからず、などと記したものもある所から見ると、當時上田地方が田舎風鄙振で無く、はでやかに見えたのは



上田地方都風なし

物價の騰貴上田殊に甚し

事實と思はれる。此は養蠶製絲の利潤で、富める家の多かつたからとの解釋も、一理あると思はれるが藩政時代に於て江戸風を移入して、華奢の風を成すに至つた事も、亦一の原因として見逃すことの出來ない所と思ふ。又此時物價が暴騰した事を書いたものの中に、御巡幸にて物價に影響を生じたること、上田は殊に甚敷く、一圓に一貫二百目の蠟燭が六百目、二圓以下の子供洋服が二圓七八十錢、三十錢以下の子供の帽子が一圓十七八錢、五十錢以下の子供靴が八十錢余に到れば、其他推して知るべしと記したのがある。此度の如き事があれば、何處でも同樣物價の騰貴するは普通の事で、敢て怪しむべきでは無い。然し此所に上田は殊に甚しとあるは他所に比較して一段奔騰したと見える。之に聯關して想ひ起されるのは、藩政時代に高利を貪るを戒めた時に、上田物價は他處に比べて高値であると云ふて居る事で、此注意警告は度々上田町分に與へられて居る。或は此惡弊習が此頃まで尙改らなかつたのであるか。

上田以北に御輦を進め給ふ

九月八日

龍駕上田町を出てさせ給ひ、午前七時三十分南條村鼠御小休所瀧澤漸宅にて御小憩。同八時四十分坂木驛御小休所宮原生吉宅にて御小憩。同十時二十分下戸倉驛行在所柳澤嘉一郎宅に御着、此處にて御晝饌被ニ聞食一。午後零時二十五分屋代驛御小休所柿崎源左衞門宅にて。同二時五分原村御小休所伊藤盛太郎宅にて。同三時二十分丹波島驛御小休所大區會所にて、御小憩を重ねさせ給ひ、同五時二十分長野行在所善光寺大勸進に御着輦あらせ給ふた。

第三節　長野御駐輦

長野御駐輦

九月九日午前八時縣廳に臨御縣治の狀を聞召し給ひ、後博物館製絲場を御覽遊ばせられ、次に師範學校に臨御授業天覽後長野裁判所に臨ませられ、所務御聞覽の上十一時還御あらせられた。

天覽授業

此師範學校に於て授業の天覽の事に就き、特に玆に上田市の爲めに記して置きたいと思ふのは、此天覽授業の時には、兼て其筋より小學校下等科卒業生中の優等生は、師範學校に參集すべく達せられ、其生徒に教授するのを御覽遊ばされたのである。優等生として選出され、長野に參集して授業天覽の光榮を得た生徒の中に、上田町松平學校生徒九人（隱岐清重、中村時序、瀧澤浩、中島彌門太、宇川信三、溝口多門司、山村哲、小松謙次郎、早川正敎）。常盤城學校生徒三人（沓掛右一郎、西原三男平、春原金吾）があり、松平學校常盤城學校共に今の上田市内に在つたもので、此處から十二人の優等生を出し、此光榮に浴したのは、談りつぐべき我上田市の誇りの一であると云ふ事である。

序に此際召集された小學優等生を記すと、前二校の外に師範所在地の長野學校生徒十六名、埴科郡中之條學校生徒二名であつた。

午後二時行在所御出門、城山御野立所に臨御あらせられ、煙火天覽の後善光寺に御立寄に相成り御歸還遊ばされた。

九月十日

御還幸

第六節　御還幸

午前七時長野行在所御發輦、同八時二十五分田子村御小休所池田元吉宅に御小憩、是よりは御板輿に召させ給ひ、同九時四十分鍛冶ヶ窪御野立所にて御小憩、同十一時牟禮驛行在所高野九左衞門宅にて御晝餐きこしめさる。此處より清水窪御野立所までの間は、小玉坂の坂路なりしかば御板輿にて御通御、清水窪御野立所にて御少憩の後、御馬車に召し替へられ、午後二時三十分柏原驛御小休所中村喜左衞門宅に御少憩、同三時四十分野尻驛御小休所石田津右衞門宅にて御小憩の後、御輦を進めたまひ、やがて關川を越え新潟縣に入らせ給ひし主上には、新潟、富山、石川、福井、滋賀の諸縣を御歷巡の後、十月

十五日午後四時西京に御着駕あらせられた。西京にては後月輪、東山の御陵に行幸ましゝし後、滋賀岐阜、愛知、靜岡、神奈川の諸縣を經て、宮城御發輦後日子七十二を重ね給ひ、御行程實に四百二十七里餘といふ大御巡幸を了させられ、十一月九日東京に御還幸遊ばされた。此日三條太政大臣は神奈川驛まで出張御迎へ申上げ、皇后陛下には御出迎として、新橋停車場まで行啓あらせられた。殘暑の未だ去りやらぬ頃より、初霜の降り初るまで、聖巡の叡慮とは申し乍ら、常に山河を跋渉し驛路に休泊あらせ給ひつる御辛勞の程は、いかでか恐察し奉らずして止むべき乎、とは御巡幸の記、車駕還幸の條中の一節である。茲に記して此章を了ることゝする。

第七節　進獻詩歌及奏上書所載の孝子節婦

御巡幸の事仰せ出されし後、六月十八日に御巡幸之節祝壽及詩歌等進獻致し度候者は、八月一日迄に可ニ差出一旨の縣達示があり、之に依て進獻した詩歌等は甚多數に及んだ。依て宮內省は高崎正風に命じて選採せしめ、之を世に公にした、千草の花は其である。其千草之花に載せられたものゝ內で、上田市に關係ある者を左に載することにする。

進獻歌詩

千草の花

天放る鄙の信濃のやちまたに　　齋藤多十郎

けふの行幸に逢ぞうれしき

信濃なる姨捨山の秋の月　　石川　吉平

水にうつして君にそなへん

例なき行幸ときくもさきそめて　　內田　如烟

君に八千よの色をさゝけん

此外に我上田町出身で、此當時宮內省少書記官の職に在り、御巡幸先發官として林內務少輔と共に信濃

に入り、勘なからぬ盡力する所ありし櫻井純藏の、當時の詠詩を左に記して置く

戊寅巡幸奉先發之命臨發賦

昭代皇猷軼百王　北巡車幸未曾遑
中興偉業前途遠　天下從今望大康

縣奏上書類中に載せられた孝子節婦

御巡幸に際し孝子節婦義僕其他篤行奇特者、是まで賞與施行濟の者共、行狀並に賞與の次第を取調へ置き、縣廳臨御の砌其調査書を、天覽に供すべき旨を達せられた。此時奏上書類中に載せられた、現時の上田市内なる舊町村の取調書を、左に記して置く

上田市内の孝子節婦

孝子　青柳豊泊

小縣郡上田町青柳豊泊三十六年儀、年甫めて三歲不幸にして天然痘に罹り明を失ひ、長ずるに及び按摩を以て業とす、性質溫厚父母に事ふる恭謹にして、善く供養の道を盡す、嘗て母の病蓐に在るや、一家貧困衣食の資に乏しきを以て、晝間は强めて其業に從事し、得る處の錢を以て母の嗜好する甘味を求め歸り之を薦め、徹夜衣帶を解かず手足を摩し看護暫くも怠らず、近隣をして感稱措く能はざらしむるに至る。既にして母歿し父に事ふる供養愈勤め、其業を營むに一日も怠ることなし、故を以て資産を興し究乏なきに至れり。然れども平素父の好む所の酒食等を購求し、其需用に飽かしむるを以て畢生の樂とし、爲めに益職業を精勵し、癈疾の身を以て三十餘年の久しき志操を變ぜず孝養の道を盡し候段、其篤行郡村に秀で衆人の模範とも可ニ相成一奇特の儀ニ付、明治十年八月賞金四圓五十錢下與す

節婦　青木とう

小縣郡常盤城村平民瀧澤濱十妻青木とう三十八年八ヶ月儀、性質溫良夙に賞譽を鄉閭に得たり、文久三年夫

家に歸嫁し爾來一子一女を設く、家農を業とするを以て夫を助けて耕耘に黽勉すと雖も、家産極めて薄く嘗て休業の日なし。不幸にして明治三年中夫濱十手足攣急の病症に罹り蓐に就くに至り、其二子皆幼弱なれば家計殆んど傾蕩す、然れども其志益牢く、內は看護撫養に怠らず外は家業を廢せず、一身を以て能く一家を經理す、婦女の身にして志操十餘年の久しきを保つ、其篤行衆人の龜鑑とも可ニ相成一奇特の儀に付、明治十一年六月賞金貳圓五拾錢下與す

西南役小縣郡内の戰病死者

奏上書中西南役戰病死者取調書中に載せられた人々は、小縣郡內十五名あつた。上田町には八月三十一日大隅國清生村の戰に於て戰死した、警視局四等巡査石川康著がある。

序でに小縣郡內戰死の人々をも記載して置く

本原村	小池金作	三月十二日	山鹿口に於て戰死
武石村	黒木宇之助	三月十七日	田原坂に於て戰死
西內村	清水勇佐久	三月廿日	立田山に於て戰死
禰津村	石川三平	三月廿五日	植木口に於て戰死
横澤村	倉島清吾	三月廿五日	木留口に於て戰死
岩下村	佐々木傳重	同上	
手塚村	市村善次	三月廿日	植木口向坂に於て戰死

御下賜品目錄

御下賜品目錄

御巡幸の砌御道筋御休泊所等へは御思召に依り、金品の御下賜があり。我上田町へは御手當として、金百圓下賜された。今序に縣內の其を左に記す。

御下賜品目錄

峠町御小休所　御茶料　十五圓　新築御手當　二十圓

輕井澤行在所	佐藤織衛	同	二十五圓	同	銀盃一組、紅白絹各一疋
追分行在所	土屋　三	同	五十圓	同	木盃一組、紅白絹各一疋
馬瀨口行在所	高山重三郎	同	十五圓	修繕	同　十圓
唐松御野立所				御手當	十圓
小諸町行在所	上田宇源次	同	二十五圓	新築御手當	二百圓
牧家御小休所	逢田幸三郎	御茶料	十五圓	修繕御手當	木盃一ヶ白羽二重一疋
田中御小休所	小田中重右衛門	同	十五圓	同	木盃一組白羽二重一疋
岩下御小休所	尾崎惣作	同	十五圓	新築御手當	木盃一組紅白羽二重各一疋
上田町行在所				御手當	百圓
鼠御小休所	瀧澤漸	同	十五圓	修繕御手當	木盃一ヶ白羽二重一疋
坂木驛御小休所	宮原生吉	同	十五圓	同	同
下戸倉驛行在所	柳澤嘉一郎	同	二十五圓	新築御手當	銀盃一組、紅白縮緬三疋
屋代驛御小休所	柿崎源左衛門	同	十五圓	修繕御手當	木盃一ヶ紅白羽二重各一疋
原村御小休所	伊藤盛太郎	同	同	同	十圓
丹波島御小休所	柳島ひで	同	同	新築御手當	百三十圓
長野行在所	大勸進	御茶料	十五圓	御手當	百圓
城山御野立所				新築御手當	五十圓
田子村御小休所	池田元吉	同	同	同	銀盃一組紅白縮緬三疋
鍛冶ヶ窪御野立所		同	同	同	五十圓
牟禮驛行在所	高野九左衛門	同	二十五圓	同	百圓
清水窪御野立所				御手當	十五圓
柏原驛御小休所	中村喜左衛門	同	十五圓	新築御手當	百圓
野尻驛御小休所	石田津右衛門	同	十五圓	修繕御手當	六十圓

此外に下戸倉驛行在所に於て、天磐笛を吹奏御聞に達したといふ廉で、鹽尻村原昌言は特に御手當金五

圓を下賜された。

此天磐笛といふは原昌言の話に據ると、弘化四丁未の春善光寺大地震の際、昌言は其震災の及びし所は自ら山野を跋渉し、戸隱山に參詣した折に偶然途中で拾ひ得たもので、其後京都に上り三位千種有功卿を訪問した時、古へ天磐笛といふ者ありし事を聞きしかば、鄕里に歸り再び其拾得た笛を携へて京に上り、千種卿の覽に入れた、其時樂家東儀多氏に天磐笛の事は本朝事始に見えて居り、其形は胡瓜に似て居る由を聞いた、自分の所持するものも亦胡瓜形で、其長さは手一束程に過ぎないが、其聲は清亮で氣息の緩急に依て律呂甲乙の音が出ると云ふ。此笛は去る九月六日の夜、追分行在所にて天覽に供した古器物中に在つて、主上には此はいかなる音のするものぞと仰せられしに、持主原昌言居合はせざりしかば、後其御旨を原昌言に申し傳へ、戸倉行在所に參上吹奏せしめた。主上には玉座の御次の間で吹奏する笛の音を聞食し給ふて、河鹿の鳴く音に似て居ると仰せられたとのことで、此時より此笛の名をカヂカと唱へることゝ成つた。

戸隱の山にひろひし磐笛の
　こゑも雲井にひゝくけふかな

此一首は供奉員の一人一等侍補佐々木高行が、此事に就て詠じたものである。

第九節　御巡幸御道筋變更願

御巡幸御道筋變更願

北陸東海御巡幸の儀仰せ出され、其御道筋も確定發表された時、我長野縣南信地方の人々も、皆聖駕を迎へ奉り聖上御照臨の榮を仰がんことを熱望した、然あるへき筈尤至極の事である。依て松本裁判所長判事加藤祖一は六月五日出縣の上、此事に就て陳情する所があつた。於レ是翌六日長野縣權令楢崎寛直は、我長野縣南北兩地方の事情を述べ、御巡幸御道筋模様替の請願を三條太政大臣に差出した。

來八月北陸東海兩道の諸縣

御巡幸被仰出御道筋之儀先般出京之際岩倉右大臣より繪圖を以て被二相達一即別紙甲點に當り候、然る所當國之儀は從前筑摩縣及當縣の兩縣に分れ、明治九年筑摩縣被レ廢全國當縣の所轄となり、更に筑摩郡松本に裁判所本廳を設置全國の裁判事務を統轄す、爾來於二本縣一は區制を南北の兩部に大別し、舊筑摩縣を南部とし舊來の所轄を以て北部とす、今般通御の御順路たる所謂北部各區に有レ之、抑御巡幸の事たる水土民風の如何を親覽在らせらるゝに在れば、率土の民情孰か鸞駕の照臨を仰望せざらん、而して當縣下の如きは右情況、殊に懇切なる者あり、就ては別紙繪圖面乙點の如く、管下追分驛より中山道を經松本に通御、同所裁判所に臨御、夫より轉じて北國西往還を當縣廳へ臨幸在らせられ候はゞ、光明南北兩部に及び德澤一般に洽浹可レ仕、右御道筋の儀は頗る險路に御座候得共、特別の御詮議を以て、稟請之通御聞届相成度、繪圖面相添此段上申仕候、諸事着手の都合も有レ之候間至急何分の御指揮被レ下度候　已上

明治十一年六月六日　　長野縣權令　楢崎寛直

太政大臣　三條實美殿

御道筋變更上申書

御道筋變更御沙汰に及ばせられず

此上申に對し、同月十四日三條卿より「上申之越不レ被レ及二御沙汰一候事」と達せられ、折角の懇望も聞届けられなかつた。こは御巡幸の如き重大儀に於て、御道筋の模樣替といふことは、容易ならぬ所であり、且又變更御道筋は、上申書に「管下追分驛より中山道を經、松本に通御同所裁判所に臨御、夫より轉じて北國西往還を、當縣廳に臨幸在らせられ候はゞ云々」とあつて、追分驛より北國往還に由り、長野に至る御道筋に比較すると、御通御の難易同日の論では無いのである。上申の趣御沙汰に及ばせられずと達せられたのは、蓋し當然の事であらう。乍レ去、此南信地方の人々の熱誠は認められて、やがて明治十三年に至り、聖駕を其地に迎へ奉るを得たのである。

此時萬一にも、縣令上申請願の議が聞届けられ、御道筋の變更となり、聖駕北國西往還を通御あらせられたなら、我上田の地は、此空前の盛事に逢ふことは、或は永く得られなかつたではあるまいか、思へば、此事無かりしは仕合の極と謂はざるを得ない。

第十節　御巡幸紀念式

御巡幸紀念式

此空前の盛事に遭遇した上田町では、此翌年十二年九月七日、御巡幸紀念の式を催ふし、聖德を仰ぎ偲ぶことゝなりしが、此式は爾來引續きて年毎に行はれて來たのは寔に床しく麗はしい事である。昭和三年は御巡幸の盛擧ありてより恰も五十年に相當するので、時の市長勝俣英吉郎は、紀念の大會を催し、明治天皇御紀編纂に關はれる、宮內省御用掛文學博士本多辰次郎氏を聘して、明治天皇の御盛德に關する謹話を聽聞して、天皇の御盛德を仰ぎ奉つた。

御巡幸五十年紀念講演大會

此紀念講演會は上田公會堂二階廣間で行はれたが、一般民衆其他蠶絲專門學校、上田中學校、小縣蠶業學校等の學生等數千の聽衆會場外に溢るるの盛況で、皆始終敬虔の態度を以て謹聽したのは、明治大帝に對する尊崇の念が、しか爲さしめたものと思はれる。

紀念展覽會

紀念講演會開催の計畫と同時に、市は紀念展覽會開催を企て、其事を上田史談會に委囑した。依て史談會は旬日に亘り御巡幸御道筋に於ける御遺蹟を悉く踏査撮影し、又佐久より野尻飯山に至る迄より蒐まれる、當時の遺物と共に市役所樓上に陳列して展覽會を催した。觀る者實に萬餘を算するに至り、多くは其當時を追想して今日の現狀に比し、隔世の感を起すと同時に、明治大帝の聖業に對し益其感謝の念を深くした、開催の詮ありしと謂ふべきである。後此陳列品を撮影して之を寫眞帳に謹製し、宮內省に獻納せしが、やがて一木宮內大臣より、天皇皇后兩陛下乙夜の御覽に供し奉つた旨の通知が、市長及史談會長宛にて送られた。

紀念帳獻納

第三章　上田町の區域擴張

第一節　市町村制施行前

上田町區域擴張

上田城下町

上田城下町とは、海野町問屋支配に屬した、海野町、横町、鍛冶町と、原町問屋支配に屬した、原町、田町、柳町、紺屋町とを云ふたのである。

明治四年廢藩置縣當時に、横町、海野町、原町、田町、下鍛冶町、柳町、上紺屋町の七ケ町各獨立し、惣名を上田町と稱した。此外に貫屬地として、木町、鎌原町、葭原町、丸堀町、新參町、上常田町、下常田町、鷹匠町、甍裏町、舊館、上田舊城郭、袋町、馬場町、上田町があつた。然るに、明治九年五月此等の貫屬地を上田町に合はせ、同時に又隣接地房山、山口の兩村をも、併合して上田町と稱した。故に上田町の地域は從前上田城下町と呼びし頃よりは、大に擴まつたのである。房山山口二村の內て、上田町に接續して、市街を爲して居た所は、上房山、下房山、幸町、川原柳(瓦燒)であつた。左に併合當時の、一町二ケ村の貢租額を掲げて、其資力の一端を知る料とする。

上田町貫屬地隣接村の合併

房山山口の合併

上田町と房山山口二ケ村の貢租額

上田町

地租米　十二石六斗　正米納

同　米　四十六石六斗七升九合

此代金三百二十圓二十一錢八厘

雜稅　金六十三圓七錢四厘

計　金三百八十三圓二十九錢二厘

房山村

地租米　五十五石　正米納

同　米　三百四十一石七升七合

此代金二千三百三十九圓七十八錢八厘

雜稅　金十九圓九十五錢一厘

計　金二千三百五十九圓七十三錢九厘

山口村

地租米　五十六石三斗　正米納

同　米　三百四十八石九斗三升二合

雜稅　金十五圓五十三錢八厘

計　金二千四百九圓二十一錢二厘

（明治七年調町誌）

第二節　市町村制施行の當時

市町村制實施時の擴張

明治十八年二月聯合町村制施行の時、上田町及明治九年六月十二日

貢租額　（明治七年調）

常入村の成立

常田村

地租米　七十二石一斗　正米納

同　米　四百六十五石四斗四升三合

此代金　三千百九十二圓九十三錢九厘

雜稅　金八圓四十六錢七厘
計　米七十二石一斗
　　金三千二百一圓四十錢六厘
貢租額　（明治七年調）

踏入村
地租米　三十石九升　正米納
同　米　百九十八石二斗六升六合
此代金　千三百六十圓十錢五厘
雜稅　金二圓二錢八厘
計　米三十石九升
　　金千三百六十二圓十三錢三厘
貢租額　（明治七年調）

の二村を合せて、常入村と稱せしものと。

常盤城村の成立

鎌原村
地租米　十一石九斗　正米納
同　米　七十三石七斗六升三合
此代金五百六圓一錢四厘
雜稅　金二圓七十五錢四厘
計　米十一石九斗
　　金五百八圓七十六錢八厘
貢租額　（明治七年調）

西脇村
地租米　二十九石五斗　正米納

同　米　百八十二石七斗五升二合
　此代金　千二百五十三圓六十七錢九厘
雜稅　金十圓二十三錢二厘
　計　米二十九石五斗
　　金千二百六十三圓九十一錢一厘
貢租額　（明治七年調）
生塚村
地租米　十七石七斗
同　米　百十石一斗二升一合
　此代金　七百五十五圓三十九錢五厘
雜稅　金一圓四十錢三厘
　計　米十七石七斗
　　金七百五十六圓七十九錢九厘
貢租額　（昭和七年調）
諏訪部村
地租米　四石八斗
同　米　三十石二斗二升九合
　此代金　二百七圓三十七錢一厘
雜稅　金二十八圓十九錢六厘
　計　米四石八斗
　　金二百三十五圓五十六錢七厘

の四ケ村を併せたる、常盤城村とを以て、一町二ケ村の聯合町村を形づくつたが、明治二十二年四月市町村制施行と共に、此時明治九年に一度上田町に合併した山口村分の中、山口、金井、蛇澤の三部落を

常入、常盤城二村の合併

割いて、神科村に編入することとし、常入、常盤城の二村を上田町に併合した。而して此時にも、上田町と云ふ名稱には變更は無かつたのである。古來上田城下町に密接の關係位置にあつた、所謂城下續在分の村々地域まで、包擁する町と成つて、大に其境域範圍を擴めたのである。ただ可レ惜は秋和村が、此埒外に逸したことである。

一町二ヶ村戸口

此二ヶ村併合當時の上田町及常入、常盤城兩村の戸口土地反別地價等は左表の如し

戸口／町村名	戸數	人口	
上田町	二、八二五	一〇、三四八	男 五、一八四　女 五、一六四
常入村	三九六	一、六一五	男 八二二　女 七九三
常盤城村	六四七	二、八七五	男 一、三四九　女 一、五〇九
合計	三、八六八	一四、八二〇	男 七、三五五　女 七、四六五

序に、左に此新しい上田町が出來る迄に、二回に上田町に合併された舊城下町續きの村々の、藩政時代の戸口の一班を表示する。

藩政時代の舊村（常入、常盤城二村内）の戸口

年次／戸口／村名	寶永七年 戸數	寶永七年 人口	享保二郎 戸數	享保二郎 人口	明治元年 戸數	明治元年 人口
踏入	四八	三〇九	四八	三一七	五二	二五九

一町二ヶ村營業種別及人員表

次に併合直前即明治二十一年度の、一町二ヶ村の營業種別及人員表を掲げて參考とする

（上田市域の擴張圖參照）

一町二ヶ村の地所反別地價

上田町及常入、常盤城二村の田畑、宅地、山林等の反別地價は左表の如し

町村名	種別	田	畑	宅地	山林	雜地	小計
上田町	反別	六七五反六二九	二五七反〇一一	五〇七反五〇四	六六五反二〇三	三六反二〇三	四、五六一反四一〇
	地價	三九、九一一円九〇〇	五二、八、三円五六〇	四八、四三五円七〇〇	五四一円〇九〇	七円三八〇	一四一、七三九円六三〇
常入村	反別	一、二一三反一二九	五〇一反八一五	九七反〇三三	〇反九二七	六八反三一二	一、八八一反四〇五
	地價	七三、一七一円〇三二	二、九四四円九七〇	六、四八一円六三〇	〇円四五〇	—	九二、六四七円八〇
常盤城	反別	七二五反七一四	六六一反三二六	九七反〇三三	一八三反二〇五	一〇七反六二三	一、九五一反三五
	地價	四二、四九一円五〇〇	一三、八九六円三三〇	六、四八一円六一〇	二七三反二一八	—	六八、二九五円四〇
合計	反別	二、六一四反六〇〇	三、七四〇反二三三	七八七反八〇三	九二九反二一八	一七四反二〇六	八、三九四反二一〇
	地價	一五五、五七七円四三〇	七九、七四四円八五〇	六六、六二四円九四〇	七七円五五〇	七円三八〇	三〇三、六八二円一五〇

町村名	種別	常田	房山	山口	生塚	諏訪部	西脇	新町	鎌原
上田町	反別	一三三	一四九	一四〇	三〇	四七	一〇三		二八
	地價	九三九	一三三六	一〇〇〇	一七九	三三四	七五三		二一五
常入村	反別	一三二	一四九	一四〇	三〇	四七	一〇三		二八
	地價	九六九	二九六	一〇三七	一七八	三六八	六五九		二〇五
常盤城	反別	一五〇	一五一	一三八	三三	三七	一二四		三三
	地價	九六三	一三七九	一二一九	二〇三	二八五	九一六		二〇〇

外寺門前

營業種別	町村名	上田町	常入村	常盤城村	合計
	人員	三六	八	三二	七二
穀種		三六	八	三二	七二
繭、生絲、屑物		七七	三三	九	一一九
呉服		一九	三	〇	二二
綿類		三	〇	一	四
紙類		三	〇	一	四
藥種		六	〇	一	七
魚類		二六	一	二	二九
塩		六	〇	〇	六
穀類		四二	一七	六	六五
味噌、醬油		一三	二	四	一九
糀		二	一	一	四
茶		一三	一	一	一五
理髪		五	一	一	七
種物		三	二	〇	五
蒟蒻		四	二	〇	六
疊		一一	二	〇	一三
油類		一六	一	一	一八
提灯		六	〇	〇	六
硝子		三	〇	〇	三
陶器		一三	〇	〇	一四
金物		一四	〇	〇	一四
煙草		一二	一	二	一五
醫療器械		一	〇	〇	一
塗物		三	〇	〇	三
薪炭		七	〇	〇	七
材木		六	〇	〇	六
建具、建物		二三	四	五	三二
桶工		七	一	一	九
石工		二	〇	〇	二
玩具		七	〇	〇	七
小間物、袋物		五二	二	二	五六
紙屑		一	七	〇	八
古着		五〇	六	〇	五六
古道具		二八	六	五	三九
旅舍		六〇	五	〇	七〇
下宿屋		一五	〇	〇	一五
飲食店		一一〇	一五	一八	一五三
質屋、金貸		一五	二	四	二一
銀行		四	〇	〇	四
運送會社		三	〇	〇	三
飴屋		四	〇	〇	四
時計		二	〇	〇	二
活版		一	〇	〇	一
染物		三	一	二	六

| | | |

第三條　通常會臨時會ヲ論セズ、會議ノ議案ハ總テ戶長ヨリ之ヲ發ス

第四條　臨時會ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限リ、其他ノ事件ヲ議スルヲ得ズ

町村會議員の制限

第五條　凡ソ町村會ノ決議ハ戶長ヨリ之ヲ郡長ニ報告シ、郡長ハ之ヲ縣廳ニ報告シ、十五日ヲ經テ縣廳指揮スル所ナキトキハ、之ヲ施行スベキモノトス

第六條　町村會ハ每年第一條各款ニ係ル前年度ノ出納決算ノ報告ヲ受

第七條　町村會ハ其町村內ニ施行スベキ事件ニ付、縣令又ハ郡長ノ命ニヨリ、或ハ郡長ノ承認ヲ得テ戶長ヨリ會議ノ意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス

第八條　町村會ハ議事ノ細則ヲ議定シ、戶長ハ郡長ノ認可ヲ得テ之ヲ施行セシムベシ

第九條　町村會議員ハ其議定スル事件ニ付、町村總代人ト爲リ或ハ自己ノ意見ヲ以テ其施行ヲ可否シ、縣廳ニ請願スルヲ得ズ

議員は會議中辨當料を給す

第二章　選舉

第十條　町村會議員ハ其町村戶數ノ多寡ニ依リ、左ノ制限ニ從ヒ之ヲ選フ

二千戶以上	四拾五人以內
千戶以上	四拾人以內
五百戶以上	三拾五人以內
三百戶以上	三拾人以內
二百戶以上	貳拾五人以內
百戶以上	貳拾人以內
五拾戶以上	拾五人以內
五拾戶未滿	拾人以內

第十一條　選舉組合ハ其町村ノ大小ニ因リ、實際ノ便宜ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第十二條　議長副議長ハ議員中ヨリ公選シテ戶長ヘ報告シ、戶長ハ之ヲ郡長ニ具申シ認可ヲ受クベシ

第十三條　議長副議長及議員ハ俸給ナシ

但會期中辨當料ヲ給ス、其額會議ノ定ムル所ニヨル

第十四條　書記ハ議長之ヲ選ヒ庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會費

ノ内ヨリ支給ス

但郡合ニヨリ戸長所屬ノ筆生ヲ用フルモ妨ナシ

第十五條

町村會ノ議員ルヲ得ベキモノハ、滿二十歲以上ノ男子ニシテ、其町村内ニ本籍住居ヲ定メ、其町村内ニ土地ヲ所有スル者、及ヒ其父又其相續人ニ限ル、尤一戸内ニ於テ二名以上當選者アルトキハ、其高點ノ者ノ一名ヲ採ルヘシ但左ノ各款ニ觸ルル者ハ議員タルコヲ得ズ

町村會議員の資格

記名投票

第一款

風癲白痴ノ者

第二款

懲役一年以上及ヒ國事犯禁獄一年以上實決之刑ニ處セラレタル者

但滿期後七年ヲ經タル者ハ其限ニ非ズ

第三款

身代限ヲ處分ヲ請ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者

第四款

官吏及敎導職

第十六條

議員ヲ選擧スルヲ得ベキ者ハ、滿二十歲以上ノ男子ニシテ其町村内ニ本籍住居ヲ定メ其町村内ニ土地ヲ所有スルモノニ限ル但前條ノ第一款第三款ニ觸ルル者ハ選擧人タルコヲ得ス

選擧者の資格

第十七條

議員ヲ選擧セントスルトキハ、戸長ハ豫メ選擧ノ投票ヲ爲スヘキ日ヲ定メ、少クトモ十日以前ニ之ヲ公告スベシ

第十八條

選擧ノ投票ハ豫定ノ日、戸長役場ニ於テ之ヲ爲シ、戸長之ヲ調査シ選擧會中ノ取締ヲ爲スベシ

但郡合ニヨリ戸長役場外ニ於テ選擧會ヲ開クモ妨ナシ

第十九條

投票ハ豫メ戸長ヨリ附與シタル用紙ニ、選擧人自己ノ番地姓名及ヒ被選擧人ノ番地姓名年齡ヲ記シ、豫定ノ日之ヲ戸長ニ出スベシ

但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ナシ

第二十條

投票ハ多數ヲ以テ當選ト入トシ、同數ノモノハ年長ヲ取リ、同年ノモノハ圖ヲ以テ定ム

第二十一條

投票終ルノ後戸長ハ選擧人名簿ニ就テ投票ノ當否ヲ查シ、又被選擧人名簿ニ就テ當選ノ當否ト查シ、若シ法ニ於テ不適當ナル者アルカ、或ハ當選人自ラ其選ヲ辭スルトキハ、順次投票ハ多數ヲ得タル者ヲ取ル

第二十二條

當選人ノ當否ヲ查定スルノ後、戸長ハ其當選人ヲ役場

ニ呼出シ當選狀ヲ渡シ、當選人ハ受書ヲ出スベシ
但シ當選人受書ヲ出シタル後、戶長ハ其姓名ヲ町村内ニ公告スベシ

第二十三條　議員の任期
議員ノ任期ハ四年トシ、二年毎ニ全數ノ半ヲ改選スベシ

第二十四條　會議は傍聽を許す
議長副議長ノ任期ハ二年トシ、議員ノ改選毎ニ之ヲ公選スベシ

第二十五條
前二條ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再選スルコヲ得

第二十六條
議員中第十五條ニ揭クル諸款ノ場合ニ遭遇スルモノアルカ、其町村ノ外ニ轉住スルカ、又ハ死去シタルトキハ、更ニ其闕ニ代ル者ヲ選舉ス、其疾病等止ムヲ得サル事故ナクシテ、開會ノ招集ニ應セザルモノハ退職者トシ、又其闕ニ代ル者ヲ選擧ス

第三章　開閉

第二十七條
議員半數以上出席セザレバ、當日ノ會議ヲ開クコヲ得ズ

第二十八條
會議ハ過半數ニ依テ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第二十九條
戶長若シクハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辨明討論スルヲ得但決議ノ數ニ入ルコヲ得ズ

第三十條
會議ハ傍聽ヲ許ス、但戶長ノ要メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁スルヲ得

第三十一條
議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス、然レトモ人身上ニ付テ褒貶毀譽ニ涉ルコヲ得ス

第三十二條
議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ猶順ハザルモノアルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得、其强暴ニ涉ルモノハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルヲ得

第四章　開閉

第三十三條
町村會ハ每年二月八日ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ戶長之ヲ指揮シ會期ハ五日以內トス、但シ戶長ハ會議ノ衆議ヲ取リテ其日限ヲ伸スルコヲ得ルト雖ドモ、其事由ヲ直チニ郡長ニ具申シ、郡長ハ之ヲ縣令ニ具申スベシ

第三十四條
通常會期ノ外第一條各款ニ付會議ニ附スベキ事務アルトキハ、戶長ハ臨時會ヲ開クルコトヲ得、其日數ハ三日以內トス

但該會ヲ要スル事由ヲ直チニ郡長ニ具申シ郡長ハ之ヲ縣令ニ具申スベシ

第三十五條

會議ノ論說法律又ハ規則ヲ犯シ、或ハ權限ヲ超ユルコアリト認ムルトキハ、戶長ハ其會議ヲ中止セシメ郡長ニ具狀シ、郡長ハ之ヲ縣令ニ具狀シ指揮ヲ乞フベシ

第三十六條

會議中法律又ハ規則ヲ犯シ、或ハ權限ヲ超ユルコアルト認ムルトキハ、縣令ヨリ閉會ヲ命シ又ハ議員ノ改選ヲ命スルコアルベシ

此規則に依て、各町村に於ては議員の選擧を行ひ、當選議員は會議に列し、町村經費の豫算及其賦課法町村共有物の進退、金穀の公借及土木の起功、地方稅戶數割町村各戶の乘率等を議定する事となり、町村の諸政に就て、意見を陳ぶることが出來た。此は未曾有の事で、今迄はたとへ自己に意見考按あるも充分其を陳述すべき機會は、決して與へられなかつた、然るに今は民衆の代表となり、公然憚る所なく規定された範圍内に就ては、充分に其意見を陳べ得るに至つたので、大に滿足得意の思を爲たのであらう、故に此頃の町村會に於ては、何處でも無用の辯を弄して、雄辯有識と心得違をする者も、尠く無かつたと謂はれ、又某村會では、原案に贊成といふを、殊更原案贊成と云ふて、博學議事通を氣取つた議員もあつたと、傳へられて居る程である。隨て提出議案の說明の如きも、六ケ敷文字を連ねて、書くのが流行した、我上田町の明治十二年度提出議案の說明も、此樣な風があつたのである。今左に其說明を記して見る

當時の町村會の樣子

上田町明治十二年度の提出議案の說明

水利費として、諸堰揚口砂場等の修繕費を計上し、之れに

夫れ水は人生心需の要品にして、飮料に供するものと、灌漑に充つるものと、使用に供するものとの殊別ありと雖も、日用須臾も缺くべからざるや一なり。是れ水道修繕の、止むを得ざる所以なり。と

說明を附し

道路橋梁費に就ては、

百貨の運搬公衆往復の便否は、道路橋梁の如何に關し、土地の繁盛衰微を致すも、亦工者の良否に因らざるはなし、修繕の不急に附すべからざるは、辯論を待たざるなり。我上田市街の如きは、曩きに一回の大修理を加ふれど、士女及車馬の往復繁きが故に、漸次小修理を加ふるに非れば、今日の堅牢を、後日に保持する能はず云々

傳染病豫備費に就ては

人生の災厄は種々ありと雖も、傳染惡病も其一たり、方今各地に蔓延せる虎烈拉病は、流行病中、恐るべきの最たり、毒燄の慘烈なる、譬ふるにものなし、之が豫防を忽にし、病魔の侵入に遭はば、被害者の不幸は言ふに及ばず、其餘響の及ぶ所、殆ど底止するを知らず、寒心落膽の至にあらずや。方今各町内の協議を以て、局部の豫防法を施行し、加ふるに新涼の期に乘ずると雖も、全體の豫防も、亦制定せずんばある可らず云々

消防費に就ては

凡人情幸福を祈望し、災害を厭忌するは、其常なれども、宇宙間に生息するものは、誰か不期の災なからん、是れ火災消防の、一日も缺くべからざる所以なり云々

祭典費に就ては

金拾五圓宛松平神社上田神社。同拾壹圓宛市神社市神社彌榮社彌榮社。同五圓宛白山比咩神社八幡社皇太神宮。同四圓八拾錢雨降社。同壹圓宛秋葉社彌五社熊野社熊野社二子社太郎山社。同五拾錢宛保食社山神社。同拾錢龍王社。同拾圓諸社修繕費

を計上し、神祇を敬ひ、祭祀を肅むは、民德の厚薄、崇信の淺深に因るものなれは、祭典費の如きは、一定の準則を立て難し、故に本條に掲ぐるものは、各町既往の其費を積算し、來今の豫算を定むるに過ぎず云々

時報鐘費に就ては

該費は往年より、當海野町當時銀行構内に、設置する所の時報鐘費にして、鯢鳴時を報ずるのみならず人心の怠惰を戒むるに、尤鴻益あり。是れ舊來に引續き、經費を支辨する所以なり

（附記　此時鐘撞雇夫二人給料五十五圓諸雜費六圓）

地誌編輯費に就ては

該費は上田町村誌編輯に、要する金額にして、明治十年より、既に着手すると雖も、未だ整頓調製に至らず、故に猶此經費の支辨を要する所以なり

（海野町柳澤史料）

郡區町村編制法　重大三新法

郡區町村編制法は、明治十一年の地方官會議に、明治天皇の臨御を仰ぎ、審議々了され、七月二十二日元老院の議決を經て公布された府縣會規則、地方稅規則と共に重大三新法と呼ばれた其一で、府縣稅即ち地方稅の賦課徵收及其費途が府縣會の議決を經る必要あると同樣に、町村稅も亦公選町村會議員の會議を經て其賦課徵收費途を決する事と成つたので、地方自治の觀念を促進したのは大なるものがあつたであらう。町村會が必ず開かるべきものと定つたのは、明治十三年四月法律を以て、區町村會法が公布された時からである。此區町村會法は同十七年五月七日改正となり、同時に長野縣町村會規則も改正された、左に同十二年六月布達の其と相違せる部分を記載する。

町村會規則　（條の下空字なるは從前通りにて變更無き分）

第一章　總則

第一條　町村會議員は、戸數二千戸以上は十人、千戸以上は八人、五百戸以上は六人、五百戸未滿は四人とす

第二條

第三條　書記は戸長役場筆生の中より戸長之を選任す

第四條

第五條　町村費に係る經費は、會計年度を以て、豫算を立つべし

第六條

議員數二千戸以上十人五百戸未滿四人豫算

決算

第七條　町村會議事の細則は、戶長之を草定し、郡長を經て、縣令の承認を得て施行すべし

第二章　選舉

選舉

第八條　議員を選舉せんとする時は、戶長は豫め選舉の投票をなすべき時日を定め、少なくも五日前に、之を町村内に公告し、戶長役場に於て之を爲すべし。但し時宜に依り戶長役場外に於て、選舉會を開くことを得

第九條　選舉人は豫め戶長より附與したる投票用紙に自己の住所姓名及被選人の住所姓名を記し、豫定の日之を戶長に出すべし。但し投票は代人に托し差出すも妨なし

第十條　投票は選舉人の面前に於て、戶長之を披閲し其多數の者を以て當選人とし、同數の者は年長者を取り、同年の者は圖を以て之を定む

第十一條

第十二條

開閉

毎年十二月に之を開く

第十三條　議員の任期は六年とし、三年毎に全數の半を改選す。其第一回三年期の改選をなすは、抽籤を以て其退職者を定む。但前任者を再選することを得

第十四條

議員の任期六年三年毎に半數改選

聯合町村會の議員は町村會議員中より選す

第三章　議則

議則

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第四章　開閉

聯合會

第二十一條　町村會は毎年十二月に於て之を開く、其開閉は戶長之を命じ、會期は七日以内とす。但其開閉は戶長之を郡長に報告すべし

第二十二條

第五章　聯合會

第二十三條　二町村會を以て開設する聯合町村會は、毎町村議員三人、三町村會四町村會を以て、開設する者は毎町村議員二人、五町村以上を以て開設する者は議員十人、十町村以上を以て開設する者は議員十二人、二十町村以上を以て開設する者は議員十五人を出すべし

第二十四條　省略

第二十五條　聯合町村會議員は、其町村會議員中より互選せしむ

第二十六、七條　省略

（附記）

明治十一年七月公布された府縣會規則に依り、長野縣は翌十二年二月縣會議員選舉を執行した、此時

より明治廿三年に至る迄に、小縣郡より選出された議員は、佐藤八郎右衞門、中島精一、尾崎一二、齋藤彌惣太、甲田清一郎、森田斐雄、南條吉左衞門、正木誓、倉島稱平、伊藤源太郎、久保田與四郎、林登金太等であつた。其中森田斐雄は明治十五年より同十九年に至るまで縣會議長を勤めた。

（縣會史、鄉友會月報）

第二節　聯合町村

明治十二年一月四日郡區町村編制法施行され今迄の大小區制廢止となり小區中の各町村は舊に復し、各町村には公選の戸長（任期三年）一人を置き筆生をして之を輔けしめ、同年七月一日其執務の役所戸長役場を置かしめた。此時長野縣より戶長公選規則を布達せしが、同十六年三月之を廢して更に次の公選規則が發布された。

聯合町村戸長公選規則

第一條　戸長を公選せんとする時は縣廳（十七年縣令と改む）は之を郡役所（十七年郡長と改む）に達し郡長は選擧の日限を定め其町村に告示すべし（十七年六月に五名を選擧すと改む）

第二條　戸長に公選せらるゝを得べき者は滿二十才以上にして町村に住居を定むる者に限る

第三條　戸長を選擧するを得る者は滿二十才以上の戸主にして其町村に本籍居住を定むる者に限る

第四條　選擧人被選擧人の名簿は戸長役場之を製すべし

第五條　投票は郡長其用紙を製し郡役所の印を押し、戸長役場に附し選擧人に頒つべし

第六條　選擧人は投票を認め實印を押し封緘して期日午前九時を限り戸長役場に出すべし。役場に於て取纏め之に選擧人被選擧人名簿を添へて郡役所に送達すべし

第七條　郡長は投票を開緘し名簿に照し其當否を監査し投票一分の一以上得點の者（十七年六月得點五名と改む）を集め別表に記し中に就き意見を附して縣令に具申するものとす

但投票十分の一に達せず又得點なしと雖も郡長に於て當否と認むる者は其事由を具申することを得

此戸長公選規則及前述の町村會規則等に依て、地方の自治漸く其緒に就きしも、明治十八年二月廿三日

聯合町村制施行となり、最寄りの數ケ町村聯合して一ツの戸長役場を置き、從來の公選戸長を停め、新に官選戸長が任命さるゝ事となつた。此理由は公選戸長の成績良好ならざりしこと、及び當時經濟界不況にて、町村民費節約の必要ありしとに依るとの說がある。

公選戸長を停め戸長を官選とす

此時上田町は常入、常盤城の二村と聯合して、戸長役場を上田町に置き上田外二ケ村戸長役場と稱し、戸長は岡本巖が任命された。當時の聯合町村會議員は、上田町會根祐、鄉柳澤富八。常盤城村矢島宗六、松尾甚太郎、常入村半田源左衛門、柳原牧太の六名で、此は三町村會を以て開設する聯合町村會は、每町村議員二人宛の規則に據つたのである。當時の町村會議員は町村會規則に據り、上田町は戸數二千戸以上議員十名の規定にて、會根祐鄉、柳澤寅八、望月又八郎、大石良義、石森文次郎、田中忠七、伊藤九右衛門、金井善三郎、手塚半右衛門、佐藤精一郎の十名。常入村は五百戸以下にて關口三右衛門、半田源左衛門、柳原牧太、半田八郎右衛門の四名。常盤城村は五百戸以上にて沓掛清右衛門、兒玉正義、保科万右衛門、松尾甚太郎、矢島宗六、丸山平八郎の六名であつた。町政沿革誌

上田町外二ケ村の聯合

猶明治七年大小區制施行の頃、第十大區第一小區なりし小牧、諏訪形、御所、中之條の四ケ村と、第十小區中の下之條、上田原、神畑の三ケ村とは、中之條村外六ケ村戸長役場の下に聯合した、而して官選戸長は岡本篤、中澤莞爾、倉澤源太郎の三氏相襲いた。

町村の議員數

城下村の聯合村

第五章　町村制施行後町政機關の成立

第一節　町會議員の選擧

町會議員の選擧

明治二十二年四月十八、九の兩日町村制に據る町會議員の選擧が執行され

佐藤精一郎、田中忠七、林登金太、茨木孝、丸山忠右衛門、和田龍太郎、矢島宗六、半田源左衛門、井上毅、小島大治郎、鈴木昌壽、大島重敎　以上十二名二級
田中忠七、柳澤富太郎、伊藤九右衛門、成澤伍一郎、手塚半右衛門、佐藤精一郎、伊藤源太郎、柳澤富八、杉山鶴太郎、丸山平八郎、飯島宗兵衛、島津謙之助　以上十二名一級
の當選を見た。

第二節　町長助役の選擧

同年五月十四日議決した上田町有給町長及助役條例は、六月十二日縣の許可となり、七月町長助役選擧行はれ、町長に船越重舒、助役に淺野釼次郎が當選し、收入役には田中忠七が就任した。於ゝ是町政機關が成立した。此時の町長及助役條例は次の如である。

町長助役の選擧

有給町助役條例

上田町有給町長及助役條例

第一條　制第五十六條に依り本町長を有給吏員とす

第二條　本町は制第五十二條に依り助役の定員を二名とす

第三條　制第五十六條に依り本町の助役一名を有給吏員とす

第四條　助役の席次は名譽助役を以て上席とす（名譽助役は廿六年十一月八日暫く缺員となすと決した）

序を以て左に町政時代歷代町長を列記して置く

上田町長表

氏名	就職期間	氏名	就職期間
船越重舒	自明治二十二年七月至同二十五年十一月	馬場歳次	自同三十一年一月至同三十六年二月
淺野釼次郎	自同二十五年十一月至同二十六年十月	岡本幸次郎	自明治三十六年二月至同三十九年八月

山下　譲	自同二十六年十月至同二十九年八月	石田四方太	自同三十九年八月至大正三年八月
淺野釩次郎	自同二十九年九月至同三十一年一月	細川吉次郎	自同三年八月至同八年五月

第三節　上田町行政區設置

明治廿三年三月上田町區長規約を制定したが、同三十三年十二月上田町行政區設置規則を定め、町村制第六十四條に依り、上田町を左の各區に分つた。

上田町の行政區

第一區（大字常入の内踏入）。第二區（同上常田）。第三區（同中常田）。甲第四區（同下常田、金山）。乙第四區（同北天神清水尻、權現坂下、榎）。第五區（大字上田の内横町）。第六區（同海野町）。第七區（同鷹匠町）。甲第八區（同上常田町、下常田町の一部）。乙第八區（同鷹匠及下常田町の一部）。第九區（同厩裏町）。第十區（同新參町、上丸堀）。第十一區（同下丸堀、葭原）。甲第十二區（同原町）。乙第十二區（同原町）。丙第十二區（同土橋木町）。第十三區（同馬場町）。第十四區（同袋町）。第十五區（同鍛冶町）。第十六區（同田町）。第十七區（同上鍛冶町）。第十八區（同川原柳）。第十九區（同上房山、幸町）。第二十區（同下房山）。第廿一區（同新田）。第廿三區（同上紺屋町）。第廿四區（同下紺屋町）。第廿五區（同木町）。第廿六區（同鎌原町）。第廿七區（大字常盤城の内鎌原）。第廿八區（同新屋（常盤城新地））。第廿九區（同上山根）。第卅區（同下山根）。第卅一區（同上須波西脇、裏西脇）。第卅二區（同下須波、下城新町）。第卅三區（同泉ノ郷諏訪ノ郷諏訪部）。第卅四區（同生塚）

區名の上に甲、乙、丙等の別あるは、明治廿三年十一月以後其區より分離したもの、別に一區なせるものあるに依る。

以上に區分するも、若し或特別な慣習ある所は、此區分に據らずして適宜の區に編入するは町長の權に

置いた。而して各區に區長及代理者一名を置き、其任期は二ケ年と定めた。

區長職務規程

上田町區長職務規程

第一條　上田町區長の職務は、凡て本制の範圍内に於て左の事務を取扱ふものとす

一、行政上の傳達を其區内一般に普及せしむる事

一、區内に於ける徵收令書を配付し、其配付の責に任ずる事本項は廿九年度限り廢止す

一、區内居住者の出入を認むる爲め、其異動願届書等に認印する事

第二條　區長の職務は概ね前條の如しと雖も、時宜に依り町會の意見を聞き、臨時增減する事あるべし

區長及區長代理者召集規程

第一條　本町行政事務の刷新整理進行、及各區間の事務の疏通を圖るため、此規程の定むる所に依り、各區長及區長代理者を召集す

第二條　召集は定期と臨時とに分つ

定期召集の日時は左の如し

毎年一月十八日午後一時

定期召集の場所は、少くとも三日以前に告知す

臨時召集は必要と認むる時之を行ふ。臨時召集を行ふ時は、少くとも三日以前に、期日、時場所を告知す

第三條　區長又は區長代理者事故に由り、出席することを得ざる時は、召集期日前に、其旨届け出つることを要す

常田區會

附、常田區會

常田區大字常人字上常田、上町田、中常田、下常田、狐坂、下屋敷、金山、前田には從前より、金穀、營造物等共有の財産があり、之を管理處分する爲めに、區會の必要を感じ、町村制第百十四條に據り、區會を設置せんことを申請し、郡參事會は上田町會に諮問し、異議無かりしかば、明治二十五年六月廿五日郡參事會より内務大臣の許可を得たる旨通達され、茲に常田部落に區會條例を施行し、區會を設置する事となり、同年八月十八日第一回の區會議員選擧が行はれ、十二名の議員が選擧された。此時の條例は、明治三十二年に改正して、裁可施行となつた。

常田區會常田區

常田區會條例

第一條　省略
第二條　區會議員の定員は十二名とす
第三條、四條省略
第五條　區會議員の選擧は單級とす
第六條　省略
第七條　區會の議決すべき事件は左の如し
一區有財産及營造物に關する歳入出豫算を定め、豫算超過の支出を認定すること
二區有財産及營造物に關する歳入出決算を認定すること
三區有財産及營造物に關する使用料區費及夫役現品の賦課徴收法を定むること
四區有不動産の賣買交換讓渡讓受並に質入書入をなすこと
五區有金穀の處分に關すること
六區有財産及營造物に關し、歳入出豫算を以て定むるものを除くの外、新に義務の負擔をなし及權利の棄却をなす事
七區有財産及營造物の管理方法を定むること
八區有財産及營造物に關する訴訟及和解をなす事
第八條　省略

第六章　諸般規程の制定

第一節　公文式條例

公文式條例

明治二十三年五月上田町公文式を定めしが、同三十三年十一月一日改めて、上田公文式條例を議決し同月十九日許可を得て、翌三十四年一月一日より之を實施した。

上田町公文式條例

第一條　上田町條例、規則、豫算其他告示は、左の揭示場に揭示するを以て公告式とす

揭示場

原町揭示場　海野町揭示場　上鍛冶町揭示場
木町揭示場　鎌原口揭示場　常入揭示場

生塚掲示場

條例規則豫算其他告示は、公布若くは公告の年月日を記入し、町長又は其代理者之に署名す

町長又は其代理者署名す

第二條　條例及規則は公布の日より起算し、三日を經て施行す、但施行の日を定めたる者は、此限にあらず

附則

第三條　本條例は明治三十四年一月一日より施行す

上田町々會議細則

議場整理

第二節　上田町町會議細則

議場整理

第一條　當町會は總て本制に準據す

第二條　會議は夜會を例とす。但之を變更するは議長の指揮に依る

第三條　議員の席次は抽籤を以て之を定め、每會其席に着かしむ

第四條　議員の着席退場は號鐘又は擊柝を以て報ずべし

第五條　議事中は議員の姓名を稱へず、席次の番號を用ゆべし

第六條　議題の外議事中に起りたる總ての事件は議長之を決し、或は會議の意見を問ふべし

議案並に報告書

議案並報告書

第七條　議案又は報告書等は、少くとも開會五日前之を議員に頒布すべし。但急施を要する場合は此限にあらず

第八條　動議は各組の會議に於て提出することを得、但第一次第二次會に於て贊成者なきもの、及び第三次會に於て三名以上の贊成者無きものは、之を議題となす事を得ず

第九條　修正說は第二次會及第三次會に於て之を提出する事を得。但第二次會に於て贊成者無きもの、及第三次會に於て三名以上の贊成者無きものは、之を議題となす事を得ず

第十條　動議の否決する者は、其同次會に於て再び之を提出することを得ず

議事

發言

議事

發言

第十一條　議事を開く時は議長書記をして議案を朗讀せしむべし

第十二條　議事は第一次第二次第三次の三に區別す。但時宜に依り此區別を用ゐず第一會議を以て完結する事あるべし

第十三條　發言せんと欲する者は、起立して議長を呼び其許可を得べし、若し二名以上同時に起立する時は、議長共一名を指揮して發言せしむべし

小會議

討論問合と雖も必ず議長に向ひ演述すべし、其互に應答し又は着席の儘發言するを許さず

第十四條　議長に於て無用の論說を爲すものありと認むる時は、之を制止する事を得

第十五條　議題とならざる動議に向て駁論するを得ず

決議

委員

決議

第十六條　出席の議員は可否の數に入らざるを得ず

第十七條　可否の數を決するの法は、起立記名投票匿名投票の三種とし議長便宜に之を用ゆべし

第十八條　議題の順席に異議ある時は、議事に先て議長之を決し或は會議の意見を問ふべし

第十九條　動議は原案に先ち可否を決すべし、其數多なる時は、最も原案に異なるものを先にす。其先後に異議ある時は取決に先ち議長之を決し、或は會議の意見を問ふべし

第二十條　議長の意見若くは議員二名以上請の求に依り、議題を分合し又は條項の順席に拘らずして議決せんとする時は、議長之を決し或は會議の意見を問ふべし

議場取締

第二十一條　辨論未だ終らずと雖も、議長に於て論旨既に盡きたりと認むる時は、直ちに決議を要する事を得

第二十二條　可否の數は書記之を點査し、其決定は議長之を陳告す

小會議

第二十三條　小會議は議案若くは報告書に付、質問を要する時又は諮問に答ふる爲め、其他內議を要する時之を開く

第二十四條　小會議は傍聽を許さず

第二十五條　小會議に於ては第三十二條を除くの外本則に從ふ事を要せず

委員

第二十六條　議長の意見若くは議員二名以上の請求に依り、委員を選み議案若くは修正案を詞査せしめんとする時は、會議の意見を問ふべし

第二十七條　委員は議員中に於て議長之を指名し、又は議員をして之を選擧せしむべし。但奇數を以て之を定む

第二十八條　委員は其附托せられたる全案を取捨し或は改竄する事を得、其意見は多數に依て之を決し、其理由を錄して之を議長に報告すべし

第二十九條　修正說を提出したるものは委員會に列し其主旨を辯明する事を得。但可否の數に入るを得ず

議場取締

第三十條　議長は議場取締の爲め時宜に依り、警察署

の臨監を請求する事を得

第三十一條　議席に於て總て人身上の毀譽褒貶に渉るを許さず

第三十二條　議事中は議員相私語し、及總て議事を妨ぐるの擧動ある事を許さず

第三十三條　議事中は議員猥りに議席を退く事を許さず

第三十四條　遲着の議員は議長の許可を得て、議席に着くべし

第三十五條　議事中議長の許可を得ざる者は、議場に入ることを許さず

第三十六條　議場に於て規則を犯し　議長の命に從はざる者は、會議の意見を問て處分すべし

附　則

第三十七條　議員正當の事故ありて出席し難き時は、其理由を詳記し開會時限前議長に届出づべし。但議長は議事に先ち必ず議場に報告すべし

第三十八條　前案の届出を爲さゞる者ある時は、議會の決議を以て金一圓以下の過怠金を出さしむべし

（本條は明治廿五年五月十一日追加）

傍聽人規約

上田町町會傍聽人規則　明治二十六年三月決議

第一條　町會の傍聽を爲さんと欲する者は、氏名を申出で傍聽牌を請ふべし

第二條　傍聽人は議員の着席前に着席し、退席の後に退席すべし

傍聽人は猥に出入する事を許さず

第三條　傍聽人は議場に於ては靜肅默聽すべし

第四條　議場の秩序を保持する爲め、議場の都合に依り傍聽人の人員を限り、又は傍聽を禁ずる事あるべし

第五條　本規則に規定なきものは、一切議長の命令を待つべし

吏員諸給與規則

第三節　上田町吏員諸給與規則

上田町吏員諸給與の規程は明治二十三年十二月九日町吏員俸給及旅費支給規程を定め、廿五年五月十一日區長報酬支給及實費辨償規程を同年六月學務委員實費辨償及報酬規程を同年十二月廿一日名譽助役實費辨償及報酬旅費支給規程を議定した。同三十一年六月二日町吏員俸給及旅費支給規程中の一部改正

及上田町各名譽職吏員報酬並に實費辨償規定、有給吏員旅費規程中の一部改正、名譽吏員旅行實費辨償規程を議定し、同三十二年五月二十六日上田町有給吏員賄費給與規程を定め、同三十二年十一月二日上田町有給吏員退職給與金及遺族一時扶助金給與條例を制定して三十三年一月十三日内務省許可となり同三十三年三月三十日上田町有給吏員旅費規定中一部の改正を爲した。三十四年一月廿六日上田町吏員諸給與規則及上田町使丁諸給與規則を制定し同年四月一日より實施することに決し、同時に以前に議定した上田町有給吏員俸給支給規程、上田町有給吏員旅費規程、上田町各名譽職吏員報酬並實費辨償規定、上田町名譽職吏員旅行實費辨償規程、上田町有給吏員賄費給與規程、上田町使丁給支給規程を廢止した。

俸給

上田町吏員諸給與規則

第一章　俸　給

第一條　本町吏員の俸給は左の　日を以て支給す

但當日休暇日なる時は順次繰上ぐ

一年俸は十二分して毎月廿二日

一月俸は毎月二十二日

一日給は毎月末日

退職及在職中死亡のものは、前項の期日に拘らず隨時支給す

第二條　新任の者は當選狀又は辭令交付の日より起算支給す

但監督官廳の認可を經べき者は其認可の日より起算支給す

第三條　增給及減給は告知の日より起算す

第四條　年俸及月俸の者私事の故障に由り出勤せざること十五日を踰ゆる時は、日割を以て俸給の半額に減ず

第五條　年俸及月俸の者公後に困らざる疾病又は傷痍に由り出勤せざること三十日を踰ゆる時は俸給の半額を減ず

第六條　前二條の場合相續で起りたる時は、其間通算し三十日の後減給す

第七條　忌引は前三條の日數に計算せざるものとす

第八條　年俸及月俸の者退職又は在職中死亡したる時は當月分俸給全額を支給す。但犯罪に由り失職又は懲戒に由り解職せられたる者は日割を以て支給す

第九條　日給の者は其出勤日數に應じて支給す

大祭日祝日其他公暇日の缺勤は其前後出勤したる場合には出勤日數に算入す

忌引は出勤日と看做す

實費辨償

第十條　俸給の過渡に係る分は、翌月分の俸給に於て差引計算す

犯罪に由り失職又は懲戒に由り解職せられたる者の過渡に係る分は之を還附せしむ

第十一條　日割計算法は、其月現日數に割合計算す

第二章　報酬

第十二條　吏員の報酬は毎年豫算に於て定めたる年額を月割として支給す。但臨時委員の報酬の支給方法は當該豫算若くは規程の定むる所に依る。

支給の區分及期日左の如し。但當日休暇日なる時は順次繰上ぐ

四月より八月分迄　八月十五日

九月より十二月分迄　十二月十五日

一月より三月分迄　三月十五日

退職在職中死亡したる者は前項の期日に拘らず隨時支給す

第十三條　各區長の報酬は毎年度豫算に定めたる年額を、其年の四月一日現在の上田町戸數と、其區の戸數とに應じ、比例算出したるものを以て報酬額とす

區長缺員の場合に於ては、代理者に區長の受くべき報酬を給す

第十四條　報酬は　任の時は、其月より支給し、退職又は在職中死亡の時は其月迄支給す

第三章　實費辨償

第十五條　實費辨償は左の五種とす

一名譽職吏員職務取扱實費

二有給吏員宿直賄料

三同上　當直賄料

四同上　文具料

五同上　出張賄料

第十六條　名譽職吏員職務取扱實費支給方に關しては第十二條乃至第十四條を適用す

第十七條　第十五條第一項二號乃至五號の諸給は、其月分を翌月一日に支給す

第十八條　有給吏員宿直賄料及當直賄料は、役場内に宿直又は當直をなしたる時は一回金七錢を給す

第十九條　有給吏員文具料は毎月金十五錢とす。但勤務日數一ヶ月の内十五日以内の者は、其半額を支給す

第二十條　有給吏員出張賄料は、公務の爲管内に出張し終日に渉る時は、左の區別に依り之を給す。但特別の規定により手當又は賄料を給する者は此限にあらず

一町長、助役、收入役、書記　一日金拾錢

二附屬員又は雇員　一日金五錢

旅費

第四章　旅　費

第二十一條　旅費は左の定限に從ひ往復順路の路程に依り、汽車賃船賃車馬賃及日當宿泊料を給す

職名	汽車賃一哩毎に	船賃一海里毎に	車馬賃一里毎に	日當一日に付	宿泊料一夜に付
町長	三錢	三錢	十五錢	五十錢	一圓
助役	同	同	同	同	同
收入役	同	同	同	同	同
委員	同	同	同	同	同
書記	同	同	同	四十錢	八十錢
附屬員	同	同	同	同	同

第二十三條　汽車賃は哩數船賃は海里數車馬賃は里數日當は日ノ宿泊料は宿泊數に應じて支給す

第二十四條　日當は陸路往復六里未滿、汽車往復十哩未滿の旅行には給せざるものとす

但公務の都合に依り宿泊を要する時は此限にあらず

第二十五條　汽車賃船賃及車馬賃は、其種類毎に經過せる路程の總數を合算して之を支給す。但其一位（里哩、海里）未滿の端數は計算せず

第二十六條　非常急行及道路險惡の爲め定額の車馬賃にて支辨し難き場合に於ては其實費を給し、定額の車馬賃を給せず

前項の場合に於ては、豫め町長の承認を受くるものとす

第二十七條　旅行の兩會計年度に跨る時は、各年度毎に區分し旅費を計算す

附則

第五章　附　則

第二十八條　此規則は明治三十四年四月一日より施行す

第二十九條　現行上田町有給吏員俸給支給規程（廿三年十二月九日議決）上田町有給吏員旅費規程（廿三年十二月九日議決）上田町各名譽職吏員報酬並に實費辨償規定（卅一年六月廿日議決）上田町名譽吏員旅行實費辨償規程（卅一年六月廿日議決）上田町有給吏員賄費給與規程（卅二年五月廿六日議決）は、本規則施行の日より之を廢止す

上田町使丁諸給與則規

明治廿三年十二月使丁給支給規程を定めた事があつたが、三十四年一月二十六日に使丁諸給與規則を改定した

上田町使丁諸給與規則

第一條　使丁の給料は上田町吏員諸給與規則第一章俸給の規定を準用す。但俸給の支給は毎月末日とす

第二條　使丁役場内に宿直又は當直をなしたる時は賄料一回金五錢を給す

第三條　宿直又は當直賄料は其月分を翌月一日に支給す

第四節　吏員優遇法

明治三十二年に至り町有給吏員優遇の一法として、其退職給與金及び其遺族に一時扶助金を給與する事とし、町會の議決を經て、其筋の許可を仰ぎしが、翌三十三年一月十三日許可と成り、同月二十二日公布實施するに至つた。

退職給與金及遺族一時扶助金條例

上田町有給吏員退職給與金及遺族一時扶助金給與條例

第一條　本町有給吏員は此條例の規定する所に依り退職給與金を受くるの權利を有す

第二條　本條例に於て有給吏員と稱するは町會に於て選擧又は選任したる有給吏員を謂ふ

第三條　有給吏員滿五年以上に至り退職した時は、一時退職給與金を給す

第四條　左に揭ぐる　に該る時は退職給與金を給せず

一年齡滿六十歲未滿にして自己の便宜に依り退職したる時

二懲戒裁判に依り解職せられたる時

但自己の所爲にあらずして職務を執るに堪へざるが爲め解職せられたる場合は此限にあらず

三隨時解職し得べき有給吏員にして不都合の所爲ありたる爲め解職したる時

四犯罪に依り失職したる時

五有給吏員にして公權剝奪若くは停止を附加すべき重罪輕罪の爲め公判に附せられたる爲め解職したる時

但後に免訴若くは無罪の言渡ありたる場合又は有罪の宣告あるも禁錮以上の刑に該らざる場合に於ては、其裁判確定の日を待て解職の當時に遡り退職給與金を給す

第五條　第三條に相當する者の退職給與金は在職年數に退職當時の給料一ヶ月の額を乘じたる金額を給す

第七條　在職年數の計算は就職の月より起算し退職の月を以て終とす

町長助役收入役前任期滿ち引き續き選擧せられ又は他の有給吏員に選擧若くは選任せられ就職したる場合は勤續者と看做す

書記其他附屬員にして町長助役收入役等に選擧せられ就職したる場合亦同じ

第八條　退職給與金を受くるの權利を有する者在職中死亡したる時は、本人の受くべき退職給與金を一時扶助金として次項に定むる所に依り其遺族に給與す一時扶助金は配偶者に給す。配偶者無き時は孤兒に給ず、孤兒數子ある時は家名繼襲者に給す。戶主に非らざる者の孤兒に在ては長子に給す。但家名繼襲者を除く外男子を先にし女子を後にす配偶者及孤兒無き時は父母又は祖父母に給す。父母又は祖父母共に生存せざる時は死去者の死去當時の戶籍內に在る兄弟姉妹に給す

前項の扶助金は先づ父に給し其父生存せざる時は母に給す、母より祖父に祖父より祖母に給するは順次比例に依る

第九條　公務の爲め疾病又は傷痍を受け因て死亡したる場合に於ける遺族扶助金は第六條の倍額を給す

第十條　退職給與金及遺族一時扶助金は退職又は死亡の後三ケ月以內に本人又は其遺族の請求に依り之を給與す

附　則

第十一條　此條例は公布の日より施行す

第十二條　此條例施行の際現に在職するものの在職年數は就職の始めに遡り起算す

吏員賜暇休暇規程

明治三十一年七月十八日議決

第一條　上田町有給吏員父母の祭日に當る時は、明治六年九月太政官達第二百十八號に準じ、休暇を與ふ

第二條　上田町有給吏員、父母病氣の看護をなす場合若くは祖先の墓參並に轉地療養をなす爲め、旅行を爲す場合に於ては、相當の日限內に於て、休暇を與ふ

第三條　上田町有給吏員は、內閣に於て暑中休暇の達をなしたる時は、明治七年七月太政官達第八十四號に準じ、二週間以內の休暇をなすことを得

第四條　町長は時務繁激を認むる時は、前各條の期間を制限し、又は全く休暇を與へざる事を得

第五節　吏員身元保證金規則

上田町吏員身元保證金

明治三十四年一月町吏員身元保證金規則を議定し、本町收入役に就職する時には身元保證金五百圓を納めしむることにした。

吏員身元保證金規則

上田町吏員身元保證金規則

第一條　本町收入役に就職する者は身元保證金五百圓を徵す、身元保證金は有價證券を以て代用することを得。但其種類價格は町長の定むる所に依る

第二條　身元保證金は町長に於て保管することを要す

第三條　代用の有價證券價格にして時價の變動に由り第一項の金額以下に減じたる時は町長は遲滯なく補充せしむべし

第四條　身元保證金は退職又は在職中死亡したる時返付す。但町に對し賠償すべきことある時は其裁決確定の後返付すべし

諸諸明手數料

第六節　諸證明手數料

證明種別	手數料	
營業に關係するもの	金二十錢	一件に付
印鑑	同　十錢	同
船車	同　十錢	同
土地	同　十錢	同
建物	同　十錢	同
納稅	同二十錢	同
狩獵	同二十錢	同
人事	同　十錢	同
社寺	同二十錢	同

刑罰　同　同　同十錢　同
公權　同　同　同十錢　同
資產　同　同　同十錢　同

此外公簿書類又は土地圖面の閱覽謄抄本及土地臺帳土地圖面の謄本土地調査に關する手數料をも定めた。閱覽料は一件に付金十錢謄本抄本は原本一枚に付金二十錢土地臺帳又は土地圖面の謄本は土地一筆に付金五錢土地の調査料は丈量一回に付金五十錢とした。而して此等の手數料は出願の際徵收することとしたが、若し此等手數料を納入する資力無しと認むる者は町長に於て之を免除することを得る事とした。

第七節　學務委員選舉規定

明治二十五年六月十日上田町學務委員設置規程を定めしが、同三十二年七月八日上田町學務委員選舉規定を制定し同時に前規程は之を廢止した。

學務委員選舉規定

上田町學務委員選舉規定

第一條　明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第七十九條に依り上田町學務委員の定員を六名とす

第二條　委員の配當左の如し

一公民中選舉權を有する者より　四名
二上田尋常高等小學校教員より　一名
三上田女子尋常高等小學校教員より　一名

委員の任期は三年

第三條　委員の任期は三年とす

附則

此規定に抵觸する上田町學務委員設置規程は之を廢止す

第八節　町稅徵收方法及收入金督促手數料

明治二十二年十二月町稅徵收條例を議決し、翌年一月一日より之を實施せしが、同三十二年八月內務大臣の許可を得て廢止し、翌三十三年三月廿日、上田町々稅徵收方法を議決した。

町稅徵收方法

㈠、上田町々稅徵收方法

第一條　上田町々稅は、第二條の場合を除くの外、左の區別に依り徵收す

一、地價割　全額　五月一日乃至五月十五日
二、國稅營業稅　半額　六月一日乃至十五日
　半額　十二月一日乃至十五日
三、縣稅營業稅　全額　八月十五日乃至卅一日
四、縣稅戶數割　半額　七月一日乃至十五日
　半額　十一月一日乃至十五日
五、一部賦課地價割　全額　八月一日乃至十五日（三十三年六月十五日追加）
六、一部賦課戶別割　全額　八月一日乃至十五日（同前）

第二條　縣稅戶數割、同營業稅、同雜種稅を、月割を以て隨時徵收せらるゝ者に、附加する戶別割營業稅は、各其本稅と同期日に徵收す

縣稅營業稅中物品販賣業の內、靈種商藏商生絲製造所稅及縣稅雜種稅中遊藝稼人相撲行司俳優稅に附加する營業割は、各其本稅と同期日に全額を徵收す

縣稅雜種稅中の月稅日稅及屠畜稅に附加する營業割は各其本稅と同期日に全額を徵收す

町村稅に不納者多し

聯合町村制の時代に、國稅地方稅の納入振に比すると、町村稅は不納者が甚多かつた。故に明治十八年五月十七日、上田町外二ヶ村戶長役場より、左の注意を與へた事があつた。

上田町外二ヶ村戶長役場よりの注意

從來町村費の徵收に當り、不納者夥多なる國稅地方稅に倍蓰せり、蓋其原因一にして足らずと雖も、要するに其處分の遲緩なるより、遂に姑息に流るゝの弊なしとせず、然るに規則上にては、國稅地方稅不納者と同一の處分を受くべきものなれば、心得違無之樣可致事

町政時代に至ても、納稅の事は動もすれば、怠納者があつて、徵收上遺憾が尠く無つた、之に依て自然町政の施行運用上に、支障を來たすので、明治二十二年十二月徵收金督促條例を定め、督促を二回とし、初回には其料金壹錢、再應の督促には參錢の手數料を納めしめたが、同三十一年八月五日此條例を廢し、新に督促手數料條例を定めて、施行する事と成つた。

收入金督促手數條例

(二)、上田町收入金督促手數料條例

第一條　本町に於て徵收する、町稅其他の諸收入金を定期に納めざる者のある時は、町村制第百二條に依り、本條例の定むる所に依り、町長之を督促すべし

第二條　納期後五日を過ぎ、前條の金圓を完納せざる時は、之を督促す、其督促を受け三日以內に、尙完納せざる時は、國稅徵收法第三章の規定に依り處分すべし

第三條　督促を爲したる時は、手數料として金五錢を徵收す

但手數料額意納金額に超過する時は、滯納金と同額の手數料を徵收す

第四條　督促を爲す時は、町長より督促手數料を記載したる督促令狀を交附すべし

第五條　督促手數料は、滯納金と同時に之を徵收すべし

第三篇　上田町勢の發展

明治四年廢藩置縣以後、大正八年市制施行に至るまでの約五十年間は、上田町の町勢が、各方面共に發達伸張して、市制施行の資格が備はるに至れる、重要な期間である。左に次を追て、諸方面の發達狀況を記すことゝする。

第一章　戸口の狀勢、町費收支狀態

第一節　戸口

戸口の狀勢

明治四年戸籍掛を置く

藩政時代には宗門改に據て戸口の狀勢を知るを得たのであるが、維新後上田藩廳に於ては、明治四年五月廿七日戸籍掛を置いた布告留事があるから、此時より戸口の狀勢は此掛に依て調査する事に成つた。けれども其記錄は存して居ない。加ゝ之上田町と稱した區域が、單に上田町家分だけを云ふた時もあり、木町鎌原町新參町など十三貫屬地を併せ、房山山口二村を合した時も亦上田町と云ひ、其後山口村分蛇澤金井を神科村に割き、常入常盤城二ケ村を併合した後も、尙依然として上田町と稱したので、廢藩置縣後と雖も、簡單に上田町と稱して、戸口の狀勢を前後比較して一覽する事は困難である。故に今玆には、市町村制施行後の上田町の戸口を、表示することとした。

明治二十二年より同三十三年に至る各年次戸口一覽表

一、自明治二十二年至同三十三年戸口一覽表

年次	戸口	戸數	人口	一戸平均人數
明治廿二年	三、七七二戸	一六、二七〇人	四人三	
同　廿三年	三、八五三	一七、四八七	四、五	
同　廿四年	三、八六九	一八、八九〇	四、九强	
同　廿五年	三、九〇五	一九、三一三	四、九强	
同　廿六年	三、九二五	二〇、〇一五	五、一弱	
同　廿七年	三、九五二	二〇、七二八	五、二强	
同　廿八年	四、〇〇〇	二一、四二七	五、三强	
同　廿九年	四、一一一	二二、一四四	五、三强	
同　卅　年	四、二三二	二二、四三五	五、三强	
同　卅一年	四、二四九	二三、六六四	五、五强	
同　卅二年	四、三一七	二四、二九〇	五、六强	
同　卅三年	四、三四七	二四、七四一	五、七弱	

（町政誌に據る）

明治三十八年より大正七年に至る各年次戸口一覽表

二、自明治卅八年至大正七年戸口一覽表

年次	戸口	戸數	人口	一戸平均人數
明治卅八年	四、四七〇	二二、七六四	五人〇	
同　卅九年	四、五四九	二三、七〇八	五、〇	
同　四十年	四、五八三	二二二、二九四	四、九	
同四十一年	四、六五〇	二三三、三五〇	五、〇	
同四十二年	四、七〇六	二三、六七五	五、〇	
同四十三年	四、七〇六	二三、八五八	五、一	
同四十四年	四、七三九	二三、九四二	五、一	
大正　元年	四、七六九	二四、〇七五	五、一	
同　二年	四、八二八	二四、一九七	五、〇	
同　三年	四、八五七	二四、三七二	五、〇	
同　四年	五、〇四四	二五、〇〇一	五、〇	
同　五年	五、一〇一	二六、〇〇五	五、一	
同　六年	五、二二五	二八、三七九	五、四	
同　七年	五、三二三	三〇、〇八二	五、六	

（水道誌に據る）

第二節　町費收支狀態の一班

明治二十二年より同三十三年に至る十二年間の町費收支の狀態を年次別に記載して町政時代の初中期

に於ける町勢發展の狀況を考ふるの資とする。

上田町歳入年次表

（表中圓以下は四捨五入と爲す）

年次＼種別	國庫下付金	町稅	手數料	雜收入	前年度繰越金	過怠料	郡費縣税下補助金	公債金	財産より生ずる收入	土木費指定寄附金	縣費補助金	町基本財産繰替使用金	寄附金	合計
明治二十二年	一四〇	六、四一九	一	三、〇八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九、六三九
二十三年	一三〇	六、三四一	一〇五	二、九一一	九五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇、四三三
二十四年	一三三	六、九六六	一	二、七五一	一、〇三〇	一七三	四七三	六、四八二	一	一	一	一	七	一八、〇〇六
二十五年	一二八	一〇、六五一	二三一	二、七三五	四四八	一	四九三	四六〇	一	一	一	一	一三四	一五、二六〇
二十六年	一三三	七、九二一	二四七	二、八二六	二六四	一	五一八	一	一	一	一	一	一	一一、九三五
二十七年	一四〇	六、二八三	二一八	二、八五三	一一六	一	五七六	一	一	一	一	一	二	一〇、一八七
二十八年	一五三	六、九三六	七一	五、五七一	一、〇三七	一	四八〇	一	一	一	一	一	一	一四、二六九
二十九年	一二二	一、一五四	一四〇	五、四七六	八八七	一	四七八	四、三〇〇	一	一	一	一	一	二三、五四六
三十年	一二、二九〇	一四八	五、五三三	七二	一	一	一	二、九〇九	一	一	一、四一四	一	一	三三、三六七
三十一年	五四一	一〇、七〇八	二八四	五、九六九	一七八	一	三八〇	六、〇〇〇	一四六	一	八七一	八、四九八	四三、五七五
三十二年	四二四	二一、三五八	三一〇	六、八一〇	二、八七	一	四一〇	七、〇七五	二三〇	一	二、九四八	九、〇三四	五〇、七八五
三十三年	四九六	二七、八五三	三三三	八、一三九	八五三	一	五二一	九、〇〇〇	一六五	一	一一三	四、九八四	四五六	六二、八九三

前表中二十四年度の公債金六千四百八十二圓、二十五年度の四百六十圓は新參町の上田學校新築費所要の爲め、又二十九年度の四千三百圓、三十年度の二千九百九圓内千二百圓は常入區加賀川筋堤防修築費は新參町女子小學校增

築費として、三十一年度六千圓、翌三十二年度の七千七十五圓内二千七十五圓加賀川堤防修築費も同じく此校增築費に、三十三年度の一萬九千圓は新參町男子小學校增築費、郡立上田高等女學校建築費寄附金の爲めに臨時借入れの收入である。上田町が小學校增改築、敷地擴張等に依り多大な費用を要したのは此表上に明であるが、女子部校舍建築の際には三十三年度にて、從來積み立て來つた、町基本金約五千圓をも其方に繰替充用したのに見ても察することが出來ると思ふ。

上田町歲出年次表

經常費

費別＼年度	明治二二年	二三年	二四年	二五年	二六年	二七年	二八年	二九年	三〇年	三一年	三二年	三三年
役場費	三、三四四	四、〇九四	三、四七八	三、四七二	三、三七一	三、四八九	三、五二七	三、五九七	四、〇四三	五、一三一	五、九八八	六、三三二
會議費	一三〇	六九	九六	一一〇	八六	六四	一三〇	一一五	一二五	二一三	二一三	二一六
教育費	三、九二一	四、八一八	四、七三四	四、六八四	四、三〇九	四、一三〇	七、一五〇	八、四五二	八、六九六	一〇、三三三	一三、三〇四	一五、五七四
衞生費	七	三一	四	四	三三	五六	九五	一三〇	一七六	二、六四〇	一、〇四三	六五六
救助費	七	二〇	三九	二〇	九三	二〇	二九	四四	三六	六〇	八二	九一
警備費	七	八	八	七	八	八	一七	四	一五一	一三	一五四	一九〇
土木費	三七六	七一	七四	—	一五	一三五	四五六	四八七	三七三	四〇五	三八〇	二〇九
基本財産積立金	一四〇	一三〇	一三三	一二八	一三三	一四〇	一五三	一一一	—	六四六	七三〇	二八三
勸業費	—	一五	一一	一三	一一	一四	一八	一四	二六	七一	九四	七八
諸稅及負擔	—	六六〇	六三三	八一〇	五三一	八四一	六九六	九七一	一、五三七	二、一五八	二、二三八	三、一三三
雜支出	—	—	—	一三	一九	—	—	—	—	六九	五〇	六五

	時報費																			

交通運輸

第二章　交通運輸

廢藩置縣の後市制施行に至るまでの期間に、道路、鐵道、通信機關等新に開通開始され又改修せられしもの多く、上田町の交通運輸、通信等の便は、非常なる發達を見たのである。

第一節　道　路

道路

國道

明治六年道路を三等に別つ

國道十號線

國道　國道の上田町を通過するは、元國道第五號線と稱し、明治九年四月內務省告示に依り、第十號線と改稱したものである。道路の等級は明治六年に一等二等三等の三つに分ちしが同九年に一等を國道二等を縣道三等を里道と改め、經費は、國道は國庫、府縣道は地方、里道は町村の負擔支辨することゝした（此後改。廢あり）。此國道十號線は東京を起點とし群馬縣を經て碓氷峠を越え輕井澤に出で追分にて舊中山道と分れ、小諸、上田、長野を經由し飯山に出で、其より新潟縣に入り、小千谷、長岡、新潟、新發田を經て東北に進み、山形縣に入り鶴岡、酒田を通り、秋田縣に入り縣廳所在地秋田に達する道路で。上田市內は踏入、常田、横町、海野町、原町、柳町、紺屋町、鎌原、新町、生塚を通り秋和村に至る。然るに昭和四年原町より新田に出で、紺屋町の北裏を經て生塚に至り接續する道路を開鑿したるを以て、市內の道路も亦變更を見るに至つた。

府縣道

府縣道の上田町を起點とする者に

府縣道

上田中之條線

上田松本線

上田別所線

上田下諏訪線

二線路

一、上田中之條線　上田松屋町を起點とし、小縣郡神科、本原、長の三村を經由し、鳥居峠を越えて群馬縣に入り、同縣吾妻郡中之條町に達するもの。大正九年四月、指定縣道上田中之條線として認定。上田地藉は國道十號線重用の原町通りを除き千〇三十八米。

二、上田松本線　上田町を起點とし、小縣郡城下、川邊、泉田、浦里、青木の諸村を通り、東筑摩郡に入り、中川、會田、錦部の諸村を經て、松本市に達するもの。此道路は、大改修後明治二十四年頃には、乘合馬車を通ずるに至つたが、里程は十五里十町餘で、保福寺峠越の道よりは、六里餘の迂回であつた故、篠ノ井線開通後は、馬車の往來も自ら衰ふるに至り、交通上一時重要性を失ふに至つた。

明治二十三年當時二線路として、現今の松尾町、南北天神町、三好町を通る新道が開通したので、藩政時代の道筋とは、上田町及城下村地籍内に、大なる變化を來たし、上田町勢にも多大なる影響を及ぼしたのである。大正九年四月一日上田松本線と認定、指定府縣道となつた。此線路の起點は上田市松尾町で、上田市地籍内の延長は、三千六百二十六米である。此線を重用する路線に、上田下諏訪線、上田別所線、上田停車場線、山田上田線等がある。

三、上田下諏訪線　上田松尾町を起點とし、國道に由りて東神川村大屋に至り、此處にて國道を分岐し、千曲川を渡り、鹽川村に出で、其より丸子、長窪古町を經て、長久保新町に於て國道第十四號線と合し、和田峠を越えて、下諏訪町に達するもの。里程は十四里十一町餘。

四、上田別所線　上田松尾町を起點とし、府縣道上田松本線に由りて西し、川邊村にて之と岐れ、中鹽田村を經て、別所村に達す。里程二里三十町十九間。此道路は、明治三十年郡道と成り、同四十五年縣道に編入されたのである。

五、上田停車場線　松尾町を起點とし、上田停車場に達す、線路延長五〇九米、内上田松本線重用部

分を除けば實線は僅五十四米五である。明治二十一年八月、上田驛設置の時開通した。

六、禰津上田線　明治三十年郡道に編入、大正九年郡道上田禰津線に認定、大正十二年四月一日、府縣道禰津上田線に認定された。禰津東町を起點とし、上田市第十號線を重用し、同市松尾町を終點とす。上田地籍は國道十號線重用部分を除き、五百五十六米四

七、力石上田線　起點は更級郡力石村で、泉田村川邊村を通り、三好町に出で、上田松本線を重用し、上田松尾町に終る。此路は大正九年郡道上田川邊線に認定、同十一年長三百六十一米改修、同十二年四月一日府縣道に認定された。重用路線を除き延長千八百五十米。

郡道の上田町を起點とするもの（郡制施行中郡道に編入せられしもの）

一、上田豊里線　禰津線より吉田新町に至り、小井田に達するもの

二、上田殿城線　上田市より、縣道上田中之條線に由り、神科村川久保に於て分岐し、殿城村矢澤に達するもの

三、上田松代線　上田市より、縣道上田中之條線に由り、本原村にて分岐し、傍陽村萩、輕井澤を經て、地藏峠なる埴科郡境に達するもの

四、上田中鹽田線　上田市より、上田松本線、上田別所線に由り、中鹽田村保野を經て、同村中野に至るもの

五、上田西鹽田線　上田市を起點とし、上田松本線、上田別所線に由り、川邊村神畑に至り、中鹽田村を通り、西鹽田村十人、新町を經て、同村手塚に達するもの

六、上田富士山線　上田市を起點とし、上田別所線と神畑に於て岐れ、東鹽田村下之鄕を經て、富士山村町屋に達するもの

七、上田麻績線　上田市松尾町を起點とし、上田松本線を重用し、泉田村小泉にて分れ、室賀村の下

禰津上田線
力石上田線
上田豊里線
上田殿城線
上田松代線
上田中鹽田線
上田西鹽田線
上田富士山線
上田麻績線

室賀上室賀を經て、東筑摩郡境に至る。此道路は篠ノ井線の麻績驛に達する要路である。

上田田澤沓掛線

八、上田田澤沓掛線　上田市松尾町より起り、上田松本線を重用し、青木村に至り、中狹より分れ中村を通り、田澤溫泉に達するもの。一は青木村青木より分れて、牧寄、下奈良本を經て、沓掛溫泉に達するものである。

第二節　鐵道

信越線

我邦で始めて鐵道の開通したのは、東京横濱間に明治五年九月十二日に通じて汽車が運轉したのである。上田町を通る鐵道が布設され始めて汽車の運轉を見たのは、明治二十一年八月に信越線の一部長野上田間が開通した時であつて、京濱鐵道に後るゝこと十六年であつた。此時まで長野上田間の旅客が至便な乘り物とされて居たのは、長野上田間を六時間を要した乘合馬車であつたのであるが、汽車運轉後は一時間程の時間で、然かも動搖危險の惧なく通行することが出來るやうに成つたのである。

今信越線と稱する内上野高崎間は明治十七年五月開通し、同十八年十月に至り、高崎横川間の開通を見。同十九年八月には北直江津より關山迄開通し、同二十一年五月關山長野間、同二十一年八月長野上田間、同年十二月二十一日輕井澤上田間の開通を見たが、横川輕井澤間は碓井峠が難工事なりしかば、容易に着手する事を得ず、漸く鐵道馬車に依て連絡を取て居た。けれども貨物の停滯や旅客の不便甚しかりしを以て、鐵道廳に於ては、屢々調査測量を重ねた上遂にアプト式機關車を運轉する事に決し、明治二十四年六月起工し鐵路の布設に着手した。

上田輕井澤間の開通碓井峠の鐵道馬車

アプト式機關車運轉

而して峠の間にトンネルを穿つこと二十六ヶ所、其延長一萬四千六百四十四呎餘、に及ぶといふ難工事なりしも、遂に克く成功して、明治二十六年一月二十二日にはアプト式機關車の試運轉を爲し、同年四月一日上野直江津間の全通を見るに至つた。（上田驛調査）於ゝ是漸く帝都東京と裏日本海岸なる直江津と

連絡する、本州中部横斷の鐵道が完成した、故に交通、國防兩方面に、多大なる利便を得ること丶成つた。然るに碓氷峠のトンネル通行の際、煤烟の爲めに苦しめられ且アプト式機關車の牽引力は弱く、貨物の運輸上遺憾の點尠なからざりしを以て、鐵道院に於ては蒸汽力に換ふるに、電力を以てするの計畫を立て、明治四十二年獨逸國より電氣機關車を購入して、同四十三年に横川に發電所を設け、横川と輕井澤との二ケ所に變壓蓄電二所を設置し、愈翌四十四年四月より開通するやうに成り、從來の不快と不便とを去ることが出來た。

横川發電所
電力に依て列車運轉さる

此信越線開通直前は、上田長野間十里の道を乘合馬車で六時間餘を費したのに、信越線開通後はわづか一時間餘で、上田から長野へ達する事が出來、しかも時間が正確と云ふので上田町の交通上隔世の感がある。

上田長野間乘合馬車六時間を要す

上田驛設置後七年の明治廿八年には、上田驛汽車發着回數は、上り方面下り方面共に、午前午後各二回合計八回で、其速力は下り列車、東京午前六時發上田午後二時四分着で、所要時間は八時間四分。上り列車、上田發午前七時二十八分東京着午後三時四十分、所要時間は八時間と十二分と云ふのであつた。然るに現時に於ては、上野發午前八時四十分の下り列車は、午後二時二十五分上田着、所要時間は五時間と十五分が普通で、高速力のものは、上田午前二時八分發、同七時上野驛着、所要時間四時間五十二分のものも、あるに至つた。そして上田驛發上り列車は十四回發で、內上野着のもの十二回に及び、下り列車の發回數は十六回の多きに達して居る。此內には貨物列車の回數は含まれて居ない。

明治廿八年上田驛汽車發着回數

上田驛

信越線の一部上田長野間開通の事になり、上田驛は上田常入地籍の字北天神に設置され、明治二十一年八月十五日より事務を執ることゝ成つた。

上田驛北天神町に設けらる

當時の驛構內の地積は六千六百坪であつた。同四十二年改築の事が行はれて構內も七千六百坪に地積が

擴張された。翌四十三年一月一日驛前に自働電話が設けらるゝに至つた。

松尾町出來

上田停車場が上田台地下なる、北天神に設置された爲めに、上田町の町勢に大變化を及ぼしたのは、海野町より上田驛に通ずる大路が新に開かれて、松尾町と稱する新街か出來た事で、此新街松尾町は爾後町内最も樞要繁華な場所と成つたのである。

驛舍

驛舍は新設後數回の增改築があり、今日の構と成つたが、昭和三年三月一日長野機關庫の分庫此驛に新設され、尙上田通信區並電力區の設置があり、構内は更に擴張した。

溫泉電軌の乘入れ

大正十三年八月十五日には上田溫泉電軌會社の川西線別所田澤兩溫泉への乘入を見、昭和三年六月一日には同會社の北東線眞田傍陽に達するもの の乘入實現せられ、上田驛は川西北東西方面に向て交通上著しく其重要さを增すに至つたのである、

乘降者人員及發着貨物量數

左に明治二十二年以降の乘降者人員數及發着貨物重量數を表示する。

乘降人員貨物發着狀況

年度	種別	乘降人員數		發着貨物瓩數	
		乘車人員	降車人員	發送瓩數	到着瓩數
明治 二十二年		九四、三一四	九七、九二四	三、六四三、三四四 貫	二九、〇六六、三九〇 貫
同 二十六年		一三七、〇二六	一四五、八四二	四、四二三、八六九 斤	五六、八二六、〇七三 斤
同 二十九年		一八八、二六六	一九五、七八六	八、三六七、四六二 斤	五〇、六二三、〇二九 斤
同 三十一年		三二、九九七	三五、三五一	六、三〇七 噸	三六、〇三九 噸
同 三十六年		三三五、八一五	三三三、九三一	五、一三五	二九、一〇六
同 四十一年		三四〇、五五三	二四〇、六〇三	一〇、〇八三	三四、三三七
同 四十四年		三六、七一三	三〇七、三九七	九、一一一	四二、一五〇
大正 元 年		三五、三〇一	三〇八、一一一	一五、七〇七	四〇、五九八

同	二	年	三四三、〇五四	三五三、二七五	一二、六一七
同	三	年	三三六、九〇五	三三〇、三三五	一四、四六三
同	四	年	三四六、九一七	三三八、〇三六	一二、四二九
同	五	年	三九二、二七八	三七八、六七七	一八、五〇〇
同	六	年	四五六、〇七六	四三九、四九〇	一七、九九二
同	七	年	五一三、五四七	四九八、九六二	二三、三八九
同	八	年	六二三、〇八八	六〇〇、六七三	三〇、五七三
同	九	年	六五三、三二六	六三九、三四七	二三、〇〇九
同	十	年	七〇四、八六七	六九二、一九三	二四、五八五
同	十一	年	七〇六、四七五	七二三、二三一	二四、六九五
同	十二	年	七三七、九四三	七三九、九〇三	二七、五五四
同	十三	年	八八六、〇三六	八七七、六二九	二八、三〇三
同	十四	年	九四〇、五〇九	九四一、七六二	二四、二九二
同	十五	年	八七六、六五八	八七三、九九二	二二、六九三
昭和	二	年	八四五、五五〇	八七九、九二六	一五、八〇八
同	三	年	八五七、三八二	九八〇、一六五	一四、一六五
同	四	年	九四四、一六〇	一四四、七九八	一四、五四九
同	五	年	八三一、八五一	八三七、一〇二	九、六七〇
同	六	年	七一九、八五九	七三二、八八九	九、六五三
同	七	年	六二一、七七三	六三一、二三二	一二、九四九
同	八	年	六一六、一六四	六三〇、七六三	一八、二一九
同	九	年	五七七、五三五	五九二、〇〇七	二四、一六〇

同	二	年	四九、九七四
同	三	年	四二、六五一
同	四	年	五〇、七八三
同	五	年	五五、五九一
同	六	年	五九、四九六
同	七	年	六六、八六九
同	八	年	三〇、五七三
同	九	年	五六、三四八
同	十	年	七一、一六四
同	十一	年	七八、六一八
同	十二	年	七三、八一七
同	十三	年	八二、九五三
同	十四	年	八二、五八七
同	十五	年	八二、二五五
昭和	二	年	七一、九一七
同	三	年	六〇、九〇七
同	四	年	五七、一七二
同	五	年	四六、三九三
同	六	年	四九、八六三
同	七	年	四六、三一二
同	八	年	五二、八七四
同	九	年	四七、六七九

第三節　車輛

大八車

(イ)大八車　大八車の事が、間屋日記に初めて見えて居るのは寶暦三年十二月、藩より大八車七輛拂下げると云ふ事があり、拂下げ希望者中の條件は、何處の道でも橋でも、通行差支無し、と藩の言明を望んだのである。其時藩は何處を通るも差支ないが、唯原町土橋の上を通る際には、歩板を渡して其上を通ること、町の市日や、雨天の日道路を損する恐ある時には、引通しを禁ずる、と申渡したのである。又安政の頃、八木剛助大砲試發練習の爲め、川西地方迄、其大砲を運ぶ時に、大八車を使用した事が、載て居る位のものである、之に依て考へると、大きな荷車が、運送用に使はれたのは、稀であつたと思はれる。然るに明治維新後に至り、道路橋梁の修理改築等が行はれ、交通路も改善したので、荷車の大なる者は、馬或は牛に牽かしむるに至り、所謂運送荷車が多く成つた。

人力車

人力車發明人和泉要助

(ロ)人力車　明治三年筑前の人和泉要助が西洋腰掛臺に小車を取付けて牽き歩るく頃、小な荷車と椅子とを、組合する考按より出來、明治三年三月十七日東京府の營業許可を得た人力車は、旅行者に取て、至極便利な乘り物として、非常の勢を以て弘まり行き僅二年ばかりに全國内に流行するに至つた。我上田の地に人力車を、初て見るに至つたのは、明治五年五月からである、此年五月二十八日長野縣より、其管内善光寺、丹波島、矢代、戸倉、坂木、上田、浦野、海野、田中、小諸、長久保、和田の十二宿に向て、此度長野縣管下の諸道を通行する旅客の便と、且貧民渡世の資本として、北國街道の宿々へは、人力車各五輛、中山道の宿々へは各三輛づゝ、貸下げる。而して其車代は一ケ月に金二兩一武宛、七ケ月納入する時は、皆濟の事とし、以後は其車を其當人の所有とする、同時に人力車に關する規則を、發布した故、其を熟覽した上で、人力車の貸下げを希望する者は、出願すべき旨を、宿々支配内に通達させた。上述の次第で、上田宿にも人力車が有るやうに成つた。然し其輛數は僅五臺に限られて居た。此時

長野縣人力車を奬勵す
長野縣の人力車貸下げ

人力車規則

發布の人力車規則は、左の如し

人力車規則

一無檢印幷區內番號記載無レ之車且提燈桐油も同斷區名不レ記分は渡世不二相成一候事

一賃錢之義は一里五錢五厘と定め、其餘の賃錢決して受取申間敷候、尤一里內外些少の出入は右五錢五厘の價に致す等は示談次第の事

一老人婦女足弱の者に對し、乘車をすゝめ又は疎言無礼の振舞等決してあるべからざる事

一車行違ひ候節は互に左に避け怪我無之樣心掛、決して難避の場處驅趨不二相成一候

一並車通行は勿論其他通行の妨に不二相成一候樣いたし可レ成丈廣場等へ片寄控居可レ申事

一暮六ツ時より提燈相用可レ申事

一出火場最寄車曳候義決して不二相成一候事

右の件々堅く相守可レ申候、萬一心得違有之候節は、車取上げ過料可二申付一、若し怪我杯爲レ致候はゞ、嚴重處置可レ及候事

（海野町問屋史料）

車躰檢査

明治五年僅か貸し下げ五輛に創まつた、上田町の人力車は、同十四年編輯の町誌、所載の據る時は、其數百四十六輛、內一人乘百四十輛、二人乘六輛て、驚くべき躍進的增加狀況である。猶此頃常入村には十四輛、常盤城村には二十四輛內一人乘二十三輛二人乘一輛を有した。

車稅賃錢

長野縣に於て、荷車人力車を檢査して、檢印を受けさせ、定額の車稅を徵收したのは、明治五年五月よりの事であつた。其の時の車稅及賃錢の定めは

一荷車一輛　一里に付、三十六貫目　銀四匁、七十二貫目　同八匁、百八貫目　同十二匁

車稅即冥加　一ケ年二十錢上納の事

一人力車一輛　一里に付、錢五錢五厘、一里以外は之に准ず

車稅即冥加　一ケ月五錢づゝ上納の事

物價は何圓何錢と稱し、從來の銀目其他の稱呼を禁ぜられたのは、明治四年九月であるのに、荷車賃錢に銀目を用ゐたは、暫く從來の慣習に從つたものか。

町制時代には、次の如き統計表があり、明治二十二年以降、十二ケ年間の車輛の狀況を見る事が出來る。

荷積牛馬車及人力車逐年增加表

荷積牛馬車逐年增加表（町政沿革誌）

種別 / 年次	荷積牛馬車	荷車中小	人力車 二人乘	人力車 一人乘	合計					
明治二十二年	二六輛	五七九輛	三八輛	一四四輛	八三輛	同	二十七年	一三五	八九八	五六	一九六	二五三
同 二十三年	四四	六九六	四五	一七一	二一六	同	二十八年	一三六	九一七	五三	一九七	二四九
同 二十四年	八三	七二三	五〇	一三九	一八九	同	二十九年	一三九	九二〇	五四	一九七	二五一
同 二十五年	八四	七二五	四七	一五一	一九八	同	三十年	一三三	九五四	四八	二〇一	二四九
同 二十六年	九三	七六八	五〇	一五五	二〇五	同	三十一年	一三	九五七	四七	二〇六	二六三
						同	三十二年	一〇一	九七七	四四	二三〇	二六四
						同	三十三年	九八	九八〇	三九	二五八	二九七

此車輛年次表に據て、二十三年以降十年間の、人力車使用の趨勢を見るに、二十四年度の激減は、或は前年度に於て、急激の增加を見た、反動ではあるまいか、二十四年以後は、一体に增加の傾向を示して居り、此時代に此車が、重要なる交通機關の一なりし事が知られる。又二人乘は、一見利便の如く見らるゝも、車夫の牽力足らずして、速力遲緩の憾あり且又道幅狹き所の通行は、不便も尠く無いとの理由で、三十年頃よりは減少の途を辿て居る。

二人乘人力車

牛馬荷積車

又運輸機關の一としての荷車は、中形小形の者は、便利として其輛數は逐年增加して居るが、牛馬牽引荷積車は、明治三十一年以降、減少の傾を呈するに至つたのは、篠ノ井線の一部が開通したので、東筑摩郡本城村の方に、轉出したからであると云ふ。

第三章　通信

第一節　上田郵便局の浴革

上田郵便局

上田郵便取扱所

郵便開始長野縣達示

明治四年政府は、郵便法を制定し、各驛書狀の遞傳、切手賣捌等の事務を、地方長官をして管理させた。長野縣が此事に當つたのは翌明治五年で、此年の七月一日上田局は始めて置かれたのである。名稱は之れを上田郵便取扱所と稱した。此時郵便取扱人に命ぜられたのは、維新前海野町問屋を勤めて居た柳澤太郎兵衞で、海野町の自宅で其事務を執つた。此時の長野縣よりの達示及書狀賃錢等は當時を想察する資料となると思はれる、故に左に記して置く。

書狀の往復は公事は勿論、士民私用に至る迄、世上の交に於て切要の事に候處、是迄商家に相任せ置候より日限相後れ、其遲滯甚き者は、僅々數里の道程に數日餘も相掛り、或は遂に不達の懸念も有レ之殊に急便にては賃錢高價にて、貧究の者共自力に不レ能、依レ之其情通ぜざるのみならず、四方の安否品物の相場等も不二相分一、道路不二取留一風說に惑ひ候者も不レ少哉に相聞不便の事に候。依レ之今般郵便の法被レ爲レ立、遠近の人情を通じ、四方の模樣も急速に相分り、上下一般書狀の往復自在に爲レ致度御趣意にて、來る七月　日より全國一般郵便御取開に相成候條、各地に差立度書狀は遠近に論無く別紙名面取扱人の方に相賴可レ申候。尤賃錢の儀は別表の通相心得可レ申候事

但郵便脚夫途中に於て發病等の節は、其道筋宿村に於て代人差出し繼立可レ申候事

右之趣篤と相心得社寺士庶人に至る迄、無レ洩觸れ示すべきもの也

壬申六月廿五日　　長野縣廳

書狀賃錢の定

書狀　出す地より二十五里以內　壹錢
目方四匁以下四匁迄　壹錢
同　四匁以上八匁迄　貳錢
同　八匁以上十二匁迄　參錢
右の割を以て目方四匁毎に壹錢づゝ可增事
同斷　五十里以內
目方　同前　參錢
同　同　六錢
同　同　九錢
右の割を以て目方四匁毎に參錢づゝ增
同斷　貳百里以內
目方　同前　四錢
同　同　八錢
同　同　拾貳錢
右の割を以て目方四匁毎に四錢づゝ增
同時に郵便取扱人に命ぜられたる者は左の如くである。

郵便取扱人　追分宿郵便取扱人　土屋一三
同　兵六

小諸宿同斷　小山六左衞門
上田宿同斷　柳澤太郎兵衞
下戸倉宿同斷　高野直次郎
篠井宿同斷　横田俊藏
善光寺宿同斷　臼井清五郎
牟禮宿同斷　高野久之亟
飯山町同斷　浦野四郎三
和田宿同斷　遠藤省吾
岩村田宿同斷　荻原藤兵衞

中牛馬會所

藩政時代に中牛馬を業として居た者が、明治五年二月相談して、中牛馬會社と云ふを設立して、新に規定を作定し運送業を營むに決し、其惣代として元松本縣支配所、信州筑摩郡大久保政吉、元伊那縣支配所同國同郡瀧澤定衛、岩淵會左衞門、長野縣支配所、信州佐久郡茂木半五郎、元岩鼻縣支配所、武州兒玉郡爲名三十郎の五名が、右中牛馬會社認可の件を政府驛遞寮に出願せんとせし折柄、政府に於て郵便法施行の由を聞き、政府が企施せんとする郵便馬車の事は、此會社の事業として委任されたい、さすれば高崎より先々は、此會社の組合が往還筋は勿論、在々まで設置してあるから、委任された郵便物は御規則通り時間なども相違なく送り届ける。猶北陸能登、越中、上州、甲州までも社中組合が在るので此等國々迄も、郵便御用は差支無く勤められる、故に運送會社認可と同時に、此郵便御用取扱をも、許可せられたいと出願した。之に對して前島驛遞頭より次の如く申渡され、中牛馬會社は郵便事務に關る事と成つた。

中牛馬會所

一中山道筋信州追分宿より越後新潟、加州金澤迄、每宿郵便御用取扱所當寮より別段可ニ申付一事

但其宿の都合に寄り其會社に申付候義も可レ有レ之候事

一前文道筋の外各地に郵便御用取扱方は申立之通り、其會社に可ニ申付一事

一郵便繼立方幷差立配達方共、繼て當寮の差圖に隨ひ、總ての取扱方規則に觸れざる樣、吃度相勤可レ申事

一脚夫賃錢幷配達賃共相當の定を以て可ニ相渡一候間、夫々取調可ニ申出一候事

一書狀集函幷行囊其他提燈等の要品は、夫々相當の價を以て製造致し置、仕拂帳を以て代金相下可レ申事

一郵便切手は頭取有レ之會社每に相渡候間、其最寄驛村は區分いたし、其會社より下げ取扱所に相渡置可申事

但手數料は定式之通被レ下候事

一郵便諸勘定の義は每月四日限、其區の頭取會社にて精算いたし當寮に差出可レ申事

一會社頭取は不レ申及其地下取扱の者に至る迄、郵便御用相勤候者、都て姓名宿所共巨細相認め、且印鑑相添當寮に可ニ差出一候事

一諸會計に付不束有レ之候節は、會社總体の落度たるべし者負債等有レ之節は、勿論總体より辨償可レ爲レ致事

右之通取扱申付候上は、郵便無レ之書狀を業として一切取扱間敷旨、會社一同に無レ洩可ニ申達一候事

但若し私に賃錢を受取取扱之義有レ之候節は、吃度咎可レ有レ之候事

附荷物り送狀幷添書の類は格別の事

壬申二月

前島驛遞頭

之に對し前記五名の惣代は請書を提出した。

此年八月驛遞寮よりの達に據れば、上田町に四番組中牛馬會社を置き、會社の事務は町田吉五郎居宅に於て執ることゝし役員は

上田原町
頭取　町田吉五郎
佐久郡道分驛
取締　土屋恕平
小縣郡浦野驛
手代　横島半三郎
同上房山村
手代　山本常平

が申付けられた。柳澤史料　けれども此年七月上田宿郵便取扱所が海野町に出來たので、此上田中牛馬會所で、曩の達示の如く、或地域に限り郵便遞送配達を、行つたか何うかは史料を缺いて明かで無い。

同八年三月に三等上田郵便局と改稱し、翌九年九月飯島七郎兵衞が三等郵便局長に命ぜられて、横町なる自宅で執務した。其以後同二十九年七月に至るまで飯島保作、同孝三郎、同保作相踵いで局長と成つたが、執務の場所は概ね横町であつた。

三等上田郵便局

以後年を逐ふて郵便の事務は漸次繁多に赴き、局舍の狹隘を感ずるに至りしかば、同二十五年十一月海野町に移轉し、同二十九年に至り電信局と合併せしも、同三十六年四月に舊大手前海野町角に、新築局舍の竣成するに至るまでは其所で執務した。

上田電信分局

上田町で電信事務を取扱ふやうに成つたのは、明治十一年五月一日からで、此頃は工部省内の電信局

明治二年創設、傳信機役所と稱した。後又傳信局と改稱し五月に至り電信局と稱した。

の一分局の意味で、各地の電信局は何れも皆分局といひ、上田は上田電信分局と稱した。當初は上田原町島田萬右衞門の居宅の一部を借りて假局舍として執務した。

同年十一月に同町一丁目西側現在の局長官舍に新築局舍が出來て其處に引移つた。郵便取扱と電信取扱とは各自其取扱局を異にして居たが、明治二十九年に郵便電信二局が合併され、同一所局に於て郵電の用を、辨ずる事が出來るやうに成つた。此時より上田二等郵便電信局と改稱した。

上田二等郵便電信局

第二節　郵便區域の變遷

郵便區域の變遷

明治五年始めて郵便取扱所が設置せられた當時の、郵便物配達區域は

市内　上田町及常入村

市外　大屋、上下鹽尻、秋和、常盤城、住吉、上野、古里、國分、岩下の各村なりしも、明治十三年一月卅一日常盤城村を市内に編入し、同年四月上鹽尻局を置くに及び、上下鹽尻及秋和村を其局配達區域とせしが、其年十一月秋和村を上田局外の市區域に復し、同十四年十一月大屋村を田中局の配達區域に變更し、同十七年八月に至り上鹽尻局を廢し、鹽尻村を上田局の市外區域に復舊した。同十八年十二月中之條局及大日木局を廢し、中之條局内なりし小牧、諏訪形、御所、中之條、下之條、神畑、上田原の七ケ村、及び大日木局區域なりし芳田、林之郷、蒼久保の三ケ村を上田局の市外區域に編入し、同時に亦大屋村を上田局市外區域に復し、又芳田村の内海野新田をも同市外區域に入れた。

明治二十二年四月、町村制實施の爲めに町村の合併ありて、市内は上田町、市外は神科、城下、鹽尻、神川、豊里、川邊内築地を除くの六ケ村となり、同二十九年十二月大屋局設置され、神川、豊里、殿城三ケ村を其配達區域とし、同三十四年鹽尻局設置され泉田、川邊、鹽尻の三村其配達區域となるに及び、上田

局の配達區域は、上田町神科、城下の一町二ケ村と成つた。

第三節　電信配達區域の變遷

明治二十三年の上田電信局の直配達區域は、上田町、城下村の內中之條、御所、諏訪形、小牧。神科村の內樋ノ澤、長島、大久保、山口、金井、蛇澤、岩門、染屋。鹽尻村の內秋和。川邊村の內上田原。神川村の內國分。直配達ならざる區域は、川邊、鹽尻、神科、神川の四ケ村の內、前記直配達ならざる部分及び傍陽村、長村、本原村、豊里村、殿城村、和村、縣村、禰津村、泉田村、室賀村、浦里村、青木村、中鹽田村、東鹽田村、西鹽田村、別所村、富士山村、依田村、武石村、長瀬村、丸子村、鹽川村、東內村、西內村、長窪古町、長久保新町、和田、大門の小縣郡內の諸村、及更級郡內村上村、上山田村、埴科郡內坂城村、南條村、等であつた。

其後明治二十四年四月、坂城驛內に公衆電信取扱開始され、同三十年三月丸子局內に電信取扱開始され、同年十一月大屋局に於て電信取扱始まり、同三十二年十二月田中驛內に公衆電話取扱開始、同三十七年十一月別所局に、同三十九年七月青木局、同四十年十月浦里局、同四十二年一月東鹽田局に電信取扱開始と成つた。其爲めに上田局の配達區域は段々縮少して、上田町の外附近の小部分に限らるゝに至つた。

此電報配達區域の縮少は受信の敏速となり、上田町の人々の便利は多大であつた（鄉友會二十五週年記念號）

上田局の配達區域縮少の頃から、大正七年卽市制施行直前年に至るまでの電信數は左表の如くである。

年次	明治四一年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
發信	四五、一三〇	四八、四八〇	五三、六四四	五四、三八五	五五、三八五	五五、九一九	八六、二一〇	九九、八三四
（外國）	一	五	一	二〇	五	六	三	四

第四節　電話

電話器が我邦に渡來したのは明治十年で、長野郵便局で電話を開通したのは明治三十九年で、上田は其翌年で、即ち明治四十年一月二十八日遞信省告示第二十三號を以て、此日より上田電話通話所開始の告示があつた。此電話事務も郵便電信局で執ることゝ成りし故局名を上田二等郵便局と改めた。此當時の呼出區域は、小縣郡上田町、神科村の内字蛇澤、城下村諏訪形、御所、中之條であつた。今日電話の便を思ふ時、發明者グラハムベルの功績に感謝すると同時に、上田町に電話通話の開始された、明治四十年一月二十八日は、上田市民の永く忘却し得ない紀念日であらう。

上田二等郵便局

（局資料）

着信	五四、三九七	五三、二七三	五六、六二九	三〇、三六四	五九、二八六	七一、九八四	九四、三三七	一〇五、六一八
（外國）	—	四	—	三	五	一〇	七	八

此頃の電話加入區域は上田町の内常盤城の中の上平、山根上下常入の中常田、新田、池下、飯綱を除いた、上田町全部を普通加入區域とし、上記上田町内にて除かれた常盤城區内の場所、及城下村の内諏訪形、三好町、御所、神科村の内蛇澤、鹽尻村の内秋和を特別加入區域とした。

明治四十一年二月六日、遞信省告示第百四號を以て、同月十一日より電話交換業務の開始及び電話加入者の託送電報を取扱ふことゝなり、爰に始めて市内電話の交換事務が開始された。此電話開通增設に就ては、最初其工事費中へ加入者負擔にて金五千八百六十一圓五十錢（土木材料にて）を寄附し其後增設毎に工事材料を寄附し、明治四十三年迄に合計一萬六千二百餘圓の寄附を爲たのである。

電話加入者の增加

電話加入者の增加

年度別	加入者數	年度別	加入者數	年度別	加入者數
明治四〇年	一五一	同　四一年	二六〇	同　四二年	二八三

同	四三年	三一二	同	四四年	三四七	同四五年	三七九
同	二年	三七一	同	三年	三七八	大正一年	四〇四
同	五年	四一七	同	六年	四五六	同四年	四〇四
同	八年	四六五	同	九年	五三一	同七年	四六三
同	一一年	五八二	同	一二年	六〇四	同一〇年	五五三
同	一四年	六八五	同	一五年	七九八	同一三年	六二〇
同	三年	八九五	同	四年	九〇四	昭和二年	八九一
同	六年	九〇〇	同	七年	九〇一	同五年	九〇一
同	九年	九〇四				同八年	九〇〇

第五節　長距離電話の發展

長距離電話の發展

上田局長距離電話の發展

大正元年には上田局で取扱つた縣外長距離電話は、東京、横濱、直江津、高崎、前橋、八王子、大宮、長岡の八ケ局であつたが、昭和五年十月に福岡縣小倉、佐賀縣唐津あたりに及び、昭和十年十一年に至り樺太の豊原局までも、通話する事が出來るやうに成つた。今昭和五年より同十年に至る迄の間に開始された、長距離局名表を左に掲げて置く。此表に載する所の外に通話地は、九百五十二ケ所に及んで居る。

局名	府縣名	通話開始年月	局名	府縣名	通話開始年月
戸畑	福岡	昭和五年十月	中津	神奈川	昭和八年十一月
小倉	同	同	西秦野	同	同八年三月
大分	大分	同	追貝	群馬	同十年四月
唐津	佐賀	同	赤岩	同	同八年十二月

松江	島根	同七年一月	
八日市	滋賀	同六年九月	
奈良	奈良	同七年一月	
堺	大坂	同	
御影	兵庫	同	
林野	岡山	同七年九月	
勝間田	同	同	
城端	富山	同七年二月	
小濱	福井	同九年十月	
荻野	神奈川	同十年二月	
白湯	同	同九年八月	
白里	同	同	
鏑木	同	同九年十一月	
野手	同	同	
大寺	同	同十年九月	
黒磯	栃木	同四年四月	
富田	同	同八年四月	
鬼怒川温泉	同	同九年十一月	
多摩	東京	同八年二月	
成木	同	同八年二月	
霞村	同	同九年九月	
昭和	同	同九年十月	
飯野山	梨	同十年八月	
山中	同	同五年二月	

鰍澤	同	同六年五月	
生品	同	同	
猿ヶ京	同	同十年九月	
布施	同	同	
毛里田	同	同九年八月	
眞庭	同	同十年九月	
湯原	同	同十年二月	
大家	埼玉	同八年十一月	
丹庄	同	同十年四月	
片貝	千葉	同八年七月	
多古	同	同九年五月	
下部	山梨	同七年三月	
船津	同	同七年七月	
大石	同	同八年九月	
川口	同	同	
七保	同	同八年十二月	
羽生田	新潟	同八年四月	
木崎	同	同九年七月	
相川	同	同十年三月	
竹澤	同	同十年五月	
弘前	青森	同六年五月	
新庄	山形	同七年十一月	
豐原	樺太	同十年十一月	

上田局各種事務取扱年代

第六節　各種事務取扱の創始年月

上田局に於て追々取扱はれるやうに成つた各種の事務は

通常郵便	明治五年七月一日		通常爲替	同	八年一月一日
郵便貯金	同 十一年三月一日		電信	同	年五月
電信爲替	同 二十三年十月十六日		小包郵便	同	二十六年六月一日
年賀特郵便	同 三十九年十二月一日		電話通話	同	四十年一月廿八日
約束郵便	同 四十年九月一日		電話交換	同	四十一年二月十一日
市内特別郵便	同 四十一年十一月一日		自働電話	同	四十三年一月一日
年金恩給	同 四十三年四月一日		内容證明郵便	同	四十三年十二月一日
集金郵便	同 四十四年十月一日		債券募集元利金支拂事務	同	四十五年五月二十日
簡易生命保險事務	大正五年十月一日		切手別納郵便	同	八年四月二十日
上田市、小縣郡、南北佐久郡各局印紙切手類配給事務	同 十三年五月一日		郵便年金	同	十五年十月一日
月掛貯金（市制執行地外ニ限ル）	昭和三年二月一日		航空郵便	同	四年三月廿六日
簡易保險健康相談所	同 四年八月廿七日		年賀電報	同	九年十二月三十日
和文電報タイプライター受信	同 十一年八月一日		慶弔電報	同	十二月一日

第七節　局の事業成績

通常郵便成績

年度	受取	引受	配達
明治三十五年	九六九、一五八	八六一、一八一	
同　三十六年	一、一三八、二八六	八九三、二一九	
同　三十七年	一、二五〇、四八九	九二八、八四四	
同　三十八年	一、四三一、三七〇	一、〇九〇、〇七〇	
同　三十九年	一、三五六、二八六	一、一〇五、〇六〇	
同　四十年	一、四一四、〇七四	一、二四四、三六〇	
同　四十一年	一、四九七、一七八	一、二九一、三七七	
同　四十二年	一、三九五、六四六	一、三三七、一二四	
同　四十三年	一、四三九、六八九	一、三四三、八三五	
同　四十四年	一、六七七、〇九六	一、五一五、一六〇	
大正　元年	一、六八八、七四七	一、四八八、九四二	
同　二年	一、六三〇、七八〇	一、六〇一、〇四〇	
同　三年	一、六六二、四八二	一、六一四、四九六	
同　四年	一、七五六、七三二	一、七四六、八三五	
同　五年	二、一四二、一九五	一、七七三、六七五	
同　六年	二、六二一、八九八	二、三〇九、五一八	
同　七年	三、二七八、四九八	二、五一八、九三三	
同　八年	五、二九四、六三六	三、三二一、四〇九	
同　九年	四、九一四、六一五	三、三六九、九六四	

小包郵便物

引受	配達
二七、〇一三	一七、五九三
二〇、六四五	一六、〇六七
二三、二二九	一五、一三四
二三、一六四	一七、二三六
二三、二三六	一八、三七六
二〇、八八七	二〇、九八七
一四、二九二	二〇、九八七
一四、四三一	二一、九五三
一七、三一七	二三、三一七
二一、七九三	二三、七九三
二一、四〇四	二四、四四二
二一、九六四	二四、八〇三
二一、五一三	二三、七〇九
二一、七五〇	二三、五六六
二二、八二八	二四、六四五
一四、八三〇	二六、三九三
一八、〇〇九	三三、四六四
二二、六九九	三五、一一八
一九、七〇三	三〇、七八九

同　十　年	五、一六五、七一三	三、五〇九、八八三	二四、五七七	三七、四七二	
同　十一年	四、四一八、六六六	三、二一四、四〇一	二三、〇〇八	三九、七三六	
同　十二年	三、七八九、九八二	三、一三五、三五九	二三、九七三	四一、〇一三	
同　十三年	三、七〇三、六〇〇	三、六五一、〇三八	一八、〇一〇	四七、八五三	
同　十四年	四、三六六、六四七	四、四三〇、七四二	二七、七八五	五三、三〇四	
昭和　元　年	三、八五四、二八八	四、一〇一、八九九	二八、七三八	五五、〇九三	
同　二　年	四、九八四、〇七四	五、四五六、六三五	二八、四七八	五四、四二三	
同　三　年	四、五七三、五三六	四、九六二、七九六	三〇、八一五	五三、六六三	
同　四　年	五、一九二、二五六	五、五二九、二〇二	二八、二三三	五二、三〇八	
同　五　年	三、三七三、三九六	三、五四八、一九五	二八、四九五	四七、六七〇	
同　六　年	四、四七七、〇二八	三、八八八、五八三	二五、三三〇	四五、八一四	
同　七　年	三、六四五、七八四	五、〇二四、四六九	二三、八三七	四四、一二七	
同　八　年	三、七七五、一〇五	五、四三三、三四七	二三、〇三七	四四、〇三〇	
同　九　年	三、五八四、八三六	五、七九三、六一三	二三、五五四	四三、五六四	

上田局年度別市外通話區域擴張狀況表

年　別	擴張數	左記中長距離區域數	總　計	左記中長距離區域數	長距離を普通に改正したる數
明治四十年	一三	—	一三	—	—
同　四十一年	七	—	一九	—	—
同　四十二年	一一	—	三〇	—	—
同　四十三年	一三	—	四三	—	—
同　四十四年	二五	—	六七	—	—
大正　元　年	八	—	七五	—	—

| | | |

郵便貯金成績

郵便貯金成績

年次	預入 口數	預入 金額	拂戻 口數	拂戻 金額
明治三十五年	五、八三三	一三、四五三	一、二八七	二一、三八二
同　三十六年	七、四四〇	一二、三五四	一、三九八	一八、二七七
同　三十七年	八、〇二九	一三、二五一	一、六九八	一六、九三九
同　三十八年	一四、一七九	一五、五四六	二、〇八一	一四、四九五
同　三十九年	二四、八五〇	二三、五四五	二、二五七	一七、八八五
同　四十年	二七、一五一	三八、七八四	三、四〇三	一五、〇五五
同　四十一年	二六、二五三	三七、三六六	三、三九九	三九、〇二一
同　四十二年	二六、一七九	三五、五五七	三、四九五	三三、九一六
同　四十三年	二八、五七八	三九、三四九	三、八七九	三四、九二〇
同　四十四年	二六、七八〇	四九、三四八	四、一七一	四一、三三五
大正　元年	二八、四〇五	四八、二六六	四、三七四	五一、二〇八
同　二年	二四、七三四	四四、七二〇	四、六八五	五一、五四〇
同　三年	二一、六四八	四五、七四〇	四八、八七	五六、六三六
同　四年	二三、七六二	七四、九九五	五、〇九七	六八、七一七
同　五年	四〇、七八二	六三、七六六	四、九八二	六三、一七九
同　六年	三〇、三八六	一三七、三七七	五、四六八	九一、〇四五
同　七年	三〇、九七六	一三四、九〇二	五、九九四	一三一、〇六九
同　八年	三六、三一四	一六六、八五五	五、七七五	一六四、九九九
同　九年	二九、四二九	二〇一、九三三	六、七二三	一八三、一〇二
同　十年	三〇、〇八一	一五六、〇〇八	六、三二八	一八二、六〇六

同	十一年	二八、九四一	一六五、八五六	六、九三八	一八一、五三七
同	十二年	三二、二四三	二二八、四四四	七、一四八	二一四、五六七
同	十三年	三三、〇五四	一八七、一八五	七、八七五	二三三、五二五
同	十四年	三五、三三三	一九二、九七九	七、一四七	二一五、二九〇
昭和	元年	三二、〇七二	一八三、二二一	七、六八六	二〇〇、九六六
同	二年	三四、八四六	二七一、二六三	七、六四三	二〇九、七五二
同	三年	四一、八八一	二八三、三六三	八、六七七	二〇七、七五三
同	四年	四一、二九七	三四三、四四三	八、七〇三	二六三、八二一
同	五年	四七、六六六	一、九〇七、五四八	二一、五一七	五九四、三七六
同	六年	四六、一一七	二、一三一、一三八	二八、三三〇	一、二四六、六七七
同	七年	三二、九七九	一、一五九、四四三	二二、一一〇	一、七六五、〇五七
同	八年	四四、〇二〇	一、〇四七、一一四	二〇、六五九	一、一五一、二九三
同	九年	五一、〇四〇	一、〇三三、三八九	二〇、六五四	一、一三一、二五九

爲替取扱數

爲替取扱數

年度別	內外別	內國爲替		外國爲替	
		振出	拂渡	振出	拂渡
明治三十五年		七四、八三九	九九、二九五	一三四	一八九
同　三十六年		八〇、九四八	九五、六四八	二一八	六〇〇
同　三十七年		六七、五七一	九三、八五九	一五	一、五〇八
同　三十八年		七七、六四八	一〇五、二八五	九四〇	一、七二三
同　三十九年		八七、四二四	一一一、三八三	一、六二七	六、五八六
同　四十年		九一、五四三	一〇五、五一八	三、三一五	一三、一九三

同　四十一年	七八、九八〇	九三、八七九	七四五	九、一八二
同　四十二年	八七、三六七	九五、八四三	八五五	八、七四〇
同　四十三年	九一、四八七	一〇〇、〇一七	二、七九六	八、〇五八
同　四十四年	九九、二六二	一一〇、三六八	四一九	六、四九五
大正　元　年	九四、九六三	一一九、二六九	一、三〇七	七、三九五
同　二　年	一〇二、八八七	一三三、〇三八	一、八六四	七、〇八六
同　三　年	一〇一、一〇三	一二六、〇一八	一、九七六	六、四四七
同　四　年	一三七、九一八	一三二、一一六	七〇七	五、七七一
同　五　年	二一七、二三六	一五五、六七三	一三三	六、七一六
同　六　年	二五七、一〇九	一九三、二六三	一七三	八、三五五
同　七　年	三〇二、四二九	二一〇、一七五	二、四〇五	六、九六五
同　八　年	四三三、三一七	三八五、五五六	一、八三四	一〇、二五〇
同　九　年	三三〇、九〇三	三六〇、二三六	三三四	一〇、四一七
同　十　年	三八五、六九八	三八八、二九〇	一、三二八	四、六七八
同　十一年	四一五、四〇一	三八六、九五〇	三、一八〇	七、五三〇
同　十二年	四七八、九三五	四五九、五九三	一、六〇五	一〇、二七六
同　十三年	四四三、三八四	四九八、三二〇	一、一九四	七、三二九
同　十四年	四八四、六五八	九六二、二七九	三、八五七	三、三九三
昭和　元　年	四七〇、五七三	八八四、五八八	八五六	四、二六七
同　二　年	四四六、〇九三	九一三、一一六	二、五二七	三、六五七
同　三　年	一四六、五九八	九〇九、一三九	二、三一三	五、八五四
同　四　年	三五六、四〇七	八九二、一五八	二、三五八	七、一三六
同　五　年	二八九、三一三	七〇四、〇五六	四四六	二、五六八
同　六　年	二七三、四七四	六四八、四一四	一、五一七	一、三七七

歷代局長

歷代局長

同七年	二八二、七三〇	五六四、三五六	一、一〇三	二、七八八			
同八年	二七八、八八八	七一〇、二六四	一、二八二	二、一八七			
同九年	二七三、四八二	六九六、一九九	八七	二、五三八			

上田郵便役所及郵便局時代

自明治五年七月一日至同九年九月一日	取扱役	柳澤太郎兵衞	自同十九年四月廿二日至同十九年十一月廿六日	局長	塚越忠邦
自同九年九月二日至同十五年九月廿二日	取扱役	飯島七郎兵衞	自同十九年十一月廿七日至同廿三年五月十五日	局長	渡邊立節
自同十五年九月廿三日至同廿四年十一月九日	局長	飯島保作	自同廿三年五月十六日至同廿六年四月四日	局長	大谷定興
自同廿四年十一月十日至同廿七年十二月十日	局長	飯島孝三郎	自同廿六年四月五日至同廿九年六月五日	局長	辻靜也
自同廿七年十二月十一日至同廿九年七月卅一日	局長	飯島保作	自同廿九年六月六日至同廿九年七月卅一日	局長	下山良太郎

上田電信分區及郵便局時代

自明治十一年五月一日至同十二年七月七日	主務	須田忠諒	自明治廿九年八月一日至同廿二年四月廿七日	局長	下山良太郎
自同十二年七月八日至不詳	主務	杉浦胤賢	自同廿二年四月廿八日至同廿五年七月二日	局長	鈴木金次郎
自同不詳至同十五年五月三十日	主務	萱野義方	自同廿五年七月三日至同廿六年三月卅一日	局長	岩崎慶次郎
自同十五年五月卅一日至同十八年七月三日	主務	樋野政治			
自同十八年七月四日至同十九年四月卅一日	主務	村山安行			

上田郵便電信局時代

自明治廿六年四月一日至大正十二年二月六日	局長	岩崎慶次郎			
自同十二年二月七日至同十二年二月廿八日	局長心得兼務	鹽澤確三			

自同	十二年	三月	一日	局長	宮崎鑛三郎
至同	十三年	八月	十八日		
自同	十三年	八月	十九日	局長心得兼務	飯田哲
至同	十三年	九月	九日		
自同	十三年	九月	十日	局長	吉岡良一
至同	十四年	五月	十三日		
自同	十四年	五月	十四日	局長	島田整一
至昭和	五年	九月	廿三日		
自同	五年	九月	廿四日	局長	松永賤松
至同	七年	四月	六日		
自同	七年	四月	七日	局長	水野彦三郎
至同	十一年	十一月	十四日		
自同	十一年	十一月	十五日	局長	風間菊雄
至					

（上田局資料）

第四章　諸官衙

第一節　東京鎮臺第二上田分營

東京鎮臺第二分營

明治四年八月十八日、政府は東京、大坂、東北、鎮西の四鎮臺を置き、東京鎮臺は新潟、上田、名古屋の三所に分營を設置する事とし、其第二分營は我上田町に置かれた。此上田分營には、東京鎮臺、常備兵第十四大隊に屬する二小隊が駐屯して、信濃一國を管した。

上田分營駐屯兵

上田分營兵來着

明後九日東京より鎮臺の兵當所に着に相成候に付、不ニ取敢一上田町より加澤村迄道筋村町此旨相心得居可レ申候事

十二月七日

元上田縣

追而早々順達留より可ニ相返一候

（柳澤史料）

上田分營の實現

之れは上田町より加澤村迄北國往還筋の村々に順達された元上田縣の觸である。之に據ると上田第二分營に東京鎮臺兵が到着したのは、明治四年十二月九日で、分營の實現は此時である。

分營舍は今迄上田縣廳と成つて居た屋形と決定し、同月十六日此所に移ることゝなり、分營軍人は屋形表門より玄關通りに出入する事と成つた。此月十二日の觸に

第二分營明後十六日より廳中に移住、正門より玄關通り出入相成候、就ては中仕切門〆切り候間官員始め惣て裏門通り時斗之間口昇降可レ致事

とあつて、此十六日迄は、分營軍人は、九日上田着後市内に宿泊して居たのである、菱屋、手筒屋などは其旅舍であり、時の分營長乃木少佐等も、旅宿に滯在して居た。

上田城郭請取　兵部省所轄と成つた此上田城郭は十二月十九日陸軍少佐乃木希典（上田分營長）即ち後に軍神として崇められるゝに至つた乃木將軍の手に由て請取濟となり、同時に、以後二ノ曲輪以内に、普通人は、猥りに入る事を禁ぜられた。松代城は乃木分營長出張して翌明治五年正月廿九日請取濟となり、高遠城は上田第二分營より文武省少丞山形頼輔出張し、同五年二月九日之を請取り、其より直に飯田城の請取に趣いたのである。

上田城郭請取

信州諸城郭は上田分營之ヲ請取ルヿ

分營所在地

十二月廿七日上田廳より「是迄の廳は殘らず分營に引渡したから、明廿八日より從五位樣（舊藩主忠禮）舊御住居の中に移廳して事務を取扱ふ故、役人又は呼び出された者は、厩裏棒杭標の所から出入せよ」と觸れた所を見ると。第二分營が置かれた後にも、大參事以下の元上田縣官員執務の廳所は、猶上田屋形内の一部に在つたことが知られる。

兵士調練場　上田藩にては、明治三年五月二日、かつて小泉曲輪に設置せし調練場を廢止して、屋形門前の廣場に新設したが、分營兵士調練場としても亦使用された。

城濠に就ての注意　明治五年二月廿日上田廳より

東京鎭臺第二分營に城郭幷舊縣廳引渡候ニ付、右に附屬之堀々ニ塵芥取捨幷殺生致候義可レ爲ニ禁止一候條、萬一心得違之者於レ有レ之、分營より處分可レ受候ニ付違失無レ之樣可レ致事

城濠に就ての注意

明治五壬申二月廿日　上田廳

火藥庫武庫ノ設置

火藥庫武庫設置　明治五年二月晦日、分營新設の火藥庫、武庫が城郭內二ノ丸西南に出來上つた。此時右に依り、長野縣より、火藥庫所在地三里四方の地域內に於て發砲することを禁じた、此時の縣達示は次の如であつた。

火藥庫四方三里以內發砲禁止

今般鎭臺分營に於て、上田城郭內に火藥庫建設に付、四方三里以內發砲之義堅く禁止候條、此旨可ニ相心得一候事

壬申二月　長野縣廳

（御布告留）

此火藥庫の周圍には境杭を設け、且必要なる注意事項を認めた高札を建てゝ置いた。然るに何者の亂暴惡戲か、堺杭は切る、高札は取り捨てるといふ事が起り。分營にては其都度、上田町の當局に、右樣亂暴なきやう、注意せられん事を申入れたが、其詮無く、遂に高札二本共に、何處へか持ち去て了つた。分營では、度々の事、然も町當局に申入れても、不取締なるを立腹し、長野縣廳に向て、上田町當局の不取締を至急取調、嚴重の處置を執られたき旨を申入れた。依て縣は早速右分營よりの掛合の趣を、上田戶長藤井淡水に通じ、區內に此の如き不心得の者無ゝ之樣嚴重に達せしめ、且右犯人判明の上は速に屆出づべきを嚴達した。（橫關史料布告版）此樣な亂暴が何故度々繰り返へされたのか、或は分營兵士に何か反感を有つて居ての事か、或は三里四方內で、發砲を禁ぜられたのを不都合に感じてからの事か、又は白痴の惡戲か、今知る由もない。

火藥庫への亂暴不取締ニ付ク營立腹ス

分營廢鎭

分營廢鎭　町用所日記に據れば、其明治六年五月二十一日の記錄に

明日東京鎭臺第十四大隊上田屯所發足御歸京に付、人足多分入用に付、御規則之通助鄕村々に觸當るとあるに由り、上田分營が廢鎭せられ、駐屯兵の東京に歸る事と成つたのは、明治六年五月二十二日と

認むべきである。

當時の分營兵士　徴兵令は明治六年正月九日の發布であるので、此時の鎮臺常備兵は、今日の如き兵隊ではなく、諸藩士中より徴募せる者であつたのである。

第二節　上田警察署

盜賊改補助役

藩政時代には警察事務は、盜賊改が主として之に當つたのである。弘化四年二月には盜賊改補助の者が新設され、盜賊改所用向申付として、其役を命ぜられたのである。此時町分にては原町年寄瀧澤民之助。紺屋町年寄金澤吉郎兵衛、海野町年寄齋藤佐五兵衛、横町年寄飯島七郎兵衛、鍛冶町年寄田口平八の五人。在分にては割番庄屋の內にて都合二十六人が命ぜられた。此等盜賊改補助役の者には捕繩を一筋づゝ渡し、尚三、四筋豫備を拵へ置かしめ、盜賊火附等の事あつて火急の際には、盜賊改に申出づるに及ばず、直に捕繩を目明共に渡し、同時に最寄の穢多共に指圖して、曲者を捕へさす事を申付けた。曲者捕縛の上は、其繩は取り上げ置く事とした。此事を申付けし際、盜賊穿鑿捕り押へ方に就ては、同役の者隔意なく申し談じて盡力すべく、殊に殺人、强盜、放火の類に專一に心懸くる事、又此用向を勤むるに當り、權威ケ間敷擧動あるべからざる事、可成すべて隱密に取計ふべき事等の注意を與へ、猶此用向を申付けしは、畢竟下々の難儀を除き、御領分內靜謐ならんことを圖る爲なれば、小前共の差障りにならぬ樣、充分心懸けて貰ひたいと充分注意する所があつた。（問屋日記）

藩治職制に據れば明治の初頃は、非違、糺彈、巡邏、警戒等の事務は、司憲廳（後司憲司）に領事大監察小監察下巡視等の職を置いて之に當らせた。明治四年六月上田藩は、管內に巡邏警察の法を行はんことを彈正臺に出願して許された。依て熊本藩長野潛平を聘して學校教諭とし、其講習を受けさせた。長野の上田滯在は、七月二十五日から二十日間程であつた。此頃の巡邏心得書は、當時の警察狀態を知る一資料と

なるべきもの故に、次に記して置く。

一草間に潜伏し、山野に起居し、惣て險難を跋渉するを苦情とせず、職務を擧ぐるを以て肝要と致し候事

一市在の者に對し猥ヶ間敷は勿論、雜言相愼み、若不レ得レ止の節は禮節を以て、溫言掛合可レ申事
但萬一下方の者より無禮の擧動有レ之候共、固より無智の小民に候得ば、可レ成丈寛大に取計ひ、難二捨置一節は歸藩の上民政掛役員へ相達し可レ申事

一一同禮節を守り言語進退起居等に至る迄、聊も粗暴の振舞無レ之相互に厚く心付可レ申事

一地理の儀は晝の內に心掛置、夜に入候共可レ成丈案內相賴申間敷事

一巡邏中怪き者有レ之候はゞ、尋問の義は惣て役員にて取扱可レ申、其外粗忽の義無レ之様可レ致事

一出張先にて訴訟ヶ間敷申出候はゞ、附屬の役員に申達し其指圖に任せ可レ申事

一村內夜分巡邏可レ致箇所へ、晝の內割符相見せ候事

一忍び巡邏の趣意に候得ば晝休憩致候事

一夜間は持場村々綿密に忍廻り可レ致候事

一野荒しは勿論、牛馬犬鷄等に至る迄脅し申間敷事

一飲酒嚴禁之事

一何に寄らず私用にて村民を使ひ候儀、決して致間敷候事

一出先にて私用に罷越候儀不二相成一候事　但し趣意柄に依り差免し候事

一詩吟大聲致間事

一土地柄に寄り自由相足り候共、猥りに立寄り並に事實不レ得レ止の外買物等致す間敷事

一場所柄に寄り草鞋其外買物等の節は、附屬役員へ申出、一纏にいたし其所へ役人相賴み買入可レ申

事。但夜中差支無ㇾ之様、書の内に用意いたし置可ㇾ申事
一自然病氣の者有ㇾ之時は、或は役人宅相頼み一人附添殘し置可ㇾ申事　（御布告留）

上田警察署の廳舍

明治九年九月始て上田警察署が置かれ、原町元問屋瀧澤助右衛門宅の一部を借りて其廳舍に宛てた。其後廳舍は明治十三、四兩年度に亘り小縣郡内有志者より金七千圓の寄附献納があり、之に依て金八百圓を以て、上田房山二六五六番地に廳舍の敷地八十五坪一勺を購入し、五千五百圓を以て廳舍新築費に宛て、同十四年四月竣工して此處に移つた。然るに、此廳舍も多く年所を經、腐朽且狹隘を告ぐるに至りしかば、上田市より大字常入五十一番地の内七百坪一合八勺五の地所の寄附を得、工費三萬五千五百五十八圓二十三錢を以て大正十四年一月起工し、同年十一月八日廳舍及署長官舍の竣工を見此處に移轉した。寫眞は此廳舍である。

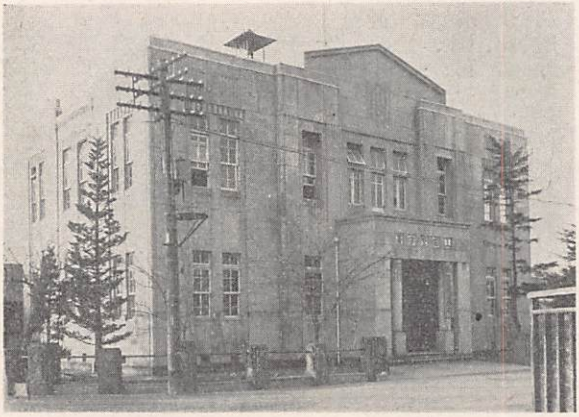

大正米騒動

上田警察署設置以來の出來事で、他署に迄應援を乞ふて、大事に至らしめなかつたのは米騒動の時であつた。

大正七年八月九日富山縣に於て、漁夫の家婦等米價の暴騰に由り生活に究し、救助を乞ふべく同市役所に迫り、市に於て狼藉せしことあり、此事新聞紙上に發表せらるゝや、他地方にも暴民蜂起せること、諸新聞紙に依りて報導せられた。此頃當上田地方も民心動搖の色ありしが、騒擾は日を追ふて各地に波及し、其模様新聞紙に依て誇大に報導せられ、八月十八日には長野市に於て、前夜遂に騒動起り米穀商を襲ひ暴行を敢てし、警察署及市内

商店に對して投石又は暴行せし由を傳聞し、一般民衆不穩の狀を呈するに至つたので、上田警察署は之に對して警戒する處ありしが、十八日正午に至り、米價の暴騰に依り大なる利益を得たる第一人者と噂されて居た、松尾町米穀商宮入治作方に、押寄すべし或は燒打にすべしなどの流言蜚語が喧傳せられた。故に上田署は午後六時管內巡査の非常召集を行ひ、尙他署に向て應援を求め、午後七時より市內の要所の警戒に當らしむる事とした、同時に又市內消防組頭十五名を召致して、放火暴行等の警戒自衛の方法を懇諭した。此日午後七時頃宮入穀店に一名の泥醉漢來り、米の廉賣を强要したので、折柄警戒中の巡査其醉漢を退去せしめしも、動搖せる民衆は忽ち數百人の群集と成り、不穩の狀態を呈した、依て一面各要所に配置せる巡査に命じて、多人數の佇立を禁じ諭解に勉めしめ、同時に不穩の動作ある者をば引致して夫々檢束した。

十九日も猶引續いて嚴重警戒に從事し、九名の檢束者があつた、二十日には檢束者一名のみにて平穩に歸した。

此等の檢束者は、拘留十五日又は二十九日に處せられた。此時上田署員五十二名、他署より應援したるは、丸子署六名、警察部七名、岩村田署五名、小諸署三名、臼田署五名であつた。

警察管內區域の變更

管轄區域の變更

上田署の管轄區域は小縣更級埴科の三郡なりしが、明治二十二年五月には小縣郡內のみの管轄となり、別所分署（明治廿一年七月廿八日新設）、丸子分署を置きしも、丸子分署は大正十五年七月廢されて此分署を廢し警部補派出所と成り、後昭和二年二月一日丸子警察署を置いて丸子町外二町八ケ村を管轄する事と成つた。依て上田署の管轄區域大に縮少し、隨て警察事務の敏活を加ふるに至つた。猶別所分署は大正三年三月十三日巡査部長派出所となり同時に浦野にも巡査部長派出所を置いた。次に上田警察署設置以後の歷代署長を揭ぐる事とする

氏名	就任年月日
警部 横田數馬	明治九年九月
同 小林尙行	同 十四年
同 近藤磐	同 十七年
同 五十嵐小彌太	同 十八年二月十三日
同 中川四郎	同 廿一年
同 肥田野五郎	同 廿四年一月廿二日
同 相澤重之助	同 廿五年四月十五日
同 藤田彌十郎	同 廿九年六月十三日
同 伊藤彌一郎	同 廿九年十二月十八日
同 宮澤宗三郎	同 卅年九月廿八日
同 樋野市三郎	同 卅一年十二月七日
同 酒本勇四郎	同 卅六年三月廿五日
同 和田竹四郎	同 卅六年九月二日
同 藤根新太郎	同 卅七年四月九日
同 野々山彌太郎	同 四十二年一月十日
同 中野卯三郎	同 四十四年五月廿四日
同 水田正壽	大正二年十二月廿日
同 羽生秀三郎	同 六年二月廿六日
同 野溝健次郎	同 七年四月廿六日
警視 諏訪好正	同 八年三月十五日
同 羽生秀三郎	同 十一年七月廿七日
同 長山謙吾	同 十三年十一月十二日
同 西澤繁右衞門	同 十三年四月八日
同 窪田義章	同 十三年十二月十七日
同 雨宮以衞	同 十五年八月十三日
同 百瀨清水	昭和三年八月二日
同 小松吉治郎	同 四年十月十一日
同 田原肆郎	同 五年八月十五日
同 清澤房人	同 六年十月廿二日
同 櫻井寅治郎	同 七年一月十六日
同 降旗郡平	同 七年八月八日
同 柳澤兵衞	同 八年十月廿日
同 加々美輝	同 十年六月十七日
同 廣瀨淳	同 十一年九月七日
同 矢島義樹	同 十三年一月廿九日

第三節　上田監獄署

明治十年佐久郡岩村田役所、同郡御影局に屬する獄舍及長野縣獄舍を移し、九月上田町の東常入字井

上田外役所

戸尻に、監獄を設置して上田監獄所と稱した。同十二年上田監獄署と改稱し、同十六年には長野監獄署の上田外役所と成り、長野縣監獄本署上田外役所と稱し、上田及岩村田の兩區裁判所に於て、刑期六ケ月以下に處せられたる囚人を、此處に收容拘禁することゝ成つた。然るに土井尻の地は濕潤にして、健康に不適當なりしかば、上田町字片平町舊上田地阯二ノ丸入口北方の地を買ひ入れ、此處に新築せんとし、明治十七年一月上田町當局に交渉し、其盡力に依り、敷地四千百六十九坪余の地に獄舍を新築し、翌十八年三月竣工し四月此所に移轉した。場所替の時、上田町外二ケ村戸長役場よりの達示は次の如くで、二ノ丸橋の出來る以前の、公園への道路の變遷を知る好資料である。

横町裏監獄濕地ニ付、場所替ニ及ビ度旨、其係より談判有レ之、然る處舊二の曲輪東大手北之方畑地買受設立致度赴、尤本丸にの道路は、松平學校の前よりから堀を埋め新道を開き、北之方舊樹木屋敷の角より、百間堀東之方へ新道を附け候はば、不都合に有レ之間敷候事　（横關史料布告版）

上田監獄支署

此時に上田外役所の名を改めて上田監獄支署と稱し、刑事被告人及刑期一年以下の囚人を拘禁することゝ成つた。同十九年十月に上田監獄と改稱し、同二十一年以後には輕罪囚は刑期一年以上の者も亦收容することに改つた。同二十三年には又上田監獄支署と復稱し、同三十六年四月に長野監獄上田分監と改めた。大正十一年長野刑務所上田支所と稱し、同十三年上田出張所に縮少し、刑事被告人拘留刑、及十五日未滿の勞役場留置者を收容することと成つた。昭和三年三月上田區裁判所西方に改築して移轉し、同四年十二月上田刑務所と改稱し今日に至つた。

上田分監

上田刑務所

上田分監時代籍別在監者

上田分監籍別在監者（自大正元年至同八年）

年次	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
籍別								
本縣人 男	九六	一三二	一〇五	一一二	一三一	一四七	一三四	一三二
女	四							

他府縣人	男	六七	四九	三三	三〇	三四	二九	七七	七八	
	女	二								
無籍人	男	一								
	女									
合計	男	一六七	一八一	一三八	一四三	一六六	一七八	二一三	二一〇	
	女	六								

同在監人別

在監人別

年次 人別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
刑事被告人 男	三	五	一六	四	一〇	三一	一八	一〇
刑事被告人 女						二		一
囚人 男	一五八	一七三	一二一	一二九	受刑 一五四	一四三	一九三	二〇〇
囚人 女	六							
勞役場留置 男	三	四	一二	九	二	二	一	
勞役場留置 女								
合計	一七〇	一八一	一三八	一四三	一六六	一七八	二一三	二一一

歷代所長

大正八年以後ノ所長

自大正三年十一月十三日 至大正八年四月二十九日	分監長	看守長	金澤公炳
自同日 至大正十年一月十八日	同	同 從七位勳七等	前田政之輔
自同日 至大正十二年六月九日	同	看守長	境外次郎
自同日 至大正十三年十二月二十日	支所長	同	長谷川源作

自同日	主任	看守部長　青柳正利
至大正十四年五月二十一日		
自同日	同	同　射手　新
至昭和四年十二月二十七日		
自同日	支所長	看守長　辻　多七
至昭和七年九月十五日		
自同日	同	同　齋藤　清
至昭和十一年五月七日		
自同日	同	同　戸倉一夫

第四節　上田區裁判所

上田區裁判所

明治九年に地方裁判所を松本に置き、長野、松本、飯田等に區裁判所を置いた。同十年一月に松本裁判所に於ては、管内信濃國は山岳多く、交通不便にて、往復に時日を費すこと多し、故に裁判所も現在設置の支廳區裁判所のみにては、人民の不幸不便尠くない、故に信濃國小縣郡上田町にも支廳を設置して、裁判區劃を變更して、人民に便せんことを上申して許可され、同年三月一日上田町に、上田支廳上田區裁判所が置かれた。之れが上田に裁判所の出來た創である。

廳舍の移轉

此頃の廳舍は、舊館内の一部を假廳舍としたが、同十二年十一月新參町の新築廳舍竣工して此に移轉した、同三十一年改築の時は一時鍛冶町の月窓寺を假廳とせしが、十二月改築成りて舊に復した。

明治十六年二月より、長野始審裁判所上田支廳及上田治安裁判所となり、同二十三年十一月長野地方裁判所上田支部及上田區裁判所となり、同三十六年支部廢止となりしが、同三十八年四月一日上田支部を復活し、豫審事務に限り取扱ふことに成り、同時に岩村田區裁判所の管轄區の刑事体刑事件をも取扱ふやうに成つた。大正二年四月岩村田區裁判所を廢せし時、其管區南北佐久二郡をも、上田區裁判所に併

合された。後同六年に岩村田區裁判所復活となり、管區は舊に復した。

上田區裁判所出張所　登記事務を取扱ふ爲めに左の各地に出張所を設置した。

丸子出張所　明治二十年五月丸子村上丸子に置いた。

浦里出張所　明治二十九年十月浦里村浦野に置き、浦野出張所と稱したが、大正八年に改稱した。

縣　出張所　明治三十二年十月縣村田中區に置いた。始め田中出張所と稱したが、大正八年に改稱した。北佐久郡で出張所の管轄に大正五年以來入つたのは北御牧村である。

中鹽田出張所　明治三十四年九月中鹽田村本鄉に置く、初は本鄉出張所と稱したが大正八年に改稱した。

上田區裁判所に於て取扱つた刑法犯罪種別中件數の多き者を表示する。

種別	年次	大正二年	同　三年	同　四年	同　五年	同　六年
放火及失火		一七	一	一	（一一略）	（一七略）
文書僞造		一	九	四	八（六略）	一
賭博富籤等		四〇	一八	一四	五三（八〇略）	一九（五五略）
傷害		二	三	三五	三八（三一略）	二（三一略）
窃盜、强盜		一三七	一三九	一三三	二三	一〇七
詐僞及恐喝		二九	三八	三七	四三	一八
橫領		一三	一三	一三	一七（一略）	一〇
贓物		一六	一三	五	一一	五

刑の執行猶豫の寬典に處られし者。表中の括弧内の數字は檢事請求に依る者の數である。

年次	大正二年	同　三年	同　四年	同　五年	同　六年	同　七年
執行猶豫者數	五一（三三）	九四（四八）	七〇（三四）	二九（九）	二三（四）	一八（八）

猶豫中犯罪者數　四六五四四五四

小縣郡役所

第五節　小縣郡役所

明治十二年郡區町村編成法實施せられ郡治復活し、郡役所が各郡に設置せられし時、小縣郡役所は上田町新參町に建築され、二階建で當時に於ては、頗る宏大の郡衙であつた。然るに此廳舍も建造以來四十餘年を經過し、漸く朽損の度を加ふるに至り、多人數集合の際などには、危險を感ずるのみならず、郡事業の膨脹するに隨ひ、從業吏員の數も追々增加し、甚く廳舍の狹隘不便を覺えたので、大正九年二月小縣郡會は、之が改築を望む旨の意見書を縣に提出し、翌十年二月開會の郡會又再び郡廳舍改築のこと、速に相當措置を希望する旨の意見書を提出せしが、大正十一年二月小縣郡會は、郡廳舍改築計畫成れるを以て、十二年度始めより其起工に着手し、竣工期を可レ成速かならしめん事を、望むとの意見書を提出した。於レ是縣は



（舊郡役所）



（新築郡役所）

小縣郡會の意見を尊重し、大正十一年四月、上田市常田區權現坂上の地に改築工事を起し、爾來工を急ぎ翌十二年竣工を見るに至つた。木造二階造の宏壯なる建物であつた。此新廳舍建物を利用し、信濃教育會小縣部會が兼て企圖せる、小縣郡上田市史料展覽會を此所に開催した、此會に出陳された諸種の史料は、無慮二千二百餘點に達し、大正十二年四月、二十一日、二日、三日の三日間、觀覽者場に滿つる盛況であつた。然るに此年には既に郡制廢止に依り、郡役所も亦廢されたので、郡廳舍も其要なきを以て、此建物は以來、郡聯合事務所として使用せられ、今日に及んで居る。



第六節　上田稅務署

明治二十二年各郡郡役所々在地に、府縣收稅部出張所の置かれた時、上田にも出張所が設置された。之れが此署の濫觴である。同二十三年には府縣直稅間稅分署と改稱、又同二十六年十二月には、收稅署と改めた。同二十九年に收稅の事務を府縣より分離し、稅務管理局と稅務署とに依て其事務を執る事となり、松本稅務管理局が置かれ、上田收稅署は上田稅務署と改稱されて其下に屬した。其頃の上田稅務署の管する處は小縣一郡であつた。其後官制の改正に依り長野稅務監督局の所管となり、又大正二年六月の稅務監督局及稅務署の官制改正が行はれ上田稅務署は名古屋稅務監督局の下に屬して、小縣郡の外埴科郡を管する事と成つた。

廳舍は、最初新參町元郡役所の西隣に在つたが、明治四十二年九月には、同町の上田中學校堀際の地に新築し之に引移つた。其後此建物も改築を要するに至りしかば、昭和七年地を市の東方常入に相して新に建築し、昭和七年十二月廿日新廳舍に移轉した。

左に大正二年より同七年に至るまでの、本署取扱收稅の各種目稅金滯納者數の年次人員、及大正八年より昭和十年に至る間の、國稅各種目收入歩合年次表を揭げて、納稅成績狀況の一斑を知る資料とする。

國稅滯納年次表（自大正二年至同七年）

種目＼年次		大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
地租	督促令狀	一二〇	三六四	三七一	九二	九二	
	財産差押	四〇	八九	八八	三九五	三	
所得稅	同	二〇	七二	二六六	一二	七三	八九
	同	二	八	三	五	五	一
酒稅	同	二	一				
	同						
醬油稅	同	八	五五	七		二	
	同	四	四				
營業稅	同	五〇	八五	一五	五八	一六	一七
	同	三五	二九	七	〇	一	
賣藥營業稅	同	一	一〇	一〇			
	同	四	六	四	一	六	
鑛業稅	同	五	三	三	三	三	二
	同	一	二	二	一	六	三
相續稅	同	三〇	二一	一三	一二	一三	一六
	同	一	四				

國稅收入歩合表（自大正八年至昭和十年）（一）

種目＼年次	大正八年度	大正九年度	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度
第三種所得稅	一、八九九	一、九三	一、九四	一、九五	一、九六〇	一、九五五	一、九五三	一、九六二	一、八九二
田租	一、〇〇〇	一、九九九	一、九九六	一、九九九	一、九九二	一、九九三	一、九九一	一、九九一	一、九七三
畑租	一、九九五	一、九九八	一、九九五	一、九九四	一、九七五	一、九六四	一、九六七	一、九七六	一、九五〇
宅地租	一、九九二	一、九七八	一、九八五	一、九八五	一、九八三	一、九六九	一、九五三	一、九四九	一、九一八
雜地租	一、九九九	一、九九八	一、九九四	一、九七〇	一、九八二	一、九六六	一、九二四	一、九八三	一、九三三
個人營業收益稅	—	—	—	—	—	—	—	—	一、七七七
乙種資本利子稅	—	—	—	—	—	—	—	一、九七一	一、八六八
鑛産稅	—	—	一、七三三	一、七三一	一、六二六	一、〇〇八	一、〇〇〇	—	—
採掘鑛區稅	—	—	—	一、八〇五	一、八六〇	一、四七三	—	—	—
試掘鑛區稅	—	—	—	〇	—	—	—	—	—
砂鑛區稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒造稅	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
營業稅	一、九九三	一、九九三	一、九九七	一、九七一	一、九七二	一、九四六	一、九七五	一、九五六	—
醬油造石稅	一、九七〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九八四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—
自家用醬油稅	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九六九	一、九八〇	—	—
賣藥營業稅	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—
戰時利得稅	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
個人臨時利得稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—

國稅收入歩合表（自大正八年　昭和十年）（二）

種目＼年次	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
第三種所得稅	一、九四六	一、九六三	一、八九七	一、八七七	一、七三六	一、九〇六	一、九〇六	一、九四六

田租	〃九九三	〃九八一	〃九四六	〃九〇八	〃八八八	〃九三八	〃九五四	〃九六八					
畑租	〃九八三	〃九八〇	〃九五二	〃八九〇	〃七七七	〃九五八	〃九四五	〃九七三					
宅地租	〃九一一	〃九五六	〃八五五	〃七七七	〃六七〇	〃八三一	〃八六一	〃八八七					
雜地租	〃九九三	〃九五九	〃九八四	〃九三〇	〃九二九	〃九八二	〃九七八	〃九八五					
個人營業收益稅	〃八〇四	〃八五六	〃七四五	〃六五六	〃六八二	〃七八三	〃八〇九	〃八八八					
乙種資本利子稅	〃九四五	〃九三五	〃九一二	〃八八四	〃八二八	〃九一六	〃八九三	〃九九八					
鑛産稅	—	—	—	—	〇	—	—	—					
採掘鑛區稅	—	—	—	—	〇	—	—	—					
試掘鑛區稅	—	—	—	—	〇	—	—	—					
砂鑛區稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
酒造稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇					
營業稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
醬油造石稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
自家用醬油稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
賣藥營業稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
戰時利得稅	—	—	—	—	—	—	—	—					
個人臨時利得稅	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇〇				

以上の表中、田租、畑租、宅地租、雜地租、第三種所得稅の五種目に就て、大正八年度より昭和十年度迄の收入歩合を見ると、大正八年の五種目平均歩合、九九五之に次で、翌九年の、九九三が納稅成績最良にして、其よりは逐年成績不良の傾向を示し、昭和七年度の五種目平均歩合、八一二、此前年度同六年度の、八六七が最も劣て居る。五種目中では田租十七ケ年平均の、九六九が上位で宅地租の、九〇八が下位に居る。

大正二年以降歷代署長

歷代署長

長久保得平	自明治四十一年十一月至大正五年六月	副司稅官
男澤源太郎	至同　九年十一月	同
川又忠元	至同　十一年四月	司稅官
鈴木梅太	至同　十二年一月	同
蘆澤平作	至昭和三年一月	同
遠藤久浪	至同　四年九月	同
戶部文治郎	至同　六年十二月	同
辻野秋太郎	至同　九年十二月	同
柏木諄	現在	同

長野縣蠶業試驗場上田支場

小泉曲輪に設立

第七節　長野縣蠶業試驗場上田支場

大正元年に第一原蠶種製造所として、上田町常盤城なる小泉曲輪の地に創立し、翌二年より事業を開始した。此處で製造した原蠶種は、無償で縣內蠶種同業組合、又は縣內蠶種製造者に配布したが、大正十一年には原蠶種の配布區域は、北信二市九郡と成り、同時に有償配付と成つた。桑接穗も昭和二年に無償配布を開始したが、同九年に至つて有償配付に變更した。

大正五年に修業期間七ケ月の男子部蠶業講習所を設置せしが、同七年に至つて期間を一ケ年に改め、翌八年には男子部を廢し、女子部講習所として、修業年限を一年四ケ月とし、昭和二年には又二ケ年に延長した。

場名は大正八年に、上田原蠶種製造所と改め、同十一年に長野縣蠶業試驗場上田支場と變更した。

上田原蠶種製造所
長野縣蠶業試驗場上田支場

事業

現時に於ける當試驗場の事業は原蠶種の製造配布、桑接穗配付、蠶業に關する試驗調査、蠶桑に關する講習講話、實地指導、講習生の養成等で、左の各部に分けて、此等の仕事に當て居る。

一原蠶部　原蠶種の製造と配布の事に從ふ

一試驗部　蠶品種飼育上蔟に關する試驗、及調査の事に從ふ

三桑園部　桑に關する試驗調査、及接穗木の配付等の事に從ふ

四講習部　講習生の養成に從事す

講習卒業生は六百四十九名で、內男五十三名女五百九十六名である

歷代場長

創立以來の場長（年月は任命の年月）

飯田耕平	明治四十五年四月	
增子德之助	大正二年一月	（事務取扱）
相田勝一	同二年四月	
井上伍鹿	同七年三月	（事務取扱）
水井壽一郎	同七年六月	
平石宇三郎	同十一年十月	
久保田正樹	昭和三年十一月	（事務取扱）
石井彌平	同四年一月	
矢澤鐵治	同七年一月	
瀧澤政衛	同八年十一月	
齋澤菊雄	同九年十二月	

第八節　上田小林區署

上田小林區署
上田營林署

明治十九年木曾大林區署設置せられ、同年八月上田町に上田派出所を置き、小縣郡内の國有林野を管轄せしめた。明治二十二年長野大林區署の所管となり、同二十四年八月上田小林區署と稱し、廳舍を新參町上田中學校前に建築した。後大正二年六月東京大林區署の所管に替り、東京大林區署東京營林局と改稱するに及び、上田營林署と改稱したが、小縣一郡國有林野を管することに變りは無い。

大正八年以後の經營事業

上田小林區署の植林經營の成績を見ると、大正七年頃までは、植樹種別中落葉松は、其數甚だ多きも、杉檜の如きは其數非常に少く、特に記すべき程に上らないやうであつた。然るに大正八年以降に於ては左表上田營林署調査に依ると、落葉松の數第一位に居るは從前と異なる所なきも、杉檜等の多くなつた事は、注目に値することである。

大正八年以後經營事業成績

一植林

國有林野の分

植栽樹種別	數量（本數）
落葉松	一、九七二、八五六本
杉	一九四、七七八
檜（サハラ）	五七、四五〇
扁柏	四七、八八〇
赤松（カシワ）	六六、二一二
櫟	三四、八八〇
栗外二種	一二、一三二
合計一、二一九、八八	二、三八六、一八八

公有林野官行造林地の分

面積	植栽樹種別	數量（本數）
八三一ha五二	落葉松	一、三六四、二三二本
	赤松	二六〇、二五〇
	楡	八四、六七〇
	杉	五一、六四〇
	芝栗	一四、三〇〇
合計　八三一ha五二		一、七七五、〇九二

二官行斫伐製品

素材賣拂材積	一一七m3〇六八
挽材賣拂材積	三m3八五九
木炭賣拂材積	二、四一五m3五五五
賣拂總額	六四三、三〇三圓
此官行斫伐事業經費總額	三七六、三二圓

水源地方の森林を保護し、以て水源を涵養して旱魃の年にも河水涸渇の爲めに、田地灌漑用水欠乏の憂なからしめ、又一面俄かの出水洪水のために、甚しき災厄を被むること無からしめんと圖りしは、古來注意せし事であつて、木曾御料林の發達の基は此に在つたといはれる。現在上田營林署管内にて、水源涵養林と成て居る長村、和村、西内村に於ける所在地、面積及護林方法は左表の如し。

上田營林署内の水源涵養林

所在村名	場所	面積	護林方法
長村	字菅平一、二一三のイ	三三町一二一四	擇伐法に依る、六十年生のもの一ヶ年伐採面積三町七二以下と定む
同	同	六町九〇〇〇	擇伐法に依る、八十年生のもの一ヶ年伐採面積二町二六以下と定む

和　村　大字和山六五一五八號の一二二七町三六一六　點狀擇伐法に依る四十年生のもの一ヶ年伐採面積八町〇五二一以下と定む

西内村　同　西内一七七四内　五一〇町八三〇〇　三分一區間伐法に依る、輪伐期百五十年

同　同　西内一七七四内　二四三町二三〇〇　同前

歷代署長

歷代署長氏名は

南德太郎　曾山直一郎　東海林鑛吉　三田村民藏　池内善二　奥石義智　堤時夫　金子貞治　渡邊浩

益淵誠美　遠藤儀治　現在

第九節　長野縣蠶業取締所上田支場

蠶業取締所上田支所

沿革

名稱の變更

名稱の改更　蠶絲業の發達するに伴ひ、自家用蠶種製造を廢し、蠶種檢査の必要を生じたるに依り、明治三十一年蠶種檢査法の實施と共に、設けられた小縣蠶種檢査所は本所の前身である。次で法の改廢に依り、同三十八年に小縣蠶病豫防事務所と改稱し、其後同四十五年蠶絲業法の實施に依り、蠶業取締所小縣支所と改め、更に大正十二年三月現名長野縣蠶業取締上田支所と稱するに至つた。

所在地の移轉

所在地轉移　蠶種檢査所は上田町片平町の民屋を借りて假所として居たが、不便且狹隘なりしかば、明治三十六年に上田町下河原蠶影町に土地を買收して敷地となし、此に新築移轉した、其より二十五ヶ年の長期此所で事務を執つたが、昭和三年に上田市内櫓下に地を求め地元及關係團体の寄附十一月工事に着手し、翌年五月工を竣へ此廳舍に引き移つた。

事業

事業

專ら蠶絲業の取締の事務に從事して居たが、大正十三年郡制廢止に依て、郡の事業たりし奬勵の事も、

蠶種檢査

併せて攪るに至つた。

蠶種の檢査　原蠶種の檢査は、蠶種を製造せる全蛾について、一蛾を二人の檢査吏員で顯微鏡檢査を行つて、有毒蛾は之を燒き棄て、普通蠶種は一部分（大体一）について檢査を行ひ、其結果有毒歩合が百分の一未滿の場合には、歩合檢査に合格とする。二%以上の者は全部之を燒棄する。猶有毒歩合が一%以上二%未滿のものは、再檢査を行ふことにして居る。

蠶種檢査成績

蠶種別	製造額等	管内製造額	顯微鏡檢査蛾數	顯微鏡延臺數	檢査期間
普通蠶種		三七、二六四、四九八	四、四〇三、五二三	三、〇三四	自六月十五日至十一月三十一日
原蠶種		六六五、七八四	六六五、七八四	一、二一二	自六月廿三日至十一月廿九日
計		三七、九三〇、二八二	五、〇六九、二九六	四、二四五	

原蠶種補正檢査

原蠶種の補正檢査　原蠶種に就ては嚴重な檢査を行ふのであるが、極めて微毒のものに至ては、發見すること能はざることあるに依り、其蠶種の一部分を取て催青發蛾させて、之を再び顯微鏡下に檢査を行つて居る。

原蠶種補正檢査

檢査數　一二〇、一七六瓦　　檢査吏員三六〇名　助手八八九名

豫知檢査

豫知檢査　蠶種を製造せんとする原蠶兒を、掃立から採種に至るまでの間に、掃殼蠶兒蛻皮蠶蛹等に就て、精細に檢査を行ふ。

豫知檢査

檢査鏡面數　八〇五〇〇〇　　檢査吏員八〇〇名　助手一、一四二名

桑苗檢査　桑苗の良否は、植付後の成績に大きな影響を來たすものである。故に本縣に於ては、桑苗格付檢査規則を制定して、檢査を施行して居る。

桑苗檢査數

移輸入苗	管內生産苗	計
一四〇、〇〇〇本	五六〇、〇一九本	七〇〇、〇一九本

以上は檢査期間昭和九年十一月十七日より同十年五月八日迄のものである。

蠶種檢査吏員養成　蠶種檢査規則を制定した當時は、蠶種母蛾檢査は男子吏員が專ら之れに當つて居たが、明治四十一年に法律の改正があり、檢定の上女子の吏員を採用することと成りしかば、本所にては年々女子吏員養成の事業を行ひ、四十一年始めて七十六名の講習終了生を出してより、昭和十年迄に合計九九二名を出し、檢定試驗に合格した者は採用されて、檢査の事務に當て居る。

奬勵施設　各種奬勵施設　郡制廢止以來、蠶絲業に關して改善奬勵の事も行つて來たが、昭和十年度の狀況は次の如し。

奬勵種目	面積	交付奬勵金
桑園整理改植混作	五〇、三九アール	五一、〇五圓
桑苗園設置	一、〇五二アール	五、二六〇圓
稚蠶共同桑園設置	七六一アール	一、八八〇圓
稚蠶共同飼育所設置	一ケ所	一、二〇圓

出張所設置　出張所　事務の進捗圓滿を期するために、管內に臨時出張所を設置して、蠶種の檢査及奬勵の事を行つて居る。此出張所は大正元年迄は泉田、中鹽田、丸子、長窪古町、神川、傍陽の六ケ所に置きしも現時は左表の如である。

出張所名	所在地	管轄	開閉期間	日數
塩尻出張所	塩尻村	塩尻村	自六月十五日 至十月五日	一一二日
神川同	神川村	神川、縣、和、嗣津、滋野、長瀬、鹽川、依田、丸子町、東內、西內、武石、和田、大門、長窪古町、長久保新町、豊里、龍城の三町十五ヶ村	自六月十五日 至十月十日	一一七日
泉田同	泉田村	泉田、室賀、浦里、青木	自六月十五日 至十月五日	一一二日
中塩田同	中塩田村	中塩田、西鹽田、別所、東鹽田、富士山	自六月十五日 至十月五日	一一二日

本所管內に於ける蠶絲業關係業者數（昭和十年度）

蠶種製造業者	蠶種賣買業者	生繭賣買業者	繭市場經營業者	製絲業者	桑苗生產業者	桑苗賣買業者	養蠶教師數	養蠶者數
三八九	五三	八三九	九	三三	三一	五一	三八	一四、六三

蠶絲業關係團体指導援助　本支所內に事務所を置くを許した小縣蠶業組合、上田市養蠶業組合、上小蠶絲業同盟會、小縣郡繭絲業組合、上小蠶種賣買業組合、大日本蠶絲會信濃支會小縣委員部、長野縣指導員協會上小支會、養蠶實行組合指導員上小支會等に對しては、事務其他に付援助を與へて居る。

本支所に勤務する職員、昭和十年度に於ては、技師一人、技手一〇人、主事補一人、蠶業取締吏員七人蠶種檢查吏員六二人、同助手八〇人、雇小使合て九人である。

第十節　長野縣染織講習所

長野縣染織講習所

大正三年度より同五年度に至る三ヶ年間、染織業普及奬勵の目的を以て、各郡市に開催した短期二ヶ月の巡回染織講習會の成績が頗る良好であつた。依て農商務省令に準據して、常設の染織講習所設置の事

を大正五年の縣會に提案して其協賛を得、同六年四月長野縣告示を以て、長野縣染織講習所規則が發布となり、講習期間講習生定員科別簡易科研究科等が制定され、九月には縣告示で長野縣染織講習所事務を十月一日より開始する事となつた。於是第一回簡易科講習生三十五名の入所を許可し、假の講舍として上田町常盤城なる元上田小學校の分教場校舍を借り受けて、此所で授業を開始した。



講習期間課目等は、創設以後屢々改められた。創設當初は期間は六ケ月で、課目は修身、理科、機織、染色、圖案、實習の六であつたが、大正十一年二月には期間を一年四ケ月に改め、養蠶製絲家事の三課を新加して九課目と爲した。此時より所外よりも專門の講師を聘用することゝ成つた。又實習期間と云ふを設けて、毎年五月より九月迄の五ケ月を以て、之れに宛てることゝした。昭和三年三月に至り縣令を以て本所講習規程を變更し、從來の女子講習生を男子に改め、修業期間を二ケ年に延長し、課目を修身、英語、數學、物理、化學、圖畫、圖案、機械學、原料學、機織法、分解意匠法、力機織、仕上法、實習、法規の十五とし、講習生定員を四十名と定めた。同十年四月講習規程が改り、試驗部と講習部との二部に分れ、從來の二ケ年制は一ケ年制と變り、入所者の資格を年齡十八歳以上で經驗有るものとし、定員は十五名以内と定め、講習は染色科と機織科との二に分けて、各專門に修業することにした。此時講習所受託作業規程の一部改正が行はれ、織色、染色、精練、整理、圖案、等の試驗並に受

託作業を行ふことゝ成つた。

講舍及設備は、年を逐ふて發達整備の域に達するに至り、大正十年十月上田市より新築工場二十四坪の貸與を受け、此所に二馬力の電力を引き込んで、八丁撚絲機及び附屬の設備を爲し、同十一年度に於ては、上田市より工場敷地の寄附があり、機織工場百八十七坪餘が建築され、猶又上田市より從來の講舍に大改造を施した上、敷地と共に長野縣に寄附された。於レ是敷地總坪數千百七十三坪、坪數五百五十六坪餘の建物は縣有と成つた。

大正十二年には染色工場其他宿直室小使室等附屬の建物が出來。昭和三、四兩年度に於て染色工場の增築及設備、力織機幅出機、霧吹機等の据附其他乾燥室汽罐室ボイラー等の建築工事が行はれた。昭和十年には上田市よりの寄附金で屋內張場製品倉庫が新築され、七馬力半モーター、加壓精練機が設置された。

現在（昭和十年末）此講習所に設備されて居る主要機械は

手織機　二十一臺　力織機　十六臺　絞織機　三臺　撚絲機　三臺　繰返機　四臺　整經機　一臺　絞切機　一臺　幅出機　一臺　霧吹機　一臺　霧吹用壓縮機　一臺　大幅染布機　一臺　加壓精練機　一臺　生絲引揃糊付乾燥機　一臺　フエルトカレンダー　一臺　七〇封度ボイラー　一臺　ミシン機　一臺　脫水機　一臺　電動機　二臺（二馬力一、七馬力半一）　化學天秤　一臺　水洗槽　二臺　精練槽　二臺　鐵製二重機　一臺　銅製二重機　二臺　其他顯微鏡等である。

卒業者郡市別調

創立以來各郡市別卒業生

男女 年度	自大正六年至昭和三年度十二ヶ年間 女子講習生	自昭和四年度至同九年度六ヶ年間 男子講習生	合計
郡市別	四名	一名	五
南佐久郡	一二	三	一五
北佐久郡	二三四	三九	二七三
小縣郡	一	二	三
諏訪郡	一	三	四
上伊那郡	五	二	七
下伊那郡	一二	一	一三
東筑摩郡			
西筑摩郡	五	三	八
南安曇郡			

以上の統計に就て見ると、藩政時代に織物の生産が多かつた、上田町、小縣郡内の村々、更埴地方に、本所の講習卒業生が多く出て居る事は當然の現象と謂ふべきであらう。

本講習所が各郡市に於て爲したる、講習講話等の回數及聽講人員郡市別は、左表の如くである。創立より昭和十年十二月迄

講習回數及受講者郡市別

區別	染色		織物		計	
郡市別	回數	受講者數	回數	受講者數	回數	受講者數
南佐久郡	一五	六一七	四	一〇四八	一九	七三一
北佐久郡	五	三五	二	四二	七	二六七
小縣郡	三七	二、〇〇七	四	六一〇	四一	二、六一七
北安曇郡	五	二八	一	六	六	三六
埴科郡	二	六一三	四	一三〇	一六	七四三
更級郡	八	四一一	七	一九九	一五	六一〇
上高井郡	七	三三三	一	三〇	八	三六三
下高井郡	六	二三八	—	—	六	二三八
上水内郡	二	一〇八	四	四四	六	一五二
下水内郡	二	一〇〇	—	—	二	一〇〇
下水内郡	五	二	一	五	六	二七
上水内郡	二	一〇〇	三	一〇〇	五	二〇〇
更級郡	一	三〇	—	—	一	三〇
埴科郡	一	二八	—	—	一	二八
北安曇郡	一	六	—	—	一	六
下水内郡	一	五	—	—	一	五
上水内郡	一	八	—	—	一	八
下高井郡	四	一〇	—	—	四	一〇
上高井郡	四	一〇	—	—	四	一〇
長野市	三	一一	—	—	三	一一
松本市	一	一一	—	—	一	一一
上田市	四二	一七	—	—	四二	一七
計	三九二	一〇四	—	—	三九二	一〇四

南安曇郡	一	六〇	三	五六	四	一六	下伊那郡	四	二八七	—	—	—	四	二八七
北安曇郡	一	四五	五	二〇三	六	二四八	長野市	—	—	—	—	—	—	—
東筑摩郡	二	一、二六八	二	三六	三	一、三〇四	松本市	—	—	—	—	—	—	—
西筑摩郡	一	四五	一	一四	二	五九	上田市	六	六〇一	七	五一〇	二	一、一一二	
諏訪郡	—	—	—	—	—	—	計	一三	七、三四九	四四	一、九七八	一七	九、三七	
上伊那郡	四	三九一	—	—	—	—								

歴代所長

歴代の講習所長名

津下深	自大正六年四月三十日	
	至同八年十月廿一日	
高橋辛	自同八年十二月十五日	
	至同十年四月廿三日	
伊藤義一	自同十年四月廿三日	
	至同十四年七月四日	
助川行道	自至十五年四月十四日	
	至昭和三年六月十二日	
藤澤廣胖	自同三年六月二十日	
	至同十年三月三十一日	
佐藤善吉	自同十年三月三十一日	

第五章　教育

第一節　初等教育

鄉學校の設立

鄉學校設立の奬勵

明治四年廢藩置縣の年七月十八日、大學を廢して文部省を置き、廿八日元民部卿であつた、大木喬任を文部卿に任じて、學政を管掌せしめた。此年長野縣は左の布告をなし、鄉學校設立を奬勵した。

今般每區便宜の地を見立て、鄉學校御取建に相成、一般人材教育の御世話有レ之候間左の件々厚く相心得可レ申、尤見込有レ之向は其趣旨可二申立一事

鄉學校費補助

一學校は寺院明家等相應之場處借受の積、尤新規取建候も不レ苦候間其旨可二願出一事

一學校入費として、一萬石に付、一石五斗の割を以て、官より御助成之事

就學兒童の年齡

一同斷官員一同身分相當出金、右利息を以て學校入費に充候事

一教師は讀書算筆出來候者、官より人選にて被レ置候事

學校費持高一石に付五合

一子弟は大凡七才より十五才迄とす。尤有志之輩は、年齡に不レ拘入門勝手次第之事

一村々持高一石に付、凡五合程の割を以て、出米致し入費に充候事

但他村より入門人有レ之候共、地の村にて取調書可二差出一事

一持高無レ之共、産業有レ之向は、其分限に應じ出金之事

一有志之者右定額の外、出金候者は官にて預り置、右利息を以て入費に充候事

但有故下げ金願出候者は、元金下げ遣はし候事

一每區出金高の多少に依り、雇入教師の品位も候儀に付、此旨をも可二相心得一事

一學校入費定額之外、有志之輩より、別段出金候者へは、他日の爲二證書一御渡相成候間、姓名金額別帳に仕立可二差出一事

大略右之通、猶箇條洩之儀は、追て可二相達一候間、村々に於て事柄辨別致候者、兩三人相選、右學校取建之方法見込相立可二願出一候事

右之通相心得廻狀早々順達止より返上可レ致者也

辛未十月十四日　　長野縣廳

學制發布の勅諭

此鄉學校設立奬勵の結果、上田地方に於て、如何なる計畫施設ありしか判知らない。けれども。一般人に子弟教育の事に就て、關心を有つに至らしめたものであらう。

翌五年八月二日學制の發布あり、同時に左の勅諭

人々自ら其身を立て其産を治め、其業を昌にして以て其生を遂ぐる所以のものは、他なし身を修め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず。是れ學校の設けある所以にして、日常言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政事天文醫療等に至るまで、凡そ人の營む所の事學にあらざるはなし。人能く其力のある所に應じ勉勵して之に從事し、然して後初て生を治め産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本とも云ふべきものにして、人たる者誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陷り、家を破り身を喪ふの徒の如きは、畢竟不學よりしてかかる過を生ずるなり。從來學校の設けあつてより、年を歷ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及婦女子に至りては之を度外に置き、學問の何物たるを辨ぜず。又士人以上の稀に學ぶ者も、動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立つるの基を知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虛談の途に陷り、其論高尙に似たりと雖も、之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず。是沿襲の習弊にして、文明普からず、才藝の長ぜずして、貧乏破産喪家の徒多き所以なり　是故に人たる者は學ばずんばあるべからず。之を學ぶには宜く其旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て學制を定め、追々敎則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民、必邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たる者宜く此意を体認して愛育の情を厚くし、其子弟をして必學に從事せしめざるべからざるものなり。

邑に不學の戸なく家に不學の人無きを期す

高等の學に至ては、其人の材能に任すと雖も、幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事

を下し給うて、大に學事を奬勵せられ、幼童の子弟は、男女の別なく、學に就くべきもの、而して其父兄たる者は、其を學に就かしめざれば、越度たりとして、幼童教育の義務が、其父兄に存するを、知らしめ給うたので、各府縣の當局者も、一般人民も、皆此趣旨に遵て、小學校設置の事、兒童就學の奬勵等に、競うて其力を盡すに至り、四民皆齊しく、小學教育を受くる事が、出來るやうに成つたのである。

四民皆小學教育をくるを得

學制發布の當時

明治六年四月全國を七大學區（五年八月は八大學區）二百三十九中學區に分ち其下に四萬二千四百五十一の小學區を置き、大學に督學局中學區に學區取締小學區に學校世話方を置いて、學校に關する事務を世話する事にした。此時長野縣は新潟、新川、若松、置賜、酒田、相川の六縣と共に第六大學區に屬し、大學本部は新潟に在つた。長野縣管下には更級郡及び水内郡南部より成る第十四中學區（本部長野）高井郡及水内郡北部より成る第十六中學區（本部飯山）埴科、小縣二郡より成る第十六中學區（本部上田）佐久郡の第十七中學區（本部岩村田）の四中學區が有つた。此中學區に置かれた學區取締は、地方長官の任命で、第二十二區小縣郡上田住士族森田斐雄は六年十一月三日を以て第十六中學區の學區取締を申付けられた。同時に高井郡須坂住士族永井定道、同郡小布施村高井辰二も任命されて居る。此學區取締の役目が如何なるものなりしかの一例として、其達示の一を擧げて見る。

大學、中學、小學區の制、學區取締、學校世話方

第十六中學區學區取締の事務一班

一地方の便宜に寄り、甲の學區内の生徒、乙の學校に入學致度者有レ之候はゞ、其由學區取締に届け、甲の世話方より乙の世話方に及ニ掛合一其上入校可レ爲レ致候事

但寄附金賦課金は甲の學校に差出し、乙の學校には受業料を以て入校可爲致尤別段乙の學校へ寄附致候義は格別

奇特之事

一學校に於て飲酒放歌等禁止之事

但始終業之節飲酒は此限にあらず

一學校に於て學事に關係する事件の外、集會一切不二相成一候事

一他村町の祭事に事寄せ、生徒休業爲致候義決して不二相成一候事

右之通相心得可レ申此段相達候也

明治七年第二月十七日

學區取締　森田斐雄

何々學校

戸長中

世話方

學校世話方の事務

此學校世話方は戸長と協力し、學資金の募集徵收、學校設立等の事に盡力し、少許の月給手當を給せられたのである。

小學校創始當時の校舍、教員

小學校創始頃の校舍は、概ね寺堂を假用したのが多く、我上田の如きは、藩學校舍たりし松平學校以外は、寺院或は鄉倉などが使用されたのである。教員は藩士、神官、僧侶等の讀書、筆、算の初步に通ぜる者を雇用して、間に合せたのであるが、長野縣は應急策として、長野に師範講習所を設け、志願者を募り三ケ月乃至六ケ月間教授法の講習を受けしめ、之を縣內小學校に派出した。此外は其地方の少しく讀書算等を善くする者を雇として採用したのである。

師範講習所

教科程は上等下等の二等で、下等小學八級上等小學八級此各級は半年を以て進度とし、八ケ年を以て上等小學まで卒業し得るのであつた。

高上、下二等の教科程

學校の經費は、一、有志寄附金の利子。二、賦課金村の持高石數に課し。三、受業料。等に據て支辨し又商家にも課した

學校の經費

た。此各學校の經費は毎月仕拂帳正副二帳を仕立て置き、戸長、副戸長、學校世話方、記名調印し、翌學區取締巡回の節其檢査を受け、內一帳は取締に差出し、一帳は取締の檢印を受けたる上、之を其學校に保存することに定められた。若し檢査の際不條理の仕拂等があれば之を除去するのであつた。其帳簿の雛形は

例　費用明細帳の一

何學校費用明細簿

記

一金何圓　教員何名月給
一同　世話方何名月給
一同　書籍器械買入代
一同　筆墨紙料
一同　薪炭油代
一同　營繕費用
一同　僕役給料

合金何圓

內金何圓　生徒受業料但何名
　金何圓　賦課金或は何々の內より仕拂

右之通費用取締相違無レ之候以上

何年月日

何學校世話方　何某
戸長　何某

小學校が開始される時には、學區取締に届け出たのである。今玆に其一例を擧げて置く

第六大學區長野縣管下第拾六中學區
山田村二十六番地所
滿願寺
第拾四番小學
昇高學校

一學科　教則　校則
右東京師範學校規則に照準し之を施行す
一教員履歷
長野縣貫屬士族
第二十二區小縣郡上田麭裏町居住
義質弟　岩崎慶次郎
當戌二十一才二ヶ月
慶應元丑年正月より明治二巳年迄都合五ヶ年舊上田藩學校に於て修業仕候　以上（私註、岩崎は明治六年十二月十二日長野縣講習所に於て假免狀を受け訓導と成つに）

教員給の一例

一金八拾圓　一ヶ年　一ヶ月六圓六拾六錢六厘七毛　教員一名
一金五拾圓　一ヶ年　一ヶ月四圓拾六錢六厘六毛　助教一名
一金五拾四圓　一ヶ年　一ヶ月四圓五拾錢　補助九名
一金四拾六圓八錢　一ヶ年　一ヶ月三圓八拾四錢　世話方拾六名
一金拾圓　一ヶ年　營繕入費
一金五圓　一ヶ年　一ヶ月四拾壹錢六厘七毛　筆紙墨料

一金拾八圓　一ヶ年　一ヶ月壹圓五拾錢　家賃
一金貳拾圓　一ヶ年　一ヶ月壹圓六拾六錢六厘六毛　僕役
一金四拾圓　一ヶ年　書籍器械
一金廿四圓　一ヶ年　一ヶ月貳圓　薪炭油
總計三百四拾七圓八錢
一金五拾圓　一ヶ年　一ヶ月四圓拾六錢六厘六毛　受業料
一金百五拾五圓三拾五錢三厘　賦課金
一金百三拾三圓九拾七錢五厘　有志金利子
總計三百三拾九圓三拾貳錢八厘

右之通取調進達仕候　以上

明治七年二月十五日進達

昇高學校
世話方惣代　竹下文圭印
戸長惣代　東川幾右衛門印

學區取締御中

（御達向幷進達書簿）

當時の不就學宥恕者　當時區會の議定した學令兒童不就學宥恕規定案は次の如であつた。

不就學宥恕案

第一條

學令の者は男女の別なく、一般就學すべきものたりと雖も、目下の景況を斟酌し、左の箇條に當る者は就學せざるも暫く之を宥恕するものとす。

第一　篤疾の者

第二　赤貧にして事情已むを得ざる者
第三　女子滿十二年にして、別に女子の業を授たるもの

第二條

前條三項の外、就學せざる者あれば、該學區に關する吏員の責たり、若し再三說諭し、猶就學せざる者は、其父兄の姓名を記し、學區取締を經て縣廳に具申し、誡諭を受けしむべし

第三條

學令の調査は、每歲一月七日、學校執事扱所に出頭し學令を調査し、正副三通を認め、一通は學區取締へ出し、一通は扱所に留め、一通は學校に備置くものとす

第四條

學校執事は每歲二月八月、就不就を分ちて、其姓名を學區取締に届出づべし
若し第一條の三項に適するものあらば、其父兄より其情實を具したる親類連名の願書を出さしめ、用掛り執事之に連印して學區取締に出すべし

第五條

學區取締前條の願書を領收せば、其情實を審按し。已むを得ざるに出る者は、之を縣廳に上申し、許可を得べし

第六條

篤疾或は赤貧にして、已むを得ざる子弟を保護教育するは、海外文明の國と雖も、猶難しとする所なり故に今回區會に於て倉卒議決するも恐くは。其道を得難からん、因て暫く區內の實況を參考し、之を後會に附し、其宜を得るを要す　（竹下史料）

松平學校　學制施行の時、今迄の上田藩文武學校は公立上田學校と稱したが、文武學校の經費の大部

公立上田學校を松平學校と改稱す

分は、舊藩主松平忠禮賞典祿中より、二百五十石を分け、舊藩子弟の教育費として、賜與されたものに賴て居たのである。故に舊藩士等は、其恩澤を永く記念する爲めに、校名を松平學校と改むるに決し、松平學校と改稱した。

明治六年九月當時の區長より、不日小學校開校に付、就學不就學を届け出づべきを達し、就學兒童の數を調査し、就學者には左の注意書を頒つた。

開　校

昇校時間

男生　朝八時十五分前　　女子　朝九時十五分前

定例休業日

一毎月一六の日但三十一日は除く　一一月一日より同三日迄

一四月三日　神武天皇祭　　一十一月三日　天長節

一十二月廿九日より同三十一日迄　一暑寒休業　其節揭示すべし

開校前日持參の道具

開校前日持參の器械左之通

一机一脚但男子は不及持參候事女子も所持無レ之者には貸與

一硯箱一面但附屬品共

一草紙三冊但一冊紙數二十枚

一疊紙或は風呂敷適意たるべき事但文庫の代に充つ

一石板一枚但所持無之者は塗板鐵板

注意書

一病氣又は止むを得ざる事故有レ之不參之者は、其父兄より端紙に相認め學校世話方に届出可レ申事

一參校之節遲刻に及候はゞ其事故父兄より端紙に相認め學校世話方に届出可レ申事

一病氣并無レ據義有レ之不參之者は、其時々父兄より事故相認め學校世話方に届出可レ申事

但一週間に及候はゞ醫師容体書相添可二届出一事

一石盤は學校概要の器に付銘々持參可レ致、依て先般相達候鐵板塗板相調候儀は見合せ可レ被申事

但石盤は追々學校に取寄せ望之者には、世話方より月賦納にて取計可レ申事

石盤概要の義は教則三科皆之に寄らざるはなし、加レ之筆紙墨の費を以て算するに數日を出でずして償に至るべし、且幼童之輩衣服顏手等を汚さずして其益一二ケを揚るも如レ此、其父兄たる人是を領會可レ被レ致事

石盤は概要の器

石盤の用

時間割

當時の授業の狀況を知るために左の時間割表を記して置く

學習時間割概表　一六の日を以て休暇とす

自九時至九時二十五分　復讀　同　同　同　同

自九時二十五分至九時五十分　暗誦　同　同　同　同

自九時五十分至十時五分　体操　同　同　同　同

自十時五分至十時五十五分　讀物　同　同　同　同

自十時五十五分至十一時十分　体操　同　書取　問答　書取　問答

自十一時十分至十二時　休　休　休　休

自十二時至一時　算術　同　同　同　同

自一時至二時　体操　同　同　同　同

自二時至二時十五分　習字　同　同　同　同

自二時十五分至三時　二七の日　三八の日　四九の日　五十の日

五級以上は書取の時間作文時間に換る

學場　男生徒の學場は舊演武場。女生徒學場は舊文學校

授業料　授業料の規定は

一金二十錢　父兄家祿二十石
一同　十錢　同　十七石
一同　八錢　同　十三石
一同　四錢　同　八石

每月二十五日より三十一日迄に納入之事

一戶二人以上入學の者は、一人之外受業料二人目より本數の三分之一、三人目よりは差出に不レ及事

横關史料

當時の小學校は、大中學區制に據り、第何大學區、第何中學區、第何番何々小學校と稱した。松平學校は、第六大學區、長野縣管內第十六中學區、小縣郡上田第一番小學であつた。

幼生寮生松平學校に入る　上田藩は明治三年正月幼生寮を設置し、八才より十二才迄の男子を教育した。其規則は

幼學寮規則

幼生寮規則

一八歳より十二歳迄出席可レ致但優秀の者は此例に不レ拘候事
一稽古は朝五時より七時迄之事但九月より二月迄は辨當持參の事
一欠席者は翌日父兄の書附持參教頭に差出可レ申事
一入學日　每月五ノ日　尤袴着用の事
一筆學は漢樣に御改正之事

一出席留父兄より相渡置可申事
一八九歳の面々大雨雪之節は不參不レ苦候事
修業は讀書筆學專修に付、外藝術不レ可ニ出席一事
（政事堂御布告留）

廢藩置縣の際、此幼生寮も廢休と成つた。學制發布後小學校設置せられし時、此寮生たりし者皆松平學校に入つたので、他所の小學校では、學制實施後六七年を經るも、未だ一人の下等教科此頃は小學教科を上等下等に分けた卒業者をも出さなかつたに拘らず、獨り上田松平學校には、明治七八年頃上等科生徒があり、九年の末には五十餘名を算し、管內各中學區の追隨を許さなかつた程であつた。隨て第一回小學全科卒業者を出したのは明治十年七月で、長野縣下の嚆矢であつた。此時の卒業者は、溝口鈔三郎、三刀谷扶綱、小林眞太郎、天野通玄の四名で（鄕土誌には七名とある）、當時は小學全科卒業の折には、縣より學務掛吏員が出張し、其他區長以下の區吏員校長等立會の上、試驗を爲し、其成績良好なる者には、賞品を授與して大に奬勵したものである。溝口、三刀谷は一等賞で地球儀一箇（亞鉛張ペンキ塗のもの）。小林は二等賞地球儀一箇（鐵骨布張りのもの）。天野は三等賞（地圖一軸）を賞與せられた。（鄕友會月報）當時此校の首席訓導は古松貞夫であつた。

第一回小學全科卒業者

文部視學の視察報告

明治七年文部省視學の、長野、新潟、新川等諸縣、學事視察報告書の中に、

該縣下（長野縣下）本校三百四十一、分校八十、向學の氣旺盛、六大學區中、他地方に比すれば遠く其右に出づ、然れども余の歷視する所の小學校中、稱讃すべきものは僅かに上田の松平、川中島の氷鉋二校に過ぎず。氷鉋生徒は皆農民の子弟、僅かに八十名にして、學步下等一二級に進むも、其試問を答辨し、能く其意義を辨析し、算に至ては、比例、分數、題に應して辨ずる流るゝ如し、而して該村不就學者數名あるも、疾病に非ざれば、則ち事故已むを得ざるに出で、不學の戶なしと謂ふも可なり。蓋し學區取締は該村の人、教員は其子にして、父子協力生徒を誘導する、子弟に於けるが如く、校勢

小學校中稱讃すべき者は上田の松平、川中島の氷鉋二校のみ

氷鉋學校

に任ずる私物を護するが如く、其能く進歩を賛成する亦宜ならずや。松平生徒凡五百名餘、進級上等八級に進むも皆尋常進歩、且多くは士族の子弟、頗る學問素あるを以てす、其謂無しとせず、不就學の徒に至ては、氷鉋と其趣を同うし、路傍遊戯の子弟無し。取締注意の厚きにあらざれば、安ぞ能く此に至らん。教員をして、意を授業に用ふる氷鉋の如くならしめば、其進歩を賛成する難からず、惜かな教員活潑の意なく、又誘導勸化の方に通ぜざるを。長野小學は上等に進歩し、稍々見るべしと雖も、生徒遊惰勤勉の意無し　其他小諸、岩村田、沿道諸小學、生徒多しと雖も、進歩の狀甚だ見るべき無し。

と云ふ一節がある、此頃の松平學校の有様を想像する一資料と爲すことが出來る。故に今此處に記したのである。

文部省一等奬勵品賞與

明治十三年三月小學模範教則の發布があり、當校は同第一及び第二教則に據て、教授したが、同十五年四月廢止となり、初等中等高等の三科とした。此年文部省に於て、國内小學校奬勵の爲めに、學事賞與例を制定し、成績優良なる學校、學力優等、品行善良の生徒を選んで、之を賞する事とした。

翌明治十六年當校は、小學高等科卒業者九名中等科卒業者男十五名女七名を出し、學事賞與例に據り十二月文部省より、一等奬勵品を賞與せられた、此一等賞と云ふは物理器械、庶物標本、圖引具各一組康熙字典玉篇物理書各一部であつた。此時長野縣下で成績優良校として受賞したのは、一等が二校、二等が五校、三等が十七校であつた。猶生徒中賞與を授けられた者は一等（物語一部）一人、二等（小學一部）二人あつた。

上田學校設置

上田學校

明治十九年四月、小學校令の發布に由り、松平學校、上田街學校、進新學校、常入學校、常盤城學校を合併して校名を又上田學校と改めた鄉土誌。此際馬場町、袋町、鷹匠町、常田町、厩裏町、海野町裏

新參町、木町馬場、丸堀、鎌原の十一ケ町舊藩士惣代者は、協議の上異論無く贊成し、松平學校の財産を左の如く處分するに決した。

一從前の校舍及敷地は、改正第一番學區本校に無料貸與之事

一松平校所有の書籍及器械器具は改正第一番學區學校の需要に供す

一松平忠禮殿より松平校に寄附の第十九銀行株券及廻金は別に保管人を定めて取扱ふ事（横關史料）

松平學校の解消と財産處分

序でに、上田舊藩共有學資金の事に就ては、上田舊藩共有學資金章程案の緒言に據て知る事を得るを以て、左に其を記して其由來を知るの資とする。

共有學資金

上田舊藩共有學資金は、明治六年舊藩主從五位松平忠禮公の恩賜金と、舊藩士の有志金とに成れり、蓋し公明治戊辰の役舊藩士の戰勞を追錄し、賞典祿を分ち二百五十石を以て舊藩子弟教育費に下賜せらる。當時學制頒布創始の際百般の需用是に乏れ因る。初め舊藩士の小學を開設するや、上田學校と稱せり、此に於て松平學校と改稱し、以て其恩惠を表す、當時賜ふ所は、年々金一千百餘圓の巨額たり、後明治九年政府華士族の祿制を改め、金祿公債證書となせり、其額七千五百四十一圓五十四錢四厘にして、其利子三百七十七圓〇七錢たり、又明治十年に至り、其額面を以て第十五國立銀行の抵當となし、其株券即ち四千百四十七圓八十四錢にして、其純益或は小差異ありと雖も、凡年々四百圓を下らず、豈無量の鴻惠にあらずや、但其成規あるを以て、仍ほ忠禮公の名義たり、然れども是亦別に契約書ありて之を證明せり、之れ即ち甲部學資の沿革にして、其乙部は恩賜金の剩餘と、舊藩有志金とに依れり、現今の貸附金是なり。今茲に明治十九年四月學區の變更に依り、松平校を改めて上田學校と稱し、其規劃を異にするに當り、從來戸長及學務委員に於て、管理せし所を改正し、乃別に擔當人を置き、該金を永遠に保存し、子弟の學資を補助せん爲めに章程を設く云々（師岡史料）

上田街學校

上田街學校

松平學校は、舊藩子弟のみが入て學ぶ所で、町分の子弟は入ることを許されなかつた。故に學制發布頃には町分の者は、別に上田鍛冶町なる本陽寺の一部を借り、之を假校舍として授業を開始した。左記は、明治六年上田町に於て、小學校を設置せんとする時、學校世話方を申付けられた人々の請書である。

今般小學校御取設ニ付、私共學校世話方被ニ仰付一候上は、學區取締、正副區長、村吏等申合、幼童子弟夫々入學爲レ致候義は勿論、有志之者協力、學資出金等行届候樣世話可レ致旨被ニ仰渡一奉レ畏候　以上

明治六年六月九日

上田町

伊藤甲造
土屋幸吉
小野澤宗兵衛
荒井治右衛門
沓掛定兵衛
岡崎嘉左衛門
田口磯右衛門
金澤九藏

小學校世話方

此學校世話方は、後の學務委員の如き役目を勤め、學區取締、區長等と相談して、兒童の入學、學資金募集等の事に盡力したのである。

上田町小學校の開校

六月十一日小學校設立に付、滿六歳より十三歳迄の者、組合限人數取調べ、來十五日迄に届出づべきを達した。此日恰も好し、文部少丞面潟氏通行、上田町に止宿したので、學校の事に付、聞糺して置き度所があり、當時上田町學校事務取扱人伊藤九右衛門は、其旅宿を訪ふて、種々承合、了解する處があつた。横關史料。十月二十二日愈小學校開校の運（はこび）と成り、總ての吏員は町用所（當時の町役場）を休で其式に參列した。

學校有志金の取集困難

此時學校教師としては、曲尾光龍が初て就任する事になつた。此頃學校有志金取集に就ては、學校世話方の人々は非常に苦心したもので、町々へ割當てた出會中出金不可能の旨を申出る町もあり、其説得にも中々骨が折れたのである、或る所の如きは、學校世話方並判頭の者が、區長に呼び出され、様々と説諭されたが不承服で、遂に苦情書を差出す事に成つた所もあつた(柳澤史料)。

小學校舍新築

明治十年頃に至り、假校舍が否便の點甚多い所から、小學校を新設してはと云ふ説を唱へる者も出るやうに成つた。恰も翌十一年には、天皇陛下北陸、東海御巡幸の事が有り、上田町は御宿泊地と定つたが、此時上田町本陣であつた柳澤氏宅は、明治二年騒動の際に燒失し、舊舘は藩主居住の奥殿は、此時既に取拂はれ、猶殘て居た、廣間大書院等は、損毀の場所が甚多く、大修理を施すでなければ、到底使用する事は不可能であると云ふ有様で、陛下の御宿泊所と爲すべき適當の場所が無かつた。此究餘の策は、此際大奮發を以て、新に小學校を新築し、其新築校舍を以て、行在所に宛て奉るが可いと云ふ議論が起り、衆議忽ち之に一決し、地を舊大手門内に相して、建築の設計をなし、大に工事を急ぎ、天皇陛下御宿泊行在所と爲すに就ては、來る七月二十八日迄に、落成確實を證すべきを問合はされた際、上棟は七月十五日に擧行し、總ての設備は、必ず御巡幸上田御着迄に、整備する旨返答して置いたので、之に違はない様にと、建築掛員は勿論、工事請負者に至るまで、精勵夜を日に繼ぎ從事した結果、工事起工後纔に三ケ月の短日月の間に、三階立、三階の上に眺望樓迄備つた、西洋風の大建築物が、立派に出來上り、北國往還中他に其比無し、と稱へられた校舍が、上田町に現出した。此は我國民の皇室に對する特殊な心情の顯はれと見るべきであつて、此心持の發露に依て、小國民教養の學校が、誰一人不平を唱へる者も無く、喜んで其負擔を甘受して、建築されたのである。此新築校の開校式は、十一月に擧行された。

三階建西洋風の建築

明治十年の學級數及生徒數

明治十年の統計に據ると、此校の學級數は十二、教員數は十三人、生徒數は三百五十九名、内男生二

百二十六名、女生一三三名。十四年には生徒總數三百四十六名、內男生百九十六名、女生百五十名である。

二等奬勵品下附

明治十六年十二月松平學校と共に文部省より推奬せられ二等賞を授與された。此二等賞は化學器械一組、理化小試器械一組、理化小試書一部、庶物標本一組。度量衡標本一組、地學用具一組、圖引其三組繪具二組、地理描圖法一部であつた。猶此頃、增田秀實、新田義德、栗山誠藏の諸氏相繼いで首席訓導を勤めた。鄉友會誌 鄉土誌

上田街學校上田學校の分教場となる

明治十九年四月、松平學校に上田街、常入、常盤城、進新の四校を併合し、上田學校と稱する事となり、上田街學校は上田分教場、進新學校は房山分教場、常盤城學校は常盤城分教場と稱して存置した。此時小學校教則が改正され初、中、高、三等の教科は、同二十年三月限り廢止となり、四月より尋常科高等科各四ヶ年のものと成つた。

尋常高等併置燒失

同二十一年一月四日、職工の不注意より、本校々舍一棟燒失の事があつた。

郡立高等小學校

此年四月、高等小學郡內一校制となり、小縣郡立高等小學校が、上田町舊館に新築されたので、上田學校高等科生徒は皆其處に轉じ、尋常科生徒のみとなつた。

上田尋常小學校

明治廿二年四月上田尋常小學校と改稱し、此時房山分教場は昨年廢止の儘とし、上田、常盤城の二分教場とした。

上田高等女學校の濫觴

此時本校舊松平學校には男生徒を收容し、上田分教場には、女生徒のみを收容することゝした。上田高等女學校の濫觴は此に在つたのである。そして常盤城分教場には、該區の男女生徒を收容した。同年五月に至り、校舍狹隘を告げしを以て、常入に分教場を置き、該區の男女生徒を收容した。

明治二十二年七月町村制實施の時、山口村は神科村に編入せられたので、上田町のみの學區と成つた。此時山口に在つた派立所は廢止された。依て校名を上田町尋常小學校と改めたが、十月に至り再び

上田尋常小學校と復稱した（上田鄉土史。町政沿革史）

明治二十三年四月、校舍狹隘の故を以て、鍛冶町本陽寺の堂舍を借りて分教場となし、尋常科生徒三組を收容した。此年初めて、人物學力共に優秀で、將來有望と認めた者に、當校制定の賞牌を授與した。

上田町尋常小學校當校制定の賞牌

明治二十四年九月本校々舍の改築に着手し、翌二十五年六月廿六日落成した。所要工費八千六百圓。此時所要の土地を買入れて、本校敷地を擴張した。校舍の新築の後、鍛冶町の分教場を廢止し、同時に常盤城、常入の二分教場には、一、二年生のみを置き、三年以上は、男は本校に、女子は上田分教場に收容した。後二十六年三月に常盤城、二十七年四月に常入の分教場を廢止した。

再建築落成

明治二十六年三月二十日天皇陛下の御眞影を、翌二十七年一月一日皇后陛下の御眞影を拜戴した。時の校長は古松貞夫及び高桑信吾であつた。

兩陛下御眞影拜戴

明治二十八年三月三十一日、一郡一校の高等小學校制廢止と成つたので、同年四月一日より再び高等科を併置する事に成り、校名を上田尋常高等小學校と改め、小縣高等小學校長たりし久米由太郎は校長と成つた。

郡立高等小學校廢止上田尋常高等小學校

明治二十九年四月、明治廿七、八年戰役の戰利品を、戰役紀念の爲め下附された。同年八月廿六日上田分教場一部增築竣工した。

戰利品下附

英語科、裁縫專修科の新設。

英語科裁縫專修科新設の建議

明治三十年五月十八日學務委員久米由太郎より上田町長淺野鈀次郎に宛て左の建議を提出した。

建議書

上田尋常高等小學校に於て本學期第二小期より文部省令第十一號小學校教則大綱及二十五年三月本縣令第廿八號小學校教則並每週教授時間第十五條及び本年三月中本學年度經費決議の趣旨に基き高等科

二學年以上に英語科を增置し每週左の教授時間を設け其筋の認可を得て該科の教授を實施せんとす

第一條

第一項　高等科二學年以上に外國語の中英語科を

第二項　英語科の教授時間は三學年四學年共に每週四時間とし現在の各學科教授時間外に增加すること

（說明）現在高等科三四學年の教授時間は每週三十時間として文部省令第十三號小學校の每週教授時間は二十四時以上三十六時以下とすとの條に依り四時間を增加して三十四時間となし其筋の認可を得んとするに在り

第二條

裁縫專修科の施設は本町の監督者卽ち町長助役の內一名學務委員若干名を縣內及び近傍各縣に於て現在施設の較完備せる各學校中、粗ぼ標準となすに足るべき學校を選び派遣參觀せしめて、其實境如何を視察せしめ、該視察研究の結果を調査して、然る後に其實施方法を評議確定する事となさんとす

英語科、裁縫專修科設置認可

此建議の結果、英語科は同年五月二十二日に裁縫專修科は同年九月十五日に町當局者より、其認可を縣に稟請し英語科は同年六月五日權藤縣知事の認可指令があり、裁縫專修科は同年九月廿一日認可があつて、玆に上田尋常高等小學校に英語科と裁縫專修科とが增加新設を見たのである。

英語課程表

此時定つた英語課程表は

第二學年二時間　第三學年四時間　第四學年四時間

讀方、譯解習字　第二學年に作文　第三學校に文法　を加ふ

會語、書取　を加ふ

教科書は

第二學年　第三學年　第四學年

ナショナルリーダー一卷　同上卷二　同上卷三

上田分教場燒失久米校長自決

同三十一年三月廿七日上田分教場の大部分燒失し、同月三十日校長久米由太郎責任を痛感して自決した。四月經費二萬六千七百圓を以て再建に着手し、翌三十二年十一月西洋風三階造一棟及和風瓦葺二階造一棟瓦葺平家造二棟の竣工を見た。

校舍敷地の寄附

明治三十一年に校舍敷地の寄附

上田分教場は明治三十一年燒失し、校舍新築の必要に迫られた際、此所の敷地建物は、「上田町にして法律命令により分合したる時は、該地所建物は原所有者に返還するものとす」と云ふ條件附で、四月二十日海野町、横町、原町、田町、柳町、鍛冶町、紺屋町より上田町に寄附された。卽ち左記の如し。

上田町上第五、三八五番字舊館

一宅地反別九畝四歩

同町上第五、三八七番字新參町

一宅地反別一反五歩七合六勺

同町上第五、三八八番甲字同所

一宅地反別四畝十九歩五合

同町上第五、三八八番乙字同所

一宅地反別三畝廿九歩

同町上第五、三八八番丙字同所

一宅地反別八畝八歩四合二勺

同町上第五、三八九番ロ號字同所

一宅地反別十一歩
　計反別三反六畝十七歩七合一勺
一建物　一棟　二階造瓦葺　建坪十七坪五合
一建物　一棟　平家造瓦葺　建坪十五坪
一厠　一棟　平家造瓦葺　建坪九坪　此は新築の都合上取潰した。

舊松平學校敷地建物の寄附

同年九月十五日、本校松平學校分敷地建物を、「上田町にして法律命令により分合したる時は、該地所建物は、原所有者へ返還するものとす」と云ふ附帶條件の下に、鷹匠町、上常田町、下常田町、甲裏町新參町、丸堀町、葭原町、木町、鎌原町、馬場町、袋町から上田町に寄附と成つた。即ち左記の如し。

上田町上第五、四二一番イ號字新參町
一宅地反別八反三歩四合四勺
同町上第五、四二一番ロ號字同所
一宅地反別一畝二十歩
　計反別八反一畝廿三歩四合四勺
一建物　一棟　平家造茅葺　建坪四十二坪
一同　一棟　同　建坪十九坪　此は三十四年三月取潰した。
一同　一棟　土藏瓦葺　建坪三坪二合

（町政沿革誌）

男女兩校並置

男女兩校並置制

明治三十二年三月三十一日、上田尋常高等小學校は解散となり、男女兩校並置に變更した。同年四月一日今迄の上田尋常高等小學校本校校舍には、男生徒を收容し、今迄の上田分教場を上田女子尋常高等小學校と

なし、此に女生徒を收容することにした。此男女兩校並置制は、大正八年四月一日廢止され、再び一校制と成つた。其間の女子校校長は左表の如し。

上田女子尋常高等小學校長

上田女子尋常高等小學校長氏名及在職表

氏名	族籍	就職年月日	退職年月日
下平末藏	長野縣平民	明治三十二年四月一日	明治四十一年四月十日
八木與一郎	同士族	同三十四年四月十日	同三十八年七月三十一日
鈴木志津衛	同	同三十八年七月三十一日	同四十四年四月〇
柳原靜江	同	同四十四年七月十五日	大正六年八月十八日
安川源司	長野縣平民	大正七年三月二十日	同八年四月一日

常盤城分教場

常盤城分教城は男女校併置の際にも、依然分教場として存續したが、日露戰役の際學校費節減の爲一時閉鎖し、明治三十九年四月再び開くことゝなつた。大正二年に至り常盤城區內石の街に校舍を新築した。今の西校部である。

上田尋常高等小學校

上田尋常高等小學校には、明治三十四年上田商工補習學校を附設し、同三十七年高等科一、二學年に手工を、三、四年に商業を、同三十九年に三、四年に農業を加へて教授することにした。

伊東、東鄕、上村三提督及乃木將軍の臨校あり

明治三十九年五月十一日、元帥伊東祐亨、海軍大將東鄕平八郎、同中將上村彥之丞の三將軍の臨校があり、同月十七日乃木希典將軍の臨校があつた。同四十年十月十六日當校に於て、小縣郡內教育品展覽會開催の砌、伏見宮貞愛親王殿下、御臨場の爲御來校あらせられた。

戊申詔書紀念林

戊申詔書紀念林　明治四十一年十月十三日、大詔煥發せられ、十一月二十一日を以て詔書寫の頒布を受けた。依て四十二年十一月二十九日、戊申詔書紀念林を設置した。

女教員採用

明治三十二年四月男女兩校に分れしも、女教員の採用は未だ無かつたが、明治四十二年四月、初めて職員中に女子を加ふることゝ成つた。

生徒の帽子及襟章の制定

生徒の帽子及襟章の制定　明治四十三年九月一日、兒童の帽子及襟の徽章を制定し、之を實施することゝした。

明治天皇御病氣御平癒祈願

明治天皇の御病氣御平癒祈願　明治四十五年七月二十九日、天皇陛下御病氣、御容體御危篤なる由が傳へられた。依て當校に於ては、全生徒を校庭に集め、御病氣御平癒祈願の式を行ひ、後職員は、生徒總代として高等科生全部を引率し、柳町なる大神宮に參拜して御平癒の祈願を籠め、又宮内省宛に、天機奉伺の電報を奉呈した。同月三十日、天皇陛下崩御の報に接し、直に全生徒を集めて其旨を諭し、歸宅謹愼せしめ、翌三十一日諒闇中の心得を諭し、後家に歸り謹愼せしめた。九月十三日御大葬當日は、校庭に於て遙拜式を擧行した。

御大葬當日の遙拜式

乃木將軍追弔式

乃木將軍追弔式　此年十二月二十一日、乃木大將の追弔式が、中學校々庭に於て擧行せられた。其時本校尋常科第五學年以上の兒童及び職員全部、之れに參列して弔意を表し、且當日は當校體操室に、故大將の遺物を陳列して故將軍來校當時を偲ぶことにした。

再び一校制となる

再び一校制となる　大正八年四月一校制を採用することゝなり、男子校と女子校とを合併し、町立上田尋常高等小學校と改稱した。

歷代校長名

歷代校長名　上田學校以來の歷代校長は左表の如し（市制施行後の分も便宜茲に載す）（女子小學校長前揭茲に省く）

校長氏名及在職表

就職年月日	退職年月日	職名	族籍	氏名
明治十九年四月九日		上田學校長	長野縣士族	古松貞夫

同	廿五年六月廿二日	明治廿六年九月休職同年十月廿二日死亡	上田尋常小學校長	同	同
同	廿六年十月廿一日	同　廿七年五月廿七日死亡	同	同	高桑信吾
同	廿七年十一月十三日			東京府士族	久米由太郎
同	廿八年三月廿一日	同　廿一年三月三十日死亡	上田尋常高等小學校長	同	同
同	廿一年六月三十日	同　廿二年六月廿日退職	同	東京府平民	松本　貢
同	廿二年六月廿日		同	長野縣平民	秋野太郎
同	廿四年四月一日	同　四十一年四月十日	上田男子尋常高等小學校長	同	同
同	四十二年四月十日		同	同	小林直次郎
大正八年四月一日			町立上田尋常高等小學校長	同	同
同	八年五月一日	同　九年五月廿八日	市立上田尋常高等小學校長	同	同
同	九年五月廿八日	同十三年五月廿九日	同	同縣士族	小早川　潔
同十三年六月十八日		昭和六年十二月廿三日	同	同	齋藤　節
同	七年三月廿一日	現在職	上田市立上田尋常高等小學校長	同	山崎彌生

學制發布當時に於ける房山、常入、常盤城の學校

進新學校

進新學校　明治六年十二月、房山村なる舊鄉藏を以て校舍となし、小學教育を開始し、校名を明倫學校と稱した。翌七年七月に至て進新學校と改稱した。明治十年には教場の數十四、生徒數三百九名、教員十七名。同十四年には生徒數三百六十八名と成つた。此頃相繼いで首席教員を勤めた人は日下部眞誠稻垣正義、新田義德、湯淺政教等の諸氏であつたと云ふ。

成明學校
常入學校

成明學校　常田村毘沙門堂を假校舍として、明治六年十二月成明學校と稱し、小學教育を創めた。九年六月常田、踏入二村合併して、常入村と稱するに及び、後に校名を常入學校と改めた。此頃學校名を其處の地名を以て稱したものも稀には有つたのであるが、維明とか、成明とか、進新とか、有新、求新旭新、又は濟美、修齊、彝倫、盡性等、各競て六ケ敷名を附ける事が流行して、兒童等は難解の校名を覺えることも、容易で無かつたと云ふ笑話もあつた程であつた、然るに後には追々地名を以て校名とする事に變つて來た。此常入學校などは其一例である。此校明治十年の在學生徒數は百七十一名、內男生八十八女生八十三、教場數六、教員六名。同十四年には生徒數二百二十七名、內男生百八人女生百十九人。河內山長善、栗山峻溪、小早川潔、里見純一等の諸氏相繼いで首席教員となつた。明治十九年四月上田學校成立の時合併せられ、此校は消解した。校舍は明治二十二年、上田尋常小學校の分教場となりしが、後廢閉と成つた。上田鄉土誌

成明學舍

其後明治二十八年三月、此學校跡を利用して、私立の成明學舍と云ふを創立した。舍主は理學士鮫島晉で、其當時の假規則は

第一條　當學舍は、尋常中學校の程度に准じ、數學及理化學を教授する處にして、尋常中學校、尋常師範學校又は實業學校に入らんと欲する者、或は准教員にして、正教員たらんと欲する者の豫習及此等の學校に在りて、修學中の復習、若くは尙高等の學校、海陸軍學校に入らんと欲する者の豫備其他特別研究者の志望に應じて、所定の教課を授くるを以て目的とす

第二條　數學を分ちて、算術、代數、幾何及び三角法の四科とし、理化學を分ちて物理及化學の二科とす

第三條　略

第四條　數學の中、算術は每日之を課し、他の諸分科は、每週三回乃至四回之を課す、理化學は各分

科を隔日に課す

第五條　一分科の毎日課業時間は、一時間乃至一時間半とす

開舍當時の生徒は學科別にては

數學一人、數學及理化學九、理化學三、別科七、合計三十七名で其內

上田町一八。村一三。他郡他縣六。

其後の成績に就ては資料を缺いて分らない。

惟明學校

惟明學校　鎌原村の小學校で、明治六年十一月、向源寺の堂舍を假用して、授業を開始した。然るに同九年、西脇、諏訪部、新町、鎌原、生塚の五ケ村合併して、常盤城村と稱するに及び、玆に常盤城學校と稱し、諏訪部の芳泉寺を假校舍とした。此時校舍新築の議決し、上須波地籍に地を相して、間口廿六間奥行四間の新校舍が、明治十二年十二月落成して、此處に引移つた。同十七年に至り、更に一棟を增築した。明治十年の生徒數は二百二十三名、內男生百三十二名、女生九十名、教員數八名であつた。此頃高瀨半九郎、山崎山人、齋藤音三郎、山崎里平、太田鶴雄、上野尙志、小島信教、湯淺政教、加舍恒四郎等の諸氏相踵いで首席教員を勤めた。上田鄉土誌

常盤城學校

幼稚園

梅花幼稚園

私立梅花幼稚園

明治三十三年十一月、長野市の幼稚園を視察した、上田メソヂスト教會に屬する人々が、感ずる所あつて計畫したのが創で、其頃は上田町連歌町內に小さな家を借り、教師は一週三度、長野町から上田に通つて來たのであつた。汚い疊の上で、何も彼も行つたもので、幼稚園とはほんの名ばかりで、二年程を過ごした。明治三十五年に至り、漸く町の教育の一機關として、認められるやうに成り、四百十五坪程の地所を丸堀に買ひ求めて、園舍の建築が出來上り、假屋から此に移轉した。梅花幼稚園の名は此時に

附けたのである。同三十八年上田町に、幼稚園保姆傳習所が置かれた時分には、此梅花幼稚園を其實習所とした。創設の頃は、幼稚園に就ての理解ある人が尠なかつたので、保育の仕事も中々困難であつたが、追々に事業の性質方法等が、世人に理解さるゝやうになり、園運も榮え來て、常田に支部を設置するやうに成つた。

常田幼稚園

常田幼稚園　明治四十年十月、上田町常入の民屋を借りて創めたのである。場所柄が、農業に從ふ者が多い爲めに、始の内は托兒所といふ狀態であつた。間もなく、土地有志者の好意で夜學用の建物を貸與され、運動場も設けられるに至り、園兒は幸福となつた。其後園兒の數も、追々增加し來たので、永久的で幼稚園としての設備の出來る建物の必要に迫られ、此事業に理解ある人々の助成に依り、新しく園舍を建築した。之が現在の建物である。初の程は一托兒所に過ぎなかつたのが、後には家庭と協力して、兒女幼兒の體育、智育、社交、情操の諸方面の訓練を爲す一つの教育的機關と成つた。昭和七年には、保育室二ケ所の增築があり、事業は年と共に盛となる狀況である。此常田幼稚園が、此の如く發達するに至つたのは、常田區小島大治郎氏の助成の力が多きに居ると傳へられる。

小島大治郎氏の助成

右の二ケ所の幼稚園は、英領カナダメソヂスト宣教師園の、私立經營に係るものである。

第二節　中等教育

長野師範上田支校

(一)長野師範上田支校

明治五年學制發布後、各地に小學校の開設せらるゝもの多く、其教職に當る人を得ることは、容易の事で無かつた。故に長野縣に於ては、翌六年八月長野に師範講習所を開設し、受講濟の者には、教員の資格を與へる事とし、其講習期間は六ケ月とした。然し此の如きは、全く一時間に合はせの教員を作るのみで、相當の學力修養ある教員を養成するは不可能である。故に同七年には、此講習所を師範學校と改

師範講習所

師範學校

め、新に校長を招聘して、本格的に教員養成を圖ることゝ成つた。けれども、各地の學校教員不足の際一ケ所の師範校のみにては到底其需要に應ずるだけの卒業者を出す事は困難であつた。依て縣は同八年に、當時の縣内中學區本部毎に、師範の支校を設置し、其各校に五十名宛の生徒を收容して、教員を養成する事とした。而して其學期は、一期を六ケ月とし、四學期卽二ケ年を以て、卒業と定めたが、一期以上の修學課程を了つた者には、一時教員の資格を與へて、教員缺乏應急の手段とした。此時師範支校を設置したのは、岩村田、上田、長野、飯山の四中學區本部であつた。然るに翌九年、筑摩縣を長野縣に合併した時に、長野なる師範校を本校とし、松本なる師範校を其支校とした。又之と同時に、先に長野縣内に置かれた師範支校を改めて師範學科豫科學校と云ふ名に改めた。其當時は、文部省の補助金があり、其れと授業料との二つで、經營維持が出來たのであつたが、同十年には補助金廢止となり、經營困難の爲めに、遂に閉校の止むなきに至つた。上田の支校は舊館内に置かれた。

師範學校支校及其修業期間

師範豫科學校

中學校

(ニ)中學校

長野縣師範學科豫科學校が閉校と成つたのは、此頃漸く其數を增加して來た、小學全科卒業者が、猶進で入るべき學校が無くなつた事で、上田地方の爲めには、相當重大視すべき問題であつた。故に中學校設立の事に就て、有志者の間に相談も有つた。けれども學制に據る普通の中學校は、其經費や、教員に其人を得る事困難と云ふ事情があつて、見込が立たなかつた。其所で學制中に「當今中學の書器未備はらず、此際在來の書に依り之を教うるもの或は學業の順序を踏まずして、洋語を教え、又は醫術を教ゆるもの、通じて變則中學と稱すべし」と云ふ特別扱の變則中學なるものを、設置し得るの條項に據て、差當り變則中學を設け置き、然る後、漸次完備せる中學と爲すこと然るべしとの議に一決し、明治十一年六月に、變則中學校を設ける事とした。其時の校舍は、鍛冶町の月窓寺の一部を借りて之に當て、校長は安原巽を以て之に任じた。約一年で、校舍を舊館の藩廳趾に移し、同時に町村聯合會の管轄と成つ

變則中學

た。此頃の生徒數は、四、五十名に過ぎなかつたので、學校存廢の問題なども起つたが、明治十四年六月郡立小縣中學校と成り、正木直太郎新に校長の任に就いた。生徒數は十五年十二月調にては、六十四名在つた。同十七年七月長野縣中學上田支校と變り、其當時は教員九名生徒百三十四名卒業者四名と云ふ程度に進んだ。同十九年九月、長野縣尋常中學校を松本に置くに當り、其れに併合されて了つた。然るに二十六年四月に至り、再び其支校を置くことゝなり上田尋常小學校の常盤城分教場を以て其校舍とした。其後郡立小縣高等小學校廢止となりしかば、舊館内なる該校舍を以て、中學支校々舍に當てる事となり、二十八年四月に此處に移轉した。

明治三十二年四月、長野縣尋常中學校を長野縣松本中學校と稱し、長野にも長野縣長野中學校を置くに及び、上田支校は長野中學校の支校と變つた。此時代には、中學修業年限五ケ年なるに、此支校には三年迄のみ置いて、四、五學年生は皆本校に赴いて修めなければ成らなかつた。故に修學生徒は、不便と不經濟との二點に苦しめられたのであるが、翌三十三年四月一日獨立して、長野縣上田中學校と成り曩日の四、五年生徒の學修不便は除かれるやうに成つた。此時校舍改築の事に着手し、今迄の假校舍たりし上田舊館は、漸次取除かれ、之に代て新設計の校舍が建築さるゝに至り、全く面目を一新するに至つた。舊藩時代の遺蹟として今猶存して居るの

長野縣立上田中學校舍新築舊館の遺蹟の猶纔かに存するを者



上田中學校表門

は舊土倉一宇と表門と其兩側なる土居塀及濠の一部のみである。

西郭運動場と成る

屋外運動場は、西の一郭に設くる事と成り、此時迄此處に築山庭園茶亭などが昔の面影を存せしもの皆取除かれ、地は夷らげられ了り、館周圍の濠の一部も亦埋められて了つた。此校舍全部の完成竣工は、三十六年六月である。

野澤支校

明治三十四年四月、南佐久郡野澤町に、支校を置くことゝなり、小學校の一部を假校舍として、授業を開始したが、三十七年四月には、獨立長野縣野澤中學校と成つた。

歷代校長

初代校長宮本右次在任尤も長く十數年に及びしが、病の爲め其職を退き、後小松武平、山本義一、妹尾盛親、佐々木兵四郎、春日賢一等相襲いで校長たりしが、佐々木氏の五年の外は何れも二年或は三年に過ぎなかつた。現在は土屋彌太郎氏其職に在る。

生徒數

生徒數は、明治三十三年より大正九年に至るまでは、第一學年募集人員百五十名、三學級なりしが、大正十年度より、募集生徒二百名四學級と成り、昭和四年度には、一學年募集生徒二百五十人五學級と成り、生徒定員は千二百五十人と成つて大に增加した、依て從前の寄宿舍を改造して教室となし、之れに相應する設備を成した。

寄宿舍の改造

又昭和七年度には、一學年募集人員五十名を減じたので、二百人四學級となり、大正の末昭和の初頃の生徒定員と同じと成つた。

曾て小縣郡立高等小學校として建築され、後には長野中學上田支校々舍の教室として、重要な役目を勤めた思出多い南方二階造の建物は、昭和十一年二月全く取り去られて其影を失ふに至つた。

明治三十五年三月に第一回の卒業生を出してより昭和十年度までの卒業者及年次は左表の如である。

卒業生總人員

回數	一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	九回	一〇回	一一回
人員	四二人	四三人	五九人	七〇人	七二人	六七人	五八人	七一人	七五人	六六人	五九人
回數	一二回	一三回	一四回	一五回	一六回	一七回	一八回	一九回	二〇回	二一回	二二回
人員	七五人	八八人	八二人	八五人	八七人	一〇四人	一一〇人	八五人	九七人	九七人	九一人
回數	二三回	二四回	二五回	二六回	二七回	二八回	二九回	三〇回	三一回	三二回	三三回
人員	一二五人	一一一人	一四七人	一五九人	一五四人	一五一人	一七〇人	一七四人	一七七人	一八四人	二二〇人
回數	三四回	三五回	計								
人員	二〇三人	二〇八人	三、八六六人								

小縣蠶業學校

(三)小縣蠶業學校

明治二十五年小縣郡會は、本郡が養蠶業夙に發達し、蠶種生絲の製造も多額に上るに鑑み、蠶業に關する學理を學び、實習を修むる爲めに、學校を設立して、益斯業の發展を圖らんとし、上田町丸堀に小縣蠶業學校を置くに決した。校名は小縣蠶業學校と稱し、四月三日三吉米熊校長に任ぜられた。學科は本科と別科とに分ち、別科は速成を旨とし、主として實習を修めしめ、修業年限を一ヶ年とした。明治二十六年に小縣郡會は建議して翌二十七年より縣費の補助を得たが、此年同郡會は、教育費國庫補助法に依て、此校に國庫補助を與へられん事を、文部大臣に申請して、翌廿八年度より國庫の補助を受くるに至つた。此年丸堀の校舍より、舊館内に移り、同三十二年には地を常入區權現坂上に相し、此處に新校舍を新築、三十三年一月十日竣工し、舊館より移轉した。此年蠶業の外に農業を加へ、甲種程度（高等小學卒業以上の者を入學せしめ修業三ヶ年）の學校と爲すに決し、其筋の認可を得て小縣甲種蠶業學校と改稱した。此時、小縣郡會は翌三十四年度より、小縣郡立なる蠶業學校を縣立に引直すに於ては、現在の敷地校舍校具等一切、及

增加敷地一千坪と金二千五百圓を寄附せん事を縣に申出で、三十四年に縣立に引直さるゝ事と成つた。同三十五年四月には、農業補習學校教員養成の目的を以て、農業補習學校教員講習規程を設けて、其事に從ひしが、同三十八年三月に至て之を廢止した。

其後學校名は、明治四十四年十一月文部省告示第二五一號に依り、長野縣立小縣蠶業學校と改め、大正十一年四月長野縣小縣蠶業學校と改めた。



小縣蠶業學校正面

先に本科別科の二種に分ちしが、大正十年九月、別科を專修科と改稱し、翌十一年入學資格及修業年限を變更し、本科第一部（昭和六年第一種と改稱）第二部（同上年第二種と改稱）を置いた。本科第一部は、尋常小學校卒業程度以上の者を入學せしめ、修業年限は五ケ年。本科第二部は、入學資格を高等小學校卒業程度以上とし、修業年限を三ケ年とした。校舍は常入權現坂上より、大字常入字年々田に新築せし校舍に、大正十二年十月一日に引移つた。

校長は、明治二十五年創立當初より、昭和二年九月に至るまで、三吉米熊之れに任じ、此校の發達改善に、其功績甚だ大なるものがあつた。其歿後暫らく缺員であつたが、昭和四年一月、清水洌校長に任ぜられ、同十年十一月に及んだ。十二月今村省三其職に任ぜられ今日に及で居る。

此學校の創立に就ては、夙に時勢の進運を視て、蠶業も舊套を脫して學術的研究に據らざるべからざるを思ひ、蠶業學校の設立を企圖し大に盡力したのは時の小縣郡長中島精一であつた。此は此校創立二十五年祝賀式の擧行された大正五年四月、其祝賀式場に於て當校卒業生同窓長より贈つた、感謝狀に據て徵することが出來る。

感　謝　狀

母校小縣蠶業學校創設に際し、先見の明を以て首として其衝に當り、畫策經營一々肯綮に中り、確實な

る基礎を築きしもの實に時の郡長中島精一氏とす、古來創立は甚だ難しと稱す、然るに氏の鐵心石腸克く萬難を排して其難をなし母校今日あるの盛運を開拓せり、嗚呼氏の功績は母校と永久に傳ふべきなり、今や國家經濟の一要素たる蠶業に關する母校々運を開かれし氏に對し感謝措く能はず、茲に二十五年祝賀式を行ふに方り謹で氏の功績を感謝し、別紙目錄の紀念品を贈呈し以て永く紀念の意を表せんとす

此と同時に創立委員として盡力した百瀨兵太郎も亦感謝狀と紀念品とを贈られた。

小縣郡立高等女學校

㈣上田高等女學校

始は小縣郡立高等女學校と稱し、郡の經費を以て、明治三十四年四月十日、上田女子尋常高等小學校の一部を假校舍に宛てゝ開校した。本科と技藝科とを置き、其修業年限は四ケ年で、二ケ年の補習科を置いた。生徒の定員は六百名で、內本科補習科合て四百名、技藝專修科補習科合せて二百名とした。校舍は後新參町丸堀舊御作事趾に新築し、七月廿日竣工して引移つた（今の小學校本校）明治四十二年四月一日、郡立は變じて縣立となり、長野縣上田高等女學校と稱した。

明治四十四年四月には、學級數本科九、補習科二、技藝專修科二、合計十三學級であつた。翌四十五年には、技藝專修科を廢止した。

大正五年七月二十一日、此校の位置を、上田町鍛冶町裏に移すことに決し、八月一日移轉した。此校舍は、元上田高等女學校として建築されたのではなく、長野縣の女子師範學校々舍として建てられたのであつたのである。明治四十二年の縣會に於て、縣の師範三校の提案は否決され、遂に原案執行となり、男子師範學校は、長野、松本に各一校を、女子師範學校は上田に設置することゝなり、其後校舍の位置は上田町鍛冶町裏と決定した。此際上田町では、女子師範學校設置に就て、大奮發を爲し、其敷地の全部は勿論、其地ならし工事費をも縣に寄附することゝした。

かくて建築工事は明治四十三年十二月着手され、翌四十四年度には正面校舍、小使室、宿直宿、寄宿舍

二棟が竣工し、同四十五年に至り、體操室、特別教室、寄宿舍、食堂、賄所、浴室、盥漱所、校門等の諸工事大に進陟し、更に引繼き、講堂、音樂室等の建築に遷らんとした。偶々此時、地方經費節約に就て其筋の內訓もあり、地方長官の交迭と共に縣の方針も亦一變し、男子二師範學校の計畫は中止と成り了り、折角此處まで工程の進んだ校舍は、未成の部は其儘に、竣工した部は使用されず、其成行を待つと云ふ有樣に成つた。然るに、縣に於ては、方針變更より不用に歸した既建築校舍を取り崩して長野に運び去る事とした。是に於て、女子師範學校設置に多大な希望をもち、大きな犧牲を拂つた上田町民は、縣の處置に失望すると同時に、非常に憤慨し、校舍取崩、持運と云ふ如き、事の無きやう大に運動を爲した。其結果、此新築校舍は、上田高等女學校々舍として、使用するに決し、丸堀なる高等女學校々舍は上田町小學校として使用することに成つた。

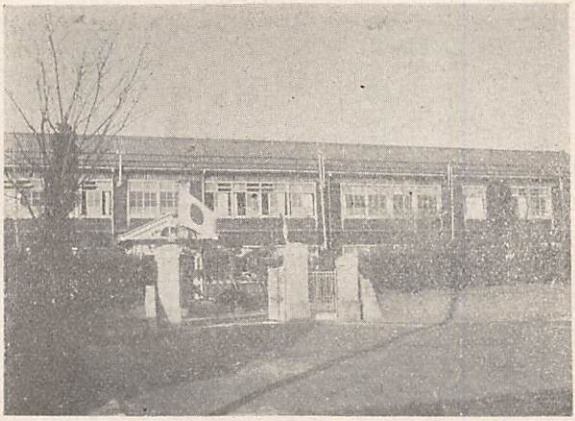

上田高等女學校正面

大正十三年四月より、主として裁縫家事を教授する、修業年限三ヶ年の專攻科を增置することゝなり、昭和三年に至り、昭和五年三月の卒業者よりは、裁縫科中等教員無試驗檢定取扱の件が許可さるゝことに成つた。

專攻科設置

昭和十年九月現在の生徒通學寄宿等の狀況及生徒家庭の職業別は左表の如くである。

通學狀況

通學寄宿狀況

	本一	本二	本三	本四	專一	專二	專三	計
自宅ヨリ通學（徒歩	九〇	八五	七一	七七	一〇	一三	一〇	三五五
汽車、電車	七一	六九	九一	五五	六	五	六	三三三
親戚知己ヨリ通學	三	四	三	八	一	—	—	一九
寄宿舍	二	五	—	一	五	四	六	二三
校外自炊	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一六六	一六三	一六五	一四一	三三	三一	三三	七三〇

生徒家庭職業別

生徒家庭職業別表

	本一	本二	本三	本四	專一	專二	專三	計
農業	五六	七〇	五六	四三	三	三	三	二六三
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
鑛業	—	—	—	—	—	—	—	—
工業	七	三	三	四	—	—	—	一七
商業	四三	五六	三一	三一	八	二	五	一五六
交通業	—	—	—	—	—	—	—	—
公務自由業	四七	四一	五六	三七	九	一四	一三	二一七
其他有業者	二	六	一三	一九	—	—	—	四〇
家事使用人	—	—	—	—	—	—	—	—
無職	九	七	六	八	三	三	一	三七
合計	一六六	一六三	一六五	一四一	三三	三一	三三	七三〇

生徒出身各市町村別に見ると、上田市の百九十五名が勿論多數であるが、他の町村に於ては、鹽尻村の三十二名が尤も多く、神科村の二十五名之れにつぎ、和村の二十三名、丸子町中鹽田村の各二十二名、神川村の二十名、縣村浦里村の各十九名之れに亞いで居る、又出身生徒數の勘きは、長久保新町の一名

も無いのと、大門村の一名、宝賀別所の二村各二名、と云ふ状況である。以上昭和十年九月現在の統計に據つたものである。

歴代校長名

郡立當時

氏名		就職年月	在職年月
下平末藏		明治三十四年四月	五年七ヶ月
三浦直		明治三十九年十月	一年六ヶ月
武井一郎	事務取扱	明治四十一年三月	二ヶ月間
八木與一郎		明治四十一年四月	二年

縣立當時

八木與一郎		明治四十二年四月	十二年三ヶ月
鳥羽耕治		大正十年七月	二年九ヶ月
樋口長衛		大正十三年三月	一年四ヶ月
和田乙治		大正十四年六月	三年十ヶ月
渡邊表		昭和四年三月	三年
潮田正次		昭和七年三月	現任

私立學校

上田大原簿記學校

明治三十九年、東京簿記精修學館上田分館として、西澤正太郎の設立したのが創で、簿記會計學等を教授して、會計の事務に適する者を養成するを目的とした學校である。大正二年、東京の本校が、大原

簿記學校と改稱したので、大原簿記學校上田分校と改めた。後又上田大原簿記學校と稱した。歐洲大亂の後には、此校に入學を希望する者が急激に增加し、爲めに校舍狹隘を告ぐるに至つたので、校友會は校舍新築の議を評決し、同時に地方有力者は、此校の成績顯著で、有用の材を出すを知る者、亦大に之を贊し協力する所があつて、地を市の東部材木町に相し、建築費二萬五千餘圓を投じて、最秀セセッション式二階建、人員五百名を收容し得る處の校舍を新築し、大正十一年十二月此處に移轉した。

校舍の新築

必須科目

此校の教授科目は

一商業簿記科二農業簿記科三銀行簿記科を必修科目とし、此他官用工業家計釀造カード式英文の簿記科は希望に依り、內一科若くは二、三科を選修する事が出來る。然し商業簿記科以外の各科を修めんとする者は、商業簿記卒業の上ならでは許されない。

本科及別科

男子部と女子部とに分れて居り、科は本科と別科とに分ち、本科には晝間部と夜間部とがあり、晝間部は午前午後に亘り、六時間教授し、夜間部は三時間の教授で、商家の店員等の、晝間登校の暇無き者の學習に便するために設けたのである。昭和七年よりは、日常必須を感じ、別科として珠算科を增設した。

珠算科

入學者の資格

入學者の資格は、高等小學校卒業以上、の程度の學力ある者は、年齡に制限なく、隨時無試驗詮衡の上入學を許可するが、尋常小學卒業者と雖も、詮衡の上入學を許すこともある。此學校の卒業者は、昭和十年迄に、三千二百七十三名を出して居るが、此等卒業者は、銀行に、會社に、商店に、各方面に働いて居るが、多くは實務的の手腕を認められて居ると云ふことである。

卒業者の勤め先

校長は創立當時より西澤正太郎之れに當て居る。

第三節　高等專門教育

上田蠶絲專門學校

上田蠶絲專門學校（國立）

明治四十年、時の文部大臣牧野伸顯は、我國産品中、尤も重要な位置を占め、國富に大關係を有する蠶絲の事に、深く意を留め、之に關する高等なる學理の研究と、必要な技術の實習とに依て優秀なる蠶絲業者を養成し、以て大に蠶絲業の發達發展を圖らんと欲し、高等專門の斯業學校設立の議を決し、案を第二十四帝國議會に提出し、其協賛を得、翌年八月針塚長太郎朝比奈晃十、佐々木忠次郎、吉武榮之進、本多岩次郎の五氏を、其校創立委員に命じ、學科及建築方針等を協議せしめ、翌四十二年學校設立地を選定せしめた。此設立地希望は、諸方に之れありしも、早く既に養蠶製絲の業に於ては他地方に一頭地を抜き、大に發達せる、長野縣小縣郡地方の中心上田町こそ、然るべき地なりとの考は、誰人も有つて居つた



寫眞說明（正門本館を寫す）

向て左方土壇の上に茂れるは、今上皇太子殿下に在します御時御來田、此校に臨まれ給ひし御砌、紀念として御栽え遊ばされし「ヒマラヤ・シーダ」右方の銅像は針塚校長の像手前にある太き欅の樹は、此校開始當時針塚氏近郊散歩の歸途、欅の實生の少きをポケツト内に入れて持ち來り之を植ゑたるが、現時は一抱え以上の大木となれるもの

校舍建築地の選定

所であり、當局の意見も亦之に一致したるを以て、上田町地域内に於て、好適なる地を相し、遂に町の東方常入區内字堀内を選定して、此處に建設することゝ成つた。此堀内あたりの地域は、上代信濃國衙所在地なるべしと推測さるゝ貴き緣由ある所であるので、我邦で創めて、國産第一の蠶絲に關する、大切な學校を設置するには、此上なく相應しい場所で、其成績の顯著なるものあるべきを、豫め祝福する

が加く想はしめるのであつた。

建築工事の着手
校名定まる
針塚長太郎校長
に任ぜらる
蠶科製絲の三科

四十二年九月創立費三十五萬圓を以て、工事に着手し、翌四十三年三月上田蠶絲專門學校の名稱を以て設置の事を公布せられ、同年八月、文部省視學官針塚長太郎、學校長に任命せられ、同四十四年三月、始て生徒を募集して、第一回入學試驗を執行し、養蠶科四十九名、製絲科四十五名の學生を收容した。かくて修業年限三年の後、大正三年三月に至り、第一回卒業生、養蠶科四十五名、製絲科四十名を出した。

教授學科の增加
絹絲紡績科の設置

教授學科は、大正八年迄は、養蠶製絲の二科なりしが、大正八年五月より、新に絹絲紡績の一科を增設した（昭和九年に絹紡織科と改めた）。此くして、栽桑、製種、育蠶製絲、絹絲紡績、織染及び人造絹絲、其他各種纖維に關する系統的設備が、此一校に於て一貫して、學生を敎養することが出來るやうに成つた。

此絹紡織科設置のことは、蠶絲專門學校と稱する以上、養蠶、製絲、絹紡織の總てを含む研究實驗を爲すのが、其理想であつたのである。此科が立派な一敎科と成るまでには、涙ぐましい苦心と努力とがあり、此校史としては特筆すべきものであらう。

養蠶製絲の二科は授業が旣に始まり、絹絲紡績の方も、其機械は外國に注文して、迫々納入となる事に成つた。けれども此事業に就て、經驗ある擔任技術者を得ることは、當時至難の事であつた。此頃絹絲紡績の事業は、我邦では鐘紡と富士紡との二會社が獨占し、加之兩社共に、工場を外界に對し堅く閉して、苟も窺ふことを許さないといふ狀態であつた。故に外界人が、此事業に就て、實地の知識を得るのは極めて困難であつたのである。依て新に東京高等工業學校敎員養成所を卒業し、此校の助敎授となつた一人平本氏は、鐘紡工場の知人の紹介に由て、平職工となり採用され、傳動軸の油差し工を勤め、學生の實習に爲る仕事に從つて約一年の間、並々ならぬ苦勞をして窃かに工場實務の知識を得て歸つたことがあり、又此校々長よりたつてと賴まれて、絹絲紡績の擔任者と成つた一敎授戸倉氏の如きも、折角恩師

の紹介を得て富士紡の技師長たる先輩に、工場視察を依頼して、すげなく峻拒された事もあり、後に鐘紡工場に、文部大臣と學校長との依頼狀及本人より鉛筆、尺度、手帳、圖書等を携帶すること、及び工場内に於て此種の物は絶對に使用せざること、工場長、工務主任以外の者とは談話を交へざること、工場秘密に關する事は、他日學生になりとも他言せざること等を嚴守する旨の誓約書を出して、漸く一ケ月間工場視察を許可されて、大に得る所あつて歸校した事があつたといふ。かくして此等の人々が、苦心計畫の下に、漸く紡績絹絲が製出されるやうに成り、世人を驚嘆せしめたのである。今日に於ては此校の絹紡織科に入る者は、容易に此事業に關する知識と實驗とを會得することが出來るのは、至幸と謂ふべきである。

此校に於ては、學理の教授研究を第一とするのは勿論であるが、又學理を實地に應用し、理解を確實にし、同時に趣味を喚起せしむることに注意し、校内に於ける實習實驗を重ずる外、創立以來、毎年學生を有名なる養蠶家製絲工場、蠶業試驗場、紡績工場等に派遣し、校外實習を爲さしめ、卒業後此等の場所に勤務し或は經營するに當り、能く其任に堪へ得らるゝ素地を會得せしむることにまで、注意を拂つて居る。故に此校外實習に派遣するに當ては、充分其事業に注意し、實務に當ては勤勞を厭ふことなく從事すべき旨を懇々說諭して差し遣はすのである。

校外實習

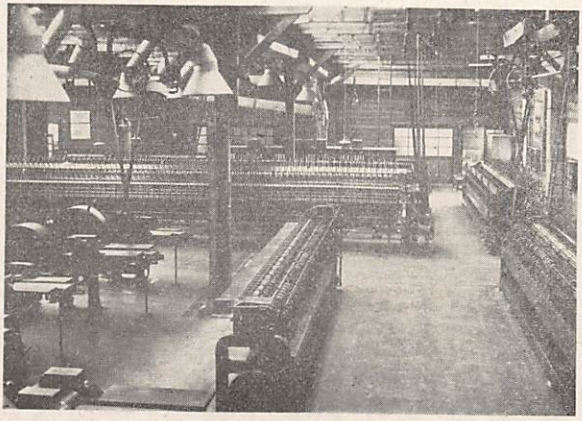

絹絲紡績工場

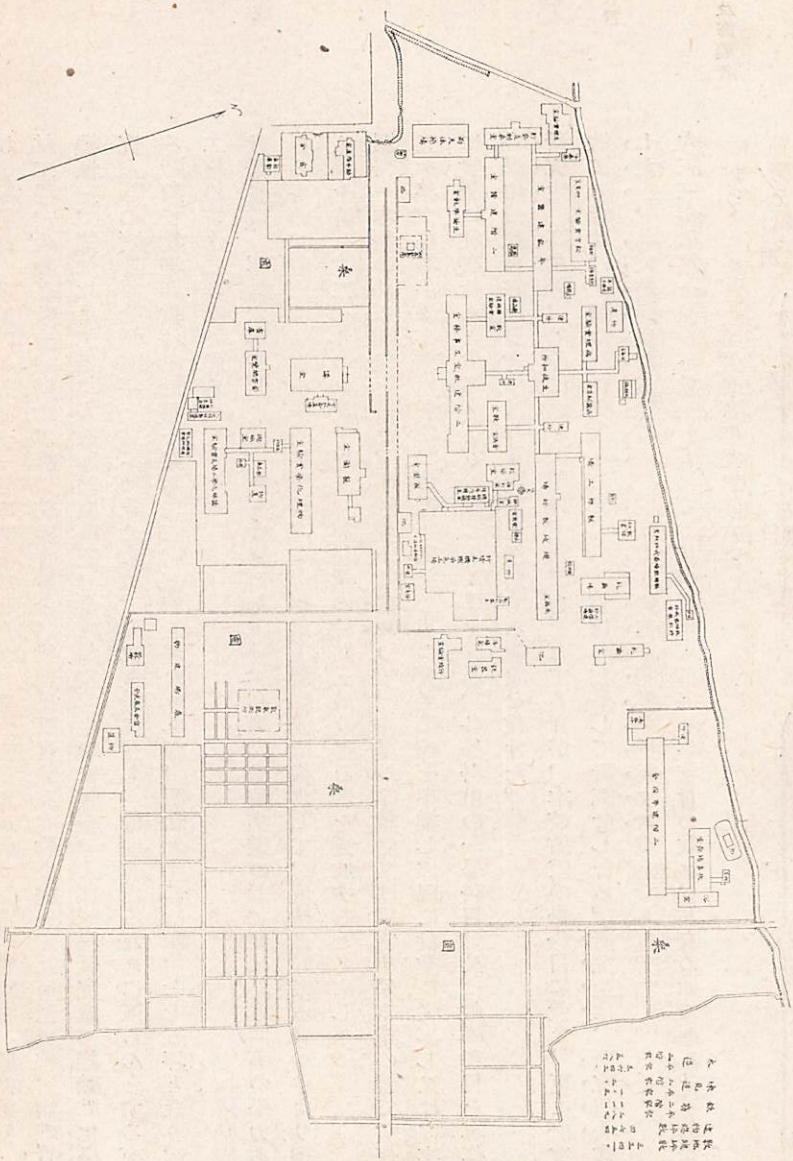

校舍建物は、明治四十五年十一月に略完成したが、猶大正二年以後、飼育、實驗室、顯微鏡室、第二製絲工場、生物學教室、紡績工場、紡織實驗室、物理化學實驗室、物理教室、瓦斯消毒室、病理實驗室、機械室、蠶絲化學工場、人造絹絲製造室、煮乾繭室、生理實驗室、人造絹絲研究室、絹纖維化學處分研究室等の諸建築物が、年と共に增設せられ、研究實驗に關し、備はらざるなきに至らんとする有樣である。隨て建築坪數は明治四十五年に二、三四五坪なりしが、昭和九年には四、七七五坪となり、殆んど二倍の廣さに及んで居る。

教婦養成

教婦養成　昭和六年四月より、教婦養成科を設け、高等女學校卒業の者、又は之と同等の學力ありと認むるもの、若くは高等小學科卒業後、一ケ年以上製絲業に從事して、成績良好なる者の中より選拔して入學を許し、二ケ年の修業を以て、製絲業の教婦と成り得る者を養成することにした。

別科

別科　本科の外に別科を置き、年齡滿十七歲以上で、中學校卒業者又は尋常小學卒業の者で、修業年限五ケ年、高等小學卒業の者で、修業年限三ケ年の實業學校を卒業し、現に實業に從事し又は、卒業後直に實業に從事せんとする者より詮議の上入學を許し、各學科中の一學科目、又は數學科目を專修させて在學中成績良好なる者には修業證書を授與する規定を設けた。

研究生

研究生　卒業者、若くは之と同等以上の學力を有する者が、本校所定の學科目に就き、更に研究せんと欲する者は、詮議の上研究生として、二ケ年以內在學して研究せしむる。研究生は、研究報告書を考査した上、其成績佳良なる者には、校長より研究證明書を授與する規定である。

卒業者及修業者

大正三年に第一回の卒業生を出してより、昭和八年迄の卒業者の數は、左表の如である。

卒業者及修業者年次別

年次 ＼ 科別	本科 養蠶科	本科 製絲科	本科 絹紡織科	本科 計	選科 養蠶科	選科 製絲科	選科 絹紡織科	選科 計	選科 教婦養成科

卒業者及修業者職業別

卒業者及修業者職業別

	科	養蠶科	製絲科	絹紡織科	教婦養成科	合計
就職所						
官廳	大正三年	四五	四〇	—	—	八五
	同四年	三三	三一	—	—	六四
	同五年	二八	二三	—	—	五一
	同六年	二二	三三	—	—	五三
	同七年	二八	一六	—	—	四四
	同八年	二九	一九	—	—	四八
	同九年	二六	二六	—	—	五四
	同十年	一八	二六	—	—	四六
	同十一年	三〇	一八	—	七	五五
	同十二年	一七	一三	—	一五	五四
	同十三年	一三	一四	—	七	三三
	同十四年	一八	三〇	—	一三	六〇
	同十五年	二六	三〇	—	一三	六九
	昭和二年	二一	二四	—	一二	五六
	同三年	二五	一九	—	一五	五九
	同四年	二六	二二	—	一五	六五
	同五年	二六	二九	—	一一	八八
	同六年	三〇	三一	—	一三	七三
	同七年	三五	三七	—	一三	八四
	同八年	三四	三四	—	一五	八三

	科	養蠶科	製絲科	絹紡織科	教婦養成科	合計
就職所						
學校	大正三年	一八一	三	九	二	二三四
	同四年	二	—	—	—	二
	同五年	一	—	—	—	一
	同六年	一	—	—	—	一
	同七年	一七	—	—	—	一七
	同八年	三	—	—	—	三
	同九年	三	—	—	—	三
	同十年	二	三	—	—	五
	同十一年	一五	三	—	—	一八
	同十二年	一六	三	—	—	一九
	同十三年	一	—	—	—	一
	同十四年	三	—	—	—	三
	同十五年	四	—	—	—	四
	同十六年	二	—	—	—	二
	同十七年	一	—	—	—	一
	同十八年	二	—	—	—	二

此等の卒業者が、社會に出で、如何はる方面に就職活躍して居るか、今左に職業別の表を掲ぐる事とする。

| | | |

第六章　商工會議所

第一節　沿革

上田商工會

上田町の商工業者は相謀つて、明治二十一年五月二十二日長野縣知事の認可の下に、上田商工會と稱する私設の團體を設立して、商工業に關して利害得失を研究したり、又諸方面の諸問機關ともなり、公益を增進せんことを圖つた。爾來時々集會して、商工業上の諸問題に就て討議研究を重ね、本町の商工業發展繁榮に資するに努めた。

其後世運の進歩は商業會議所の設立を促すに至りしかば、此上田商工會を以て、商業會議所に變更せばやとの議が起り、明治二十八年十月伊藤源太郎、石森文治郎、飯島保作、花岡茂十郎、荻原儀三郎、和田龍太郎、片岡君太郎、金井文三郎、成澤伍一郎、長岡万平、黒澤鷹次郎、柳澤富八、同友之助、柳澤太郎兵衛、小宮山瀧兵衛、手塚半右衛門、杉山鶴太郎等の十七名發起となり、商業會議所設立認可の事を農商務大臣に申請し、同年十二月二十七日に認可と成り、翌二十九年五月第一回の議員選舉を行ひ、六月二十一日定款を議決し、八月八日認可され、次で八月議員臨時總會を開き役員の選舉を爲した。其結果黒澤鷹次郎會頭に、飯島保作副會頭と成つた。

上田商業會議所會頭名

創立以來の會頭副會頭は左表の如し

黒澤鷹次郎　明治二十九年より二十一ケ年間在任

飯島保作　大正六年より四ケ年間在任

成澤伍一郎　大正十年より八ケ年間在任
伊藤傳兵衛　昭和四年より

副會頭

副會頭
飯島保作　明治二十九年より二十一ケ年在任
馬場歳次　大正六年より四ケ年間在任
伊藤傳兵衛　大正十年より八ケ年間在任
濱村幾次郎　昭和四年より四ケ年間在任
笠原善吉　昭和八年より

創立以來の書記長、理事は阿部太吉、箕輪五助、岡田賢治の三氏で岡田氏は昭和十一年猶在任中である。

上田商工會議所

上田商工會議所



昭和三年一月より商工會議所法施行せられしかば商業會議所は茲に上田商工會議所と改稱した。

事務所の移轉

事務所の移動

上田商工會上田商業會議所時代は始め上田横町なる小縣郡神職取締所内に事務所を置きしが大正八年五月上田市役所と共に市廳舍内の一部に移轉した。然るに年を逐ふて事務は繁多を加へ狹隘を告ぐるに至りしかば、大正十四年には新參町の元郡役所の敷地五百七坪の地を買收して此處に事務所を建設することを計劃したが昭和九年に至て其を變更して原町北側中央に地を卜し、

此所に新築する事と成り、七月工事に取掛り翌十年五月其竣工を見るに至り、上田市の商工會議所として相應な建築物が出來たのである。所要工事費は二萬五千圓であつた。

構造は木骨コンクリートで、間口十九間半奥行六間二階建の本館の外倉庫及附屬建物各一棟がある。

第二節　事業

本會議所は創立以來其職能を發揮する爲め諸種の施設及び事業を行て來たが、其中に就て顯著なものを左に擧げて見ると

一、電話交換式改善に關すること

上田町に電話が架設された明治四十一年以來、其交換方式は所謂單式で、先づ交換局を呼び出し、相手電話に接續を見るまでに二回の呼出を要するので、厄介不便なことであつた。此を相手方の電話に、一回で接續する事が出來る所謂複式交換方式に、變更せられんことを遞信大臣に陳情し、之と同時に右變更の爲めに必要なる、電話分局を設置の場合には、其敷地として約三百坪の土地を寄附する旨を申出で、一方其地所買收資金調達に就ては、市内有志者と協力して斡旋し、寄附金一萬四千三百餘圓を募集した。依て新參町に於て三百十九坪の地所を遞信省に寄附したので、昭和二年九月上田郵便局電話分室が出來上り、交換方式が複式に變更され、從前の如き不便は取り去られた。之れに就て昭和四年十二月賞勳局より

電話交換式改善に關する件

賞勳局褒狀

褒狀

上田市

上田商工會議所

大正十五年五月上田郵便局電話分室敷地として土地壹段拾八歩餘寄附す、仍て褒章條例に依り之を表

彰せらる

昭和四年十二月二十一日

賞勳局總裁正四位勳二等　下條唐麿

此證を勘査し第五百七十三號を以て褒狀簿冊に登記す

賞勳局書記官從五位　伊手衡

商工實務員學力檢定試驗

二、商工實務員學力檢定試驗

現に商工業の實務に携つて居る人々、又は將來此業に從はんと志す人々で斯道の學校教育を受けないで、獨學自修熱心に其道の學問を學修して居る者の爲めに、一定の試驗を行つて之れに合格したものには、認定合格の證を與へて、其等の人々の勉學心の向上や、將來の發展に資することを計畫して、昭和元年に商工大臣の認可を得て第一回の試驗を行ひ、其以來毎年五月に之を行つて、昭和十年には第十回の檢定試驗を執行した。其間受驗者數は三百二名に達し、合格者は二百十二名であつた。此受驗者は上田市内の最も多いのは勿論であるが、縣下各地方からも入つて居り年々其數を增す傾向である。

試驗成績

昭和九年試驗成績は

科目	程度別	受驗者數	合格者數
珠算	五年制	一六	四
	三年制	二二	一二
商業簿記	五年制	五	二
	三年制	八	七
商業地理	五年制	八	一
	三年制	一三	八

作文	五年制								
習字	三年制								
商業要項	五年制								
商業算術	三年制								
英語	五年制								
計	三年制	五年制	三年制	五年制	三年制	五年制	三年制	五年制	

難關があり、其道は當時交通運輸の重要機關である、自動車の通行に不自由なる狀態であつた。故に上田市と北部上州との經濟上の提携を考慮するに當ては、先づ以て交通路を改修して、自動車が容易に通行し得られるやうに爲なくてはならぬ、依て本會議所は北上州街道の改修改善に關しては、出來得る限りの力を盡して其促進を圖り、昭和八年に至つて此道路は改修され、自動車の通行に差支へ無いやうに成り、上信兩國の交通上に一新紀元を劃するに至つた。爾來此自動車に由る運賃の低廉より して、從來比較的高運賃との評ありし、草津鐵道で運ばれた貨物族客等は、自ら此交通路によりて輸送される事と成り、吾妻郡嬬戀村あたりから送出される野菜、卽ち馬鈴薯甘藍白菜等は、大部分上田驛より輸出され、爲めに年を逐ふて其生産額は增加し、同地方の經濟狀態は大に良好となり、隨て購買力は增大すると同時に、上田市よりの貨物は販賣路を擴張したのである。上田市の勢力が此交通路の改善と共に、北部上州に伸びつつあるのは、鳥居峠の彼方新鹿澤溫泉に上田資本の進出に依て、近代的新設備を有つ溫泉旅館が出來たのは其著しい例である。

新鹿澤に上田資本の進出

眞田氏の頃信州上州兩國間に、各方面に亘り、緊密な關係を有して居た事は、言ふに及ばない所であるが、幕末の頃にも上田町方面と北上州方面とは、物資の需要供給上、重大な關係を有つて居た事は、元治元年、上州吾妻郡、赤羽根村組頭權助が、干俣、草津、門具、中居、赤羽根五ケ村總代として、信州小縣郡眞田村、元庄屋兵左衞門、洗馬組割番淸水大五郎等を、相手方として、江戸評定所に訴へ出た訴訟出入一件は、之を知ることを得るので、今玆に記して置く。

幕末北上州諸村と洗馬地方との出入訴訟

訴訟方吾妻五ケ村の申立は、私共村方の義は、上州信州高山間の村々で、諸作物の實りも充分でなく、困窮難澁である。故に、松平伊賀守樣の御城下、信州上田町其外へ、私共村々の産物を附送つて、穀物類と交換し、其利益を以て、御年貢上納のことを勉めて來た所、今より七ケ年前に、相手方兵左衞門は自分の宅前に、御繼立役場抔と云ふ、標札を掛けて置き、私共村々及、吾妻郡中村々の、荷物を差留め

吾妻諸村と上田町其外との關係

理由無しに、世話料など徴收し、又銘々の牛馬手牛等で送る品物は、世話料を差出さざるに於ては、如何様に頼み入るとも、承知しない。右は全く新規の事で、私共村々は甚難澁するに付、種々懸合談判しても、取留めない挨拶ばかりで、村々は取續き困難なので、去る酉年中、元御支配伊奈半左衛門様御役所に願出で、添翰を頂戴し、松平伊賀守様御役場へ、訴訟した處、私共村々では、前々からの、取引證文書類等が有るので、相手方の申口立ち難く、其爲めに眞田村に於ては、諸荷物送り方に、何の故障もせず、口錢藏敷等も、請取る間敷旨申渡され、一同御請書を差上げ、村々安心して居つた處、同年九月中兵左衛門は、穀類は勿論、信州産物を吾妻郡へ出荷御差留の事、御觸書が有つた抔申觸らし、駄荷物通路を差留めたので、私共村々百姓は、困難忍ひがたく、去々戌年中相談の上、相手方上田領分村々へ談判した處、右村々も其土地の産物穀類等を、私共村々へ附出して、賣買致さずしては差支へるとの事で、一同申合連印を以て、伊賀守様御役場へ歎願した處、御取調の上、兩國産物取引の事は、先規仕來もあること故、都て前々の通、取引致すやう申渡された。然る處兵左衛門其外の者共、下原村清水大五郎を自分方へ引入れ、右に對し故障を爲し、穀類之義は御地頭より買取候者迄、附越相成らぬ旨申張り此儘捨置いたなら、極貧の村々は日々の暮にも差支へ、終には御年貢上納も出來なく成る。其外品々申上げて訴へた。

相手方の申立

訴訟人の申立てた事は、一々相違して僞である、眞田村は天正年間眞田安房守様が、上田御在城の頃上州沼田に御同家の方が御在城なされ、以來上田、沼田往返り繼場として、御繼立を致し來り、御朱印御證文、其外御用にて通行の御武家様方は、大笹村名主、上田町問屋から、御先觸があつて、眞田村で人馬繼合せたもので、其證據の請取も數通ある、其外右に關する書き物も所持して居り、商人荷物の宿繼の事も、以前よりの仕來りで、附け通し請拂の分は、一駄に付二十四文宛、世話料を請取て來た、尤

自分の牛馬で、現在日用の品々を附運ぶ分は、往返とも藏敷口錢を取る事は、一切しない。千俣村織右衛門外一人から、通路の事に付、私共領主役場へ願出た處、役場より先規の通り、差支にならぬ様致すべき旨、申聞けたるも、先規に觸れる如き、勝手僞の義を申募り、不屆ニ付領主役場に於て、往古より繼場の眞田村を、在鄉山道の如く心得て居る上は、御武家様方御通行の御荷物は格別、商荷物等は通行致させ間敷旨申付けられ、其を守て居るのみで、兵左衛門其外の者共に於て、米穀産物等を、差留めたと云ふ事は毛頭無い。然る處去亥年四月中、又々大笹村役人惣代、年寄山太郎外一人の者より、上田役場へ、是迄の通り通路出來るやう願出たので、示談申付けられ、夫々掛合相談の上、大笹村より出した御用通御武家様方、及商人荷物は、先規の如く眞田村へ繼合ひ、手當として一駄に付二十四文宛、眞田村へ差出す筈とし、訴訟方村々より、手製の産物を自分手馬を以て、上田町へ附け出し、歸馬に米穀其外日用の品物買入れた分は、往還共に、眞田村で差繼ぐ事はしないと、示談議定を取替はし、先規之通差繼いで來た處、此度訴訟方の者共は、事實相違の事を申立て出訴したのは、商人荷物等も、勝手に繼合致したい存念に相違無き旨、其外品々申上げた。

依て評定所に於ては、引合として大笹村役人を召出し、同人よりも始末書を差出させ、其上猶吟味した上、原被双方へ、厚く理解申諭す處があつた。依て双方充分に掛合ひ相談の末

上信兩國産物取引賣捌荷物幷日用米穀等手牛馬を附て附送候義は勿論、途中にて雇立いたし往返辨利宜敷村々へ相賴候共、眞田村に於て差繼申間敷尤商人荷物等自分荷物と不レ紛様繼合可レ申事

と取極め、双方申分無しと熟談内濟と成り、原被双方連印の上、濟口證文を評定所に差出した。

十一月洗馬組下原村割番清水大五郎より、連名廻狀を以て、上田町兩問屋、田中組割番、鹽尻組割番國分寺組割番に、右の内濟條件を通知した。

四、菅平高原の開發に就て

熟談内濟濟口證文

都市にせよ地方にせよ、其發展に就て考へる者は、宜しく其環境を汎く熟視考察し、然る後に之に適應する施設經營をして行かなければならない。此點に於て高原菅平の開發に着目して、之を紹介宣傳して、或はスキー場とし、或は高原動植物研究の地、或は高原体育研究地として重視されるやうに成り、其々の設備が出來ることとなり、隨て上田市は其高原に入る門戸として、旅客の輸送に物資の供給に、重大な役目を有つに至り、市の繁榮が之れに依て增大されたのは當然の事である。本會議所は此事に就ては、勘なからぬ關心を以て大に努力したのである。

中小程度商工者の擁護

五、中小程度商工業者の擁護

産業組合が發達して、其爲めに中小程度の商工業者は、或は其進出壓迫に依り、打撃を被むる恐れあるを憂慮し、二者の間に立ちて適良なる方法を講ぜんとし、一方産業組合に對しては、苟も規法に違背するが如き行動の無からんを注意要望すると同時に、一方中小程度の商工業者に對しては、時代の推移を察し、自ら省みて奮勵努力此際に善處すべき自覺を與へることに、大に努力して居るのは極めて時宜に適した事と謂ふべきであらう。曾て藩政時代に在分に商店が多く成り、町分の商人等は大に商利を失ふことにもなり、又一方には在分の者は、古來農業を生業とし、商業は商人としての町分の者が爲るのであると云ふ事を考へて、自分等の商權を侵害されたと云ふ所から、在分商店を閉止することを、藩に度々出願して、在町相爭つた時藩役人は、町分の商人等が品物を在分より安値に販賣するに於ては、買手は自然町分に集つて在分の商店は行き立たなくなると申聞けた事がある。此事は或は此産組進出と中小程度商工業者との間に立つて、盡力する者の一考すべき處ではあるまいか。

所産品の宣傳紹介

六、所産品の宣傳紹介

猶此外本會議所に於ては上田市の物産を汎く宣傳紹介する目的で、全國各地に博覽會、展覽會、共進會或は土産品展覽會等の開催せらるるに當ては、市と協力の下に各斯業者を勸誘奬勵して之に出品せし

むることに努めた。其出品した主なる所は

東京　大阪　神戸　横濱　長岡　甲府　奈良　大連　岐阜　吳　小倉　郡山　津山　宇都宮　高崎　豊橋等の諸市である。

此の如く他所に向つて尾上田市の物産を宣傳紹介に努むるの外、市内に於て生産品展覽即賣會を、昭和四年十月市制施行十周年紀念祭を機として初めて開催し、市内の商工産品の紹介宣傳と同時に業者の利益及研究發達を企圖したが、爾來毎年之を催して居る。

第七章　銀行及諸會社

第一節　銀　行

第十九銀行

(一)株式會社第十九銀行

長野縣下に於ける銀行の嚆矢であり、獨り上田町の金融機關として、功績の有つたのみでなく、信州の財界に大きな貢献を爲したのは第十九銀行であらう。

明治十年早川重右衞門、阿部萬五郎、黒澤鷹次郎、中山彦輔、出浦敬三、阿部彌惣太、倉石吉左衞門黒澤伴次郎、前島清次郎、竹内幸四郎、等十名は、明治九年發布の改正國立銀行條例中、政府より發行する公債證書を抵當として、銀行紙幣を發行し、之を通用するを得る、と云ふ條項に遵據して、長野縣北第十一大區四小區上田町に、銀行を創立せんことを計劃し、二月二十日其ことを大藏省に出願し、六月十五日其允准を得、同時に銀行稱號を、第十九國立銀行と命ぜられた。

十九銀行の開店

依て直に資本金十萬圓、株數二千株の株式募集をなし、百六十一名の株主にて、引受くる事と成り、創立證書定款を作成して、大藏省に提出せしに、十月十日開業免狀が大藏卿の名を以て下附され、乃ち明治十年十一月八日を以て開店する事と成つた。

當行の紙幣は同年十一月八日に發行代價一枚六厘六毛七糸の割合で、紙幣記錄の兩局へ上納して、一圓、二圓、五圓、十圓、二十圓の紙幣で、合計金四萬圓を大藏省より下附せられ、同月十二日本店に送致して逐次發行したが、流通圓滿に行はれ、十二月末には金三萬八千五百七十圓の發行を見るに至つた。



開業免狀寫

此時銀行紙幣發行に關する大藏卿の布達は

甲第三十號

今般國立銀行條例を遵奉し、資本金十萬圓を以て長野縣管下、北第十一大區四小區、信濃國小縣郡上田町百番地に設立したる第十九國立銀行に於て、公債證書を抵當となし、更に引換準備金を置き、本月八日より二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓、五種の紙幣を發行せしめ、右本店に於て通貨を以て交換可レ致候條、公債證書の利足と海關稅を除くの外、租稅其他一切の取引上、總て無レ疑念受授

銀行紙幣模寫



可レ致此旨布達候事

但し右紙幣の儀は、明治六年八月第三百四號布告、第一國立銀行に於て發行の品と同一にして、唯表面銀行の名稱地名及頭取支配人の名印、並に裏面割印の異なるのみに付、別段見本相添へざる事

明治十年十一月五日　　大藏卿　大隈重信

此當時上田町は、朱判稀無双等の名稱を以て、座繰生絲（提絲）を横濱に送り出し、其名聲全國に嘖々たる時代なりしかば、銀行の放資も自ら生絲關係の方面に向ひ、器械製絲の業諏訪郡に起つた時には、上田から遠く十七八里の距離、然かも其間に和田嶺の嶮路がある、其遠隔の地に此方から進んで、生絲資金の供給をなしたのである。然るに當時は未だ運送保險の業も發達して居らず、且安心して貴重な貨物を託すべき、運送店とても無かつたのである。故に身元の確かな運送業者を説いて、之に荷爲替生絲を運搬せしめ、傍保險の仕事を兼ねさせる事もした。

其内に明治十年西南役後の好況の反動は、同十五年頃よりあらはれて、同十七八年頃には經濟界は甚しき悲運に陷り、倒産者簇出するに至り、銀行業を營む者の中には、資金の回收意の如くならず、往々挫折失敗を爲すものも尠くなかつた。

此時には當銀行も、亦深甚なる痛痍を被つて、殆んど資本の半を失ふと云ふ、悲慘な狀態と成つた。かゝる際に取締役たりし黒澤鷹次郎は、頭取に推され此難局に當り、一方には銀行内容の整理に努め、信用の回復を謀り、一方には深く資金濫貸の弊に鑑み、安全な投資の方法を講じ、事業家の性行閲歴、乃至事業方針の適否、資力の厚薄など審査して、然る後愼重に貸出しを行ふ事とし、又別に上田倉庫會社（今日の諏訪倉庫會社の前身）を起して、繭擔保融通の道を開く等、經營方法其宜きを得、加レ之拮据精勵行務に勉めしかば、其効空からずして、啻に行運を挽回せしのみならず、日に隆昌となり益發展するに至つた。

黒澤取締役

國立銀行條例に據れば、國立銀行營業期限は二十年にして、其期限を過ぎれば繼續するを得ずと規定さ

れ、當銀行は明治三十年十月九日には、營業滿期となるのであつた。依て其滿期々日に先ち同年三月一日に、當時の資本金二十萬圓なるを一躍六十萬圓に增加し、私立銀行に組織を更めて、株式會社第十九銀行と改稱した。

株式會社第十九銀行

其後行運は依然隆昌の途をたどり、資本金は漸次累增されて、大正九年には金一千五百萬圓となり、大正十三年下期の貸出金額は、四千四百四十三萬八千九百二十八圓に上り、預金額は、千三百十三萬千六百七十一圓に達した。而して長野縣人經營に係る製絲工場（縣外を含む）六百九十六（釜數十一萬三千三百八十一）の中、當銀行の取引者は、其過半に及ぶ程で、製絲の資金として投資する所多かりしかば、製絲資金の事を語る者で、此銀行を語らない者は無いやうに成つた。

製絲資金

然るに昭和五年十一月、上田市に本店を有する、資本金二千四百萬圓の株式會社信濃銀行が破綻するや、信州財界に大恐慌が起り、不安人氣は濃厚となり、預金の取付盛に行はれ、其爲めに休業銀行簇出する有樣であつた。當銀行も亦餘波を受け、此儘に爲て置く時は、信州の財界は益惡化せんことを慮り率先して昭和六年八月、長野市に本店を有する株式會社六十三銀行と合併して、株式會社八十二銀行を設立して、基礎の鞏固を謀り財界の安定に努めた。

株式會社八十二銀行

尙此銀行の成績概要を示せば、左表の如くである。

第十九國立銀行時代

第十九國立銀行成績

年別	資本金 公稱	資本金 拂込	諸積立金	諸預金	諸貸付金	荷爲替手形取組高	送金爲替取組高	配當率	割賦金
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	百圓ニ付	
明治十年末	一〇〇	一〇〇		三	三四	一三〇	三四	八分	
同　十五年末	二〇〇	二〇〇	三	一〇八	四五九	八三三	九三三		

明治二十年末	二〇〇	二〇〇	五九	九〇	三四二	一、〇三七	九九四	同三分二五毛
同二十五年末	二〇〇	二〇〇	九〇	一六四	二八九	一、七九七	一、一六三	同四分五厘
同二十九年末	二〇〇	二〇〇	二一三	一六六	五一四	一、八八六	一、二〇四	同二割

○當銀行營業滿期前に於ける諸積立金及利益金約七二七〇、〇〇〇圓は内七二五〇、〇〇〇圓を增加資本に充て更に明治三十年三月十日資本金七一五〇、〇〇〇圓を募集し資本金合計七六〇〇、〇〇〇圓とした

第十九銀行時代

第十九銀行成績

年別	資本金 公稱	資本金 拂込	諸積立金	諸預金	諸貸付金	荷爲替手形取組高	送金爲替取組高	配當率	備考
明治三十年末	千円 六〇〇	千円 六〇〇	千円 五	千円 二〇〇	千円 七九九	千円 二、九八〇	千円 一、六九	年 六分	
同三十五年末	一、二〇〇	九三七	二〇八	六六三	一、七三三	三、二六八	七、〇三九	同 八分	
同四十年末	一、五〇〇	一、二〇〇	五五五	一、三九八	三、四一四	一〇、一六六	一四、〇九六	同 九分	
大正元年	一、五〇〇	一、五〇〇	八七〇	二、〇九二	五、一二五	一四、八八三	六、三五〇	同 同	
同五年	三、〇〇〇	二、二五〇	一、四一〇	三、三九四	八、二八三	二一、五三三	二四、七四〇	同 同	
同十年	一五、〇〇〇	八、六二五	二、九五六	一三、二七三	三二、八五六	二〇、三六七	四九、七八一	同 一割	
昭和元年下	一五、〇〇〇	八、六二五	五、七九七	一五、一二五	四一、三七八	四二、七六六	六二、七四五	同 九分	
同六年上	一五、〇〇〇	八、六二五	四、二六一	一〇、五六二	二七、〇一七	八、四二七、一九	一三、五六六	同 五分	

(二)上田銀行

明治十四年五月二十五日の設立で、上田原町にあつた。

上田銀行

此銀行の起りは、一種特殊の事情を有つて居る。明治十四年に上田原町問屋瀧澤助右衛門は、其役前に依り保管して居た、舊傳馬の夫錢剏錢、及び町勢維持の爲めに設けたる、原町、柳町、田町の貯金組合なる、永續講相續講積立金等、合せて一萬三千四百二十三圓を、右に關係ある町に差出した。依て原町、田町、土橋、木町、柳町、の五ケ町は、一町毎に總代四名づつ選出して、其適當な處分を相談する事に成り、此時原町分の所有となつて居た、原町肝煎屋敷建物があり、若し此際之を公賣に附する時は、約二千圓を得らるる見込なりしかば、右五ケ町總代等は之を公賣するに決し、茲に約一萬六千圓出來たのである。そこで總代等は相談の末、四千圓は町分の共有財産とし、二千圓は舊町役人問屋年寄等の、舊勞に報ゆる爲めに贈呈し、殘一萬圓を元資金として、私立銀行を設立しやうと決議した。此時の銀行設立趣意書は

私立銀行設立趣意

夫我が原町、柳町、田町の區域中に、所有する所の共有財産は、人々圖らざるの幸福を得しものにして、該財産の原因たるや、其性質各種ありと雖も、現今に及び巨額の餘贏を存貯する、單に該町舊吏員の努力、以て其職掌を盡し、經濟其方を得るより、今日の好結果を來したるものにして、該町の人々たる者、此盡力と此恩惠とは、片時も忘却すべからざること、今更贅言を俟たざる所なり。然れば其餘惠を永遠に傳へ、舊吏員の本旨を体し、長く保存の法を設け倍々後來の幸福を謀らざるべからず。依て今回原町、柳町、田町を區分して五ケ町とし、一町毎に惣代議員四名を選擧し、從前の回金掛り五名を加へ、都合二十五名をして、本年一月廿八日を以て第一回の會議を開き、時勢の沿革に從ひ、專ら保存の基礎を鞏固ならしめんと、審議の末該財産を元資とし、私立銀行を開設するに議定せり。然りと雖も普通の創立と、其原素を異にせる故を以て、更に左の條件を提出し、尙又各町一名宛

の議員を增加し、第二回の會議を開き、着手の順序を豫定し、同心協力以て子孫に幸福を傳へんと欲す。

而して壹萬圓は傳馬役に關する、諸種の收入蓄積の者である故に、舊傳馬日數と、人夫役勤の多寡とに依て之を配當し、其金額にて求め得る銀行株券を以て、其町々の持株とし、之に相當する純益金の配當をすることに決した。此時此銀行株は一株二十五圓とし、四百株の一萬圓を基金とし、之に猶賛成加入者を求め、資本金十萬圓の私立上田銀行が成立したのである。瀧澤助右衛門推されて頭取となる。

後營業成績も良好で、資本金も二十萬圓に增加するに至つたが、大正十一年一月佐久志賀銀行、其他數行と合併して中信銀行と稱し、營業を繼續せしが、昭和三年五月一日長野實業銀行外七行と合併し、信濃銀行と稱した。

持株

中信銀行
信濃銀行

常盤城銀行
上田農工銀行
興信銀行

四十銀行上田支店

六三銀行上田支店

綿内銀行上田支店

(三)資本金十六萬圓未滿の者

株式會社常盤城銀行　上田町常盤城西脇に在り、明治十五年十一月一日の設立で、資本金七萬五千圓。

株式會社上田農工銀行　上田町常盤城元町に在り、明治二十二年四月十七日の設立で、資本金五萬圓

株式會社興信銀行　上田町海野町に在り、明治二十六年十月の設立で、資本金三萬圓

(四)他處に本店を有するもの

株式會社四十銀行上田支店　上田原町に在り、本店は上州桐生に在る、資本金二百萬圓、元國立銀行なりしが、明治十一年七月私立と成つた。

株式會社六三銀行上田支店　本店は更級郡稻荷山町に在り、資本金百五十萬圓、內拂込額金九十三萬七千五百圓、積立金二十九萬五千圓。明治十二年十月一日の設立で、貯蓄銀行をも兼營した。上田町松尾町に支店を置いたのは、明治四十四年三月一日である。

株式會社綿內銀行上田支店　海野町に在り、本店は上高井郡綿內村に在り資本金十萬圓、內拂込四萬圓、

明治三十一年一月三十日の設立である。

㈤此他に金錢貸付業を目的とし、金融機關に入るべきものに

瀧澤合資會社　常盤城新町に在り、明治三十五年一月二十五日の設立で、資本金は一萬五千圓

常田殖產株式會社　常入に在り、明治四十三年一月の設立で、資本金七千圓

上田殖產株式會社　上田紺屋町に在り、大正元年十一月十八日設立。資本金壹萬圓

第二節　諸會社

㈠上田中牛馬合名會社(運送)

明治十九年一月、上水內郡長野町中澤與左衞門、北佐久郡小諸町小山五左衞門、小縣郡上田町瀧澤助右衞門、東筑摩郡松本町西牧新三郎、下伊那郡飯田町市瀨泰一郎、諏訪郡平野村矢島清兵衞、更級郡篠ノ井驛宮崎萬平、小縣郡浦野驛横島浦助及長野驛組合驛傳取締所幹事丸山治兵衞、同驛組合驛傳取締人藤井平五郎、上水內郡長野町外四ヶ町村戶長代理筆生矢島五左衞門連署の上、上水內郡長中島精一の奥書を以て、信濃中牛馬會社と名づくる、水陸運搬諸物貨遞送及危難保險等の諸受負を爲さん事を出願し營業中身元保證として　金二千五百圓に相當する價格の公債證書を差出すべきを命ぜられ、願之趣聞届けられた。

本社は長野町に置き、全國樞要の場處には分社支店等を設置し、互に連絡して運送の敏速を勉むることにした。營業年限は許可の日より向ふ十ヶ年であつた。此時に分社が上田町に置かれたのである。

明治二十六年十二月に至り、上田分社を廢し、瀧澤助右衞門、同健雄、同潔、同三郎、前田熊次郎、小本會政治郎等發起者と成り資本金八千圓を以て存在期限二十ヶ年の上田中牛馬合資會社を新に設立し商品其他の貨物の運送物品の委托販賣等を主業とし、營業附隨として運送委托の物品に限り、其物品を抵

瀧澤合資會社
常田殖產株式會社
上田殖產株式會社

上田中牛馬合名會社

信濃中牛馬會社

營業年限十ヶ年

上田中牛馬合名會社營業年限廿年

當とし前貸及立換金を爲すこと委托販賣品に立換金を爲し、又は其販賣代金取立及び委托者の望に依り、危難辨償保險を爲す等の事業をも行つた。本店は原町に在り、出張店を天神町上田驛前に置き、大に業務取扱に便したが、大正七年十一月末日遂に廢鎖した。

町島運送店

(二)合名會社町島運送店(運送)

天神町に在り、明治三十九年三月十六日設立。資本金五千圓を以て、貨物運送業を營む。

諏訪倉庫上田支店

(三)諏訪倉庫株式會社上田支店

諏訪倉庫は第十九銀行頭取黒澤鷹次郎が、銀行營業上の必要より創設したもので、本社は諏訪郡平野村に在り、資本金二十五萬圓、內拂込二十一萬圓、主として繭の乾燥殺蛹保管業を營み、其他商品の藏預り、及貸藏を營業とする。明治四十三年四月上田倉庫株式會社(明治二十七年四月設立)の本店を合併し之を支店とした。天神町上田停車場近くに在る。

田澤炭礦會社

(四)田澤炭礦株式會社

天神町に在り、資本金五萬三千二百圓全部拂込濟を以て、明治三十年十月一日設立。石炭採掘及販賣、及倉庫業運送業をも兼營する。

上田繭絲會社

(五)上田繭絲株式會社

鷺影町に在り、大正元年十月六日設立。生繭生絲屑物の賣買の仲介及屑物の委托荷造及貸家貸席を業とする。資本金一萬圓全部拂込濟である。

信濃繭絲倉庫會社

(六)信濃繭絲倉庫株式會社

丸堀町に在る。資本金二萬圓全部拂込濟、大正元年十一月三十日設立。營業は繭絲及附屬品の賣買仲介、貨物の保管、繭其他の乾燥及び倉庫建物の賃貸である。

(七)上田瓦斯株式會社上田市天神町上田驛東方

上田瓦斯株式會社

東京市福澤桃介等及び上田町勝俣英吉郎等協議して、上田町に瓦斯會社を設立せんと計畫し、明治四十五年二月長野縣知事に出願し、同年九月國縣道路使用認許せられ、大正二年五月事業許可となり、上田瓦斯株式會社が設立さるるに至つた。此前後に於て瓦斯製造所の建築、瓦斯供給管の敷設等の工事を急ぎつつあつたので、同年十月十五日には松尾町、原町、海野町、等の大通りには、瓦斯の供給を開始した。然るに瓦斯の需要未だ多くなく、創立以來收益を見る事は出來なかつた。歐洲大戰に際して、鐵類の價は非常な暴騰で、微細な鐵片も皆拾ひ集められるといふ狀態であつた。此時東京に於ける多數の持株ある者は、利益をも見る能はざる瓦斯會社の如きは之を解散し、鐵管は掘出して賣拂ふのが有利なりとして、此議を上田町長に申請するに至つた。上田町では今將に市制の施行をも、請願せんとする際であるので、折角是迄發達した瓦斯供給のことが、全く挫折するあらんことを惜み、容易に申請に許可を與へなかつた故、事態は遂に紛糾を見るに至つた。上田商工會議所會頭等は此を憂慮し、同町伊藤傳兵衞、小島大治郎の兩氏に居仲善處を依頼した。伊藤小島の兩氏は、前記東京なる株主と交渉折衝の上、其持株の全部を買收するに決し、歸町の上町内の希望者に其株を分讓し、茲に全く會社經營の實權は、上田町民が有つやうに成つた。瓦斯を使はなくては不便であるといふ仕事も、多々あるのである、然るに將に市として數へられんとする上田の地に、瓦斯製造の一會社位無いのは、不便は勿論市の面目にも拘はる事である。若し此時折角瓦斯供給といふ段まで、進んだのを取壞して了つたならば、或は再興を見るのは、蓋し容易な事では無かつたであらう。此を思ふ時其難局に善處した人々に向て、感謝の意を表せざるを得ない。

伊藤小島兩氏の斡旋

事業成績良好の運に向ふ

大正三年三月伊藤傳兵衞社長となり、會社の事業成績も良好の運びに向ふやうになり、大正十年以來は年々配當を行つて居るといふ。昭和十年末には本管延長一六、三〇〇米、供給管一三、〇〇〇米、屋内管二三、五〇〇米、瓦斯需用家數七百八十戸、燈熱用孔口數は二、七五〇口である。

上田電燈株式會社

(八)上田電燈株式會社

上田電燈株式會社の創立

長野市は明治三十一年に、松本市は其翌三十二年十二月に電燈が點ぜられた。我上田町では、明るさに於て行燈など、比較にならぬとて重寶がられ、一時盛に使用されたランプも、電燈の出來てより物置の隅に片附けられ、ありし昔行燈の漏らした歎聲を、今は自ら出さねばならぬ運となり、昨は人の身の上、今は我身の上といふ諺を、泌々と考へさせらるるに至つたのは、明治三十五年の八月であつた。

上田電燈株式會社の創立　明治三十三年二月上田町南川藤兵衛、同兵作、同治三郎、竹內安次郎、柳澤岩太郎、中村仲次郎、中澤勝治郎、伊藤傳兵衛、中村友太郎、高島萬輔、荒井甚三郎、岡崎右三太、中澤柿之助の諸氏が協議して、上田町を主とする供給區域として、水力利用の電燈及電力營業を目的とする、株式會社を資本金五萬圓を以て創立した。之れが上田電燈株式會社であつた。同年十月創立總會が開かれて、取締役に荒井甚三郎外四名、監査役に柳澤岩太郎外二名が選ばれた。發電所は神川端神科村字畑山に設け、後には長村地籍横澤に第二發電所を設置した。工事にも幾多の困難あつたが、之れに打勝つて約二ヶ年の後明治三十五年八月十一日には、上田町內に電燈の皎々たるを見るに至つたのである、此當時の主任技術者は、降矢芳郎であつた。

上田町に電燈始て點ぜらる

最初點燈の年十二月末の燈數は

十燭光　三二二燈　十六燭光　六六九燈　廿四燭光　二一燈　卅二燭光　六燈

合　計　一、〇一八燈

然るに幸に其後順調に發展して、明治四十四年六月には資本金も二十萬圓に增加するに至つた。此時の燈數動力は

點火燈數　四、九〇六　需用家數　一、六七二　動力　一五台　此總計馬力　二七馬力

となつた。此年の七月八日、第二發電所の近傍に山崩の災厄があり、其爲めに第二發電所は大損害を被

信濃電氣株式會社

資本金百四十五萬圓

て、送電不能と成つた。此頃越壽三郎が取締役社長である、上高井郡須坂町の信濃電氣株式會社が、電力供給區域を小縣方面に、擴張せんことを望で居たのであつた。依て上田電燈の災害見舞として、社の主任技術者を上田に遣はし、其機に於て被害發電所の視察を爲せた。此事ありて後上田電燈重役と、信濃電氣の重役等と數次の會見があり、八月に至り兩會社併合の假契約が成立し、兩會社の株主總會は何れも合併の事を承認した。於ゝ是其手續を了して、同年九月遞信大臣の認可となり、信濃電氣株式會社上田支店と稱した。此以前會社は市內馬場町に在つたが柳町に移轉した。初代の支店長は小宮山寅之助である。

上田電燈、信濃電氣兩會社合併

馬場町より柳町に移轉

昭和十一年二月末現在の上田市及接續町村卽ち上田支店管轄區域內に於ける狀況は

取付燈數　六一、九六五　需要家數　一九、八四一　動力　四五七台

總馬力　一、七〇九馬力

其後總工事費九二、一八〇圓餘を以て、鷹匠町に事務所(建坪七二、四坪)倉庫(建坪一〇八、五坪)社宅(一三二、八五坪)を建築して此所に移轉した。

鷹匠町に移轉

昭和十二年四月一日長野電燈株式會社(資本金一六、〇〇〇、〇〇〇圓)と信濃電氣株式會社(資本金一七、〇〇〇、〇〇〇圓)との二社合併して長野電氣株式會社と稱するに及び、長野電氣上田營業所と改稱した。

長野電氣上田營業所

第八章　工場

第一節　製絲工場

信陽館
信精館

信陽館製絲場

明治二十二年の創業で柳町に在つた。同四十三年六月信精館と改稱した。釜數は百五十を有し工男工女百六十余人一ケ年の生絲製造高三百二十梱。場主小山清右衞門。

常田館

常田製糸場（株式會社笠原組上田製絲工場）

明治三十三年三月一日の創業で上田町常入字社宮寺下に在る。昭和五年五月の現在調査に據れば職工數は男八二名、女九五二名、繭使用高は二六五、八四六貫生絲産額輸出二六、一二九貫地遣一、〇一六貫合計二七、一四五貫。上田第一の製絲工場である。左に創立以來の釜數幷製産額を表示する。

釜數幷製産額年次表

年次	釜數	製産額	年次	釜數	製産額	年次	釜數	製産額
明治三十三年	二一〇	二、八八〇 圓	四十三年	七九六	二八、五一〇	九年	八九〇	三二、三六〇
三十四年	一九六	四、七〇〇	四十四年	九二四	三二、二〇〇	十年	八九〇	三二、三八〇
三十五年	二九〇	八、一二〇	大正元年	九二四	三二、二四〇	十一年	八九〇	三二、四〇〇
三十六年	三六八	一〇、三〇四	二年	九二四	三二、三五〇	十二年	八九〇	三二、四〇〇
三十七年	五三〇	一五、五四〇	三年	九二四	三二、三六〇	十三年	八九〇	三二、四〇〇
三十八年	五三〇	一五、六七〇	四年	九二四	三二、三八〇	十四年	八九〇	三二、四〇〇
三十九年	五三〇	一五、八〇〇	五年	九二四	三二、三〇〇	昭和元年	八九〇	三二、四六〇
四十年	五三〇	一五、八八〇	六年	九〇〇	三二、三三〇	二年	八九〇	三二、五〇〇
四十一年	五三〇	一六、一〇〇	七年	九〇〇	三二、三四〇	三年	八九〇	三二、六〇〇
四十二年	七三四	二六、四四〇	八年	八九〇	三二、三五〇	四年	八九〇	三二、六七〇

五年	八八三	三一、七二〇	七年	七九七	四八、八一〇	九年	七九七	五五、七〇〇
六年	八二五	三七、〇五〇	八年	七九七	四九、八二〇	十年	七〇〇	五〇、二〇〇

依田社五製絲場

宮下製絲合資會社

依田社五製絲場

明治四十一年の創業で上田町常入字踏入に在る、後に宮下製絲合名會社と改稱し、企業組織を合名會社とした。昭和五年五月の調査に據れば、釜數二〇四、職工數男三〇女一九五繭使用高は五二、五〇〇貫生絲産額輸出向四、九〇七地遣一〇七合計五、〇一四である。

第二節　機織工場

中澤機業場

字常盤城元町に在る。天保年間創業の絹織物工場で、主として上田縞、縮緬、御召、風通、袴地、紋羽二重、市樂等を織出す、場主中澤文藏。

丸山織物工場

上田町内の鍛冶町に在る。明治三十四年七月の創業で絹織物の工場である。場主丸山富三郎。

中澤絹絲撚工場

字常盤城元町に在り、明治三十二年十一月の創業で電力使用の絹撚絲の工場である。場主中澤寅重。

竹内煉瓦土管製造場

字川原柳にある。明治三十二年の創業で、煉瓦、土管、改良染屋瓶水瓶及下瓶の製造を爲す。初め合資會社なりしも後個人の經營と成つた。場主竹内遽。

上田活版社

第三節　印刷工場

(一)上田活版社

上田町活版印刷業の嚆矢率先の工場である。明治十三年二月上田町原町土橋に汲古堂と稱する古い書店を開いて居た伊藤甲造が鹽尻村佐藤八郎右衛門上田町飯島七郎兵衛の二人と共に上田活版社と云ふ株式會社を創立した。此時の會社株は一株金十圓二百株であつた。株主と成つたものは上田に多かつたが之に亞いでは鹽尻村が多かつた、之は佐藤氏の關係からである。此當時の株の證券の文句は今日の其とは大に趣を異にして居て中々振つたものである。

第百四號

上田活版社株數券狀

長野縣信濃國小縣郡上田町
株主　金井彌右衛門

今般社盟會同ノ上我政府ノ允許ヲ得テ創立シタル上田活版社株數ノ内金拾圓出金シ則一株ノ株主タル事相違ナキ證據トシテ當會社ノ印章ヲ押捺シ正ニ此券狀ヲ附與スルモノ也

一此株數券狀ハ外國人ヲ除クノ外何人タリトモ賣買授與スル事ヲ得ベシ

一此株數券狀ヲ賣却讓與セント欲スルモノハ當會社ニ持參シ至當ノ檢査ヲ受ケテ其事ヲ行フベシ

明治十三年二月八日

社印

上田活版社頭取　伊藤甲造　印
同　取締役　佐藤八郎右衛門　印
同　飯島七郎兵衛　印

此上田活版社で印刷した圖書の二、三を擧げて見ると、信濃明細全圖三尺五寸二尺三寸　丸山清俊編輯。小學物理講義百田重明編。小學修身字引山田年編。地理初歩。日本略史。萬國史略。信濃地誌略。刑法便覽。日本地誌略。萬國地誌略西暦一八八四年刊行英國チンダル著題名ノーツ、オン、エレクトリシチー今外三郎譯。中學校用電氣學講義西洋。西暦一八八四年版英國バルネス著題名セ、エクキツプメント、オフ・ゼ・フアーム今外三郎譯。中學校用農場整備論西洋。等の外に汲古堂と稱して木版印刷を爲して居た頃には、靖獻遺言訓蒙疏義。四書。書道手本。明壽百人一首。綠百入一首等もあつた。次に出版當時の版權免許の証狀の一例を擧げる。

第八千拾四號

版權免許之證

百田重明編輯

小學物理講義　　中本三冊

長野縣平民

伊藤甲造藏版

右者明治十三年十二月三日ヨリ向三十年ノ間板權免許候也

明治十三年十二月三日

內務卿　松　方　正　義　□

此株式會社は六年の後に解散する事になり、其時配當金として金四圓二十錢七厘也を支拂つたと云ふ。此解散後は甲造の長男悉太郎が、獨力で經營することになり其業を繼續して居たが、北天神町で業を營んで居た頃には、日刊北信毎日紙は此所で創刊當時から編輯印刷を爲た事もあると云はれるから、印刷界には貢獻する所大なるものがあつたと想像される。此工場には面白い一つの逸話がある、其は斯業創始以來個人經營當初に至るまで、工場員に聘用したのは悉皆舊藩士族の子弟で、他を交へなかつた事である。如何なる理由でかくしたかは忖度の限でないが、此様な方針であつたので、若し印刷物依頼の爲

めに來る工場華客などに對しても、堂々袴着用の場員が立ち立でゝ應接し、先方を驚天せしめたと言ふ話である。此工場員として働いた人の中には、後出世して郡長に成つた人もあつたとの事である。現時猶印刷業を續けて居るが、普通活版印刷のみで無く石版寫眞等にも從事して居る。

中澤活版所

上田印刷會社

(二)中澤活版所

明治十三年の頃北佐久郡岩村田町に創立された信陽印刷會社（同町中澤清太郎同與一郎同勝治郎同孫三郎等共同出資）は、同十六年上田町に移轉し、同町横町に於て印刷業を經營したが、間もなく經營困難に陷り遂に廢業した。然るに信陽印刷會社設立に大に盡力した中澤勝治郎は、明治十八年に同志の者と相謀り新に上田印刷會社を設立して、海野町一丁目に工場を設けて印刷業を再開した。此時には飯島花月が大に活版業の本質を論じ、文化發達上至大の力ある所以を述べ、世人の大に之を利用すべき說いた廣告ビラが頒布されたと云ふ。明治二十一年に信越線の開通に由り、新に松尾町通が開かれたので、海野町の上田印刷會社は此所（西側）に移轉し、中澤勝治郎獨力の經營とし初めて中澤活版所と稱するに至つた（此時には明治十六年に中澤清太郎が岩村田町に岩村田活版所といふを設立したので、此中澤活版所と一に岩村田活版所支店とも稱したと云ふ）。此頃此活版所に最初印刷物を注文したのは小縣郡泉田村役場であり、村治上必要な文書等の印刷であつた、此を始として各町村役場の印刷物は、比較的此活版所に注文されるやうに成つたとの事である。一体に此頃印刷所で印刷した物ば、何れの工場でも官公署町村役場等の帳簿用紙雜誌等が重なもので、時々書籍の印刷等が有つた位で、今日の如き營業用或は宣傳用の印刷物は、皆無とも謂ふべき狀態であつたと云ふ。

活字の自給自足

大正六年八月原町一丁目の元上田町役場阯に移轉する事となり、之を機として事業を擴張し石版部を併置し、同九年には活字の自給自足を圖り、同九年に活字鑄造機を購入字母を完備して其目的を達するに至つた。此中澤活版所を創始經營印刷業を盛ならしめた中澤勝治郎は、昭和三年二月年六十四で長逝したが、斯業の功績は上田活版社の伊藤甲造と共に沒する事は出來ないであらう。昭和三年九月現在の

營業所及工場が新に落成し、印刷業は益進境に向ひつゝある。勝治郎死後は長男莞爾が家業を繼いで先代襲名勝治郎と稱して事業に勤んで居る。

㈢長谷川活版所

原町に明治二十五年六月一日長谷川武右衛門が創始した印刷工場である。武右衛門の前業は新聞取次販賣であつたから、印刷業としての得意は他の印刷工場と同じ様に、町村役場關係のもの蠶種家關係の者が多かつた。纏つた注文仕事は最初が「華競」と云ふ軟派の文學雜誌で、花月情史の別名で飯島保作氏なぞ熾に寄書した。又高島謚多主宰の月刊蠶業雜誌「扶桑之蠶」印刷なども引受けて、蠶業界に貢獻する所があつた。かくして開業後間もなく、印刷の仕事が追々忙はしくなり、舊式手引機械一台のみでは注文に應じ切れぬやうになり、武右衛門は長男武一郎の說を容れて、設備費と技術者の手の要る代りに、能率は從來の機械の二倍、然かも印刷が鮮明であると云ふ利點のある輪轉機一台を增す事とした。此時には長谷川あたりでロールを入れても、使ひこなせるものではない、飾り物に終るだらうと評するものもあつた。然し其後一、二年の間に印刷業者は何れも皆此平版印刷機械を使用する事と成つた。長谷川活版所は上田印刷界に於て、ロール設備の先鞭を着けたものと云へる。

大正二年に至り此業を罷めて他の仕事に轉じた。

㈣丸山活版所

明治三十三年十二月五日丸山寅造留造兄弟經營の下に業を創めた、其當時上田町の商業發展に資するため、同町木町なる宮島泰治郎の經營した「上田商事新報」の印刷に從ひ、毎月三千部程刊行した、當時に在ては此種の印刷物は、當地に於ては異彩を放つものであつた、五ケ年程繼續せしも新報經營者死歿したので遂に廢刊するに到つた。由來上田地方は軟派文學が盛であつたので、俳句、前句、情歌、紀行文等を蒐めた「沙々麗意誌」と云ふを印刷發行し百號に及んだ、大正時代には中島萬嶽の主宰にかゝる「法

悦」、「佛教と青年婦人」などの宗教的月刊雑誌を印刷した事もある。けれども要するに主として、軟派文學の月刊雑志を印刷して此方面に活躍したのである。明治四十年の交經營主の寅造は高崎に移住し、後其地に於て印刷業を開始し弟留造は大正七年に病歿したので、長兄作造が其業を繼承經營して現在に及んで居る。

第九章　新聞社

北信毎日新聞
紙名改更

一、北信毎日新聞

此新聞の濫觴は、明治三十六年に毎月一回刊行した上田廣告新聞で、同三十九年十一月には改題して上田日報と稱し同時に日刊となつた。然し四六八頁の小版のものであつた。同四十一年の春に至り四六、十六頁版に發達し、同四十二年十月に上田朝日新聞と改題し、更に同四十四年四月信濃毎夕新聞を併せて信濃日々新聞と改稱した。大正二年三月北信毎日新聞と改題し今日まで繼續して居る。社は曾て房山に在つたが、後新參町に新築して此に移轉した。創業より今日に至るまで武市如意氏其社長である。

上田新聞

二、上田新聞

明治三十七年一月大塚唯七郎が創立したもので、社は市内綠町に在つた。大正元年の頃にも月十回刊行で大塚氏の單獨經營であつた。氏の歿後間も無く廢刊となつた。

上田タイムス

三、上田タイムス

社は市内連歌町に在り、大正十年三月の創刊で、社長は橋本榮太郎氏である。

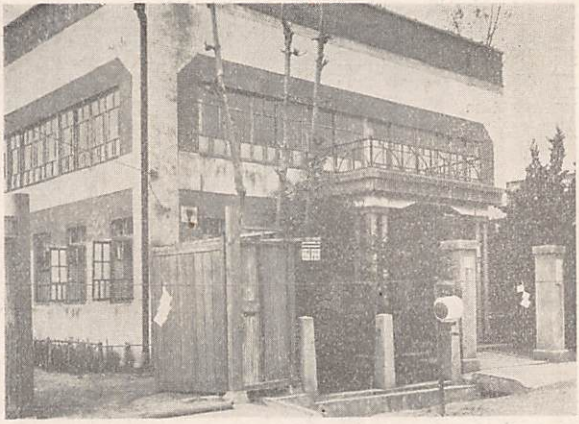

北信毎日新聞社

四、上田毎日新聞

社は市内大字上田四、八一六番地に在る、大正十五年九月十五日創刊第一號を發行した。社長は松前七五郎で、創刊當時は紙幅は四六判十六切二頁のものなりしが。昭和五年三月永井政義社長となり、現在にては紙幅菊判二切四頁と成り追々發展の機運に向ひつゝある。

五、此他に大正二年には信濃毎日新聞社、長野新聞、信濃日々等が各支局を設け記者を置いて上田地方の時事の報導につとめ、又東京新聞の中。朝日、日々、國民、報知、讀賣等は各出張所を設け、特派員を置いて上田地方の新聞報導の事に當らしむるやうに成つた。

第十章　土木

第一節　道路、橋梁

道路

停車場埋立

矢場曲輪道路變換

松平神社前道路改修

厩裏町より中學校前の道路

片平町鎌原町間の道路改修取擴め

伊勢町通り開鑿

權現坂下天神町通り道路取擴め

(一)道路

停車場埋立

明治二十二年七月松尾町道路開鑿の殘工事として停車場埋立其他道路切下等の工事を爲す。此工費金二百三十三圓四十七錢七厘、內鐵道局よりの出金九十五圓四十一錢一厘餘が有つた。

矢場曲輪道路變換

新道長廿八間幅七尺五寸內長十八間切下げ工事を爲す。明治二十二年十一月三十日竣工。巨費金十二圓廿五錢

松平神社前道路改修

延長十八間幅二間三尺法一割五分敷三間法尻石積長十六間高三尺暗渠蓋石土端芝付築堤をなす。明治廿三年三月竣工。此工費町費廿五圓四十四錢寄附金四圓五十六錢合計三十圓

厩裏町より現中學校前の通路

明治二十三年八月郡費を以て開鑿す

片平町鎌原町間の道路改修取擴め

片平町より鎌原町に通ずる道路を改修し且其幅を擴めた。長三十間修築長五十間埋立幅九尺に改修。明治二十四年三月竣工、工費三十七圓四十一錢余。

伊勢町通り開鑿

横町より袋町に通ずる新道伊勢町通りを開鑿す、道路延長六十二間三尺幅九尺。潰地七十八坪余。明治廿六年十一月竣工、工費は地元有志者負擔

權現坂下天神町通路取擴め

潰地長二十八間幅三尺、此坪數十四坪。地元有志者企業施行

鷹匠町道路改修

鷹匠町道路改修

道路改修と同時に用水路を附換を行つた。道路長百三十四間幅二間、此面坪二百六十八坪、用水路長百四十間。明治三十一年五月竣工。工費八十七圓九十一錢。

常入熊野小路改修

常入熊野小路改修

熊野小路道路改修と同時に用水路の附換を行つた。工事道路長五十三間幅二間五分に擴む用水路長六十間、潰地坪數五十九坪。明治三十一年三月竣工。工費百四十五圓四十五錢。

馬場町通り道路改修

馬場町通り道路改修

道路改修と同時に用水路長百三十二間、道路長百三十間、幅四間、此面積五百二十坪。明治三十三年六月五日竣工。工費二百八十七圓七十錢。内町費八十六圓三十一錢、寄附金二百一圓三十九錢

鎌原より新屋に通ずる道路改修

鎌原より新屋に通ずる道路改修

用水堰縁石積五十八間二分、道路長三百二十五間、同縁石長二百八十丸間。明治三十三年十二月竣工工費二百八十八圓余。内町費八十六圓四十二錢、寄附金二百一圓八十九錢余。

橋梁

(二)橋梁

上田橋の架設

上田橋の架設

中之條村中澤吉太郎は、明治五年五月より向十五ケ年間諏訪部、船橋の受負を出願して許可と成りしも、明治十八年七月一日の洪水の爲めに、今迄の船橋が流損して、假船橋を架する必要ありし時、從前の船橋の位置は、新に開通した縣道よりは、凡百間程も下流の方に在り、往來の不便甚しかつたので、中澤房吉は中之條村總代等と共に、假船橋の位置を縣道近く、上流の方に移さんことを請願して、許可

と成つた、此時の縣道川筋船橋の位置は、左圖の如であつて、千曲川は四つに分流し、其四ケ所に橋が架つて居たのである。

明治十八年十二月、中澤房吉、浦野驛組合驛傳取締人倉澤良治等より、長野縣に出願した、船橋營業願に添附した地圖に據ると、千曲川は南方に寄り、二つに分流し、其河道は中之條村地籍に在つた。

中澤の船橋受負が、明治二十年三月滿期と成らんとする時、延期願を出して七年間許可となつた（中之條中澤氏資料）

然るに信越線が開通して上田常入の字北天神に、上田驛が設置され、縣道第二線路も開通し、上田橋は二十貳年十一月起工し、翌二十三年三月竣工した。此橋は橋台煉瓦造り、橋体はプラット構桁木鐵混三連で、當時に於ては本縣内、新式堅牢なる橋梁の一として、推稱された程で、長百十二間幅十七間あつた。此の如き立派な橋が出來たが、明治二十五年の洪水の折、右岸堤防潰したるに依り、左右兩岸に各一連を增加して五連とした。此上田橋出來したので、諏訪部橋通行者は著し

上田橋

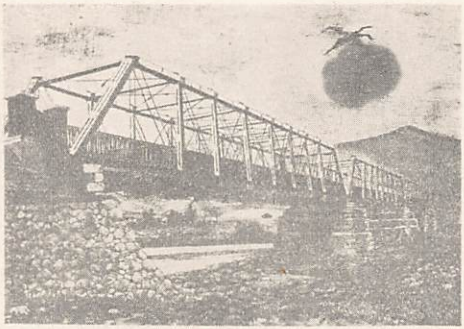

上田橋

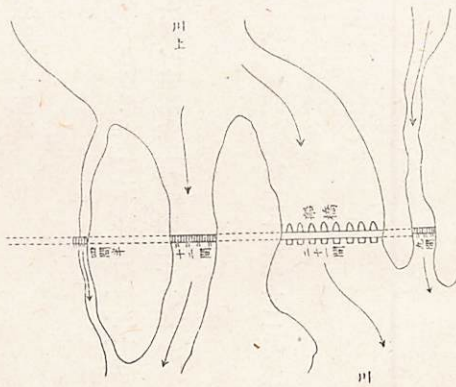

く減少し、收支相償はない上に、二十九年七月一日の洪水の爲めに、渡船が流失した多かつたので、七月廿日受負廢業を縣に提出して許可となり、茲に永き年月の間交通の便を與へた諏訪部橋は廢止と成つた。（中澤史料）

東町橋

明治二十三年東町橋の架け替を爲し五月十三日竣工した。此工費三十圓。木橋

浮世橋

明治二十三年遊廓道浮世橋土橋を木橋に架け替へた。長さ七間二尺幅二間。此工費金百六十圓、內寄附金百五圓十四錢。町費五十四圓八十六錢。八月二十三日竣工。

西脇新町境橋

長八間三尺幅一間四尺の土橋の架け替を爲した。工費五十四圓八十一錢二厘。明治二十三年九月九日竣工した。此橋は木橋に架け替へすこととなり、工費百二十八圓五十七錢を以て十二月廿八日落成した。

車坂通り前川橋

明治二十四年架け替へ、木橋長四間四尺幅八尺。二月十九日落成工費拾八圓三十二錢。此橋は同三十一年十一月又架け替へた。

新田黃金澤橋

明治二十五年架け替へ工事を行ひ、長三間三尺幅九尺の木橋十月八日竣工、工費金二十四圓五十二錢

同三十一年七月長三間幅八尺の木橋に架け替へた。

木町橋

明治二十八月架け替工事を爲す長三間半幅二間の木橋、十一月廿八日竣工。此工費六十一圓余

坂下前川橋

辨天橋

柳橋架替

權現坂下前川橋

矢出澤橋架替

柳町橋架替

治水工事

大星河原治水堤防修築

坂下通り前川橋

明治二十九年二月八日架け替へ。長八間幅一間半。此工事費六十四圓

辨天橋

架替工事、明治二十九年工費百十八圓十錢を要し、長四間一尺幅十尺四寸の木橋。工費二百十五圓餘を要し、明治三十一年八月十七日竣工した。

柳橋架替工事

長三間三尺幅二間の木橋、工事費八十二圓余を費し、明治三十一年十二月二十一日竣工した。

權現坂下前川橋

長二間幅七尺の土橋を木橋に變更した。明治三十一年十二月二十八日竣工した。

諏訪部矢出澤川橋架替工事

明治三十三年五月廿四日竣工した。

柳町橋架替工事

工費百二十六圓五十錢を以て長六間幅一間五分の木橋、明治三十三年十一月二十日竣工した。

第二節　治水工事

大星河原治水堤防修築

黃金澤は俄の豪雨ある時は土砂を押出し、大星神社大輪寺方面に大なる被害を與へること古より度々であつた。明治二十五年此處に治水堤防片合掌長三十二間腹付長十三間半、同長七間半杭柵長二十一間、片合掌長二十間道緣柵長二十一間、同石積延長九間を修築した。工費を要する二百圓餘、內寄附金百十七圓五十六錢。同年十一月二十六日竣工した。

常田堰護岸

明治三十三年黄金澤河岸に一號長拾間二號長八間三號長八間四號長四間計三十間の片枠を築設し又延長六間の石堤を修築した。同年七月廿四日竣工し、工費百七十四圓五十九錢を要した。

常田堰護岸

加賀川通り堤防、神科村地籍字下河原に長七十五間、平均高二間馬踏二間敷七間表法一割五分裏法一割の河岸石堤及川表根堅めの爲め二十五組の楯枠を沈設し、神川村字鳴澤に長九十五間法高四間、平均厚二間馬踏六尺の河岸石腹付及川表根堅めに長九十間の續木床を沈設した。明治三十年七月十四日落成。此工費三千六百二十一圓九十四錢、內縣費補助千四百十三圓九十一錢。

明治三十二年又常田堰護岸工事を爲す、加賀川通り堤防神科村地籍下河原に長七十八間法高四間五分水平厚九尺面三百五十一坪の石腹付及長四間幅二間の木工沈床十五ヶ所の沈定をなし、神川村字鳴澤に長百三十間法高五間水平厚九尺面六百五十坪の石腹付及長四間幅二間の木工沈床八ヶ所の沈定をなす。同年五月二十五日竣工。工費四千四百三十八圓八十一錢。內縣費補助二千七百四十九圓四十錢。

附記　此常田堰に關する工事、明治三十年及同三十二年兩度工事費は、大字常入地籍內の田地戶數に賦課したるを以て、上田町の事業なりと云ふも其實は常入區の事業の如きものである。

諏訪部入口道路脚底河岸修築

諏訪部入口道路脚底河岸修築

石腹付長二十二間高一間面積三十三坪、明治三十二年二月十二日竣工、工事費百四十二圓六十五錢。

第十一章　市街の發達

第一節　松尾町

松尾町

明治二十一年八月、信越線長野上田間開通、上田停車場北天神に設置せられしかば、上田町より此所に通ずる道が、海野町大手前、原町より堺町と相會する、街路の南方より停車場迄、開通する事と成り、此新道路の兩側に人家立ち並び、商舖軒を連ぬるに至り、茲に松尾町が出來した。爾來上田町の重要街の位置を占むるに至つた。

第二節　北、南天神町及三好町

北南天神町

㈠北、南天神町

明治二十三年、府縣道上田松本線所謂第二線路が上田停車場より改修せられてより以來、此道筋に沿つて人家追々建ち始め、明治二十七年頃に至り益盛に建築せられ、町並を成すやうになつた。町名は小字地名に因つたのである。

三好町

㈡三好町

上田橋南方なる三好町も天神町と同時に、今迄は人家とては一軒だも無かりしに、道筋に沿つて人家の建てらるるもの漸く多くなり、町並を成すやうになつたのである。

第三節　蠶影町、榮町

蠶影町

㈠蠶影町

權現坂下より、天神町に通ずる道路は、明治廿七年頃、地元有志者の企に依り、取擴工事を行ひし事ありしが、同三十五年道路改修工事を行ひてより、漸次人家の建てらるるに至り、蠶影町と名づけた。以前は此あたり、水車屋二軒ありしのみはりと云ふ。

榮町

㈡榮町

大正六年榮町線として海野町より綠町までの道路改修の結果形成した。

第十二章　基督教會

第一節　上田日本基督教會　上田市大字上田・車坂町に在り

上田日本基督教會

明治九年十月の創立で、上田藩士稻垣信といふ人、明治維新の際長崎に遊學し、次で京濱間に遊學した。其間にフルベッキ、ヘボン等の外人の教を受けて基督教の信者と成り、上田歸來の後、熱心に親戚知友の間に其教を說き、玆に三十餘名の同志を得此會を創立した。此上田日本基督教の名稱は他の教會の如く外國の名を用ひずして、又外國より何等の援助等をも受くることなく、獨自の信仰力に賴て教會を發達維持せんとする所より來つたのであると云ふ。

教會堂は創立當時は金山町に在りしが、明治十九年七月十五日、上田市大字上田五千三百八十三番地車坂に新築して、此處に移り現今に及んで居る。此教會の傳道婦と成つて大に信仰の爲めに働いたのは常田町の小島廣子女史であつたと云ふ。創立以來牧師の代ること十八回、牧師の外に教會長老と云ふがあり傳道に盡方して居る。現在は馬場町遠藤鐵太郎外六名。現在信徒數五十六名、日曜學校在籍生徒數七十八名を有す。

小島廣子

第二節　天主公教會　上田市常入樣現坂上に在り

天主公教會

明治三十年佛人宣教師ペリー、上田に天主公教會を創め、教を說きしが、其後一時閉鎖するに至り、

松本教會より宣教師が出張して、上田、小諸、臼田あたりまで廣く其教を說き弘めた。大正二年十月に至り、宣教師セスラン上田教會を再興し、初は鷹匠町に在りしが、後新參町に移轉した。初めて教を說き創めた頃は、信者僅かに四名程なりしも、新參町當時には約五十名に及んだ。昭和二年常入權現坂上の地現在の處總坪數八百五十余坪の地に工費約二萬圓を以て新に聖堂司祭館應接室傳道師住宅等を建築し、此所に移轉した。

天主教會堂



此移轉當時より、大司教ペトロ・レー此に來り住し、說教に勤めしが昭和六年死去した。此時には信者も頗る其數を增し、約百九十名に及んだ。此大司教には種子の捨て蒔といふ面白い話がある。其は大司教ペトロ・レーが諸方に出懸くる時には何時もポケット內に、西洋種の花卉或は野菜物などの種子を入れて居り、畑地でもあれば惜し氣もなく其種子を其所に蒔き捨てるのである。或る人曰く其やうな事せずして、未だ知らぬ人々に頒ち與へて、適當に蒔き作らしむる事宜しからんと云ふ、ペトロ・レー曰く然かする方宜しかるべしと思へど、毛唐の種子など云ふて之を快く貰ひ受け、播種する者が無いので此の如くするのである。かくする時は多くの種子の中に、幸に芽生へ成長する者ある時は、人々之を珍奇として注意栽培する故に、自ら弘まるからであると云ふた。昔時弘法大師は諸國廻教の際、一地に珍らしき野菜又は穀類などある時は、其種子を貰ひ受け之を携へて他所に赴き、其地に若し其種の者之れなければ、乃ち其所の人々に新しき種を與へて之を作らしめて有無を通じ、人をして大に感謝せしめたと云ふ話にも比べて、此大司教の種子の捨て蒔は、いかにも面白い事と思ふ。

此教會の附屬事業としては、修養團体として姉妹會と稱するがあり、年に一回姉妹バザーを催して社會事業の一救助を爲す。又四月より十二月に至るまでの間、幼稚園を開き保育の事業にも從事する。けれども入園幼童の數はまが小數で十名內外である。

第三節　日本メソヂスト上田教會

カナダメソヂスト教會で布教傳導の事を我上田の地に創めたのは、明治廿五年長野教區主任ヂェー・ジー・ダンロップが其年の五月上田松本に講義所を設置し、上田へは伊東義利を補助傳導師として派遣し、上田鎌原に借家して、此教を說いたのが其發端である。翌二十六年には房山にも講義所を設置して青年會を組織して大に活動したが、河合操、小宮山彥三郎等の諸氏會員として熱心に奉仕したとの事である。

上田講義所

教會設立

教會設立　明治廿八年小諸方面にも傳導を擴張するに至つたので、教會堂の設立の必要を生じ、町內連歌町に土地屋舍を買求め修繕を加へて假會堂とした。時は明治卅年四月十六日であつた。此年の五月始めて英語聖書研究會即ちバイブルクラスを開いた、蓋し此種の事は上田に於ては嚆矢であらうと謂はれる。六月村岡牧師の時上田講義所と田中講義所とを併合して、上田教會と云ふ資格と名稱とを與へられた。創立以來上田講義所が上田教會となる迄、上田方區に於て受洗した信徒は十九名であつた。

上田教會

幼稚園設立

梅花幼稚園の設立　明治三十三年カナダ婦人傳導會社と協力して、丸堀に幼稚園を創立し、同時に幼稚園保姆傳習所を併置した。此事は當時に在ては衆人の注意せし有益なる事業の一であつた。此事業に關して非常なる努力を以て事に當つたのはミス、デウオルフであつた。丸堀の他此教會の力に賴て幼稚園の開催されて居るのは當田幼稚園である。

日本メソヂスト上田教會

日本メソヂスト上田教會

明治四十年日本に於ける三派のメソヂスト教會は、合同して日本メソヂスト教會を組織し、外國の傳導會社より獨立し新條例を設け、初代監督に本多庸一を推擧せし時、カナダメソヂスト派なりし上田教會は其合同に加はり、日本メソヂスト上田教會と稱するに至つた。此年迄の受洗者總數は百三十六人と稱せられた。

會堂新築

明治四十三年牧師加藤新太郎來田以來、會堂建築の事に盡力し、同四十五年に至り連歌町に新築會堂竣成し、同年六月獻堂式が擧行された。昭和の初頃より連歌町の地域は、敎化傳導の中心たる會堂の存在地としては、極めて不適當なるを痛感せらるゝに至つた。故に昭和九年八月、商工會議所建築豫定地の一部を購入して工を起し、會堂牧師館等成り、同十年四月二十二日、日本メソヂスト教會監督赤澤元造氏等の臨席の下に盛大なる獻堂式を擧行した。

信者數

教勢は傳導開始以來約五十年を經たる昭和十二年末に於ては、會員總數三百十七名である。

上田ホーリネス教會

上田ホーリネス教會　上田市大字常入下常田町に在り

創立は昭和二年四月にして、信者數は現在 昭和十一年 八十三名を有す。

第十三章　兵事

第一節　西南の役

西南の役

明治十年西鄕隆盛の亂即ち西南役に於て、上田町出身の陸軍少尉縣山盛修同伊藤祐義の二名出征官軍中に在り、縣山少尉は人吉の激戰に於て重傷を被りしも幸生命に別狀は無かつた。又新撰旅團に編入され

重傷者

戰死者

第一大隊に屬せし警視局二等巡査石川康蕃は、八月三十一日大隅國清生村の戰に於て戰死した。此外新撰旅團第二大隊に屬した人々に多田義生、柴田銛夫、藤井鏻次郎、竹内金市、篠原新、荒木木生、宮下繁次郎、淺井一二三、平手英の九名があり、何れも四等巡査であつた。（警察史料）

新選旅團

新選旅團　警視局巡査を以て編成した別働第三旅團は、賊の拔刀隊に對抗して奮戰格鬪到る所其功を奏せしが、七月に至り賊勢漸く窮蹙し、鹿兒島方面に漸次退却し、官軍に降伏する者踵を接する有様なりしに依り、其宣撫警戒の任に當り、又時としては猶賊兵と白刃を交ふる事を得るには、一に巡査の力に賴るを以て、内務省に於て新に旅團兵を臨時に募集し、出願した巡査を以て編制し、之を陸軍省に屬させて、他の軍人と同一の用を爲さしむる事としたのが新選旅團である。此旅團編入者は次の如き誓詞を連名を以て新選旅團司令長官宛に差出した

此度新選旅團へ編入被ㇾ命候上は、身命を抛ち從事すべきは勿論、陸軍一般の御定規を遵行し、解散の御下命迄は妄りに私情を以て決して離隊等申出間敷候依て誓文如ㇾ件

そして非常警戒の事終つて解除する時は、編入の巡査は悉く内務の方に交付するに定つて居た。

此旅團は七月廿八日陸軍少將嘉彰親王に從て出征し都城方面に向ひ、七月三十一日別働第三旅團は解隊となり、新選旅團に編入さるゝ事と成つた。鹿兒島の亂平定の後、十二月二日出發東京に歸り三十日解團の命に接した。

第二節　日清戰役（明治廿七八年戰役）

日清戰役

三億兩の軍費賠償金

三國干涉遼東半島還附

此戰役は我國で徵兵制採用後、外國に對して堂々宣戰の布告をなし、擧國一致海に陸に奮戰健鬪して大勝利を博し、二十八年三月三億兩の軍費賠償金と、台灣及遼東半島の割讓で講和と成りしも、やがて三國露・佛・獨の干涉に依て、遂に遼東半島を清國に還附し、五月十日還附の詔勅が下つたと云ふ、喜悲交

至る我國未曾有の戰であつた。此戰の時には國民皆非常の覺悟を以て、國難に當る決心であつた。故に軍事公債募集などの時には、皆奮て之に應じたものである。我上田町などでも此樣の事が有つたと思はれるも、今之に關して史料が無い、又出征兵士などの狀況も詳かでない。唯此戰役後に海軍少將に昇進した世良田亮が、未だ海軍中尉なりし頃、葛城艦長として黃海の海戰や、威海衛方面に轉戰した事は、特に記すべきである。戰病者として陸軍技手臼井信太郎が、出征中三月五日盛京省柳樹屯に於て病死し、七月八日城下村陸軍輜重輸卒橫關嘉三郎が台灣基隆病院で、上田町同卒植村玉吉が九月十二日台灣彰化病院で病死した。此時城下村よりの從軍出征者は二十一名であり、戰後明治二十九年四月日清戰役記念碑が、城下村有志者に依て、大字諏訪形字西海道に建てられた。後に日露戰役忠魂碑が建てられた時、字宮田に移轉した。

海軍少將世良田亮

城下村日清戰役紀念碑

上田町の從軍志願

從軍願に對する詔勅

上田恤兵會

上田町の從軍志願者及上田恤兵會

上田町に於ては、七月二十五日の豐島沖の海戰の捷報を聞くや、皆驚喜雀躍恤兵部に獻金を願ひ出づるあり、或は奮て軍に從はんことを、乞ふものあるに至つた。鈴木昌壽の如きは衆に先じて、恤兵部に金百圓の獻納を出願し、同時に又從軍願の事は、他處にも之れありしと見え、畏くも天皇陛下より從軍願に對する詔勅をも下し給はり、國に常制あり民に常業あり、非常徵發の場合を除くの外は、從軍の願は御允許あらせられぬ旨を仰せ出されたから、鈴木の願は勿論採用には成らなかつたが、或は他にも此考のものもあらんかと、上田町役場にては此趣を達し、且人々其本業を務むるこそ、報効の誠を致す道なるを說き諭すことを、各町區長等に通達した。

八月下旬より九月上旬にかけて、小縣郡內の第一充員後備の兵士は動員された。於是出征軍人家族救恤の議が、町內有志者間に起り、九月二十四日上田恤兵會が成立した。此會で定めた家族慰問法は

上田町軍人家族慰問方法

上田町軍人家族慰問方法

第一條　豫後備軍籍に在て先般召集に應じ、入營せし者の家族を慰問する爲め、左の方法を以て贈金すべきこと

入營家族五等の區分

一　入營者家族を五等に區分し、一等二等の家には金三圓乃至五圓を、慰問として一時に贈與し、三等四等五等の家には、金一圓五十錢乃至六圓を慰問とし、月々贈與すること

但月々の贈與は一ケ年を定度とし、若本人一ケ年以内に歸鄉する時は、其翌月より贈金を停止す

第二條　豫備後備の外現役兵の家族を慰問する爲め、金三圓乃至金五圓を一時に贈與すること

第三條　前條の目的を達する爲め、金六百圓を有志の義捐に求めること

第四條　義捐金募集は發起者にて擔任すべきこと

第五條　發起者中出納擔任者二名を互選し、出納に關する一切の事務を擔任せしむること

第六條　發起者中評議員五名を互選し、本件に關する臨時の事件評決施行せしむること

第七條　募集金は信任ある銀行へ當座預けとなすべきこと

といふであつた。そして此時の上田町出征兵士は現役二十二名、豫後備合せて二十三名合計四十五名なりしと云ふ。

上田町出征兵士

應召兵の出發狀況

上田驛

小縣郡内の豫後備兵が召集されて、上田驛より出發した者は頗る多かつたが、其當時上田驛の狀況を記したものゝ内に、次の如く述べたのがある「三十一日第一列車より各出陣の兵士は村内の有志者に送られて停車場に集られたるが其狀況の盛大なる送別若くは見送りには曾て無き處なるが故今更一班を記さんに、各町村にては出陣の兵士の爲めに、祖道の宴を張り且白地に送何々兵某君、或は帝國皇帝陛下萬歳、帝國海陸軍萬歳と大書したる大旗に、旭日の旗章赤く畫きたるものを、朝風に颯と飜し西より東より南より北より群ひ來れる樣は、恰も朝鮮の戰地も斯くやと思はれたり、驛て停車場内に並列せる見

送人と兵士とは、互に勇めつ勵されつ、背傷をば受けまじな、北京落城の吉報を與へてよなど、語る口調も勇氣凛々口邊に迸れるは最と愉快なりし、汽笛一聲發車を報ずるや、兵士諸君萬歳、帝國萬歳の聲は百雷の一時に轟くかと疑はれ、山川爲めに振ひ近來稀に遇ひたる壯絶快舉なりし」上田鄉友會誌　此記事でほゞ此當時の上田町あたりの情況は察し得られると思ふ。

第三節　日露戰爭（明治三十七八年戰役）

日露戰役

開戰の原因

日露戰爭は日清戰役後三國干涉に依り、一旦獲得した遼東半島も、清國に還附するの止むなきに至りしが、清國に還附した遼東半島は、間もなく露國の旅順口租借に依て、其勢力圈内とならんとした。我日本人は貴き血しほを流して獲た半島の地が、東洋平和を名として、我に還附を迫りし露國の掌中に入らんとするを見て、憤慨禁ずる能はざるものがあつた。又我國が滿洲朝鮮方面に於て、日露兩國戰爭の原因とならんとする點を解決せんと交涉したるに、故ら其交涉を遲延し、一方軍事計畫を盛に進めるといふ暴狀を爲したので、我邦も堪忍袋の緒を切て、遂に戰を宣したのである。故に我日本としては、遼東半島還附以來、臥薪嘗膽何時かは彼に目に物見せんと、憤を忍んでは時機の至るを待つて居たので、彼露國に對して戰を宣したのは、快心の至であつたとは謂へ、彼露國は當時歐洲第一の强大帝國で、之を敵とすることは中々容易な事では無いと云ふ事は、我國民一般に考へた所であつた。故に戰の始まるや、出征の兵士は一死報國の忠烈に燃え、此を送る在鄉の國民は、壯んに其意氣を激勵すると同時に、内に在つて後援の事に、缺くるなきを覺悟した。此時明治三十七年二月、小縣郡長、郡會議員、警察署長、各町村長發起人となり、小縣義勇會を組織して、出征軍人軍屬の家族の慰安保護、戰病死者遺族に對する慰問扶助、出征軍人軍屬に對する慰問贈物等に、斡旋盡力する事にした。又軍事費多大なりし爲め、國庫債券の募集あつた時には、小縣郡の募集額六十八萬千二百二十五圓に對し、應募申込額は實に

小縣義勇會

二百七十九萬六千百圓に達した。以て奉公の念熾烈なりしを、察すべきである。かゝりしかば上田町に於ては、出征軍隊輸送の列車が、上田驛を通過する事ある時は、市民は誰注意すると云ふにあらねど、上田驛あたりに群集して激勵、萬歳の喊聲を揚げて、之を送つて征途を壯んにした。此の如く市民の意氣盛なるものありしかば、戰勝報知の新聞號外など出た時には、競て之を求め、一枚の新聞紙は手より手に渡りて讀まれ、大戰勝の報告ある毎に、驚喜して提灯行列を行ふことも度々あつた。此戰勝祝賀の提灯行列の、最も盛なりしは旅順口の陷落、奉天の占領、日本海々戰の大勝利の時なぞであつた。

出征軍人上田驛通過の光景

戰勝の新聞號外

此戰役從軍出征者數は

上田町從軍出征者

上田町

將校　十九名　準士官　二名　下士　六一名　兵卒　二八三名　合計　三六五名

城下村出征者

城下村

將校　三名　準士官　二名　下士　一六名　兵卒　六七名　合計　八十八名

であり、戰病死者は

上田町　戰死　一五名　病死　八名　傷者　三七名

城下村　戰死　三名　病死　三名　傷者　八名

であつた。序に小縣郡内の從軍出征者は

小縣郡出征者數

將校　六一名　準士官　二五名　下士　三五五名　兵卒　二五四四名　名計　二九八五名

戰病傷者は

戰死　一六三名　病死　六五名　傷者　三四五名

上田市内で此戰役に殊勳ありて、金鵄勳章を授けられた者、

上田市内殊勳者

上田町　功四級一名、功五級五名、功六級四名、功七級二十七名

城下村　功五級二名、功六級一名、功七級一〇名
であつた。序に小縣郡中金鵄勳章を授けられた數を擧げると
功四級七名、功五級一四名、功六級九人、功七級二八六名　合計三一六名

上田町戰病死者名

歩兵曹長勳七等功七級	金井萬兵衞	後備歩兵第十五聯隊　盛京省小東溝東方高地にて戰死三十七年八月十九日
歩兵伍長勳七等功七級	荒井松次郎	歩兵第十五聯隊第三中隊　盛京省大平溝東南千五百米高地　九月二十二日
砲兵軍曹勳七等功七級	瀧澤清晉	野戰砲兵第十三聯隊　出征中盛京省八家子にて罹病　十一月二十一日死
歩兵曹長勳七等功七級	秋山繁彌	歩兵第二十五聯隊　盛京省松樹山にて戰死　十一月廿六日
歩兵一等卒勳八等	藤田駒太郎	歩兵第二十五聯隊　盛京省旅順口赤坂山にて戰死　十一月卅日
歩兵伍長勳八等功七級	村田晉吉	歩兵第二十五聯隊　盛京省二〇三高地にて戰死　十二月五日
歩兵伍長勳八等功七級	荒井榮吉	歩兵第十五聯隊九中隊　盛京省沙嶺堡にて戰死　三十八年三月二日
歩兵上等兵勳八等功七級	深井吉助	近衞後備歩兵第三聯隊　盛京省唐家屯附近にて戰死　三月三日
歩兵少尉正八位勳六等功五級	峰村太郎	歩兵第四十七聯隊　盛京省胡家台附近にて戰死　三月五日
歩兵一等卒勳八等功七級	伊達賢之助	歩兵第十五聯隊第二中隊　盛京省三台子附近にて戰死　三月八日
同　勳八等	砥石房太郎	歩兵第三聯隊第三中隊　盛京省田義屯南方にて戰死　三月九日
歩兵二等卒勳八等	堀內濱治郎	歩兵第三聯隊補充大隊後備歩兵一聯隊一中隊　盛京省田義屯東南高地にて戰死　三月九日
歩兵少佐正六位勳四等功四級	吉岡銀一郎	歩兵第二十七聯隊　盛京省北陵附近にて戰死

歩兵上等兵勲八等	松本喜久次郎	歩兵第十五聯隊補充大隊	出征中罹病四月二十六日死
歩兵一等卒勲八等	柳原喜三太郎	後備歩兵第四十九聯隊	盛京省芹菜堡子にて戰死
輜重輸卒	田口賢三	第一師團第五補助輸卒隊	出征中盛京省にて罹病　八月二十七日死
歩兵一等卒	横尾仲五郎	近衞歩兵第三聯隊	盛京省樣子嶺附近にて戰死　三十七年七月三十一日
歩兵一等卒勲八等功七級	北村勇	歩兵第十五聯隊	盛京省砲熕溝西南方高地にて戰死　八月十四日
輜重兵上等卒	竹内卯三郎	近衞師團第九補助輸卒隊	出征中盛京省にて罹病　八月二日死
歩兵一等卒勲八等	上松貞作	歩兵第十五聯隊	出征中盛京省にて罹病　八月二十一日死
輜重輸卒	有賀音次郎	近衞歩兵第六補助輸卒隊	出征中盛京省にて罹病　七月二十日死
騎兵一等蹄鐵工長	林新平	騎兵第十六聯隊	内地勤務中職務の爲負傷後　七月二十二日死

以下城下村分

輜重輸卒	宮下市太郎	第一師團第十二補助輸卒隊	出征中盛京省にて罹病　三十七年十二月十日死
輜重輸卒勲八等	桑原義衛	近衞工兵大隊第一中隊	出征中盛京省にて罹病　十一月二十八日死
歩兵上等兵勲八等功七級	西澤方三郎	近衞歩兵第三聯隊	盛京省樣子嶺附近にて戰死　七月三十一日
歩兵一等卒勲八等	荒井茂太	歩兵第十五聯隊	盛京省沙嶺堡にて　三月二日負傷　同月六日死
歩兵一等卒勲八等功七級	加々井源一郎	近衞歩兵第三聯隊	盛京省唐家屯北方高地にて戰死　三月六日
歩兵上等兵勲八等	申澤惠衛	（戰死時日及場所不明）	

戰役紀念碑

戰役紀念碑

戰役中多大な後援を爲した小縣義勇會は明治三十八年九月ポーツマス條約締結、日露國交回復せしを以て、翌三十九年七月二十五日協議の上戰役紀念の碑を建てて永く後世に傳ふるに決し、建設費二千圓を議決した。建設位置は舊城阯二ノ丸地域と定め、招魂社境外地として七十坪の地を上田町丸山平八郎より寄附せられ、碑石は奥州仙臺に求め長二十二尺五寸幅八尺厚一尺八寸の者を用ひ、碑文と揮毫は乃木將軍に依頼し、明治四十二年四月二十日建碑し了つた。碑文は次の如し

日露ノ戰小縣郡ヨリ出テ軍ニ從フ者三千一百余人命ヲ殞ス者二百三十余人傷病者亦勘カラズ郡ニ在ル者ハ宣戰ノ詔下ル日義勇會ヲ創メ、内外相援ケテ報效ヲ圖ル、既ニシテ和成ル郡人記念ノ碑ヲ建テントシテ文ヲ請フ乃叙シテ之ヲ表ス

明治四十二年三月

源　希典誌

小縣郡義勇會建

乃木將軍揮毫の碑



海軍三提督の來田

第十四章　諸將軍の來田

第一節　海軍三提督の來田

明治三十九年五月元帥伊藤祐享、其知人上田町飯島七郎兵衛の勸誘に由り、上田に來遊し、其より川中島古戰場を訪ひ、長野市に赴き、忠靈殿に參詣することとなり、軍令部長海軍大將東鄉平八郎、横須賀海軍鎭守府司令長官海軍中將上村彦之丞の二將軍をも伴て、五月十日三將軍打揃つて來田された。伊東元帥は日淸戰役當時海軍々令部長の要職に在り、又黃海大海戰には聯合艦隊を率ひて、淸國北洋艦隊を擊破して偉勳を樹てられた名提督であり、又東鄉大將は東航せるロ國バルチック艦隊を對島水道附近に邀へ擊て之を殲滅し東洋のネルソンと稱へらるる名提督であり、殊に其時皇國の興廢此一戰に在り、各員一層奮勵努力せよ、との將軍の信號は、三尺の兒童と雖も、之を誦する程有名なるものであつた。又上村中將は浦鹽艦隊出動南下に備ふる任務に當り、其行動は極秘に附する必要があつたので、人知れぬ苦心を爲しつゝありしも、動もすれば世人の誤解を招き無能と謂られ、然も之を辯明する自由を得なかつたのである。然るに三十七年八月十四日、浦鹽艦隊出動南下せるを蔚山沖に邀へて之を破り、其有力艦リューリックを擊沈し、以て此後日本海方面に敵艦隊來襲の憂を除き、我全艦隊を擧げて來航のロ國バルチック艦隊に當るを得しめたる大功ある提督で、此三將軍共に皆史的存在價値を有つ人々である。

此等將軍が我上田町に來遊せらると云ふので、其歡迎の熱意は非常なものであつた。五月十日午後五時三將軍は上田驛に其雄姿を顯し、やがて車中の人と成て、横町なる飯島七郎兵衛氏邸に向つた。此時驛頭より松尾町、海野町、横町通り、文字通り立錐の地も無き歡迎者の堵列、皆滿腔の敬意を表して之を迎へ、名將軍又一々擧手して之に答禮された。三將軍は飯島邸に十日十一日の二泊を重ね、其間懇請に依り、小縣蠶業學校、上田中學校、高等女學校、小學校等に臨まれ、全生徒に或は訓話を與へられ、或は記念の植樹等の事があり、將來ある少靑年に大きな印象を與へた。小學校に於ては、尋常四年生以上、高等女學校、女子技藝學校生徒等合せて二千餘名に向ひ、伊東元帥は「此の如き立派な校舍で、良い先生に敎を受けるのは、誠に仕合せの事である、故に諸子は學校に在ては能く先生の敎を守り、家に歸り

歡迎者通路に堵を爲す

諸學校に臨まる

ては兩親に孝を盡し、兄弟は互に仲睦じくし、成人の後は各其志す所に從て、國家の爲めに十分盡されんことを希望する。」と云ふ意味の訓話を爲れた。中學校十二に於ては、宮本右次校長の乞に依て、伊東元帥は皆是膽、東鄉大將は奮勵努力、上村中將は忠孝の揮毫の後、講堂に於て三將軍各一場の挨拶訓話を爲し、了つて校庭に記念として月桂樹を植ゑられた。當時の學生にして、日頃欽慕想望して居た此等偉人の風貌に接し、親しく訓諭する所を聽くを得た者は、蓋し終生忘れ得ざる感銘印象を得たことゝ信ずる。當時の揮毫は額面として保存されて居り、月桂樹は年と共に其繁みを增して居る。町民の歡迎に熱心なりしは、古來上田城祭と稱した祇園祭にのみ限て出演した當田獅子が、此時三將軍の覽に供して旅情を慰めんとて、慣例を破つて出演した事に依ても察する事が出來ると思ふ。猶千曲川に於ける鮠漁の清遊も大方ならず、將軍一行の悅に入つたとの事である。

三提督の揮毫

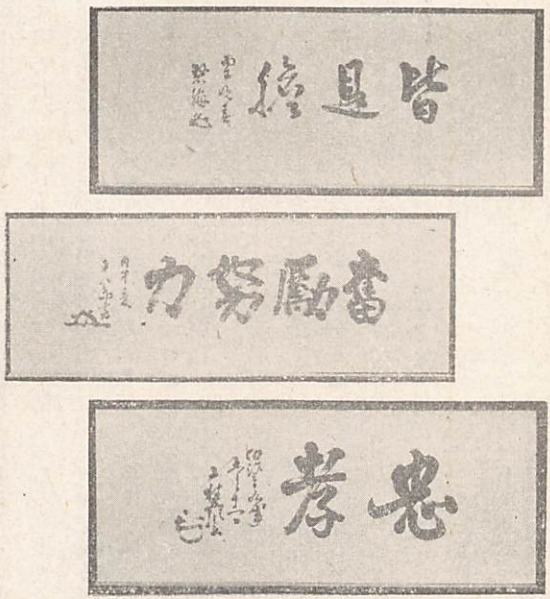

猶玆に特筆すべき美談がある。其は東鄉上村の二將軍は、前夜の招待晩餐會の席上にて、慶應三年京都に於て暗殺されし、故赤松小三郎先生の事蹟に關する談話を聞かれ、其昔し京都に於て、先生が薩藩

士等に兵學を教授せし當時を追懐し、感慨禁ずるものあり、翌十一日の夜故赤松先生の近親なる芦田諸氏に金八千疋を贈り、故先生の靈前に供へ以て、其靈を弔ふことを依囑した事である。定めし地下の先生も此情誼を喜ばれた事であらう。五月十二日には三將軍は上田を去て、川中島に向はれた。

第二節　乃木將軍の來田

乃木將軍の來田

三吉米熊氏の家庭訪問

來田の吹聽無し

乃木將軍は曾て明治の初年、東京鎭臺第二上田分營長として來田し、上田城の請取など爲られた事は既述した所であるが、日露戰役の後明治三十九年五月信濃の地に入り、諏訪、松本を經て長野に出で、善光寺に詣でたる後、同月十七日上田に其雄姿を現はされた。此來田は時の小縣蠶業學校長三吉米熊氏の家庭を、訪問する爲であつたのである。三吉米熊氏の先考愼藏翁は、長州豊浦藩士で坂本龍馬などゝ共に國事に奔走した人であるが、乃木將軍は曾て翁を師として武術を學んだ事もあり、且又翁の推薦に依り海外留學の志を果すを得たので、常に翁の爲す所を德として居られた。此故に其嗣子米熊氏の家を訪ふたのである。將軍の來田は前廣に吹聽されたのでは無かつたが、何時しか乃木將軍來るとの聲が傳はり、將軍の上田驛に其英姿を現はした時には、驛前には上田中學校職員生徒をはじめ、各學校生徒の出迎其他市民の歡迎出迎者を以て充たされて居た。將軍は此等の出迎を意外に思はれたのは、中學校職員の一人に向て、靜に自分の出迎の爲めに來られたものかと尋ねられ、其職員は謹んで、閣下の御出迎にかく參りたりと答へしに、將軍は其は如何にも恐縮のことゝ挨拶されたのでも分る。將軍は無數の出迎人の前を、一々擧手の挨拶し乍ら通過せられ、七軒町なる三吉邸に入り此處で一泊せられた。翌十八日には三吉氏の懇請に任かせ、小縣蠶業學校に赴いて參觀し、講話及記念の植樹等を爲した後、上田中學校高等女學校及小學校に臨まれ、夫々一場の挨拶訓話及記念の植樹など爲された。此時上田中學校表庭に植ゑられし記念樹は一本の月桂樹であつた。

ロシア帝國が多大なる經費と勞力とを以て、當時の最新式築城法に依て築き上げ、東洋第一と誇稱した旅順要塞奪取の目的を以て、派遣した第三軍司令官の重任を帶び、其攻圍に惡戰苦鬪の限を盡し、最愛の二子も其戰場に喪ひて、漸く之を陷れ、敵將を降伏せしめたる絶大なる偉勳を樹て乍ら、此攻圍戰には將卒の戰死する者多く、多大の犧牲を拂つたので、たとひ世人が旅順堅塞攻略の功を稱するも、吾何の面目あつて此攻圍戰に犧牲と成りし將卒の父兄に見るを得んとて、其功に誇るが如き氣色は微塵も無く極めて、謙遜なる態度を持せられしと聞及びしが、此度の入信に際しても、豫め吹聽すること無く、微行にも等しき將軍の動行は、一層人をして其高風を欽慕せしめ、やがて其風貌謦咳に接し、其訓話を聽くに及びては深く感銘せぬ者は、無かつたであらう。

第十五章　衛　生

第一節　藩政時代の衛生

衛生

藩政時代の衛生

凶年後の惡疫流行に注意す

衛生の事は近代に至り漸く發達したもので、藩政時代頃に在つては、傳染病流行等に際しては、多くは神佛に其平癒熄止を祈請する位より外に、之と云ふ程の衛生施設も無つたのである。けれども次の如き記載すべきものがある。

凶年の後には概ね惡疫の流行を見たので、天明四年と天保七年とには、惡疫の流行せんことを憂慮して、上田藩に於ては、享保十八年十二月幕府の命に依り、望月三英、丹波正伯の二醫が、諸醫書中に載する所の中から、凶作の年には、止むを得ず雜食するので、其毒に中たるもあり、又凶年の後には惡疫

の流行する事あるに依り、其中毒悪疫の救急法を書き抜いて、注意書を頒ちし事があつた。其を領内に普く知らしめて萬一の救急に備へた事がある。

享保年間幕府より頒布せし時疫救急法

時疫流行、候節此薬を用ゐて其煩をのがるべし

一時疫には大粒なる黒大豆を能く煎りて一合と、甘草一匁とを水にて煎じ出し時々飲みてよし　右「醫幄」に出づ

一時疫には茗荷之根を搗き碎きて、汁を取り多く飲みてよし　右「時疫救急」に出づ

一時疫には牛蒡を搗き碎き、汁を志ぼり茶碗半分程二度飲みて、其上桑の葉を一握り程、火にて能くあぶり黄色になりたる時、茶碗に水四はい入れ二はいに煎じ、一度に飲みて汗をかきてよし。若し桑の葉無き時は枝にてもよし　右「孫眞人食忌」に出づ

一時疫にて熱殊の外強く、狂氣の如く騒はぎ苦しむには、芭蕉の根を搗き碎き、汁を志ぼりて飲みてよし。一切の食物はあたり、又は色々の草木茸魚鳥獣など、食ひ煩たる人其死を免るべし　右「時疫濟急」に出づ

一一切の食物の毒に中り苦しむには、煎りたる鹽を嘗め、又は溫ぬるき湯にかき立てゝ飲みてよし　右「農政全書」に出づ

一一切の食物の毒に中りて、胸苦しく腹張り痛むには、苦參を水にて能く煎じて飲み、食たる物を吐出してよし　右同斷

一一切の食物に中りて苦しむには、大麥の粉をかうばしく煎り、白湯にて度々飲むべし　右「本草綱目」に出づ

一一切の食物に中りて、口鼻より血出でゝ悶え苦しむには、葱を刻みて一合程の水にて能く煎じ、冷し置きて幾度も飲むべし。血止まる迄用ゐてよし　右「衛生易簡」に出づ

一一切の食毒に中りて煩ふには、大粒なる黒大豆を水にて煎じ幾度も用てよし、魚鳥に中りたるいよいよよし

一一切の食物の毒に中りたる時は、赤小豆の黒焼を粉にして、蛤の貝に一つ程づゝ水にて用ふべし。獣肉の毒に中りたるには殊によし　右「千金方」に出づ

一きの子を喰ひあてられたるには、忍冬の葉とも生にて嚙み汁を飲みてよし　右「夷堅志」に出づ

飲用河水の清潔に注意す

一、河堰の水の不潔に注意を與ふ

河水を不潔に爲す事を禁じて、衛生に注意させたのは寛延三年九月、蛭澤川に塵埃其他の汚物を捨てて、河水を不潔ならしむるを嚴禁した事があり。又天保十五年五月には、蛭澤川に塵埃投げ捨てざるやう嚴重に申渡し、且用水の儀は銘々飲用に供するものなれば、相談の上月々懈怠なく掃除を爲し、常に清淨に致す様に説諭し、若し此申渡しに違背し、塵埃などの汚物を川に投捨する者あらば、河水世話役の者其名前取調べ申出づべしと命じた事もある。

此外弘化の善光寺大地震の際、上田町に於ても井戸水涸れ、或は其水質が悪く成りしかば、總て町中を流るゝ河堰等に塵埃などの汚物を投捨して、飲用水を不潔ならしむる事無きやう注意する處があつた。

二、流行病の注意

安政の末頃暴瀉病が流行した、五年九月一日上田藩に於ては次の如き注意書を達した。

暴瀉病、上田藩注意の療治法

此節流行の暴瀉病は、其療治法種々ある趣に候得共、其中素人心得べき法を示す。

豫め之を防ぐには、都て身を冷すことなく、腹には木綿を巻き、大酒大食を愼み、其外こなれあしき食物を一切たべ申間敷候。若し其病催し候はゞ早く寐室に入りて飲食を愼み總身を溫め、左に記す芳香散と云ふ藥を用うべし。是のみにして治する者少なからず。且又吐瀉甚しく、惣身冷る程に至りし

ものは、燒酎一二合の中に、龍腦又は樟腦一、二匁を入れ、之を溫めて木綿の切に浸たし、腹幷に手足へ靜にすり込み、芥子泥を下腹幷に手足に小半時位度々張るべし。

上品　桂枝　細末
　　益智　同　等分
　　乾姜　同

右調合いたし一、二匁づゝ時々用うべし

芥子泥からし粉　うどん粉　等分

右あつき醋にて堅くねり、木綿切にのばし張り候事但間に合はざる時は、あつき湯にて芥子粉ばかり煉りてもよし

又法

あつき茶に、其三分一燒酎を和し、砂糖を少し加へ用うべし。但座敷を閉ぢ木綿布等に燒酎をつけ、頻りに惣身をこするべし。

但手足並腹冷る所を、溫鉄又は溫石を布に包ふて、湯をつかひたる如き、心持になる程こするも又よろし

右は此節流行病甚敷諸人難儀いたし候に付、其病に拘らず早速用ゐ候て害なき藥法、諸人爲ニ心得一無レ漏急度可ニ相達一候事

八月

コロリ病

文久二年閏八月六日の間屋日記に、此頃瘧疹の流行した後、コロリが流行して、田町に二、三人、鍾原邊で二、三人、此病に罹り死人も出た。依て紺屋町の八幡で厄除の祭をしたとか、悪疫流行に付、川東では常田大宮、川西では下之郷諏訪明神で、息災の祈禱を爲すことを藩より命じた事が載つて居る。此

病は如何なる症狀なるか判明せぬが、後のコレラ病とは異なると思ふ。

序にコレラ病はクリミア戰爭の時英佛聯合軍が此病の爲めに大に惱まされた事が始のやうである

明治三年シベリア海岸方面より、惡質の傳染病が我邦へも流行して來た事に就て、政府から報告があり。且其症狀及其に就ての衛生注意等が布達された。上田藩にては其布達の大意を、管内に達して注意を與ふる處があつた。其は三年の六月廿九日であつた。藩の達示は

シベリア海岸より惡質の傳染病來る　上田藩傳染病の注意を布達す

今度シベリア海岸より、惡性傳染病流行の報告有レ之候旨、御布令有之候内、多分は獸類より發し、人々に及び候由、右病は肩手足脊筋等引縮め、咽喉かわき、二日目より下痢有レ之趣に候。右病に取付候獸類は、手足を縮め苦痛に及候に付、速に斃死し、燒捨候へば人々に及候儀無レ之趣に付、万一病死の獸類有レ之候はゞ、直樣野外に差出し燒捨可レ申尤川杯に捨候義決して不レ致、若し水中に獸類の死體或は骨等見掛け候はゞ、早々村役元に申出、引揚け置其旨村役元に申出、川水を遣ひ不レ申候樣いたし、獸類の新しき皮も當分の内遣ひ候儀無用に可レ致候。且爲二養生一獸肉喰ひ候とも、能々其元を糺し必ず病死の獸肉等、喰はざる樣專一に心得、第一身を清め可レ成丈居處折々掃除等いたし、獸類は勿論鳥類に至る迄、飼場奇麗に掃除いたし置候へば、自ら右等の病も傳染無レ之趣に有レ之候

右は御布令の大意に有レ之候へども其趣意嚴重に相守等閑の義無レ之樣可レ致候。猶子細の義は局詰始村役人に可二承合一候事

醫學寮の衛生豫防の注意

上田藩醫學寮では、明治四年の頃、惡性の熱病を煩ふ者往々あり、此が蔓延流行するも測られざるを憂慮し、衛生豫防の注意書を作製し、上田縣廳に向て其注意書を民衆に告知することを申請した。依て上田縣は之に從ひ、早速汎く知らしめる方法を執つた。此衛生豫防法は次の如し

常に沐浴して身體を清潔にし、又飲食の節度を愼み、衣服は可成丈汚垢に染みざる樣殊に襯衣は屢洗濯し、其外居屋に近き死水掃溜及尿屎等の腐敗等は、常に有毒の氣を蒸發して甚だ人身に害あるもの

なれば、溝渠は之を凌ひ、死水無らしめ、厠は常に掃除して汚穢の悪臭を去らしめ、殊に熱病者の大便は、速に之を搬ひ去らしむべし。又宅内は常に空氣の自在に流通する様に致し置くべき事

（附記）

明治二十八年五月、小縣醫士組合會はすべて戰爭後には、傳染病の流行するものである。此度日清戰爭後にも或は此事もあらんを憂へ、人々各自に一層衛生豫防に留意する様、注意を與ふべしとなし、次の如き豫防法の要點を述べた心得書を頒布した。

小縣醫士組合の衛生豫防注意

一衣服　不潔なる衣服は、病毒傳染の媒介を爲すものなれば、可レ成丈屢々洗濯して常に清潔なるものを着すべし。殊に注意すべきは、出所不明の古着を求めたる時は、充分消毒洗滌することを忘るべからず

一食物　新鮮にして消化し易き物を選み、過食を避け腐敗に傾きたる食物を食すべからず。殊に傳染病者の家、又は其地方より到來せし食物は、必ず食すべからず

一飲物　最も注意すべきは飲料水にして、此内には屢々病毒を含むことあるを以て、務めて清水を擇び且必ず一度煮沸したる後に用ゆべし。又用水の上流及病者近傍の井等の水は、斷然使用すべからず

一住居　空氣の流通光線の射入を充分ならしめ、常に室内を掃除し務めて清潔にすべし。及床下の乾濕等に注意して、若し濕潤なる時は、排水法を設けて乾燥を計るべし。且住居の近傍に在る、溝渠芥溜を時々掃除して清潔となし、又下水の溢流浸潤を防ぎ、若し雨水等の澁留する場所ある時は、宜しく排水法を設け速に乾燥を企つべし

一便所　毎日生石灰或は石灰乳（生石灰一分水十分）を撒布し、殊に數家共同の便所へは必ず之を行ふべし。且酌取りて溢流浸潤せしむべからず。又傳染病者上圊せし便所へは決して入るべからず。

一交通遮斷　止むを得ざる要用の外、假令親戚朋友と雖も、傳染病者を見舞ふべからず

附言傳染病又は類似の病に罹りたる時は、速に醫師の診斷を受くべし。若し怠慢隱蔽等の事ある時は、自然看病の法を誤り、獨り病者の不幸を招くのみならず、病毒を蔓延せしむるの患あるを以て最も注意すべし

此條は廢藩後に屬すべきものなるも傳染病豫防注意に關する者なるを以て此所に附記したのである。

三、種痘

種痘の事は佐久間象山など早く其必要を唱へ、之を奬勵せしが上田町成澤寛經翁の如きも其必要なるを說き、精巧な版畫まで摺て蒙を啓くに努めた事がある。

寛政八年に英國人ジェンナーの發明した種痘が有效と認められ、其が我日本國に傳つて、濟生術の顯著なるものとして、弘化三年手痘苗を外國に注文した、肥前の鍋島齊正の如きは、尤も早い方であつたらうと思はれる。我上田の地に於ては嘉永五年領分内に、疱瘡の流行した時、林、布施の兩醫師は種痘の救生必要の術なるを一般に知らしめんと欲し、藩に向つて其知識を普及せしめん爲に、極めて平易に解りやすく、種痘の事を書き記した手痘解と稱する、冊子を購入して之を讀ましめんことを願出た。藩主も疱瘡に罹つて斃るゝ者が多きを聞いて右の願を容れ、牛痘解を購入して之を讀ませる事とし、翌嘉永六年の三月二日には、牛痘は是迄の人痘と相違し、氣候の寒暖人の年齡如何に關らず、大熱を發することもなく、隨て子供等と雖も引き付ける心配もなく、其上種えた場所以外へは蔓延する事もなく、極めて輕く濟む良法である。是以前天然痘を煩て、非命の死を致す者甚多かつたので其を救ふために、牛痘苗の種痘を施行する。依て彼是申立て忌み嫌ふ如き事なく、未痘の小兒ある者は、謝禮とても不要の事故、其名前を書出し種痘を受けしむべしとの觸諭した。此時上田町では、原町分原町二十六人、木町四人、柳町三人、田町六人、紺屋町七人、合計四十六人の名前を記し、追て又牛痘種術を希望する事、及

手痘解を購讀せしむ

嘉永六年種痘を行ふ

猶此他現時病氣の者、生後未だ日柄立たぬ者は、追て御願申上ぐる旨を問屋より届け出た（海野町分は資料を缺く）。文久四年三月には、上田藩は左の諭達を爲して、種痘の必要と安全とを說き、海野町村田傳十郎原町井筒屋宗兵衛の二ケ所へ、隔番に醫師出張して種痘を爲すに付、町役人は充分種痘の必要なるを說き聞かせ、町々の小兒の取調、猶今後出生の者は、名前を書き出させる事にした。其時の諭達は

一種痘瘡之儀は自然の疱瘡と違ひ、時節の寒暖小兒の年齢に不レ拘、大熱を出さず引付等の患なく、輕く相濟候故爲二御救一御世話被二成下一候間、御仁惠の御趣意得と相心得、安に忌み嫌候ては如何の事二候間、疱瘡不二相濟一小兒有レ之候はゞ、書出し候樣是迄も度々申聞置候處、未だ種痘瘡の良法たる事を不レ辨歟、種候者少なく候趣相聞候、畢竟申諭方不行届の事に可レ有レ之候。自然疱瘡いたし候者の內には、殊の外心配難儀に及び、其上非業の死を遂候者多く有レ之、歎敷事に候。種痘之儀は、種え場所より外へは出來不レ申手輕に相濟、可レ氣遣一事更に無レ之、近年右の良法諸國一般に行はれ候事に候間、少しも無二疑念一小兒有レ之親々は、御世話被二成下一候御趣旨厚く相心得、種疱瘡爲レ致可レ申候。依て以來海野町村田屋傳十郎、原町井筒屋宗兵衛方に隔番に御醫師出張有レ之候間、右日限罷出、種疱瘡受可レ申候。日限之義は追て可二申達一候間、町役人に於ても御世話被二成下一候御趣意並別紙の趣、得と相心得種疱瘡の良法町方一同に眞實に申諭、心得違無レ之樣爲レ致可レ申、万一申付方行違ひ候ては、押付ケ間敷心得候も難レ斗、左樣にては御趣意に觝れ候間、是又精々心得違無レ之樣いたし、町々小兒有レ之候者取調、早々名前書出し、猶今後出生の度に書出し候樣可レ致候事

三月

一種疱瘡致し候節、自然熱を發し候儀も難レ計之處、心得違にて疑惑いたし候者も有レ之候哉に候得共

數百人中には生質虚弱の者も、或は又時候の障り等をも受け候故の事をも不レ存心得違居候事に候間、是等の儀は相辨へ、自然疱瘡にては心配難澁も有之、種疱瘡は氣遣無く手輕に相濟候義を察し御世話被二成下一候御趣意厚く相心得可レ申候

一膿を取り候義を、迷惑に心得候者可レ有レ之哉に相聞候得共、少しも障に不二相成一候。且つ他人より種を貰ひ受、輕々仕舞難澁を免れ候事故、種を遣し候は右の報恩と心得、聊迷惑申間敷候

一一旦種候ても種により、感ずると感ぜざると有レ之候間、八日目に相成候はゞ、罷出見分を受け候様可レ致候

一此度爲二御救一別段御世話も被二成下一候義二付、藥種料並二種痘所仕向柄之義は、上より被二成下一候間銘々別段出し候に不レ及候

右之通町中一統に可レ被二申觸一候事

此時に、此種痘の事は藩に於て世話する事なれば、醫師や種痘所などへは、受種痘者より別に謝儀附け屆等の事は、爲すには及ばない。けれども幸に種疱瘡輕く濟みし上は、身祝かたゞ〳〵謝禮として、種痘醫に對して二百文宛差送るやう注意する所があつた。

身祝御禮

明治二年三月二日、上田藩は町奉行、郡奉行に、種痘の事二付左の如く達した。此度種痘之儀二付、左之通改て被二仰出一候間、此上見込之筋有レ之候はゞ無二腹藏一申談候樣、御醫師へ相達置候事

一種痘所之儀は當分海野町產物會所へ罷出可レ申候。當日手代一人を差遣可レ申候事

一痘前の小兒年齡名前村限取調差出候樣、在町へ無二相違一差出次第、御醫師之方へ相廻し、及二談判一取斗可レ申候事

一町分並鹽尻組國分寺組は、日割を以て右產物會所へ罷出、外組々へは御醫師出張、最寄村方寺院等に於て施し可レ申候事

但出張之節は、其村役人共にて世話可レ致候。尤一日に手廻り候程づゝ、致二勘辨一場處へ呼出し施し可レ然候事

一種候て八日目は鑑定に不二罷出一候ては、眞僞も不二相分一候間、手代村役人等心得居、厚く申諭し候樣可レ致候事

一産物會所へ爲二小遣一、仲間一人御貸被二成下一、火鉢湯茶等の世話致させ可レ申候事

但湯わかし、手あぶり、炭並藥鑵茶椀等は、上より御差出被レ下候事

一余症は格別、種痘二付通例服藥御手當之儀は、上より被レ下候事

一御醫師出張の節、加籠等にて罷越候儀見合可レ申候事

右書面之通相心得可レ被二取計一候事

三月

翌三年正月上田藩は、金子宗元をして東京種痘館に入らしめ、種痘術を研究させた。其時上田藩公用人より提出の願書は次の如し

上田藩　金子宗元

右之者從來當管轄中種痘施行仕來候處、今般御館に入門之上御免狀頂戴仕度段願出候二付、則當人差出し候可レ然御執計奉レ願候以上

正月

上田藩公用人

種痘館御役所

（松平家日乘）

上田藩大に種痘の事に留意す

翌四年五月には、此度渡來の新痘苗は、感受の効舊來の其に比して、一層勝れる事を聞き、大學東校へ種痘新器械、種痘鏃鑑の代料を送り、同時に新痘苗の頒分を出願し、種痘に就ては大に意を留むる處があつた。此年八月には醫學寮に於て日割を定めて、種痘を行ふ事とし、上田縣廳より生兒七十五日よ

り百日までの間の者は、急度種痘願ひ出づるやう申渡した、其達示は

疱瘡之儀は小兒之大厄難に候處、近來種痘之良法有レ之候ニ付、蒼生御救助の爲め朝廷に於て厚く御世話被レ爲レ在候儀に付、今般醫學寮にて施行致候間、熟れも右趣旨相奉じ、生兒七十五日より百日迄之間急度可ニ願出一候。若し等閑に打過、自然痘に罹り候者於レ有レ之は、憫然之儀は申迄も無レ之第一御趣旨に相悖り、以之外之事に付心得違無レ之樣可レ致事

但右種痘術別紙日割之通り、間斷なく施行致し候。都合も有レ之候間、種痘前に小兒は勿論、十歳餘に相成候共未だ種痘不レ致者は、名前年齡相認來月五日迄に學校大屬に可ニ差出一事

八月廿八日　縣廳

此當時の種痘日表は次の如きものであつた。

明治四辛未年

施行種痘日附（ほどこしうゑほうさうひづけ）　年中定七日已ノ日亥ノ日にて風雨も休なし

八　月	小	五日	十一日	十七日	二十三日	二十九日	
九　月	大	六日	十二日	十八日	二十四日	晦日	
十　月	小	六日	十二日	十八日	二十四日		
十一月	小	一日	七日	十三日	十九日	二十六日	
十二月	大	二日	八日	十四日	二十日	二十六日	

右當日は朝五ツ時より九ツ時かぎりの事

次の種目には鑑定致候間前同刻必罷出候事

（横關史料）

第二節　廢藩置縣後の衛生

廢藩置縣の衛生

明治五年五月長野縣に於ては、種痘の事は年久しく經驗し、濟生第一の良法とも稱すべき事なるは、既に朝廷より布告した所であるが、僻陬遐邑に至れば、未だに其効能を了解せずして、猥りに疑惑を抱持し、之を誹謗する者も尠なからず、又適々種痘を施すも、其種痘醫の知識不足、手術の未熟等の爲めに、充分其効果を見ること能はずして、中には種に感染する者すら生じたので、種痘の如きは之を願みざるに至りしを見、此は種痘の効能が無きにあらずして、其施術に當る凡庸醫の罪なるを察し、各區に於て此旨を篤くと一般に申諭し、區内便宜の地に種痘所を設け、定日を以て最寄に在る免許狀所持の醫者と相談し、種痘料の如きは精々減少して、貧しい者に至る迄種痘を施すやうにと申達し、同時に縣内免許濟の醫師の名を擧げて、示す所があつた。其人名は

明治五年種痘免許濟醫師

松代住士族　館　三郎。上田住士族　金子宗元　林常青　香山杏林。　小諸住士族　井出宗仙　佐野靜安　吉田文碩　金井道仙　小林良安。　小縣郡新屋村　佐々木鑑齋。佐久郡葉山村　坂本自庵。飯山住士族　山崎道順　足立玄三。　水内郡上今井村　神田秀伯。　同郡蓮村　木敷養碩。　須坂住士族　水野玄道。　水内郡倉井村　小林皆成。　同郡鬼無里村　中牧宗忠。

種痘免許醫師

を列擧し、右之外追々免許の濟みし者は、其時々報告すべきこと、及び萬一免許無くして猥に種痘を行ふ者は、指留め置き縣に申出づべき旨を達した。

種痘免狀

明治四年文部省より發布した、種痘免許醫師に關する規定は

一種痘施行致度醫師は、東校に可二申出一、詮議之上免狀可二相渡一候事

一既に種痘術免許相請候者は、自今自宅又は他所に於て社を結び、相當の謝儀を請け博く其術を可

レ致ニ施行一事

一自今種痘醫有志之者は、免許相請け候醫家に入門、其術傳習之上免許可ニ願出一事

一免狀を得る手續は、師家より其術傳習の旨を弟子の管轄廳に達し、其廳より當省に添翰を以可ニ願出一事

一免狀を得開業中、故ありて廢止或は死去の者は免狀可ニ差戻一候事

一免狀幷分苗等渡し日は、每月三八に限候事

一分苗を請候者は東校幷免許之醫家に申出可ニ相求一候事

一免許の醫家は於ニ自宅一痘苗分與候節は相當の價請取不レ苦候事

辛未　文部省

長野縣の種痘細則公布種痘料

長野縣に於て種痘細則を制定公布したのは、明治十九年五月で、其施行方法は、戸長の選定した醫師若くは最寄の開業醫に就き種痘を受けしめ、受種痘者は種痘料として、初種は八錢再三種は四殘を其醫師に納入せしめ、若し赤貧にして種痘料も負擔し能はざる者は、町村役場より施痘券を受け、此券を持參して種痘を受けしめ、醫師は其券を町村役場に提出し、現金に換へる事に成つて居た。故に此當時種痘に就ての町經費が極めて僅少なりしは、種痘醫報酬は別に支出することなく、當時の種痘料を手當報酬の意味にて、之を賜つたからである。明治三十一年に至り、上田町は無料施痘の事に決し、種痘醫を囑託し、之れに相當の手當報酬を給し、痘苗は直接購入とし、種痘所は特に借り受けたので、受痘者は全く負擔が無くなつた。

無料種痘

種痘は每年春秋二季施行する定なりしが、天然痘流行の兆ある時は臨時に之を行つた。明治廿五・六・七・九年の如きは其れである。

四、コレラ病

コレラ病の流行

明治十二年二月上田町に於ては、コレラ病豫防の爲、一戸二十錢以上の寄附金を募集して、必要な藥品を購入した。又同十九年にはコレラ病、信州にも侵入して八月頃には各所に傳染患者が續出し、就中上水內郡には、五月十日より八月十六日迄に二百六十五人。北佐久郡には、七月廿一日より八月十六日迄に八十人。下高井郡には、七月六日より八月十六日迄に百十人の患者を出すに至り、病勢猖獗なるものがあつた。此時長野縣知事木梨精一郎は、㈠不熟果物、不消化物、腐敗し易き食物㈡飲用水㈢家屋の清潔通氣㈣厠圊掃除㈤河川溝渠に於ける水泳等に就て、八月十八日附を以て縣內一般に注意する所があり、此時上田町外二ケ村役場に於ては、

縣知事の注意

人民群集飲食等を爲すことは、自然該病傳染蔓延の機會を與ふるものとし、神社祭典なども、例祭、臨時祭とを問はず

上田町の注意

コレラ病熄滅の後迄此を差留むべしと嚴達して尤も適切な方法を執つた。

此コレラ病流行の時、其患者の看護や死亡者の取扱は、すべて戸長役場に於て人夫を雇ひ取扱はせしも、其日雇料甚高額に上りしかば、二十年四月には、其等の取扱は親戚又は組合に於て、爲ることに變更した。

上田町のコレラ病看護及死亡者の取扱

（横關史料）

五、上田市の隔離病院

コレラ病流行の際、設立した避病院及火葬場は字一本松に在りしが、此場處あまり遠隔せるのみならず、通路細狹車輛通行出來難いので、明治十九年四月之を大星裏に移轉するに決し、翌二十年五月工事に着手し、同月二十五日に落成した。建坪三十一坪五合、木造瓦屋根の平屋造、外に建坪八坪瓦屋根平家一棟を造て事務室とした。建築費三百七十五圓。其後明治廿九年九月、更に建坪二十五坪、木造板屋根平家一棟を增築して、輕症患者收容室とした。建築費二百四十五圓八錢。後三十一年九月に至り、五百九十一圓七十五錢を以て、建坪二十五坪、板屋根平家一棟を增設し、恢復期患者室とし、其他不便の

避病院

大星裏の隔離病院

箇所を改築した。

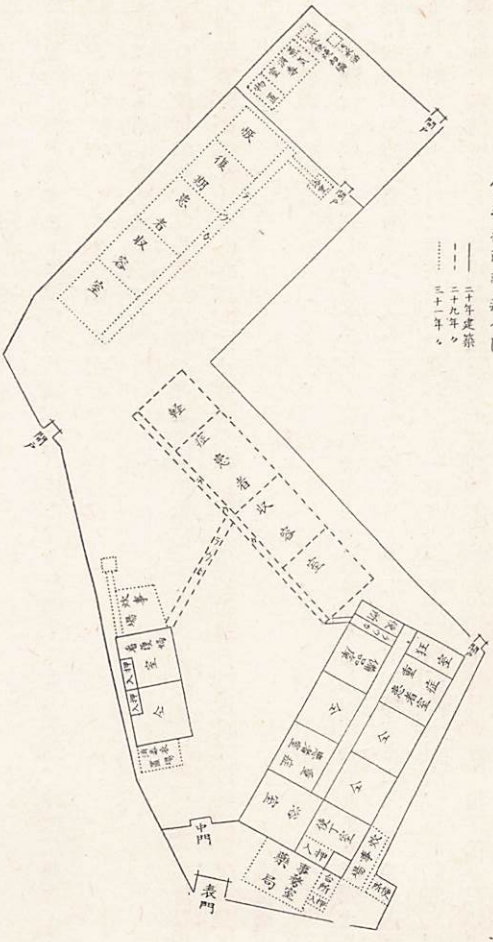

傳染病患者年次表

隔離病院收容の患者數

年次 ＼ 病別患者		コレラ	腸チブス	赤痢	痘瘡	發疹チブス	猩紅熱	デフテリア	ペスト
明治廿二年	患者		三	二					
	死亡								

| | | |

第一本人第二扶養義務者・第三本人居住地町村の順序に依り辨償せしむることゝしたが、三十年以後に至ては、悉皆町費の負擔支出とした。

傳染病豫防治療に從事する者の手當

傳染病豫防救治の爲め病毒に觸接する事務を取扱ひたる時は、特に手當として衛生委員又は豫防委員は、一日金一圓其他の町吏員は一日金五十錢を支給す

第一條　傳染病豫防救治に從事したるものに給すべき手當金規程

但腸窒扶期實布的里亞は、本條手當の半額を給す

傳染病豫防治療にて病に罹りし者の給與

第二條　傳染病の豫防救治に從事したる者、公務に因り死亡したる時は、此規定に依り左表の手當金を給す

但し有給吏員退職給與金及遺族扶助料給與條例の規定により手當金を受くるを妨げず

第一表

等級	職別	療治料	給與料	弔祭料	遺族扶助料
一等	町長	一日二圓	六十圓以上百廿圓以下	百五十圓	一
二等	助役	同一圓五十錢	五十圓以上百圓以下	百圓	一
三等	書記	同一圓	三十圓以上六十圓以下	八十圓	五十圓

第二表

等級	職別	療治料	給助料	弔祭料	遺族扶助料
一等	衛生委員豫防委員	一日二圓	六十圓以上百二十圓以下	百五十圓	三百圓
二等	隔離病舍醫員	同一圓五十錢	五十圓以上百圓以下	百圓	百五十圓

三等	同事務員 調劑師	同　一圓	三十圓以上 六十圓以下	六十圓	百二十圓
四等	同看護人	同　七十錢	二十圓以上 四十圓以下	四十圓	六十圓
五等	同　使丁	同　四十錢	十圓以上 二十圓以下	二十圓	四十圓

第三條　療治料は病毒に感染したる時。給助料は町會の議決を以て感染者治療したる時。弔祭料及遺族扶助料は死亡したる者の遺族に給するものとす

但遺族中遺族扶助料を受くべき者の順位は、當町有給吏員退職給與金及遺族扶助料給與條例第八條の例に依る

第四條　病毒に感染し、死亡したるもの遺族無き時は、前表の弔祭料を以て、町自ら弔祭を行ひ、墓碑を建設するものとす

第五條　此規程は公布の日より施行す

六、傳染病院

一町五ヶ村傳染病院不成立に終る

明治四十五年に至り、上田町主と成り、隣接村神川、神科、豊里、鹽尻、城下の五ヶ村と協力して、上田町外五ヶ村組合立傳染病院を建設する事を談合し、協議の後組合規約を作り、同年六月七日、町村組合設置及組合規約設定の事を、長野縣知事に稟請して其認可を得た。依て九月四日關係町村長の協議會を開き、病院建設費豫算二萬圓を限度して、大正元年に於て敷地を買收し、二年度に於て病舍を建築し、敷地は二千五百坪を標準として、買收することに協定した。組合長なりし上田町長は、九月二十五日組合會を招集し、大正元年より同二年に至る、病院建築費繼續支出方法等を提案して、此を審査委員の審査に依託し、其後度々委員會を開いて種々協議したが、大正二年内にも豫算の編成を見ることが出來なかつた。其内に神科村が先づ第一に經費負擔の點から、組合より脫退する希望を申出で、次で豊里、

神川の二村も、亦之に倣つて脫退するに至り、遂に上田町外五ケ村傳染病院組合は、解散の餘儀なき有樣と成つた。

一町二ケ村傳染病院成立す

大正四年一月上田町は、塩尻城下の二村と協力して組合を設置し、共同傳染病院を建設せんと協議した所、町村會何れも此を贊議したので、二月十五日上田町外二ケ村傳染病院組合設置並規約設定の件を縣知事に申請し、同月十七日に認可された。依て三月組合會議員を招集し、建築に關する件、敷地問題の選定等に關して企圖を進めたが、一度選定した敷地は故障の爲め止むを得ず再び縣に稟請して上田舊城阯二ノ丸地籍内に建設を見るに至つた。病舍建築豫算は一萬一千三百五十圓で大正六年三月に竣工した。

此病院の囑託醫師は初代は柳澤文三郎氏で其後は年々他の醫師が交代して勤めることゝなつて居る。

傳染病院入院患者年次表

入院患者數累年表

年次	市町村	上田町市	塩尻村	城下村	合計
大正六年		四六町	五	一一	六二
同七年		九〇町	六	一四	一一〇
同八年		三四	一	一七	五二
同九年		四五	二	二八	七五
同十年		二〇	一	一	二一
同一年		三八	三	上田市に併合	四一
同十二年		八三	二〇		一〇三

同十三年	三三	三	三	三六
同十四年	二四	三	二	二七
昭和元年	三一	八	四	三九
同二年	二三	四	三	二七
同三年	二三	三	三	二六
同四年	二六	〇	〇	二六
同五年	三三	〇	〇	三三
同六年	七六	〇	〇	七六
同七年	三八	一	一	三九
同八年	三三	三	三	三六
同九年	五〇	〇	〇	五〇
同十年	五一	二	二	五三

上田市合併以前の城下村隔離病院は大字御所字横堰に在り、明治三十二年費千九百三十二圓を以て建設され、敷地坪數は五百十四坪、建物の總坪數は九十三坪であつた。

市制施行後、傳染病豫防救治從事者に給與する條例は次の如くに改正された。

上田市傳染病豫防救治從事者給與條例

第一條　傳染病豫防救治に從事する者は、公務に因り病毒に感染し、又は之に原因して死亡したる時は、本條例に依り手當金を給す

第二條　手當は左の四種とす

上田市外一ヶ村組合傳染病院略圖

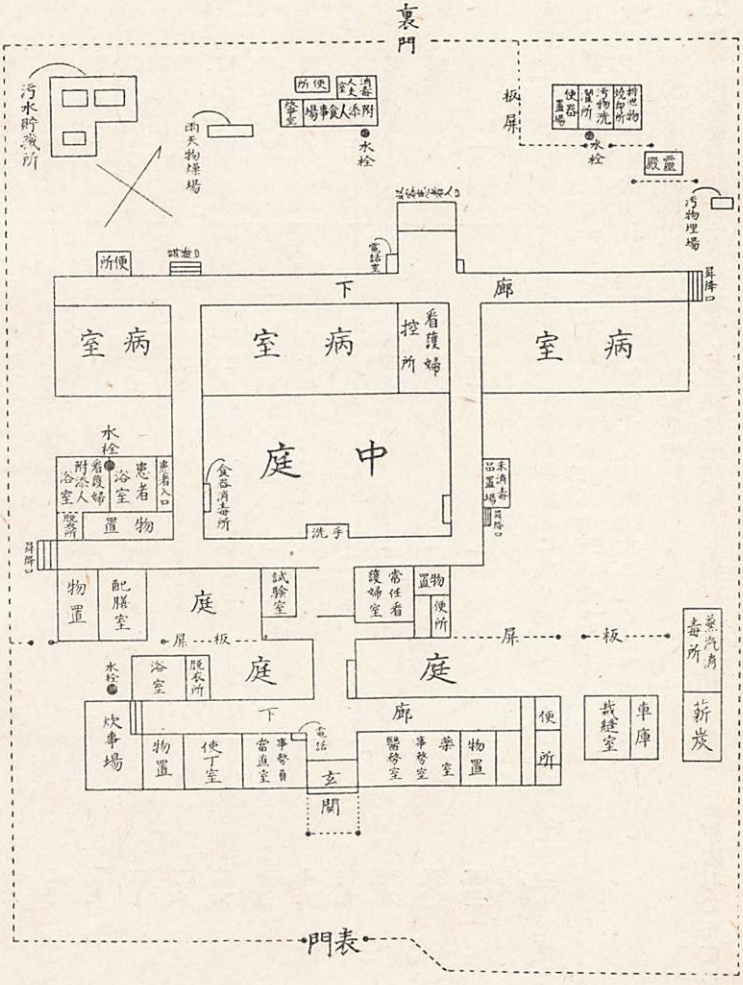

一、療治料
二、給助料
三、弔祭料
四、遺族扶助料

第三條　手當金は左の區別に依り之を給す

區別	治療料	給助料	弔祭料	遺族扶助料
市長	一日四圓	金百圓以上金五百圓以內	金百五十圓	金千圓
助役	同四圓	金百圓以上金三百五十圓以內	金百圓	金七百圓
書記技手	同四圓	金七十圓以上金二百圓以內	金七十圓	金四百圓
衞生委員 豫防委員	同四圓	金百圓以上金三百圓以內	金百圓	金五百圓
醫師	同四圓	金百圓以上金三百圓以內	金百圓	金七百圓
看護婦	同三圓	金五十圓以上金百圓以內	金三十圓	金二百圓
消毒人夫 使丁	同二圓	金二十圓以上金五十圓以內	金二十圓	金百圓

第四條　病毒に感染し、療治中の者には療治料を給し、治癒したる時は給助料を給し死亡したる時は其遺族に弔祭料及遺族扶助料を給し、遺族なき時は葬儀を行ふ者に弔祭料を給す

衞生費は明治三十一年豫算の形式に改變を加へ

衞生費

第一項　傳染病豫防費

一、種痘費　一、消毒藥品費　一、事務所費　一、清潔法施行費　一、豫防委員手當
一、火葬費　一、慰勞幷賞與　一、交通遮斷費

第二項　隔離病舍費
一、醫員給料　一、雇員給料　一、手當　一、使丁給料　一、備品費　一、消耗品費
一、藥品費　一、賄費　一、修繕費　一、雜費

第三項　衞生諸費
一、芥溜場費　一、看護婦養成補助費

とし明治廿九年以前救助費から支出した醫師看護婦等の給料は衞生費中より支出する事とし、救助費は專究民棄兒孤兒の救助養育等の費用とすることゝした。

七、汚物掃除

汚物掃除の事は、町政時代明治廿九年度豫算衞生費の項目中に、芥溜場を置いたのを見ると、此項既に其事の行はれたものであらうと思はれるが、汚物掃除事務關係職員を設置して、其事に當らしむるに至つたのは、石田四方太町長時代の明治四十三年四月一日からである。其時の專任職員は掃除巡視員と稱した。

八、衞生組合

明治三十年四月法律第三十六號を以て、傳染病豫防法制定せられ、其第二十三條に、衞生組合を設け、清潔方法、消毒方法、其他傳染病豫防救治に關し、規約を定めしめ之を履行せしむることを地方長官の權現に屬する事にした。之に依て同三十三年三月本縣に於ては警部長通牒を以て衞生組合規約標準を示し之が設置を奬勵し來りしかば、上田町長は其規約標準を各町區長に示して組合設置を督勵した。依て各區は各規約を制定し役員を定め茲に始めて上田町衞生組合が創立せらるゝことゝ成つた。時は明治三

十三年六月で組合數は三十四組であつた。左に本縣より發布せられた衛生組合規程を記す。

第一條　市町村内に住居し一戸を構ふる者は、隣保團結共同扶持して、傳染病豫防救治の實を擧ぐる爲めに、衛生組合を設置するの義務あるものとす。組合内の土地建物にして、前項の義務を負ふ者ある時は、土地建物を所有し又は使用するものを以て義務者とす

第二條　組合の組織は、左の區域に從ひ規約を設くべし、但土地に從ひ市に在ては市長、町村に在ては町村長の認可を得て、本文の區域に依らざることを得

一市に在ては町又は區

一町村に在ては區又は部落

第三條　組合規約は組合總會に於て之を定む、其變更を要する時も亦同じ

第四條　組合には左の役員を置く

組合長　一名　組合副長　一名　委員若干名

役員は其區域内に住居する者の内より組合總會に於て之を選擧す

第五條　組合の組織又は役員に變更ありたる時は、市に在ては市長町村に在ては町村長に届出づべし

第六條　組合長組合副長辭職の場合は組合總會の承諾を經べし

第七條　組合總會は、組合長之を召集し議長は組合長を以て之に充つ

第八條　組合規約には左の事項を規定する事を要す

一組合の名稱區域

二傳染病豫防方法

三組合及役員間の關係

四種痘の普及に關する事項

五規約違約者處分の方法
六其他必要と認むる事項

第九條　組合長は組合規約實行の責に任じ、組合に關する一切の事を整理す。組合副長及委員は組合長を補佐し、組合長事故ある時は、組合副長其事務を代理す

第十條　市町村長は衛生組合を監督するものとす

次で明治四十二年に至り上田町各區に於ける六十五組合を統一した聯合會を組織することを計劃し、町長を以て組合長とし、上田町を六區域とし、一區域より副長一名宛選出させることにした。關口戒三小林清吾、柴田慧鳳、林函、宮下辨覺、早川富太郎等其選に當り、傳染豫防救治等に從事し來りしが、大正十三年に副長制を廢して、組合長に上田市長、副組合長に市助役を推す事とし、新に評議員十八名を擧げて市當局と協力事業に當らせた。昭和五年四月に至り、此評議員を廢止し、組合長副組合長のみで各區の組合を統合し、上田市聯合衛生組合と稱し今日に至つた。而して市內現在衛生組合數は四十八である。

消防

第十六章　消防

上田に大火勘き理由

上田町に於て、古來大火災と云ふべきは、享保十五年十月八日横町から出火して原町中程まで百二十戸燒失したのと、文化十四年四月鷹匠町から出火して六十三戸燒失した位のもので大火事は比較的に勘い方と思はれる。此他に時々の出火もあつたが皆大事に至らずして濟んだ。此は地形上よりして烈風の少ないと云ふ事が、大なる關係を有つことは首肯し得らるゝ一理由ではあるが、他

明治二年の騷動の時の大火は別に理由がある

に上下擧つて火の元に注意した事、消防の事も或る程度まで訓練されて居たと云ふ事も見逃すことは出來ないのである。今次に藩政時代の消防に就て記して見る。

第一節　藩政時代の消防

藩政時代の消防

上田で消防の制とも見るべきものが出來始めたのは、仙石侯二代目の越前守政俊の時からである。

仙石政俊の消防殊勳の感狀

仙石政俊は消防の事に就ては、其必要も感じ又其經驗も有つて居た人である。政俊は寛永十七年に江戸町中の火消の役を命ぜられ、又慶安元年にも江戸町中防火の事を命ぜられた事がある。あの火事の多いので名高い江戸市中の消防の實務に携つて、火之元用心も痛感し、同時に亦其方法に就ても考へた事があつたに相違無いと思はれる。しかのみならず政俊は消防の殊勳で、時の將軍家綱から感狀を與へられた事もある。其は

寛文五年大坂加番として在城中、五月二日大坂城の天守閣に落雷し、忽ちの間に天守の五重は火焔を吐いて燒け始めた。政俊は此を見て直樣用意して駈けつけ、大坂城代青山因幡守に城門守衞に任すべきか、消火の方に廻るべきかを尋ねた處、防火の方に盡力すべき旨の差圖であつたので、直に本丸の方に向つたが、此時には既に天守の三重が燒け落ち、火の粉が盛んに飛び散つて、其傍なる火藥の大土藏が將に危險の狀態であつた。故に政俊は若し此土藏に火が移るに於ては、其大災害は町方迄も及ぶであらうと憂慮し、其處で自ら眞先に立つて、家臣等と猛火の中を駈け廻つて消防に粉骨した。其爲め幸に火藥の大土藏は無事なるを得た。此政俊の大なる働振は大坂町民にも非常に感謝されたのである。此政俊の働は、やがて上聞に達し將軍家綱感悦斜ならず、感狀に長刀一振を添へて贈賜した。其時の感狀

今度大坂天守雷火之刻、越前守一手盡二粉骨一相働殊に可レ及二大事一之所、自身盡勢力候故無二別條一候所忠誠令二感入一候、仍而長刀一振遣レ之候尚雅樂頭可レ申也

家綱判

（仙石家譜）

仙石越前守殿

消防用小水籠

上田城下町に消防用の小水籠六十一ケを常備させたのは、仙石政俊藩主たりし寛文八年三月十日で、之れが上田消防用の小水籠の創である。「寛永四年に海野町原町兩町に天水桶百三十四ケを作らしめ失火の用に供した、此時が常備天水桶の始となす」との説は誤りで、寛永四年には消火用の水籠百三十四箇原町に於て作つた事の間違で、然かも原町の百三十四ケは籠で、桶では無いのである原町問屋日記

政俊は消防に就てはいたく關心を有つて居たので、寛文八年三月横町の願行寺に火付盜人がありし時其犯人を取り逃がした事を甚だ遺憾に思ひ、上田惣町中に、町奉行をして次の如く申渡させた。

覺

一夜前願行寺火付之刻盜人取にがし申段、無念被レ爲二思召一自今以後早速駈け付召搦可レ申候、油斷仕遲く出合もの於レ有レ之は急度可二申付一候。召取候はゞ從レ品御ほうび可レ被レ下候

申三月八日

半左衛門
市郎左衛門

惣町中

水籠の澁

消防用として水籠を町分に備へ置かせたが、其籠は紙を張て其上に澁を引き堅牢にして使用した。故に其澁代は藩より支給したのである。籠一つに付澁一升の割を以て給し、之で一つの籠を作り又修繕せしめたのである。此小水籠修繕又は新調の要ある時は兩間屋から町奉行に向つて

覺

一出火之節相用候水籠惣町共殊之外損じ用立不レ申候二付、澁代被二下置一候樣奉二願上一候

巳二月

兩間屋連名

御奉行様

の如く、澁代下附願書を提出した。藩よりは代金にて與へた事もあり、又澁柿で渡した事もある。此澁柿は、元祿十四年支給された額は、四石代金としては一貫文であつた。

火事の際、火消道具を持つ者の役付帳面を、元祿九年十二月四日間屋から、町奉行に提出したと云ふ記事が間屋日記に在る所から見ると、小水籠とか長鳶（長鳶の事は寶永元年の日記に見ゆ）とかの道具を持つ者が定まつて居たと思はれる。

松平氏の上田入部後三年の、寶永六年三月六日に町の兩間屋を藩會所へ呼出し、家老岡部九郎兵衞より先般出火の節は、町人早速駈け付け働いた所を見分して感心した、向後共に出火之際は、此の如く出精するやうにとの褒詞があつた。これは仙石領主當時より、訓練されて居た消防の結果であらう。

享保元年四月二日、火事の際警鐘を撞く事に就て、次の如く規定した。

早鐘撞き規定

自然出火の節早鐘撞候場處

御家中幷に町分は、横町木戸際より柳町木戸際迄、火勢に拘らず、直に早鐘を撞く事

右之外、上は常田村木戸際、下は高橋迄、瓦燒迄は、出火の事を申出で、指圖の上早鐘をつく事。常田木戸幷高橋向大輪寺新田坂下邊は家續の事故、風烈しければ早鐘を撞かせる様に取計ふこと。

文化十三年七月七日、從前の警鐘の撞き方を下の如く改めた。今迄出火の際は早鐘を鎭火まで撞いたが、此時以後は早鐘は大抵火消し人夫の集までとし、火消人夫が集つた頃を見計つて、撞方を中止して鎭火の時に

○—○—○　少し間を置いて　○　○—○

と撞く事とした。

（稻垣史料出火之節當用手扣）

早鐘撞き方規定

早鐘撞き方改革

消防道具

寶永元年九月の間屋日記に、御中屋敷より火消大團扇三本を心配してくれた由を記してあり、又元文六年正月鍛冶町火元にて働覺上申の中に、長鳶、長鎌、大水籠役の名が擧げられて居り、又寶暦九年六月の同日記に、大水籠の持役の名が擧げてあり、享保元年十月の同日記に載つて居る。濱代請取證中に水籠三百二十箇、水溜籠四ケとある。此水溜籠が大水籠で惣町三百二十箇の水籠は小水籠であつた。是で見ると消防道具としては大小水籠、大團扇、長鳶、長鎌等が使用されたのが判明る。

消防道具の吟味

享保三年閏十月十三日に、上田町全部の消防道具を、組合切に吟味させ、其様子を報告せしめた事もある。されば此以後此檢査は度々行はれたのであらう。

火之元用心の注意

仙石松平二侯時代を通じて、火之元の用心には屢注意を與へた。今其二、三を記して見る。

元祿十五年七月

五人組内常々申合、火之用心堅く可レ愼候。灰屋など見候て、壁杯あしく候處は見候て、互に申合せ隨分火之用心仕候様可二申付一候様被二仰渡一候

延享五年七月には

一川水切れ井戸水も乏敷成り候へば、自然出火之儀有レ之候ても防様無レ之二付、火の元用心之儀油斷は無レ之とは存候得共、猶又申入候間火之元嚴申しく可二申付一候。此段裏家住居の者迄篤と合點候様可二申付一候若し何等之儀有レ之候はゞ、防方如何様に致し可レ然哉之儀申談、工風いたし置可レ然候

萬一出火の際防ぎ方講究し置くべし

一鍛冶町大細工之義有レ之相延不レ苦候得者、暫く見合之儀是又可二申聞一候

此は町奉行からの達で有つて、此赴は町役人から組合一人づゝ呼寄せて申渡したのである。

町々立番家毎火の元尋ね其應答を聞くべし

明和五年七月には日照りつづき故、火の用心の爲め、蛭澤川所々に土俵を以て、水溜場を拵へて置く事。組合申談じて家の表裏へ水を貯へて置く事。灰燒せば其灰をよく濕した上、灰置場に入れる事。町々立番夜四ツ時から家毎に火の元尋ね、確に其應答を聞く事を申觸れた。

消防人足駈付區域

天明三年三月消防人足の駈付區域を定めた。

一常田御番所先出火の節は、海野町火消火元へ駈付可レ申候。原町火消は御番所前に控え可レ申事

一紺屋町御番所先出火の節は、原町火消火元に駈付可レ申候。海野町火消は御番所前に控え可レ申事

一常田御番所迄の内出火之節は、横町火消火元に駈付可レ申候。柳町火消は追手に相詰可レ申事

一紺屋町御番所迄之内出火之節は、柳町火消火元に駈付可レ申候。横町火消は追手に相詰可レ申事

一海野町原町出火之節は火元に駈付け、家中出火の節は惣町火元に駈け付く事

天明八年十二月強風連日なりしかば、藩主火の元の事を憂慮し、各家毎に屋根上に用水を上げ置くべきを命じ、其後掛り役人をして悉く其様子を見分させた。

城内出火の節入口

城内出火の際に町消防は、新参町邊の時は追手門より、鎌原邊の時は連歌町口より、常田町鷹匠町麁



裏邊の時は、海野町口より入るべしと明和八年十月取り定めた。

天明三年三月に火事の時、藩役人が持て出る小旗を制定した。其重なるものは上圖の如し。

火之元出火々元調べ

出火の事があれば、其火の元は嚴重に取調べられたのである。

火元調は町方の火事には、火筋吟味として徒士目付が取調べる、此調は、火元之者家内下代共不レ殘下女下男迄。兩隣當主一人ツヽ、火元組合の者共等取調べられ、其口書印形を取り、問屋年寄に奥印させ、之を徒士目付が受取り、夜分ならば自身番辻番へも尋問する。明家より出火の時には、其家主明屋の兩隣の當主一人ツヽ尋問口書を取る。

（稻垣史料出火之節當用手控）

其が判明すれば、たとへ其が失火であらうとも、其者は藩より叱責された。文化三年五月出火火元の者、愼みの日數を消防組の者から申出た所に據ると

愼三十日　居宅より出火類燒者之れ有る場合
同二十日　小屋にても早鐘つき候節
同十五日　自分小屋にても火の元の節は、鐘つかず候共
但部屋住には半減

寺入、ぼい込

此愼は寺院に於て謹愼して居たので寺入りと稱した。若し一回以上火元を爲れば、寺入より重い「ぼい込」に處せられたのである。

嘉永十六年消防の制

嘉永三年二月十三日、上田惣町に申渡して請書を徵した條々の中、消防に關する條項に
火の用心の爲め銘々屋根上に天水桶を上げること
萬一出火の節は役附の通、纏、高張を目當に不參無く、火事場に駈付け、町々混雜せざるやう働いて水ノ手も都合好くして精々消留に盡力すること。
を命じ、同時に町々の目印に成つて、混雜しないやうにする爲めに、新規に町々に纏を作ることを命じた。そして此時まで町役人は高張一張づゝ持つて出たが、其を止めて町の名前の高張ばかり出すことゝした。此年七月に町々消防の纏を定めたが、原町、田町、柳町、紺屋町の型は、下圖のやうなものであつた。他町のものは史料を缺いて分らない。

纏、高張

消防纏の型例

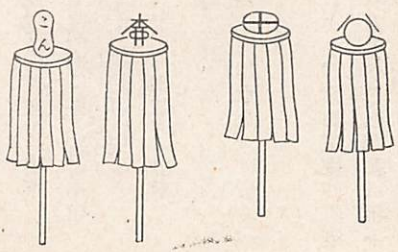

消防出動町内取極

此纏の考案者は、瓦燒の傳十といふ人であつた。
此時に町内に於て取極めた事は
一間屋年寄一人にても揃次第、纏高張を先に立て、惣一番に引續き
役附の者右を目當に場處へ集り働く事

鎭火の時引取方

一小頭の灯燈へは目印を附し置く事

一鎭火の時は纏高張を先に立て、問屋年寄之に次き、役附の通り相揃ひ引取る事

一小頭の者は、夫々道具に附添、町役所迄赴き、不參者を取調べ、急度届け出つる事

一鎭火の上、引取は町々の順等定め置き、混雜しないやうに致す事

消防働振上申

此で上田町の消防制度は、大に整つたものと見て差支無からう。

火事の際は問屋はじめ、年寄皆總出で消防の指揮を爲る。其際火消人足の働振を能く見て、其趣を藩役所に届け出る。さすれば藩に於ては其人々の働に依て、賞詞又は賞品を與へて其功を表賞し、向後一層盡力するやう奬勵した。今次に問屋届出の一例、及藩の消防感狀とも見るべきもの丶例を擧げる。

原町　平　助

同　長四郎

消防感狀

右二人昨夜常田町に於て出火之際殊之外相働申候。久兵衞方土藏片側防止夫より隱居家へ參り相働防ぎ申候

水ノ手　原町　又　市

長蔦　田町　五郎兵衞

右二人も始終精出し働申候

此は寶曆九年に原町問屋から届け出たもので、此時には右の各へ藩より鳥目一貫文宛の賞與があつた。

鍛冶町之者共

右兼而出火之節相働候此度御城内出火之砌精出働候之段達二御聽一一段之儀被二思召一候、依レ之御褒美被二成下一候向後共無二油斷一相働樣可二申付一候

九月

此は延享三年の事で、此書付は海野町問屋柳澤太郎兵衛に下げ渡され、同時に褒美として鳥目五貫文の賞與があり、此等は問屋から鍛冶町年寄に渡された。

天明六年辨天前の火事の際、働振が目覺しかつたと云ふので

鳥目　三貫文　鍛冶町　人足　二十九人
同　田町　人足　二十八人

右去月廿二日辨天前出火之節、早速駈け付け格別之心懸にて相働候ニ付其段及ニ御沙汰一候處御褒美として書面之通被ニ下置一候

田町人足頭取　與兵衞

消防夫負傷賞賜

其方儀右同斷之節格別相働怪我も致候ニ付、別段に鳥目一貫文被ニ下置一候

惣町役人共に

瀕防賞詞

右人足共格別相働、其外町人早速かけ付相働候段一段の心懸に候之旨御沙汰に候、此段寄々人足共へも可ニ申聞一候様可レ致候

三月

以上の如く火事の有つた際に、其働を表賞した事の外に、寛政七年には惣町民常々念を入れて火之元に注意し、且火之廻りも怠らないと云ふ事に就て、次の如く賞詞があり

火之元の儀常々念入、舊冬以來者別て嚴重に申合、火之廻り等も不レ怠候趣相聞尤之事に候、依レ之稱美申聞候。猶無ニ怠慢一心掛可レ申候

右之趣町中一統に可ニ申聞一候

三月二十一日

此は問屋より年寄衆に知らせ、然る後町内各組合一人づゝ呼で此旨を申聞かせた　（兩問屋日記）

文化七年十月十二日、兩問屋はじめ町役人一統は町奉行より召出され、次の如く褒詞及酒肴料を與へられた。此は此年三月の瓦燒房山の大火事に就て、其働を賞せられたのである。

當三月瓦燒房山大火之節一統出精いたし、其方共自身相働消留候條、御稱美之上御酒代被レ候旨被二仰渡一候

御酒代之儀は手代方より可二相渡一候

廢藩後の消防

火災罹災者救助法

第二節　廢藩後の消防

維新後明治初頃は史料缺如して、如何なる狀なりしか知る由も無いが、火災に罹つた者は、此當時何所からも救助の事が無かつた。其爲めに罹災者究慘の狀は甚しいものがあり、傍觀するに忍びないと云ふ所から、明治七年三月二十五日協議の上、向後火災に罹つた者には之を救助する爲めに、一戸から金一朱づゝ出して之を救助金として贈り、若し全燒に至らない時は、其狀を檢査した上評議して其贈金の額を定める。又燒亡家屋が二戸以上なる時は、救助贈金も多額と成るから、一の燒失家へは一番組の者が贈り、一の燒失家へは二番組から贈ると云ふ樣に、順次組順に依て贈金する事に取極めたことがある。（横關史料）之に依ると當時消防組に、何番と云ふ組名があつたのが分る。

上田消防組

上田町には一番組（下鍛冶町）、二番組（横町）、三番組（海野町）、四番組（原町）、五番組（田町）、六番組（柳町）、七番組（上紺屋町）、八番組（鷹匠町、常田町、松尾町、厩裏町、新參町、上丸堀町）、九番組（下丸堀町葭原町木町鎌原町）、十番組（馬場町袋町）の十組。番外に上鍛冶町、川原柳、上房山、下房山新田、下紺屋町の六組があり、都合十六組より成れる上田消防組があつた。そして各組に、取締役、頭取、組長名の下に一名又は正副二名。其下に世話役或は小頭などゝ云ふ役員を置き、組内の世話に當らせる事と成て居り、其名稱は上田町消防何番組と稱した。當入村には當入村消防組があり、組内を一番より

消防役員

四番までの四組に分ち、之に取締一名、世話役若干名を置いて、組内の世話に當らせて居り。常盤城村には常盤城村消防組があり、組内を一番、二番の二組とし取締一名、世話役若干名を置いて組内の世話に當らせて居た。上田町誌

明治十九年上田町及常入、常盤城の一町二ケ村は協議の上、聯合消防の事に、共々力を盡す事に成つた。此時定つた規則は左の如し。

聯合消防組規則

上田町外二ケ村聯合消防組規則

第一條　上田町、常入、常盤城を聯合消防組と定め、之を別て二十二組とす（此二十二組は上田町十六組常入四組常盤城二組）

第二條　出火消防に關する義務は協心盡力するを專一とす

第三條　火災の現場はすべて衆人穩かならざるものなれば勉めて平和を旨とす

但消口等の證標を揚げざるものとす

第四條　火災の節は聯合部内に限り、速に現場に駈け付くるものとす

但各組に於て雜踏せざる樣注意すべし

第五條　梯子昇降は聯合消防者は相互の便利を謀り、輕操過激の擧動なきに注意するものとす

第六條　水利の遠近廣狹に拘らず相互の使用を計り、彼我の別を立てざるものとす

第七條　鎭火の節は各組前後を爭はず靜穩に引揚ぐるものとす

第八條　各組長たるものは、消防上萬般に注意し、自他に接する懇切を旨とし、消防夫に過なからしむる事を互に能く指揮するものとす

第九條　各組消防夫は只管自己の役に從て、深切に意を用ゐ且組長の指揮に背かず、擅に進退するを許さざるものとす

第十條　毎年一月二十五日聯合消防組通常議會を開き、前年度消防の實況に依り、利害を討議し規約を變更することあるべし

但會員は各組長二名宛を以て之に充つ

第十一條　聯合消防組通常議會事務取扱の爲め、聯合部内に幹事五名を置く

此時の幹事は常入横澤寛太郎。上田町佐藤精一郎、石森文治郎、宇野義明、常盤城村水科爲右衛門。の五名であつた。

（横關史料縣廳布告）

常入、常盤城消防組

明治二十七年五月縣令第十號に依り、消防組織を改正した時、常入村消防組は常入消防組と改稱し、組頭一名小頭若干名を置き、消防手は百四十人を定員とした。常盤城村消防組は常盤城消防組と改稱し組頭一名小頭若干名を置き、消防手は百六十六人を以て定員とした。

上田消防組

上田消防組は上田を通じて十五部に分ち、各部に部長一名小頭若干名を置き、上田消防組第何部と稱し、組頭一名を置いて全部を總理する事にした。一部より十五部に至るまでの町名、及消防手定員は左表の如し。

部名	町名	消防手定員	部名	町名	消防手定員
一	銀冶町	八五	六	柳町	四九
二	横町	六一	七	上紺屋町	五二
三	海野町	五二	八	鷹匠、常田、厩裏	八七
四	原町	一〇七	九	新參、松尾、上丸堀、下丸堀、茂原、木鎌原町	一二〇
五	田町、上銀冶町	五〇	十	馬場町、袋町	七〇

十一	川原柳	六二	十四	新田
十二	上房山幸町	五四	十五	下紺屋町
十三	下房山	五五		

聯合組

以上の上田、常入、常盤城三組を併せて、聯合組と稱し、總人員は一、三二一名であつた。而して此三組の消防組の經費は、各組若くは各部に於て、戸別平均割、寄附金、常斷り賠償金等を以て支辨し、町費の支出は無かつたのである。此は明治廿七年に消防組規則が公布されて後も、猶今迄の慣例を踏襲して、町費の支辨に依らなかつた。町政沿革史後に至り町の支出と成りしも、其額にては不足を來たす如き事ある時、區にて負擔補足する。此時出來たのが消防優待會である。

上田町消防、常入、常盤城兩消防組の聯合組を統括する役員は、別に設置せずして時の町長が其任に當つたと云ふ。

此頃の消防器具は、龍吐水が使用され、後にテレキ水が使はれた。此外に消防規定に依る、斧、鋸、ロップ、シヤベル、鶴嘴、笊、杭、鐵心等も備付けて置いた。上田市小牧區に、此當時使用されたテレキ水が保存されて居る。

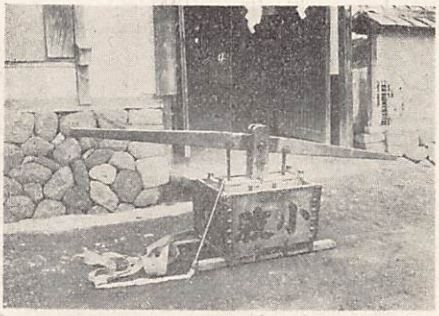

西入五三郎テレキ水を製作す

此テレキ水は、此器械が東京にて使用さるゝ事を聞き、小牧村大工職西入五三郎と云へる人、態々出京して之を見學し、歸鄉の上自ら之を製作した。明治十八年に出來上り、爾來小牧村は之を使用せしが、同二十年に至り木造で無く、金屬

板製の者を、東京新富町一丁目黒川金太郎より購入して之を使用した。

ポンプの使用

上田町で注水用にポンプを使用するに至つたのは、明治二十三、四年からで、町内消防組中此ポンプを有つて居たのは、第十四部(新田)が上田警察署所有のものを拂下げ購入したのが嚆矢である。此を見て第六部(柳町)は大に奮發して、一台のポンプを購入新調した。其より各組爭つて購求使用した、此時のポンプは獨逸型一、二、三、號のものであつた。

ガソリンポンプ自動車ポンプ

ガソリンポンプは大正四年に、第四部(原町)々長秋山氏の奔走盡力に依り、初めて之を購入せしが、第三部(海野町)、常入、常盤城の二消防組及第八部等、相踵で新調するに至つたと云ふ。自動車ポンプは昭和三年に至て初て備置くことゝ成つた。

消防組水害防止をも勤む

明治三十三年消防の事務は、消火のみにあらずして、水害防止の事務をも兼ぬる事となり、此時常盤城消防組は、千曲川に一隻の小舟を備へたが、幾何もなく廢止するに至つた。

消防手出動の際には、其出動催促は太鼓を打ちし事ありしも、後には喇叭を使用することゝなつた。火事場に於て消防手の行動を指揮する場合には、喇叭又は呼子笛を使用して今日に及んで居る。

消し口の爭

消防組の消し口の爭は、所謂功名爭である故、其火先を勤むる者(全部サシコの裝束頭巾皆水に浸す)は、必死と成つて危險を冒し、火の粉の中で働くので、其者の働如何に依て消防の成績の良否が別れるのである。故に火先を勤める者は、各競て最有効なる消し口を擇むのである。之が爲めに各消防組に爭が起り、火事場騒ぎで叩奮狀態に在る組々は、大喧嘩を惹き起す事が、何處にも度々あつた事である。故に其弊風を除くために各消防組は、駈け付け順に依り各自適當の消し口を見付けて、消火の事に勉むることゝし今日に及んで居ると云ふ消防古老者實話

來援他村消防組

他村消防組の中で、火勢既に衰へ鎭火狀態に入らんとする際に駈け付けたものには、既に其援助を藉る必要なき旨を、組頭の中より陳述して其好意を謝して、歸村せしむる事と成つて居た同上。

消防組の引揚げ

鎭火後の消防組引揚は、臨場警察官と消防組頭とが適當の時機を見計らひ、合議の上之を決定して出動消防全部に合圖し、其後混雜なき樣各自注意して引揚げるのである。

消防組數は明治二十七年に上田消防組は十五部であつたが後、同三十四年に組織の一部を變更し、新田の第十四部と柳町の第六部とが合併して一組となり、第七部の上紺屋町と第十五部の下紺屋町とが合併して一組と成つた。此組織變更の時部の名を改めて組と稱した。

城下村消防組

城下村消防組の創立は明治二十七年十一月、其當時の組員は三百八十八名で、同三十三年八月より水防の事務をも兼ぬる事となつた。此消防組は小牧、諏訪形、中之條、御所の四部に分れ、各部に部長を置き組長が之を統轄する事に成つて居た。大正十年上田市に併合の時變更した點がある。

大正十二年三月組織改定し從前組數十九人員千四百名なりしを、組數七定員八百四十名に減じ、昭和十年六月に至り更に定員を六百三十名に整理した。翌昭和十一年十二月全市消防の組を廢し之を一組に統一する事とした、此人員は六百四十一名である。

上田市消防組救護班

上田町消防聯合會組頭會幹事濱村金作村井宗次郎兩氏、明治四十四年三月相謀り、當時上田警察署長であり、且又小縣消防同盟會長である中野卯三郎に向て、火災時などの際に負傷者などの出來るのは、毎時見る所である。故に軍隊に野戰衞生隊が有り、傷病者の救護に盡すが如く、消防組にも衞生組を設置して、職の爲めに不慮の傷害を受けた者の、應急救護の手當を爲すことは極めて肝要で、此の如くせば多數の組員をして安心して、活動せしむるを得べしとの意を陳述して其贊成を得しも、上田町先づ其範を示し、然る後管內諸町村に及ぼすべしとの事であつた。依て上田町の組頭會は、上田署消防主任と共に考究方法を講じ、町內十五組より常備員十五名豫備員三十名を選拔して係員とし、費用は各組分擔の二百餘圓を以て、器具、材料及備品、箱、車輛等を新調し、茲に上田町聯合消防組救護班が成立する

上田市消防組救護班主唱者

消防組救護班成立

ことゝ成つた。

救護班としては、應急療法等に關する知識が必要である。故に明治四十五年には上田警察署内に、警察醫を講師として講習會を開き、急救處置、擔架用法等に就て教を受け、大正三年より同十四年迄は勝俣英吉郎、大正十四年以後現昭和十年迄は赤松新氏を顧問或は講師として、必要な應急療法等の教を受けて居る。

班員の研究

上田市消防組救護班

大正十二年從來の消防組は一時解散し、上田市消防組が新に編成せらるるに及び、司令部に隷屬する救護班が組織され、上田市消防組救護班と改稱した。大正十一年上田市城下村併合となり、城下村消防組が上田市消防組に編入せられ、常備員、豫備員共に增員するに至つた。

備付藥品及器具置場

尙班備付の器具藥品材料等も漸次充實して、折疊式手術台、擔架、電氣點燈裝置、携帶椅子等より、三角巾、繃帶、呉氏副木、伴創膏等に至るまで百數十種に及で居る。此等の器具置場は、初上田警察署内なりしも大正五年よりは、上田市役所前庭内なる、明治十一年御巡幸當時御馬車舍に宛てられし建物内に移し、昭和九年よりは上田市役所内の望樓鐵塔下に新設した置場に移す事となつた。

班長

班設置以來の班長　明治四十五年瀧澤賢初て班長と成てより、小林浪三郎、北原一松、島田甲子郎、佐々木吾兵衛、宮川卯吉、小宮山文一郎の諸氏を經て、今日に至つて居る。

班の事業成績

班の事業成績　救護及急救處置を行つた人數は、創立以來五百八十二名。中に就き最も多數を出したのは、電話分室火災の時の四十六名である。

又市の囑託に依りて出動したのは、大正十二年より昭和十年迄十二回で、猶關東大震災當時には、九月二日より同十七日迄、上田驛前救護所に出動救護の事に執掌した。此他多人數集合の運動會競技會祝賀式場或は市葬儀場等には、依囑に應じて救護所を設け、日比修養訓練した手腕を以て、不慮の病災に適應な處置を施した。

此班の事業は、他處に於てあまり多く類例を見ない所であるので、我上田市に此組織あるを傳聞し、來りて此事業の狀況成績を調査する者が頗る多い。

大正十年二月市會に於て議決した消防組員に關する手當支給は左の如し。

上田市消防組員手當支給條例

第一條　上田消防組員にして職務の爲め死傷したる時は左の區別に依り手當金を給す

一祭祀料　二遺族扶助料　三傷痍扶助料　四療治料　五傷痍手當

第二條　祭祀料は五十圓以上百五十圓以下とし、市長に於て額を定め、其喪主喪主あらざれば葬儀擔當者に支給す

第三條　遺族扶助料は百圓以上五百圓以下とす

第四條　傷痍扶助料は左の區別に依り市長に於て額を定め之を支給す

終身不具となり自由を辨ずる能はざるもの百圓——五百圓

終身不具となるも自用を辨じ得るもの五十圓——三百圓

第五條　療治料は實費を支給す

第六條　傷痍手當は傷痍者に對し、一日金一圓以內とす

第四紀　上田市制施行以後

第一篇　上田町上田市と成る

第一章　市制の施行

市制の施行

上田町は明治二十二年町村施行の際、常入常盤城二村の併合に由り、東西に向て大に其境域擴張せしが、之と同時に戸口亦增加し、爾來各般に亘り、町勢の發展著しきものがあつた。之れに依て大正四、五年の比より、識者間には自治政の完璧と、上田町將來の大發展を期せん爲めには、市制施行の必要ありと議する者、漸く多きを加ふるに至りしが、大正七年に入りては人口既に三萬有餘に及び、且諸施設亦整備の域に達し優に市制施行の資格を有するに至つた。而して時恰も町民衞生上最緊要なりと認められし、上水道布設の議盛に唱へられ、此水道布設事業は市制施行と重大關係ありしを以て諸方面に就て詳細周密なる調査を遂げ、大正七年十一月町會の議決を以て、內務大臣に向ひ市制施行の申請書を提出した。

上田市制施行の資格を具ふ

上田市制施行の內省告示

翌大正八年四月二十九日內務省告示第二十九號を以て

明治四十四年法律第六十八號市制第三條及同年法律第六十九號町村制第三條に依り、大正八年五月一日ヨリ長野縣小縣郡上田町ヲ廢シ、其區域ヲ以テ上田市ヲ置ク

と告示せられ、五月一日より小縣郡上田町を廢し新に其區域を以て上田市を置く事となり、茲に町民年來の宿望は達せられ、長野松本二市と相並び長野縣內三市の一と成つた。

第二章　市諸機關

第一節　市役所



市役所

市役所には此時まで上田町役場として使用しつつありし建物、卽ち舊女子小學校々舍表正面三階造の部を以て之に宛つる事とした。位置は略市の中央で、地學上の位置は東經百三十八度十五分北緯三十六度二十四分である。もと上田城阯三の丸大手桝形内で前面には土居今猶其形のみ存すがあり正面土橋を境として、南北に堀口十八間深二門の堀ありしも、今は既に埋立られ其處に銀錦町が出來たので、往時の壯觀と奥床しさが失はれたのである。

第二節　市會議員の選舉

市制施行に由り、今迄の町會議員は上田町と云ふ行政區が上田市と云ふ行政區に變つた爲め自然消滅し、新に上田市としての市會議員を更めて選舉する事となり、上田市長臨時代理細川吉次郎の手に依り、大正八年七月市會議員選舉が行はれ、第一期議員として左記人々の當選

を見、十七日就職した。

第一期

級別	氏名	級別	氏名	級別	氏名
三	瀧澤一郎	二	勝俣英吉郎	一	伊藤傳兵衛
三	關口戒三	二	關口儀兵衛	一	早川美作
三	畑金次郎	二	高畑與吉	一	濱村幾次郎
三	淺井敬吾	二	新井百平	一	箱山茂平太
三	平林忠作	二	宮入治作	一	笠原善吉
三	片岡貞三郎	二	小林佐源太	一	瀧澤助右衛門
三	丸山平八郎	二	島田良左衛門	一	成澤伍一郎
三	中野四郎	二	小宮山善四郎	一	成澤忠兵衛
三	金澤九一郎	二	横澤寛三郎	一	兎束鍾一郎
三	宮下辨壘	二	丸山源兵衛	一	鵜澤林藏

左に序を以て第二期以後の議員名も掲載して置く

第二期　大正十二年七月十六日就職

級別	氏名	級別	氏名
二	大石信	一	成澤伍一郎
二	唐澤慶次郎	一	濱村幾次郎
二	桐澤重次	一	田中宗次郎
二	宮下智三郎	一	小宮山善四郎
二	丸山作造	一	瀧澤一郎
二	片岡源一郎	一	關口儀兵衛
二	田口伴六	一	柳澤富八
二	淺井敬吾	一	窪田保

二　春原金吾　一　關口彌兵衛
二　金井文三郎　一　飯島新三郎
二　宮下元助　一　伊藤傳兵衛
二　片岡吉太郎　一　宮下辨壘
二　畑　金次郎　一　島田彌右衛門
二　笠原善吉　一　横關一郎
二　宮下勝壽　一　勝俣英吉郎

第三期

第三期　昭和二年七月十六日就職

增田清八　丸山作造　六川豊吉　小林恒雄　笠原善吉
清水高市　羽田清吾　小笠原盈治　大石　信　柳澤文三郎
唐澤　勇　黒崎長作　堀内正嗣　横關一郎　中澤寅重
成澤伍一郎　塚田友四郎　伊藤傳兵衛　小島省吾　成澤　勇
桑原八郎右衛門　北澤一二三郎　轟　茂　濱村幾次郎　永野梅次郎
島田彌右衛門　田中良太郎　中村桃太郎　松野喜太郎　宮下勝壽

第四期

第四期　昭和六年七月十七日就職

宮下智三郎　栗山信夫　中澤賢三　小山飛傳八　成澤　勇
上村　實　山崎勇平　名取新一　中澤勝治郎　上原正之助
半田儀左衛門　濱村幾次郎　丸山源兵衛　小池太藏　中村桃太郎
長谷部　賢　柳澤文三郎　矢島　暢　池田重德　堀内正嗣
關口彌兵衛　島田甲子郎　中澤丙三　柳澤治三郎　林　幸助
柳澤清八　成澤忠兵衛　片岡吉太郎　宮下辰三　瀧澤一郎

第五期

第五期　昭和十年七月十七日就職

花岡爲雄　葛西熊吉　宮下辰三　唐澤　勇　丸山作造

宮川源太　小山昌造　鷲見保雄　田中文三郎　中澤丙三
成澤勇　松尾時次郎　坂本新太郎　田中久藏　石森治三郎
堀内正嗣　細川藏三　須藤定吉　北村寛三　上原正之助
佐藤太仲　柳澤文三郎　島田甲子郎　小池太藏　片岡一郎
小林九十九　林幸助　名取新一　松井鳳平　增田清八

第三節　市長選擧

初代上田市長市制施行當初は此時に至る迄上田町長の職に在りし細川吉次郎、上田市長臨時代理を命ぜられ市長決定まで市長の事務を攬つた、大正八年八月五日初代上田市長選擧の市會が開かれた。出席議員三十名、臨時上田市長代理細川吉次郎開會を宣し、市會議長成澤伍一郎議事を開き、內務大臣の達に依り、市長候補者三名推薦の爲め選擧を行ふべき旨を宣告し、先づ第一候補者に付き選擧を行つた。其結果有効投票三十票無効投票無、得票三十票にて細川吉次郎過半數を得たるを以て、之を第一候補者の當選とし、次に第二候補者の選擧を行ひ、有効投票二十九票無効一票、得票數十八票安藤兎毛喜、十一票飯島保作の結果にて、過半數を得たる安藤兎毛喜當選と確定し、次に第三候補者の選擧に移り、其結果二十一票飯島保作九票大熊政五郎の得票あり、飯島保作過半數を以て當選し、法定の市長候補者茲に定まり、上申裁可を仰ぐ事と成つた。

初代上田市長

第一候補細川吉次郎當選す

細川吉次郎初代上田市長に就任

同年八月二十一日第一候補者、細川吉次郎裁可となり初代上田市長に就任した。

歷代市長助役

左に序を以て此後の市長及助役氏名を記して置く

市長名	就職年月日	退職年月日
細川吉次郎	大正八年八月廿一日	大正十三年五月二十五日

勝俣英吉郎　大正十三年七月十四日　昭和五年四月七日
成澤伍一郎　昭和五年五月九日　現在
助役名
大熊政五郎　大正七年八月五日　昭和二年八月三十一日
柴崎新一　昭和三年八月十六日　現在

第四節　上田市行政區設置

市制第八十二條に依り、大正八年八月上田市行政區を設置せしが、大正十年城下村の上田市併合の事ありしに依り、同年九月十七日小牧諏訪形御所中之條の四區增加となり、又市街の發展に伴ひ、大正十一年三月十八日材木町區を、同十二年二月三日三好町區を、同年三月二十八日北常田區を、昭和四年一月二十日愛宕町區を增加した。依て大正八年當時に比する時は八區を增したのである。又區名を改稱した所もあり、現今にては左の區と成て居る。

上田市行政區

上田市行政區

區名稱	區々域
踏入	大字常入の內踏入、東町田の一部、中村の一部、隅田、古屋敷、西久保、山根、東町田、手筒町、堂の木、式ノ三郎、北上川原
上常田	同上常田、狐坂、宮前の一部、宮東の一部、鍛冶町、歸り石、年々田、舞台、東町田の一部
中常田	同中常田、前田の一部、宮前の一部、宮東の一部、捨至寺下、下屋敷、中川原
下常田	同下常田、前田の一部

市行政區設置

北常田　同金山、井戸尻の一部、橋詰、横巻、櫻町
材木町　同西小深、下境田、上境田、東小深、蛭澤、井戸尻の一部、下向田、上向田、樋下
北天神町　同北天神町、東天神、西天神、清水尻の一部、權現坂下、車坂下、櫓下、大字小牧字城下の一部
南天神町　同清水、榎、清水尻の一部、大字小牧字鴨池、大字御所字城下河原
横　町　大字上田の内横町
海野町　同海野町
鷹匠町　同鷹匠町の一部
常田町　同上常田町、下常田町の一部
松尾町　同鷹匠町の一部、下常田町の一部
厩裏町　同厩裏町
新參町　同新參町、舊館、上田、丸堀町の一部
丸堀町　同丸堀町の一部、葭原町
原町南　同原町の一部、馬場町の一部
原町中　同原町の一部
原町北　同原町の一部、柳町の一部
馬場町　同馬場町の一部、鍛冶町の一部、田町の一部
袋　町　同袋町
鍛冶町　同鍛冶町、坂井田の一部
田　町　同田町

上鍛冶町　同上鍛冶町
上川原柳　同川原柳の一部（番屋小路以東）、日蔭田、竈田の一部、五入道、中丘
下川原柳　同川原柳の一部（番屋小路以西）
愛宕町　同坂井田の一部
上房山　同上房山、幸町
下房山　同下房山の一部
新田　同新田、竈田の一部、道神、大星前、秋葉裏
柳町　同柳町の一部、八幡東の一部
上紺屋町　同紺屋町、八幡東の一部
下紺屋町　同下紺屋町、八幡東の一部、八幡西、八幡裏
木町　同木町、丸堀町の一部
北大手町　同鎌原町
鎌原　大字常盤城の内字鎌原、北沖の一部、豊原の一部
新屋　同新屋、北沖の一部
豊原　同山根、塚穴、豊原の一部
柳原　同柳原、小路の一部
西脇　同上須波、上田城廻り、石の街の一部、小路の一部、上平
新町　同下須波、下城、石の街の一部、建の一部
諏訪部　同泉の郷、諏訪の郷、泉崎、上欠下の一部、下屋敷、土手添
生塚　同生塚、生心

小　牧　大字小牧の内字四ッ家、山下、裏田、外手

諏訪形　大字諏訪形の内字法泉寺海道、高町、若宮、雲雀、堂村、東浦、小森、辻田、北浦、北田中、南田中、北田中浦の一部、堀尻、南中田、新井の一部、中村の一部、石田、宮田、窪代、中澤、西粟田、東粟田、東森ノ木、砂田、西森ノ木、腰巻、須川、加澤、前田、大字御所字稗田の一部

三好町　大字諏訪形の内字北田中、浦の一部、田中浦の一部、新井の一部、中村の一部、西海道、

御　所　大字御所の内字赤岩の一部、糠田の一部、稗田の一部
大字御所字木ノ下、上辻、下辻、横堰、上滿丁、中滿丁、丁滿下、稗田の一部、石田、糠田の一部、赤岩の一部

中之條　大字中之條一圓

區長

以上の各區には、任期二ケ年の區長及區長代理各一人を置き區内の事務を掌らしむる事とし、定めたる土地の區域以外の居住者は、市長に於て便宜と認むる區を指定して之に屬せしむる事とした。

區長任期二ケ年

第五節　上田市有給吏員定數及徽章

上田市有給吏員定數

大正八年五月一日府縣制第八十六條に依り、長野縣知事の決定ありしが、同年八月十二日書記廿二名を廿五名に改め同年十一月技手二名を三名に改め、大正十年十月十九日に書記廿八名技手四名に增加せしが、其後時に依り增減ありしが、昭和十一年三月商工主事補一名を加へ、現在の定數は左の如である。

一、主事三名、年俸八百圓以上千四百圓以内　一、技師一名、年俸八百圓以上千五百圓以内　一、書記卅一名、月俸三十圓以上八十圓以内

一、技手六名、月俸三十五圓以上百二十圓以内　一、農林主事補一名、月俸書記に同　一、商工主事補一名、月俸書記に同

一、書記補五名、月俸二十五圓以上五十圓以内　一、掃除監督一名、月俸四十圓以上七十圓以内　一、掃除巡視二名、月俸二十五圓以上六十圓以内　一、水道巡視三名、月俸掃除巡視に同　一、公會堂書記一名、月俸二十五圓以上五十圓以内　一、職業紹介所書記一名、月俸三十圓以上七十圓以内　一、職業紹介所書記補一名、月俸二十五圓以上五十圓以内

其後吏員の徽章を制定し、上田市吏員は掃除監視吏員の外は、上田市吏員徽章規程に遵て、職務に從事する時は、經六分銀七寶入製の櫻花形の徽章を佩用左胸部にする事とした。而して此徽章は新任の時之を交附し、退職の際は之を返納し、若し紛失せし場合は實費辨償の内規である。

吏員の徽章

吏員は職務從事中徽章を佩用すべし

第三章　諸規程及條例の制定

第一節　上田市會々議規則

上田市會々議規則及傍聽人規則

第一章　總　則

市會々議規則

第一條　議員の議席は改選毎に抽籤を以て之を定め番號を付す

假議長

補缺議員は其前任者の議席に據る

第二條　改選後初めて開く市會に於て議長の選擧を行ふ場合は年長の議員を以て假議長となす

第三條　議員缺席する時は當日開會時刻迄に其事由を議長に届出づべし

第四條　議員の着席又は退席は號令を以て之を報ず

昭和五年度	一八七、五四八	一二四、三八一	二三、六三〇	三九、五三七
昭和六年度	一四二、三一七	八七、六一八	二三、五三八	三一、一六一
昭和七年度	一三五、九九八	七七、一四三	二〇、一八六	二八、六五九
昭和八年度	一一〇、三五八	五九、二九〇	一九、三二二	三一、七四六

ト、剰餘金處分及銷却額

年次＼區別	剰餘金	配當金		準備金		特別積立金		其他の積立金		其他		銷却金	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	信用貸金	建物什器
	圓	圓	%	圓	%	圓	%	圓	%	圓	%	圓	圓
昭和四年度	五三、七六七	三六、六三九	六、八	一四、六四二	二、八	二八六	〇、一	七〇〇	〇、一	一、五〇〇	〇、二	四、〇〇〇	四、九五四
昭和五年度	三九、五三七	二六、八四六	六、八	一〇、〇〇〇	二、五	二三二	〇、一	七五〇	〇、二	一、七〇〇	〇、四	五、〇〇〇	三、〇〇〇
昭和六年度	三一、一六一	一七、三八一	五、六	一二、〇〇〇	三、八	—	—	九八〇	〇、三	八〇〇	〇、三	六、〇〇〇	五〇〇
昭和七年度	二八、六五九	一六、八九一	六、〇	一〇、〇〇〇	三、五	—	—	九七八	〇、三	八〇〇	〇、二	四、三一六	—
昭和八年度	三一、七四六	一九、七四六	六、二	八、〇九八	二、六	二、〇〇〇	〇、六	九〇二	〇、三	一、〇〇〇	〇、三	三、三九五	一、〇〇〇

城下信用販賣購買組合

第三節　保證責任城下信用販賣購買組合

大正九年に小縣郡内一齊に産業組合の設立を企圖された時、城下村有志者創立に關する諸般の計畫を進め、同年三月十七日設立許可となり、城下村役場内に事務所を置いて事業を開始した。大正十年十月城下村は上田市に合併せられ、組合區域の變更を來し、益々事業の發展を爲さんと意氣込んだ。然るに

財界の不況と一般事業の不振より、本組合は事業上に大打撃を被り、動もすれば解散の悲運に陥らんとする狀況であつた。大正十二年十一月事務所を三好町に移轉し、縣及市關係者の熱心な指導啓發と、役員の熱誠な努力に依て、組合員の自覺を促し、共同一致相互扶助の精神に則り、事に當りしかば漸く組合の基礎鞏固となり、事業の擴張を圖るに至り、尙又生産物の販賣統制を謀るために、昭和七年一月通常總會に於て、販賣事業の兼營を議決し、直に其事業を開始するに至つた。同八年一月其組織を變更して保證責任となし、堅實の發達を期しつゝある。

最近の事業成績

最近三ケ年間事業成績

組合員數出資口數及出資金額並損益計算

年次＼項別	組合員數	出資口數	出資總額	拂込濟出資額	損益計算 總益金	損益計算 總損金	差引剩餘金
昭和六年度	五五〇	二、二一五	四四、三〇〇	三九、五八五	一二、四九三	一二、五〇九	九八三
昭和七年度	五四四	二、一五四	四三、〇八〇	三八、九五七	一〇、五五六	一〇、三二九	三二七
昭和八年度	五四一	二、一四〇	四二、八〇〇	三九、八四四	一一、四五〇	九、七七〇	一、六八〇

貯金の受拂及貸付金と償還

年度＼項別	貯金 受入高	貯金 拂戻高	貯金 年度末現在	貸付金 一組合員當	貸付金 貸出高	貸付金 償還高	貸付金 年度末現在	貸付金 一組合員當
				圓				圓
昭和六年度	二〇九、二八六	二六一、一〇六	一一三、五五〇	二〇八、四五	七二、〇〇四	八一、九九七	一二八、三〇〇	三三、〇九
昭和七年度	二一六、〇九三	二三九、一〇一	九〇、五四三	一六六、四四	五六、七〇五	六一、六九〇	一三二、八七五	三四、〇三
昭和八年度	二〇七、四七一	一九五、二九〇	一〇二、七二四	一八九、八七	三二、七七〇	一二三、七七〇	一三三、二〇五	二〇九、二五

購買品の受拂と一組合員當り賣却高

年度／項目	購買高	賣却高	購買益	一組合員當賣却高
				圓
昭和六年度	二、〇七三	二、七二三	—	四、九五
昭和七年度	四、三九一	四、四〇三	四一	八、〇九
昭和八年度	五、二〇七	五、一一二	三三	九、四四

（備考）購買品は殆ど肥料のみである

第四節　有限責任上田市共同質庫信用組合

上田市共同質庫信用組合

小産階級者の爲めの便宜

上田市信用組合と、城下信用購販買組合とに依て、其組合員は資金の融通を緩和されるに至つたが、之れにも加入し得ない程の小産階級者の爲めに計畫した事業で、昔から何處にも質貸業者があり、輕微簡單な擔保で極めて容易に、小額の資金が融通出來たのである。けれども其利息は甚だ高率で、其爲めに苦しめられた、此實狀に鑑みて之を救濟せんとて、政府は昭和二年に公益質屋法を發布したのであるが、我上田市に於ては此以前に既に、上田信用組合に加入し得られぬ、小産階級の實狀を査察せしに、多くは營業質屋等に就て融通を圖て居る狀態であり、又此等の人々は幸に身体も壯健で、働く事の出來る時には夫々生計を營んで居るが。一朝災厄に遭遇する時には、忽ち究境に陷るならんと想はれる者が相當に多い。此の如き境遇の者が續出するに至れば、社會上由々しき問題であると考へて、信用組合長成澤伍一郎等市内有力者相談の上、此等の人々を救濟する爲めに、假令少額にもせよ資金の融通をして、目前の究境を脫せしめ、後圖を爲す餘裕を幾分なりとも有るやうに爲したならばとて、大正十五年

出資一口壹圓

十二月此組合を組織したのである。組合員出資額は一口壹圓とし其拂込を容易ならしむるために、一回十錢十年拂込として居る。

此組合の特長

此組合の特長と謂ふべきは次の三點に存する。

一、出資金壹圓を十年間に拂込むこと

二、貸付方法　質物の價格に依て相違はあるが一人百圓を限度とすること

三、利息　一ケ月貳錢の割合で契約期日迄に返濟した者には其内五厘を本人の貯金とし組合で相當の利子を付て預ることにする。

當組合最近五ケ年間の事業成績は次の表の如である。

事業成績

年次＼項別	組合員數	出資口數	出資金	拂込濟出資金	借入金	貯金	貸付金	預ケ金	現金
昭和四年度	九五	四、六五	四、六五	二、二七一	三、三〇〇	二、三五三	一五、八一四	一〇、一一八	一四一
昭和五年度	一〇五	四、七三〇	四、七三〇	二、七四九	三一、四八三	三、一二八	三〇、六二一	一五、〇〇〇	三七三
昭和六年度	一一三	四、七一四	四、七一四	二、八二四	三一、三五八	三、八四六	三〇、五四三	一四、二〇〇	二九七
昭和七年度	一一三七	四、七〇一	四、七〇一	二、八三四	二八、八五三	四、〇七二	一八、四七八	一五、四四三	三三
昭和八年度	一一五四	四、六七一	四、六七一	二、八二七	二九、一八三	四、一三九	一四、一八九	三〇、一五六	二六八

上田ﾏﾏ畜禽販賣購買利用組合

第五節　保證責任上田家畜禽販賣購買利用組合

農家經濟の助長を計る一端として、家庭副業として養豚養兎養鷄等を奬勵し、其生産物を合理的に統

制して有利に販賣したり、同時に優良品種を各方面より配給の道を講じて品種の改良增殖を圖かり、一方には家畜禽類の飼料を容易且安價に購入するを得しむることを目的として、昭和二年十二月設立されたのが此組合である。昭和八年の通常總會で其組織を保證責任に變更すると同時に、組合加入區域を擴張して小縣郡內一圓にせんと盡力中である。此組合加入には出資一口金額五圓保證金五圓を要する。

上田織物同業組合

第六節　上田織物同業組合

明治三十三年十二月重要物產同業組合法に依り、小縣更級村上村力石村埴科坂城町中之條村上山田村南條村の織物製造業者、買次商、仲買商、染料商、染色業、賃職業者を以て設立し、事務所は上田町なる新參町に置いた。當時の組合員は三千五百餘人を算し、最初の組合長は、上田市の石森文治郎、次は小泉民左衞門中鹽田村大正十年よりは成澤伍一郎上田町である。

織物集合查定場の開設

組合事業としては

織物集合查定場の開設　每月六回上田事務所原町內に、又冬春期間には、更級郡村上村及埴科郡坂城町に於て組合製造家の集合查定場を開き織物消費稅の納稅事務の取扱及製品の檢查を行ふ。又染織講習會染織品評會等を開催して、斯業の發達を圖かる等が重なるものである。

第十四章　工　場

上田町は藩政時代より他處に送り出す程の名高い工業品は殆ど無く、唯纔かに鍛冶町鍛冶の製作せる鍬があつた位のものである。藩政時代の工業參照。其も近代に及では見る影も無い有樣と成つた。最近上田市繁榮

の策として、各方面の事業に就て考慮を拂ふ者多きに至り、市當局も亦深く意を此に留め、昭和九年四月には上田市工業招致研究委員規程を設け、十三名の常設委員を置き、工業を上田市に招致する問題に關して研究せしめ、同十一年四月三十日上田市工場建設奬勵規程を設け、工業振興策に資する事とした。左に其規程を載せて置く。

上田市工場建設奬勵規程

上田市工場建設奬勵規程

第一條　本市内に平面建坪三十坪以上の工場を新設若は增設し常時職工十人以上を使用し事業を經營する者に對し、本規程の定むる所により工場完成後五ケ年間毎年奬勵金を交付す

第二條　奬勵金は前條に揭ぐる建築物に對し、賦課したる市稅家屋稅附加稅及市稅不動產取得稅附加稅に相當する額とす

第三條　奬勵金の交付を受けんとする者は、左の事項を具し市長に申請し認可を承くべし

一、工場所在地
二、營業の種別
三、工場の構造建坪及平面圖
四、常時使用の職工數
五、營業開始年月日

第四條　奬勵金の交付を受けたる者にして、休業廢業若くは前條各號に異動を生じたる場合は、直に其事項を市長に届出づべし

第五條　奬勵金の交付を受けたる者と雖も市稅を完納せざる若は奬勵金の交付に關し、不正の事實あることを發見したる時は、其指令を取消し又は既に交付したる奬勵金の全部若は一部を返還せしむることあるべし

第六條　本規程施行に關し必要なる取扱手續は市長別に之を定む

第一節　水野玩具工場

水野玩具工場

海外輸出製品工場としての水野玩具工場は、上田市工場中特筆すべきもの丶隨一であらう。

工場主水野鼎藏は上田中學卒業の後、從來の家業質屋營業は何分にも自己の氣性に合はない、そして自分は平素繪畫を好み又何か工夫して創作して見ることには非常に興味を有つて居た。そこで質屋の事は放抛して置いて玩具製造と云ふことを目論見、暇さへあれば內地は勿論外國の玩具類を蒐めて研究に沒頭した。大正十三年に至り愈々玩具製造を以て一旗揚ぐるに決心し、此事に經驗ある一人を雇ひ入れ、其を隨へて東京に玩具製造器械仕入に赴き歸來、隣接地の水車屋を借り受けて、其水車を動力として其處に製造所を設け、仕事に取懸つた。半年程掛つてやうやく製品が得られたので、東京に賣り出すことにした。所が幸に注文があり、大に見込ありとして喜んだ許も無く、注文の期間に製造が間に合はず、製品の出來榮えもあまり良く無い、其上荷造も宜しく無かつたとて、着荷先の問屋から強硬の苦情と共に、折角送り附けた製品全部送り返すと云ふ始末で、自ら出京して自分製造の玩具飛行機を、東京の大通りで飛ばせやうと試みたが、何うしても甘く飛ばないので甚しき失體を演じたと云ふ經驗もした。其より大正十四年には工場を同じ幸町の三、七二九番地に移轉して、專心工風を重ね、同時に業務の伸展擴張をはかり、昭和二年三月には斷然製品を米國南洋濠洲方面に輸出する計劃を立て、遂に之を開始した。昭和四年五月には、工場法の適用を受け、一工場と成り、壓搾機數十台を据付け從業員三十五名程使用するに至つた。

輸出向玩具

昭和七年には我國の輸出業の勃興と共に、海外への賣行は頓に增加した、依て工場を大に擴張して、一部の作業は市內家庭副業とした。此頃の從業員の數は百名に及んだのである。今左に大正十三年より昭和九年に至るまでの、各年次に於ける製品箇數を揭げて如何に此工場が發展せるかを知る資料とする。

製造額

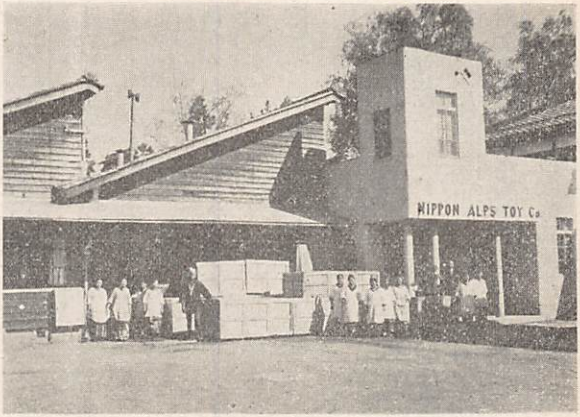

大正十三年　三萬箇
同十四年　七千箇
昭和元年　一萬箇
同二年　三萬箇
同三年　五萬箇
同四年　十一萬箇
同五年　十萬箇
同六年　二十萬箇
同七年　百萬箇
同八年　二百萬箇
同九年　九百萬箇

玩具の種類

此工場で製造される玩具の種類は鐵板、ブリキ板を加工して時計仕掛又は其他に依る動的の玩具を專門として居る。

製品輸出先

製品の重なる輸出先は、米國、南米、オーストラリア、印度、スペイン、英國、南亞弗利加等で、此等の輸出地では此工場のトレードマーク C.K を見ては安心して買求めるに至つたと云ふことである。

飯島飴工場

第二節　飯島飴工場

飯島飴製造場は市内松尾町に在る。工場持主は飯島新三郎で、此製造創始は大正八年八月である。其製造法等の改善に留意し、且其包裝形態等にも改良新味を加へしかば、其滋養に富むと風味の佳なるとは大に好評を博し、販路大に弘まり、國内大都市美濃飴（飯島工場製品の名）を見ざる所無きに至り、隨て其製造賣上高も年と共に增加し、昭和十年六月より、同十一年五月迄の總賣上額は十三萬八千四百圓に上るに至り、上田産として他の追從を許さざる程と成つた。

第三節　鉄工場及琺製作

(一)小島鐵工場

舊幕時代より明治維新後今日に至るまで、鑄物師業を繼續して居るのは、小島大治郎一家のみである。そして其製造品は鍋釜等の品には變りは無いが、諸機械類の製造には其種類を增加して居る。今左に此工場大正八年度以降昭和十年度迄の製造成績を載せて置く

小島鐵工場
製造成績

年度	製造物種類	製造〆數	製造金額
大正八年度	鍋釜諸機械鑄物	八三、二四八	七三、一六八
同　九年度	同	七六、八四三	六七、五四〇
同　十年度	同	六四、〇三七	五五、八一八
同　十一年度	同	八五、二七九	五九、一八〇
同　十二年度	同	九七、七〇八	七〇、六八五
同　十三年度	同	一〇八、三三六	七三、八八二
同　十四年度	同	一〇五、五一七	六五、九三四
同　十五年度	同	一一七、三三〇	六二、三一九
昭和二年度	同	二七、五六八	五八、六三〇

同	三年度	同	一二七、一五七
同	四年度	同	一三七、七〇九
同	五年度	同	一〇九、一七八
同	六年度	同	九三、七八六
同	七年度	同	一二三、四八五
同	八年度	同	一三七、四七九
同	九年度	同	一四二、四〇五
同	十年度	同	一四三、八六三

			五八、七五二
			五四、一九〇
			四四、七四二
			二九、八九四
			三二、五〇七
			四三、四〇三
			四七、七一七
			五五、七八〇

寺田鐵工場

㈡寺田鐵工場　市內海野町四百五番地に在る

始め海野町四九五番地にて木製種入函の製造を營みしが、明治二十年荷車製造に轉じた。此事業は東信地方では嚆矢とも稱すべきもので、隨て其注文も頗る多く木曾玉瀧村あたり迄送り出す程であつた。明治三十二年消防用ポンプの製造を開始し、同四十三年現在の所に移轉し、大正五年よりは主として土木工事用ポンプを製造し以て今日に至り、目下製造臺數は一ケ年三十臺に及んで居る。最近油脂製造精製機械の研究に精進し、目下浸出方法に依る製油裝置据付中である。場主は寺田良平。

中村犁製作所

㈢中村犁製作所　市內鍛冶町に在る

工場主中村六郎は犁の製作に就ては、斷へず研究を繼けつゝあるが、昭和十年五月には帝國發明協會より表彰され、同十一年十二月は大日本農會主催全縣中縣賞募集の際にも入賞した。隨て其製作にかゝる犁は、現在其台數八千の多きに及び、其販路は北海道台灣を除く全國各地、其他朝鮮滿洲にも及で居る有樣であると云ふ。

鐘紡工場の建設

鐘紡工場

我長野縣は蠶業界の不況に由り、一般に不景氣風が吹き荒んで、疲弊困憊の狀に陷るもの多かつた。

依て之を挽回する手段として、大工場を招致せんと企圖するが多く成つた。我上田市に於ても、昭和九年六月十四日市會の議決を以て、上田市工業招致研究委員を置くこととし、之に關する規程を定めたことがあり、又同十一年四月三十日には、上田市工場建設奬勵規程を設けて、本市内に建坪三十坪以上の工場を新設若くは增設して、常時職工十人以上を使用し事業を經營する者に對し、工場完成後五ケ年間毎年奬勵金を交付する事とし、以て大に工業を奬勵する所があつた。かかる折柄、産業振興と農村救濟とに、愛國的熱心と俠氣とを有て居る鐘ケ淵紡績會社々長津田信吾は、上田市が工場招致に熱意を有するを知り、此地は近代工業に最も重大な關係を有つ電氣力が、比較的低廉に供給せらるる事、且又教育程度高く事業に對する理解力があり、加之古來養蠶生絲の業が發達したので、桑摘み絲操き等の手先の仕事を、少年の時から熟練して居るのは、やがて優秀なる勞力を得らるべきを考へ、又水質の良好な千曲川の水を豊富に使用し得るなどの有利なる諸點を有したので、一面には海岸線に遠く原料品や製品の搬出には經費を要し、且氣候の寒冷にして採溫の爲めに、尠なからざる費用を要する等の不利な點ありしに拘らず、上田市當局の協力に賴り、遂に上田の地に工場を新設するに至つた。

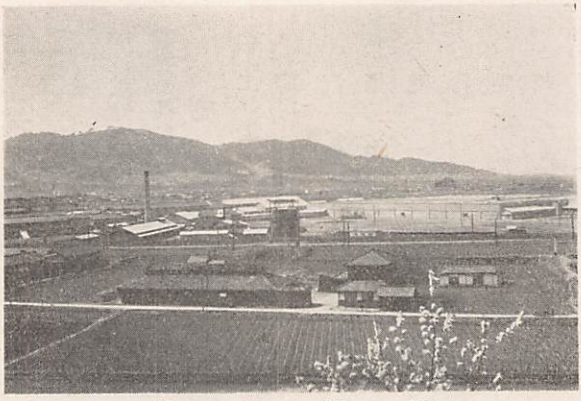

（鐘紡工場）

所用土地の購入

昭和十年上田市大字小牧字鴨池番外二二五番地、南千曲河畔北信越線間の地東西一粁南北三百米約十万坪の地所を買收し、翌十一年十月地鎭祭を執行し、工事は總て淸水組の手に一任し、一年數ケ月の日子と

建築工事

四百五十万圓の費(機械類の購入費も含む)を以て、昭和十二年十一月一部の試運轉を開始するに至つた。此時偶支那事變勃發せしも、當初の目的に變更する所なく、全部の運轉繰業の實現に邁進しつゝあり。

工場坪數

總坪數並に建物の種類

建　坪　一三、〇一二・六〇坪
延　坪　一四、七六〇・四〇坪
敷地坪數　八九、一六一・〇〇坪

建物の種類

種類	構造	建坪數
工場本館	鐵筋鐵骨コンクリート建	七、九八九・八〇坪
瓦斯發生所	同	八三・七〇坪
汽罐室	同	一一三・〇〇坪
修繕舍	木造スレート葺	一八五・八〇坪
受電所	同	二七・二〇坪
倉庫	鐵筋鐵骨コンクリート建	六〇四・四〇坪
揚水ポンプ室		八・二〇坪
タール及殘骸庫		三〇・〇〇坪
事務所	木造瓦葺	一二九・九〇坪
寄宿舍	同	
男子		一八七・一五坪
女子		一一一四・二〇坪

食堂	同	五四三・五〇坪
浴場洗濯場青年學校教室	同	二三九・〇〇坪
演武場	同	九八・八〇坪
倶樂部	同	九九・九〇坪
醫局病室	同	一六九・二〇坪
日用品分配所	同	五八・五〇坪
守衞室其他	同	一九・二〇坪
廊下	同	一九七・九〇坪
社宅(五十三戸)	同	一、〇〇二・六五坪
	建坪合計	一三、〇一二、六〇坪

從業員

從業員數

現在　男子　一二〇名　女子　六五〇名

將來豫定　同　二〇〇名　同　一、〇〇〇名

殆んど大部分縣内出身者である。而して寄宿舍に在て規則正しき團体生活をなして居る。此寄宿舍は木造瓦葺の二階建で建坪一、三〇一、三五坪延坪數二、五二〇、二〇坪で、收容し得べき人員は約一、〇〇〇名である。

寄宿舍

通風採光共に衞生的見地より遺憾なきを期し、又便所の如きは階上階下全部水洗式淨化裝置が施してある。室は各十五疊敷十名宛の定員とし每室簞笥を備へ、更衣室本床あり、四百ワット電熱器二ケを備ふる炬燵が設備してある。此他讀書室裁縫室割烹室教室も備つて居り、大廣間があつて、此間では休日每に生花、茶ノ湯などを教授する、大浴場洗濯場も完備して居る。

青年學校は昭和十三年三月廿九日縣知事の認可を得た。現在の生徒數は

男子部　六五名

女子部　普通科　五〇名　本科　一八五名

娯樂には、女子は婦人會が中心となり運動會、遠足、演藝會、映畫會等を催すことがあり、女子寄宿舍にはラヂオ增幅器を設けて各寮廊下には勿論食堂運動場などにもスピーカーを設置してラヂオ、レコードの放送をする。男子は鐵紡上田倶樂部が組織されて居り、運動又は娯樂が催される、倶樂部は約百坪で其内に撞球、圍碁、謠曲等の設備が出來て居る。

工場の事業

工場の事業

一ステープル紡績　二万錘

二絹人絹ステープル織物　四七〇台

三加工撚糸　四万錘

四機械刺繍　五　台

五機械レース　十　台

六染色仕上加工一般

右の如く、繊維工業としては最高級のものを多角的に繰業するのは、他に多く類例の無い所である。此度の日支事變に影響されて機械据付方も遲延し、從て全運機轉に至らないが、遠からず全機能を充分に働かしめて、前記各種の高級繊維加工品が海外市場に現はるゝのも近き將來にあるであらう。

現在

社長　津田信吾氏　上田工場長　小原　一氏である。

上田演藝舘

上田劇場

第十五章　娯樂場

第一節　上田演藝館

上田市大字上田字柳町に在り、敷地坪數二百坪、間口九間奥行十五間の洋式建築の本館、及附屬事務館とを有す。地方常設活動寫眞館の嚆矢にして、大正八年市制施行の紀念として、民衆娯樂の殿堂を標榜して建設せられたので、當時市の中堅を爲せる六親會員の發起に由り、同年五月資本金二万五千圓株式組織を以て生れ、同年九月竣工開館の運びと成つた。當時の役員は取締役社長は島田良左衛門取締役成澤伍一郎、瀧澤助右衛門、成澤忠兵衛、岡崎末二、金井文三郎、中島敏郎等であつた。經營は最初は日活專屬にて、館の直營なりしも、大正十四年より中島敏郎に賃貸して、今日に及んで居る。

第二節　株式會社　上田劇場

元末廣座と云ひし劇場を取去つて其土地を買收し、其處に一万六千二百三圓を投じて新築したのが上田劇場である。大正四年頃末廣座は、舊式劇場で總ての設備も不充分、且建物も堅牢で無い所から、上田町にも相應な外觀設備共に見るべき劇場を建築して、演劇諸興行者及び一般公衆に對し座席賃貸に便すべしとの議、町内の有力者間に唱へられしが、同五年此を實現せんと小島大治郎、笠原善吉、濱村幾次郎、島津謙之助、小野榮左衛門、伊藤傳兵衛、關口儀兵衛、川上喜作、島田甲子郎、飯島新三郎、瀧澤助右衛門、成澤伍一郎、柳澤富八、丸山平八郎、瀧澤一郎、柳澤市兵衛の諸氏發起者となり、株式組

織を以て一株五十圓五百株二万五千圓を得て、上田町に於ける模範的劇場として、上田劇場と命名せるを建築するに決し、同年八月株式募集を爲したるに、非常な盛況で旬日を經ずして、募集額に超ゆる應募者を見るに至つた。是に於て忽ち株式會社上田劇場が成立し、專務取締瀧澤一郎、常務取締飯島新三郎、取締役島津謙之助、小野榮左衛門、小島大治郎、監査役濱村幾次郎、川上喜作、丸山平八郎、宮入治作、關口儀兵衛等、最初の役員に選ばれ、大正五年秋工事に着手し、翌六年春竣工を見た。

上田電氣館

第三節　株式會社上田電氣館

大正九年一月磯村清之助、長峯末吉、荻久保常太郎、柳澤章三郎、大塚唯七郎、森田勝太郎、成澤志之助等發起にて、株式組織に依る映畫常設館建設を計り、笠原善吉創立委員長となり、三月出願同年十二月二十七日許可、大正十年一月資本金十万圓を以て、常田町四千九百二十五番の地二百餘坪を選び、三月末日起工し同年五月一日竣工開館した。建築工費四万餘圓、間口九間奥行十三間定員八百七人を入れ得る洋式、木造木筋コンクリート建物である、當時の取締役は宮澤壯兵衛外笠原、荻久保、長峯、大塚、成澤、森田、磯村、監査役飯塚速太郎、丸山源兵衛であつた。現在は社長荻久保常太郎、取締笠原善吉、丸山源兵衛、監査役柳澤章三郎である。最初國活映畫會社作品を上映し居りしも大正十年十二月より松竹と契約して今日に至る、大正十一年九月より森田勝三郎館を會社より借り受け經營す。

第十六章　皇族方御來田

小松宮殿下

一、小松宮殿下

明治二十九年八月小松宮彰仁親王殿下日本赤十字社長長野支部小縣委員部總會に、御台臨の爲め御來田遊ばされた。御宿泊所は常田町辰野基邸であつた。

明治三十三年四月十三日、小松宮彰仁親王再右總會に御台臨の爲め御來田相成り、御宿泊所は柳町田中忠七邸であつた。

二、伏見宮殿下

同四十年十月十六日伏見宮貞愛親王殿下、當町に開催せられし大日本山林會總會に御台臨の爲め、御來田遊ばされた。此時の御宿は原町瀧澤助右衛門邸であつた。此時總會々場は上田中學校運動場なりしかば、同校に於て御小憩の砌、紀念として月桂樹の御手植があつた。此樹今勢よく繁りつゝある。

三、皇太子裕仁親王殿下

大正八年七月七日皇太子裕仁親王殿下、皇太子の御資格を以て、御見學の爲長野縣に行啓遊ばされ、此日上田に御立寄りに相成り、國立蠶絲專門學校に御台臨、針塚校長の御案内にて親しく教授及設備の樣を御覽遊ばされ、御歸りの砌、校庭正面に記念の御植樹遊ばされた。此御手植のヒマラヤシーダ今愈繁り行きつゝあり、恰も皇室の御榮と、此校の校運隆昌とを示して居るが如く想はれる。猶此日には上田中學校にも御台臨遊ばされ、御小憩の後山本校長の御案内にて、地理の教授高野敎諭を御台覽遊ばされた。此日細雨霏々たりしも、日嗣の皇子を拜せんとて、市民は勿論遠近より來り集へる民草の群、御通り沿道に堵列する者甚多かつた。

此行啓の砌宮内省より御下賜金があつた。上田市に於ては難有思召を永く記念する爲めに、御下賜金管理規程を定め、其御下賜金を確實適當なる方法にて保管し、一萬圓に達したる時適當なる記念事業を計畫する事とした。

八年十二月十七日議定した規程を次に記して置く

伏見宮殿下

皇太子裕仁親王殿下

皇太子殿下御下賜金管理規程

第一條　皇太子殿下御下賜金百五十圓は、記念として之を保存せんが爲め郵便貯金となし、郵便貯金規則に依り公債證書購入及保管の請求を爲すものとす

第二條　公債證書購入の殘金及利子の金額、公債證書金額面百圓を購入し得るに達したる時は、其都度公債證書購入及保管の請求を爲すものとす

第三條　前各條に依り購入したる公債證書の時價及現金を合せて一萬圓に達したる時は、記念事業を計畫するものとす

第四條　本規程に依る收支に關しては特別會計を設くるものとす

四、賀陽宮殿下

大正十三年九月二十八日賀陽宮恒憲王殿下、陸軍大學校學生として、演習の爲め御來田遊ばさる。

五、梨本宮殿下

昭和二年梨本宮守正王殿下、陸軍將官演習御參觀の爲、御來田遊ばさる。御宿泊所は鎌原町畑茂邸で、九月二十九日より十月二日に至る四日間の御滯留であつた。此時八木與一郎は畑邸に伺候の上、新に出來した上田城阯模型に就て、城阯の御說明申上げた。

六、北白川宮殿下

同六年四月北白川宮永久王殿下、陸軍仕官學校生徒の御資格を以て、現地戰術演習の爲御來田、四月十日より同十五日迄御滯留遊ばされた。此時の御旅館は、鷹匠町伊藤傳兵衞邸であつた。

七、朝香宮殿下

同七年十月十五日上田築城三百五十年記念祭日の砌、朝香宮鳩彥王殿下、第一師團幹部演習の爲め、第一師團長林仙之等と共に御來田、上田市公會堂に於て、長野縣史蹟名勝天然記念物調査委員藤澤直枝

賀陽宮殿下

梨本宮殿下

北白川宮殿下

朝香宮殿下

謹で申上げたる、眞田氏及上田城に就ての御説明御聽取の後、本丸阯に於て常田、房山兩獅子の踊舞を御台覽遊ばされ、午後三時過ぐる頃別所溫泉なる御旅館に向はせられた。

昭和十年九月朝香宮鳩彦王殿下、近衞師團長の御資格を以て、御來田の上幹部演習を御監督遊ばされた。此時には演習地の關係上より、九月十一、十二日の御宿所は、上田高等女學校を以て之に宛てさせられた。

八、李鍋公殿下

昭和八年四月公族李鍋公殿下、陸軍士官學校生徒の御資格にて、現地戰術演習の爲め御來田。鷹匠町小島大治郎別邸に四月十日より同月十五日迄御滯留遊ばされた。

九、李王垠殿下

李王垠殿下歩兵第二十七旅團幹部演習の爲め、歩兵第五十九聯隊長の御資格を以て、大正十一年五月十八日、九月二十四日、二十五日の三回御來田、上田城阯上田公會堂に御立寄遊ばされた。

同年十一月李王垠殿下、歩兵第五十九聯隊長の御資格を以て、本縣に於て行はるる、第十四師團秋季大演習に御參加の爲御來田。十一月六日、七日鎌原町畑茂邸に於て御宿泊遊ばされた。

第十七章　昭和七年日支事變及日本赤十字社上田委員部

第一節　昭和七年　支事變

昭和六年九月十八日、日支事變勃發し、翌七年二月十一日横須賀鎭守府海軍補欠召集の發令あり、同

月二十四日に至り、第十四師團動員令發せられた。而して同師團内なる歩兵第五十聯隊は、同年三月五日を以て勇躍上海方面に向て松本を出發した。此時西澤上田聯合軍人分會長及各分會長並各分會旗手出張歡送した。此中に在りし出動軍人の上田市籍に屬せしは、現役陸軍歩兵少尉吉岡軍一郎外五十一名、應召員（在鄉軍人にて動員令に依て召集部隊へ應召せし將兵）豫後備役陸軍歩兵少尉三井彦太郎外一八五名、補充兵役應召員二十五名。右之内所在不明一、疾病卽日歸鄉二三、差引一八五名中上海出征者七二、滿洲出征者三一名、補充隊勤務八二名であつた。

出征軍人後援會

上田市に於ては、三月五日を以て市公會堂に各關係者を招集し、上田市出征軍人後援會を創設し、銃後の後援に遺憾なきを期す事とし又一方此非常時局に鑑み、軍事思想の普及を圖るために、講演會、展覽會、活動寫眞會を開催し、又武運長久祈願祭、戰沒者追悼慰靈祭等を執行して、人心の緊張を圖つた。後援會の組織は會長として市長を推し、市會議長、同議員、商工會議所會頭、小學校長、市方面委員、市内日刊新聞社長、在鄉軍人聯合分會正副會長、同各分會長、聯合青年會理事長、各種婦人團體長、市農會正副會長、養蠶組合正副會長、市吏員、各區長を役員として囑託した。

後援會の援護事業費は、主として慰問金の大募集を爲し、其成績に負ふ所多かつた。

援護事業

出征軍人慰問　其費用	金二千七百四十五圓參拾錢
出征軍人家族援護　其費用	金三千二百四十九圓參拾參錢
出征軍人並同家族見舞金	金八百三十九圓三十五錢
市葬三回其他雜費	金二千五十九圓三十四錢
〆	金八千八百九十三圓三十二錢

豫後備役兵の召集せられし者は昭和七年十月一日全部凱旋した。

此事變に出動して殊勳ありし人々は

戰死者

勳八等　功七級　陸軍歩兵伍長　香川六太郎
勳八等　同　歩兵上等兵　柳澤德重
勳八等　同　騎兵上等兵　白瀨繁利
勳八等　同　歩兵上等兵　田中啓次郎
勳八等　同　歩兵伍長　遠山吉治

生存凱旋者

勳六等　功七級　豫備陸軍歩兵特務曹長　山岸良吉
勳七等　功七級　豫備陸軍歩兵伍長　藤岡忠一
勳八等　功七級　豫備陸軍騎兵伍長　阿部亥佐雄
勳八等　功七級　豫備陸軍歩兵上等兵　中村恒利

昭和七年十月十日、上田市出征軍人後援會主催となり、上田招魂社に於て凱旋奉告祭を擧行し、後市公會堂に於て盛大なる歡迎會を催し、兵士一同に記念品を贈呈した。

戰死者市葬

香山六太郎

八月二十九日午後二時香山六太郎の靈柩は金山町なる生家を發し、沿道市民の堵列送葬の中を進み、同二時四十分市葬場と定められた北校に到着し、北方に設けられし祭壇に安置された。靈前には御下賜の祭粢料が供せられ、周圍には參謀總長の宮及陸軍大臣よりの花環をはじめ、其他名士の贈りたる幾多の花環もて埋められて、生前の武勳を讃へるが如くであつた。式は午後三時莊嚴裡に柳澤葬儀副委員長の

開式の挨拶に始まり、導師の燒香、成澤葬儀委員長靈前に進み弔詞の朗讀あり、參謀總長宮、陸軍大臣其他多數の弔詞弔電あり、其後佛事導師の讀經ありて後、葬儀委員長の燒香に續き遺族親戚總代其他會葬者の燒香終り、其後委員長遺族の會葬者に對する挨拶ありて午後四時三十分式を閉ぢた。而して後靈柩は委員長式事係遺族に護られ、菩提寺向源寺に向つた。

此外市葬と成つた戰死者は、白瀨繁利、柳澤德重、田中啓次郎、遠山吉次の四名があつた。此葬儀模様は香山六太郎市葬當時の如くでありし故、今は之を略す。

事變終了の後、此事變に後援の功績ありとして、賞賜ありし人々は

叙勳六等　賜金　市長成澤伍一郎　賜金　助役柴崎新一　主事近藤利一　兵事主任書記簾田茂作

兵事係書記岡本正　同櫻井茂　書記西澤梅雄　外吏員十一名　木盃一組市會議長柳澤文三郎　帝國在鄉軍人會上田市聯合分會長西澤辨吉

であつた。

第二節　日本赤十字社長野支部上田市委員部

赤十字社上田市委員部

上田町政時代には、町村を分區と稱せしより上田町分區と云ひ、細川吉次郎町長の頃には、社員數は特別社員五終身社員三七四、正社員一七四合計五五三名であつた。市制施行後は上田市委員部と改稱し初代委員長は市長細川吉次郎なりしが、大正十年城下村併合せしを以て、終身社員一〇九、正社員一一五、計二二四名を增加し、之に特別社員五名を合して合計七七七名と成つた。

昭和十二年の現在社員數は

社員數	有功章社員	特別社員	終身社員	正社員	第二項社員	計
	一	一〇	四三	九八八	大	一、〇四八

（附記）

歐州に於ける赤十字社事業の濫觴は、クリム戰役當時英國のナイチンゲール從軍して、親しく傷病兵の看護に盡力したのにあるが、赤十字社の名を以て、傷病兵は其何國屬籍を問はず、之を接受して看護を加へ、治療後兵役に堪へざる者は、之を本國に送還し、其他は戰爭中再び兵器を帶びざるを誓はしめ、治療看護を加ふること。此病院又は傷病者退去の際には、一定の徽章を附する者に攻擊を加へざる事。其他の條項を決定した赤十字社の起りは、西紀一八五九年ソルフエルノの激戰に從軍して、親しく戰場に於ける負傷者の慘狀を目擊せる、スウイス國のアンリジウナ は戰後、敵味方と打ち分れて戰闘するも、共に皆其國の爲めに戰ふ者である、故に負傷して既に戰闘力を失ひたる者に對しては、何國の籍に屬するを問はず、之を救護すべきものなるを唱え、東奔西走諸國を巡り各國君主に說き、遂に茨、佛、墺、露、普等十二ケ國の賛成を得、一八六四年八月ジュネーブに於て、諸國委員の會議を開き、之に關する協約を決定した。此時此事業に從事する者の用うる徽章は、瑞西國旗が赤地に白十字なりしを反對に白地に赤の十字あるを用うる事と定めた。赤十字社の名の起因は此にある。

日本に於ける此種の事業は、明治十年西南役の當時六月八日、元老院議官佐野常民同大給恒（ゆづる）等有栖川征討總督宮に上書して即日認可を與へられた博愛社が其創で、後日本赤十字社と改稱し、明治十九年十一月十五日ジュネーブ協約に加盟した。

第十八章　諸會式祭の擧行

(一)水道落成式祝賀式　上水道の條參照

市制施行十年記念祝賀式

大正八年五月、市制施行以來十ケ年を經たる昭和四年には、市として各般事業頗る發達進歩する所あり、且國道十號線は原町新田間の新道完成開通せしを以て、此開通祝賀式と共に市制施行十週年記念祝

賀式を擧行するに決し、昭和四年十月十五日より三日間に亘つて左の各種の催があり、盛大に其祝賀が行はれた。

物産陳列即賣會　自治資料展覽會　小學校生徒圖畫展覽會　ポスター展覽會　最近建築材料見本展覽會　少年團展覽會は小學校北校部に於て、教育會主催彫塑展覽會は小學校本校に於て、女學校バザーは實科高等女學校に於て、畫畫展覽會は呈蓮寺に於て、交通文化活動寫眞會は市公會堂に於て開催され、猶東京朝日新聞社の祝賀飛行もあり、北信毎日新聞社主催にかかる全信州野球大會などあつて、全市歡呼の聲に滿つるの盛況であつた。

(三)明治天皇北陸東海御巡幸五十年記念講演會及展覽會　御巡幸の條參照

(四)上田築城三百五十年祭

上田築城三百五十年祭

洋々たる河川の流るるを見て、其源に思を馳する者は蓋し勘なからう、其と同樣に、上田城や其城下上田町を知るも、其が何人に依て築かれ、如何にして成立せしやに溯て、思を及ぼす人の稀なるは遺憾である、然るに昭和七年は眞田安房守昌幸此地に築城し、城下町を形成した天正十一年より算へ、恰も三百五十年に相當する。依て其年を以て築城三百五十年祭を擧行し、世人をして上田城及上田城下町の由來に注意し、先人創業の偉績を偲び、之に感謝すると同時に、奮勵努力益市勢の發展を圖らんとする、勇猛心を振起せしむべしとの說、市民の齊しく叫ぶ所となり、遂に現實して昭和七年十月を期し十五、六、七の三日間之を行ふ事と成つた。而して此祭事に於ては、上田城主たりし眞田、仙石、松平三氏各城主の慰靈祭を執行することとした。

式場は上田城二ノ丸阯の廣場に設けられ、十五日嚴肅盛大なる祭儀が行はれた。此際特筆すべきは、海野氏及眞田氏共に深き緣故ありし、高野山蓮花定院々主倉田覺應師、遙々來田の上此式場に列して供養せられた事である。

此祭事三日間の行事は數々行はれ、上田市は非常な賑で人出の數は十五萬にも及び、殆んど空前なるべしと謂はれた程であつた。左に上田築城三百五十年祭行事を記して置く

昭和七年十月　十五日　土
　　十六日　日　三日間
　　十七日　神輿祭

一眞田仙石松平三家各城主慰靈祭

一常田房山兩獅子

松平神社々前に於て朝香宮鳩彦王殿下御台覽の榮を蒙つた

一鄕土史料展覽會　眞田氏を中心とせる貴重史料陳列（小學校南校部に於て）

此展覽會には、眞田家は家寶たる古文書、武器、甲冑等、高野山蓮花定院は、眞田昌幸々村關係の古文書、繪畫、及宿坊約定書等の出陳を快諾せられ、此他貴重史料の出陳甚多く、觀る者をして驚嘆せしめた。此會を觀覽した黒板博士は、中央に於ても此の如き史料の展覽會は、容易に企て得ぬ所であると激賞さたた程であつた。今序を以て當時の展覽會出陳目錄を附記して置く

上田築城三百五十年祭　史料展覽會目錄　上田市上田史談會

（表中（參考）とあるは上田に關係なきも（番外）は會より出陳依頼し無きもの）

特別室

◇高野山　蓮華定院　品

一、眞田幸村奉納正宗刀大小二振
二、豊臣秀吉畫像眞田昌幸筆
三、眞田幸村蓮華定院宛書狀
四、同人左京宛書狀
五、海野棟綱宿坊約定書
六、眞田安房守昌幸宿坊約定書
七、眞田伊豆守信之宿坊約定書
八、津金寺憲存宿坊約定書（參考）
九、村上五郎源顯胤宿坊約定書
一〇、小泉惣三郎昌宗宿坊約定書
一一、木食上人宛仙石權兵衛秀久書狀
一二、望月印月齋宛相模守信豊書狀

一三、大井竹葉齋正棟宿坊約定書
一四、大井貞隆宿坊約定書
一五、伴野兵庫助貞秀宿坊約定書
一六、伴野善九郎信蕃宿坊約定書
一七、伴　刑部大輔貞慶宿坊約定書
一八、望月入道一峯宿坊約定書
一九、小山田備中玄怡寄進狀
二〇、望月信雅寄進狀
二一、依田兵庫助昌繼寄進狀
二二、望月齋一峯寄進狀
二三、依田康國書狀
二四、依田平三呂貞寄進狀
二五、望月齋寄進狀
二六、伴野右衛門佐信昌寄進狀
二七、津金寺雄海狀
二八、依田平三昌明狀　自岩村田
二九、依田濃守立慶狀
三〇、依田右衞門大夫隆昌狀
三一、依田常陸介信蕃狀
三二、依田右御門大夫隆昌狀
三三、依田善六季廣狀
三四、依田善次信貞天正八年宿坊約定書
三五、依田源五信季狀
三六、依田肥前入道慶珠狀
三七、依田能登入道常林狀
三八、依田右衞門佐信蕃狀　天正六年

◇上田市役所出品

一、仙石忠政築城覺書

◇眞田伯爵家出品

一、來國次御刀　秀吉より昌幸拜領
二、三原御刀　秀吉より信之拜領
三、眞田安房守昌幸公甲冑
四、眞田伊豆守信之公甲冑
五、眞田感應院幸貫公義經型鎧兜
六、無綾地の旗
七、文書
一、安房守昌幸宛豊臣秀吉狀（十一月廿一日）
二、同　宛同人書狀（十月十七日）
三、同　宛同人書狀（十一月廿一日）
四、安房守、源三郎兩人宛同人書狀（卯月十一日）
五、同　宛同人書狀（卯月十四日）
六、眞田安房守昌幸宛石田三成書狀（七月晦日）
七、同　宛長大、增右、德善書狀（七月十七日）
八、同　宛備前中納言秀家書狀（七月廿九日）
九、同　宛長大、增右　（八月朔日）
一〇、信州、豆州、左衛門佐宛石田治部書狀
一一、眞田伊豆守信之宛德　武蔵守秀忠書狀
（三月廿五日）

一二、同　宛江戸中納言秀忠書狀（六月十七日）
一三、同　宛德川家康書狀　（七月廿七日）
一四、同　宛同人書狀　（七月廿七日）
一五、同　宛德川秀忠書狀　（七月廿三日）
一六、同　宛井伊直政書狀　（七月六日）

◇上田市　河合操氏出品

一、松平忠周公和歌
◇上田市役所　柴崎新一氏出品
一、松平忠禮公肖像

一般室

◇東京　小平三郎氏出品

一、眞田幸村書狀（大阪城中より）
二、眞田幸村書狀（同）
三、眞田昌幸書狀
四、眞田昌幸書狀
五、眞田昌幸書狀

以上五點は大阪史料展覽會出陳先約のものを特に出品せられしもの

◇小縣郡依田村　龍嶺寺出品

一、眞田信之朱印狀
二、眞田宮內介信尤由緒書

◇小縣郡傍陽村　實相院出品

三、眞田信之朱印狀
四、眞田信之朱印狀

◇諏訪郡宮川村　守矢眞幸氏出品

五、眞田昌幸狀

◇小縣郡神川村　國分寺出品

六、仙石氏堂塔修理佛像奉納札
七、松平氏堂塔修理札

◇小縣郡東塩田村　生島足島　社出品

八、慶長棟札
九、眞田昌幸狀
一〇、眞田信幸寄進狀
一一、眞田信幸狀

◇小縣郡和田村　長井新藏氏出品

一二、石合、長井等四人宛出浦半平狀二通
一三、眞田信之朱印狀
一四、眞田信之朱印狀
一五、眞田信之知行宛行朱印狀
一六、眞田信之定書

◇小縣郡長久保新町　小林繁樹氏出品

一七、眞田信之朱印狀
一八、眞田信之朱印狀
一九、眞田信之朱印狀（集帖）

◇小縣郡鹽尻村　正福寺出品

二〇、眞田信之朱印狀

◇上田市　峯村かく氏出品

二一、宮下善七郎宛眞田昌幸狀

二三、宮下太兵衛宛昌幸知行宛行狀
◇上田市　遠藤鐵太郎氏出品
二三、眞田信之狀
◇上田市　芳泉寺出品
二四、眞田幸貫奉納楞嚴經
二五、仙石忠政像
◇上田市　早川寄包氏出品
二六、元祿信濃全圖（特別室陳列）
◇上田市　河合操氏出品
二七、加藤左馬助嘉明狀（參考）
二八、加藤左馬助嘉明狀
二九、加藤左馬助嘉明狀
三〇、加藤左馬助嘉明狀
三一、加藤左馬助嘉明狀
◇小縣郡長村　山家神社社務所出品
三二、眞田幸隆、信綱署名四阿山神社社嚴扉
三三、源太左衛門信綱狀
三四、眞田昌幸狀
三五、眞田昌幸朱印狀
三六、眞田昌幸朱印狀
三七、眞田信之朱印狀
三八、眞田信幸朱印狀
◇上田市　正村竹亭氏出品
三九、正村右衛門佐宛信之狀
四〇、正村金右衛門宛信之狀
四一、正村金右衛門宛信之狀
◇東京市　瀧澤助右衛門氏出品
四二、仙石忠政黑印
四三、慶安三年裁許地圖
◇南佐久郡北牧村松原鄉社　諏訪神社々務所出品
四四、仙石秀康神宮寺領寄進狀（參考）
◇小縣郡長久保新町　石合九郎兵衛氏出品
四五、眞田信之朱印狀
四六、眞田信之朱印狀
四七、出浦對馬守外四名連名毛引覺書
四八、出浦對馬守奉一札
四九、出浦對馬守狀
五〇、長窪返り百姓覺書
五一、返り百姓覺出浦黑印
五二、長窪村十藏申口
◇南佐久郡南牧村　井出粗氏出品
五三、北條氏直朱印狀
五四、牧垣信方知行宛行狀（參考）
◇北佐久郡岩村田町　龍雲寺出品
五五、瀧川一益寺領安堵狀
五六、武田勝頼狀（參考）
五七、仙石秀康諸役免許狀
五八、北條氏直寺領安堵狀

五九、武田勝頼狀
◇川崎市　眞田亘氏出品
六〇、夕庵法師宛眞田昌幸書狀
六一、眞田昌幸和歌
六二、眞田信之書狀
◇更級郡西寺尾村　石坂坦四郎氏出品
六三、眞田信幸狀
◇小縣郡西內村　高梨新藏氏出品
六四、上田傳來記
◇上田市役所出品
六五、仙石家譜　五册
六六、小縣郡年表　五册
◇松代町　大平喜間多氏出品
六七、滋野親王外傳　五册
六八、眞田御武功疊書　一册
◇松代町　小山田太郎氏出品
六九、武田信玄狀
七〇、眞田昌幸狀
◇松代町　河原舜象氏出品
七一、出浦對馬守宛信之狀
七二、出浦半平外二名宛信之朱印狀
七三、眞田信重狀
◇松代町　浦野種司氏出品
七四、眞田伊豆守書狀
七五、眞田伊豆守書狀
七六、鈴木右近主君信之に殉死したる時の書狀　二通
七七、信州上田古城圖
七八、上州岩櫃古城圖
◇松代町　矢澤賴道氏出品
七九、上杉景勝書狀
八〇、上杉景勝朱印狀
八一、北條氏康朱印狀
八二、眞田昌幸書狀
八三、眞田昌幸書狀
八四、眞田昌幸書狀
八五、眞田昌幸書狀
八六、眞田昌幸書狀
八七、眞田昌幸書狀
八八、眞田信之書狀
八九、眞田信之書狀
九〇、眞田信之書狀
九一、眞田信之書狀
九二、眞田信之書狀
九三、眞田信之書狀
九四、眞田信之書狀
九五、眞田信之書狀
九六、豐太閤より矢澤薩摩守拜領の兜
九七、矢澤家祖先傳來の馬印の旗

◇小縣郡　殿城村矢澤區出品

九八、矢澤薩摩守差物

◇松代町　爾津甚太郎氏出品

九九、北條氏直書狀

一〇〇、北條氏直書狀

一〇一、德川家康知行安堵狀

一〇二、眞田信之書狀

一〇三、上杉景勝書狀

一〇四、眞田昌幸書狀

一〇五、武田勝頼書狀

一〇六、北條氏直書狀

一〇七、北條氏直朱印狀

一〇八、德川家康書狀

◇松代町　赤澤光太郎氏出品

一〇九、眞田鄉古圖

一一〇、眞田信之以下歷代之書

一一一、眞田信之書、其他一卷

◇上田市　横關早苗氏出品

一一二、菅平墾地之圖

◇小縣郡神科村　常井久太郎氏出品

一一三、上田城本丸二の丸ノ圖

◇上田市　成澤伍一郎氏出品

一一四、仙石時代上田城の地圖

◇武州川口町　青木誠氏出品

一二五、眞田信幸感狀

一二六、眞田信幸朱寺狀

◇松代町　矢野弟治氏出品

一二七、眞田信幸書狀出浦對馬守宛

一二八、眞田安房寺昌幸書狀

一二九、眞田隱岐守書狀

一三〇、眞田信重狀

◇長野市　鎌原正子氏

一三一、眞田昌幸狀

一三二、海津古城圖（參考）

一三三、眞田初代松代城本丸御殿ノ圖（同）

◇松代町　河原正路氏

一三四、眞田昌幸感狀

一三五、眞田昌幸感狀

一三六、眞田昌幸感狀

一三七、眞田伊豆守感狀

一三八、眞田伊豆守信之書狀

◇松代町　成澤直亮氏出品

一三九、武田信玄狀（參考）

一四〇、武田信玄狀（同）

一四一、大阪夏陣着用軍衣

一四二、大阪陣に用ひたる馬印

一四三、眞田信之朱印狀

一四四、眞田信之朱印狀

一三五、眞田信之朱印狀
一三六、眞田信之朱印狀
◇松代町　山口勇雄氏出品
一三七、眞田信之狀
一三八、眞田信之狀
一三九、眞田信之狀
◇松代町　大瀨直溫氏出品
一四〇、北條氏政狀
一四一、眞田信之狀
◇松代町　大英寺出品
一四二、大蓮院鎧着用の畫像
一四三、大蓮院使用蒔繪膳部
一四四、鴻門會繪一軸
◇埴科郡寺尾村　大鋒寺出品
一四五、大鋒院畫像
◇松代町　原昌誠氏出品
一四六、眞田幸村畫像
一四七、眞田昌幸畫像
◇上田市　柳澤健太郎氏出品
一四八、眞田信之知行宛行狀
一四九、矢澤宮下連署狀
一五〇、宮下藤右衛門書狀
◇上田市　願行寺出品
一五一、矢澤出浦泄田黑印狀
一五二、眞田昌幸狀
◇小縣郡別所村　楓井市重氏出品
一五三、眞田信之知行宛行狀
一五四、同人朱印狀
一五五、出浦對馬守黑印狀
一五六、矢澤石井海野等黑印狀
一五七、出浦清野等黑印狀
一五八、眞田信之朱印狀
◇埴科郡坂城町　宮原英三郎氏出品
一五九、慶長傳馬朱印狀（參考）
◇小縣郡西塩田村　中禪寺出品
一六〇、眞田信之朱印狀
一六一、眞田信之朱印狀
◇小縣郡富士山村　西光寺出品
一六二、眞田信之朱印狀
◇小縣郡縣村　白鳥神社出品
一六三、海野系圖
一六四、白鳥宮之記
◇群馬縣吾妻郡伊參村五反田　田村耕作氏出品
一六五、眞田信幸知行宛行狀
一六六、眞田信信幸狀
◇北佐〃郡中佐都村　佐藤始三郎氏出品
一六七、仙石秀久戰時用腰旗
◇南佐久郡高野町　高見澤政右衞門氏出品

一六八、北條氏直朱印狀
◇南佐久郡高野町　高見澤庄一郎氏出品
一六九、仙石忠政書狀
◇小諸町　鹿島神社出品
一七〇、仙石秀久寄進狀（參考）
◇更級郡塩崎村　清水信一氏出品
一七一、松平忠明書
◇上田市　上田神社出品
一七二、眞田昌幸狀
一七三、眞田信之狀
◇南佐久郡田口村　丸山延太氏出品
一七四、依田信蕃狀
一七五、依田康國狀
◇南佐久郡田口村　山宮三六氏出品
一七六、仙石三郎兵衛狀
◇上田市　海禪寺出品
一七七、眞田信之朱印狀
◇上田市　腰原文太郎氏出品
一七八、北條氏邦書狀
◇小縣郡長村　信綱寺出品
一七九、大檀君古鑑集乾坤
一八〇、眞田幸貫公奉納楞嚴呪
◇殿城村　良泉寺出品
一八一、矢澤綱頼寺領寄進狀
◇松代町　長國寺出品
一八二、眞田幸隆公畫像
一八三、眞田幸貫公自畫像
◇南佐久郡田口村分會出品
番外、龍岡城圖（參考）

以上

尙小學校北校部に於ても史料の展覽會が催され、南校部の其とは品種の異つたものが出陳された。

一歷史講演會
　公會堂に於て文學博士黒板勝美先生の城郭に就ての、有益なる講演があり盛況であつた
一米澤上杉藩大筒發砲、雲井會劍舞
一陸軍飛行演習　上田飛行場を中心に擧行
一上田市及北上州生產品展覽卽賣會

一上田及草津藝妓餘興出演
一煙火打上げ
一大日本武德會長野支部上小支所の發會式

此築城三百五十年祭擧行に決するや、祝賀記念の歌を作り之を謳唱ふ事とし、其歌詞は此種の作歌の權威、東大史料編纂官中村孝也文學博士に委囑し、作曲は東京音樂學校草川宣雄教授氏を煩して出來上つた。歌詞及び作曲は左記の如である。

上田築城三百五十年祭祝賀記念歌

○淺間の山の朝まだき　高き姿に光明あり
千曲の川の川波の　調はとはに盡きやらず
秀麗の氣の凝るところ　英俊の士ぞ現はるゝ
○思は遠し天正の　雲亂れ飛ぶ信濃路や
大鵬一羽悠々と　天翔り來る巖の上
眞田の家の礎は　千代ゆるぎなく定まりぬ
○世に名城と謳はれて　上田の丘にそゝりたつ
其城よりも尚ほ高き　父子三代の智略の名
忠勇義烈とこしへに　人の心を奮はしむ
○築城三百五十年　世は移ろへどうつろはぬ
高風四方に吹き滿ちて　秋の半のさわやかさ
鄉土の譽さらばいざ　歌ひかはさん諸共に

上田築城祭記念歌

中村孝也作歌
草川宣雄作曲

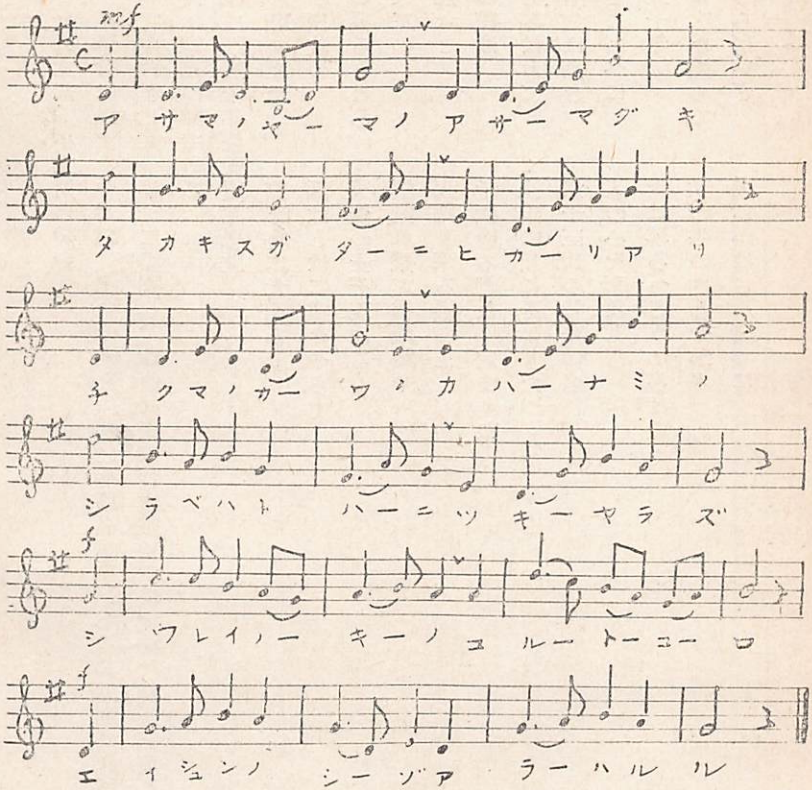

社寺、古蹟及び人物誌

第一篇　社寺

第一章　神社

信濃の國に大山祇神を祀れる山ノ神の社が最も多いのは當然と考へらるる所である。而して又諏訪神氏系の繁衍と、諏訪神威の發揚とに由て、各地に鎭座奉祀せらるるに至つたものと思はるる、建御名方命を祭神とする諏訪社の數の、甚だ多いのも注意を惹く所である。小縣郡の如きも到る所に其社を見るのである。我上田市域内に鎭座せる神社に就て見るに、村社以上の社格あるもの十一社にして、其中建御名方命を祀れるもの八社、然も其内には科野大宮上田神社の二縣社がある。他の祭神の社は、四ケ牧神社、伊勢神社、宮川神社の三社で、上田市の大部が昔時須波の郷と稱せられた所だけあつて、諏訪神崇敬に顯著なものがある。之に依て考察する時は、上田市の大部分には諏訪神氏系の、及諏訪神の神威神德を崇仰するもの（諏訪神の系統で諏訪神を氏神とするもの）の人々が、早く居住繁衍したものと見るべきである。

左に上田市内鎭座の神社に就て左記の順序に記述する。

一、縣社
二、村社
三、無格社

第一節　縣　社

科野大宮社　上田市大字常入字上常田

社格縣社　祭神、大己貴命、事代主命　相殿　建御名方富命

大宮由緒

本社創立年月不詳、社傳記祭儀略記及社傳の古書等に載する所に據れば、崇神天皇の御宇神八井耳命の孫建五百建命の創立にして、天武天皇の御代神部神地の御寄附之れ有り、天平年中官祭執行の由に傳ふ。又同年間國府廳の命を以て祭典執行せしより總社大宮と尊稱せり。

康安二年二月關東管領足利基氏下知の狀に、科野大宮主と記載有り、中古以來大宮諏訪大明神とも稱しめ井戸尻に鎭座の所當社傳記に諏訪神社は初



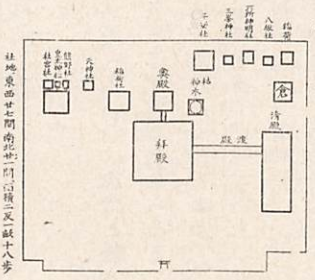

總社大宮
科野大宮

大宮大明神

社に遷宮の由を載す蓋し合併後再社名を複稱せしならん　たりしが、享保十四年吉田家の許狀に、大宮大明神とありしより大宮の社號に復し、明治維新の後今の社號に改む。

氏子區域

往古境內東西六町餘、南北八町の廣さを有せり。本社は常田村及び上田町の內常田町橫町海野町鷹匠町

文治年中八條院御領の節、大鳥居の御寄附あり字上ノ山に建立今、鳥居場と稱す

厩裏町新參町丸堀町の産土神にして、又舊上田城は常田庄に屬するを以て慶長年中眞田氏當城の鎭守と定め、祭典を興し特に崇敬を加ふ。爾來城主代々崇敬の社にして、藩費を以て營繕す。

修理、再建の棟札

天文年間兵火の爲に燒失し、天正元年八月再建、同十二年、寶永七年七月、正德四年六月、元文四年八月、明和三年九月、安永九年九月修理の棟札存す。現今の社殿は萬延元年上田城主松平忠禮の再建なり　神社明細帳所載由緒書

足利基氏下知狀

此社が古來顯はれた有名な社であつた事は、關東管領より天下安泰の祈請を命ぜられた左の

天下安全祈禱之事

就二專星出現一殊可レ被レ致二精誠一之狀如件

康安二年二月廿三日　　花押（足利基氏）

科野大宮主との

の下知狀に據つても知られる所であるが、

國府總社なりしか

(一)大宮と稱する社は他にも多くある。然るに獨り此社のみ古來科野大宮と稱し、科野の二字を冠すること

(二)社傳に總社大宮と稱せしを傳ふること

(三)此社の東方字堀内に、上代信濃國司廳が存在せしなるべしとの推想　等より此社の位置に思を及ぼす時は、或は上代國司禮拜の國府總社で、あつたではあるまいかと思はれる。

德川時代に至り、此社と國分寺三重の古塔のみは、其破損の場合に其修理造營等の事は、此地の領主之れに任じた事は、上代の遺風に依るものと考へられる。寶永三年。指出帳

造營修理は地頭之に任す

枯神木保護

此社の造營修覆等の事に就いて、眞田氏時代は記錄の徵すべき者が無いので、知るを得ないが仙石氏領主たりし時に、此等の事に當つた事實は寶永三年差出帳所載や、元祿五年當社神木槻の枯木に覆屋を設

けた事で判明する。

元祿五年此社の神木、枯れた時領主仙石政明は其腐朽を惜しみ、地上丈餘の所にて之を伐り、其上に覆を施し之を保護した。此神木は里人の談り傳へに據ると、朝暉夕陽に樹影八町に及びしといふ。松平氏も再修覆した。

松平氏時代の事は、文久二年大宮神主川上對馬より藩に提出した、先例書に詳述してあるので、次に記して置く。

社殿造營先例書

歡喜院の代

一、歡喜院様御代寶永七寅年五月大宮手洗石並蓋共御寄附被レ遊候

同年七月大宮社内破損御繕御手入被二仰付一候

一同御代正德四年八月社内惣御修覆被二仰付一候節大鳥居一宇新に御寄附被レ遊候、並二御本社御簾御寄附被レ遊候

但御棟札一枚御奉納被二成置一候並爲二御遷宮料御米五俵御奉納被レ成候

歡良院の代

一歡良院様御代元文四未年六月より八月迄、社頭御修覆被二仰付一候節、社地廻り惣土手御引崩し只今中垣御建立被レ遊候其節大鳥居之額新二御寄附被二仰付一候

但御額之筆者佐文正

大宮大明神之文字隷書二相認有レ之候



（屋根柵を施せる枯神木）

御遷宮ニ付御棟札並御遷宮料米五俵先例之通御神納被レ遊候

大量院の代

一大量院様御代明和三丙戌年九月社内御修覆被ニ仰付一候

但御棟札御遷宮料如ニ先例一被ニ仰付一候

一安永四乙未年十二月廿五日御紋附瓶子一對並ニ御紋附但金御紋三方御寄附被レ遊候

一安永九子年八月大宮本社御繕之上瓦屋根被ニ仰付一候而追々清殿拝殿神樂殿等皆瓦屋根ニ被ニ仰付一候

但手洗石蓋神木蓋等如ニ先規一被ニ仰付一有レ之候

但此儀ハ御本社御繕より被ニ仰出一候而正遷宮は不レ被ニ仰付一候故延引仕置候

大彰院の代

一當御代天明四甲辰年七月廿八日御繪馬御奉納

但金地飛龍　筆者狩野永翁

同年九月廿一日御社參被レ遊候節御太刀馬代若干御神納被レ遊候

一寛政四壬子年　八月大宮本社と清殿との間橋屋根共ニ新ニ御寄附被ニ仰付一候、此節社内所々御手入被ニ仰付一候(御用部屋書留)

忠禮公社殿造營

文久二年九月藩主忠禮社殿を造營し、其功將に成らんとし正遷宮の擧式も近づきし時、川上將監は御紋附幕一對及高帳一對の寄附を出願し

乍レ恐奉レ願口上書

一御當社大宮者御城御鎭守御上様にも御代々御崇敬之御社殊に御數代御普請御寄附等も御續被ニ下置一猶又此度御大造御普請被ニ下置一、近々御造營成就可レ仕右ニ付正遷宮御武運長久並御領民安全之御神事謹行仕度奉レ存候ニ付、奉ニ恐入一候御儀ニ御座候得共、御紋附御幕一對御紋付御高張一對御寄附被ニ成下置一候様奉ニ願上一候乍ニ恐右願之通被ニ仰付一被ニ下置一候はゞ難レ有奉レ存候　以上

(文久二年)戌九月

大宮神主川上將監

御作事御役所（御用部屋書留）

願は早速聞届けられた。此時の造營にかかる社殿が現在のものである。

藩主の參拜

藩主參詣禮拜

領主參詣禮拜のことは、仙石氏の時元祿の頃藩主自ら八幡、伊勢宮、大宮に參詣せしこと度々あり。松平氏の時には藩主の參詣あるか、然らざれば家臣の上席者をして、代拜せしめた。左に天明九年正月藩主參詣のことを記した、海野町間屋日記の一項を記し、當時の樣態を窺ふ資料とする。

正月十九日

一大宮八幡

殿樣御參詣五ツ半時御伴揃、當田町より御出大宮に御參詣被レ遊候、御先番御用人寺尾九郎右衞門樣御供頭都筑太郎左衞門樣御次石川萬五郎樣御供掛山勘右衞門樣町通り夫より八幡に御參詣木町口より御入被レ遊候、當日夜明町見分いたし候、萬端取計ひ等惣而御參覲の通、盛砂は横町市作萬右衞門前に一つ宛いたし候、すだれ打付け取あしき分は此度は見逃し被レ遊候旨被二仰出一候、御手代御兩人官右衞門殿御先拂四人町役人不レ殘麻上下附人二人遣し置四ツ時無滯相濟。

藩主社參の時の供連れ

藩主社參の時には御供御用人供連、若黨兩人（四人の處倹約中二人）鑓持一人、挾箱持一人、長柄持一人、草履取一人、馬口之者兩人、沓籠持一人、合羽籠持一人、御先番御用人供若黨兩人、草履取が隨行したのである（師岡藏上田年中行事）

若し代參の時は

代參罷越候節乘馬にて大手御門乘出し若黨に申付け番所へ、御代參ニ付不レ及ニ會釋一旨罷通事、歸も乘馬にて不レ苦、乍去會釋は可レ致事、途中之侍出會之節御代參ニ付不レ及ニ會釋一旨斷らせ宜候事と定めてある。九月十九日代參の時は初穗百疋、其他の時は初穗十二銅（師岡藏書取）

社領

社領は眞田氏領主の頃は七貫文元和五年調小縣郡年表仙石氏の頃は一貫百七十文寛永差出帳松平氏の時には現米二石六斗二升六合であつた。

社格

區制時代明治六年四月第二十二區の鄉社に列せられ、同二十九年十二月二十三日縣社に昇格し、同三十年三月三十一日科野大宮社と稱する事になつた。

祭日及行事祭

祭日は從來九月十九日であつたが、安政二年出願して十二月十二日と變更し、現今は十月十五日である。猶舊來の祭式現今繼承せられて居る年中行事祭は

御賀玉儀　正月元日
正月二日三日の祭
御田作祭　正月六日
水田祭　五月六日
御旅祭　六月十一日
六月晦日祭
風祭　七月
神服祭　八月一日
杭定め之儀　九月一日
穗懸祭　九月十八日
九月十九日之祭
贄祭　十月十五日
御炊祭　十一月十五日
事始儀　十二月廿日

晦日年越祭

（神社明細帳、上田町誌、海野町問屋日記、御用部屋書留）

特殊なる祈請祭

三社勸請祈願

旱魃の年、此社に紺屋町八幡、房山大星の二神を勸請し、三社合併雨乞祈請をした事が度々行はれた（問屋日記）

明治四年廢藩の時、舊上田城内二ノ丸に在つた松平家の鎭守神圓州龜山在城の頃始めて勸請神號不詳の靈璽を當社内に遷した。町細帳

此神社の氏子は上田町の内、海野町、横町、舊藩内の鷹匠町、常田町、海野町裏町、新參町、丸堀町及常入村で合計一千〇二七戸明治十四年常入村誌であつた。鍛冶町は海野町なるも大星神社（上田神社）氏子で、大宮の氏子では無い



六所明神社

原町問屋所藏。「明治二年原町中間の土中、悪上田町繪圖

水拂筋を穿つて石橋を得たり、鐫て曰く是より南常田村と則古老の傳、確たり」と常入村誌に述べてあるのは、常田村の境界の一證となすべきであらう。

町誌には常入村（四百十九戸）大宮氏子中に載せてあるも、踏入村には古來よりの諏訪神社古家神社あれば、踏入は此社の氏子であつたのであらう。

境内諸社

六所明神社

六所、明神社、御厩中央御玉神を祭る。

此社往古上田舊城地にありしを天正年間築城の際此境内に奉遷したと云ふも、舊城地何處を指すか明かで無い。諸國の例に徴するに、國府所在地に多く此社がある、故に此社古來より此處に鎮座したもので、他社の移轉と混同したのではあるまいか。

駒形稲荷社　祭神保食神

六所明神社境内に在りしを同時に移遷したと云ふ。

稲荷社　祭神保食神　大宮賣命　大田命。

松平氏龜山在城の節創立の社で、上田轉封後城内三ノ丸に社殿建設鎮座の所、廢藩の時此處に遷したのである。

子安社　祭神木花開耶比賣命　高皇産神靈　神皇産靈神

嘉永五年信州佐久郡三塚村子安社の分靈を、城内三ノ丸に勸請したのである。廢藩の時此處に遷した。

子安社
松平氏の佐久三ツ塚村より分靈奉祀

天神社　祭神菅原道眞

此社もと天神川原に在りしを、慶長十八年此地に遷したと傳ふ。其跡地の切起は社領とし、其收納にて社殿の修理が行はれた。

熊野社　祭神伊弉册尊　速玉男神　事解男神

天正年間常田圖書創めて勸請したと云ふ。常田字前田權現坂上に在つたのを、明治四十一年六月二十日此境内に遷した。

皇太神宮　祭神豊受大神

勸請年代不詳、もと常田の東方字藤ノ森に在りしを、熊野社と共に現地に遷した、舊社地東西十間四

尺餘南北十二間一尺餘。

社宮神社　祭神は御宣津神。

常田字社宮神に在りしを、前二社と共に現地に遷した。

此他三峯社、八坂社、稻荷社、諏訪社、猿田彦社等がある。神社明細帳　神社傳

大日堂

本社境内の西部の地に、兩部の大日堂があつた。明治二年六月の排佛毀釋令

排佛毀釋令

一社地内に有レ之佛像佛堂塔類は便宜之寺院へ引移し可レ申事

一寺院に有レ之神社小祠にても、不レ殘社地に引移し可レ申事

一從來神社に納置候木像類惣而取除可レ申事

一已後聊かの小社佛舍共、無レ願して取建候義決而不二相成一

に依り取拂はれ、大日如來像は久しく横町宗叶寺内に保管されて居たが、昭和七年四月神科村地籍（常田池の北方）の地に堂を建立して移遷した。

大日堂

吉田家出張所

吉田家出張所　安政二年四月此境内に出來た。大宮神主川上將監の斡旋で、京都吉田家から此處に出張して、金貸しをした所である。御用部屋日記書留

上田神社　上田市房山字大星沖鎭座

社格縣社　祭神建御名方命　前八坂刀賣命　事代主命

祭日　九月廿八日

社傳に據れば、醍醐天皇の延長二年諏訪神社の分靈を勸請した。花山天皇の御崇敬篤く、大法性大法師大星の三勅號を賜り、依て大星社と稱したと云ふ。

昌幸寄進狀

信之社領安堵狀

上ノ山城主社殿を再建す

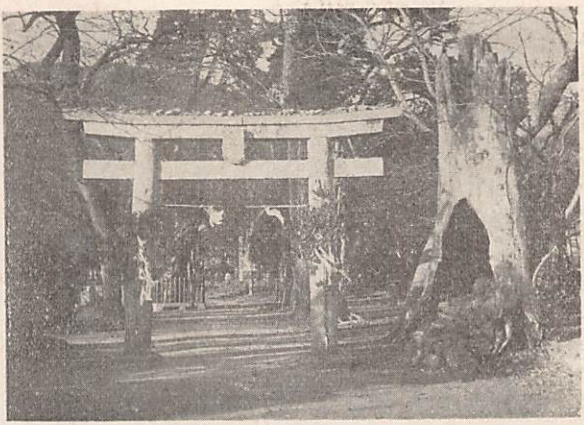

上田神社

此社武田信玄勝頼二代を通じて崇敬した事は、天正四年八月二十五日の、武田勝頼繼目の朱印が之を證して居る。其後眞田氏も崇敬篤く、天正十五年に社殿修理料として九百五十文の地寄進があつた。

御社修理可レ仕候由申上候而神領の見出九百五十文之所被レ成二寄進一之由御意候者也仍如レ件

亥八月十四日　昌幸印

大ほうし禰宜太夫殿

少將奉之

社領は慶長六年に眞田伊豆守信之が、前々の如く社領五貫三百五十文、異儀無く附け置く旨の安堵狀を此社に出して居る事は、昌幸時代に既に五貫三百五十文の社領を附け置かれた事を證して居る。仙石氏の時には九百五十文（寛永三年、松平氏の時には現石二斗三升二合餘を寄進して居た。貞享三年拜殿を建設し、八月廿七日棟上式を行つた。

享保五年氏子等相談して、大星社殿を東西へ各一間づゝ廣めて、普請するに決して工事に着手し、翌六年竣工九月廿七日遷宮の式を擧げた。此社は常田の大宮社とは、大に其趣きを異にして、神社に關する世話斡旋は、悉く崇敬氏子等の盡力に出でたものと爲すも差支無いのである。

正德元年六月氏子等此社に於て雨乞をして水鉢を奉納し九月又水石を奉獻した。

出羽上ノ山の城主松平山城守信將（伊賀守忠周の甥に當り、上田にて生れ出でゝ上ノ山松平氏を襲ぎし人）當社崇敬甚だ篤く、寛保元年社殿を再建した。

文政三年七月日記に、大星拝殿建替入用百七十兩餘、御塀共二百兩程の見積りあるから、此頃拝殿建替の事があつたらうと思ふ。

此社の鳥居は氏子中で寄進するのが慣例であつたが、文政六年八月には、房山瓦燒兩村の若者等が寄附して建設した。天保二年、本社殿建替竣工、五月四日遷宮の式があつた。

此社は常田大宮と共に上田地方では著はれた社であるが、松平領主時代に於ける崇敬の様は、常田の大宮社とは大に異つて居る。寶暦十三年八月十五日、成田十學が藩主の代參として、八幡、大法師、大宮に參向したが、大法師代參といふ事は、前後切めての事であつたと、原町問屋日記に載て居り、領主の參拜の如きも無かつたのが判明する。

明治六年四月村社に列し、同十一年六月上田神社と改稱した。同十四年二月十日鄉社に列し。昭和二年十二月二十四日縣社に昇格した。境内に太郎木、次郎木と稱する槻の大木あり、太郎木は枯死したが、次郎木は今猶存し其周圍三丈餘に及ぶ。

里宮と稱するは房山町に在り、社地坪數五十六坪である。

境内社

天滿宮　祭神　菅原道眞

社殿は境内彌榮神社の西隣に在る

彌榮社　祭神素戔嗚尊

社殿間口二尺五寸奥行二尺上屋間口六尺。奥行六尺。本社の西に在る。勸請創立年月詳かで無いが、寶永八年四月再建の棟札がある。此社もと今の神科村山口字天王沖に在りしを、明治二十三年十二月五日本社境内の地に移し、其跡地には一小祠を存する。古來祇園祭の房山獅子舞は、先づ此宮に於て演じた。故に其例に由り移轉後に於ても、獅子舞を演ずる時は、此社前に於て先づ演舞するのである。

社格

昭和二年縣社

里宮

天滿宮

彌榮神社

安政四年七月、今迄少さい祠があつたのを、再建を企て同五年工事竣功し、三月二十一日辻宮祭を賑々敷く行つた。現在の社殿は其時建立されたのである。神社明細帳神社古文書



彌榮社

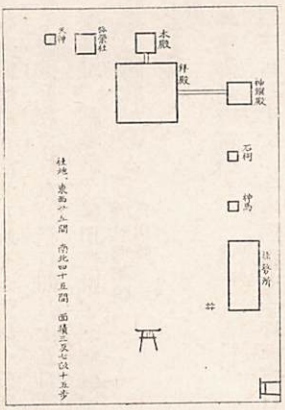

第二節　村　社

古家神社　上田市常入字古屋敷に在る

社格村社　祭神建御名方命　前八坂刀賣命

社傳に延長年間諏訪明神の分靈を勸請し、元久年中洪水の爲め今の地に移したと云ふ。舊踏入村の産土神である。

天保十三年八月吉田家より古家神社の社號を允許され、明治六年四月村社に列した。

古家神社の社號

社格

社領

社領　元和五年四百四十文
寶永指出帳所載、社領七百五十文。



古家神社

社地東西二十七間半南北十六間面積一反四畝二十歩。

境内社

大正五年五月十八日常入字山根に在りて、創立年月不詳、口碑に元國分寺上ノ坊中の鎭守と傳ふる八幡社。

無格社　及常入字藤ノ森に在りし豊受大神を祭れる皇太神社無格社。を本社に合併した。

手筒神社　保食神、御氣津神を祭り、もと手筒山に鎭座せしが、後飯綱澤に移し、寛保戌年の洪水の爲め現地に移した。從來飯綱社と稱せられしが天保十三年八月手筒山神社の稱號を許された。祭日四月十五日。

此外稻荷社、粟島社、秋葉社、猿田彦社、三輪社、天神社、戸隱社等の諸社がある。神社明細帳　差出帳

鎌原神社　上田市常磐城字豊原

社格村社　祭神建御名方富命

鎌原神社

諏訪明神

創立年月不詳　舊鎌原村の産土神で、寶永三年差出帳所載社領三百六十文　今境內百七十坪。祭日は九月十四日。もと諏訪明神と唱へしが、明治二年上田藩の許可を得て鎌原神社と改稱した。明治六年村社に列した。本殿拜殿の外淸殿がある。（神社明細帳）

須波三穗神社　上田市常盤城字小路と建

社格村社　祭神　建御名方命　大巳貴命　少彦名命

二座あり、元西脇村新町村二村の産土神で、字小路にあるを春宮と稱し、字建に鎭座するを秋宮と稱



鎌原神社

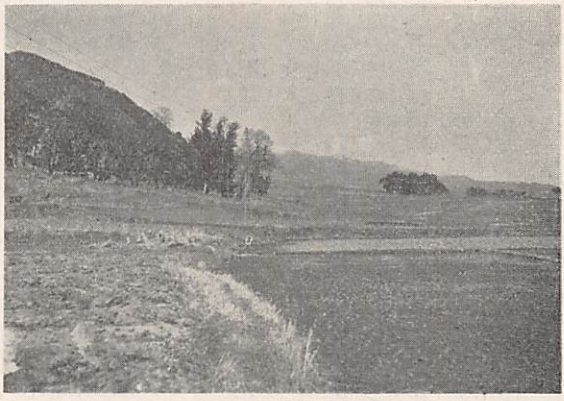

須波三穗神社

左方近くなるは秋宮　右方なるは春宮

し、春秋二季祭典を執行した。祭日四月十三日九月十四日

創立年月不詳　古來諏訪社と唱へしを明治二年上田藩の許を得て社號を改めた。明治六年四月村社に列した。

小路建の兩社共其本社清殿拜殿鳥居等、皆同一形式である。社地は字建鎭座社は、東西二十九間一尺餘南北六十二間、面積六反七歩。小路鎭座社は東西二十六間南北二十五間、面積一反八畝九歩

生塚神社



生塚神社

境内社

常盤城村誌に據れば、建鎭座の社には、建御名方命と少彦名命を、小路鎭座の社には、建御名方命と大巳貴命を祭るとある。

境内社　三島社は小路社の境内に在り祭神は大山祇神と云ふ。神社明細帳　町村誌

生塚神社　上田市常盤城生塚字生心

社格　村社　祭神　建御名方命　大巳貴命

勸請年月不詳。祭日九月十四日　古來諏訪明神宮と稱したが、文久元年四年生塚神社の社號を允許され、明治六年四月村社に列した。寶永三年差出帳所載社領は八百四十二文で多い方である。今社地東西二十五間餘南北三十間面積二反五畝一歩。境内に金比羅社、伊勢宮、天神社がある、共に勸請年月は判明らない。

社領安堵の古證文

此社に天正(?)十年神領五百五十文安堵の古證文を藏して居る。

大正九年三月廿四日長野縣の許可を得て、稻荷社字生心鎭座　赤岩神社字赤岩鎭座祭神手力雄命　左口社字殿田鎭座祭神保食神　山神二社字犀澤鎭座　字戸澤鎭座を本社境内に移した。神社明細帳

諏訪泉神社　上田市字常盤城内

諏訪泉神社　諏訪部に在り

社格　村社　祭神　建御名方富命　祭日九月十四日

勸請年月不レ詳、もと諏訪明神社と稱し、舊諏訪部村の産土神であつた。文久元年四月吉田家より、諏訪泉神社の社號を許され、明治六年四月村社に列した。社地は大正四年六月百九十四坪餘を擴張し、三百九十二坪餘である。

境内社　戸隱、天神の二社がある、共に勸請年月は詳でない。

現今の社殿は明治年間の再建で、平坂芳文の建築である。芳文は富山縣新川郡泊町の人、大正八年歿した。北陸地方に於ては有名な伽藍師で、其彫刻も亦有名である。年三十五才の時吉田芳明（此人は米國世界博覽會に等身大の彫刻物を出品し、金牌を受領した、其際米國の彫刻家は「日本にも此の如きノミのあとを見るか」と激賞した程で、氏の作品は帝室御買上と成つたのも非常に多く、名高い人である）の許に赴いて、年僅に廿一才で自分より十數年も年下の若年者芳明に師事し、其技を磨き彫刻界に於ても、其名顯はるゝに至つた人で、其作品中散華と題した釋迦像、高さ八尺のもの最も高評であつた。

神社明細帳
平坂芳文

四箇牧神社

四箇牧神社　上田市小牧字四ツ谷に在り

社格　村社　祭神　表筒男　中筒男　底筒男の三柱の神　相殿　神功皇后

祭日　新年祭　二月廿七日

例祭　九月十六日

新嘗祭　十一月廿七日

勸請年月不レ詳。元住吉明神と唱へ、舊小牧村の産土神であつた。

社領　元和五年には八百五十文、寶永差出帳所載社領は三百文あり、松平氏の時は現石二石三斗一升三合、

住吉神社

現在社地は一千二百四十七坪。明治四十四年三月字上の段に在つた大神宮と、字山下に在つた稲荷社とを境内に遷した。

水上保護の神

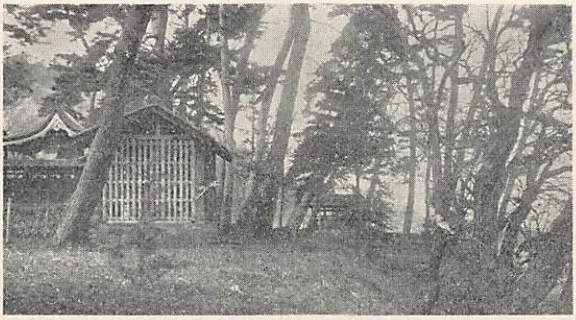

四箇牧神社



四ケ牧神社北方千曲川の爲めに扇壊の狀を示す

社號は弘化二年吉田家の允許を得て、四箇牧神社と改稱し明治六年四月村社に列した。住吉の神と祭られる表筒男中筒男底筒男の三神は、神功皇后新羅を征伐し給ひし時、其御船を守護し奉り、海上安全御凱旋の後、此三神の荒魂を祭らしめ給ふたのが、長門國豊浦郡の住吉社である。古來より水上安護の神として篤く崇敬せられ、航海者漁業者等は必ず奉賽して水上の安全を祈るを例とする。上代此社の附近から、對岸の神川村堀部落に渡る千曲川の渡船場があつた時（現今の渡船場は其位置よりは上流に在る）、其渡船場近くに水上守護の住吉の神を奉祀した社が、今四箇牧神社と稱する住吉社ではあるまいかと思はれる。此社は昔時は現在の向とは反對で、千曲川に向て居たが千曲洪水の爲め社の參道流亡したので、反對に參道を作り同

時に社殿の向も南向に替つたと傳へられて居るが事實と思はれる。神社明細帳、差出帳、古老談

諏訪神社　上田市諏訪形字宮田に在る

社格　村社　祭神　建御名方富命　祭日

祈年祭　二月廿七日

例祭　九月廿七日

新嘗祭　十一月二十七日

勸請年月は不詳であるが、神道成就記嘉禎三丁酉十月の條　上社注連下神主所載の内に、小縣しなぬ大明神すはがた大明神等並記しあれば、古社であつた事は推知することが出來る、寶永三年差出帳所載社領二貫二百文で多額の部に屬して居る、古來より社領神田よりの收納米を以て、濁酒を造り祭禮の時其を氏子はじめ、參拜者一統に神酒として、頂戴させるのが恒例であつた。社地は三百四十四坪の處、大正二年十二月編入許可に依り、二百七十一坪を增加し六百十五坪と成つた。

社領神田の收納米にて濁酒を造り參拜者に振舞ふ

明治維新の際社領上地となりしも、同二十二年古來の證據に依り引直しを請願し、同二十六年二月許可され神田七反餘の地を舊に復した。

此社もと諏訪社或は芝宮と稱せしが、明治六年四月村社に列し、同十七年五月二日諏訪神社と改稱した。

境内社

境内に天神、嚴島の二社及び明治四十四年四月十一日字東山より移轉した養蠶國社、祭神稚彦靈命、保



諏訪神社

伊勢宮

食命。字須川より移轉した祭神建御名方富命、前八坂刀賣命の諏訪社とがある。神社明細帳

伊勢宮　上田市御所字木ノ下



伊勢宮

社格　村社　祭神　天照皇大神　手力雄命　祭日

祈年祭　二月廿七日

例祭　九月十五日

新嘗祭　十一月廿七日

勸請年月不レ詳、舊御所村の産土神、明治六年四月村社に列した。寶永三年差出帳所載社領三百文現今社地二百三十二坪

境内に宇都宮社　祭神宇都志國多滿命。雨降社、祭神大山祇命。金比羅社、秋葉社、稻荷社、天神社の六社、及明治四十四年四月二十一日當社境内に移轉した、宇氣母智社（字峠下に在つた）

宮川神社

山神社（字原堰下に在つた）の二社がある（差出帳、神社明細帳）

宮川神社　上田市中之條字宮方

社格　村社　祭神　應神天皇　神功皇后　玉依比賣命

祭日　祈年祭　二月二十七日

例祭　九月十五日

新嘗祭　十一月廿七日

勸請年月不レ詳　古來八幡社と稱せしが文政十年三月十五日宮川神社の社號に改め、明治六年四月村社に列した。寶永差出帳所載社領三百文。現今社地東西十五間五尺餘南北二十三間三尺面積一反一畝廿七歩。

境内に金比羅、稲荷、蠶影社　祭神稚彦靈命、秋葉社の四社、及明治二十四年四月七日字日尻町から移した日尻社祭神建御名方命。同四十年四月字天神堂より移した天神社とがある。社傳に此社親鸞上人に緣故



宮川神社

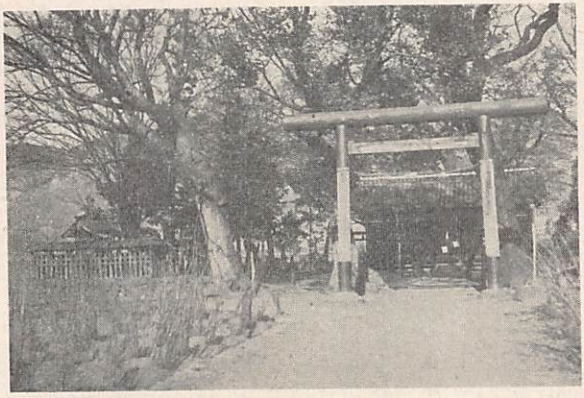

中ノ條八幡

神願の綱

ありと云ひ、又古昔より毎年正月十五日、武田信玄神願の綱と稱して、社前の大木に注連繩を張るを例とし、綱面免？と稱する地所があつたと云ふ。社寶として古面三箇を藏して居る神社明細帳神社書出、差出帳

第三節　無格社

伊勢宮

伊勢宮　上田市上田横町に在る

祭神　天照皇大神　豊受皇大神　祭日一月十四日　七月十六日

小縣郡年表上野氏に「古傳ニ云永祿三年申四月一日常田莊松原ニ鎭座セル豊受大神の社を、秋和村字中原ニ遷座ス其社地一町二反社領六反餘ナリシト云フ勢州山田御師廣田氏屢來リテ住スト云、秋和村文祿三年本帳ニ高合三貫七百廿文伊勢神田トアルコレ也、元和八年十月常田天王屋敷へ移ス此頃芝地ナリシト云フ　卽今横町ナル伊勢宮旅屋是ナリ」とあり、もと伊勢度會の御師　御師とは神宮僧侶を問はず祭事祈禱を爲すものを稱す碩鼠漫筆に伊勢の祠官を　御師と云ひ又大夫と呼ぶとあるも春日御師など云へるもあれば、伊勢ばかりでない　廣田氏、大麻頒布の旅屋　其他の神領を支配し伊勢神宮の神札を頒布し又祈禱などする伊勢御師の旅舍を云ふ　に祭れる社であつた神社明細帳、後には伊勢宮を御旅屋と稱し、御旅屋をオタヤといふやうになつた御旅屋は御師の旅屋故。敬語を附けたのである。眞田氏は篤く伊勢皇大神を崇敬し、伊勢神領の寄進をした。卽ち昌幸は天正十一年三月諏訪部の內にて三十貫文武石の內にて十貫文長瀨鹽河の內にて十貫文合せて五十貫文を寄進し、眞田伊豆守信之は慶長六年八月、伊勢御師廣田備後に宛てゝ、小縣に在る伊勢神領前々の如く異儀無く寄進すべき、安堵の狀

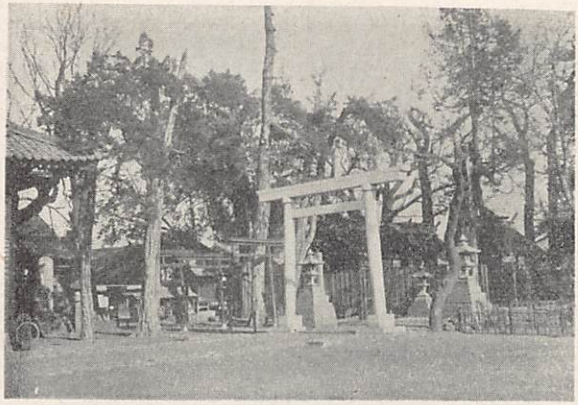

社地・東西三十三間南北十四間餘
面積一反五畝十六歩

眞田氏の崇敬

を出し居る。仙石氏の時元祿十六年に秋和の社地に屋敷稅を課した。其後の神領の事は、如何に變つたかは徵すべき記錄が無いが、寶曆十三年の海野町問屋日記十二月朔日の條に

一伊勢宮に初穂籾參候願上る

覺

一籾二俵也　小諸御領　石井村　久四郎方より
一同　同　芝生田村　與右衛門方より
一同　同　櫻井村　義兵衛方より
一同　同　羽毛田村　茂兵衛方より
一同　同　狐塚村　七右衛門方より
一同　同　坂井村　善三郎方より
一同　同　藤原田村　清右衛門方より
一同　禰津御領　禰津村　安左衛門方より
一同　同　釜村田村　宇右衛門方より
一同　御影御支配　茂澤村　加藤次方より

右村々より横町伊勢宮に初穂參申候御番所御通被ㇾ下候樣奉願候以上

未十二月　海野町問屋横町年寄

御奉行樣

とあり。

同十四年には小諸領、羽毛田村藤兵衛、櫻井村茂兵衛、坂井村善三郎、藤原田村清右衛門、石井村久次

郎、狐塚村七右衛門。井子村午藏、芝生田村與右衛門。禰津領、禰津村安左衛門、釜井田村宇右衛門、井高村吉兵衛、新張村所左衛門、御影支配、茂澤村加藤次等より、初穗籾三十四俵を奉納した。此初穗籾は一已人奉納のものも有らう、又其村々の中伊勢宮信崇の人々の奉納籾を、世話人の名義にて差出したものもあらうと思はれるが、何れにしても此頃此伊勢宮崇敬は、小諸領禰津領にまで及んで居た事が知られる。明和四年には小諸領、羽毛田村茂兵衛外十三ケ村十三名の者が、初穗三十七俵を奉納し、村數は南方村が增加して居る（海野町問屋日記）。止の如く伊勢宮信崇者は、小諸領禰津領等まで及び奉納物も多くなり、隨て參詣者も多數となり、其中には通夜籠の志願者も出來るやうになつたので、上田藩に於ては安永二年一月十三日

通夜籠

一横町伊勢宮去年より段々奉納物も多く當年は參詣も可レ有レ之籠人も同事に多分之赴に相聞候、群集も可レ致哉と相見へ候、依レ之町家之者共心得違無レ之様に可二申付置一候たとへ他領之者共猥り之儀有レ之候共、右體に加はり心得違無レ之様に可二申付一候、年若成者共心得違にて後難も辨へず若氣之至後悔致候事有レ之者二付、町役人共末々へ得と呑込候様町々五六人宛今暮時過呼寄申達し無二間違一様可レ爲二申達一候、時節柄之儀二付、大勢間屋へ呼寄候ては町家にて何等相替りたる義有レ之様にては如何に候間、右之通可二申聞一候

と申渡して注意を與へた程であり、此時の祭には通夜籠の者百三十八人横町書上げの多人數で、藩からは徒士目付鄉手代盜賊改方役人が、警戒取締りの爲めに出張した　此十四日の晚は海野町問屋柳澤太郎兵衛の願に由り、海野町横町鍛冶町一統家並に燈明を献ずる事が許されて、明るく賑やかな祭禮であつた。

天明四年伊勢御師廣田筑後は、一度同性廣田源内太夫に此横町の伊勢宮と、其崇敬檀中とを讓渡したが、後源内太夫病身となり、神務勤め兼ぬるに至りしより、文化五年九月再び廣田筑後に讓り戻した。其時

檀家數約一萬に及ぶ

廣田筑後及親類惣代連署で、海野町問屋年寄宛に差出した證文の中に「其御地御檀家町在家數九千六百軒餘の所、天明四年甲辰五月廣田源内太夫方へ無レ據譲渡置候處云々」とあつて、當時町在に於て、家數約一萬の信崇者を有つて居た事が知り得られる。

安永二年五月上田城下は、當時流行の疫病他所の猖獗なるに比して、其厄少なかりしは伊勢神の御神助なりとて、其報謝の爲めに、六月一日大星、八幡、大宮三社の神主三人神子二人を頼み、伊勢宮神前で臨時祭を執行し、當日は惣町下々の者迄休日とした

伊勢宮の崇敬大神宮の崇敬は上田惣町なり

此年七月横町内の心願者が、伊勢宮へ石垣を寄進する事があつた時、惣町の崇敬者誰彼の別なく、石を持運び夥敷集まつて、所要以上の殘石が多かつたから、其石で社境内の普請をと願出る者があり、依て海野、原兩町の問屋年寄連署で、藩に其事を出願して、普請が成就した事がある。

古來上田町では、海野町分は常田の大宮社、原町分は房山の大星神社を、各の産土神として崇敬した鍛冶町は海野町問屋支配内であるが大星の氏子となつて居た伊勢宮は横町内に在つて海野町分であるので、海野町問屋年寄が平素世話した事は無論であるが、皇大神を祭れる伊勢宮信仰崇敬に就いては、大宮大星兩社の産子とか氏子とかいふ觀念を超起して、何れも等しく共に皆崇敬の誠を致した事は、此安永年間の境内普請や、社殿改造遷宮式擧行等の外にも猶其事例が尠くない。此は我國民が宗廟に對する尊崇の、正しい道に適つた美風と謂ふべきである。

正遷宮式

安永三年伊勢宮社殿を改造し、七月四日本社棟上げの式を行ひ、藩役人の出役惣町役人出役して其式を擧げ、十二月一日遷宮式を行つた。

神遷行列

其遷宮式の神遷行列は

一先　陣	供奉二人	一御明松	二人	一御榊	三人
一御　鉾	四人	一御　弓	四人	一御矢筒	四人

一御衣　二人　一御棹箒　一人　一御鏡　一人
一御太刀　一人　一御簑　一人　一御菅笠　一人
一御鉾杭　一人　一御機具　一人　一御糸巻　一人
一御鍬　一人　一御鉄鍬　一人　一御鍾　一人
一御行障　二人

といふ堂々たるもので、勢州より下向した御師廣田筑後に依つて主宰され、盛儀衆目を驚かした。翌二日は藩主参拝祈禱、第三日目は家中参拝祈禱、第四日目は伊勢宮檀中参拝祈禱、第五日目は普請寄進者参拝祈禱、五日結願で五日間に亘る盛大な祭典を執行した。蓋し此伊勢宮空前の神事であつたらう。惣町役人は皆麻上下着用に及び、此五日間詰きり出役であつた。

此社は従前海野町横町が信徒といふ形であつたが、明治十六年三月廿六日原町、柳町、上紺屋町、田町鍛冶町等も加入を出願した。

境内社

八坂社

境内社として

八坂社　祭神素戔嗚尊　創立年月不詳、舊上田城祭の際御舟を城中に曳き入れて、城祭を行ふを例とする。社殿が無く舟庫を以て社殿とする。其御舟は、當時間口三間、奥行二間三尺の、御舟屋に納れて置く

境内興行物

四所別宮　伊勢外宮の攝社四所宮を遷すと云ふ。

此他津島社、猿田彦社、蛭子社、稲荷社、天満社、秋葉社の六社がある。

此宮の境内に於ては、古から時々諸種の興行があつた、其中で尤も有名であるのは、文化五年九月の江戸大角力の興行である。此時には江戸大角力が善光寺で興行した、其歸途交渉の上興行したが、東の大關は柏戸――西の大關は、信州小諸領大石村今滋野村の内から出た、當時天下無敵と稱せられた誰知らぬ

者の無い雷電爲右衛門であつたので、非常な人氣を呼び、十五日から晴天五日間大入滿員の盛況を呈した事があつた。

八幡神社

上田城鎭護の社

社領六貫三百文

社殿は藩費

金的奉納

八幡神社　上田市字八幡に在る。

祭神　應神天皇　神功皇后田心姫命　市杵島姫命湍津姫命

祭日　四月二十日



八　幡　神　社

勸請年月不レ詳。此社もと小縣郡海野鄕に在りしを、天正十二年眞田安房守昌幸上田城鎭護の爲めに、此地に移したと傳へられる、眞田氏の後、上田領主仙石、松平二氏共に篤く崇敬し、社殿の造營修理等は皆藩の費用を以てした。

寶永三年の差出帳にも、宮破損等の時は、地頭普請と載せてあり。特別の取扱になつて居た。社領は元和五年に六貫三百文小縣郡年表寶永三年に五百文差出帳。

仙石氏の時は屢々此社に藩主自ら參詣し、松平氏の時には藩主在城の年には、正月十五日家臣をして代つて參詣せしめた。

社殿造營修覆の事は、仙石氏時代にも有つたであらうが、記錄の徵すべき者が無い。松平氏時代には寶曆十三年十月拜殿修覆竣工の事や、又明和三年社殿の修理をなし、九月廿九日遷宮式を擧げ、翌晦日祭典を執行した事が記

錄に存して居る。松平家の頃は弓矢之神と崇めて、上田藩毎年正月三日の射初式の際、金小的を射中てた者は、同十四日通宵祭りをして、翌十五日未明に其的と矢とを、此神社に奉納するを例とし、慶應に至り射初式廢されるまで絕えなかつた。

廢藩後明治八年八月崇敬者相議して本社を新に建造した。社地八百四十坪。境内に高良神社、祭神武内宿彌天神社、稻荷社、蠶養國社の四社がある。

此社は領主の崇敬も篤く、古來顯はれた社であるが、今無格社であるのは如何なる理由に依るのであるか。

秋葉神社

秋葉神社　神社明細帳には此神社を二子社の境内社としてある

祭神　軻遇突智命

享保十五年に上田町空前の大火があり、又藩公屋形の燒失等の事があり、火難を憂ふる人々は神力に賴つて、其災厄を除かうとて、遠州秋葉神を信仰する者相謀り秋葉講を立て、秋葉山參詣を怠らなかつたが、寶曆四年は戊の年に當り、前の戊年には二度共災難に遇つたので、人々は此年も何か災難がありはせぬかと心配して居た處、正月廿五日常田に火事起り、神主川上播磨の宅迄類燒したので、諸人の不安は一層甚しくなつた。六月になり日照つゞきの上、風も强かつた爲めに藩に於ても、特に火の用心の注意をし、町中の者は海禪寺に、火防の祈禱を依賴するといふ有樣であつた。此時に町內の秋葉講中の心願で、大法師神社々地の內、御寶山に小社を建てゝ、遠州秋葉神の分靈を勸請奉祀したいと願ひ出て聞届けられ、本社は海野町で寄進し、拜殿其他地形石垣等は、信仰者の寄進で出來し、九月十一日の夜御假屋から、本殿へ遷座勸請の式が濟んだ。之れが此秋葉神社勸請の由來である。

遠州秋葉神の分靈勸請

明和三年の七月十日大風にて、宮は大破損華表は吹倒されたが、有志の奉加に依て復舊した。

此社は民衆の信仰崇敬頗る篤く、安政三年三月の祭などは中々盛なものであつた、此時には大輪寺傍の

熊野權現社側に、神事舞臺を拵へ秋葉神社の御神體を此處に奉遷し、祭事に預つた神主は佐久、奥筋の方からも參集し、都合二十八人で神樂を奏し、四ツ時より夕七ツ時頃に祭典神樂も無事に終了した。此日は天候にも恵まれて晴天であつたので、參詣人群集して熊野權現の森から大輪寺あたり迄、人を以て埋むる有様で、徒士目附盜賊改等の役人も、出張する程であつた。

二子神社　上田市大字上田字秋葉裏

神社明細帳には創立年月其他不詳とあるが、安永三午年八月二十四日の記錄に、所々疫病流行ニ付御祈禱申談候處、來る朔日秋葉山にて二子明神勸請ニ付湯立有レ之ニ付、厄除御祈禱相願可レ然云々原町問屋日記とあれば、二子明神の勸請は安永三年九月一日であらう

巨祿社　上田市大字常盤城字眉見林

祭神　猿田彦命　創立年月未詳　祭日六月一日

山神社　上田市常盤城字上平二社

祭神　大山祇命　創立年月未詳　祭日六月一日

金刀比羅社　上田市常盤城字新屋

祭神　大物主命　明治十一年創立　祭日四月十日

稻荷社　上田市常盤城字上須波

祭神　稻倉魂命　創立年月不詳　祭日三月十五日

阿夫利社　上田市大字上田字新田

祭神　大山祇命　祭日八月十八日

元祿二午年柳町の信徒相州大山より勸請す、もと石尊權現と稱したが、明治二年舊號に復した。

市神社　上田市大字上田字海野町

祭神　大國主命、事代主命　祭日　一月八日　七月廿八日　十一月二十日

文祿年中創立と稱するも、上田城下町が出來市が開かれるやうになつた後、商賣繁昌祈請の爲め勸請されたものではあるまいか、古來の社地は不淨であるとの理由で、寛政七年新に宮を再建して、海野町南側海野町口に勸請した。

原町市神社

市神社　上田市大字上田字原町

祭神　高市事代主命　素戔嗚尊　祭日　一月八日　七月廿八日　十一月二十日

勸請年月不詳。口碑傳ふる所に據れば、天正年間眞田昌幸上田に築城し、下街成りし後商賈等高市の神を勸請して、商業の繁昌を祈り、後に至り八坂の神を合祀し町内の繁榮を祈りしと云ふ。天保年間改造の社殿は、名工諏訪の和四郎の手に成りしが、惜しい事に明治二年騷動の際類燒した、現存のものは明治十一年三月再建したのである。本社間口五尺奥行四尺、境内十二坪

熊野社

熊野社　大字上田字雁堀

祭神　伊邪那美尊　事解男神　速玉男神　祭日　四月十五日

創立年月不詳。貞享元年十二月十九日再建の棟札に、此社百年以來廢荒云々又寛保元年十一月十八日修覆の棟札に當社熊野大權現は人皇六十二代村上天皇天曆八年奉鎭と記載しありしと云ふ。

山神社

山神社　上田市の北方字二ノ宮

祭神　大山祇神　祭日　一月十二日

太郎山神社

太郎山神社　太郎山頂上

祭神　伊邪那岐尊　伊邪那美尊　稚產靈神　祭日　四月十五日

建久八丁己年勸請といふも不詳

熊野社

熊野社　上田市の北字袖山にあり

祭神　伊邪那岐尊　伊邪那美尊　彦大瓊々杵尊　祭日　四月十五日

天暦二戊申年、萬民生殖風雨順時の爲めに勸請せしと云ふ。旱魃の年には祈雨を此社にて行つた事が度々ある。（問屋日記）

龍王大神　上田市の北穴ノ入

祭神　市杵島比賣命　祭日　七月三十日

古老の口碑に云ふ、山口の水皆澁味を帶ぶ、然るに獨り穴ノ入の清水のみ是なきを以て、龍王を祭りしと云ふ。（町誌）

雨降社　上田市諏訪形字西山

祭神　大山祇命　祭日　八月廿七日

山神社　上田市諏訪形字須川に在る

祭神　大山祇命　祭日　四月十七日

山神社　上田市諏訪形字檜田

祭神　大山祇命　祭日　四月十七日（？）

上田招魂社

明治二年五月八日藩の布告に

昨年中戰亡之者爲二追悼一明後十日於二小泉曲輪操練場一招魂祭被二成下一同日同所に於て銃隊弔發被二仰付一候

とあり、五月十日戊辰（北越）戰爭に戰歿した、堀内掌一、林亮齋、竹内林右衛門、寺島誠之助、八木兼助野間次太夫、若林熊藏、竹内喜久右衛門、原善太夫、小島萬兵衛、夫卒田子榮之助等の爲めに、盛な然かも嚴肅な招魂慰靈の祭典が、執行されたのが始めである。

招魂社の創め

翌明治三年五月二日小泉曲輪の操練場を廢止し、屋形前の廣場を以て操練場とし、場の北方に社殿を造營して、其英靈を奉祀した、之れが招魂社の始肇である。

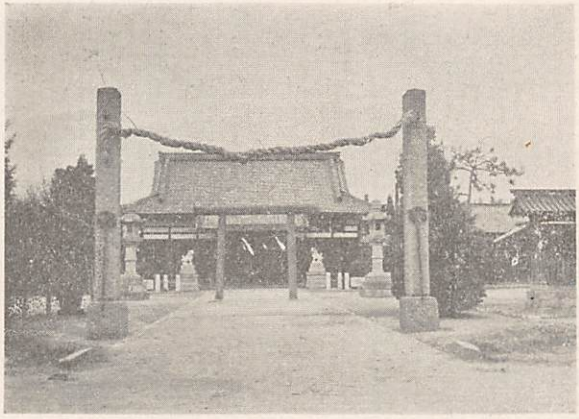

上田招魂社

此時（明治三年五月七日）藩廳では、次の如く告示した。

於二北越一戰死之者追悼之爲め、今般藩廳表御門前に調練場御移し、同所北之方に招魂社御取立當年より毎年五月十日招魂祭被レ爲レ行候事

但供物等致度者は其筋を以て伺出可レ申事

右同日九ツ時より男女に不レ拘參詣勝手次第之事

明治十一年九月六日舊城二ノ丸内、三十間堀の北に遷座し、十四年六月社殿を舊本丸西北隅に奉遷した。其後移轉改築の議起り、二ノ丸北部に位置を選定し、大正十一年四月より起工翌十二年に至り造營成り、同年四月盛儀を以て、遷座式が執行され賑かな祝祭があつた。社地二千餘坪、社務所、神庫に至るまで悉く備はり莊麗な社となつた、祭日ははじめ北越戰爭中、最も苦戰であつた三佛生河原の戰の五月十日を以て、祭日と定めたが、後明治二十二年四月許可を得て、出兵の日四月二十二日と變更した。

祭日

松平神社

松平神社　舊上田城趾本丸内
祭日　四月二十二日
祭神　從五位下松平伊賀守源忠晴　從五位下松平伊賀守源忠昭　從五位下松平伊賀守源忠周

由緒　寛文九年松平忠晴の靈を京都黒谷に勸請し忠山社と稱す。然るに維新の際京都邸奉献の節舊上田藩主松平忠禮邸内へ引移し置きし所、舊同藩士族及舊封内有志者申談じ、社殿造營右忠山社移轉の上、忠昭忠周の二靈を合祀し松平神社と稱し、有志者共祭祀致度旨願出、明治十二年八月十五日聞届

明治十二年提出の松平神社創立願書及舊藩主松平忠禮の松平神社建設承認證を左に記す

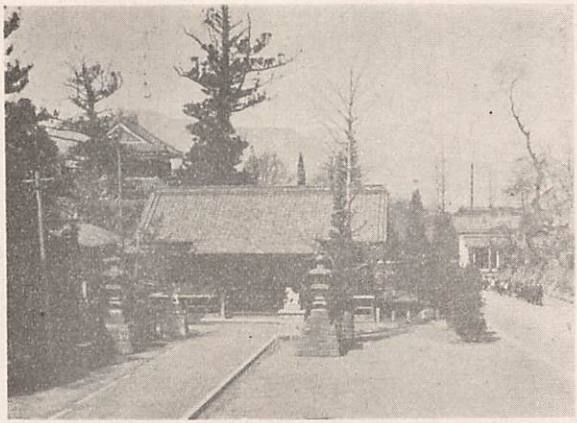

松平神社

承認書

今般上田舊藩主並舊領内有志者、御協議ニテ松平神社ヲ上田舊城郭内へ造築被レ成、忠晴忠昭忠周君等ノ神靈ヲ寫シ御申受、永世奉祀舊恩追報ノ意志ヲ被レ表度旨、御申出相成候ニ付、米國御留學先へ御伺候處、奇特ニ思召夫々御承諾相成、拙者共ヨリ可レ及ニ御答ニ旨從五位殿被ニ申付越ニ候條、其筋へ出願等御執斗可レ被レ成候、依テ承認證如斯ニ候也

明治十六年六月

從五位松平忠禮家令

喜多島尚吉

同　附屬　恒川重遠

松平神社創立有志者惣代

上田住士族　師岡政舉殿

懸山，溪水殿
藤井忠文殿
鈴木昌壽殿
外各員御中

松平神社創立願

元上田藩知事松平忠禮先祖松平忠晴及二代忠昭三代忠周在世中能ク其職ヲ盡シ、士民ヲ撫恤候ノ功績巨多ナルヲ以テ、舊上田藩士族並舊封内有志ノ者共申合、報恩ノ爲メ神祠取立祭祀仕度志願ニテ、往昔寛文九年京都黒谷ヘ勸請シ、御一新ノ際京邸奉献ニ付取片付、松平忠禮邸内ヘ引移置候忠山社神主申受候上、松平忠昭忠周ノ靈璽ヲ併セ更ニ神祭仕度、其旨松平忠禮ヘ申入候處、輒チ承認ニ付、上田町字舊城郭内地ハ清潔ナル上、緣故アルノ地タルノ處、所有主小縣郡常盤村平民丸山平八郎ヨリ、別紙ノ通寄附候ニ付、之ヲ境内トシ社殿造築更ニ松平神社ト稱シ、有志者共有トシ、永世祭祀仕度奉レ存候間御准可被ニ成下一度依レ之別紙繪圖面由緒書承認書永續方法相添此段奉レ願候以上

有志惣代小縣郡上田町住　中澤完爾　安原巽
瀧澤義則　鈴木昌壽
藤井忠文　懸山溪水
師岡政舉
用懸　柴田孝重
戸長　岡本傳作
祠掌並訓導　神尾成教

長野縣令楢崎寛直代理
長野縣大書記官　松野篤殿

此願は同年八月十五日附を以て、長野縣の聞届くる處と成つた。上田公園參照

本社間口五尺奥行四尺拜殿間口六間奥行四間

祇園祭

城祭

本丸長久の祭

祭禮の日

祭禮の日變更

第四節　祇園祭又上田城祭

上田町の祭禮中で最も賑かに盛大に行はれたのは、城祭と稱せられた祇園祭であつた。牛頭天王を祭る祇園祭を、城祭と稱するに至つたのは、眞田安房守昌幸が天正年間に上田城を築營し、其竣功した日が恰も祇園祭の當日で、城普請出來の祝日と、一致したからであると云ふ。此城祭と稱した事は、俗人が勝手に名を附けたのでは無く、藩に於て城に關係ある祭と認めて居り、享保十七年松平初代忠周の時に、其年の四月町方に「本丸長久之祭禮に候へば、輕く仕候てなりとも執行可レ致」と藩より申渡す所があつたので、單なる祇園祭では無く、城の長久を祝ひことほぐ意味を有つ祭禮であつた事が判明する。眞田氏領主の頃は何月の幾日が祭日でありしか、徵すべき記錄が無い故に判明しない。が、傳說に據ると、仙石氏は概ね眞田氏の先例を踏襲したと言はれ、仙石氏城主の時代寬文の日記に、六月十二日に祇園祭執行のことが見えて居るので、眞田仙石二氏を通じて、六月十二日が祭禮の日であつたと、考へて宜しからうと思ふ。然るに松平氏城主の時、寶永八年三月十四日（寶永八年四月廿五日正德と改元したに）、海野、原兩町問屋より、城祭は藩主參覲交代に出府する以前、卽ち藩主在城の內に執行したいと願ひ出て、早速聽許となり、其以來は五月上旬中に日を撰み、其日取は祭禮に關係ある常田村と房山村と談合の上、町問屋より出願して、許可を得て定めることゝした（問屋日記）。是より五月五日を祭日とした。左の口上書は其證である。

奉二指上一口上書

一祇園御祭禮例、年之通五月五日相勤可レ申處、今年はんげしやう十一日故、常田村山口村房山村植付

尤中ニ付右庄屋共方より私共方迄及ニ相談一御祭禮相延申度奉レ願候、町分にも右之節植付仕候間、五月廿五日ニ御禮祭仕候様被レ爲ニ仰付一被レ下候様奉レ願候以上

（享保九年）辰四月二十八日

太郎兵衛
助右衛門

御奉行様

祭日一定せず

此後享保二十年には、半夏生が五月十二日に當り、房山山口常田の村々は植付尤中故、町分と協議の上期日を早めて四月二十二日に執行の事を出願して許可され、寛保三年には藩邸に不幸ありし故を以て、五月二十二日に、又延享三年には巡見使通過に付、六月十二日に延ばし、寛延二年には加州候通過の故に、五月六日祭禮執行と定つて居たのを、五月二十八、九日兩日の内に行ひたいと出願して變更し、翌三年には仙洞（櫻町上皇）崩御に付、鳴物高聲等御停止ニ付、祭禮の延期を願ひ出て許され、又天保十五年には一御祭禮五月五日相勤可レ申之處農業差支ニ付、九月一日相勤申度奉レ存候。尤在分へも申談候處、双方差支無ニ御座一候ニ付、被レ爲ニ仰付一被ニ下置一候様奉ニ願上一候以上

辰七月廿九日

兩問屋

御奉行様

祇園俵

此時には九月に入て執行したのである。かくして祭日は時に依りて變更され、一定しては居なかつた。眞田氏城主當時は知れないが、仙石氏の時代には毎年の禮園祭には、祇園俵と稱して米參拾俵を與へた、これは兩町及び戻山、山口、常田に其れ〳〵分配されたのである。此外に祭禮用として竹、松葉を與へられた、元祿四年六月二日の間屋日記に

一、六十本さゝら竹但四五寸丸
一、十二本竹　貳束

一、廿五本竹　貳束
一、松葉　三駄
右は祇園御祭禮ニ付、如ニ例年一兩町へ被レ爲ニ御意一可被レ下候以上。

海野町問屋八右衛門原町問屋助右衛門

とあるに由り、以前より竹、松葉は此量數を與へられたものと思ふ。そして此竹と松葉とは、室賀村の藩林にて與へたのである。然るに松平氏の時代には、祇園俵數には變りは無かつたが、藩林に於て竹少き理由に依り、其代として五百文を與へることに變更したが、寶曆二年の祭禮の際、竹松葉の現物施與を兩問屋から出願して許可された。

海野眞田の兩神主

祭日が許可確定の上は、原町の方は眞田の神主押森氏方へ飛脚を以て通知し、海野町の方は海野の神主柳原氏に通知する。其通知を受けた押森柳原の兩神主は、來田して規定の場所に七五三を張つて、祭事を執行する。

祭禮當時の申渡注意

此時海野町では町役人舟番の人々は、神酒を預戴するのが例であつた。

祭禮の前日に町内へは、兩問屋から注意事項を申渡す、寛政八年海野町問屋から、組合一人宛呼出して申渡した事柄を左に記して置く

一、十一日揃四ツ時　一、十二日揃五ツ時　一、十三日揃明ケ七ツ時
一、自身番辻番立番隨分念ヲ入町内しげ〳〵相廻り候事
一、當日加兵衛樣御座敷拜借仕置申候隨分相愼み、不埒無レ之樣可レ致候事
一、御祭禮中禁酒、口論等不レ致候樣相愼可レ申候事

萬一如何樣の義出來候とも、一已の存寄を以て懸合申間敷候、不レ得レ止事筋立候義に候はゞ可ニ申出一候、此方にて承屆筋立候樣致遣し可レ申候。制度之上自分而已にて口論致候はゞ、利を持ち候とも非

と相成候事可レ有レ之候、隨分愼可レ申候事

一、十一日より十三日迄立番出し可レ申候

暮六ツ時より四ツ時迄立番出し可レ申候、明ケ六ツ時迄は、二人自身廻り有レ之候ニ付立番不ニ差出一候様申付候

一、御屋形前躍済次第宿に引不レ申直に原町に罷越可レ申事

一、御奉行様御手代中中澤兵次殿にねり物踊子供装束御目ニ懸けに遣し申候事

一、踊子供祝儀之義ハ當年も昨年通り相心得可レ申事

一、十二日夜天王燈明家毎ニ上げ可レ申事尤四ツ時しめし可レ申事

一、踊役懸りの者萬一病氣等有レ之候ハヾ早々可ニ申出一候事

祭禮の次第順序　押森柳原の兩神主來田の上、祭禮の準備及び祭祈禱を濟ました後、祇園祭の終る迄の模様を問屋日記の儘次に記るす。是に依て祭禮當日の次第が略了解される。

祭禮の次第順序

寛暦二年五月五日

一、五月朔日　御神酒御老中御用人御役人中様へ差上申候

一、五月三日　躍内揃七ツ時廣庭にて申付候、首尾能相濟申候。兩御手代中小頭五太夫殿御出被レ成揃相濟酒肴鰯出し申候、惣役者へも出し申候、尤町御組中御出

一、五月四日　本揃表に舞臺ねこ四枚敷八ツ時揃申候、首尾能相濟、其より大法師へ躍り參り無レ滯相濟申候

一、五月五日　朝六ツ半時揃不殘揃ひ申候。房山、山口共揃申候。當田海野町ねり物大手へ入り、直ぐ踵いて原町の山ねり物引き入申候、五ツ時御裏門へねり物四ツ角より引込其より御屋形引申候。海野町舟に續きねり物、直ぐ原町山ねりつゞいて引申候。其より海野町口へ拔け申候

躍は常田海野町踊り御屋形前踊り始め、其より御裏門踊り申候　房山山口原町躍右之通り御屋形前済み　吉郎次様御屋敷へ抜け、加兵衛様前より四ツ角へ出で、御姫様方の御桟敷御裏門踊り大手へ踊り出抜け町へ出で、海野町踊り直ぐ助右衛門前踊り原町躍は太郎兵衛前踊り申候。夫より原町九郎左衛門紺屋町土橋鍛冶町横町常田踊り、七ツ半時前後首尾能く末々に至るまで聊無二間違一相勤申候

祭禮の出し物

祭禮の日に出すねり物躍等の番附は、上田惣町一統して一紙に認めて届け出る。其中海野町常田村よりは天王船笠鉾獅子躍、原町よりは天王山笠鉾、房山山口獅子躍は常例で、此外にねり物が出たが、其れは年により其趣向も數も相違して居る。今左に安永五年の祭禮に届け出た原町分のものを載せて、其一般を窺ふの資に供する。

覺祇園祭

一山　原町

笠鉾　花笠に女達磨　原町　叶屋　清右衛門

同　花笠　曲太皷　同　泉屋　平右衛門

同　島屋　太右衛門

布屋市郎右衛門

若松屋小七

山口屋源右衛門

塚屋　武右衛門

車ねり　湯立神樂　原町　越後屋長五郎

小ねり　大峯入　房山村、山口村

其外色々

躍

小曜　二十三人
若緑萬歳躍
中躍　二十人
源家萬歳躍
以上
源家萬歳躍
梅ヶ枝躍
梅ヶ枝躍　二役
海野小太郎
梅ヶ枝躍　二役
備前大内藤
梅ヶ枝躍　二役
百姓治作
梅ヶ枝躍　二役
百姓茂作
梅ヶ枝躍　三役
大江廣元
百姓庄吉
梅ヶ枝躍　二役
奴子可助
梅ヶ枝躍　二役
百姓太郎助
梅ヶ枝躍　一役

原町、紺屋町
原町、紺屋町

紺屋町吉郎兵衛孫　熊二郎
原町柏屋六左衛門孫　龜三郎
柳町小堺屋平助悴　角藏
紺屋町甚助悴　丈太郎
原町升屋藤右衛門悴　熊次郎
原町富士屋忠助悴　竹次郎
原町島屋治右衛門悴　德太郎
原町叶屋源八悴　市太郎

梅ケ枝躍　一役
梅ケ枝躍　土井彌太郎　二役

螢賣躍

螢賣躍　日向句當　本名景清　三役
螢賣躍　新谷荒次郎　二役
螢賣躍　奴彌正平　伊勢三郎　三役
螢賣躍　賴朝　二役
螢賣躍　金子十郎　二役
螢賣躍　きをい組萬八　本名本多次郎　三役
錦乃前　白拍子　二役
京次郎　一役
庄屋四郎助　座頭　粕都　二役

紺屋町林平悴　甚之助
原町山屋安兵衛弟　岩五郎

原町柏屋六右衛門孫　駒次郎
柳澤平助悴　類吉
原町綿屋彌平悴　彌藏
柳澤勇吉弟　惣次郎
紺屋町長左衛門悴　三五郎
原町島屋太右衛門悴　万之助
原町笹屋吉郎右衛門悴　宗三郎
問屋友次郎悴　豊吉
原町矢島屋長次郎悴　政吉

百姓小兵衛　二役　原町若松屋喜右衛門忰
奴可内　八十七
以上

申六月　（原町問屋日記）

笠鉾

百合さゞめこと成澤寛經著に「笠鉾といふ物今は其實を失へりと志摩屋勘右衛門云へり、元は御山舞臺に青龍白虎の鉾あれば、殘れる朱雀玄武の鉾を建て、其下に様々の形容をしたりしに、今は其實を失ひ、下に添へたる物ばかりに成りたりと云へるは左もあるべし、又近頃迄は此笠鉾借屋の者には宛てず、家持の男子なき家に宛つることなりしが、今は借屋にも出さする事になれり」とあれば歳月を經るに隨ひ故實の昔姿を失ふに至つた所が多かつたのである。又小縣郡年表に「文化文政ニ至リ役子リ（兩町富有ニシテ新ニ子ヲ擧ゲシ者ニ命ズ）等ハ其美ヲ競ヒ、互ニ數百金ヲ費シ、其囃手ハ特ニ東都ノ藝人ヲ雇ヒ躍ルヲ榮トス、天保弘化ニ及ンデハ、其飲食ノ費消最モ甚シク、役邊ヲ出ス家ニテハ、邊ニ百金ヲ費セバ二日（前日ノ當日）ノ來客二千人ニシテ、其飲食ノ費亦百金ナリシト云。安政二卯九月十五日原町萬屋役邊ヲ出ス、依テ其祖成澤寛經新作長唄ノ文　萬代扇

役ねり

成澤寛經新作長唄

本調子「弓は袋に太刀は鞘、永祿四年の夏の比、こゝにうつせし祇園會も、豊なる世のありさまや
二上リ「鉾にかさりし花やたい、合「五風十雨の時にあふ、御門の脇の右近の櫻、小金の花か咲たとき
曲輪獅々の三ツ頭、獅々口？てんの其風情、合「小金小草にせをすりよせて、あなたへひらりこなたへひらり、ひらり〳〵ひら〳〵とまひ遊ぶ　合「上田目出たや松尾のおどり、そろふた　合「まてばかんろの日傘月のかさ、ほどひらいた〳〵　合「秋は猶紅葉もじがさそれへ〳〵さうじやへな誠に町々の祭り渡？した、拍子揃ひていさぎよや「長きためしを蔦の紋、扇の地紙萬代も、得意繁昌と、成澤の流の末の末までも、仰ぐめぐみそ久しけり。

此役邊は中には其を勤める事が迷惑の人も有つたらうが、中には一家の名譽とも考へ、得意で非常に奮發した人も有つたことゝ思はれる。此等の人々が互に、競爭氣味で趣向を凝らし、華美盡すに至つたので、御祭禮氣分が全市に漲つたであらう事が想像される。

御城下祭禮の儀は古格仕來も有レ之事に候へば改めて不レ及二沙汰一候、乍レ去時勢に隨ひ無益の費過分に相成候之趣にて、ねり其外だし作り物差出候へば、手傳世話致候由にて、格別懇意にも無レ之者迄も大勢寄集り、前後の物入多分に相成候樣相聞候、實意を失ひ酒食等專二致候は、神慮にも不二相叶一義以の外なる事二候、其外囃子方踊なども、是迄は他處等より賴入候趣二相聞候得共、是又無益の事二候、可二相成一丈は御領分者相賴可レ申、御領分者差支にて不レ得レ止事候はゞ、時宜に依り他處者賴入候義用捨の筋も可レ有レ之候

と云ふ此天保十年十月の藩觸は、當時の有樣を窺ひ知る此上なき資料である。此觸達が有り又十三年には嚴重な儉約令が出たにも拘らず、天保十三年八月祭禮の時には、海野町分の遣り出し物は牽邊（源賴光碓氷の御狩、（男子の役）小邊大江山鬼神退治　小邊鎭西弓張月　小邊笑ふ門、多神餠搗　小邊牛塚太郎幼智のほまれ　小邊高木折右衛門武者修業　小邊梅花盛り野邊遊　小邊梅屋敷春の曙　小邊天孫子大蛇退治）其外小邊色々笹躍。原町分は牽邊布袋唐子遊　小ねり佐野源左衛門早打の門出　小ねり双鶴崎松　小ねり芦蔵　小ねり梶原源太小ねり木賊兎小ねり桃太郎小ねり薄に鶴　小ねり源氏明石卷其外小ねり色々笹躍といふ賑かさであつた。此は御城下祭禮の義は、古格仕來も有レ之事に候へばといふ所に、寬大な取扱の意味が含まれて居たことから、相變らず盛賑に行はれたのであらう。

「殿樣御機敷に六ツ半過御出被遊候て踊り始め申候」と元祿十三年六月十二日の條（原町問屋日記）にあれば、仙石氏時代にも既に祭禮躍を藩主の觀覽した事が有り、又松平氏の代にも此城祭を重視して、此祭日に民衆が祝意を表するねり物出し物等を藩主親しく觀覽し、民衆も亦藩主の覽に入るを光榮とした。寬延四

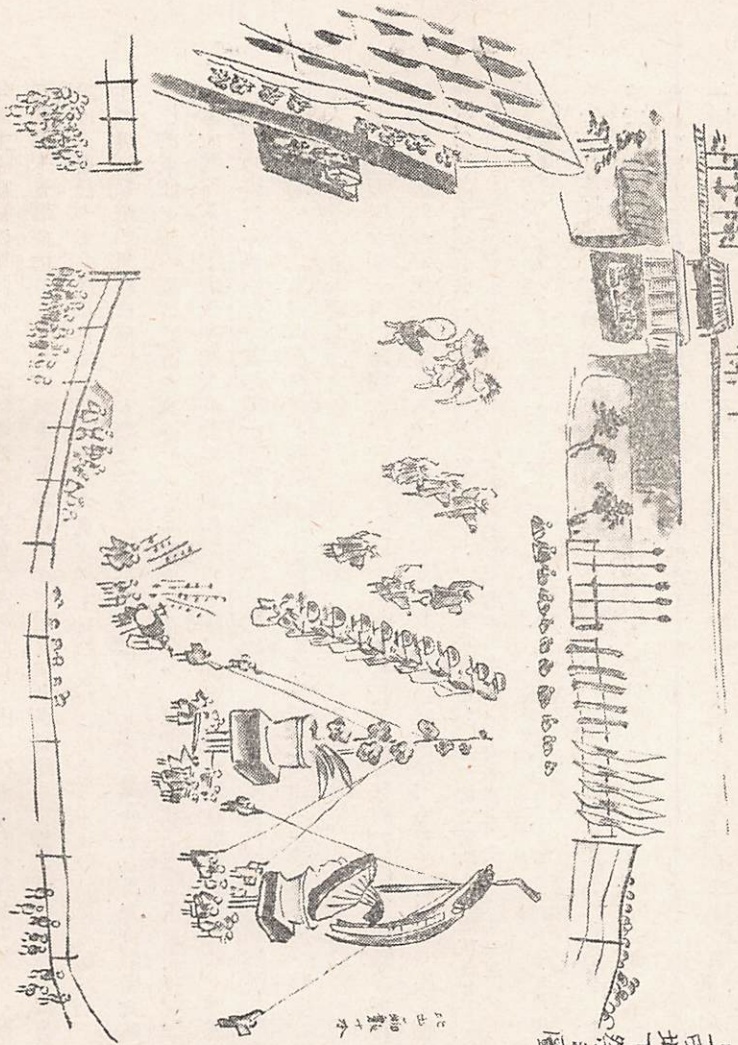

上田城祭之圖

年藩主忠順初(はつ)の祭禮の際には、屋形表門と堀端との間に二間と二間半程の桟敷を設け、物頭三人鐵砲十五挺弓十五張長柄二十筋組の衆も其數程出揃つて、物々しい警固で見物した。此時には裏門にも桟敷を設け、藩公の子女はじめ家老用人侍衆の夫人連も見物した。此日藩主より特に赤飯鰯酒を祭禮關係の町在に賜與した。翌日惣町の役人等打ち揃つて御禮に罷出でし處、町奉行は問屋年寄等に對し、昨五日の祭は出來ばえ甚だ宜敷、躍子共何れも立派に揃ひたりと、藩公より賞詞ありし旨を述べ、此旨町内に普く申傳へよとの話ありて、兩町にては各組一人宛呼び出し申傳へた。

城祭の爭議

ねり物順爭ひ

城祭の爭議

ねり物躍等は、海野町原町兩町各定まれる順序次第があり、若し其順序に異變が有れば、其處に爭論が起るのである。兩町間の爭もあれば又同町内でも爭つた事がある。寛政八年八月祭禮の時、海野町分で常田村と海野町との間にねり順に就て紛議が起り、容易に妥協するに至らなかつた、遂に藩の手を煩すに至り、藩に於ては、目附町奉行郡奉行徒士目附代官等列席の上、海野町問屋年寄常田村庄屋組頭長百姓半頭等を呼出し、原町問屋鹽田組割番を立合はせ、祭禮ねり物順に就て熟談を命ぜしも、協議纏らない。故に止むを得ず藩役人に於て取極め、申渡す旨を述べ左の如く順を定めた。

一、天王船　一、笠鉾　一、町方ねり一ッ　一、常田村目立候ねり一ッ　一、町方目立候ねり一ッ。

但此より末は右に順ひ目立候ねり、在町一ッ宛交并在町とも役ねり同樣の牽ねり有之候とも右一ッ交の内に入候事　一、在町小ねり色々

然るに常田村判頭の者納得せざりしかば、藩では其者に入牢申付けた他の者は承服して請書を差出し、十一、十二日の躍も何事なく濟んだのである。

城祭指圖權の爭ひ

城祭に就き城地元村から、城祭に關する萬事の指圖はするやうに爲たいと願ひ出たことがあつた。此事は天保十四年に起つたが、原因は此以前より永い間葛藤を生じて居た、在分商店閉鎖一件の爭儀の爲めに

町在反目し、鹽尻組は擧て常田房山二ケ村を支持して、此出願をしたものである。町方では從前通り、町より祭禮日等に就て願書差出した通りに致したい旨願ふ所があつた。けれども採用されずして、以來町分は町奉行に、在分は郡奉行に願出づべき事と成つた。祭禮の行列は、海野町の方は海野ノ神主柳原氏が幣を持て、其先頭に立つて進んだ。原町の方では安政六年に、眞田の神主押森氏が幣を持て、行列の先頭に進む許可を得たが、翌年には此事無用に致すべしと申渡されて止めにした。

慶應元年には六月八日祇園祭時節柄に付、見合はせ候樣にとの藩より通知があつた。其は藩主征長役に從ひ所謂軍國非常時であつたからである。此時に在分の獅子躍を神前にて演ずることも見合はせ、町方の子供に小ねり引かすことも見合はせ、唯神前の幟獻燈のみ差支無しとの事に成つた。慶應三年には「御上御混雜御心配被遊中」との理由で、祭禮見合せの沙汰があつた。玆に至て永い間上田城祭として盛であつた祇園祭も衰へるやうに成つた。

第五節　常田、房山獅子躍

常田房山獅子躍

文政九年七月八日藩より萬事儉約之旨諭達の際、御祭禮に就て左の申渡をした。

一御祭禮天王斗ねり（バカリ）物一切相止候樣、尤笠鉾は出し申さで不二相成一事に候はゞ出し可レ申候

一ねり子供着物の儀縮緬天鵞絨之類一切不二相成一候

平日宮寺ニ參り　節支度位に致し下女ニ日傘差懸させ候位若しちりめんびらうど等着用候はゞ御咎被二仰付一哉の由

一御俵此迄三拾俵被下候處、拾俵被レ下候

一御酒鯣御目錄ニて、前日御臺所小役人中持參候處、御斷り被成候

一笹竹は入用に候はゞ被レ下候

一常田房山躍獅子斗にいたし、だし等相止め可レ申候

右十ケ年内被二仰付一候御年限相済み候はゞ元通り可レ被二仰付一候間前々の振合委細扣置候様被二仰付一候

右に據て考ふるに、祇園祭故祇園天王の船山は必ず出す、笠鉾は此祭に、必ず出さなくては相成らぬ者ならば出しても宜しい。其他は遽物出し物皆出すのを止めにする、けれども獨り常田房山獅子躍ばかりは出すやうにとの事なる故、此祭禮には、兩獅子躍が重視されて居たのを察する事が出來る。

上田の祇園祭には、常田村と房山山口村の兩村から獅子が出て踊つた。古來常田村と房山村とには、祇園天王の社があり、常田村は横町伊勢宮の境内に、房山は山口の天王屋敷に在つた。此兩社の祭禮には兩村共に獅子躍があつたのである。天正年間眞田安房守昌幸が、上田築城の際其地固めの時に、此兩村の獅子も出て、地固めの祝をしたと傳へられて居る。高倉天皇承安二年 紀元一八三二年 六月十四日、京都祇園靈會に後白河上皇御見物遊ばさるとて、院の御所より四日の日に神輿三基と、獅子七頭とを調達せし事、百錬抄に見えて居るから、祇園祭禮と獅子頭とは、古昔より緣由關係があつた事が知られる。故に獅子躍は早く既に當地方にも、祇園祭の時には行はれて居たのであらう。其後眞田氏松代に轉じ、仙石氏小諸より上田に入部して、城郭再築の折、天正の古吉例に倣て、常田房山の者獅子躍をして地固をしたと云ふ。此時には常田村の住人片岡助兵衛慶安元年八月歿法名悟岳宗入禪定門といふ者が、作歌したものを歌ひ踊つたといふ。飯島花月氏は歌詞中の、安房や上總云々の如き、上田築城に何等の緣故もなき語を、用ゐし所などより推し考ふる時は、城の地固に唄ふ爲めに、作つたものにあらずして、或は他所に行はれたる者を、助兵衛に依て傳へられたものにはあらざるか、と述べられたが洵に傾聽に値する說と思ふ。左に兩獅子の歌を記るす。

常田獅子の唱歌

道行

○御門の脇のごんざくら(二返)　黄金(こんがね)ばなが咲いたとな(二返)
(金櫻又は右近櫻と解するもある)　(古は咲いたと申せと諺へりと云ふ)
之を道行と云ひ、繰返して歩調を合はす。打切の急調子の大皷にて次に行く

前出

○回り回りて三つ曲輪を(二返)　遥く回りて出場に迷ふな(二返)
急な調子にて打切り次を唱ふ

地唄

○回り來て回り來て、是の御庭を眺むれば、いつも絶えせぬ鎗が五萬本(二返)
急の調子にて打切り次を唱ふ

前出

○まよりきて(二返)　是の御庭を眺むれば黄金こんさが足にからまる
(馬鎧着て、との説あるも回り來てなるべし)　(小草)
急の調子にて打切り次に行く

地唄

○しいなげかつげ(二返)　いつまでかつがにいざやおろせ(二返)
(しいなげ未詳)
此時太皷の縁を打敲き眞の調子の打切の太皷あり、此時總勢一同ななをと聲を懸け次に行く
○五萬本の(二返)　鎗をかつがせ押ならば(一返)　安房と上總は是の御知行(二返)
急の調子にて打切り次に行く

流し

○おゝてんどうの(二返)　四つの柱は白金で(一返)　中は黄金で町や輝く
(大手道又はおゝ天王の説あり)
○御門の脇のこん櫻(二返)　こんがね花が咲いたとな(二返)
城の地固に唄つた歌とせば、歌詞中三つの曲輪を廻て出場に迷ふな、いつも絶えせぬ鎗が五萬本の所で、城池宏大にして當時の大切な武器が充分備つて居る、いざと云ふ場合五萬本の鎗を持て押し進めば、安房上總卽ち關東の隅までも、當方の知行になるといふあたりが、城主を祝つたものであらうか。

房山獅子唄

房山獅子唄

道行

御門の脇のこんざくら　こんがね花が咲いさとら　繰返「二返」
咲いさとなは咲いたの誤りか
前出
玉の簾をまきあげて「一返」　まよりさゞらを「一返」　お目にかけましよ「二返」
一にまわるさゞら
地唄
まより來て「二返」　これのお庭を眺むればこがねこんさが「一返」　足にからまる「二返」
まより來て「二返」　これの御門を眺むれば御門扉が「一返」　せみやからかね「二返」
せみの解未詳
前出
しいなげかつげよ　いつまでかつがに　いざやおろせよ　まよりきて　これのお廐眺むれば　いつもたえせの駒が千疋「二返」
わが國で雨のふる氣で雲が立つ　おいとま申して「一返」　戻れ小篠「二近」
たえせのはたえせぬなるべし
一に國の流し
御門の脇のごん櫻　こんがね花もさいさとな「二返」

獅子躍

此房山獅子の歌詞中では、これの御門を眺むれば御門扉のせみや唐金で、城門のいかめしい所を稱へ、これの御廐眺むればいつも絶せぬ駒が千疋で、戰場馳驅の俊足數多飼ひ備へてある所を述べたあたりが築城に緣由がある所であらう。

常田房山獅子躍の主役は、無論獅子である。常田の方は獅子は牡が二頭牝が一頭で所謂三ツ頭獅子である。行列行進の際には二頭の牡獅子の中央に牝獅子が居る。

獅子面は平つたい方で、張子で赤色に塗られ、眼は金色瞳は黑、齒は紫色、眉間に紫色の角が一本ある、牡の方は其が細長く牝の方は太く短い。頭には鷄の尾の黑羽を植ゑ付ける、此尾羽は一羽の鷄から、

僅かに三本しか取れないとの事で、修繕すら中々容易で無いと云ふ事である。此鶏羽の植ゑ付の所を隠し、獅子面全體を引しめて、見得を好くするために、五色の細紙で鉢巻をする。獅子の下顎から胸にかゝつて幕が垂れて居る、幕の模様は白地に鋸歯状のある、黒く太い形が染めつけてある。此をマヨリと稱する。此獅子面を被つて躍を演する者は、辨慶縞の單衣を着し棒縞の裁着を穿ち、手甲の黒色なるを嵌め、右手には方形の小團扇を持ち、腰には左右に五色の小幣を挟み、足は黒足袋に草鞋を穿く。

此主たる獅子の外に

禰宜又中立とも稱する、天狗の面を被り、黒塗の烏帽子を冠り、青赤二色の布で鉢巻をなし、下着に辨慶縞の單衣と棒縞の裁着を穿き、上に綠地に松竹の白模様ある狩衣を着し、腰には大反の太刀を佩き、手には黒色の手甲を着け、五色の細かい紙片で飾つた小鈴を持ち、表には鶴裏には亀の繪があり、周縁に五色の細かい紙片の飾が附いて居り、直徑五尺程もある大團扇を持つて居る。大團扇は目方約四貫目程もあると云ふ。故に手代りの者が必ず附いて居る。

禰宜が大天狗で小天狗とも稱すべき鉦叩(魔よけとも云ふ)と呼ぶがある。泥貝に穴を明けたものを目に當て、厚い紙で高い鼻形を作つて赤く塗つたものを鼻先に着けたのが始原であると云はれる、眼と鼻ばかりの假面を被り、頬髯を着け、頭には嚴めしい赤い鍬形の間に、日と月との形を附けた鳥毛の兜を被り、茶色の着物の上に、陣羽織を着し裁着を貫ち、黒足袋に草鞋を穿き、腰には作物の太刀を佩いて、手には黒の手甲を着け、右手に撞木を握、左手に小さい鉦を持つて居る。日の丸の形の兜を被るもの三人、月の形の兜を被るもの三人、合せて六人。其他演舞の際歌を唄ふ者即ち唄揚(一文字の笠を被り紋附着て袴袴に白足袋藁草履を穿つ。白扇を開き口に當てゝ朗らかに唄ふ)が十二人、笛吹(深い麥藁笠をかむり、紋附着て袴袴、白足袋に藁草履を穿く。横笛を吹く。)が九人、太皷打(太皷の直徑は一尺五寸長さ二尺三寸の横太皷。其れ編笠を被つた人足に背負子を背負はせ、笠なしで紋附に袴着け白足袋に草藁履を穿いた打役)が後に立つて兩手の撥で叩く。此太皷の音で踊り手が踊るのであるから此役目は中々重い責任があるのである。)が一人代り一人。又警固と稱し一文字の笠を被り、紋附に袴を着し、白足袋に藁草履を穿き、竹の鞭を持

房山獅子

ち帯刀した人が多數隨附する、此警固は獅子躍を一きは嚴めしくする。町組内中重立ちたる者が勤めると云ふ。又子供等が多數花笠を被り、箙を持て行列に參ずる、此を小さゞらと云ひ、又編笠を被り、太刀を佩き葉片の竹に五色の短冊を附けたるを持つ者もあり、此を中踊と云ふた。

房山獅子

房山獅子も同じく三つ頭ではあるが、牝が二頭牡が一頭である所に相違がある。獅子の面は常田の如く平たくなく凄味を有つて居る形で、牡獅子面には眉間の所に寶珠が嵌めてある。眼は金色で齒は赤色である。獅子に粉する者は、右手に黑い小團扇左手に鈴を持つ、禰宜は常田と同樣に天狗面を被り金色の烏兜を冠り五色の大きな八幡幣と鈴とを持つ、現在の面は山口村庄屋望月傳平の作である。傳平は嘉永六年に面の裏面に左の銘あり

房山獅子面の作者

出自若狹大椽入道藤原滿作
望月淸命寫之花岡延吉塗之

房山獅子の進行

鉦叩は六人、內三人は小天狗面の赤色なるを、三人は其黑色なるを被る。常田の如く鷄羽鍬形の兜は被らない、麻絲の三尺許なるを、赤色に染めた者を被る。此他獅子躍に附隨する者は常田と異なる點はない。

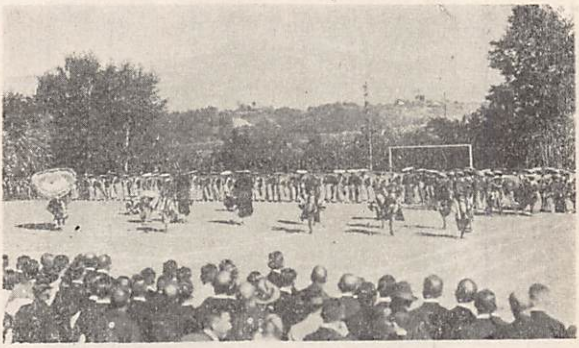

常田獅子演舞



房山獅子演舞

獅子躍の進行々列　鉾は昔時は天王の先に進んだ、笹山車は今は五色の短冊を付けた青葉竹を一本づゝ持つ子供が列に入つて居る。

獅子躍人數の進

行々列

常田獅子行列

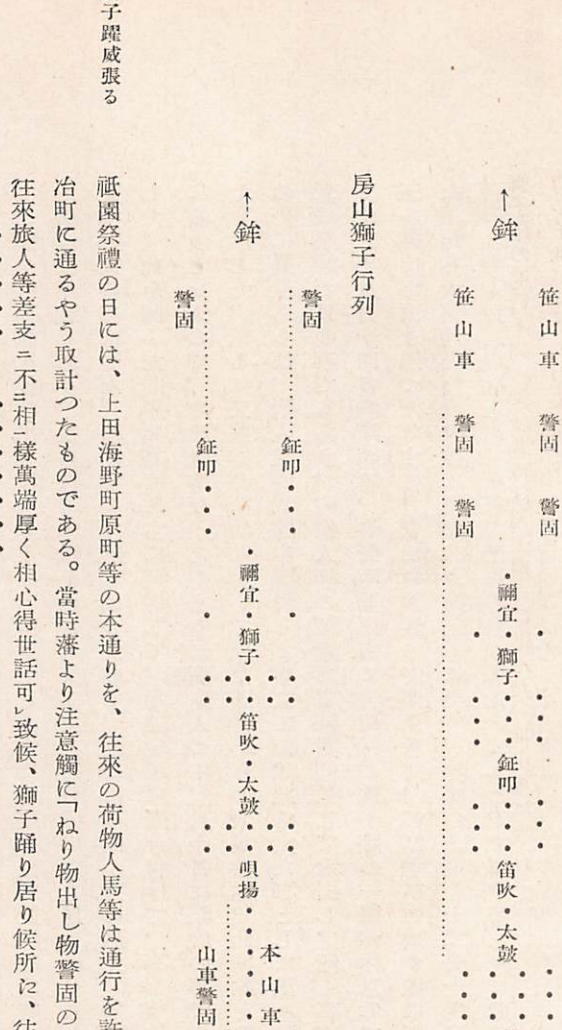

房山獅子行列

獅子躍威張る

祇園祭禮の日には、上田海野町原町等の本通りを、往來の荷物人馬等は通行を許さないで、本町より鍛冶町に通るやう取計つたものである。當時藩より注意觸に「ねり物出し物警固の者共は前後を見合はせ、往來旅人等差支ニ不ニ相ニ様萬端厚く相心得世話可レ致候、獅子踊り居り候所に、往來の旅人等通り掛り候節、笠を取らせ又は馬より下ろし候様なる儀も有レ之候赴相聞え、如何敷事に候。是等の儀は警固の者相心得居、右様の儀無レ之様可レ致候」とある所から見ると、此所を往來する旅人等、土地の様子を知らずして通り、迷惑を被つた人も、中々多かつたと察せられる。此種の事で事態六ケ敷成つたのは、寶暦九年祭禮の日、加州侯富山侯の使者が、馬十疋差持一棹通し人足で、五月五日七ツ時木町の帳場へ着いた。木町帳場に於て神事祭禮ニ付、裏町通行の事を申入れた所、早速承知して鍛冶町を通ることにし

た。加州侯等の使者が、鍛冶町に通り掛ると、丁度其時鍛冶町年寄安兵衛の宅前で、海野町の小躍が來て踊り始めた、其所を通る時、荷馬の荷が踊り子に障つた、すると大勢の者騒ぎ立ち、坂木より雇て來た馬士は疵を被り、荷物は落して投げ出され、慘々な酷い目に遇つた。馬士は此有様では、海野迄通すことは叶はぬとて、荷物を却して了つた。其所で加州の宰領は「祭禮故裏通りをとの挨拶ニ付、其通り通行すれば此所にも踊りがあり、此の如き難澁の目に逢つた、其上此方の荷物を附け馬の馬士を打擲し、剩へ我荷物を投げ出す事重々不届の所爲」と非常に立腹した。此時鍛冶町の者共は、かゝる時取計ふ事には不馴であり、挨拶振も鄭重を缺き、又丁度其時警固の者も居合はせなかつた爲めに、先方の怨を增したのであつた。事態容易で無く成つたので、他の町の踊の方に居た、兩問屋年寄の處に事を注進した。此を聞いた問屋年寄は非常に驚愕して、早速現場に駈け付けて、事加州侯に關はり、然かも曲我に在りといふので、町役人等は平あやまりに謝詫入つて、且今日は祭禮の事でもあればとて、只管容赦を歎願した、然るに又差持の荷物に附いて來た國許からの人足共は、此荷物を取り投げた故、萬一荷物の內に異狀あらば、附人足の我等申譯無しと申立てた、此も尤な事として重々詫言した。二人の宰領の者は祭禮の日の事でもあり、町役人等の誠意ある陳謝に免じて承引し、漸く事濟に成つた。

安政三年八月十四日祭禮の時、海野町問屋方に常田村の獅子躍の一團が休息して居た。其處を原町の天王の御山が引き通つた。すると常田村警固の者が見咎て、言ひ爭ひと成り遂に原町天王番の者、負傷した事から大問題となり、遂に藩の裁きを乞ふに至り、吟味の上漸く十二月十九日に至り、常田村獅子警固の者兩人押込申付られ、原町天王番の者は御叱と云ふことで事落着した。此時藩の申渡しは

在分獅子躍の者共、並出し物等御屋形前相勤、海野町口より町方ニ罷出候はゞ、跡差支ニ不ニ相成一樣踊通り可レ申候、自然無レ據遲滯候節は、一方ニ被レ寄往來妨げ不ニ相成一樣可レ致事

とあれば、此時よりは若し遲滯の止むなき事情ありて滯る時は、一方へ片寄せて置き、往來差支なきや

通行人迷惑す

在分獅子踊

うにせよとの事なれば、其時には後の者、其所を通つても差支無いといふ事に成つたのである。

此安政争論の際には、常田躍の事に就て様々の取沙汰があり、容易に裁許なり難いとの事で、原町にては或は松代に、或は眞田神社に、祭禮の件に就て問合はせた。此處から推し考へると、或は常田躍が元であるが如く、取沙汰されたやうにも思はれる。此時眞田神主押森讃岐が、原町問屋宛に申遣はした書中に、次の如き事がある。參考として記して置く。

一原の郷上郷澤に眞田の城跡今明神を祭、往古は六月十六日當時八月十六日祭、年々獅子三ツ頭にて踊、則御城下御祭禮獅子躍の元祖にて、上田へ移ると云傳

一上郷澤より一丁余餘りに天箱(白)山あり、此中段に素戔嗚尊を天箱權現と祭る、毎年六月朔日祭日也

原町天王山は、此天箱山をかたどりしと村方言傳祇園天王と申す、則素戔嗚尊なりと申傳

獅子之儀は殿様眞田より上田城へ御移り之節、眞田村中其外近村々御供御見送仕候ニ付、原郷より天箱權現屋敷山水の形を造り持ち出し、御見送り申候。此節御門の前に於て三ツ頭の獅子舞、此禮今に有レ之と申事に御座候

獅子歌

道行

「御門のわきの權さくら　「こん金花もさいたとな

歌に

「山ほがらもが山にはなれて里に出て里の御門で羽ねをやすめた〳〵

「玉のすだれをほきあけて　「御目にかけましよ〳〵

「あひなけかつげ　いさやおろし。ほふ　子立ひゝつまでかつかによふほゝ

「白さぎが　海の外中へすをかけて　浪によられよふほゝばんとたあちに　よふほゝ

參考

「天笠の天の川原の幡にすをかけ浪によられよふほゝ
（此外いさゝかかわり不レ申と書いてある）

左に參考として他處の獅子舞の歌詞中の一節を記して置く

越後小千谷の獅子舞の歌詞の中に

山からす山をはなれて里へいで
これのお宮で羽をやすめた

相模高座郡大島の獅子舞の歌詞の中に

これのお庭を見申せば黄金こぐさが
足にからまる

又

山がらが山をはなれてやゝつれてこれのお庭で羽をやすめる

八王子のしゝ舞

雨が降る氣な雲か立つお暇申して
かえ……

武州三峯

この庭は立は七丁横五丁いりはよく見て
でばに迷ふな

又上野藤原の獅子舞の歌には

山雀が山をはなれて里に出てこれのお庭で羽をやすめた

津輕の獅子舞の歌詞中に

参り來てこゝの御庭を見奉れば、さても見事にかけたそり橋、橋のそり見て堀見ればつなぎ揃ふた船五萬艘

寺院

第二章　寺院

南北信の寺院數

善光寺と國分寺との存在と北信の寺院數との關係

信州の寺院數を南北信に分けて比較すると、總數一五七一の內一〇三〇が北信、五四一が南信で兩者に著しい差がある。北信中では上水內郡の二一一が尤も多く信州一で、之に亞いでは小縣郡の一一四である。（大正年間調）上水內郡には名刹善光寺があり、小縣郡には早く國分寺建立を見た關係から、自ら其地方人の崇佛思想が濃厚であり、隨て佛寺建立も多かつただらうとの考へ方もあるが、早く開けて人口稠密な地方で、民衆聚落の多い卽ち村里の多い所には、寺社の數の多いのは當然である。故に一概に信仰心の厚薄に依て斷ずることは出來ない。善光寺は兎にあれ國分寺の存在が、小縣地方の後世佛寺建立に影響があつたといふ事は、考へ得られぬ所ではあるまいか。

小縣地方の寺院の宗派別

小縣地方の佛教宗派別を見ると、寺院數の最も多いのは曹洞宗の四十三ケ寺で、同じく禪宗であるが、臨濟宗は僅々二ケ寺で甚寥々たるものである。眞言宗は信州各部中第一位を占めて三十五ケ寺を算して、秘密の加持祈禱の流行を想見することが出來る。黃檗宗が稀なのは不思議は無いが、淨土眞宗と日蓮宗とはあまり振はなかつた。

上田市內寺院宗派別

上田市內に在る寺院の宗派別は

眞言宗　五　曹洞宗　五　淨土宗　四　眞宗　四　日蓮宗又法華宗　一一

で曹洞宗と眞言宗の多いのは、小縣地方の大勢と一致して居る。左に開宗の時代に順て記述する。

眞言宗

宗叶寺

仙石松平二氏の祈願所

護摩堂、大師堂、勢至堂

土砂加持

南朝年號の火燈

眞田氏の鬼門除と云ふ

海禪寺

第一節　眞言宗

宗叶寺

上田市字横町の中央東側に在る。寺傳に什慶法印の開基といふも年所詳かでない。此寺もと大手の堀際に在りしが、中興開基三代慶英法印の時今の地に移したと云ふも確證は無い上田町誌。けれども秘密加持祈禱を爲す眞言宗寺院であつたので、仙石、松平二氏の時代を通じて、祈願所となつた。松平氏の時には藩主參覲出府の際には、命を承けて出立の吉日を選定した。海野町問屋日記

眞言宗新義智山派で、高野山明王院末寺である。延享二年當寺より提出の本末書に據れば、小縣郡栗林村の普賢寺、下丸子村の淨圓寺、櫻井村の西正寺は此末寺である。

寺域東西三十三間　南北二十間五尺。面積二反二畝二十八歩。境内に護摩堂、大師堂、勢至堂がある。

土砂加持

此寺に於ては土砂加持を執行した事が、延享二年二月二十六日より來三月二日迄七日間、又寶暦十年正月二十二日より同二十八日迄七日間あつたと　屋日記に載つて居る。此土砂加持と云ふは、秘密修法で土砂を洗ひ護摩を修して行ふ祈禱で、修法を受けた其土砂を、亡者の屍又は墓所に散布する時は、其功德に依て無間の苦を免れ、西方極樂淨土に往生すると云ふ有難い祈禱であると云ふ。

南朝年號の火燈　此寺の庭内には、正平四年の南朝年號を刻した火燈があつて、此地方無類の存在である。南朝の遺物參照

海禪寺

上田市新田に在り、眞言宗京都智積院末寺。滋野氏の創立と傳ふるも年所詳で無い上田郷土誌。もと小縣郡海野鄉海善寺村に在りしが、天正十一年眞田安房守昌幸上田に築城するに當り、鬼門除として此

地に移したと云ふ上田町誌。

武田信玄の文書

天文七年武田信玄寺領二十貫文寄進の事ありしと云ふも信じ難い。永祿五年十一月七日同六年七月廿八日の兩度、武田信玄より當寺に出した證文に據ると、曾て沒收された此寺々領の中三十六貫五百文を還附して、猶寺領の殘高があつた事は明であるが故、以前は廣い寺領を有つて居り、寺勢盛で信玄なども、所願成就を祈らせた程の、名高い寺であつたのは確である。其後天正年中上田に遷りし頃、寺領二十四貫文の地を與へられて居た事は、慶長六年八月眞田伊豆守信之が當寺に出した寺領安堵狀に、前々の如く寺領二十四貫文異儀無く進置くとあるに依て、證することが出來る。

寺領二十四貫文の眞田信之寺領安堵狀

寺領安堵狀

如二前々一本寺領貳拾四貫文無二異儀一進置候、向後祈念不レ可レ有二油斷一候　以上

辛丑八月十六日　　信之

開善寺

寶永三年差出帳所載寺領は二貫文である。

秘密祈禱所

此寺は祈禱所として、雨乞、火伏、地震除、雷除等の祈禱は多く此寺で行はれ、又商人の起請なども此寺で書かれた事がある。

大福寺

大福寺鎌倉堂

上田市小牧字山下に在る。創立年所今詳かにするを得ない。此寺もと小牧字六句に在つて鎌倉堂と云ひ、六坊を有つて居たが、兵火に罹つて燒失し、宣隆の代今の地に移して中興したと傳へられる。本尊は藥師如來不動明王、小縣郡西鹽田の前山寺末で新義眞言宗。寺域三百二十坪境內に大師堂がある。寶永三年差出帳所載寺領五百文。

祥雲寺

祥雲寺　上田市御所木の下に在る

新義眞言宗知積院末。本尊佛大日如來。開基創立共に今明かに知るを得ない。元祿十一年十二月時の住職廣岸の代、京都知積院末となり廣岸を中興開山とする。伽藍頗る宏大なるものなりしが、寬保二年八月の千曲河大洪水の際、寺堂悉皆流亡し、墓地は千曲川北と成つた。此災後今の地に移して建立した。寶永三年差出帳所載寺領五百文。

寬保二年の洪水にて寺院流亡

極樂寺　上田市中之條字六工に在る

新義眞言宗で、小縣郡西鹽田の前山寺末。阿彌陀如來を本尊佛とする。開基年代詳でない。此寺もと原田今上田原長池下に在つた小縣郡年表が燒失し、元祿元年弘盛の代今の地に再建し、中興開山と成つた。寶永三年差出帳所載寺領は一貫八百文其支配下に大日堂があり、堂領五百文を有した、昔時は相當の大寺であつた事が窺はれる。寺寶として大般若經全部六百卷を藏す。

極樂寺

寺寶大般若經

第二節　禪　宗

禪宗

大輪寺　上田市字新田に在る

大輪寺

曹洞宗甲斐國塚原村惠運院の末寺。釋迦如來を本尊とす。此寺もと神科村戶石城の麓、幡畑山村に在りしが、兵燹にかゝり燒失した。慶長年間眞田昌幸今の地に再建し、惠運院第三世松山存宿を招き開山とした上田町誌。寺傳に眞田安房守昌幸の夫人寒松院殿の開基といふは、現地再建の際其開基と成つたのであらう。元和八年眞田伊豆守信之松代へ轉封の時、寺領五十貫文を寄附したといふも明證は無い。信之は松代入部後、當寺の住持仰芝和尙を招き大輪寺を建立し、寒松院殿の牌所とし、水上山大輪寺と稱したが後に寒松山大林寺と改めた大輪寺書き上げ、松代町史。寬政二年八月松代侯に差出した大輪寺の書付は、寺傳の參考ともなる故、記載して置く

松代侯に差出したる書付

寒松院樣御開基上田房山大輪寺

往古ハ戸石城之麓、伊勢山村之内字畑山と申す所ニ有レ之候由、其後只今の地へ爲レ遊ニ御移造一境内除地ニ被ニ成下置一候

長谷寺殿
寒松院殿
御靈様の御位牌
寒松院殿様之御廟被レ爲レ成御安置候

一御寄附之品

曼陀羅　觀音像　維摩像　御風炉釜　御香合御香爐　御茶碗　御茶臼

右御寄附品御手道具之由申傳什物ニ仕候

上田表御在城之砌は當寺時々御參詣被レ遊レ候由申傳候、御所替之節當時四代之住寺仰芝和尚被レ召ニ松代表一大林寺爲レ遊ニ御建立一候。當寺境内之儀は古來之通除地ニ御座候

右星霜程經候儀故、如何御座候哉、世代申傳候有增之赴書記入ニ御内覽一候　以上

八月

上田房山村

大輪寺

眞田昌幸の定書

眞田昌幸の定書

定　大輪寺

一致ニ喧嘩一候輩之事
一盜賊之者之事
一人ヲ殺害仕候者之事

右科人之族當寺山林一切可ニ禁制一者仍如件

亥之
十一月三日　昌幸朱印

は慶長四年現地ニ大輪寺再建の時、下した禁制であらう此文書今松代大林寺所藏。

仙石氏堂造立材木寄附

寶永二年本堂再建の事あり、時の領主仙石政明より建築用材を寄附した

可レ被ニ相渡一材木之事

一松木五拾本　大輪寺

右此度寺造立ニ付而被ニ成下一候條可レ被ニ相渡一候也

寶永二年酉九月二日　小林六郎兵衛
依田久太夫

高橋佐市右衛門殿
山岸六左衛門殿



（大輪寺表門）

寶永二年工事に着したが、翌三年所替にて松平氏入部により、新領主に本堂造立の届書を出した。

指上申當寺本堂造立之事

一大輪寺本堂縦十一間三尺横九間四尺
三間梁但三間二尺錣付

右就造立材木等ハ漸々調置、其上仙石越前守様より上道具材木御寄進被レ成候間、去年より取始造立仕候爲ニ御斷一可ニ申上一如レ斯御座候以上

鹽尻組之内房山村
大輪寺

寶永三年戌七月廿七日

御奉行様

現在の本堂は此時の建造物である。

元和五年八月改には寺領三十七貫五百文小縣郡年表、寶永三年差出帳には除地高一貫五百文とあり、別に法光院殿天庵宗知公茶湯料施餓鬼料として、毎歳籾十俵の寄進があつた仙石分限帳。此寺は芳泉寺と共に、仙石氏時代に在分で、正月獨禮の待遇を許された二寺であつた原町問屋日記。

寺域東西二十八間二尺余南北四十五間。面積四反二畝二十歩。

土尾藥師

本堂内に土尾藥師の御像が安置されてある。

土尾藥師堂はもと房山山口兩村分の六句といふ所花小屋の山岸に在り、寺領三百文を有つて居た。何時頃の創立は判明しないが、元祿六年頃には二間四方の萱葺の堂で、小縣郡秋和村の正福寺持であつた。其後堂大破に及び再建の必要があつたが、六句は人里遠く參詣にも極めて不便である所から、房山の内字中小入道に位置の好い場所があり、其處の持主と相談の結果、六句の藥師堂附の三百文の畑地一反九畝十二歩の内、一反三畝十歩だけ中小入道の畑地と交換し、其處に移轉再建した。其れは寶永七年二月の事で、替地の殘り六畝二歩と、藥師堂は依然正福寺所有となつて居た。此藥師明和の頃には、熱心な信仰者があつて奇特な寄進をした事は、中小入道に現存して居る階供養塔が物語つて居る。

獨札の待遇

土尾藥師の像

土尾藥師堂

六句より中小入道に移す

共同墓地

上田住居河西の者共同墓地

上田領河西方面即ち小泉組、鹽田組、浦野組等の人々の中で、上田町に居住して居つた者が死去した其際に、恰も千曲川の洪水で、河西の方との交通が杜絶する如き事ある時は、在所の墓地に葬むることも成らず、又在所の寺院が世話する事も出來ない。其處で上田居住の檀那を持つて居る在分寺院は、鹽尻組秋和村の正福寺と談合し、正福寺持の此土尾藥師堂の境内の外に、三百五十坪を劃して、其處を在

寺院上田住居の檜中墓地とする事とし、其の地代金二十一兩を在寺院より支拂ふことにした。時は寛延二年四月である。秋和の正福寺では、藥師堂の世話も行屆き兼ね、種々不都合の事があり、藩より嚴重申渡す所があつたが、天保十二年九月此藥師堂を、房山の大輪寺に賣渡す事に相談が調つて、議定書を取替はし、大輪寺から奉謝金二十五兩を、正福寺に差出して大輪寺持と成つた。明治二十年廢堂となり堂內安置の藥師如來の儀は、大輪寺本堂內に移されることゝなつたのである。

房山毘沙門堂

大輪寺持房山毘沙門堂

毘沙門堂大輪寺持となる

仙石氏領主時代に、京都鞍馬山月性院の僧實眼、上田城の鬼門に當る位置の場所に、毘沙門天を安置して、御城安泰の祈禱をしたしと願ひ出て、房山村の地所四畝六歩を無年貢にて借り、月性院掛所毘沙門堂を建てた。然るに享保十八年月性院に於ては、時節柄修覆等も出來難いとの埋由で、毘沙門堂を閉ぢて其處分を爲る事になり、堂を大輪寺に讓り渡した。

賣渡申一札之事

一毘沙門堂五畝四歩　七間二尺　二十一間　房山村分

四畝六歩六間　廿一間　無年貢地

先御領主様より御借地、堂掛所仕廻候ニ付、當御領主様へ此度返上仕候、地面之義ハ一所拂代金は月性院へ被レ下候事

二十一歩余　御年貢地

買添置御年貢籾二升六合八勺年々上納仕候事

一毘沙門天幷堂　二間半　三間

一作家　五間　三間　戸障子　唐紙不レ殘

一長屋　六間
　二間
一堂地之内ニ有レ之候植木石不レ殘
右之堂地時節柄修覆等難致候ニ付、此度當御領主様へ御願申上仕舞候ニ付、昆沙門堂掛所長屋一式代金拾兩にて貴寺へ賣渡し、金子慥に請取申候。然る上ハ自今昆沙門堂一件ニ付、月性院聊構無レ之候勿論、外より障り無ニ御座一候爲後證仍如件

享保十八年丑三月廿三日

鞍馬山月性院使僧
實　眼　印
（香掛史料）

上田房山村大輪寺

其後此堂も廢堂となり取り壞はされて、昆沙門天像は大輪寺に安置されて在つたが、昭和九年堂再建の運びとなり五月入佛式が執行され、房山昆沙門堂が再び世に出たのである。

金昌寺

金　昌　寺　上田市字幸町に在る

小縣郡奈良本村今青木村の一部　曹洞宗瀧仙寺の末寺。釋迦如來を本尊とす。此寺往昔鳳麟山琴松禪寺と稱し小縣郡武石村字小寺尾といふ所に在つた。慶長年間明山長察の代現在の地に移し、時の領主眞田昌幸より境内の地を給せられ且其造立の助成を受けた、此時山號を鳳林の字に改め寺號琴松の字を金昌と改めた、依て長察を當寺の開祖とする明細帳。寺域東西四十八間七尺餘南北三十間　面積一反八畝二十八歩。境内に大子堂地藏堂がある。

長察を開祖とす

幸町不動堂

此寺持の幸町不動堂は、文政四年三月成田山信勝寺の不動尊分靈を奉安したものである。

日輪寺

日　輪　寺　上田市字横町に在る

小縣郡和村本海野の興善寺の末寺。開基等詳でない、天文年中海野幸善が戰死し、法名を日輪寺殿と號したのに因て、其名を寺號としたと云ふ上田町誌。　口碑に本寺の觀音堂安置の觀世音菩薩像は貞元親

仙石氏觀音堂を造る

王の守護佛であつたといふ。海野町問屋日記に、横町日輪寺觀音堂仙石越前守様御建立之由とあり、貞享四年仙石家此堂を造り、七月十五日入佛式が行はれた事が記されてあり。仙石政明は度々此觀音に參詣した事も日記に載つて居る。此觀音の緣日毎月十七日二十三日には參詣者頗る多く、飴賣其他商人が入り込んで、境内大層賑はつた所、寶曆九年頃より商人の入り込むのを停止され、寺では商人等の歎願もあり、且は緣日も淋しく成るのを憂へて、再三商賣許可を願出でたので、寶曆十一年海野町問屋横町年寄之奥書を以て、藩に緣日商許可を出願した。

石佛正觀音



文政十年觀音堂が燒け、近くの庚申堂子安堂も燒失した、此時庚申堂の東に在つた槻ノ大木に火が燃え移り、其枝があまり高く龍こしの水も届かず、何時までも燃えて居り危險であつたので、御作事から木挽を頼んで伐り倒した。堂本尊の觀音は別狀が無かつた。

此の寺の境内に石佛正觀音一体ある。

此正觀音石佛の由來は、海野町仁右衛門といふ者の叔父善七、天明年間淺間山に心願あつて登山し、山の爆發の爲め死去した、仁右衛門は隱居して一空と稱して居たが叔父善七の菩提を弔ふ爲めに、西國四國の廻國を爲し、歸國の後、同樣廻國する者一千人の報謝宿を爲やうと思付き、中には困難の者には、烏目や米など施したりして、十六七年目に其心願を果した。其心願成就の記念として、石佛正觀音を建立したのである、多分寬政年間であらう。（海野町問屋日記）

日輪寺門前長屋の家賃は、今迄四十年以上も日輪寺で取り收めて居つたのに、延享二年八月本寺本海野興善寺から、突然家賃並に帳面を預ると申出て爭が起つたが、十月に到り諏訪形の金窓寺、吉田村の金

宗院、及上田檀中の者の斡旋盡力で、内濟に成つたといふ、本末關係から起つた醜き爭であつたのである。山號を天照と稱し、域内に成澤寛經の墓がある。

月窓寺

月窓寺　上田市字鍛冶町に在る

小縣郡浦里村曹洞宗東昌寺の末寺。本尊は釋迦如來、寺傳に常田隆長（常田屋敷は常田權現坂に在り）永祿元年易叟周賢和尚をして、常田莊に一宇を建立せしめ、傳叟山月窓寺と號した。天正十三年の戰に池田長門守之を燒いた、故に城内鷹匠町へ移したが、同十五年常田出羽が二代久谷樹昌和尚をして、鍛冶町に再建させ、復月窓寺と稱したとある。里傳に據れば眞田幸村大阪にて戰死の際、遺言して靑柳清庵林庄左衞門の兩人に命じて、其身に着いた品を此寺に納めさせたといふ。元和五年の改の時寺領四貫九百廿五文であつた小縣郡年表。

赤松小三郎遺髪の碑

今寺域東西三十八間南北三十二間。面積四反一畝八歩、境内墓地に赤松小三郎遺髪の碑があり、長野縣指定史蹟となつて居る。

呈蓮寺

第三節　淨土宗

寶池山九品院呈蓮寺　上田市字新田に在る

京都智恩院末。本尊阿彌陀如來。寺傳に云ふ。建久年間曾我十郎祐成の妾虎、曾我兄弟の死後落飾して、諸國の靈場を巡拜して兄弟の冥福を祈り、信州善光寺に詣でた歸途、佐久郡の落合村に草庵を結び

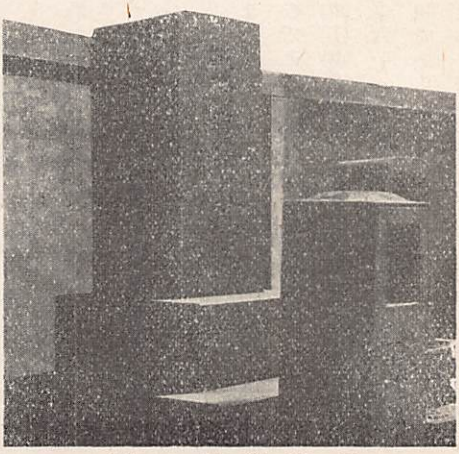

（成澤寛經の墓）

其處に住つた。其後小縣郡に來り太郎山眉間林の麓に一宇を建立し、虎立山菩提院祐成寺と名づけ、曾我兄弟の菩提を弔つた。これが此寺の創立と云ふ。吾妻鏡を按ずるに建久四年六月一日丙申曾我十郎祐成妾大磯遊女虎雖レ被二召出一、如二口狀一者無二其咎一之間被二放遣一畢、十八日癸丑故曾我十郎妾大磯虎雖不除髮著黑衣袈裟迎二亡夫三七日忌辰一於箱山別當行實坊修佛事云々則今日遂出家赴二信濃國善光寺一時十九歲也見聞繼素莫レ不レ拭二悲淚一云々の記事あれば、寺傳は據る所があると思はれる。後應永年間鎌倉光明寺の徒弟一譽上人俊嚴が來て、堂宇を再建し、衆生濟渡の教を說き遠近に渴仰され。當山中興となつた。永享五年參詣布教の便をはかり、山上の寺堂を山下に移した。此時寶地山九品院呈蓮寺と改めたと云ふ。爾後屢々回祿の禍に罹り（文明六年、天文十五年、寬文、現今の堂宇は寬政八年造立のものと云ふ。寺傳所說の外かに猶元祿十三年の罹災がある。十一月三日午前四時頃から午後八時頃まで焚燒したといへば、當時の堂宇の宏壯なものであつた事が察せられる。



一譽上人中興

竹內善吾武信の墓所

元和五年の寺領一貫文寶永三年指出帳所載の寺領も亦一貫文である。元祿年間より小縣一宗の觸頭となつたといふ常總城村誌。現今寺域東西四十間南北二十八間一尺餘。面積三反七畝二十二步。

境內墓地中に竹內善吾武信の墓がある。善吾武信は當寺過去帳ニ法名現德院髮譽一通居士と稱し、嘉永六年九月廿六日死去となつて居る、石碑は竹內善吾武信之墓と刻したる外刻文無い。

寺寶と稱する物に、十一面觀音像弘法大師作といふ六字名號圓光大師筆といふ阿彌陀如來像運慶作といふ等がある。

田町淨念寺無住の時は代判を申付けられた。

淨念寺

源法寺

淨念寺　上田市田町に在り

呈蓮寺末寺、本尊阿彌陀如來、境内に閻魔堂あり。寺域四百五十坪。永祿二年建立と傳ふ、天正二年回祿の災に遇ひ開山等明かならず、天正三年教蓮社聖譽堂宇を再建するを以て、此を中興開山とする寺院明細帳。

小縣郡年表元祿九年の條に房山村呈蓮寺隱宅を源法寺と稱せしが、田町へ建て淨念寺と號し末寺とすとある。

享保二十年別時念佛及觀音開帳願の口上書は、此頃の寺況を知るには好い資料故、左に記載する。

當寺及大破爲修覆辰十二月廿四日より同四月迄四十八夜別時念佛並三月十八日より四月八日迄幸當寺從來の觀音三十三年目相當ニ付依レ之開帳仕度奉レ願候右別時之内上州新田大光院會下より所化六人相頼、晝夜法要說教仕度奉レ願候、御領内上田不レ殘御家中迄佛餉爰御勸申度奉願候

右之趣當寺旦那も無ニ御座一勿論寺之餘力も無き貧寺ニ付、自分之働に不レ叶依レ之右之法要相勤め、法界之以ニ合力一廢壞之本堂並觀音堂何卒少しも修理仕度奉レ願候。右願之通被レ下被ニ仰付一候はゞ執行仕度候　以上

卯十二月

田町

淨念寺

御奉行所

田町淨念寺來辰年二月廿四日より四月十一日迄四十八夜別時念佛並三月十八日より四月八日迄觀音開帳之儀奉レ願候處相違無ニ御座一候右之通被ニ仰付一被レ下候はゞ執行被レ爲レ致度奉レ願候　以上

卯十二月　　房山呈蓮寺

御奉行様

此願聞届けられ、別時念佛開帳中は、信心者の參詣群集夥しく、寺境内殘らずに茶屋掛けする程で、諸仕拂後五十兩程も殘つたと云ふ。

芳泉寺

松翁山圓覺院芳泉寺　上田市常盤城字諏訪部に在る

淨土宗鎭西派京都智恩院末。本尊は阿彌陀如來。天正十一年眞田安房守昌幸上田築城の後、諏訪部の地に小縣郡下之條村全稱庵を移し常福寺と稱し、日頃歸依せる其庵主靜譽上人舍靈を請ひて住持とした。慶長五年眞田伊豆守信之は此を菩提寺とした（常盤城村誌）。元和六年信之の室小松姫逝去の時、遺骸を茶毘に附し、其遺骨の半は常福寺に、半は武州鴻ノ巢の勝願寺に納めた。信之は小松姫の爲めに其一周忌に、常福寺境内墓所に、石塔婆一基を建て靈屋を造立した。翌元和八年松代に轉ずるに及び、其地に皓月山大英寺を建立して、小松姫の牌所とした。此時常福寺舍靈は信之に隨て松代に赴いて、大英寺の住寺となり、常福寺は舍靈の徒弟靈恕を以て後住とした。眞田信之に代て上田に入部した仙石忠政は、元和九年の春正月に、其菩提所小諸の松井山實仙寺を此處に移して實仙寺と稱し、常福寺をば下之條村の全稱庵に合寺せしめた（芳泉寺口上書）。此時圓覺院殿秀久の墓を小諸より實仙寺に改葬した（仙石家譜）。

安政六年に、芳泉寺に於ては幕や提灯などに、德川家の葵紋を附けるのは、如何なる由緒ありやと訊ねられた。其時芳泉寺から差出した口上書は、當寺の寺由緒書とも見るべきものであるから、茲に記るす。

小諸松井山實仙寺

葵紋に關する口上書

口上書

葵紋附御幕並御提灯當寺に御座候御由緒之儀御尋ニ付左に申上候

東照神君樣御養女小松姫君樣と奉レ稱候御方、天正十四年戌年眞田伊豆守信之公に爲レ遊ニ御入輿一上田

御在城之節、元和六申年二月二十四日前姫君樣御逝去、御法名大蓮院殿英譽皓月大姉と奉レ號、御尊骸諏訪部村元常福寺當時之芳泉寺山內に御入棺被二仰付一其節

葵

御紋附御幕並二御提灯御納二相成一、當時安置之御寶塔其砌御造立被二成置一御回向法要無二懈怠一相勤、御祥忌日御年回之節其外廉立候法儀執行仕候砌者、右御品相用讀經拜法務罷在、元和戊年眞田伊豆守樣松代に御轉城有レ之、其節常福寺住持含靈和尙松代に御召連被二成下一候旨之御沙汰二而、常福寺後住ハ含靈弟子靈恕に被二仰付一、松代に御所替之上彼地におゐて一宇御建立有レ之大英寺と號し、兼て御召連の含靈に住職被二仰付一大蓮院殿御尊牌一基、尙又同院に茂別段其砌より御納二相成一、常福寺の方ハ靈恕後住にて、御寶塔御尊牌其儘御差置二御座候處、元和八戌十月仙石越前守樣小諸より上田に御所替有レ之、元和九亥正月右御家より御先祖御位牌等御納之上、常福寺ハ一廉之院內二付、以來芳泉寺と相改候樣被二仰付一、末院下之條村全稱庵を常福寺と相唱候樣、是亦御達有レ之全く寺號相改候迄にて、慶寺轉格等之儀には無二御座一候二付、奉レ畏寺務連綿罷在聊御由緒等二相拘候御趣意に無二御座一、依レ之松代表よりも每年御代拜有レ之、殊二御供養米御附被レ置、年々御仕送二相成不二容易一御由緒御座候院內二付、前顯申上候兩御品ハ御新葬以來連綿相用來候二相違無二御座一候。右御品御納之節御書附等は相見へ不レ申候得共、前段之趣申



（芳泉寺全景）

傳送御寶塔御尊骸以前之通ニ而、御由緒等變轉候儀更ニ無ニ御座一都而舊格を以て所置罷在候
右御尋ニ付以口上書奉ニ申上一候　以上
未三月　　御役所

芳泉寺
（原氏史料）

然し小縣郡年表に據れば、小松姫葬送の後、常福寺を下之條村全稱庵に移し、其跡地に晴月山大英寺を建て、明年二月廿四日靈屋創立、石塔婆の五輪を立て、同八年鐘樓を修理したが、此年松代へ所替となり、鐘樓共に松代へ轉移したとあり、常福寺の下之條移寺は、仙石氏入部以前になつて居る。今は芳泉寺口上書所載に從て置く。

鐘樓靈屋松代に移さる

芳泉の二字

明治二年芳泉寺より差出した取調書には、芳泉寺と書き替へたのは其年月は分らないとある、小縣郡年表には延寶二年仙石政俊を此寺に葬り、其法名を松翁院殿謙譽道休大居士と稱した所から、山號を松翁山と改め寶仙の字を芳泉に改め、仙石家紋永樂通寶を寺の徽號として、一万三千四百五十餘歩の地を寄附したとあるも、政俊埋葬の時に墓中に納めた誌石の銘文に、松翁山芳泉寺内に葬るとある仙石家譜所から考へると、政俊葬送當時既に松翁山芳泉寺と成つて居たものと思ふ。故に小縣郡年表に載する所首肯しがたい、想ふに小諸の寶仙寺を小縣上田諏訪部に移した時から、寶仙の字を芳泉の字に改めたものであらう。

芳泉寺は上田門中觸頭として、唯一の寺であつたのは、天明八年十月淨土宗總本山大僧正實譽上人から、送られた觸頭掟書（原與倉吾氏史料）に據つて明かである。此觸頭の掟書と同時に、末寺として芳泉寺が遵奉すべき掟の條々があり、住持交代の定規、綸旨頂戴芳泉寺取調上申書に據ると開山勘譽上人以來代々の住職皆上人號勅許される）に關する件、佛事勤行等に關する規定等が本山から出されて居る。此掟書は芳泉寺を知るに好い資料であるから左に記載する。

上田門中觸頭

一公儀御法度ハ勿論元和以來御宗門ニ被二下置一候御條目及御當山歷代之制條、平日相互申談嚴重可二相守一事

一上田門中觸頭之儀從二古來一芳泉寺一ケ寺定有レ之事候得者、彌總本山觸出其餘寺法申達之儀、於二芳泉寺一取斗觸下門中に可二申達一候、勿論從觸頭申渡候儀は多分從二御當山一相達儀候間、聊不レ可レ有二違背一事

但雖二爲レ頭對二門中一高舉自身理不盡之沙汰於レ有レ之は可レ爲二曲事一勿論、不法義於レ有レ之者兼而從門中加二意見一不相用節は御當山に可二訴出一事

一住持交代之儀御當山之指揮有レ之事定式候得共、遠境難二行屆一候二付於二御領主一被二聞濟一候在來之事候併右交代之節綸旨頂戴之年月並其節惣本山世代檀林掛錫(クハンシヤク)宗脈相承之年月、當人譽號實名等相改觸頭以添簡早速可二届出一事

但

綸旨相改住務申渡候事者惣本山定例候得共、遠境勞煩も有レ之事故、無二餘儀一取斗事候得者、其段心得違有之間敷候。且例年年頭拜參等之儀は令二容赦一候、乍レ然、宗祖謝恩不レ令二忘却一大師前拜參之儀當丹誠心懸可レ有レ之事

一惣而佛事勤行古來之宗風之通、日別(ニチベツ)禮誦稱名供養等無二懈怠一令二勤修一異風異体之儀無レ之樣相守、宗門之光輝可レ致二策勵一事

右之條々末寺末庵至迄屹度申渡、嚴重相守永世不レ可レ有二違犯一者也

天明八申年十月

惣本山五十九世

大僧正寶譽　花押

（朱印）

右者雖レ爲二前來之御制條一今般被二仰出一候間、無二違背一屹度可レ被二相守一者也

役者　連　印
山役者

信州上田
芳泉寺惣門中

（原氏所藏史料）

寺格昇進
仙石家袈裟寄附

寛政六年寺格昇進して、本山から袈裟を贈られた。此事が仙石家に聞えたので、仙石家では祝意を表して袈裟を寄附した、其時の袈裟寄附狀を左に記して置く

一依二先祖菩提所一九條五條等に至迄、先年被レ令二寄附一置候處、今般寺格昇進自二本山一袈裟就頂戴、猶又五條等迄被レ令二寄附一候者也

寛政六申寅年
正月

仙石越前守內
波多昇之丞　印
仙石造酒助　印
岩田木內　印
弓削七郎兵衛
服部彌五兵衛
土岐半助
金澤四郎太夫

松代侯應公參詣

芳泉寺

文政七年松代侯感應公幸貫入部の途次、七月五日芳泉寺に立寄り、大蓮院の廟に參詣した。幸貫は白川樂翁公の次男で、松代眞田家に迎へられて養嗣子と成つたので、自ら孝道の範を垂るゝ爲めに、此行があつたのであらう。此時の樣子は當時寺の世話掛をして居た、鹽尻村の原太左衞門が參詣の事濟んだ後、檀中の人に送つた同慶の書狀に述べてあるが、其れに據ると、此時は二百餘年以來の寺內の大混雜であつたが萬事滯なく濟んだ。立寄の人數はすべて八百五十人馬三十疋、松代侯始め本膳付の者百五十人、其外は境內松林之下に入り、其處で赤飯を振舞ひ、酒及び茶菓子も出した。松代侯は極めて機嫌よく、其外家臣の人々皆挨拶も丁寧で、寺門、本堂、方丈、庫裡、上段の間、床飾等諸普請結構との稱美もあり、一人の廉忽人も出なかつた事は、特に御意に叶つた。此時芳泉寺へ大蓮院朝暮供養料として、毎年籾拾苞寄進し、又此度參詣に就て、自筆の楞嚴呪一卷を納められ、猶香料として白銀五枚を與へられた。

此時寺納の楞嚴呪は立派なもので、硝子の經筒に納められてあり、今猶同寺の寶物の一となつて居る。此當時の記錄に、眞田伊豆守樣御寺納の經筒は、寶經塔と申者ニ候哉、高二尺斗にて台も蓮華笠も蓮華にて、右經文有レ之處は「ビイドロ」にて丸く、右經文上書透き見へ候由とあるから、餘程珍しい物として評判が高かつたと思はれる。同屋日記

安政五年此寺は觸頭の職を勤め、且大蓮院菩提所で、眞田伊豆守と格別の由緒がある所から、眞田家寄附の金入袈裟を、信州一國限り着用の事を本山から許可された。

金入袈裟着用許可

證券

金襴衣着寺本用許可證券

一金襴衣之儀者從ニ古來一爲ニ御宗門之規則一檀林所其餘厚御由緒或拔群之勤功有レ之寺院は格別、不レ許此處聽着一御宗制之所、其寺儀は後來觸頭職ニ被ニ仰付一置、別而眞田伊豆守殿格別之由緒ニ而、殊に大蓮

院殿爲二御菩提一金入袈裟御寄附有レ之ニ付、右御品着用仕御回願申上度出願之旨及二取調一候處、由緒柄相違無レ之候、依レ之遂ニ披露一之處、御宗制不二容易一儀ニ候得共、格別之以ニ思叶一願之通其國限り、飛紋金入袈裟、永世着用御免許之事ニ候。然上者彌以御宗法嚴重相守、門中取締專要可ニ相心得一候、勿論對ニ外門中一聊高擧ケ間敷儀無レ之樣、如レ法讓護寺務可レ有レ之者也

安政五午年五月

山役者
役者　連署

信州上田
芳泉寺眞譽

爲二後來龜鑑一加ニ印璽一事

總本山七十一主

大僧正萬譽　花押
朱印

（原氏史料）

境内史蹟

仙石秀久の墓

秀久は年六十四にて、慶長十九年五月江戸より小諸に歸る途中、六日の夜武州鴻ノ巢驛で病歿した。依て該驛の天照山勝願寺に殯し、十一月八日勝願寺より小諸の松井山歡喜院（後寶仙寺と改稱した）に移し改葬した。勝願寺にも秀久の碑が建てられてあり、碑面には寶譽知見道大居士とあるが、知見の二字は、寶永戊子の年追號したものと、勝願寺傳記に在る。此墓所は遺命ニ依り秀久の分骨を埋つたのである寺傳。小諸寶仙寺より上田城外諏訪部芳泉寺に改葬せし故、圓覺院殿の墳墓は上田に在るのか眞廟である仙石家譜。其墓碑銘に

秀久の墓は芳泉寺に在るが眞廟なり

慶長十九甲寅龍集五月初六日卒

圓覺院殿寶譽道樹大禪定門

仙石氏先祖狹原朝臣前越州秀久公？

仙石政俊之墓

秀久の墓碑と相並で、境内に在る。上田領主仙石家二代目の人。延寶二年七月二十四日卒去。法諡松翁院殿謙譽道休居士。寫眞左方秀久、右方石玉垣あるは政俊の墓。

小松姫の墓



小松姫之墓

小松姫の墓と稱し石塔が建てられてある所が三ヶ寺ある。信州上田市の芳泉寺、上州沼田町の正覺寺、武州鴻ノ巣町の勝願寺である、其三ヶ所の墓の中で、之れが小松姫の墓であると明確に言ひ得る資格のあるのは、信心施主信之と刻記せる石塔の建てられて居る、上田市の芳泉寺境内の墓である。碑の惣高は一丈、其寶篋院塔側の刻文は次の如くである。

正面卽東面

上の段

一箇法塔雲上穿

匠人非作古今然

華藏世界無邊際

去此不遠西刹天

下の段

夫惟
大蓮院殿英譽皓月大姉者
本多前中務少輔
藤原朝臣忠勝御娘
眞田伊豆守
　滋野朝臣信之妻女
左側面卽南面
庚申二月廿四日俄然
命葉落赴茶毘出盛
禮次定譽天公拈香讃
揚令挙唱眞宗之奥旨
今又當一周忌辰一ケ石
塔建立于良淨國無
後側面卽西面
衰變一立古今□
之風流也且□信之公
者殿最之達人也在
內藏數萬甲兵外
治強敵呑書四海
右側面卽北面

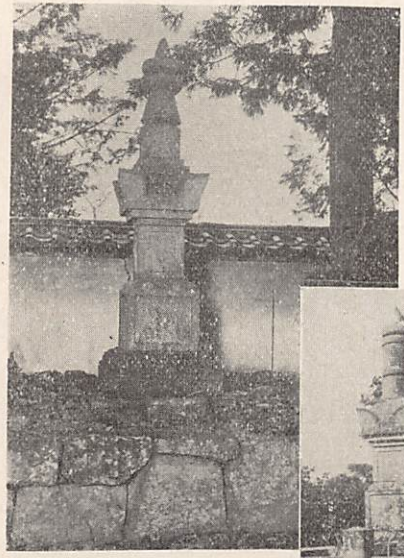

沼田の大蓮院墓



沼田正覺寺の碑

一句握宇宙掌威？離
別情離拂憨愧爲？

吐

元和辛丙二月廿四日

信心施主信之謹白

鴻ノ巣勝願寺の碑

鴻ノ巣勝願寺にも同型の石塔あり、其側面に左の刻文がある。

正面

一箇法塔雲上穿
匠人非作古今然
華藏世界無邊際
去此不遠西刹天

大蓮院殿英譽皓月大姉者春
花面目胸襟涼月庚申二月
二十四日俄然命葉落赴茶毘
之盛禮次定譽天公拈香讃
揚令唱眞宗之奥旨心
無他想十念相續卽今端的

左側面

知不識天高不覆盡焉今又
當一周忌辰一箇石塔建立

（勝願寺史料）

乎良淨國無表變一立古今
然華藏世界之風流也此淨
刹到者鴈崛調達不改殺逆
三從五障不脫垢穢當位
卽妙不改本位當々位々
卽是佛果矣

施主　松姫敬白

元和七辛丙年二月廿四日

右側面

本田中務卿娘眞田伊豆守
滋野朝臣信之公妻女也

此石塔は眞田信之の女松姫（見樹院と稱すが、小松姫の一周忌に、其分骨を葬つた墓所に建てたものである。勝願寺に分骨を送つたのは、小松姫生前此寺の僧普山に歸依し、淨土宗を信仰し師弟の約あり。葬送の時導師となつた、深い緣故があつたからである。

沼田正覺寺の碑

沼田町正覺寺にも、同型の石塔が建てられてあり、其傍に大蓮院殿の靈屋がある。上田芳泉寺の寺傳に據れば、正覺寺へも分骨したといふ。沼田城主眞田信吉の生母であるから、分骨の墓も出來、石塔も建立された事は至當の事と考へられる。正覺寺の寶篋院塔には其碑面に前二者のやうな刻文は無い。

芳泉寺の墓眞廟なり

以上記した三ケ所の墓所、何れも小松姫の墓ではあるが、勝願寺と正覺寺とにある墓は、分骨埋葬の墓で芳泉寺に在るのが本の墓である。

市內中之條の阿彌陀堂は此寺の支配である。

淨土眞宗

向源寺　上田市常盤城に在り

東本願寺派。本尊阿彌陀如來。寺傳に池田栄女といふ者佛門に入り淨空と號し、四條天皇仁治二年小縣郡上田原村に阿彌陀堂を建立して開基となつた。永祿九年閏八月武田信玄此寺中に陣營を執るべからざる一札を下して保護を加へたことがある。寺寶として其朱印を藏して居る。

向後於二當寺中一不レ可レ執レ陣若有下背二此旨一輩上者可レ被レ言二上子細之趣一被二仰出一候者也仍如件

永祿九年
閏八月十四日　信玄龍
丸朱印

三枝宗四郎
奉之

向源寺

寶永年中今の地に移轉した。寶永指出帳所載寺領五百文。宗派はもと西本願寺派であつたが、享保元年東本願寺派に轉じた。此西より東に飛んだ時に、寺の旦那西本願寺派として殘つて居たもの十四人は更級郡鹽崎村の康樂寺の旦那となつた。寺域東西二十二間三尺南北三十六間一尺餘。面積三反二畝廿二歩。

正榮寺

向源寺塔中東本願寺本派。寺傳に甲斐の將横田備中守の二男孫九郎眞宗に歸依し、僧となり正蓮と稱し、天文十七年六月開基創立したといふ。寛永年間向源寺今の地に移りし時其塔中と成つた。明治九年獨立して東本願寺末と成り、明治十四年三月向源寺と寺域を協定した。

源興寺　東本願寺派

向源寺塔中で、寶暦九年七月に、長野東町眞宗開光寺の住職海野惠明の二男惠運、向源寺に來て寺務を補けて居たが、後向源寺の境内に一宇を建立したものである。明治九年獨立東本願寺末となり、同十四年三月向源寺と境内を協議確立したが。同四十三年二月十五日北佐久郡小諸町六供の託應寺に合併した。

託應寺は此時應興寺と寺號を改稱した。

正榮寺には秀勝狀十月十七日、信俊外一人狀、の古文書を所藏す。

淨樂寺　上田市下房山に在る

淨土眞宗西本願寺末寺。本尊は阿彌陀如來。

文曆元年釋西佛、小縣郡海野白鳥ノ庄ニ道場を建て、之を淨救に附す、其長子淨樂、曆應元年更級郡鹽崎の角間村に一寺を建立した。後其寺號を淨樂寺と稱した。延寶五年十四世峯專小縣郡房山の地に移し、鹽崎康樂寺の掛所掛所とは錫杖を掛けて滯留する所といふ意で眞宗では地方の別院又說敎所などを云ふ）とした。之が此寺の創である（寺傳小縣郡年表）明治九年本山に於て宗規綱領施行に依り、同十年八月獨立して淨樂寺と稱するに至つた。寺域東西十八間南北十五間一尺餘、面積九畝四步。此寺の大門の明いたのは鹽崎康樂寺から、房山村庄屋忠助に出した覺書に據ると、元祿十六年十月である。（各掛史料）

鹽崎康樂寺の掛所

願行寺　上田市大門町に在る

願行寺は初め御厩の地に在り

松代願行寺世系記傳に據れば、開祖松譽上人炭香海野鄕に住し、海野氏の爲めに一寺を開創し、功德山廣大院願行寺と稱へた。後眞田氏上田の地に移した（上田願行寺の所有地海野。天正十五年眞田昌幸、崇蓮社九阿一峰炭譽上人を請じて願行寺住持とした。今願行寺に藏する願行寺後坊主可然知識を求めて住寺せしむべき旨の昌幸の下知狀は、此上人を迎へる時の下知であらう（松代願行寺世系。記傳願行寺文書）此文書に依て眞田氏が、願行寺を重視した事が察せられる。願行寺は初め後の御厩の地に在りしが願行寺世系記傳、元和七年に在るは其寺跡の地なり）

燒失したので願行寺緣起今の横町に地を與へて、寺の屋敷替をし願行寺文書其他に堂宇を建立した願行寺緣起が、元和八年眞田氏松代に轉じ、其他に願行寺を建て、當寺は道山和尙岌譽をして留りて維持せしめた。(松代願行寺由緒書には、道山を松代に伴ひ行きて、松代願行寺の住持としたとあるも、今は上田町誌に從ふことゝした。)

元文の頃迄釣鐘が無く、二年九月上田領分內勸化及、四十八夜興行に依り、資金を得て鐘鑄造の事を藩に出願した。

本尊は阿彌陀如來。淨土宗京都智恩院末。寺域東西四十七間南北廿九間三尺餘。面積四反六畝八步。境內に閻魔堂及觀音堂である。

此寺は遊行上人通過等の際は、其宿坊となりし事多く、其時には寺の修覆は藩費を以てした。又元文五年、寬政十年、善光寺如來の開帳を、此寺で執行した事もある。

藩主松平氏の菩提寺で、境內には賢明院殿忠濟の嗣子忠英二十一才歿の墓、大彰院殿忠淸髮齒の冢、大圓院殿忠固髮齒の冢がある。

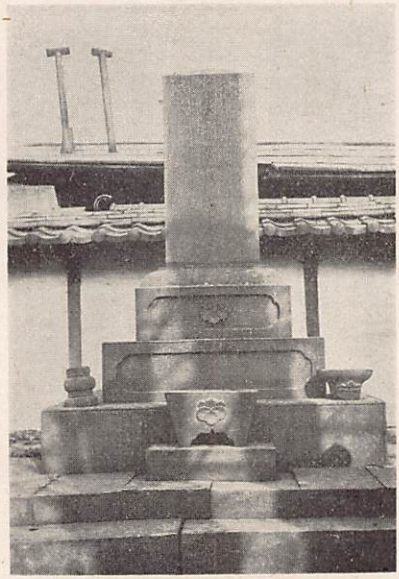

大圓院髮齒之冢

延享三年十二月、境內に通性院忠周の子鐵次郎光淸院忠愛の子千之助の墓所がある由緒に依り、正月の御年頭には獨禮を許された。安政六年三月時の藩主忠固祖先追善の爲、本寺に金襴の衣を寄附した。

第四節　法華宗

妙光寺　上田市原町に在る

延享二年十二月妙光寺より、身延山久遠寺への届出には

一境内東西二十六間　南北二十一間

身延山末　信州小縣郡上田
修禪山　妙光寺

一法泉院日雲大德天正九年辛巳年卒開基より今年迄百六十五年ニ罷成候

一山號寺號は寛永七庚午年武州碑文谷法華寺十一世日進聖人開基に御座候。今年迄百十六年ニ罷成候。碑文谷末ニ御座候處御禁制ニ依り、元祿十二年三月十九日三世日義の代、身延山末寺に罷成候

右之通相違無ニ御座一候　以上

延享二丑年閏十二月

妙光寺四世
中西院日成印

本山久遠寺御役僧中

此届け出に據ると、開基の年代は天正年間に在る、其後寛永七年日進聖人が入寺して、修禪山妙光寺と稱した。日蓮宗中の不受不施派に屬して居たが、其派は寛文年間再び嚴禁された故、元祿十二年日義の時、身延山久遠寺の末寺となつたのである。寺の由緒書に仙石氏小諸より上田に轉封の後、居城の丑寅に當れる寺であつたので、鬼門除の爲めに寺堂を再建して、日進聖人を住持とした、故に此時を當時の中興とするとある。

享保十五年の上田町大火の時、類燒の厄に遇ひ、同十七年寺隣の明屋敷の內、表口四間裏行廿五間の地

を藩公から寄附された。

本堂、辨財天幷に庫裡佛具等殘らず燒失し、他力に賴て漸く本堂など造立したが、其後寺勢漸く衰へ寶曆十一年の頃には、寺堂の大修覆を要する有樣に成つた。けれども此寺は町にも在分にも、檀家と云ふもの殆ど無く、寺中飯米にも究する有樣で、到底自分の力では寺堂の修覆など不可能であるから、上田領內村々を托鉢廻をして、僅づゝの奉加なりともして、修覆したいと奉行所へ出願した程であつた（寶曆十一年奉願候口上書）

辨財天

此寺持の辨財天は、仙石忠政が日頃信仰して居た、安藝嚴島の辨財天の分靈を、上田入部の際上田に奉じ來つたものと傳へられる。

元祿十一年仙石氏の家臣、柴田與左衞門の宅地を妙光寺に加へ、其處に勸請した。同年四月晦日に町奉行より

辨財天參詣の儀惣町中にて男女月に一兩度づゝ罷越すやう可レ仕候　ちもち女手寄〳〵才覺可レ仕樣被二仰付一候事

と町中へ觸れ達した（原町問屋日記）其後屢參詣の事が日記に見えて居る所から察すると、仙石氏の信仰篤かつたのが知られる。

本陽寺

本陽寺　上田市字鍛冶町に在る

甲州身延山日蓮宗久遠寺末。本尊釋迦如來。もと北佐久郡小諸町に在り、文祿五年仙石秀久其嫡室野々村氏法名本陽院殿繁室妙榮大禪定尼の冥福を祈る爲めに、一宇を創建し本陽寺と號した（仙石家譜墓碑）元和八年仙石忠政上田に轉ずる時、從つて今の地に移つた。元來悲田派武州碑文谷法花寺の觸下であつたが、此派は寬永寬文再度制禁されたので、改めて久遠寺の派に歸した。此時本山より日述上人をして此に入寺させた。依て日述を以て本寺の中興開山とする。寺院明細帳。正德四年本山久遠寺の直末證明を次に記す。

一妙榮山本陽寺儀當山直末ニ紛れ無ニ御座一候、尤御法度之切支丹宗門にて無ニ御座一候爲後日仍而判形如件

正德四甲午年九月廿八日

甲州身延山久遠寺

判　考僧中
　　當番中

松平伊賀守様

寺社御衆御中

（原町問屋日記）



仙石忠俊の墓

寺域東西四十間南北三十一間二尺餘。面積四反一畝廿六歩。境内に鬼子母神　出産幼兒養育の神として法花宗にて崇敬する神

三十番神　法華守護の三十神で毎日交替して守護の任に當る社がある。

墓所には春光院殿梅心日香大居士　仙石忠俊の墓

忠俊の墓は太郎山麓の地に在つたが、仙石氏出石轉封に就き寛永三年四月二十四日山麓の廟所から本寺に改葬した。

榮昌院殿　松平忠國の女忠昭の室　の墓がある。

三十番神の祭日には、遠近より參詣者甚だ多く、市中爲めに賑ふ有様である。十羅堂は類焼後再建の事困難で十羅刹尼は鬼子母神堂に安置してある。

光照院

光照院は上田町海野町裏に在り、松平家の牌所であつた。

安政六年十二月五日、此寺より藩に提出した願口上書は、其由緒待遇等を知る資料であるから次に記載する。

口上書

拙寺儀者於二円州亀山一善徳院（忠晴）様厚被レ為レ在二思召一光照院（信吉）様為二御菩提一之御建立被二成下一置一并御墨附頂戴仕候其後勸良院（忠愛）様御代享保十七子年勸喜院（忠周）様幷光壽院（忠周繼室忠愛實母）為二御菩提之永代御供養米一百石之御判物二御改被レ成二下置一候、其後大信院（忠孝）様御代迄無二相違一頂戴仕罷在候之處、大圓院（忠固）様御代天保六未年より御時節柄二付、右之御判物之内へ新上納被二仰付一、其御面扶持猶又御家中並上納等被二仰付一、當節二至其難澁仕、尊靈様方へ御供養等も乍レ恐心底に任兼、甚痛心仕候。猶又此度大圓院様厚被レ為レ在二思召一御齒髪御當地へ被レ為レ遊二御埋葬一候得者、何卒大圓院様為二御菩提之永代御供養米一先規之通上納向被レ成二下御免一候様偏二奉願候　以上

未十二月　　光照院

之れに就ては、願之通に不二承届相成一、四十石之所十石上納申付三十石被二下置一候様相成候事と申渡された。

此寺は文政六年出火燒失し、松平家の位牌等は一時横町の願行寺に持運び、後願行寺持の横町貞松院へ移し、願行寺に於て守護すべきを命ぜられた。翌七年八月再建築成り、位牌は元に歸還に成つた。

貞松院は横町蛭澤川に近く西側に在つた。貞松院が願行寺の念佛堂であつた事は、寛保三年三月廿四日宗門帳記載願行寺長屋の件に就き、願行寺及貞松院より願出た願書に據て判明する。猶此兩者の關係は左記の出願書に依て知ることが出來る。

貞松院

於横町貞松院說法九日迄奉願候得共來十三日迄日延爲仕申度由貞松院奉願候二付被二仰付一被レ下度奉レ願候

四月八日（寛保四年）　　横町　願行寺

御奉行様

照月庵

照月庵

上田町横町西側に在つた小庵である、緣起由緒は不詳、此寺は明和四年七月に

奉願口上書

拙僧庵大破ニ付建直し度多年心懸罷在候所難レ及ニ自力ニ一依レ之此度以ニ御影ヲ一御領分村々爲ニ勸化一托鉢仕申度奉存候、被レ爲ニ仰付一被レ下候樣奉願候　以上

と云ふ願出を、海野町問屋奥書の上、差出したが「照月庵願此類之儀御沙汰相成候得者、御領分大分事多故被ニ仰付一候儀難レ成旨被ニ仰聞一候。自分にて廻り候儀ハ勝手次第ニ被レ仰候」とて却下された處を見ても、あまり信仰の無い小庵であつたと察せられる。

蓮華定院と上田町

高野山蓮華定院と上田

高野山蓮華定院と海野眞田二氏との關係は、古文書の徵據に依れば、大永年間海野棟綱は宿坊約定書を蓮花定院に出して居り、天正八年に眞田昌幸が、蓮華定院に宛てゝ宿坊約定書を出して居るより見れば、當時既に深い關係を有して居たことが判知る。

以上の如き關係ありしかば、慶長五年關ケ原戰役、眞田昌幸幸村父子高野に蟄居を命ぜられし時、蓮花定院の世話に成つた事が多かつたのである。慶長十五年十一月十二日附で小山田壹岐守宛に出した昌幸の書狀中に、此度本多忠勝が卒去した故、伊豆守信之に弔の詞を申述べるために、蓮花定院が山を下つて上田に赴かれるが、我等は蓮花定院の寺を借りて、十ケ年餘も世話に成て居る事であるから、蓮花定院が上田に着かれた際は、其方別してよく懇切に取扱ひくれるやう、其爲に態々飛脚を蓮花定院に添へて遣はすとあるが其證である。昌幸高野九度山に卒去せし後其墓は善名稱院に築いたが、幸村は父の遺物をば蓮花定院に納め、今猶其兜などは同院の重寶と成つて居り、昌幸の牌所とも成つて居る。

上述の如き關係緣由ありしかば、眞由伊豆守信之上田領の際も、蓮花定院に對しては以前の間係待遇等

を變ずる事は無く又、河中島移封の後も自分領内の者は、高野山上に於ては前々の如く、蓮花定院を宿坊とする旨の約定書を、寛永十六年九月五日に出して居る程である。此の如くなりしかば、信之松代に移り、



蓮花定院門

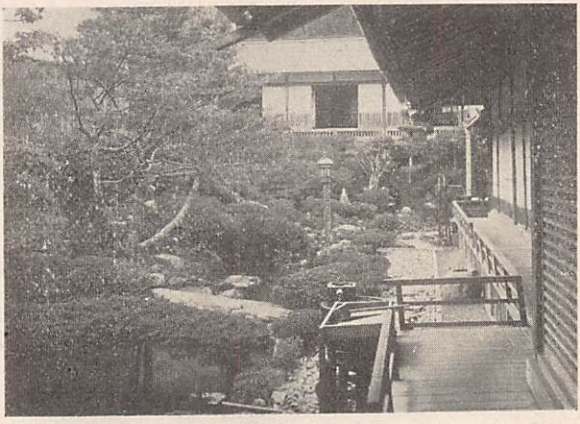

古來よりの坪庭

上田へは仙石氏入部せし後に至ても、蓮花定院よりは舊緣に由り、上田町へは使僧を遣はし、高野山御札等を配つた。今兩間屋日記中より此事に關する條を摘記する。

寛文六年九月七日

一、高野山蓮花定院よりの使僧、町内不レ残御札入被申候。但案内の者肝煎小右衛門指添候（原町問屋日記）

貞享四年六月十七日

一、高野山蓮花定院より使僧兩人町中へ札入候事肝煎指添申候初穂二百文遣し申候

寶永七年三月廿四日

一、蓮花定院五年に一度づゝ檀那廻りに參候由

高野山一心院谷蓮花定院使僧

快心房智禪房

町中へ御札甚助配り御初穂取集横町宗叶寺へ遣候

此日記に依て蓮花定院は、五年に一度宛使僧を上田へ派遣した事が知れ、又其使僧は同じ眞言宗の宗叶寺が、昔からの宿寺であつたことも知れる。

元文元年五月十日

高野山蓮華院御使僧横町宗叶寺へ御出町旦那廻り、手前へ墨一挺扇子御札年寄中へも同斷、依レ之問屋年寄中百文ヅゝ、合六百文原町柳町田町御初穂九百文合計百五十疋遣申候

延享二年六月十一日

高野山蓮花定院使僧兩人被レ參海野町横町御札百札扇子百本受取置申候、手前へ木御札墨一挺扇子二本持參候、初穂二十疋進し申候町内八百二十六文札不レ残納る（海問）

一高野山蓮花定院次目繼目披露ニ被レ參前々通り御札持參百五十枚素一包づゝ受取町中に配當初尾取集め自分二十疋相添遣申候



眞田昌幸の位牌

云々の記事あれば、院主代替りの際には繼目の披露に院主態々此上田を來訪した事あるが知れる。（海野町問屋日記）

此以後日記載するを見ないから、此事無く成つたのであらう。昭和七年に上田市に執行された上田築城三百五十年祭の折、蓮花定院主が參列したり、又史料の展覽會に同院所藏の眞田氏關係の寺寶を、悉く出陳されたのも、昔から深い緣故があつたからであつたのである。

第三章　社寺の勸化及社寺に關する制令注意

第一節　社寺の藩御免勸化

社寺の修理等に就て、上田藩の許可を得て領分内の志有る者の奉加を求めた事で、上田町分のものを記し、序に上田領分内の寺社で、此事ありしものを述べて、諸人信仰の樣子を窺ふ資料に供する。

御免勸化

原町妙光寺

寶曆十一年正月妙光寺は、次の如き願口上書を藩に差出して、堂舍を修覆をせんことを請ふた。

奉願候口上書

當寺之儀先年類燒之節、本堂辨才天井庫裏佛具等不レ殘燒失仕、以二他力一造立仕候處、此節に及び大損候得共、世柄あしく候へば修覆仕度奉レ存候へども、町在旦中一切無レ之、當時飯料迄難儀仕候。依レ之御領分村々托鉢に相廻り、尤一錢半錢之志にて奉加仕、何卒修覆仕度奉レ願候。此節より秋中迄廻村

奉レ願候間、被二仰付一被レ下度奉レ願候以上

巳正月　　原町　妙光寺

御奉行様

妙光寺檀家殆ど無し

此願書にて妙光寺は檀家といふもの、殆んど無かつたことが知れる。

安永三年二月領分内志次第の奉加に頼り、零落せし本尊を再建せんと左の願書を提出した。

奉願口上書

當寺本尊零落仕幷諸尊も無二御座一候間、何卒建立本尊再興仕度念願に御座候得共、旦中等僅にして、朝暮に難儀仕候へば、自力難二相叶一多年願望二御座候間、御領分在町志次第奉加相勧め、他力を以て成就仕度奉レ願候。依レ之御領分中巡行奉加御免被二成下一候はゞ、難レ有仕合奉レ存候以上

午二月　　原町　妙光寺

嘉永四年辨才天本堂破損二付、奉加寄附の他力を以て修覆せんと、領内町在一統の巡行を乞ひて許された。其時の奉願口上書には辨才天の由來を述べて居り参考となる。

奉レ願口上書

當寺辨才天、仙石様御代御城内より當寺に御移し被レ遊、當御代に至り社地其外早々御寄附、幷町在男女月々參詣被二仰付一候儀二御座候處、一体貧寺にて其上檀家も少く、移覆不行届及大破候二付、既に安永三年御領分町在勧化御免被二成下一修覆仕候處、其後追々處々破損候へども、崩れなりに罷成此節本堂其他零落仕候得共、修覆不レ及二自力一心痛罷在候、此上は他力を以て修覆仕度奉レ存候間、安永度之通り日數九十日間、御領分巡行勧化御免被二仰付一被レ下候様奉二願上一候。右願之通被二仰付一被二下置一候はゞ、難レ有仕合奉レ存候以上

亥九月　　原町　妙光寺

安政四年五月、原町妙光寺にて境内辨才天堂大に破朽し、殆んど再建同様の大修理を施す必要ありしかば、左の領分内町在の外、家中まで勸化巡行の事を出願。五月二十五日聞届けられた。

奉願口上書

辨財天

拙寺境内辨才天至極ニ零落に至り、再建同様に付奉ニ願上一候處、御上様にても御寄附被ニ成下一、幷御領分勸化巡行御免被ニ成下一重々難有奉存候。就而は御時節柄恐入候得共、御家中巡行御免被ニ成下置一御志御寄附受申度奉レ願候。右願之通御聞濟被ニ成下一候はゞ難レ有奉レ存候以上

己酉五月　　原町　妙光寺

照月庵

照月庵　横町

昭和四年七月庵大破ニ付、領分内村々勸化に依り、再建築せんことを願出づ。

奉レ願口上書

拙僧庵大破ニ付建直度、多年心懸罷在候所、難レ及ニ自力一ニ依之此度以御影ヲ御領分村々爲ニ勸化一托鉢仕申度奉レ存候、被レ爲ニ仰付一被レ下候様奉願候以上

奉行宛　　横町　照月庵

（海野町問屋日記）

貞松院

此時には此類の願許可すれば、領分内大分事多き故とて、許可とならなかつた。

貞松院　横町

天明七年四月此院に於て行ひ來りし、常念佛近來中絶し居りしを、此度再び興すことゝ成つたが、寺堂甚しく零落し、修覆も致底自力ニ及び難き故、領分中一統家別に志次第の勸化の免許を請ふて許可された。

序に領分内のものを記す。

信濃國分寺

國分寺

延享三年十月國分寺塔破損ニ付、御家中町在勸化を出願して許可となり、町奉行より其旨町分に達し、國分寺は町内を廻り勸化した。

安永五年八月　領分内勸化十月より極月迄差許さる。翌六年九月此追勸化も許可された。

文化七月十二月境内三重塔大破ニ至りしも、修覆は自力に及び難き故、御免勸化に依て修覆せん事を乞ふて許された。藩にては右に就き、志次第應分の寄附いたすやう觸れ達した。

三重塔修覆

國分寺村

國分寺

右境内三重塔大破ニ相成候處、修覆難レ及自力一依レ之來未年二月中旬より日數九十日間、御家中幷御領分町在共家別勸化願之通御免被ニ成下一候間、物之多少ニよらず志次第寄附候樣、町中一統へ可レ被ニ相觸一候事

午十二月

本堂建築

文久二年二月國分寺本堂修理ニ付、九十日間領分内勸化巡行の事を出願した。藩之を許し町在多少ニ拘らず寄進するやう觸れ達した。

國分寺村

國分寺

右本堂大破ニ付、御領分勸化相願御聞濟ニ付、來る三月二十日より六月廿二日迄九十日の間廻行候間、物之多少ニ不レ拘寄進可レ致候樣、町内一同に例之通可レ被ニ相觸一候

戌二月

小泉高仙寺

高仙寺

高仙寺
大日堂普請

寛政九年四月小泉村高仙寺の大日堂、大破ニ付普請の爲め、領分内の巡村勸化の許を乞ひて許された。

小泉村　高仙寺

右持大日堂及大破候處、普請難レ及ニ自力一爲ニ相成一御領分巡村勸化仕度段、先達相願候處願之通被ニ仰付一候、尤二月中旬より日數九十日間巡行勸化可レ仕旨、尤領分之外相廻り不レ申、先々に於て物之多少志次第勸化物取集め、押て勸化仕間敷、九十日の外餘分に相廻らず、都而紛敷儀仕間敷旨被ニ申渡一二月十七日より巡村相始め申候以上

別所安樂寺

安樂寺
八角四重塔修理

別所安樂寺境内の塔、軒端垂木など朽ち腐れて捨置き難く成つたので、領分内の勸化にて、修覆せんことを願ひ出て許可された。此は文政十一年七月のことで、上田町内一統にも應分の寄附致すべく達せられた。

鹽田組別所村　安樂寺

右寺山内塔軒端垂木等朽腐難捨置候ニ付、修覆仕度候へども自力に難及候ニ付、御領分勸化願ひ出、願之通被ニ仰付一候。依レ之來る八月五日より日數九十日の内巡村致候、尤紛敷處無レ之押而勸化致間敷申付置候間、志之輩は物の多少によらず、勸物差出可レ申候旨、町内一統に例之通可ニ申聞一候

七月二十四日

此時には上田町惣町で金壹兩寄附をした。（海野町問屋日記）

眞田白山寺
護摩道場建立

眞田白山寺

文政六年正月眞田村の白山寺に於て、護摩堂を建立し、兼て客殿庫裡等甚しく零落せし故、其修覆のこと自力の能する所に非ざるを以て、客殿に於て永代護摩月並修行を爲し、祈禱の札を毎年春秋兩度宛、御領分在町に配り、其收入を以て護摩道場を建設したり、其外の修覆も致したいと願ひ出て許可され、

藩よりは町在一統へ、志の輩は物の多少に拘らず寄進するやう申觸れた。

洗馬組眞田村　白山寺

右護摩道場建立幷客殿庫裡零落之場所、修覆の儀自力に及難き二付、於二客殿一永代護摩月並修行致、祈禱之札毎年春秋兩度宛御領分在町配札致し、右助成を以て護摩道場建設幷其外修覆等致度、願之通被二仰付一候。依レ之志之輩物の多少に拘らず、勸物差出可レ申候

右之通町中一統に相觸可レ申様可レ被レ致候　以上

正月廿日

文政十二年二月白山寺では本地堂、其外の建物大破二付、御免勸化の助成を以て、修覆せんことを出願し許可と成り、藩より各町在村に向て、應分の寄附を爲すべきを通達した。

洗馬組眞田村　白山寺

右寺本地堂其外及大破候處、修覆難及自力二付、御領分勸化致度段願之通御免被二仰付一候。依レ之來ル三月五日より日數九十日間、可レ致二巡行一候。志之輩は物の多少によらず勸物可二差出一候

丑年四月

嘉永四年四月洗馬組眞田村白山寺客殿の屋根葺替の必要あり、領分内勸化を藩に乞ふた。藩此を聽き左の如く達示した。

眞田村　白山寺

右客殿屋根葺替難レ及二自力一二付、御領分勸化被レ成二下御免一候。依來ル二十六日より日數九十日間、巡行可レ致候間、物の多少に依らず可レ被二寄進一候

亥四月

當鄉大法寺

浦野組當郷大法寺、其境内なる三重塔零落致、修覆難レ及ニ自力一御領分一統勸化之儀願出づ。則願之通被ニ仰付一來る三月朔日より日數九十日間可レ致ニ巡行一候。勿論押て不レ可レ致ニ勸化一旨申付置候間、志之輩は不レ寄ニ物之多少一勸物可ニ差出一候事

右之通町中一統に相觸可申候事

天保三辰年二月

東前山前山寺

前山寺
三重塔

鹽田組東前山村前山寺、山内の三重塔大破ニ及び、修覆の必要に迫りしも、寺の力のみにては到底成り難きを以て、領分内勸化の許可を乞ひ、其助成に依て修理せんことを願て許可と成り、藩より領分内ニ向て、物の多少に拘らず寄進すべき旨觸れ達する所があつた。時は嘉永五年で勸化巡村の日數は正月廿日より三月二十日迄九十日間と限定された。

眞田白山社

四阿山里宮再建

寶暦十一年四月眞田村四阿山里宮大破損となりしに付。領分内一統の勸化に依り、再建を願出で許可され、領内一般に志次第寄附すべきを達した。此時海野町では原町と相談の上、兩町分三貫文の寄附をした。

（海野町問屋日記）

眞田四阿山神社

安永八年八月眞田四阿山本社東の宮破壞ニ付、造立の爲めに其助成として、領分内勸化を出願して許可となり、町奉行より左の如く達した。

四阿山御師洗馬組眞田村齋宮

本社東ノ宮再造立

右四阿山本社東宮破壞致候ニ付、造立爲ニ助成一御家中並ニ御領分中勸化願之通御免被ニ成下一依レ之當九月より十一月迄之内致巡行候。右之趣町組町方へ先格之通ニ可相觸一候事

亥八月

花童子宮

文化十四年一月四阿山花童子宮、大破ニ及びし故、領分内勧化の力に依て修覆せん事を願ひ、日數九十日間之巡村勧化を許された。

洗馬組眞田村御師　松尾齋宮

右之者四阿山花童子宮及ニ大破一修覆難レ及ニ自力一御領分勧化之儀願之通被ニ仰付一候ニ依り、來る六月朔日より日數九十日の間巡村致候。紛敷義無レ之押て勧化致間敷旨、申付置候間、志之輩は物の多少に拘らず、勧物可ニ差出一候事

右之赴御觸ニ候間町中一統例之通可レ被ニ相觸一候

五月十一日

四阿本社東の宮再建

天保四年二月四阿山本社東之宮、大破に及び再建の必要に迫られたるも、自力を以ては致底遂行し難きを以て、領分内在町の有志者の寄附に依り、再建せんことを請ふて、日數九十日の間勧化の事聽許された。

四阿山御師洗馬組眞田村

松尾齋宮

右四阿山本社東之宮及大破候處、再建の儀自力に及び難候に付、在町勧化致度旨願書承届候。依レ之來る七月上旬より日數九十日相廻り候間、志次第可レ致ニ寄進一候

右之趣町中一統に可ニ相觸一候事

四阿山西の宮再建

安政四年二月四阿山西ノ宮再建ニ付、領分内有志勧化巡村の儀願出許可となり、應分の寄附致すやう領内町在に觸れ達した。

四阿山　西ノ宮

右大破ニ付再建爲ニ助成一、同處御師眞田村松尾河内儀爲ニ勧化一來ル三月廿日より九十日の間、巡行可

レ致候間、信仰の輩多少に拘らず寄進可レ致候
右御觸之趣町中一統に可レ被二相觸一候　以上
　已二月

（以上原町問屋日記）

常田大宮

天明五年十月、常田大宮社に在りし神具、先年燒失後再度の具備自力に及び難きを以て、助成として領分勸化の許可を乞ふて許された。

常田村大宮神主　川上對馬

右社二有來候神具、先年燒失已後再興自力二難二相叶一候二付、爲二助成一來る十一月より來午年正月迄三ケ月之間、御領分中勸化巡行御免被二成下一候二付、巡行可レ致候間、勸物志次第不レ依二多少一勸化可レ致候

　十　月

右之趣町中へ可二申聞一候

下之郷神社

下之郷諏訪神社

下之郷神宮寺社僧、神主大祝等より、文政十三年正月諏訪明神社及末社の大破修覆の爲め、御免勸化を出願して許可された。

鹽田組下之郷

社僧　神宮寺
神主　工藤近江
大祝　工藤齋宮

右諏訪明神其外末社共及大破候處、修覆自力二及び難く候二付、勸化致度段、願之通御免被二仰付一候
依レ之來る二月朔日より日數九十日の間可レ致二巡行一候。志之輩は物の多少によらず勸物可二差出一候

石船明神

寅正月

右之趣御觸ニ候間町中一統ニ例之通可レ被ニ相觸一候。

此時には兩町にて金一兩寄進。

安政五年二月洗馬組眞田村石船明神の本社殿大破損に及び、再建に付其助成として領分內勸化巡行の許可を得、藩より在町一統應分の寄進いたすべき旨申、觸るゝ所があつた。

眞田村　石船明神

右本殿大破ニ付、再建爲ニ助成一神主駿河、御領分內勸化之義相願候ニ付、當二月十六日より日數九十日間、御領分巡行いたし候間、物の多少に依らず志次第寄進可レ致候

午二月

鹽崎康樂寺

延享三年十月、河中島分知鹽崎村康樂寺の本堂を再建に付、御家中をはじめ、町在領分內一統に勸化の事聞届け、此事を觸れ達し應分の志を出さしめた。

天保十二年六月上田藩分地なる鹽崎村の康樂寺の本堂修理の必要あり、自力にては到底致し難きに付、上田領分內に勸化を募り、其助成に依て修覆の事を果さんと慾し、勸化許可を出願した。

御分地鹽崎村　康樂寺

右本堂修覆自力ニ及び難ニ付、御領分一統勸化之儀願出。則願之通被ニ仰付一、依レ之來る五日より日數九十日之間巡行可レ致候。押而勸化致間敷候旨申付置候間、志之輩は物の多少に不レ寄勸物可ニ差出一候事

六月四日

第二節　社寺に關する制令、注意

寛文五年七月十一日幕府から出した諸宗寺法は、當上田藩に於ても遵奉されたもので、寺院に關する重要制令である故に先づ茲に記載する。

定

一諸宗法式不レ可二相亂一、若不行義之族於レ有レ之は、急度可レ及二沙汰一事

一不レ存二一宗法式一之僧、不レ可レ爲二寺院住持一事

附立二新儀一不レ可レ說奇怪之法事

一本末之規式不レ可レ亂レ之、縱雖レ爲二本寺一對二末寺一不レ可二理不盡之沙汰一事

一擅越之輩雖レ爲二何寺一、可レ任二其心得一從二僧侶方一不レ可二相爭一事

一背二國法一輩到來之節、於レ有二其届一ハ無二異儀一可レ返事

一寺院佛閣修復之時、不レ可レ及二美麗一事

附佛閣無二懈怠一掃除可二申付一事

一寺領一切不レ可レ賣二買之一幷不レ可レ入レ干二質物一事

一無二由緒一者雖レ有二弟子之望一、猥不レ可二出家一、若無據之子細於レ有レ之ハ其所之領主代官に相斷可レ任二其意一事

右條々諸宗共可二堅守一レ之一此外先判之條數彌不レ可二相背一レ之、若於二違犯一ハ隨二科之輕重一可二沙汰一レ之、猶載二下知狀一者也

寛文五年七月十一日　　朱印

下知狀

一僧侶之衣体應二其分限一可レ着レ之、幷佛事作善之規式、檀那雖レ望レ之相應二輕可レ任事
一檀方建立由緒有レ之寺院住職之儀ハ爲二其檀那之計條一從二本寺一遂二相談一可レ任二其意一事
一以金銀不レ可レ致二後住之契約一事
一借二在家一構二佛檀一不レ可レ求二利用一事
一他人ハ勿論親類好ミ雖レ有レ之、寺院坊舍二女人不レ可レ抱二置之一、但有來妻帶ハ可レ爲二格別一事
右條々可レ相二守之一若於二違背一者、隨科之輕重一可レ有二其沙汰一之旨依仰執達如レ件
寛文五年七月十一日　　酒井、阿部、稻葉、久世四老連署

諸社條目

定

一諸社之禰宜神主等專學二神祇道一所二其崇敬一之神體彌可レ存二知之一、有來神事祭禮彌可レ勤之レ、向後於二懈怠一者、可レ被レ放二神職一事
一神社之位階、從二前々一以二傳奏一遂二昇進一輩ハ、彌可レ爲二其通一事
一無位之社人可レ着二、白張一其外之裝束ハ、吉田之許狀ヲ以テ可レ着レ之事
一神領一切不レ可二賣買一事附不レ可レ入レ干二質物事
一神社小破之時其相應二常々可レ加二修理一事、附神社無二懈怠一掃除可二申付一事
右條々堅可レ守レ之、若違犯之族於レ有レ之テハ隨二科之輕重一可二沙汰一者也

同年月日　　同前連署

元祿十年十二月寺社に勸進するを禁じた。

寺社諸勸進等施候儀一切可レ爲二無用一并二只今迄之通寄進等も減少可レ仕候事

享保十二年十二月

於二在々所々一神事佛事其外何事ニ依らず、新規之儀堅く不レ可ニ取建一若し無レ據子細有レ之ハ奉行處又は地頭へ相達し可レ任ニ差圖縱令有來候儀にても、例替りたる事不レ可ニ仕出一候

といふ公儀よりの觸を、町奉行より惣町問屋年寄に申渡した。

享保四年三月

手習に子供寺へ參り候ても、寺にて振舞の給仕に賴まれ間敷と申渡した

強制之勸化を禁制す

元文五年寺院に於て、堂塔修理又は法儀執行の際に、割付强押の寄附勸化等を爲すを禁制し、すべて施物は本人志次第になすべきを觸れた。

御領分寺院堂塔修覆或いは法儀行ニ付其入用を擅越に割付押之致勸化又は年賦を以出させ候類有レ之候由粗相聞候、施物ハ志次第之儀檀家相對を以受候儀は通例ニ候得共、强而致ニ奉賀一候事有レ之間敷、自今猥ニ無レ之樣可レ被ニ申付一候。右之趣自分共ニ被ニ仰出一候可レ被レ得ニ其意一候　以上

元文五申年八月二十五日　　村上左兵衛

寺院方

僧侶の不行跡を戒む

此達しは頗る嚴しく申觸れられて、若し押奉加等を致す者あらば、訴へ出づるやう町在役人に申付け寺院住僧を呼び出し、此達しに就て請書を差出させた。此は此節洗馬組曲尾村の實相院が、押奉加をして、兎角の取沙汰ありて、實相院は郡奉行より、嚴重叱譴された事があつたからである。けれども、此押奉加の傾向は世上一般で、獨り實相院のみでは無かつたらうと思はれる。

寶曆三年二月に左の達示を爲し僧侶の不行跡を戒めた。

一御領分寺院風俗不レ宜不行跡之出家有レ之樣に相聞候。左樣之族於レ有レ之者、最初より末寺は本寺、弟子は師道より宗旨の作法を以て、相糺し不埒無レ之樣に可レ致事に候。向後法中不似合に不埒之沙汰有レ之に於ては、本人は勿論本寺師道法頭迄可レ爲ニ越度一候。尤其品に依り急度可ニ申付一候。右之

旨相心得風儀之改候様寄々可ニ申達一候

月　日　　奉行

兩町問屋年寄に

天明九年　寺院にの戒諭

一近年以來出家の風儀行跡心得違有レ之様相聞候、佛道は第一五戒を持し十善を修し、次には六度萬行を行ひ、次には三德をたくわへ四智を明にし、元より諸行無常に候得は、聊名聞を衒ひ候事無レ之、一心を空寂にし外緣執着の念を絶ちて煩惱を免れ、衆生を濟度するを本意と致候は勿論に候得共、全是を行ひ得候事は、とても可レ及事にも有間敷候得者、責めては慈悲忍辱を專にし、一鄉一村の人にもうやまわれ、愚民をも敎化可レ致所存に候はゞ、薙髮縮衣之身と相成候甲斐も、少しは可レ有レ之候。然るに皇朝より官位を賜る身分に候とて、法衣をよそほひ人に傲り候のみにて、內心は外緣に馳せ、甚きは口外も難成程の穢行も間々有レ之、菩提寺住僧として敎化を加ふべき旦那より、異見を受候様成義有レ之候ては、却て衆生に濟度せらるゝにて候、佛法に違ひ國法に背き不埒之至に候

一出家は平民の家より出で、高位にも登り候事故、市井鄉村の住居を致候ても、諸人の尊敬にも預り候は、剃髮して法衣を着したる斗の義にては無之候。畢竟其行跡凡俗をはなれ、一寺の住僧ともなり、衆生を濟度するの德あるを以てなり。然れば佛の戒を全く持ち候事は、出來不レ申候とも責めては、凡夫の心を翻し貪慾嗔恚の焰を消滅し、頑愚の民博奕其外の不義にて、家產を滅却候様なる者をも、敎化を加へて納得いたさせ、又は貪慾に迷ひ眞恚にひかれて公法を犯し、我と惡趣に沈み候者をも救ひたすけ、或は往古より有來候殿堂伽藍の頽敗に至らざる様に修覆を加へ、中興の住山とも可レ成と心懸け候筈之所、左は無レ之のみならず、中に持戒の沙汰にも及はず、專ら名聞を衒ひ風流の今様に身を持なし候儀、沙門たる者の可レ身體にあらず、其上身分の榮耀に旦那信施の貨財を費し、或は筋

なき公事をたくらみ、又は譯なき願事を企、數代有來候田畑をも賣拂ひ、其寺衰廢して殿堂大破に及へども、修理すべき力も無く、開基の志願を空敷なし果て候義、佛道に於ても本意とは言ひがたかるべく候

一出家の身分に候とも、凡俗の交を絶ちては衆生濟度の方便も難レ成故、候諦の說も有レ之に付、專俗に和同し候事も、畢竟は委しく人間の有樣をも知り、惡を變じて善に趣かしむるの手段成に、其本意を取失ひ妄想制しがたく、專ら自分の樂を求めんが爲に、只管戲場遊興の席などにも携はり候得ば、假は變じて眞となる故、飮酒妄語女戒も破れ、色慾の戒も破れ候は、天下古今の通情にて、凡之人界に生れ候者の逃れさる事故、本然の眞諦を目當にして、取はなすましき心にうけ、幽窓の下に經卷を繙き、山水の淸きに耳を洗ひ、心を澄して閑寂を甘んじ候得ば、意馬心猿の狂徒も不レ防して自ら退き、持戒に意なくして戒を破るに至らざるべし、是を本として假に凡俗の交を致候得ば、凡俗にもとうとみ思はれ、敎化濟度の方便となり、人々の信仰も厚かるべき事に候

一濫其形服者誅之自有鬼神といへり、されば出家は宗旨夫々の法服を着し、施行往來何方にて見候ても出家は出家と見へる樣に可レ致事に候、近來出家の體平俗に同じく、帶刀無レ之迄にて、僧俗の見分け無レ之者間々有之候、是亦佛道に於て不本意たるべき事に候

一出家は且家に代り、平日精進結齋して、晝夜となく稱名の聲絶えざれば、其體殊勝にして檀中參詣の者も、是を聞候ては自然に一念發起をもいたさせ候樣に可レ有筈之所、近來寺院に於て歌舞妓等の玩ひも間々有レ之故、精進結齋之道場却て戲場遊興の席となる。一寺の住僧として其體凡俗に異なる事なきより、檀中にも輕しめられ、我より吾道をせばむるなり、是又不本意の事たるべく候

一凡人は夫々の職分ありて、今日のつとめを爲し、世の用をなさゞる事なし、士の政務をつかさどりて國天下の法令をしき施し、萬民を安堵せしむるは不レ及レ言、民の農業をつとめ五穀を作り、年貢を出

し夫役を勤め、工の家作をなし器物を作り、商の交易して有無を通じ候より、牛馬鷄犬に至るまで、田を耕し荷を運び時を告げ夜を守るの德ありて、人の用を爲す故に食物を與へて人家に畜ひ置事なり。出家は古來より其地を除き年貢を出さず、夫役を勤めず、其上高位を賜りて人の尊敬に預るは何故ぞや、畢竟佛の戒を持ち、心身堅固にして衆生を敎化濟度するの德あるを以てなり。然るに其行跡凡俗を離れざるのみならず、却て種々の惡行ありて、旦那の意見を受け厄介に預る樣にては、聊世の用をなす事なきのみならず、却て害となるべきなり。徒に引道滅罪之法會に招かれ、經卷を讀誦するのみにて、出家の勤を盡せりと思ふは、大なる誤成るべし、佛戒を破る身分にて經卷を誦すとも、其功德可レ有樣も無レ之候、畢竟出家を自分の渡世と存じ、凡夫を濟度するの本意を忘れ候故、ケ樣の心得違も有レ之なるべし。

一大智禪師の一日不作一日不食と言ひしは、素餐せざることを言なり。今の出家たるもの、年貢を出さず夫役を勤めず、其上除地官位を賜りて、筋骨心思の苦勞もなく、しかも世の尊敬に預るものは、農業に艱苦せし百姓よりも十分まされる身分にて、破戒惡行凡俗に劣れる事あらば、素餐是に過たるはあるべからず、四民各世事に艱苦して、衣食を求むる事を思はずや、天堂地獄もし實にあらば、是等の人果して何れの所にか至らん、後世度牒の制廢絕して、今は產業の爲めの便と成る者多ければ、戒律を持ち得ざるも、深く責むるには足らざれども、儼然たる一寺の住僧として法衣を裝ひ、佛前に向ふとき、少く心に耻る所なからんや。

一凡俗といへども人間の道を全く行ひ盡すにはあらず、惡行不法の者も有レ之事に候、乍レ去出家社人の外、四民は不レ及レ言穢多乞食といへども、夫々相應の業ありて世の用をなす事なれば、縱惡行ありとも功罪相半すと可レ申候、出家は元來雜衣を着し、食を人に乞て世を渡るべき身分の者にて、四民の業をなさず、何にても世の用を爲す事なければ、無くとも事缺かざる者なるに、古より征役を勤ず、

其上除地を賜り官位を授け給ふ事は、四民夫々の業ありて世の用をなすよりも、貴き事有を以てなるべし。畢竟佛の戒を持、凡俗の及びがたき行跡ありて、天下萬民の功德をも可レ成を以てなり。出家にして持戒の一條を去る時は、天下の土地金銀米穀を盜むにあたり、天子公卿も歸依し玉ふ、さしも貴き出家の身分にて、天下第一の寶物となるは、不本意の至りたるべし。古人の言る豈不念皇恩度牒不與征役者人主之惠哉豈不念古語有レ云一子出家九族生レ天哉豈不念辭親棄俗當爲二何事一哉豈不念光陰易レ往而道業難レ成哉豈不念道眼未レ明而四恩難レ報哉豈不念行業不レ修而濫膺二恭敬一哉豈不念道非二我修一而誰修哉豈不念正法將レ墜而魔法增熾哉沙門たる者此義を省察して、刹那の間も佛戒を不レ破樣に深く可レ愼事に候

一三界唯一心心外無別法三界唯心萬法唯識直指人心見性成佛等の語を見れば、衆生の汚穢を遠離して、一心を澄すの外佛道は無と見へたり、乍レ去佛も衆生の汚穢に混雜して、汚穢に不レ染事蓮の泥中に生じて、泥に不染が如くなるを以て、經の題號を妙法蓮花經と名づけ、蓮花は則心法のたとへなれば、是又心法外にあらず、是一部の要領にて佛道の極功なるべけれども、此境界に至事甚難き事故、名僧の山林に屛居せしは此故なるべし。今の佛者戒牒の初より人中に雜處し、飽まで世態妄情に浸淫して強て情慾を制せんとするは、火を以て火を救ふが如し、種々の戒律ありて外誘を制すれども、終に心火の消滅せざるは凡人界に在る者の逃れさる事なれども、佛法大海信に爲能入といへば、活計の爲めに僧となる者は論ぜず、信に佛道に入らんと思ふものは、修行の手段により成佛の期も有事に候、千里行く者は必一步より起る、近く居常の淸規を守り、佛道の掟に背かずば、則國法にも違はずして世の善人と謂ふべし、已に善人に成たる上、高妙の論にも及び、成佛をも願ふべし、徒に圓顱方眼にて其行跡風俗に恥づる所ありて、人に菩提をすゝめ己も三昧に入らんと欲す、假一切經五千餘卷を暗誦し、精徹を盡し玄妙を論ずと雖も、永諸趣に沈淪して成佛の日あるべからず。

一佛道之義は宗旨夫々の教法有レ之至深長之理は、元來平俗の可レ知義無レ之候、定て本寺役寺爲二師匠一者、平日教解可レ有レ之候得者、可二差構一義無レ之候。乍レ去失二佛道之大意一候沙門も有之、違二公儀之御觸本寺之規則一政道不二相立一義に付、書二釋門之崖略一而申觸候、意味之玄邃宗躰之派別は、各傳法有レ之候得ば不二更に及一諫論一候、尤爲二一寺住僧一者右躰之行跡者有レ之間敷候、弟子之內心得違之者有レ之候者、爲二師匠一者可レ加二教解一候、万一住僧破二戒律一候者自二本寺役寺一可二相正一猶於二違犯一有レ之者可レ仰二上裁一者也

寛政二年の寺僧への諭達

天明九年巳丙正月

寛政二年三月寺僧に左の諭達をなし、猥りに減刑歎願等の事無からしめた。

重き御咎にて死罪にも被レ行候程の者有レ之節、格別之趣意を申立助命被二成下一、弟子に仕度抔と身に替願出候類は、出家の道左も可レ有義殊勝の事に候得共、輕き義にて手鎖入牢等被二仰付一候節、檀中より相歎き候とも、容易に役所へ詑等申出候筋に有レ之間敷候。若し其意に任せ相當の御咎を差略致候ては御政務不二相立一事に候、惣て教諭に從はず法度を守らず、人の害を爲し世の妨に相成候者は、誠に天の棄る處にして、無二是非一事に候間、其身一人を罪して萬民を救ひ候儀、畢竟慈仁之道にて候。其人を悪みて罪に行候儀にては無レ之候。善惡の差別無く人を救ひ候は、佛門の本意にて可有之候間。詑申出候儀堅く無用と申聞候ては、其道の本意を被レ爲レ失にも當り候二付、無用と申聞候儀にては無レ之候、乍レ去近來かりそめの義にて手鎖入牢等有レ之節、容易に詑を申出候寺院も間々有レ之哉に相聞候。右申聞候通りに候得者、假令申出候とも、猥りに聞屆可二相成一筋に無レ之候、聞屆け不二相成一義を乍レ存、出家之身分難レ默正義と心得、かりそめの咎人を容易に詑を申出候ては、第一役所を輕しめ候に當り、畢竟名聞のやうにも相聞、却て出家の身分も輕々敷相成、人々の尊崇も薄く相成候間以後勘辨可レ有事に候

右之通寺院一統に寄々可ニ申聞一候

僧侶の不行跡

文化五年十一月寺院内に風俗不良なる者あり。禁制の博奕に與かり、又女戒を破る等の事あるを以て、左の如く嚴重申渡して之を戒めた。

寺院に

近來寺院之内には、風俗不レ宜輩も有レ之博奕或は色慾等の事にたづさはり、中には洗濯女と申立年若なる女等差置候類も有レ之哉に相聞候。寺門の本意にも背き、檀越の尊崇をも失ひ候始末、以ての外の儀に候。一寺住職之寺僧は勿論、附屬の僧とても右躰の行狀有レ之候ては、三衣を着し候詮も無レ之事に付、止むを得ず御吟味被ニ仰付一候筋も可レ有レ之候條、一身上計にも無レ之末寺附屬之僧迄も、得と致ニ教諭一不如法之義無レ之様可レ被レ致事

十一月

別紙之通申聞置候様被ニ仰出一候條、寺院庵主等迄も不レ洩様別紙書付可レ爲ニ一覽一候、且又小堂庵主の類道心躰之者指置候とも、役所迄申上候上差置可レ申之處、無ニ其儀一も有之哉に相聞候、心得違の事にて候ケ様の類、第一其持々の寺院其處の役人等心得居、相糺し届の上差置可レ申候、是又寺院へも心得申聞可置事

僧侶の身持に就て戒告

文政六年八月僧侶の破戒不謹愼を誡むる所があつた。

一近來寺院の内にも、風俗不レ宜輩有レ之、色慾等之事に携り、中には洗濯女と號し年若なる女寺に差置候類も有之哉に相聞、寺門之本意ニ背檀越之尊信を失ひ候始末、以之外の事に候。一寺住職之寺院は勿論、附屬の僧とても右様之行狀有レ之候ては、三衣を着し候詮も無レ之事ニ付、不レ得レ止事吟味被ニ仰付一候筋も可レ有レ之條、住職一身之上斗にも無レ之、末寺附屬之僧迄も得と致ニ教諭一不如法之儀無レ之様可レ致候事

八　月

寺院撞鐘再興禁止

中絕寺院撞鐘の事

寛政九年幕府は寺院中絕の撞鐘再興のことを許さざる命令を出した。參考の爲め記して置く。

一諸寺院中絕の撞鐘再興之事以來差免候事無用ニ候尤廢し候以後鐘樓之基礎其儘有之其證據分明に有之候類ハ相糺之上可聞届勿論新規之造立は無用之事

寛政九年四月

神事祭等に就ての申渡

神祭の際の注意申渡

天保十年十一月原町市神再建竣工し、將に其祭事を執行せんとした時に與へた注意申渡で、其頃の世相を察する一資料と成り、又一方天保年間の儉約政策のあらはれの、一端と見るべきもの故左に載せて置く。左の書付は町手代出張の上、市神世話人等を呼び集めて讀み聞かせた上、其等の人々に請書を差出させた。

在中に於て神事祭之節燈籠等神前へ供へ候義は承届置候處近來次第に華美を競ひ大造なる催を致候村方も有之候ニ付心得違無之樣度々相觸候儀に候處兎角不相用當夏も旱魃ニ付降雨の祈と號し既に先月大造なる形物等造り夥しき燈籠社頭に差置候村方も有之赴相聞候畢竟燈籠相供候義は信心の爲に候處大造の催致し候ては無益の費用相掛り全く遊覽の所業に相當り不相濟事に候。其外雨乞として神社或は河原に集り猥りに鉦大皷等打鳴らし大造なる騒ぎ致酒食遊興がましき体の村ども有之趣相聞如何の事に候。元より神は非禮を受けられず候へば、如何樣の儀致し候とも其理に叶はず候ては受納可有之譯も無之却而神明の怒非禮の罰を蒙るべく候。以後祈願致候はゞ右樣不埒の儀無之至誠感通の理を辨へ專誠意を盡し、神妙に執行可致候。先此度は勘辨を以て不及糺候へども此末右樣の義有之候はゞ急度咎可申候。右は文政十年六月町方へも相觸置候へば役人は勿論小前一統の者共も急度相心得可罷在

候處此度市神再建遷座ニ付大造なる幟其他形物等作り寄進奉納の品過分の赴風聞ニ付爲相尋候所、夫々取調帳面差出させ及一覽候處大造なる事ニ付遷座見合可レ申段申付候處、他處の商人共より、信心ニ付寄附の品ニ付今更斷りにも難レ及迷惑至極ニ付何分相用申度段市神再建ニ付世話役の者共より達不ニ願出一無ニ餘儀一相聞候ニ付他處商人より寄附之分は遷座當日計にても爲ニ相用一度伺候處、右樣の儀は先格も無レ之新規之儀、且當時御役柄ニも有レ之候得者、大造之神事等不ニ相成一候段被ニ仰出一候。仍て他處對ニ商人共に一氣之毒なる儀に候得共、右差支之赴を以て斷りに及ぶべく候。去レ乍ら幟其他奉納物一切不ニ相成一儀にては無レ之、前書文政の度相觸れ候通り以ニ誠意一大造に無レ之品は不レ苦候得共、木綿にても廣幅の幟、幷絹縮緬羅紗の類にても丈五六尺の小幟神前に計二三本相建候儀は、勝手次第其餘は決して不ニ相成一候

獨禮の待遇

上田市寺院中で仙石時代獨禮の待遇を受けた者

横　町　宗叶寺　鍛冶町　本陽寺

此兩寺の捧物は扇子一本　杉原紙壹束

横　町　日輪寺　捧物小杉二束

鍛冶町　月窓寺　捧物杉原紙一束　扇子一本

原　町　妙光寺　捧物辨財天御禮　小杉三束

横　町　照月庵　捧物扇子一函

横　町　願行寺　捧物小杉五把　扇子一箱

在分では

訪諏部　芳泉寺　房山大輪寺

上田町寺院正月御禮上物

寺院正月御禮上物

松平氏領主元文二年當時、正月五日上田町内寺院、年頭御禮の時の上ゲ物は左の通り

宗呼寺　木御札　扇五本　杉原一束
本陽寺　宗吽寺に同じ
願行寺　扇五本　小杉貳把
月窓寺　扇一本　杉原壹束
照月庵　扇一箱
貞松院　小杉貳把
妙光寺　辨財天御札　小杉參把
淨念寺　扇三本入一箱臺ド

（海野町問屋日記）

社寺初穗

社寺初穗

松平氏領主時代の諸社寺に對する初穗は、次の如であつた。

御鎭寺御初穗　鳥目　二貫文
大宮御初穗　金二百疋後百疋に減ず
大般若御祈禱
白山寺　白金五枚　經導師　白金壹枚　僧中　金五圓貳歩
正月五月九月御日當之節
一、鳥目六貫文　宗命寺
稻荷御供料
一、米壹俵　同寺に
一、米拾俵　同寺に

一、金二百疋　本陽寺
御齋米
一、米五俵　同寺に
七月
一、金二百疋　光照院
七月
一、鳥目三貫文　同
七月
一、金二百疋　同
御齋米
一、米八俵　同
此外
一、帷子代但二十匁づゝ　宗門改役人へ被下
一鳥目二貫文　初米差上候百姓共へ被下

（師岡史料）

社寺上地高

明治七年寺社上地高

寺社名	上高地 田 畑	舊町村名	字社名	上高地 田 畑	舊町村名
鎌原神社	畑九畝十八歩	鎌原村	芳泉寺	田一町五反九畝廿一歩 畑四反七畝十八歩	諏訪部村
須波三穂神社	田一反三畝歩 畑八反二畝廿三歩	西脇村	月窓寺	田一反九畝十四歩 畑一畝八歩	鍛冶町
大星神社	畑三反四畝八歩	山口村	本陽寺	田四反九畝十九歩 畑一畝八歩	鍛冶町
向源寺	田七畝六歩 畑九畝廿四歩	西脇村	大輪寺	畑四反二畝九歩 山林五反三畝十八歩	房山村

願行寺　田四反八畝七歩　常田村　諏訪社　田七反五畝十九歩　諏訪形村

宗叶寺　田七反五畝二十五歩　畑二畝十四歩　常田村　金窓寺　田二反十五歩　畑一反四畝廿八歩　諏訪形村

照月庵　屋敷反別一反八畝十五歩　上田横町　四箇牧神社　田一反二十二歩　畑五反五畝五歩　小牧村

八幡社　田一反七畝十九歩　中之條村　大福寺　田一反二畝七歩　小牧村

第二篇　古蹟、碑文及發掘古錢

第一章　古蹟

第一節　古城阯

小牧城阯

小牧城は上田市小牧區に在る山城で、小牧山の北方一支脈の盡端、西北兩方は深谷絕壁容易に攀ぢ難く、唯東方より登り得る、險阻の地に築かれたのである。

城の繩張

城の繩張は下ノ城と上ノ城とに分れ、下ノ城最高所に長十二米幅十米の本丸があり、南より西半分ほどに石積土居の殘址がある。もとは本丸周圍に在つたのであらう。此所には今小牧城阯の碑が建つて居る。此本丸の東下に、長十一米幅六米の二ノ丸、又其東下に長八米幅六米の、三ノ丸と認むべき二廓が有る。二ノ丸の南下に當つて一つの平地があり、今馬繋ぎ場と呼んで居る。多分昔の馬溜の阯であらう。本丸の南下堀切を越えた所に一小廓があつた。此所の西方に下つて、其所に城の水手が有つたから此は水ノ手曲輪と見るべきものと思はれる。今は大正八年此地を廣く削平して、小屋を建て休憩の場處とした爲に、約十米四方程に擴げられて居る。上ノ城は下ノ城を距ること、一〇九米餘の高所に在る。山

水の手曲輪

背を利用して築いた三廓より成り、第三廓は長十米幅約八米の長方形となし、其より二米登つた所に第二廓があり、長四米幅約二米の長方形をなし、其より一米餘登つて、最高部に第一廓がある、此積尤も狹小三米四方の方形を成して居る。第一廓の南方は、極めて急峻なる傾斜をなし、四米餘下つて其處に、幅二米餘の堀切があつて、此方面の險阻を成して居る。此上ノ城は詰ノ城とも稱し、後世の天守閣に比すべきもので、狀勢展望の場所ともなり、若し又戰利あらずして、下ノ城既に守り難きに及べば、退いて此所を死守し、武運全く盡くるに至らば、最期の地と爲すのである。下ノ城の麓には下小屋があり、其上の方には上小屋と云ふ地名がある（松平神社所藏堀上澤地圖）此處には城の根小屋が有つたのである。下ノ城本城あり、上ノ城詰城あり、根小屋があり、規模はさして大ならざるも、此小牧城は山城の模式的のものと謂ふべきである。

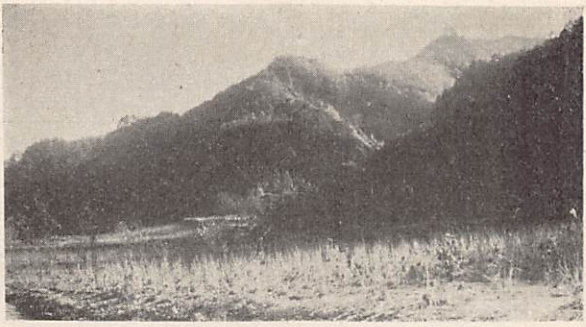

▲印下城　　●印上城

小牧城山公園

此小牧城は天文十七年上田原の戰の頃、大門峠を越えて依田窪に出で砂原峠を經て、上田原方面に進出する、武田軍の爲には村上氏小縣の重鎭たる、戸石城に備ふる一要地たりしこと、又此方面より尾野山を經て、依田窪に達する通路を扼する要地なるを思ふ時、源義仲の依田城に據りし當時、其固めとして一要害を築きしことも考へらるゝ所である。

大正五年堀内正嗣氏を會長とする小牧青年會は、此城阯を顯彰保存せん事を圖り、城下村各區及び上田町神川村等の有志者の助力を得、當時城廓研究の第一權威たる大類伸博士の撰に成る、小牧城阯の碑を

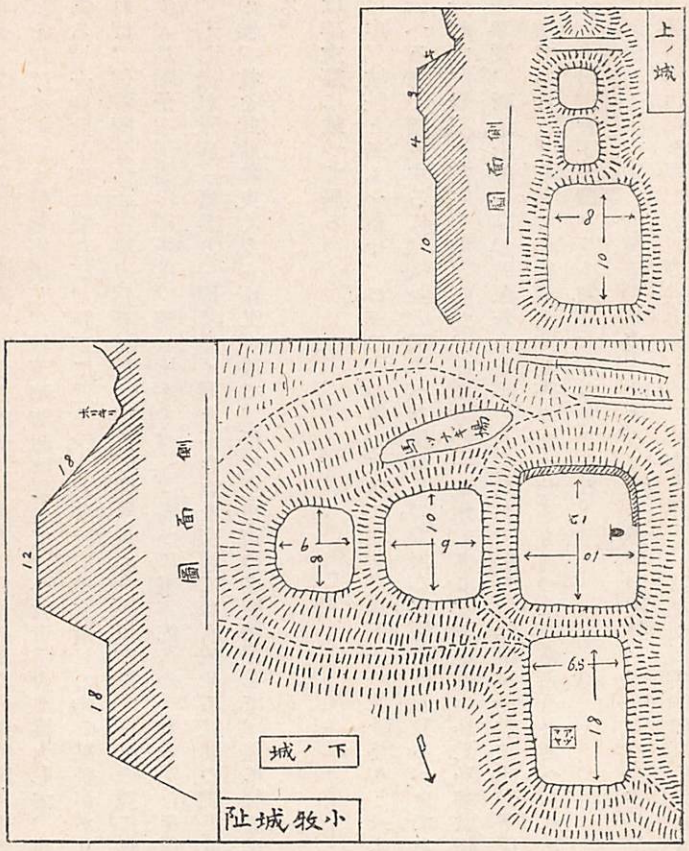
上ノ城
側面圖
城ノ下
小牧城阯

建て、城阯を顯彰し、又荊棘を切り道を修め、花樹を植え四阿を造り、小牧城山公園と成し、史蹟保存の道を講じた。之に要せし費金千餘圓に上りしと云ふ。而して此擧あるや同區片岡久米太郎宮島廣等は殆んど無償を以て必要の地積を提供し、城下消防組は擧つて、小牧青年會に協力して、建碑工事を助成したのである。一度此公園に登らば、眼下に近く千曲の清流に掉す渡しの船の風景があり、眼を千曲河北に轉ずれば、信濃國分寺の古塔、戸石城阯は指呼の間に見に。上田市街は一眸の裡に收まり、遠く眺むれば吾妻、鳥帽子、淺間の雄峰は、歷々指點すべく、遙かに東方佐久の平をも望むを得て、眺望は絶佳である。若し夫れ秋霜一度至り、周境悉く薄き濃き取り交ぜて織り成せる紅葉の錦と成り、其が夕日に映ゆるの候、杖を此所に曳くならば又一段で、優に上田市の名勝地として、他に誇るに足るべきを惟ふのである。

城阯碑文は碑文篇に載つて居る。

中尾城阯

小牧村誌に中尾城阯と云ふを載せ、口碑に村の東方中尾に在り、岩下氏の城阯なりと云ふとある。此中尾城阯と云へる所を踏査するに、城阯と稱すべき程のものでなく、屋敷阯と見るべきである。岩下氏は海野氏の分れで、岩下を苗字の地とした、此地方の一豪族であり、下之郷生島足島神社起請文中にも、岩下駿河守幸實、同新十郎長高、同源介幸廣等の名が見えて居る。此中尾屋敷は此岩下氏の一族中何人か居住した所であらう。そして小牧城が其要害であつた事もあつたであらうと考へられる。

花小屋城阯

花小屋城阯　上田市大字上田字花小家に在る山城である。

位置は太郎山の一小支脈の山嘴に、其東方を流るゝ黄金澤川の溪谷を、一方の要害となして築いたもので、此方最高部は深き堀切を以て、山脊を切て要害となし、其堀切の南側に高く大きな土居が築かれ堀切と土居とは北方の尤も大切な防禦線である。此土居の南下に、東西十二米南北十五米五の一郭があり、其北西隅に井戸の阯がある。此一廓が即ち此城の本丸である。此本丸の南下に、長十米幅三米の挾

い腰廓がある。此腰廓の西端に、一段小高い小廓とも見るべきものあるは珍らしい。此腰廓の南下に、東西二十二米南北十七米五の大廓がある、これが二ノ丸に當るのである。此南下に東西八米、南北十八



花小屋城趾

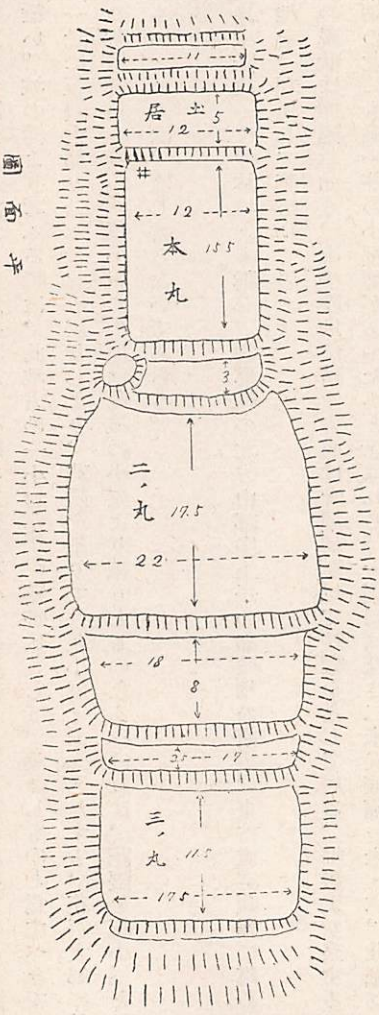

米の一廓と、東西十七米、南北の幅二米五の腰廓があり、其南下に東西十七米五、南北十一米五の一廓

がある。此城の三ノ丸に當るのであらう。

此城は天文年間村上義清が、其居城葛尾と小縣の重鎭戸石城との連絡上より、築きたるものとの說は首肯し難い。城の構より考ふる時は、此地方の一小豪族の要害城として、築きしものと爲すべきであらう。一說に花隈太郎と云ふ者此に居りしより、花隈を訛りて今花小屋と云ふとなすも、花隈太郎に就て何等の考證資料も無い。花小屋の小屋は此城の小屋より來りしものなるべければ、花隈を花小屋と誤訛せるものといふは、蓋し當らないであらう。

矢島城阯

矢島城阯は一に北林城とも稱し、常盤城の北方山部字上平の高段地の南方、東方虛空藏澤に臨める突端の地を、利用して築かれて居る。

城阯の現狀は挿圖の如く、上手段地に續く方面は大堀切を以て防禦をなして居る。地形より察する時は此堀切の北にも猶一條の小堀切があつたかと思はれる。大堀切は深さ二米五底幅一米・六、此堀切の南方に長さ二十八米・九高さ二米程の土居があり、其東方は南に曲り長三米・六である。此土居の南に幅五米餘の東西に長い一段があり、此段の西方には一段の高き處がある。今猶其處に稻荷社が在るより考へると、多分此社勸請の地として、高くしたのであらう。此狹長き一廓より〇米・七四程下に、東西三十九米南北二十米の上ノ段があり、之より下ること〇米・七四にして三角形の下ノ段があり、南北の幅は二十米より三十二米・四に及で居る。此上下二段を成す主廓は、東方は虛空藏澤の懸崖、西方は險峻の傾斜で、南方には高三米・六の石積の下に一廓を構え、東方には高さ一米・八の石積の下に、幅二米・七の細長い帶郭があり、又其下に之と同形の郭が築かれて居る。

此城阯を土地の人は矢島屋敷と呼んで居る。城の種別より見る時は平山城に屬すべきで、あまり高處に在るといふでも無く、此城の北東高地上平の地には、近き頃まで上平村と稱した、一村落の在つた事を

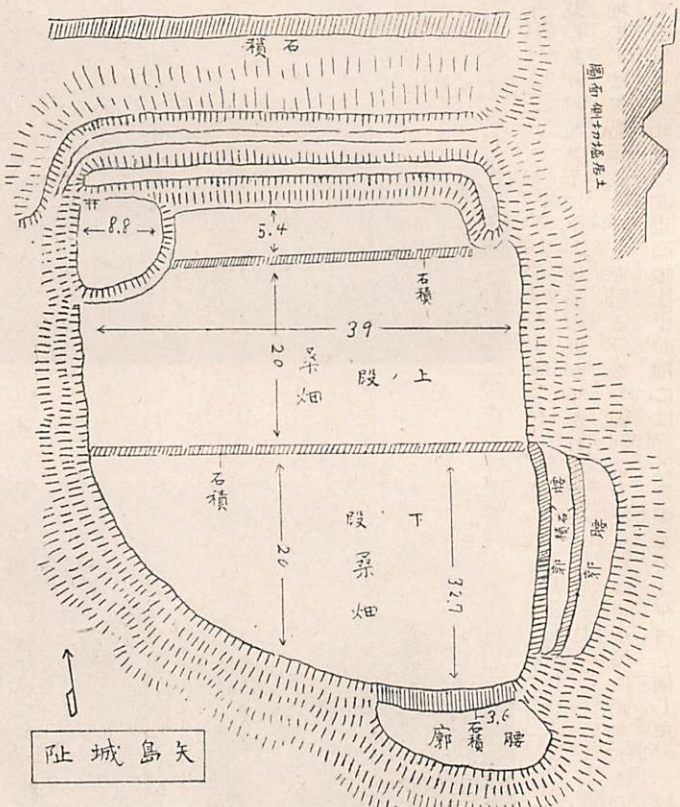

考へると、此處に屋敷を構ても居住には差支へ無いと思はれる。故に此城は矢島氏の屋敷城と見るが、當れるものであらう。

此城に居つた矢島氏は建武二年諏訪より移り來れりと云ふ舊鄉記。諏訪鄉と呼ばれた域内と思はるゝ常

盤城區に、諏訪明神勸請の社多きことは顯著なものである。かゝる地に諏訪神に關係ある矢島氏が來住するも、怪しむに足らぬと思はれる。故に舊鄉記の說其眞を傳へたるものかと考へらる。眞田氏が上田

天鳥城阯城阯を東方より虛空藏澤を隔てゝ望む

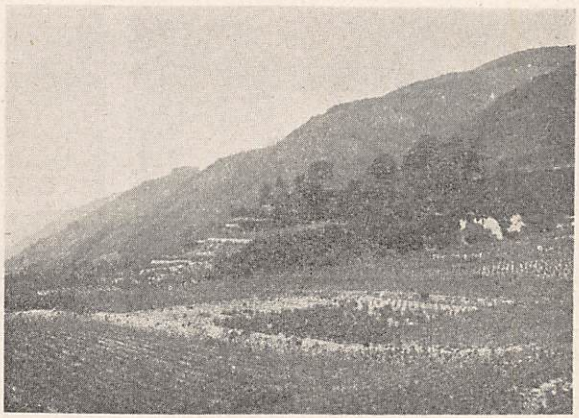

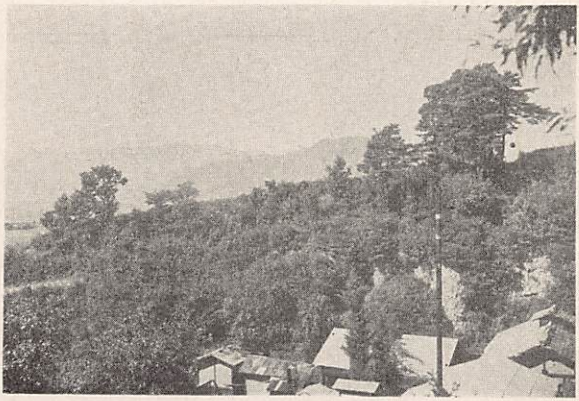

切塀大方北印㊞

方面に其勢伸張せし天正十四年には、其二月十二日附を以て、矢島主殿助に「近年別て忠節を抽ずるに依り佐久郡芦田の內に於て七十貫文出し置く」旨の證文を眞田昌幸が出して居り、又慶長八年には矢島彌右衞門に「別て奉公致すに依り、秋和之內三十貫文出し置く」と云ふ宛行狀を眞田信之が出して居る

此兩狀松代矢島氏所藏

此矢島は此屋敷城に居つたもので昔より相應に有力な武士であつた事が想像される。

牛頸城及荒城

常盤城區の北部、太郎山の一支脈と考へらるゝ虚空藏山の尾根續きに、荒城及牛頸城と呼ばるゝ二つの古城阯がある。

牛頸城と呼ぶものゝ本廓は、東西二十八米・八南北二十三米四、略方形を爲せる平地で、北方には土居が築かれて居り、其北下に堀切がある。けれども土居はあまり高く無く堀切も亦淺い。

此郭の東方には、此地方の城に多く見ない縦の堀切、幅三米・六許なるが二條ある。其堀切に添ふて郭とも見得らるゝ小削平地が三ケ處ある。此處への登り道の下方、平地に近き所には、道の兩側に郭と思しき削平地が數多く存在する。此土地の人は、此あたり一帶を城（ジヤウ）と云ふて居るを見れば、此あたりまで牛頸城と稱したのであらう。城の職能は村上氏の繋ノ城となつたものかと思はれる。

荒城と云ふは、牛頸城の本郭より山の尾根を登ること、凡千二百米の所に在る。現狀は挿圖の如くで、最高處に堀切があり、其南に東西六米南北八米の第一郭があり、此郭の東南に小台地がある。其南下なる堀切の南に第二郭があり、東西八米南北六米である。此所より三米下つて、東西六米南北七糸の第三郭がある。此郭の東西兩側に、土居の跡が在して居る。之より六米下に、東西に細長い不整形の帶郭樣のもの二つあり、其南下四米の處に堀切がある。此堀切の下方に猶二條の堀切が出來て居る。

此荒城は牛頸城より後に築かれたもので、此城は太郎山頂に近く且上田城より手遣好き場所に在る、故に或は眞田氏が、上田に築いた後太郎山頂方面警戒の爲めに、築いたものではなからうか。

第一郭北方の堀切が、深く且廣くも無い事も、此城の目的茲に在つたからであると想はれる。されば此城の築構は、牛頸城より後年のことゝ成るのである。此は猶後考を待つことゝする。

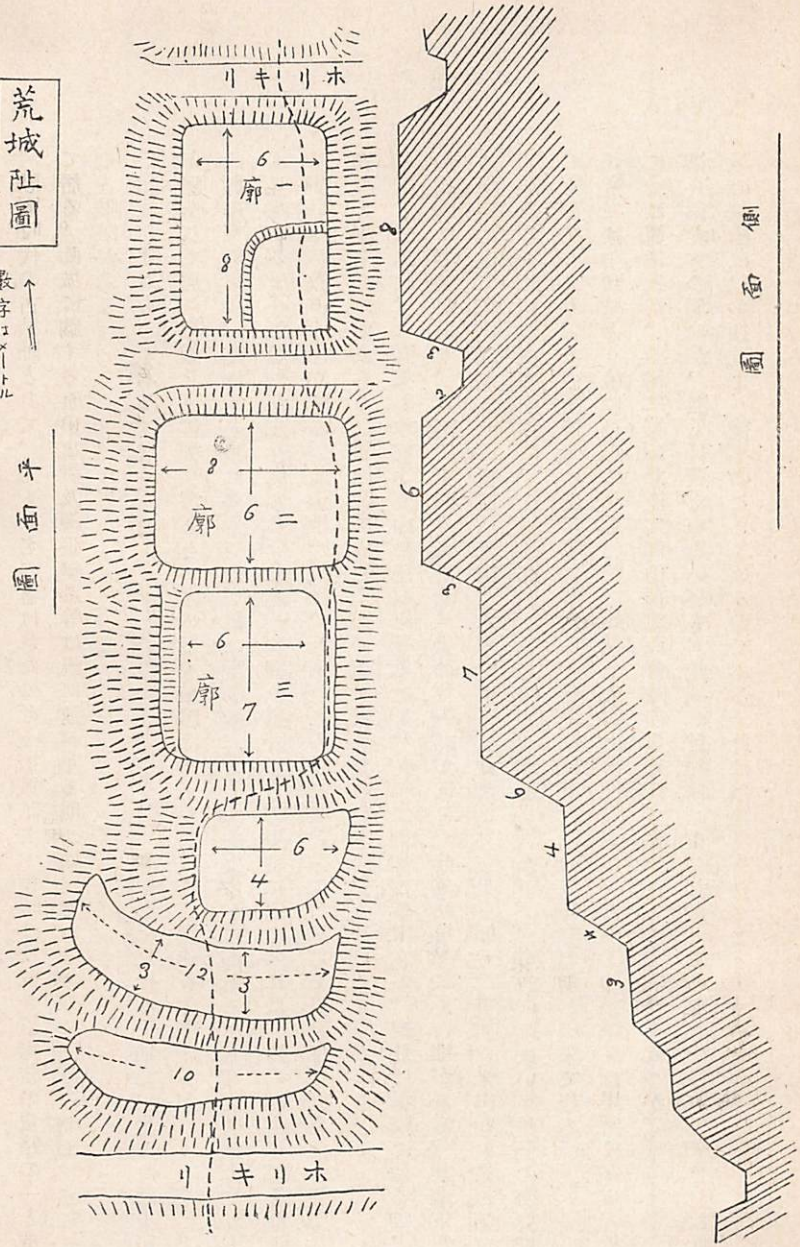
荒城趾圖
數字はメートル
平面圖
側面圖
リキリホ
廓一
廓二
廓三
6
8
7
4
3
12
10
9

上田城阯

戰國時代の古城阯として、尤も其名の著はれたのは上田城阯て、現時は文部大臣指定の史蹟の一と成て居る。此城に關する歴史事實及縄張變遷等は既に述べたる所の如くである。

第二節　史　蹟

小松姫之墓

小松姫之墓　上田市諏訪部區芳泉寺境内に在り

小松姫は徳川家康の女(實は本多忠　の女　康の養女　なる)天正十四年眞田信之に嫁す、信之の妻女として彼の慶長關ケ原役當時上州沼田城を留守し、其措置しきに適ひ信之をして去、就進退に迷ふの窮地に陷らざらしめしことは、烈婦の龜鑑として夙に人口に膾炙する所である。又其三兒(信吉、信政、信重)の教養に就き大に留意せしを首とし、萬般に亘りて内助の功甚多く、其逝くや信之哀惜禁ぜず、歎して「我家のともし火消えぬ」と云ふたとの事である。以て又其賢婦人たることを推知することが出來る。元和六年病ありて、湯治の爲、上州草津溫泉に赴かんとし、途次鴻ノ巢宿に到り、病俄に革まり、二月二十四日遂に其地に歿した。享年四十八、遺骸は之を上田に送りて茶毘に附し、遺骨其半は諏訪部村大英寺(仙石氏の時芳泉寺と改む)に葬り、半は鴻ノ巢なる勝願寺に葬つた。蓋し勝願寺は小松が曾て其開山普山和尚に歸依せしことがあつたからである。注名を大蓮院殿英譽皓月大禪定尼と云ふ。　碑銘は社寺芳泉寺の條に在り

仙石秀久之墓

仙石權兵衛秀久之墓　常樂城の諏訪部芳泉寺境内に在り

仙石權兵衛秀久は、慶長十九年五月江戸を發して小諸に還る途中病起り、武州鴻ノ巢驛に留まり醫療を加へしが、其驗無くして同月六日の夜、終に年六十四才を以て逝去した。乃ち驛の天照山勝願寺に殯し、十一月八日勝願寺より小諸松井山徹喜院に迎へて改葬した。元和八年仙石忠政上田城主となり、上

田入部の翌年即ち元和九年の春、寶仙寺前號瀧喜院を上田諏訪部に移し芳泉寺と改め秀久の墓を其寺境内に改葬した。今圓覺院殿寶譽道樹大居士の墓碑が建つて居る。寺院の部芳泉寺の條參照。

山の御廟所阯

仙石兵部少輔忠俊は寛文七年參覲せしが二月晦日病を以て江戸西の久保なる仙石邸にて年二十八才で逝去し、其遺骸は上田に送り城北太郎山麓の台地に葬つた。仙石政明上田藩主たるに及び、亡父の墓地なるを以て山の御廟所と稱し、屢々親ら此に詣でたのである。然るに寶永三年出石に所替となるに及び、其年四月二十四日其遺骸を上田鍛冶町本陽寺境内に改葬し、廟所の土地を本陽寺に與へた。其後何人に依てなされしか判明せぬが、此處に春光大明神と稱する小祠を建てゝ、崇め祭るに至つた。此神名は忠俊の法名春光院殿梅心日香大居士と云へる所から來たものである、此小祠は今猶現存して居る。

春光大明神

階供養塔

房山山口村分の山岸字六句と云ふ處に創立年代不明で堂領三百文を有する土尾藥師と云ふ藥師堂があり、鹽尻村正福寺持であつた。元祿の初頃までは、二間四方の草葺の破れ堂に成て居り、寶永の頃には甚しき大破に及んだので同六年山口村庄屋左五兵衛が再建を企て其旨を出願して許可と成つた。其後佐五兵衛は其藥師堂の所在地が里より遠いために參詣にも容易でないので段々破損衰頽するを憂へ

階供養塔

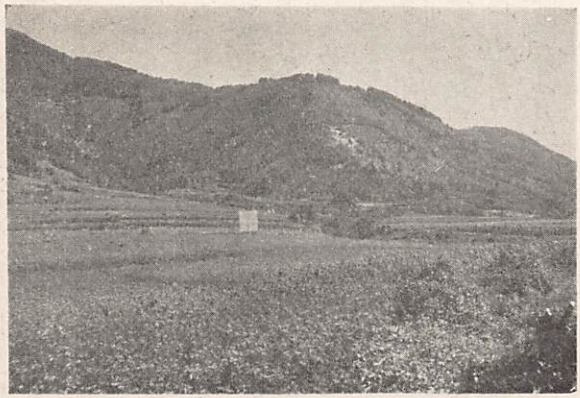

□印の上方御廟所阯御廟澤は其右方に在る小河

人里近くの地に移して新に堂を建立し、藥師如來を安置せば必らず參詣人も多かるべしと思案し、字中小入道と云ふ所に原町善太郎所持の古切起畑があり、善太郎に地替の事を談じ其承諾を得、滯に上申して地替をなし、其處に二間半と二間の藥師堂を建立した。そして地替の時堂領三百文の畑は一反九畝十二歩で、中小入道の用地は一反三畝十歩であつたので、殘畑六畝二歩は藥師堂附の畑とした。

土の尾藥師堂中小入道に移轉

堂移轉の願は

指上申口上書之事

一房山山口村之内六句と申所の山岸に藥師堂御座候を去八月立直し仕度願申上候得共往古より被成御座候所は人遠に御座候＝付參詣之者無御座候故人里近所中小入道と申所へ地替仕右之藥師堂立申度奉願候、願之通被爲仰付候はゞ難有奉存候　以上

寶永七年寅二月

山口村庄屋　左五兵衛
房山村庄屋　忠助

御奉行様

然るに享保の比、此堂に乞食非人等の風儀宜しからざる者集り其外にも不都合の事が有つたので滯より持主鹽尻村正福寺に、堂を以前の六句の地に移すか或は正福寺中に引取るか何れにか爲よと申付けた。けれども此事は、移轉建立等の由來を山口房山の村役人が陳述したので、正福寺に注意を與へ、堂移轉の事は無事に濟んだ。

明和の頃寒念佛講淨財を集めて石階を造る

明和の頃に至り、藥師信仰の者多くなり、堂前の登り坂なる、石の階段を修築せんことを企圖する者出で來り、房山村新田の者四十餘人主となり、其他有志者と寒念佛講を作り、明和元年の冬より、彌陀の寶號を唱念して勸化に勤め同四年に至つた。其集つた淨財に依て石階は滯り無く出來した。其階段は今は既に悉く取り去られ了つたので其數何程ありしが知ることが出來ないが、石階の在りし堂前の登り坂

は頗る長い所から察すると、階數も多かつた事と想はれる。此石階段竣工の時、階の爲めに供養を修し其處に供養の碑を建てた。其塔が今中小入道に現存する。表面には次の如く階供養塔の四字を刻し、背面には正福寺の時の住職俊龍の書き記した碑の由來書がある。

階供養塔碑



裏面

自明和元甲申冬寒際新田村某等諸人唱念彌陀佛寶號而募化十方檀信矣爾以來往ヒ努力以信心然告滿于今歲明和四丁亥昏所鳩功德再修補土尾藥師殿前階乃至一針一草乘捨檀越等連證無上菩提悉得成佛道也

正福見住俊龍叟

橋供養塔と稱する者は、戸隱村などに存在して甚だ面白き意味あるを思はしめる。此階供養塔と云ふ者他に見當らない珍とすべきものである。此塔の所在に據り、現に今は取壞はされて無くなつた藥師堂も石階も共に其ありし昔を想はしめる。

赤松小三郎遺髪の碑

赤松小三郎遺髪の碑

赤松小三郎は京都に出でて大に活躍し、特に公武一和の事に力を盡し、先づ以て薩、幕の一和を圖らんとし、幸に自分が、薩摩藩に敬重せられて居つたので、一方薩の西鄕吉之助等に諮り、一方幕府の永井玄蕃等と談合して、大に奔走盡力したが、其當時上田藩は小三郎に向て、頻りに歸藩を促して止まなかつたので、止むを得ず歸田に決した。然るに慶應三年九月三日、京都東洞院魚棚下ル町に於て、兇漢の爲めに非業の最期を遂げた、時に年三十七才であつた。小三郎の凶報薩藩邸に達した時、其教を受けた藩士等は驚き來つて、其遺骸を收め禮を厚くして、黑谷の金戒光明寺の墓地に葬り、島津侯も亦金帛を贈

て之を弔つた。後薩摩藩士等は相談して墓碑を建てた、其碑は光明寺墓地第六區千百三十四番に現存して同寺山内善教が管して居る。小三郎の遺髪は在所上田に送られて、月窓寺の墓地に葬られた。此遺髪の碑は台石を除き高さ一尺八寸五分正面の幅は八寸五分側面の幅は六寸五分。正面には、良鑑院松屋赤心居士の法名が刻まれて居る。

毘沙門堂阯

上田市毘沙門堂址　活紋之碑

上田市常田區は元小縣郡常田村の地である。其常田村に一の毘沙門堂があり、一躰の毘沙門天の像が安置されて居た。其堂側に天保弘化の頃、名高い活紋禪師が庵を結んで隱居し、兼て堂主となつて居た事がある。

活紋禪師

活紋は信州松代藩主森久米七の第二子で、幼名を久五といふた。安永四年の生れで、十歳の時小縣郡和田村の信定寺の祖眼和尚に從て僧となつた。二十三歳の時、同郡の名刹禰津の定津院の義逢禪師に就て業を修め、後長崎に遊んで同地の大德寺實聞禪師の許で三年間程修禪した。其間餘暇を以て清人陳晴山孟涵九から清音を學んだ。傳ふる所に據れば、涵九が歸國する時窃かに隨て支那に渡つて、見聞をひろめて來たとの事である。

長崎から歸つて江戸に居を構えて、有志者に清音や經書詩文など教へ傍琴を彈じて自ら樂しんで居た。當時の名流交を求むる者が多く、其名聲頗る高かつた。祖眼師の寂後、信州に歸り和田信定寺の法燈を繼いだ此間に曹洞宗本山越前の永平寺の寺務をも兼攝した、其時京に出て朝拜の光榮に浴した事もあつた。

文政二年に信定寺から轉じて、同郡青木村（今神川村の一區）の龍洞院第十三代の住寺となり、同七年龍洞院を辭して、同郡岩門村（今神川村の一區）の大日堂に閑居したが、三年程で同郡常田村の毘沙門堂に移つて隱居した、

其庵を多聞庵と稱した。

活紋が此に來住するや、かねて其名聲を聞き知れる、地方の人々が其教を乞ひに來る者が非常に多く、禪師は乞はるゝまゝに、禪學、經書、詩文、書道、清音などを教授した。かくて禪師に教を受けた者の數は、千人以上にも及んだ、其中で後に名のあらはれた人では佐久間象山高井鴻山などがある。禪師は書も能くしたが、其書はよく禪師の風格を表はして如何にも脫俗の趣があつて、いやな癖が更に無い。

禪師は極めて無慾恬淡で、其龍洞院に居つた時など、檀家其他から贈られた金品など、何時も其金額や中味など査べて見るやうな事はなく、無雜作に居室の床の間に積んで置いた。盆暮などの勘定時に、禪師の第一嗜好物般若湯の代金請求の者など來ると、床間を指して其中から掛金だけ持ち歸るやうに命じて別に其額の何程なるかも問はなかつたといふ話が傳へられて居る。

活紋禪師と佐久間象山

佐久間象山が其博識を致した所以のものは、俊才に加ふるに、絕倫の精力で、何の道でも此は師とすべき人と見れば、就て其教を乞ふたのが有力な原因の一である。象山は禪師が岩門の大日堂に居る頃から其名聲を聞いて教を受けに來たが毘沙門堂隱居の時分には屢々來つて教を乞ふた。此頃は象山は部屋住時代二十歳前の時であつた。或る時は馬に乘り或る時は徒步で、松代から地藏峠を越えて約七里の道を遠しとせずして來り學んだ者で、其篤學誠に驚嘆すべきである。

象山が禪師に就て學習したは清音即ち支那音であつたと傳へられるが、象山が禪師によつて得た所のものは、啻に獨り清音のみでなく、禪師に接して他に大に啓發された所があるに相違ないと思ふ毘沙門堂で活紋に教を受けた故老の話に據ると、象山が來ると、禪師は他の弟子達は皆家に還へらせて唯獨り象山相手に教へてやつた、そして他の者は其側に近づくことは決して許されなかつたといふ。此

は禪師が象山の教うべきを知つて丁重に取扱ひ、其知る所を傾けて之に授けたことを語るものである。

一日天候が俄かに變つて雨降りとなつた。依て禪師は象山に一泊をすゝめた。象山は其厚志を謝したが歸宅を母に約束したから歸るといふた、禪師は此を聞いて、然らば歸るがよいとて、又止めだてもせず、雨を衝いて歸途に上る象山を見送つたといふ話もある。此話には負けぬ氣で親孝行の象山と、何事も大觀する活紋とが躍如としてあらはれて居る。

象山は、禪師の知遇に感じ、又深く其人に敬服して居つたから、忝しく師弟の禮を執つて永く渝らなかつた。禪師の病氣見舞の書狀や、江府に赴く途中、上田に宿して師の安否を尋ね、歡談時を移し屢々燭を更へたことなどは皆其れを證するものである。

此貴い歷史を有つ毘沙門堂も何時しか堂守の人も居らなくなり、追々荒れ果てゝ大正十一年に取り壞されて了つた。

其後上田市常田區の人々は、此歷史ある堂が取り壞はされ其址さへも何時しか湮滅して知られぬ樣に成り果てんを憂慮して、相謀つて堂址に、大正十五年新に一堂を建立して、舊毘沙門堂の本尊であつた毘沙門天を奉安して、毘沙門堂の名殘とした。

昭和三年になつて、上田市常田區及上田市長始め有力者が相談協力して堂址に碑を建てゝ、此貴い史蹟を永く後世に傳へることゝした。

碑は二基建てた、其一基は高七尺四寸幅三尺四寸、撰文は文學博士中村久四郎氏である。此碑の下に、活紋禪師は弘化二年五月入寂の時、其遺骨は龍洞院と毘沙門堂とに分納され、其毘沙門堂に納められた者が、今日まで鄭重に保管されて有つたので、此建碑の時に其下に埋葬された。

他の一基は、活紋禪師入寂後間もなく其教を受けた人達が師の碑を建てん事を計畫し、其碑文を水戸藩侍講菊地貫に依頼し、撰文が出來上り、佐久間象山が篆額を書いて、工事に着手するまでになつたが、

つい建碑の運びに至らずして今日に及んだものを、此時同時に建てたのである。碑は高八尺五寸幅三尺七寸である。

附碑文

舊上田町所在分
龍洞鳳山禪師碑文
鳳山禪師追福之碑
科野大宮之碑
成澤寬經翁碑文
上田神社之碑
從軍之記
一松堂內堀君碑
上野士鄉之碑
新田義德先生壽藏碑

加舍白雄之句碑
三吉米熊壽像之碑文
謙泉齋田中翁碑

舊城下村所在分
小牧城阯記
田子玄祐翁記念碑
壽水齋翁壽藏碑
片岡經臺翁壽藏碑
宮下惇信翁碑

龍洞鳳山禪師碑文

水戶小納戶兼侍讀菊地貫撰文幷書

予夙以文字、承知於長島侯雪齋君。君好詩章、善書畫、又愛客。以故都下人士、爭執謁其門。一日在坐觀禪僧、形貌俊爽、音吐宏暢、爲君以淸音、誦大學經一章・詩之周南・唐詩數首、其聲琅琅乎充耳、恍惚如夢遊異境、又與古人相問語。衆賓皆莫不感聽賞歎者矣。予驚問其故、曰、松代士森氏子、幼而歸佛者周流四方、適々會於此也。予深異之、遂容交、稱方外友。乙巳之秋、上田商人來告曰、鳳山之徒、葬鳳

山如法以碑文爲請。予聞之哀焉。追念往事、距今四十六季矣。不復審其爲何狀也。今乃爲異物、何亦拒其徒之所請。師名活文、字鳳山、號絲竹庵。方十歲、歸曹洞信定寺僧祖眼、削髮爲僧、後受其戒於上毛補陀寺絕海、止定津院、勤苦多年、其法頗修。每思欲得天下之善知識爲友、卽辭絕海、西遊瓊浦、謁大德寺實門。修法之暇、學清語譯官神代某者、誦讀儒書、作爲詩文、見清人陳晴山・孟渙九、得傳清音之眞。享和・文化之際、往來江戶、造雪齋君巢鴨里邸、之卽神齡山之搉翠軒靜息焉。鳳山旣得資入瑞聖寺、咨問法要、又廣交都下名流。從柴栗山・岡赤城遊、學琴曲於兒玉空。空翁退而吟詠撫弄陶然以爲娛。屢々延雪齋君于其居。蓋以月望爲期。雪齋君嘗、顧其山之幽邃・樹之陰翳曰、積翠可搉。搉翠之名起焉。予率爾應之曰、山僧世、大守世、亦甚類醉翁故事。惟恨主客之錯耳。鳳山笑曰山林者吾修法之所也、都邑者吾廣交之地也、子寧不快於我乎、吾圓顱方袍、而亦嘗聞儒者之道、且我之所以來於此者、將以窺天下之衆妙而達不二之本源也。盍領其意而略其禮於是親益々深矣。及祖眼卒、還往持本寺、傳法度人、假領越之永本寺、朝拜京師實佛之榮。尋從龍洞院、晩造室于常田鄉隱焉。號曰多聞庵。弘化乙巳五月二十八日卒。距生安永乙未、閱七十一年矣。其徒修禪理、通清語、學寫字者數百人相共議、作壙于龍洞之陰且立碑多聞嵓。

銘曰

嗚呼文師　傳燈維持　夙修禪規　妙悟昆尼
撚華招堤　飛錫邊陲　遷化有時　七旬一期
方墳之埋　圓身之歸　舍我誰記　衆論何辭

鳳山禪師追福之碑

篆額鳳山禪師追福之碑

水ヲ觀テ源ヲ思フ我信州近世ノ偉人ニ佐久間象山アルヲ知ル者ハ更ニ象山ノ師ニ鳳山禪師アルヲ思ハサルヘカラス禪師名ハ活文字ハ鳳山竹庵ト號ス松代藩士森粂七ノ次子ナリ十歲ニシテ小縣郡和田村信定寺

ニ入リ同郡禰津村定津院ニ轉シ勤苦年ヲ累ス後長崎ニ赴キ留學七年禪法ヲ修メ唐音ヲ習フ其後江戸ニ至リ侯伯士人ト交リ山林ヲ以テ修法ノ處トシ都邑ヲ以テ廣交ノ地トナス後信山ニ歸リ信定寺ノ住職トナル文政二年青木村龍洞院ニ轉住シ同七年退キテ岩門村大日堂ニ閑居シ更ニ常田村昆沙門堂ニ移ル時ニ年知命ヲ踰エ其ノ學德圓熟ス遠近就キテ學フ者一千餘人ニ及フ或ハ經學ヲ講ジ或ハ文學ヲ說キ或ハ書道ヲ傳フ禪師ノ人ニ敎フルヤ其年齡學力ノ志望ニヨリテ諸班ヲ作リ師ヲ環シテ座セシメ師ハ中央ニ在リテ輪講シ敎授法ノ妙ヲ極ム門下ニ佐久間象山高井鴻山山寺常山等アリ象山最モ傑出ス禪師ノ象山ニ敎フルヤ大ニ用意シ書ヲ講シ道ヲ論シ特ニ對談啓發ニ努ム象山方ニ元氣旺盛ノ青年ニシテ師恩ニ感シ厚ク弟子ノ禮ヲ執ル天保十年象山再ヒ江戸ニ遊學スルヤ故郷ヲ辭セル第一夕禪師ヲ常田ニ訪ヒ歡談應酬ノ情甚ダ深シ象山東遊紀行ノ詩之ヲ叙シテ頗ル詳ナリ常田ノ昆沙門堂ハ卽チ先賢問道處ト稱スヘキナリ禪師性恬淡無慾酒ヲ好ミ詩文ニ長シ書ヲ能クス嘗テ自ラ詠シテ曰ク名是清貧字大愚非僧非俗又非儒ト亦以テ禪師ノ風格ヲ窺フコトヲ得ヘシ弘化二年七十一歲ヲ以テ歿ス遺骨ヲ分チ一ハ龍洞院ニ葬リ一ハ昆沙門堂ニ納ム今年歿後ハ十餘年ヲ過ク常田ノ人碑ヲ建テ堂內ノ遺骨ヲ碑下ニ埋葬セントシ碑文ヲ余ニ屬ス余文ノ拙ナルヲ忘レテ其ノ需ニ應ス是レ鳳山象山師弟情誼ノ厚キヲ思ヒ且ツ地方有志者禪師追福ノ誠意ノ切ナルニ感シタルヲ以テナリ

昭和三年十月

従三位勳一等小松謙次郎篆額

従四位勳三等文學博士中村久四郎撰

田代其次書

科野大宮之碑

常田信濃大宮社境內にあり、銅製なり

科野大宮之碑

大勳位　彰仁親王篆額

科野大宮社、在二信濃國小縣郡常田一。崇神天皇七年、詔定二國社一、科野國造五百健命、奉レ命創建レ之、祀二大己貴命・事代主神一、以爲二當國鎭護總社一。爾來國造・縣主、奉二租賦一、以修レ祭焉。科野後、改二信濃一、社號科野、存二其舊一也。常田古稱二須波社一。地高平、旁有二國衙一、故號二須波岡一、又曰二國衙臺一。天武天皇十三年、欲レ遷二都科野一、遣二小紫三野王・小錦下采女朝臣筑羅一、相二地形一。二人至二須波岡一、製レ圖祈レ社果吉。還奏、爲置二神戶一。其攝社曰六所、國司修二祀典一。文治中、常田爲二八條院暲子內親王莊田一。故稱二常田莊一。內親王建二華表於上山一、距レ社南三百步許、稱二鳥居場一者、卽舊趾也。康安二年二月、鎌倉管領足利基氏、秡二除彗星一。其書記二科野大宮一。大宮之稱、已久矣。舊記云、社域、南北八町、東西六町。承平之亂、平將門起レ兵、欲レ入レ京、取二道于此一。他田眞樹、國造小縣他田大島之裔也。助二平貞盛一、擊二將門于國衙臺下常田河原一、大破レ之。而社域爲レ之荒廢。享祿・天文間、本郡豪族、上田・常田・海野・眞田諸氏、與二鄰寇村上氏族一、爭二封地一戰鬪不レ止。遂懼二兵燹一。天正元年再建レ之。及下眞田氏與二德川氏一數戰上也、頹敗莫二復修者一。既而眞田氏封二上田一、以二其城地、屬二常田莊一、奉崇爲二鎭城之祠一。後仙石氏・松平氏、代封、皆崇敬仍レ舊。而修理之費、祭祀之料、盡取二之租賦一、循二古例一也。每歲正月十五日、藩主自擧二奉幣之典一、至二明治之朝一而廢。常田諸氏、恐二其事跡湮滅一、請レ余叙二其梗概一鐫二諸銅碑一、以傳二于後一云。

明治二十二年十一月　　樞密顧問官正三位勳一等伯爵　副島種臣　撰

內田義修書

成澤寬經翁墓誌

（上田市橫町日輪寺）

「成澤寬經翁奧城」墓碑正面

碑文

百合舍翁墓誌

翁波信濃國小縣郡上田之里人爾而源乃成澤寬經通稱波七郎左衞門家號乎百合舍登曾云、祁留此翁性質直

仁之氏剛毅風雅爾之乎行篤之嘗ニ古道遠尊備讀書詠歌許斗乎好美又古樂遠慕以鼓琴吟笛倭邪乎奈母好米利介ノ流故産業廼餘暇神世乃實典乎始免登之天御ニ代ニ乃正史及政典爾至万傳ニ熟讀翫味加之地理物産家穡乃事遠左閑仁能學得多里之登敘然學得多隣之末ニ爾ニ穀物艸木菓蔬等其土ニ地ニ爾余利氏應登不應斗乎辨別志乎其培養法乎教反或波便利伎農具遠作出天里人邇與反氏勞苦雖助祚又有志徒相議里天社倉乎設乎荒年乃備弊斗爲利是皆翁我平常仁世邇報由流勤米ニ氏之濟世道爾功安留由緣奈里家隣如此天小縣志尙古譜濟世家言乎始免其他許多乃書遠著之又自詠置留歌杼母遠集米乎早百合乃葉斗題介多流一篇安理皆世仁裨益阿流書等那里然爾慶應三年登云之年乃冬廼始米與利病臥之太利鵜留仁翌年乃正月十九日斗云日年七十二爾志氏遂ニ幽冥邇入仁之波老之至禮利登波云都ニ毛甚惜伎事奈利家理於是親族相議里乎其靈魂乎速千別大人登稱反氏天照山那留代ニ廼奥城爾竝倍乎葬禮流邇南牟阿奈波之紀翁奈類加毛安那阿多良之伎翁奈留可母

明治三年十月　　從六位源朝臣　横田直助誌

上田神社之碑

上田神社之碑　上田神社境内にあり

此信濃國小縣郡上田神社は、今を距ること千餘年の昔、醍醐天皇の御代延長二年と云し年に、同國諏訪郡に坐す健御名方富命の御靈をうつし奉りしなり。此大神の御威靈のいと嚴重く坐して、其世の時めきし人々の崇め奉りし事は、社に傳れる古き文書にて知られたり。當昔は大星神社と稱へ奉りしが、今の大御代に成て、明治十一年六月　公に聞え上て上田神社と改む。同十四年鄉社とは成給ふ。今其宮造の事を考ふるに、延長より後數百年の間は、如何なりけむ知る由なし。正親町天皇の天正十五年、又中御門天皇の享保の年頃に宮造あり。今の殿舍は、寛保元年四月に成れるものにして、出羽國上山の城主故松平山城守信將朝臣は、上田の城に生れ、己が産土の神なればとて、崇敬の心篤く、いと麗しく改め造られしなり。其後此鄉を領知せる松平氏、里人に仰て、明和・文化・文政・嘉永・文久の年年ことに修補せ

られしが、年を經るまゝに、雨かぜに損はれし處々のあるを甚可畏しとて、軍人の眞心に思はかりて、十二年の六月に、木工の業を始め、同年の九月に其功を畢りしは、よく産土の神の御爲に、誠實を盡したるものと云へし。かくて四月二十六日に、宮遷りの式を行はれたり。此御祭に諏訪郡なる本つ社より薙鎌二つを贈り參らせき。これ舊き例に依れるなりとぞ。故此御社の移ろひ來し大かたを碑文に記し、後世に傳へてむと、其さと人等が、已に其文作るへきよし乞ひおこせたり。我家もと諏訪大神に緣故あれは、これをいなむすへなくて、乞ふがまにまに其あらましをしるして、永き行末も、樛木の彌都藝々々にこの御社の榮えまさなむことを、かしこみて記すに那牟。

明治二十四年九月

従五位　諏訪忠元　題額並撰文

野田常樹　謹書

従軍之記

従軍之記　上田市公園内に在り、此の碑特に銅製にして碑背に従軍者の氏名を列記せり

陸軍大將大勳位功二級　彰仁親王篆額

明治二十七年征清之役、我全國皷舩、同仇敵レ愾、奮戰無レ前、以致二敵勢連阻、遣レ使乞レ和。而其係二信州小縣郡出身一者凡四百五十人。凱旋之日、郡人出迎、勞徠甚備。又恐二歲月之久而其氏名之或湮一也、乃謀建レ碑、以傳二諸不朽一。屬二貞石之有レ時乎泐一代レ之以レ銅。請二陸軍大將二品彰仁親王篆額一、使二余記一其事由一。余嘉二其舉一遂不レ辭也。夫軍國之大事、全國休戚之所レ關焉。則全國之人、宜レ共二休戚一不レ宜レ有二彼此之別一也。然地有二遠近一、人有二親疎一、一郡之人、比二諸一國一州之人一、勢宜二更親一。則其待二同郡之人一、不レ得不二更厚一。宜矣。小縣郡人之有二此舉一也。抑我國家、論レ功行レ賞、旌褒有レ加。於傷二者一則醫療給養、於死者一則、贈卹祭祀、待二軍人一之道、固無所レ缺。加以二全國義人損財一犒レ勞、幷賑二其家族一。而本郡之人、又爲作二碑表一、顯二忠勇一、從軍者之榮亦多矣。他日有二緩急一、固宜三踴躍以致レ力以全二其節一而後之爲二本郡軍人一者、仰觀二斯碑一、豈得レ不レ思下所二以效一レ法上哉

明治二十九年九月　　樞密院顧問官從三位勳一等　細川潤次郎撰
吉田晩稼書

一松堂內堀君碑

一松堂內堀君碑　（上田公園內）

君諱茂、字子久、稱茂八、一松堂其號、內堀氏、信濃國小縣郡依田村人、父稱茂市、母關氏。萬延元年二月生、明治六年入尾野山小學校、既又歷轉松平學校及長野師範學校上田支校、傍就上野尙志、學漢籍、最後遊東京、入我二松學舍、修漢學凡十年、傍遊同人舍、學英書。業成、受文部省中等教員試業及第、將歸鄉。余書一松堂扁額授之。蓋謂分我學也。遂以自號、既歸開塾於上田、曰循誘學舍。執贄者凡六百人。三十三年七月十四日、病終、享年四十有一。娶坂口氏、生二男二女、長男曰良民嗣家、次曰恒民、長女曰松、次曰竹。君天資溫良、恭謙而勉學兼人、學術文章、稱我門屈指。及自教授、循循能誘子弟、如其舍名、子弟亦敬愛之、追慕不已。頃胥謀、建碑以報其恩、速余碑銘。

一松尙榮　一松已枯　雖枯播種　蕃殖萬株

大正三年一月　　從三位文學博士　三島毅撰　並篆額
時齡八十五
畏友東京女子高等師範學校講師岡田紀作書

上野士卿之碑

上野士卿之碑　（上田公園內）

正五位勳五等子爵松平忠禮篆額

封建之世、士大夫以文武立身、砥研風節、矜式一藩、其人往往有可傳者。如集義堂上野君是也。君諱尙志、字士鄉、小字藤吉郎、後稱健藏、號集義堂。世々仕上田藩。會祖諱信高、祖諱信政、考諱信順、姓小山氏。君少從古賀侗庵學、入昌平黌。有暇跋涉四方、訪文武士。抵水戶、見會澤藤田諸氏、上下議論、多所發明。其遊大坂也、與大鹽平八郎相見、歸語人曰、大鹽才智絕人、然恐不令終。後果作亂見誅。精

槍技及砲術。受兵學於清水赤城、究其祕蘊。又從佐久間象山、受西洋兵法。仕藩爲軍學師範。嘉永之初海警荐臻、人心恟恟。時藩主爲幕府老。君上書條陳五事。安政四年、遂坐横議褫職祿、幽子家。越九年、被赦爲藩大屬、以病免。後爲長野縣訓導。明治十四年三月二十九日歿。年七十四、葬上田八幡祠東、配高桑氏。長男志道、仕海軍省次有志、仕函館縣。一女適山田氏。君既負文武材幹、性勤敏、處事詳密、至老不衰。每晨夙起、督課子弟曰、烏雀日出則起、可人而不如鳥乎。人或勸優游養老君不肯曰、余餘喘無幾、當益勉勵。性嗜酒、飲必用巨盃。喫飯捷甚、恐費費也。所著有西洋兵制考・小縣郡志・忠勤錄・輔儲君衍義・六六日鑑等。君嘗詣鹿島祠、賦和歌見志、其自撰墓誌、亦載此歌、因譯其辭、以爲銘曰、

禱神見誠　一生不負武士名

明治二十三年八月

元老院議官從四位勳四等文學博士　重野安繹撰

元老院議官從四位勳三等　金井之恭撰

正四位子爵　松平忠正篆額

新田義德先生壽藏碑

（上田公園內）

新田君義德、字子純、爲左中將諱義貞二十二世孫。七世祖統泰、爲出石侯松平忠周客。及忠周封于上田遂仕爲臣。考義功、姓犬飼氏、以天保十三年六月生于江戶。幼修經學、又學武技。于時昇平年久、文恬武熙、及邊疆事起、海內騷然。君有所感、就津和野藩吉木順吉、學佛蘭西語。安政五年任江戶邸文學教授、七年爲近侍。明治元年、上田藩出于奥越。君受命、視察戰狀、至若松城外、前後二回、維新後、專心育英、爲上田・泉田諸學校訓導、在職四拾餘年、常安清貧、不喜虛榮。傍受書法於石井潭香、自號幽香。來遊其門者數百人。花晨月夕、相與臨池、悠悠自適、以樂餘生、頃者門生暨知人胥謀、立壽藏碑于上田、來徵文余。予謂、大戰後人心俄變、師道類廢、爲師者、亦往往忘本分、逐名利、拋教鞭、手牙籌雖云世路艱難所致、不能無痛歎。而今見此師弟于、我信州。亦足以稍慰强人意。乃記梗概、以諗于也。

大正八年九月　　帝國學士會員法學士　高橋作衛撰
　　佐藤知敬書

加舍白雄之句碑

加舍白雄之句碑　（上田公園内）

鄙臺必與山子規　　加白雄

碑背　正風中興の鼓吹者春秋庵白雄翁は我上田の藩主松平伊賀守の臣加舍忠兵衛の二男にて藩中この俳傑を出す寔に此地方の誇りとす而して山子規の吟自ら當城趾の風物に適ふ今茲に有志協力斯句碑を建て以て翁を記念し且つ將來の俳士を勵ますと云爾

大正八年四月十三日　　松宇伊藤　彰撰並書

三吉米熊壽像之碑

三吉米熊壽像の碑文

三吉米熊君ハ長門ノ人夙ニ大志ヲ抱キ目ヲ殖産ニ注キ業ヲ駒場農學校ニ修ム明治十四年職ヲ長野縣ニ奉シ蠶業ニ從事ス令名縣下ニ徧シ二十二年農商務省君ヲ歐洲ニ派ス期滿ルニ及ビ私費ヲ以テ諸國ヲ游歷シ二十四年歸朝ス翌年小縣蠶業學校ノ設アルヤ君其校長ニ任セラレ兼テ力ヲ育英ニ盡ス前後三十有餘年縣下ノ蠶業ニ於ケル其産額ノ豐絲質ノ美製絲ノ精倶ニ天下ニ冠絕ス文部皆帝國教育會大日本農會大日本蠶糸會皆君ノ功績ヲ表彰シ今ヤ教ヲ受ケタル者千ヲ以テ數フ眞ニ斯業ノ恩人ト謂フベシ君三十三年正七位ニ敘セラレ累進從五位勳五等ニ至ル頃日蠶業學校同窓會員等相謀リ壽像ヲ建ツ余其舉ヲ喜ビ此文ヲ敘ス君尙春秋ニ富ム今後ノ勳績前日ニ倍蓰スルモノアラン

大正三年十月　　正三位勳一等男爵　辻　新次撰
　　從二位勳一等男爵　野邨素介書

同銅像碑文

三吉米熊君ハ本邦蠶業教育ノ先覺ニシテ斯業開拓ノ大恩人ナリ明治十四年職ヲ長野縣ニ奉シ同二十五年

小縣蠶業學校ノ創設ニ方リ選ハレテ校長トナリ爾來名利榮達ヲ求メス專ラ子弟ノ薫陶ニ努メ明治四十一年上田蠶糸專門學校創立委員トナリ同四十四年同校ノ開校ト共ニ之ガ教授ヲ兼ネ育英ノ任ニ在ルコト實ニ三十有六年此ノ間蠶糸業ノ開發ニ盡粹シタルトコロ亦尠カラス三千ノ子弟君ヲ瞻ルコト慈父ノ如ク其ノ人格識見ハ一世ノ崇敬スルトコロタリ

大正八年農學博士ノ學位ヲ受ケ同十四年勳三等ニ敍シ瑞寶章ヲ授ケラル其官公諸團體ヨリ表彰セラレタルコト擧ケテ數フヘカラス

昭和三年春偶病ヲ得九月一日溘焉トシテ逝ク年六十有八危篤ノ報天聽ニ達スルヤ特旨ヲ以テ從三位ニ敍シ又特ニ賜フ無上ノ榮譽ト謂フヘシ

昭和八年八月小縣蠶業學校同窓會ハ上田市會ノ協贊ヲ經襄ニ舊校庭ニ設置セル同君壽像ヲ上田公園ニ移轉スルコトヲ決シ工既ニ竣ル乃チ茲ニ此ノ文ヲ敍シ以テ永ク君ノ功德ヲ偲ハントス

昭和八年九月　　從三位勳二等　針塚長太郎撰並書

鎌泉齋田中翁碑

（上田市鎌原區鎌原神社境内）

鎌泉齋田中翁碑

田中翁名成績、字子恭、號鎌泉齋、通稱民右衛門。信濃上田人。幼穎悟、好學。就上田藩士加藤先生修業、從安原竹內二子受書數、從安井氏受圍碁、皆無不通、人稱其博學多藝。藩命爲常磐城庄官、終爲塩尻組十六村割元上席。藩侯特許以獨禮席、待遇殊渥、屢ゝ加惠賜以賞之。翁爲人、溫厚有智。其致吏務寅畏淸勤、上事官長、下接民庶、區畫措置、權宜行之。在職前後凡五十年、積功累勞、未曾少怠、以致此光榮云。公暇延鄉里子弟、敎孝弟忠信及諸文藝。門人常以百數。可謂盛矣。明治五年十一月三日沒、享年七十六。生二男一女、長子成美承家。

銘曰

性惟賢貞、學惟博宏、在職不惰、受賞不賴、
家門生光、鄉邑爲榮、此翁之德、孰得與爭。

明治二十年三月　　貫名正祥撰幷書□□

横面に　惣門人等建之　の字を刻す

小牧城址記

小牧城址記　（上田市城下區小牧山）

小牧城址は長野縣小縣郡城下村に在り。地形、小牧の險阻に據り、千曲の清流に臨み北方上田平野を瞰制し、南方山背を經て依田に通ぜり。蓋し天然の要害なりとす。小縣一郡の地は、古來信越交通の衝に當り、千曲の河邊、屢〻兵戰馳驅の場となれり。天文年間武田信玄信濃を經略せし時、村上氏と頻に此附近に戰ひ、小牧其他の要地に守兵を置きて、敵の重鎭戸石城に對抗したりと云ふ。更に壽永の昔に溯れば、源義仲の兵を擧げて北國に向ふや、來りて依田城に據り、越後の城長茂と千曲河原に戰ひて大に之を破りしことあり。地理を按ずるに、依田に本城を構へ、四周の峯巒に支城を配置して、旌旗互に相臨めば、一帶の地域、自然の城郭をなして、形勝天下に誇稱するに足るべし。而して小牧は其の一の支城たるなり。山河の形勢古今に變らず、義仲の當時亦此の好くなるべし。頽來興廢幾春秋、遺蹟空しく湮滅に歸せんとせしが、近者上田中學校教諭藤澤直枝氏、文獻に考へ、實地に徵し、此地の小牧城址たることを明にせり。而して小牧青年會員、此地を公園となし、併せて此地の保存を講ず。嗚呼英雄逝けりと雖も、山河依然として形勝を占めたり。今や荊棘除かれ、小亭建ちて、城址永く壞敗を免れんとす。然らば則ち啻に遊息の爲のみならず、古を憑弔し、英雄を追慕する所以なるべし。乃ち顚末を石に題して、後に傳ふと云ふ。

大勳位侯爵　松方正義篆額
文學博士　大類　伸撰

大正六年十月　　大澤宮代書

田子玄祐翁記念碑

御所區赤坂（前山）の中邊に在り、文は碑の四面に亘りて刻まれたり

翁波、信濃國小縣郡千隈川乃邊奈流御所村乃人爾天、姓波田子、名波勤卿通稱波玄祐、家號乎宙山登曾云計留。其性忠實邇之天、仁慈深久、早久余利、現世人能、苦瀬爾患米留遠將救乃志阿理。故同國伊那郡南類中村玄恒邇從比天、醫道乎學備、遂爾其蘊奥遠極米、其妙術雄得多利。家二歸里乎、其學所乎以天、世仁施之、沈痾乎救比、痼疾遠起志免之可婆、其業日爾異二盛再行禮、其名、遠近爾聞衣多利。又常仁、正言清行乎好美、惡乎見天波、速邇辨斥、善遠聞乎波、眞爾稱譽事遠論比、理乎斷流際二當里天八、毫毋世乃毀譽爾拘留事奈之。故爾其清潔乎以乎、所知太隣。又入木乃道遠好美天、頗其技爾巧那里之可伐、其風乎慕比、流爾遊夫徒、波多少加良受。是人皆乃能所知賀如之、然邇慶應三年登云年迺冬乃頃與利由玖里無久、病爾罹利太理之我、早久毛、時乃至介類二耶翌年能七月二十六日、齢五十九邇之天朝乃露乃脆南玖成再之波、最毋惜久最毛歎之伎事爾許會。因豫氏翁我定免置都類隨裏儀乎嚴仁志乎、隨眼山邇葬里、又其愛翫倍利之筆硯表、靈代登爲天、赤阪山爾收米、懇懃爾招魂之氏、齋鎭之斗會。爰二其弟子等、男鵜雄登相議里、冢乎築伎、石乎建乎、後世爾傳万欲之斗、乎予仁其事記之天與登、請出多流二、鵜雄波、素余理、予我教子奈留可良二、辭爾毋伊奈末禮受天、豫乎聞知禮留事共乎取集天、如此波物志都。

明治三年十月　　從六位　源　直助撰

壽水齋翁壽藏碑

中之條區姥がふところに在り

翁名波居定、氏波西澤、通稱波島次、信濃國小縣郡中之條村乃人奈里、若岐時與里風流乎好美乎、生方鼎齋能名袁慕比、其我弟子刀成乎、墨書乃梅乎殊禮乎氣高久勢有乎、美波之久書奈斯介禮婆、彼方此方與里、請求牟留人日爾異爾多久成以乎行都都何時毋其机乃邊爾波、紙爾絹爾越乃白山覺由留伐可里、最推久積置都々、

心進米波、筆乎採、不進日波野山爾交里ヲ、春秋能木草能花乎折、家爾歸禮婆瓶爾插ヲ、魂合留友輩乃愛遊
毘、世中乎心能麻々爾過來奴留　溪万之　翁爾那　瓶爾花揷ヲ樂牟ヲ、近岐書　岐　牟
波　與里其法定万里　師乃傳無ヲ波私爾波物爲
ヲ
萬自岐事乃成奴留　翁波榮松齋ニ壽乃云人能教乎受ヲ、壽水齋一紫乃稱例岐實也其書書方能號波練ヲ乃云ヲ、
乎
近岐處波云母更奈里、遠岐國々萬傳、其名聞延氣例婆風流好牟弱年等、此所彼所與里群來ヲ今波其門人三百人爾
餘里奴、子親安波先爾身波利ヲ、孫曾家乎嗣介留、其乎補久留叔父波定保乃云ヲ早久伊吹屋乃教乎尊美、古能
乃曾
道爾志篤介禮婆行末モ賴母之加留倍之、斯ヲ翁今年波七十万里七爾成奴、七年之以前與里稀奈留齡乃云例ヲ自
母歡比弟子等母喜備爾堪禰婆姥我布乃古呂乃云地爾其故由袁書之ヲ石爾彫ヲ壽碑乃云物建ヲ、翁迺風流乎永
久世爾傳牟登
ヲ余我辭乎乃乞麻爾々々、打聽留狀乎上件乃如記之遣奴

明治五年壬申正月　　從七位　中臣顯則修辭

源　讓書

片岡經臺翁壽藏碑　小牧區に在り

馬瓢片岡翁、信之逸民也、自レ幼好レ學、長能屬レ文、博涉ニ經史一、老而益務。父曰ニ經德一、教ニ授於鄉一。翁繼ニ
家學一、專誘ニ導後進一、有レ暇則徜ニ徉山水一、吟ニ嘯風月一、復如ニ與レ世相遺者一、翁資性、寬厚能仁愛レ人、闔鄉
皆化ニ其德一。入レ門受レ業者衆。夫子所レ謂學而不レ厭、誨レ人不レ倦者、其在ニ斯人一歟。翁名經臺、通稱源次
郎、其堂號ニ青秋一。世住ニ小縣郡小牧鄉一。頃子弟胥謀、欲下樹石一表上レ其德、頌曰

信山蘆蘆、信水粼々、天鐘ニ秀氣一、生ニ斯偉人一。

明治十九年四月

三河石川英撰
正二位勳二等　松平慶永題額
正五位　日下部東作書

片岡經臺翁壽藏碑

宮下惇信翁碑　諏訪形區宮下智三郎氏邸内に在り

樞密院副議長從二位勳一等
伯爵　東久世通禧篆額

君諱惇信、字明義、通稱理兵衛、宮下氏、號二玄樵一。信濃國小縣郡諏訪形村人。考諱義信、君其第三子也。家世里正。弱冠襲レ職縣治制行、仍在二其職一。前後兼二劃番役。勸農掛。學務委員一。後以レ病辭レ職。君爲レ人、剛直俊爽、在レ職二十餘年、留二心公務一、言不レ涉レ私。郡村諍起。輒據レ理剖斷、隣保帖服、村民倚賴焉。初諏訪形村、土壤曠漠、煙戸希疎、君與二同志一胥謀、申二稟領主松平侯一、督二率衆氓一、闢二榛莽一、通二道路一、築二堤防一、建二廬舍一、百方經營、民力竟饒。侯嘉レ之、賜以二木杯禮服一。蓋異數也。又常重二學事一、農務之餘聚二子弟一、循循啓導、旁善二繪事一。性又嗜レ酒、辭レ職之後、銜レ杯舐レ毫、優遊以終、明治二十九年二月二十二日也。距二生天保八年十月十日一、享年五十九、配堀内氏、生二四男五女一、長子天、次子文平嗣。門人懷二其德一、建二碑圖一不朽一、乞二交于余一。乃按レ狀敍述、係以レ銘曰。

開二拓榛莽一、招二撫流亡一、既庶且富、敎以二義方一、
隈水之上、有二巍崇岡一、厥石維貞、厥德維長。

錦雞間祇候正三位勳二等　辻　新次撰文
前神宮禰宜伊勢神國造　久志本常幸書

明治三十年五月

第三節　發掘古錢

發堀古參

中之條

中之條小字觀音堂なる、田中勝藏所持の畑中より、天保年中に古錢を掘り出した事があり、其場所に隣れる田中會右衛門所有の畑よりも、明治七年八月十二日瓶入りの古錢を發掘した。悉く渡唐錢で開元

以下洪武永樂に至る約五十種で、上部は鼠色下部赤色の瓶、口徑八寸一分胴徑一尺二寸五分底徑八寸深一尺一寸九分のものに入れてあつた。

常田村

常田村欠上の畑より、文化七年七月かはり錢が八百廿五文發掘された。依て其を落主に差上げた所、調査の上八百廿五文の中、二十一文だけは之を返へし、八百四文は御上御用と云ふので、かはり錢一文＝付二文づゝ下げ與へ、此錢一貫六百八文を請け取つた（常田村日記帳）といふが、如何なる種類の錢が出たのであるか分らない、多分渡唐錢であつたらうと思ふ。

蠶專構內

大正十三年二月蠶糸專門學校內に水道鐵管布設の際、同校構內西部を地下三尺程掘りし時、一つの穴があり其內より、入れ物の中＝納めたるにあらず、藁莚にでも包みたるものと想像さるゝ狀態で、澤山の古錢が掘り出された。其目方重量は十一貫六百匁餘で、其中には縛繩は旣に朽ち、各錢固たまり着いたものも頗る多かつた。依て意を用る乍ら一々之を離し、然る後其數と錢文とを調査した。其枚數は一萬二千餘であつた。以上の一萬以上の內、日本錢は嵯峨天皇の弘仁九年より承和十一年迄鑄造した富壽神寶唯一つあつたのみで、他は悉く渡唐錢で、隋の五銖錢唐の開元通寶より明の洪武永樂錢に至るまで、其種甚多い、今其一部を拓影したものを左に載せて置く。

此內で開元通寶の一千四百八十枚、元豊一千七百五十枚、皇宋の三百四十一枚、元祐の二百八十五枚などは其數の多い方で洪武永樂などは尠なかつた。此古錢の發掘された地域は、堀內と稱した事から考へると此處に戰國時代豪族の居館があり、其者の所有せし者が埋藏されたものだらうと思はれる。

岩門發堀の古錢

同年三月此古錢發掘に程遠からぬ、神科村岩門地籍に於て、渡唐錢を發掘した。發掘狀態は瓦を燒くに適する粘土を採る爲めに、田の畝の所を掘つた時、地下二尺餘の所に藁にて包みありし有樣にて古錢が多く掘り出された。そして其中には縛繩の尙未だ腐朽し居らざる部分のある者もあつた。其場處を調査するに、今では田圃と成つて居るが、以前には其處に大きな屋敷があつた所であるので、其屋敷主が或

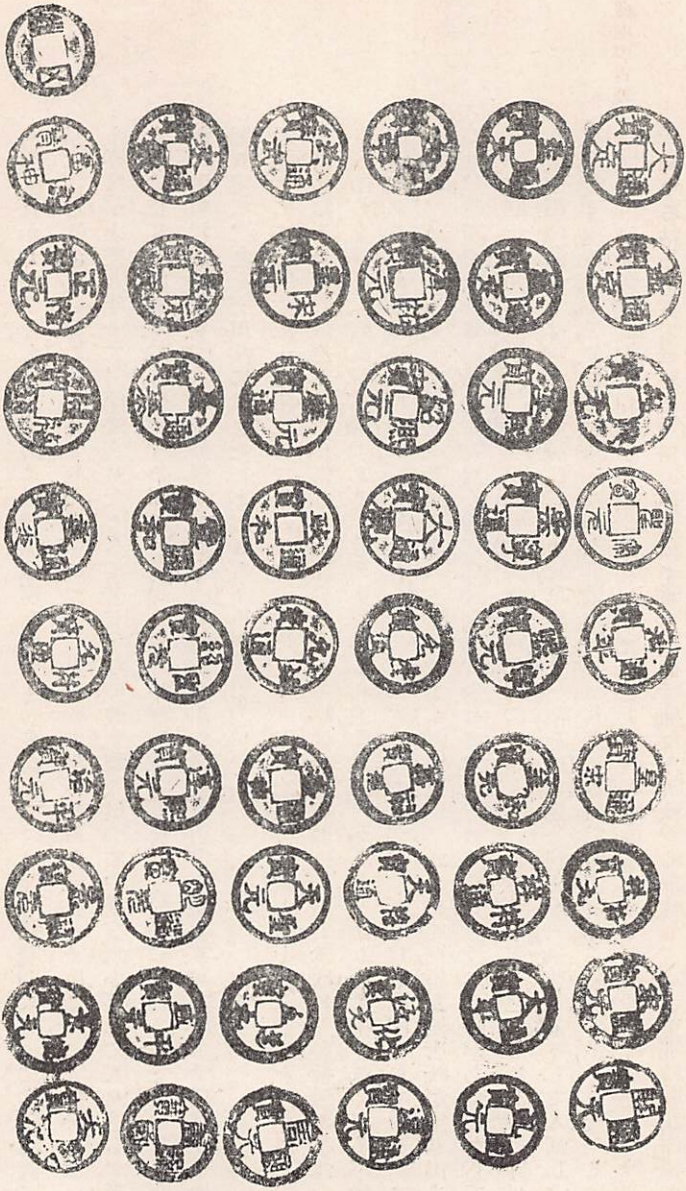

（影拓部一錢古掘發庭校事蹟）

る時埋藏したものと考へられる。古錢の數は一萬枚餘もあり、重量は九貫六百匁許と云ふ、時代は開元より大中洪武永樂等に至て居るが、其多數を占めて居たのは、皇宋、元豐、元祐、熙寧元寶等で永樂錢も尠くなかつた。そして永樂錢には峻整の形を保つもの多かつた。又開元通寶には、背文に藍(藍田縣)洛(洛陽)鄂(鄂州)等の文字ある新開元もあつた。此古錢が埋藏された時代は正確なることは分らないが永樂錢が永樂九年十二月鑄造されたとして其が我邦に渡り廻り廻つて、我信州小縣郡に入り込んで來るまでに百年位經たものと假定する時は、今より四百年程前位より後の時代に埋められたものであらうか。神科村地籍より、古錢を發掘したことは、安永八年二月大保山字平間より、古錢二千三百五十枚を掘り得て、之を上田侯に献じたことがある。小縣郡年表

殿城村にては明治三十七年三月二十一日に、古錢重量九貫百二十匁錢數九千七百十二枚を掘り出し、其後又古錢七貫目許發掘した事があり、二回分を合する時は十六貫餘に及ぶと云はれ、發掘錢の字体の明なるものを見るに皆支那古錢である。此他鹽尻村から或は武石村からなどよりも發掘されて居るが皆渡唐錢である、此等は小縣郡中に於て知られたる一部のものであるが、此渡唐錢が諸國に於て掘り出された事は、記錄にも見へて居り又新聞紙等にも散見するが尠くない。此の如く澤山な渡唐錢が掘り出さるるは、我國では一時鑄錢のこと無く皆支那錢を取り入れて、之を以て通貨となした時があつたからである。文明十五年（東山義政の銀閣寺成りし年）足利義政が僧周璋を明に遣はして、銅錢十萬貫を乞はしめし時「弊邑久しく楛蕩の餘を承け銅錢地を掃ひて盡き官車空虛す、何を以て民を利せん、今使者を差して入朝し求むる所此に在るのみ、聖恩洪大願くは一十萬貫を得て、其求むる所を滿てば卽ち賜もの是より大なるは莫し」と云ふ言葉が此書中に述べてある。かゝる狀態なりしかば、倭寇は支那又は朝鮮に侵寇し、彼若し守備嚴重なる時は、貿易と稱して我國産を賣り、彼に備なき時は忽ち掠奪し、以て支那錢を我に持ち來つたのである。かくして我國に支那錢多く入り込んで、我通貨と成り全國に流通するに至つた狀況が此發掘渡唐錢に依て察する事が出來る。

人物誌

人物誌所載人名

眞田昌幸(一一九五)　眞田信之(同)　信之室小松姫(同)　眞田幸村(一一九六)
仙石政俊(同)　松平忠周(一一九八)　松平忠固(同)　松平忠明(一二〇〇)
松平忠厚(一二〇三)　河瀬運甕(同)　井上直元(一二〇四)　桂道信(一二〇五)
津田有榮(同)　安原貞平(一二〇六)　安原龍淵(一二〇七)　桂希言(一二〇八)
加藤維藩(一二〇九)　糸我希亮(同)　山田維則(同)　山田貫兵衛(一二一一)
山口毅(一二一四)　加藤勤(同)　上野尙志(一二一五)　櫻井純造(一二一六)
瀧澤省吾(一二一七)　成澤寛經(一二一八)　春秋庵白雄(一二二〇)　成澤雲帶(一二二三)
岡崎如毛(一二二三)　小島麥二(一二二四)　小島玉馬(一二二五)　宮下辨覺(一二二六)
田每月丸(一二二八)　活紋(一二二三)　舟木貞政(一二二五)　勝俣守謙(一二二六)
相馬通孝(同)　八木剛助(同)　丸山忠右衛門(一二二七)　門倉傳次郎(一二二八)
竹內善吾(一二二九)　植村重遠(一二四一)　服部元戴(同)　竹內八十吉(同)
赤松小三郎(一二四四)　伊藤九右衛門(一二六〇)　世良田亮(一二六一)　伊藤祐義(一二六二)
內堀茂八(一二六三)　新田義德(一二六四)　田中忠七(同)　久米由太郎(一二六五)
正木直太郎(一二六六)　河內山寅(一二六七)　小早川潔(一二六八)　鈴木志津衛(一二六九)
宮本右次(一二七一)　三吉米熊(一二七二)　八木興一郎(一二七四)　渡邊平和(一二七四)
小菅武夫(同)　小河滋次郎(一二七七)　山極勝三郎(一二七九)　細川吉次郎(一二八一)
勝俣英吉郎(一二八二)　小林直次郎(一二八四)　黑澤鷹次郎(一二八五)　飯島保作(一二八六)

瀧澤助右衛門(一三八)　金子馬治(一三九)

篤行者

藤三郎(一二九三)　は　ん(同)　重次郎(一二九三)　三右衛門(一二九四)　長吉(同)
そよ女(同)　仙之助(一二九五)　加助(同)　勘五郎(同)　かん女(同)
總右衛門の二子(一二九七)　榮次郎(一二九八)　まつ女(同)　武七(一二九九)
七女(同)　万之助(一三〇〇)　宇平治(一三〇一)　くさ女(同)　用八(一三〇二)
る　い(同)　よし女(一三〇三)　武右衛門夫婦(同)　茂助(一三〇四)　のぶ(同)
青柳豊泊(御巡幸編　五五五)　青木とう(御巡幸編　五五五)

人物誌

（昭和十一年以前世を去りし人々の中より選む）

眞田昌幸

眞田一徳齋幸隆の第三子、天文十六年生る。幼名を源五郎（或は與二郎に作る）と稱す、少より武田信玄に近待し、奥近習衆六人の内に屬し、曾根内匠と共に、其兩眼と謂はる。信玄其族、武藤與二夭死して嗣無かりしかば命じて其家を襲がしむ、因て武藤を稱し、喜兵衛尉と號す。以下眞田氏篇第三章に其事蹟を載す。

眞田信之

之の字又幸の字を用ふ

昌幸の嫡男、永祿九年生る、母は寒松院三條氏 寛政重修諸家譜 幼名を源三郎と云ふ、天正十八年德川家康の女小松姫 實は本多忠勝の女 通記 を迎て室とす 滋野。 文祿二年九月諸大夫に任じ、伊豆守と稱す。以下眞田氏篇に其事蹟を載す 参照。

元和八年十三萬石を宛行はれ、松代に移さる。明暦三年七月松代の城北柴村今寺尾村に退隱し、髪を削りて一當齋と號し、年九十三を以て、萬治元年十月十七日逝去せり。長國寺に葬り、法名を大鋒院殿徹巖一當大居士と云ふ。信之の逝くや鈴木右近之に殉死し、士庶哀悼佛事を修し、髪を削り出家する者多かりしと云ふ。領主篇參照。

眞田信之の室小松姫

幼名子亥（ね）後小松姫と稱す。本多忠勝の女なりしを、德川家康養女となし、眞田信之に妻はす、天正十八年の入輿なり。慶長五年家康會津征伐の時、信之父昌幸と共軍に從ひ、野州佐野に抵りし時、石田三成書を寄せて、西軍に協力せんことを求む。昌幸之に應ぜしも信之之に反對し、留りて家康に屬せり。初め信之の師を發するや、小松謂て曰く「妾眇たる一婦人にして、

大事を論ずるに足らずと雖も、竊かに阿舅の心を察するに殆ど測られず、方今天下騒然たるの時、父子兄弟の親と雖も、安ぞ意を安ずるを得ん、良人宜しく之を思へ」と、後果して其言の如く、昌幸中道より還り、信之の治所沼田を過ぎ、使を遣し小松に謂て曰く「我今城に入りて一宿せん」と、小松問て曰く「何の故を以て阿舅遽かに還らる」と、使者其故を知らずと答ふ。小松又問て曰く「吾夫共に還れるや否や」、答て曰く「唯舍弟左衛門佐殿歸るのみ。」是に於て小松使者に謂て曰く「今舅歸り夫歸らず、必ず異あるなり、妾婦女の身と雖も、夫君の命に依り城を守る、願くは阿舅市中に館せよ、若し強て城に入らんとせば、弓矢の間に相見にん」と、使者返りて之を報ず、昌幸歎じて曰く「小松は眞に將種なり、我其意を察せずして、城に入らんことを通ぜしは之れ我過なり」と、再び使を遣して、唯孫兒を見んと欲するのみなるを告げしむ。小松之を諾し、乃ち城外に野陣を張り、幼兒を出して對面せしめ、直に城中に引取らしめ、後使をして昌幸を市館に請じ、之を饗して宿せしむ。此日小松以爲らく、父子東西に分屬す、臣下の離散亦測るべからずと、依て令を下して曰く「夫君不在、極めて落寞、故に群臣の妻を邀て共に宴樂し以て慰めん」と、妻女皆喜で城に入れば、小松大に饗宴し留めて歸らしめず。蓋し以て質となしたるなり。聞者皆歎賞せり。以下史蹟篇に在り參照のこと。

眞田幸村

幸村は昌幸の第二子、永祿十一年甲州躑躅ケ崎なる眞田屋敷に生ると云ふ。天正九年元服源二郎信繁と稱し、同十三年閏八月越後に質たりしが、後豊臣秀吉に仕へ、文祿二年從五位下左衛門佐に任じ、大谷吉隆の女を娶て室とした。慶長五年關ヶ原役の時、父と共に西軍に應ぜしかば、高野に配流せられ、九度山に蟄居すること、十四年にして、豊臣秀頼の招に應じ、大坂城に入り、武名を輝かせしが、夏ノ陣五月七日浪華の花と散つた。幸村の名は天下遍く知る所なるも、署名せし文書は、信繁の字を稱して居る。眞田篇參照のこと。

仙石政俊

先の小諸城主後上田城主たりし仙石忠政の嫡男、元和三年七月小諸城に生る。幼名已太郎後兵助と稱す。

元和九年父に從て將軍に謁し、寛永五年四月廿日父忠政江戸櫻田の邸に逝去するや、六月十八日家督を相續し年十二歳、同十一年十二月從五位下に叙し、越前守に任ぜらる。同十七年江戸市中の火消を命ぜられ、慶安三年また江戸中の防火を命ぜらる。

又大阪坂城加番を命ぜらるゝ前後五回。此間最後の加番寛文五年正月大阪に在りし時、正月二日の夜雷電甚しく、大雨篠つく如くなりしが、夜半少し前頃、大阪城五重樓の天守閣に火光を見しが、須臾にして火焔四方に吹出で、炎上せしかば、政俊は靜かに出馬の用意を命じ、直に城代青山因幡守門前に至り、其指揮を乞ひしに、防火に當るべしとの事なり。依て人數を引連れ、本丸に赴きしも、忽卒の際なりしかば、政俊手廻りの者、大白鳥の槍を持ち來り、櫻門に於て衛兵に咎められ、門内に入るを得ざりしに、老臣片岡七郎兵衛卽座に進み出で、是は當仙石家の大纏なりと、挨拶せしかば再び咎めざりしと云ふ。以後火災の時は必ず、此槍を持ち出すこと、仙石家の定例と成れり。政俊門内に入りし時には、第三重樓燒け落ち、火の粉四方に飛び散り、第二重樓の燒くる際には、傍なる砲藥銃丸を貯藏せる土藏に、火の移るべき憂あり、若し此土藏内の火藥爆發せば、城内は勿論、大阪市中迄、大火災と成らんとせるを以て、政俊先に立ち、水ノ手の不自由にして、火勢猛烈の中に、粉骨して働きしかば、遂に土藏に火の移るを防ぎ止め、且多門塀の火路となり、危き所をは取壞ち、此處にて漸く火を消し留むるを得、上下擧て大に歡びしと云ふ。此火災に依り大阪五重の天守は燒失した。此時老中より

今度雷火之砌越前守儀は靑屋口御門御番被二仰付一候常々出入無レ之御門故番人に申付置、然る上に早速因幡守差圖を以て、一番に本丸に罷越鹽硝藏かため、其上御多門取こぼち兩所迄火防ぎ取消候段委細達上開御感不斜候

の達があり、後將軍より

今度大阪天守雷火之刻越前守一手盡二粉骨一相働殊に可レ及二大事一之所自身盡二勢力一候故、無二別條一候處忠誠令二感入一候、仍而長刀一振レ之候、尙雅樂頭可レ申也

御判

仙石越前守殿

として感狀及長刀一振を與へられた。

寛文八年初めて、上田町に命じて、消防用の小水籠を造らしめ以て火災に備へ、以後永く定制とせり。

政俊又川西方面の地、灌漑の便宜しからざるを察し、寛永年中、六ケ村堰を開通し、慶安年中、長池を新築

する等、其治績大なるものありき。猶領主篇參照のこと。

松平忠周

松平忠晴の三男、幼名與十郎、寛文七年兄忠昭の養嗣となる、是父忠晴の願に依る。延寶七年十二月從五位下に叙し、阿波守に任じ、名を忠易と改む。天和三年封を襲ぎ伊賀守と改む。貞享元年東宮御所御普請中、御番を仰付けられ、翌二年其任を果し、六月若年寄となり、後御近習詰を命ぜられ、晝夜近侍懇遇を蒙り、名刀及鞍馬を賜る。同三年武州岩槻に移り、元祿二年十一月名を忠德と改む。同十年二月但州出石に移り、寶永二年九月御側用人と成り、名を忠榮と改む、十二月從四位下に叙し、同三年正月信州上田に所替を命ぜられ、一萬石加增、五萬八千石宛行はる。十二月侍從に任し、同六年正月御側用人被免。享保二年九月、京都所司代に任ぜられ、役儀に依り願地內更級郡川中島一萬石を、近江國內一萬石と交換せらる。同三年所司代の職に在り諸事懇切丁寧の旨將軍の褒詞あり。同四年九月名を忠周と改む、職に在ること七年、其間善く禁庭を護り、公卿をして其堵に安んぜしめ、庶民其德に懷く、清廉にして勤勞倦むことなく、職績大に擧れり。又常に和歌を嗜み、數々公卿の講宴にも列せり。一日殿上伊勢物語の講筵の際、公卿の一人、在五中將の如きは、最も羨むべき人なりと云たし時、忠周之を聞き、容を改て曰く「諸卿の言皆非なり、今若し不義濫行斯の如き者あれば某苟も東府の目代なり、職に於て赦さず、速に召捕て罪を論じ刑に處せん」と。後吉宗之を聞て悅んで「余が見る處に違はず」と、曰ふたとの事である。同九年十二月召されて老中加判に列し、同十二年四月晦日江戸にて逝く。享年六十八、京都黑谷金戒光明寺に葬る。法名を歡喜院殿光譽月澗圓心大居士といふ。忠周上田藩主と成り、古來檢見收租の法を改めて、定免法を採用せしは、尤績と謂ふべきである。

松平忠優

安政四年九月忠固と改名す

忠優は忠學の養子、實は播磨國姬路城主酒井雅樂頭忠實の二男。文政十二年十二月從五位下に叙し、左衛門佐に任ぜられ、同十三年四月封を襲ぎ伊賀守と稱した。藩治に於ては文學校より武學校を別ちて、文政兩道對立研鑽練磨せしめ、天保二年上田產物改會所を設

け、專ら上田綿、絹、紬の改良を計り、檢査を行ひて品質を定め、檢印を與えて、他所の模品と別たしめ、又安政四年產物會所を設け、大に領產の輸出販賣に心を注ぎ、天保四年、六、七の數に亘り上田地方凶作に際し、他領より米穀を買入れしめ、以て藩民を餓えざらしめし如きは、其顯著なる者である。



忠優

天保五年四月奏者役と成り、同九年四月寺社奉行を兼任、弘化二年三月大阪城代となり、從四位下に叙せられ、嘉永元年九月老中と成つた。同六年六月亜米利加合衆國の使節ペルリ來航し、大統領フイルモアの親書を呈して、修好通商を請へり。幕府は返書の期を明年に約して、ペルリをして一度歸らしめ、事情を朝廷に奏上し、又諸大名に其意見を徵せしも、區々として幕府の方針定まらず。翌安政元年正月、約の如くペルリ再び來りて答を促した。幕府は此時まで、海防掛は阿部正弘、牧野忠雅の二人なりしに、松平忠優及松平乘全（アキラ）を加へて四名とし、應接掛は、儒宮林大學頭煒、町奉行井戸覺弘、浦賀奉行伊澤政義、目付鵜殿長鋭等を以てし、之と折衝せしめた。當時多く攘夷論に傾きたるに際し、開國論を主持したるは、閣老首班阿部伊勢守、及其末席松平伊賀守のみなりしが、遂に修交條約を締結するに至つた。此時水戸齊昭の容喙を斥け、幕府の意見を貫きたるは、主として忠優の力に基きしと云はれる。安政二年八月職を免ぜらる。

安政三年七月、合衆國の總領事ハルリス來りて下田に駐剳す。同四年九月忠優再び老中の次席に列せられ、名を忠固と改めた。翌十月ハリス、將軍家定に謁し、大統領ピヤースよりの親書捧呈の式を了り、後老中正睦の役宅に於て、世界の形勢を說きて我鎖國方針の不可を論じ、通商貿易を開かんことを促す。幕府は乃ち開國の方針を採り、通商條約の草案を議定し、勅裁を仰ぎて調印せんことを約す。同五年正月堀田正睦上京して、勅裁を奏請せしも、時恰も天下の士、開鎖の論沸騰中なりしかば、朝廷容易に許し給はず、更に三家以下諸侯の議を竭して、後奏聞すべきことを勅し給ふた。正睦の東歸するや、忠固は、「不必要なる事を爲し、

事態面倒と成れり」と正睦を憤り、歎息したと傳へられる。是非忠固は、外國交易の如きは、家康以來、一に皆幕府の專斷に出で、朝裁を奏請せし事無きに準據すべし、と考て居たからであらう。同年四月井伊直弼大老となる。會々英佛兩國は、淸國と戰ひ之を屈服し、餘威を以て我國に來り、通商貿易の開始を迫らんとするの風說がある。ハルリスは之を利用し、條約の調印を逼つたのである。同六月十九日大老以下閣老、諸司大に會議を開き、條約調印の事を評議した。

此時忠固は「京師固より尊敬せざるべからざるは論なしと雖も、世界の事情は迂遠なる長袖流の說を迎合して、其望に副はんこと至難なり。事態切迫の此場合、速に之を決斷せずんば天下の大事を誤らん」と意見を陳述したと云ふ。

大老は之に對して、成るべく事を延さんとするの意見を洩らしたるも、正睦（正）を始め、閣老皆忠固の說に贊せしかば、大老多少躊躇の色なきに非ざりしも、幕議茲に一決した。依て將軍の裁可を經、勅許を待たず、下田奉行井上淸直、目付岩瀨忠震をして、神奈川にてハリスと、修好通商の假條約に調印せしめた。而して後、幕府は事情を具し、傳奏を經て奏聞の手續きをなした。次で二十三日忠固は正睦と共に、老中職を免ぜられた。忠固再任以來、茲に至る僅かに十個月なりしも、此は幕政上に於ける大なる公の事蹟である。

安政六年九月十日致仕し、同月十二日逝去す。享年四十八歲。東京天德寺に葬る（豐多摩郡多摩墓地へ改葬す）。法名大圓院殿鏡譽勇進知道大居士と云ふ。領主篇參照のこと。

松平忠明

忠明は上田城主松平氏の分知、更級郡鹽崎五千石の領主である。

豐後岡城主中川修理太夫の四男、忠常の養子となり、天明五年八月十一日、年二十一歲を以て家を繼いだ。寬政六年七月御小姓組頭となり、同年十二月十六日從五位下に叙し信濃守に任じた。九年九月十五日西城書院番頭に、同十年九月二十日本城に移り書院番頭を勤む。此年十二月二十七日蝦夷地警備の事仰せ付けられ渡邊久藏、大河內善兵衞、三橋藤右衞門と協議して其事を勤むべきを申達せらる。之れ忠明は將軍側近に仕へ嘗て蝦夷地の事に就き意見を建議せし事ありしを以てゞある。翌寬政十一年正月十六日石川左近將監忠房、目付羽太庄左衞門正養、使番大河內善兵衞政壽勘定吟味役三橋藤右衞門成方等と蝦夷地警衞の事を議

し、左の令達を受けた。

今度異國界御取締被ニ仰付一候に付、東奥蝦夷地の内島々迄、當分御用地に相成、其方共、御用被ニ仰付一候。是迄松前若狭守、右の土地より年々收納の分は公儀より若狭守に相渡り候樣被ニ成下一候に付、右場所は萬端其方共差圖にまかせ候樣、若狭守へ申渡候間、被レ得ニ其意一、尚土地の樣子も追々申談の上、見分有レ之、蝦夷人教育の儀を始め、風俗を替候儀、並交易の趣法迄も、存寄に任せ、一躰開國の御趣意を含み、服從致候儀、第一に可レ被ニ心得一候。各御用の儀は、深き御趣意にて被ニ仰出一候議に有レ之、御國界の事にも候得ば、其心得を以て、銘々粉骨を盡し今度の御趣意に不レ違樣、進退指引精勵可レ被レ致候、尤不レ得レ止儀は、伺に不レ及取計可レ被レ申候。御入用向等の儀は、不レ少儀にも可レ有レ之候間、追々可レ被ニ相伺一候

是れより先き天明五年、普請役山口鉞五郎等を遣はして、蝦夷地の事情を探索せしめしに、魯人既にエトロフ島に來住せる者もあつたのである。

寛政十一年二月十日、忠明蝦夷地發向の命を受け、二十八日使番大河內善兵衞政壽、勘定吟味役三橋藤右衞門成方、及寄合村上三郎右衞門常福、西城御小姓役遠山金四郎景晋、同書院番長坂忠七高景等共は蝦夷地に向つて出發した。出發の際に將軍より御暇として黃金十枚時服四通を賜り、且人馬の御朱印、長持、倉米、宿代等の證文及用意金五百兩を與へられた。忠明は月を越えて箱舘に渡り、先づ、

掟

一、邪宗門に從ふ者、外國人に親しむ者罪重し

一、人を殺したる者は、死刑に處せらるべし

一、人に疵つけ、又は窃盜する者は、程に應じて笞あるべし

の三ケ條の高札を立て、施政の第一歩を示し、同時にメツカ打（上長の者死去の時、親類舊故相集り、互に亂打する奇習なりと云ふ）及熊祭等の陋習を禁止した。現地在任中、釧路白糠昌野外十ケ所に會所を設置し、道路を開鑿し、南部より馬牛を移入して、其牧養を奬勵し、又江戸より町醫師を招聘し醫療の法を知らしめ、津輕、南部兩藩より兵各五百を出さしめて、警備に具へた。此等施設の間、自ら東蝦夷地を視察し大に經營の歩を進めんとした。寛政十二年十二月、皆川周大夫の名を以て幕府に上申した、東蝦夷地新道、川路、見分仕御入用取調候趣申上候、の書中なる、戸勝川ヨリ砂留川迄 御開發御入用積書付

戸勝川海岸ヨリ砂略川海岸迄　延長六拾里餘
此人數二萬千六百人　但一丁ニ付十人懸リ
一ヶ切一ヶ所　但百五十間餘仕方別紙書面之通　此人數一萬人　合三萬千六百人　六ヶ月相掛リ候積リ　人別百八十人程
内譯　八王子千人同心六十人程、南部勤番足輕百二十人程　但小屋ハ自分ニ持運ビ米味噌等ハ一日百五十文ヅヽ自分雇ヲ以テ持運ノ積
此御手當六千四百八十貫文但一日二百文雇ニ此金九百九十七兩程外ニ金四十六兩程但普請方諸道具小屋家財諸道具
〆金千四十三兩程　更級郡教會鄉土資料

のみに依るも、開發計畫の大なりし一端を見るに足る。然るに此行の途中不幸病に罹り、九月江戸に歸還した。

享和元年春、石川忠房、羽太正養と共に再び蝦夷地に赴き。四月朔日箱舘に到着した。此時、鹽崎領の人民は、天用寺に於て百萬遍を執行し、領主蝦夷出張の安泰を祈願した。然し又出張に付き、領分へも用金賴越もありしかば、領分内の者、忠明蝦夷掛になりてより、中心の苦心少く無かつたのである。

再度の渡蝦に於ては、先づ海岸に造船場を新設し、小規模の築港及埋立工事を營み、又橋梁を架して之に榮國橋と命名した。後三人各々道を分て、蝦夷地の視察をなし、忠明は西蝦夷に入り、宗谷の港外に浮びて樺太の一端を遠望し歸り、忠房は東北知床方面を視察し、正養は千島列島の國後島方面を視察し。十月中旬江戸に還つた。

翌二年二月二十三日若年寄立花種周及石川忠房と共に、蝦夷の事を奉るを免ぜられ、金及時服を賜ふて其勞を賞せられた。彼の八王子千人頭原半左衛門の率先して、蝦夷地移住奬勵に應じて、子弟知友百人を伴ふて、蝦夷地に移住せる、高田屋嘉兵衛が千島列島に海運を開き、幕府運輸事業の請負をなせる、伊能忠敬が北海道海岸を測量して、地圖を作製せる等は、皆忠明が蝦夷地開拓警備の奉行たりし時の事である。

享和二年五月十九日書院番頭より、駿府城代となり、廿九日任地に赴く時、例に依て千五百兩の恩貸あり。在職中淺間神社再建の工事を起し、當時不況の際失業救濟事業となりし事ありしと云ふ。又一方忠明は領内の殖産興業に留意し、鹽崎地方は、昔時煙草栽培に從事せしが、安永の頃に至り販路大に減じ、其栽培は遂に廢絕し、農間稼は藁細工等に從事するに至りしが、天明の頃、農民は生活苦に陷り、江戸、高崎等に

移轉する者多きを見て、大に之を憂へ、農家副業の適當なるものを奬勵して、之を救はんと欲し、乃ち生國豊後に於て、有名なる豊後表製造業を、此地に擴めて農民の副業となさしめんとし、七島藺の苗を豊後より取寄せ、先づ園地に試植せしが、栽培の法宜しからざりし爲め、全く不成功に了つた。時に埴科郡杭瀬下村邊に、藺草を栽培する者ありしかば、忠明其苗を領内に移植せしめ、之に由りて疊表を試織せしめ、收益あるを知り、益々栽培を奬勵し、不毛の濕地をして、有利なる藺草栽培地と變ぜしめ、名産長谷莫蓙の産地と爲した。忠明が移植に失敗せる五島藺は、其後天保年中、鹽崎村長谷の人宮崎喜內の苦心により、其栽培に成功し、明治の初年橘詰幸藏の研究經驗より、七島莚即ち琉球表として、一特産物と成るに至つた。

忠明文化二年二月十四日。駿府に於て卒し同地寶臺院に葬つた。法名は感應院殿前信州太守見譽利天騰運大居士と云ふ。

松平忠厚

忠厚、通稱欽次郎。上田藩主松平伊賀守忠固の二男にして、嘉永四年八月二十四日江戸に生る。文久元年五月分知鹽崎五千石領主忠行の養子となる。時に年齡十一。慶應三年九月家を繼ぎ、同四年二月京都より鎭撫使東山道下向に際し、宗藩伊賀守忠禮と共に警固のため歸國す。四月忠禮と共に上京し勤王の願書を奉呈す。明治元年十二月從五位下に叙せられ鹽崎に歸住す。明治三年舉族東京に移り、明治五年七月年齡二十二歳にして兄忠禮と共に北米合衆國に留學し、忠禮歸國の後も彼地に在りて「マサチユーセツツ」工藝學院に於て業を了り土木技師となり、工事監督長として紐育市「マンハタン」高架鐵道會社の鐵道工事に從事し、次いで「ペンシルバンア」州「プラットフオード」に至り市技師長に任命せられ、其後「ユニオンパシフイツク」鐵道會社に入り「アイダボ」「ワヨミン」「モンタナ」各州を通ずる鐵道線路の測量に從事したるが、後健康を害し暖地「コロラド」州「デンバー」に移住し尙同地の土木局石炭檢査部等に關係し、一八八八年（明治二十一年）一月二十四日同地に客死す。と。著すところ翰林茗話數卷あり。

河瀨運甕

名は義胤。通稱は丈右衛門、字は貞鄕、運甕又蓬州

と號す。上田藩士。幼にして京にあり。譜紳家に長じ有識故實に明かなるを以て享保年中松平忠周聘して之を用ふ。上田に移りて更に筑水山人と號す。義胤國典に通じ儒學を修め兼ねて詩賦に長ず。而して其詠史は國事を論ずるもの多し。楠將軍と題する詩の如き、其立論の精確にして、悲歌感慨の狀一字毎に一淚せしむ。

元弘天子惡二藩威一。密謀發覺先二兵機一。關外鐵騎動レ地至。笠營芳蟲誤二指揮一。竪華北狩民望去。竹園蹤絕士心違。唯其存者楠將軍。百萬貔貅圍如レ雲。固二守孤城一數月久。竟使二海內大勢分一。洛爭東伐雖レ不レ與。一統信二賴斯人勳一。時平二奸佞讒一公侯一。牝鷄唱レ晨皇親囚。前虎已斃後狼進。白面書生害二良籌一。志決二一笑一甘二死地一。戰骨香氣幾千秋。坐對二畫圖一揮二涕淚一。萬古興亡皆如レ斯。雄才不レ能レ展二驥足一。兵庫津頭奈世時。

又承久の亂を詠じて、

大上赫怒謀二內一卿。馳二檄五畿一募二民兵一。機事不レ密動非レ理。卒爾烏合事其成一。可レ惜女兒片言下。終成二神州千古悲一。悠々六十有六州。那無下英傑誓中中流上。三皇遠狩不二復返一。北溟風波至レ今愁。

嘗て國造辨を著はし職原抄の誤りを正し、且出雲國前國造の、自ら尊大にして、冠服を僭するを論ぜしことあり。

其青山邸にあるや、其舍に扁して一枝巢と謂ふ。蓋し鷦鷯の小生涯に取る巢一枝に過ぎず。以て其自ら樂みて、外に誘はるゝを忘るゝを示すと云ふ。運甕の號は陶侃の朝夕百甕を移せし故事に取るなり。著す所、國造辨、性論あり。詩文に運甕遺稿あり。享保十六年五月二十七日上田に卒す。呈蓮寺に葬る。法名を雲岳院臨光修現居士といふ。墓石には「流落數十州之外。客死數千里之外。」の一聯及。河瀨丈右衞門義胤之墓と刻す。

井上直元

直元は上田藩士。元俊の子。通稱は四郎左衞門。字は仲泰、宜休又水風と號す。延寶五年六月生る。天性溫潤、學を好む。夙に伊藤仁齋に就きて學び、終身其說を奉ず。

父元俊常に戒めて「予や少して流落し、四方に糊口

するを以て、學ぶに暇なかりき。悔ゆとも及ばず。汝等怠る勿れ」と云ひ、或は直元をして、經書を講ぜしめ、禮服を着して、自ら下座に就きて、是を聞くなど、よく其教育に意を用ゐた。

元祿十六年、赤穗の遺臣死を賜はるや。直元時に年十六。乃ち義士頌並に序を作り、身を殺して仁をなすものと稱す。性明敏、文武習ふところ、皆其祕を叩く甲州流の兵法に精しく、嘗て兵要一卷を著す。又量地術を清水元郷（江戸の人、津輕侯の臣）に受く其技に精通す。命を奉じて上田城中の圖を作る。上田侯儒臣を求めし時、直元安原貞平を薦めしと云ふ。貞平江戸に趣く時は、直元代りて生徒に授く。曾て諸生に告げて曰く、「學者當下不レ求二其名一而求二其實一、不レ務二其末一而務中其本上也。所謂忠恕、所謂反求、皆忖人求己之義是之謂レ實是文謂レ本、論語曰、躬自厚、而薄責二於人一則遠レ怨矣。躬自厚則行求二於己一、薄責二於人一則事忖二於人一、淸相與講磨切劘、以厚二於求一レ己、而薄二於責一レ人矣、若有レ可レ責二於人一、則是爲レ我砥礪之地、夫見レ賢欲レ齊、善固爲二己之師一、見二不賢一內自省、不善亦爲二己之資一、何拒レ之有、自今同好之人、入奉二父母一、出事二長上一、時雍緝熙之日、則垂レ纓而樂レ生、戎馬驅馳之時、衽レ革而守レ死、若夫兎置之野夫、尙可二以爲一干城一、況於レ講二究此道一之人乎、然則此會雖レ細、豈曰レ不レ關二風俗之萬一哉、原夫鴈澤之益也、薰陶漸磨終有二彙征之喜一、切不レ可二圖靡求一レ勝、不レ可二誘淫勸一レ怠、至二不似有罪一責之可レ斥、請勿レ以二其長一、若憤戾不二相容一、則是桀之徒也、冀與二諸君一求二輔仁之所一以爲二仁者一爾」と。寛保元年十二月五日、上田に卒す。年六十九、向源寺に葬る。遺命して、「終身履歷稱するに足るものなし。聲聞實に過ぐるは平素恥づるところ、墓表には愼んで贅辭を載する勿れ」と。これを以て墓碑唯生死年月を記すのみ。

桂　道信

道信は上田藩士。通稱は四郎兵衛。原泉、又有隣と號す。性豪邁雄偉、經世の略あり。學を好み師に就かざれども程朱學を奉ず。著書に、六藝筆談一卷、野邊廼枝折三卷、赤穗義人錄六卷、三從抄、越戸記、別墅溫泉記、七庫裡溫泉記、詩集、和歌集あり。寶曆四年死す。年七十七。

津田有榮

上田藩士。幼名有禎、後良基と改む。通稱は八郎右

衛門、鼎軒求已と號し、晩に更に心休と號す。延寶六年に生れ、幼にして聰敏。嘗て同藩士大嵩土浦中庸を講ぜし時、畢りて門人更に經理を論ず。有榮時に年十三なりしが、辨析甚だ精しかりしかば、土浦大に其夙慧を奇とした。既にして京都に赴き伊藤仁齋に師事し、仁齋の死後、東涯に學ぶ。人となり謙恭純篤、師の訓を守り、敬して忘れず。享保年中忠容の分封せらるるや、有榮擢てられて其傳となる。神典及國史を好み、武藏五所宮の祠官、笠原英證に就き、神道を修め江戸の土屋文左衛門に就き、吉川惟足の神系圖を受け、積學數年にして自得する所ありて神武卷鈔說、中臣祓助講を述ぶ。當時封內の祠官等三部祓を誦するのみにて、其本義を知らず。有榮依て封內の祠官の爲に、享保年中神代卷を講ず。是に於て神官等、神道の學ばざるべからざるを覺つた。晩年詩を修め易を玩び、讀詩管窺二卷、周易卦象暗記捷徑を著す。其他家塾小史、曆代大略補、芳林前集、後集、韻鏡私記、風俗問請益、中臣祓善護抄、白露抄、養生要歌、徒然草解、答性論、心休覺書、心休雜說二卷等甚だ多し。延享四年七十、繁務を辭し心休と號す。詩に曰く「汎々楊舟、載沈載浮、既見君子、我心則休。」と。蓋し此章句の意を取れりといふ。寶曆十一年十二月七日、上田に卒す。年八十四。廣教寺に葬る。法名を教學院心休學道居士と云ふ。

安原貞平

江州高島郡の人、元祿十一年三月四日の誕生。父を淺右衛門と云ふ。年十二歲の時、安原茂助に養はれ、其嗣となる。通稱は太郎、字は伯享（始伯貫）、霖寰、又省所と號す。幼にして聰敏、よく讀書し典故に涉る。長じて藤樹書院に遊ぶ。享保戊戌三年年二十一にして、始めて京都に入り、伊藤東涯に學び、人をして其夙成に驚かしめしと云ふ。一兩後京に赴き道を問ひ、家に歸り古學を講じ子弟を導く。享保十七壬子年、井上宜休の薦めを以て、上田藩に聘せらる。貞平曰く、「吾既に出でゝ、嗣となる。豈侍養を廢すべけんや」と。茂助曰く「吾家の子弟未だ嘗て藩府に仕ひたるものあらず。今汝業成りて、招聘せらるゝは、以て父母



の名を揚ぐるに足る」と、依て飜然起て之に應じ、馬廻役となり、月俸三十口を給せらる、時に卅五。藩主松平忠愛の侍講を命ぜられ、又老臣以下の爲に古義を說く。忠愛命じて世子忠順の傳たらしむ。

忠順襲封するに及び、其顧問たり。徒士頭に進み、側頭に昇る。公の參覲、歸國、每に東西に陪從して、率ね虛歲なし。天資質直敦厚、常に寬綽從容として、嘗て慍色を見ず。聲譽に衒はず、著述を事とせず、一に師說を述べて、異學を言はず。閑居の時は、必ず書を披き、燭をとりて晷につぎ、常に小冊を机邊に置き讀むに從ひ抄記し、堆をなす。其子弟に誨ふるや、淳々として喩し、其實踐を期す。若し刺を通ずるものあれば輒ち引接す。皆其溫純に服し欣慕して止まざりしと云ふ。寶曆十一年頑民嘯聚嗷訴して、封內穩ならず。時に貞平上下に信望あるを以て、假に郡奉行となり、其獄を參決し、封內日ならずして治る。嘗て暇を乞ひ病を京に養ひ、遊びて江州に至り、祖先の墓に詣で、五畿、二丹、播但の間に遊び、其經歷する所必ず記事あり。著はすところ論語古義譯傳七卷、輿窓隨筆、燕餘漫錄六卷、客館雜誌、先侯累世實錄、記事珠詩文集等あり。而して實錄は安永八年年八十二の時、命を奉じて撰したる所なり。安永九年十月二十七日上田にて卒去した。享年八十三。城北大輪寺に葬る。墓碑銘は伊藤東所(東涯の子)の撰に成る。

安原龍淵

龍淵は通稱淸介、名は邦憲、字は有文又右文。龍淵恒所は其號なり。貞平の子享保十二年二月二日、江州南市邑に生る。同二十年九歲にして、父貞平に從ひて上田に移る。幼にして父の學を受け、長じて京都伊藤才藏に學び、後津藩の奧田三角の塾に遊ぶこと數年、歸藩して世子忠濟の侍講となり、兼て諸士を敎ゆ。時に父貞平は藩公に從ひ、東西に奔走して、率ね虛歲なし。故に學生多くは、龍淵竝に桂金溪、佐々木冀北に學べり。性溫雅にして好惡に偏せず、物と忤はず、其人を待つ寬にして能く容る。典籍に通じ、博識强記、文を能くせり。其經義を說くや、善く其家學を傳へ、異說に眩せず、堀河父子の未だ說かざる處を、發見せしこと頗る多かりしと云ふ。

後直言に依りて侍講を停められ、後復た職に就きしも遂に去白の嘲りを免れざりき。然れども澹白自ら守りて晏如たり。晩年自ら葛翁と號し、國字記を作る、記中に白河源公を載す、和歌を以て遺賢を求むるの意を

寓す。賦して曰く

野に山に唉ずに匂ふ花あらば、我にも告げよ山杜鵑

龍淵之を讀みて感あり。

聲一につぐるも喜し子規、やちと世匂ふ花のさかりを。

奥山に唉きて匂はぬ花なれば、なに世の中にうらみ葛の葉。

とこれより何怨齋葛翁と號す。性明敏、衆技に長じ。兵法、騎馬、推歩の術皆よく通ぜざるはなし。晩年和歌を好み、京都の僧澄月に學ぶ。著書に明職官抄三卷古所軒文集五卷　別集二卷　筆記には有道罪言、時文雜錄、菅神君畧譜、東遊草、南遊草、何怨齋記、詩文集等あり。寛政六年六月五日卒す、年六十八。城北大輪寺に葬る。墓碑銘は伊藤善詔之を撰す。

桂　希言

希言は上田藩士。道信(原泉)の孫。初名道坦、字は有中又士寛、金溪と號す。兄弟五人希言は其長なり。晩年家計甚だ困難なり。年十七八の比、始めて安原龍淵氏につきて中庸の講義を聽き。飜然として以爲く、吾將に此の生を誤らんとせりと。乃ち朋友の社交を斷ち、遊戲を避け、讀書に沈潛し、徹曉して睡らざることありき。而して時に其思ふ所を記し、又山水に遊ぶことあり。希言初め志を武藝に注ぎ、既にして文學に從事し、又武事を講ぜず。故に或は勞を去り、逸に就くをそしる。希言いふ、馳馬擊劍は末技のみと。因て聖學志要十三窓を著し、以て其武事を棄てたる所以を述ぶ。時に年二十三。安永中季弟某と、東都に在ること三年、偶々鄉家悉く疫病に罹り、母並に弟共に起たず。氏季弟と共に歸れば、亦共に之を患ふ。一家七人一も免るゝものなし。希言初め微祿にして人多く、貧困尤も甚だし。故に藥物醫療の總てより、賓客弔喪の設備の具に至るまで、一に人に賴れり。而して債主督促するも、償ひ難かりしかば、遂に衣服器具を賣り、僅かに甲冑弓槍と、書籍十四函を餘すのみと成つた。

　爾後事務繁頻、負債益々甚し、依て親戚宴會を絕ち、友僚の慰問を省き、朝見に非ざれば新衣を着けず。祟祀に非ざれば酒醴を用ゐず。常食は麥飯にして、膳に魚肉なし。寒と雖も、中冬にあらざれば、爐を擁せず。熱しと雖も、禮儀にあらざれば、麻を着せず。其困乏貧極は、常人の堪えざるものあり。然ども其志益々堅く、行愈謹み、毫も戚々の色なかりしと云ふ。天資剛直嚴謹、己を正うして人に求むるなく、儉素自ら安ん

じて、燕居一室の中といへども、斂色して正座す。安原貞平父子に學びて、終身渝らず。郡奉行の職に在るや、民を導くに、孝廉を以てし、尤も山川の政に留意し、其治績大に擧れり。著するところ鸚鵡集三卷、聖學原論、農家事略、癸卯紀事、封內孝民傳、封內異行傳、寺社示諭、緇門訓蒙等あり。晩年小齋を作り、蝸殼と號し、其壁に書して曰く、

「余作二書齋一、縮歩半衡歩、裁舖三席、左右陳二圖書一、牖下置二筆硯一、不レ得下伸レ脚而臥上、名曰二蝸殼一。夫天地之道、變動不レ居、富貴者爲二貧賤一、榮達者爲二窮辱一、福利之爲二禍害一、高大之爲二卑小一、知力之所二能支一哉、故君子避二盈滿一而居二謙損一、是我之室卑極矣。天地不レ得二獻而變一、鬼神焉害、寐二於斯一寤二於斯一、讀二古今之書於斯一、則寬兮綽兮其樂只且、亦何患二屈脚而臥一、願二彼大廈高堂一乎」と。以て其人と爲りを想見すべし。元文五庚申年十一月を以て上田城下に生れ、文化八年辛未年十一月二十九日家に卒す。享年七十二、城東月窓寺に葬る。山田篁軒其墓碑銘を撰す。

加藤維藩

維藩は上田藩士、通稱彦太夫、字は坦甫、嶺林と號す。寛政十年出身後側用人と成り、明倫堂の創立に力を盡し、後惣司に擢でられ、山田司馬助と共に、藩士の教養に盡瘁すること多年に及べり。曾て江戸に留學するや、林家の塾頭を勤めしことあり。幼より文章を好み、常に文章軌範を玩ひ暗誦するに至り、未だ曾て顚倒の文を作りしこと有らずと云ふ。其撰に成る、大塔物語序文の如きは、蓋し其名作の一なるべし。又書道を嗜み、董其昌の書風を善くせり。年古稀に達するも、每夜課程を立てゝ讀書し、一日も怠りしことなし。佐久間象山曾て、其爲人を評して曰く、坦甫氣格高峻　一望可知其非常人　と、安政元年卒去す、年七十七。七十六歳の作

泊然自許葛天氏　華髮頹顏瘦小身　詩思文情渾退廢　室餘七十六回春

絲我希亮

希亮は上田藩士、通稱は聘三。著書の中、藩賢事略仰惟錄最もあらはる。

山田維則

維則は上田藩士。通稱司馬助。字は子孝、篁軒と號す。

す。天資高邁勇毅。幼にして桂金溪に學び、後江戸に出で贄を幕儒古賀精里に執り、學ぶこと五年又尾藤二州に親炙す。常に性情に通ぜんことを欲して、詩經を暗んず。又高松藩士某に就きて、山鹿流の兵學を受け其奥を極め、束伍の法に明なり。文化年中、藩學明倫堂創建に際し、加藤惟藩を輔けて力あり。初め講師に擢でられ、尋て惣司に進む。其諸生を卒ゐる甚だ嚴なり。生徒皆畏敬せり。常に曰く「學者は只天を目的とすべし。人に目を注ぐこと勿れ」又「忠孝は所帶の雙刀のごとし。須くも離るべからず」と。著す所、六臣明辨錄、踐履綠、神道蔀障辨、近思錄詳解、明倫堂學則詩歌集等あり。萬延二年を以て歿す。年八十七。儒者にして歌人にあらざるも亦歌を善くせり。左に其詠二、三を記す。

述懷

立ちかへり身をし思はゞうら波のうらみや人にかゝらざるらん

いたづらに月日ばかりはたつの市うることなくて年は經にける

春十首の內

花咲かぬ外山谷も雪とけて春を傳ふる軒の玉水

春の日も堇つむ野に暮れにけり雲雀の床に宿やからまし

夏十首の內

世にかほる匂ひぞ高き橘の昔の人の名にも殘りて

五月雨の空に煙の立そへて晴れまもくもる軒の蚊遣火

夏の夜は玉江の名にもあらはれて芦間の水に螢飛びかふ

秋十首の內

一葉散る桐の木の間に秋みせて風にほのめく三日月の影

今朝見れば枝もたわゝに置く露の色に出でたる秋萩の花

むら雨の杉の梢に霧立ちてやがて暮ぬる山の下庵

もみじ葉は都の春の錦にも染めまさりたる秋の山里

冬十首の內

山風のいつくに秋をふりすてゝけさより冬と音に立つらん

露に見し影さへ霜にかはりけり枯野に殘る有明の月

あすよりは春をむかふるいとなみに軒の松葉の雪や拂はん

山田貫兵衛

上田藩士　兵藏の子。文化十年に生る。名は定吉、通稱を貫兵衛、後永胤と改む。父兵藏の時に至り、大に門戸を起し、一時樞要の位置に立つた。貫兵衛は其嫡男、性儻、小より讀書を好み、博く經子史傳を渉獵し又兼て武技を修し、其業額る進めり。文政十三年擧げられて近習となり。後幾許もなく、文學校句讀師となる。安政四年家督を襲ひ更に馬術、槍術世話役となる。同年九月司講を兼ね。万延元年講師となり三月武學校頭取を兼ぬ。同二年奏者番席に進み、西洋兵式編成方、並びに硝藥製造の事務を監督した。職に在る謹出剛直、能く舊套を滌ぎ、改新せる所多かりき。嘉永年間、外船一度我が治海に投錨するや、各藩倉皇俄に爭て武備を講じ、兵を練るに至つた。然るに彼の慧眼なる、疾く爰に注目し、西洋兵式の如きは、既に他の諸藩に先んじて是を練習せり。時人皆其先見の明に服せしといふ。常に我國砲術の、兒戲に類するものなるを憂ひ、即ち廣く之を書籍見聞の上に徵し、又海外異域の火技を研修し、更に精思熟考の上之を實際に經驗し、大に成功するを得たり。依て又西洋砲術師範役に擧げられ、增俸を賜ふ。貫兵衛感泣佩戴、倍倍奬掖激勵して止まず。晩年に及び、百事蕭然緒に就くを得た。藩侯大に之を賞し、恩待優渥、屢々白銀竿服を賜へり。後、職を辭し、家居せしも、幾何ならずして、京都藩邸の留守居役を命ぜられ、併せて先君墳塋の祭儀を營ましむ。氏男純一郎を拉して任地に行く。居ること幾何ならず任終へて歸る。貫兵衛の江戸に在るや諸藩皆其風采を欣慕し、招聘虛日なく、仙台藩の如きは、厚く聘して西洋兵式の師範とした。同藩士、大槻磐溪貫兵衛と交情深かりしかば、其國に歸るに當り、詩を作つて之を送れり。

結作魚鱗開鶴翼　百羅早既在心腦　春風好待重游日
願學連雲拔隊龍　西妻東盛時則然　閉雲今去向何天
山中讀易殊不委　海警何會到耳邊　圖籍相親半載餘
何堪一旦促歸鄉　萬來所賴唯文字　勿惜頻々寄雁魚

元治元年の冬、水戸藩武田耕雲齋、諸道の軍を破りて西上するや、沿道の各藩風靡連敗、敢て抗するなく終に松平輝照の軍を破つて、信濃の國境を侵すに及び高島、松本の二藩、兵を出して之を途に防遏す。之よりさき我上田藩、豫め耕雲齋の和田に出づべきを知り即ち使を松本に遣り、前後狹擊の策を牒謀す、松本藩欣然直に之を諾す。幾何ならず飛報あり。武田等嶺を

越へんとすと。然かも此報頗る唐突に出でしを以て、我藩の驚愕啻ならず。忽卒の間に、士若干人を募り、皆環甲編伍、偏に嶺に向つて疾馳す。貫兵衛も亦此隊中にあり。行くこと里餘某驛に達す。即ち須叟馬足を駐め、疲勞を慰す。隊長性頗る怯懦、かねて耕雲齋の威名に恐れ、俄に意志を變じ、事に託して遷延發せず。而して較々もすれば、口辯を弄して此擧の非なるを唱へ、只管軍を旋さんことを計る。之を以て陣中一時に沸騰し、活潑不撓の壯士等は、交も起り立ちて隊長に副り、其議の不可なるを詰り、或は怯懦を罵り、或は一私意を挾んで、公命を亂すの罪を鳴らす者あり。貫兵衛憂慮、其討議に偏して、時期を失はんことを恐れ、隊長の面前に至り、百方之を激勵し論說甚だ力む。隊長益々逡巡畏縮して、一言をなす能はず。終に疾急なりと稱し、席に轉倒して遂に立たず。貫兵衛隊長の怯懦共に計るべからざるを憤慨し、怒眼咆勃、隊長を睥睨する稍久しうして、徐ろに左右を顧みて曰く「僕未だ諸君の意を知るを得ずと雖も、目下事危急に迫る。豈啻々徒に猶豫するの秋ならんや。他の志を同しうするの諸君は、乞ふ僕に尾して來れ。」と手に佩刀を握り、疾馳して陣中を奔逸す。壯士奔躍概ね之に尾し、瞬間にして嶺に達するを得たり。卽ち營を丘山に排し、哨兵を各所に配布して、敵の到るを俟つ數刻なりしも敵見えず。君大に之を怪み間牒を發す。頃刻ならず反命して曰く、「耕雲齋既に通過せり」と。衆愕然爲す所を知らず。貫兵衛逐へども、其及ばざるを知り、慨然大息して曰く、「彼の懦夫、必成の大事を誤る。嗟、止ぬる哉」と。常に是を以て終天の恨みとせり。後戊辰東征の役起るに及び、選まれて一方の長となり、遠く北越、奥羽の間を奔走し、偉勳を顯はせり。又傍ら學事を奬勵し、道德を說き、洽ねく人心を感化せしめたるが如き、其顯著なる績と云ふべし。

明治二年小參事及宣教師に拜し、再び都下に至り、居ること二年、大に時事に感ずる所あり。其鄉に歸るに及んで、專ら意を學事に傾け、敎化を盛んにし、傍ら又一書を草して、之を縣令に呈し、大に當局の耳目を驚かせり。今其草稿を左に揭ぐ。

謹で按ずるに、當今朝政の大綱要領は、人才を敎育し、賢能を擢用し、仁政寬典の制度を以て、億兆をして、不羈不縛、獨立自主の權を與へ、民產を豊にし、國家をして富饒ならしめ、斯民をして、朝政維新の旨趣を了解せしめ、其心を正しくし其職を盡し、聖恩仁厚の洪大なるを戴き、方向に迷はず、乖戾の心を生ぜず、人民をして、一致固定ならしむるに在らん歟。今

斯大綱要領を舉んと欲せば、廣く國內をして、厚く朝旨を奉戴せしめ、大に教化を宣布するにあるなり。抑も教化の民心に浹合するや、一朝一夕の能くする所にあらず、豫め其基礎を立つべきこと、尤も當今の緊要なり。而して其基礎を立つるは他に非ず、先づ鄉村便宜の地を撰び、小學校を設け、教官其人を選舉し、士族より平民の子弟に至るまで、七八歳より十五六歳に至るまで、鄉學に入れて之を教へ、壯者は暇日を期して之を教諭し、晝夜人々の志願に委して、皇漢洋三國の書を教へ、其中才能尤秀なる者を撰び、之を朝廷に貢し、都府の學校に入れて學ばしめ、尚學業の進むに從て、洋行を命じ、西洋各國の學館に入れて、其業を修め各天賦の智識を開かしめ、熟學歸朝の後、其德行才能を檢查し、其器に從ひ、舉げて職に任ずべし。如ㇾ此鄉邑の小學より、次第に順序を追て、人才を教育するの法立つ時は、倫理自ら明に、人々其分に安んじ其職を盡し、又才能ある者は、洋學を研究し、其理を究め、其長技を取るに至らば、五州の美事、自ら皇國に集り、他年必ず人才沸くが如く生じ、賢能星の如く職に列し、皇國の文明富饒、期せずして自ら舉り、隆治の事業、歐洲の上に出るに及ぶべし。今西洋各國文明富饒なるも、畢竟教化宣布の法、盛大に行はるゝに由るなり。然るに今朝政一新、彼と並立せんと欲するの時に當り、邦內鄉學の設けなく、人材教育の道行はれざれば、則ち固より政學兵學より、農商百巧技藝の學興らずして、文明富饒の實、何れの時か舉らんや。且我信州の如き、深山幽谷多くして、生民の資質、頗る固陋偏僻規模狹隘、故に舊習に安んじて、日新の化を好まざるの風あり。特に信州のみならず、各州も亦往々此の如き風あるべし。今や幸に大政維新、文明盛業の運に當り、此時機に乘じ、鄉學を振興し、教化を更張せば、舊習の弊風一變せんも難からず。實に千載一遇の好機會なり。然るに今徒らに之を措くは、啻に大道技藝の事、舉らざるのみならず、區々の愚民、亦朝政維新の旨趣を了解し得ず、其頑愚の甚しきに至つては、或は誤り認て狐疑を生じ、或は方向を失し、或は奸惡の心を生じ、遂に官廳の患を爲すに至らんも亦量り難し。是れ教化の尤も、急なる所以なり。然れども、費用も亦、數百萬金に及ぶべし。其費用甚だ多きが如しと雖も、譬へば、麥畑の種を蒔き、能く耕耘せば、成熟の秋に至つて、其所得千百倍に至るが如し。皇國他年其大業盛治の成るに及んで、今數百萬の費用實に之を憚るに足らんや。

第二策

右第一策に述ぶる所、當今費用多くして、續き難く、又人才乏しくして、得易からざるの患ありて、止むを得ざるに出でば、先づ宣教掛りの德行才能を檢査し、一郡に一人を置き、又其屬官二三人を選舉し、屢々巡村し、不慈不孝不弟不友、或は情職のものあらば、之を教諭督勵し、一家一村親睦して、艱難相助け、災害相救ひ、富者は貧者を輔け、智者は愚者を教へ、鰥寡孤獨の者あらば、一村相因て、厚く憐恤し、一民も其所を得ざるものなきの道を以て、之を教誨せしめ、又當今大政維新の始めに當つて、朝旨の誤り認めて方向に迷ひ、狐疑を生ずるの徒は、大政變更の趣旨を精々說諭し、厚く了解せしめ、且巡村中民心の方向、動靜等の委曲に至るまで、詳に之を探索し、長官に達せば政教に於て亦聊か補益あらん歟。

右二策の如き、當路の諸君子、永胤が贅言を待たずして、固より知る所なり。然るに今縣令君賢明寬厚にして、衆を愛し、言路を開き、輿論を容ると聞く、永胤今管下に在り、聊か管見を懷き、徒に默々するは、素志にあらず。故に僭越の罪のがるべからざるを知ると雖も、敢て區々の微衷を献じ、聖恩の萬分の一を報ぜんこと、之れ仰翼する所なり、誠惶誠恐頓首再拜

上田宣教師　山田　永胤

呈縣令　立木閣下

齡既に耳順に近く、劇務に當り難きを以て、家を其子格二郎に讓り、復世事を顧みず。文酒談嘯悠々自適、明治五年五月病を以て、上田に歿す。年六十。時人咸之を惜めり。

山口毅

上田藩士。通稱は平太郎字は子强、玄山と號す。天、資頴敏、山田篁軒の門に入りて學ぶ。弱冠にして句讀師となり、尋て學監にすゝむ。恒に曰く「吾人須く內外一致、明体適用の學をなすべし。日用の工夫最愼獨を要すれば一刻も放下すべからず。苟も然る能はざれば終生講書に從事するとも其功なかるべし」と。川中島の邑宰となりて治績あり、歸りて講師となり、後郡奉行に轉ず、時適々幕末多端百事蝟集するも、應酬淹滯するところなし。維新後の權大參事に擢でられ、藩制改革、文武擴張の事に功あり。明治五年歿す。年五十六。

加藤勤

勤は維藩の子、通稱彦五郎、字は士成、天山と號す。

性溫厚謹嚴、弱冠にして幕府の昌平校に入り、學ぶこと三年、經史に通じ、又詩文をよくす。藩に歸りて後、學監より講司を經て、惣司に進み、又郡奉行を兼ぬ。安政年間、藩政の時事を議して譴責を受け、執政藤井右膳等と共に、家に禁錮せらるゝこと、十年にして免ぜらる。明治維新の後准少參事に任ぜられ、學制頒布ありて、明治六年九月、松平學校の設けらるゝや、同校の教員となり、翌十年長野縣師範講習所の創めらるゝと共にこゝに轉ず。後長野中學校の教授となり、居を長野に移す。勤、佐久間象山と交り厚し。象山其詩文を稱し、稻荷山驛橫死人叢塚碑の如きは、尤も佳作なりと稱せり。著すところ政記翼解、靖獻遺言疏義、四書訓點、詩文若干あり。明治十一年死す、年六十七。

上野尙志

上田藩士。通稱は健藏、字は士鄕、集義堂と號す。幼にして山田篁軒學び、弱冠にして古賀侗菴(精理の字)に從ひ、昌平校に學ぶ。暇あれば四方に遊歷して、文武の士を訪ふ。水戶に至りては、會澤、藤田諸氏に會ひ、議論を上下し發明する所多し。就中東湖に私淑するもの大なり。大阪に遊ぶや大鹽と相見る。歸りて人に語りて、中齋才知人に絕す。然れども恐くは終りをよくせざらんと。後果して然り。後歸藩して句讀師となり、學監助にすゝむ。又淸水赤城につき、兵學を受けて其祕を極め、佐久間象山に從ひて、西洋の兵學を受け、研鑽撓まず、能く長沼流、扶桑流、萩野流、西洋流に出入して箕萃を拔く。卽ち擧げられて兵學師範となり、上田藩兵制改革には與りて力あり。嘉永の初め海警菪りに臻る。時に藩主幕府の老中たり。尙志上書して五事を陳す。安政四年遂に橫議に坐せられ、職祿を褫がれて家に禁錮せらるゝこと十年。維新の後大屬に任ぜられしも、病を以て免ぜらる。學制頒布後、明治六年九月松平學校の設けらるゝや、主座教員として教鞭をとる。當時小學校創置の時代にかゝり、教科書の如き、教授法の如き、頗る迷津の嘆を免れざりしも、尙志はよく、學制の趣旨を了得し、自ら先づ單語、連語圖等を編製し、之を掛圖となして、教授せるなどは、小縣郡下は勿論、各小學校のため指針となりしこと鮮からず。此年偶々信濃毎日新聞の主筆として、招聘せられしも、數月にして辭し、十一月長野縣師範講習所に入り、十二月一等訓導假免狀となり、明治八年上田變則中學の設立に當り、同校教員に轉じ、同十年該校の廢止以來、家居して遠近の子弟を教育す。

塾生常に三四十人あり。數々之を勵して曰く「烏雀日出づれば則ち起く。人にして烏に如かざるべけんや」と。若き頃、文に武に東西に師友を求む。人以て狂となせど、自ら疑惑あるなし。性酒を嗜み、飲むに必ず巨盃を用ふ。喫飯捷甚にして、時を費すを惜むが如し、或時人あり、優遊して老を養ふを勸む。答へて曰ふ、余餘喘幾ばくもなし、益々勉勵すべし、と云へるが如き、皆寸蔭を惜みて、其身を淬勵したる一端を見るべし。著す所西洋兵制考、小縣郡年表、中節錄、輔儲君衍義、六々日鑑、勸懲一歩、藤の基蔓、藤の榮蔓、藤の下露等あり。明治十七年三月二十九日歿す。年七十四。

傳記は現に松平神社境内に建設せる碑に詳かなり。碑文篇參照。此他に上野氏自選の墓誌なるものあり、上田市飯島保作氏之を藏す。今之を左に載錄す。

自撰墓誌

慶應三丁卯尙志自記

尙志字士鄕號集義堂又浩流亭小字昇吉郎後稱健藏六代祖市左衛出本國更級郡丹波島豪柳島氏中有故改上野高祖彥六曾祖信　祖信高考信順妣小山氏尙志無似不自量夙以爲幸爲男爲士當以道藝淬勵此身爾來東西訪師友干文干武勇往直前、人以爲狂、而不自疑慮、嘗詣鹿島而祈、祈乃奉歌曰

一筋爾、祈留心波、武士乃、其名爾適不、眞故登在良世與

今玆丁卯年五十有七、坎坷奇數、屢蹶而益奮勵矣、幾以機一世之志氣。

櫻井純造

上田藩士。德基の長子、文政九年十一月十五日上田に生る。名は敏德、字は士鄕、竹窗と號す。純造は通稱なり。年十歳にして藩校に入る。長じて長沼流の兵法、寶藏流の槍術、眞影流の劍法、荻野流の砲術等を學び、克く文武を兼ね、弘化三年藩主に謁し、擧げられて文學校句讀師となる。蓋し異數なりといふ。嘉永三年江戸に出でゝ下曾根金三郎につき、砲術を習ふ。同五年江戸の江尻簑山の門に入り、後轉じて昌平校に學ぶ。同六年米艦浦賀に來る。純造卽ち八木千之と共に、强いて幕府の與力某の馬丁となり、應接所に赴き、其の狀を探り、之を藩主に告ぐ。又恒川重遠と共に水戸に遊び、內藤、會澤、藤田、豊田諸士と、往來して國事を談ず。同年九月昌平校を退き、佐久間象山に就きて、西洋の兵法を學ぶ。翌安政元年洋式砲術助教となる。同二年江戸に出で、更に鹿兒島に遊び、藩士成

田正右衛門に師事して、西洋の砲術を研究す。同四年鹿兒島を辭し鄉に歸る。沿路過ぐる所、名士を訪ふて知見を廣む。これを以て其名大に廣まる。

文久二年藩兵制を改め、純造をして操練取調、並に大小銃器械製造の事を擔任せしむ。元治元年藩の鍾美館を興すや、其舍長となり、慶應二年學監となる。慶應三年公武離隔し、京師騷然たり。純造藩命を以て京師に至り、其形勢を視察す。尋いで大政奉還となり、藩論定まらず。純造或は山道或は海道を往復すること數回、以て其據るべきを報ず。明治元年四月十人扶持を給せられ、獨禮席に進む。

越後戰爭の時、藩兵の參謀となり、同年十二月郡奉行席に進み、文學教授となり、軍事取調方頭取を兼ぬ。同年七月藩制改革に當り、助教兼議政堂、軍務廳判事となり、民政廳判事に轉ず。同三年藩の大屬となり、同四年少參事に任ず。此年十月政府召して宮內省七等出仕を命ず。翌年內膳正に任じ正七位に叙せらる。同年五月中國西海御巡幸に從ふ。これより御巡幸ある毎に常に從ふ。後內匠頭長、宮內少丞に進み、從六位に叙せられ、宮內省權大書記官となり正六位に叙せられ、皇居御造營事務局四等出仕、內庭課長兼務を經、同十五年九月宮內大書記官に進み、從五位に叙せられ、同十七年四月勳六等に叙し、旭日章を賜はる。此月病あり十一月に至り病革る。特旨を以て正五位に叙せられ翌十一日逝く。年五十九。東京下谷瑞林寺に葬る。

資性豁達剛毅、文を好み武を嗜む。其藩にあるや、常に劇職に當り、黽勉從事能く藩主を輔佐し、處辨敏捷、又後進を勸誘して倦まず。出でゝ宮內省に職を奉ずるや、刻苦勵精能く其職を盡し、寵遇頗る至る。平素酒を嗜み磊落瀟洒、其意自ら詩歌に見はる。病間亦詩歌を詠じて、僅かに鬱を遣る。惜哉、天之れに年を假さず、溘然として逝く。二弟あり。仲は重舒出でゝ船越氏を嗣ぎ、叔弟は斐雄出でゝ森田氏を嗣ぐ。

瀧澤省吾

上田藩士。文政九年十一月十九日生る。名は規道、幼名篤藏、後省吾と改む。乾齋又は不息軒と號す。蛭涯は其別號なり。幼時藩にありて讀、書、劍、槍、弓馬、砲術を修む。十七八才の頃槍術の千入り、弓術の千射等三四回の試みあり。既にして槍劍共に目錄を許可せられ、馬術は鞭許し、砲術は免許の傳あり。二十二歲にして江戶に出で、江尻簀山の塾に入り、鹽谷世

弘の塾に學び、翌年昌平校に入り、古賀茶溪に就く。嘉永三年七月退寮して九月上田に歸る。これより藩學の句讀師となり、明治維新後、藩制改革の時、文學校學監より民政廳判事五等官（獨禮席）に任ぜらる。東北戰爭の起るや、藩の參謀として從軍、同二年徵士となり、次いで參政となり公議人を兼ぬ。九月權大參事に任ぜられ廢藩の後職をやめて鄉里に歸り、農桑の業に從ふ。明治八年太政官修史局編修に任ぜらる。其識の該博にして、且職に勤勉なる、同僚の皆推奬する所なりき。同十七八年同館の廢せらるゝと共に罷む。後東京府々史編纂に從事す。業漸く終り、明治二十九年舊主松平家の家扶となる。翌三十年八月主家の用を帶び、大磯に靜養せる子爵夫人（后宮）の處に赴かんとし、新橋停車場に至り、突然病を發し、十八日沒す。年七十二。小石川關口町洞雲寺に葬る。資性溫良にして謙德あり。名聞を好まず、儒道の實踐躬行者として、毫も學者の風を裝はず。人に接して溫顏怡容、些かも圭角なし。然れども內に毅然たる所あり。事に當つて決斷流るゝが如く、如何なる艱苦に際しても、每に樂天的なりしは、蓋し儒道の極致に達し、大に自得する所あるに由れるなるべし。

成澤寛經

上田原町の人、通稱金兵衛、後七郎右衛門、百合舍と號す。其祖先信濃國小縣郡海野庄成澤の地に居り、此地を苗字とし成澤氏と稱せり。天資英邁、剛にして直、毅にして溫、寡言篤行、哀樂移らず。少壯にして家業を繼ぎ、屢々二京の間に往來し、傍ら國風を嗜み諸老の門に出入し、研鑽尤も勵めり既にして業を男寛禮に讓りて、專ら夙志を遂げんとし、廣く國書を集め古典を究め、古言を解し、吟詠以て思を述ぶ。其藏書數千卷あり。又古樂を好み、鼓吹以て興をやる。頗る聲律に妙なり。其志す所は濟世の要術にあり。故を以て群籍を涉獵して、或は有職故實、或は輿地物產等に通じ、直に之を實際に試む。桑圃を開き、社倉を設け農具を改良する等は其一斑なり。曾て曰く「今の世に於て古を知る、遺書遺器にあらずして、焉んぞ能く之を知ることを得んや」と。依りて古書を閱し古器を探り、檢覈徵證して小縣志略、尙古圖譜、濟世家言、百合乃葉、上田の早苗、百合さゞめこと、等の著ありしが、私財を抛て大塔物語を出版し、以て信濃史の研究に、大なる貢獻を致したるは、特筆すべき事にして、

又此出版に際し、手續上の件に付、藩より注意を受け、遂に尚古圖譜の上梓を中止せしは、惜むべき事であつた。又嘉永以降、外交のこと起り憂憤止まず。海防に關するもの見聞を收錄し、凡百十餘卷を成す、名づけて洋舶彙事といふ。男寛禮先ちて夭す。世計大に衰ふ。寛經悵然として起ち、白頭赤手、再び本舖に歸り斷然其愛する所の嗜好を絕ち、藏書萬卷及百物悉く抛棄し、一意家業の恢復に傾注し、自ら範を垂れ、家從を令し、子女を勸戒す。一家肅然として革る。將に其挽回近からんとするに當り、病みて逝けり。時に慶應四年正月十九日。年七十二。上田橫町日輪寺に葬る、權田直助其墓碑銘を撰す。

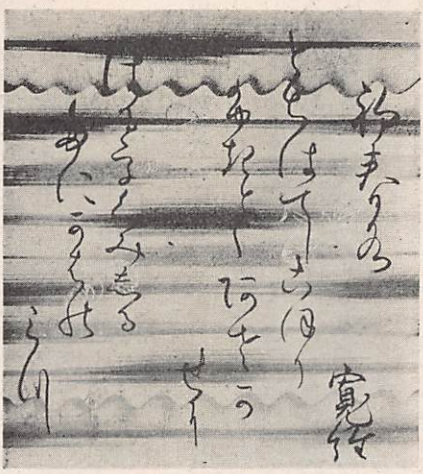

寛經筆蹟

左に翁の詠草二、三を揭ぐ

松經年

いくたびも久しきものゝためしには引くべかりけり住吉の松

無題

くたつ世に松さねばこそ名なりけれ身ははなれめや日本魂

詠山紅葉歌

輕島の明宮の大御代にみつきまたしゝ、から國の吳の手伎が、織初し錦はあれど、置露を經となしつゝ、おく霜を緯となしつゝ、秋山のしげき梢を峯に尾にはたはり廣く、染め渡す木葉の色は、まそほにのやしほもしかし、紅の千入もしかし、こゝ思へばいともかしこし、天地もよりては仕ふる、山姫の神のみけしぞ、いまよりはしくれな除りそけふよりは嵐な吹きそ、よしゑやし時雨降るともよしゑやし嵐吹くとも、かな機のはつれのいとに、ぬきとめて紅葉の錦、ちらさすもかな。(菅玉集)

詠冬月

山の端の眞澄のかゝみ、谷水にしつく新ら玉、ふたかたに心はすめり、まそ鏡對へはさむし、新玉をひりへはさむし、さむかれといかてそむけん、くもりなくてりとほらす、月讀の神のみひかり、いまならでいつかは有んと、ひたり手にしら玉さゝけ、みきり手にまそかゝみとり、月よみの神のみかけを、をろかむ我は。（菅玉集）

春秋庵白雄

上田藩士、加舍六右衛門の二子、元文戊午年八月二十日江戸深川の邸に生る。通稱は五郎吉、名は吉春、弱冠の時不幸寃名を蒙り遁世して上野國館林にて參禪す。人となり志氣高邁、遂に蕉門の蹤を慕ひ海内を遊歷し江戸に止る。俳諧を松露庵烏明に學び、白尾坊昨烏と號す。後、大磯鴫立庵に入つて烏酔の教を受け、明和二年冬冬廼日集の高調を以て一家を爲さんことを期し、名を改めて白雄、又は白雄坊と稱し、別廬を春秋庵と號して之れに居る。其名漸く重く、遂に一家を成し蕉風の中興と稱せらる。後密かに信州上田に來り、當時原町の太物商なる加賀屋伊藤忠右衛門の隱宅に僑居す。宅は連歌町に在りて原町の入口に當る。白雄こゝにありて謠曲を學ぶ。生家の加舍氏も亦連歌町に住し、相比隣すと雖も遂に五郎吉なるを知らざりしと云ふ。遇々故舊某死す。白雄其墓に詣でゝ一句を卒塔婆に題す。人あり、之を誦して謂らく「此の如き句をなすもの、方今江戸の白雄にあらずして誰ぞや」と。相傳へて白雄の此地に在るを知り、其居を探り入門して、俳諧を學ぶもの頗る多かりき。今其句を逸するを憾みとす。（白雄の句集「力なき旅して花に墓參り」の句の端書に「兄の七回忌に遙々笻ひきつゝ、奥城所拜（オクツキトコロヲ）みけるに、七とせ昔は唯影にのみ、初喪にかはらぬ思ひ、我人にのみありけり」とあり。本文墓に題するの一事、若くは此事をさすか、猶考ふべし。）既にして再び江戸に出で鐵砲町に住し、後移りて馬喰町の西巷なる馬場の邊に住し、弟子いよ〳〵進む。當時は所謂天明調の圓熟期にして、白雄の門より、常世田長翠、倉田葛三、森川曉丁、藤原保吉、鈴木道彦、小河原雨塘、榎本星布女、今泉恒麿、戸倉天姥、建部巢兆、鹽田冥々、川村碩布、長谷川木海、杉坂石海等を出し、以て關東の俳風を皷搖せり。是を以て、公侯にして其門に學びしもの多く、當時代の俳風釀成の一重鎭たり。其自得せる所に依り、俳諧の眞髓を傳へんとして、著したる「俳諧寂莱」は、白雄が斯道に對する識量を、見

見るに足るべきものにして、今日尚俳士の机邊に珍重せらる。其の他俳諧苗代水、發句五百題等の著あり。弟子碩布が撰べる白雄句集、及び伊藤松宇が著せる俳諧中興五傑集中には白雄の句を集めて遺すなし。白雄の面目は、此等の書によりて窺ふを得べく、明治調、泰斗、正岡子規は中興五傑集に叙して「白雄は深沈にして清廉なり。彼が實意に蕉風を研究したるは、蓼太の浮華に失したるに反映して、却て好一對をなす。其の句故らに漢語を用ひず、しかも蒼健にして些の懈弛を見ず、又故らに古語を用ひず、しかも紆餘にして迫らざる處あり、蓋し俳壇の老手なり。」といへり。子規又曰く「天明の五傑中、漢語を多く用ふる事は、蕪村を第一とし、曉臺これに次ぎ、闌更之に次ぎ、白雄これに次ぐ。和語を多く用うることは、白雄を第一とし、闌更之れに次ぎ、曉臺之れに次ぎ、蕪村これに次ぐ。されど句體の硬きに傾けるは、蕪村第一にして、軟かき方に傾けるは、白雄第一とす。獨り蓼太は諸種の體を兼ねたれども、其四人に似たるは、少數の句にして全體より云へば、蓼太には、尤俗氣紛々たる句を多しとす。故に俳諧の價値より評せんに、佳句の最も多きは蕪村にして、最も少なきは蓼太なるべし」と。又曰く「白雄が雅語を用ひ、又雅語的の新語を用ふること、其特色なり。檀林には、時として新奇の熟語なきにはあらねど、其は多く緣語の類が、あるは特に奇を好む者に外ならず。白雄のは、それと事違ひて、極めて美文的の語を選べり。例へば、藻の花や水がくれてだに風騒ぐ、よひ〳〵になれしか此夜天の川、野の朧茅花月夜といはまほし、河豚さげて竹の中道誰が子ぞ、の如き、猶此外にもあり」と。子規又白雄の著に對して曰く「白雄は寂栞を著して、盛んに蕉風を唱導せりと雖も、其神髄を以て、幽玄の二字に歸し、終に豪壯勇健なる者を說かず。其作る所を見るも、句々纖巧を弄し、婉曲を主とするのみにして、芭蕉の堂に上る事を得ず」と。（芭蕉雜話）

左に白雄が句數首を揭げ、其面影をしのばん

人繼し火ともし頃を散るさくら

此句東京向島白髭祠境内に碑に刻して建てたり。向島に句碑多き中に此句ことに著はる。

最後に上田を訪ひ、江戸に歸る時加賀川にて讀めるもの。

わが心かくの如くや五月雨。又もこえん千曲涼しや人と我。

其の他。

牛の背に酒ありかざす花は桃。（七里濱にて）山城

や紫つゝじ限りなき。菖蒲湯や菖蒲寄來る乳のあたり。美くしや春は白魚かいわり茶。命ありて春ありて花の吉野山。迎火や父のおもかげ母の顔。砂ふるへ淺間の砂を麥うつら、何と見ん桐の一葉に蟬の聲。月今霄爲ことならば竹きらん。龍膽の何思ひ草野は枯れぬ。沓につく霜の落葉や朝またき。脫捨てしみのにをかしき蛙かな。けしの花見て居るうちは散らざりし。早乙女のうしろ手しばし夕詠め。蟬啼てくるしやみのゝむらかはき。片手綱馬上に扇見事なり。人老て炬燵にあれる踵かな。冬の蠅貧女が髮にむすぼるゝ。世ははかな電光石火酒酌まん。關の戸やあふき破れし秋の風。篠原の浪すゝしとや白髮首。ふたまたになりて霞める野川かな。花芥子に組んで落ちたる雀かな。草の戸や粽をほどく夜の露。漆かく頭の上や鵙の聲。猪を荷ひ行く野や花薄。鷄の嘴に氷こぼるゝ茶屑かな。吹き込みし木の葉に琵琶のそら音かな。茶の花にたとへんものか寂栄。

白雄は又俳文を能くし、筆札に巧なり。紀行の手記、短冊等多く各地に存す。寛政三年辛亥（墓碑銘による。家系は寛政四年と）九月十三日死す。年五十四。一說五十三又曰五十七。墓は品川の海晏寺にあり。法名は徹心白雄居士といふ。碑は高さ四尺餘にして、北條時賴の古墳の傍に建つ。面に白雄居士之墓と記し、背に句あり。曰く「立出でゝ芙蓉の凋む日にあへり。」

白雄が江戸にありて正風を挽回し、莊重典雅の風格を以て一世を風靡し春秋庵一世を創建したるの功は又大なりとすべく、其門人に名をなすもの多く、之を國內に普通せしめたるの績は又多とすべきなり。

白雄の門にして上田に雲帯、如毛、麥二、三机の四家を出し、天明より文政の間に名をなしたれども、江戸に出でゝ餘力を試みざりしを以て、世に顧みられざりき。然れども、白雄を出したる上田の地は、一地方的中心長翠あり、羅城あり、成美あり、歸童あり、其の他多し、又是等より、上田俳友に寄書せしこと少からず。

成澤雲帯

雲帯は上田原町の呉服問屋、萬屋七郎左衛門が俳名なり。別號は指峰樓、槐園なり。幼名金彌、後、寛致といふ。元文四年生る。屢〻東西に歷遊し、歌人、俳客、狂歌師、畫家等、苟も當時に名あるの名士を識らざるなく、交遊甚だ廣かりき。文政七年十一月三日死す。年八十六歲。

けし咲くや犬ころ捨てに人の行く。浪を蹴て野分にむせぶみさご哉。ふのり漉く手元まだるき野分哉。啼く水鶏大蘭に高き夜の露。行く夏の空見にいさや日本橋。のどかさの夜に餘りけり月のかさ。



成澤雲帯筆

烏より雨雲高しふぢの花。ちまき結ふて締直すとや琴の絲。桐の葉も家鴨もしばし流れけり。森に入る烏の尾より天の川。世を散りてちらざる蓮のうへにかな。歌よめといはぬばかりのきり〳〵す。

降る雨のいつをはてしの夜寒かな。火桶はる手元に竹の日かげ哉。もえざしを二度燒く月の名殘かな。たま〳〵に人と生れて網代守。（上田俳壇）

岡崎如毛（ジョモウ）

如毛は上田柳町の酒造家小堺屋五代目平助にして、名は知方（トモカタ）。五窓樓、壽老人の別號あり。文政十三年四月十二日歿す。行年六十八歳。

峰の鐘夜の青葉に包むかな。家うち皆雛ぬる業によごれけり。木曾裏や茂りの中の白かんば。空蟬にはてをならへよ秋の蝶。夕牡丹露に醉るかことくなり。おもかげの月に惱める芙蓉かな。淺間山けふりの末に夕たちす。さみだれし昨日を夏に曉の不二。虫ほしや昨日のむかしつく〳〵と。きり〴〵す葛飾の伯母を訪ひし夜に。龜なりと土用わすれに釣んかな。白雨やうつゝや君が浮木履。遠つまや思ひ寢に啼く夜の鶯。（上田俳壇）

ともし火を月華なれや冬こもり。野の末もちり〳〵艸も紅葉とき。芦の穗に笛ふく舟のかゝりけり。年尾

夜より夜にいるや師走の小荷駄馬。長閑さや水を

はかりにかけて見る。山にむく桃の中道背戸よりそ。罷り出て猫も手水をあけの春。手もとまで枯るゝ野里や簑つくり。茶をすゝる音にもちるか竹の雪。朝けしき粽かけたる柱かな。龜に酒くれても見ばやすゝみ川。

麥二の父追善

八十年おもへばけしの露ならめ。

狂歌の一、二

友かきのもとより年玉とて紙あまた恵れければ

數々のかみにひつじの春興をくふほどかゝんたはれことの葉。

春知りかほに喧しく賣聲のおとつるゝを

谷ならで鶯笛は門の戸をおし明かたにはつ音賣る聲。

年くれ我も人も老い行くはかりにぞ

としの雪人の姿も杖つきののゝ字のなりにかくぞ老ぬる。

和歌には

秋はぎの花の下露流なりてむすぶもしるき庭のやり水。　知方

年内立春の日に恵方の山邊より酒のメ木なんひき入れたる門祝に

年の內にひきとゞけたる我やどのおとこ柱に春をみやま木。　長人

庭石

庭の面苔なめらかに嚙しかへるのことくつくはひの石。　長人

小島麥二

麥二は常田の人、通稱は鍋屋久兵衛といふ。玉馬は其子。父子共に達吟にして交遊甚だ廣かりき。文化七年四月三日死す。墓石に辭世の句あり。「花ありて我あることを忘れたり」と。

火串さす手元にかゝる夜露かな。行廊に人めす聲や風かほる。俤は眼にあるを見て玉祭。短夜や夏と云しもゆめとなり。ふた時雨みしくれうき世暮れにけり。橘落ちて重なり寢たる植女かな。蝸牛這ふやそれとも白骸。川せみの浪間を見込む夕かな。我影ぞまことのわれぞ今日の月。屋根見たる狐見にけり冬の月。ふくろうに石うつ星のあかりかな。尺八の音もすごもりよ五月雨。

天明六年夏、蕪村門下の雄者、高井凡董の上田來遊を機とし、麥二亭に連句の會を催ず。會するもの凡董、

如毛、雲帯、三机、麥二(主人)、玉馬(執筆)の六名なり。此會の連句は、總て三十六句、其緊張したる調子は、天明の特調を發揮したる一大雄篇なりと稱せらる。

うき草や松吹風のわたる見ゆ　如毛
　鯉のつら出す夕立の後　几董
冠者ばらがおなじ粧ひに弓提て　麥二
　物下さるゝ御意はるか也　雲帯
銀燭を消せば月さす菊の間に　几董
　こほろぎ一つ何に紛れて　如毛
川舟の舫とき出す秋の水　雲帯
　人のまことを泣くうかれ君　麥二
氷る夜を立ちわづらへる影法師　如毛
　壁に物書く續松の炭　几董
里去て太郎坊とや時行神　三机
　むごく伐たる山の片へら　雲帯
高く行くあるは低きも月の雲　麥二
　臼の茶かする窓の露寒　如毛
任口の輕口聞かん秋の興　几董
　從者赦して居睡せおく　三机
ちら〳〵と櫻涼しき花の蔭　雲帯
　網打習ふ春の川面　几董
年長し冶遊が顏ののどけくて　如毛
　只矢一筋人の記念に　麥二
あらかじめ千里を隔つみちのおく　三机
　烏の聲も雨繁き空　雲帯
目を閉じて無理に飲込む鬼ころし　几董
　世に繫がれて年は暮行く　如毛
唐土の湊に春の歌よみて　麥二
　おのつからなる梅は鶯　三机
遲き日を桶の輪ゆひが小筵に　雲帯
　打ひそみつゝ何語るらし　几董
有明の戸をこぢ放す長局　三机
　露にかくれて見えぬへんぐゑ　麥二
折れもやらず蘆の穗綿の吹すかれ　如毛
　悟らぬ僧の愚をや爭ふ　雲帯
ひともじの雜炊喰て熟追はん　几董
　江戸の家居の皆瓦ぶき　三机
風なき日花を帶たる花の雲　麥二
　西も東も菜種咲く比　玉馬

小島玉馬

玉馬は麥二の子。寶暦七年に生る。文政三年二月九日死す。年六十四。

夜の鵜の魚吐いて人の顔を見る。萍やともにひかれて西のかた。三日月の吹あらはるゝ廣野哉。あたし野や去年にかはらぬ蟬のこゑ。つる草にからむ命か秋の蝶。千歳ふる茂りのもとのほこら哉。花もわれもわすれて花の匂ひかな。夕榮や末摘花に人のかほ。魚飛で藻の花ちらす夕かな。憂き中の浮巣に育つ鳰の雛。水鳥の巣に啼く秋の夕かな。衣かへ濱邊の日和見にゆかむ。秋なかに雪をいたゞく山見えて。青々と出城めくるや春の水。長閑さや鱗あかる濱のりやり。鷲の巣に越の荒海見ゆる哉。（上田俳壇）

宮下辨覺

上田紺屋町の醫。後藩に仕ふ。名は致眞、針治をよくす。性澹泊にして俳句に長じ、又可、可年、一樹園等と號す。書畫、骨董に鑑識あり、又茶道、和歌を嗜む。其漫錄及び詠草等數十卷あり。一日一首稿、櫃之下露著はる。安政六年巳未五月十八日歿す。呈蓮寺に葬ろ。戒名を創業院致譽宗阿彌大德と謂ふ。

白扇
裏表なき風清し白扇。

春眠不覺曉。
梅の花かさして老や忘れけん寢さめだにせぬ春の此頃。

萩。
風みえて散れば又おく白露になびき馴れたる秋萩の花。

餘寒。
春といへど、猶さむけさに、かきおこしたる、ほたの埋火、なけど鶯、聲うちとけす、梅ケ枝にふる、きさらぎの雪。（假字詩）

歳暮。
白雪は道わかぬまでふりつみぬ何としをりに年はゆくなり。

首夏。
をしみこし春になづげそほとゝぎすまつにかはれるけふの心を。

紅葉。
世の人のをしみし枝のかたみにはのこりすくなき山の紅葉。

櫻
松風はとはにさそへどちる事はしらぬかほにも匂ふはなかな。
百とせに四十とせたらぬ老の坂こえん千とせのはしめなりけり。

俳家略系

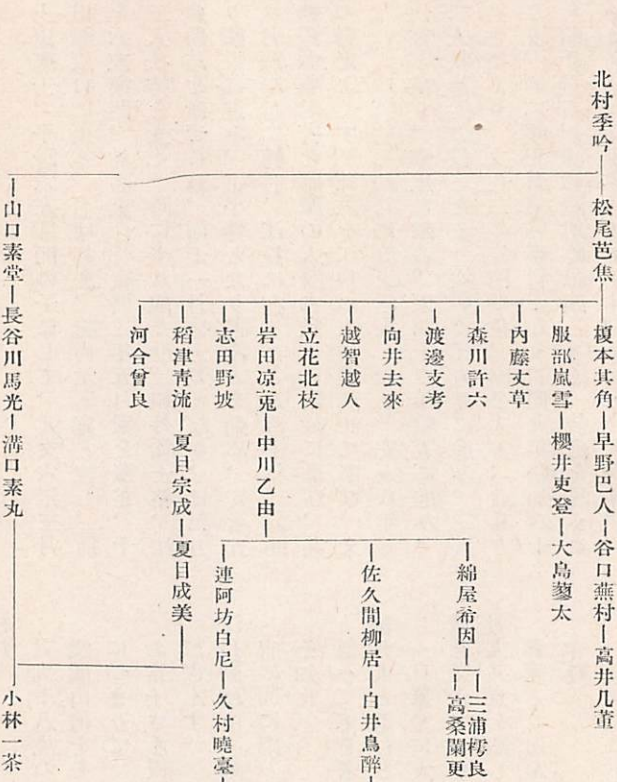
北村季吟
松尾芭焦
榎本其角
早野巴人
谷口蕪村
高井几董
服部嵐雪
櫻井吏登
大島蓼太
内藤丈草
森川許六
渡邊支考
向井去來
越智越人
立花北枝
岩田涼菟
中川乙由
綿屋希因
三浦梨良
高桑闌更
佐久間柳居
白井鳥酔
連阿坊白尼
久村曉臺
井上士朗
加舍白雄
室賀兀雨
熊澤鳥酔
曠旭庵龜足
東海房鳥明
鴫立庵百明
森川袁丁
倉田葛三
常世田長翠
志田野坡
稻津青流
夏目宗成
夏目成美
河合曾良
山口素堂
長谷川馬光
溝口素丸
小林一茶
東海房鳥明
藤原保吉
鈴木道彦
小河原雨塘
榎本星布女
今泉恒麿
戸谷天姥
建部巢兆
鹽田冥々
川村碩布
長谷川木海
杉坂石海

田毎月丸

上田藩士、平野六左衛門の子にして、元文六年三月上田鍛原口に生る。名は邦慶、隨尚堂素寛と號し、通稱を六左衛門、幼名東作。寶暦三年五月家を繼ぎ、十石三人扶持を受く。時に十八歳なり。組外徒士格、江戸會所詰を命ぜられ、同十一月徒士並となり、日記方より祐筆に進み、中小性となり書翰方を勤め、安永五年八月藏奉行に轉じ、江戸に在ること凡四十年。其間公務の餘暇、書を薩摩の人隨古堂上田素鏡に學び、其流の書をよくす。狂歌を江戸の人朱羅漢江に學び、又其堂に入る。號をはじめ浪上浮丸と云ふ。安永八年五月代官と成り、鄉里に歸る。天明十二年給人に進み、十二人扶持元方役となる。次いで元方席に進み、三人扶持加增あり。文化二年宗門改役、奉公人方、武具方となり、同六年正月簞笥奉行となり、同九年新知六十石を給せらる。隨時隨所吟詠頗る多く、後進を導くこと多かりき。歌集若干あれども缺本多し。天保年間門人耕月園貢、其詠百首を集めて「田毎月」と名づく。文政元年三月二十一日歿す。年七十九。法名を瑞照院心月自性居士といふ。大輪寺の墓地に葬る。墓石には、

門弟隨蘭堂素秀の書きし「月と呼びしざれ名は恐れ大空へかへして罪もあら小田の水」と云ふ辭世の句を誌るす。

月丸十八歳の時淺間山及富士山を詠じたる狂歌。

淺間山何をそんなに燒けなんす、いはう〳〵と胸につまりて。

お富士さん霞の衣をぬがしやんせ雪の肌を見たうござんす。

江戸勤務中、幕士の催にして兩國に大歌會ありし時。宵の間に雨と聞きしも落葉ぞと心月夜になりてこそ知れ。

と詠みて名を著はし、蜀山人に知られ、勸めにより田毎月丸と改むと。後又、鏡臺山人、鏡臺翁とも云ふ。

一日墓參に大輪寺に至りしに、和尚客殿に招じ、栗飯を馳走すべき由語りて、隱元豆の飯を振舞ひたり。月丸其意を察し、賞味して後一首を詠ず。

禪家とてゐんげん豆の赤飯をくりの飯とてくれる客殿。

一日芽狩に出でゝ雨に逢ひ、吉田村の民家にべにたけと綽名せる賤し女ありしより傘を借りて家に歸り、翌朝傘を人に賴みてべにたけの許へ返すとて

べにたけに借りてきのこの傘なれば干して返すも

霜ふりの朝。

或時友人と共に江戸吉原廓に遊ぶ。敵娼之を輕蔑するの色あり。月丸の狂歌よみなるを知りて、

奥山の又其奥の炭燒が金の光で伽羅にまじはる。

と詠みたれば月丸直ちに返歌して、

よし原の泥水に住む蟲ぼたる尻の光で伽羅にまじはる。

一年追儺の夜、親しき藩士某、登城せんとせる時、誤つて衣服の下裾を燒きたり。頗る心掛りの面色なりしが、月丸其家に來かゝり、是を見て

もえあがるしかもよいねのよいの中めてたい事をしたまへのつま。

某果して、翌春加增の恩典に預かりしとぞ。

同藩中御惣頭に、松宮庄太夫と云ふものあり。潔癖甚だしく、且御幣かつぎなり。或元旦出仕せんとし、刀掛より刀を取る時、下婢の置き忘れたる、雜巾ありけるを見て、赫と怒り、刀は武士の魂なり、年内の最大吉日に、斯ることあるは最大不吉なりとて、悒々たり。時に月丸來りて之を聞くや、直に懐紙に認めて出しける。

藏金をさかさに讀めば金の藏全くこれはふくものである

庄太夫之を見て、顏色直りて喜びけるとぞ。

同藩中林藤四郎の家の裏方柵の上に、鷄の卵を産み落せるを不吉とて、氣に掛けゝるを聞き、月丸讀みて送りける。

年柵へ生み落したる荒玉子家の吉事ともてはやすなり。

月丸元方席を免ぜられしとき、御目付水刀谷權兵衛戯れて詠み送りける。

手はかけて器量は六にない左衛門お役あかつて平野さむらゐ。

月丸返歌して曰く

響いたる音は權兵衛と聞ゆれど、かねなき身とや人のいふらん。

藩公(松平伊賀守)元服の祝儀の時、御殿の天井より鼠の小便垂れたりけるを、不吉と人々云ひけるを、月丸之を聞き、祝して

鼠めが天井どの〳〵眞似をして、したゝれ垂れてしるのせう〳〵。

蓋し藩公從五位なればかく詠めりとぞ。

瓜賣の門前を過ぐるを、呼び入れたるに、瓜の賣殘り九本を、強いて買はんことを求めける。月丸聞かざりければ、さらば狂歌一首給へと乞はれ、即坐に

瓜賣がうりあましたる瓜九本、うり〳〵うりとうり〳〵にゆく。

水車屋へ米つきを賴みしに、再三使をして催促せしめたれど、手間取れければ、怒りて

二斗三斗四斗をやれどもまだこぬか、うそをつき

屋で腹を立ち臼。

或る時、月丸月見に招かれて、酒を過して吐却す。介抱の人、其苦しみにては、歌も出來まじと云ひければ、言下に

月丸の月の異名に二つあり、ゲツと云つたりガツと云つたり。

月丸其養子の爲め、嫁を取り與へし當時、客ありし時、嫁は酒の下物にとて、豆腐を買ひけるに、俄かに座敷より呼ばれければ、釣錢を袂に入れたるまゝ、客前に至り、誤つて袂より、五文の錢を落しけり。人馴れぬ事とて、嫁は顏を赤らめけるに、月丸慰めて、即坐に、

袂から手の出る處へおあし出て、これは眞平ごめんさんもん。

月丸の僕に、小縣郡山田村の者あり。家にある妻より、安産の由知らせありければ、一時暇を乞ひ家に歸るとき、藥禮の用にとて、給金の內渡しを乞へり。月丸手元豊かならざりければ、之に困じけるが、暫時打ち案じて、短冊へ、

藥禮のトトウぼつぽにあらざれば、カカアさんしの禮を失ふ。

と書きて與へ、斯く〳〵せよと教へければ、僕は之を村醫竹下某に示しける。竹下見て面白しとて、藥禮に及ばずと、僕を慰め返せりと云ふ。

或時藩公に謁せし時、狂歌を命ぜらる。月丸題を何に取るべきを伺ひしに、太鼓を詠ぜよとの事なり。直に

殿樣に太鼓の狂歌たのまれて、心がとんでどうもどん〳〵

月丸の名は、普く江戶に知られ、一日刀屋にて柄鮫のよさを見受けたれど、薄給の身買ふに由なく、毎日其店に彳みて、見とれ居れり。主人不思議に思ひ、聞き糺して其譯を知り、氣の毒に思ひ、御身は何れの藩士にやと問ふ。上田藩なりと答ふ。上田藩には、月丸と云ふ狂歌の名人あり。知り給ふや。月丸微笑して、我なりと答ふ。此主人も狂歌を好みければ、忽ち心易く打語り、舊識の如くなりぬ。さて主人の曰く、ケフアシタ、アサツテ、シアサツテと云ふ言を、一首に讀み玉はゞ、此柄鮫を進與すべしとありければ、暫し案

じけるが、
今日もまたあゝした鮫があるじどの、あゝさてほしやくれもしあさつて。
主人歎賞して、約の如く、柄鮫を與へしとぞ。
左に月丸の詠として傳はる者を揚ぐ
蜀山人の母七十の賀に贈りたる狂歌に
寄松祝　七の字になりてたゆめる松ケ枝を
直にのばして十かへりの花
柿本人麿の贊
味ひは唐にもあらじ倭柿よき言の葉の種をのこして
時雨
よし原の里は簑輪の隣たけ別て俄かの時雨ふりけり
山家梅
春もはや立木の梅を隠れ家の柱暦と見るべかりける
庭の草花を所望されて
隣からおして所望の小車を引くにひかれずやるにやられず
市中の雪
月花にちつとも負けぬしろものと、褒めて手を打つ雪の朝市
山里の月
山里は鐘の撞木のそれならで、つきのあたりに時をしるかな
某八十八の賀に
八束穂のよねとり入れて幾臼につくもの坂もはかり知られず
大黒贊
荒金の土より出でしたなつもの入れて袋のはるの目出度さ
歸雁
約束も堅田の浦のあし添えて秋の雁金春かへすなり
立春
破摩弓の八千代をかけて治れる基をつるに春や立つらん
谷花
打ち撓む櫻を谷のかけ橋にふむも危き花の虎の尾
牡蟬
所から蟬も老蘇の名につれてはからも聲の森の涼しさ

海霞
高殿の柱たけ帆と蛤のかいへんよりぞ霞みそめける

白雨
侍の乗り切つて行く馬の背も分けて烈しき夕立の空

山葵
さかやきの葵をかざす額には鳥居もありて髪のかみ山

寒蘆
寄る波の方をたよりに立つ芦も力なきさの霜かれの頃

七十六才の時葡萄の画賛
蔓ものゝ葡萄は鍋のすみ畫かや筆も自在にかけし美事さ

淺間山
釜もとの常にせわしき印（シルシ）にや淺間も腰に前掛の山

輕井澤の鶴屋に泊りける時夜具のうすかりければ
來て見れば綿がうするか輕井澤雪竹あつて裾の寒さよ

熊谷
よびかけて二八ばかりのあつもりを打つて出したる熊谷の宿

大宮にて
大宮のそはなれはこそねぎもあれわらははこゝで酒の神主

藩命により京都の或公卿へ使し有名の水菜を賜はりける時お手づから京のかん菜を賜はりて東男のさいにせよとは

月丸始の俳名走兎齋浮丸は、其門人是出齋湖丸に譲れりと云ふ。月丸子無く、同藩岩崎惣次の弟を養子となし、已れの幼名東作を名乗らしめたり。東作は晴間星丸又三多樓と號し、又狂歌をよくせしが、月丸に先ちて歿せしは、惜むべし。其狂歌

夕涼みたれもうちにはおらんだのから長屋とぞ見ゆるうら〳〵

胸の火の燃ゆる思を水莖に一筆しめしまゐらせ候

颯々亭松風音近は、夷振亭二世月丸と號し、畫狂人篤齋、如琢亭高景、雁々亭棹成、水蔕庵刈雄等と、月丸の歿後評者と仰がれたり。

活紋

活紋は松本藩士森久米七の第二子にして、安永四年生る。字は鳳山、絲竹庵と號す。十歳の時、小縣郡和田村信定寺の祖眼禪師に從ひて得度す。後具足戒を上州補陀寺の絕海に受け、禰津村定津院義逢禪師に謁して禪機に參し、勤苦多年。二十四歳の時後長崎に赴き大德寺の實聞禪師に就きて禪を修むること七年(又三年とも云)、餘暇清人孟滄九、陳晴山に就て支那語を學べり。而して滄九の歸國するや、窃に支那に航して得る所ありと云ふ。歸りて江戸に遊び、支那語、經學を教授し、旁ら音樂を以て自ら樂む。享和、文化の際、江戸瑞聖寺に錫を掛けて、法要を咨問し、又都下の名流に交り、勢州長島領主增山雪齋の門に入て、書畫を學習し、柴野栗山等に從て遊べり。後、祖眼禪師の命により歸りて、信定寺の住職となる。文政二年小縣郡青木村(現在神川村上青木)龍洞院の住持に轉じ、後法嗣智祐に席を讓り、同七年退隱して、岩門村大日堂に閑居し、尋いで又常田村毘沙門堂に移り、庵を結びて多門庵と稱し此に居る。門に入るもの無慮一千餘名、或は支那語、或は禪學、或は詩文等を學ぶもの陸續踵を接したり。佐久間象山、高井鴻山、山寺常山等も亦禪師に就て學び、象山の如きは、地藏峠を越え松代常田間、約七里を往復して、其教を乞ひたりと傳へらる。弘化二年五月二十八日寂す、年七十一。神川村龍洞院に葬る。其遺骸の送列、常田より長福寺坂に至るまで、蜿々數町に及びしと云ふ。以て師德の盛なりしを想察すべし。禪師又書を能くせしが、其書は端麗清雅、更に厭ふべき流癖無し、是よく其性格を現はしたる者と謂ふべし。嘗て書に就て次の如く誡めて居る。

凡そ文字書きたらん時は、先正字を正し、次に義理を擇ね、おのれ自得して、後に書くべし、夫れ文字は載道の器なり、今の世に生れて、三千年の昔をおのれ掌をみるが如く、わきまへ得るも文字の德ならずや、しかあるを、かりそめに筆うめたらん時も、たはれごとになし侍るぞ、いとも愚なる心ならめ、夫れ文字に、おそれつゝしむべき事あり、第一其初め文字作りたる惠み、第二文字を後の世に傳へたる惠み、第三文字をもて、人の人たる道を傳へたる惠み、此三つの惠みをしらば、かりそめに文字書きたらん時も、おそれつゝしむべき事ならめ、穴賢。(天保五年春、竹庵道人書)

天保十四癸卯元旦

偶題　名是清貧字大愚　非僧非俗又非儒

老來無友共誰樂　般若鑾湯孤不孤

佐久間象山の海津城に歸を送て

朝露點來庭下柳　陽關唱起別情新

請君歸去爲相告　獨對南山思故人



活紋筆

活紋の幼にして信定寺にあるや、一日行脚の僧輒ち法間を以て主僧を苦しまじむ。十僧辭屈し行脚の一打を受けんとす。活紋偶々庭園を掃除してありしが、直ちに二人の前に進み、雄辯を以て師に代り、行脚僧と問答すること數次、行脚僧辭屈して、逃げ去らんとす。活文尾して門に至り、手にする所の箒を以て、其頭を打つこと三四、行脚僧抗すること能はず、遂に走り去れりといふ。其後越前永平寺禪道適々和田を過ぐ、里人に問ふて曰く、里寺に活紋といふ鶻僧ありや里人答て曰く、現に信定寺にありと。禪師人をして、召し到らしめて曰く、活紋、汝益〻勉めよと。時人以て之を榮とせりとぞ。

後人相謀り、禪師の碑を上田町東、常田多開庵（舊常入學校跡）に建てんとし、水戸小納戸兼侍講、菊地貫に請ふて、其撰文と書とを得しも、建碑の運びに至らずして、其碑文は空しく同町宮島英太郎氏宅に、所藏せられありしが、昭和三年に至り、文學博士中山久四郎氏撰文の碑と共に、毘沙門堂阯に建立せられたり。

上田市長たりし勝俣英吉郎氏は、其活紋禪師建碑趣意書中に於て

佐久間先生の活紋禪師に就て、支那語を學ぶ爲に、地藏峠を馬で上田迄・通はれたといふ事實は、人口に膾炙して居る著明なる事柄であります。併し私の考ふるところに據れば、佐久間先生の活紋禪師から、學ばれたところのものは、もつと深いところにあるのではないかと、思はれて仕方がありません。私は專門家でもありませんし、又考證すべき何物をも持つて居りませんが、活紋禪師程の英俊なる人が、長崎に居ること七年、然かも參禪の傍ら支那語を學び、更に支那へも渡つて來たといふ事歷から見て、當年の人達が、爭つて知らんと欲して居た、海外事情に精通して居られたと云ふ事が、想像されます。而して外交に關して、師は如何なる意見を持つて居られたると云ふ事は、知る事が出來ませんけれども、禪師の詩の中に、「名是清貧

字大愚　非僧非俗又非儒　老來無友共誰樂　般若靈湯孤不孤。」とあるのを見まして、禪師より當時の時勢に對して、大なる不平と煩悶を抱いて居られた事を、想像する事が出來ます。中略故に私は佐久間先生と活紋師との間には、支那語の學習と云ふが如き、寧ろ末技に屬する事以外に、もつと深い何物かゞあつたであらう、又あらねはならぬと云ふ事を、獨斷ではありますが、主張する次第であります。岡鹿門先生が、明治初年に上田へ來られ、先賢問道處と毘沙門堂に題せられたのは、誠に尤もの事と存じます。先頃本縣より、上田の史蹟として、保存を指定せられたのも、此處に活紋禪師が居られて、佐久間、高井、山寺等、其他の先賢を指導せられた所であるからであります」と述べて居るのは面白い見方である。

舟木眞政

眞政は上田城主仙石氏の臣、通稱新左衞門。劍道を以てたち、中條流關九郎兵衞重成の門に入りて之を學ぶ。元和五年十月中旬より特に此術を嗜み、師の授くる所に些の見落しだになかりき。同六年八月中條流中興の主富田九郎右衞門入道勢源が、中興立合七首の詠歌の奥秘を會得し、能州せきたう山に於て、金剛杖を持ちて打ちかゝる四人に對し、扇一本にて之を制し、或は中太刀使ひの浪人と構へて、其一刀をさへ受けず扇もて之をうち、眞甲より血を流さしむるに至る。或はい州いちこく谷に於て、夜陰に拔刀して戰ふものあり。之に應ずるに皆懼れて谷に遁る。追窮して其主を捕ふる等、よく師の道を究めたるものとなす。同七年十二月其練磨の功を以て、富田家の目錄を傳へらる。同八年十二月十日、能州たりはたけに於いて、師に代りて、祈禱太刀を以て比類なき試合をなし、一日につかひ落し、且つきものゝ姿をあらはしたる等は、勢源入道以來の功といはる。これを以て同年十二月吉日を選び、重成自筆の中條流の秘書、神をろじ卷、立合七首之詠歌、ふうじ卷、消除の次第、三目錄、且平少女之事、奥書之次第、經卷、勢源入道小太刀之平法の卷に加ふるに、眞政祈禱太刀の功に於いて、後代のために遺す一卷を添へて之を傳授す。眞政仕へて貳百石を喰み、城主仙石政俊に劍道を師範す。慶安五年正月吉日重成傳授の立合七首の詠歌一卷を城主に献ず。而して此一卷の副書に裏書して曰く、

此七首はつたへのもくろくには不有、重成ちうこうの物にて御座候。此七首政俊公樣へ指上け申候儀は御

ぶよう之御心掛不淺、其上たんせきの御けいこすねんをこたらせられず、殊更私への御心外難有奉存候故重、成自筆之七首進上仕候　御平法御手前御さはきの所かんじ奉　右之通りに御座候　以上

慶安五辰正月吉日　　舟木新左衛門　花押印

進上　政俊公様

とあり。

勝俣守謙

守謙は上田藩士。通稱兵馬、壽方の門に出づ。曾て忠順侯の命を以て、藩の軍制を定めて功あり。又測地學を宜休に受く。元文五年命を奉じて、上田城南の地圖を製す。宜休見て之が祕訣を授く。侯曾て云ふ「彼が才器かくの如くにして、奉祿八十石、直安の臣なり」と。守謙之を聞きて「公の一言、高知を賜ふに勝れり」と涙にむせぶ。著書に無爲斎隨筆あり。門下に掛山勘右衛門、木村盛珍あらはる。

相馬通孝

上田藩士、與右衛門と稱す。高井好賢に就きて越後流の兵學を學び、文政の初、命を受けて、藩の軍制改革に力あり、後武石村地押奉行となり、慶安檢地の餘弊を革めたる所多かりき。後勘定奉行に轉ず。常に曰く「強きは摧くべし弱きは助くべし中は相衡すべし」と、曾て市中を過ぐ、其僕過ちて陶器の床に觸る、商賈器數枚を損すと云ふ、僕僅かに是のみ損せりと互に論爭す、通孝少しく行きすぎたりしが、立歸りて其故を問ひ、一言の是非に及ばす、商賈の言の儘に悉く其器を購ひ、目前にて悉く之を破壞して去れりと云ふ。文政年間の作なる「童唄田面のさかへ」はよく時勢に適中せりと謂はる。

八木剛助

上田藩士にして享和元年生。名は千之、通稱は剛助後與一右衛門、籃洞と號す。幼より文武の學を修め、殊に兵學を勵む。初め越後流を學び、後江戸の清水赤城に長沼流を學び、又肥後の藤澤某に扶桑古流の武術を受け高島秋帆に就て西洋砲術を學び文を昌平黌に學ぶ。多く江戸藩邸にありて藩士を教導し兼て他藩の士に教ふ。上田藩が夙に兵制軍器の改革をなし範を他に示したのである。壯年學問所教授文學校頭取に擧げら

れ後武學校頭取及び軍學砲術の師範となる。弘化二年九月、常田村鑄物師八郎右衛門に、鐵の性合目方分量、其他製造に關する指揮を爲し、大砲を造りしことあり。嘉永安政の比、上田に於て、或は江戸に於て、自身又は門弟等と、大砲の發射練習を爲した回數は甚多かつた、慶應三年武州大森村大筒町打場にて大砲練習の時は、四斤半旋條砲四門を以て行ひ、其時上田藩より幕府への大砲練習許可願には、三宅對馬守家來村上定平門弟八木剛助と認めて居る。村上に師事する以前、高島或は江川に從て、大砲術を學習したのであらう。其何れなるを問はず、上田藩の大砲術が、西洋式を採用するに至りしは、剛助の力與つて、大なりしは、疑ない所であらう。

嘉永六年米艦渡來せし時、櫻井某と共に、強て幕府の與力某の從士となり、米使の應接所に赴き、其狀を探りて、忠固に內申せり。其內申書の內容よりして如何に藩主を勸誘決意せしめんとせしかを窺ふに足るものあり。元治年間幕府征長の師を出すや、上田藩の軍師として出張、措置宜しきを得、藩より賞を受く。明治元年朝廷會津追討の師を出すや、上田藩論向背定らざりしも、剛助等、皇師に歸順すべきを力說せしかば、藩論忽ちに決し、越後國に出兵するに至りしと云ふ。

當時老齡に達せるを以て、留守勤務に從へり。明治四年十月二十三日卒す。年七十一。著すところ、兵學箋蹄、銃砲提要、千字文諺解、孝經參考、兵學發蒙、海防集說等あり。又詩歌をよくせり。

自詠　七十年來何事成　自憐白髮一書生
　　看過文字多忘却　只有困吟聊適情

書懷　古今事變總無論　須要潛心報國恩
　　何事憑河暴虎輩　喧嘩自甘大和魂

山家の雪　白雲をふみ分けて訪ふ人はあれど雪の跡なき冬の山里

秋雨　萩の花散りとやすらんさを鹿の聲にやつるゝ秋の夜の雨

辭世　弓とりし手も引かへて老の身のはなさぬ杖と今はなりけり

丸山　忠右衛門

房山村の人なり。姓は丸山氏、世々相つぎて、忠右衛門と稱し、耕稼釀酒を以て邑の豪家たり。子孫相嗣ぎ家法を守つて祖訓を墮さず。

元祿十二年秋禾登らず、明十三年又登らず。往々餓死するものあり。忠右衛門之を愍みて、吾れ分に隨て

之を救はんとて、門前に酒桶を置き、粥を作りて之に盛り、餓者を待つて之を食せしむ。別に粥廠一區を設け以て賑救を徧くす。其他米粟を施す所多し、但記錄なきため救穀の總額、義粥の日數、及び粥廠を設けし所今皆知ることを得ず。又尙ほ隣村の食に乏しきものをも救はんと欲し、因て先づ居宅を改造す。老弱婦女の力、重きに勝へざるものは、地基の沙上、板屋の鎭石等、其分に稱ふ者を擇んで、之を輸さしめ、負擔の多少を問はず、給料を均しふして日々之を給し、棟梁柱礎の如きは、之を壯丁に課せり。故に老少男女、共に生業を失はず。歡欣して力を效す。堵牆堂室より、米倉酒庫に至るまで、悉く皆之を新にす。工已卯に始まり庚辰に竣る。人多く之に賴れり。又比年凶饑にして、世に生を聊せざる者衆きを憂へ、每歲孟春十八日僧侶を宅に集め、五穀の爲に般若經を修せしめ、近隣戶每に符命粟盛を賦す。後年漸く熟して乃ち止む。亦其幾年間なるを知らざるなり。天明三年又熟せずして米價騰貴す。曾孫忠右衛門、其貧民を害はんことを恐れ、自ら醞釀を止む、官又禁令あり、愈々奉守して敢て背かず。里中饑に阻む者あれば、聞くに隨つて之を賑はす。天明三年の冬より、同四年の春に至るまで、凡そ米麥三十斛許、錢若干緡を散ず。同五年忠右衛門に、俸爵を給ふて士族に列す。同七年里中に疾大に行はるゝや、忠右衛門鄕人と謀り、山口村海禪寺主に囑し、祈禳の爲めに般若經を誦せしめ、編戶に符章藥盛を賦す。齋田嘯施の費、みな自ら之れを給せるなり。時に忠右衛門父子、親戚夫婦家族、俱に存するもの七十四人、家中平康一も憂虞なし。寬政壬子四年病に患り歿す。年六十。昔宅を作つてより百有餘年、未だ曾て盜火の災に罹らず。人以て陰德の報と爲す。文化二年臘月玄孫忠右衛門に、爵を賜ふて亦士族に列せしむ。其父祖の民に德あるを旌はす所以なり。

門倉傳次郎

上田藩士。文政三年八月二十六日生る。容貌魁偉、膂力人に過ぐ。幼にして武術を嗜み、殊に馬術に妙を得たり。十三歲にして乘初の駈を勤め、十五歲にて江戶に出で、特に修業扶持二人口を給せらる。嘉永二年中小姓となり、仙臺の士草刈又七郎の門に入る。門下生數百人、就中傳次郎は、福島藩岡松又藏、長岡藩鈴木東馬、加州藩大曲豊藏、宇都宮藩目賀田金八等と共に、群を拔くと稱せらる。後岩淵實光に就き、八條流早馬の法を學ぶ。傳次郎は既に伊賀貞丈の書により古

術を究めしが、後に習得せる高麗流、八條流を併せ、諸般の武術、舊法を墨守すべからざるを覺り、佐久間象山に就きて、西洋馬術を學び、馬上砲打方、竝に西洋馬療等を修む。象山其の馬術に精妙なるを見、自らは學によりて、洋式馬術を教へ、彼よりは技によりて騎術を習へる程なりき。象山の幽閉せらるゝや、傳次郎、蘭醫伊東玄朴の門に入り、後蘭學者栗田敬策に囑して、蘭書ネツテントを譯せしめ、西洋馬術軌範と名づけて出版す。

安政四年給人席に進み、十人扶持を給せらる。藩主松平忠固江戸扇橋邸に馬場を設け、傳次郎をして西洋馬術の普及を計れり。萬延元年忠禮襲ぐや、献上馬御用を命ぜられ、三人口を增給せられ獨禮席に進む。此頃横濱に英國騎兵士官アプリンあり。上田藩幕府に請ひ、傳次郎をしてアプリンに就き、西洋馬術及び馬療法を修めしむ。後仙臺産の青毛馬を購ひ、飛雲と名づけ、アプリンに託し、一年彼國の乘馬法を以て訓育せしめ、以て藩に引取る。慶應年間征長の役あり。列藩駿足を率ゐたるもの少からずといへども、其の扮裝全く西洋式なりしは、上田藩の乘馬のみなりしといふ。明治元年西洋馬術に關して献言せることあり、同三年七月馬術局教頭　兼馬政局判司を命ぜられ、同五年九月陸軍々醫寮八等出仕、同七年一月陸軍馬醫副に任ぜられ、次いで横濱に在勤し　同八年六月從七位に叙せられ　同九年十二月一等級下賜。十年西南役起るや、熊本鎭臺に在勤を命ぜられ、同十二年一月軍馬買辨のため鹿兒島に下る、同年七月年滿ちて罷役となり、爾來茨城縣谷田部町に悠々晩年を送る。明治二十一年一月に至り、慢性腎臟炎に罹り、十月十八日逝く。年七十一

竹内善吾

山田村(現在西鹽田村の字)竹内友吉の二男にして天明二年生る。幼名熊藏、後に善吾と稱す。實名武信。城山、又綱齋と號す。六、七歳にして能く八算を知り稍々長じて上田に出で原町山屋某に從學し、又小諸荒町の關五太夫に學びしが、當時家計窮して、上田藩太田氏の僕たりしを以て、晝は主用を辨じ、薄暮小諸に行き、翌朝未明に歸り、毎夜往復八里、孜々として倦まざりしと云ふ。後其の奥を極めんと欲して江戸に出で、神谷定令の門人なる關五太夫の門に入て關流の算法を學び、又山口鎗嶽より、清水流規矩術を學び、尚天文曆數を究め、苦學多年にして、皆其の蘊奥を得、

後又發明するところありて、其の妙所に至る。善吾の江戸に遊ぶや、上田侯松平忠學之に二人扶持と毎月百疋とを給して、之を扶けしと云ふ。其名聲高きに及び幕府擧げて之を用ひんとの議あり。文化八年六月二十五日、上田侯聞きて急に招還し、組外御徒士格となし勘定所詰平勘定方を命じ、七石三人扶持を給し、傍ら算術、測量の師範を兼ねしむ。同九年十二月十九日善吾と改名し、同十一年九月新開地改めを命せられる。同十三年十一月筆紙墨方兼帶となり、同十四年三月、川除御普請御願に付、該件取調用掛を勤め、文政元年八月壹石の加增あり。同二年一月十三日武石村地押係を命ぜられ、同閏三月御詰並に昇進し、同七年閏八月御内用につき出府し、同十二年九月壹石の加增ありて中小姓に昇進し、御帳元を命ぜらる。同十三年八月武石村地押勤務に就き、紋章付袴並金千疋を賜はる。天保九年十一月壹石の加增あり、同十年五月に、去る申年中違作につき、越後表へ度々出張し、骨折り勤めたるの功により、紋章付袴並に金三百疋を賜はる。天保十二年江戸にて當時我邦算數學者を網羅し相撲番付を編せし時、竹内善吾實に其の東の大關に選ばれた。善吾嘗て少時村社に詣で、算學を以て、天下第一たらんことを祈りしと云ふ、茲に於て其目的を達するを得たのである。弘化三年九月十人扶持に改め給人格に昇進す。嘉永五年五月致仕す。藩多年の勤勞を賞し、金貳百疋を下賜す。同六年九月二十六日歿す。年七十。上田城北呂蓮寺の塋に葬る。法名を現德院懇譽一道居士といふ。

其著書散佚せし者多く、今傳はる所は租稅算梯、檢見秘傳再考、同後篇、算梯等である。其門に入りて、學ぶ者甚多く、數百名を算す、就中上田藩の植村半兵衛重遠、小諸の小林茂吉忠良、上田村の竹内和藏武治、手塚村の小池田井輔等高弟たり。山田篁軒其の行實を稱して曰く「眞率不レ徵二當世之譽一而從學者日多。蓋其術之精、人自信レ之也」と。其人となり朴實にして眞率、常に寸陰を惜み、無用と認むる時は、如何なる席にても、去りて其職につとめしと云ふ。其作に成れる詩に

示門生詩。生來好數豈爲利、旦夕事算只窮理、勿謂小吏賈人業、是亦聖人六藝裏

は算數の學は、聖人六藝の裏にして、小吏賈人の利の爲めに學ぶに非ざるを說き、以て門下生をして志を高尙に持し、其理を究むべきを諭せしものである。又自筆の孝經中の一章　身體髮膚受二之父母一、不二敢毀傷一孝之始也、立レ身行レ道揚二名於後世一以顯二父母一孝之終也

は子孫に教え、且自も實行せし所を書して、壁間に掲げし者にして、孝道に深く意を留めしを知るに足る。故



竹内善吾筆

に嘉永元年の秋、郷里山田村に歸れる時一首の歌を詠じて曰く、ふる里に我は來にけり足引の山も紅葉の錦きるころ と、


竹内善吾筆

之れ彼既に算數に於て、天下に其名を揚げ、弘化三年には、封内農民にして、未だ曾て有らざる給人格の待遇を、受くるに至りしかば、所謂錦を着て古郷に歸り、孝之終なる、立身行道揚名於後世以顯父母まで、實行し得しを述べた詠である。此寫眞は善吾自ら書して、額面と爲し、竹内家の壁間に掲げ置きしを撮影した者である。

天保四年命に依り、河西方面の檢見を行ひし時、詠草頗る多く、中に

田澤の里の谷田を見侍りて

みのりなき田澤の稻そあはれなる、貢するにも貢せぬにも

稻を刈れるを見侍りて

苗代に秋を禱りし甲斐もなく、みのらぬ稻を刈るやわびしき

の二首の如き詠が多い、檢見役に在る者、皆此の如き心なりせば、民の憂を爲す事は無かつたであらう。

善吾嘗て、吾邦の算其始學ぶ所、有用の有用にして、中頃や無用中に有用を存ず、擇ばずんばあるべからず、其終や厘毛を析くといへども、實は無用と云ふべし」と曰へりと云ふ。此大算數學者の言として、大に味ふべきものである。之れ徒に高遠なる數理の研究にのみ沒頭して、實用の點を等閑無視する者を戒しめたのであらう。

善吾の他に遊學するや、其母毎夜木綿を操りて、其半を以て家計の資とし、半を以て、善吾修學の費に供せりと傳ふ、之れ善吾をして、孝道に重きを致さしめし一因と見る事が出來ると思ふ。

明治に至り、帝國學士院は日本數學史編纂資料蒐集を地方廳に依囑せしが、同四十二年五月遠藤利貞を派して、其家を訪はしめ、資料の蒐集をなしたり。昭和十年東京三上義夫氏、數學者傳記編纂の資料蒐集の爲め來田し、上田市圖書館は所藏資料全部を閲覽に供した。

植村重遠

上田藩士。通稱半兵衛。性謹厚溫籍、數理を好み竹內武信の高弟たり。仕へて會計の吏となる。交る所皆一時の學士、絕えて俗吏の風なし。餘枝に詠あり、曰く

岩かねに荒磯浪のくたけても動くものかと尙やよすらん
梓弓春待ちえてもたらちねの昔の花の春ぞ戀しき

服部元戴

上田藩士、義孚の二子。享和元年五月生る。名は義則、通稱は半左衞門、元戴或は半齋と號す。性、畫を好み善く描く。始め大西椿年に師事したりしが、後京都に上り、岡本豐彥に就きて、四條派を修め技大に進み、描くところ縱橫揮寫、眞に逼らざるなし。將に畫を以て一家をなさんとし、西南諸道に遊ぶ。後又京都に住す。會〻宗家故ありて沒籍せらる。元戴憂念措く能はず。天保十二年、藩侯其の舊家たるを以て、元戴をして復籍せしめ、俸十石三口を祿し、亡兄の遺跡を繼がしむ。元戴京都に在りて藩務を聞く。後藩侯大阪城代となるや、元戴久しく京都に在りて、事態に熟せるを以て、擢て會計を掌らしむ。嘉永六年藩侯入りて閣老となるや、留りて大阪邸を守る。時々江戶に往來して以て藩務を辨ず。萬延元年、功を累ねて勘定奉行となり、加俸米十五口、上田に就きて民政を掌る。慶應元年征長の役起るや、元戴從ふて大阪に至り、專ら財務を掌る。元戴吏事に長じ、世故を暗じ、藩侯二世に仕へ、恪勤を以て稱せらる。明治元年老を告げて家居し、專ら丹靑を以て優遊娛老の計となし、復た世事に關せず。明治十五年四月十二日病みて家に卒す。年八十二。上田妙光寺先塋の次に葬る。

竹內八十吉

八十吉は國分村、上澤（目下神川村上澤）の人、萬藏

の子。文化十年生る。後常田新町柳澤榮三郎方へ同居す。年十一にして、中澤本次郎に就き彫刻を習ふ。然れども家貧しく、母を奉養するの資なし。居ること半年にして辭し去らんとす。本次郎其才を惜み、扶養料を贈り、留めて習はしめ技稍、進む。資性磊落不羈自己の意に適はざれば事に從はず、平素酒を嗜み又園藝に心を寄せ庭園樹木頗る多かりしと云ふ。一に蔓飾北齋の門に入りて、繪畫を學ぶといへど詳ならず。弘化二年師、本次郎死し、同三年信濃國分寺藥師堂建立に際し、佐久郡耳取の人、杏平棟梁となり、八十吉をして、本堂前面の高梁(鰐口の上)及び堂内西方の欄間唐草を彫刻せしめしが、其の葉形、人參に類すと嘲られ、慙愧して江戸に赴かんとす。途經井澤の叔父の家を過ぐ。叔父其不心得を諭し、金一分を與へ、上田に歸らしむ。追分に戻り、之を酒のために費して餘すところなし。而して後其の窮するを覺ゆ。主人八十吉が彫刻に技あるを聞き欄間を彫らしむ。梅に蘭の圖案なり。主人喜びて金一分を與ふ。又酒に代へて消費す。依つて更に一分を借り、内山峠を越え、上州下仁田を經て、新町に至る。會々該地の稻荷社の建築に際し、八十吉其の本殿高梁を刻して、人を驚かす。茲に於いて先きに借る所の金を返す。かくて本庄に至る。又一神社の建築に當り、其の本殿側面に、日本武尊東征の圖案をほる。後、江戸に出で淺草區茅町にあり。某匠の家に至る。某五十挺の鑿を出して其の技を試む。八十吉荒砥を借り研ぐに、悉く己が意に適せるが如くす。某大に驚く。下總宗吾神社、或は招魂社の建築に從事し、後歸途上州横川番所に到る。手形なく通行を禁ぜらる。吏員その職業を糺す。八十吉彫刻又は繪畫なりと答ふ。吏員勝手へ廻るべしと。氏恐る〳〵至れば、大なる凧を張り置き、之に揮毫を命じたり。喜んで之に應じ、得意の筆を振ひ、茶菓酒肴の饗應を受け、その後手形なく通行せりと云ふ。其後京都に上り、内匠頭某に從ふこと三年、神道講釋、番匠一式を始めとして、各種の法式を受く。其後江戸に出で、宮城御造營に從事中、北京の縮圖二葉を製し、中一葉は持ち歸りたりと云ふ、嘗て江戸在留中、深川八幡雌雄の獅子を彫刻して有名なり、明治三十一年九月九日卒す。年八十六。八十吉の作になるものを、鄉土に求むれば、神川村堀川神社本殿の彫刻(四十一歳の時にして東は黄石公張公北は舜と堯、西は韓信なり)上田市諏訪形の荒神社本殿、上田市横町伊勢宮本殿並鳥居、同太神神社本殿、同幸町金昌寺大子堂外部の彫刻、神科村山口隨臣二躰、踏入の古家神社の額面等名あり、外に器物としては一、

茶筅筒(常田館所藏)　一、馬及衝立(未製品)　一、馬の子に乳を與へ居るもの　一、香爐　一、茶筅筒戸深彫り四枚組(以上四點常田、中村駒吉所有)　一、富士越の龍茶盆(丸堀竹下文明所藏)等あり。八十吉の逸話として傳はれる者、二、三を左に記るす。

曾て讃岐金比羅社の大天狗、小天狗の面を彫刻し之を送りたるに途中信仰者の手より手に運ばれ、賃錢を要せざりきとぞ、

亦八十吉友と共に鎌倉に行かんとし途次横濱の一旅舍に投ず。其の家の佛壇の傍に厨子あり。請ふて之を見るに、達磨の像にして、下部車仕掛にて出入に便せり。無銘なりしと、その手法掬すべきものたり。八十吉熟々之を視て居たりしが、翌朝未明に獨り立ちて、急に鄉に歸る。歸れば直ちに已が工事場に入り、渾身の精力を傾倒し、晝夜を舍かず而して成れるものは、一基の達磨の像にてありき。八十吉初めて口を開き、これ近來會心の作なりと。

下高井郡安源寺にて、馬の鑄造を上田町小島大治郎に託す。大治郎乃ち其の生型を、八十吉に依頼す。生型成る。駿足たちどころに走らんとするが如し。これ嘗て上田藩馬術師範、門倉傳次郎に馬の骨格、姿勢鑑別等を耳にしたることありしが、茲に至りてこの千里馬を得たるなりと云ふ。

赤松小三郎

本姓は蘆田氏、幼名を清治郎、諱は友裕又惟敬と云ふ。天保二辛卯年四月四日上田木町に生る。嘉永七年二十四歳にして赤松弘の養嗣となる。文久元年正月小三郎と改む。父を勘兵衛と謂ひ、十石三人扶持、御廣間番役を勤む。母は志賀坂田氏(南條村鼠宿)なり。勘兵衛二男一女あり、長を柔太郎と稱す。性謹直學を好み、上田藩會讀頭取、洋書調役、鐘美館舍長、銃隊世話大小銃製造掛、合藥掛、調練書調會頭等の職を勤めしが、岡部事件に座して罷免せらる。曾ては教を佐久間象山に受け、主として蘭學を修め、亦算數を斯學の大家竹内善吾の高弟植村重遠に就いて修む。慶應後撰



赤松小三郎

拔せられて、佐久郡中覺の教頭と成り、學務の爲め盡力奔走する所少からざりしが、惜むべし奉職後幾何ならずして病歿す。)と云ひ、次は卽ち小三郎なり。人となり豪放磊落、不羈にして俊敏、兄と共に算數の大家植村重遠に就きて、斯學を修め、尙當時の藩校鐘美館に於て、漢籍及び武技の一般を修業す。(現在赤松家に其自筆の「集語行」芦田藏書あり。其内容は漢文體にて、古人の格言故事等を、忘備隨記したるものなり)

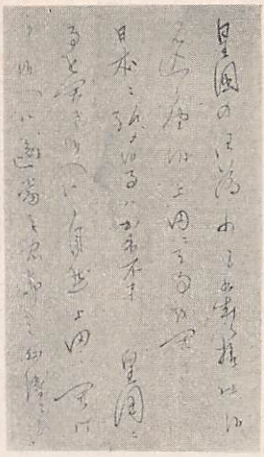

赤松小三郎の筆蹟

嘉永元年歳十八慨然として曰く「男兒須く大事を成し名を一世に揚ぐべし、碌々として山間に朽つべきに非ざるなり」と、奮然笈を負て、同藩士森田斐雄と共に江戸に出で、幕臣内田彌太郎(彌太郎は高野長英の高弟)に就て、數理、天文、測量の學を修め、二十二歳の時幕臣下曾根金三郎後幕府の歩兵に就き、蘭學、砲術等の教を受く、刻苦精勵業大に進む。後一度師の許を辭して國に歸りしが、安政二年再び江戸に出で、勝麟太郎海舟の門に遊ぶ、麟太郎甚だ其有爲の才を愛し、門下に寄食せしむ。之より先き同藩士山田純一郎亦其門に在りしかば、共に兵學並に航海運用等の術を修めたり。安政二年の夏、和蘭政府に幕府の注文せし、汽船長崎に來る。幕府由て勝麟太郎及び矢田堀景藏等に命じて其地に赴かしむ。(九月三日品川港出帆十月二十日長崎港着)時に小三郎亦許されて之に從ふ。後長崎に止まり、海軍傳習所に入り、和蘭海軍教官ヘルセーキ、ハントローニン、ハルデル等に就き、更に兵學及數學、測量航海術、語學等の諸科を學び、特に意を兵學及び數學に注げり。拮据數年、ほゞ其蘊奥を探るを得たり。尙此留學中には、測量及び航海術實習の爲め、屢々船にて出島に往復し、安政三年には咸臨丸に搭じ對馬に遠航したることあり。かくて留學三ケ年餘にして、安政六年正月海舟と共に江戸に歸れり。同年五月三日其養父赤松弘の名を以て、山本源左衞門に宛て、次の如き願書を、藩に差出した。

私養子清次郎儀、是迄小笠原鍾次郎樣御同道仕、長崎表にて西洋流兵學修行仕らせ、難レ有仕合奉レ存候然る處右御同人樣猶又騎兵之儀御相談被レ成、被レ差

置レ度趣被二仰聞一候段、幷長崎表にて、調殘候儀多分有レ之候之趣、江戸表より申越候に付、今四百日之間、御同人樣御塾に罷在、兵事取調候樣爲レ仕度奉レ願候、此段御年寄中迄被二仰上一可レ被レ下候 以上

此願の趣が聞届けられしならば、小三郎の上田に歸りしは、翌萬延元年である。文久元年、和宮御東下警衞の隊に列し、同二年調練調べ方御用掛に任命せられた。同三年四月佐久間象山と會談し、長崎留學中の狀況及感想を物語り、爾後時々象山に最新洋式兵書、或は騎兵書等を貸與せし事あり、象山感謝の書狀、今尙存して居る。同年十二月、西洋銃隊調練に、盡力の廉を以て、藩より賞せられ、金品を賜はりし事あり。此頃、彼は時勢を論じ、天下の大計を說き、同藩山田貫兵衞、八木某等と共に相結びて、大に改進の說を唱へ、一時藩の輿論を惹起せり、卽ち同三年には藩の頑陋無氣力を視るに忍びずして、遂に藩に向つて、藩政改革の意見書を提出せり。其大要を述ぶれば、曰く

『藩の現狀は人氣甚しく怠弛して居る。其根源は、藩一般が天朝攘夷の御趣旨を辨ぜず、天下窮迫の形勢を感ぜず、且經濟に苦しみて軍役に心移らず、富國强兵の精神を全く缺いて居る爲めである。此好障を除くには、藩一般の節儉勉學は勿論の事なるも、最要なるは世上の形勢を明に察する事である。それには藩士の內より正直忠誠なる英才を選抽し、京都、江戸其他の諸藩に派遣して、世の動向を察し、其等の軍制並に經濟策を探索して參考補助となし、諸藩に魁んじて改革仁政を斷行せられたい。之れと同時に、藩の重きに任ずる重役は、先頭第一線に立ちて士氣を鼓舞振興し、文武兵道を督勵し、且撕次兵器の改良を計られたい。』との趣旨であつた。

然れども、古來新進氣銳の士が、間々庸俗者の嘲笑憎惡を招くは通例の事なれば、當時薄祿詰並の位置に在る者の改革に關する意見の如きは、因循姑息舊慣を墨守し、以て目前一日の苟安を糊塗し、眼孔藩外一步を出でず、只々一藩の現狀維持にのみ、汲々として餘念無き、藩當局に採用せらる筈なく、のみならず却て之を罵詈嘲笑し、之を危險視するに至れり。慶應元年再び下曾根金三郎の塾に入り、專ら英學を學びしが、此時英國兵法の大に則るべき者あるを知り、藩の許諾を得、門倉傳次郎、山田純一郎と共に、英國騎兵士官オヒシール アプリンに就きて、騎兵術を傳習し、同時に英文學を學べり。此間小三郎は塾中に於て、加州藩士淺津富之助と共に、英國步兵練法を譯述し、之を世に公にせり、同年七月の事なり。此書一度世に出づる

や、咸な爭て購讀し、一時洛陽の紙價をして高からしめしと云ふ。征長の役再起るに及び、山田純一郎と共に從軍を命ぜられて上坂せり。

米艦渡來後、開國攘夷、勤王佐幕の論、紛然相爭ひ、遂に櫻田、生麥、馬關、日光山、筑波の擧を惹起し、國事多端を極めたり。當時京都の狀勢は、昔日と大に異り、文久二年の頃よりは、京都の力よく幕府を左右するに至り、政治の中心、將に東江戸を去て、西京都に還らんとするの兆ありしかば、國內俊秀の士大志を懷抱して、天下に爲すあらんとする者は、皆率ゐて此所に集り、企圖畫策活躍奔走、至らざる所なき有樣なりき。

小三郎深く考ふる所あり、慶應二年單身京都に上り、諸藩の動靜を察し、家塾を開きて英式兵法を敎授せり。元治甲子の變後、征長の師相續き加ゝり、外艦馬關、鹿兒島砲擊の事あり。海內の形勢、列藩相競ふて強兵の策を講じ、互に後れざらんを欲するの秋なりしを以て、諸藩の士爭ひて其門に就き、其聲望は忽ち藉甚たるに至つた。嗚呼一小藩の輕躁にして、而も何等の後援を有せざるもの、突如洛中に出でゝ事を肇めて玆に至る。才、學、識の三者、共に凡に抽んづる所ありしを知るべきである。時に京師在營の諸大藩も、漸く洋式兵法の採用せざるべからざるを知り、各相競ふて其師導者を求むるに當り、長州、大垣、熊本、郡山、岡山等の諸藩、小三郎の雷名を聞き、互に爭て之を招きしが、薩の島津侯、特に禮を厚ふして、其藩士敎導の任に膺らんを請ふ。小三郎其知遇に感じ、其諸生を薩の京邸に敎ふ、其數凡八百有餘人に及びしと云ふ。中に就き桐野利秋、村田新八、篠原國幹、野津道貫、東鄕平八郎、上村彦之丞等は門下の俊才なりき。小三郎は單なる普通の一兵學者にあらずして、實に時勢を達觀せる俊傑にして、又憂世慨國の至誠を有する志士なりしかば、當時の名士來りて、交を結ぶ者多かりき。

時に德川幕府の實力既に衰耗し、征長の師奏功容易ならず、內治外交共に難澁を極め、諸雄藩の野心を包藏する者機に乘じて志を成さんとするありて帝國の前途誠に寒心すべきものあり。小三郎大に之を憂ひ、慶應二年八月書を幕府に上りて所思を開陳せり。滔々數百言、其言ふ所實に現時の難局を救ひ將來を振はしむる一大方策にして小三郎の卓識と經綸の才とを窺知すべきものなるを以て其全文を左に揭ぐ。

方今世上形勢の儀に付乍恐奉申上候口上書

方今內外危險之形勢心付候儀を默止仕候も却て不本意と奉

存卑身淺見を省みず存付候一二端を左に奉申上候
即今征長御軍備之形勢を密に奉察候に御廟算は無之只義理
御確守被奉　勅命候而已にて勝敗之義は御無算之儀と乍恐
奉存候如何となれば蓋し君より臣之罪を糺候には慥かに勝
算不相立以前に戰を開き候理は決して有之間敷かと奉存候
然るに此度征長の御軍備は軍將不巧兵事、列藩不服令、兵
器不足、兵勢乏敷、兵法不立、諸軍不一和、諸兵之配賦不
適當、勝算無きは以是瞭然たり名は糺罪之軍にして實は糺
罪之戰力無し固より如斯名と實とに違ある御所置一度御施
行相成候儀に候へば順序正敷御成功相成候儀は難成事かと
奉存候然は兎角一方は順序反轉之御所置を許申候ては眞
之御糺罪に至り申間敷かと奉存候固封の諸候へ直に征長之
勅令下り諸藩一致力を盡候はゞ御成功可相成か乍去異論
を唱へ又は因循遲滯之諸候直に命に應じ候事難斗若し命に
應じ候も佳々固封獨立之意益盛に成り可申候又外國へ援兵
を賴候はゞ數月を不經して成功可有之候へ共彼は益跋扈し
且其軍費を貪候はゞ國力益疲弊に至り可申候其外反順之御
所置は何敘も可有之候へ共一方は條理を曲げ候を不許候て
は全く御成功に至り申間敷かと乍恐奉存候其他順正の御所
置と雖も非常之時勢に候へば非常破格之御改正有之古例膠
柱之事件は盡く御廢相成即今之急務實事活用之御政道被遊
御施行候儀緊要と奉存候第一には御執政の御役人様方御一
和御愼發御精勤相成御政事御變動無之御策專要に可有之候
譬へ何程の御仁政にても如近世度々御變化有之候へば人心
疑惑を生じ大諸侯は追々獨立固封の意を發し又外國への御
談判も時々の官吏之御見込にて時々變動有之候に因て彼も
疑心を生じ候樣成行末には諸侯各々特に外人に交り諸侯を
信じ大命を疑ひ候樣成行往々進退御究迫之事件も生じ可申
かと乍恐奉存候右御役人樣御精勤御政事不動に至り候の本
は人才御選用之儀第一と奉存候諸官吏方全く方今の時勢に
通じ家事活用之御論而已に候へば御異論も稀にして御愼發
御勤務之功も有之永く御勤役にも相成可申候右御人選は門
地格祿等に少しも無關係破格之御法にて輕輩陪臣にても其
身一代は御老閣等重き御役に迄も御選抽相成總て器量に應
じて高位高祿に御取立相成國中智略と位階とに不同無之樣
人才御選抽御政事被遊御確定容易に御變動無之儀御國威御
擴張之根元かと奉存候蓋し貴き人は固有之官祿に安んじ候
故學術を勉る人稀に卑き者は青雲之志有る故學術に精神を
盡す人多し、故に中等以下に人才有之候へば右樣御人選無
之候ては迚も御國是相立候儀は難成儀と奉存候亦即今長防
御糺罪之儀に付ては三百年來治平に浴し候將卒を戰爭に用
ひ候ては失策多く且疲勞損失等も多分可有之候へば兎角此
後海陸御兵制御改革强兵の御策緊要之儀と奉存候此節諸侯
の兵制或は古格に泥み或は獨立の法を立候へば皆區々にて
諸國一致し盡力猛勢之軍は迚も難出來事に候へば先御旗下
之兵を被成御增加御軍制は世界中の良法利器御選用相成就
中英亞兩國之制は精密實用輕便にして實に　皇國之地理人
氣に適當仕候へば此兩國の制に本づき精密美妙之兵法利器
御全備に相成夫々學術に應じて司令官並に御以下諸官吏御
選抽に相成左の法にて御旗下の海陸軍實に强勢に御備立こ

そ方今の御急務と奉存候。其法は諸侯各其國力に應じ假令ば何十萬石以上は新製大或は小軍艦に新式旋條大砲小銃其外諸器械を全備し船卒何百人を屬し治亂共年中の入費は皆其諸侯より出し亞長官以上の諸長官は旗下にて被命其諸官に屬する入費は上より出す或は騎兵隊何百騎新式精製之諸器械を全備すべし或は百何十斤より何十斤迄の旋條新式の防海砲守城砲攻城砲何門皆精製の諸器械彈藥砲兵を屬し治亂共年中入費は前同斷尤鹿は上にて御造營諸長官並に其給祿入費等は上より出す或は騎兵隊何十門或は步砲隊何十門諸器械砲兵引馬諸入費等は其諸侯より出し諸長官反其入費は上より出す何萬石は步兵隊何百人旋條銃其外諸器械諸入費前同斷諸長官も前同斷上より被命其入費は上より出す右軍役は被命日より何十日以內に其兵士の六分の一を爲致出府、跡の人數器械は何百日以內に相揃へ步兵騎兵野戰砲隊は定數の半分づゝ爲致交代出府殘りは御入用次第御呼出し御手勢に被召仕指揮は皆旗下より御人選にて被命兵士在府中教授仕候はゞ追々强兵相成申可候御守衛向又は出陣等被仰付諸侯は次第に因り其兵士器械共御戻しに相成候も可然且又兵士熟練の上は諸要地御警衛諸番所關門等又は火事防方等總て軍則にて爲相勤候はゞ諸侯御旗本の勞を大に省き可申候又軍艦は要所に在留し御警衛又は御用向相勤め又防海守城攻城の砲は皆要地に御備へ砲卒は半分づゝ交代在留して御守衛被仰付諸長官は皆旗下にて被命總て軍事總督其以下諸軍諸隊之長官は皆門地身分に少んも不拘輕輩陪臣市門農民にても學術有之者は御選抽相成國中の諸軍學術と位階とに幸も不同無之樣被成置候はゞ實に諸軍一致之御兵制相立何時戰爭有之候共御指揮次第御軍役相勤候樣可相成候全軍御備の配賦は皇國之地形に應じ候はゞ海軍四分城軍三分半野戰軍二分其野戰軍は步兵を元とし騎兵八分之一砲兵八分之一工兵四十分之一輜重兵二十分之一此配賦にて御組立相成候はゞ大凡適當かゝ奉存候乍去兵之强弱は將の善惡次第に候へば執政の重官及び軍將は勿論其以下諸官御人選の儀緊要に可有候古例門地格祿等に關係し充分の御人選無之候樣にては富國强兵之策は迚も難成事かと奉存候亦兩文之通强兵の御所置充分に被遊御施行御確定の御仁政に御改正相成候はゞ、出兵遲滯の滯有りと雖も、自然御威德倍加し、數月にして國中御制度に感化し、割居の諸侯も御指揮に服し、御仁政に懷き候に至り、天下御一致の基本かと奉存候若又即今征長の儀にて、右の御軍備を不レ待差向御用立候御軍備要用に候はゞ、既に追々御調べに相成候、御有合の御艦江、大砲小銃諸器械御全備、乘組人數熟々御選用、實戰に用立候程に被遊御備、艦隊御組立相成、陸軍之方は萬石以下、並に御領より御取立の農兵、成丈御增加に相成、御共の諸侯は戰用の兵士、並に器械のみ御採用、君公は在國爲レ致、旗下より指揮官を被命、右兵士而已御用ひ相成候へば無用の俗吏雜人を大に省き又諸國の國邑も堅固に相成可申候、打手被仰付候諸侯も、可成丈は戰用の兵士而已御採用、君公又は重役の類は、皆國邑に御戻し相成、旗本よ

り御指揮有之候方、實事活用に近く相成可申かと奉存候。又兵士器械而已差出候は、遠國成共被命可成丈は實事活用強兵の御所置、緊要と奉存候。蓋し列藩高祿の者は、學術乏敷、低位に人才有之候へ者、古例に泥みて不レ選二人才一は、一般の弊風に候へば、右様御改革被仰付候方、御大益に可有之候。前文の通り全く御改正相成候には、御入費多分に相增し候へば、上下一致、節儉御取縮の儀最用に御座候へ共、富國之事に至り候ては、御政事に最多く關係仕、且は繁端にて全く長文に相成候故、差扣に不レ奉二申上一候。兵事は卽今の急務に候へば、失敬も不レ省大事に拘り候儀を、粗漏に奉申上候段、多罪奉恐入候　九拜敬白

慶應二年丙寅八月

松平伊賀守家來

赤松小三郎

此書言ふ所、條理明徹、皆時弊の肯綮に中れりと謂ふべし此後幕府は、小三郎を擢用して、開成所教官兼海陸軍兵書取調役に任ぜんとし、慶應二年十一月、上田藩に交涉するに此旨を以てせり。然るに上田藩に於ては、其裏面に、何等の消息の伏在せしやを知らずと雖も、表面は藩の兵制改新等につき、小三郎を必要となすの理由を以て、十二月二十一日之を幕府に辭せり（松平家日乘に載す）。上田藩既に上述の理由を以て、幕府の交涉を謝絕せし上は、小三郎をして永く京地に留まらしむるを得ず、切りに其歸藩を促したるを以て、小三郎止むを得ずして、一旦上田に歸りしが又直に再び京師に出づ。

慶應三年春、薩藩主島津久光小三郎の嘗て譯述せる所の英國歩兵練法を、原本に就て更に重訂せんことを請ふ。依て勵精事に從ひ、其業を成し、書十卷を獻ず。島津侯贈るに十六響新製ヘンリ騎銃を以てし、其勞を謝せり。此間に在りて、常に壓迫を加へしは、歸藩督促の藩命なりき。三月十日付書を其家兄に贈る。中に「皇國の御爲少しも相成候樣仕候見込に御座候、上田にて事を開き、日本に弘め候事は出來不申、皇國に事を開き候へば、自然上田は開け申候へは、適當之忠節之心得ニ御座候」と述べて居る、之れ自ら自己の一藩の人たらずして、天下の人たらんと信ずるものなり。此の如き抱負と自信とを有せしを以て、天下の形勢を左右し得べき京地に在て、國の爲め致す所あらんと決し、病の故を以て藩命を辭し、時事救濟育英等の爲に日夜奔走盡瘁せしが、方今非常の時、非常の大變革を斷行するに非らずんば、時局を救ひ、國是を確立する事能はざるを察し、慶應三年五月改革に關する意見書を、越前宰相松平春嶽公に致し七條を陳す。其全文左

の如し。

御改正之一二端奉二申上一候口上書

一、天慕御合體諸藩一和御國體相立候根本は、先づ天朝之權を增し德を奉レ備、並に公平に國事を議し、國中に實に可レ被レ行命令を下して、少しも背く事能はざるの局を御開立相成候事

蓋し權の歸するとを備へ候には申は、道理に叶候公平之命を下し候へば、國中之人民承服仕候は必然之理に候。第一

天朝に德と權

天下に待する宰相は、大君、堂上方、諸侯方、御旗本之內、道理に明にして、方今の事務に通じ、萬の事情を知り候人を選みて、六人を侍せしめ、一人は大閣老にて國政を司り、一人は錢貨出納を司り、一人は外國交際を司り、一人は海陸軍事を司り、一人は刑法を司り、一人は租稅を司る宰相とし、其以外諸官吏も、皆門閥を論ぜず人選して

天下を補佐し奉り、是を國中の政事を司り、且命令を出す朝廷と定め、又別に議政局を立て、上下二局に分ち、其下局は國の大小に應じて、諸國より數人の道理に明かなる人を、自國及隣國の入札にて選抽し、凡百三十人に命じ、常に其三分之一は都府に在らしめ、年限を定めて勤めしむべし、其上局は、堂上方、諸侯、御旗本の內にて、入札を以て人選して、凡三十人に命じ、交代在都して勤めしむべし。

國事は總て此兩局にて決議の上天朝に建白し御許容の上、天朝より國中に命じ、若し御許容なき箇條は、議政局にて再議し、彌公平之說に歸すれば、此令は是非共下さゞるを得ざる事を

天朝へ建白して、直に議政局より國中に布告すべし。其兩局人選の法は、門閥貴賤に拘らず道理を明辨し私なく且人望の歸する人を公平に選むべし。其局の主務は、舊例の失を改め、萬國普通の法律を立て、幷に諸官の人選を司り、萬國交際、財貨出入、富國强兵、人才敎育、人氣一和の法律を立候を司り候法度、御開成相成候儀御國是の基本かと奉存候。

一、人才敎育之儀、御國是相立候基本に御座候事

國中人才を育て候法は、江戶、大阪、長崎、箱館、新潟等の首府へは、大小學校を營み、各其大學校には、用立候西洋人數人づゝを雇ひ、國中有志の者を敎導せしめ、大阪に兵學校を建て、各學課毎に洋人數人づゝ雇ひ、國中兵事に志有る者を御敎育相成、且國中に法律學度量學を盛にし、其上漸々諸學校を增し、國中の人民を文明に育て候儀、治國之基礎に

可有之候

一、國中の人民平等に御撫育相成、人々其性に準じ、充分力を盡させ候事

是まで、人々性に應じて力を盡させ候儀不同有之、遊民多くして農而已多く勞し、他の諸民は運上少く候へば、第一百姓の年貢掛り来を減じ、士、工、商、僧、山伏、社人之類まで、諸民諸物に運上を賦し、遊樂不要に關り候諸業諸品には運上の割合を強くし、諸民平等に職務に盡力し、士は殊に務を繁くし國中の遊民、僧、山伏、社人、風流人、遊藝の師匠の類には、夫々有用の職業を授け候御所置、治國の本源に可有之候

一、是迄の通、用金銀總て御改、萬國普通の錢貨御通用相成、國中の人口と、物品と錢貨と平均を得候樣、御算定之事

錢貨は、天地に象に準じて、萬國一般圓形に造り、且萬國大凡普通の相場有之候へば、是に準じて、銀貨金貨銅貨の割合、大凡西洋各國と同樣に御吹替、其大小品位も同等に造らず候ては、往々萬國の交際に不齊を生じ、且交易通商の上に損害可有之候、又國中人口に比すれば、錢貨不足に可レ有レ之、器財物品の不足なること甚し、故に錢貨を增し、物品製造の術を大に盛にするに非らざれば、平均に至ること難かるべくと奉レ存候

一、海陸軍御兵備之儀は、治世と亂世との法を別ち、國の貧富に應じて御算定の事

蓋し兵は數寡くして、利器を備へ熟練せるを上とす、方今の形勢に準じ候はゞ、陸軍治平常備の兵數は、都て凡二萬八千許、內步兵二萬千許、砲兵四千許、騎兵二千許、他は築城運輸等の兵とすべし。右兵士は、幕臣及諸藩より直に用立候熟兵を出し置、四年每に交代せしめ、其隊長及諸官吏は、業と人望とに應じて、天朝より命ぜられ、望に應じて永く勤めしむ、其兵は三都其外要地に在て、警衞を職とし、此常備兵の外、士は勿論諸民皆其地へ敎師を出して平常操練せしめ、且有志の者は、長官學校に入れて學問せしめ、亦士にても、望に應じて、職業商賣勝手次第行はしめて、往々士を減ずべし。海軍は速に開け難し、先づ海軍局へ洋人數人御雇ひ、國中望の者其外合せて三千人に命じて、長官より水卒迄業を學ばしめ、業の成立に準じて、新に艦を造り、又外國より買て備ふ可し、即今常備の海軍は、是迄御有合せの御艦に人を選みて乘組を命じ、用立候程に修覆し、砲を增して備ふ可し、尙國力の增すに從て兵

數を改め、兵備も充分に相增し、殊に亂世には、國中の男女悉く兵に用立候程に御備立御所置有之候儀

御兵制の本源に御座候

一、船艦並に大小銃、其外兵器或は常用之諸品衣食等製造の機關、初は外國より御取寄せ、國中是に依て物品に不足無き樣御所置之事

諸物製造の局は、運輸の便地の利を選び、諸所に造營し、各局に西洋人を雇ひて傳習せしめ、國中職人を增し、盛に諸物を製し候へば、海陸兵用之利器海內に充滿し、日用の諸品廉價にして良品を得べし。其洋人を雇ふ入費は、職人一ケ月の雇價食料合せて凡二百より二百五十兩なるべし。此金は、日本在留中大凡費すべければ、外國に持歸る貨は些少なるべし、故に洋人を雇ふも、少しも厭ふべきにあらず、諸品製造局は、往々は是非開かざるを得ざる事なれば、此節速に御開相成候儀當然と奉存候

一、良質の人馬及鳥獸の種類御殖養之事

蓋し歐羅巴人種は、アジア人種に勝る事現然に候へば、國中に良種の人を殖育し候へば、自然人才相增し、往々良國と相成候理に候、亦軍馬は外國之良種に無之候ては、實用に不便に御座候、又牛羊鷄豚の類等の美食を常とし、羊毛にて織候美服を着候樣改め候へば、器量も從て相增し、身體も健强に相成、富國强兵之基に可有之候

此他御改正相成候とも、國風人性に逆はざる事件何程も可レ有レ之候へば、方今の無レ障事件丈は速に御改正相成、其他卽今難レ行事は、人智の開け候に應じて、漸々御改正相成候儀、天理自然に可レ有レ之奉レ存候、斯く御國政に關り候儀を奉二申上一候は、甚奉二恐入一候得共、心付候儀を默止仕り候も、却て不本意に奉レ存候間、淺見の一二端乍レ恐奉二申上一候、何卒被レ遊二御盡力一、方今適當に御國律相立、天幕御合體諸藩一和相成候樣、奉二懇願一候、昧死稽首

慶應三年丁卯五月　　松平伊賀守內

赤松小三郎

（中江雪江續昨夢記事）

此意見書中に於て、江戸幕府の存在を自然に消滅せしめ、大權自ら天朝に復歸する方策を申陳したる。又公議制度を建言したる如きは卓見と稱すべく、此公議制の先唱は、やがて憂國具眼の士を覺促して、萬機公論に決するの國是を定め、立憲代議政治の今日を見るに至りし基を成せしものと謂ふべきであらう。小三郎が越前侯に建白書を呈したる後（越前侯に建白したる所以は蓋し春嶽公の位置が能く幕府を動かすを得る所にありしと猶一面公は島津久光等と親交ありしのみならず、他列侯よりも敬重せられしを以

て天幕合體大權復古の大策を斡旋盡力して成功の望あり（しは當ㇾ公を措ㇾ他に求むべからざりしよりなるべし）其趣意を貫徹實現せしめんとて、如何に奮闘し、又如何に其の運動が重要視せられしかは、家兄柔太郎氏に致したる書簡に見て明であり。又上田藩が依然歸藩催促の壓迫を加へしをも知ることが出來る。慶應三年七月十六日の書中には

會藩にては頻りに止め候て、今諸藩の間に入り一和を謀り候人を用も無きに國に歸し候ては不相成と申候て、幕府へも此節周旋致し、又赤座を說き、上田へも公用人より說得書差出し候筈に御座候

とあり、又同年八月十七日の書中に

此節小生は幕薩一和之端を開候事に付薩西鄉吉之助に談合し幕の方は會藩公用人にて談じ始め居申候小生は梅澤孫太郎、永井玄蕃公に說く、少しは成可申見込に候。

とある。

小三郎は水戸藩士原一之進（號仲寧）薩藩士西鄉吉之助幕士梅澤、永井等と往來し、大に謀る所ありしも、上田藩は其の歸藩を強要し、其滯京許可歎願の書を差戻し、病を押して歸藩すべきを嚴命せり。依て遂に萬斛の淚を飮みて東歸に決す。同年八月二十日家兄に贈りたる書中に『實に此節長防御呼出しの三人も可ㇾ罷出ㇾ、兵庫も所置始まり、實に天下興廢の機に候右之次第（歸藩の命あり）殘念の至りに御座候』の句がある、其心中の遺憾察すべきなり。

其の發程正に日あり。九月三日所用の爲め伏見に赴き、歸途七ツ時、東洞院魚棚下ル町を過ぐ。時に兇漢二人前後より不意に要擊す事唐突に出で、之を防ぐに遑あらずして、空しく淚を呑んで兇刃に僵る。實に慶應三年にして享年三十有七。

此計一たび遠近に傳はるや、平生小三郎を知ると知らざるとに別なく、擧げて皆其非命の死を哀惜せりと云ふ。九月三日遺骸を京都東谷金戒光明寺に葬むる、此日島津侯弔祭料金三百兩を贈れり。遺髮は上田市鍛冶町月窓禪寺に葬り、法名良鑑院松屋赤心居士と云ふ。

小三郎害に遭ふの日、三條大橋南側擬寶珠に左の張紙あり。

元信州上田藩　赤松小三郎

此者儀兼て西洋を旨とし、皇國の趣旨を失ひ、却て公を動搖候儀不届の至り、不ㇾ可ㇾ捨置ㇾ二の多罪に付、今日東洞院五條下ル所にて加天誅ㇾ二に付、則其首を取可ㇾ肆の處に候へ共、晝中に付其儀を不ㇾ能依て如ㇾ此也

卯九月三日七ツ時

有志中

其當時京市街取締人より届出の書
右張紙に付其外承り合はせ候所、東洞院通り魚棚下ル町に於て、昨三日夕七ツ時、西洋風俗帶刀の人日傘を持ち、供を召連れ都合二人通行致し候處、何方よりか跡をつけ矢庭に切り倒し、其儘立去申候、供の者も同時に逃去り候、右赤松幕府御家人の由。
此時上田藩の依賴に由り、治療に從ひし醫師松本隆祐の差出したる容體書は左の如し。

覺

今四日午刻御使に付罷出候所赤松小三郎儀數ケ所の疵に御座候て人事不省脈狀も殆ど絶脈に相及、直樣サフラン浸劑相用疵口相改縫術に相掛り、テレメン膏相貼し、縛帶等相行療治中、度々痙攣御座候て、甘消石精獨參湯等も相用療治後彌危篤にて、右前藥度々相用候得共、酉上刻終には養生相叶候に付、右之段容體書差上候　以上

疵口左之通に御座候

一、左頬　スリ疵二ケ所
一、首廻り　切疵　丈八寸五分　同五寸五分　深サ二寸　二ケ所
一、右肩先　同　丈五寸　深サ一寸
一、左肩先　同　丈八寸　深サ一寸五分
一、右腕　同　丈五寸五分　深サ五分
一、脊　同　丈一寸五分　深サ六分

卯九月四日

千種殿家來醫師
松本隆祐

此年冬十二月三日、嘗て氏の薫陶を受けたる、薩藩士等相圖りて墓碑を建て、以て其英靈を弔ふ。其碑文に曰く

先生姓源諱某赤松氏彌二小三郎一信濃上田人也、年甫十八慨然志二於西洋之學一受二業同國佐久間修理及幕府人勝麟太郎一東自二江戸一西至長崎一遊方有レ年多レ所二發明一後益察二時勢之緩急一專務二英學一於二其銃隊之法一也尤精、嘗譯二英國步兵練法一以公二于世一會我邦兵法採二用英式一日夕講習、乃聘下致先生於中京邸上、取レ書更使下校二之原本一而肄上レ業篤、今歲之春中將公在二京師一也召見賜レ物、先生感喜益盡精力而重訂書成二十卷一上レ之、公深嘉稱速命二剞劂一以有レ用二於天下國家一也、蓋先生平素之功於レ是乎爲二不朽一可レ不レ謂レ懿哉、不幸終遭二綠林之害一而死年三十有七、實慶應三年丁卯秋九月三日也、授業門人驚慟之餘胥議而建二墓於洛東黒谷之塋一且記二其梗槪一以表二追哀之意一云爾

薩摩受業門生謹誌

此碑臺石共高サ六尺餘、黒谷光明寺後方墓地第六區千百三十四番地に在り、山内善教院之を管理す。信州幕末の二俊傑、一は洋鞍馬上、一は洋裝濶歩、共に國事に盡瘁し、等しく兇刃の爲めに洛中に斃る、而して其墓一は妙心寺に一は光明寺に在りて、洛の東西に相對す。又奇なりと謂ふべし。

明治三十五丙午之年五月伊藤祐亨、東郷平八郎、上村彦之丞の三將軍信山の地に遊び、途上田に宿し、東郷、上村の二將軍は赤松家再興の養嗣子並に血族たる醫師芦田諸氏を招かれて、嘗て贄を赤松先生の門に執りし往事を追懐し、感慨多き一場の會談を遂げ、ついで市内月窓禪寺に趣き、遺髪の碑にぬかづかれ、後自ら

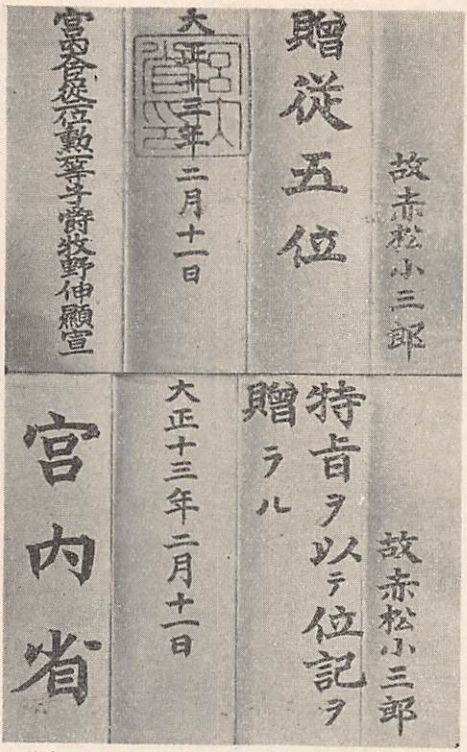

謹テ弔故赤松先生之忠靈

御前へ金八千疋　東郷平八郎
　　上村彦之丞

と書し、赤松家養嗣新氏に呈し、追弔の意を表せられたり。

大正十三年(歿後五十七年)二月十一日、生前の事業功績、邦家に貢獻する所多きの故を以て、位記を賜はり、從五位を贈らる。

位記

故　赤松小三郎

特旨ヲ以テ位記ヲ贈ラル

大正十三年二月十一日　宮内省

故　赤松小三郎

贈從五位

大正十三年二月十一日
宮内大臣從二位勳一等子爵牧野伸顯

餘錄

○性來甘味を喜び、酒を嗜まざりしと云ふ。
○体軀偉大ならざりしも、眼光爛々、人を射るの慨ありしと云ふ。
○少年の時より他の者と一風違ひ、上田邊にて流行せし、歌留多遊びなどに、參加したる事無し、常に算數の學を研究せしかば、人皆嘲笑して曰く、清次は算盤取て、町人となる考なるべしと、隨て變人清次は友達仲間無かりしとぞ。
○江戸に在りて、同僚と共に一室内に起臥す。同輩の雜談に耽りて、喧々たる時分は、氏は室の一隅に横はり鼾聲人を驚かすものあり、一同寢に就き、室内漸く靜なるに及び、起ちて燈火を覆ふに羽織を以てし、其下に於て英書を讀み、深更に至る、此の如きこと毎夜怠ることなかりしと云ふ。（以上森田斐雄氏談）
○象山先生藩地松代より地藏峠の嶮を越えて行程七里日毎に上田に來り、毘沙門堂活文禪師に就て唐音を學びて歸る。先生亦京濱七里を遠しとせずして、往復アプリンに學ぶ、其精勵共に後世の範と爲すべきなり。
○藩命に由り一度歸田す、衆皆其鄉里に留まる可きを勸む、默して復語なし、之を暫時して立つて厠に行く、戸障子を隔てゝ微嘯して曰く『十石三人扶持正に斯くの如きのみ』と放屁一發、辭せずして直ちに京師に赴けり。或は此事江戸藩邸にての事なりと。
○其鄉里に在るや、毎に曰く、我には烏の番人は堪え得られぬ仕事なりと、烏の番人とは城の番人の謂にして、城地の木立に烏の群集せしより、時人城の番役を烏の番人と稱したるなり。
○上田藩に於て、卒先西洋風に散髪となりしは氏にして、次は森田斐雄氏なりと。
○藩の嚴命によりて歸田に決す。薩藩門弟等爲めに惜別の宴を開く、酒酣にして、中村半次郎曰く、「方今天下の形勢豫測し難く、風雲一たび動かば、今日の師明日の敵たらんも圖り知るべからず、師弟の誼固より重しと雖も、君命更に重し、先生今東に歸らる、萬一東西議論相反し、戰の開くるありて、敵軍に恩師あるを思ひて、君命を辱かしむる如きあらば、之士人の恥なり、願くは今日此盃を以て、師弟の義を絶つの離盃となさんと、氏曰く諾と、共に快談して

別る。

○先生遭難の原因、三條橋上の捨札に由る時は、佐久間先生の其れと相同じ、然れども當時世上の情勢は象山先生遭難當時と、大に異れるもの有るを以て、先生が攘夷黨の兇刃に斃れしと思惟する能はざるものあり。當時上田藩は、幕府に信近せられ、其機密に參預せしは事實なり、故に諸藩皆松平氏を以て、佐幕と見做したるや明なり。加之赤松先生は、佐幕第一と聞えし會津藩の爲めに、大に信任せられつゝありしを以て、先生東歸の後に於て、一度東西干戈相見ゆるが如き事あるに及び、先生の東、佐幕軍中に左るは、西、討幕軍に取りては恰し一大敵國の如し、故を以て、先生の未だ京地を去らざるに當り、討幕主張の西國某雄藩士、相謀りて先生殺害の擧を敢てしたるなりと、推測する者多し。左に之に關す一說を記るす。

故飯島花月氏の說

赤松氏が薩藩門人と師弟の緣を絕ちて、藩に歸らんとするに當りて、途上毒手に僵れたるは、人名辭書云ふ所の如し。薩藩軍備の機密、一として赤松氏の與り知らざるはなく。彼を東に還すは、軍機を洩らすの虞あるのみならず、何時敵に糧を與ふるの結果となるや測り難きを以て、薩人等密に胥議して、遂に暗殺の擧に及べるなりと。桐野利秋實に其首謀たり。其後薩人皆云ふ、桐野は惡人なるかな。假令如何なる事情ありとも、一旦師事して大恩あるの人を殺す、義に於て許すべからず。桐野たるもの夫れ或は終りを善くせざらんかと。果して十年丁丑の役、賊名を蒙りて死せり。桐野が赤松氏殺害の主謀者たりしは、今に至りて衆口の一致する所なり。然れども殺害の下手人は、果して誰なりしか。予は之を薩摩の士に聞けり。曰く、薩州西田村片馬場の人にて、勤王の豪傑に數へられたる廣國の弟、田代五郎は慥かに其一人なりし。然るに田代も亦西南の役九月二十四日、老西鄉に殉じて城山の露と消えたりき。田代に同行して、暗殺に加はりたる一人の士は、今現存すと雖も、玆に明言するを得ざるなり、云々

遭難當時所持の銃、書籍

慶應三年九月三日兇刃に斃れ、同五日上田藩高村龍之助、淺井佐次兵衞。薩藩村橋宗之丞、東條慶二の四氏立會の上、取調べし財産目錄中に、左の銃及び書籍あり

銃

十六連銃一挺　薩州侯より被相贈候

本込銃一挺　肥後侯より拝領

書籍

西洋事情　三冊
増補改正譯鍵　一冊
外國辭書　二冊
東軍要錄　三冊
度量表　一冊
萬國公法　六冊
英字書ピカルト　一冊
外國字書ホムホフ　一冊
外國字書カラームル　一冊
騎兵法則書カバレリー　一冊
守城砲法ヘスチング　三冊
究理書ワールオム　一冊
野戰書ヘルトチーンスト（フェルデ、ドイエンストの意ならん）　一冊
外國新說　一冊
英和字書和版　一冊
英吉利文典　一冊
斯氏築城典則　五冊
野戰論　二冊
雷銃操法　一冊
英吉利文典字類　一冊

人物誌　赤松小三郎

歩兵練法　二冊
英式礮軍操法　一冊
英國歩兵練法　四冊



上田史談會員の赤松先生追善供養會の幕巻。遺髪碑は標識札前白色碑後なる小碑である

萬國旗章圖譜　一冊
英國書（單語篇　單語會話）　二冊
砲軍操法號令詞上　一冊

軍艦表式　一冊
遷西火功　撰撮要帙入　一冊
旋條礮圖說　一冊
世界圖　一軸
著譯述
1、初版英國步兵練法全　八冊
2、重訂英國步兵練法　全九冊
3、小銃　矢さろのか絲　(全)
4、新銃射放論、選馬術、種痘論、航海術、氣水差全表、ヘルドデーンスト譯　西曆表　渾發捷徑　山砲操練號令詞、圓理闡徵表

外に日記として美々婦久呂(長崎より江戸迄の)詩歌俳諧狂歌等の草稿帳として安政七年庚申筆　麓塚　幾佐良記(二月)

伊藤　九右衛門

天保十年十一月上田町の丸山家に生れ、幼名を德五郎名は久成、字は子德と稱す。明治に至り舊家伊藤家(屋號鼠屋)を襲ぎ、九右衛門と改名す。(鼠九と稱す)少年時代には成澤寬經翁に就き、國學を藩の儒者加藤維藩に就き漢學とを學んだ。文久三年大に時の形勢に感じて尊王攘夷の志に厚し。特に關東筋は幕府の權勢比較的旺盛にして信州の諸大名多くは佐幕說なり。氏は一層憤慨する所あり、慶應元年伊那郡の北原盛右衛門の紹介にて平田篤胤の子鐵胤の門に入り、更に國學を研究し、又江戸京都其他各地を奔走して同志の士と會合し勤王の義を談ふ。氏は遂に金井清八郎と變名し櫻夫と稱せり。相樂總三と共に討幕の擧を企て、中山道を上る途中事成らずして、慶應四年即ち明治元年正月小縣郡和田驛に於て捕縛され、上田藩の牢舍に拘禁せられ、三月十六日宥されて出獄し自宅に謹愼を仰付けられたるなり。此幽囚を免れたるは實に薩藩の伊牟田



伊藤九右衛門

尙平氏の盡力に依るものなりと云ふ。同年九月十六日上田町の本陽寺にて上田藩士某と云ふ二人より、公儀へ對し不埒なる奴なりとて不意撃に毆打され負傷し、夫れより腦を痛めたりと云ふ。

後王政維新となり翌明治二年七月十二日伊那小監察を命ぜられ、商社を創設し、其御用にて江戸へ出でたれども、職を免ぜられ謹愼仰付らる。之れは商社の事に關してなり。渡邊千秋、國武の兩人も、伊那縣に奉職中、同じく同事件にて免職、謹愼を命ぜらる。後謹愼を解かれ、明治四年伊那縣の廢さるゝや、上田に歸り原町伊藤九右衛門の養嗣となり、其名を襲げり。同五年十二月投票に依り、上田町副戸長と成り、町の諸事業に其功績少からず。就中明治十一年明治天皇北陸東海御巡幸の際、氏は上田町の副戸長。（戸長は縣山溪水）御巡幸の事發表せらるゝや上田に行在所なきを憂ひ、率先して行在所跡を上田町學校となす計畫のもとに四階建の構粧美麗なる大建築に努力して以て明治大帝を御迎へ奉れり。同十四年四月上田銀行の創立に盡力して支配人と成り。明治三十五年八月三日六十四歳にて逝去。大輪寺辨天池の邊に葬る。墓にある櫻夫久或居士の法名は嘗て同僚たりし渡邊國武の書なり。

（薩藩邸内に在りし上田の人々參照）

世良田　亮

安政五年を以て上田に生る。幼時山本源之丞と稱し九歳にて上田幕儒に學ぶ、人呼んで神童と云ふ、能く皇漢の學を修め兼て英學を學び、其修得する所鋭敏にして神の如し。氏の家は藩の弓術師範たり。氏も亦幼より射を能くし、若先生の稱を得たり。廢藩の際世良田と改む。蓋し其先本姓世良田なるを以て、上田藩に出仕する際、本姓に復したりと云ふ。早く父を失ひ、母寺尾氏に掬育せらる、明治六年笈を負ふて上京海軍兵學寮に遊び、同七年臺灣の役起るや時の將官伊東祐麿氏に撰拔せられ航海に從ひ、役後歸朝するや、明治十年米國留學を命ぜられ、同十四年卒業、後二ケ年間



世良田　亮

歐洲を歷遊し、同十六年歸朝し、海軍中尉に任ぜられ海軍兵學寮或は淸國公使館附等に補せられ、爾來累進して艦長に轉補せられ航海すること數回、能く其職を盡し又基督教を信仰し、自立英學會々長として後進を誘誨し、或は鄉地の衰頽を憂へ、商業を發達せしめずんば、挽回の途なきを說き、其間私に意を注ぐこと周到なり。偶々廿七年征淸の役起るや葛城艦長として黃海より威海衛方面に轉戰し、二十八年二月遂に威海衛の砲臺を占領し、海上には彼の巨艦鎭遠を捕獲する等其功實に大なるものありき。爾來富士艦長となり、三十三年六月海軍少將に昇進し、吳鎭守府艦隊司令官となり、正五位勳五等功四級たり。北淸拳匪の亂起るや、佐世保參謀長に補せられ、淸國に航し大に駿足を展ばさんとせしに、病に罹り待命仰付けられ、爾來日夜醫療に怠ることなきも明治三十三年八月一日終に歿す。行年四十四歲。葬儀に方り瓜生海軍少將の弔詞に曰く「氏が海軍中に頭角を表はし、今東洋の風雲穩かならざるの時に方つて此の良將を失ふ云々」と。人となり沈勇、容貌溫厚にして、端莊、能く物を容れ衆を憐む。實に我が鄉冀數の先進にして、海軍屈指の良將たりしが、天年を假さゞりしは惜しむべし。越えて四日遺髮を靑山墓地に葬る。

伊藤祐義

嘉永五年十二月十三日上田に生る。幼名千熊丸と呼ぶ。山田流劍術を同藩原善太夫に學ぶ。平素文武に出精し學術吟味の節、成績可良に依り物を賜はる。又擊劍に精勵の故を以て、道具修覆料百匹を賜はりしこと二回に及べり。明治二年二月下旬、文學校居業生に命ぜらる。



伊藤祐義

明治四年藩主の撰拔により、大阪陸軍兵學寮靑年舍へ入る時に年二十。同五年八月十五日陸軍々曹。同六年六月二日曹長。同七年九月二十九日陸軍少尉。同十年六月十日陸軍中尉。同十五年十月十日陸軍砲兵大尉

に任ぜられ正七位に叙せらる。同二十一年十一月二十日陸軍砲兵少佐に任ぜらる。同二十七年五月二十六日勲四等に叙し瑞寶章を賜ふ。同年六月十四日陸軍砲兵中佐に任ぜられ、砲兵射的學校長に補せらる。同二十八年一月十六日より大本營附參謀仰付けられ、次きで八月八日臺灣總督府附仰付けらる。同八月十八日陸軍砲兵大佐に任ぜらる、同月三十一日明治二十七八年戰役の功に依り功四級金鵄勲章並に年金五百圓及旭日小綬章を授けらる。同二十九年四月二十日從五位に叙せられ、同三十年四月一日明治二十七八年戰役に繼ぎ再び臺灣地方に於て軍務に服し其功不少に付金五百圓を賜ふ、同年五月十日勲三等に叙し瑞寶章を賜ふ、同十月十一日野戰砲兵第五聯隊長に補せらる。

同三十二年一月十七日特旨を以て正五位に叙せられ同時午前九時十五分俄然腦血症に罹り卒去す、(其實十七日午前五時三十分なり)行年四十六。翌十八日午後二時出棺廣島陸軍葬地比治山に於て神官數輩陸軍中將山口素臣以下將校下士官數十氏立會神葬式執行、火葬の遺骨東京へ持ち歸り本郷區染井墓地へ埋葬す。

内堀茂八

小縣郡依田村内堀茂市の子、萬延元年二月生る。通稱茂八字は子久諱は茂、一松堂と號す。明治六年尾野山小學校に入り、既にして上田松平學校及長野縣師範學校上田支校に轉じ、傍ら上野尚志に就て漢籍を學び



内堀茂八

最後に東京に遊び、三島中洲の塾に入り、漢學を修むること凡十年、傍ら同人社に入て英學を習へり。其二松學舍に在るや、勉學衆に超え、隨て學術文章、同門中屈指と稱せられしと謂ふ。學業成り、文部省中等教員の試業に合格し、まさに鄉里に歸らんとせし時、其師三島中洲、我が校を分つの意味を以て、一松堂と書

したる扁額を贈くりしが、遂に之を以て自分の號と爲た。上田に歸り、塾を開て循誘學舍と稱し、主として漢學を教授せり。當時文部省中等教員漢文學の試業及第は至難と稱せられしが、よく之に合格したる學力を有したるを以て、名聲夙に揚がり、門に入て學ぶもの六百人の多きに及べり。然るに明治三十三年七月十四日、病を得て長逝せり。享年四十一歳。惜しむべきなり。門弟子敬愛追慕、相胥に謀て大正三年一月、碑を建てゝ其恩に報ぜり。碑文は其師三島毅の撰なり。碑は上田公園内に在り、碑文篇參照。

新田義德

新田左中將義貞二十二世の孫と稱す。七世の祖統泰の時、出石侯松平忠周の客分となりしが、忠周封を上田に移すに及び、遂に仕へて其臣と成れり。義德天保十三年六月江戸に生れ、幼にして經學及武技を學修せり。時に昇平年久しかりしかば、邊境に事あるに及び海内騒然たり。依て感ずる所ありて、津和野藩士吉木順吉に就て、佛蘭西語を學び安政五年に江戸邸の文學教授となり、同七年には近侍と成る。明治元年會津征伐の時、上田藩主の命を以て、戰況を視察し、若松城外に至りしこと二回なりき。維新後には專心教育事業に從ひ、其職に在ること四十年餘。退職後悠々自適、以て餘生を樂しみしが、大正八年門生知人等胥謀り、壽藏の碑を上田に建つ、其撰文は高松法學博士の作なり。尚碑文篇參照のこと。

田中忠七

上高井郡大島村町田武右衛門の二男、文政十二年四月八日生る。上田町柳町田中忠助の爲めに養はれ、嘉永四年二十二歳の時、田中家に入籍せり。慶應三年先代長岡氏のすゝめに依り、始めて飛驒に赴き、坐繰絲を製造を學びて歸りしが、暫くして業を輸出蠶種製造



田中忠七

に轉じ、横濱表に往來せしが、明治六年所謂横濱事件整理に盡力し、松平家より褒賞を受けたり。其後小縣郡流行病豫防委員、上田町學校組合學務委員、衛生委員、共進會蠶種兼繭審査掛等公共事務に參して功あり。明治十四年七月十四日上田町戸長と成り、同十六年十二月十六日職を辭し、同廿五年六月三十日上田町收入役となり、同廿八年八月在職中病を以て逝けり。享年七十八歳。戒名恢廓院廣譽大超良勝居士。左の弔辭は、其人と爲り、事業功績を知るに足るを以て、茲に記載する。

弔故上田町收入役田中忠七翁辭

維時明治二十八年八月十一日上田學校長久米由太郎薫沐肅拜代職員諸子恭述悼詞於故收入役田中忠七翁柩前嗚呼眞吾上田之巨人也而豈今世之人耶翁爲人有俠骨遇事而勇於義所爲行動公私兼盡焉自少至壯零丁困苦、孳々治産家道隨興焉終至欝然一鄉望族矣、中年以後又盡力于公事、善爲所人不能爲衆望所歸不得敢辭或任戸長或舉於收入役捐資投財釐正町政之紛淆者前後數回而難其功績或湮沒毫不介意也抑滔々天下單身獨力治産興業者生私利怯於公衛名則不省實概皆墨翟之徒也耳、若夫翁則不然、避浮名而趨實功、施陰德而不願陽報、于公于私良成其所志是其所以不易迨也而豈今世之人耶今也當町政多端之時、天遺二斯老一、一朝欲レ之而去矣、嗚呼天也乎抑亦命也耶、翁春秋既富家道亦饒、其於天分固雖非日薄矣不幸嗣子早生、在孫年少於其家政在恒人或不能无顧慮而聞其在病褥也、當憂政之闕負而不一言及其私、是洵今世之所稀而所以使由等悲慕感慨歔欷流涕而不可禁者亦實存于茲焉謹裁弔詞以漏餘哀言有窮而情乃不可終焉冀翁其含笑而瞑於九泉之下由太郎等頓首拜白

久米由太郎

嘉永五年二月廿四日江戸小石川小日向新坂に生る。代々幕府旗本たり。父を俊勝と云ふ。明治七年一月東京師範學校を卒業。後諸校に職を奉じ、同廿七年十一月（年四十三歳）小縣郡上田尋常高等小學校訓導兼校長と成り、同三十一年三月三十日自刄死亡せり。此月廿七日尋常科の證書授與式にて、翌廿八日高等科卒業式の豫定なりしが、二十七日の夜火を失して、明治十一年明治天皇行在所に當て、上田町にとりては、貴き歴史を有する校舍を燒失した。於是世論囂々、校長住宅に某日未明、爆物を投ずる者あるに至れり。卅日氏は自宅にて、頸動脈を切斷し死に就きしなり。自ら全責任

を負ひ、此擧に出でし其高潔なる精神は、深く世人に感激を與へたり。

四月一日呈蓮寺に於て葬儀を執行せしが、上田町は弔慰金百圓を贈り、會葬者多數にして、稀に見る盛儀なりき。

正木直太郎

安政三年十一月九日上田藩士正木六郎左衞門の長男として、上田市木町（當時鐵砲屋敷といふ）に生る。母つねは須坂藩駒澤氏の女なり。時恰も幕末物情騒然の際藩士の家に生れ、夙に父に訣れ（父は長州征伐のため上田藩侯に從ひ大阪滯在中病を得て歸途木曾福島にて歿す）次いで廢藩置縣俸祿返還等轉變多き間に成長されしが、鄉里にありては賢明の聞え高かりし母堂の薫化と伯父五郎大夫氏等による武人としての教養と上野尚志先生等の提撕を受け、出でゝは中村敬宇先生の同人舍並に東京師範學校中等科に學び天稟の資性を麽かる。十八歳上田松平學校の授業生となり甫めて教育の道に一歩を印せられて以來、上京勉學の期間を除く外は年齢七十歳小諸小學校長を退職せらるゝ迄、終始育英の業に一貫されたるなり。卽ち長野縣小縣中學校に教諭及校長として在任三年有餘、續いて長野縣尋常師範學校教諭、教頭、校長として在任十三ケ年、埼玉師範學校長、香川師範學校長、弘文學院教授及支那安慶府高等師範學堂教習等の職を經て、更に小諸小學校長兼小諸實科高等女學校長として勤續十三ケ年、累計在職實に四十四年の長きに及べり。此長年月間、一路育英の途に盡されたる其業績の大なる事は云ふに及ばざるも、殊に氏の資性自ら持すること誠に高く、高潔、至誠、謹嚴、擧止沈毅、一言一行苟もせず、しかも人に對して、誠に寛大親切にして、內には幼時より修練されたる古武士の氣魄と、犯し難き剛直の氣象とを藏せられながらも、包むに深き情愛と、慈父の如き包容の襟度とを以てせられ、その風采も自らにそなはれる



正木直太郎

高き氣品と端正の態度とを保たれたるを以て、在任せられたる各校共常に敬慕の中心となり、轉任さるゝ際は必ず惜まれて、永く其德を仰がれたりき。乃ち師表として其高潔なる資性による、人格的德化の大なりし事は、嶄然衆を拔き、氏の業績中誠に特筆すべきものなり。

小縣中學校時代には、上田を中心とする近鄉の小學校長訓導等に教育・心理・論理並に各科の教授法を講ぜられて始めて開發教授法の普及を計り、各師範學校に何れもやがて教育者たるべき生徒に教鞭をとられて教育道の源泉を培はれ、殊に長野師範學校時代には、最初時の校長淺岡一氏を援け、後自ら校長として校風の作興に努められたり。又信濃教育會長に就任し長野縣教育者の氣魄を俊英にし、操守を高からしめ、信州教育の名をなす礎石を据ゑ、教育道に殉じて悔いなき、信州教育の傳統的精神の根源を作らる。

大正十五年滿七十歳を機とし、總ての公職を辭し、鄉里上田に歸りしが、昭和五年兵庫縣下垂水町に移住し、同七年七十七歳の時金婚式を擧ぐ。同九年四月宇佐八幡宮に參拜し、十三日別府市內散策の途上病を得、二十日午後二時逝去す。行年七十九歳。上田市願行寺に葬る、戒名を德照院惠譽教導正行居士と云ふ。

氏七十九歳の生涯は一貫して育英の道に献げられ、教育上多くの業績を擧げられしも、特に其高き人格的薰化は、永く餘韻を遺し、殊に信州教育界に對しては空に輝く明星として、永遠に不滅の光を放つべし。

河內山寅

河內山寅は安政二年八月二十六日、舊上田藩士河內山長善の長女として、上田藩鷹匠町に生れる。幼より



河內山寅

學に志し、明治三年上田藩士熊谷政次郎に就きて數學を上野尙志に就きて漢籍を修業すること四ケ年なりしが、明治八年十一月上田變則中學校に入學し、十年二月同校を卒へ、爾後松平學校、上田街學校に又上田女

學校に上田尋常小學校に授業生を勤め、同年四月二十六日附を以て學力認定の上、尋常小學校訓導に、同三十二年四月更に上田女子尋常高等小學校尋常科訓導に任ぜらる。

當時上田藩に於ける一般の風潮として、女子の學問には反對者多く、刀自の塾通ひを見るや、之を指彈する者多く、甚しきは刀自に向つて罵詈するものあり。はては通塾に向つて、妨害する者すら出づる有様なりき。刀自は常に隱るゝ如くして通ひ、遂に變則中學まで卒業せりと云ふ。

後刀自の事業成績を見るに及び、女子と雖も教育により、有用の材たり得るの信念を抱かしむるに至れり。爲めに女子の教育熱勃然として興り、師範學校女子部の創設を見るや、上田より之れに入學する者多く第一回卒業生の如き、十八名中上田出身者は、四名の多きを見るに至れり。

刀自は又明治十九年頃よりは、一般婦女の向上に思を致し、婦人會設立に向つて、大に盡力し、明治三十四年遂に上田婦人談話會の成立を見、縣下に於ける婦人會の魁を爲せり。而して婦人向上の爲め各種の修養講習會を開き、又敬老者、慈善音樂會、軍人家族慰問等、あらゆる方面に活動をなせり。

明治二十五年四月學力認定により、尋常小學校本科正教員の免許狀を下附され。明治三十七年には、本縣より普通教育奬勵として金牌授與せられ、越えて三十九年十一月三日天長節の佳辰に當り、文部省より教育功績狀並に金壹百五十圓を授與せられたり。又同日上田町よりは銀時計、婦人會よりは家庭百科事彙を贈りて共に其功勞を表彰せり。

昭和五年八月十三日七十六歳にて歿す。刀自生前の希望により、上田市八幡神社の東、神葬祭共同墓地の上野先生の側に埋葬せり。

刀自は常に「憂き事の猶此の上に積れかし限りある身の力ためさん」「心だに誠の道にかなひなば祈らずとても神や守らむ」との二首を坐右の銘となしたりと云ふ。

小早川　潔

安政五年二月二日上田町東鎌原に生る。文維祺の貳男なり。明治初年廢藩後一家は山口村へ轉居し、上田町に出でゝ上野尙志の塾に修學、十一年二月上田町常入學校の首席訓導となり、十二年九月東京高等師範學校に入學。十七年四月東京高師中學師範學科卒業、五

月長野縣上水內中學校二等教諭兼校長となり。十九年六月より二十年三月に至る。長野縣尋常師範學校教諭在職時代は、師範教育改善の期にして、正木直太郎と共に名校長淺岡一先生を輔佐せしが、明治二十一年六月鳥取縣尋常師範學校教諭に轉じついで校長となり、



小早川潔

其後茨城縣尋常師範學校長、岩手縣尋常師範學校長、長崎縣視學官等に歷任し、三十九年休職となり、東京に寓居せしが、翌四十年當時天下の難校と云はれたる、彥根中學校長に拔擢されて、宿弊を一掃し校風を刷新する爲めに、不撓の努力と熱烈なる心血を注いで、高邁なる理想を完ふし、功成り名遂げて後進に職を讓れり。

大正七年上田市にては、小學校を統一して、一校制の下に、教育の徹底を期せん事を計劃したる際、豫て其高風を傳聞したる上田市は、其出廬を懇請せり。依て遂に之を諾し、男女兩校、分教場、城下校統一の難事業を完成し、一校制度の實を擧ぐるに至れり。常に「校務一切は首席及各部長に委ぬるも、其責任は全部吾之を負ふ」とて、部下をして存分に其能を發揮せしめしと云ふ。

鈴木志津衞

父は舊上田藩士、幸藏の次男。明治五年九月二十七日生る。二十一年成績優等を以て、小學全科を卒はるや、郡長の推薦によりて長野縣師範學校に入り、卒業



鈴木志津衞

の後、職鹽尻小學校川邊小學校に奉じ、三十一年上田町女子尋常高等小學校訓導に任ぜられ、三十八年七月同校長となり在職實に十有三年、四十四年四月、朝鮮仁川居留團立仁川高等小學校長兼仁川實科高等女學校長となり、大正二年六月京城鐘路公立小學校長に轉じ、翌三年京城西大門公立小學校長を兼任し、大正六年七月京城元町公立小學校長に轉ず。翌大正七年十二月五日其小學校は火を失し、鈴木氏は警鐘の響に睡を覺まし駈けつけたるも校舍は既に猛火に包まれ近くこと能はざりき。これより先き御眞影と勅語謄本とは、宿直員等によつて、安全の場所へ奉遷せられたるも、火急混亂の際、此事を氏に報告するを得ざりしかば、氏は御眞影を案じ、突如挺身猛然炎々たる火焰の中に飛込みて遂に逝けり。之れ熱烈なる精神的國民教育者たる氏の、全人格を發揮して遺憾なきものなり。

上田女子學校時代を中心としての業蹟

講堂の正面に天孫降臨の圖幅、及宮中三殿の額面を奉揭し、朝會及合同訓話の際、氏は職員兒童と共に之に向つて最敬禮を行ひ、無邊の皇恩に感謝し奉ると共に、益々國運の發展に盡瘁すべきを誓ひ、且聖壽の萬歲を祝福し奉るを例とせり。毎月朔日の合同訓話は宮中に於ける旬祭の御趣旨より說き起され、歷史及時事に材料を取り、萬國無比の我國體に歸結さるゝものなりと、言々句々烈々として火を吐くが如くなりき。國體の意義、制定の由來及びその取扱に就ては反復丁寧、周到なる說示を加へて、兒童の感激を深からしめ、祝祭日の儀式には、職員の調製したる小國旗を擧として全校女兒に揮用せしめ、一には國民的自覺を固うし、一には髮飾等の華美に流るゝを防ぐの手段となせり。

又國史の研鑽に力を注ぎ、殊に鄕土史に造詣深く、其史實に基づき、鄕土愛と祖先崇拜の觀念とを啓培すべく圖られたり。又學校の歷史も、兒童訓練上重大の意義をなすものなるが、上田女子小學校は、明治十一年御巡幸の際、行在所に當てられたる建物を、そのまゝ校舍としたるものにて、明治三十一年該校舍の燒失したるを、擧町一致直ちに聖蹟記念として再建されたるが、當時の上田女子小學校（今の市役所廳舍）なり。この事實は本校歷史の重點なりとなし、御駐蹕の當日即ち九月七日を以て、毎年嚴肅なる記念式を擧行せられ、又故伊東、東鄕、上村三將軍の來校の節使用に供せし椅子、乃木將軍來校の際使用の椅子、記念樹手植に用ひられたる鍬の如きも、學校の歷史を豐富ならしむる貴重の記念物として、保存せられたり。

國民道德上、唯一無二の聖典たる、教育勅語の御趣

旨を體得せしむるため、自らの研究になれる勅語分義、及朗讀法字解、及び謹解などを印刷し、兒童及び家庭へ配布して、日夕之に親炙せしむ。尚日本精神の精華は武士道にあり、武士道の眞髓は、武術によつて修養せらるゝとの信念の下に、上級兒童に對して、男子には木劍體操、女子には薙刀體操を課し、自ら兒童に伍して、直接指導せられたり。又赤穗義士の記念日には、合同訓話を行ひ、その顚末を詳述して之に批判を加へたる如き　大に尚武の精神を鼓吹せらる。氏が特に女子の教育に興味を持てるは、女子が國民の一半を占むるといふ事實の外に、家庭と社會との潛勢力、即ち所謂底力の源泉は、主として女子にありとなし、寧ろ男子教育より、重大なる意義を有するものなることは、氏の持論なりき。婦人會の指導に當るや、其經營と活動とに心身を碎かれたるも之がためなり。

氏四男二女あり、長男陽一四男重朝は高等商業學校を、二男忠雄三男俣三共に大學を卒へ、社會的にも健實なる地歩を占む。

宮本右次

慶應元年十一月九日埴科郡戸倉村に生る。父清吉郎は虎杖庵眞篤と號し、俳諧をよくす。明治十五年二月東京師範學校に入學、同十九年二月同校中學師範科の業を卒へて、鹿兒島師範學校教諭に任ぜられてより同校に教鞭を執ること十有二年、職務繁劇中に在つて、師範學校入學豫備校の經營、小學校教員免許檢定委員、附屬小學校主事或は簗農學校教諭として、或は師範學校長代理として其力を致し、名聲實に嘖々たるものあり。明治三十年七月長野縣地方視學に轉じ、同三十三年四月上田中學校初代の校長と成り、四ケ年繼續事業として校舍の大改增築を完成せり。

爾來熱誠眞摯、其職に當ること實に十有六年、薫陶化育を受けたる子弟數千人、其間幾多の英才輩出し、內外の各地方面に活躍して重をなす者多し。又曩古の大戰たる明治三十七、八年戰役戰捷記念として、上田中學校々友會文庫を設立し、爾來內容の充實に努めたる結果、現今に於ては藏書總數四千冊を突破するに至り、年々一千餘名の健兒に、無言の教化を與ふること甚大なり。

曾て日露戰役當時、旅順口陷落祝賀提灯行列を行ふに、公報到達以前に、頑として生徒に之を許さゞりし如きは、事を苟もせざりし一端なり。又公務については特に嚴格にして、公私を混淆すること無く、蔽然之

を區別せり、令息が中學校在學中に起したる事件に對し、之を嚴正に處分せし如きは其適例にして、常人の爲し能はざる所、感嘆に堪へざるものなり。

孝心深かりしも、特筆すべきことにして、鹿兒島縣より長野縣に轉任せられしは、母堂頻りに、生國信濃に歸らんことを切望せし爲め、惜しまれし鹿兒島を去りしなり。

教育者としての氏は、終始一貫、至誠を以て生徒を薫化し、慈父の如き愛情を以て之に接し、或は訓戒し或は賞揚し、常に寛嚴宜しきを得、將來に對する指導の如き誠によく行届き、其門弟子等の終生忘るゝ能はざる所のものなりき。門弟子相會する毎に、彼等は皆其德を欽慕追懷して已まず。氏と別れて二十年、三十年の後に於ても、遙かに遠く鹿兒島縣より訪問し、來つて恩義を感謝し高風を慕ふもの少からざるも之に由るなるべし。教育上の主義として、常に柔弱なる惰風を排斥して、素朴剛健有爲なる風尙を養はんとし、卒先して自ら體育を奬勵し、努めて其範を示せるが如き、當時々勢に一步を先んじたる一大卓見なりしと言はざるべからず。而して又よく青年心理を捉へて、名譽を重んじ、氣節を貴むべきを知らしめ、我校の名譽、學校の體面を高唱して、青年を激勵せられたり。

大正五年一月病の故を以て其職を辭し、鄉里埴科郡戸倉村に靜養せしが、同七年八月二十八日、年五十四歲を以て長逝せり。

氏は頗る和歌に堪能なり。今數首を左に抄出して其俤を偲ぶことゝせん。

源義家

陸奥のみちにはびこるしこ草をかりつくしてし君のをゝしさ

寄海祝

そこひなきやしまの海は長閑にて年たつ今日はあた波もなし

夏草

なつ草のしげりしげりて枯れなくば秋のあはれもあるまじものを

夏夢

たれかまた世にもみじかき夏の夜のゆめをはかなく思はざるらむ

三吉米熊

長州長府藩士三吉愼藏の長男、萬延元年六月十日孤々の聲を擧ぐ。愼藏は長府藩鎗術の師範役にて、乃木

將軍も其の門弟なり。寺田屋騒動には、其身を挺して阪本龍馬を扶け、難を免れて薩藩に入り、南州翁の庇護により、僅かに生命を全ふせり。今三吉家に南州翁の帷子と袴とを藏せらるゝは、當時翁より愼藏に贈られたる物なりと云ふ。米熊長じて勸農局の農學校（東京農科大學の前身）に入學し、明治十三年業を卒ふるや、更に農藝化學を專攻し、亦其業を卒ふ、同期生十三名中には横井時敬、酒勾常明、押川則吉等あり。卒業後直ちに長野縣技手に任ぜられ、蠶業の指導に當る。顯微鏡に依る微粒子有無の檢査等、顯微鏡術の傳習は、皆其指導に依て、普及するに至れり。縣勸農課に勤務する九ケ年、農商務省の命に依り、大里忠一郎等と歐洲蠶業視察の爲め、六ケ月の期間を以て、歐洲に赴き、期滿ちて後、更に之を機とし、引續き伊、佛に二ケ年間留學せり、蠶業專門の當學は、實に米熊氏を嚆矢となす。同廿四年歸朝するや、恰も小縣蠶業學校成立せしを以て、廿五年四月迎えられて之れが校長となり、小縣蠶業學校開校の運びとなれり。爾來三十有六年一日の如く、敢て榮達を求めず、全力を擧げて同校の經營に任じ、至誠一貫、子弟の養成に努めたり。而も其主義たる、必ずしも蠶業の傳授のみにあらず、蠶業の改良は人にありとなし、先づ人を作るが先決問題なりと着眼せし爲め、其卒業生の多くは、各々家庭に於て鄉黨の中堅となり、着々改良の實を擧ぐるに至れり。長野縣の蠶業天下に冠たりと稱せらるるに至りしは、其力に賴るもの大なるべし。

曾て神戸に生絲檢査所設立の初め、政府は氏を優待採用せんとせしも、之を辭し又國立蠶業試驗場設立の時、其支場長に擬せらるるや「予は蠶業教育に於てこそ抱負あれ、蠶業試驗の如きは能くする所にあらず」とて又辭退し、只管小縣蠶業學校と、終始せんことを望まれたりき。

晩年國立の上田蠶絲專門學校創立の事あるや、其創立委員となり、續で教授に任命せられ、勅任官待遇と成る。やがて博士會に於て滿場一致の推薦にて、農學博士の學位を得たり。

曩きに門下生及有志間に依て、常田權現坂上なる、最初の小縣蠶業學校々域内に、建設せられたる壽像は今移されて上田公園内に在り、永く世人の仰望する所なるべし。昭和二年八月上旬病に罹され、療養其手を盡せしも、九月二日遂に逝去せり、行年六十八歲。長男敬藏（醫學博士）目下市内常田町に開業、斯界に活躍しつつあり。

八木與一郎

兼助の子、慶應三年九月十五日江戸麹町六番町の薩邸に生る。生後日ならずして、父母と共に上田に歸る。明治元年二歳の時父の戰死に遇ひ、五歳にして祖父剛助を亡へり。八歳の時松平學校に入り、卒業の後十五歳の頃、松平學校の授業生を勤め、傍ら上野尚志に就て學ぶ、其塾を辭するに際し、尚志其所藏せる、藤田東湖の書簡を折半し、其一方を與へて、大に激勵せりと云ふ、以て大に囑望せられしを見るべし。十六歳の時單身上京、東京高等師範學校小學師範科に入學し、明治十九年卒業。廿歳にして初めて、松代小學校訓導に任ぜられ、爾來大正十年七月退職に至る迄、前後三十有五年、此間松代小學校長、埴科、北佐久、小縣の各郡視學、上田女子小學校長、縣立上田高等女學校長等に歷任し、其功績尠なからず。殊に上田高等女學校時代、全會員の輿望を負ひて、初代の小縣教育會々長に選ばれ、右任中小縣教育會の財團法人組織に盡力し、遂に其認可設立を見るに至れり。教育會の財團法人組織は、恐らく縣下に於ける先驅なるべし。此時代には、部下職員に對するや、つとめて言論を重んじ、

思ふ存分論議を盡さしめ、一旦決定せし上は、必ず之を實行する事とせり、隨て職員間の融和も極て圓滿にて、所謂有機的結合の實擧り、各自其職分を盡すに、至誠事に當れり。

大正十年五月三十日、高等女學校長を最後として現職より退きしも、强請まれて上田裁縫女學校長となり。尚其傍ら上田郵便局、染色講習所に、每週修養講話を擔當し、兼て又長野縣史蹟名勝天然記念物調査委員會主任の事に當つた。

大正十三年三月三十一日市學務委員に就任されてより、常に教育道に立脚して正論を吐かれ、其論旨は穩かなるも深き强味を持てり、而して其態度の毅然たるには、何人も傾倒せざるを得ざりき。上田北校增築案は當時紛糾したる問題なるも、遂にその實現を見るに至れるは、氏の力大なるものあり。現在舊上田藩には又財團法人大成會（舊上田藩子弟の專門學校以上の在學者に對し年々幾分の學資金を補助する會）の成立に盡力せり。

趣味として和歌を善くせり。左に其詠草二三を掲ぐ

教育

教え草つみ行く野邊のなでしこに
なさけの露のおかぬ日ぞなき

石

動きなきためしに石を引かれけん
君が代々木の神の御園生

新年山　今年はと高き望もたててけり
　年の始めに山を仰ぎて
裁縫　すなほなる心の筋も見ゆるかな
　乙女がはこぶ針の縫目に

昭和二年十三日病に罹り、突如逝去せり。行年六十三歳。長男誠政氏は理學博士となり、目下西ケ原農事試驗場の技師を勤め、傍ら文理科大學の講師を兼ぬ。尚最近菅平生物研究所長たり。

渡邊平和

君は長野縣小縣郡神科村（現在市内新參町居住）渡邊



渡邊平和

平治氏の長男である。資性溫良、夙に縣立小縣蠶業學校本科を卒業し、縣内に於て農會技術員として、斯業を指導すること數年、特に選拔せられて、埼玉縣北葛飾郡幸手町外十五ケ町村組合立農學校に職を奉じ、勤勉力行、衆其德に懷く。

大正八年七月十七日、利根川の支流權現堂川に於て蠶具實習洗濯中、生徒の過つて激流に溺るゝものあるや、君は身を挺して、極力救助に努めたれども、遂に力竭きて、兒童と共に相抱いて死す。時に年二十有五歳大正十一年十月有志相圖り、君が殉職地と出身地とに記念碑を建設し、以て芳名を不朽に傳ふる事とした。碑は小縣蠶業學校長三吉農學博士の撰文で、上田公園内に在る。

小菅武夫

小菅訓導殉職記念碑
一死難キニ非ズ死シテ義アル則チ難シ身ヲ殺シテ仁ヲ成スニ至リテハ最モ難シ小菅訓導ハ一死能ク此最難事ヲ成シ其殉難ハ以テ世訓ト爲スベク其英魂ハ以テ國家ヲ護ル者ト謂フベシ小菅君名ハ武夫長野縣上田ノ人幼ニシテ溫良近隣ノ人皆之ヲ稱ス大正十一年十六歳ヲ以テ小學高等科ヲ卒業シ八年間皆勤ノ賞ヲ

受ク眞ニ稀有ノ事タリ尋イテ小諸商業學校ニ入リ十九歳ニシテ卒業シ東京第一銀行員トナリ勤敏ヲ以テ著ハル昭和三年徴恙ヲ以テ職ヲ辭ス責任感強クシテ尸位素餐ニ安ンセサルヲ以テナリ同四年三月遂ニ上田尋常高等小學校教員トナリ商業科ヲ擔任スルヤ深ク師道ノ責任ト育英ノ快樂トヲ感ジ業ニ當リテ勤勉懇切教材ノ研究兒童ノ誘掖其力ヲ盡ササルナシ是ヲ

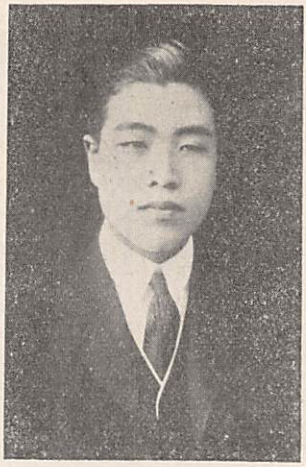

小菅武夫

以テ兒童皆君ヲ敬慕シテ良師ヲ得タルヲ喜ブ同年四月二十四日同校本校部ハ春季遠足會ヲ擧行シ高等科第一學年男女貳百五十名ノ兒童ハ北原訓導等ニ引率セラレテ須川鴻ノ巢方面ニ遊フ君モ亦指導監督員ノ一人タリ其歸途一兒アリ千曲川ノ假設橋ニ由リテ彼岸ニ到ラントシ過ツテ激流ニ落チ溺死セントス君之

ヲ見テ直チニ衣ヲ脫シ奮然水內ニ躍リ入リ死力ヲ盡シテ之ヲ救フ兒童ハ君ノ爲ニ救ハレタルモ激流中ノ動作ノ爲ニ君ハ疲勞其極ニ達シ又春猶寒キ信山雪解ノ水冷ニシテ身體ノ自由ヲ失ヒ終ニ溺死ス時ニ年二十三嗚呼悲シイ哉君性寡言ニシテ浮華ヲ好マズ情義ヲ崇ヒ孝友ノ道ニ篤シ嘗テ曰ク自己ヲ愛スルガ如ク自己以外ノ萬物ヲ愛セ無條件ニシテシカモ唯隣人トシテコノ願ノ完成ニ自己ニ與ヘラレタル全生命ヲ捧ケヨト是レ君ノ本願ニシテ殺身救兒ハ即チ此本願ニ一命ヲ捧ケテ玉碎シタルモノナリ其行爲ハ全校ノ師弟縣下ノ士人ヲ感動セシメ千葉長野縣知事ハ親シク君ノ遺族ヲ慰問シ舊上田藩主松平子爵ハ特ニ賻ヲ贈リ同年五月四日校葬式ヲ擧グルヤ勝田文部大臣ハ弔辭ヲ呈シテ敬意ヲ表セリ是レ皆異數ノ事タリ嗚呼人誰カ死ナカラン而シテ一死能ク教育界ノ典型トナリ永ク世道ニ裨益ス死シテ餘榮アリト謂フベク君ノ英靈亦以テ自ラ慰ムベシ余モ亦上田市長勝俣氏ヨリ君ノ事ヲ聞キ深ク感ズル所アリ乃チ有志者ノ追慕建碑ノ美擧アルニ因リ其事ヲ記シテ以テ後ニ傳フト云フ

育英爲樂　救兒捨身　孰謂季世　尙有斯人

昭和四年十二月

東京文理科大學教授文學博士中山久四郎撰

此碑は、小菅武夫氏葬式後、上田市内日刊三新聞社、及小縣上田教育部會發起となりて、義捐金を募集し、昭和五年十一月遭難地附近に、建設せられし者なるが、よく氏の事蹟を詳記せり。又小縣上田教育部會氏の遺稿を集め、「小菅武夫君」と題して上梓し、之を世に頒ちしが、此兩者に依り職に殉じたる、氏の崇高不拔の風格を永遠に傳ふべし。

遺骨は上田市新町向源寺に葬り、法諡を義心院釋德厚武夫晩鐘居士と云ふ。行年二十三歳。

小河滋次郎

文久三年十二月三日上田の馬場町金子家に生れ、後小諸藩小河直行の養嗣となり小河姓を稱す。後東京專門學校より外國語學校、東京帝國大學法律專科卒業、內務省警保局に職を奉じ後獨逸ベルリン大學及ボン大學に法學を學び歸朝、明治十九年警視廳第四部長となり、二十四年監獄課長となり、累進して三十一年司法省監獄局獄務課長となり、三十九年「監獄法」の論文を以て法學博士の學位を受く。此間二回外遊せり。四十一年清國政治に招かれて獄務顧問となり、四十三年歸朝後は官を辭して社會問題、刑事監獄問題の研究に沒頭せしも、同年又歐米を視察し、歸朝後內務省囑託として國立感化院創立事務に參與同院長となり救濟事業調査委員となり、大正二年大阪府囑託として社會事業協會を起し、また現時着々其成績をあげつゝある方面委員制度を創立したり。十三年九月日本濟生會理事として活動中、偶々宿痾重く、十四年四月二日大阪市住吉區天王寺町常盤通りの自邸に逝く。享年六十三。

博士の文章は已に定評あり、亦詩歌俳句も作れり、雅號俳號を嶽洋と號す。

朝の客出直して來る日永かな
故郷に見覺えがある柳かな
菜畑に一株目立つ椿かな
吾家とも見ゆる隣の幟かな
君なくて淋しき花のつとひかな
盲目のつんぼうらやむ花見かな

學生時代に試驗なぞにつき少しも頓着せず、しかも成績は優等なりき。加ふるに博覽强記にて、讀むともなしに一寸見た事にても能く覺え居て文章に引用さる。又博士は或點に就ては不器用にて、自轉車流行の時代に屢々失敗されたることあり、彼、途中英國大使の馬車に衝突し車體はメチャ〳〵になれるも幸に怪我はなかりしと謂ふ。

博士會に於て博士に推薦の議ありしも、其當時已に文部省を經て東京帝國大學に論文が提出されて審査中なりし爲め、折角論文を提出したる者を推薦するは本人の意志に反する嫌あるより見合すべしとのことにて推薦されざりしも、其後間もなく論文により法學博士の學位を授與さる。

博士は學識豊富、頭腦明晰にして、文章に堪能なりしこと前述の如し、從つて著書も少からず、而して夫れが何れも短時日の間に編述されたるなり。其著述を擧ぐれば、

一、監獄管理法　一、日本監獄法講義　一、看守必携　獄務提要　一、監獄學　一、獄務攬要　一、獄事談　一、監獄作業論　一、答刑論　一、刑法政正案の二眼目　一、未成年犯罪者の處置　一、監獄夢物語　一、監獄訪問錄(漢文)　一、根なし草　一、丁未課筆(春、夏、秋、冬の四冊)　一、未成年に對する刑事制度の改正に就て　一、少年裁判所の採否如何　一、監獄法講義　一、救恤十訓　一、社會事業と方面委員制度

大阪にて博士監修の社會事業研究に、掲載されたる論文を輯錄せば大冊子となるべし。目下我上田市圖書館に小河文庫として、其著書の全部と其論文の大部分は保存されつゝあり。

想ふに博士が前後四回、歐米を漫遊し、官吏としては、僅かに高等官三等に過ぎざりしも、其他は行く所として可ならざるなき、多幸の生涯なりしなり。卽ち前半面は、監獄改良の泰斗として仰がれ、後半面は、社會改良の木鐸として歌はれ、名聲藉々たり。氏の訃音の傳はるや、大阪市內外四十有餘の團體は、相一致して葬儀一切を負擔し、氏の恩誼に酬ゆる爲め、謝恩葬と名づくるに至つては、氏の德望の彌やが上にも高きを見る。氏の芳名は萬世不朽なるべし。氏の訃音天聽に達するや、其生前の功勞を賞し、從四位勳四等に陞叙せらる。大阪方面委員常務委員會にては、我國方面委員の開祖ともいふべき、大阪方面委員制の創設起案者たる故博士の頌德碑を、大阪府知事官舍別館前の廣場に建設せり。碑の高さ一丈一尺五寸、臺石三尺五寸、篆額は清浦奎吾伯にして、撰文は全日本方面委員聯盟副會長大久保利武侯なり。次の如し。

小河博士頌德碑　正二位勳一等伯爵清浦奎吾篆額

我邦獄制及社會事業ノ泰斗世ニ我法學博士小河滋次郎君ヲ推ス久シ君文久三年十二月三日信州上田ニ生ル金子宗元氏ノ第二子後小河姓ヲ冒ス東京專門學校東京帝國大學ニ學ヒ監獄學ヲ專攻ス明治十九年內務省ニ屬クリ神奈川縣典獄警視廳典獄ヲ經テ內務司法

兩省ニ監獄事務官トナリ監獄局長事務取扱ニ進ム其間帝國大學ニ監獄學ヲ講シ始メテ其大系ヲ立ツ萬國監獄會議ニ差遣セラルルコト四タヒ獄制ノ釐革君ニ負フ所多シ三十八年法學博士ヲ授ケラル四十一年清國ニ聘セラレ居ルコト二年其獄制ヲ改ム大正元年予大阪府知事タリ二年君ヲ聘シテ府民ノ福祉ヲ圖ル社會事業ノ面目爲ニ一新ス六年國立感化院ノ創立ニ方リ院長ノ事務ヲ兼掌ス旁社會事業研究會ヲ設ケ啓導京都兵庫愛知岡山諸府縣ニ及フ七年府知事林市藏氏ヲ助ケテ府ノ方面委員ヲ創置シ盡瘁年アリ十三年任ヲ辭シテ財團法人日本生命濟生會ノ理事長タリシニ尋テ二豎ノ侵ス所トナリ十四年四月二日卒ス享年六十有三官君カ多年ノ功ヲ錄シ特ニ從四位勳四等ニ陞叙ス大阪方面委員諸氏ハ君ノ志ヲ繼キ力ヲ隣人ノ扶掖ニ致スノ士ナリ頃者胥謀リテ君ノ功績ヲ貞珉ニ壽ウセムトシ文ヲ予ニ需ム予ヤ君ト舊アリ諸益鮮カラス故ニ喜テ事歷ヲ次第シ君ノ遺澤ヲ憶フコト深シ顧フニ此碑獨リ君ノ碑タルノミナラス又我邦獄制及社會事業史ノ一標碣ナリト謂フ可シ

昭和八年十月

正三位勳二等侯爵大久保利武撰

坂本賢二郎書

山極勝三郎

上田藩士山本政策の三男、文久三年二月生る。十三歳の時、松平侯の御典醫山極吉哉家の養子となれり。



山極勝三郎

明治二十一年東京帝國大學醫學部に入るや、常に首位を占め特に優待せられ、同窓同學の人皆之を敬仰す。古語に所謂囊中の錐は蓋し此の如きを言ふなるべし。卒業後同大學助教授に任ぜられ、明治二十四年四月獨逸に留學し、同二十七年歸朝後同大學教授となり病理學を專攻し、明治二十八年醫學博士の學位を授與せられ、爾來專心癌の研究に從事し明治二十二年より昭和四年迄其論文の數は實に七十有餘篇の多きに達し、一

般病理學、病理組織學に關する論文の外、特に脚氣、日本住血吸蟲病、癌腫の病因に關する研究は有名にて、かの人工癌腫の實驗的發生の成功は癌腫發生學上一新時期を劃し世界的業績として世に知らる。尙臨時脚氣調査會委員、學士會員、日本病理學會名譽會長、帝大名譽教授等に列せられたり。昭和四年三月二十三日、在東京獨逸大使館に於て、內外朝野の紳士列席の下に、獨逸大使より、癌研究に對し名譽あるゾフィ賞金を授與せらる。此賞金は獨逸ミュンヘン大學のボルスト、デーデライン、ロンバルク及ザウエルブルフ博士等碩學共同審査により、全世界の醫學者中、前年度に於て癌の發生並に其豫防に關し、最も優秀なる研究を發表したる、學者の名譽の爲めに授與さるゝものにて、同博士はフイビーゲル・ワールブルグの二碩學に續いで、第三回の榮譽を擔はれたるものなり。昭和四年六月二十三日東京會館に於て博士の祝賀式擧行せられ、出席者二百餘名に及べり。博士は平素に於て非常なる困苦と病魔と戰はれつつ、世界的大事業を完成せられたるものにして、嘗て大阪に於ける學會に出張せられたる時、劇かに病勢亢進し、京都大學病院に約半ケ年許り入院せらる。其時の如き「目下の急務は唯忍耐にあるのみ」と壁間に大書せしめて一言も發せざりしが如きは、如何に其意志の强固なりしかを窺はる。昭和五年二月二十三日頃より肺尖に冒され、入澤博士の治療を受けられつゝ、三月二日遂に逝去せり。行年六十八歲學界に於ける偉大なる功績は天聽に達し、特に正三位勳一等に叙し瑞寶章を授けらる。博士夫人包子は其內助の功、大なるものありしと云ふ。

氏は明治三十二年頃より、十七文字に興味を有ち、俳號を曲川と云ひしが、其作の添削を人に乞ひしことなく、曰く、なほせば山極が無くなる。と言へりとぞ。

ソフィ賞受領に際して

ごほうびのよそからなるぞなほうれし。

ソフィ賞老の身に活を入れ。

遲くとも認められたる滿足さ。

人工癌發生に成功せし時

癌出來つ、意氣軒昂二步三步。

次女梅子の結婚に際し

嫁すがたみてほくそ笑むおやじかな。

三男出産の際

生ふ聲は父へ土産の一と鐙。

ひと聲が浮世の塵の吸ひ初め。

三男じや無論三郎と名づくべし。

臨終の際
千萬の責を果さず死ぬる身は心苦しくそありける。
某老人談

細川吉次郎



細川吉次郎

文久三年九月三日小縣郡諏訪形村（上田市城下）に生る。長じて父と共に蠶種製造業を創め、相協力して其家運輓回に孜めたり。明治九年十五歳の時より專心家業たる農蠶業に從事して、勤勉勞苦、所謂星を戴きて家を出で、月を踏みて家に歸るを常とす。或は田畑の耕耘に或は山野に草薪を採り、時には上田町へ下肥汲み取りに、朝食前數回の往復を重ねたる事すらありと云ふ。又冬期農閑の際には、莚、繩、草鞋、草履等の藁細工は總てに渉り之を製作し、以て自家用に備へ、養蠶時期に至れば、蠶兒の掃立より、上簇、製種に至る迄自ら主となりて之に當り、又蠶種販賣にも、父に從ひ各地に出張せり。然るに明治二十六年城下村長に當選以後は、種々の公職上鋤鍬は採らざりしも、しかも寸暇をも惜みて常に家業にいそしめり。明治二十六年即ち三十二歳の時、選ばれて城下村長の職に就き、其在職中小學校舍の增築、高等科新設等、其他村治上に貢獻し又大正三年八月には上田町長に推擧せられ同七年八月再選、市制施行に關しては、幾多の努力の結果、遂に大正八年五月一日市制實施の布告を見るに至り、其際上田市長臨時代理者を命ぜられ、同年八月選ばれて初代上田市長に就職。同十二年八月同市長に再選せられしも、同十三年五月其在職中、病氣を得て遂に逝去す、其市長在職中、城下村の併合、上水道の完成、市有林の造成、招魂社の改築、公會堂の新築等、其功績大なるものありき。資性溫厚にして謙讓、苟も倨傲尊大の風なく、上下の隔て無く萬人一樣に交際し其日常の生活は勤儉を旨とし、衣食住儉約質素、常に粗衣粗食に甘んじたり。又孝心に篤く、父の逝後は、母に對する朝夕の孝養怠らず、よく其命に從ひ、一家

の大事は必ず其指揮を仰ぎて處理せり。一朝老母の病に臥すや、終始其病室を見舞ひ之を慰め、或は按摩をなし其他母の命ずる所は、他人を煩はすことなく、自ら之を辨ずるなど、其孝養の至情感ずるに餘ありしと云ふ。是れ氏の五十餘歳上田町長在職中の事なりき。又友愛の情に富み、兄弟互に相親み、常に相倚り相扶け萬事協力して、一致の行動を爲したる、其親睦の狀鄉黨の人々皆羨まざるものなかりと云ふ。

大正十二年二月病に罹り、種々療養に手を盡したるも漸次病勢惡化し、五月廿五日遂に逝去せり。享年六十四。上田市會は故人生前の功績に酬ゆる爲め、市葬となすに決し、五月三十日、舊城下小學校跡地なる式場に於て、いとも嚴盛大に送葬の儀を行へり。此日市内は弔旗を掲げて、市民擧て哀悼の意を表し、四方より會葬せる者無慮五千に及び、弔詞弔電數百餘通に達せり。法號を玉祥院吉峰卓立政勳居士と云ふ。

勝俣英吉郎

慶應元年三月十八日上田藩御殿醫勝俣家に生る。明治十二年東京外國語學校、十六年東京大學醫學別科に學び二十年卒業、二十一年乃父の業を繼いで上田市に開業せり。二十八年三月、日本赤十字社救護班員として、日清役に清國及臺灣に出征、次いで三十七八年日露戰役にも亦出征し、その功に依り勳六等瑞寶章を賜はる。後ち縣醫師會長となり、四十二年三月補缺選擧にて縣會議員となり、大正八年市會議員に當選して二期選ばれ、大正十二年市會議長となり、細川市長物故の跡を受け、十三年七月十四日市長に就任後再選せられ、昭和五年四月七日に至れり。氏は四年十一月以降兎角健康勝れず、五年一月に入りては、更に病勢進みつゝありしも、責任を重んじ病を抑して出勤し、繁激なる各般の市政を掌理せられたり。三月中旬より自宅に引籠り、專ら靜養中四月七日病革り、遂に永眠せり。



勝俣英吉郎

勝俣市長の市に對する功績としては、大正十三年七

月就任以來教育に、運動方面に特に力を注ぎたる事は新時代の都市として頗る當を得たる事とゝして市民の等しく賞揚せる所なり。其主なる事業としては、大正十三年市内道路花園線の新設、丸子鐵道の開通、上田高等女學校專攻科設立、城下校体操場の建築、上田警察署移轉新築、住吉町の新設、昭和二年上田公園の擴張、上田電話分室の設置、上田刑務所の移轉、上田溫泉電車北東線開通、市營運動場の完成、小學北校新築上田神社昇格、上田機關分庫の設置、市營屠場の計劃上田市中央道路の完成、昭和四年兒童遊園地完成、上田徵古館の設置、上田市立圖書館の内容充實、蠶業取締支所移轉改築、染織講習所擴張、中學校學級增加實現、上田水道の改善、市史編纂着手、汚物棄却場の新設等にして、市民に幸福を齎す各方面の事業極めて多し。

氏は醫家にして又政治家なり。醫としては世間の信頼を博し、政治家としては民衆の敬仰を受け、その他各方面に於ても、亦重鎭として牛耳を執れり。氏は資性剛膽にして寡言、常に默々の間に於て萬策を計劃し發表すれば其確信を斷行するに力めたり。卽ち市長として、僅々一期餘に於ける事業の成績、歷然として見るべきものあるは、蓋し是れが爲めなり。

市長逝去により、上田市會は急遽協議會を開き、故市長葬儀は市葬に決し、在職中市政に貢獻したる功勞に對し功勞金贈呈の件を可決せり。

四月十三日市葬は小學校北校々庭に於て佛式を以て行はる。會葬者は縣内外各方面の貴顯紳士、市内各種團体、小學校職員生徒並に一般有志者を合算して一萬有餘に及び。縣知事、代議士二十餘名の弔詞、約四百名の弔電あり、五時半式を了る。戒名は、高潔院道悟英俊閣成居士。

俳句及和歌、特に俳句に堪能なりしは、周知のことにして、閣成宗匠とて一家をなし、傑作句尠からず。左に其數者を記るす。

命ありて春ありて花の吉野山
迎火や父のおもかけ母の顏
何と見ん桐の一葉に蟬の殼
月今宵爲ことならは竹きらん
あの男ゆかは立つべし小田の雁
杳につく霜の落葉や朝またき
龍膽の何思ひ草野は枯れぬ
けしの花見て居るうちは散らさりし
脫捨てしみのにをかしき蛙かな
蟬啼てくるしやみのゝむらかはき

片手綱馬上に扇見事なり
人老て炬燵にあれる踵かな
世ははかな電光石火酒酌まん
篠原の浪すゝしとや白髪首
川そひや僂ゆく雪の人

長男稔氏東大醫學部を卒業し、內務省衞生局に奉職す

小林直次郎

慶應二年九月十九日小縣郡青木村大字殿戶に生る。眞七郎の次男、明治十九年七月長野縣師範學校卒業、



小林直次郎

後小縣郡上田學校、小縣郡青木小學校長兼訓導、埴科郡視學、小縣郡青木尋常高等小學校訓導兼校長を歷任、同四十二年四月小縣郡上田男子尋常高等小學校訓導兼校長に任ぜられ大正二年二月文部省より教育功績狀及金牌並金五拾圓賞賜せられ、同三年五月小縣教育部會長、同八年四月小縣郡上田尋常高等小學校訓導並校長、上田實業補習學校長、同九年三月上田實科高等女學校長兼任し同年五月退職。六月小縣郡青木村長となり、大正十年長野縣會議員に當選、同十二年十一月長野縣會副議長に當選す。昭和四年一月青木村々長辭任。五月十二日病を得、同月二十日逝去せり。

氏は其生涯の大半を教育者として過ごし、晩年村政に、又縣政壇上にも立ちしも、其思想內容、其經綸の背景をなせるものは、每に教育者なりと云ふ立場なりき。又部下のため後輩のために、私かに資を貢ぎ、その結界最高の學府を了へ得たる者も、數人に上れり。平素勤儉自ら處り、時によりては惜しみなく出資し、同窓會其他の諸團體結成の爲めに、人知れず投ぜられたる淨財は決して勘からずと云ふ。

氏が上田の男子校に赴任せられたる時は、男女兩校間には兎角よからぬ空氣漂ひつゝありき。同一市內の學校としての統一を缺き、各方面に幾多の支障を來たし、職員招致に容喙するなど、又其影響は兒童に及び輕薄粗暴眞に眼を掩ふの狀態さへ現出せり。氏は此間に伍して中正事に當り、兩校の聯合運動會を創め、共

同研究會を設け、職員招致に全幅の誠意を傾け、兒童には從順努力の德を涵へ、一面早起會、登山等鍛錬的方面の施設を行ひたり。かくして漸く兩校和衷の實擧がり、兒童の狀態も一變し、刷新の功成り、やがて兩校統一の氣運は培はれたり。

黑澤鷹次郎



黑澤鷹次郎

利左衛門の長男、嘉永二年十一月二十三日南佐久郡崎田村(現今穗積村字崎田)に生る。明治十年二月同志者と謀りて、國立銀行創立を大藏省に出願し、八月第十九國立銀行創立總會に於て、取締役に選任せられ同五月資本金五萬圓を以て、同銀行上田本店及長野支店を開業す。同十七年九月第十九國立銀行頭取に就任、又信濃貯金銀行取締役に選任せらる。此年より兩銀行本店の所在地たる上田町に寄寓し、專心銀行業に從事せり。現在の八十二銀行支店の新築成りしは此十一月なり。明治二十六年十二月同志者と共に上田倉庫株式會社(繭倉庫の嚆矢、三萬圓の資本)を以て創立を出願し、翌年創立總會に於て取締役社長に選任せらる。同二十八年十月上田商業會議所設立に盡力し、十二月設立を許可せらる。同二十九年五月上田商業會議所會員に當選し、八月同會頭に選ばる。同三十七年より翌年にかけ、率先して軍事公債に應募し、且大に其募集に努力し、三十九年四月、三十七、八年戰

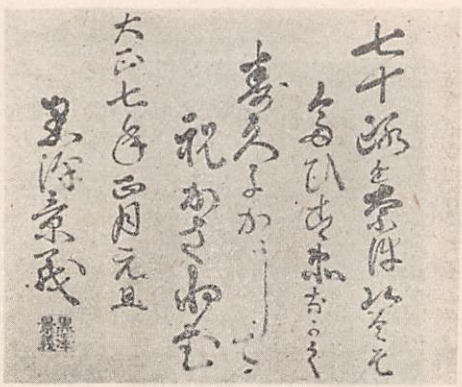

其筆蹟

十四年(三十三歲)二月信濃貯金銀行の創立を出願し、

役の功により、勳六等に叙し瑞寶章を賜り、翌年六月日本赤十字社より有功章を授與さる。大正二年一月第十九銀行資本金を倍增して三百萬圓とし、翌三年八月以後は歐洲戰亂の爲め絲價暴落せるに際し、大に之れが救濟に努めたり。

大正八年一月初めより、宿痾腎臟病にて臥床し、同月二十七日逝去す、行年七十一特旨を以て從六位に叙せらる。

翁の病歿せらるゝや、十九銀行、諏訪倉庫會社の同僚及從業者は勿論株主一同痛惜し、且其畢生の功績に對し感謝の意を表する爲めに四月株主總會を開き翁の胸像二基及紀功碑を建造す、其胸像の一は十九銀行本店に一は諏訪倉庫會社に建設せり。

曾て新聞紙上に岡谷製絲業の不振と之れに資金を投じつゝありし十九銀行の基礎危しとの記事あり。氏は之に就て「獨り岡谷ばかりではない。絲價の慘落で日本全國の繅絲家は皆ヘコタレて仕舞つた、しかしこんな事で製絲事業が全滅するものでない、金を貸した以上は其事業を助けて飽くまで更生させなければいけない、俺は銀行で貸付けた以上の私財がある、萬一の場合は此私財全部を投出して銀行には一文でも損をかけないよ」と。所信を述べしと云ふ此義俠的精神と、頭取としての責任感が、十九銀行の基礎に徹動だも與へずして、彼の難局を無事に克服して、今日の大岡谷市を築き上げたる素因をなせる此功績は、決して沒すべからざる所である。長男利重氏家を嗣ぎ現在八十二銀行の頭取として金融事業界に活躍す。

飯島保作

文久三年九月二十一日市內横町佐兵衞氏の長男として生る。（後鷹匠町に移る）幼少の當時は體質極めて虚弱なりしも後には健康に復せり。生來聰敏にして頭腦明晰博覽強記なり。明治二十五、六年頃東京神田區雉子町に圖々珍聞出て社會の評判を博したる際に、其投



飯島保作

書家中に上田花月の號を以て殆んど毎號狂句、都々逸等採錄せられざるなく、斯壇の一大家を以て目さるゝに至りしが。此花月其人は保作氏なりしなり。

明治十五年十月遞信省、郵便取扱役上田郵便局在勤同十九年五月三等郵便局長となり、後職を辭し銀行界に入り同二十三年一月第十九銀行取締役に選ばれ、爾後株式會社第十九銀行取締役、信濃銀行取締役、上田倉庫株式會社取締役、諏訪倉庫株式會社取締役等の任に當り、又明治廿九年五月には、上田商業會議所議員に選擧せられ、同年八月同副會、大正六年二月同會頭と成り、同十年一月滿期退職せり。又一方明治卅一年二月には、上田町收入役に選ばれ、此他上田稅務署所轄內所得調査委員、小縣郡會議員に當選せし事あり。大正八年二月、株式會社第十九銀行頭取に就任し、以來重任せり。

初め第十九國立銀行の經營には、よく其頭取黑澤鷹次郎氏を補佐し、財界不況に際し動搖を受けざらしめ後漸次各地に支店を設置し、資本を增加し、明治三十年三月私立銀行となりて株式會社第十九銀行と改稱以來信濃貯金銀行、野澤倉庫株式會社、株式會社信州銀行、株式會社南佐久銀行、株式會社東山銀行等を合併し、逐年業務の發展を加ふるに至れり。大正八年の好景氣に續いて不況の甚しき際に、四方の銀行が枕を並べて閉店、支拂停止をする間に在りて、貸付も拂戻しもなしたる其態度は、全く十九銀行の面目を保ち、少しの動搖もなさざりき。昭和六年六十三銀行と合併し八十二銀行(資本金壹千五百萬)圓を創立して、其頭取となり、前途尙氏の手腕を要する多々ある際に於て、病に冒され昭和六年七月廿六日、遂に逝去せしは惜むべき事なりき。

多趣味の人にして隨て各種の藏書に富み、特に江戸文學に關する者には、中央に於ても稀覯の書、多しと稱せらるゝ程なりき。氏は稀めて几帳面の性格にて、自己の主宰せる銀行事務は勿論、自家所藏の書籍記錄等も、極てよく整理せられあるのみならず、青年時代文筆に親まれて以來、業務の餘暇記述せし者、實に充棟と稱すべく、而て此等も亦悉く整然保存せられつゝありしを、友人花岡百樹氏、上田城と眞田父子、外數十篇を輯て一卷と成し、昭和八年「花月隨筆」と題し嗣子貞助氏之を出版し、知己に頒贈せられたりき。數多き藏書中、若し研究資料として、借覽を請ふ者あれば、之を快諾せられしは、恰も自ら、其研究を助成するを樂む者の如く、床しき美情より出で、他の多くの藏書家と、全く其趣を異にせると、又氏は小學校時代

には、成績優等にて異數の進級を見、神童の稱ありと傳へらる。世に、幼にして神童と稱せられ、四十過ぐればだゞの人、と云へる諺あるも、氏に就ては、此諺は當てはまらざる事なり、との二點を記して父子、外數十篇を輯て一卷と成し、昭和八年「花月隨筆」と題し、嗣子貞助氏之を出版し、知友に頒贈せり。尙左に氏が普通人と、異なれりと云はるゝ二點を擧ぐれば、多趣味なりしかば、蒐集所藏せられし書籍は、各種の方面に亘り多かりしが、其中に就き、研究資料として借用閲覽を請ふ者あれば、之を快諾せられしは恰も其研究を助成するを樂しむ者の如く、普通藏書家と稱せられ、其貸借を容易に許さざる者とは大に異なる所であり。又氏は小學校時代には、毎に成績優等にて、異數の進級を見、神童と稱せられしと、傳へらるゝも、世の普通神童と呼ばるゝ者、多くは所謂四十過ぐれば徒の人たるが毎である。然るに氏に於ては全く之と異り、頭腦の明晰なりしこと、終生變はるなしと稱せらる。

瀧澤助右衛門

梅吉勝誠の子、明治十七年八月九日原町舊問屋の家に生る。上田中學を中途退學、後ち上京、大成中學に通學、同校卒業。高等商業（今の商大）に入學せしも亦中途退學の後、早稻田大學文學部二ケ年を修業して歸鄉す。是れより父君の膝下にありて、永く財政の薰陶を受け、其手腕も著しく發達せり。當時父君を輔けて其業運送、倉庫業等に力を致せしが其細密精算は部下の人々をして閉口せしめし程なりきと云ふ。父君の性格その儘の氏は、又よく其面目を發揮したり。父君の逝去後暫くにして上田銀行に入り、常務より頭取となり專ら銀行の發展を計りしが、又上田溫泉電軌株式會社々長を勤め、交通事業にも關係せしが、不幸大正九年の財界の大變動より、銀行界益々不振となり、銀行は合併に次ぐに合併を以てする有樣にて、遂に名古屋市明治銀行の破綻より其取引銀行の關係上、舊き保證



瀧澤助右衛門

狀の事より迷惑を蒙り、其事件解決の爲め盡力中、昭和八年夏より病を得、菅平に靜養し、續いて上京治療を加へしも、餘病を併發し、十二月三十日遂に京橋區南胃腸病院に入院せしも正月二十六日病革り遂に遠行せり。享年五十歳。大輪寺の墓地に葬る。

瀧澤家は上田町兩間屋（一は海野町柳澤家）の一、原町間屋にて眞田氏以來の舊家なり。寛文三年以降明治二年に至る、二百六年間の間屋日記、二百餘冊ありしを、氏は此日記及文書類を悉く整理し、以て上田町史研究の資料に供するを圖り、又讀書に趣味を有せしを以て、豫約出版物の如きは、之を購讀せし者多かりき。嘗て一知人氏と會談中、談たま〳〵東大史料編纂掛出版の、大日本史料、古文書の事に及び、其人氏に言ふて曰く信憑すべき史料としては、目下出版中の者に在ては、大日本史料及古文書に如くもの無きも、其價廉ならず、然かも浩瀚なるを以て、徵力のよく之を求め得る所にあらず、而も自今以後、何程の出版を見るや、豫測し能はざるを以て、箇人購讀の容易ならざるのみならず、小圖書館位にては、購入不可能なるべき旨を話りしに、氏は側の書架上なる、大日本史料及古文書數冊を指し、予も此出版當初此書を購入せしも、我等素人の讀破し得べき者にあらざるを以て、中止せしも、日本史研究に最貴重なる出版物にして、此地方に所藏者之れ無くば、今我が所有せる者、及既刊分を、上田中學校々友會文庫に寄附すべしと話され、且既刊分寄附するも、其後の講入續かざる如きあらば、功を一簣に虧くに類するを以て、續刊分も亦寄附する事とせんとて、大正十一年三月現在の、大日本史料六十八冊（代價參百四十八圓）、大日本古文書六十三冊（代價二百二十九圓五十錢）を上中校友會文庫に寄附さるゝ事と成つた。然るに昭和七年、上田中學校、上田市の兩當局者、並に寄附者の三者相談の上、汎く閱覽の便に供する爲め、其所管を上田市圖書館内に移す事とした。續刊にて既刊寄附後、今日迄追々寄附せられし史料古文書は、百冊以上に及び、代價は約七百圓である。此一事は、以て氏の人と爲りの、一端を窺ふに足るものである。氏逝去後養嗣佳夫氏之を繼續して居らる。藏書中に此二大史料の在するは、上田圖書館の大なる誇と謂ふべく、氏の力よく之を致せるなり。

金子馬次

氏は明治三年一月十日小縣郡殿城村嘉伊作長男として生る、幼にして父母と共に上田の車坂に居住す、上

田中學校に入り常に首席を占め成績優秀なり、後父母と共に上京苦學して東京專門學校に入り同二十六年同校文學科を卒業し、直ちに坪內博士の推薦に依つて母校の講師に就任、同三十三年九月より三十六年十一月まで獨逸に留學生として派遣され、三年間ライプチヒベルリン、ハイデルベルヒの諸大學に於て心理學の權威ヴントに師事して哲學、心理學を研究、三十七年一月歸朝直ちに早稻田大學教授文學科教授主任となり、大に獨逸思想の皷吹に努む、翌年四月師範部が文學部に編入されるに及んで、哲學、和漢史學科主任となり故坪內博士を授けて文學部の發展に努力し、爾來文學部長として、心理學、哲學、美學等を講じ、一方文藝批評家として、論壇に活躍せり、四十三年十月より、



金子馬次

早大理事、昭和六年同常務理事となり、學校の樞機を占め今日に至る。早稻田中學創設に參創して同校々長となり、大正九年文學博士と成る。四十六年間の長きに亘り、早稻田大學々園の爲め盡したる功勞者にして、又我國哲學界の先覺として、學界に重きをなせりその根本傾向は、理想主義を以て貫かれしも、歐米の諸思想に通し、又文藝藝術への視野も廣かりし爲め、論理主義の乾涸に陷らず、豐潤にして生氣ある哲學的學風を示せり。而して美學はその最も長ずる所にして、個物の裡に人生の普遍相を描き出すを以て藝術美の本質とせり、多方面の歐米思潮の紹介、解說にも妙を得、「近代思想の研究」「歐洲思想大觀」「現代哲學概論「現代認識論問題」等多數の作あるも、体系的著作としては、「普通心理學」、「生活と文化」、「哲學概論」、「論理學」、「藝術の本質」等あり。外に譯書としてベルグソンの「創造的進化」、ニイチェの「悲劇の出生、善惡の彼岸」等あり、昭和十二年腎臟炎にて、加療中のところ、尿毒症を併發し、六月一日澁谷區松濤町の自邸で卒去せり、享年六十八歲。葬儀は三日準校葬として、早稻田大學に於て執行せられたり。

日常生活、趣味などに至つては、西洋臭は殆んど認められざる位にして、學問としての西洋哲學、並に歐洲

文學と生活並に趣味としての日本人——この二つが渾然一體となれるところに氏の哲學觀があり、晩年に至り其思想は愈々體系づけられ、文藝と哲學と一致點、これ氏の思想體系の第一段をなすものなりしなるべし。事實、文學と哲學この兩者の一致が氏の思想であり、そこに氏の興味もありしものにして、卽ち大西博士の哲學と坪內博士の文學との衣鉢を繼がれたる氏としては當然のことなり。

氏は所謂雄辨家にあらず、講義も上手と稱すべからざりしも氏と聽者との間の呼吸、全く一致せるは、其熱と學力との二者、人に超ゆるものありしに由ると謂ふべし。

篤行者

藤三郎

海野町の商人仙右衛門の子なり。兄弟四人あり、長子家を繼ぎて仙右衛門と稱し、次子小右衛門、三子藤三郎、季は女なり。幼にして父を喪ひ、長じて孝を以て聞ゆ。藤三郎人となり恭謹にして最もよく母に仕へ其侍養を妨げんことを慮り四十餘歳まで娶らず、母強いてすゝむ、乃ち命を奉ず。享保十七年四月藩侯金を賜ふて之を賞す。時に年四十九。(封内孝民傳)

はん(範)

はん女は上田城下の人にして父を源七と云ひ、母をすてと云ふ。家素より貧しく居宅なく、田圃なし。紺屋町に僦舍す。日々人に傭はれて生計を立つ。一日同組合の井戸にて誤りて釣瓶を墮せる者あり、源七を雇ひて之をとらしむ。源七縋り下りて之を取らんとせしに井中毒氣ありて、源七及他の一傭工と共に其中に死す。時にはん女年僅かに三歳。母寡居氣單たよる所なく生活に窮し、遂に巫女となり四方にさすらひしも、生來多病にして床に臥するの日のみまさりて困窮益々酷し。はん女漸く長じ母に事へて惰らず。冬の酷寒には山に至りて松の枯葉をかき、雜木の枯枝を拾ひ來り之を燃して母の被服を暖め、春の雪消には澤邊に至りて、水芹を採りて町に賣りて活く。夏秋農家繁忙の期は出でゝ傭はれ、百計母に供し奉意怠ることなかりしかば、是に於て母饑寒の患なくなりぬ。然れども、はん女は每食常に飽くことなく、弊衣は漸く肩を露せども一に孝養に心血を濺ぎ、日夕離苦し、我身の憔悴を覺えず。多年刻苦の跡は、自ら顏容にあらはれ、觀る者哀み憫まざるはなかりき。然るに母の病狀は、更に癒るとも見えず、年を經るに隨ひかへりて益々重り、遂に足は蹇ぎて起つこと能はず、之に次いで目は盲して見ること能はず。はん女の悲嘆たとふるにものなく、せんすべなくも、平日祈禱のために往き來せし家を訪

ひ、泣く〳〵も哀を乞へり。闔鄕愍然として食をおくる。餽あれば喜び歸り、先づ母に進め、餘あれば自ら之を食す。若し足らざることあれば、自ら佯りて食せる風をよそほひて母に捧げ、唯々其飽かざらんことを憂ひたり。かくの如くして、給食猶足らざりしかば、衣服什器を賣りて食に代へ、遂に弊れたる綿入一枚を母の着料として殘せるあるのみ。已は苦藁を以て身を纏ひ、辛うじて其日を送る。適々凶作あり、居民飢餓に陷るもの多かりしかば、市長戸毎に巡檢し救恤の米穀を施す。はん女の家に至れば、閉戸堅くして入る能はず、怪みて戸隙をうかゞへば、はん女遽かに母の着たる綿衣をとりて自ら之を着、苦藁を以て母の臥せる上に加ふ。後出でゝ市長に會ひ、年來の不運のかず〳〵より、母の奉養今や窮極に及べるを告ぐ、母も亦之を聞き、はん女が多年の心添へより、千辛萬苦尋常人のよく爲し能はざる所を以て盡せばこそ、今に我餘喘を保つなれと述ぶ。聞く者酸鼻せざるものなし。市長、戸首、同伍共にしらべ具狀して申告す。遇々藩侯江戸に在り、藩司傳を馳せて之を達す。是年三年命ありて特に米五斛を賜ひ、且市長に命じて、はん女の純孝を旌表し、すての廢疾の憐むべく、鄕隣宜しく力を戮せて其顚沛を扶持すべしと。是に於て、戸首同伍に命を傳ふ。衆感嘆して曰く、由來は　女は、母に仕へて至孝なるのみならず、天資淳良溫順人に對して謹愿なり、鄕隣の同情も亦至つて厚く、其窮乏を見ては、相すゝめて僅少なりとも、米麥を集めて聊かなりとも飢寒の急を扶けつゝありしも、連年の凶歉に遭ひ、各自其一家を養ふも、猶足らざるをおそれ、之を以て力を彼の母子に及ぼすこと能はず、天然知ることなきかと嘆聲を發せし程なり、今其家を救恤し其行を旌表し、人の子弟をして感動せしめ、浮薄の習をして、忠厚の俗となさしむ。吾等實地大賚を受くるなりと。皆命を奉じて感泣して退く。時に延亨元年にして、母年五十三、女年二十（封内孝民傳）

霖寰氏の贊に曰く

幹ニ母之蠱一　罹ニ此百憂一、色養恐レ缺　寤寐是謀
菽水匪レ薄　膏梁胡羞　孝子不レ匱　永錫ニ爾休一

重次郎

重次郎は横町の商人重右衛門の子なり。家號を丸屋といふ。繼母に仕へ孝を以て聞ゆ。市長之を旌さんと寶曆二年二月これを驛廳に召して賞す（同前）

三右衛門

鎌原村の人にして太助の子なり。幼にして父を喪ひ母に養はる。性敦厚にしてよく母に事ふ。家貧にして田宅なく。小作して生活す。農事の餘暇、鍛冶屋の傭夫となり、往きて煙炭を突く、常に早く往きて遲く歸る。往く日にあたれば、拂曉に起き飯食薪水より、母の勞を省くべきものは、悉く豫めこれを備へ、且隣家に行き、懇に母のことを託して出づ、歸るに及びて隣家を訪ひ、終日の恩を謝し、欣欣然として母を勞す。辭色愿疑觀る者嘆ぜざるはなし。母若し病氣あれば、日夜傍を離れずして、扶持奉養最も篤し。其少壯の時婦を娶ることを勸むる者あり、辭して曰く「家に眷族增さば、恐らくは孝養疏からん」と。明和六年三月藩侯米を賜ふて之を賞す。天明五年十一月疾にかかりて死す。年七十歲（封內孝民傳）

長吉

房山村の人なり。父を長左衛門といふ。家貧しく他に傭はれて其賃錢を以て生計を營む。傭家の食膳にも し異味あれば必ず之を包みて持ち歸りて之を父母に進む。嚴冬の期に及びて被服なし。老父の寒氣に苦しむを憂ひ、吾が着衣重ぬるあれば其一枚を解きて父を掩ひ、自ら薦席を覆ひて臥す。父性酒を嗜む。長吉一日二回必ず求めてこれを進む。或は父他出して夜に至りて歸ること遲ければ提灯を持ちて之を迎ふ。父命じて先づ歸らしむれば長吉命を奉じて出づ、出づれども自ら心安からず、是を以て陽に歸家を裝ひ隱辟して父を待ち施從して其前後をまもりて家に歸る。其心を盡すことかくの如し。明和六年二月藩侯米五俵を賜ふて之を賞す。年五十六。（封內孝民傳、日上書、上田領孝行奇特之者名前書）

そよ女（祖預）

そよ女は踏入村市郎右衛門の女なり。幼にして父を失ひ、母子二人落魄困頓して年月をおくる。女よく母に事へて其意に承順し、未だ曾て命に違はず、長じて孝を以て聞ゆ。冬は己が身を以て母の被服を暖め、夏は側に侍りて狀褥を扇ぐ、侍養の暇には紬をひき、木綿をとりて機を織り、或は傭はれて耕作を勵み、つぶさに艱難をなめ、以て衣服に供ふ。年既に十七八に至り、人爲に計りて云へるやう、「女天資孝順にしてよく

其身を愼む。而して貧苦かくの如く誠に憐むべきなり。婿を擇びて女に配せば、こひねがはくは、家道を補ふにちからんか」と。そよ女辭して答へけるやう「夫唱ひ婦隨ふは、人倫の常徑にして紊亂すべからず。邂逅に或は嘉婿を得ずして、妾に唱ふるに非理を以てするも、亦之に違ふべからざる時は、豈獨り力を母に竭す如くならんか」とて潔居三十餘年、毫末も玷あることなし。安永七年五月藩侯米五俵を賜ふて之を賞す。時に年五十四。（封内孝民傳、口上書、上田領孝行奇特の者名前書）

仙之助

仙之助は幼にして横町の太右衛門の贅、養父母に事へて孝養を盡して怠らず。家赤貧なれば日傭して以て生活を營む。父仙之助が實家の相應なる暮し向きなるに反し、かく朝夕勞役に服せしむることの氣の毒さに實家に立戻るべくさとせしに、仙之助答ふるは、吾等幼少より養育に預り、其高恩は實父とも毫もかはることなしとて專ら父母の心を慰め、勤勞してやまず。天明四年二月藩侯米五俵を賜ふて之を賞し且つ「父母倶に老ゆ、更に一層の心力を竭せ」と諭す。尚市長に命じては「仙之助は孝子なり宜しく特に庇護すべきものなり」と。（封内孝民傳、上田孝行奇特之者名前書）

加助

鎌原村勘七の子なり。年甫めて七八歳にして略々幼儀にならひ、能く父母に禮敬す。長じて躬行を重じ、里中これに化す。凡そ衣食資供、其上なるを父母に先づ献じて、後己れ其次なるを服用す。平素遠く遊ぶことなく、用事ありて出づることあれば、父母の好む所のものを購ふて之を進む。父母疾あれば晝夜安眠せず藥餌といひ、祈禱といひ、凡そ力の及ぶところは爲さざることなし。家素より窮困にして負債頗る多し、加助農をつとめ生計稍々賑し。陸續完償す。父母身体衰ふ。加助日の多からざるを懼れ、奉養最も勤む。天明七年九月藩侯米五俵を賜ふて之を賞す。時に年三十二（封内孝民傳、上田領孝行奇特の者名前書）

勘五郎

鎌原村の人なり、父を太右衛門といふ。家貧しくして居宅田圃なし、且つ父若き時より酒の故を以て身修まらず、これがため窮することも亦甚し。誰一人とし

て家を貸す者なければ、定まれる居所とてはなく道路にさまよふ。庄屋之を憐みて郷藏の側に居らしむ。勘五郎幼にして父母を敬ひ、長じて躬行しよく業を勤む。晝は田畑に行き力をつくして耕作し、夜になりては草鞋、草履を作り家族の用に供し、倘餘あれば、町に之を鬻ぎて錢に替へ、酒を沽ひて歸り父に進む。嚴冬に至り夜具なく、父母寢室に入れば、己が衣服を解きて其臥上を覆ふ。炎夏には牀枕をあふぎて凉しからしむ。勘五郎素より父の性行を憂ひ、其顏色をうかゞひて時に之を諫む。父後之に感動し、慙愧して行を改む。齢漸く衰へ酒をとゞめ美味を思ふ。勘五郎力を極めて之を進む。母亦老ゆるや、家事一切をたすけて、よく舉家其歡を盡す。近隣の者歎じて「子女を生みても勘五郎の如くんば望み充分なり」と、又輕薄の壯者その爲す所を觀、愧ぢて行を改むものありしといふ。勘五郎窮困のうちに成長して目に一丁字だに知らず、而して其行狀に至りては學識ある人と雖も或は及ばず、寛政元年閏六月藩侯米五俵を賜ふて、其邑に旌表す。

其方儀貧窮の身分にて兩親に孝行を盡し候段殊勝の至りに候依之爲御褒美米五俵被下之者也自今猶孝心をはげまし候はゞ天心に應じ子孫繁榮の基たる也

寛政元巳酉六月　　奉行

鹽尻組鎌原村　孝子勘五郎に

かん女

田町善助の娘なり。家もとより貧窮なるに父年漸く老ゆ。かん女出でゝ日傭となり、以て生計を立つ。然れども老衰の父一人家に殘し置くことなれば、食事の時分は勿論、樣子を氣遣ひ遠くに稼がず、ひたすら孝養に心を盡せり。天明六年午二月藩侯米五俵を賜ふて之を賞す、時に年三十五。（孝行奇特之者名前書）

乍恐口上書

田町善助

當年七十七歳

娘　かん

當年六十五歳

右善助義、元來困窮の者にて、夫婦共に日雇等相稼娘は奉公爲仕、今日を營罷在小者に御座候。然る所、善助病身罷成、押強候ての稼も相成不ゝ申、娘の日雇奉公の助成にて、養生等仕罷在候内、女房も病身にて、十四ケ年以前相果申候に付、別而困窮に相成り候得共娘奉公稼も不ゝ申、宿元へ引込親しく介抱仕、快き時

分は日雇等相稼、其時分は年若の女には御座候得共、甚孝心の者にて、心を盡し養生介抱仕罷在、長々の義其上次第に老衰仕、目も見へ兼候様相成候に付、聊の手業も相成不レ申、多くは打臥罷在御座候に付、誠に娘一人の稼を以て、今日を暮罷在候間、次第に困窮は相增候得共、娘かん親の氣前に背候儀も無二御座一候、朝夕の食事起臥の世話迄、孝心を盡し候様子、近所の者も及二見聞一噂申候程に御座候、日雇稼罷出候儀も、其時々親の氣前に背不レ申候様に仕罷出で、晝は立歸り、懇に食事等給させ、又罷出稼候様仕り、一日たりとも親の手許を離れ候事無二御座一誠に孝心故難仕稼長々仕候義、近所の者も毎度申聞候。然る所近年打續凶作にて米穀高値にて、中々一日の稼にては、其日を營み候事不二相成一候節御座候共、孝心の厚き志にて、親の氣前を痛不申候様、前文の通り朝夕介抱罷在候。女一人の稼にて、老衰の親を養育仕候義、誠に以て孝心の厚きに御座候故、是迄は飢を凌候義と奉存候、實に極難を凌孝心を盡候者の義に付、右の通り荒增申上候書面の通り相違の儀無二御座一候以上

午正月

九右衞門
九郎左衞門
瀨澤友彌

御奉行様

二月に至りて左の通り賞與あり

田町　善助、娘
かん

其方儀親へ盡孝心候趣、委細町役人共より申出候。特に女の身分と申困窮の中、格別の心懸に付、及二御沙汰一候處、右爲二御褒美一米五俵被レ下候。此已後彌以極老の親の儀盡孝心を可申候

二月

總右衞門の二子

總右衞門は海野町の商人にして家號を湊屋といふ。男子二人あり、長を吉太郎といひ年二十一、次を勝次郎といひ年十八、俱に孝を以て著はる。兄弟友愛の情甚あつく、父母に告げざれば、門戶を出でしことなく事あり遠地に行き、用辨せざると雖も、父母に告げし期、せまれば其遲れざらんことをうれひて、たちどころに歸る。歸りて其由を告げ、再び其地に行きて事を辨ず。父他に適きて還ること遲ければ、皆ゆきて之を迎ふ。父多病なるに及びて鳥魚の肉を食せんことを勸む。父答ふるに「家に餘財なく何んぞ之を食ふことを

爲さん」と、兄弟之を憂ひて魚屋に至り、購ひて約すに、切り目として送らんことを以てす、至れば乃ち父に侍りて、某々の人此魚を饋れりと稱し、烹燔して食膳に供す。其奉養に心を盡す率ね此類なり。家素より弟妹多し。衣類の洗濯、裁縫より家事一切皆母の手による、兄弟亦之を憂ひ、心をつくして母の仕事を助く。寛政元年十二月藩侯兩人に米三俵を賜ふて之を賞す。（封内孝民傳、上田領孝行奇特之者名前書）

榮次郎

鍛冶町の人なり。父を市郎右衛門といふ。鍛冶を以て業とす。幼にして孝、長じて益々敦し。父咽喉をわづらひ、むせぶこと甚しく、患ひ二十餘年に及ぶ。其嗜む所のものを伺ひて、常にこれを進む。久疾さわがしく使令することも重複し、事辨ぜざれば催促することも苛らけれど、榮次郎常に倦色なく、唯其命ずる所のまゝにこれ從ふ。弟に米吉といふものあり、同町利右衛門の嗣子となりしが狂疾あり、家に歸りて治す。其昏迷するにあたりては父母にさからふ、榮次郎乃ち父母に向ひ、弟のために謝してゆるされんことを請ひ父に向ひ懇にさとす。年僅に若冠、輕環の態なし。常に父母に侍して、未嘗て夜戸を出でしことなし。家貧にして孝養の至らざるを憂ひ、課工に充てし外更に夜業を務めて寢ぬ、これを以て父母の衣料にあてたり。外祖父七右衛門といふものありて同町に住し、家亦貧し、榮次郎憫みて禪儒を裁ちて之を遣り、或は金錢を給す。これ皆夜業より得たるの費を以てす。寛政九年三月七日藩侯米を賜ふて之を賞す。（封内孝民傳）

まつ（松）

鎌原村清之丞の女なり。四歳にして孤となり母に事へてよく其意に順ふ。家素より貧しく母子共に傭はれて生計す。まつ女貞淑にして勤々なるを以て人爭ひて婚をもとむれども侍養に人なきを以て皆之を辭す。親戚に藤三郎と云ふものあり、強ひて婚を請ふ、母も亦之に嫁せんと欲し之を女に告ぐ、まつ女辭す。母の云へるやう「汝固く執りて從はず、是かへりて不孝なり」と、女母の心を傷ましめんことを恐れ、遂に藤三郎にとつぐ。居ること半年にして離婚せざるべからざるの悲境に墜る。鄉人其年少にして寡となるを憐み、婿を擇ばんことを勸む。女「婿も其人にあらざれば家益々窘せん、恐らくは其人を得難からん」とて又辭す。母

年七十六、生を營むこと能はず、女紡織を勉め傭作に勵み、辛苦して母に奉ず、母疾あれば日夜その膝下を離れず、起臥を扶け、飲食を進むる皆其意にかなはざるなし、炎暑には枕牀を扇ぎて深夜に至る。寛政十一年九月藩侯米を賜ふて之を賞す。年四十四、（封内孝民傳）

武七

常田村の人、屋根屋を業とし、父を六平といひ、年八十九母七十四、武七父母に事へて日夜力を竭す。年三十許にして親姻相謀りて妻を娶らしむ。其妻舅姑を養ふに其道を盡さず、武七やむを得ずして之を出す。後業大にすゝみ居里比村殆ど武七を招きて葺替をなさしむ。武七早く起き飲食を具へ、起居を候ひ、父母の歡を得て然る後に往く。父性甚だ酒を嗜む。武七外にありと雖も日々再之を沽ひ持歸りて父に進む。平素父母食すれば其味の可否をうかゞひ、日暮るれば父母の側を離れず、父母寢ぬれば其傍に臥し、父母私かに起きんとすれば、必ず起きて之を扶く。父母喜びて曰く「兒日中は力作し、晨夜は勤苦す」と。同伍再娶をすゝむれども聽かず、同伍よりて其父母に告ぐれば、再びせんことを以てす。同伍父母の言を以て武七に告ぐ。武七曰く「人の大倫を廢せば世必ず我をそしらん、然れども妻を娶りて父母よろこばざれば勢出さざるを得ず。我を知る者は我を已むを得ずと云はん、我を知らざるものは或は父母の不慈を云はん、吾たとひ父母の令名を貽さずとも、父母の羞辱を貽すに忍びんや」と。鰥處して今にいたる。寛政十二年五月藩侯米を賜ふて之を賞す。時に年五十一。（封内孝民傳）

七女

常田村小三郎の女なり、幼にして父母に仕ふ、年十三にして父を喪ひ母に養はる。家貧にして自活する能はず、婢となりて仕ふ、主家に請ひて毎夕家に歸り母に侍して寢ね、昧爽に起きて、飲食爐火を設けて、然る後に主家にゆく。珍味を得れば、持ちかへりて母にすすめ、主家歳時の賃錢を給すれば之を母におくる。母其志に感じ、自ら艱苦を忍び、務めて費用を省き、七女のおくる所とあはせて、稍餘裕を得たり。遂に宅地を買ひ、居室も亦完し。母の喜悦大なるものあり、鄰佑其孝にして寡居するを憐み、偶を撰ばんことを欲し女に說く、女辭して曰く「家に男あれば、必ず男事

ををさむ、然れども貧賤の常態は、女子と雖も力を戮せざるを得ず、或は母を養ふに遑あらず、且その諧和を必とし難し、これ母の憂をのこすものなり、好意謝すべけれど不可なり」と。母年七十三、前年より疾にかかる。七女其側を去らず、抑搔扶持に心をつくし力をいたす、觀る者歎嗟せざるものなし。女曰「黽勉事に從ふは人の子の常分なり、何ぞ孝とせん。吾母の心を安んぜんことを願ふ、不幸にして家産なく、さきに母に離れて、婢たること數年、今家に歸り日々賃作して遂に母に熟食をつらぬることを得と雖も、妾心切に之を悔ゆ、今思ふとも及ばざるなり」と辭色悃懇たり。里嫗傳へて「子ある七女の如くんば望足る」と稱揚す。寛政十二年五月、藩侯米を賜ふて之を賞す。時に年四十七。（封内孝民傳）

万之助

新町總兵衛の子なり。年十三にして父を喪ひ、十四五歳にして近地に客作して母を養ふ。傭家に往かんとすれば、先づ母を慰めて後に出づ。小暇を得るあれば毎に疾く趨りて家に歸り、母をかへりみること日に兩三次なり。暮に歸れば必ず其好む處のものを購ひ來りて母にすすむ。母多病にして臥し勝ちなり、萬之助湯藥に意を用ひ日夜怠らず、又能く産業を勤め家貧しけれども饑寒の備は略々具はる。郷人の浮情の子弟をいましむるに「萬之助にならへ」といふを常とす。母亦其孝養の厚きに感じ竊に同伍に語りて「兒年猶若けれど日夜力作につかれ、且吾を養ふて劬勞す、困窮の人の常態にして已むを得ざると雖も、吾實に氣の毒に思ふ」と。同伍其狀を述べて庄屋に告ぐ。庄屋上申し寛政十二年十二月、藩侯米を賜ふて之を賞す。時に年十九。

乍恐奉申上口上書之事

右之者幼年の砌、父親に離れ母親に孝心に付寛政十二申年爲二御褒美一重き蒙二御意一、其上御米五俵被二下置一候處誠に難レ有仕合に奉レ存彌以て孝行を盡し申候處當二月六十歳にて母親病死仕候尤萬之助儀御高は所持不レ仕候得共小作にて農業專に仕罷在候に付乍レ恐此段以二書付一奉二申上一候以上

新田村庄屋
關常右衛門㊞
同村組頭
傳四郎㊞

御奉行様

宇平治

宇平治は佐七の子にして世々商を營み、始め房山村に居りしが後柳町に就舍す。性行愿慤にして父母を敬ひ平素他出するも必ず父母に請ひ其許可を得てはじめて往く。凡そ家事細大となく皆父母に談じ、然る後これを行ふ。父母の命するところ或は便ならざることありと雖も、其意に忤ふことを嘗てなし。妹あり、紺屋町の孫右衛門に嫁し、房山の舊宅に舍す。又よく心を盡して之を庇護せり。宇平治子なく、某男を養ひて嗣とし宇吉と稱す。年十二にして其動作殆んど老成にちかく、尋常の童子と見るべからず、近隣みな「父宇平治の教育のいたす所なり」とて感歎す。父負債あり、宇平治家業に勵精し信用彌々增し、遠近爭ひ來りて交易す。故に贏利も年々に增殖し遂に積年の負債も悉くこれを償還す。父母大に悅び常に人に語りて「今日の如くんば又何をか思はん、唯々老を養ふの一事あるのみ」と。享和元年四月、藩侯米を賜ふて之を賞す。時に年四十一。（封内孝民傳）

くさ女（玖瑳）

房山村傳助の女なり。明和四年四歲にして野竹村の四郎兵衛の養女となる。明年四郎兵衛死し養母の手に育てらる。くさ女天性孝順にして母子相愛す、思情親密にして實母子の如し。家貧にして田畑なく居宅なし。女長じて木綿をとり、織りて之を鬻ぎ、或は人に傭はれて勞働し以て母に給す。女其給料の多寡を口にせしことなく、常に人の與ふるままにす。將に傭家にゆかんとすれば未明に起きて食を具へ、母にすすめて後に出づ。憩息の暇あれば家に歸りて母を省み、傭家に異味あれば必ず持ち歸りて母に供す。母年七十八。くさ女侍して寢食に意を用ひ日夜怠らず、嚴寒酷暑には溫情もつとも心を致せり。同伍、親姻其繼嗣なきを憫み聟を迎へて家を立てんことを勸む。女答へて「他人家に入らば恐らくは老母意のままに自ら安くするを得ざるべし。請ふ時を待たれよ」母其志を感じて隣里に語りて「窮乏の家にありて女よく拮据勉勵し、憔悴して吾に事ふること至れり」と。享和元年四月、藩侯米を賜ふて之を賞す。時に年三十八。（封内孝民傳）

用八

用八は御所村の人なり。父を善四郎といひ、用八八歳の時に死す。用八母に仕へてよくその命に違はず。家に資財貧しく母勞苦して之をやしなひて成立せしむ。孝心益々あつく、聲名やうやくあらはる。朝夕の毎飯時つねに母にすすめて後自ら食し、炎暑沍寒奉養尤もあつく、母年七十八、衰老きはまり、身體肥滿して起臥動作に便ならず。用八常に心を用ひて之を扶持し、便器を執るに至るまで、百方盡さざるなく、其意を失はんことを恐る。故に母常に老苦を忘る。用八の鄉人と交るや、誠を推して之を待遇し、苟くもいつはらず、隣村に窘むものあれば、之が爲に規畫處置をなして、其安存をたすけ、無狀のものあれば、諄々として之をいましめ諭し、誠意唯々家を破り身を亡ぼし、遂に一鄉の俗風を敗亂せんことを恐る。これを以て鄉黨に重んぜられ、寛政十二年鄉人推して戸首となし、久しく之をつとめしかば文化四年遂に庄屋となり、同年四月比里長を賜ふて之を賞す。時に年四十三。（封內孝民傳）

るい

常田村兵九郎の女なり。家貧にして生を送る。兵九郎年漸く重みて、耕作もなし能はざるに至りしかば、江戸に出でゝ領主の邸に奉公す。るい朝夕父を案じて忘るゝ能はず、數々手紙を寄せて、貧しくも親子同棲の喜びに若くなきを以てす。父乃ち歸宅す。外にあること五ケ年なりき。るいこれより孝養に盡し、極寒の節自ら袷着のみにてありしことあれども、兩親には絶えて不自由なからしむるが如き、自ら粗食に甘んじ、飢渴に堪えざることありしも、兩親が嗜める酒を、日夕かゝしたることなく、文政九年の違作にて、酒の高價なりし時と雖も、其衣類を質入れて之を供せしと云ふ。年三十を超ゆれども夫を迎へず、人あり之を勸むるに「貧窮にて物事不自由の極みなるに他人來るありとも堪え得べくもあらざるべく、某にありても心のまゝに孝養をなし得ざることも出で來らんには、なか〳〵夫なき方勝りたるべからん」とていなみぬ。文政十年七月二十五日、るい郡奉行所に召され、賞詞ありて米三俵を賜はる。時に年三十一。常田村役所また其行爲を記して之を鄉閭に揭ぐ。（旌表宮）

よし女

常田村喜七の女なり。父の死後五年にして夫を迎へ別家せしが、夫病死せしかば本家なる親のもとに同居するに至れり。本家には老母の外、兄良助の夫婦と姪一人とあり。よし生來心底よろしき者にてよく母兄に仕へしが良助夫婦も相ついで病死し、其娘も弱き生れつきにて年頃になれども辛うじて自己の口稼をなし兼ぬるが如き有様なり。老母は既に八十餘歳の高齢にてもとより勞働に從ふべくもあらず、よし一人の手にて糊口をつなぐといへども亦年六十餘歳の老者なり、日傭をとるも壯者に及ばず、日々の凌ぎも行悩み、宮の落葉枯枝を拾ひて、薪となすが如きも數々なり。然りといへども、老母には日傭の中より折々よき品をとゝのへて供し、主家にて珍しきものあれば持ち歸りて供し、寒には己が着類を脱ぎて母に纏はしめ、薪炭に窮すれども、火鉢もて母の傍を溫むる等百方心を注ぎたり。文政十二年八月十七日郡奉行所に召出され、賞詞ありて米三俵賜る。尚其の狀情を憐み金一兩を與へらる。時によし年七十一。母年九十六。姪年十九歳なり。常田村役場も亦其の由を記して鄕閭に旌表す。(旌表寫)

武右衛門夫婦

左に夫婦孝行の奇特の口上書を揭ぐ

口上書

紺屋町

禪宗本海野興善寺檀那　當八十三歳　源四郎
　　當四十八歳　武右衛門
　　當二十六歳　女房
　　孫　四歳　松次郎
　　同　二歳　ま、ほ

右源四郎儀田畑一切無御座日雇稼幷小作農業渡世仕當時は老衰罷成然る處悴武右衛門儀幼年より農業精出し候間には日雇稼ぎ色々様々の渡世を勵み候得共總て貧窮の暮に候へとも、親父好み候食物等は、何にても調爲レ給申候、其價幾多に御座候得共、時借いたし日雇農業の間に草履草鞋等を作り、之を賣り其價を以て先程に相濟ませ、不自由成儀一切親に不レ知様に仕、平日食事杯も武右衛門夫婦は、粗飯計を給申候、幷着類等も破れ朝夕難儀仕候も、親父には食事の外、格別に好物に候得ば、寒夜には酒を造り置き、夜毎に之を暖め氣隨にあたへ、又は日雇

農業より歸り候ては、肩腰などを揉みて、何事に依らず父の意に背き候一切無二御座一候、女房の儀は乳呑兒を抱へ、乍レ伏一衣を脱ぎて父に寒夜を凌がせ候事、夜毎に御座候、親分申候には、多年武右衛門夫婦孝行心勞及難儀候、組合の者に悦び物語り候。右の趣源四郎組合より申出候に付、私共相尋候得ば相違無二御座一段申候に付乍恐奉申上候以上

文化十年酉十二月四日　紺屋町年寄　金澤源右衛門
同　吉兵衛

右の如く上申ありしかば翌文化十一年三月十九日武右衛門夫婦は町奉行役所に親類、組合、間屋年寄差添出頭の旨申渡され同所に於て孝心を賞せられ米三俵を下賜さる。

茂助

茂助は上田柳町の、家號千鳥屋と云へる仕立屋茂右衛門の子。父茂右衛門眼を煩ひ、家業出來兼ぬるに至り、漸く妻の助力にて、其職を續け來りしが、老年に及び眼病は一段惡く成り、且老衰せしかば、殆ど全く其業を廢するに至つた。父の長々の病氣、殊に老耄の爲め、樣々と六ケ敷要求を爲すも、少しも之に背くことなく能く仕へ、些の懈怠も無く母を扶けて看病した。文化十年六十六歳で、父の病沒した後は、朝夕母親に孝養を盡し、常に母の心を勞せざるに務め、又隣家近所の人々との交際も實躰にて、決して相爭ふが如き事なく、極て圓滿であつた。年廿七歳若き身分でありながら、夜遊等の事もせず、一心に家業を勵み、得る所あれば、親の借り置きし金子、所々に少許宛あるを、遲延を詫び乍ら、之を返濟し、中には年久しく成り、貸主も既に忘却せし分もあつた。此の如くなりしかば、皆人其心底の正直なるに、感ぜざるは無つた。此茂助の孝行と正直律義とは、町内の美しい評判となり、町役人より其狀を具して、奉行所に上申した。

篤行者史料

のぶ

のぶは上田領分福田村圓四郎の娘、文化二年十五歳の時、上田原町豆腐屋德右衛門に引取られ、其悴に娶はされた。然るに二年の後、夫病死せしかば親戚相談の上、年若故、親圓四郎方へ戻さんと申聞けし所、のぶは舅德右衛門は老衰し、其悴死去したので、家業は

勿論、外に徳右衛門を介抱する者も無い、老年の親を見捨てゝ、實父の所に戻るのは、心外の事と思ふ、故に此家に在て、家業に出精し老衰の親を養ひたい、と折入て歎願したので、一同感じ入り、其意に委せる事とした。其よりのぶは、夫存生中に習ひ覺えし豆腐の製造を、甲斐〳〵しく、一人で引受け、豆の仕入も自身穀屋に出懸けて、買調へて、舅徳右門には、少しも心配苦勞させず、又夜は針仕事をなし、舅の着物など手綺麗に拵へ、朝は未明に起き出でゝ、家業にいそしみ、一方老齢に及びし親の、朝夕の食事起臥の世話まで行届かぬことの無いやうにした。かゝりしかば、若き女の身であり乍ら、髪形など構ふ暇も無かりしが、更に意に介しなかつた。見る人其孝心に感ぜざるは無く、町役人も其篤行に感じ、其狀を藩奉行所に上申報告した。時に文化十年のぶ廿三歳、父徳右衛門七十七歳であつた。（篤行者史料）

青柳豊泊　御巡幸篇に載す
青木とう　御巡幸篇に載す

上田市史略年表

左の年表は、上田築城以前に於ては、上田地方が上代より國史上如何なる時代を經來りしか、を察すべき國史上重要なる事項の一斑、及上田地方に起りし事項、又其れと推考し得らるる事項とを記載し、築城以後に在ては、上田町に起りし各時代の出來事を知る一斑を記載したもので、略年表と稱する所以である

上田市史略年表

（天皇御名上の數字は御歴代々數、括弧内の數字は紀元年數、事項の上に●印あるは直接上田に關係無き重要事項）

天皇	年號		事項
1 神武	（元）	元	・正月一日大倭橿原宮に即位す
2 綏靖	（八三）	四	四月神八井耳命薨ず
10 崇神	（六二）	四八	四月十九日豐城入彦命をして東國を治めしむ、此御代に神八井耳命の孫建五百建命（たけいおたつ）科野國造と定め置かる
	（六六六）	三五	・諸國に池溝を開かしむ
11 垂仁	（七五五）	二五	・七月三日武内宿彌を北陸及び東方諸國に遣はして地形民情を視察せしむ、二七年二月歸る
12 景行	（七七〇）	四〇	・東夷叛す七月十六日日本武尊を遣はして之を征せしむ、四三年東夷平定尊歸途伊勢に薨ず
	（七九五）	五五	・彦狹島王を東山道十五國の都督とす王途にて薨ず、翌五六年八月御諸別王をして其職を襲がしむ
13 成務	（七九五）	五	九月國縣を分ち國郡に造長を、縣邑に稻置を置く

14	仲哀		九	(六〇)
15	應神		八五	(九四八)
16	仁徳		五五	(一〇二七)
17	履仲		四	(一〇六三)
19	允恭		四	(一〇七五)
21	雄略		一六	(一一三二)
24	仁賢		六	(一一五三)
29	欽明		二三	(一一三三)
30	敏達		一〇	
			一二	
32	崇峻		七	(一二四五)
33	推古		一二	(一二六四)
			一五	
			一八	
34	舒明		九	(一二九七)
36	孝徳	大化	元	(一三〇五)
			四	

・十月三日神功皇后新羅を征す
・二月王仁論語及千字文を献す
・蝦夷叛す上毛野田道之討て敗北す
・八月八日諸國に史官を置く
・九月氏族を正し誓神探湯せしむ
・七月養蠶を奨勵す
九月四日使を高麗に遣はし工人を求めしむ
・正月新羅日本府を滅す
・十一月一日百濟經論、佛工、寺工を献ず
・壬二月蝦夷邊境に寇す
・九月蘇我馬子佛殿を造る
・三月一日物部守屋等の奏請に依り佛殿を禁じ佛像を難波堀江に投ず
・馬子守屋を殺す
・四月三日厩戸皇子憲法十七條を定む
・七月三日小野妹子を隋に遣はす、十月國毎に屯倉を置く
・三月高麗僧曇徴等來朝す
・此年蝦夷叛す上毛野形名をして之を討たしむ
・六月十二日蘇我入鹿を誅す、十四日孝徳天皇卽位始て左右大臣及内臣を置く年號を大化と稱す
此年越、信兩國の民を磐船柵の柵戸となす

齊明	37	白雉（六五二）	三
		（六五三）	四
天智	38	（六六二）	二
			三
			五
		（六七一）一〇	
天武	40	（六七二）	九
			一一
持統	41	（六八七）	元
			七
文武	42	大寶（七〇一）	二
			三
		慶雲（七〇四）	元
元明	43	和銅（七〇八）	元
		（七一〇）	三
		（七一一）	五
元正	44	養老（七一七）	元
			六
			三

・四月戸籍を造る
・四月阿部比羅夫舟師を率ゐて蝦夷を征す
・八月我兵唐兵と戰て利あらず
・此年防人の壹岐對馬筑紫に置く
・十月百濟の歸化人を東國に置く
・四月廿五日鐘鼓を打て時を報ず
・五月一日金光明經を宮中及諸寺に講ず
・新字四十四卷を撰せしむ
・三月十五日高麗歸化人を常陸に置く
・十月二十三日諸國に仁王經を講ぜしむ
二月一日新令を天下に頒つ
・五月二十四日役小角を伊豆に流す
六月二日諸國兵士を團別に分ちて十番とし武藝を練習せしむ
・正月十一日武藏國和銅を獻ず
・三月十日都を平城に移す
・正月二十八日太安麿古事記を上る
五月二日國郡鄉の名は二字とし務めて佳字を用ゐしむ、風土記を編せしむ
・二月廿六日信濃上野越前越後の百姓を出羽柵に配す
・五月信濃國絁を調す
二月三日百姓をして襟を右にせしむ

		(一三八〇)	四
45 聖武		(一三八一)	五
	神龜	(一三八四)	元
	天平	(一三九一)	三
			五
			一〇
			一二
		(一四〇一)	一三
		(一四〇三)	一五
47 淳仁	天平寶字	(一四一九)	三
49 光仁	寶龜	(一三七〇)	元
			五
		(一四四〇)	一一
50 桓武	延曆	(一四四四)	三
		(一四四八)	七
			一〇
		(一四五四)	一三

・九月廿九日蝦夷反す將軍を遣はして之を討たしむ、五月二十一日舍人親王日本書紀を上る
六月廿六日信濃國を割いて諏方國を置く
・四月七日海道の蝦夷叛す、よりて征夷將軍を命ず
三月七日諏方國を廢して信濃に合す
・十二月廿七日出羽柵を秋田に移す
・八月廿六日諸國郡の地圖を上らしむ
六月十九日每國法華經十部を寫し七重塔を造らしむ
三月廿四日國每に國分寺及國分尼寺を造らしむ
・十月十五日詔して金銅盧舍那佛の大像を作る
・十一月九日坂東八國に勅し陸奥の急に備へしむ
・八月廿一日道鏡を造下野藥師寺別當に貶す
・九月六日和氣淸麿を召還す
・七月廿三日蝦夷を討つ
・際奥に覺繁城を造りて蝦夷に備ふ
・十一月三日國司等に濫りに水田を營み私に墾田を開くを禁ず
・十二月十三日王臣以下寺家の空閑地を兼併するを禁ず
・七月六日紀古佐美を征東大使とす
・十一月三日坂東諸國に粮糒を備へしむ
・十月廿二日平安京に遷る

		一六	・十一月五日坂上田村麿を征夷大將軍と爲す
		(一四六二)二一	・四月十五日田村麿夷首の降伏を奏す
		二四	・七月十四日最澄歸朝す
52	嵯峨	弘仁元 (一四七〇)	・三月十日藏人所を置く
		五	・五月八日皇子信、皇女貞姫等に源姓を賜ふ
		(一四七五)六	・七月廿日萬多親王等新撰姓氏錄を上る
		七	・此年空海高野山に道場を開く
		(一四七八)九	十一月一日新に富壽神寶錢を鑄る
53	淳和	天長三 (一四八六)	・九月六日上總常陸上野三國を親王の任國と爲
		四	・十月十五日甲斐に牧監を置く
54	仁明	承和八 (一五〇一)	・八月十九日大宰府の防人を對馬に分つ
56	清和	貞觀二 (一五二〇)	四月十九日天下の僧尼をして國祈を禱らしむ
		六	・七月十七日富士山噴火す
57	陽成	元慶二 (一五三七)	・三月出羽の俘夷叛く
			・五月四日藤原保則をして蝦夷を討たしむ
		(一五三九)三	九月四日縣坂岑を以て美濃信濃兩國の堺と定む
59	宇多	仁和四 (一五四八)	・九月十五日巨勢金岡賢聖障子を畫く
60	醍醐	延喜元	・正月廿五日菅原道眞を大宰權帥に貶す
		(一五六三)三	・二月菅原道眞薨ず
		延長五 (一五八七)	・十二月廿六日藤原忠平等延喜式五十卷を上る

61	朱雀	天慶（九三八）	二
		三	
62	村上	天暦（九四七）	八
64	圓融	永觀（九八三）	元
68	後一條	寛仁（一〇一七）	三
		長元（一〇二八）	四
69	後朱雀	長暦（一〇三七）	三
70	後冷泉	天喜（一〇五三）	四
		康平（一〇五八）	五
71	後三條	延久（一〇六九）	二
		（一〇七三）	五
72	白河	承保（一〇七四）	二
73	堀河	寛治（一〇八七）	元
74	鳥羽	天仁（一一〇八）	元
75	崇徳	保延（一一三五）	元
76	近衛	久壽（一一五四）	元
77	後白河	保元（一一五六）	元
78	二條	平治（一一五九）	元
81	安徳	治承（一一七七）	四

・十一月廿一日平將門反す
二月十四日將門誅せらる二月廿五日信濃國連に將門の誅を京師に報ず
・七月廿日菅原文時等封事を上る
・四月和名抄の著書源順卒す
・四月七日刀伊賊對馬に寇す
・四月廿八日源頼信平忠常を降す
・二月十八日延暦寺の僧徒關白頼通に強訴す
・七月廿六日安部頼時誅せらる
・九月十七日頼義安倍貞任を誅し前九年の亂平ぐ
・閏十月十一日記錄所を置き莊園の券契を記錄す
・三月神鳳抄成る
・二月延暦園城の二寺相鬪ふ
・十二月廿六日源義家後三年の亂平ぐを奏す
・四月一日山法師神輿を奉じて入洛す
・四月八日平忠盛をして西國の海賊を平定せしむ
・十一月廿六日源爲朝の亂暴に依り、其父爲義を罰す
・七月十日十一日保元の亂、三十日爲義等誅せらる
・八月廿六日爲朝捕へらる
・十二月廿六日平重盛等に命じ源義朝藤原信頼を討たしめ、廿七日信頼を誅す
・四月九日源頼政以仁王の令旨を諸國の源氏に下す

82 後鳥羽

養和（一一八一）	元	・五月廿六日賴政宇治河に平氏の軍と戰て敗死す
壽永	元	・八月十七日賴朝擧兵
	二	九月七日義仲方村山義直等笠原賴直と市原に戰ふ 十月十三日義仲依田城より上野に赴き、父義賢の舊故を招く、十二月廿四日上野を去る
（一一八四）	三	六月十五日横田河原の戰（源平盛衰記） 五月十一日義仲砥波山平氏の軍を破る 十月朔日水島戰海野幸廣敗死す
元暦	元	・正月八日源義仲征夷大將軍となる ・正月二十日宇治河の戰義仲粟津に戰死す ・二月七日一ノ谷戰
	四	・三月廿四日壇ノ浦の戰平氏滅ぶ 四月廿六日賴朝の臣志水義高を殺す
文治	元	・十月十一日義經行家賴朝追討の院宣を請ふ 三月十二日賴朝分國内の乃貢未濟の庄々に催促せしむ 七月十七日善光寺再興の爲め信濃諸人に合力の命を出す
（一一八六）	二	・壬四月卅日藤原泰衡義經を殺す
	三	・七月十二日源賴朝を征夷大將軍と爲す
建久（一一九二）	四	・五月廿七日賴朝富士野に狩す、曾我兄弟父の仇工藤祐經を殺す
	五	・七月五日延曆寺の請に依り僧榮西の禪宗を弘むるを停む

		（一八五七）	八
83	土御門	正治（一八五九）	元
		建仁（一八六二）	二
84	順徳	建保（一八七三）	元
		承久（一八七九）（一八八一）	元 三
85	仲恭		
86	後堀河	貞應（一八八三）	二
		貞永（一八九二）	元
87	四條	延應（一八九九）	元
		仁治（一九〇一）	二
88	後嵯峨	寛元（一九〇四）	二

六月十五日賴朝善光寺に參詣す
・正月十一日賴朝薨ず
四月海野幸氏越後鳥坂城に城資盛を伐つ
・七月廿三日源賴家征夷大將軍と爲る
・此年榮西建仁寺を建つ
二月十五日千葉成胤、泉親衡の密使僧安念を捕ふ
・五月二日和田義盛の亂、和田氏亡ぶ
・正月廿七日源實朝鶴ヶ岡に拜賀の禮を行ひ公曉に殺さる
・承久の亂、五月十四日後鳥羽上皇北條氏討滅の爲に兵を集む
・同月廿二日鎌倉軍西上す
・六月六日、十四日官軍大敗す、此日春日刑部三郎貞幸北條泰時の軍中に在り、宇治川の戰に著はる
・七月十三日幕府後鳥羽上皇を隱岐に遷し奉る、二十日順德上皇を佐渡に遷し奉る
・閏十月十日土御門上皇を土佐に遷し奉る
・六月十五日新補地頭の得分を定む
・八月十日式目五十一條を制定施行す
七月十五日北條泰時室賀に於て善光寺不斷念佛料を永世寄進す
・八月年八十歲を以て、藤原定家薨ず
九月向源寺上田原に創立さる
・七月道元越前に大佛寺を開く

89 後深草	建長（一二四〇）	二	・二月廿六日北條時賴將軍賴嗣に文武兩道を勸む
			・四月僧日蓮鎌倉に於て法華宗を弘む
		五	・十一月廿五日建長寺成る
			・九月十二日日蓮を佐渡に流す
90 龜山	文永（一二六四）	八	・十月五日蒙古軍對馬に寇し、十九日筑前に寇す
91 後宇多		一一	・九月七日時宗元使を鎌倉に斬る
	建治（一二七五）	元	五月廿八日鎌倉幕府の連署北條武藏守義政遁世、鹽田に籠居す
	（一二七七）	三	・閏七月一日大風起り元の兵船悉く覆沒す
	弘安（一二七八）	四	十一月廿七日北條義政鹽田に於て卒す
		五	・十二月八日時宗圓覺寺を創立す
83 後伏見	正安（一二九九）	三	此年鹽野神社再建？
	正中（一三二四）	元	・九月十九日討幕の謀漏れ、多治見國長、土岐賴兼等殺さる
96 後醍醐	元弘（一三三一）	元	・五月五日幕府日野俊基等を捕へ、六月鎌倉に押送す
			・九月廿八日六波羅の兵笠置を陷る
		二	・三月七日鎌倉幕府後醍醐天皇を隱岐に遷し奉る
	（一三三三）	三	閏二月一日吉野陷り村上義光義隆父子之に死し、護良親王高野山に逃れ給ふ
			・五月八日新田義貞兵を上野に起して勤王す
			五月廿一日義貞鎌倉を陷れ北條氏亡ぶ、此日鹽田國時父子鎌倉に於て戰死す
			・十一月十五日護良親王鎌倉に竄せらる
	建武（一三三四）	元	七月廿三日北條時行鎌倉を攻む
	（一三三五）	二	

97 後村上

延元（一九九六）	元	九月廿二日村上信貞坂木北條城を攻て之を陷る ・十一月十二日北畠顯家鎭守府將軍と成る ・十二月十一日義貞尊氏直義の軍と箱根竹ノ下に戰て敗る、此時村上信貞は足利直義より恩賞の地として鹽田ノ庄を宛行はる
	二	・三月二日多々良濱の戰菊地武敏の軍敗る ・五月廿五日湊川戰楠木正成戰死す
	三	・正月十一日瓜生保金ケ崎城を救はんとして成らず ・五月廿八日顯家石津に敗死す ・八月十一日北朝尊氏を征夷大將軍となす
	四	・九月義良親王宗良親王伊勢を發し海路東國に向ひ、宗良親王は遠江に着き給ふ ・八月十六日後醍醐天皇崩ず ・十月五日天龍寺建立 ・此年北畠親房神皇正統記を上る
興國（一三四〇）	元	・十一月十日北畠親房關城に移る ・十二月廿三日天龍寺船を元に遣はす
	四	・十一月關大實の二城陷り北畠親房逃れて吉野に赴く
正平（一三四七）	二	正月十一日尊氏武州金陸寺に浦野庄西馬越の鄕を寄附す
	三	・正月五日四條畷の戰楠木正行戰死す 七月五日上田に正平の年號を用て南朝の天長地久を祈りし者あり
（一三四九）	四	・正月十七日諏訪下宮祝部、高師冬を甲州須澤城に攻て之を殺す
	六	

		(二〇一三)	七
			八
			九
		(二〇一五)	一〇
			一三
			一四
			一五
			一六
			一七
98	長慶		二三
		弘和	元
99	後龜山	元中	九
100	後小松	應永 (二〇五四)	四
		(二〇六〇)	七
102	後花園	永享	一一
		(二一〇〇)	一二

・二月廿六日高師直師泰殺さる
・二月廿六日直義鎌倉にて殺さる
閏廿八日武州小手指原の戰、宗良親王和歌を以て軍氣を皷舞し給ふ
・六月九日楠木正儀等京師を復す
・十二月十三日足利直冬尊氏と戰ふ
八月二十日宗良親王兵を信濃に起す
・十月十日足利基氏新田義興を矢口渡に殺す
・十二月八日北朝足利義詮を征夷大將軍となす
・八月六日菊地武光筑後川の戰
・閏四月十日畠山國淸高野山を陷る、此役禰津氏諏訪氏も畠山の軍に從ふ
・(康安元年)十月廿七日畠山國淸伊豆に走る
(康安二年)二月廿三日足利基氏科野大宮に、天下安全を祈願せしむ
・七月新田義宗義治兵を越後上野の間に擧く
・十二月三日宗良親王新葉和歌集を上る
・壬十月五日南北朝合和
・十一月廿七日義滿後龜山上皇より尊號御辭退の御書を奉け請文を上る
・七月廿三日大塔合戰始まる
十月十七日禰津越後守遠光、大塔要害の大手に戰ふ
・二月十日足利持氏自殺
八月九日大井持光結城氏朝に應じ、永壽王を結城に入る

103 後土御門

嘉吉（一四〇一）	元	四月十六日結城城陥り、持氏の子春王安王永壽王皆捕へらる。此役村上賴清攻圍軍に在り、上田地方の武人之に從ふもの多し
寶德（一四四九）	元	八月九日小笠原政康結城攻圍軍に參加し、歸途小縣郡海野にて卒す
享德（一四五二）	三	・十一月三十日永壽王元服して成氏と云ふ
長祿（一四五七）	元	此年頃上田に太田三善義虎あり
應仁（一四六七）	元	・十月廿九日土一揆の要請に依り幕府德政の令を下す
文明（一四六九）	一六	・四月八日太田道灌江戸城を築きて之に移る
（一四八四）	一八	七月細川勝元山名宗全と京師に戰ふ、十二月十四日岩下滿幸村上氏と戰て海野に死す
		二月廿七日村上政清大井の城を攻て之を焚く
		・七月廿六日上杉定正太田持資道灌を殺す
		・六月五日甲斐の武田信昌佐久に侵入し、岩尾城を燒く

104 後柏原

延德（一四八九）	元	・正月廿六日武田信虎諏訪賴滿と戰ふ
文龜（一五〇一）	元	・二月洪水美濃國死者二萬余
享祿（一五二八）	四	十二月廿七日武田晴信海ノ口城を陷れ平賀成賴を殺す
		・七月十五日北條氏綱武州河越城に上杉朝定を攻む
		・十月七日下總國府台に氏綱里見氏等を破る
		五月十三日武田信虎諏訪村上二氏と連合して小縣海野を侵す
		・六月十四日武田晴信父信虎を駿河に追て自立す

105 後奈良

天文（一五三二）	五	
	六	
	七	
（一五四一）	一〇	

106 正親町

（一五〇三）一一		七月廿日武田晴信諏訪頼重を甲府に於て殺す
（一五〇五）一二		・八月廿五日ポルトガル船種子ヶ島に鐵砲を齎す
（一五〇六）一五		三月十五日戸石城の攻圍武田勝たず
	一六	八月十一日佐久志賀城信玄の爲めに陷る
		此年眞田昌幸生る
（一五一八）一七		二月十四日上田原の戰村上義清大に敗る
		・七月十五日武田小笠原兩軍鹽尻峠に戰ふ
	二一	・正月十日上杉憲政北條氏に逐はれ越後に奔り上杉謙信長尾景虎に賴る
（一五二三）二二		四月大須賀久兵衛尉狐落城に於て小島兵庫同小四郎等を討取る
		八月十四日信玄下之郷生島足島神社に社領安堵の狀を出す、此月村上義清居城葛尾を捨て、村上氏に屬する諸城多く武田氏に屬す、此月更級郡布施の地に於て甲越兩軍の戰あり
（一五二五）二四		・七月十九日甲越兩軍川中島に戰ふ
弘治（一五五七）三		・二月十五日武田軍葛山城を攻略す
永祿（一五五九）二		九月一日信玄下之郷神社に長尾景虎と戰ひ存分の戰を得んことを祈願す
（一五六一）四		・四月二十一日長尾景虎上杉氏を稱す
	六	九月十日川中島の大戰、此時眞田幸隆妻女山攻擊隊中に加はる
	九	七月廿八日信玄開善寺に寺領を還附す
		閏八月十四日信玄向源寺に禁制を出し、將士の宿營を禁ず
		・九月廿九日信玄上州箕輪城を陷る

(三三七)一〇		八月信玄二回分國將士の起請文を下之郷生島足島神社に納む
(三三八)一一		四月廿一日信玄鹽野神社に社領を增進して、越國境築城無事竣工を祈る
一二		十二月六日信玄蒲原城攻略を眞田幸隆信綱父子に報ず
		・閏五月三日上杉謙信北條氏政和睦す
		十月廿二日三方ヶ原の戰
元龜(三三三)三		四月十二日武田信玄伊那駒場に病死す
天正(三三三)元		五月十九日眞田幸隆卒す、廿八日武田勝頼眞田信綱に書を送り高天神城攻めの様子を報ず
(三三三)二		十一月十七日信綱蓮花童子院に四阿別當の職を安堵せしむ
三		五月廿一日長篠の戰武田氏の精鋭殆ど盡く
		此年眞田昌幸四阿別當の職を安堵す
(三三三五)四		正月十五日勝頼海野長門守同能登守に岩櫃城奪取の感狀を與ふ
(三三三六)六		・三月十三日上杉謙信卒す
		・五月十三日上杉景勝景虎を追ふ
七		・十月廿日景勝勝頼の妹を娶る
(三三四〇)八		三月九日昌幸眞田鄕の貴賤高野山宿坊を蓮華定院と約す
九		十一月廿三日昌幸岩櫃城を取る
(三三四一)一〇		・三月十一日勝頼田野に戰死し武田氏亡ぶ
		・六月二日織田信長本能寺にて弑せらる
		六月十日昌幸白山社造營の爲め寄附する所あり、十六日昌幸鎌原重春に書を送り

107 後陽成

		其盡力を賴む
		・十九日瀧川一益北條氏直と金窪原に戰て敗る
		七月廿四日上杉景勝其臣に小縣川西鹽田の地を宛行ふ、廿六日？昌幸北條氏直に屬す
		九月廿八日昌幸德川家康に屬す
		・十月廿五日氏直禰津宮内太輔に海野四千貫の地を宛行ふ
		三月八日昌幸諏訪部武石鹽川の内にて伊勢宮に五十貫文の地を寄附す
	（三三四三）一一	六月十七日昌幸矢澤薩摩守に沼田在城を申付く
		八月廿四日昌幸上田に築城工事着手す
	（三三四四）一二	・四月九日家康長久手に秀吉の軍を破る
	（三三四五）一三	閏八月二日昌幸德川軍を上田に破る、十三日信幸沼田の家臣に勝報を致す、廿六日丸子表にて眞田德川兩軍の戰あり
	一四	・正月廿一日家康秀吉と和す
	（三三四六）	二月十二日昌幸矢島主殿助に岩村田の内にて百貫文の地を宛行ふ
		元月十八日景勝書を矢澤薩摩に送て之を激勵す
		八月十四日昌幸大星神社に社殿修理料を寄進す、十八日願行寺後住職の事に就て注意を與ふ
		十月十七日秀吉昌幸に書を送り一身上の安全を保證す
		十一月廿一日秀吉昌幸に上阪を促がす
	一五	・三月一日秀吉大阪城を發し島津征伐に向ふ

一六		・六月十九日秀吉耶蘇教を禁ず
		・四月十四日聚樂第の御幸
一六		五月五日昌幸矢澤薩摩守に小縣に於て沼田二百貫の替地を與ふ
（一三四九）一七		・十一月廿四日秀吉北條氏討伐の軍令を諸將に下す、二十一日秀吉書を昌幸に送り名胡桃城奪取の北條氏の所業は許容し得ざる旨を告ぐ
（一三五〇）一八		四月七日昌幸上州松井田城の陷落を小田原に報ず、十七日秀吉書を昌幸信幸に送り小田原城攻めの狀況を報ず
		・七月五日小田原城陷る
一九		・十三日秀吉北條氏の故地を家康に與ふ
		正月十九日仙石秀吉小諸に入部す
		・九月廿四日秀吉朝鮮征伐の令を下す
文祿（一三五二）元		・三月四日朝鮮征伐の先鋒加藤清正等肥前の名護屋を發す此役眞田昌幸は名護屋を護り征途に就かず
		・正月一日秀吉再朝鮮征伐の師を發す
慶長（一三五七）二		・三月廿四日上杉景勝會津に移さる
三		・八月十八日豊臣秀吉薨ず
（一三六〇）五		五月三日德川家康會津討伐に決す、此役眞田昌幸父子德川軍に從ふ
		九月五日德川秀忠軍を柴屋台に進め上田城に迫る、十五日關ヶ原の戰東軍大勝す
		十二月十三日西軍に應じて上田に籠城せし眞田昌幸々村父子、上田を去て高野に赴く

	六	八月十一日眞田信之生島足島神社に社領四十貫文を寄進す、此月信之領内の寺社に寺社預安堵狀を與へたるもの多し
(一六二三)	八	・二月十二日家康征夷大將軍に任ず
	九	・二月四日幕府命じて一里塚を築かしむ
	一〇	・四月七日德川秀忠將軍宣下
	一一	三月二日信之和田大門長窪召還の百姓優免の定書を出す
(一六二八)	一三	六月十三日信之眞田白山寺に白山造營料として三十六貫六百六十五文の地を預く
		・十二月八日幕府永樂錢の通用を禁じ鐚錢を用ゐしむ
	一五	十月十日信之海野町肝煎免二貫文を與ふ
(一六二九)	一六	六月四日眞田昌幸高野に卒す
(一六三〇)	一七	八月廿八日信之青木半左衛門等昌幸在世中別て奉公せし人々を賞して祿を與ふ
(一六三一)	一八	六月三日寒松院溺く
		・此年仙石秀久小諸城四之門を造る
(一六三四)	一九	十月六日眞田幸村大坂に入城す
		十一月四日信之矢澤但馬に書を送り大坂陣中の注意を與ふ、八日仙石秀久武州鴻ノ巢にて卒去す
元和 (一六一五)	元	十二月四日關東軍眞田丸を攻て大敗す、廿一日江戸大坂講和成立
		正月廿四日幸村大坂城中より書を其姉に送る
		五月六日幸村伊達政宗の兵を擊退す、七日幸村安居天神社側に戰死す、八日大坂城陷る

	(二二七六) 二	五月廿日幸村の妻子紀州伊都郡にて捕へらる 六月廿三日信之鹽田十八ケ村の諸事肝煎役を命ず ・十月三日幕府煙草の栽培を禁ず 此年信之妻子を沼田より上田に移らしむ
	三	三月十七日信之原町の割直しを命ず
	五	五月五日信之小山久助の功勞を賞し二貫文の地を與ふ
	(二二八一) 七	三月七日信之新町に來る牢人を優遇す
	(二二八二) 八	・十月十三日信之松代移封に就き心事を出浦對島守に申送る 此年千曲川大洪水爲めに尼ゲ淵の水涸る
	(二二八三) 九	・七月廿七日家光將軍宣下
寛永	二	十月廿三日仙石忠政六万八十八石餘の知行宛行はる
	(二二八五) (二二八六) 三	四月十六日忠政城郭修築の許可を得
	五	四月廿日忠政卒す 六月十八日政俊家督を續ぐ
109 明 正	(二二九二) 九	此年六ケ村堰始て開通す
	(二二九四) 一一	三月五日政俊將軍上洛の供奉を命ぜらる
	一二	二月九日政俊其家臣加藤主馬助父子を誅す
	(二二九六) 一三	十一月政俊朝鮮信使來聘に付相州藤澤に於て往復共に饗應を命ぜられ翌年正月事畢る
	(二三〇一) 一八	七月四日城郭破損修覆許可老中奉書あり

		一九	三月政俊常州下館城の在番を命ぜらる 此年別所大湯の民家大半逃散
110 後光明	慶安（一三〇八）（一三一〇）	元 三	此年上田原村に長池を築く、山田池の大修築を爲す 八月十八日大笹街道訴訟幕府の裁許あり
		四	・八月十八日家綱將軍宣下
		三	・正月十八日江戸大火翌日に及び江戸城本丸燒失
後西院	明暦	四	・十月十七日眞田信之逝去
	萬治	二	・八月三日明暦三年正月江戸大火の際炎上せし江戸城本丸此日普請落成天守閣を廢す
112 靈元	寛文	三	七月石候施政條目を頒つ
	（一三三三）	五	五月政俊大坂城落雷の際盡力消火に努めし廉に依り、將軍より感狀に長刀一振を添へて賞與さる
	（一三三七）	七	二月三十日仙石忠俊卒す年廿八才
		八	三月十日藩上田町に命じ消防用水籠を備へしむ 十一月九日上田町内の馬を他領に賣るを禁ず
	（一三三九）	九	二月十五日仙石政明家督相續す 五月十一日矢澤分知
	（一三四〇）	一〇	七月四日藩少用の爲め坂木領に赴くを禁ず 十二月十九日門松には枝松を用うべきを命ず
	延實（一三四四）	二	七月廿四日政俊卒す芳泉寺に葬る

五	（三三七）		八月五日政明鳥居峠を巡見す
			九月六日室賀峠、八日保福寺峠、十九日地藏峠を巡見す
			十一月川西方面に追鳥狩を催す
七			此年上田時の鐘始る
			六月遊行上人上田願行寺に泊す
			此年堀越堰開通す
八	（三四〇）		・七月綱吉將軍と成る
元	天和（三四一）		十一月廿五日沼田の眞田家改易、栗本外記眞田辰之助上田藩預けとなる
二			・五月高札を諸國に建て忠孝を勵まし、奢侈、毒藥賣買、耶蘇教を禁ず
三			九月廿六日藩城下市場に於て買調ふべき品物を達す
三	貞享（三四六）		二月仙石氏舊新家臣の祿を四ツ物成に改む
四			五月廿日馬士に關する覺書を下す
			此年政明大宮、八幡兩社に玉垣を造る
			・正月廿七日幕府生類憐みの令を出す
			三月馬市に付鍛冶町に申達する所あり
			十月廿五日政明武器藏の新製の弓鐵砲を閲檢す
			八日廿七日幕府門外の犬を飼はざりし者を追放の刑に處す
			十月藩上田縞を買上ぐ
元	元祿（三四八）		九月四日海野町市日の變更を出願す
三			三月政明自ら手塚の池の見分を爲す
四	（三五一）		
五			

	六	八月二日政明家臣をして大學を講ぜしむ
（三五四）	七	七月廿七日より三日間千曲川大洪水諏訪部より御所迄一面の水と成る
		九月諏訪部橋一時船渡しとなり船賃を定む
		十月九日町中馬不足に付家中の雇馬を禁ず
（三五七）一〇		正月町分に條々を申渡す
一一		七月十四日蛭澤川出水被害多し
（三六二）一五		正月十一日鹽吹池修築落成す
		十一月五日時の鐘新鐘撞き初めを爲す
		十二月十四日大石良雄吉良義央を殺す
		十二月國繪圖上田藩擔任の部完成す
		十二月廿二日上田地方に強震あり
	一六	正月十八日善光寺再建材木千曲川流し許可さる
寶永（三六五）	二	四月廿八日鹽吹池修築成る
		六月二日紺屋條目を達す
（三六六）	三	正月廿八日松平仙石所替を命ぜらる
		二月五日信濃小縣更級の内に五万八千石充行の朱印松平伊賀守に與へらる
		四月廿四日山御廟を鍛冶町本陽寺に改葬す
		六月二日上田城受取渡し、此月松平氏施政條目二十一ヶ條を頒つ
		十月廿四日常田房山生塚秋和等の諸村居屋敷年貢免除を歎願す
（三六七）	四	二月三日海野町市日の變更を出願す

	五	九月十七日北國往還人馬賃錢二割增
		・十一月廿三日富士山噴火寶永山出來
		三月六日瀧澤助右衛門下河原の開墾出願
		・十月廿七、八、九の三日淺間山大爆裂つゞく
正徳（一三七二）	六	・五月一日家宣將軍宣下
（一三七三）	二	上田藩領内に貯穀を命ず
（一三七四）	三	・四月二日家繼將軍宣下
（一三七五）	四	十二月廿七日在分に條々を申渡す
享保（一三七六）	五	此年別所幕宮の池を增築す
（一三七七）	元	・七月十八日德川吉宗將軍宣下
	二	二月小牧村助鄕赦免を出願す
（一三八一）	六	九月廿七日松平忠周京都所司代となる
		二月十四日松本藩へ上田兩問屋より御米請合の證文を出す
（一三八二）	七	閏七月十六日蛭澤川大水辨天前より押上げ被害甚大なり
（一三八四）	九	十二月十一日菅平境界問題江戸評定所の裁許あり小縣村々の勝訴と成る
（一三八八）	一三	二月上田町田中宿新市に故障申出づ
		四月三十日松平忠周逝去
（一三八九）	一四	六月十五日松平忠愛家督を續ぎ、弟忠容に鹽崎五千石を分つ
		十一月十九日藩始て寒中の雉子を將軍に獻ず
（一三九〇）	一五	・二月十六日幕府普及類方を刊行す、此月上田惣町祇園祭禮輕く行はん事を願出づ

十月八日上田町大火
十二月廿五日屋形燒失
三月十二日江州一萬石と川中島一萬石との引替朱印上田に到着す
二月十九日安原貞平召抱へらる
五月十八日千曲川大洪水城南の崖崩れ櫓危險となる藩金を幕府に借りて修理す
六月廿七日二の丸内に在りし稻荷社を三の丸新參町に移す
十二月廿一日往還筋城下町在分百姓家修覆料を給す
八月七日始て上田領産(武石村産)の駒を將軍家に献ず
九月十七日上田藩櫻町天皇御即位の御祝品献上す
・七月十七日伊藤東涯死去
・八月十二日大岡忠相大名に列す
十月一日より五日迄本海野に駒市を立つを命ず
六月青木文藏古文書遺典等の探索に上田に來る
八月一日千曲川大洪水(所謂、戌滿水)沿岸被害甚大
五月海野町の人菅平開墾を出願す
・九月一日吉宗將軍職を子家重に讓る
十月六日公用信書取扱不行届の廉に依り板橋小諸より越中泊宿迄の宿々處罰さる
七月二日松平忠順家督相續
九月十五日安原太郎貞平御條目御用仰付けらる
七月四日領民に藩公郊外に出懸くるも遠慮無く農事に從ふべきを告ぐ

	(二三八一)	一六
	(二三八二)	一七
	(二三九四)	一九
	(二三九五)	二〇
	元文 (二三九六)	元
115 櫻町	(二四〇〇)	五
	寛保 (二四〇一) (二四〇二)	元
	延享 (二四〇五)	二
116 桃園	寛延 (二四〇八) (二四〇九)	元
	(二四一〇)	三

（一四二一）	四	九月蛭澤川に汚物を投棄するを禁ず
寶暦（一四二三）	二	四月廿五日強震あり二回に及ぶ
（一四二三）	三	十一月九日西前山村に猪狩を爲す、十四日鍛冶町に鹿三頭あらはる
（一四二五）	五	十二月五日當郷に追鳥狩を爲す 二月廿四日家中に半知を申付く、此月御儉約中の心得を達す 十一月十七日常田口紺屋町口に番所を設く 五月風呂屋出願者に許可を與へず
（一四二六）	六	六月廿九日戸隱權現上田に宿泊す
（一四二八）	八	八月十七日海野町善右衛門京都に紬荷を出す
（一四三〇）	一〇	六月十六日柳町に火事あり 三月六日松平忠愛逝去す
（一四三二）	一一	七月高井郡高井村の人信濃千曲犀川通船の事を出願す
（一四三三）	一二	十一月藩主上田町北東方に於て大追鳥を行ふ 十二月十一日浦野組より百姓一揆起り上田領響應す
（一四三三）	一三	三月城下續在分の商店中一部に暖簾を許す 三月二日百姓一揆首謀者淺之丞半平を斬に處す、九日町役人の子等御叱請書を出す
明和（一四三七）	四	十二月廿六日岡部九郎兵衛逝く
（一四四八）	五	八月廿一日幕府山縣大貳を刑し竹内式部を遠島に處す 八月十四日土屋嘉右衛門三人扶持を給し御勝手向用達を命ぜらる

118	後桃園	安永	二
		（一七七三）	
		（一七七四）	三
		（一七八〇）	九
119	光格	天明	
		（一七八一）	二
		（一七八三）	三
		（一七八六）	六
		（一七八七）	七
		（一七八八）	八
		寛政	元
		（一七八九）	
		（一七九〇）	二
		（一七九一）	三

十二月原町新兵衛町奉行に下座敬禮を爲さゞりし廉を以て押込申付けらる
四月中馬の件に就き關係宿々連合して評定所に訴ふ
十月廿七日安原貞平死去
五月上田町在分商店嚴禁を請ふ
二月八日松平忠順逝去
四月十四日松平忠濟家督相續
七月六日淺間山大爆裂上州方面其被害特に甚し
九月廿九日上州磯部村の窮民蜂起す
十月五日梵天一揆を川久保橋に拒ぐ
六月常田村鑄物師戸倉村問屋鍋釜荷物の口錢に付嚴談す
・四月十五日家齊將軍宣下
・六月松平定信老中と成る
四月一日常田池普請竣工
五月藩上田町の物價高を戒む
六月十四日屋形內火を失し館殆ど全く燒失す
・五月廿四日幕府異學を禁ず
七月九日屋形普請竣工
九月三日千曲川洪水被害甚大藩金四千兩を幕府に借り損處を修覆す
五月在分商店禁止を請願す
八月五日大暴風雨諏訪部神社櫟木吹倒され爲に拜殿倒壞す

（二四五三）	四	九月十三日加舍白雄歿す
（二四五三）	五	此年上田藩幕府規定の貯穀を爲す 十一月在分商店禁止願に付藩町分に申諭す所あり 三月他處商人の入込を禁止す
（二四五八）一〇		・七日幕府令號事件に依り中山愛親、正親町公明に閉門又は逼塞を命ず 六月善光寺如來全國回國開帳の歸途十八、十九、二十の三日願行寺に於て開帳を執行す
（二四五九）一一		十二月廿七日書院番頭松平忠明蝦夷地取締御用掛を命ぜらる 正月廿七日藩主忠濟半過山に猪狩を爲す
享和	元	十月地藏峠駄賃荷物通行禁止を上田藩に出願す
（二四六一）		二月廿八日松平忠明蝦夷地實地視察に赴く
（二四六三）	三	正月廿八日松平忠明蝦夷地巡視の命を受く
文化		・九月本居宣長逝く
（二四六五）	二	六月三日矢出澤川出水上田通路架橋十二流失す 二月十四日鹽崎分知松平忠明逝去す
（二四六六）	三	九月廿八日上田在城百ケ年祝を爲す 三月鹽尻組九ケ村新加助赦免を幕府に願ひて許さる
（二四七〇）	七	四月十七日大降雹大さ團子の如く往來積もること四、五寸より、七八寸に至り諸作物皆打たる 六月上田町諏訪形の旅舍禁止を出願す

	(二四七一)	八
	(二四七二)	九
	(二四七三)	一〇
	(二四七五)	一二
	(二四七六)	一三
120 仁孝	文政 (二四七八)	元
	(二四七九)	二
	(二四八〇)	三
	(二四八一)	四
	(二四八二)	五
	(二四八六)	九
	(二四八七)	一〇
	天保 (二四九二)	三

正月原町治助太兵衛の兩人定飛脚渡世を出願す
四月一日鼠宿及上田町との新市訴訟幕府の裁許あり
此年藩上田縞に夏蠶絲を用うるを禁ず
五月七日松平忠學上田藩を襲ぐ
此年上田明倫堂設立さる
十一月廿九日桂希言死す年七十二
十二月廿三日仙石政和新刊類聚國史を幕府に献ず
三月廿一日平野邦慶死去
四月廿日松平忠優上田藩主と成る
五月藩軍制を定め之を臣下に示す
十月藩近領手當の制を定む
五月三日海野町對原町柳町奥筋商人等との訴訟江戸評定所に於て示談內濟となる
一月諸職人世話役を置く
九月割番町役人に達して奢侈を戒む
八月貫文地へ桑を植るを禁じ植たるは掘拔かしむ
十月常田村小島國一香爐を內裏に献ず
二月趣意麥貯蓄の事を許す
二月藩他處職人取扱方心得を達す
八月藩領內に綿羊飼養希望者を募る
十月十八日藩領內產物取締手段書を示す

（二四九三）	四	二月六日藩産物改所を設置す 五月蠶種商の不正を戒む 八月山田維則明倫堂學則を撰す
		・三月水野越中守忠邦老中と成る
（二四九六）	七	八月廿五日上田領稻荷山暴民の一揆起る、此月籾取を禁ず
	五	此年幕府令して酒造米去年の三分二を減じ三分一を造らしむ、上田藩全く酒造を禁ず
（二四九七）	八	七年八年大凶作
（二四九八）	九	・八年九月二日家慶將軍宣下 四月忠優寺社奉行と成る
（二五〇〇）	一二	十二月房山山口二村に家屋修覆料を給す
（二五〇一）	一二	五月松代町年寄孫兵衞岩野より小諸迄千曲川通船を出願す
（二五〇二）	一三	六月廿六日爲登糸取締役、仕入方吟味方を町人に命ず、此月生糸市場心得を達す
（二五〇三）	一四	十二月廿九日上田町在商店一件に付申渡す所あり 閏九月廿五日町在役人に双方の申分採用し難きを申渡し後新制度を達し双方請書を差出さしむ
（二五〇四）	一五	七月上田城下町在分の居宅商の區域を定む
弘化（二五〇五）	二	三月松平忠優大坂城代となる
（二五〇六）	三	五月廿八日僧活文入寂 ・閏五月廿七日米使ビッドル浦賀に來る

121 孝明

嘉永（二三五八）	元	十月十八日松平忠優老中と成る
（二三五〇）	三	七月上田町々の消防纏を制定す 九月鎌原村の人菅平開墾を出願す 十二月九日武石峠訴訟幕府の裁許あり
（二三五一）	四	三月九日瀧澤助右衛門等下原村住民の衰微を救ふ 五月一日成澤寛經大塔物語を刊行す 九月廿八日菅平勸請神社の神祭あり
（二三五二）	五	・六月三日米國使節ペリー來朝、十二日退去
（二三五三）	六	・七月十一日幕府諸侯に兵備に注意せしむ 九月廿六日竹内善吾死去、昌蓮寺に葬る 十一月廿一日上田藩主家臣に時局に就て注意を與ふ
安政（二三五四）	元	・廿三日家定將軍の宣下あり 十二月五日兩間屋に注意を與へ町民の狼狽騒擾を戒しむ ・正月十一日ペリー再渡來す 二月藩軍制を改定す
（二三五五）	二	・三月三日日米和親條約締結 七月九日幕府白地日の丸の印を以て國旗と定む ・十一月四日強震あり下之郷潰家あり 八月四日松平忠優老中を罷む 十月二日江戸大地震

(二五一六)	三	八月廿八日神川蓮台渡を以て人を渡す
(二五一七)	四	四月九日産物會所を設置す
		五月永續講成立、手塚太郎右衛門江戸に赴き石炭油の製法を傳習す
		六月紺屋職役人を置く
		・十月廿一日ハリス登城將軍に竭し國書を捧呈す
(二五一八)	五	二月産物會所所屬機場にて廣帶を織出す
		・六月十九日日米通商條約調印さる
		八月廿四日藩借財取調方及整理方を置く
		九月一日藩暴瀉病の療法を領内に示す
		十一月十一日藩黄金澤の銀試堀を幕府に届出づ
(二五一九)	六	六月藩家老用人勘定奉行等菅平開拓試作の狀況を視察す
		九月十日松平忠禮家督を續ぐ、十四日松平忠固逝去
		此年所謂安政の大獄起る
萬延 (二五二〇)	元	・三月三日大老井伊直弼櫻田門外に於て刺さる
文久 (二五二二)	二	正月十八日藩建御雷神經津主神建御名方神を祀れる武神廟を武學校内に設く
		三月文武學校寄宿舍鍾美館を設く
		十月廿六日和宮御下向御警衛の上田藩士出發す
(二五二三)	三	二月廿二日等持院足利將軍木像斬首事件あり
		八月十日木像斬首犯人の内上田藩預り大庭恭平師岡節齋の二人上田に着す
		九月金山町を建つ

元治（一三二四）	元	三月幕府田方に桑を植付るを禁ず 十一月十七日藩水戸浪士討伐の兵を出す、廿日樋橋の戰、諏訪松本二藩兵浪士隊と戰て敗る ・二月四日武田正生藤田小四郎等敦賀にて斬に處せらる
慶應（一三二五）	元	三月一日東町通り開通 四月鑄種利潤多きを以て冥加銀五割を增徵す、四月十八日上田藩征長再役の將軍左右備を命ぜらる ・五月十六日將軍江戸を發して征長に向ふ 七月赤松小三郎英國歩兵練法を飜譯す ・七月廿日將軍家茂大坂に薨ず ・八月廿日幕府將軍の喪を發し、德川慶喜將軍職を襲ぐ 九月三日赤松小三郎京都に於て暗殺せらる 十月十四日慶喜大政を奉還す、廿一日上田藩主上京すべき御沙汰を被る 十一月十一日在府の諸侯朝廷の召に應じ上京爲し難き旨を在京閣老に陳じて執奏を乞ふ ・十二月九日維新の大號令發せらる、廿五日幕兵江戸薩藩邸を襲撃す同邸に在りし丸山德五郎齋藤養齋等圍を衝て薩艦に逃る ・正月三日伏見鳥羽の戰、九日上田藩主松平忠禮上阪して將軍の膝下に於て忠勤を抽んぜんを乞ふ、十六日忠禮其家臣等に德川氏と存亡を共にする覺悟を告ぐ、廿一日武裝に洋式を採用す
（一三二六）	二	
（一三二七）	三	
明治（一三二八）	元	

二月七日官軍先鋒總導隊中之條支配村々に辰年々貢半納の事を達示す、・十三日德川慶喜恭順謹愼の意を表す、二十三日松本科之助脫藩江戸に赴き彰義隊に加はる

三月二日忠禮書を朝廷に上り上京遲延の事情を奏す、・十二日神佛混淆を禁ず、

・十四日明治天皇御誓文五條を誓はせ給ふ

四月十七日松平忠禮鹽崎分知松平欽次を帶同して參內し、御奉公の誠を致すを奏す

閏四月廿日上田藩北越に出兵す

五月十日越後榎峠の戰官軍苦戰す、・十五日上野彰義隊敗る、十九日官軍長岡城を陷る、・廿四日府縣をして舊幕府旗下の士の采邑を管せしむ

・七月廿七日江戸を東京と稱す

八月二日伊那縣を設置す、十九日榎本釜次郎幕艦を率ゐて脫走す、此時咸臨丸中に上田藩醫林常靑あり、二十日丸山德五郎捕へらる

・九月廿二日天長節復興、・此日會津城陷落す

十月廿八日藩治職制を發布す

十一月武學校內に軍事局を置く、廿九日上ノ山藩主官位褫奪減封の上隱居を命ぜらる

十二月五日松平忠禮東京に於て參內誓約す、六日藩田安龜之助に金千圓を合力す

・正月廿三日薩長土肥四藩主版籍奉還を請ふ

三月二日松平忠禮版籍奉還を請ふ、九日忠禮版籍奉還に付家臣等に諭す

（一三五〇）三　四

五月領産物交易賣捌方取締を設く
六月七日藩士野健藏等をして社寺の舊記を取調べしむ、十九日松平忠禮奏請聽許せらる、同時に上田藩知事を命ぜらる
八月十六日忠禮上田に歸る、十七日百姓一揆勃發す
・十二月朝廷藩札の通用を禁ず
正月朔日乘初射初の式を廢す、此月藩幼生寮を設く
二月九日藩預りの仙臺藩士赦さる
三月丸山久成魁塚を建つ
四月十五日生糸製造方の注意を與ふ
九月七日藩士族卒の歸農奬勵の諭告を出す、十日朝廷藩制を改む、・十九日平民の苗字を稱するを許す
十月二日藩湊川神社營造の費を寄附す
・十二月十八日朝廷在官者以外の華士族卒に農工商の業に從ふを許す、廿四日庶人の佩刀を禁ず、此月上田藩貯穀を奬勵す
二月八日熊本藩より養蠶講習者上田に來る
三月二日松平忠禮東京留學を出願す
四月諏訪部橋船賃を取ることゝす
・五月十四日神社の社格を制定す、廿七日上田に戸籍掛を置く
・六月廿二日長野縣を置く
七月一日上田郵便取扱所を置く、・九日刑部省及彈正台を廢し司法省を置く、十

四日藩を廢し藩知事を停む上田藩上田縣と成る
八月十八日全國の城郭を兵部省の管轄とす、・此日東京大坂に鎭台を置く、・廿八日穢多非人の稱を廢す
・十一月筑摩縣を設置す、・廿二日府縣の廢合完了す
十二月十九日上田城二ノ丸以內兵部省の所管となる

（二五三）五

正月上田町差出帳を作る、當時鍛冶町に鍛冶十六人紺屋七人、紺屋町紺屋一人
二月中牛馬會所設立、二十八日兵部省を廢し海陸軍兩省を置く
・三月十二日一向宗を眞宗と改稱す
四月廿七日長野縣神官の公選を達す、此月區制施行
五月廿八日長野縣北國往還諸宿に人力車を貸與す
七月一日上田局開始、此月松平忠禮米國に留學す
・八月三日學制發布　廿五日上田町伊勢宮にて伊勢皇大神太麻頒布式を行ふ
・十一月九日太陽曆を用ふ、依て明治五年十一月三日を以て、六年一月一日と爲し又二十四時間を一日となす
十一月長野縣各戶長副戶長及名主組頭の稱を廢し、戶長副戶長を區長副區長、名主を戶長組頭を副戶長と稱せしめ、村役人及組合の心得を達す
・一月四日五節句を廢す、・十四日全國の城地中軍事上重要なる者は陸軍省に屬せしめ、他は大藏省に屬し廢毀せしむ、五月一日上田町町用所開始
六月九日上田町學校世話方を命ず
十月廿二日上田町小學校開校す

（二五三）六

		十一月鎌原村惟明學校開校す
		・十二月廿七日家祿奉還規則發布　此月房山進新學校、常田成明學校、御所亮功學校等開校す
（二五三四）	七	七月大小區制施行
		・八月一日大久保利通臺灣征伐の件に就き清國談判に赴く
（二五三五）	八	一月一日上田局廻常爲替取扱開始
		此年諏訪形學校を若宮に建つ
（二五三六）	九	六月十二日常入村常盤村成る
		八月廿一日筑摩縣を廢し信州一圓長野縣管轄と成る
		十月上田日本基督教會創立
		此年道路等級一等を國道二等を縣道三等を里道と改む
（二五三七）	一〇	三月一日上田町に松本裁判所の支廳を置く
		・六月八日佐野常民、大給恒等の創立せし博愛社認可さる
		・九月廿四日城山陷り西鄕隆盛戰死す
		十一月八日第十九國立銀行開店
（二五三八）	一一	三月一日上田局郵便貯金取扱開始
		五月二十三日北陸東海御巡幸仰出さる
		九月七日明治天皇北陸東海御巡幸の御砌上田町に御宿泊あらせ給ふ
		十一月九日車駕東京御還幸
（二五三九）	一二	一月四日郡區町村編制法實施、此日師岡政舉小縣郡長に任命さる、此時長野縣下

十六郡と成る
・六月四日東京招魂社を別格官幣社に列し靖國神社と改稱す、○廿八日長野縣町村會規則を布達す
七八月の頃コレラ病信州に流行す
二月八日伊藤甲造上田活版社を創始す
四月上田警察署房山の新廳舍に移る
五月廿五日上田銀行設立
六月小縣郡立小縣中學校設立正木直太郎校長と成る
三月廿九日上野尚志死去す
七月八日松平忠禮子爵を授けらる
二月二十三日聯合町村制施行
此年中澤活版所上田町に創業
・四月小學令發布
五月長野縣種痘細則を制定公布す
八月上田町に木會大林區署上田派出所を置く
・一月廿二日東京に電氣燈の點火あり
一月四日上田學校一部燒失
五月廿二日上田商工會設立す
八月十五日上田驛開始
・十月廿七日皇居を宮城と改稱す

（二五四〇）一三
（二五四一）一四
（二五四四）一七
（二五四五）一八
（二五四六）一九
（二五四七）二〇
（二五四八）二一

（二五四九）二二
・二月十一日帝國憲法發布
四月一日市町村制實施さる
五月十四日上田町々長助役有給と成る
三月上田橋竣工、松平神社前の道路改修成る
（二五五〇）二三
五月十七日府縣制及郡制を公布す
・十月三十日教育勅語下賜せらる
此年上田町に自轉車に乘る者あり
（二五五一）二四
四月一日郡制實施
・五月十一日露國皇太子大津に於て傷けらる
（二五五二）二五
四月一日小縣蠶業學校創立、三吉米熊校長と成る
六月一日長谷川活版所創業
十一月廿六日黃金澤堤防修築工事竣工す
此年日本メソヂスト上田教會創立
（二五五三）二六
三月二十日天皇陛下の御眞影上田小學校に下賜せらる
六月一日上田局小包郵便物取扱を開始す
（二五五四）二七
・八月一日淸國に對する宣戰詔勅下る
九月廿四日上田恤兵會設立す
此年間既に天神町通り街狀を成す
（二五五五）二八
三月十四日松平忠禮卒す、・三十日日淸講和條約締結、三十一日一郡一校高等小學校の制廢止

・四月十七日下關條約締結

・五月十日遼東半島の還附の詔勅下る

十二月廿七日上田商業會議所設立認可さる

（二五五六）二九

七月廿日諏訪部船橋廢止と成る。此月千曲川洪水あり被害頗る多し

（二五五七）三〇

五月廿二日上田小學校初て英語科を置く

・六月十日古社寺保存法公布せらる

・八月三十日ブラジルに日本公使を駐在せしむ

三月廿七日上田小學校上田分教場燒失、三十日校長久米由太郎責を負て自決す

（二五五八）三一

九月九日竹内八十吉死去、十五日松平學校の敷地建物を上田町に寄附す

（二五五九）三二

三月卅一日上田男女兩校併置

五月廿五日常田堰護岸工事竣工

十一月上田分教場再建工事竣工

（二五六〇）三三

四月一日上田中學校縣立獨立の中學校と成る、十三日小松宮殿下日本赤十字社長野支部總會御臨席の爲め御來田あらせらる

六月五日馬場町通り道路改修成る

七月廿四日黄金澤堤防工事竣工

（二五六二）三五

八月消防組水防事務を兼ぬ

九月十日長村外九ケ町村共有地管理規程締結さる

十一月廿一日上田町農會組織さる、此月梅花幼稚園創立

八月十一日上田町に始て電燈使用さる

(三五四)三七	・二月十日露國に對して宣戰詔勅下る、此月小縣義勇會組織さる 十月上田新聞刊行 ・十二月六日第三軍二〇三高地を占領す、・十七日旅順露國艦隊全滅
(三五五)三八	・正月一日旅順陷落す ・五月廿七日露國バルチック艦隊を日本海に擊滅す
(三五六)三九	・九月五日日露ポーツマス講和條約成る
(三五七)四〇	五月十日海軍三提督來田十二日上田中學校に臨む、十七日乃木將軍來田 一月廿八日上田局電話通話取扱開始 十月十六日伏見宮貞愛親王殿下、大日本山林會總會御臨席の爲め、御來田あらせらる
(三五八)四一	二月十一日上田局電話交換開始 ・十月十三日戊申詔書渙發せらる
(三五九)四二	三月日露戰役紀念碑建設さる 四月一日上田高等女學校縣立となる、此月上田小學校女教員を採用す 九月二日上田町に屠場始て設けらる
(三六〇)四三	三月上田蠶絲專門學校設立 四月一日上田町汚物掃除關係吏員を置く 八月針塚長太郎上田蠶絲專門學校長に任ぜらる、此月小縣佛教會創立 三月上田市消防組救護班成立、此月小縣佛教會免囚保護事業を開始す 七月廿九日上田小學校生徒一天皇陛下御病氣御平癒を祈る、三十日明治天皇崩御、
(三七一)四四	
(三七二)四五	

大正元（一九一二）		皇太子嘉仁親王踐祚
三（一九一四）		・九月十三日明治天皇御大葬、此日乃木將軍夫妻自盡 三月上田蠶絲專門學校初て第一回の卒業生を出す
四（一九一五）		・八月二十三日獨逸に對する宣戰の詔勅下る ・五月一日明治神宮を官幣大社に列す ・十一月十日卽位の大禮を行はる、此日中之條圖書館設立此年城下村御大典紀念林を造る、上田市氏子總代會設立す
五（一九一六）		三月廿一日諏訪形文庫設立 八月廿五日小牧圖書館設立
六（一九一七）		十月一日上田局簡易生命保險の事務を取扱ふ 三月上田傳染病院落成す 五月七日神川村上田町水道水源地として神川使用の件に付謝絕の意を表す 十月一日長野縣染織講習所事業開始 此年上田劇場落成す、日ノ出町街狀を成す
七（一九一八）		九月上田明照會設立 十二月松尾購買組合設立
八（一九一九）		三月上田傳染病院落成 四月一日上田小學校再び一校制に復す、二十日上田局切手別納郵便取扱開始 五月一日上田町に市制施行さる 七月七日皇太子裕仁親王殿下御來田遊ばさる

八月廿一日細川吉次郎上田市長と成る、此月飯島飴工場創立す
九月城下小學校上田市小學校城下校部と成る
十一月廿六日汚物掃除巡視吏員を設置す、廿五日在鄉軍人會上田市聯合分會成立す

（一三六〇）九
四月一日上田松本線指定府縣道となる、此日上田實科高等女學校設置
七月十日內務大臣より水道布設の件認可さる

（一三六一）一〇
三月十一日水道布設費國庫補助の指令來る
四月十一日郡制廢止
五月一日上田電氣館落成
六月十七日上田溫泉電軌株式會社營業開始
九月十日上田市城下村併合
十一月廿五日皇太子攝政とならせらる

（一三六二）一一
此年上田市公報發行に決す
三月上田市職業紹介所設置

（一三六三）一二
十二月二日上田市信用組合設立、此月大原簿記學校材木町の新築校舍に移る
五月一日上田市立圖書館開く
五月廿一日上田夜間中學校開校
七月七日水道落成式擧行
八月廿日攝政宮殿下小諸城阯へ行啓あらせらる
十一月十三日上田公會堂開館式を擧ぐ

124 今上

(二五八四)	一三
(二五八五)	一四
(二五八六)	一五
昭和 (二五八七)	二
(二五八八)	三

此年上田市方面委員會設置、上田裁縫女學校設立
二月十一日故赤松小三郎從五位を追贈さる
七月十四日勝俣英吉郎上田市長となる
八月十五日溫電川西線上田驛に乘入る、二十日上田市聯合分會內務大臣感謝の意を本縣知事より傳達さる
九月廿八日賀陽宮殿下御來田
八月七日新造上田橋開通式擧行、一日上田東驛營業開始、此年市營住宅全部落成、大門町通り街を成す
四月一日上田盲學校開校
五月上田明照會甘露園竣工、上田史談會々則議定
八月十二日溫電西丸子線開通
九月十五日上田每日新聞創刊
十二月廿五日大正天皇崩御、上田市共同質庫信用組合成立
此年坂井田町街を成す
六月市營運動場陸上競技場落成す
九月廿九日梨本宮守正王殿下御來田
十二月二十四日上田神社縣社に昇格す
三月上田刑務所上田區裁判所西方新築廳舍に移る
六月一日溫電北東線上田驛に乘入る
八月上田小學校北校々舍二棟落成す

十一月十一日相樂三從五位を追贈さる	四	（二五八九）
五月十五日上田女子青年團組織、此月水野玩具工場其製品を海外に輸出す		
十月十五日上田市制施行十年紀念祝賀式擧行		
十二月廿一日上田商工會議所褒章條例に依り褒狀を受く	五	（二五九〇）
三月シュナイダー菅平スキー場に來る		
五月九日成澤伍一郎上田市長と成る	六	（二五九一）
四月十日北白川宮永久王殿下御來田		
六月十七日上田飛行場使用開始		
九月十八日日支事變勃發	七	（二五九二）
三月五日日支事變上田市出征軍人後援會成立す		
十月十五日朝香宮殿下御來田、此日上田築城三百五十年祭擧行		
十二月廿日上田稅務署常入の新築廳舍に移る	八	（二五九三）
此年蛭澤川治水工事竣工		
四月十四日李鍝公殿下御來田	九	（二五九四）
六月十二日上田屠場改築		
此年黃金澤治水工事竣工す		
九月一日上田市青年學校開校	一〇	（二五九五）
此年矢出澤川治水工事竣工す		
四月一日上田市納稅組合奬勵規程を施行す	一一	（二五九六）
十二月上田市消防各組を廢し一組に統一す		

校正を了りて

藤澤直枝



本書全部公刊の運びに到りし時、既に幽明其境を異にして、共に慶を同うし得ざりし人々に、先の勝俣市長、溝口篤太郎、三井彌一太郎、瀧澤助右衞門、三上參次博士の五氏がある。勝俣氏は毎(つね)に「先づ郷土を知れ」を信條として高調せられしが、遂に上田市史編成の大計畫を立てられ、溝口、三井の兩氏は、本書緒言所載の如き關係を有し、且三井氏は北上州方面に於ける市史資料の探蒐、史蹟踏査の爲め、行を共にせられし事あり、瀧澤氏は予が上田市編纂の任に當るを決意せしを喜び、同家秘藏の問屋日記及書類等悉く之を開放して、其閲覽の自由を與へられ、爲めに有力なる史料を蒐め得たり、三上博士は明治廿五年以來我指導啓發の

恩師、上田市史編纂に關しても再三の御注意をたまはり、且其上梓の一日も速かならんを望まれし御書に接すること二回に及べり。今思を此等故人の上に及ぼす時、轉々今昔の感深きを覺ゆるものあり。猶小縣郡史編纂の任を完うせる小山眞夫君は、嘗て上田中學在校時代師弟の關係ありしも、學に當ては師に讓らざる氣槩を有する人、故を以て上田市史成るの日、先づ君の一覽を乞ひ、以て其眞摯なる批判を聞かんと欲したるも、今や君も亦逝けり、嗚呼。茲に上田市史印刷校正了るの日に於て、感想の一端を叙べ以て跋に代ふ。

昭和十五年三月十五日印刷
昭和十五年三月二十日發行

禁復製轉載

上田市史 上下二卷 金貳拾圓

著者 藤澤直枝
編輯者 長野縣上田市
代表者 伊藤傳兵衛

印刷兼發行者 長野市妻科一七三番地 大日方利雄

印刷所 長野市南縣町六五七番地 信濃每日新聞社

發行所 長野市南縣町六五七番地 信濃每日新聞株式會社